「新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業」
実施報告書

厚 生 労 働 省

令和二年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

社会福祉推進事業

〈報告書〉

2021 年３月

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

はじめに

令和2年度厚生労働省生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）を受託し、『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業』を実施し、調査報告書として取りまとめることができた。

社会福祉士と精神保健福祉士の新しいカリキュラムが確定し、養成校においては 2021 年4月から新たなカリキュラムでの養成が開始される。そのため、養成校が円滑に、新カリキュラムに移行した養成教育を実施できることが基本課題となっている。養成教育を担う教員が新カリキュラムの内容を理解し、適切な養成教育ができることが求められており、特に、社会福祉士養成においては実習時間の増加・2か所以上の機関での実施と包括的な支援を学ぶ実習が求められる中で、実習・演習科目担当教員並びに実習指導者を対象とした講習会プログラムを改定・開発し、養成課程における「講義－演習－実習」の効果的で持続的な循環に基づく教育が行われるために、本調査報告書がその支援となるよう、様々な観点から調査研究を進めてきた。

第1には、新しいカリキュラムに基づく実習・演習担当教員ならびに実習指導者に対する各試行講習会を実施し、その中で教員及び実習指導者が学ぶべき内容及び教員・実習指導者・事業所等が共有すべき内容についての検討を行った。そこでは、新カリキュラムでの講義－演習－実習の効果的な循環となる教育内容、教育方法等、教員・実習指導者・事業所等が共有すべき内容を検討した。

第2には、コロナ禍は養成校の授業や実習ほか教育全体に多大な影響を与えた。その中で、養成課程の教育方法にどのような影響を与えたかを整理し、養成校が ICT 等を有効活用しながら、コロナ禍での BCP（事業継続計画）を策定していくことを検討した。

第3には、「コミュニティにねざしたふくし人材を養成する研修（「こふく研」）」を試行し、教員・実習指導者・事業所等が共有すべきソーシャルワークの内容やその研修を実施し、その評価を行った。同時に、研修を通じて都道府県レベルでの人材養成ネットワークの形成や講習・研修実施体制の構築等について検討した。

第4には、養成校、養成校実習担当教員、実習指導者、社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験受験者、自治体の5つを対象にした調査を実施した。特に、自治体調査では、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業についての現状を把握した。

これらの事業を推進することで、以下のことを目指した。

① 新たなカリキュラムによる養成教育が効果的に展開されるとともに、旧養成課程により資格取得した者及び養成課程教員の学び直しの機会を確保する。
② 地域ブロック・都道府県域で福祉人材養成にかかる連携や協働が促され、福祉人材のプラットフォーム形成に寄与する。
③ 映像媒体等の教材開発により、とりわけ研修機会の少ない地域の専門職等にも自己研鑽の機会を提供する。
④ 同じ研修教材等の活用や研修を合同で実施することにより、福祉人材養成・育成や福祉人材確保に関する情報共有や協働を継続する。
⑤ 今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴う養成教育への影響等に対応する教育方法を検討することで、緊急事態における学生の学修機会を継続・保障できる教育体制を構築する。

以上をもとに、本報告書が 2021 年4月から始まる新カリキュラムでの養成の円滑実施に貢献できることを期待している。

最後に、本事業にあたって、ご協力を頂いた関係団体や調査ご協力を頂いた皆様に深く御礼申し上げるとともに、引き続き、ご協力をお願い申し上げる次第である。

2021 年 3 月

一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会 長　　白澤 政和

令和二年度厚生労働省生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業）

新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業　　報告書

目　次

はじめに

第１章　事業概要

１　事業の背景と目的・・・

３－５　演習担当教員講習会の成果と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・107
４　講義－演習－実習の循環
４－１　講義-演習-実習の循環についての考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・108
４－２　演習と実習の関連性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・111

第３章　養成校における ICT や多様な教材・教育方法を活用した学習環境の整備及び養成校の BCP 策定
１　養成校における ICT の活用状況と今後の展望
１－１　背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・117
１－２　コロナにおける養成教育への影響・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・120
１－３　ICT 活用にかかる養成校・実習担当教員及び実習指導者への調査結果・・・・・126
１－４　今後の展望と養成教育における ICT 活用への展望・・・・・・・・・・・・・150
１－５　ソーシャルワーク専門職養成教育における ICT 活用の考え方と方向性・・・・・162
２　養成校における事業継続計画（BCP）について
２－１　BCP とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・164
２－２　養成校調査結果（BCP 部分）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・167
２－３　災害時に求められる養成校の役割と使命・・・・・・・・・・・・・・・・・172
２－４　養成校における BCP に含むべき事項と策定のポイント・・・・・・・・・・・175

第４章　教員・現場実践者（実習指導者）・事業所等が共有すべき内容と研修の検討及び試行及び都道府県の講習・研修実施体制の構築とネットワークの形成
１　コミュニティにねざしたふくし人材を養成する研修（こふく研）の企画と試行
１－１　企画の背景とねらい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・181
１－２　検討内容と実施方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・182
１－３　こふく研プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・186
１－４　受講者からのフィードバックと今後の展望・・・・・・・・・・・・・・・・188
２　各都道府県での講習・研修実施体制の構築及びネットワーク形成について
２－１　背景とねらい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・201
２－２　各都道府県での構築状況およびこふく研開催にかかる活動状況・・・・・・202
２－３　今後の課題と展望・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・209

第５章　調査
１　養成校調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・213
２　実習・実習指導担当教員調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・249
３　実習指導者調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・269
４　社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験受験者調査・・・・・・・・・・・305
５　自治体調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・317

資料編

- 実習担当教員講習会・実習指導者講習会　試行講習会要項、各種資料・・・資料編-１
- 演習担当教員講習会　試行講習会要項、試行講習会資料・・・・・・・・資料編-136
- 新型コロナウイルス感染症対策下における ICT 導入・活用状況ならびに BCP 策定状況に関する調査　調査票及び鑑文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料編-194
- こふく研ポスター・ちらし、こふく研講義資料（映写のみ・配布なし）・・資料編-201
- 調査票及び鑑文、添付資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料編-213

  社会福祉士・精神保健福祉士養成校への調査票及び鑑文

  実習・実習指導担当教員への調査票及び鑑文

  実習指導者講習会修了者への調査票及び鑑文

  模擬試験受験者への調査項目及び依頼文

  自治体への調査票及び鑑文（モデル自治体調査、市区町村調査）　、参考資料

第１章
事業概要

1　事業の背景と目的

本事業は、令和３年度より導入される社会福祉士・精神保健福祉士の新カリキュラムに対応した実習・演習科目担当教員並びに実習指導者講習会の新たな講習プログラムの開発を行うとともに、養成課程における「講義－演習－実習」を効果的かつ持続的な循環に基づく教育を行うことができるよう、教員研修等のあり方に関する調査・研究を実施するものである。なお、平成 30 年度及び令和元年度に実施した社会福祉推進事業の成果や本連盟が実施している学生への就労意向調査の結果を踏まえつつ、福祉人材の育成・確保の観点も加えて事業を行った。

また、今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、養成校では対面（参集）による教育を行うことができなくなり、厚生労働省から発出された事務連絡等にもとづき遠隔授業などＩＣＴを活用した教育が実施されることとなった。本事業ではこれらの状況も踏まえ、ＩＣＴや多様な教材・教育方法を活用した学習環境等の整備状況・教育効果・活用の意向及び養成校のＢＣＰ策定状況についても調査を行い、養成教育におけるＩＣＴを活用した教育方法及び養成校のＢＣＰ策定についての検討も行った。

なお、令和２年６月に国会にて改正社会福祉法案を採決する際、参議院の付帯決議で、『重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること』と決議された。この決議は社会福祉士・精神保健福祉士の教育や就業等にも影響を与える内容であることから、急遽全国の地方自治体を対象に社会福祉士・精神保健福祉士の活用意向に関する調査を追加して実施した。

2　事業内容

令和元年、社会福祉士と精神保健福祉士のカリキュラムが見直され、令和３年度より新たなカリキュラムによる教育が実施されることとなる。このカリキュラムは「地域共生社会の実現」をキーコンセプトとして位置づけ今日的状況を踏まえて見直されたものであるが、教育を行うにあたっては「講義－演習－実習」を循環させて効果的に教育を行うこととされている。

とりわけ、実習教育は養成校と実践現場との協働により教育が展開されることとなるため、本事業では教育（教員）と現場（実習指導者）双方が共有すべき教育内容を整理しつつ研修等の内容の検討を行った。

また、今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、養成校では対面による授業や実習が実施できない状況が発生していることから、養成教育におけるＩＣＴの活用の現状や、多様な教材や教育方法を活用した学習環境の整備及び養成校のＢＣＰの検討・策定状況等についても調査を行い、検討を行った。

実施した事業は以下のとおりである。

１．　社会福祉士（精神保健福祉士）養成新カリキュラムによる教育を行うために必要となる教育内容（教員・実習指導者（現場実践者）・実習施設（事業所）が共有すべき内容）及び、新カリキュラムによる養成教育を展開するために必要となる基本的研修プログラムについて、「知識アプデ合同研修企画部会（学び直し合同研修企画部会）」を設置して検討を行い、試行研修を実施した。なお、「知識アプデ合同研修企画部会」は、本連盟会員校の教員、専門職団体及び事業者団体からの推薦者及び有識者により構成した。

○　新たなカリキュラムによる養成教育の展開と、地域を基盤とした実践をするために必要となる「アップデートすべき知識」の整理と、既に養成教育に携わっている教員及び実習指導者等現任者その他の福祉関係者に対する On-line 研修プログラムの検討

○　On-line 研修「コミュニティにねざした福祉人材を養成する研修（こふく研)」の教材作成と研修の試行

○　試行研修受講者に対するアンケート調査の実施と研修リフレクションシートの回収

２．　新たなカリキュラムによる養成にかかる実習教育を効果的に展開するため、「実習担当教員講習・実習指導者講習部会」及び「演習担当教員講習部会」を設置して実習演習担当教員講習会及び実習指導者講習会の講習プログラムの検討及び試行講習会を実施した。なお、「実習担当教員講習・実習指導者講習部会」は、本連盟会員校の教員、専門職団体及び事業者団体からの推薦者及び有識者により構成した。

○　新カリキュラムの実習教育内容に対応した実習担当教員講習会及び実習指導者講習会の講習プログラムの検討

○　新カリキュラムの演習教育内容に対応した演習担当教員講習会の講習プログラムの検討

○　試行講習会教材の作成と試行講習会の試行

○　試行講習会受講者に対するヒアリング

３．　都道府県ごとに、養成校（教員)、職能団体（実習指導者等)、事業者団体（実習施設）等が連携・協働して福祉人材育成・確保に関する取組が展開できるよう、地域ブロック会議を設置して研修等事業連携のネットワークの形成を試みた。

○　全国を 13 ブロックに分け、各ブロックに所在する本連盟会員校にブロック担当者を置き、福祉関係の職能団体、事業者団体、行政等との関係作りの推進

○　各ブロックにおいて上記１の試行研修「コミュニティにねざした福祉人材を養成する研修（こふく研)」の周知及び試行

４．　ＩＣＴを活用した養成教育のあり方及び教育方法と養成校におけるＢＣＰ／ＥＣＰについて、「ＩＣＴ・ＢＣＰ検討部会」を設置して検討を行った。なお、「ＩＣＴ・ＢＣＰ検討部会」は本連盟教員に加え、ＩＣＴ、災害、ＢＣＰ等の知見を有する有識者により構成した。

○　ＩＣＴを活用した教育に関する先行研究のレビューと先駆的活用事例の把握

○　養成校、教員、実習指導者、学生に対するＩＣＴ活用及びＢＣＰ、新型コロナウイルス感染症への対応、活用状況、意向等に関する調査の実施

○　養成校の経営・運営に携わる者に対するＩＣＴ活用及びＢＣＰ、新型コロナウイルス感染症への対応等に関するヒアリングの実施

５．　以下の調査を実施した。

（１）養成校調査

日本ソーシャルワーク教育学校連盟に入会している会員校を対象に、以下の主要な調査項目で調査を実施した。

○　社会福祉士・精神保健福祉士の養成にかかるアドミッションポリシーやカリキュラムポリシー

○　現在各養成校がソーシャルワーク専門職養成にあたりどのような人材が望ましいと想定しているか

○　ＩＣＴを活用した養成教育の実施状況等

○　災害時（感染症による影響含む）のＢＣＰの策定状況

（2）実習・実習指導担当教員調査

本連盟会員校に所属する社会福祉士・精神保健福祉士養成課程の実習・実習指導担当教員を対象に、以下の主要項目で調査を実施した。

○　実習指導等への意識
○　実習指導等の教授法
○　国家試験受験科目の理解度
○　実習現場との連携の状況
○　実習指導等におけるＩＣＴの活用状況

（3）　実習指導者調査

実習指導者講習会の修了者を対象に、以下の主要な調査項目で調査を実施した。

○　実習指導者の養成教育への関与方法
○　実習指導者の講習会へのニーズ
○　社会福祉士及び精神保健福祉士有資格者の新カリキュラムに対応した知識のアップデートやフォローアップ機会のニーズ
○　実習指導者講習会の実施主体・実施体制
○　ＩＣＴを活用した実習教育の状況や方法・意向等

（4）　社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験受験者調査

日本ソーシャルワーク教育学校連盟が実施する全国統一模擬試験受験者に対し、以下の主要な調査項目で調査を実施した。

○　実習の実施による影響及び就労の動機
○　実習の状況
○　就職の状況
○　福祉への就職の意向及び促進要因と阻害要因
○　ＩＣＴを活用した養成教育のあり方及び学習環境・手段

（5）　自治体調査

重層的支援体制整備事業（今年度までは包括的支援体制構築事業）のモデル事業を実施している自治体、さらに、モデル事業を実施していない自治体を含めた全国のすべての市区町村(政令指定都市を含む)に対して、以下の主要な調査項目で調査を実施した。

○　市区町村勢及び福祉に関する状況
○　社会福祉士・精神保健福祉士の活用状況および活用意向

申請書類からの変更点について

なお、申請書類に記載した事業計画より、実施方法やスケジュール等を一部変更し実施した。変更点及び変更理由は以下の通りである。

○　新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う感染予防対策のため、試行研修会・講習会の開催形式を全て on-line とした。
○　2020 年6月の改正社会福祉法が参議院で採決される際、「重層的支援体制整備事業について、(中略)社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること。」が附帯決議として付されることが決定したことに伴い、自治体への調査を追加した。
○　新型コロナウイルス感染症感染拡大予防に伴う ICT の活用状況、並びに新カリキュラムでの教育にかかる現況の把握を目的として、社会福祉士・精神保健福祉士の実習・実習指導担当教員を対象とし

た調査を追加で実施した。

○　新型コロナウイルス感染症感染拡大への対応及び本連盟が令和2年7月豪雨災害への対応を実施したことにより、事業スケジュールを再調整、変更した。

○　各地域における講習・研修実施体制構築をより円滑に進めるため、より細分することが適切であると判断し、全国のブロック数を当初より1ブロック多い 13 ブロックへ変更した。

3　事業実施体制

3－1　委員会・部会

これらの事業を実施するため、以下の委員会及び部会を設定して事業を実施した。なお、よりスピーディーかつ円滑に検討を進めるため、部会内で作業チームを組み検討を実施した。また、事業の進捗や検討内容を随時協力団体にも共有しながら事業を進めた。

3－2　各委員会　※はオブザーバー

3－2－1　事業親委員会　（以下順不同）

No.	氏名	所属
1	白澤　政和	日本ソーシャルワーク教育学校連盟　会長／国際医療福祉大学
2	岩崎　晋也	日本ソーシャルワーク教育学校連盟　副会長／法政大学
3	和気　純子	日本ソーシャルワーク教育学校連盟　副会長／東京都立大学
4	中村　和彦	日本ソーシャルワーク教育学校連盟　副会長／北星学園大学
5	中谷　陽明	日本ソーシャルワーク教育学校連盟　常務理事／桜美林大学
6	松本　すみ子	日本ソーシャルワーク教育学校連盟　常務理事／東京国際大学
7	空閑　浩人	日本ソーシャルワーク教育学校連盟　理事／同志社大学
8	澁谷　昌史	日本ソーシャルワーク教育学校連盟　理事／関東学院大学
9	山下　浩紀	日本ソーシャルワーク教育学校連盟　理事／日本医療大学
10	西島　善久	日本ソーシャルワーク教育学校連盟　理事／公益社団法人　日本社会福祉士会　会長
11	田村　綾子	日本ソーシャルワーク教育学校連盟　理事／公益社団法人　日本精神保健福祉士協会　会長
12	廣江　仁	公益社団法人　日本精神保健福祉士協会　副会長
13	行實　志都子	公益社団法人　日本精神保健福祉士協会　理事
14	林　真紀	公益社団法人　日本医療ソーシャルワーカー協会　副会長 （2021 年４月より日本医療社会福祉協会から団体名変更）
15	松島　紀由	社会福祉法人　全国社会福祉協議会　事務局長
16	湯川　智美	社会福祉法人　全国社会福祉協議会　全国社会福祉法人経営者協議会
※	道念　由紀	厚生労働省社会・援護局総務課　社会福祉専門官

3－2－2　実習担当教員講習・実習指導者講習部会

No.	氏名	所属
1	髙良　麻子	法政大学(概論チーム)
2	渡辺　裕一	武蔵野大学(概論チーム)
3	岡田　まり	立命館大学(スーパービジョン(SV)チーム)
4	伊藤　新一郎	北星学園大学(概論チーム)
5	畑　亮輔	北星学園大学(評価・マネジメントチーム)
6	明星　智美	日本福祉大学(評価・マネジメントチーム)
7	稗田　里香	武蔵野大学(SV チーム)
8	石附　敬	東北福祉大学(SV チーム)
9	添田　正揮	日本福祉大学(評価・マネジメントチーム)
10	島崎　義弘	公益社団法人　日本社会福祉士会　理事(評価・マネジメントチーム)
11	中田　雅章	公益社団法人　日本社会福祉士会　理事(SV チーム)
12	竹田　匡	公益社団法人　日本社会福祉士会　理事(概論チーム)

13	田上　明	公益社団法人　日本社会福祉士会／生涯研修センター企画・運営委員会委員(概論チーム)
14	中 恵美	公益社団法人　日本社会福祉士会(評価・マネジメントチーム)
15	田村　綾子	公益社団法人　日本精神保健福祉士協会　会長／ソ教連理事(SV チーム)
16	行實　志都子	公益社団法人　日本精神保健福祉士協会　理事
17	岩尾　貴	公益社団法人　日本精神保健福祉士協会　理事(評価・マネジメントチーム)
18	齊藤　晋治	公益社団法人　日本精神保健福祉士協会　山梨県支部
19	鈴木　知子	公益社団法人　日本精神保健福祉士協会　奈良県支部(概論チーム)
20	栄　セツコ	公益社団法人　日本精神保健福祉士協会　大阪府支部(概論チーム)
21	上田　幸輝	公益社団法人　日本精神保健福祉士協会　大阪府支部(SV チーム)
22	藤田　譲	公益社団法人　日本医療ソーシャルワーカー協会　業務執行理事(概論チーム)
23	佐原　直幸	公益社団法人　日本医療ソーシャルワーカー協会　理事 (SV チーム)
24	小山 泰明	社会福祉法人　全国社会福祉協議会（立川市社会福祉協議会地域活動推進課）　(概論チーム・評価・マネジメントチーム)
※	道念　由紀	厚生労働省社会・援護局総務課　社会福祉専門官

３－２－３　演習担当教員講習部会

No.	氏名	所属
1	中谷　陽明	日本ソーシャルワーク教育学校連盟　常務理事／桜美林大学
2	行實　志都子	公益社団法人　日本精神保健福祉士協会　理事
3	齊藤　晋治	公益社団法人　日本精神保健福祉士協会　山梨県支部
4	保正　友子	日本福祉大学
5	藏野　ともみ	大妻女子大学
6	中村　佐織	京都府立大学
7	山本　博之	田園調布学園大学
※	道念　由紀	厚生労働省社会・援護局総務課　社会福祉専門官

３－２－４　ＩＣＴ活用・養成校ＢＣＰ検討部会

No.	氏名	所属
1	中村　和彦	日本ソーシャルワーク教育学校連盟　副会長／北星学園大学
2	中谷　陽明	日本ソーシャルワーク教育学校連盟　常務理事／桜美林大学
3	松本　すみ子	日本ソーシャルワーク教育学校連盟　常務理事／東京国際大学
4	山本　克彦	日本ソーシャルワーク教育学校連盟　災害担当／日本福祉大学
5	篠原　辰二	一般社団法人 Wellbe Design
6	坂本　毅啓	北九州市立大学
※	道念　由紀	厚生労働省社会・援護局総務課　社会福祉専門官

３－２－５　知識アプデ合同研修企画部会（学び直し合同研修企画部会）

No.	氏名	所属
1	中村　和彦	日本ソーシャルワーク教育学校連盟　副会長／北星学園大学
2	空閑　浩人	日本ソーシャルワーク教育学校連盟　理事／同志社大学
3	廣江　仁	公益社団法人　日本精神保健福祉士協会　副会長
4	岩本　操	公益社団法人　日本精神保健福祉士協会
5	中田　雅章	公益社団法人　日本社会福祉士会　理事
6	竹田　匡	公益社団法人　日本社会福祉士会　理事
7	南本　宜子	公益社団法人　日本医療ソーシャルワーカー協会　理事（社会貢献担当）
8	高橋　良太	社会福祉法人　全国社会福祉協議会　地域福祉部長
9	所　めぐみ	関西大学
10	山本　克彦	日本福祉大学
11	野村　裕美	同志社大学
12	川井　太加子	桃山学院大学
13	篠原　辰二	一般社団法人 Wellbe Design

３－２－６　地域ブロック会議

No.	都道府県名	氏名	所属
1	北海道	橋本　菊次郎	北翔大学
2		畑　亮輔	北星学園大学

3	青森県	髙谷 憲	青森県立保健大学
4	岩手県	伊藤　隆博	岩手県立大学
5		三上　邦彦	岩手県立大学
6	宮城県	小野　芳秀	東北福祉大学
7	山形県	佐藤 昭洋	東北公益文科大学
8	福島県	大橋 雅啓	東日本国際大学
9	茨城県	下司 優里	流通経済大学
10		森地　徹	筑波大学
11	栃木県	大熊 信成	佐野日本大学短期大学
12		中島 賢二	マロニエ医療福祉専門学校
13	群馬県	北爪 克洋	東京福祉大学
14	埼玉県	田嶋 英行	文京学院大学大学院
15	千葉県	小川 智子	城西国際大学
16	東京都	小泉 隆文	東洋大学
17		由良 亮人	品川区社会福祉協議会社会福祉士養成コース
18		李 恩心	昭和女子大学
19	神奈川県	船水 浩行	東海大学
20	新潟県	趙　晤衍	敬和学園大学
21		米澤 大輔	新潟大学
22	富山県	野田 秀孝	富山大学
23	石川県	森山　治	金沢大学大学院
24	山梨県	古川 奨	健康科学大学
25		高木 寛之	山梨県立大学
26	長野県	鈴木 忠義	長野大学
27	岐阜県	大藪 元康	中部学院大学
28	静岡県	福田 俊子	聖隷クリストファー大学
29	愛知県	中嶌　洋	中京大学
30	三重県	鵜沼 憲晴	皇學館大学
31	京都府	永田　祐	同志社大学
32	大阪府	鵜浦 直子	大阪市立大学大学院
33	兵庫県	水本 誠一	神戸女学院大学
34	岡山県	岡崎 利治	川崎医療福祉大学
35	山口県	長谷川 真司	山口県立大学
36	愛媛県	高杉 公人	聖カタリナ大学
37	福岡県	河野 高志	福岡県立大学
38	佐賀県	岡部 由紀夫	西九州大学
39	長崎県	ヴィラーグ・ヴィクトル	長崎国際大学
40	熊本県	黒木 邦弘	熊本学園大学
41		高林 秀明	熊本学園大学
42	大分県	三好 禎之	大分大学
43	宮崎県	川﨑 順子	九州保健福祉大学
44	鹿児島県	高橋 信行	鹿児島国際大学
45	沖縄県	山野 良一	沖縄大学

３－２－７　調査部会

No.	氏名	所属
1	中谷　陽明	日本ソーシャルワーク教育学校連盟　常務理事／桜美林大学
2	渡辺　裕一	武蔵野大学(養成校・実習担当教員調査担当)
3	畑　亮輔	北星学園大学(実習指導者調査担当)
4	増田　和高	武庫川女子大学(実習指導者調査担当)
5	高木　寛之	山梨県立大学(自治体調査担当)
6	石田　賢哉	青森県立保健大学(養成校・実習担当教員調査担当)
7	竹田　匡	公益社団法人　日本社会福祉士会　理事
8	橋　典孝	公益社団法人　日本社会福祉士会　理事
9	岡村　紀宏	公益社団法人　日本医療ソーシャルワーカー協会　業務執行理事

３－２－８　事務局

No.	氏名	所属
1	小森　敦	日本ソーシャルワーク教育学校連盟事務局　事務局長
2	杉本　美奈子	日本ソーシャルワーク教育学校連盟事務局　事務局次長
3	舘内　ひとみ	日本ソーシャルワーク教育学校連盟事務局　管理課長
4	大泉　圭亮	日本ソーシャルワーク教育学校連盟事務局　事業係長
5	早坂　佳恵	日本ソーシャルワーク教育学校連盟事務局　企画係長
6	志田　ひとみ	日本ソーシャルワーク教育学校連盟事務局　主任
7	柳澤　久恵	日本ソーシャルワーク教育学校連盟事務局
8	野村　彩乃	日本ソーシャルワーク教育学校連盟事務局
9	深澤　亜麻音	日本ソーシャルワーク教育学校連盟事務局

３－３　委員会・部会開催状況

本事業は、事業親委員会、及び協力団体の事務局や関連事業をご担当されている方について、オブザーバー参加を呼びかけ実施した。なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、基本的に全ての会議はオンライン会議システム(ZOOM)を使用し行った

３－３－１　事業親委員会

No.	開催日時	会議名	場所
1	2020 年 10 月 16 日(金) 17:00～18:30	第１回事業親委員会	Web 会議
2	2021 年３月 15 日(月) 10:30～12:00	第２回事業親委員会	Web 会議

３－３－２　実習担当教員講習・実習指導者講習部会

No.	開催日時	会議名	場所
1	2020 年 10 月 21 日(水) 19:00～21:00	第１回実習担当教員・実習指導者講習部会 ※演習担当教員講習部会と合同開催	Web 会議＋参集
2	2020 年 11 月２日(月) 11:00～13:00	第２回実習担当教員講習・実習指導者講習部会 （SV チーム）	Web 会議
3	2020 年 11 月５日(木) 19:30～21:00	第３回実習担当教員講習・実習指導者講習部会 (概論チーム)	Web 会議
4	2020 年 11 月 12 日(木) 18:00～20:00	第４回実習担当教員講習・実習指導者講習部会 (マネジメント・プログラミングチーム)	Web 会議
5	2020 年 11 月 16 日(月) 19:00～21:00	第５回実習担当教員講習・実習指導者講習部会 (概論チーム)	Web 会議
6	2020 年 11 月 17 日(火) 17:30～19:00	第６回実習担当教員講習・実習指導者講習部会 (マネジメント・プログラミングチーム)	Web 会議
7	2020 年 11 月 20 日(金) 20:00～22:00	第７回実習担当教員講習・実習指導者講習部会 (概論チーム)	Web 会議
8	2020 年 11 月 24 日(火) 11:00～15:00	第８回実習担当教員講習・実習指導者講習部会 (プログラミング・評価チーム)	Web 会議
9	2020 年 11 月 24 日(火) 19:00～20:30	第９回実習担当教員講習・実習指導者講習部会 （プログラミング・評価チーム）	Web 会議
10	2020 年 11 月 25 日(水) 17:00～18:00	第 10 回実習担当教員講習・実習指導者講習部会 （SV チーム）	Web 会議
11	2020 年 11 月 27 日(金) 19:00～21:00	第 11 回実習担当教員講習・実習指導者講習部会 （SV チーム）	Web 会議
12	2020 年 12 月４日(金) 10:00～11:00	第 12 回実習担当教員講習・実習指導者講習部会 （プログラミング・評価チーム）	Web 会議
13	2020 年 12 月 15 日(火) 19:00～21:00	第 13 回実習担当教員講習・実習指導者講習部会 （SV チーム）	Web 会議
14	2020 年 12 月 15 日(火) 19:00～21:00	第 14 回実習担当教員講習・実習指導者講習部会 (概論チーム)	Web 会議
15	2020 年 12 月 19 日(土) 19:00～21:00	第 15 回実習担当教員講習・実習指導者講習部会 (リーダー・サブリーダー会議)	Web 会議

16	2020 年 12 月 22 日(火) 19:00～21:00	第 16 回実習担当教員講習・実習指導者講習部会 (概論チーム)	Web 会議
17	2020 年 12 月 23 日(水) 17:30～19:30	第 17 回実習担当教員講習・実習指導者講習部会 (プログラミング・評価チーム)	Web 会議
18	2021 年１月６日(水) 19:00～21:00	第 18 回実習担当教員講習・実習指導者講習部会 (SV チーム)	Web 会議
19	2021 年１月７日(木) 18:30～20:00	第 19 回実習担当教員講習・実習指導者講習部会 (プログラミング・評価チーム)	Web 会議
20	2021 年１月８日(金) 19:00～21:00	第 20 回実習担当教員講習・実習指導者講習部会 (リーダー・サブリーダー会議)	Web 会議
21	2021 年１月 11 日(月・祝) 18:00～20:00	第 21 回実習担当教員講習・実習指導者講習部会 (SV チーム)	Web 会議
22	2021 年１月 13 日(水) 10:00～12:00	第 22 回実習担当教員講習・実習指導者講習部会 (SV チーム)	Web 会議
23	2021 年１月 13 日(水) 20:00～21:30	第 23 回実習担当教員講習・実習指導者講習部会 (プログラミング・評価チーム)	Web 会議
24	2021 年２月１日(月) 18:00～20:00	第 24 回実習担当教員講習・実習指導者講習部会 (プログラミング・評価チーム)	Web 会議
25	2021 年２月５日(金) 18:00～20:00	第 25 回実習担当教員講習・実習指導者講習部会 (SV チーム)	Web 会議
26	2021 年２月６日(土) 18:00～20:00	第 26 回実習担当教員講習・実習指導者講習部会	Web 会議
27	2021 年２月 17 日(水) 18:00～20:00	第 27 回実習担当教員講習・実習指導者講習部会 (概論チーム)	Web 会議
28	2021 年２月 18 日(木) 18:00～19:00	実習担当教員講習・実習指導者講習部会・演習担当教員講習部会　合同 リーダー会議	Web 会議
29	2021 年３月１日(月) 18:00～20:00	第 28 回実習担当教員講習・実習指導者講習部会	Web 会議
30	2021 年３月 14 日(日) 20:00～22:00	第 29 回実習担当教員講習・実習指導者講習部会 (リーダー・サブリーダー会議)	Web 会議

３－３－３　演習担当教員講習部会

No.	開催日時	会議名	場所
1	2020 年 10 月 21 日(水) 19:00～21:00	第１回演習担当教員講習部会 ※実習担当教員・実習指導者講習部会と合同開催	Web 会議
2	2020 年 11 月５日(木) 18:00 ～20:00	第２回演習担当教員講習部会	Web 会議
3	2020 年 11 月 22 日(日) 13:00 ～15:00	第３回演習担当教員講習部会 (地域チーム)	Web 会議
4	2020 年 11 月 28 日(土) 18:00 ～19:30	第４回演習担当教員講習部会 (概論・シラバスチーム)	Web 会議
5	2020 年 12 月１日(火) 18:30 ～20:00	第５回演習担当教員講習部会	Web 会議
6	2020 年 12 月 17 日(木) 18:30 ～20:00	第６回演習担当教員講習部会(地域チーム)	Web 会議
7	2020 年 12 月 18 日(金) 18:30 ～20:30	第７回演習担当教員講習部会 (概論・シラバスチーム)	Web 会議
8	2020 年 12 月 22 日(火) 18:30 ～20:00	第８回演習担当教員講習部会	Web 会議
9	2021 年１月９日(土) 14:00 ～17:00	第９回演習担当教員講習部会(地域チーム)	Web 会議
10	2021 年１月 10 日(日) 10:00 ～17:00	第 10 回演習担当教員講習部(地域チーム)	Web 会議
11	2021 年１月 13 日(水) 18:00 ～20:00	第 11 回演習担当教員講習部会	Web 会議
12	2021 年１月 27 日(水) 18:00 ～19:30	第 12 回演習担当教員講習部会	Web 会議
13	2021 年２月 18 日(木) 18:00 ～19:00	実習担当教員講習・実習指導者講習部会・演習担当教員講習部会 合同　リーダー会議	Web 会議
14	2021 年２月 22 日(月) 18:30	第 13 回演習担当教員講習部会	Web 会議

	～20:00		

３－３－４　ＩＣＴ活用・養成校ＢＣＰ検討部会

No.	開催日時	会議名	場所
1	2020 年 12 月 22 日(火) 14:00～15:30	第１回ＩＣＴ活用・養成校ＢＣＰ検討部会	Web 会議
2	2021 年１月 15 日(金) 13:00～15:00	第２回ＩＣＴ活用・養成校ＢＣＰ検討部会	Web 会議
3	2021 年２月９日(火) 16:00～18:00	第３回ＩＣＴ活用・養成校ＢＣＰ検討部会	Web 会議
4	2021 年３月４日(木) 18:30～20:00	第４回ＩＣＴ活用・養成校ＢＣＰ検討部会	Web 会議

３－３－５　学び直し合同研修企画部会（知識アプデ合同研修企画部会）

No.	開催日時	会議名	場所
1	2020 年 10 月 16 日(金) 19:00～20:30	第１回学び直し合同研修企画部会 （知識アプデ合同研修企画部会）	Web 会議
2	2020 年 10 月 30 日(金) 18:00～20:00	第２回学び直し合同研修企画部会 （知識アプデ合同研修企画部会）	Web 会議
3	2020 年 11 月４日(水) 17:00～20:00	第３回学び直し合同研修企画部会 （知識アプデ合同研修企画部会）	同志社大学新町キャンパスと web 会議
4	2020 年 11 月 17 日(火) 19:00～21:00	第４回学び直し合同研修企画部会 （知識アプデ合同研修企画部会）	Web 会議
5	2020 年 12 月 17 日(火) 18:00～20:00	第５回学び直し合同研修企画部会 （知識アプデ合同研修企画部会）	Web 会議
6	2021 年１月 20 日(水) 18:00～20:00	第６回学び直し合同研修企画部会 （知識アプデ合同研修企画部会）	Web 会議
7	2021 年３月４日(木) 16:30～18:30	第７回学び直し合同研修企画部会 （知識アプデ合同研修企画部会）	Web 会議

３－３－６　地域ブロック会議・各地域ブロックでの活動

No.	開催日時	会議・名	場所
1	2020 年 10 月 27 日(金) 15:00～16:00	第１回地域ブロック会議	Web 会議
2	2020 年 11 月 27 日(金) 15:00～16:00	第２回地域ブロック会議	Web 会議
3	2021 年２月 25 日(木) 18:00～20:00	熊本県第１回ソ教連社会福祉推進事業熊本会議	Web 会議

３－３－７　調査部会

No.	開催日時	会議名	場所
1	2020 年 10 月 22 日(木) 19:00～20:30	第１回調査部会	Web 会議
2	2020 年 11 月６日(金) 17:00～20:00	第２回調査部会	Web 会議
3	2020 年 11 月 10 日(火) 18:00～20:00	第３回調査部会(養成校調査)	Web 会議
4	2020 年 11 月 11 日(水) 18:00～20:00	第４回調査部会(自治体調査)	Web 会議
5	2020 年 11 月 18 日(水) 18:00～20:00	第５回調査部会(養成校調査)	Web 会議
6	2020 年 11 月 19 日(木) 19:00～21:00	第６回調査部会(養成校調査)	Web 会議
7	2020 年 11 月 20 日(金) 18:00～20:00	第７回調査部会(自治体調査)	Web 会議
8	2020 年 11 月 21 日(土)10:00～12:00	第８回調査部会(実習指導者調査)	Web 会議
9	2020 年 11 月 23 日(月) 16:30～18:00	第９回調査部会(実習指導者調査)	Web 会議
10	2020 年 11 月 24 日(火) 18:00～21:00	第 10 回調査部会	Web 会議
11	2020 年 11 月 27 日(金) 10:00～14:00	第 11 回調査部会(実習指導者調査)	Web 会議
12	2020 年 12 月１日(水) 17:00～18:30	第 12 回調査部会(実習指導者調査)	Web 会議
13	2020 年 12 月８日(火) 18:00～20:00	第 13 回調査部会(自治体)調査	Web 会議
14	2020 年 12 月 16 日(水) 18:00～21:00	第 14 回調査部会	Web 会議

３－４　試行講習会・研修会開催状況

委員会・部会同様、本年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、全ての研修をオンライン会議システム、ウェビナー、オンデマンドにて実施した。

３－４－１　実習担当教員講習・実習指導者講習　試行講習会

（1）　実習担当教員講習・実習指導者講習　試行講習会（講義）

・実習指導概論

講義収録日：2021 年 1 月 22 日(金)　講義動画配信期間：2021 年 1 月 26 日～2 月 12 日

・実習指導方法論Ⅰ

講義収録日：2021 年 1 月 25 日(月)　講義動画配信期間：2021 年 1 月 26 日～2 月 12 日

・実習指導方法論Ⅱ

講義収録日：2021 年 1 月 28 日(木)　講義動画配信期間：2021 年 1 月 29 日～2 月 12 日

・実習指導方法論Ⅲ

講義収録日：2021 年 1 月 22 日(金)　講義動画配信期間：2021 年 1 月 25 日～2 月 12 日

・実習指導方法論Ⅳ

講義収録日：2021 年 1 月 28 日(木)　講義動画配信期間：2021 年 1 月 29 日～2 月 12 日

・実習プログラミング論（実習指導者講習会）

講義収録日：2021 年 1 月 28 日(木)　講義動画配信期間：2021 年 1 月 29 日～2 月 12 日

（2）　実習担当教員講習・実習指導者講習　試行講習会（演習）

No.	開催日時	講習会名	場所
1	2021 年２月１日(月) 13:00～20:20	試行講習会(実習担当教員講習・実習指導者講習部会内 ①概論チーム演習・ＦＧＩ)	ウェビナー
2	2021 年２月７日(日) 14:00～19:00	施行講習会(実習担当教員講習・実習指導者講習部会内 ③プログラミング・評価チーム演習・ＦＧＩ)	ウェビナー
3	2021 年２月 12 日(金) 9:30～17:00	試行講習会(実習担当教員講習・実習指導者講習部会内 ②ＳＶチーム演習・ＦＧＩ)	ウェビナー

３－４－２　演習担当教員講習　試行講習会

No.	開催日時	講習会名	開催形式
1	2021 年２月８日(月) 10:30～15:00	試行講習会（演習担当教員講習部会　１日目・インタビュー)	ウェビナー
2	2021 年２月 15 日(月) 10:30～15:20	試行講習会（演習担当教員講習部会　２日目・インタビュー)	ウェビナー

３－４－３　コミュニティにねざしたふくし人材を養成する研修（こふく研）

No.	開催日時	活動・実施内容	場所
1	2020 年 12 月 24 日(木)　13:00～20:00	こふく研　ロケ撮影	社会福祉法人 同愛会 なかが和苑(栃木県那須郡那珂川町)
2	2021 年１月 10 日(日)　13:00～16:30	こふく研　スタジオ撮影	ソ教連　品川スタジオ
3	2021 年１月 29 日(金)　16:00～19:00	こふく研修配信日①	ウェビナー
4	2021 年１月 30 日(土)　10:00～13:00	こふく研修配信日②	ウェビナー
5	2021 年１月 31 日(日)　10:00～13:00	こふく研修配信日③	ウェビナー

4　主たる事業の成果

各事業の主たる成果及び見いだされた課題は以下のとおりである。

４－１　社会福祉士（精神保健福祉士）養成新カリキュラムによる教育を行うために必要となる教育内容（教員・実習指導者（現場実践者）・実習施設（事業所）が共有すべき内容）

及び研修プログラムの検討、研修の実施

新カリキュラムによる養成教育を展開するため、既に養成教育に携わる教員と実習指導者等既資格取得者が「地方共生社会の実現」をめざした「地域を基盤とした実践」を行うために必要となる「アップデートすべき知識」の内容を整理し、試行研修用映像教材の作成及び試行研修を実施した。成果及び今後の課題は以下のとおりである。

＜成果＞

○　企画の検討、登壇者の調整などについて、教員・現場実践者（実習指導者）・社会福祉法人経営者・職能団体関係者等の多様な関係者が参画し、幅広い福祉人材を対象とした研修企画を検討し、試行研修を実施した。

○　知識提供型の一般的な講義形式・シンポジウム形式の映像ではなく、構成や音楽など工夫した映像研修教材を作成した。オンライン研修の形式かつ受講日（配信日）を複数設定したことにより、1,000 名に近い受講者を得られた。

○　社会福祉士・精神保健福祉士に限らず特定の資格等に偏ることのない研修内容であったため、様々な職種や年齢層が受講し、受講者からは研修内容・研修の構成にポジティブな感想や意見が多く寄せられたことから、福祉職・福祉に関心のある方や学生等、広いターゲットに伝わりやすい研修内容を作成できた。

○　インターネット配信による映像の活用方法やウェブフォームにおけるリフレクションシートの提出など、既存の集合研修以外の実施方法を福祉人材養成・能力開発等を行う他団体（職能団体や福祉関係の事業者団体など）に提示できた。

○　受講者アンケートから、現時点では回答者自身が地域にねざした実践があまりできていない現状が確認できた。また、地域にねざした実践を強化するための研鑽の機会を希望しており、研修のニーズが把握できた。

＜課題＞

○　こふく研参加者への調査では、「自分自身はコミュニティにねざした福祉支援」が「十分できている」との回答が 2.5%、「まあできている」は 22%と低く、現状では地域に対する取組が十分にできていないと言え、福祉人材に対して地域を基盤とした実践を強化するための研鑽の機会を充実させていくことが必要である。

○　養成校教員や現任者への研修の質を更に高めていくことと同時に、対面とオンライン・オンデマンドを組み合わせた研修方法（ハイブリッド型研修）の検討があげられる。また、今回の成果を、対面の集合型研修にも活かしていくことが重要である。

○　現任者への継続的な研修機会の確保は、現任者が知識をアップデートして実践の力量を高めることとともに、現任者の実践力の向上は実習における学生への指導にも影響する。実践力の高い福祉人材を養成・育成していく観点からも、とりわけ養成校と社会福祉法人等の事業者団体との連携による合同研修等の機会を増やしていくことが必要である。

４－２　実習演習担当教員及び実習指導者講習会の講習プログラムの検討及び試行、講習会の実施

本事項について、実習教員担当講習・実習指導者講習部会及び演習担当教員講習部会にて議論、検討を行った。新たなカリキュラムが「地域共生社会の実現」を目指して見直されていることから、上述４

－１の検討内容（知識のアップデート）を踏まえつつ、養成課程全体において「講義・演習・実習」が循環した教育を行う必要があること、その中でも実習教育は特に重要な基幹科目であることを踏まえ、試行講習会、講習プログラム、講習会教材、講習会実施方法等について検討した。成果及び課題は以下のとおりである。

【実習担当教員講習会・実習指導者講習会について】

＜成果＞

○　社会福祉士・精神保健福祉士養成に携わる実習担当教員、職能団体及び事業者団体から推薦された者が委員として参画して検討することにより、社会福祉士・精神保健福祉士実習担当教員講習会・実習指導者講習会の教育内容における共通項目を明確にし、講習プログラム・教材ついては、それぞれの講習会で共有していくことが確認された。

○　今後の講習会で活用できる標準的な講習プログラム・教材を開発した。

○　新カリキュラムで提示されている内容に対応した講習プログラムを作成した。

○　社会福祉士養成で 240 時間に増加した実習時間および異なる機能の２か所以上の実習施設・機関での実習の実施に対応できるよう、基本的考え方や標準的な実習プログラム、留意点等講習プログラムを作成した。

○　作成した講習プログラム・教材を使用した試行講習会（コロナにより On-line 開催）を実施した。

○　教員と実習指導者の両者が同じ試行研修会を受講することにより、教員と実習指導者の双方が共有すべき講習内容が確認できた。このことにより、教員と実習指導者が同じ場面で学ぶ機会の必要性と、教員と実習指導者が講習会の内容を構造化して理解する必要性が確認できた。

＜課題＞

○　社会福祉士と精神保健福祉士はソーシャルワークの価値、理念、技術等について共通の基盤は同じであることを明確にしたことと、実習担当教員と実習指導者の連携のためにお互いの状況を理解する必要性が確認された。社会福祉士と精神保健福祉士の実習に共通する部分と、実習担当教員と実習指導者で共有する部分を整理し、教員講習会及び実習指導者講習会の内容や実施方法に反映させていく必要がある。

○　教員及び実習指導者の調査から、新カリキュラムにおける実習で教育内容に含まれている項目のうち、教員では「できる」と回答した割合が「ネゴシエーションの方法」で４割、「総合的・包括的支援を形成するための地域づくりの方法」「ファシリテーションの方法」「ソーシャルアクションの方法」でそれぞれ５割程度にとどまっていた。実習指導者においては「実施している」と回答した割合が「地域における社会資源の開発」「ソーシャルアクション」でそれぞれ３割強、「施設管理の経営やサービス管理」「ネゴシエーション」「プレゼンテーション」「アウトリーチ」で４割強にとどまっており、教員と実習指導者の両方がこれらの項目を実習で指導するための知識や実践が不足していることが明らかになっており、これらを強化するための方策を検討する必要がある。

○　新カリキュラムでは座学・演習・実習を循環させた教育を目指しているため、既に要件を満たしている実習担当教員や実習指導者（講習会既修了者）に対し、新カリキュラムの内容を学習（知識のアップデート）する機会を確保することが必要である。そのためには、本事業において検討・整理した講習会既修了者へのフォローアップ主要項目を講習会既修了者が学習する機会を設定する必要がある。

○　ＩＣＴを活用したオンデマンドによる講義及び Online 研修ツールとして Zoom による演習形式

の試行講習会を実施したが、とりわけ演習形式の講習部分をＩＣＴで行うには、特にグループワーク等で参集より制約される側面（人数や議論の進捗把握等ファシリテーションの難しさ）があるため、講習会の教育効果を対面と同等となるよう実施方法を工夫する必要がある。

○　現在実施されている旧カリキュラムによる実習担当教員講習会や実習指導者講習会の既修了者に対し、新カリキュラムに関する知識のアップデートはもとより、実習教育に関する知識や技術を継続的に高められるフォローアップ機会の提供や、各教育機関と実習施設・機関の連携を推進していくためにも、合同による研修等事業の実施が必要である。

○　実習指導者への調査では、回答者の約半数が職能団体に入会していない者であった。今後、上記のフォローアップ機会の提供や合同研修等事業の実施にあたっては、職能団体に入会しておらずに実習指導を担当する実習指導者にも知識アップデートやフォローアップの機会が提供できるよう、研修等の実施方法、周知方法、実施主体についても検討する必要がある。

○　感染症等の状況によっては、今後もオンラインでの教員講習会や実習指導者講習会の実施があり得ることから、学生への教育の質を担保するためにも、ＩＣＴを活用した講習会を実施するにあたっては、参集の方法に比べて講習効果が低下しないよう、開催方法、講習内容について十分な検討を行うことが必要である。

【演習担当教員講習会について】

＜成果＞

○　新カリキュラムの内容を視野に入れた講習会内容を具体化し、それを実施したことにより、標準的な講習プログラム・教材の作成ができた。

○　試行講習会の実施により受講者が得られた効果として、演習の組み立てを振り返るとともに教員・学生両者の視点から演習活動を考察できた点、講師や受講者同士の演習を通じスキルを具体的に学ぶ機会となった点、講習会の内容全体を構造化して捉えられる機会となった点が挙げられる。

○　新型コロナウイルス感染症によりやむを得ずオンラインでの講習会実施となったが、受講者への調査からは、参集ではないオンライン講習でも一定の講習効果が挙げられることがわかった。

＜課題＞

○　受講者層に合わせた講習会の構成、演習教育において学生が獲得すべきコンピテンシーの提示、演習実施の際に配慮点（当事者性のある学生など）を含める必要性、出版されている指定科目教科書との関係を踏まえた教育内容とする必要性、内容の充実・精緻化をはかる必要性が指摘された。

○　感染症等の状況によっては、今後もオンラインでの教員講習会や実習指導者講習会の実施があり得ることから、学生への教育の質を担保するためにも、ＩＣＴを活用した講習会を実施するにあたっては、参集の方法に比べて講習効果が低下しないよう、開催方法、講習内容について十分な検討を行うことが必要である。

４－３　都道府県ごとに養成校（教員）、職能団体（実習指導者等）、事業者団体（実習施設）等が連携・協働して福祉人材育成・確保に関する取組のための研修等事業連携のネットワークの形成

４－１にて示した研修と連動し、本連盟にて全国を７分割して設定していた「地域ブロック」を 13 ブロックへ再編成し、各ブロック又は都道府県毎に養成団体・職能団体・社会福祉法人等事業者団体が主

体的に福祉人材の養成・育成・確保に協働して取り組むプラットフォームを構築することを目的とし、地域ブロック又は都道府県単位でのネットワークの形成を試みた。今後の課題は以下のとおりである。

＜課題＞

○　本事業においては、研修事業を媒介とした関係団体等との連携・協働を試みたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、また感染予防対策のための集合研修の中止・施設閉鎖・オンライン授業への対応等により、活動に大幅な制限がかかり、それに伴う計画の変更を余儀なくされる中、前出の研修では、職能団体や社会福祉法人、行政等との関係作りや広報が実施できなかったケースも少なくなかった。養成校内の教職員の連携体制や、都道府県単位またはブロック単位での養成校間の協力体制の構築や理解促進を更に進める必要がある。

○　調査では、プラットフォーム作りの必要性については回答者のうち８割強が必要であると感じているが、一方で On-line による試行研修会の実施がプラットフォームづくりのきっかけになったとの回答は５割弱であった。今後もオンラインまたはオンデマンドの研修を検討しつつ、参集による会議・研修等の組み合わせとするなど、都道府県単位・ブロック単位の活動を強化していく必要がある。

４－４　調査の実施

４－４－１　養成校調査

今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、養成校において対面による授業や実習が実施できない状況下でのＩＣＴの活用や、多様な教材・方法を活用した教育環境の整備、及び養成校のＢＣＰの状況を把握することを目的として実施した。調査結果の概要は以下のとおりである。

○　社会福祉士・精神保健福祉士の新カリキュラムへの対応について、養成校における教育課程の再編作業体制や各科目の配当年次・学年について明らかにした。また、「講義で習得した知識を実習・演習等で統合」「実習等の体験を講義・演習等で再統合し、総合的な能力を習得」することを意識して、科目の学年配当が検討されていることが明らかとなった。

○　2020 年度のＩＣＴの活用では、新型コロナウイルス感染拡大によって対面から急遽 On-line に転換せざるを得ず十分な準備が実施できない中、各養成校が都度対応を検討しながら実施せざるを得ない状況であったため、利点と課題の双方が確認された。

○　講義科目でのＩＣＴの活用状況は、「対面と同時双方向のビデオミーティング」「オンデマンド型」を 2020 年度に実施した割合は約５割～６割、「繰り返し活用可能な映像教材を独自に作成」は約４割、「資料のペーパーレス化に活用」は各科目それぞれ４割～５割強であった。

○　講義科目でのＩＣＴ活用による教育効果では、「ＩＣＴが利用可能なレベル」ととらえられる「効果は劣るが許容範囲内」「同等程度の効果」「対面実施以上の効果」を合計すると、すべての項目において９割前後と高い割合であった。ただし、そのうち「効果は劣るが許容範囲内」とする回答が全ての項目で５割程度であり、これはＩＣＴ活用による教育効果が対面による教育より若干劣っていると認識していると言うこともでき、教育効果を低下させないＩＣＴの活用方法をさらに検討していく必要性が確認された。

○　講義科目におけるＩＣＴの活用の利点では、「学生の学びにかかる負担を軽減できる」「居住地に関係なく様々な人の話を聞く機会をつくることができる」「災害などの緊急時にも、教育を継続することができる」「学生の居住地にかかわらず、全国から学生を受け入れることができる」で、「とてもあてはまる」が「まったくあてはまらない」を上回り、メリットがあると認識していた。

○　演習科目でのＩＣＴの活用状況は、「対面と同時双方向型のビデオミーティングツールを活用したオンライン授業の組み合わせ」を実施した養成校・課程は７割、「繰り返し活用可能な映像教材を独自に作成」した養成課程は４割強、「実践現場とビデオミーティングツールを活用するなどＩＣＴで接続」は３割程度であった。

○　演習科目でのＩＣＴ活用の教育効果では、「ＩＣＴが利用可能なレベル」と捉えられる「効果は劣るが許容範囲」「同等程度の効果がある」「対面実施以上の効果がある」の合計はすべての項目において８割弱から９割程度と高い割合であった。ただし、そのうち「効果は劣るが許容範囲内」とする回答がほとんどの項目で５割を超えており、講義科目同様にＩＣＴ活用による教育効果が対面より若干劣っていると認識していると言うこともでき、教育効果を低下させないＩＣＴの活用方法をさらに検討していく必要性が確認された。

○　演習科目におけるＩＣＴの活用の利点としては、「学生の学びにかかる負担を軽減できる」「居住地に関係なく様々な人の話を聞く機会をつくることができる」「災害などの緊急時にも、教育を継続することができる」「学生の居住地にかかわらず、全国から学生を受け入れることができる」で「とてもあてはまる」「まああてはまる」の回答の合計が５割以上となり、メリットも認識している。

○　実習におけるＩＣＴ活用について、2020 年度「実習の一部もしくは全てをビデオミーティングツールを活用したオンライン（遠隔）で実施」した養成校・課程は約半数、「実習先の職場や職種の理解に関する講義部分を実習時間に含まずに、事前にオンデマンドで実施」したと回答した養成課程は４分の１、帰校日指導、巡回指導、実習報告会にてビデオミーティングツールを活用した養成校・課程は約４割であった。

○　実習指導におけるＩＣＴの活用状況について、活用したと回答した養成校・課程は約４割以上であった。実習指導におけるＩＣＴ活用の教育効果については、「効果は劣るが許容範囲」が５割弱～６割強と高い割合となっており、講義科目と演習科目同様、「ＩＣＴ活用による教育効果が対面より若干劣っていると認識していると言うこともでき、教育効果を低下させないＩＣＴの活用方法をさらに検討していく必要性が確認された。

○　実習におけるＩＣＴの活用の利点としては、「養成校と実習を実施する施設・機関の所在地が離れている場合でも実習実施が可能となる」点、「学生の学びにかかる負担軽減」、「災害等緊急事態発生時の教育の維持」、「様々な人からの話を聞くことができる」点、「実習指導者と実習指導担当教員間のコミュニケーションがより円滑になる」等といった点が挙げられた。

○　災害時にも教育を止めないための取り組みとしての事業継続計画（ＢＣＰ）策定状況は、「検討していない」と回答した養成校・課程が約半数、「すでに策定済み」「現在策定作業中」「策定予定と」回答した養成校・課程と「策定するかどうかを検討中」の養成校・課程がそれぞれ４分の１であった。

○　「人材養成の方針」を作成している養成校・課程は８割強、作成時参考したものの最多は「ソーシャルワーカーの倫理綱領」で 35.6%、次いで「社会福祉士・精神保健福祉士に関する厚生労働省の通知等」で 31.5%、「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」は約２割であった。

４－４－２　実習・実習指導担当教員調査

社会福祉士・精神保健福祉士を養成している教員に対して、実習指導等への意識、実習指導等の教授法、国家試験受験科目の理解度、実習現場との連携の状況、実習指導等におけるＩＣＴの活用状況等を把握することを目的として実施した。調査結果の概要は以下のとおりである。

○　実習指導を担当している教員の９割以上がソーシャルワーク教育、人材育成や実習指導を積極的に取り組むべきと認識している。実習指導においては実習の具体的内容を学生と確認しながら実習計画を作成している。
○　実習現場の実習指導者と実施する個別の連絡調整の内容では「配慮が必要な学生への対応」「実習生へのスーパービジョン」「実習プログラムについて」が約９割であった。
○　指定科目への理解については、社会福祉士養成課程の教員では精神保健福祉士の専門科目、精神保健福祉士養成課程の教員では社会福祉士の専門科目への理解度が低い傾向が見られた。
○　新カリキュラムにおける実習で教育内容に含まれている項目のうち、教員が「できる」と回答した割合が「ネゴシエーションの方法」で４割、「総合的・包括的支援を形成するための地域づくりの方法」「ファシリテーションの方法」「ソーシャルアクションの方法」でそれぞれ５割程度にとどまっており、これらの項目を実習で指導するための知識が不足していることが明らかになった。
○　実習において Web 会議システムを利用した事前訪問やオリエンテーション、巡回指導、帰校日指導の実施は２割強～４割強であった。教育効果については、６～７割が「対面実施より劣るが許容範囲」と回答しており、対面による教育効果より若干劣ると認識している。なお、精神保健福祉士の実習中の巡回指導については、対面と同等程度の効果・対面実施以上の効果があると回答した教員が他よりも多くみられた。
○　今後の web 会議室システムの活用については、事前訪問や巡回指導、帰校日指導全てにおいて、６～７割の教員が必要に応じ活用したいと回答していた。
○　Web 会議システムを指導に利用した教員に対し、Web 会議システムに対応するための Web 環境を職場に構築するための負担については、「既に構築されていた」「ほとんど負担を感じない」という回答が２割強であった。一方、「負担感を感じる」と回答した教員も３割程度いた。少数ではあるが、個人で対応したとの回答も見られた。
○　課題として、福祉系職能団体との連携や研究活動についての意識、実習指導において、「地域づくり」、「ネゴシエーション」、「ファシリテーション」、「ソーシャルアクション」の教授法に困難を抱えている教員が多い点、実習現場との連携について、実習評価や実習記録の作成指導についての意見交換があまりなされていないこと、実習指導において Web 会議システムの利用状況として６～７割の教員がまだ未使用の状況にあることなどが挙げられる。

４－４－３　実習指導者調査

実習指導者の養成教育への関与のあり方、社会福祉士及び精神保健福祉士有資格者・実習指導者の講習ニーズ及びフォローアップ・学び直しニーズを調査することを目的として実施した。また、本年度の状況を踏まえ、実習教育におけるＩＣＴの活用状況についても設問項目を設定した。調査結果の概要は以下のとおりである。

○　約８割の回答者が実習受入・指導は組織の正式な業務として位置づけられていると回答しているが、他方で、２割弱の回答者が所属する施設・機関・事業所では社会福祉士の実習受入・指導が実習指導者個人の取り組みとして位置づけられている（正式な業務として位置付けられていない）状況があることも明らかとなった。
○　実習指導の目的では、「社会福祉士の後進育成」「自分自身のソーシャルワークの振り返り」「自分自身の指導能力の向上」を目的として実習指導を実施している実習指導者が多いことが明らかとなった。
○　新カリキュラムにおける実習で教育内容に含まれている項目のうち、実習指導者が「実施してい

る」と回答した割合が「地域における社会資源の開発」「ソーシャルアクション」でそれぞれ3割強、「施設管理の経営やサービス管理」「ネゴシエーション」「プレゼンテーション」「アウトリーチ」で４割強にとどまっており、これらの項目を実習で指導するための知識や実践が不足していることが明らかになった。

○　実習遂行のためのWeb会議システムの利用では、事前訪問・オリエンテーション、巡回指導、帰校日指導、実習報告会それぞれにおいて７～16.5%の利用であった。

○　ＩＣＴの活用による教育効果については、どの指導場面においても 30～40%程度が「対面と同等」あるいは「対面以上の効果がある」と回答しているものの、「対面より効果は劣るが許容範囲内」が６割前後あり、養成校調査、教員調査と同様の結果であった。教育効果を低下させないＩＣＴの活用方法をさらに検討していく必要性が確認された。

○　今後のＩＣＴの活用については、必要に応じて活用することに前向きな回答が 65%～70%ほどみられた。

○　実習指導にWeb会議システムを活用することについて全体の 80～90%が今後の活用を肯定的にとらえていることが明らかとなった。なお、ＩＣＴ活用に不可欠である職場におけるWeb環境について、環境構築の際の負担感を尋ねたところ、「ほとんどない」が48.4%であり、「少し負担」「まあまあ負担」「かなり負担」との回答が50%強であった。

○　これまで実施された社会福祉士実習指導者講習会について、７割の回答者が「学ぶ内容に対する研修日数」（２日間）は適切であると回答した。内容については「必要な内容が網羅されている」と回答したものが６割近くであった一方、「少し不足している」「かなり不足している」との回答も４割ほどみられた。

○　2021年からの新カリキュラム改正の内容については「十分に把握していない」または「全く知らない」の回答が９割にのぼり、今後、現任の実習指導者に対して新カリキュラムの内容を周知するための活動を進めていくことが必要不可欠である。

○　新カリキュラムの実習における教育事項について「社会福祉士としての実践経験」としては全ての質問項目において「全く実践経験がない」と回答した者が「十分な実践経験がある」と回答した者を上回り、多くの者が「全く実践経験がない」と回答している。実習生がカリキュラムに含まれるすべての項目を修得できる実習指導を行うためには、実習指導の内容とともに実習指導者の実践を強化するための研鑽も必要である。

○　新カリキュラムの実習における教育事項について多くの実習指導者がそれぞれの教育事項について「理論的な指導を行うことに懸念」を抱いていることが確認された。これは、実習指導者の実践が理論と結びついていないとも言え、ソーシャルワーク実習の目的を達成するためにも、実習指導者がこれらの内容を理論的に指導できるようになるための学びの機会やツールを設けることや、自らのソーシャルワーク実践の力量を強化していくための研鑽が不可欠である。

４－４－４　社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験受験者調査

本連盟に入会する養成校の在校者及び既卒者の進路意向及び就労の状況を把握し、今後の福祉人材確保対策推進、社会福祉分野への就労推進、及び今後のソーシャルワーク教育の充実のための参考資料とすることを目的として実施した。また、新型コロナウイルス感染症により養成校で行われることとなった遠隔授業についても質問し、ＩＣＴの利用に関する実態を把握した。調査結果の概要は以下のとおりである。

○　実習先と就職先の関係では、概ね実習を行った分野に就職しており、運営主体で見ても、８割以

上が社会福祉士または精神保健福祉士の配置を想定している福祉・医療系の運営主体に就職もしくは就職しようとしている。

○　就職先の選定で影響を受けた体験等では、実習の体験や実習指導者が就職先の選定に影響を及ぼしており、実習教育が福祉関係への就労の促進要因となることが明らかとなった。

○　就職先を選定する際に、仕事のやりがいや人間関係の良さ、労働時間や休日の確保等が給料の高さよりも重視されることが明らかとなった。このことより、実習において「仕事のやりがい」、「良好な人間関係」、「労務環境（勤務時間や休日）の健全さ」を体験できる機会を設けることが、福祉関係への就職促進につながることになると言える。

○　８割以上が福祉関係への就労・進学を否定した人はいないと回答しており、福祉の学校への進学や福祉の仕事への就職を促進するための方法を見直す必要があると考えられる。

○　社会福祉士・精神保健福祉士の内定時期と他業種・業界の内定時期を比較すると後者が５ヵ月ほど早い。福祉系以外の企業等が大学３年次のインターンシップを実質的な採用活動にしていることに鑑みれば、福祉系大学３年次に多く実施している実習において知識・技術の習得など実習の教育的主旨に加え、学生が就職で重視している「仕事のやりがい」、「職場の人間関係」、「労働環境の健全さ」など、実習生への就職の動機付けとなる要素を情報として伝えることとともに、できる限り採用活動を早めることが福祉への就労促進に資するものと考えられる。

（以上、本章４－５『実習と福祉人材育成・確保（就職）の関係の整理と課題の検討』より再掲）

○　ＩＣＴによる教育については、通常の授業と同等・よりよいとの回答は２割未満、教員や同級生とのコミュニケーションの取りにくさや長時間の使用による疲労感・負担感があるといった回答がそれぞれ４割であった。これらを鑑み、養成教育でＩＣＴを活用する際には、対面による教育で得られていた効果を損なわずにＩＣＴが活用できるよう、利用方法やルールを検討し学生に教育することや、学生の利用環境（通信環境や利用デバイス）についても検討し対応していく必要性が確認された。

４－４－５　自治体調査

2020 年６月に改正社会福祉法が可決・成立し、2021 年４月より、市町村における包括的な支援体制の構築に関する事業が実施されることとなった。本改正法が参議院で採決されるにあっては、「重層的支援体制整備事業について、（中略）社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること。」が付帯決議として付されることになった。そこで本事業では急遽、重層的支援体制整備事業（今年度までは包括的支援体制構築事業）のモデル事業を実施している自治体、さらに、モデル事業を実施していない自治体を含めた全国のすべての市区町村（政令指定都市含む）に対して、福祉に関する状況や社会福祉士の活用状況、および活用意向等についての調査を実施した。結果の概要は以下のとおりである。

○　モデル事業を実施している自治体においては、事業のキーパーソンとなる「相談支援包括化推進員」のおよそ８割が社会福祉士の資格を有しており、ソーシャルワーカーの活用が進んでいる。

○　しかしながらモデル事業を実施している自治体でも、次年度以降に実施が予定されている「重層的支援体制整備事業」のモデル事業の実施に際して、ソーシャルワーカーを新規採用する予定の自治体は、３割程度にとどまっている。

○　市区町村の重要度が高く、社会福祉士・精神保健福祉士への期待が高い４つの項目が、「安心して暮らすことができるまちづくり」、「地域コミュニティの維持・強化」、「結婚・出産・子育ての支援」、「仕事と子育ての両立」であった。

○　地域福祉を担う人材、福祉に関する計画等を作成する人材は、７割以上の自治体で不足と認識さ

れている。
○　課題を抱える者が複数人存在する世帯や支援のニーズの表明ができない人に支援を届ける状況の方への支援において、社会福祉士・精神保健福祉士に期待が寄せられている。
○　重層的支援体制整備事業を実施することになった場合の運営形態は、市区町村直営と外部委託はおよそ半々である。そのため、外部委託先の８割を占める社会福祉協議会におけるソーシャルワーカー採用の状況や職場内での期待について、注視する必要があると言える。

４－５　実習と福祉人材育成・確保（就職）の関係の整理と課題の検討

本項について、実習指導者調査及び社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験受験者調査から関連する調査結果を分析・検討した。関係の整理と課題については以下である。

【実習指導者調査より】
○　受け入れた実習生のうち、施設・機関・事業所を運営する法人に就職した者の人数を調査した結果、「０人」という回答が最も多く 75.7%の回答があった。ただし、「１人以上」と回答した者も 24.3%おり、実習生受け入れが実習先の人材確保につながる場合があることが示された。
【社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験受験者調査より】
○　実習先と就職先の関係では、概ね実習を行った分野に就職しており、運営主体で見ても、８割以上が社会福祉士または精神保健福祉士の配置を想定している福祉・医療系の運営主体に就職もしくは就職しようとしている。
○　就職先の選定で影響を受けた体験等では、実習の体験や実習指導者が就職先の選定に影響を及ぼしており、実習教育が福祉関係への就労の促進要因となることが明らかとなった。
○　就職先を選定する際に、仕事のやりがいや人間関係の良さ、労働時間や休日の確保等が給料の高さよりも重視されることが明らかとなった。このことより、実習において「仕事のやりがい」、「良好な人間関係」、「労働環境（勤務時間や休日）の健全さ」を体験できる機会を設けることが、福祉関係への就職促進につながることになると言える。
＜課題＞
実習先と就職先の関係では、概ね実習を行った分野に就職しており、運営主体で見ても、８割以上が社会福祉士または精神保健福祉士の配置を想定している福祉･医療系の運営主体に就職もしくは就職しようとしている。
就職先の選定で影響を受けた体験等では、実習の体験や実習指導者が就職先の選定に影響を及ぼしており、実習教育が福祉関係への就労の促進要因となることが明らかとなった。
就職先を選定するうえで重視することについても、一般論として「待遇が悪いから福祉に進まない」とする指摘に反し、仕事のやりがいや人間関係の良さ、労働時間や休日の確保等が給料の高さよりも上位で重視していることが明らかとなった。このことより、実習において「仕事のやりがい」、「良好な人間関係」、「労働環境（勤務時間や休日）の健全さ」を体験できる機会を設けることが、福祉関係への就職促進につながることになると言える。また、これも一般論として言われている「高校の先生が福祉に進むことを進めない」とする認識も、本調査では同様の結果となっておらず、８割以上が「福祉分野への就労・進学を否定した人はいない」という結果からみれば、福祉の学校への進学や福祉の仕事への就職を促進するための方法を見直す必要があると考えられる。
本調査では就職活動をしている学生のうち、本調査実施時点である 10 月末で内定を得ている者は５割程度であることが明らかとなった。他の調査[1]によると、「５月までの内々定・内定出しは５割を超え、６月で 76%、７月で 84%、10 月は 90%」となっており、社会福祉士・精神保健福祉士の内定

時期を比較すると明らかに採用活動が早い（内定率の時期でいえば５ヶ月の差）ことが伺える。また同調査では「インターンシップ参加学生の方が就職に納得している割合が高い」とする結果が出ており、福祉系以外の企業等がインターンシップを実質的な採用活動にしていることに鑑みれば、福祉系大学３年次に多く実施している実習において知識・技術の習得など教育的要素に加え、学生が就職で重視している「仕事のやりがい」、「職場の人間関係」、「労働環境の健全さ」など、実習生への就職の動機付けとなる要素（強み）を情報として伝えることとともに、できる限り採用活動を早めることが福祉への就労促進に資するものと考えられる。

－－－－－

[1] 就職未来研究所.『就職白書 2021』,2021 年 2 月 16 日
https://data.recruitcareer.co.jp/wp-content/uploads/2021/02/hakusho2021_20210216-1.pdf

４－６　ＩＣＴを活用した養成教育のあり方及び教育方法の検討

本事項について、ＩＣＴ活用・養成校ＢＣＰ検討部会では、養成校調査、実習担当教員調査、実習指導者調査のうち、ＩＣＴ及びＢＣＰに関連した質問項目の検討も行った。また、養成教育におけるＩＣＴの活用について、今般のコロナ禍において養成校がどのような影響を受け、経営的側面も含めてどのように判断し対応したかを把握するため、養成校の運営・経営に携わる者（副学長クラス）に対してヒアリングシートによる調査を実施した。なお、検討の際、本事業とは別に本連盟が会員校に対して実施したコロナに関する経時的調査（緊急調査を３回実施）の結果も加味しつつ考察を行った。課題は以下のとおりである。

○　2020 年度のＩＣＴの活用では、新型コロナウイルス感染拡大によって、対面から急遽 On-line に転換せざるを得ず十分な準備が実施できない中、各養成校が都度対応を検討しながら実施せざるを得ない状況であったため、利点と課題の双方が確認された。

○　距離、時間といった物理的条件の克服、緊急性、難事・難局時といった条件下において、ソーシャルワーク専門職教育におけるＩＣＴの活用は、ＢＣＰ／ＥＣＰの継続、学生への継続的な授業提供（学習機会の保障）といった観点から必要不可欠な一方法であることが、今回のコロナ禍によって証明されたと言え、対面では実現できない教育効果や利点があることも事実である。

○　ただ、ＩＣＴを活用した授業や指導は、対面よりも若干劣る「利用可能なレベル」であり、「必要に応じ利用したい」と考えている場合が多く、養成校や実習指導者がＩＣＴを「代替的」「補完的」「緊急的」と考えていることには留意が必要である。学生への調査でも、「通常の授業と同等」と「通常授業よりよい」との回答は２割未満、「教員や同級生とのコミュニケーションの取りにくさ」や「長時間の使用による疲労感・負担感がある」といった回答も一定数あり、養成教育においてＩＣＴを活用するにあたっては教育効果を低下させない工夫や学生への負担も考慮した方法を検討していく必要がある。

○　ソーシャルワーク専門職は人を対面で支援する専門職であり、とりわけ実習教育では対面による指導を基本としつつ、講義、演習、実習指導、実習を通じた一連の教育・指導が重要であるが、その上で、ソーシャルワーク専門職養成教育でのＩＣＴ活用にあたっては、福祉専門職養成及び保健医療系専門職や教育職等におけるＩＣＴ活用の実績や成果、先駆的利用方法等も参照しつつ、学生の不安や懸念を払拭し、学習意欲を喚起する方法としての内容等を検討しエビデンスを蓄積する必要がある。

○　ソーシャルワーク専門職養成教育においてＩＣＴを活用していくには、本調査事業で明らかとなった利点や課題を今後もさらに検証し、対面と同等の教育効果が得られるよう、ＩＣＴで活用できる教材を開発して教育効果を高めるなど、具体的な改善策を検討していく必要がある。そのた

めにも、ＩＣＴによる教育効果を検証するモデル実施校を選定し、試行・検証を重ねた検討が必要である。

○　ほとんどの養成校はＢＣＰを持っていないことから、災害時、その想定と計画がなされていないということであり、教育を含む継続すべき“事業”について中止・中断を選択せざるを得ないという危機的な現状を示している。

○　災害時は地域全体のレジリエンスが問われる状況となり、“学校”が地域資源として重要な役割を担う事例は多く、ソーシャルワーカー養成校の場合、この他に専門性を有したマンパワーや独自の設備、施設環境の活用が想定される。現地コーディネーターとしての教員や福祉専門職の存在があれば、支援を目的として始まった場面をソーシャルワーク教育として意味づけることが可能である。

○　全国の各養成校が独自にＢＣＰを策定することの必要性はいうまでもなく、そこに地域連携と支援を含むこと、さらには各校単独ではなく、ソ教連本部を含んだ養成校間の広域協力支援体制を盛り込むこと、またソーシャルワーク教育に取り組む養成校として、災害福祉支援に関連する多様な資源活用を含むとともに、支援と教育をつむぐ視点が重要である。

○　多様な状況に対応するには、現存するブロック単位の具体的な災害時支援計画やブロック間や連盟本部との情報共有などを含めたＩＣＴ環境の整備も求められる。養成校におけるＢＣＰ策定率をあげるためのモデル構築など、今後も引き続きの検討が必要である。

第２章
実習演習担当教員・
実習指導者の各講習会の
教育内容の見直し

1 背景

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年５月 26 日法律第 30 号）に基づき、「社会福祉士」が国家資格として制度化されて 33 年が、「精神保健福祉士法」（平成９年 12 月 19 日法律第 131 号）に基づき「精神保健福祉士」が制度化されて 23 年が経つ。

社会福祉士の養成課程は、2018 年 3 月 27 日に公表された社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」に基づいて改訂の作業が開始された。2020 年３月６日に関係法令・通知が示された。精神保健福祉士の養成課程についても、2018 年度から検討が開始され、2020 年３月６日に関係法令・通知が示された。いずれも 2021 年度より新しいカリキュラム（以後「新カリキュラム」という）による養成教育が開始される。

これに伴い、両課程の実習演習担当教員、実習指導者の要件を示す通知等も同日付で一部改正が行われた。「社会福祉士実習演習担当教員講習会及び介護教員講習会の実施について」の一部改正（令和２年３月６日付社援発 0306 第 26 号）、「社会福祉士実習指導者講習会及び介護福祉士実習指導者講習会の実施について」の一部改正（令和２年３月６日付社援発 0306 第 27 号）、「精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の実施について」の一部改正（令和２年３月６日付障発 0306 第７号）である。なお、「精神保健福祉士実習指導者講習会の実施について」（平成 23 年８月５日付障発 0805 第７号）は改正が行われていない。

新カリキュラムの実習演習関連科目の「ねらい」は以下の通りである。

■社会福祉士の「ソーシャルワーク実習」のねらい
①ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。
②支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。
③生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。
④施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。
⑤総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。

■社会福祉士の「ソーシャルワーク実習指導」のねらい
①ソーシャルワーク実習の意義について理解する。
②社会福祉士として求められる役割を理解し、価値と倫理に基づく専門職としての姿勢を養う。
③ソーシャルワークに係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し、ソーシャルワーク機能を発揮するための基礎的な能力を習得する。
④実習を振り返り、実習で得た具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる総合的な能力を涵養する。
■精神保健福祉士の「ソーシャルワーク実習」のねらい

①ソーシャルワーク実習を通して、精神保健福祉士としてのソーシャルに係る専門的知識と技術の理解に基づき精神保健福祉現場での試行と省察の反復により実践的な技術等を体得する。
②精神疾患や精神障害、メンタルヘルスの課題をもつ人びとのおかれている現状に関する知識をもとに、その生活実態や生活上の課題についてソーシャルワーク実習を行う実習先において調査し具体的に把握する。
③実習指導者からのスーパービジョンを受け、精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。
④総合的かつ包括的な地域生活支援と関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。

■精神保健福祉士の「ソーシャルワーク実習指導」のねらい
①ソーシャルワーク（精神保健福祉士）実習の意義について理解する。
②精神疾患や精神障害のある人のおかれている現状を理解し、その生活の実態や生活上の困難について理解する。
③ソーシャルワーク（精神保健福祉士）実習に係る個別指導及び集団指導を通して、精神保健福祉士が行うソーシャルワークに係る知識と技術について具体的かつ実際的に理解し実践的な技術等を体得する。
④精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。
⑤具体的な実習体験を、専門的知識及び技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。

■「ソーシャルワーク演習」（共通科目）のねらい
①ソーシャルワークの知識と技術に係る他の科目との関連性を踏まえ、社会福祉士及び精神保健福祉士として求められる基礎的な能力を涵養する。
②ソーシャルワークの価値規範と倫理を実践的に理解する。
③ソーシャルワークの実践に必要なコミュニケーション能力を養う。
④ソーシャルワークの展開過程において用いられる、知識と技術を実践的に理解する。

■「ソーシャルワーク演習」（社会福祉士・専門科目）のねらい
① ソーシャルワークの実践に必要な知識と技術の統合を行い、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を習得する。
② 社会福祉士に求められるソーシャルワークの価値規範を理解し、倫理的な判断能力を養う。
③ 支援を必要とする人を中心とした分野横断的な総合的かつ包括的な支援について実践的に理解する。
④ 地域の特性や課題を把握し解決するための、地域アセスメントや評価等の仕組みを実践的に理解する。
⑤ ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークの対象と展開過程、実践モデルとアプローチについて実践的に理解する。
⑥ 実習を通じて体験した事例について、事例検討や事例研究を実際に行い、その意義や方法を具体的に理解する。

⑦ 実践の質の向上を図るため、スーパービジョンについて体験的に理解する。

■「ソーシャルワーク演習」（精神保健福祉士・専門科目）のねらい
①精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人の状況や困難、また希望を的確に聞き取り、とりまく状況や環境を含めて理解してソーシャルワークを展開するための精神保健福祉士の専門性（知識、技術、価値）の基礎を獲得する。
②精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人のための諸制度、サービスについて、その概念と利用要件や手続きを知り、援助に活用できるようになる。
③精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人のための関係機関や職種の役割を理解し、本人を中心とした援助を展開するチームが連携する際のコーディネート役を担えるようになる。
④精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人を取巻く環境や社会を見渡し、こうした人々への差別や偏見を除去し共生社会を実現するための活動を精神保健福祉士の役割として認識し、政策や制度、関係行政や地域住民にはたらきかける方法をイメージできるようになる。
⑤精神保健福祉士として考え、行動するための基盤を獲得し、職業アイデンティティを構築する意義を理解できる。

また、令和元年度に本連盟が実施した社会福祉推進事業「社会福祉士養成課程の見直しを踏まえた教育内容及び教育体制等に関する調査研究事業」（以下「令和元年度推進事業」という。）において、本連盟は「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン」（以下「実習教育ガイドライン」という。）「ソーシャルワーク演習のための教育ガイドライン」（以下「演習教育ガイドライン」という。）を作成し、併せて新カリキュラムにおける実習演習担当教員・実習指導者の講習に関連して、以下の提言を行った。

○ 新しいカリキュラムの内容を反映した教育が担当できる実習演習担当教員を、早急に養成すべきである。そのため、現行の主に新たに教員となる者向けの「社会福祉士・精神保健福祉士実習演習担当教員講習会」の内容を刷新することに加えて、講習会の日程、開催場所、開催形態、対象者等の検討を加えるべきである。なおこの講習会は、厚生労働省発出の通知で規定されていることから、関係機関との充分な協議が必要となる。
○ 現場実習指導者の法定の講習会を、新しいカリキュラムの内容を反映したものに刷新すべきである。なお、この講習会は、主として各都道府県の社会福祉士会・精神保健福祉士会が主催して開催しているが、定期的に開催されていない都道府県も散見されることから、各地の養成校と専門職団体や社会福祉事業者の団体（社会福祉法人経営者協議会など）による開催を検討すべきである。
○ 実習演習担当教員および現場実習指導者の講習会の内容を検討するにあたっては、本事業で作成した「実習教育ガイドライン」「演習教育ガイドライン」を積極的に活用すべきである。
○ 新しく２か所以上の実習施設・機関で実習を行うことにより、適切な実習施設の確保が肝要となるため、実習施設確保の体制づくりを検討すべきである。また、１人の実習生に２か所以上の実習施設、２人以上の現場実習指導者がかかわることになるので、養成校と実習施設間の連携だけでなく、実習施設間の連携を視野に入れた実習指導体制を検討すべきである。
○ 教員及び現場実習指導者の負担を軽減するために、実習指導における ICT の活用が検討されるべきである。検討にあたっては、今般の新型コロナウイルス感染症の対応や海外のソーシャルワーク

教育における遠隔教育の検証など、調査研究事業を行うべきである。

また、令和元年度推進事業では、精神保健福祉士養成にかかる実習・演習教育の前提となる事項が以下のように指摘された。

○ソーシャルワーク専門職として社会福祉士と精神保健福祉士において、ソーシャルワークの価値、理念、技術、考え方については、共通の基盤として異なることはない。そのため、同じソーシャルワーク専門職として、ソーシャルワーク教育としての内容に相違がないよう、普遍性・共通性と固有性・特殊性についての整理と考え方の共有を行う必要がある。

○ ソーシャルワーカーの実践においては、精神障害を含む、複合的で分野横断的な課題に対応している。社会福祉士のソーシャルワーク実習の実習先においても、精神障害のある人に出会うことも少なくない。よって、社会福祉士にも精神障害や精神科医療・精神保健福祉に対しての一定の知識・技術の担保が必要になると考えられる。

このような新カリキュラムへの対応に加え、実習演習担当教員・実習指導者の講習会についても、令和元年度推進事業において以下のような課題が認識された。

○ 両資格の実習分野講習会及び演習分野講習会とも、講習会のプログラムは、ソーシャルワークにかかるコンピテンシー、実習演習科目の到達目標、ソーシャルワークに必要となる能力や技術の獲得等を網羅して盛り込む必要がある。

○実習担当教員講習会及び実習指導者講習会の教科書では、「ソーシャルワーク実習」の開始から終了まですべての場面を「ソーシャルワーク」と関連させながら、シームレスな実習教育の展開と実習指導を行うことができるよう、実習プログラムの組み方について丁寧に記載する必要がある。

○両資格の演習分野講習会プログラムに、指導案やシラバスの作成方法に関する内容を充実させるべきである。教育方法や教授法のあり方、授業計画の作り方やシラバス作成時の留意点についての講義は、最初に全体像を俯瞰する形で教授することが望ましい。

○学生向けのテキストと教員講習会の講習内容をすりあわせる必要がある。

○２か所実習の扱い方について

・内容の過度の重複や実習での学修内容がつながらないなどのケースが生じることへの懸念

・実習先である各施設・機関等の規則やルールの相違があること、またそれらとソーシャルワーク専門職としての価値規範や倫理との統合を実習生が自分の中で行うため、実習担当教員と実習指導者の指導（考え方）のすり合わせや学生へのさまざまな支援（スーパービジョン）

○受講対象者等について

・既に講習を受講した実習担当教員、実習指導者も新カリキュラム下の実習について学び直す機会の提供

・実習は養成校と実践現場との協働によって教育が展開されるため、教員と実習指導者の合同講習会の検討

・実習の評価についての手法や考え方の共有

○講習会の開催や運営について

・国の示す「ねらい」「教育に含むべき事項」には具体的に実習で実施する例示がないため、「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン」を踏まえての講習会の検討

・各地域の養成校・職能団体・事業者団体が連携して、実習指導者講習会を実施していくことの検討

○増加した実習時間の活用の方向性について

・新カリキュラムで追加されたネットワーキング、コーディネーション、ネゴシエーション、ファシリテーション、プレゼンテーション、ソーシャルアクションや、災害支援、マクロレベルの変化を促す経験を、実習でどのように伝えるか、経験する機会を提供するかの検討

○養成校、事業者団体、職能団体による実習に関する連携について

・専門職養成の質的な向上とともに、今後の安定した福祉人材確保や、社会福祉法人に求められている地域における公益的な取り組みを推進していく観点からも、養成団体（本連盟）、事業者団体（全国社会福祉法人経営者協議会等）、専門職団体が全国レベルで組織間連携（協定の締結など）をしながら福祉人材の養成・確保へ取り組む

これらに基づき、本連盟では新カリキュラムにおける実習教育を担う実習担当教員・実習指導者の講習会について検討するポイントを以下のように考えた。

①地域共生社会の実現に向けた社会福祉士、精神保健福祉士の役割を踏まえた内容の充実化として、個別支援に加え地域支援あるいは領域横断的な支援の視点を入れる。

②社会福祉士の実習においては、実習時間が 180 時間から 240 時間に増え、２か所以上で実習を行うことが基本とされた。その増えた部分をどのような形で充実させるのか、内容とともに学習の進め方の視点を入れる。

③国の示すカリキュラムの全体像の中で「『講義－演習－実習』の循環」として示されている、演習を媒介としながら、講義科目と実習科目がどのようにフィードバックし合っていくのか、講義で修得した知識について、演習を介して実習の中で学ぶ。実習で学んだことを再度講義の中で理解を深める、というプロセスを実現させる。

④社会福祉士養成課程と精神保健福祉士養成課程、また実習担当教員と実習指導者の講習会の教育内容の共通性や関係性などを整理しつつ、講習会の内容を検討する。

⑤新カリキュラムの見直しに当たって、教員講習会ならびに実習指導者講習会の教育内容等を検討するが、中でも特に改定が必要な部分を検討し、集中的にプログラムを作成し、試行研修を行う。

⑥ICT を活用した実施の方法についても検討を行う。

⑦最終的に、汎用性のある標準的な講習会のプログラム内容および教材を提示する。

このような状況に鑑み、本連盟では、社会福祉士、精神保健福祉士の実習演習担当教員講習会、実習指導者講習会の具体的な教育内容等についての見直しを行った。

2　実習担当教員講習会・実習指導者講習会

これまでの講習会に関する課題を踏まえ、新カリキュラムの内容を反映した講習会に刷新するために、社会福祉士および精神保健福祉士実習担当教員講習会と実習指導者講習会の教育内容等の見直しを行った。その際、主に日本ソーシャルワーク教育学校連盟（以下、本連盟）が作成した「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン」（以下「実習教育ガイドライン」）を活用して、新カリキュラムで大幅な変更のあった社会福祉士実習担当教員講習会の教育内容に注目している。検討にあたっては、社会福祉士実習担当教員と精神保健福祉士実習担当教員に加え、日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会、日本医療社会福祉協会、全国社会福祉協議会から推薦された社会福祉士実習指導者と精神保健福祉士実習指導者それぞれの委員にご参加いただき、多様な視点からの議論を重視した。なお、本講習会の受講対象像は、実習指導の経験のない有資格者としている。そして、試行的に講習会を実施し、その受講者を対象としたアンケート調査およびフォーカスグループインタビューの結果をもとに、さらなる修正を行った。

実際の進め方については、検討事項が多岐にわたるため、以下のような3つのチームに分かれ検討を行うとともに、チームのリーダーとサブリーダーによる会議やすべての委員の参加による実習部会で検討しながら、チーム間の調整を図った。

概論チーム：「実習指導概論」、「実習指導方法論Ⅰ（ソーシャルワーク実習マネジメント論）」
プログラミング・評価チーム：「実習指導方法論Ⅱ（ソーシャルワーク実習指導の内容）」、「実習指導方法論Ⅳ（実習評価の意義と方法）」、「実習プログラミング論[実習指導者講習会]」
スーパービジョンチーム：「実習指導方法論Ⅲ（実習スーパービジョン論）」

2－1　概論チーム

2－1－1　検討の経緯

概論チームでは、新カリキュラムにおける実習関連科目の変更事項および追加事項を確認したうえで、主に以下の論点にもとづき検討を行った。

（1）社会福祉士と精神保健福祉士の実習担当教員講習会の関係性に関する検討

新カリキュラムにおいては、「ソーシャルワークの基盤と専門職」と「ソーシャルワークの理論と方法」が共通科目になるとともに、実習および演習科目の名称も「ソーシャルワーク演習」と「ソーシャルワーク実習」に統一されている。また、令和元年度社会福祉推進事業「社会福祉士養成課程の見直しを踏まえた教育内容及び教育体制等に関する調査研究事業」において、社会福祉士と精神保健福祉士はソーシャルワークの価値、理念、技術、考え方について共通の基盤は異なることはなく、それぞれの講習会を共通の内容とする必要性について指摘されている。

これらを踏まえ、社会福祉士実習担当教員講習会と精神保健福祉士実習担当教員講習会の通知内容を比較し、共通事項を明確にしたうえで、ソーシャルワーク専門職として双方の講習会において統一すべき内容を明らかにした（図1）。

図 1

社会福祉士						精神保健福祉士					
実習指導者			実習担当教員			実習指導者			実習担当教員		
科目名	内容	時間	科目名	内容	時間	科目名	内容	時間	科目名	内容	時間
実習指導概論	1. 社会福祉士の意義と役割 2. 実習の制度上の枠組みと意義 3. ソーシャルワーク実践と実習プログラム 4. 個人情報保護と実習での対応 5. 実習指導における専門職の役割	2.0（講）	実習指導概論	1. 実習指導の意味と目標 2. 実習担当教員に求められる力量 3. 本科目の構成と内容	1.5（講）	精神保健福祉援助実習指導概論	1. 精神保健福祉士養成教育の概要と実習教育の位置づけ 2. 精神保健福祉援助実習の意義 3. 精神保健福祉援助実習指導者に求められる能力の理解	1.0（講） 1.0（演）	精神保健福祉援助実習指導概論	1. 精神保健福祉士法改正と実習関連事項の変更 2. 実習指導の意味と目標 3. 実習機関の理解	1.5（講）
実習マネジメント論	1. 実習マネジメントの意義と対象 2. 施設・期間内における実習マネジメント 3. 施設・期間外における実習マネジメント 4. 実習におけるリスクマネジメント 5. 実習マネジメントの実際	2.0（講）	実習指導方法論Ⅰ	1. 実習教育マネジメントの意味と対象 2. 実習担当教員の役割	2.0（講）	現場実習マネジメント論	1. 現場実習マネジメントの意義 2. 現場実習マネジメントの定義とその必要性 3. 実習マネジメントにおける必要な視点と具体的なポイント 4. 倫理に基づく精神保健福祉士業務の実践	1.5（講） 1.0（演）	精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅰ	1. 実習教育マネジメントの意義と対象 2. 実習教育マネジメントの内容と展開方法	2.0（講）
				1. 実習教育マネジメントの現状と組織の課題 2. 実習担当教員のマネジメント力量の向上	4.0（演）					3. 担当教員の役割 4. 実習教育マネジメントに活用するツール、書類様式等	4.0（演）

（2）実習担当教員講習会と実習指導者講習会の関係性に関する検討

従来から認識され、前述の令和元年度推進事業でも指摘されているように、ソーシャルワーク実習の目的を達成するためには、養成校と実習先との連携が不可欠である。そのため、実習担当教員と実習指導者それぞれの講習会の内容に関する共通化について議論した。そして、（1）と同様に、社会福祉士と精神保健福祉士それぞれの実習担当教員講習会と実習指導者講習会の通知内容を比較し、共通化すべき内容を明らかにした（図1）。

（3）実習担当教員講習会と実習指導者講習会の全体構成に関する検討

新カリキュラムにおける「ソーシャルワーク実習」において、新たな、あるいは強化すべき教育事項が示された。しかしながら、講習会の時間数は拡充されていないとともに、すでに実習指導の要件を満たしている教員及び指導者は、新カリキュラムに伴う見直しを行った新たな講習会を受講する義務はない。このような状況を踏まえて、すべての実習担当教員及び実習指導者が新カリキュラムにおける実習教育を理解し、すべての実習生が基本的なソーシャルワークの実践能力を獲得できるように、実習担当教員講習会と実習指導者講習会の全体構成を検討した。

その結果、社会福祉士・精神保健福祉士の実習担当教員講習会と実習指導者講習会の受講者のための事前学習、および旧カリキュラムの要件者の知識のアップデートのための映像教材を講習会とは別に作成する必要性を確認した。内容としては、以下の3つの映像教材を作成する方向で検討を行った。ただし、映像教材1については講習会の「実習指導概論」の教育内容に含まれる項目が複数あるため、旧カリキュラムの要件者の知識のアップデートのためにのみ使用する等の検討もなされた。

映像教材1：新カリキュラムの概要等の基盤的内容を理解する科目

○新カリキュラムで新たに含まれた内容や強化された内容等のポイントを概説

○地域共生と地方創生とソーシャルワーク実習

○ソーシャルワーク専門職の倫理・価値規範に依拠したソーシャルワーク実践と養成教育

○専門職業人養成としての実習（位置づけの明確化）

映像教材2：ジェネラリスト視点および方法・技術の概念を理解する科目

○地域における分野横断的・業種横断的・総合的かつ包括的なソーシャルワーク実践(ジェネラリスト視点)

○ソーシャルワーク実践に求められる技術の実践的理解（アウトリーチ、ネットワーキング、コーディネーション、ネゴシエーション、ファシリテーション、プレゼンテーション、ソーシャルアクション、チームアプローチ）

映像教材3：経営やサービスの管理運営を理解する科目

○施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営

（実習と就職との繋がりを含む）（チームアプローチとリーダーシップ論も含む）

このような議論を踏まえて、実習担当教員試行講習会における「実習指導概論」と「実習指導方法論Ⅰ（ソーシャルワーク実習マネジメント論）」の試行講習会の具体的な内容を検討した。まず、これまでの講習会資料、「実習教育ガイドライン」、本連盟編集の教科書「ソーシャルワーク実習指導・ソーシャルワーク実習」をもとに、それぞれの担当者が素案となる講習会資料を作成し、それをもとに委員会にて検討を行った。検討内容の詳細は、次の「試行講習会の内容」にて示す。

2－1－2　試行講習会の内容

(1)実習指導概論

「2－1－1　検討の経緯」の結果、実習指導概論の試行講習会は社会福祉士・精神保健福祉士の実習担当教員講習会を想定し、講義を録画しオンデマンド配信の形式で実施した（厚生労働省通知において、実習指導概論は教員講習会 1.5 時間、実習指導者講習会 2.0 時間と定められている）。

実習指導概論で扱うべき内容案としては①ソーシャルワーク専門職としての社会福祉士及び精神保健福祉士制度の意義と役割、②ソーシャルワーク実習の目標・意義、③「講義－演習－実習」の学習循環を踏まえた実習指導の展開、④ソーシャルワーク実習科目の構成と実習施設・機関の理解、⑤ソーシャルワーク実習担当教員の役割、⑥ソーシャルワーク実習担当教員に求められる能力、⑦ソーシャルワーク実習での個別的な実習体験を一般化する重要性、の7点に整理した（試行講習会スライド資料 p.2、図2）。以上の内容を網羅する実習担当教員向け試行講習会用のパワーポイント資料を作成した。

図 2

■実習担当教員 講習会の【概論】の内容の見直し

社会福祉士			精神保健福祉士		
実習担当教員			実習担当教員		
科目名	内容	時間	科目名	内容	時間
実習指導概論	1. 実習指導の意味と目標 2. 実習担当教員に求められる力量 3. 本科目の構成と内容	1.5（講）	精神保健福祉援助実習指導概論	1. 精神保健福祉士法改正と実習関連事項の変更 2. 実習指導の意味と目標 3. 実習機関の理解	1.5（講）

社会福祉士 & 精神保健福祉士		
実習担当教員 講習会		
科目名	内容	社会福祉士＆精神保健福祉士 講習時間
ソーシャルワーク実習指導概論	● ソーシャルワーク専門職としての社会福祉士及び精神保健福祉士制度の意義と役割 ● ソーシャルワーク実習の目標・意義 ● 「講義 － 演習 － 実習」の学習循環を踏まえた実習指導の展開 ● ソーシャルワーク実習科目の構成と実習施設・機関の理解 ●ソーシャルワーク実習担当教員の役割 ● ソーシャルワーク実習担当教員に求められる能力 ● ソーシャルワーク実習での個別的な実習体験を一般化する重要性	1.5（講）

以上の7点のうち、「①ソーシャルワーク専門職としての社会福祉士及び精神保健福祉士制度の意義と役割」と「②ソーシャルワーク実習の目標・意義」については、近年の政策動向の要点や新カリキュラムの趣旨と内容を踏まえ、社会福祉士・精神保健福祉士の実習担当教員講習会並びに実習指導者講習会において共通して受講者へ教授すべき基本的内容として位置づけた。

まず、「①ソーシャルワーク専門職としての社会福祉士及び精神保健福祉士制度の意義と役割」では、2つの国家資格制度に関する概要に加え、今日、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士に求められる役割とその背景である政策動向のポイントについて教授することをねらいとした。具体的には、地域共生社会の実現に向けて複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制や

地域住民等が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制、個人及びその世帯が抱える課題への支援を中心として、分野横断的・業種横断的な関係者との関係形成や協働体制を構築する必要性や、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士に求められるソーシャルワーク機能についてである。その上で、ソーシャルワーク専門職としての役割を担っていける実践能力を有する社会福祉士・精神保健福祉士の養成が必要とされていること、そのために 2021 年度よりスタートする新カリキュラムについて指定科目及び各科目間の関係などの全体像と教育内容等の見直しの要点を解説した。養成校教員と実習指導者が実習生を指導するにあたり、この点に関する共通理解は効果的かつ適切な実習教育（実習指導）を行っていく上で極めて重要である。

つぎに、「②ソーシャルワーク実習の目標・意義」では、ソーシャルワーク実践を支える価値・知識・技術は分野・領域の違いにかかわらず共通していることを前提として、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士を養成するための要となる科目・教育機会であることを今まで以上に明確化した。ソーシャルワーク実習は、単なる見学・体験学習、ボランティアの延長、個人的な社会経験を積む場ではなく、社会福祉士・精神保健福祉士をソーシャルワーク専門職として養成するという明確な目標志向性に基づいていること、ソーシャルワークの価値・知識・技術に基づく実践能力の修得を目指すものであることを強調した。このような社会福祉士・精神保健福祉士のソーシャルワーク実習に共通する内容を取り上げた後、社会福祉士・精神保健福祉士それぞれの厚生労働省通知におけるソーシャルワーク実習の「ねらい」を説明した（今回の試行講習会では「教育に含むべき事項」について割愛した）。ソーシャルワーク実習の意義は、本連盟が令和元年度の社会福祉推進事業において作成した「実習教育ガイドライン」の内容を踏まえ、ソーシャルワークの方法や技術も、講義や演習だけで学べるものではなく、現任の社会福祉士・精神保健福祉士の動きや実習生が現場に身を置くことで実践的経験的に習得できるものである等の解説をした。

特に、社会福祉士養成においては新カリキュラムにおいてソーシャルワーク実習を機能の異なる2か所以上の実習施設等で行うことが求められるが、この意味は次の2点から整理した（試行講習会スライド資料 p.16、p.17、p.30、p.38）。第一に複数の実践現場での実習を経験することによって、多様な場・形態でソーシャルワーク実践が存在することを理解すること、第二に第一の理解を踏まえた上で、ソーシャルワーク実践を支える価値・知識・技術は分野・領域の違いにかかわらず共通していることを理解することである。さらに、実習指導者にとっての意義として、「後継者の育成」が倫理綱領にも明記されていること、実習指導者自身の実践者としての成長にも寄与することを指摘した。

以上の2点に加え、今回の試行講習会で追加した主な事項としては、第一に「③「講義－演習－実習」の学習循環を踏まえた実習指導の展開」である。2018 年の社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書においては、「講義－演習－実習の学習循環」の作ることで、ソーシャルワーク専門職として必要な実践力を習得できるようにする必要性が指摘されている。これは今回の社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程における教育内容等の見直しにおいても重要視されており、養成校においてはこのような視点を意識した教育展開が求められることから、実習担当教員が必ず理解しておくべき点として取り上げた（試行講習会スライド資料 p.20）。

第二に「⑦ソーシャルワーク実習での個別的な実習体験を一般化する重要性」である。これは実習演習担当教員講習会に関する厚生労働省通知において、社会福祉士は「実習指導方法論Ⅱ・Ⅲ」、精神保健福祉士は「精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅱ・Ⅲ」で具体的に取り扱う内容である。しかしながら、実習担当教員にとって重要かつ基本的な内容として理解しておくことが求められる内容であることから、実習指導概論でも扱うこととした。そこでは、実習生個々の実習経験（講義・同行・同席・実践など）は、ある分野・領域におけるある実習施設・機関で実践されている個別的・具体的なソーシャルワークの理解であり、実習後の事後指導（振り返り・SV）では、それを分野・領域に共通する価値・知識・技術に基づく実践としてのソーシャルワーク理解へつなげること

の重要性を説明した(試行講習会スライド資料 p.48)。

最初に述べたように、今回の試行講習会は実習担当教員講習会を想定して実施したが、その内容は社会福祉士・精神保健福祉士の実習担当教員講習会並びに実習指導者講習会に共通する基本的内容を明確に位置づけながら、できるかぎり汎用性のある内容になるよう努めた。そのため、今回教材として作成したパワーポイントの資料内容は、実習指導者講習会では必要に応じてカスタマイズすることを前提としつつ、①②の項目をはじめとして、一定程度は実習指導者講習会でも使用可能な内容である。

(2)実習指導方法論Ⅰ(ソーシャルワーク実習マネジメント論)

実習担当教員講習会の見直しの経緯に基づいて、はじめに、実習教育マネジメントの全体構成の検討として、含むべき内容の見直しを行った。「2－1－1　見直しの経緯」にある通り、社会福祉士・精神保健福祉士を共通の内容とすることとした。また、実習指導者講習会との関係も踏まえ、見直しを検討した。実習教育マネジメントの全体構成の見直しは、次の図3の通りである。

図 3

■実習担当教員 講習会の【ソーシャルワーク実習マネジメント論】の内容の見直し

社会福祉士			精神保健福祉士		
実習担当教員			実習担当教員		
科目名	内容	時間	科目名	内容	時間
実習指導方法論Ⅰ	1. 実習教育マネジメントの意味と対象 2. 実習担当教員の役割	2.0 (講)	精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅰ	1. 実習教育マネジメントの意義と対象 2. 実習教育マネジメントの内容と展開方法	2.0 (講)
	1. 実習教育マネジメントの現状と組織の課題 2. 実習担当教員のマネジメント力量の向上	4.0 (演)		3. 担当教員の役割 4. 実習教育マネジメントに活用するツール、書類様式等	4.0 (演)

社会福祉士 & 精神保健福祉士		
実習担当教員 講習会		
科目名	内容	社会福祉士 精神保健福祉士 講習時間
ソーシャルワーク実習指導方法論Ⅰ	● ソーシャルワーク実習教育マネジメントの意義と対象 ● ソーシャルワーク実習教育マネジメントの内容と展開方法 ● ソーシャルワーク実習担当教員の役割	2.0 (講)
	● ソーシャルワーク実習教育マネジメントの現状と組織の課題 ● ソーシャルワーク実習担当教員のマネジメント能力の向上 ● ソーシャルワーク実習教育に活用するツール、書類様式等	4.0 (演)

全体構成の見直し・検討に加え、具体的な内容を、社会福祉士・精神保健福祉士の実習に関する教員テキストの内容と 2020 年3月に報告された「実習教育ガイドライン」を踏まえ、検討した。見直しを行った主な点は次のとおりである。

①実習施設・機関と養成校の「共通の使命」

実習施設・機関の実習指導者と養成校の担当教員の「共通の使命」について、ソーシャルワーク専門職のグローバル定義およびソーシャルワーカーの倫理綱領を踏まえ、「ソーシャルワーカーとしての使命」「ソーシャルワーカーとしての価値・倫理」「後進の育成と専門職としての研鑽」を明確に示した。また、この「共通の使命」について合意を形成し、連携・協働して実習指導を進めていくこととした。

②実習教育マネジメントの対象

実習教育マネジメントの対象を、実習教育に関わるステークホルダーを全体的に視野に入れ、それぞれをシステムとしてとらえた。具体的には、「①養成校システム」「②実習施設・機関システム」「③実習生システム」「④クライエントシステムと社会環境システム」の4つからとらえた。特に③および④(特に社会環境システム)については、これまで実習教育マネジメントの対象として十分に考慮されていたとは言えないものの、実習教育をより効

果的に実践する上で欠かせないものとして認識された。

③個人情報の適切な取り扱いと個人情報保護

はじめに、これまで個人情報に関する内容は、社会福祉士・精神保健福祉士の実習指導者及び実習担当教員の講習会のうち、どの単元に含むべきかに不一致があった。今回の見直しにおいて、実習教育マネジメントに含むべき内容として、共通化が図られた。

また、個人情報に触れながら、適切にその情報を取り扱うことによって、ソーシャルワーカーとしての学びを効果的なものにするという観点から、クライエント等関係者に関する個人情報については「適切な取り扱い」、学生に関する個人情報については「保護」とした。実習生の個人情報およびセンシティブ情報についても「第三者提供を行わない」という実習教育ガイドラインに従うことを明確にした。

個人情報の定義は「生存する個人に関する情報」とされているが、実習においては「死亡者・生死不明者」の情報を取り扱うこともあることから、この情報についても個人情報と同等の措置を講ずる必要があることを示した。その他、センシティブ情報の取り扱いや SNS の利用に関する注意喚起も含むこととした。

④2か所以上の実習施設・機関の実習に向けたマネジメントと実習担当教員の役割

ソーシャルワーク実習の時間数が 240 時間となったことに加え、機能の異なる2か所以上での実習が求められることから、実習指導プロセスに合わせて実習担当教員の役割を示した。具体的には、ソーシャルワーク実習マネジメントの講義スライド p.34～40 の通りである。そこで、180 時間以上の実習に取り組む実習施設・機関と他の時間数で取り組む実習施設・機関に対して、同様にマネジメント機能を発揮することを示した。また、2か所以上の実習で、厚生労働省通知の実習シラバスにおける教育に含むべき事項を網羅するため、240 時間以上を全体的にデザインして、マネジメントに取り組む必要があることを示した。

⑤ICT（情報通信技術）の活用と留意点

巡回指導・帰校日指導そのものについては、ICT（情報通信技術）の活用による実施は認められていないものの、ICT を活用した実習施設・機関と養成校との連絡体制の構築や巡回指導・帰校日指導を補助するスーパービジョンの機会の確保にビデオミーティング（Zoom や Skype 等）を活用することなどを示した。

⑥ソーシャルワーク実習担当教員のマネジメント能力の向上（演習）

アクティブラーニングを活用した学びを促進するため、受講者が能動的にかかわり、積極的に自ら学び、気づくことができるようなプログラムを意図した。具体的には、積極的に実際に実習教育マネジメントで起き得る場面のロールプレイを取り入れ、受講者自らが役割を演じることなどを通して、実際のマネジメント能力の向上を目指した。

2－1－3 試行講習会の実施と評価

(1) 試行講習会の実施概要

（概論チーム、プログラミング・評価チーム、スーパービジョンチーム共通）

2−1−2で説明した実習担当教員講習会の具体的な教育内容等の見直しを評価するために、オンデマンドでの講義の実施およびそれに対する Web アンケート調査実施と、演習の実施およびその受講者を対象としたフォーカスグループインタビューを Zoom にて実施した。実施概要についてはすべてのチームで共通しているため、ここで説明する。

① 募集方法

オンデマンド講義およびアンケート調査については、可能な限り多様な方々に受講いただけることを目指した。一方、演習による講習会については、社会福祉士と精神保健福祉士の実習担当教員講習会の共通にすべき事項および実習担当教員講習会と実習指導者講習会の共通にすべき事項を明確にして見直しを行ったことから、それらを多様な視点から評価することを目的に、社会福祉士実習担当教員7人、社会福祉士実習指導者3

人、精神保健福祉士実習担当教員7人、精神保健福祉士実習指導者3人を募集基準の目安とした。

募集にあたり、実習担当教員については、実習担当教員講習会講師経験者、同講習会受講経験者、本連盟役員、本事業委員、本連盟都道府県担当教員、会員校実習担当教員へ周知を行った。また、実習指導者については、日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会、日本医療社会福祉協会に、実習指導に知見のある方を選出していただくよう依頼した。インターネットのフォームにて、「講義＋演習」又は「講義のみ」の区分で受講希望を受け付けた。いずれも、講義を受講した場合はアンケートへの回答を、演習を受講した場合はフォーカスグループインタビューへの参加を条件とした。「講義＋演習」受講希望者から、前述の募集基準を目安にして「演習」受講者を決定した。「講義＋演習」受講希望者で演習を受講決定できなかった方へは、講義の受講とアンケート回答を依頼した。

②申込者および受講者

試行講習会への申込者は実数で 144 人、講義のみの受講希望者が延べ人数で 264 人、講義と演習の受講希望者が 75 人(「実習指導方法論Ⅰ(ソーシャルワーク実習マネジメント論)」24 人、「実習指導方法論Ⅱ(ソーシャルワーク実習指導の内容)」、「実習指導方法論Ⅳ(実習評価の意義と方法)」27 人、「実習指導方法論Ⅲ(実習スーパービジョン論)」24 人)であった(表1)。なお、講義受講については、申込の後に実際に受講したかどうかを確認する手段がないため、講義受講者数は申込者数と同数の 144 人である。講義と演習希望者のうち、前述の募集対象者の基準をもとに演習の受講者を決定し、それぞれ 20 人としたが、当日欠席等もあり、実際の受講者は 52 人(「実習指導方法論Ⅰ(ソーシャルワーク実習マネジメント論)」16 人、「実習指導方法論Ⅱ(ソーシャルワーク実習指導の内容)」、「実習指導方法論Ⅳ(実習評価の意義と方法)」18 人、「実習指導方法論Ⅲ(実習スーパービジョン論)」18 人)となった。

表 1

申込者数(実数):144 人
講義の受講を申し込んだ人数:144 人

チーム名	科目名	〔講義のみ〕受講希望者(A)	〔講義＋演習〕受講者			〔講義＋演習〕＋〔講義のみ〕応募者数(A＋B)(C)	アンケート回答数
			〔講義＋演習〕応募者数(B)	定員・受講決定者数	〔講義＋演習〕当日受講者数		
概論チーム	概論	86	24			110	
	マネジメント論						
	実習マネジメント(演習)			20	16		
プログラミング評価チーム	実習指導論	90	27			117	
	実習評価論						
	実習プログラミング論						
	実習指導(演習)			20	18		
	実習評価(演習)						
SV チーム	スーパービジョン論	88	24			112	
	スーパービジョン(演習)			20	18		
合計(延人数)		264	−	60	52		
合計(実人数)						144	71

(C):〔講義〕を受講した人数

受講者の 77.8%(112 人)が実習担当教員である。資格取得状況については、社会福祉士のみ 65 人(45.1%)と社会福祉士と精神保健福祉士の両方 58 人(40.3%)が大半を占めている(表2)。

表 2

	講義受講者数(c)	現在の職務・参加種別						社会福祉士／精神保健福祉士の有無				
		実習指導担当教員	実習指導以外の教員	実習指導者	実習指導者以外の現場職員	その他	無回答	社会のみ	精神のみ	両方あり	両方なし	無回答
全体	144	112	6	20	2	2	2	65	9	58	10	2

(2)アンケート調査結果

ここではすべてのチームに共通するアンケート調査結果について示し、各チームの結果についてはチームごとに示す。

オンデマンドによる講義の受講者 144 人のうち、アンケートに回答した 71 人(49.3%)の結果について報告する。なお、表の中の割合については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が必ずしも 100 にならない場合がある。

①現在の職務・参加種別

受講者の現在の職務・参加種別としては、実習担当教員が 51 人(71.8%)と最も多く、次に実習指導者が 11 人(15.5%)となった。

回答	件数(人)	割合(%)
実習担当教員	51	71.8
実習担当以外の教員	6	8.5
実習指導者	11	15.5
実習指導者以外の現場職員	1	1.4
その他	2	2.8
合計	71	100

② 保有する資格

受講者の保有する資格としては、社会福祉士が63人(88.7%)と最も多く、次に精神保健福祉士36人(50.7%)となっており、受講者の半数は社会福祉士と精神保健福祉士の国家資格を有している。なお、割合については、回答者 71 人の保有率を示している。

回答	件数(人)	割合(%)
社会福祉士	63	88.7
精神保健福祉士	36	50.7
介護福祉士	14	19.7
保育士	6	8.5
社会福祉主事	21	29.6
介護支援専門員	23	32.4
看護師	1	1.4
保健師	0	0.0
公認心理師	1	1.4
臨床心理士	2	2.8
ここで挙げられている資格は保有していない	3	4.2
合計	170	

③ 社会福祉士・精神保健福祉士養成における「教員」として実習教育に携わった「年数」

教員 57 人のうち、実習教育に携わった年数は、1年以上5年未満の者が 22 人(38.6%)と最も多く、続いて、10 年以上 15 年未満 12 人(21.1%)、15 年以上 20 年未満 10 人(17.5%)となっていた。実習教育に関する経験において、多様な視点からの評価を可能にしていると言える。

回答	件数(人)	割合(%)

0 年	2	3.5
1年以上5年未満	22	38.6
5年以上 10 年未満	6	10.5
10 年以上 15 年未満	12	21.1
15 年以上 20 年未満	10	17.5
20 年以上	5	8.8
合計	57	100

④社会福祉士・精神保健福祉士養成における「教員」として実習教育に携わった「人数」

教員のうち、実習教育に携わった「人数」として最も多いのは、1人以上 100 人未満で 27 人(47.4%)となっており、続いて 100 人以上 200 人未満 10 人(17.5%)となっていた。

回答	件数(人)	割合(%)
0 人	2	3.5
1人以上 100 人未満	27	47.4
100 人以上 200 人未満	10	17.5
200 人以上 300 人未満	8	14.0
300 人以上 400 人未満	5	8.8
400 人以上	3	5.3
無回答	2	3.5
合計	57	100

⑤ 社会福祉士・精神保健福祉士養成における「実習指導者」として実習指導に携わった「年数」

受講者のうち、「実習指導者」として実習指導に携わった「年数」として最も多かったのは0年であったが、これは「実習指導者」としての経験を有する教員がいることを踏まえ、実習指導者のみならず教員も含めた集計としているためである。実習指導者のみでは多様な経験年数となっていた。

回答	件数(人)	割合(%)
0 年	40	56.3
1年以上5年未満	7	9.9
5年以上 10 年未満	6	8.5
10 年以上 15 年未満	8	11.2
15 年以上 20 年未満	6	8.5
20 年以上	4	5.6
合計	71	100

⑥ 社会福祉士・精神保健福祉士養成における「実習指導者」として実習指導に携わった「人数」

同様に、教員も含めた集計としているため、実習指導者に携わった人数が0人の人が最多であるが、実習指導者のみでは多様な人数となっている。

回答	件数(人)	割合(%)
0 人	38	53.5

1人以上 10 人未満	9	12.7
10 人以上 20 人未満	9	12.7
20 人以上 30 人未満	4	5.6
30 人以上 40 人未満	7	9.9
50 人以上	3	4.2
無回答	1	1.4
合計	71	100

⑦ 性別

受講者の「性別」は、男性と女性とそれぞれ同程度であった。

回答	件数(人)	割合(%)
男性	36	50.8
女性	35	49,2
合計	71	100

⑧年代

受講者の「年代」としては、40 代が 29 人(40.8%)と最も多く、続いて 50 代が 23 人(32.4%)と続き、7割以上を占めていた。

回答	件数(人)	割合(%)
10 代	0	0
20 代	2	2.8
30 代	8	11.3
40 代	29	40.8
50 代	23	32.4
60 代	9	12.7
70 代	0	0
合計	71	100

⑨試行講習会の実施形式(動画配信を使用したオンデマンド)の評価

受講者の「試行講習会の実施形式(動画配信を使用したオンデマンド)」としては、「とてもよかった」と「まあまあよかった」を合わせると、9割以上の者が満足できる内容であった。

回答	件数(人)	割合(%)
とてもよかった	42	59.2
まあまあよかった	28	39.4
あまりよくなかった	1	1.4
全くよくなかった	0	0
合計	71	100

(3)概論チームの試行講習会の実施概要とアンケート調査結果

概論チームでは、「実習指導概論」のオンデマンドの講義と「実習指導方法論Ⅰ(ソーシャルワーク実習マネ

ジメント論）」のオンデマンド講義、および4時間の演習を 2021 年2月１日に Zoom のブレイクアウトルームを活用して行った。演習は、具体的には①養成校と実習施設・機関の契約（協定）の合意のプロセス、②実習委員会での話し合い、③実習指導者と実習担当教員のやりとり、④全体の振り返りの演習を、２人または3人グループで実施した。なお、評価のデータとするため、各グループの演習の様子を委員が傍聴するとともに、録画している。また、講義に対するアンケート調査と講義および演習受講者を対象としたフォーカスグループインタビューを Zoom にて実施した。その後、委員による検討を行った。

① 「実習指導概論」と「実習指導方法論Ⅰ」の受講状況

「実習指導概論」と「実習指導方法論Ⅰ（ソーシャルワーク実習マネジメント論）」の講義を受講したのは 86 人で、そのうち「実習指導概論」では 47 人（54.7%）、「実習指導方法論Ⅰ」で 44 人（51.2%）がアンケートに回答している。

「実習指導方法論Ⅰ（ソーシャルワーク実習マネジメント論）」の演習は、16 人（教員 13 人、実習指導者3人）が受講した。社会福祉士と精神保健福祉士の両方の資格を有しているのが7人、社会福祉士のみが7人、精神保健福祉士のみ2人である。また、教員も含めて 10 人が実習指導者としての経験を有していた。教員として実習に携わった年数は平均 9.5 年である。このうち、アンケート回答者は、11 人（68.8%）である。

②「実習指導概論」のアンケート結果

「実習指導概論」の講義を受講し、かつアンケートに回答した 47 人の「ソーシャルワーク専門職としての社会福祉士及び精神保健福祉士制度の意義の理解」としては、「十分に理解できた」と「まあまあ理解できた」を合わせると、すべての受講者が理解することができていた。

回答	件数（人）	割合（%）
十分に理解できた	30	63.8
まあまあ理解できた	17	36.2
あまり理解できなかった	0	0
全く理解できなかった	0	0
合計	47	100

同様に、以下の項目はすべての人が「十分に理解できた」と「まあまあ理解できた」と回答した。

・ソーシャルワーク実習の目標・意義の理解
・「講義－演習－実習」の学習循環を踏まえた実習指導の展開の理解
・ソーシャルワーク実習科目の構成と実習施設・機関の関係についての理解
・ソーシャルワーク実習担当教員の役割の理解
・ソーシャルワーク実習での個別的な実習体験を一般化する重要性の理解

一方、「ソーシャルワーク実習担当教員に求められる能力の理解」と「ソーシャルワーク実習・実習指導における「実習前」「実習中」「実習後」のプロセスについての理解」では、それぞれ1人が「あまり理解できなかった」と回答した。また、「養成課程のソーシャルワーク実習で2か所での実習を実施する意義についての理解」については、「あまり理解できなかった」が3人いた。

回答	件数（人）	割合（%）
十分に理解できた	23	48.9
まあまあ理解できた	21	44.7

あまり理解できなかった	3	6.4
全く理解できなかった	0	0
合計	47	100

③「実習指導方法論Ⅰ（ソーシャルワーク実習マネジメント論）」のアンケート結果

「実習指導方法論Ⅰ」の講義を受講し、かつアンケートに回答した 44 人の「ソーシャルワーク実習教育マネジメントの意義と対象の理解」としては、「十分に理解できた」と「まあまあ理解できた」を合わせると、すべての人が理解することができていた。

回答	件数（人）	割合（%）
十分に理解できた	28	63.6
まあまあ理解できた	16	36.4
あまり理解できなかった	0	0
全く理解できなかった	0	0
合計	44	99.9

他の次の項目についても、「十分に理解できた」と「まあまあ理解できた」とすべての人が回答した。

・ソーシャルワーク実習教育マネジメントの内容と展開方法の理解
・ソーシャルワーク実習担当教員の役割の理解
・ソーシャルワーク実習教育マネジメントの現状と組織の課題の理解
・ソーシャルワーク実習担当教員のマネジメント能力の向上についての理解
・ソーシャルワーク実習・実習指導における「実習前」「実習中」「実習後」のプロセスについての理解
・実習における関係者の関係性の全体像についての理解
・実習における個人情報保護についての理解
・実習におけるリスクマネジメントについて理解

一方、「ソーシャルワーク実習教育に活用するツール、書類様式等についての理解」では、1人が「あまり理解できなかった」と回答した。また、「実習マネジメントにおける2か所実習の実施方法についての理解」については、「あまり理解できなかった」が4人いた。

回答	件数（人）	割合（%）
十分に理解できた	20	45.5
まあまあ理解できた	20	45.5
あまり理解できなかった	4	9.0
全く理解できなかった	0	0
合計	44	100

(4)フォーカスグループインタビュー調査の概要と結果

①概要

目　的:本調査の目的は、概論チームが担当した試行講習会の内容を評価し、本格実施に向けて、より教育的に質の高い講習会を実施することにある。

方　法:「実習指導方法論Ⅰ（ソーシャルワーク実習マネジメント論）」の演習参加者に対して、演習直後にフォーカスグループインタビューを実施した。その後、その結果をふまえて、概論チームで試行講習会に関する内容について検討した。

倫理的配慮として、参加者には、文書にて調査の趣旨、個人情報の保護、成果報告の方法等を説明し、インタビュー時にも口頭で伝えた。調査の参加をもって同意したと見なした。

参加者：参加者は 16 人である。3つのグループにわけ、各グループのファシリテーターは講義・演習　の講師以外の委員が担当した。

実施日：調査実施日は、2021 年2月1日（17:10～18:40）である。
結果検討日は、2021 年2月 17 日（18:00～20:00）である。

内　容：フォーカスグループインタビューの主な調査項目は、以下の4点である。
①「実習指導概論」講義（オンデマンド）に関する意見や要望
②「実習指導方法論Ⅰ」講義（オンデマンド）に関する意見や要望
③「実習指導方法論Ⅰ」演習に関する意見や要望
④オンラインによる講習会に関する意見や要望

②フォーカスグループインタビューの結果

◆講義と演習の双方から試行講習会の受講者像に関する意見がみられた。
・経験のない方が初めて受講してどこまで伝わる内容なのかは心配
・学生の指導のみ担当する教員にもこのような役割があることをダイレクトに伝える方がいい
・経験が伴わない初任者の教員が取り組むには事例が難しい
・実習委員会の重要性がわかるような初歩的な事例、事例の設定を詳細にする

<u>「実習指導概論」講義（オンデマンド）に関する意見や要望</u>

◆評価できる点
・社会福祉士と精神保健福祉士、実習指導者と実習担当教員とを重ねて講義するのは良い、共通理解を持つことができる
・「ソーシャルワーカーを育成するための実習だ」というメッセージが感じられた
・地域を基盤にして各領域の実践が展開されるという説明、座学＝演習＝実習のつながりの部分は理解しやすかった
◆変更・改善が望まれる点（☑は講習会で検討が必要な内容）
☑合理的配慮を含めてはどうか
☑実習指導者に求められる能力にも触れてはどうか
☑実習受け入れの施設側の意義を解説してはどうか
□社会福祉士ではジェネラリストを強調しているが、精神保健福祉士ではさほどでもなく、ソーシャルワークという共通基盤を強調するための工夫ができないか

<u>「実習指導方法論Ⅰ（ソーシャルワーク実習マネジメント論）」講義（オンデマンド）に関する意見や要望</u>

◆評価できる点
・学生に対するマネジメントが加えられていたのがよかった
・試行講習を実施する必要性が理解できた
・システムとしての説明は良かった（自分の考えていたことを再確認できた）
・後進育成が使命と明記されている点、そこで合意形成しようという意図はすごく納得できる
・スライドでの示し方が視覚的に理解しやすい
◆変更・改善が望まれる点

☑養成校において一人でマネジメントを担当している教員が喪失感に陥らない配慮が必要ではないか
☑ 「実習施設・機関システムの合意形成に向け実習指導者への実習担当教員のサポートが必要」という「サポート」の意味を明確にする。実際はそこまでできていない現状がある。
☑「②契約協定の内容」について、最後の「※」で示す文章の最後、「？」の意味はあるのか
☑「組織として学生をどう育てるか？」が課題になりそうである
□連絡調整できる関係性がなぜ必要なのかを理解できる内容が良い
□実習課題担当者・実習担当教員のことが理解できる内容が望ましい
□実習に関して、書類等のツールを使うという共通認識が望ましい
□専門職団体が担うべき役割もあり、それをマネジメントの全体図の中で位置づけられないか
□先進的な取り組み、良い実践を紹介してもらうともっとイメージしやすいと感じた
□ ICT の活用と留意点ももう少し詳しく説明があれば良かった

「実習指導方法論Ⅰ（ソーシャルワーク実習マネジメント論）」演習に関する意見や要望

◆評価できる点
・実習指導者、学生、実習担当教員などそれぞれの登場人物があり、多様な立場からの関わり方を学べた
・実習指導が担当者のみでなく、いろいろな方に支えられていることが実感できる内容だった
・個人ワークがよかった
◆変更・改善が望まれる点（☑は講習会で検討が必要な内容）
☑初任者の先生がやるには事例が難しい、実習委員会の重要性が理解できる初歩的な事例はどうか。事例の設定をもっと詳細にしてはどうか。
☑設定が明確でない分、何らかの留意点、個々が大事というものを最後に示してもらえると、議論した内容の意味づけが図れるのではないかと思った
☑事例の成功した結末を入れる
☑事例に失敗例を入れる
☑演習におけるグループの設定
□自分の大学組織とカリキュラムの理解
□初任者がマネジメントの気づきにつなげるには、グループにファシリテーターが必要
□リスクが現実に起こった際の対応方法についてもっと検討すべき
□講義動画の内容との関連付けにも触れながら進めてもらうとより深まるのではないか
□学校から受講させられた人にどこまで伝わるのか、また、受講後に学校内でどう展開していくのかということを考えさせられた

オンラインによる講習会に関する意見や要望

・物理的、時間的に効率よく受講できる
・移動にかかる負担が軽くなる
・聞き直しができて、オンデマンドは便利である
・オンラインでも演習ができると感じた

その他

・フォローアップ研修・更新研修の機会を提供してほしい（今回のような良い内容を学びたい）
・養成校と実習施設との連携をどう図っていくかがとても大切だとあらためて気づかされた

・養成校の教員と実習指導者が一緒に受講することで、互いの学びになり有意義だった
・スライドの様式を統一してもらうと、「同じ講習会」として見やすくなるのではないか

③フォーカスグループインタビューの結果に基づく検討

◆試行講習会の受講者像の確認

講義と演習の双方から、演習・実習を担当したことがない経験のない受講者に対する配慮が必要という声が多くみられた。ソ教連の意向として「有資格者であり、演習・実習を担当したことがない人」と設定していることを確認し、以下の検討が行われた。

<u>「実習指導概論」講義（オンデマンド）に関する意見や要望</u>

☑合理的配慮を含めてはどうか

➡「合理的配慮」の配慮は必要だが、概論よりもマネジメントに入ると思われる。

☑実習指導者に求められる能力にも触れてはどうか

➡実習指導者に求められる能力については、教員と同じ4つの能力が必要である。本講習会が教員を対象としているので、ここでは記述しなくてよいと思う。

☑実習受け入れの施設側の意義を解説してはどうか？

➡実習受け入れ施設側の意義については、実習指導者にとっての意義と所属先の組織の意義について分けて示したほうがいいと思う。後者の組織の意義は書いていない。しかし、教員講習会用に書くよりも実習指導者向けの講習会で記述するほうが良いと思う。

□社会福祉士ではジェネラリストを強調しているが、精神保健福祉士ではさほどでもなく、ソーシャルワークという共通基盤を強調するための工夫ができないか

➡そのことをふまえて資料を作成している。

<u>「実習指導方法論Ⅰ（ソーシャルワーク実習マネジメント論）」講義（オンデマンド）に関する意見や要望</u>

☑養成校において一人でマネジメントを担当している教員が喪失感に陥らない配慮が必要ではないか

➡口頭で「一人で大変かもしれないけど」と労うような一言を添える。

☑ 「実習施設・機関システムの合意形成に向け実習指導者への実習担当教員のサポートが必要」という「サポート」の意味を明確にする。実際はそこまでできていない現状がある。

➡実習受入れ施設機関の意思決定について、指導者のサポートを教員がするというのは、話を聞いたり一緒に考えたりというイメージである。両者の関係性が大事、また、「実習担当教員も関わるんだよ」というメッセージ。

教員も実習機関・施設内での合意形成が重要であるということ。「フォロー」という意味合い。主体は指導者だが、教員がバックアップするとかフォローするという意味。使用する言葉をこちらに変えてみる。

☑「②契約協定の内容」について、「※」で示す文章の最後、「？」の意味はあるのか。

➡養成校によって異なるが、実習先からの依頼がなくても感染症の検査をしている大学もある。「？」という記号にせず、養成校内での検討が必要という記述に変更したい。

☑「組織として学生をどう育てるか？」が課題になりそうである

➡実習委員長とか学科長は必要だが、「自分も組織の一員である」という認識することが重要である。「組織」というと管理職が判断するというイメージがある。意思決定の在り方は学校によって違う。本来、実習委員会の「構成員の合意形成に基づいて」行うことが必要であり、構成員の一人という認識をもつことを強調するのはどうか。

□連絡調整できる関係性がなぜ必要なのかを理解できる内容が良い

➡講義のなかで説明あり

□実習課題担当者・実習担当教員のことが理解できる内容が望ましい

➡「実習担当者」は講義のなかで説明あり、実習課題担当者は他の講義との検討が必要

□実習に関して、書類等のツールを使うという共通認識が望ましい

➡講義のなかで共有していく

□専門職団体が担うべき役割もあり、それをマネジメントの全体図の中で位置づけられないか

➡本事業で検討する必要がある

□先進的な取り組み、良い実践を紹介してもらうともっとイメージしやすいと感じた

➡先駆的な取り組み、よい実践の基準を示す必要がある

□ ICT の活用と留意点ももう少し詳しく説明があれば良かった

➡今後、検討していく必要がある

「実習指導方法論Ⅰ（ソーシャルワーク実習マネジメント論）」演習に関する意見や要望

◆変更・改善が望まれる点（☑は講習会で検討が必要な内容）

☑初任者の先生がやるには事例が難しい、実習委員会の重要性が理解できる初歩的な事例はどうか。事例の設定をもっと詳細にしてはどうか。

☑設定が明確でない分、何らかの留意点、個々が大事というものを最後に示してもらえると、議論した内容の意味づけが図れるのではないかと思った

☑事例の成功した結末を入れる

☑事例に失敗例を入れる

➡事例（利用者の）詳細設定や事例の設定に対する意見があった。事例の提示は可視化すること、想定できることが大切。事例のバリエーション、設定の作り込みについてはまた対象者に合わせた工夫は出てくるだろうが、実際に対象を変えてやってみた時の反応がどうかと検討するのも学びになる。答えばかり探しに行くと盛り上がらなかったのではないか。パワーポイントにある「ポイント」を踏まえて、事例の演習の終わりにまとめとしてあるといいのではないか。バランスを考えて検討していく。

☑演習におけるグループの設定

➡対面形式での講習会だと2人で行うことが基本。「実習委員長に押し付けないことを体験していただく作り」の演習は4人のグループを想定している。フレキシブルに対応できるように想定しておく。

□自分の大学組織とカリキュラムの理解

➡事前学習に位置づけるのも良いのではないか

□初任者がマネジメントの気づきにつなげるには、グループにファシリテーターが必要

➡ファローアップ研修が必要になってくるのではないか

□リスクが現実に起こった際の対応方法についてもっと検討すべき

➡事例のなかに組み込んでいくことも検討したい

その他、委員からソーシャルワーク実習の意義、精神保健福祉士の倫理綱領の該当部分の追加、精神保健福祉士の実習担当教員の要件に関する変更事項の追加等の意見が出された。

(5)アンケート調査とフォーカスグループインタビューの小括

アンケート調査結果から

「実習指導概論」の講義を受講し、かつアンケートに回答した 47 人に、講義の内容に関する 8 項目に対して理解度をたずねた結果、すべての項目に 93%以上の肯定的な回答がみられた。また、「実習指導方法論Ⅰ(ソーシャルワーク実習マネジメント論)」の講義を受講し、かつアンケートに回答した 44 人に、講義の内容に対する 10 項目に対して理解度をたずねた結果、すべての項目に 91%以上の肯定的な回答がみられた。

しかし、「実習指導概論」における「養成課程のソーシャルワーク実習で2か所での実習を実施する意義についての理解」についてのみ、「あまり理解できなかった」と3人が回答していた。また、「実習指導方法論Ⅰ」においても、「実習マネジメントにおける2か所実習の実施方法についての理解」についてのみ、「あまり理解できなかった」と4人が回答していた。このことから、「ソーシャルワーク実習における2か所実習」の意義や実施方法の理解については丁寧に解説する必要があると考えられる。

フォーカスグループインタビュー調査結果から

「実習指導概論」「実習指導方法論Ⅰ(ソーシャルワーク実習マネジメント論)」ともに受講者の評価は高く、アップデートを目指した講習会の必要性が伺われた。また、オンラインの講習会についても、「時間」「費用」「移動」の効率性とともに、「自分のペースの学び」といった評価があった。

今後の変更点や改善点として、「実習指導概論」では大きな改善点はなく、「実習指導方法論Ⅰ(ソーシャルワーク実習マネジメント論)」において、次の6点について修正の必要性が検討された。①養成校の体制に合わせた実習教育マネジメント、②実習施設・機関における合意形成における実習指導者と実習担当教員の関係、③各養成校で対応が異なる内容に関する説明のあり方、④養成校における実習教育マネジメントの担い手像と受講者のポジションのギャップを意識した説明、⑤想定しやすい演習事例の場面設定、⑥演習におけるロールプレイの時間の確保。

以上のアンケート調査とフォーカスグループインタビュー調査の結果をふまえて、試行講習会後に講習会資料の変更を行った。

2－1－4 試行講習会後の変更点

(1)実習指導概論

試行講習会後に行った受講者へのアンケート調査結果やフォーカスグループインタビューの結果を受け、使用したパワーポイント資料について大きな修正・変更は生じなかった(巻末資料参照)。

なお、試行講習会参加者より出された講義(オンデマンド)に関する変更・改善が望まれる点については、概論チームにおける検討の結果、以下のように取り扱うこととした。まず合理的配慮に関する内容を追加する点については、今回の試行講習会における実習指導概論が 90 分であることも踏まえ、「マネジメント論」で扱う方がよいと判断した。実習指導者に求められる能力については、4つの能力は実習担当教員と実習指導者で共通するため、今回の講義資料には追加することを見送った(実習指導者講習会では同様の内容が教授される)。実習受け入れの施設にとっての実習の意義については、今後の検討課題とすることとした。

(2)実習指導方法論Ⅰ(ソーシャルワーク実習マネジメント論)

試行講習会後の講義・演習の受講者によるフォーカスグループインタビューや講義動画視聴者のアンケート調査によるフィードバック、概論部会メンバー間のディスカッションを経て、次の点について見直しを行い、報告版(別冊資料参照)に反映させた。

①養成校の体制に合わせた実習教育マネジメント

養成校としての意思決定や責任体制が強調されており、比較的大きな規模の養成校を想定した講習会になっているとの指摘があった。養成校の中には、一人の教員が運営している状況にあるところもある。一方で、一人の教員が運営している状況であっても「養成校としての意思決定・責任体制」は必要であるという観点から、講

義中の口頭の説明にて理解を得ていくように働きかけることとした。

②実習施設・機関における合意形成における実習指導者と実習担当教員の関係

実習施設・機関システムのマネジメントは、主に実習指導者によって担われることを説明すると同時に、実習指導者にとって実習施設・機関における合意形成には様々な困難や負担が生じることから、実習担当教員が「サポート」することが必要と位置づけた。しかし、実際には、実習施設・機関の合意形成に実習担当教員が積極的に参画することはできないため、誤解を生んでしまう表現となっていた。そのため、「サポート」を実習指導者と実習担当教員のパートナーシップによる「バックアップ」とすることとした。

③各養成校で対応が異なる内容に関する説明のあり方

実習施設・機関と養成校との間で取り交わされる契約（協定等）の内容について、説明にあいまいな点があった。腸内細菌検査や抗体価検査については、養成校や実習施設・機関により取り扱いが異なるため、検討や確認が必要であることを示した。

④養成校における実習教育マネジメントの担い手像と受講者のポジションのギャップ

多くの場合、実習担当教員としてのキャリアをスタートさせようとするところであり、養成校内における受講者のポジションは、実習教育マネジメントの担い手とみなされる学科長や実習委員長などと遠いところにあると認識していると想定される。また、受講者のポジションでは、実習指導において何らかのトラブルが発生した場合には、学科長や実習委員長などのしかるべきポジションの方に相談し、組織的なトップダウンによる意思決定を求める意識を持っていると想定される。このことに対して、実習教育マネジメントの内容は、「自分がすることではない」という認識を持つ受講者にとって、実習担当教員の役割として理解することに難しさがあることが指摘された。

概論チームのディスカッションでは、養成校によって、意思決定の方法やスタイル、体制には違いがあるものの、養成校内でのポジションがどのような位置にあっても、実習教育マネジメントに関する理解は重要であり、どの立場であっても自分自身が組織の意思決定を行う構成メンバーであること、責任の一端を担うことを意識することが重要であることが、示された。そのため、スライドの変更は行わず、講義の中で十分に説明することが必要との認識に至った。

⑤演習事例の場面設定

試行講習会の受講者は、それぞれが実習指導者または実習担当教員としてのキャリアを積まれている方が多く、演習事例の場面は十分にイメージできるものであった。その一方で、FGI では、実際の受講者像を踏まえた視点での意見として、受講者は実習指導または実践での経験が少なく、演習で取り扱っている場面が演習を効果的に行うのに十分なイメージができないのではないかという指摘が複数上がった。実際に、演習の中では、それぞれの受講者がイメージしやすい実習施設・機関での事例として取り扱われていたが、これは受講者のキャリアに依存しているものと推察された。

そこで、概論チームのディスカッションにおいて、演習のロールプレイに用いられている事例の施設種別を複数挙げ、受講者が選択できるようにするなど、一定のイメージをしやすくするような工夫をすることとした。

また、事例のロールプレイから学ぶべきポイントについて、スライド上に表記しているものの、各ロールプレイの場面では十分にポイントが伝わっていなかったことから、演習担当者がポイントを改めて伝えるよう工夫することとした。

⑥演習におけるロールプレイの時間の確保

ロールプレイを実施する際のタイムテーブルについて、十分な時間が確保されていないという指摘があった。人数が少ないグループでは、十分に時間が確保できたという意見もあり、基本の人数設定を少なくするよう工夫することとした。

2－2 プログラミング・評価チーム

2－2－1 検討の経緯

<table>
<tr><th colspan="3">社会福祉士</th><th colspan="3">精神保健福祉士</th></tr>
<tr><td colspan="3">実習担当教員</td><td colspan="3">実習担当教員</td></tr>
<tr><td>科目名</td><td>内容</td><td>時間</td><td>科目名</td><td>内容</td><td>時間</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実習指導方法論Ⅱ</td><td rowspan="2">ソーシャルワーク実習指導の内容
ソーシャルワーク実習指導の方法</td><td>2.0（講）</td><td>精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅱ</td><td>1．実習プログラミングと実習事前指導</td><td>2.0（講）</td></tr>
<tr><td>4.0（演）</td><td>精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅱ</td><td>2．地域機関における実習プログラミング</td><td>3.0（演）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実習指導方法論Ⅳ</td><td rowspan="2">実習評価の意味と方法
実習評価法の仕組みと評価基準及び評価方法</td><td>1.5（講）</td><td rowspan="2">精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅳ</td><td>1．精神科医療機関における実習プログラミング</td><td>2.0（講）</td></tr>
<tr><td>1.5（演）</td><td>2．実習の評価と事後指導</td><td>3.0（演）</td></tr>
<tr><td colspan="3">実習指導者</td><td colspan="3">実習指導者</td></tr>
<tr><td>科目名</td><td>内容</td><td>時間</td><td>科目名</td><td>内容</td><td>時間</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実習プログラミング論</td><td rowspan="2">1．実習プログラムの考え方
2．実習プログラミングの方法
3．実習の展開方法
4．実習プログラム構築の具体例</td><td rowspan="2">3.0（講）</td><td>実習指導方法論－総論</td><td>1．実習の構成要素
2．実習指導者の姿勢と基本的視点
3．実習指導の考え方</td><td>2.0（講）
1.0（演）</td></tr>
<tr><td>実習指導方法論－各論</td><td>1．実習機関と実習内容のバリエーション
2．実習指導プロセスと実際</td><td>1.5（講）
2.0（演）</td></tr>
</table>

(1)4講習会における基本用語のチェック

本プログラミング・評価チームでは、担当する講習会の科目のうち、現行の社会福祉士実習担当教員講習会「実習指導方法論Ⅱ」、社会福祉士実習指導者講習会「実習マネジメント論」、精神保健福祉士実習担当教員講習会「実習指導方法論Ⅱ」、精神保健福祉士実習指導者講習会「実習指導方法論－総論」「実習指導方法論－各論」では、共通する用語を取り扱いながらもその内容が異なっていたり、同じ概念について説明するために異なる用語が使われていたりと、用語・概念間の混乱が生じていることを確認した。そこで、まずはこの4つの講習会間において、基本的な重要用語についてはそれが意味する内容を統一すること、またある概念についてはそれを説明する用語を統一すること、これらを目的に基本的な重要用語の使い方をチェックすることとした。なお、チェックは各講習会の資格養成にかかわる指定科目の教科書を参照にしつつも、講習会で実際に使用している用語を確認するため、各講習会の当該科目で提示するPPTスライドを用いて基本用語のチェックを実施した(状況に応じて他科目のスライドも参照した)。チェックを行った基本用語は「実習プログラム」、「基本実習プログラム」、「個別実習プログラム」、「実習プログラミング」、「職場実習、職種実習、ソーシャルワーク実習」、「実習指導」、および「実習指導計画」である。チェックの結果、用語や概念について各講習会間での齟齬があるだけでなく、齟齬がない場合にも説明が不足・欠落している状況が確認された。つまり、実習担当教員・実習指導者が各講習会を受講しても、共通認識が形成されないという結果が生じ得る可能性があることが示された。

そこで、新カリキュラムに対応した講習会ではこのような事態を改善することを目標に、基本用語についての共通定義を策定し、各講習会において提示すると同時に、可能な範囲で共通のスライドを使用することを1つの方針として定めた。また、この検討によって実習担当教員と実習指導者間で共通認識を形成し、共通の目的に基づいて質の高い社会福祉士・精神保健福祉士の養成に向けた協働関係を築けるような講習会にしていく必要性があることを確認した。プログラミング・評価チームが実施した基本用語チェックの結果は資料編p.134-p.135に掲載している。

(2)新カリキュラムに対応した講習内容の検討

基本用語をチェックし、本チームにおける上記方針を確認した上で、チームメンバー全員による従来講習会で使用していたPPTのスライドのチェックを実施した。 このチェックにおける視点と参照内容は以下の

５点である。

① 実習カリキュラムの変更による影響（国通知「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」参照）
② 「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン」（以下、「実習教育ガイドライン」）との整合性
③ 社会福祉士・精神保健福祉士の新カリキュラムに対応した資格養成にかかわる指定科目の教科書との整合性
④ 実習指導や教育の経験を踏まえた講習会の不足点や改善点
⑤ 社会福祉士・精神保健福祉士の各講習会における説明内容の整合性

上記に基づき、社会福祉士実習担当教員講習会「実習指導方法論Ⅱ」「実習指導方法論Ⅳ」のチェックはプログラミング・評価チームの教員委員が実施し、社会福祉士実習指導者講習会「実習プログラミング論」のチェックは本チームの教員委員と現場委員が実施した。なお、精神保健福祉士実習担当教員講習会および実習指導者講習内の取扱い方針については、別途精神保健福祉士の養成に携わる教員・現場委員で検討することとなり、本チームではスライドのチェック、新カリキュラムに対応した講習会用資料の作成は実施しなかった。

チェックでは講習会講義用スライド１枚ずつにチェックを行う委員全員が互いのコメントを参照できるよう、同一ファイルにコメントする形式で実施した（図参照）。

図：従来講習会で使用していたPPTスライドのチェック例（参考）

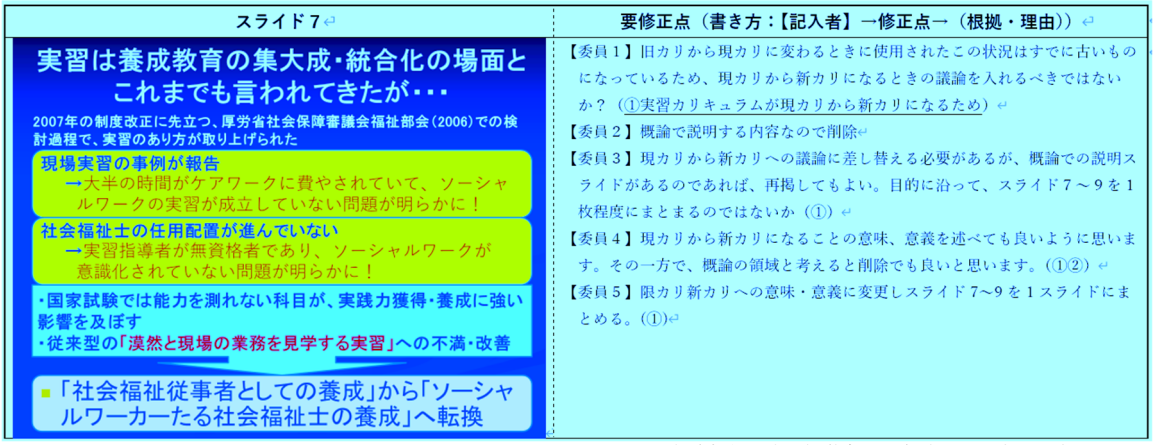

※社会福祉士実習指導者講習会 実習プログラミング論 スライド7

全スライドのチェックが終了した後、本チームの教員委員が1教員1科目を担当することとし、各スライドに対する委員のコメントを踏まえて新カリキュラムに対応した講習会の講義内容（案）を作成した。講義内容の作成では、前述のとおり実習担当教員講習会での説明内容と実習指導者講習会での説明内容の整合性を確保するため、基本用語について本推進事業としての暫定的な定義を策定して、それらを最初に掲載し、ソーシャルワーク実習全体の流れについても共通スライドを用いることとした。具体的には「実習指導方法論Ⅱ」と「実習プログラミング論」において「基本的なソーシャルワーク実習の流れ（イメージ）」を共通スライドとしたこと、また「実習指導方法論Ⅳ」と「実習プログラミング論」において「実習評価」に関する共通の説明資料を用いたことが挙げられる。

また「実習プログラミング論」については、従来講習会のスライドのチェックを教員委員、現場委員の両者で実施し、それに基づいて新講習会用資料を作成したものの、スライドは教員が作成を担当したため、作成過程で現場委員に内容説明を行い、要修正点に関するコメントを収集しながら資料作成を進めた。

最後に、「実習指導方法論Ⅱ」および「実習指導方法論Ⅳ」の講義部分の資料（案）が完成した後に、それらの講義資料（案）に基づいて、教員委員が協力して各科目の演習内容を検討し、試行講習会に向けた演習内容を作成した。

(3) 基本用語チェックに関する精神保健福祉士養成メンバーとの検討

2020年度の社会福祉推進事業では、精神保健福祉士養成に関する実習担当教員講習会および実習指導者講習会の内容は検討対象外となっている。ただし、2021年度以降精神保健福祉士養成に関しても新カリキュラムが施行されるため、精神保健福祉士の講習会についても検討が必要となる。上記(1)のとおり、本チームでは社会福祉士のみならず精神保健福祉士も含めた講習会での基本用語チェックを行った。そこで2021年度以降に取り組む精神保健福祉士の実習担当教員や実習指導者の講習会内容の検討に向けて、この基本用語チェックの結果に関する取り扱い方針について、本チーム内で精神保健福祉士養成に携わる教員および現場指導者も含めた検討会議を実施した。

打ち合わせ(検討会)の結果、2020年度の社会福祉推進事業としては、従来の4講習会において使用される基本用語に相違(説明される概念が同一だが用いられる用語が異なる、同一の用語を用いているものの説明される概念が異なる)があり、その状況を整理できたことを成果とすることが確認された。つまり、社会福祉士と精神保健福祉士の講習会間で使用する用語を統一するのか否か、統一する場合にはどの用語を用いてどのような概念として定義づけるのかについては今後の課題とし、本推進事業では検討・確定させない方針を確認した。

また精神保健福祉士養成に携わる教員や現場指導者からは、社会福祉士の実習講習会で用いている用語(例:実習プログラミング等)については馴染みがないこと、社会福祉士・精神保健福祉士のいずれかの講習会を受講するだけならば講習会間の用語に相違があったとしてもその相違を認知する機会がないため気にならない可能性が高いこと、そのため無理に全ての用語を統一させることが必要ではない可能性もあることなどの意見が出された。他方で、これらは教員・現場指導者の立場からの見解であり、両方の資格取得を目指す学生からすると各実習先で用いられる用語や概念に相違があっては混乱をきたしかねないため、可能な範囲で用語や概念は統一することが望ましいとの意見が出された。

加えて、本推進事業で作成した社会福祉士の新カリキュラムに対応した試行講習会においても、科目間で用語の統一がなされていない部分があることについて指摘があった。3チーム分かれて各科目の試行講習会の内容を作成したため、チーム間での用語の統一や各科目において取り扱うべき用語や概念についてはまだ整理されていないことが原因と考えられるが、実際の新カリキュラムに対応した講習会施行に向けて今後さらに科目間で用語等を整理・調整する必要があることを確認した。

2－2－2 試行講習会の内容

2－2－2－1 教員講習会

(1)社会福祉士実習担当教員講習会「実習指導方法論Ⅱ」

①本科目における重要用語、目的と目標、アウトライン

実習指導方法論Ⅱは、オンデマンド講義および4時間の演習のうちの90分間分を実施した。240時間(180時間＋60時間)の2か所実習を想定し、60時間30回の「ソーシャルワーク実習指導」の授業計画を立てる内容とした。国通知および本連盟「実習教育ガイドライン」を参照し、ワークシートを使って各授業目標、指導内容、指導方法、活用するものを整理して授業計画を立てた。また、社会福祉士実習指導者講習会「実習プログラミング論」と共通したスライドを用いて、科目の重要語の定義について説明し、各用語についての共通理解をもって受講できるようにした。冒頭で科目の目的と目標を示した。科目の目標は、「1. 科目『ソーシャルワーク実習指導』の授業内容と方法の理解」、「2. 実習指導者との協働による実習指導の理解形成」の2点をあげ、それぞれに達成目標としての水準を定めた。

これらの説明に続き、科目のアウトラインを示した。アウトラインは、「1. ソーシャルワーク実習・実習指導の全体像」、「2. 実習前指導の内容と方法」、「3. 実習中指導の内容と方法」、「4. 実習後指導の内容と方法」である。

②「1. ソーシャルワーク実習指導の全体像」の内容

「1. ソーシャルワーク実習指導の全体像」では、「Ⅰ.ソーシャルワーク実習における実習指導の意義」、「Ⅱ.ソーシャルワーク実習の実施バリエーション」、「Ⅲ.実習指導:授業方法の特徴」を説明した。

「Ⅰ.ソーシャルワーク実習における実習指導の意義」では、ソーシャルワーカー養成の第一義的な責任は養成校にあり、適切な実習目標の設定の基づく実習前、実習中、実習終了後の指導及び充実した実習機会の提供のために実習指導者との連携が必要であることを説明した。そのうえで、「Ⅱ.ソーシャルワーク実習の実施バリエーション」として、国通知「ソーシャルワーク実習の教育内容」及び「ソーシャルワーク実習指導の教育内容」にふれた。また、実習指導者講習会との共通部分となる基本的なソーシャルワーク実習の流れと実習指導の全体像、多様な実習の実施バリエーションについて説明した。

「Ⅲ.実習指導:授業方法の特徴」では、演習的な授業方法、相乗的な教育効果を生む集団指導、学生個々の関心や課題を踏まえた個別指導、学生・教員・実習指導者の三者協議、実習指導者等との協働による授業の5点をあげ、これらを教育のねらいに沿って展開することを説明した。

③「2. 実習前指導の内容と方法」の内容

「2. 実習前指導の内容と方法」では、「Ⅰ.実習先決定までの実習指導」、「Ⅱ.実習先決定後の実習指導」、「Ⅲ.実習計画書の作成と三者協議」を説明した。

「Ⅰ.実習先決定までの実習指導」では、2か所以上の機能が異なる施設・機関の組み合わせの条件を満たす実習先選定の方法、「Ⅱ.実習先決定後の実習指導」では、国通知「ソーシャルワーク実習指導の教育内容」や本連盟「実習教育内容・実習評価ガイドライン」における教育目標が実習に盛り込まれることを、実習生が理解できる授業の重要性を説明し、現場体験学習・見学実習、実習記録の書き方など、従来の教員講習会で説明されてきた内容をベースに、具体的な授業内容や実施方法を説明した。実習計画書の作成指導については、実習における達成目標、行動目標を明確にし、学生が何をめざしてそのような行動をとるのかを意識して実習に取り組むツールとなるよう個別指導を行うこと、学生、教員、実習指導者の三者協議によって作成を進めることについて説明した。また、2か所実習を意識して、2か所の実習ですべての実習目標がもれなく実施されるように調整することや、1か所目の実習と2か所目の継続性を調整することの必要性についても説明した。こうした指導が実習先との連携のもとで行われるよう、実習指導者講習会との共通部分として、実習プログラム(基本プログラムと個別プログラム)と実習計画書の関係、三者協議の目的と内容についても説明した。

④「3. 実習中指導の内容と方法」の内容

「3. 実習中指導の内容と方法」では、「Ⅰ.実習巡回指導の内容」、「Ⅱ.実習巡回指導の方法」を説明した。

実習巡回指導に関しては、従来の教員講習会で取り組まれてきた内容を踏襲し、『相談援助実習指導・現場実習教員テキスト第2版』をもとに説明スライドを作成した。

⑤「4. 実習後指導の内容と方法」の内容

「4. 実習後指導の内容と方法」では、「Ⅰ.実習後指導の内容」、「Ⅱ.実習後指導の方法」、「Ⅲ.実習調整会議」を説明した。

「Ⅰ.実習後指導の内容」では、国通知「ソーシャルワーク実習指導」の教育のねらい「④実習を振り返り、実習で得た体験や援助活動を施文的援助関係として概念化し体系立てていくことができる総合的な能力を涵養する」に即して授業を構成すること、「Ⅱ.実習後指導の方法」では事後指導に活用できる方法として、実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理、実習中に出会った事例のまとめ、総括レポート(実習報告書等)の作成、実習報告会等を説明した。

新カリキュラムにおける新しい内容として、実習後指導の内容に、2か所以上の実習であることを踏まえ、1か所目の実習終了後の実習後指導が次の実習の実習前指導に連動すること、国通知の教育のねらいや本連盟の実習教育ガイドラインの「達成目標」が、1か所目でどこまで達成できているかを踏まえて次の実習に盛り込むべきことを整理すること、個々の実習生の抱える問題等を把握して次の実習で配慮を要すること等を整理して、実習調整会議に臨むことを説明した。

「Ⅲ.実習調整会議」は、実習指導者講習会と共通部分として、実習プログラムに基づいた2つの実習の間に、実習の調整に関する会議を置き2か所の実習指導者と養成校教員との間で、すべての教育項目が網羅されるための調整

会議等を実施し、その調整を養成校教員が担うことを説明した。

(2)実習指導方法論Ⅳ

①本科目における重要用語、目的と目標、アウトライン

実習指導方法論Ⅳは、ソーシャルワーク実習教育における評価について、理論的な枠組みとしての教育評価と実習評価に関する内容を中心に構成されている。本科目における重要用語は厚生労働省の指針(カリキュラムの教育内容とねらい、含むべき事項)や教育評価の理論など幅広いため、系統的に説明することを優先し、重要用語として単語を抽出して説明するのではなく本論の中で順序立てて説明を行っている。

本科目の目的は、「1. 教育活動として実施する評価(教育評価)の基礎を理解する」、「2. 実習教育(「ソーシャルワーク実習」および「ソーシャルワーク実習指導」)において実施する評価の意義、方法、留意点を理解する」という2点を設定している。目的の説明の後に、科目としてのアウトラインを示し、各講義内容に進む構成としている。なお、試行講習会における本科目のアウトラインは、「1. 教育評価の基礎」、「2. 実習教育評価の実際」という2つの大項目から構成されている。

②「1. 教育評価の基礎」の内容

「1. 教育評価の基礎」では、ソーシャルワーク実習教育における評価を理論的に展開する上で重要となる7つの項目を設定して説明している。

1. システムにおける評価法の位置
2. 評価の目的
3. 評価の領域
4. 教育評価の手順
5. 評価資料を収集するための方法
6. 収集した資料を解釈するための方法
7. 教育評価の種類

「1. システムにおける評価法の位置」では、教育における評価の重要性を説明している。教育とは、教育目標を中心として、それを達成することに関連した生徒・学生の能力・適性、指導計画、指導内容、指導法、評価法等が有機的なシステムを形成した存在であることを説明している。

「2. 評価の目的」では、収集した評価情報の使用目的について、指導目的、学習目的、管理目的、研究目的の4つに分類して説明している。

「3. 評価の領域」では、①学習の評価、②入力的諸条件の評価、③教育計画・指導法の評価、の3領域が相互に関連しており、評価結果の解釈や利用においても緊密に関連させる重要性について説明している。

「4. 教育評価の手順」では、評価の手順として、①評価の目的に確認、②評価目標の具体化、③評価資料の収集、④結果の処理と解釈、を示し、それぞれの要点について説明している。

「5. 評価資料を収集するための方法」では、適切な評価を行うための前提となる評価資料の代表的な収集方法について説明している。特に、実習教育においてよく用いられる観察法について詳しく述べている。

「6. 収集した資料を解釈するための方法」では、様々な評価資料を解釈し、意味を引き出すための方法として、①絶対評価、②相対評価、③個人内評価について意味と内容について説明している。

「7. 教育評価の種類」では、代表的な評価方法として、①診断的評価、②形成的評価、③総括的評価、④確認的評価の4つの内容と展開方法について説明している。

③「2. 実習教育評価の実際」の内容

「2. 実習教育評価の実際」では、教育評価の基礎を踏まえ、ソーシャルワーク実習教育において実際に評価活動

を展開する際の留意点や方法などについて説明している。

「1. 実習教育における評価の意義および重要性」では、①教育システムを踏まえた実習教育の展開、②目標志向の教育としての認識と展開、③エンパワメント実践としての評価の実施、の3点を挙げ、ソーシャルワーク実習教育において評価を適切に実施することの意義と重要性について説明している。

「2. 評価を行うための基準」では、適切に評価を行うための根拠として、①開講する科目の確認に係る指針、②科目「ソーシャルワーク実習」及び「ソーシャルワーク実習指導」の教育内容、③「実習教育ガイドライン」、④ソーシャルワーク・コンピテンシー、の4つに分類し内容と方法について説明している。

「3. 実習過程における評価主体・評価目的別に見た評価活動」では、実習前・実習中・実習後の各段階において行う評価活動について評価主体(実習生・実習指導者・教員)別に説明している。

「4. 実習指導者の評価・評定の取扱い」では、養成課程の科目の開講や単位認定を行う養成施設・養成校の立場から実習指導者が行う評価・評定の取扱いについて説明している。

「5. 実習教育の内容に関する評価(実習施設・指導者による養成校の評価)」では、実習教育の評価という場合には、養成施設・養成校が行う実習教育の内容について評価することも含まれるため、その意義や方法について説明している。

「6. 評価の留意点」では、評価を行う際に起こり得る問題点を8つ提示し、発生原因や対応方法等について説明している。

2−2−2−2 実習指導者講習会

社会福祉士 実習指導者講習会「実習プログラミング論」

① 本科目における重要用語、目的と目標、アウトライン

実習プログラミング論では、最初に本科目における重要用語である「実習プログラム」、「基本実習プログラム」、「個別実習プログラム」、「実習プログラミング」、「実習計画(書)」の定義とその他の用語の留意点について説明を行い、各用語について共通理解をもって受講できるよう工夫した。

また科目受講の目的と目標を明確化するために、重要用語等の説明の次に科目の目的と目標を示すこととした。科目の目的としては「1. 実習プログラムの理解形成」、「2. 実習プログラミングの理解形成」、そして「3. 実習評価の目的と方法の理解形成」という3点を設定し、それぞれに達成目標としての水準を定めた。
これらの説明の後に、科目としてのアウトラインを示し、各講義内容に進む構成となっている。なお試行講習会における本科目のアウトラインは「1. 実習プログラムの考え方」、「2. 実習プログラミングの方法」、「3. 実習の展開方法と実習評価」となっている。

② 「1. 実習プログラムの考え方」の内容

「1. 実習プログラムの考え方」では、大きく「①ソーシャルワーク実習(2か所)における実習プログラムの位置づけ」と「②実習プログラムの意義と視点」の2点について説明した。

まず、「①ソーシャルワーク実習(2か所)における実習プログラムの位置づけ」において、基本的なソーシャルワーク実習の流れ(イメージ)を、2か所実習でのステークホルダーである教員・実習生・実習指導者1・実習指導者2という4者の視点から示しつつ、ソーシャルワーク実習指導・実習の全体像と多様性を踏まえた基本実習プログラム、個別実習プログラムの位置づけと概要について説明した。

そして「②実習プログラム作成の意義と視点」では、まず実習指導者・養成校教員・実習生の3者それぞれの視点から基本実習プログラム、個別実習プログラム作成の意義を示している。その上で、実習プログラム作成時に求められる視点として、「①ジェネラリストとしてのソーシャルワーカーを養成するためのプログラム」、「②ソーシャルワークを実践的科学・形式知として伝達するためのプログラム」、「③「社会福祉士像」を伝達するためのプログラム」、

「④『教育のねらい（国通知）』を達成できるプログラム」、そして「⑤『教育に含むべき事項（国通知）』を実施・体験できるプログラム」の5つを示し、それぞれの内容について解説した。

なお、ここの内容は、実習担当教員と実習指導者との相互理解、共通認識形成を促すことを目的に、社会福祉士実習担当教員講習会の「実習指導方法論Ⅱ」の内容と相互にリンクさせている（共通するスライドの使用など）。

③「2. 実習プログラミングの方法」の内容

「2. 実習プログラミングの方法」では、大きく「①基本実習プログラムの実習プログラミング」と「②個別実習プログラムの実習プログラミング」の2点について説明した。

「①基本実習プログラムの実習プログラミング」では、基本実習プログラミングシート（仮）に基づいて、「基本情報の入力」、「具体的実習内容の設定」、「実習生に求める事前学習の設定」「指導上の留意点」、そして「活用する資料・参照物の設定」を解説する内容とした。基本実習プログラミングシート（仮）は、従来のプログラミングシートでは縦に時間軸を設定し、国通知による「教育に含むべき事項」全てを包含するような記載から、縦軸には各教育事項が設定され、横の時間軸に基づいて教育事項ごとの実習内容を記載するように変更されている。そこで、「具体的実習内容の設定」では「⑴評価ガイドライン（本連盟）における達成目標・行動目標の達成に向けた内容を設定する」、「⑵何を行うのかイメージできるように「具体的な体験内容」を記述する」、「⑶体験水準を調整することで、できる限り全教育事項の具体的実習内容を設定する」、「⑷実践のプロセスだけでなく実習生の理解度も踏まえた段階的な具体的実習内容を設定する」、そして「⑸教育事項同士の関連性を踏まえて具体的実習内容を設定する」という5点を示しつつ、その設定方法と留意点について丁寧に解説する内容とした。

そして「②個別実習プログラムの実習プログラミング」では、基本実習プログラムをもとに、実習回数、時間数、学年、実習計画書などの要素を踏まえて設定する具体的実習内容を調整・取捨選択して作成する方法を説明している。具体的な作成イメージを形成するために、多様な実習パターンのうち、主要になるであろう180時間実習と60時間実習を例示した。それぞれ1か所目実習の場合と2か所目実習の場合を想定し、合計4パターンの個別実習プログラムの作成について、図を用いながらプロセスや留意点を解説する内容とした。

④「3. 実習の展開方法と実習評価」の内容

「3. 実習の展開方法と実習評価」では、大きく「①実習プログラムの具体例、「②実習プログラムに基づいた実習展開」、そして「③実習評価の視点と方法」の3点を説明した。

まず「①実習プログラムの具体例」では、本推進事業では具体例の作成に至らなかったため、具体例を提示した際の比較ポイントを示すまでにとどまった。

次の「②実習プログラムに基づいた実習展開」では、事前訪問や実習調整会議（相当するもの）から実習が始まること、そして実習プログラムに基づいた実習展開には実習マネジメントが重要になってくることを説明した。つまり、実習プログラミングと実習実施の橋渡しにも実習マネジメントが重要であることを示しつつ、両者の関係性を簡単に言及する内容とした。

最後に「③実習評価の視点と方法」では、実習評価の考え方や方法について、国通知、実習教育ガイドライン、評価ガイドラインを用いて示しつつ、重要用語として「①達成度評価」、「②個別指導」、「③評価基準」、「④評定」、そして「⑤自己評価」を説明した。またソーシャルワーク実習の評価が、実習指導者による評定とイコールの関係ではなく、実習指導者の評価、教員の評価、実習生の自己評価といった評価情報を総合的に勘案して教員が決定するものであることを解説した。この実習指導者による評定を決めるためには、評価基準と方法について実習指導者と養成校教員が事前に共通認識を形成することをポイントとして挙げている。

2－2－3　試行講習会の実施と評価

(1)プログラミング・評価チームのアンケート調査結果

①受講(予定含む)状況

「実習指導方法論Ⅱ」、「実習指導方法論Ⅳ」と「【実習指導者講習会】実習プログラミング論」の講義を受講した人は、98人となり、受講者全体の56.1%を占めた。「講義のみ」を受講した者が40人、「講義と演習」を受講した者が15人となっていた。

演習は、18人(教員11人、実習指導者6人、実習指導者以外の現場職員1人)が受講した。受講者のうち、社会福祉士及び精神保健福祉士の両方の資格を持つ者は９人、社会福祉士のみ有資格者は６人、精神保健福祉士のみ有資格者は２人である。また、実習指導者としての経験を有する14人の経験年数は平均9.78年、実習担当教員としての経験を有する10人の経験年数は平均 10.9年である。

②「実習指導方法論Ⅱ」のアンケート結果

「実習指導方法論Ⅱ」の講義を受講し、かつアンケートに回答した32人の「二重のスーパービジョン体制についての理解」としては、「十分に理解できた」と「まあまあ理解できた」を合わせると、すべての受講者が理解することができていた。

回答	件数(人)	割合(%)
十分に理解できた	22	68.8
まあまあ理解できた	10	31.2
あまり理解できなかった	0	0
全く理解できなかった	0	0
合計	32	100

同様に、以下の項目はすべての受講者が「十分に理解できた」と「まあまあ理解できた」と回答した。

・科目として教育に含むべき事項及び教育目標の理解

・実習指導の授業方法の特質をふまえた「事前指導」「実習中指導」「実習後指導」の各期の授業計画の理解

・ソーシャルワーク実習・実習指導における「実習前」「実習中」「実習後」のプロセスの理解

・実習における個人情報保護の理解

・二重のスーパービジョン体制の理解

一方、「実習指導者の作成する実習プログラムと実習の関係を理解し、実習生・実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画書の作成指導の理解」では1人、「実習指導において実習指導者と協働すべき場面とその方法の選定についての理解」では2人、「実習指導における二カ所実習の実施方法の理解」では3人が「あまり理解できなかった」と回答した。

③「実習指導方法論Ⅳ」のアンケート結果

「実習指導方法論Ⅳ」の講義を受講し、かつアンケートに回答した31人の「ソーシャルワーク実習の評価法の内容と方法の理解」としては、「十分に理解できた」と「まあまあ理解できた」を合わせると、すべての受講者が理解することができていた。

回答	件数(人)	割合(%)
十分に理解できた	17	54.8
まあまあ理解できた	14	45.2
あまり理解できなかった	0	0
全く理解できなかった	0	0

合計	31	100

同様に、以下の項目はすべての受講者が「十分に理解できた」と「まあまあ理解できた」と回答した。

・ソーシャルワーク実習・実習指導における「実習前」「実習中」「実習後」のプロセスの理解

一方、「ソーシャルワーク実習の教育評価の基礎理解」、「ソーシャルワーク実習の実習教育における評価の意義と方法の理解」と「ソーシャルワーク実習における三者（実習生・指導者・教員）の共通認識の理解」ではそれぞれ1人、「実習評価における2カ所実習の実施方法の理解」」では2人が「あまり理解できなかった」と回答した。

④「【実習指導者講習会】実習プログラミング論」のアンケート結果

「【実習指導者講習会】実習プログラミング論」の講義を受講し、かつアンケートに回答した31人の「ソーシャルワーク実習受け入れに向け、実習指導者として準備すべき実習プログラムの理解」としては、「十分に理解できた」と「まあまあ理解できた」を合わせると、すべての受講者が理解することができていた。

回答	件数（人）	割合（%）
十分に理解できた	15	48.4
まあまあ理解できた	16	51.6
あまり理解できなかった	0	0
全く理解できなかった	0	0
合計	31	100

同様に、以下の項目はすべての受講者が「十分に理解できた」と「まあまあ理解できた」と回答した。

・ソーシャルワーク実習受け入れに向け、実習指導者として準備すべき実習プログラムの理解

一方、「実習プログラムの作成方法及び過程である実習プログラミングの理解」」では2人、「実習教育のプログラミングにおける2か所実習の実施の流れについての理解」では4人が「あまり理解できなかった」と回答した。

(2)フォーカスグループインタビュー調査の概要と結果

①概要

他の実習部会チーム同様に、プログラミング・評価チームが担当した試行講習会の内容を評価し、本格実施に向けてより教育的に質の高い講習会を実施することを目的に以下の調査を実施した。

方　法:オンライン演習終了直後の参加者に対して、事前にオンラインで視聴いただいた3科目の講義科目「実習指導方法論Ⅱ」「実習指導方法論Ⅳ」「【実習指導者講習会】実習プログラミング論」と演習科目「実習指導方法論Ⅱ」「実習指導方法論Ⅳ」に関するフォーカスグループインタビューを実施した。インタビュー後の結果をふまえて本チームで試行講習会に関する内容を検討した。倫理的配慮として、参加者には文書にて調査の趣旨、個人情報の保護、成果報告の方法等を説明し、インタビュー開始前にも再度口頭で説明した。調査の参加をもって同意したとみなした。

参加者:18人（内訳:実習指導担当教員11人、実習指導者6人、実習指導者以外の現場職員1人）を3グループにわけ、各グループのファシリテーター及び記録は委員が分担して担当した。

実施日:調査実施日は2021年2月7日（日）のオンライン試行講習会（演習）終了後の17:10～18:00である。

事後アンケート:インタビューの補足や追加意見があることを想定し、インタビュー項目に沿って事後アンケートを実施した。期間を2021年2月7日（日）～2月12日（金）と設定し、6人から回答を得た。

調査項目:講義と演習のそれぞれの内容について事前に設定した以下の項目を中心に聞き取りを行った。

内　容:フォーカスグループインタビューは科目ごとに以下の調査項目を設定した。

実習指導方法論Ⅱ(講義)
・2か所の実習先を意識した指導方法論を理解する内容になっていたか。加えるべき点、改善が必要な点や、はじめて科目を担当する教員はどうか
・実習指導者から、連携・協働にあたって教員と共有しておきたいことはどのようなことか
実習指導方法論Ⅱ(演習)
・はじめて科目を担当する教員が授業計画を作成できるようになる内容になっていたか。不十分であるとすれば、講義、演習のどこを改善するとよいと考えるか
実習指導方法論Ⅳ(講義)
・実習過程(実習前、実習中、実習後)における評価に関する自身の取組み状況(取り組んでいること、取り組んでいないこと)
・目標に準拠した教育の実施に向けた理解度
・講義に加えるべき点、改善すべき点
実習指導方法論Ⅳ(演習)
・演習課題全体への感想
・講義内容との整合性
・演習課題として取り組みたい内容
【実習指導者講習会】実習プログラミング論(講義)
・基本プログラム、個別プログラムの新たな考え方、それに基づくシート(案)(従来の縦型から横型への変更)についてどのように考えるか
・現状で3時間40分の内容となっているが、過剰な内容、不足している内容についてどうか
・現状の資料において分かりづらい部分、内容的に整合性が取れない部分についてどうか

②フォーカスグループインタビューの結果
以下、科目ごとに結果を示す。
(1)社会福祉士実習担当教員講習会「実習指導方法論Ⅱ」
「実習指導方法論Ⅱ」講義(オンデマンド)に関する意見や要望
◆評価できる点
・2か所実習になることが強調され、覚悟を持ってやらねばという気持ちになった
・2か所実習の連携や、学生、教員、実習指導者が協働して作っていく必要性を認識することができた
・実習調整会議について、重要性はよく理解できた
◆変更・改善が望まれる点(☑は講習会で検討が必要な内容)
□2つの実習先間のスケジュールや実習生の年間スケジュールをどのように作成するのか難しいと感じた
☑全体として4年制大学向けの内容のように感じた。短期養成校や一般養成校などの対応は検討の余地があるように感じた
☑180時間実習が先であることが強調されすぎている。養成校では、180時間が後のほうが多い実態がありそう
□実習調整会議を、養成校教員が日程調整して立ち会い、調整するのは必要だと思うが実際にできるのか疑問
☑実習調整会議のイメージがもちにくい
☑実習調整会議で何をどこまで共有すべきなのか、もう少し踏み込んだ内容になったほうがよい
□1か所目の実習の積み残し課題を、同一法人でもない2か所目にどうつないでいけるのかが不安

□調整会議という設定がしづらい場合は、申し送りシートのような活用できるものがあるとよいのではないか

「実習指導方法論Ⅱ」演習に関する意見や要望

◆評価できる点

□通知をもとに科目のねらいを理解して、学生にどう伝えるのかを教員が理解するための時間と理解した

◆変更・改善が望まれる点(☑は講習会で検討が必要な内容)

□講義部分(情報提供)を多くして、本連盟への要望や参加者同士の情報交換に時間を割いてほしい

➡ 参加者の参加目的として、試行講習会ということよりも新カリキュラムに関する情報収集という意図が強かったと考えられる

□はじめて授業を担当する教員には難しすぎるのではないか

□大学院生レベルや多領域の教員が受講する場合、難しすぎるのではないか

□授業計画を立てる演習は、グループでなく各校が落とし込みをすればよいのではないか

□演習の意図を理解するのに時間がかかった

□養成校によって授業計画のしかたが異なるので、240時間の実習時間の配分、学年配当、施設種別などを事前に設定した段階で演習をしたほうがよい

☑実習教育ガイドラインの読み込みや、シートの事前準備など事前課題としての工夫があるともう少しスムーズにできるのではないか

☑個別の学生の実習計画書の指導や、三者協議のロールプレイ等をしたほうが、新しく学ぶ人たちのイメージづくりにつながるのではないか

☑実習指導者と養成校のすり合わせの演習をしたかった

(2)実習指導方法論Ⅳ

【講義に関する意見】

◆評価できる点

・評価の方法についてとても良く分かった。

・評価についての講義をうけたのは初めてでとてもよく分かった。

◆変更・改善が望まれる点(☑は本推進事業内での検討が必要な内容)

☑評価の対象が不明確であった。実習生個人に対する評価なのか、施設内の実習受入に対する評価なのか、大学から、施設に対する評価なのかいろいろな想定があるのではないか。

☑自己評価や実習指導者評価が、教員が行う評定にどのように影響を与えるのかをもう少し説明してもらいたい。

☑教員と、実習指導者で「評価」という言葉のとらえ方が異なる。

☑大学の評価は5段階評価であるところもある。モデルは4段階評価に設定している理由は何かあるか。

□養成校によって評価基準に違いがあるのはしんどい。

【演習に関する意見】

◆評価できる点

・ 抽象的なものをどうやって現場に落とし込むか考えさせられた
・ ルーブリック評価が「ワーカーとしてのゴール」になればいい
・ ルーブリック評価が浸透して、実習現場と共有できてくると、施設ごとの評価のズレが改善されるのではないか。
・ 指導者、実習先によって、実習生の伸びしろに対する評価に差が生まれてきていた。しかし、到達目標が共有化されるとそのズレが修正される。
・ 教員と、実習指導者が共に実習の到達点について議論する場が持てたことがとても良かった。

◆変更・改善が望まれる点(☑は本推進事業内での検討が必要な内容)

☑今回の演習課題を行うのは時間的に無理。評価の具体的場面について考える事例検討としてはどうか。

☑グループの当たりはずれもあるため、グループごとに少しずつ違う課題をあたえ、最後に共有するという方法もあるのではないか。

☑ルーブリックだったが、このたくさんの項目に対応できるのか

☑難しいと感じた。これはある程度統一した基準がいる。

☑精神保健福祉士では評価を実習生とともにやっている。

☑評価基準を考えていくことを体験できてよかったが、答えをどこにもっていくか、みつけられなかった。

☑ルーブリック評価について、もう少し詳しい説明があった方が演習に取り組みやすい。

☑ルーブリック評価に基づき決められた評価票では評価できないプロセスや実習生の頑張りを汲める評価方法もあった方がよいのではないか。

☑ルーブリック評価は発達障害・精神障害を持つ学生はじめ「評価」になじまない場合もあるのではないか。評価については慎重に考えていくべきではないか。講習会でもその点に触れておいてはどうか

☑今回作ろうとした評価、実習教育ガイドラインが「ミニマム・スタンダード」になるのか？だとすれば、実習施設と共有して取り入れていくのはかなり負担なので考慮願いたい。

☑評価基準の策定について、行動によっては建てづらいものと建てやすいものとがあるように思った。

□評価表を統一してほしい。

【フォーカスグループインタビューの結果に基づく検討】

①講義に関する意見や要望を踏まえた検討と今後の方向性

☑評価の対象が不明確であった。実習生個人に対する評価なのか、施設内の実習受入に対する評価なのか、大学から、施設に対する評価なのかいろいろな想定があるのではないか。

➡評価の対象については、講義資料にも掲載しているが、より分かりやすい説明を行う。

☑自己評価や実習指導者評価が、教員が行う評定にどのように影響を与えるのかをもう少し説明してもらいたい。

➡評価法の観点からいえば、自己評価と実習指導者評価が教員の評定に与える影響ということではなく、教員が総括的評価として評定(または単位認定)を行うにあたり、実習生と実習指導者の評価結果をどのように判断し、利用するかがポイントとなる。したがって、講義内での説明に具体例を加筆し、より理解が深まるよう修正する。

☑教員と、実習指導者で「評価」という言葉のとらえ方が異なる。

➡教員講習会の講義で説明している通り、評価は教育システムにおいて不可欠であることから、実習指導者と教員、更に実習生の間で共通認識を図ることができるよう、推進事業報告書および講習会資料において記載内容を工夫する。

☑大学の評価は5段階評価であるところもある。モデルは4段階評価に設定している理由は何かあるか。

➡評定(評価)尺度は一般的な例として示したものである。目標に対する達成度や評価指標となる具体的なパフォーマンスの理由及び根拠を説明できるのであれば何段階にしても問題はない。

□養成校によって評価基準に違いがあるのはしんどい。

②演習に関する意見や要望に対する検討と今後の方向性

☑今回の演習課題を行うのは時間的に無理。評価の具体的場面について考える事例検討としてはどうか。

➡今回の演習課題は、講義で学習した評価法の理論を踏まえ、その知識を活用し、実際に厚労省指針(評価基準)と実習教育ガイドライン(評価規準)に基づいて実習生のパフォーマンスを評価(判断)するための評価指標を作成することをねらいとした。演習課題のパターンとして事例検討形式の教材を準備してもよい。

☑グループの当たりはずれもあるため、グループごとに少しずつ違う課題をあたえ、最後に共有するという方法もあるのではないか。

➡教員講習会の参加者は実習教育を担当している教員だけではなく、未経験の教員、担当することが未定の教員や大学院生など様々であり、このような指摘はこれまでもなされてきている。演習課題は実習教育のスキルを習得することを第一義的な目的として決めていくことになるが、ファシリテーションやグループワークといった運営方法の検討の参考とする。

☑ルーブリックだったが、このたくさんの項目に対応できるのか

➡ルーブリック評価は、選択回答式のような客観テストでは測定が難しい思考・判断、技術などのパフォーマンスについて、予め評価尺度（優・良・可・不可、A・B・C・Dなど）に対応するパフォーマンスの特徴を明示することである。実習生自身が「どのような言動が求められ、その水準は何か」を認識するとともに、教員および実習指導者にとっても目標の達成度を説明することが可能となる。演習中に全ての達成目標に対応するルーブリック（評価指標）を完成させることが目的ではなく、目標に準拠した教育を展開するための思考と方法を習得し、多様な実習施設において想定される実習内容に対応することができる教育法を身につけることをねらいとした。

☑難しいと感じた。これはある程度統一した基準がいる。

➡それぞれの評定尺度に最も妥当する実習生のパフォーマンスを決めることが難しいという意見である。具体的には、評価表の「優」に該当する実習生の行動を決めることができないということである。このことは、実習生に対して目標（何ができるようになるか）を具体的に説明することができないだけではなく、評価結果の理由や根拠を説明することができないことを意味している。したがって、教育する側（教員ならびに実習指導者）は、講義で学習した教育評価や評価法の理論を正しく理解し、実施できる力を習得することが重要である。評価法の観点から整理すると、統一された基準（スタンダード）に該当するものは「指針の教育のねらい」であり、規準（クライテリオン）に該当するものは「実習教育ガイドラインの達成目標と行動目標」となる。

　評価法に基づいて達成度評価を実施する場合、実習生の行為（パフォーマンス）が設定されている評定（優良可、ABCなど）のどこに該当するのかを判断するかが曖昧になっている場合がある。そのような場合、実習生、実習指導者、教員が共有するための枠組みとして、ルーブリック評価の活用が考えられる。

☑精神保健福祉士では評価を実習生とともにやっている。

➡評価目的および段階によっては、教員または実習指導者と実習生が評価活動を一緒に実施することを想定している。講義で説明したとおり、自己評価や相互評価、他者評価の意義と目的、方法に関する理解が重要となる。

☑評価基準を考えていくことを体験できてよかったが、答えをどこにもっていくか、みつけられなかった。

➡ルーブリック（評価指標）の回答例を提示していないためこのような意見があったと推察される。今回の演習ではルーブリックを作成するプロセス自体に、目標に準拠した実践と評価の理解を促す意味があるため、ルーブリック評価の作成の一部を演習課題として取り組み、指針に規定された達成度評価を実際の教育現場で適切に実施できるようになることをねらいとした。この点を丁寧に説明する必要がある。また、実習施設・種別を設定し、クライエント（クライエントシステム）や支援の対象を明確化し、それによって達成目標に対して最も妥当なパフォーマンスをイメージできるように工夫する。

☑ルーブリック評価について、もう少し詳しい説明があった方が演習に取り組みやすい。

➡より詳しい説明を行う。

☑ルーブリック評価に基づき決められた評価票では評価できないプロセスや実習生の頑張りを汲める評価方法もあった方がよいのではないか。

➡講義で説明したとおり、学習の習熟度や頑張り、姿勢を評価することも評価内容に含まれており、それらの実習生のパフォーマンスを評価するための視点や方法も説明している。なお、ルーブリックは、評定尺度（優・良・可・不可、A・B・C・Dなど）ごとに、達成目標に対して最も妥当な実習生の思考や言動を記載することになる。プロセス

や実習生の姿勢に関する評価は達成度評価や確認的評価として確認することができる。

☑ルーブリック評価は発達障害・精神障害を持つ学生をはじめ「評価」になじまない場合もあるのではないか。評価については慎重に考えていくべきではないか。講習会でもその点に触れておいてはどうか

➡指摘いただいた点に考慮して教材を作成する。ソーシャルワーク実習では、実習の現場に専門的かつ効果的な支援を必要としているクライエント（個人、家族、小集団、組織、施設、機関、近隣、コミュニティといったマルチパーソンクライエントシステム）が存在している。そのため、専門職養成教育では現場での業務遂行に本質的に必要とされているソーシャルワークの価値観・知識・技術を言語化・構造化した一定の基準（指針や実習教育ガイドラインに基づく評価指標や評価表）に基づき、実習の取組み状況や目標の達成度を確認することが必要となる。障害を理由として基準を満たしていない、または力がないと判断し、最終的な評定を行うのではなく、現場で求められる要件を満たすために必要な合理的配慮は何かを検討し、必要な教育的な支援を行うことを意味している。したがって、評価になじまないという考え方ではなく、設定された目標を達成するにあたり何が困難になり、どのような方法で解決していけるのかを考えることが必要と思われる。

☑今回作ろうとした評価、実習教育ガイドラインがミニマム・スタンダードになるのか。だとすれば、実習施設と共有して取り入れていくのはかなり負担なので考慮願いたい。

➡個人的な経験に基づく実習教育または実習指導ではなく、専門職養成教育として実践するという観点からいえば、評価法に基づいた考え方や方法としてはスタンダードとみなすことができる。また、国家資格としての教育内容の基準を規定した法令・通知・指針が最低基準（ミニマムスタンダード）となるが、教育方法やソーシャルワーク専門職に求められる実践能力（コンピテンシー）については規定されていない。したがって、社会福祉士の養成教育における評価のミニマム・スタンダードとしては、理論的な枠組みに基づいて作成された実習教育ガイドラインや評価表などを積極的に活用していくことが重要だと思われる。

実際の現場では、クライエント（クライエントシステム）の状況や実践レベル（ミクロ・メゾ・マクロ）、施設種別の特徴などによって必要とされる知識や技術は異なる。各実習施設が作成する基本プログラムや達成目標はスペシフィックな内容となり、実習生に期待するパフォーマンスも影響を受けることになる。本連盟の実習教育ガイドラインは、ソーシャルワーカーに求められる基本的なコンピテンシーと教育目標（達成目標および行動目標）を記載したものであるため、ルーブリック（評価指標）を作成する際に不足感や抽象的な印象を持つことになるが、国家資格としての専門性と信頼性を担保するという意味においても協力して作成していくことが求められる。

☑評価基準の策定について、行動によってはたてづらいものとたてやすいものとがあるように思った。

➡社会福祉士や精神保健福祉士に限らず、専門職養成教育の目的は、実習生が教育課程を修了した際に、当該専門職の価値観や知識、技術を習得していることである。評価基準はルーブリック（評価指標）の作成・活用によって、実習施設種別や実習時間（日数）を設定することで、演習する際もイメージしやすくなると考えられる。

□評価表を統一してほしい。

➡国家資格養成教育において絶対的基準となる厚労省「指針」ならびに専門職として習得すべき力（コンピテンシー）を想定して作成した「実習教育ガイドライン（教育目標）」の二つに対応した評価表を作成し、国家資格として標準化すべき教育内容の一つとして使用を推奨してきている。しかしながら、それらはミニマム・スタンダードを意味しているため、スタンダード以上の教育を実施している場合は、評価表の内容も異なることになる。したがって、養成施設・養成校によって評価表に違いがあることはむしろ前向きな結果をして考えることも可能である。養成施設・養成校と実習指導者との間で達成度評価の実施という観点から、評価表の内容の妥当性や必要性などについて事前に協議し、合意のもとで実習教育を図っていくことができれば充実した実習内容になると思われる。

③評価の位置づけや取扱いに関する今後の課題

フォーカスグループインタビューの結果分析ならびに既存の講習会の見直しや新たな教材の開発を踏まえると、ソ

ーシャルワーク専門職の養成に向けた実習担当教員講習会、実習指導者講習会における評価の位置づけや取扱いは、以下の3つの観点から検討する必要があるのではないかと思われる。

●国家資格としての専門職養成教育における評価の意義と重要性

国家資格とは、国の法律に基づいて各種分野における個人の能力、知識が判定され、特定の職業に従事すると証明される資格である。法律によって一定の社会的地位が保証されるため社会からの信頼性が高いといえる。自らの専門性を説明し、信頼を得るための1つの仕組みが教育である。専門職養成教育に従事し、特に直接教育に関わる教員や実習指導者は、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士がどのような教育を通じて生み出され、専門性を担保することになっているのかを、実習生のみならず国民や社会に向けて説明することができなければならない。

●詰め込み型教育から学習成果(アウトカム)基盤型教育への転換

近年、国内外の医療・看護の養成課程においてアウトカム基盤型教育が導入されており、ソーシャルワーク養成教育においても従来の詰め込み型教育から学習成果(アウトカム)基盤型教育への転換を図る必要がある。学習成果(アウトカム)基盤型教育とは、養成課程修了後または卒業時に修了者は何ができるようになるか(到達すべき目標)を明確化し、これらの目標を達成できるような教育の提供を、説明責任をもって行うことを意味している。

今回のカリキュラム改正に伴う教育内容の検討では、教育のあり方を転換するための仕掛けや取組みを行った。その1つがコンピテンシーの明確化であり、達成度評価やルーブリック評価などを資格養成にかかわる指定科目の教科書や講習会において取り上げることであった。教員や実習指導者は、教育の仕組みが大きく変わってきていることを自覚し、将来のソーシャルワーカーである実習生が自らの学習目標や習得目標を自覚して学習に取り組み、ソーシャルワーク専門職としての説明責任を果たすことができる人材となるよう実習教育を行うことが求められる。

●実習指導者を対象とした実習教育評価の学習機会の創出

実習教育、特にソーシャルワーク実習における現場での240時間の実習経験に関する評価を適切に実施しようとするならば、本来は実習指導者が教育評価の基礎を学習することが重要である。教員と実習指導者の双方が教育評価の基礎に関する知識や方法を共通基盤とすることにより、目標に対する達成度や学習の課題が明確化される。今回の実習指導者講習会の見直しにおいては、教育評価の基礎の学習後に、演習形式による知識と技術の統合化を図ることができないため、教員を対象にした実習指導方法論Ⅳと同様の講義と演習を実施する学習・研修の機会を設けることが必要である。

(3)社会福祉士実習指導者講習会「実習プログラミング論」

フォーカスグループインタビューの結果

◆評価できる点

・現行と大きく変わった、一歩進んでいるように受け取った。
・3時間という長い講義においてミニワークが入っている点が良かった。
・現場としては、頑張って実習プログラムを作らないといけないなと感じた
・個別プログラムは現場でやっているので、あまり違和感なく聞くことができた。

◆変更・改善が望まれる点(☑は講習会で検討が必要な内容)

□実習指導者は、現実的にはプログラムを実際にどのように作るかが課題なので、具体的なプログラム案を複数パターン提示出来ると良い。

□カリキュラムの改定に合わせた内容になっているが講義時間が限られている中で、どう伝えていくか、ということを考えると「講師のための講習会」が必要になるように思った。

□教員として実習指導者の講習をみたときに、指導者が大変なのではと感じた。一部の意識の高い指導者しかついていけないのではないか。我々も知っておかなければならない項目だと思った。

□シートは全国統一にすべきではないか。日本社会福祉士会のホームページからダウンロードできるなど。
□分量としても現場への負担が多い。求めることがたくさんあるが、もう少しそぎ落とせないか。
□現場の職員にとっては、負担感がある。使命感がある人はやるだろうが、上から言われただけの人はやらないとなってしまわないか。

【フォーカスグループインタビューの結果に基づく検討】
□実習指導者は、現実的にはプログラムを実際にどのように作るかが課題なので、具体的なプログラム案を複数パターン提示出来ると良い。
➡実習指導者講習会を実施する場合には具体的なプログラム案を複数パターン提示することが必要になると考えられる。ただ今回の試行講習会の段階ではまだ各種プログラミングシートも「案」の状態であり、具体的プログラムの作成には至らなかった。
□カリキュラムの改定に合わせた内容になっているが講義時間が限られている中で、どう伝えていくか、ということを考えると「講師のための講習会」が必要になるように思った。
➡実習指導者講習会は各都道府県で都道府県社会福祉士会等が開催するため、インタビューで出た意見などのように、講師担当者が講義を実施できるような工夫について今後検討することが必要になると考えられる。
□教員として実習指導者の講習をみたときに、指導者が大変なのではと感じた。教員も知っておかなければならない項目だと思った。
➡実習担当教員と実習指導者がそれぞれ実習担当教員講習会・実習指導者講習会で学んでいる内容について相互に理解することはとても重要になってくる。今後それぞれ限られた講習会時間も踏まえつつ、相互理解を促すための方法について検討することが必要になると考えられる。
□シートは全国統一にすべきではないか。日本社会福祉士会のホームページからダウンロードできるなど。
➡シートの統一化やHPからダウンロード可能にすることは今後の検討課題となる。
□分量としても現場への負担が多い。求めることがたくさんあるが、もう少しそぎ落とせないか。
➡実習指導者講習会に関する国の通知で示された講義時間は最低水準である。現場の視点から実現可能な講義内容を検討すること(講義内容の削減)は必要だが、時間に講義内容を合わせる視点だけでなく、講義内容に応じて時間を設定する視点からの検討も重要であると考える。
□現場の職員にとっては、負担感がある。使命感がある人はやるだろうが、上から言われただけの人はやらないとなってしまわないか。
➡負担感への配慮は必要不可欠であると考える。他方で、実習指導者講習会を受講するきっかけが「上(上司や組織)から言われた(指示された)」であったとしても、その使命を受講者が理解できるような講習会内容にしていくことが必要と考える。使命感を持てるような講習会にすべく、今後さらなる検討が求められる。

2−2−4 試行講習会後の変更点
(1)社会福祉士実習担当教員講習会「実習指導方法論Ⅱ」
試行講習会後のグループフォーカスインタビューやプログラム・評価チーム委員による振り返りを経て、次の点を修正した。
①講義(オンデマンド)について
実習調整会議の位置づけは、概論チームとの調整もあり、実習指導者講習会「実習プログラミング論」とあわせて「全教育目標を網羅するための実習計画等の調整」に改め、パワーポイント資料(資料編p.32 No.9以降)を修正した。
試行講習会受講者からの変更・改善が望まれる点については、実習バリエーションとして例示したものはあくまで例であり、2か所に限定されず2か所以上の実習もありえること、時間配分についても例示以外のバリエーションがあり得

ることの説明を加えていくこととする。いずれの場合でも、教育のねらいや本連盟実習教育ガイドラインの「達成目標」の全項目が、全実習を通じて網羅されること、「ソーシャルワーク実習指導」についても全項目を網羅した授業計画が必要であることの理解が得られる内容とする。

「全教育目標を網羅するための実習計画等の調整」については、会議という形式が重要なのではなく、複数の実習の間を調整していく機能を重視するものであり、そのために会議やミーティングの方法をとる場合があるなどの説明を加えていく。

②演習について

試行講習会で実施した授業計画立案の演習については、前提条件を提示したうえでワークシートに沿った作業と議論ができるよう提示する教材を修正した。はじめてソーシャルワーク実習指導を担当する教員が教育のねらいや達成目標を意識した授業構成をイメージできるように、ワークシートの例示等を加えた。

試行講習会は90分間であったが、講習会では演習全体で4時間である。授業計画立案の演習を2時間、実習計画書の作成指導に関する演習を2時間で想定するが、実習計画書作成指導に関する演習の内容は今回検討に至らず、課題として残している。

(2)実習指導方法論Ⅳ

【講義編】

①教育評価の基礎の理解に関する修正

・教育評価の基礎に関する内容の理解が重要であるため、視認性を担保しつつ、必要な説明をスライド内に記載することとした。

・教員と実習指導者で評価という言葉のとらえ方が異ならないように、また実習指導者と教員との間で共通認識を図るために、推進事業報告書および講習会資料に「評価」の説明を記載することとした。

②今後の検討課題

・今回の試行講習会では、講義をオンデマンド形式として、演習をオンライン形式としたため、講義受講と演習実施の間隔が空くことが演習課題の遂行や理解に影響が出ていた。今後もオンデマンド形式による実施が想定されることから、知識の定着と活用を効果的に行うための工夫が必要である。

・実習指導者講習会の限られた時間内で指導できる範囲の情報量となっていることから、評価の基礎を組み込むことができていないため、教育評価に関する情報格差の解消が今後の課題である。

【演習編】

①演習課題の設定

・時間内で演習のねらいを達成できる課題としていることを明記し、具体的な実習施設を想定したルーブリックの作成になるようワークシートを修正することとした。

・演習課題は実習教育のスキルを習得することを第一義的な目的として決めていくことになるが、ファシリテーションやグループワークといった運営方法の検討の参考とすることとした。

②ルーブリック評価の意義の説明

・演習では、ルーブリックを作成するプロセス自体に目標に準拠した実践と評価の理解を促す意味があるため、ルーブリック評価の作成の一部を演習課題として取り組み、指針に規定された達成度評価を実際の教育現場で適切に実施できるようになるよう、講義と演習の双方において説明を丁寧に行うこととした。

(3)社会福祉士　実習指導者講習会「実習プログラミング論」

実習プログラミング論は演習がなく講義のみの科目であるため、上記のとおり試行講習会におけるフォーカスグループインタビューでは特段の意見はなかった。ただし、試行講習実施後にチーム内および実習部会全体での振り返りを経て、講習会資料の修正を行い、また2021年度以降さらに検討すべき点について確認した。以下に講習会資料の修正点と2021年度以降さらに検討すべき点について報告する。

①180時間・60時間の例示に関する誤解の回避

試行講習会では、新カリキュラムにおけるソーシャルワーク実習として、多くの社会福祉士養成校が各校のカリキュラムとして実施すると考えられる180時間・60時間という実習時間を例示に用いた。ただし、スライド中でも何度か記載している通り、実際には180時間・60時間以外にも多様な実習時間のバリエーションが考えられる中で、180時間・60時間が固定的な時間設定になっているという誤解を与えないよう、180時間・60時間という時間設定での例示は「一例」であることを各スライドに加筆した。

240時間以上・2カ所以上というソーシャルワーク実習は多様な実施方法があるため、実習担当教員・実習指導者含めて固定的な見方がなされないような配慮が必要である。ただし、当チームではプログラミングというテーマの性質上、より実践的な資料作りを志向してきた。実習指導者講習会における実習プログラミング論では、その目的として「実習プログラムを理解すること」を、より実践的に掘り下げており、実習指導者が所属する施設・機関の上司や他職員に対して「実習プログラム」とは何か、なぜ必要なのかを説明できるようになることに加え、達成目標として、プログラミングシートを用いた実習PGの作成方法についてチームに説明できるようになるというところを水準として掲げている。そのため、具体例を提示せずに抽象的な考え方のみ説明する講義内容では、具体的な対応や実施方法のイメージ形成に到達できない可能性があることが懸念される。そこで本チームでは、抽象的な概念についての説明と具体的な実際についての説明を織り交ざることで、受講者が抽象的な概念と具体的な内容の両方を結び付けた理解の醸成を志向した資料を作成した。

②プログラミング・評価チームにおける実習プログラミングの方法及びシートに関する再検討

本チームでは、実習指導者講習会 実習プログラミング論において、基本実習プログラムを各実習施設のソーシャルワーク実習に関するメニュー表、個別実習プログラムを各実習生の具体的な実習プログラムと位置づけ、それぞれのプログラミングシートを作成し、講習会内でプログラミングシートを用いた実習プログラミングについて解説する講習会内容を検討した。

今回、試行講習会の内容のうち、プログラミングシートに記載している「●週目」の表記を削除する必要があるのではないか、という意見があった。この意見を踏まえて、改めてプログラミングシートや実習プログラミングのあり方について検討を行ったので、以下のように整理する。

実習プログラミングシートは「基本実習プログラミングシート」と「個別実習プログラミングシート」がある。この意見を踏まえて、各プログラミングシートで検討すべきポイントは以下の3点となる。

・実習プログラミングシートでの「●週目」の表記の是非について

・個別実習プログラミングシートにおける180時間版・60時間版という時間別のシートについて
（汎用性の高い1シートへの統合の提案）

・プログラミングシートへの達成目標・行動目標の表記の必要性について

各ポイントに関する検討結果について以下に論述する。

・実習プログラミングシートへの「●週目」の表記について

まず実習プログラミングシートへの「●週目」については、「基本実習プログラミングシート」と「個別実習プログラミングシート」に分けて検討する必要がある。なお、このうち「個別実習プログラミングシート」の議論は2つ目のポイントとも関連することとなる。

検討の結果、「基本実習プログラミングシート」では「●週目」の表記を削除し、「個別実習プログラミングシート」では「●週目」を記載することとした。理由として、以下の2点が挙げられる。

・本チームでは「基本実習プログラミングシート」を各実習施設の実習メニュー表的な位置づけとしており、各実習生の実習時間、実習時期、他の実習施設での学びなどを勘案して「基本実習プログラミングシート」をもとに個別実習プログラムを作成する実習プログラミング論を構築した。つまり、「基本実習プログラミングシート」に位置づけている各具体的実習内容が、個別実習プログラムのいつの段階に実施されるべきかは実習生によって多様であり、基本実習プログラムにいつの時点（つまり「●週目」）で実施するものかを位置づけることが不適切と判断した。

・対して「個別実習プログラミングシート」は各実習生の具体的な実習プログラムを作成するためのツールである。実習生の個別性に応じて実習で具体的に何を実施するのかを計画することを目的としている。そのため、1週間程度の単位で具体的に何を実施するのかを明記することで、実習生が実習の見通しを持つことができ（事前学習や実習準備等の明確化につながる）、実習指導者にとっては実習プログラムに基づいた計画的な実習実施をマネジメントしたり、1週間単位で実習の振り返りや評価を行えるようなると考える。もちろん、実習には様々な形態があり、1日7.5時間～8時間程度の実習を集中して実施するもの（集中実施）だけでなく、1年間にわたって毎週1回ずつ実習を実施するような形態（通年実習）の実習なども存在する。集中実習ではない場合、「●週間」という表記のままでは上記のねらいを達成できない。そのため、そのような実習の場合には「●週間」を1つの期間のまとまりを表す目安ととらえ個々の実習に応じて別の期間にとらえなおした上で活用することを注釈で説明した。

・個別実習プログラミングシートにおける180時間版・60時間版という時間別のシートの是非について
（汎用性の高い1シートへの統合の提案）

試行講習会では、個別実習プログラミングシートとして180時間用と60時間用を提示したが、実習生の実習時間に関わらず活用可能な汎用性の高い1つのシートに統合するべきではないかという意見があった。本チームで検討した結果、この実習時間に関わらず活用可能な汎用性の高い個別実習プログラミングシートとして、枠割と週表記がないものを作成した。ただし、これを汎用性の高いシートと位置付けるならば、汎用性の高い個別実習プログラミングシートでは、個別実習プログラムの具体性の低下というデメリットにつながることが懸念された。ここでいう具体性とは、各実習生の実習時間を踏まえた設定可能な具体的実習内容数と各具体的実習内容を実施する段階を想定している。つまり、枠割がないシートでは、基本実習プログラミングシートに記載された各教育に含むべき事項（あるいは各達成目標や各行動目標）ごとの具体的実習内容を、個別実習プログラミングシートの各行に箇条書きで記載することとなる。これでは、どの程度の具体的実習内容を設定することが適切なのか、どのように学びを積み上げていくのかということについて、実習生と実習指導者の両者にとって見えづらいものになる可能性があり、個別実習プログラムの持つ効果の低下に繋がることが懸念された。

他方で、各具体的実習内容を実施する順序は設定せずに、各実習生に対して何を実施するのかを基本実習プログラムからピックアップして記載するだけでよいという点では、実習指導者にとって個別実習プログラム作成の負担や労力が抑えられる可能性もある。この負担や労力の抑制は個別実習プログラムの作成率の上昇につながることが期待される。

このように、枠無しシートを使用することには、メリット・デメリットの両方が考えられるものの、実際に作成・運用してみなければ枠あり・枠無しどちらがより効果的なシートであるかは判断が難しい。そこで、本推進事業の成果としては両方のシートを提示することとしたい。この結果に基づいて、2021年度以降さらに日本社会福祉士会等における実習指導者講習会の議論につなげていただきたい。

ただし、本チームとしての成果としては時間別で枠が設定された個別実習プログラミングシートを提示する。また実習指導者が180時間と60時間以外の実習時間を提示されたときに混乱しないよう、他の時間数に適合した時間数別のシートも提示することとした。

・プログラミングシートへの達成目標・行動目標の表記の必要性について

実習プログラミングシートへの達成目標・行動目標の表記については、(1)表記のみ行い目標ごとの行設定を行わない方法と、(2)目標ごとの行設定を行う方法の2パターンがある。つまり、選択肢としては全部で以下の6パターンがありえる。

	記載	行設定	行数 (全体行除外)	具体的実習内容のセル数※	
				枠割あり(4列)	枠割なし
①	教育事項	教育事項	16 行	64 セル	16 セル
②	教育事項・達成目標	教育事項	16 行	64 セル	16 セル
③	教育事項・達成目標・行動目標	教育事項	16 行	64 セル	16 セル
④	教育事項・達成目標	達成目標	19 行 ※(19)を分けた場合は 26 行	76 セル ※108 セル	19 セル ※26 セル
⑤	教育事項・達成目標・行動目標	達成目標	19 行 ※(19)を分けた場合は 26 行	76 セル ※108 セル	19 セル ※26 セル
⑥	教育事項・達成目標・行動目標	行動目標	83 行	332 セル	83 セル

※具体的実習内容では基本実習プログラムを想定して4列とした。※本チームとして修正前は①、修正後は②を作成

これらの6パターンについて、当初本チームで作成していたシートは①だった。その理由として、達成目標・行動目標は講習会資料の中で十分に説明していること、目標までシートに記載すると煩雑になりシートが見づらいものになってしまうことへの懸念があった。しかし、今回意見を受けて検討した結果、やはりシートでも達成目標が記載されている方が、実習プログラミングにおいてより強く達成目標を意識できるだろうとのことから②にすることとした。

③～⑥を採択しなかった理由を以下に述べるが、その前提には基本実習プログラミングシートでは具体的実習内容の記載を4列に分けていること(職場理解の内容、職種理解の内容、ソーシャルワーク実践理解の内容、ソーシャルワーク実践理解の内容(発展的))がある。

③を採択しなかった理由としては、行動目標まで実習プログラミングシートに記載すると、具体的実習内容の記述セルが圧迫されてしまい、全体的にフォントが小さくなり、見えづらい・使いづらいシートになってしまうことへの懸念があった。

④を採択しなかった理由として、各教育事項内の達成目標は相互に関連しているため、具体的実習内容を職場理解の内容、職種理解の内容、ソーシャルワーク実践理解の内容、ソーシャルワーク実践理解の内容(発展的)ごとに設定していくことで、十分に全達成目標につながる具体的実習内容を設定することが可能と考えたことが挙げられる。むしろ達成目標ごとに行を設定すると全体として空セル(1つも具体的実習内容が設定されていないセル)が増えてしまうことや、各達成目標間のつながりが見えづらくなってしまうのではないかと考える。

⑤を採択しなかった理由は、上記④を採択しなかった理由と③を採択しなかった理由の両方が当てはまる。

⑥については圧倒的なセルの多さから現実的ではないと考えた。

なお、上記の通り以上の理由は具体的実習内容に4つの枠(職場理解の内容、職種理解の内容、ソーシャルワーク実践理解の内容、ソーシャルワーク実践理解の内容(発展的))を設けていることが前提となっている。そのためこの枠割を排して1列の設定にした場合、今回採択しなかった③～⑥についても再度検討する必要があるだろう。ただし、本チームでは2020年度の社会福祉推進事業の成果としては、基本実習プログラミングシートの4つの枠を設定したものを提案している。ただしこの4つの枠設定は絶対的なものではなく、十分な時間をもって議論を行うことができなかった現時点での成果であり、今後さらに検討していくべき重要な論点と認識していることを明記する。

② 基本実習プログラミングシートにおける枠割(段階)の設定について

上記の「基本実習プログラミングシート」において4つの枠(職場理解の内容、職種理解の内容、ソーシャルワーク実践理解の内容、ソーシャルワーク実践理解の内容(発展的))を廃し、具体的実習内容を1列に記載する方式のシ

ートについても本チームとしての見解を述べることが必要であろう。両プログラミングシートで「●週目」の表記を削除したり、個別実習プログラミングシートを汎用性の高い1シートにしたりといった提案を受けたことに関連して、4つの枠（職場理解の内容、職種理解の内容、ソーシャルワーク実践理解の内容、ソーシャルワーク実践理解の内容（発展的））を設けた基本実習プログラミングシートの位置づけについて、本チームではどのように考えているのか以下に述べる。

2010年に施行された現行カリキュラムでは、社会福祉士実習指導者講習会の実施を担当する日本社会福祉士会が3段階実習モデル（職場実習、職種実習、ソーシャルワーク実習）を提示した。その成果についてここで厳密に議論することは困難だが、一定層から、「『職場実習』『職種実習』が本来の意味とは乖離して、ソーシャルワークを学ぶことを十分に意識されていない『職場を理解するだけ』、『職種を理解するだけ』の実習になってしまっている（もしくはそのような内容が多くの実習期間を占めてしまっている）」という否定的な意見があることは事実であろう。他方で、この意見に対してしばしば提示されるのは、「『職場実習』『職種実習』というのは実習先におけるソーシャルワーク実践のクライエントシステムやワーカーシステム等を理解するための段階であるため、ソーシャルワーク専門職養成にまさに必要な実習内容であり、またそのような内容での実習が実施されている」という回答である。残念ながらこの3段階モデルに基づいた実習の実施状況や成果については十分な調査研究や評価検証が行われておらず、どちらの意見が支持されるべきか客観的に判断することは難しい。

新カリキュラムでは科目名が「ソーシャルワーク実習」になること、また240時間以上、2か所以上という実習要件が設定されたことで、養成校と実習施設はこれまで以上にソーシャルワーク専門職養成に向けた実習のあり方について慎重に検討することが求められている。それはつまり、全てのソーシャルワーク実習が実習生の学年や実習時間等に関わらず、ソーシャルワーク専門職養成に向けた（つまり達成目標・行動目標の達成が志向された）内容で実施されるための検討といえる。この検討として、上記の3段階モデルに否定的な意見を持つ層からは、従来の3段階実習における誤解や不十分な実習プログラム等が引き継がれることで、30～60時間といった短い期間での実習で職場や職種を理解する内容ばかりになってしまうこと（ソーシャルワーク実習としての学びが不十分）、180時間以上の長い期間での実習でソーシャルワークとの関連性が意識されない職場や職種に関する内容が多くの時間を占めてしまうことを回避することの必要性が提示されるだろう。

この意見の1つとして、職場、職種、ソーシャルワークという従来の3段階モデルやそれに関連するモデルを一切廃止するという方法が提示されることが考えられる。このような見方からすると、本チームで作成した試行講習会では基本実習プログラミングシートが「職場理解」「職種理解」「ソーシャルワーク実践理解」という従来の3段階モデルを継承するように設定されていることに対して、否定的な意見が提示されよう。具体的には、「ソーシャルワーク実習は、その科目名の通りソーシャルワークを学ぶための実習であり、職場や職種について学ぶための実習ではない」といった意見が考えられる。これに対して、3段階実習モデルを推進してきた立場からは、先の議論と同様に、「職場や職種理解の内容はクライエントシステムやワーカーシステムを理解するための実習内容であり、まさにソーシャルワーク実習として必要なものである」との意見が出されるのではないだろうか。これでは議論がかみ合わないまま平行線をたどり、方法論としての合意形成に至ることは困難と考えられる。

本チームはこのどちらの立場をとるものでもない。実習が多様化する今後において、各実習生が履修する全ての実習を通してソーシャルワーク実習としての学びを達成できるような実習を実現することを最重視し、それを志向する立場である。そしてその目標に向けては、3段階実習モデルを廃止する、維持する（継承を含む）、という2元論で議論することは困難であると考える。

本チームでは、この目標に基づき「基本実習プログラミングシート」「個別実習プログラミングシート」の両方に「教育に含むべき事項」を各行に記載し（達成目標は併記）、各教育に含むべき事項とその達成目標に向けて具体的実習内容を設定するシートを作成した（従来のシートは「職場実習」「職種実習」「ソーシャルワーク実習」という段階のみで具体的実習内容を設定する）。そして「実習指導者講習会」という実習指導者を養成するための研修（つまりは実習指

導者としてビギナーを対象とした研修であり、基本ができるようになることを目標としている）であることを鑑みて、各教育事項の達成目標の達成に向けた具体的実習内容を設定するための1つの視点として「基本実習プログラミングシート」に「職場理解の内容」「職種理解の内容」「ソーシャルワーク実践理解の内容」「ソーシャルワーク実践理解（発展的）」という4つの枠を示すこととした。またこの4つの枠は、今後新たに実習指導者になる実習指導初心者だけでなく、これまで現行カリキュラムにおいて相談援助実習での実習指導を行ってきた実習指導経験者にとっても、まず新たなソーシャルワーク実習の実習プログラムを作成するために効果的な視点と考えている。ただし、この講習資料の内容をもって「3段階実習モデルが継承されているから不適切だ」「3段階実習モデルが維持されたから従来通りでよい」という理解が形成されることは避けなければならない。

ソーシャルワーク実習の学びを担保するという目標を最上位におき、今後新たに実習指導者になる者のこれまでの学習経験や実習指導者になった際の実施可能性も勘案しつつ、限られた時間の中で作成されたものが今回の講習会資料（スライドと各プログラミングシート）であり、これが実習プログラミング論としての唯一解であるとは考えていない。むしろ本当に効果的なソーシャルワーク実習の実習プログラミング論を検討していくための1つのたたき台として位置づけられるべきである。具体的実習内容を構成する要素は「職場理解の内容」「職種理解の内容」「ソーシャルワーク実践理解の内容」「ソーシャルワーク実践理解（発展的）」の4つとは限らないし、また全く異なる視点での設定もありえる（例えば、クライエントシステムの理解、ワーカーシステムの理解、ターゲットシステムの理解、アクションシステムの理解等）。もしくは「職場理解の内容」「職種理解の内容」として設定する具体的実習内容は、ソーシャルワーク実習の達成目標には関連しない可能性も否定できない。このような可能性を踏まえると、要素に分けずにソーシャルワーク実践を学ぶという単一の視点から具体的実習内容を設定する方法も考えられる。また、今回設定した要素で基本実習プログラミングシートを設定した場合でも、個別実習プログラムにおける学びの順序はこの「職場理解」→「職種理解」→「ソーシャルワーク実践理解」に限定されるわけではなく、多様な順序が考えられる。例えば、「ソーシャルワーク実践理解」が深まったことにより、地域における実習施設の役割や氏名などの理解が促進され、「職場理解」やそこでの「職種理解」が深まっていく場合もあり得るだろう。

このように、実習プログラミングとしては多様な方法がありえることがわかる。しかし、実習プログラミングにおいてそれを設定するための枠組みや順序の提示がなく、作成する実習指導者の裁量が大きくなればなるほど、実習プログラム作成の難易度は高くなることが考えられる。繰り返しになるが、本チームが作成した実習プログラミング論は実習指導者講習会としての内容であり、実習指導を実施したことがない者が実習指導をできるようにすることを目的としている。つまり、講習会では実習指導初心者が取り組みやすい難易度の実習プログラミングを教授する必要がある。また、これまで相談援助実習において実習指導を行ってきた実習指導者にとっても十分に対応可能な実習プログラミング論を提示することを意識した。これらを踏まえて提示したのが「職場理解」「職種理解」「ソーシャルワーク実践理解」という学びの段階の1つの有り方である。また教育事項ごとに達成目標を志向して「職場理解」「職種理解」「ソーシャルワーク実践理解」に関する具体的実習内容を設定するシートにすることで、従来指摘されていたソーシャルワークと乖離した職場や職種を理解するためだけの内容が設定されることを回避する工夫を行った。それでもソーシャルワークを理解するための具体的実習内容が乏しい個別実習プログラムが提示される可能性はありえるが、その場合にソーシャルワーク実習にふさわしい実習プログラムに修正するためには、実習指導者のみならず養成校側にも大きな責任があると考えている（実習プログラミング論のみで適切な実習プログラムのあり方を全て担保できるわけではない）。もし養成校側に「実習を受けてもらっているだけでもありがたいので、実習プログラムについてまでは意見できない」という考えがあるならば、今後はそのような養成校と実習施設との関係性自体を見直す必要があるだろう（そうでなければ2か所以上での実習全てをとおしてソーシャルワーク実習を成立させることが極めて困難になる）。そのような関係性については、実習担当教員、実習指導者の両者にしっかりと理解してもらえるよう、実習プログラミング論ではなく実習概論や実習マネジメント論等、また実習担当教員講習会において教授することが重要になってくるだろう。

最後に、実習指導者として十分な力量を持つ者にとっては、「職場理解」「職種理解」「ソーシャルワーク実践理解」

という段階のあり方が実習プログラミングにおいてかえって足かせとなってしまう可能性があることについても言及しておきたい。このような実習指導上級者がより自由な発想で創造的かつ独自性の高い実習プログラムを作成するための実習プログラミング論についても今後検討が求められてくるのではないだろうか。ただしそれを検討する際には、実習指導者講習会という実習指導初心者向けの実習プログラミング論との関係性やそれぞれの位置づけについても合わせて確認することが必要である。

③ 個別実習プログラムと実習生が作成する実習計画および実習評価表の関係性についての検討の必要性

2019年度に本連盟が取り組んだ社会福祉推進事業において、新カリキュラムのソーシャルワーク実習におけるモデル計画書が提示された。従来の実習計画書では、実習生自身が、実習を通して何ができるようになりたいのかを考え、その方法を記載する内容のものが一定数存在した。それに対して前述の新カリキュラムに対応したモデル実習計画書では、国家資格たる社会福祉士として何ができるようになる必要があるのかは決まっており（達成目標と行動目標）、それに向けて何をするべきなのかを記載する様式となっている。

このような様式を用いて学生が作成する実習計画書と、本チームが提示した実習プログラミング論に基づき実習指導者が作成した個別実習プログラムとがどのような関係性になっていくのか、今後検討すべき重要な課題といえよう。そしてこの実習計画書と個別実習プログラムが実習評価表とどのように関係に位置づけられるのかについてもしっかりと整理をすることが必要だろう。

改めて、本チームが2020年度の社会福祉推進事業で提示した個別実習プログラムとその作成方法は最終的な成果ではなく、検討プロセスの一段階であることを確認したい。2021年度以降、さらに2020年度の成果を踏まえて、ソーシャルワーク実習を効果的に実施するための実習プログラミング論、個別実習プログラムと実習計画書、そしてそれらと実習評価表との関係性やそれぞれのあり方を検討していくことが必要不可欠である。

2－3 スーパービジョンチーム

2－3－1 検討の経緯

スーパービジョンチームでは、新カリキュラムにおける実習関連科目の変更事項を確認し、以下の主要な論点を柱に検討を行った。

(1)社会福祉士及び精神保健福祉士の実習担当教員講習会と実習指導者講習会(4つの講習会)の講義部分の関係性に関する検討

まず、社会福祉士及び精神保健福祉士の実習担当教員、実習指導者をそれぞれ対象とする、4つの講習会の講義部分のこれまでの資料と資格養成にかかわる指定科目の教科書を基に「実習スーパービジョン」に関係する内容を整理し、比較検討を行った(表1)。その上で、4つの講習会で共通使用が可能な部分を最大化することを目指して、講義内容の検討を行い、担当者が講義スライドの素案を作成し、それを基に委員会で議論を重ね修正を繰り返した。検討を進めるうえで、以下の点について主に議論した(演習部分と共通)。

・初任者をターゲットとし、スーパービジョンの基礎的理解と学生に丁寧にかかわることの大切さ、基本的スキルについて習得すること。
・実習担当教員と実習指導者がそれぞれ学ぶ部分を、双方で学び合うことをできるだけ強調する。
・スーパービジョンの定義・基本については、「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン」(日本ソーシャルワーク教育学校連盟 2020 年3月)(以下、「実習教育ガイドライン」)の内容を踏まえ、カデューシンの定義と3つの機能により説明する。
・実習担当教員はスーパーバイザーの役割を担うという共通の認識を持つ。
・人権やハラスメントへの対応、学生の権利を守る視点を入れる。

表1 「実習スーパービジョン」における社会福祉士及び精神保健福祉士の実習担当教員、実習指導者を対象とする4講習会の内容、時間の一覧表

<table>
<tr><th colspan="3">社会福祉士</th><th colspan="3">精神保健福祉士</th></tr>
<tr><td colspan="3">実習担当教員</td><td colspan="3">実習担当教員</td></tr>
<tr><td>科目名</td><td>内容</td><td>時間</td><td>科目名</td><td>内容</td><td>時間</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実習指導方法論Ⅲ</td><td>1. 実習教育スーパービジョンの概要</td><td>2.0
(講)</td><td rowspan="2">精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅲ</td><td>1. ソーシャルワークのスーパービジョン</td><td>2.0
(講)</td></tr>
<tr><td>1. 実習教育スーパービジョンの実際</td><td>4.0
(演)</td><td>1. 精神保健福祉援助実習におけるスーパービジョン
2. スーパービジョンの課題</td><td>3.0
(演)</td></tr>
<tr><td colspan="3">実習指導者</td><td colspan="3">実習指導者</td></tr>
<tr><td>科目名</td><td>内容</td><td>時間</td><td>科目名</td><td>内容</td><td>時間</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実習スーパービジョン論</td><td rowspan="2">1.「スーパービジョン」の基礎理解
2. 実習スーパービジョンの特質
3. 実習プログラムと実習スーパービジョンの展開
4. 実習スーパービジョンの実際(演) 実習におけるスーパービジョンの展開方法</td><td>2.0
(講)</td><td rowspan="2">実習スーパービジョン論</td><td>1. スーパービジョンの意義と目的
2. ソーシャルワークのスーパービジョン
3. 実習スーパーバイザーの役割と機能
4. 実習指導におけるスーパービジョンの展開
5. 実習スーパービジョンの特徴と課題</td><td>2.5
(講)</td></tr>
<tr><td>5.0
(演)</td><td>1.0
(演)</td></tr>
</table>

(2)4つの講習会の演習部分の関係性に関する検討

演習部分についても、講義と同様にこれまでの講習会の資料をレビューし、それぞれの特徴を把握したうえで、講義内容との連動性、講習会の演習で強調すべき点等について委員会で議論をした。そして、担当者が素案を作成し、それを基に委員会で議論を行い修正、改良した。

(3)新カリキュラムに対応した講習全体の内容の検討

新カリキュラムに対応して、社会福祉士も精神保健福祉士と同じく2か所以上実習となること、地域共生社会の実現を目指すということを強調する内容の検討を行った。特に、講義と演習の素案完成後に新カリキュラムへの対応という視点で検討を行い、内容の修正と充実化を図った。主に検討した点は以下のとおりである。

・スーパーバイザーとして、ミクロ中心の視点から、組織や地域、制度政策といったメゾ・マクロの視点を意識したスーパービジョンを展開する必要性を説明すること。
・2か所以上実習における、複数の実習指導者と実習担当教員・養成校間の連携について、他チームの説明と一貫性を持たせる。

以上の流れで検討を行ったが、検討に際し、社会福祉士及び精神保健福祉士それぞれの実習担当教員講習会と実習指導者講習会のこれまでの資料、「実習教育ガイドライン」、日本ソーシャルワーク教育学校連盟編集の「ソーシャルワーク実習指導・ソーシャルワーク実習」、日本精神保健福祉士協会・日本精神保健福祉士養成校協会編集の「精神保健福祉援助実習・演習」、日本社会福祉士会編集「社会福祉士実習指導者テキスト」、日本社会福祉士養成校協会編集の「相談援助演習教員テキスト」などを講義・演習の資料として参考・活用した。

2－3－2 試行講習会の内容

2－3－2－1 講義

本講習の目的を受講者が「ソーシャルワーク実習において適切なスーパービジョンを行う」ことができるようになることとし、具体的な到達目標として次の３つを設定した。

① ソーシャルワーク・スーパービジョンについて説明できる。
② 実習スーパービジョンの特徴について説明できる。
③ 実習スーパービジョンでスーパーバイザーが行うことを説明できる。

講義は、これら３つの目標に対応する３部構成（各 40 分）とした。

(1)「Ⅰ. スーパービジョンについての基礎理解」

まず、ソーシャルワーク・スーパービジョンの目的と意義について説明した。ソーシャルワークでは定番となっているカデューシンによる定義を取り上げたが、地域共生社会の実現に向けて、今後、インタープロフェッショナル（多職種間）・スーパービジョンが必要とされることを鑑みて、対人援助職全般を対象とするホーキンズらによるスーパービジョンの定義についても説明した。スーパービジョンの目的には、①クライエントの最善の利益、②現任専門職への支援および専門性向上、③組織の機能の維持・向上、④専門職の養成・育成、⑤専門職としての発展がある。これまでの動向として、個人的な成長に焦点をあてたスーパービジョンとサービスの質に焦点をあてたスーパービジョンの大きな２つの流れがあったが、効果的・倫理的な実践とスタッフの発達・成長を支えるためには、両方を統合する必要性があることを説明した。

次に、スーパービジョンを実施するにあたって理解が必要なことを説明した。１つ目は、スーパービジョンの機能で、管理的機能、教育的機能、支持的機能の３つの機能それぞれの具体的な内容についてである。２つ目は、スーパーバイザーとスーパーバイジーとの関係が、信頼とパートナーシップに基づく契約関係であって、スーパーバイザーの権威性やパラレル関係（クライエント・ソーシャルワーカー関係とスーパーバイジー・スーパーバイザー関係との関連）について理解し適切に対応することが必要であることである。３つ目は、スーパービジョンの形態で、個人スーパービジョン、グループスーパービジョン、チームスーパービジョン、ピアスーパービジョン、セルフスーパービジョンの特徴についてである。４つ目は、スーパービジョンの実施方法で、いつ、どこで、誰が誰に対して、何をどのような方法で取り上げているのかについてである。コルブの経験学習モデルに基づいたスーパービジョンのあり方・方法についても説明した。

地域共生社会の実現に向けて、スーパービジョンでは、スーパーバイジーがクライエントのミクロ・メゾ・マクロレベルすべてに目を向け、包括的な支援ができるように支援することが重要である。そのため、地域共生社会の実現に向けてソーシャルワークに期待される 24 機能（社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会、平成 30 年)を示し、スーパービジョンの着眼点について説明した。最後に職能団体でのスーパービジョンについての取り組みも示した。

(2)「Ⅱ. 実習スーパービジョンの特徴」

実習スーパービジョンには、実習生のためのものだけではなく、さまざまな意義があることから説明した。実習生にとって、実習スーパービジョンはソーシャルワークを実践的に学ぶ貴重な機会である。実習施設にとっては、次世代の職員候補・ソーシャルワーカーを育てる機会であるとともに、職員にとっては実習生を通して支援についてあらためて学ぶ機会になる。養成校にとっては、専門職養成の責任を果たす取り組みの一環であるとともに、実習担当教員にとってはメゾレベルのソーシャルワーク実践で、その実践を通して学ぶ機会でもある。

次に実習スーパービジョンの特徴について説明した。専門職の間で行われるスーパービジョンと比較すると、実習スーパービジョンでは、契約の締結方法や内容、スーパービジョンで取り扱う事柄、スーパーバイジーの立場、スーパーバイザーの立場や他の役割などで違いがある。また、実習スーパービジョンでは、実習先と養成校にそれぞれスーパーバイザーがいて、スーパービジョンの範疇が重なっており、二重のスーパーバイザー構造になっている。そのため、実習スーパービジョンでは、実習先と養成校の 2 人のスーパーバイザーが、どのように役割分担を行うのかを相談し、調整や連携を行うことが重要であることを説明した。

以上を踏まえて、実習スーパービジョンを行うにあたって必要なこととして、スーパービジョンの３つの機能と基本スキルについて説明した。実習スーパービジョンでの管理的機能は、実習のプログラミング・評価にあたるところでマネジメントまで含んでいる。教育的機能は、事前学習、実習計画の作成、実習計画の実施を通しての学び、そして事後学習までを支えることである。そして、支持的機能は、実習中の不安やストレスへの対応や、人との関係づくり、実習や専門職へのモチベーション等を支えることである。また、これらの機能を果たすために、関係形成や記録などについても説明した。

最後に、実習スーパービジョンの課題として、複数のスーパーバイザーをもつことによる混乱や情報の取り扱いについて注意、実習スーパービジョンを担当する実習担当教員が必ずしもソーシャルワーク専門職とは限らないこと、地域共生社会の実現を指向したソーシャルワーク・スーパービジョンのあり方・方法などについて説明した。

(3)「Ⅲ. 実習スーパービジョンの展開」の内容

「実習スーパービジョンの展開」の講義では、実習生が実習を媒介にソーシャルワーカーを目指すことを支援するため、実習スーパービジョンの展開過程を全体的に把握できるよう「ソーシャルワーク実習の展開図(例)」を作成した(図1)。

全体を、それぞれ、実習前、実習中、実習後と大きく5過程に分けている。実習生を中心に、実習担当教員と実習指導者が共通の実習スーパービジョンの役割を持ち、双方が連携し合い、学生(実習生)を支え合うスーパービジョンの展開をイメージできるように表しているのが特徴である。講義は、この展開過程に沿って内容を紹介する形となっている。なお、2か所以上実習については、各養成校によって実習プログラミング(実習先の数、機関など)が異なることが想定されるため、試行では2か所実習を前提とし、「例」として作成、提示している。

図1　ソーシャルワーク実習の展開図(例)

展開	実習前(1か所目)		実習中			実習前(2か所目)		実習中			実習後(2か所共通)
	実習の準備	実習直前の準備	1か所目の実習にかかわること			1か所目の実習の振り返り と2か所目の準備	実習直前の準備	2か所目の実習にかかわること			実習の振り返り
			開始期	中期	終了期			開始期	中期	終了期	
実習担当教員と実習指導者の実習SVの役割	・実習が安全で効果的に実施できるよう実習環境を整える。 ・実習科目を履修した目的を再確認し、実習に向けて動機や目標を明確にし、より効果的に実習体験できるようサポートする。		実習がスムーズに展開し、実習目標が達成され、ソーシャルワーカーになるための動機づけが高まるようサポートする。			・実習が安全で効果的に実施できるよう実習環境を整える。 ・2か所目の実習に向け、1か所目の実習を振り返り、実習に向けて動機や目標を明確にし、より効果的に実習体験できるようサポートする。		実習がスムーズに展開し、実習目標が達成され、ソーシャルワーカーになるための動機づけが高まるようサポートする。			・実習先で体験したことの言語化、理論と実践の統合を目指した考察を促進する。 ・ソーシャルワーカー(専門職)としての自覚とモチベーションを促進する。
実習担当教員	(実習先) ・実習指導者との実習SVに向けた連携体制づくり ①養成校におけるバイザーとSVの説明 ②実習受け入れ先と養成校の役割分担 ③実習先との契約内容に関する確認と連携(養成校から送付する書類) (学生) 学生(実習生)に対して教育すべきこと ①SV契約を結ぶ ②SVの知識と経験の確認 ③実習目的や事前学習の確認(実習課題をこなすための知識の涵養) ④バイジーの果たすべき責任と態度(学生の積極的な態度と事前の準備の必要性を確認)	(学生) ①1か所目の実習計画と現場実習プログラムの最終確認 ②学生の実習生として果たすべき責任と態度の合意 ③実習直前における学生の不安などに対するサポート	・実習現場に適応するためのサポート ①実習プログラムと実習計画が一致しているかどうか(管理的機能) ②実習目的が適切かどうか(教育的機能) ②実習指導者、利用者(クライエント)、スタッフとの関係性(支持的機能)	(実習巡回・帰校日指導時のSV) ①実習目標・実習計画に照らした進捗状況の確認(管理的機能) ②実習記録の書き方と課題の整理、確認、課題に対する取り組み方などの助言(教育的機能) ③自己覚知、実習指導者、実習先の利用者、スタッフとの関係にかかわる課題の共有とサポート(支持的機能) ④実習態度と実習生の意欲 ⑤体調の管理 ⑥巡回、帰校日指導、緊急時における実習指導者との連携	①実習内容の確認(管理的機能、教育的機能) ②実習目的との照合(管理的機能、教育的機能) ③学生による達成度の自己評価(管理的機能、教育的機能、支持的機能) ④残された課題の確認と助言(教育的機能、支持的機能)	(実習先) ・実習指導者との実習SVに向けた連携体制づくり ①養成校におけるバイザーとSVの説明 ②実習受け入れ先と養成校の役割分担 ③実習先との契約内容に関する確認と連携(養成校から送付する書類) (学生) 学生(実習生)に対して教育すべきこと ①1か所目実習から明かとなった実習課題をふまえ、2か所目の実習目的や事前学習の確認(実習課題をこなすための知識の涵養) ②バイジーの果たすべき責任と態度(学生の積極的な態度と事前の準備の必要性を確認	(学生) ①2か所目の実習計画と現場実習プログラムの最終確認 ②学生の実習生として果たすべき責任と態度の合意 ③実習直前における学生の不安などに対するサポート	・実習現場に適応するためのサポート ①実習プログラムと実習計画が一致しているかどうか(管理的機能) ②実習指導者、利用者(クライエント)、スタッフとの関係性(支持的機能)	(実習巡回・帰校日指導時のSV) ①実習目標・実習計画に照らした進捗状況の確認(管理的機能) ②実習記録の書き方と課題の整理、確認、課題に対する取り組み方などの助言(教育的機能) ③自己覚知、実習指導者、実習先の利用者、スタッフとの関係にかかわる課題の共有とサポート(支持的機能) ④実習態度と実習生の意欲 ⑤体調の管理 ⑥実習指導者との連携	①実習内容の確認(管理的機能、教育的機能) ②実習目的との照合(管理的機能、教育的機能) ③学生による達成度の自己評価(管理的機能、教育的機能、支持的機能) ④残された課題の確認と助言(教育的機能、支持的機能)	①実習体験の振り返りと意味づけ ②事後課題への取り組み ③実習指導者に対するフィードバック(実習報告会、実習総括レポート作成指導) ④成績評価
			・緊急時の対応 ・巡回、帰校日指導、緊急時の対応における実習指導者との連携 ・学生の体調、不安や心配事への対応 ・実習内容や関係者についての学びのサポート					・緊急時の対応 ・巡回、帰校日指導、緊急時の対応における実習指導者との連携 ・学生の体調、不安や心配事への対応 ・実習内容や関係者についての学びのサポート			
連携 連携 学生 実習生 連携 連携	・実習計画を立てる ・実習に向けた倫理綱領、行動規範を身に着ける	事前訪問を行う	実習		・達成度の自己評価 ・事後学習の課題の確認	・実習計画を立てる ・実習に向けた倫理綱領、行動規範を身に着ける	・1か所目の実習の振り返り ・事前訪問を行う	実習		・達成度の自己評価 ・事後学習の課題の確認	・お礼状 ・実習のまとめ	実習報告会での発表準備と発表	実習報告書の作成(実習総括)	ソーシャルワーカー
実習指導者	・養成校との実習契約 ・実習生受け入れ準備 ・実習生の個別理解 ・実習プログラム作成 ・実習担当教員との実習に向けた連携体制づくり	・実習プログラムと実習計画との確認 ・実習生の果たすべき責任と態度の合意 ・養成校から送付された書類の確認	実習の振り返り(実習体験の意味を問うスーパービジョン) ・実習プログラム進行状況 ・実習プログラムの進行状況と理解度の状況 ・実習生のモチベーション ・利用者や職員との関係 ・実習態度と実習生の意欲 ・体調の管理 ・巡回、帰校日指導、緊急時における実習担当教員との連携		①実習内容の確認 ②実習目的との照合 ③実習生による達成度の自己評価 ④残された課題の確認	・養成校との実習契約 ・実習生受け入れ準備 ・実習生の個別理解 ・実習プログラム作成 ・実習担当教員との実習に向けた連携体制づくり	・養成校との実習契約 ・実習生受け入れ準備 ・実習生の個別理解 ・実習プログラム作成 ・実習態度と実習生の意欲 ・体調の管理 ・巡回、帰校日指導、緊急時における実習担当教員との連携	実習の振り返り(実習体験の意味を問うスーパービジョン) ・実習プログラム進行状況 ・実習プログラムの進行状況と理解度の状況 ・実習生のモチベーション ・利用者や職員との関係 ・実習態度と実習生の意欲 ・体調の管理 ・巡回、帰校日指導、緊急時における実習担当教員との連携	①実習内容の確認 ②実習目的との照合 ③実習生による達成度の自己評価 ④残された課題の確認	・実習生に実習のまとめに対する評価のフィードバック ・実習担当教員に対する事後課題のフィードバック(実習報告会への参加等)

2－3－2－2　演習

演習の目的は、受講者が「ソーシャルワーク実習において適切なスーパービジョンを行う」ことができるようになることである。 ねらいは、①実習生を理解し支えること、②実習生の学びを支えること、③ハラスメントに対応することができるようになることである。 この演習の特徴は、現場実習中のスーパービジョンに特化していること、ソーシャルワーカー・クライエント関係の専門的援助関係をふまえていること、ソーシャルワークのエンゲージメント、アセスメント、対応(介入)を意識できるようソーシャルワークの展開過程に合わせていること、ソーシャルワークの原理に基づき多様性を尊重し合い演習を進めていくことである。各演習の内容は、実習生が実習中に直面しやすいスーパービジョンの課題を事例化し、対応を検討するものである。2か所以上の実習先を前提に、医療、地域包括支援センター、知的障がい者施設を取り上げ、巡回指導時に行うスーパービジョンの場面を想定した。

演習方法は、演習1と2では、事例と課題のポイントを提示し、個人ワークの後、グループ(4人1組)に分かれ、ロールプレイを役割交代しながら体験する。その後、グループで振り返りを行い、全体で共有して、最後に講師が重要点を解説するという流れとなっている。演習3は、事例と課題のポイントを提示したあと、個人ワークの時間を設けず、グループごとにスーパービジョンの実施計画を立て、それを実施計画シート(資料編 p.67　No.27)

にまとめる。全体共有の際にそのシートを基に発表し、最後に講師から解説を行う形式をとった。

演習の当日、最初にスケジュールと演習のポイントについて共有する時間を設けた。演習のポイントについては、以下の4点を示した。

1. 本来は、実習スーパービジョンは、実習前から実習中、実習事後にわたるすべてのプロセスを対象としますが、この演習は、現場実習中のスーパービジョンについて焦点を当てています。
2. この演習のねらいは、①実習生を理解し支えること、②実習生の学びを支えること、③ハラスメントに対応することができるようになることです。
3. ここでは、ソーシャルワークのプロセスに基づいて、 3つの演習を行います。
「実習生を理解し支えること(エンゲージメント)」(演習1)→「実習生の学びを支えること(アセスメント)」(演習2)→「学生のハラスメントに対応する(プランニング・介入)」(演習3)という流れで進みます。
4. 多様な方々の多様な考えを共有できるように、お互いに学び合いましょう。
＊ブレーンストーミング式:批判厳禁、自由奔放、便乗発展、量を好む

ポイントに続いて、多様な受講者が共通認識をもって演習に取り組めるように、スーパービジョンもソーシャルワーク実践の一つであり、ソーシャルワークのプロセスのなかで、エンゲージメント、アセスメント、プランニングと介入では何を行うかを簡潔に説明した。

その後、受講者の緊張をほぐし、かつ、講師が受講生の取り組み状況などをアセスメントし演習を円滑に進めていくために、ブレイクアウトで４人グループに分かれアイスブレイク（10 分）を行った。１人２分で自己紹介し、実習担当教員として学びたいこと・不安なことについて話してもらい、これから行う３つの演習（各 60～65 分）での進行係とプレゼン係を決めてもらった。

(1)演習1　実習生に適切にかかわること(エンゲージメント)

はじめに事例を提示し、演習の進め方について説明した。事例は、医療機関での実習初期の帰校日指導で、実習がうまくいっていないと実習生が言う場面である。まず、個人ワーク(5分)として、実習生の状況や思いを想像し(スーパーバイジー役を演じる場合の役作りも行う)、スーパーバイザーとして行うことは何か、具体的にどのように対応するのかを考える時間をとった。その後、ブレイクアウトで4人グループに分かれ、1回5分のロールプレイを4回行い、全員が4つの役(A:実習生、B:実習担当教員、C:4回のうち前半2回は学生グループのメンバーで後半2回は観察者、D:観察者＆タイムキーパー)を体験してもらった(計 20 分)。ロールプレイ終了後、グループ内で振り返りをし(10 分)、全体に戻って数グループから報告を全体共有し、その後講師から解説を行った。

解説では、課題を発見しエンゲージメントを行う場合、すなわち実習生がなんらかの課題に直面していることが伺われるときにスーパーバイザーが行うこととして、①実習生の様子をよく観察し、話を傾聴して実習生を受容するとともに、実習生のバイオサイコソーシャルな状態および実習の内容・進捗について概要を把握すること、②対応を要する課題を把握し、今ここで取り上げるのか、あるいは後で話すのか実習生に合意を得ること、③その課題について話し合うことをとりあげ、①②について説明した(③は演習2の課題であるため、ここでは省いた)。また、具体的な対応として、ソーシャルワークの展開過程にそって、ソーシャルワーカーの倫理綱領に基づいた対応、実習生のニーズを理解し、スーパーバイザーに求められることを踏まえた対応の必要性について説明した。コミュニケーションスキルを活用することにも言及した。これらの対応は、モデリングやパラレルプロセスの観点からも重要であることを述べた。

(2)演習2　実習生の学びを支えること(アセスメント)

異なる事例について、演習1と同様に進めた。はじめに事例を提示した。巡回指導で、ケアプラン作成のために利用者と面談して困ったと実習生が言う場面である。個人ワークで、実習生がなぜ困ったと言っているのかを想像し(スーパーバイジー役を演じる場合の役作りも行う)、スーパーバイザーとして何を行うか、具体的にどのように対応するかについて考える時間(5分)をとってから、ブレイクアウトで4人グループに分かれ、1回5分のロールプレイを4回行い、全員に4つの役(A:実習生、B:実習担当教員、C:観察者＆タイムキーパー、D:観察者)を体験してもらった(計 20 分)。ロールプレイ終了後、グループ内で振り返りをし(10 分)、メインに戻って数グループから報告を全体共有し、その後講師から解説を行った。

解説では、実習生が課題を抱えている状況において、スーパーバイザーとして行うこととして、①困った経験を具体的に振り返るために多様な角度から質問や確認をして、実習生自身が気づきを得たり、理解を深めたりできるようにすること、②実習生が利用者についてミクロレベルから、メゾレベル、マクロレベルまで包括的にアセスメントができるように支援することを取り上げて説明した。包括的なアセスメントに関しては、地域共生社会の実現にむけて求められるソーシャルワークの 24 機能をスーパービジョンにおいても意識する必要があることを説明した。実習生が自らの経験を通して学ぶことを支援するためにはコルブの経験学習モデルが役立つことにもふれた。

(3)演習3　実習生のハラスメントに対応する(プランニング・介入)

事例は、知的障がい者施設(通所)に1か所目の実習に行って、実習終了期の巡回指導での場面で実習者が泣き出し、聞いてみると利用者からハラスメントを受けていたというものである。演習課題は、スーパービジョンの実施計画を3つの側面からたてることである。その際、スーパービジョンのどの機能を活用するかについても検討する。あらかじめ、実施計画のポイントとして①実習生としての権利の擁護(アドボケイト)と安全の確保、②実習生が継続して学ぶことができることの保証、③利用者の理解やハラスメントの対応について学ぶことを提示した。これらの説明のあと、ブレイクアウトセッション(35 分)とし、各自がスーパービジョンの実施計画シートに3つのポイントについて記入しながらグループで検討した。全体に戻って、グループごとに発表して共有し、その後、講師から解説を行った。

解説では、①実習担当教員のスーパーバイザーとしての役割を伝え、実習指導者とこの出来事について共有することの同意を実習生から得ること、②実習指導者に伝えて役割分担し、実習生が実習を継続できるよう環境を整え(管理的スーパービジョン)、実習生の危機的状況などに対処し(支持的スーパービジョン)、2か所目が控えている場合は、実習終了後も個別スーパービジョンを行うこと(管理的スーパービジョン、支持的スーパービジョン)、③実習生の気持ちに配慮しながら(支持的スーパービジョン)、この体験を対象者理解や現場の課題について考えるきっかけとなるよう支えること(教育的スーパービジョン)などについて説明した。また、なぜこのような対応が必要なのか、二重のスーパービジョン構造やソーシャルワークの原理・原則を学ぶ機会、ハラスメントなどに言及して述べた。

3つの演習終了後、全体のまとめとして、演習開始の冒頭に確認した「演習のねらい」を自己評価する時間を設け(5分)、受講者が実習担当教員として、今後の自分自身が取り組むべき課題を整理できるようにしている。また、さらに受講者同士の課題を共有することによって、自己の取り組みに発展して考えることができるよう、チャット機能を活用し投稿し合うようにした。講師は、投稿の内容を確認しながら、最後の総括として、演習の展開における振り返りや補足の説明をした。また、受講者とスタッフをねぎらい、演習のセッションの終結を共有できるようにした。

2－3－3 試行講習会の実施と評価

2－3－3－1 試行講習会の概要

スーパービジョンチームでは、「実習指導方法論Ⅲ（実習教育スーパービジョン論）」のオンデマンドの講義と、2021 年2月 12 日に Zoom によるオンライン演習を実施した。具体的には、①4人グループでのアイスブレイク、②演習1エンゲージメント、演習2アセスメント、演習3プランニング・介入の各テーマで、それぞれ、個人ワーク→ブレイクアウトセッションを活用し4人組でのグループワーク→全体共有と解説、③全体まとめ、取り組むべき課題をチャットに記入・発表し、講師の総括という流れで実施した。

なお、各グループを講師が巡回、委員と事務局が傍聴し、録画記録した。また、講義に対するアンケート調査と、演習終了後に講義および演習受講者を対象としたフォーカスグループインタビューを実施し、その後、委員による振り返りを行った。

2－3－3－2 アンケート調査の概要と結果

オンデマンドによる講義の受講者 112 人のうち、受講者アンケート（以下「受講者アンケート」という。）に回答した 35 人（31.3％）の結果について、次のとおり報告する。なお、下表の中の割合については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはならない場合がある。

(1)「実習教育スーパービジョン論」の受講状況

受講者の現在の職務・参加種別としては、実習担当教員が 23 人（65.7％）と最も多く、次に実習指導者、実習担当教員以外の教員が6人（17.1％）となった。保有する資格としては、社会福祉士が 33 人と最も多く、次に精神保健福祉士 18 人となっており、受講者の半数は社会福祉士と精神保健福祉士の国家資格を有している。また、「教員」として実習教育に携わった「年数」は、1年以上5年未満の者が 15 人と最も多く、続いて、5年以上 10 年未満5人、10 年以上 15 年未満4人、15 年以上 20 年未満4人となっていた。実習教育に関する経験において、多様な視点からの評価を可能にしていると言える。

「実習指導者」として実習指導に携わった「年数」として、最も多かったのは0年で 22 人と半数を超えていた。なお、「実習指導者」としての経験を有する教員がいることを踏まえ、実習指導者のみならず教員も含めた集計としているため、実習指導者に携わった年数が0年の人が 22 人となっている。

(2)「実習教育スーパービジョン論」のアンケート結果

「実習指導方法論Ⅲ（実習教育スーパービジョン論）」の講義を受講し、かつアンケートに回答した 25 人の「ソーシャルワーク・スーパービジョンについての理解」としては、「十分に理解できた」と「まあまあ理解できた」を合わせると、全ての受講者が理解することができていた。

回答	件数(人)	割合(%)
十分に理解できた	11	44.0%
まあまあ理解できた	14	56.0%
あまり理解できなかった	0	0.0%
全く理解できなかった	0	0.0%
合計	25	100.0%

同様に、以下の項目はすべての人が「十分に理解できた」と「まあまあ理解できた」と回答した。

・実習スーパービジョンの特徴についての理解

・実習スーパービジョンでスーパーバイザーが行うことについての理解

一方、「実習プログラムに基づいて実施した実習における「実習評価の目的と方法」の理解」、「二重のスーパービジョン体制についての理解」、「実習におけるリスクマネジメントについての理解」と「ソーシャルワーク実習で、個別の実習での経験を一般化することの意義についての理解」では、それぞれ1人が「あまり理解できなかった」と回答した。また、「個別指導におけるスーパービジョンについて新カリキュラムで
の2か所実習の実態の流れについて理解」については、「あまり理解できなかった」が4人いた。

回答	件数(人)	割合(%)
十分に理解できた	13	52.0%
まあまあ理解できた	8	32.0%
あまり理解できなかった	4	16.0%
全く理解できなかった	0	0.0%
合計	25	100.0%

2－3－3－3 フォーカスグループインタビュー調査の概要と結果

(1)概要

目的:本調査の目的は、スーパービジョンチームが担当した試行講習会の内容を評価し、本格実施に向けて、より教育的に質の高い試行講習会を実施することにある。

方法:スーパービジョンチームが担当した講習は、「実習スーパービジョン論」の講義(オンデマンド視聴)と演習(Zoom によるライブ)である。参加者には事前に講義を学習し、それをふまえて試行講習会の演習を受講し、その後、フォーカスグループインタビューに協力を依頼した。その結果を踏まえて、直後に担当委員による振り返りを行った。

倫理的配慮として、参加者には、試行講習会の開催要項にて参加申込の際にインタビューに回答することを参加条件とし事前に了解を得た。また、インタビュー時にも口頭で伝えた。したがって試行講習会の参加をもって同意とみなした。フォーカスグループインタビュー及び担当委員による振り返りの発言内容は、事務局により記録を作成した。

参加者:参加者は 20 人の予定であったが、当日2人の欠席があり最終的には 18 人であった。参加者を各6人の3グループに分け、ファシリテーターは担当委員6人が2人ずつに分かれて担当した。

実施日:実施日は 2021 年2月 12 日(金)15 時～16 時である。その後、同日 16 時～17 時半まで担当委員による振り返りを行った。

内容:フォーカスグループインタビューの主な調査項目は、以下の7点である。

①演習のねらいは適切だったか。
②演習の構成と時間配分は適切だったか。
③演習の内容やレベルは適切だったか。
④ブレイクアウト機能によるグループワークはうまくいったか。
⑤講義と演習を合わせて全体をみたとき、教員講習会として適切だったか。
⑥Zoom による講習や運営は適切だったか。
⑦その他

(2)フォーカスグループインタビューの結果

①演習のねらい

◆評価できる点

・ねらいと演習の内容がステップアップ的に組まれていたのでやりやすかった。
・3つの演習の設定について、必要なポイントが押さえられていた。
・分かりやすかった。実習生にどうかかわるかという点について、この3点がカバーできればほかの部分もカバーできる内容になっていると思う。新任、経験者双方の教員にとって、有意義な内容だった。

◆変更・改善が望まれる点（☑は講習会で検討が必要な内容）
☑新カリキュラム対応の実習プログラムだと思ったが、ねらいのところでは旧カリキュラムと変わらず、中身の中で新カリキュラムに対応していた。
☑新カリキュラムのキーワードとして、「地域共生社会の実現」ということがあるが、それが全面に出ていなかった。
➡演習のねらいに、地域共生社会、ミクロからマクロまで視野に入れたスーパービジョンという点を強調することを検討する。
☑二人の実習指導者、実習担当教員の連携がもっと見えると良いと思った。
➡実習指導者間、実習指導者と実習担当教員の連携については、概論、マネジメント論と関連する部分であるため科目間の調整が必要。
□講義の内容と演習とで合ってないので、整合性をとる必要がある。

②演習の構成と時間配分
◆評価できる点
・まとまっていて情報を受け取りやすかった。Zoom 開催だったこともあり、一定の区切りをもって、無駄なく進行していただき、焦点が分かりやすかった。
・個人ワークの時間を設けたのは、その後円滑に進められたのでよかった。具体的な事例の心づもりができた大切な時間だった。

◆変更・改善が望まれる点（☑は講習会で検討が必要な内容）
☑アイスブレイクと演習3つ、初めて講習を受ける人やこれから教員になる人にはどれも時間が短いと感じる。
☑ブレイクアウトルームに分かれた直後に、自己紹介など立場がわかる時間があると良い。
➡アイスブレイクの時間を少し長めに設定する。
☑演習1の時間配分がグループでの役割決めの設定の時間が全くなかったので、ここは再構成すべき。
➡時間設定について検討。
☑演習1と2は時間が足りなかった。ロールプレイの時間があと 10 分ずつぐらいあると良い。
➡1グループ4人で設定したが、3人にして時間に余裕を持たせることを検討。
☑Zoom で行う場合、ロールプレイの際に残り時間をチャットで伝えると良い。
➡タイムキーパーの役割や Zoom の機能の活用などさらに詳しく説明内容を考える必要がある。
□演習2の課題。解説はなかなか結びつかなかった。初めのグループワークからつながらなかったので、違う題材がよかったのではないか。
□初任者などにとってはロールプレイをいきなりするのは結構厳しいし、実習生の気持ちを想像するのも難しいと思う。
□ロールプレイを1回するごとに意見交換する時間があればよかった。
□経験のない教員用に、モデルのロールプレイを提示しても良いと思う。
□スーパービジョンのためのコミュニケーション、質問の型をたくさん提示してくれると参考になる。
□観察者の役割が不明確だった。振り返りのところで発言する役割を振っておくほうがよい。

□グループワークでは話が途中で終わってしまったのもあり、後5分ほど長いほうが良い。
□個人ワークの5分が大変長く感じた。もう少し短くして、グループワークを伸ばしてはどうかと思う。
□最後の共有の時間は、特にもう少し多くとっていただきたい。

③演習の内容やレベル
◆評価できる点
・ソーシャルワークのプロセスに沿って、3つの事例、初期、中期、終盤の時期、実習のどこの段階の時期なのかの説明が、冒頭であった方が良かった。
・事例の設定は具体的でやりやすかった。

◆変更・改善が望まれる点（☑は講習会で検討が必要な内容）
☑グループスーパービジョンは経験がないと難しいので、事前になにかしらの説明が必要と感じた。
☑1つ目の演習でのロールプレイが、4回のうち最初の2回がグループスーパービジョン、その後の2回が個人スーパービジョンになっていて、役割が複雑に感じた。
➡ロールプレイは役割分担が複雑にならないように、個人スーパービジョンに絞ることを検討。
☑ハラスメントは事前学習でどう対応するかまで解説しておくほうがよい。実習巡回だけを担当する教員がいるので、ハラスメントを相談されても十分に対応しきれるのか心配。
➡3つの演習は実習中に焦点化した。事前事後も含めてトータルに教員が関わることについても、解説等で触れることを検討。
☑グループワークの参加者が想像する実習生像にズレがあり、イメージの統一にも時間がとられていた。グループワークで扱う事例は、場面設定や背景が共有できている状態で始めたほうがスムーズにワークに入れると思う。詳細な場面設定を設けたものを事前課題として提示しておくのも手かと考える。
☑演習2の地域包括支援センターでの実習事例については、様々な経験や知識が必要かなと思った。経験がないと、想定するのは難しい。ロールプレイをしたらよいのかと、見本みたいなものがあったらよいと思う。
➡初心者にも分かりやすい形を目指し、今後シナリオの設定やロールプレイの見本の提示なども検討する必要がる。
☑スーパーバイジーである学生自身のスーパービジョンを受ける側としてやるべきことを教えることも大切である。
➡スーパービジョンを受けるにあたっての心構えなど、学生に教えるべきことなどを講義、演習の説明に入れることを検討。
☑エンゲージメントということが演習1にあったが、エンゲージメントは実習指導のクラスが始まった最初に開始されていて、実習が始まった段階ではすでに実習生と相当な関係が築けていないと適切な訪問指導はできない。本来であれば、1セッションごとに個別のアセスメントがあるべきである。
➡新たなセッションで新たな課題ができてきた場合のエンゲージメントをどうするのかなど、説明を検討。
☑学生からの訴えがある場合や、指導者からの声で学生は全く課題と気付いていない場合などのバリエーションがあっても良い。学生から「とても困った」といわれると教員は万々歳。「うまくいきました、困っていません」的な事例があっても良い。
➡指導者からの訴えや教員から働きかけるなどのバリエーションと、3者のロールプレイなど今後検討が必要。

□事例1、2はあるあるの事例だと思うが、3はそうめったにないなと。共通事例としてあるあるとするならば、実習指導者からのハラスメントのほうがあるあるとして学びやすいかなと思った。

□ハラスメントに関しては特に、社会福祉士として倫理綱領に沿った考えをするか、組織防衛の観点で考えるかによって結論が変わってきてしまう。教育的な観点からも、ロールプレイングを取り入れるメリットはあると感じる。
□事例3について、ハラスメントを受けた学生が悪いということではないという前提を記載した方が良いと思う。
□初心者向けに「あるあるという事例」の紹介が資料としてあると良い。これに対してどう対応する？というワークにするとイメージがつきやすいと思う。
□今日は実習中の演習シーンを想定していたが、1回目から2回目への持っていきかたに関して、気づきを促す、ミクロからメゾマクロに持っていくような視点も入れられると良いと感じる。
□指導者側の視点で考えるワークもあったらもっと身になる講習演習になると思う。
□教員、指導者学生の3者で二重のスーパービジョンをやってみるという方法もあるのではないか。

④ブレイクアウト機能によるグループワーク
◆評価できる点
・自分は4人グループでメンバーもまとまりがよかった。誰かしら積極的に声掛けがあって役割とか決めたりてきぱきと出来たので、よかった。
・最初のブレイクアウトセッションで、発表者と進行係を決めたので、その後進めやすかった。
・ディスカッションや共有をもっとしたい、というニーズを充足するブレイクアウトならばもっと長くてもいいが、今回は作業をするということで目的は十分伝わっていたと思う。

◆変更・改善が望まれる点（☑は講習会で検討が必要な内容）
☑Zoom でやる場合、メンバーによるなと。今回は委員の方々が回っていただいていたが、場合によっては介入が必要かなと思う。
➡講師が対面式のように全体を見回すことができないので、参加者の経験等に合わせて、必要に応じてファシリテーターを各グループに配置することを検討。

□対面も時間は決まっているが、Zoom だとデジタルで残り時間が見えるので余計時間に追われている感覚があった。
□議題が途中で分からなくならないよう議題をチャット等に残しておいてもらえると良いと思う。
□オンライン授業に慣れていた人が多かった一方で、最初マイクの音が小さいなど慣れていない人もいた。

⑤講義と演習を合わせた全体
◆評価できる点
・実習担当教員であるが、演習を実習指導者の方と一緒にやることで、お互いの考え方などが分かり、楽しく受講できた。
・実習指導者の立場で参加した。グループのほかのメンバーは教員だった。教員の苦しみが分かったのが良かった。
・スーパービジョンのプロセスとして展開していくということが分かった。
・こういうスタイルだと事前に提示してもらえたため、今回違和感はなかった。
・今回よく作りこまれていた。画面を通してでもここまでのことができるのかと感心した。逆に対面式をブラッシュアップしないとオンラインに負けてしまう。
・オンデマンドの講義を受けてから演習までの時間、何回でも見れるので分からないところは確認できたのでよかった。対面だと聞き直しができないので、ありがたかった。講義の資料を用いて演習をしてもらったのでよかっ

た。学生時代にスーパービジョンを学んでいなかったので、演習に円滑に入れた。

◆変更・改善が望まれる点（☑は講習会で検討が必要な内容）
☑演習の中でソーシャルワークのプロセスと実習スーパービジョンのプロセスの整合性がそんなに明確に出されている印象がなかった。
➡講義でそこが抜けていたため、演習の方にプロセスのスライド入れた。試行錯誤中で作り込まれていない部分だったため、整合性をはかるよう努力する。
☑講義の実習スーパービジョンの部分で、実習担当教員と実習指導者の役割について説明があったが、両者が具体的にどのようにスーパービジョンを行っていくのか説明が必要だと思った。
➡今回の講義では、両者の共通部分を意識して内容を構成したが、講義時間の関係でスーパービジョンの機能別に例示した部分は実習担当教員向けに限定した。この点については、今後の課題としたい。
☑ジェネラリストの養成という単一の目標設定というのは分かるが、他の相反するいくつかの目的が示されるほうが教員が担うスーパービジョンの役割がもっとわかりやすいと思う。
➡実習スーパービジョンの展開をもう少し細かく設定して、中止の判断なども例示するなども今後検討が必要。

□講義の冒頭での演習の目標目的の設定があったが、今回の演習のねらいが若干含まれていないと感じた。
□スーパービジョンの定義について、受ける側として、スタンダードの定義と、それを理解したうえで、自分にとっての定義を決めることが大切と思う。いろいろ立場の人がいる中で、一つに決めないほうが学問として成長していくのではとも感じている。
➡決められない部分も多い中、最低限の部分の共有を意識して内容を構成した。
□講義+演習の繰り返しの方が、講義と演習の循環という意味では良いかもしれない。
□実習指導者の立場で参加してみて、今回は実習中という設定だったが、事後の指導や評価などは現場の指導者はかかわれないのでそこを経験したかった。
□新カリキュラムに対応して、二カ所以上実習における養成校の役割が大切だと思う。その点について学びたい。

⑥Zoom による講習や運営
◆評価できる点
・Zoom の授業を受けるのは初めてだったが、意外とできるんだなと思った。顔をしっかり見てワークもできたので、よかった。集合研修だと模造紙に書いてとかだが、画面共有してきれいに記録してと、見やすく、チャットなどもサクサクと進んでいけるのですごいなと思った。
・画面上でも表情が見えるので違和感はなかった。

◆変更・改善が望まれる点（☑は講習会で検討が必要な内容）
☑最後のまとめ 15 分、一人で5分後振り返りのあとチャットに記入だけだったので、わびしいと感じた。最後グループで振り返りでもよかった。
➡最後は全体あるいはグループで労いや交流の時間を設定することを検討する。

⑦その他
◆評価できる点
・今回は他校の先生方や実習指導者さんにも話を聞けたし、それぞれの立場での思いや考えなどが確認でき

てとてもよかった。もっと聞きたかった。同業者でもなかなか聞けないので。もっともっと機会があったらよい。

◆変更・改善が望まれる点(☑は講習会で検討が必要な内容)
□ソ教連で作成した実習教育ガイドラインを今回初めて目を通した。読み応えがあったし、スーパービジョンについてもかなり書かれていた。演習の解説などで活用できていたらよかった。せっかくの実習教育ガイドラインなので、講習会と実習教育ガイドラインの整合性をはかり、自身の教育実践と重ね合わせられるとよい。
□オンデマンド講義を視聴して後に、質問する機会があるとよい。
□実際の対面だと交流があるが、Zoom の場合はそれが難しいというのが残念。
□自分は仕事を休んで参加しているが、このくらいの研修を現場のものが職務として参加するのは難しい。
□各立場でのフォローアップ研修、ソ教連のブロックで開催するものによく誘われるが、何年したらフォローアップ研修に参加できるというような制度？施設や機関にプラスになるような形で開催(お誘い)していただけると参加しやすい。
□この体制での実際の講義の実施は、いつになるのか。新カリキュラムの実習を開始する2年次生あたりになるのかと想定しているが、いつ頃この内容での開催があるのか知りたい。

4. 小括

アンケート調査では、実習スーパービジョン論の試行講習会に参加した 35 人の回答があり、回答者の構成は9割以上が社会福祉士、6割弱が精神保健福祉士の資格保有者であった。その内、8割強が実習担当教員として、4割が実習指導者としての実務経験を有していた。講義内容について、「ソーシャルワーク・スーパービジョン」、「実習スーパービジョンの特徴」、「実習スーパービジョンでスーパーバイザーが行うこと」等について8割以上の参加者から良好な評価が得られた。ただし、「新カリキュラムでの2か所実習の実施の流れ」については、1割程度の参加者から「あまり理解できなかった」との評価を受けた。

フォーカスグループインタビューでは、演習の他、講義を含む全体について、受講者から多様な感想を聴くことができた。全般的に、良好な評価が得られたが、改善を検討すべき点も明らかとなった。

講義に関するアンケート調査の結果とも関係するが、講義と演習ともに、新カリキュラムに伴う、「地域共生社会の実現」、「2か所以上実習」また、それに伴う複数の実習指導者と実習担当教員・養成校との連携の在り方などについて、また、ソーシャルワークのプロセスと実習スーパービジョンのプロセスの関係、実習担当教員と実習指導者がそれぞれ行うスーパービジョンの実際などについて、さらに詳しい説明が必要と考えられた。

また、演習については、対象者が未経験の教員を想定した場合に、ロールプレイやディスカッションの時間配分、ロールプレイにシナリオや見本として実演を行う必要性も指摘された。

今回の試行講習会は講義部分をオンデマンドの動画視聴、演習部分を Zoom によるオンライン双方向で実施した。対面式とは異なる方式だったが、講義については「何回でも見られるのでわからないところは確認できた。対面だと聞き直しができない。」といった、オンデマンドならではの利点が挙げられた。また、Zoom によるオンライン双方向の演習については「画面を通してでもここまでできるのか。逆に対面式をブラッシュアップしないとオンラインに負けてしまう。」という満足度の高い意見も聴かれた。一方で、ブレイクアウトセッションの機能を使ってグループワークを行う際には、時間や作業内容など詳細な説明を事前に行い実施中にも確認できる工夫の必要性や、場合によっては各グループにファシリテーターを配置することなども検討課題として残された。また、今回は講義動画の視聴を先に終えてから、演習を実施するという2段階の設定となったが、より効果的な研修とするための適切な、オンデマンド講義とオンライン双方向演習の組み合わせの在り方についてさらに検討が必要と思われる。

2－3－4 試行講習会後の変更点

試行講習会後の講義・演習の受講者によるフォーカスグループインタビューや講義動画視聴者のアンケート調査によるフィードバック、スーパービジョンチームメンバー間のディスカッションを経て、次の点について見直しを行い、報告版（別冊資料参照）を作成した。

2－3－4－1 講義

(1)「地域共生社会の実現」

新カリキュラムのキーワードである「地域共生社会の実現」は講義のなかに含まれているが、全面に出ていないとの意見があったため、この文言を目的と目標のなかに加筆した。実習スーパービジョンの目的を「ソーシャルワーク実習において、地域共生社会の実現を目指して、ミクロ・メゾ・マクロレベルまで視野に入れた適切なスーパービジョンを行う。」とし、1つ目の目標は「①地域共生社会の実現に資するスーパービジョンについて説明できる。」とした。

また、講義資料のなかで、スーパービジョンでの着眼点・焦点についてのスライドのタイトルを、地域共生社会を意識して、「地域共生社会の実現に資するために、スーパービジョンでの着眼点・焦点」に変更（下線部、加筆）した。

「地域共生社会の実現に向けてソーシャルワーカーに期待される 24 機能（厚生労働省）＝スーパービジョンで意識する点」というタイトルのスライドを、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会（平成 30 年3月 27 日）「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」最終報告書に記載されているものに差し替えた。

(2)実習指導者と実習担当教員及び養成校の連携

「実習スーパービジョンの特徴」の講義において、「二重のスーパービジョン構造」のスライドで2か所の実習指導者と実習担当教員及び養成校の連携について、次の下線部を修正した。「学生の個人情報の保護等の観点から、実習先①と②の連携は実習担当教員を介して調整機能が発揮されることが想定される」。

(3)2か所以上実習についての注意書き（スライド番号 44）

「実習スーパービジョンの展開」の講義において、展開図の中に、「新カリキュラムでは2か所以上の実習と定められているが、本講義では、例として2か所に設定している」という注意書きを加えた。

(4)講義内容の追加

演習を円滑に行うため、また解説の時間を少なくして受講者の演習活動（話し合い、共有など）により多くの時間を割くために、演習の前に知っておくべきことや演習の解説で説明していることなどは、講義のなかで説明することとする。演習の資料である「ソーシャルワーカーの倫理綱領(抜粋)」「「倫理的ジレンマに直面したとき」については、講義のなかでも示し、スーパービジョンの目的と関連させて説明した。スーパービジョンのプロセスとソーシャルワークのプロセスについてもスライドを追加した。これらに加えて、スーパービジョンについて実習生に教えることや実習中の危機とそれへの対応なども追加する必要があるが、何をどの程度、講義のなかで取り上げるかについては今後、具体的に検討したうえで追加する。

2－3－4－2 演習

(1)「地域共生社会の実現」

「地域共生社会の実現」というキーワードを全面的に打ち出すために、目的を「ソーシャルワーク実習におい

て、地域共生社会の実現を目指して、ミクロ・メゾ・マクロレベルまで視野に入れた適切なスーパービジョンを行う。」に変更（下線部を加筆）した。また、2つ目のねらいを、「②実習生が地域共生社会の実現について理解し取り組めるような学びができるように支えること」に変更した。

（2）演習の構成と時間配分

まとまっていて情報を受け取りやすかったという評価がある一方で、アイスブレイクや演習の時間が短い、ロールプレイでは役割決めの時間がないとの指摘があったので、構成は基本的には同じだが、時間配分を変更した。具体的には、講師からの説明や解説についてはできるだけ講義のなかで行い、演習では受講者の話し合いと共有、交流の時間を増やす。講師の解説については、資料を提示しての振り返りできるようにし、説明は簡潔なものにする。また、1グループ4人としていたが3人に変更し、役割決めや役割交代の時間などに余裕をもたる。

（3）演習の内容

事例の設定については適切という意見と他のバリエーションがあった方がよいなどの意見があった。どのような事例を設定するかは、実習担当教員講習会で何を伝えたいかによるので、今後も継続的に検討を続けていく。また、事例への具体的な対応の仕方（声かけなど）についても検討のうえ追加する。

初任者などにとっては、現場の状況や実習生の気持ちを想像することが難しく、ロールプレイをいきなりするのは困難であったり、受講者が想像する実習生像にズレがあるとの意見があった。そのため、ロールプレイでは、場面設定や背景についてもう少し詳細な設定にすること、また、事例を事前課題として提示することなどを検討する。また、シナリオを用意し、自分で役割を設定できない場合には活用できるようにする。

（4）スーパービジョンとソーシャルワークのプロセス

演習のなかで、ソーシャルワークのプロセスとスーパービジョンのプロセスの整合性が明確になっていない印象があるとの声があった。これについては整合性があるように講義のなかで説明する。そのために、講義のパワーポイントに、「8. スーパービジョンのプロセス」と「8. スーパービジョンのプロセス（続き） ソーシャルワークのプロセス」のスライドを追加した。それに伴い、あとのスライド番号が1つずつずれている。また、エンゲージメントは実習指導のクラスが始まった時から開始されていて、実習が始まった段階ですでに実習生と相当な関係が築けていないと適切な訪問指導はできないとの意見があった。指摘のとおりであるが、養成校のなかには、実習前と実習中の実習指導者が異なる場合もある。さまざまなバリエーションを踏まえて、エンゲージメントについては講義・演習の両方でわかりやすく説明するようにする。

（5）個人スーパービジョンとグループスーパービジョン

演習1のロールプレイで、4回のうち前半2回はグループスーパービジョン、後半2回は個人スーパービジョンと設定したことに混乱した人が多かった。グループスーパービジョンについては、講義のなかでもっと詳しく説明し、演習では個人スーパービジョンだけに絞ることとする。

（6）ハラスメント

演習3では利用者からのハラスメントを取り上げたが、受講者によって、よくあることだと受け取る人と、めったにないことだと思う人がいた。認識にばらつきがあることがわかり、講習会で取り上げる必要性が明確になった。ハラスメントは利用者からだけでなく、他の立場の人から受ける場合もある。また他にも危機状況があるため、演習3については、学生の危機状況に対応すると変更し、その1つの例としてハラスメントの事例を取り上げることとする。そのため、演習のねらいの3つ目を「学生の危機状況に対応できるようになること」、演習3のタイトルを

「演習３　学生の危機状況に対応する（プランニング・介入）－ハラスメントの事例から－」に変更した。この変更に伴い、解説では、ハラスメントの解説の前に、「実習生の危機状況の対応」について解説する内容に変更した。

（7）Zoom ミーティング

Zoom でブレイクアウトした場合、各グループの様子をどのように把握し、演習活動を促進するかは、ファシリテーターの配置も含めて今後の課題である。

2－4 実習担当教員講習会・実習指導者講習会のまとめ

社会福祉士および精神保健福祉士実習担当教育講習会と実習指導者講習会の教育内容等の見直しを、主に新カリキュラムの「ソーシャルワーク実習」における変更点とこれまでの講習会の課題をもとに、概論チーム、プログラミング・評価チーム、スーパービジョンチームの3つのチームに分かれて進めてきた。そして、リーダー・サブリーダー会議や実習部会で検討しながら、講習会としての全体調整を行った。

この具体的なプロセスにおいては、主に実習担当教員講習会の各科目の教育内容に関して、見直しの論点を明確にして具体的に修正を検討していった。そして、それを試行講習会にて実施し、受講者を対象としたアンケート調査とフォーカスグループインタビューの結果をもとに、さらに修正を行った。

(1)実習担当教員講習会・実習指導者講習会部会の活動成果と課題

このような活動を通して、主に次のような成果と課題が確認された。

① 新カリキュラムに対応した実習担当教員講習会の構築

社会福祉士実習担当教員講習会のすべての科目において、新カリキュラムに対応した教材を作成することができたことが最大の成果だと言える(参照 資料編 p.1～p.94)。事業計画時には改定が必要な部分のみを試行する予定にしていたが、該当する部分のみでは本来の教育内容が網羅されているかどうかが判断できないとの合意のもと、ほとんどの科目で実際の講習会と同様の形で試行講習会を実施した。試行講習会のアンケート調査結果を見ると、すべての科目で非常に高い理解度になっていたが、実際の受講者は実習指導の経験のない有資格者であるため、フォーカスグループインタビューにて、このような対象者を想定して得た具体的な意見や要望等をもとに修正を加えた。その結果、2021 年度からの社会福祉士実習担当教員講習会にて活用できる教材になっている。今後も受講者からのフィードバックをもとに継続的な改善が求められる。

一方で、科目間の調整については一定程度達成することができたが、実習担当教員講習会の科目構成については検討を行っていない。厚生労働省の「社会福祉士実習演習担当教員講習会実施要領」にて講習会の科目および内容は示されているものの、これらは最低限の内容であり、ソーシャルワーク実習担当教員にとって必要な教育内容を明らかにし、科目の構成等を含めて検討する必要性もあると考えられる。

② 2か所以上の実習施設・機関での実習に関する教育内容の提示

新カリキュラムの改定の中でも最も大きな変更が、機能の異なる2か所以上の実習施設・機関での 240 時間以上の実習だと言えよう。試行講習会のアンケート調査結果では、この点に関する理解のみが低い傾向がすべての科目で確認されたこともあり、すでに2か所での実習を実施している精神保健福祉士の実習も参考にしながら、それぞれの大学や養成機関の多様性を踏まえて、重要な点をどのように伝えていくのかについて検討を繰り返した。

その結果、2か所以上の実習のあり方は多様であり、固定的な見方がなされないように、例を示すこととした。そのうえで、2か所以上の実習施設・機関間の流れ、調整機能の重要性やその際の留意点等をいくつかの例を示してまとめることができた(参照 資料編 p.22～23、p.32～33、p.42)。また、各実習施設・機関の指導における実習生・実習担当教員・実習指導者の関係および、複数の実習施設・機関間での実習計画書を活用した指導における実習生・実習担当教員・実習指導者の関係等についても例を含めて示している(参照 資料編 p.10、p.16～18、p.37～38)。加えて、2か所以上の実習におけるスーパービジョンのあり方についても提示している(参照 資料編 p.57～59)。いずれにせよ、240 時間以上の実習

全体として、通知の実習シラバスにおける教育に含むべき事項を網羅することが不可欠であることを明確に伝える内容としている。今後は実際の運用を確認しながら、実習担当教員や実習指導者に伝えるべき内容について追加および修正することが必要だと言える。

③社会福祉士・精神保健福祉士実習担当教員講習会・実習指導者講習会の共通項目の明確化

社会福祉士・精神保健福祉士それぞれの実習担当教員と各職能団体から推薦された実習指導者が委員として参画して検討することで、社会福祉士・精神保健福祉士実習担当教員講習会・実習指導者講習会の教育内容における共通項目を明確にし、それらについては、それぞれの講習会で同じ教材を使用することが合意された。中でも、社会福祉士と精神保健福祉士はソーシャルワークの価値、理念、技術等について共通の基盤は同じであることを明確にしたことと、実習担当教員と実習指導者の連携のためにお互いの状況を理解する必要性が認識されたことは大きな成果だと言える。

また、教育内容の見直しを行う中で、用語・概念間の混乱が生じていることを確認したため、この課題が頻繁に見られたプログラミング・評価チームが用語の整理を行い、基本用語に関して定義を策定するとともに、社会福祉士の実習担当教員講習会と実習指導者講習会で同じ用語を使用することにした。

④新カリキュラムに対応した実習指導者講習会の教材の作成

本事業では実習担当教員講習会の見直しを行なったが、教員担当講習会の内容と共通項目の多い実習指導者講習会の「実習プログラミング論」については、プログラミング・評価チームにて、教員講習会と同様に教育内容の見直しと試行講習会（オンデマンドによる講義のみ）の実施およびそのフィードバックを踏まえた修正がなされた。

中でも、これまで日本社会福祉士会の実習指導者テキストにて提示され使用されてきた、いわゆる「3段階モデル」（職場実習・職種実習・ソーシャルワーク実習）を含めて、2か所以上の実習施設・機関でのソーシャルワーク実習におけるプログラミングのあり方について検討がなされた。3段階モデルにもとづいた実習に関する評価検証は実施されていないため、複数の実習担当教員と実習指導者により多様な視点から検討を行い、複数のプログラミングシートを含む講習会資料を作成したことは明確な成果だと言える（参照 p.95～133）。このような成果をたたき台として、社会福祉士および精神保健福祉士実習指導者講習会の教育内容の見直しに活用していくことが期待される。その際、実習生が作成する実習計画書と実習指導者が作成する個別実習プログラムとの関係や、これらと実習評価表との関係をどのように整理するのかが重要な課題だと考えられる。

⑤旧カリキュラムの要件者への教育に関する検討

すでに実習指導の要件を満たしている実習担当教員や実習指導者は、新カリキュラムに伴う見直しを行った講習会を新たに受講する必要はない。しかしながら、実習生の実習目標の達成に向けて指導するためには、どの実習担当教員も、実習指導者も、今回見直しを行った内容を学習しておく必要がある。そのためには、すべての実習担当教員や実習指導者が講習会を受講することが期待されるが、その実現性が低いという現状を踏まえ、映像教材の制作を検討した。今後は、この教育内容をさらに検討するとともに、実際に映像教材を作成し、より多くの対象者に受講いただけるよう周知を行い、フィードバックをもとに改善する必要がある。

⑥ICT を活用した試行講習会の実施

試行講習会はオンデマンドによる講義と Zoom を活用した演習を行い、その評価に関してフォーカスグループインタビューにてデータを収集した。その結果、オンデマンドによる講義は、時間的に効率よく受講できるとともに、必要な部分のみ再度視聴するなど、高い評価であった。また、Zoom による演習についても、移動にかかる負担が軽減でき、受講する機会が増えるとともに、十分に演習を行うことができた等の

意見であった。これらを踏まえ、今後はICTの限界を踏まえながらも、講習会における積極的な活用が求められる。また、今回は実習指導における ICT の活用については、講習会資料にて一部触れることができたが、実際の活用状況等を踏まえ、さらなる活用について検討する必要があると言えよう。

⑦講義ー演習ー実習の循環

学生が実践力を習得するためには、講義ー演習ー実習の循環が不可欠であり、新カリキュラムでも重視されている点である。この点については、講習会の教育内容の中で明確に示しているが、実習担当教員講習会と演習担当講習会が別建てで実施されることからも、具体的な方法等について示すことができなかったことが課題だと言える。後述する講義ー演習ー実習の循環の考え方を具体化して、講習会の教育内容にも加えることを検討する必要があるだろう。

(2)今後に向けて

現在実施されている実習担当教員講習会や実習指導者講習会に関連して、今後検討する必要があると考えられる点を2つ提示しておきたい。

① 継続的な学びの確保

今回の試行講習会受講者を対象としたフォーカスグループインタビューでは、実習指導を経験しているからこそ深められる学びがあり、継続的な研修を希望する声が多数あった。旧カリキュラムの要件者への新カリキュラムに関する知識のアップデートはもとより、実習教育に関する知識や技術を継続的に高められる機会を提供することを検討する必要があると考えられる。これは1人あるいは少人数で指導を行なっている実習担当教員や実習指導者のピアサポートの機能も果たし得ると言えよう。

②実習担当教員と実習指導者と合同の講習会の実施

試行講習会では実習担当教員と実習指導者が一緒に演習を行うことで、お互いの立場や業務等に関する理解が深まったという感想が多く聞かれた。実習担当教員(教育機関)と実習指導者(実習施設・機関)との連携は、学生の実習目標の達成に不可欠な要因であり、各教育機関と実習施設・機関の連携を実現する基盤として、合同の講習会等の開催の検討が必要だと考えられる。

3 演習担当教員講習会

3－1 検討の経緯

3－1－1 演習担当教員講習部会及び2つにわかれたチームでの検討

本部会では、社会福祉士ならびに精神保健福祉士養成の新たなカリキュラムの教育内容を踏まえ、演習を担当する教員を対象にした教員講習会の講習プログラム及び実施方法について、以下のとおり検討を行った。

第1回演習担当教員講習部会 ※実習担当教員・実習指導者講習部会と合同開催 日程 2020 年 10 月 21 日(Web 会議システム)	(1) 本事業の概要 (2) 新カリキュラム・通知等の追加事項の整理 (3) 講習内容の検討 (4) 今後の進め方について ほか
第2回 演習担当教員講習部会 日程 2020 年 11 月 5 日 (Web 会議システム)	(1)具体的な中身について(取り上げる事例、シラバスの取扱い、精神保健福祉士講習会との共通点など) (2)試行講習のボリューム の検討 (3)試行講習の対象(受講) 者の検討 (4)試行講習会の日程の検討 (5)次回までの作業確認と日程調整 について
第3回 演習担当教員講習部会(地域チーム) 日程 2020 年 11 月 22 日 (至:京都府立大学)	地域チームで取扱う具体的な内容について、各自資料を提出して検討(別途3-1-3掲載)
第4回 演習担当教員講習部会(概論・シラバスチーム) 日程 2020 年 11 月 28 日 (Web 会議システム)	概論・シラバスチームで取扱う具体的な内容について、各自資料を提出して検討(別途3-1-2掲載)
第5回 演習担当教員講習部会 日程 2020 年 12 月 1 日 (Web 会議システム)	(1)各チームの検討内容の報告 (2)試行講習会の日程を設定 2021 年2月8日(月)、9日(火)、15 日(月)、16 日(火)。開催はハイブリッド形式(オンラインで 10 人程度、ソ教連研修室にて 10 人程度)、定員は 20 人、教授歴のある方等の試行講習会に意見を多く出していただける方を対象とした。 (3)次回までの作業確認と日程調整 ほか 今後の部会開催、他会議開催に係る出欠の確認
第6回 演習担当教員講習部会(地域チーム) 日程 2020 年 12 月 17 日(Web 会議システム)	別途3-1-3掲載
第7回 演習講習部会概論・シラバスチーム会議 日程 2020 年 12 月 18 日 (Web 会議システム)	別途3-1-2掲載
第8回 演習講習部会(概論・シラバスチーム) 日程 2020 年 12 月 22 日(Web 会議システム)	(1)試行講習会の日程と開催形式の詳細検討 (2)各チームの検討内容の作業内容の共有 (3)次回までの作業確認と日程調整 ほか
第9回・第10回 演習担当教員講習部会(地域チーム)	別途3-1-3掲載

日程 2021 年1月 9、10 日 （至:京都府立大学）	
第 11 回 演習担当教員講習部会 日程 2021 年 1 月 13 日 （Web 会議システム）	(1)試行講習会の日程について コロナ禍に伴う日程短縮の検討 (2)各チームの検討内容の報告 (3)次回までの作業確認と日程調整 今後の部会開催
第 12 回 演習担当教員講習部会 日程 2021 年 1 月 27 日(Web 会議システム)	(1)試行講習会の詳細検討 ・申込状況の確認 ・プログラムについての確認 ・アンケート案 の検討 ・インタビュー案の検討 (2)各科目の確認事項について (3)今後の部会開催について
第 13 回 演習担当教員講習部会 日程 2021 年 2 月 22 日(Web 会議システム)	演習担当教員講習会に関する報告書執筆について

3－1－2 概論・シラバスチームでの検討

概論・シラバスチームでは2回にわたりチーム会議を行った。

第4回 演習講習部会概論・シラバスチーム会議

(1)演習担当教員講習の概論・シラバス部分の検討

(2)次回までの作業確認と日程調整

チーム会議での検討内容として、はじめに新カリキュラムにおける講習会講義資料を作成するにあたり、それぞれの項目のアウトラインを考えるために、過去の講習会の資料を概観し、それを表として整理を行った。過去の講義資料の項目ごとにまとめた表を作成し、今回の新カリキュラムに対して不足している項目を洗い出し、それをどの講義に含んでいくのかを検討した。

また、ソーシャルワーク演習概論の科目に社会福祉士養成、精神保健福祉士養成に共通する事例を盛り込み、その事例をもとに授業展開を考えられるように工夫することを確認した。

これにより、講習会講義資料の内容を確定し、それぞれ担当の講義科目資料を作成することとした。

（資料）

・グループを活用した効果的な演習教育 内容比較

・ソ教連演習新カリワーキンググループ・ソーシャルワーク演習概論案 2020

・ソーシャルワーク演習概論

・シラバス関連

第7回 演習講習部会概論・シラバスチーム会議

(1)概論・シラバス科目に関する具体的な中身について

取り上げる事例、シラバスの取扱、精神保健福祉士講習会との共通点など

(2)次回までの作業確認と日程調整

(3)その他

それぞれが作成した講義資料をブラッシュアップしていくために第2回のチーム会議を実施した。各自作成した資料をもとに、内容の吟味を行うとともにグループを用いた演習内容、シラバスに関するグループワークの内

容について検討していった。シラバスに関するグループワークでは実際のシラバスの作成、授業計画の作成を中心に行うことが確認された。

（資料）

・概論部分資料

・シラバス部分演習資料

3－1－3　地域チームでの検討

（1）地域チームでは4回のチーム会議を行った（第3、6、9、10回　演習担当教員講習部会地域チーム会議）。ソーシャルワーク演習方法論Ⅱ、Ⅲの科目について具体的に検討する上での前提を共有した。結果、以下の3点がその前提として得られた。

①講習受講生の教育、実践の背景の変化

チーム検討を行った委員は、相談援助実習演習講習会の開催当初から当該事業にかかわっているが、近年の受講者の教育的・実践的背景は、過去の受講生と大きく変わってきていると理解している。講習会発足当初は養成校における演習科目の教育歴のある受講者、つまり自立して演習教育を展開できる力のある者が多かったが、最近は大学院生や現場のソーシャルワーカーなど、これから演習科目を担当する受講者が顕著に多いことが委員間で共有された。

②近年の受講生の状況の変化

教員採用へ応募するために教員講習会を受ける受講者も少なからず存在する。教員公募への応募資格として「相談援助演習を担当する教員の資格要件を満たす」ことが要件としてあげられる。演習科目を担当するという目的ではなく、教員として採用されるための受講といった動機づけで受講する受講者の存在も共有された。

③基礎講習会と連動した講習プログラム、内容への対応

①、②から基礎講習での学びがその後の研修に反映されるよう検討する必要性が共有された。極論にはなるが、社会福祉士等の有資格の受講者限定の講習会であるべきであるという意見も出された。その上で、今後の教員講習会で共通化していく内容を検討した。それが以下の4点である。

・事例及び講義資料は、今後の教員講習会で誰が講師を担当しようと同一資料・同一見解の講習会が展開できるよう標準化することを確認した。これに従い、地域チームは過年度のソーシャルワーク演習方法論Ⅱ、Ⅲの教員講習会資料の内容をつぶさに検証した。その結果、担当講師の専門性等によって資料の内容に違いがあることが確認された。特にソーシャルワーク演習方法論Ⅲは、担当講師が実際に演習教育で使用している、つまり担当講師だからこそ実施可能な演習教材が非常に精緻化されて紹介されていた。しかしながら、昨今の受講者の状況を考えると、具体的でイメージしやすい講習会資料の作成が必要ではないかとの検討がなされた。検討の結果、ソーシャルワーク演習方法論Ⅱ、Ⅲの研修資料を作成し、2月の試行講習会で受講者からの意見を受けて適宜修正を行うこととした。

・受講生に最低限度理解してほしい内容を資料に明確に示す、という点を確認した。この背景には、情報過多による演習教育に対する不安感の助長があると考えられる。そこで検討されたのが、何をもって「最低限度の知識なのか」という点である。明確な検討結果は得られてはいないが、演習担当教員の経験によって応用性のある研修資料の作成が必要ではないかとの議論があった。演習担当教員として、担当する前に理解しておくべき内容と、実際に演習を担当してから必要となると思われる内容、といった2つの要素を資料に組み込むと良いのではないかという結論となった。当然、演習を担当する前に理解しておくべき内容は、「これだけ理解しておけばとりあえず演習教育を行える」といった内容である。

・学生の想像力、発想力、プレゼンテーション能力を養成する演習教材、方法の検討

この点については、中村佐織委員の資料をもとに教材の枠組み及び方法論を検討した。
・精神保健福祉士実習演習担当教員講習会で使用する資料との共通部分の内容について検討を行った。

以上の検討をふまえ、受講者が自身の専門性や実践に基づく演習教材作成及び使用、そして自身の親和性のある演習展開の方法に基づく演習教育について確認し、徐々に演習教育におけるレパートリーを増やせるような教員講習会の実施を考えた。

(2)「地域を基盤とした」、「総合的かつ包括的なソーシャルワーク」、「地域で活用される」演習事例の検討

新カリキュラムでは、「地域を基盤とした総合的かつ包括的なソーシャルワーク演習」という大きなキーワードが挙げられている。資格養成にかかわる指定科目の教科書では、「本人や家族といった個別支援と生活の場としての地域支援を一体的に展開するソーシャルワーク」と記されている。そして「個別支援と地域支援を一体的に展開するソーシャルワーク」を学修する演習内容と事例作成が求められている。その大テーマと同時に、教育に含まれる事項が実習前・実習後で明確に示されている。新カリキュラムでは、「アウトリーチ」や「ネットワーキング」、「チームアプローチ」、「ファシリテーション」等といった新たな語句も加えられた。

また、「地域を基盤とした総合的かつ包括的ソーシャルワーク」演習で使用する事例とはどのようなエッセンスが組み込まれた事例なのかを、各自が新たに地域を基盤とした事例を作成し、加筆修正をふまえて検討を行った結果、以下の事項を確認した。

- ミクロレベルから時間経過で事例が展開していくなかで、メゾレベルの課題を扱っていくパターンや、マクロレベルの問題から地域のメゾ・ミクロレベルの課題を取り扱っていくパターンなど事例展開にはいくつものパターンがある。しかしながら、どの事例の展開パターンにおいても、複数の分野を横断するような内容の事例そのものの作成が困難であること、ネゴシエーション等の新たに示された地域を基盤とした技術が全て網羅されている事例作成や展開が困難である。また同じ事例を取り扱ったとしても、開講年次や教授方法によって演習教育の効果は変わってくる。したがって、教員が演習の目的と演習を通じて達成して欲しいゴールを明確に学生に示すことができる事例の作成が必要である。
- 『相談援助演習 第2版』p.45-46 にある「演習での指導上のポイント(各軸から集めたもの)」に記載された19の指導ポイント及び「演習授業モデルに含まれた 198 用語」について、新カリキュラムとの整合性を検討した結果、ソーシャルワーク演習方法論Ⅱ、Ⅲは、これまでの教員講習会の方向性を新カリキュラムにも対応できる。

上記の検討結果を踏まえ、委員の分担を決めて具体的な資料作成に移っていった。

3－2 試行講習会の内容

3－2－1 全体の構成概要

演習担当教員講習会は、2月8日(月)と2月 15 日(月)に実施した。開催するにあたり、科目の順番は、チームごとに試行講習をする関係で、科目のソーシャルワーク演習方法論Ⅱとソーシャルワーク演習方法論Ⅲの時間を入れ替えた。

(科目名)

講義:ソーシャルワーク演習概論(精神保健福祉援助演習概論Ⅰ)
講義:グループを活用した効果的な演習教育(精神保健福祉援助演習概論Ⅱ)
講義・演習:ソーシャルワーク演習方法論Ⅰ(精神保健福祉援助演習方法論Ⅰ)
講義・演習:ソーシャルワーク演習方法論Ⅱ(演習のみ:精神保健福祉援助演習方法論Ⅱ)
講義・演習:ソーシャルワーク演習方法論Ⅲ(演習のみ:精神保健福祉援助演習方法論Ⅲ)

またコロナ禍により、当初予定していた対面とオンラインでの試行講習会がオンラインのみとなり、4日間の演

習を2日間で行うことになった。そのため、講義内容においては要点に限定して解説することになり、演習では事例についてのエッセンスのみを試行し、どのように行うのかの解説にとどまった。受講者は、該当科目の教科書執筆者、過年度教員講習会の講師経験者のうち、原則2日間受講の呼びかけで 20 人程度を定員として絞り、受講の感想や意見を聞き取った。具体的には、試行講習会終了後のインタビューをグループに分けて実施した。それに加えてインタビューが 30 分と限りがあったので、追加の質問内容についてはアンケートフォームに記入してもらった。

3－2－2　2月8日と2月 15 日の試行講習会

(1)2021 年2月8日の担当講師と流れ

(講師)

講義:ソーシャルワーク演習概論(精神保健福祉援助演習概論Ⅰ) 保正友子委員

講義:グループを活用した効果的な演習教育(精神保健福祉援助演習概論Ⅱ) 行實志都子委員

講義・演習:ソーシャルワーク演習方法論Ⅰ(精神保健福祉援助演習方法論Ⅰ) 齋藤晋治委員

(流れ)

10:00～10:20(20 分) 委員打合せ、本日のみ受講教員へのインタビューの確認

10:20～ サイトオープン 受講者入室

10:25～10:30(5分) 挨拶・事務連絡 開会、試行講習会の概要説明、部会員紹介(事務局)
※オンライン受講の際の注意事項説明

10:30～11:10(40 分) 試行講義① ソーシャルワーク演習概論(精神保健福祉援助演習概論Ⅰ)
90 分の講義内容を 40 分に短縮

11:20～12:00(40 分) 試行講義② グループを活用した効果的な演習教育(精神保健福祉援助演習概論Ⅱ)
180 分講義内容を 40 分に短縮

12:40～13:30(50 分) 試行講義③ ソーシャルワーク演習方法論Ⅰ(精神保健福祉援助演習方法論Ⅰ)
120 分講義を 40 分に短縮

13:40～14:30(50 分) 試行演習① ソーシャルワーク演習方法論Ⅰ(精神保健福祉援助演習方法論Ⅰ)
240 分演習を 50 分に短縮

14:30～ 休憩(10 分) 2日間受講教員は終了・退室

14:30～15:00(30 分) 受講教員へのインタビュー
1 日目のみ受講可能な者に対するインタビュー実施
対象者4人 インタビュアー:保正友子委員

15:00～15:40(40 分) 委員による振り返り
2日目に向けた部会員間の打合せ、実習部会で検討した報告書執筆案の共有

(2)2月8日の試行講習内容

はじめに、保正友子委員が 90 分講義内容を 40 分に短縮し、新カリキュラムに対応したソーシャルワーク演習概論の教示ポイントを説明した。①講義のねらいの説明(Ⅰ目的、意義、Ⅱ含むべき内容、Ⅲ組み立て方) を解説した。ここでは、講義・演習・実習の関連性やソーシャルワーク演習で獲得するコンピテンスの重要性を強調した。また、②「認知症高齢者と悪徳商法」の演習課題を提示し、そこから演習の目的を示した。 続いて③社会福祉士および精神保健福祉士のカリキュラム内容を提示しながら、実習前・実習後に行うべきことを強調し、価値・倫理、ミクロからマクロの実践方法、実践プロセスの説明を行った。さらに、エコロジカル・モデル、システム理論、バイオ・サイコ・ソーシャル・モデルを紹介し、視点と知識の必要性を指摘した。そして最後に「認知症

高齢者と悪徳商法」の演習課題から④演習の組み立て方は多様であること、基盤編と展開編とに分かれた演習方法例を紹介した。

続いて行實志都子委員が 180 分講義内容を 40 分に短縮して、教示ポイントを説明した。①ねらいの説明（グループワーク（以降、「GW」と記載））活用目的と理論、GW 活用による演習の進め方、GW 演習展開における指導ポイント・課題）特に、GW を活用する目的は、「GW を体験し、特にグループダイナミクスを体感することで、理論や実践スキルを学ぶ」とし、学生への効果や演習教育の意味を解説した。次に②GW における教員の役割は「教育者・評価者・グループワーカー」であることを説明し、GW 理論を教示した。ここでは、GW で獲得する自己理解と他者理解の演習課題から、③「無人島に何を持参するか」の事例を紹介し、アイスブレイク含めた GW（3グループ8分）を行った。また④事例で「地域包括支援センターにおけるアルコール問題に悩む家族の GW」を提示し、GW の支援プロセスに基づいてグループワーカーの役割を学ぶことを解説した。ここでの指導上のポイントは、倫理綱領に基づいた教員の視点や 90 分中 15～20 分を講義する教授スタイルを解説した。最後の⑤「グループダイナミクス体験」では、教員が最低限の介入にとどめる必要性を指摘した。

午後からは、齋藤晋治委員が 120 分講義を 40 分に短縮し、シラバスに関する教示ポイントを説明した。「シラバス作成は必要か」という問題提起からはじまり、①ねらい説明（作成目的・意義、シラバスに含むべき事項、シラバスの作り方）、②カリキュラムツリー、カリキュラムマップの理解、③演習教育の位置づけと段階を追った演習授業の組み立てを解説した。特に演習方法を示すことにより、この授業が実践と理論を結びつける授業であることを強調した。次に④評価方法とフィードバック方法、評価基準の記入例を紹介した。特に意識しなくてはならないのは、⑤事前事後学習の必要性（予習と復習に前後 0.5 時間取得／単位）であることや学生の知る権利に明確に答えることの意味を説明した。そして次の試行演習につながる⑥演習の組み立て方のおさらい（概論部分との共通部分提示）と授業展開例を示して終了した。

当日最後の試行演習であるソーシャルワーク演習方法論Ⅰは、240 分のところ 50 分に短縮して、齋藤委員によるソーシャルワーク演習の授業計画を立てる試行演習を行った。受講者がテーマを決めて指導案を作成する演習であり、具体的には配当年次の設定等を含み、授業計画ワークシートに沿って入力する個人ワーク（15分）5～6人、3グループが各自の作成した授業計画をグループ内で共有するグループワーク（25 分）を実施した。今回の試行演習では、発表はせず、齋藤委員からのまとめで終了した。

＊①、②・・・としているところは、それぞれの講義・演習内容での重要なポイントを示している。

（3）2021 年2月15日の講師と流れ

（講師）

講義・演習：ソーシャルワーク演習方法論Ⅱ（演習：精神保健福祉援助演習方法論Ⅱ） 藏野ともみ委員

講義：ソーシャルワーク演習方法論Ⅲ（演習のみ：精神保健福祉援助演習方法論Ⅲ） 山本博之委員

演習：ソーシャルワーク演習方法論Ⅲ（演習のみ：精神保健福祉援助演習方法論Ⅲ） 中村佐織委員（演習アシスタント：山口敬子［京都府立大学］）

（流れ）

10:20～ サイトオープン 受講者入室

10：28～10：30（2分） 事務連絡 スケジュールの確認、アンケートフォーム入力依頼

10：30～11：10（40 分） 試行講義④ ソーシャルワーク演習方法論Ⅱ
120 分講義を 40 分に短縮

11：20～12：20（60 分） 試行演習② ソーシャルワーク演習方法論Ⅱ（精神保健福祉援助演習方法論Ⅱ）
240 分演習内容を 60 分に短縮

13：00～13：40（40 分） 試行講義⑤ ソーシャルワーク演習方法論Ⅲ

120 分講義を 40 分に短縮

13:50～14:50(60 分) 試行演習③ ソーシャルワーク演習方法論Ⅲ(精神保健福祉援助演習方法論Ⅲ)

14:50～15:20(30 分) 受講教員へのインタビュー (3グループ)

15:20～16:00(40 分) 委員による振り返り

(4)2月 15 日の試行講習内容

2日目の午前は、藏野ともみ委員がソーシャルワーク演習方法論Ⅱの 120 分講義内容を 40 分に短縮し、240 分の演習内容を 60 分に短縮して新カリキュラムに対応した教示ポイントを説明した。講義では、①ねらい(多様な演習方法を知る、授業のねらいに即した方法を考えることができる、授業テーマに沿った事例を用いることができる)を説明したうえで、②演習方法の概要とカリキュラムに記載された含まれるべき事項を紹介した。特に新カリキュラムで意識しなければならない精神保健福祉士との違いを強調して解説を進めていった。それらをふまえて、③演習方法の紹介(アイスブレイク、ディスカッション、カード整理法、ディベート、ロールプレイ、プロセスレコード、マイクロカウンセリング、事例研究、フィールドワーク、体験談を聴く、記録の作成)を行った。最後に④演習の留意点を示し、⑤リフレクション(個人の振り返りとグループでの共有)の必要性を強調した。

続いて演習では、①演習のねらい(自らの価値観を知る自己覚知、生態学的視点・システム理論を活用してとらえた問題状況の理解、ミクロな問題をメゾの視点でとらえ問題解決方法のアイデアを出すニーズ把握、アイデアを具体化し、政策提言を行う、アウトリーチの実際を学ぶ、ネゴシエーションの実際を学ぶ)を説明し、②「火事で判明した乳幼児をおいて外出した母親」の事例を提示した。ここでは、③エコマップ作成、④課題を汎化するためのカード整理法手法の習得、⑤アウトリーチ方法によるロールプレイとグループ討議などを事例で示して解説した。試行演習としては、資料に示された課題4について⑥10 分グループワーク(普段、アウトリーチについてどのような演習を実施しているかを共有)を行い、終了とした。

午後からは、山本博之委員によるソーシャルワーク演習方法論Ⅲの演習教材の概要の講義を 120 分講義のところを 40 分に短縮して行った。まず、演習教材作成に関して、「人が人を支援する」というアイデンティティ形成を意識すること、講義・実習・演習を相互に組み入れることを大前提として解説を進めた。次に、演習教材作成の①ねらい(演習教材の枠組み提供、受講者各々の専門領域に基づく演習教材を作成する意味、他の受講者との情報交換を通じて演習教材作成のバリエーションを増やすこと)を説明した。特にソーシャルワーク演習教材は、日常生活の中に教材のヒントとなりうるものがあることやカタカナ用語の多さへの取り組み方などを強調して解説がなされた。それをふまえて、例えば山本委員オリジナルの教材「HIV 陽性者は自業自得なのか？」からグループワークを通じて自己理解、他者理解の演習を提示した。さらに②教材を作成して受講教員のレパートリーを増やすワークや演習教材例の紹介がなされた。演習教材全体においては、何らかの演習共有後に面接技法の原理原則に落とし込んでいく手法の紹介がなされて終了となった。

試行演習の最後は、中村佐織委員による 240 分を 60 分に短縮した演習「私もこんなところに住みたい」の事例演習の解説であった。ここでは、①演習の意図(10 分)を受講生の獲得できること(固有な生活理解のための発想力や想像力の醸成、地域アセスメント能力やプレゼンテーション能力の育成、サービスや政策の知識学習、他職種連携の意義)の説明、と教員の役割(グループワークファシリテーターとしての能力やコメント力の強化、専門領域でも独自な事例作成へのヒント)に分けて解説し、演習に入った。まず、比較的長い事例を3つに区切り、課題1から課題3(課題3´)に分けて演習を行うことを説明した。そして課題1の『高齢者に向けた水の販売企画』について作成シートを用いて3グループでディスカッションしてもらう演習を行った(25 分)。その後、発表と投票等で成果を示していくのであるが、今回は、2020 年度に学生に実施した成果物を示し、受講者にイメージしてもらった。そこから、その後の事例の紹介と課題の意図や進行例を紹介し、終了した。

試行講習会終了後、約 20 人の受講者に対するインタビューを実施し、委員による振り返りで終了した。

＊①、②・・・としているところは、それぞれの講義・演習内容での重要なポイントを示している。

3－3 試行講習会の実施と評価

3－3－1 試行講習会の実施

⑴試行講習会の概要

演習担当教員講習部会で実施した試行講習会は社会福祉士・精神保健福祉士の演習担当教員講習会を想定しつつ、実際には4日間で実施される講習会を2日間で講義・演習のダイジェスト版を実施した。試行講習会検討の段階では、プログラムどおりの4日間開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が 11 都府県に再発令された時期と重なり、受講者、部会委員も勤務する養成校においてその対応に追われることが予想できたため、2日間のダイジェスト版で実施することとなった。したがって、試行講習会の1日の時間の関係から、本来のプログラムの順番で行うのではなく、試行1日目を概論・シラバスチーム、2日目を地域チームがそれぞれ担当した。

⑵受講者の募集と概要

①募集方法

部会で検討した新たな教育内容等の見直しを評価するため、どのような受講者を依頼するかについて様々な意見が出された。主な意見は以下の3点である。

1点目は、これまでの講習会と比較し評価する観点から、過去に教員講習会を受講した人に依頼する。

2点目は、新カリキュラム全体のなかで、新たに加わった教育内容を含めながら実際の教育現場で活用できる内容であるかを評価する観点から、現在社会福祉士あるいは精神保健福祉士養成課程において演習を担当している人に依頼する。

3点目は、今後の教員講習会の展開を考え、誰が担当しても質が担保され、共有できるプログラムとなっているかどうかを評価する観点から、本講習会の講師経験者や今後担当する可能性のある人に依頼する。

いずれの受講者においても教員経験年数や演習担当年数等をどの程度に設定するか、社会福祉士や精神保健福祉士資格の保有についてはどのように考えるかなどが検討課題に挙がった。これらは、社会福祉士及び精神保健福祉士の養成教育に関わる点でもあり、本連盟での検討課題でもあるとの意見があった。その結果、ダイジェスト版で実施しても内容を把握でき、さらに質の高い内容を検討していくために、本連盟が編集している新カリキュラムにおける社会福祉士、精神保健福祉士の資格養成にかかわる指定科目の教科書「ソーシャルワーク演習」に執筆をしている方に受講を依頼することとなった。受講人数は、オンラインによる講習であることと、実際の講習会を想定して 20 人を目安とした。

②受講者の概要

試行講習会の受講者は2日間で計 19 人であり、内訳は、1日目 17 人、2日目 16 人であった。全員が4年制大学に所属しており、九州地区から東北地区に至る全国から参加してもらった。

⑵試行講習会の日程及び内容

試行講習会は、下記の2日間で行った。、講義については各 40 分、演習は各 60 分で実施し、全てダイジェスト版として実施した。講義での具体例の提示や演習で実際に受講者に体験してもらう内容等は口頭での説明に留めたり、短時間でのポイントを絞ったりした形式での実施となった。試行講習会のスケジュールおよび内容は以下のとおりである。

●1 日目：2021 年2月8日（月） 10:30～15:40

午前：試行講義①ソーシャルワーク演習概論（精神保健福祉援助演習概論Ⅰ）

試行講義②グループを活用した効果的な演習教育（精神保健福祉援助演習概論Ⅱ）
午後：試行講義③ソーシャルワーク演習方法論Ⅰ（精神保健福祉援助演習方法論Ⅰ）
試行演習①ソーシャルワーク演習方法論Ⅰ（精神保健福祉援助演習方法論Ⅰ）
受講教員へのグループフォーカスインタビュー
●2 日目：2021 年2月 15 日（月） 10:30～16:00
午前：試行講義③ソーシャルワーク演習方法論Ⅱ 、試行演習②ソーシャルワーク演習方法論Ⅱ
午後：試行講義④ソーシャルワーク演習方法論Ⅲ、試行演習③ソーシャルワーク演習方法論Ⅲ
受講教員へのグループフォーカスインタビュー

3－3－2 試行講習会の評価

(1)試行講習会の評価方法

演習担当教員講習会の具体的な教育内容等の見直しを評価するために、オンデマンドによる講義及び演習の実施の後、受講者を対象としたフォーカスグループインタビューを Zoom で実施した。また、フォーカスグループインタビュー後にそれを補完する形で、追加意見がある受講者及びインタビューに参加できなかった受講者にインタビュー内容と同じ項目を Web アンケートに記載していただいた。

(2)調査の概要と結果

①概要

目　的：本調査の目的は、社会福祉士・精神保健福祉士演習担当教員講習会のダイジェスト版の試行講習会の内容を評価し、本格実施に向けて内容の精査及びさらに加えるべき事項や工夫について意見を伺うことである。

方　法：試行講習会が2日間にわたったが、受講者も勤務校での対応に追われながらの講習会参加であったため1日のみの受講者もおり、フォーカスグループインタビューは各日終了後それぞれ実施した。受講者には事前にフォーカスグループインタビューへの協力を依頼し、その際倫理的配慮について説明を行い、当日のインタビューへの参加をもって同意とみなした。また、インタビュー終了後に追加意見がある場合や、インタビューに参加できない受講者に対して Web アンケートへの記載を口頭で依頼した。

対象者：フォーカスグループインタビューへの参加者は 1 日目4人、2日目 12 人であった。1 日目は、演習部会の委員6人が全員参加し、ファシリテーターは本部会リーダーが務めた。また、2日目は3グループに分け、各グループのファシリテーターは演習部会の委員が2人ずつ入り担当した。また、Web アンケートへは計 14 人の回答があった。

実施日：調査実施日は、2021 年2月8日(14:30～15:00)、2月 15 日(14:50～15:00)である。
また、Web アンケート結果を含めて、2021 年2月 22 日の部会内で検討を行った。

調査項目：調査項目は、科目ごとに①新カリキュラムで学ぶべき事項を理解できたか、②新たに受講する方にとってどうか（良かった点・改善したほうがよい点）とした。

②Web アンケート回答者の概要

Web アンケートは、前述したとおり受講者全員ではないため、ここではアンケート回答者の概要のみ触れ、結果については、フォーカスグループインタビューの結果と併せて報告する。

●実施期間：2021 年2月8日(月)から2月 18 日(木)まで

●回答者は以下のとおりである。なお、保有資格については複数回答可としている。

・回答者 14 人

・社会福祉士養成演習教育経験平均年数：11.9 年、精神保健福祉士養成演習教育経験平均年数：7.2 年

・保有資格：社会福祉士＝9人、精神保健福祉士＝8人、社会福祉主事＝2人、介護支援専門員＝4人
・受講科目
1日目：ソーシャルワーク演習概論＝12 人、グループを活用した効果的な演習教育＝12 人
ソーシャルワーク演習方法論Ⅰ(講義)＝11 人、ソーシャルワーク演習方法論Ⅰ(演習)＝11 人
2日目：ソーシャルワーク演習方法論Ⅱ(講義)＝8人、ソーシャルワーク演習方法論Ⅱ(演習)=8人
ソーシャルワーク演習方法論Ⅲ(講義)＝7人、ソーシャルワーク演習方法論Ⅲ(演習)＝7人

③フォーカスグループインタビューの結果

ここでは、全体に共通する点と各科目に関する点について分けて示していく。

●全体に共通する点

試行講習会の進行・運営に関わる点について「今後より良くするための意見」として次の点が上げられた。

・受講者を想定し、初学者でも分かりやすいように用語や概念の説明が必要ではないか。
・受講者の緊張を考えると、当日の全体像が把握しやすくなるように示したり、受講者が行う演習は何かを示したりした方が良いのではないか。
・基礎と応用に分けるなど、今後は受講者層に合わせて講習会を構成する必要があるのではないか。

また、講習内容については良かった点と より良くするための意見として次の点が上げられた。

良かった点

・講義で、演習をどう組み立てていくか改めて振り返ることができた。学生としての演習活動、教員としての演習活動(教材作成)と、両者の視点から考えることができる内容であった。
・講師や受講者同士の演習をとおして、ちょっとしたスキル(コメント力や、日常生活から演習教材のアイデアを得ることなど)を具体的に教えていただけたのが良かった。
・伝えようとしている内容が、講義で明確に示され、一つひとつの講義が独立しているのではなく、相互の関連性があるなかで展開されていた。

より良くするための意見

・ソーシャルワーク演習で獲得するコンピテンシーを示す必要があるのではないか。
・教授法として、事例を扱うことが多い科目であるため、当事者性のある学生への配慮等共有した方が良いと考えた。また、クラスのマネジメントについて難しかった事例の対応例(学力の差、コミュニケーション能力の違いなど)についても工夫を加えてはどうか。
・ソーシャルワーカーの視点で演習が展開されているような感じがした。当事者視点を問う演習方法等を加えた方が良いのではないか。

●各科目について

・ソーシャルワーク演習概論

良かった点

構成が明確で、「ソーシャルワーク演習のための教育ガイドライン」(ソ教連)に示されたA群とB群でまとめられているので授業の幅が広がると感じた。

より良くするための意見

A群とB群の組み合わせに関する演習が取り入れられたらより具体的に理解できると考える。

・グループを活用した効果的な演習教育

良かった点

理論もふまえて理解しやすく、講師の話し方(スピード、明確さ、抑揚など)が上手だった。講義方法の手本になった。「支援には正解があるとは限らない。答えは1つではなく多様にある」というところは、まさにそのとおりで、またそこが難しいところであると感じた。

より良くするための意見

グループを活用する際のポイントと留意点を、他の科目の演習で実際に取り入れて展開してはどうか。

・ソーシャルワーク演習方法論Ⅰ（講義）

良かった点

他の先生方の演習の展開や視点、学生に求める行動等を伺い、自分自身の傾向に改めて気づく機会になった。グループ作業は、自己覚知の機会でもあり、そうしたことも改めて学生に伝えていくことが大切であると再確認できた。

より良くするための意見

シラバスについては、教育職にまだ就いていない受講者にはイメージしづらいと感じた。シラバスのそれぞれの項目に関して、よくない記載例と、よい記載例の例示があれば、イメージがわきやすくなるのではないか。

・ソーシャルワーク演習方法論Ⅰ（演習）

良かった点

具体的なシラバスを作成する経験と、同じ受講者の意見や工夫を聞くことができるのは学びが大きい。

より良くするための意見

どの単元のシラバスを作成するのか、学年等前提条件などを示していただければより演習に取り組みやすいと思った。作成したことがない初任者にとってはもう少し条件や作成するべきポイント、あるいはグループでディスカッションする内容を具体的に示してもらえると良いと感じた。

・ソーシャルワーク演習方法論Ⅱ（講義）

良かった点

「個人作業の時間を保障しないと、うまく発表できない」「『発表するので、話し合ってください』と予告する」等、具体的な工夫を伝えたことで、非常に分かりやすい講義になると感じた。学びのポイントがよく絞られていて、不足もなく、話し方、資料もわかりやすかった。

より良くするための意見

10 の演習方法を提示していたが、まだ担当したことがない受講者にとっては、それをどう使うのか、わかりにくいと感じた。後の演習でいくつか方法については触れられていたが、講義でもそれぞれのスライドの後に、使い方の具体例のスライドがあってもよいのではないか。

・ソーシャルワーク演習方法論Ⅱ（演習）

良かった点

学生に「感情」を言語化してもらうことの難しさについて共感できた。そのための演習方法も工夫を聞くことができて良かった。

より良くするための意見

1つの事例での展開例として多くのことを学べる点は良かったが、厚労省の示している領域や課題を考えると、1つの事例を発展させていく方法で良いのか検討していく必要があると感じた。

・ソーシャルワーク演習方法論Ⅲ（講義）

良かった点

講師の「ちょっとしたスキル」が分かりやすくて良かった。もっと聞きたかった。

より良くするための意見

教材開発は、難しいテーマだと実感した。現場経験や養成教育経験を持たない、あるいは乏しい受講者にとっては、事例を創ることは至難の業であったり、教材としての十分な質が保てないことも起こりえると感じた。既存の事例集や教科書の活用も視野に入れ、アレンジ例等を入れてはどうか。

・ソーシャルワーク演習方法論Ⅲ（演習）

良かった点

事例や展開例などが示され、実際に学生が記載した内容も紹介されていて、分かりやすい内容だった。内容が網羅されており、それぞれの科目で伝えたい内容が明確にされていた。

より良くするための意見

想定される配当年次やロールプレイの具体的な方法について演習で体験できると良いと感じた。

④フォーカスグループインタビューの結果に基づく検討

以下の大きく3点について検討を行った。

●試行講習会の内容

・受講者像を想定した内容について

ソーシャルワークの概念や用語を解説しなければならないのではないか。教員講習会でカバーするには限界があるが、少なくともカリキュラム改訂に伴い新たに加わった教育内容のなかで、共通理解をしておくべき概念や用語は共有する機会を設けるべきであろう。ただし、演習だけの課題ではないため、実習と併せてどのように教員講習会で示していくかを検討していく必要がある。講習会においては、講習会で活用する概念と用語について精査して資料に説明を加えてはどうか。

・コンピテンシーをどこまで示すかの検討が必要である。コンピテンシーを入れるのであれば各科目に入れる必要がある。しかし、現在示されているコンピテンシーは諸外国で示されたものの紹介であり、本講習会で示すにはより検討を要すると考えられる。試行講習会において着目する必要があるという意見が出された事実を報告書に記載するに留めることが方向づけられた。

・教授法について

以下の3点を検討し、具体的に講義内容に含めることとなった。

1点目は、演習では多く事例を扱うが、事例によっては配慮が必要な学生がいること、すなわち当事者性が強い学生への配慮が必要となることがある。したがって、学生の状況を把握できる状況を作ることが必要であり、事前のアナウンスと当日欠席の保証等を行う。また、事例を選定する際に配慮にもとづくことや、当事者がいる可能性のある演習授業については実施時期を検討する必要性がある。

2点目は、演習担当教員自身の自己研鑽の必要性である。模擬演習の実施等、教材や方法の工夫に関する教授法の向上を行う意識と、さらにはそのシステムを検討していく必要がある。

3点目は、今後もオンラインでの授業が実施される可能性もあることを踏まえ、その際の留意点等を示すことである。まずは、授業実施の一定時間前に教材や資料を提示しておくことが求められる。さらに教材や説明部分については動画による知識や技術に関する補完、ロールプレイ実施方法の工夫が必要である。さらに、オンラインの機能を活用しグループセッションを取り入れ、学生間や教員とのコミュニケーションの促進などを図る工夫が求められる。

・教材の活用

事例や教材について、既存の出版物や教科書の活用方法を示すことについて検討した。教科書との紐づけについては教科書を活用すること、教科書との連動性が大切であることを示す。また、既存の教材のアレンジ・展開について、受講者が演習を担当した際にアレンジをしていく応用力、基礎的なアイデアを発想させていくことが重要であることを強調し、資料には講師自身の工夫を紹介していく方法が良いと思われる。

●講習会の進行に関する点

・各科目でどのようなスケジュールで進むか、組み立てを示す。また、どのような演習を行うか、ある程度は伝える構成とする。それぞれ講習会資料に追記する。

●その他

・試行講習会では実施できなかった部分について、インタビュー結果を反映させる。

3－4 試行講習会後の変更点

試行講習会後の変更点について演習担当教員講習部会にて議論を行い、以下の科目についてそれぞれの内容が示された。全体としては、各科目の講義冒頭に、講義の組み立てを示す項目（例：パワーポイント資料の1枚目に当日の進め方などを加える）を入れるといった統一性を持たせる変更の提案があった。それぞれの科目の講義で何を学ぶのかということを示すことの重要性が共通認識された。

3－4－1 ソーシャルワーク演習概論

ソーシャルワーク演習概論においては、演習で何を学び、どのような能力を獲得するかというコンピテンシー（専門職業人が業務を遂行する能力）を今後示していく必要がある。そのためには、ソーシャルワーカーを養成する座学科目も含めた教科書の内容との紐づけや展開される事例に沿った形で、コンピテンシーを入れることが望ましいと考えられる。しかし、現時点では、演習等において示されているコンピテンシーはアメリカのソーシャルワーク教育認定機関（CSWE）が提示しているものであり、日本のソーシャルワーク教育において、どのように活用できるかなどについては、今後の検討課題といえる。

次に、教授法においてはソーシャルワーク教育として必要な事項を確実に担保した上で、障害のある学生への合理的配慮をどのように検討するかという点がある。例えば、当事者性の強い学生がいる場合など、事例の示し方などについて配慮する必要がある。今後は、演習実施の時期の選定から事前のアナウンス、授業を欠席した場合の保障などの方法についても、一部ソーシャルワーク演習概論で示していくことが求められることが考えられる。また、今後対面での演習教育ではなく、オンラインによる演習教育を実施した場合においては、事前の内容の提示、グループセッション等の ICT の活用と実施方法確認、動画や字幕などの情報保障、ロールプレイの工夫なども検討をしていく必要がある。

3－4－2 グループを活用した効果的な演習教育

本科目においては、上記のソーシャルワーク演習概論と同様の課題や検討事項も多く存在することが議論された。そのなかでも教員講習会の受講者の層に合わせて（例えば今までグループワーク運営の経験などがない者）、グループワークの基本を再確認するためにも、グループワークの理論の解説をするとともに、グループワークの効果的な人数やそれぞれの役割なども提示することが必要であった。グループワークを使って何を学べるのかコンピテンシーを示しながら、講義内容を整理していくことも1つの方法である。

次に、グループワークを活用した演習の進め方では、その授業が実施される配当年次、学生の習熟度に合わせた指示の出し方やグループワークで何を学ぶか、獲得するかの問いの立て方などについても教授する必要があった。さらに、グループワークを行っていく段階に応じて、学生の成長や迷いなどに対応することができるように、具体性をもった内容を示す必要があり、それらについてどのように学生に示すのかといった教授法の記載も今後の検討課題の1つとなった。授業時間だけでなく、グループワークを円滑にすすめるためのイメージづくりなどにおいても、福祉課題を取り扱う映像教材や高校教育に導入される探求学習の方法などを活用した予習等の出し方などについて整理し、伝えていくことが求められていた。

最後に、グループワーク演習において、ソーシャルワーク教育として必要な事項を確実に担保した上で、アクティブラーニングに苦手意識を持つ学生やグループに馴染めない学生への配慮方法や少しずつでも参加できるようにするための指導法についても具体的に示すことが必要であると考えられた。

3－4－3 ソーシャルワーク演習方法論Ⅰ（シラバス）

本科目では他科目の講義内容及び事例の内容について、具体的にシラバスを作成する演習（方法）を示すことが必要であった。特にソーシャルワーク演習方法Ⅱにおける授業展開例をもとにしたシラバス作成を具体例に

掲示することで、後半の演習において受講者が容易にシラバスをイメージできていた。

また、複数教員によって実施される演習授業を念頭においた教員間のマネジメントに関する項目も必要であった。演習を担当する教員によってその専門領域や経験が異なることによって生まれる教育の不均衡を是正し、授業の標準化を図るためにも、シラバスの作成とともに教員間のマネジメントについての講義資料を組み込んでいく必要性がある。

3－4－4 ソーシャルワーク演習方法論Ⅱ （演習方法）

(1)演習方法の概要

演習方法においては、現在も 10 項目程度の方法の概要は示しているが、他の教員が演習指導講習を実施する時には、その教員が実際にやっている方法を2～3項目程度を具体的に示すこと方がよいと考える。その際には、例えばカード整理法について、どのような手順でやっていくかなど具体的に示すことが求められていると考えられる。

(2)地域を基盤とした総合的かつ包括的なソーシャルワーク実践の実際

今回は数回分の演習授業の方法を示したが、授業時間に合わせてどのように進めていくかなど具体的に示した方がわかりやすかったのではないかということが、今後の課題として検討することができた。さらに、演習の用語(例えばアウトリーチなど)についても解説なども示した方がよいとインタビューなどの意見でも挙がっていた。どこまでこの科目で示すのかなど、他の科目との講義との整合性も併せて検討しなければならない。

また、実際の教員講習会で事例等を提示する際は、学生に向けてどのような事例を使って講義をするのかを受講者に具体的に示すこと(パワーポイントにコメントをいれるなど)が今後の検討課題となった。

3－4－5 ソーシャルワーク演習方法論Ⅲ （演習教材）

(1)演習教材の概要

演習科目の担当教員になった際には、1人でその授業を運営できるように教材を示すことが重要である。試行講習会においても既存の教科書などと紐づけて、実際にどのように進めていけばよいかの1例を示すことが求められ、必要な技術習得のための方法を一定程度標準化して伝えることが必要であった。

(2)地域で活用されるソーシャルワークの技術の実際

地域で活用されるソーシャルワークの技術の演習は、新たな養成カリキュラムに沿って実施する教員講習会において加えていかなければならない大きな部分である。そこで、どのような能力を獲得するかというコンピテンシーを整理しなければならないことが示された。コンピテンシーを事例に入れ込みながら、展開・解説できるようにしなければならない。また、実際の教員講習会で、受講者が多様な演習教育を展開できるようにするため、当日提示できる事例の予備があれば、受講生の教員経験やソーシャルワーカー経験に合わせて、事例を変えて具体的に示せるようにすることができると考えられた。演習科目担当教員が授業で使う事例を自分でどのように作成するかといった手法の教授や、既存の教科書をそのまま使うだけではなく、教育の展開を工夫する等の方法を教授することが必要である。

3－4－6 全体を踏まえて

各科目に共通した変更点としては、ソーシャルワーク演習教育のコンピテンシーをどのように示すのかという点、そして教員講習会でそれをどのように落とし込み、教授するかという点であり、重要と考えられる。また、情報を伝えることも大切であるが、情報過多になり、教育歴の少ない若手教員等が情報を選択できないという事態が

生じないように、できるだけ具体的な内容・方法を示していくことが必要である。

学生に対する配慮については、ソーシャルワーク教育として必要な事項を確実に担保した上で 、演習授業に円滑に参加できるように、他の教員と情報共有する機会を設けることにより、その学生にあった演習方法やグループワークでの効果を示すことができると考えられる。演習分野の担当教員講習会（22.5 時間分）を受講するだけでソーシャルワーク演習の含むべき内容を完全に教授できるのではない。受講後も継続な教育法の学習などを通じて、日ごろから「演習事例を探す・作る」といったことや学生個別の能力や特性などにもアンテナを張り、演習法を示すことが必要である。加えて、ソーシャルワーク演習はシラバス作り等の内容も含まれることから、養成校全体の教育や学務との連動性もあるため、FD 活動や養成校内の教務の重要性も講習会で併せて伝えていく必要がある。

3－5 演習担当教員講習会の成果と課題

3－5－1 演習担当教員講習部会の成果

演習担当教員講習部会の最大の成果としては、新カリキュラムの内容を視野に入れた講習会内容を具体化し、それを実施した点である。2021 年度入学生からの新カリキュラム実施に先立ち、いくらかの改善点があるとはいえ、ひととおりの形を作ったことで、講習会実施に向けたプラットフォームの構築が可能となった。今後は、それに基づいた内容の充実・精緻化をはかることが求められる。

そして、今回の講習受講者にとっては、以下の3点が成果として挙げられた。

第一は、演習をどう組み立てていくかを改めて振り返ることができた点である。学生としての演習活動と、教員としての演習活動（教材作成）という、両者の視点から考えることができる内容であった。

第二は、講師や受講者同士の演習を通して、細かいスキル（コメント力や、日常生活から演習教材のアイデアを得ることなど）を具体的に学ぶ機会になった点である。

第三は、伝えようとしている内容が、講義で明確に示され、個々の講義が独立しているのではなく、相互の関連性がある中で展開されていたため、講習会の内容全体を構造化して捉えることができた点である。

3－5－2 演習担当教員講習会の課題

一方、講習会の改善課題としては、以下の4点が挙げられる。

第一は、受講者層に合わせた講習会を構成する必要である。教員講習の受講者は、大学院生や演習授業の未経験者、他分野の教員であることを視野に入れなければならない。具体的には、次の3点の工夫が求められる。①初学者でも分かりやすいように、ソーシャルワークに関連する用語や概念の説明が必要であること。②講習内容を基礎と応用に分けるなど、受講者の進度に合わせた内容と進行の工夫が求められること。③受講者の受講に伴う緊張を考えると、当日の講習の全体像が把握しやすくなるように示すことや、受講者が行う演習は何かを示すことである。

第二は、演習教育のコンピテンシーを示す必要である。実習担当教員講習の内容に揃えて、演習担当教員講習会でも、個々の講習内容ごとに学生のどのようなコンピテンシー獲得をねらったものなのかを提示することが求められる。

第三は、演習実施の際に配慮する点も教授する必要である。これは、当事者性のある学生への配慮のみならず、演習クラスのマネジメントをどのように行うのか、オンライン授業の場合にはどのような配慮や工夫が必要なのかという点も含んでいる。また、ここでは担当教員側の教授法向上に向けた方策も含まれる。

そして第四は、既に出版されている演習担当教員教科書や社会福祉士・精神保健福祉士養成の指定科目の教科書との関連性を明らかにすることである。既存の教科書等の教材の活用法のみならず、それらをアレンジしていく応用力やそれらに基づき新たな教材を開発していく必要性も提起しなければならない。

以上、演習担当教員講習会の成果と課題を概観した。今後は、状況により対面での演習実施の場合もオンラインでの演習実施もあり得る。どのような状況下にあっても、学生に提供する教育の質の担保が不可欠である。それに耐えうる教員講習会の実施が求められている。

4 講義-演習-実習の循環

4－1 講義-演習-実習の循環についての考え方

いうまでもなくソーシャルワーカーの養成教育においては、学生が、授業の各科目をそれぞれ切片化した状態で学ぶのは望ましくない。講義－演習－実習を循環させながら、学生の学びを深化させていくことが肝要である。そのためには、それを実現しうる教育課程の編成と教員環境、教員の教育力が必要となる。福祉の専門職たるに十分な資質、そして、ますます複雑化・深刻化する福祉課題に対応できる力量を涵養するため、体系的な教育課程を編成し、あわせて学修成果の修得状況を正確に把握・評価することが必要となる。では、講義－演習－実習が循環するとは、具体的にどういうことであろうか。そしてそのために、養成教育に携わる教員には、どのような指導法・教授法が求められるのであろうか。本論点に関しては、まだ十分な研究が蓄積されているわけではない。あわせて、教員間そして教員－実践者間でコンセンサスが得られているわけでもない。今後、真摯な取組みと知見の構築が必要となるが、本節では、講義－演習－実習の循環に関して、いったんの整理をしたい。

なお、ここでは「循環」を、一方向でひと回り巡っていき、それを繰り返すというイメージに限定せず、むしろ学生の学びが授業間、経験間を行きつ戻りつしながら徐々に進化・深化を遂げていくという概念で論じていく。故に、「往還」という概念の方がより近いであろう。つまり、講義科目間、講義科目と演習、演習と実習の間を学生は往還しながら、次第に学修を深めていくというイメージである。

4－1－1 講義、演習、実習の定義

論考を進めるにあたり、まず、ソーシャルワーカーの養成教育に寄せて3者の定義を簡易に整理しておく。既に本報告書の他所で詳細が示されているので、ここでは、可能な限り簡易に示していく。

○講義：教員が、主に解説そして質疑応答によって、知識や知見を学生に伝え理解を促していく教授方法である。教科書や資料などを媒介にすることが多い。学生は、講義を聞き、教員と質疑応答をし、他の学生たちとディスカッションすることで、学修を深めていく。

○演習：教員の指導のもとで、模擬的な場面の設定などを活用し、ソーシャルワークにおける実際の状況を想定しながら、講義で学んだ知識を体験的に構築する教授方法である。講義で学んだ理論や技術を、知識と知識、そして知識と技術を連結させながら、実践に必要な力量や態度を形成する。

○実習：実際にソーシャルワークの実践現場に赴き、社会福祉士や精神保健福祉士の実践に触れ、ソーシャルワーカーとしての力量を形成する教授方法である。単なる体験とは異なり、事前に理解している知識との結びつけによる学習効果が期待される。従って、実習現場の指導者や養成校の教員の指導を伴う。

4－1－2 見直し後の社会福祉士養成課程ならびに精神保健福祉士養成課程の全体像

これら講義・演習・実習が、個々に切片化した状態で学生に提供されるのは望ましくない。相互に循環しながら学生の学びの促進と理解の深化を促す。新カリキュラムにおいて、これを図式化したものが、図1（社会福祉士養成カリキュラムの全体像）ならびに図2（精神保健福祉士養成カリキュラムの全体像）である。

図1：社会福祉士養成カリキュラムの全体像

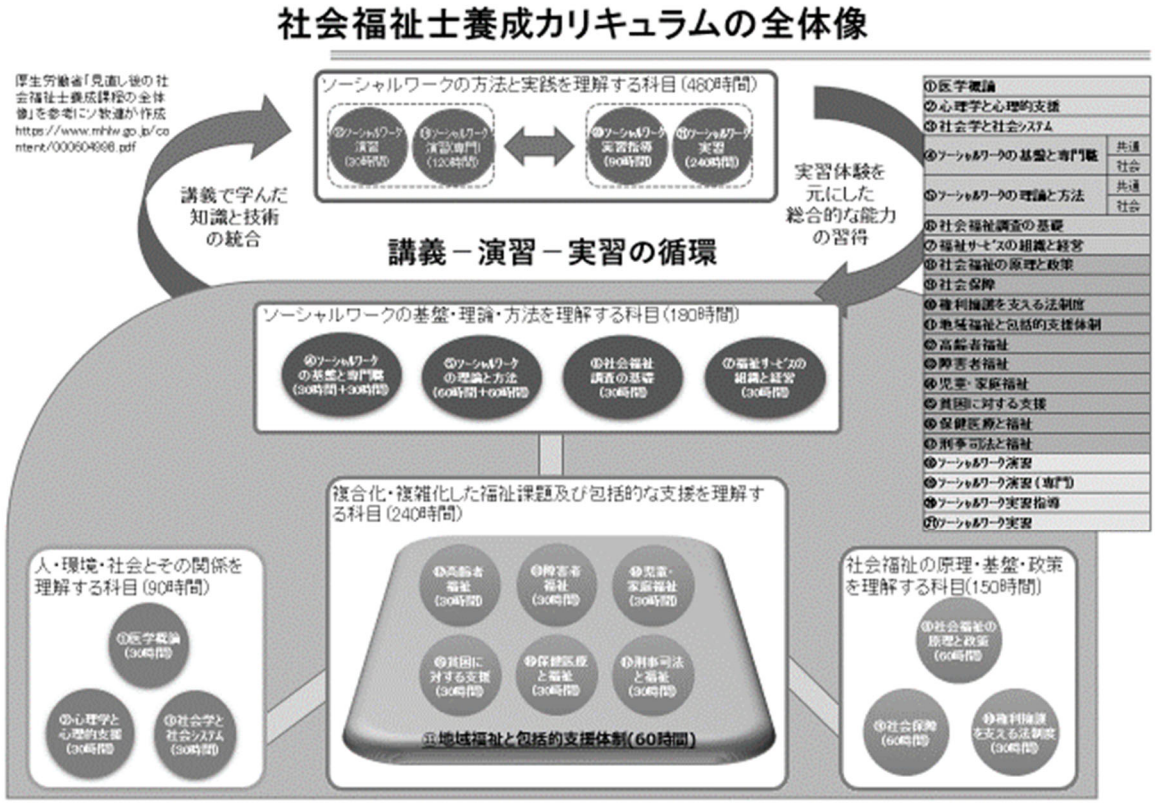

図2：『精神保健福祉士』養成カリキュラム見直しの全体像

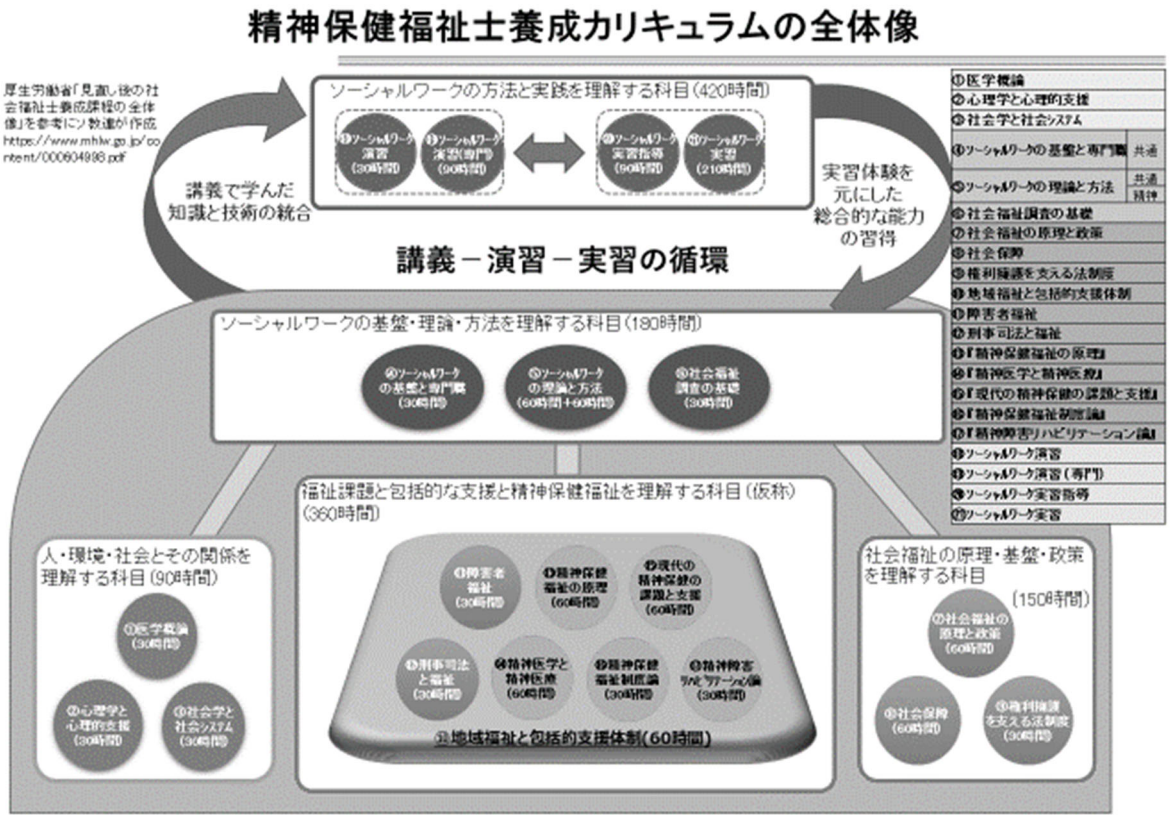

社会福祉士について、図1をもとにして、若干の説明を加えていく。図下部は、新カリキュラムの講義科目群である。上部の部分「ソーシャルワークの方法及び実践の理解（480 時間）（図2の精神保健福祉士養成カリキュ

ラム見直しの全体像では 420 時間）」は、演習と実習である。講義科目群は、「ソーシャルワークの基盤及び理論と方法の理解」群、「人間と社会及びその関係性の理解」群、「社会福祉の原理や基盤の理解」群の3郡が、「複合化・複雑化した福祉課題及び包括的な支援の理解」群と連動しており、この講義科目群は、講義で学んだ知識と技術の統合として、演習・実習へと連動している。演習と実習は、互いに往還関係にあり、それが実習体験をもとにした総合的な能力の習得として、講義科目群につながっている。つまり、講義－演習－実習は循環関係にある。

この循環関係を、今度は精神保健福祉士の養成教育を例に挙げて説明する。例えば学生は講義科目のなかで、「医療保護入院」について学ぶ。どのような入院制度であり、根拠法は何であるかなどである。この知識は、実習の場面で活用することとなる。例えば、精神保健福祉士の養成教育においては、実習は精神科の医療機関が必須となっている。そのため、すべての学生が医療機関の実習に赴くが、患者の入院の場面において、この医療保護入院という専門用語が学生の眼前に現れる。ここで、医療保護入院が成立するためにはどのような手続きが必要であるのかなどを実践的に学ぶわけである。しかし、ソーシャルワーカー（精神保健福祉士）にとって、医療保護入院に関する知識は、必要な手続きを間違いなく遂行するためだけに必要となるわけではない。いうまでもなく、医療保護入院は非自発的（強制的）入院である。主治医から医療保護入院が必要であることを告知されている時の患者の心情や、自分の意志とは反したなかで病棟に入院していく患者の葛藤、自分の同意によって不本意な入院を子どもに強いることとなった母親の苦しみなど、医療保護入院に関する知識を正確にもっていることで、患者や家族の心もちを察することが可能となる。単に、知識を多く保持していればよいわけではない。その知識を実践に結びつけ、活かす力量がソーシャルワーカー（精神保健福祉士）には求められている。つまり、知識は実践に活かすため、そしてより質の高い実践を行うために必要なのである。

しかし、これは簡単なことではない。実習生に限らず、知識と実践を結びつけ、実践に活かしていくことは相当に難しいことである。述べてきたように、知識と知識を結びつけ、新たな解釈・理解を生み出し、より実態に近い事実にたどりつくことが、より質の高い実践につながっていくが、そのためには、練習を重ねることが必要となる。養成教育においては、ここは主に演習が担うこととなる。しかし、学生の学びの進化／深化は、講義→演習→実習と一方向で循環していくとは限らない。実習で体験したことを、再度、学内での演習で再現して学びなおすことや、講義の中に知見を求めなおすことも多々ある。故に、講義－演習－実習の循環は一方向でめぐるわけではなく、実態は、往還による学修の進化/学習の深化なのである。

4－1－3　講義－演習－実習の循環の考え方

実際には講義と講義間でも学びの循環が生じており、以下のようにもう少し複雑な構造にある。

①指定科目と指定科目の間の循環
②指定科目とそれ以外の福祉講義科目との循環
③それらと、指定科目以外の講義科目（例：「文化人類学」など）との循環
④それらと、講義科目以外の科目（例：ゼミ、キャリアデザインなど）との循環
⑤それらと、演習との循環
⑥それらと、実習との循環
⑦演習と実習との循環
⑧学内での科目と、学外での学びの機会やプログラム（例：体験学習など）との循環
⑨大学入学前までのレディネスとの循環
⑩時間の経過間の循環（例：1年次生で学んだことと、現在（例えば、3年次生〕学んでいることの循環→同じことを学んでも、時間や蓄積した知識・経験によって異なる気づきなどが生じる）

上記の構造を図式化したものが、図3（講義-演習-実習の循環図）である。

図3:講義－演習－実習の循環図

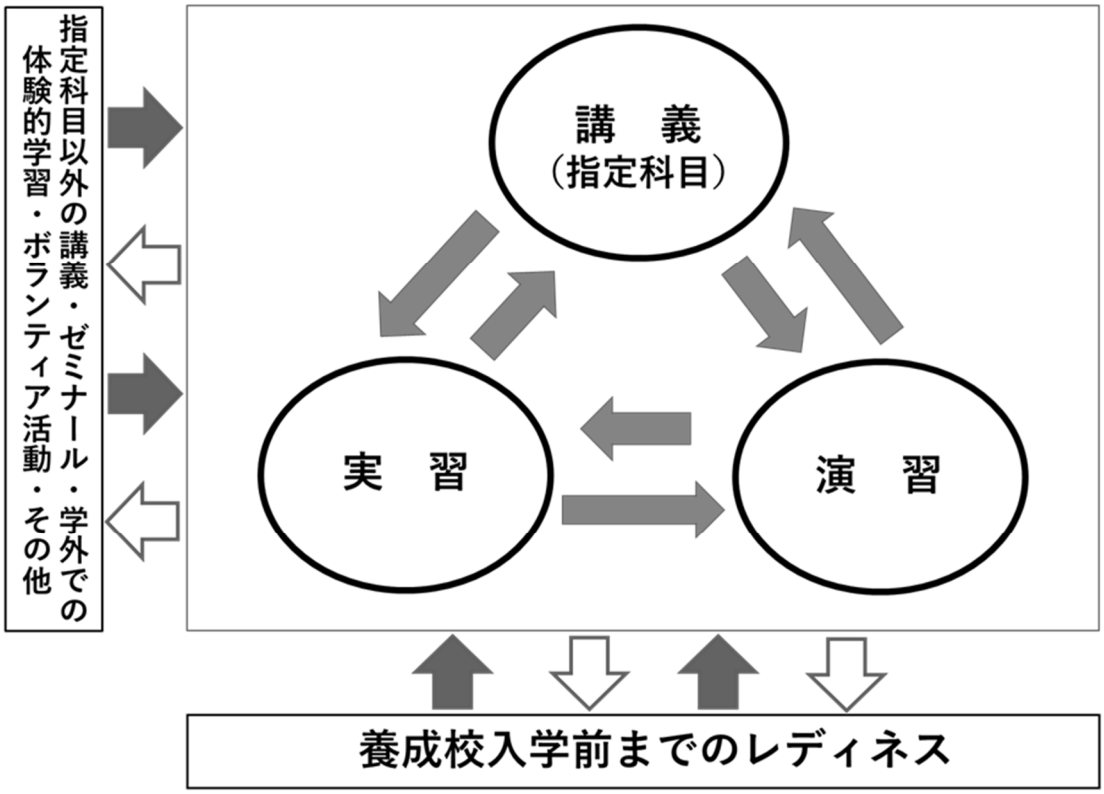

ソーシャルワーカー養成教育においては、上記の循環を1年次生のみ、あるいは2、3年生のみということではなく、養成教育に身をおく期間をかけて継続的に行う。また、上記は同時並行的に学生の学びのなかに生じ、多様性を伴いながら、学生の学びの重層化と力量の形成をもたらしていく。その循環の中で、①知識と知識がつながり、意味をなす、②知識と体験（経験）がつながり、意味をなす、③体験（経験）と体験（経験）がつながり、意味をなす、④体験が経験へと変容する。

注:「意味をなす」とは、「あっ、そうか！」というような気づきやひらめきの瞬間（いわゆる「あは体験」）に生じる学習の深化・進化を指している

4－1－4　講義－演習－実習の循環における教員の役割

ソーシャルワーカーを養成する教員には、まずは、こうした学習構造を理解することが求められている。そして、学習構造を意図的・意識的に活用して、学生の学習意欲を高め、ソーシャルワーカーとしての力量形成を促進していく役割がある。そのためには、教員は自己研鑽、大学での FD（全学・学部・学科・コース）などの多様な学びの場や機会を活用し、自身の教育力を高め続ける努力を怠ってはならない。その学びの機会として、本連盟が主催する演習ならびに実習担当教員講習会（の受講が必要となろう）は、それぞれの講義・演習内容での重要なポイントを示している。

4－2　演習と実習の関連性

4－2－1　演習の内容

演習と実習の関連性を明らかにするためには、演習と実習それぞれの内容を明確にした後に、両者の関わりを示す必要がある。まず、演習の目的と意義は次の3点である。

①学生の総合的・包括的な理解を促すことである。演習をとおして、テーマや課題に焦点を当てた総合的な学習を行い、科目ごとに学習する内容の関連性について気づき、総合的・包括的に理解できることを目指す。

②専門的な実践力の習得である。具体的な課題や状況について、能動的な活動を組み合わせることによって、自分や社会への気づきを得て理解を深め、それらを実践に応用するスキルを身につけることを目指す。

③ソーシャルワーク実習・実習指導との相乗作用による学習効果を高めることである。実習前の演習では、実習へのレディネスを高めることによって、実習での学びの質を高めることができる。実習後の演習では、実習体験を活用することによって、実習での学びをさらに深め、般化することができる。

次に、演習の内容は、共通科目「ソーシャルワーク演習(30 時間)」、社会福祉士専門科目「ソーシャルワーク演習(専門・120 時間)」、精神保健福祉士専門科目「ソーシャルワーク演習(専門・90 時間)」で異なっている。教育に含むべき事項の項目は以下のとおりである。

科目名	教育に含むべき事項の項目
共通科目「ソーシャルワーク演習(30 時間)」	① 自己理解 ② 基本的なコミュニケーション技術 ③ 基本的な面接技術 ④ ソーシャルワークの展開過程 ⑤ ソーシャルワークの記録 ⑥ グループダイナミクスの活用 ⑦ プレゼンテーション技術
社会福祉士専門科目「ソーシャルワーク演習(専門・120 時間)」	1. ソーシャルワーク実習前に行うこと ① 次に掲げる具体的な事例等(集団に対する事例含む。)を活用し、支援を必要とする人が抱える複合的な課題に対する総合的かつ包括的な支援について実践的に習得すること。 ② ①に掲げた事例等を題材として、次に掲げる具体的なソーシャルワークの場面及び過程を想定した実技指導を行うこと。 ③ ②の実技指導に当たっては、次に掲げる内容を含めること。 ④ 地域福祉の基盤整備と開発に係る事例を活用し、次に掲げる事項について実技指導を行うこと。 2. 実習後に行うこと ① 事例研究、事例検討 ② スーパービジョン
精神保健福祉士専門科目「ソーシャルワーク演習(専門・90 時間)」	①領域 ②課題 ③法制度・サービス ④援助技術

4－2－2 実習の内容

実習については、演習との共通点と相違点が明確になるよう、実習事前・事後指導の内容で考えることとする。実習指導の意義と目的は以下のとおりである。

実習指導の意義は次の3点である。

①社会福祉士・ソーシャルワーカー養成の責任は、一義的に養成校にあり、教員の責任のもとで実習指導に取り組む必要がある。

②適切な実習目標の設定や計画策定等の実習前指導、実習中指導、実習終了後の振り返り等の始動があってはじめて、実習生の学びが深まる。

③充実した実習の機会の提供のための実習指導者との連携は、養成校の教員にとって様々なソーシャルワークの実際を現場実習や地域で学ぶ機会となる。

実習指導の目的は次の5点である。

①社会福祉士になるための学びとしてなぜ実習が重要なのかを理解する。

②実習は単なる体験学習とは異なり、ソーシャルワークの業務や実践に必要な知識・技術を深めるということを理解する。

③座学で学んだ法律や制度、ソーシャルワーク技術等について、実際の現場、支援の文脈に関連付けて理解する。

④実習は限られた場所と一定の期間内の経験であることから、目的的かつ計画的に学べるようにする。

⑤実習をとおして、自らも知識不足や理解の不十分さなどに気づくことで、事後学習の課題や、その後の研究課題等の設定につながる。

次に、事前学習の内容としては、①実習先に関する基礎理解(実習施設・機関の概要、地域社会の特性、利用者と生活環境、実習分野が関わる法律・制度)、②実習先で必要とされる価値・知識・技術の基礎理解が挙げられる。方法としては、集団指導によるアクティブラーニングが有効である。

事後指導の内容としては、①実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理、②実習中に出会った事例のまとめが挙げられる。事後指導の一環として、総括レポート(実習報告書等)の作成や実習報告会の開催が有効である。

4－2－3 講義と演習と実習の関連性

以上のように同時並行的に開講される演習と実習、そして講義は、次の2点において関連していると考える。

1点目は、演習は講義と実習を結ぶ媒介としての役割を果たすことである。各種講義で得た知識について、演習をとおして実践力として習得し、実習の場で発揮できるようにしていくことが求められる。また、1回目の実習終了後に、十分に実践力が発揮できなかった実習場面について演習と講義で深めることにより、2回目の実習に備える機会となる。

2点目は、全ての実習を終えた後に、演習によって学びの統合を行うことである。現場での学びを実習後の演習で総合的・包括的にとらえることにより、ソーシャルワークのなかで学べたことと学べなかったことや、自分自身の課題と今後の学習テーマを明確にすることができる。それにより、在学中の学習テーマが設定できるだけでなく、卒業後の学習テーマの設定にも結びついていく。そのための最終的な統合の場として、演習が位置づいている。さらに、そこで見出した自らの課題について再び講義で学ぶことにより、より深い理解が可能になる。

第３章
養成校における
ICTや多様な教材・教育方法を活用した学習環境の整備及び養成校のBCP策定

1　養成校における ICT の活用状況と今後の展望

1－1 背景

養成校における ICT の活用状況と今後の展望に言及するために、ここでは背景を明確にする意味で、2020年1月からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の状況、社会福祉士及び精神保健福祉士養成に関連した国による通知の主な内容、また、養成校団体としての対応等について記すことにしたい。

1－1－1 2020 年1月からこれまでのコロナ禍の状況

表1は 2020 年1月 16 日に国内での感染例が確定された以降、今日までの新型コロナウイルス感染症の状況を示したものであり、また図1は、新型コロナウイルス感染症の陽性者数の推移を表したものである。

表1　新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等の経過

2020 年1月 16 日	日本で初めてコロナ感染確定例が確認
2020 年2月３日	横浜港に入港したクルーズ船内で大規模クラスター発生
2020 年3月 13 日	新型コロナウイルス対策の特別措置法成立
2020 年4月７日	東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県に緊急事態宣言
2020 年4月 16 日	緊急事態宣言の対象を全国に拡大。東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡、北海道、茨城、石川、岐阜、愛知、京都の 13 都道府県を特定警戒都道府県と位置付ける。
2020 年5月 14 日	北海道・東京・埼玉・千葉・神奈川・大阪・京都・兵庫の８つの都道府県を除く、39 県で緊急事態宣言の解除を決定
2020 年5月 21 日	大阪・京都・兵庫で、緊急事態宣言の解除を決定
2020 年5月 25 日	東京・埼玉・千葉・神奈川と北海道で緊急事態宣言の解除を決定
2021 年1月８日	東京・神奈川・埼玉・千葉に緊急事態宣言
2021 年1月 13 日	東京等に加え栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県に緊急事態宣言
2021 年2月２日	栃木を除く 10 都府県で緊急事態宣言を3月７日まで期間延長
2021 年2月 17 日	新型コロナワクチン接種開始
2021 年2月 28 日	栃木・岐阜・愛知・京都・大阪・兵庫・福岡で、緊急事態宣言の解除を決定
2021 年3月 21 日	東京・埼玉・千葉・神奈川で、緊急事態宣言の解除を決定
2021 年3月 23 日 現在	＜概況＞ （厚生労働省発表資料より） 陽性者数：累計 452,288 人 退院又は療養解除となった者の数：累計 432,017 人 死亡者数：累計 8,833 人 PCR 検査実施人数：累計 8,752,281 人 国内のワクチン接種回数: 累計 652,698 人

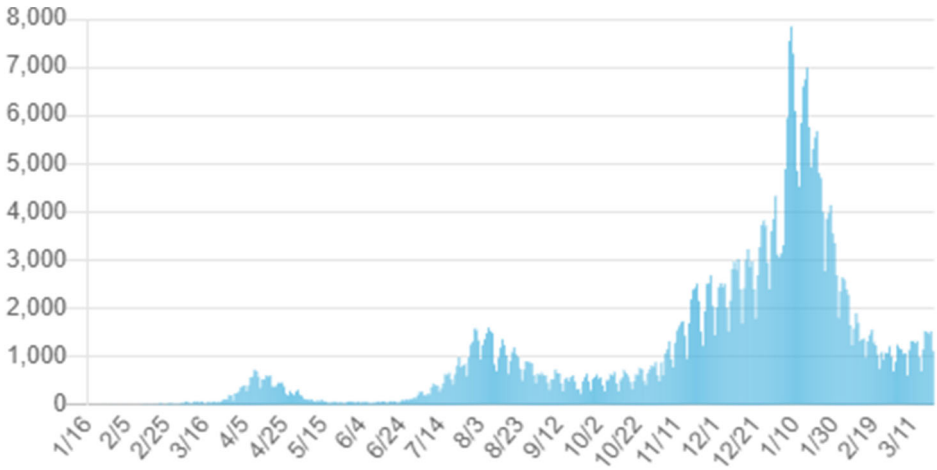

図1　新型コロナウイルス感染症の陽性者数の推移　（厚生労働省発表資料より）

1－1－2　社会福祉士、精神保健福祉士養成に関連した内容を含む国の通知（主なもの）

新型コロナウイルス感染症の拡大は、当然のことながら、社会福祉士、精神保健福祉士の養成教育に大きな影響を及ぼす結果となった。各養成校は、講義の継続、演習教育の展開、実習実施の可否等々、課題の解決に向けた判断と具体的対応が求められた。その際、BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）や ECP（Education Continuity Plan：教育継続計画）の観点からの意思決定も重要なものとなった。表2は、各養成校が具体的対応を考える際に根拠とされた、国から発出された通知内容のうち、養成にかかる主なものである。

表2　社会福祉士、精神保健福祉士養成にかかる主な国による通知内容

2020 年2月 28 日	文部科学省・厚生労働省令和2年2月 28 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」 内容：実習に関する学校養成所等の運営、受験資格など
2020 年4月6日	文部科学省令和2年4月6日付2文科教第 35 号「専門学校等における遠隔授業の実施に当たっての生徒の通信環境への配慮等について（通知）」 内容：生徒の通信環境への配慮をすること
2020 年6月1日	文部科学省・厚生労働省令和2年6月1日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」 内容：2月 28 日事務連絡の更新
2020 年6月5日	・文部科学省令和2年6月5日付2文科高第 238 号「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて（周知）」 ・文部科学省令和2年6月5日付２文科教第 225 号「専門学校等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて（周知）」 内容：これまでにコロナ関連で発出した通知等をまとめたもの

1－1－3 養成校団体の対応

養成校団体である日本ソーシャルワーク教育学校連盟（以下本連盟）は、養成校の要望により、また養成に関わる状況把握、情報共有のために、社会福祉士・精神保健福祉士養成課程の運営等に関して、以下の活動を行った。

（1） 考え方のまとめの発出

表3は、各養成校における適切な判断と具体的対応に資するために発出した文書とその内容を表したものである。

表3 日本ソーシャルワーク教育学校連盟が発出した文書等

2020 年4月3日	「新型コロナウイルス感染拡大傾向に伴う社会福祉士及び精神保健福祉士養成教育に対する考えについて」（会長声明） 内容：2020 年6月末までの現場での実習見合わせを会員校へ依頼。なお、これに関する状況の把握として「第1次緊急調査」を実施
2020 年5月 26 日	「新型コロナウイルス感染症に伴う社会福祉士・精神保健福祉士養成の対応について」会員校宛事務連絡 内容：1. 国の示す通知等に対する考え方の整理 2. 実習に代えて演習・学内実習等を実施する場合の対応について（イメージ） 教育プログラムの例示（ICT の活用例を含む） 3. 新型コロナウイルス感染症に伴う社会福祉士・精神保健福祉士養成の対応に係る留意事項

（2） 養成校調査の実施

本連盟会員校にむけた「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会福祉士・精神保健福祉士養成課程への影響等緊急調査」を3回のわたり実施した。表4は、それを示したものである。なお、調査内容と結果、その分析の詳細については、次項1－2で記している。

表4 会員校に実施した調査

	調査期間	回答課程数	公開日
第1次 緊急調査	2020 年4月 22 日～4月 30 日	370 課程	2020 年5月1日
第2次 緊急調査	2020 年6月 23 日～7月3日	303 課程	2020 年7月 25 日
第3次 緊急調査	2020 年9月 14 日～9月 23 日	173 課程	2020 年9月 29 日

（3） 新型コロナ対応：実習中止に伴う実習代替プログラムに関する緊急オンライン集会の開催

いわゆる「コロナ感染拡大第2波（2020 年8月頃）」の状況を受け、会員校から、「実習代替プログラム」の実施に関する実状について多数の問い合わせが多数あった。そのため、緊急オンライン集会を開催し、情報を共有するとともに、今後の課題を検討する機会をもった。表5は、その概略を示したものである。なお、本集会の内容や結果、それへの分析については、次項1－2で記している。

表5 実習代替プログラムに関する緊急オンライン集会

日時	2020 年9月 29 日(火) 9:30～12:00
主催	日本ソーシャルワーク教育学校連盟
形式	Web 会議システム 一部についてはその後会員向け限定配信
対象	本連盟会員校 教職員
参加費	無料
申込数	314 件(複数名が学内等で一緒に見る場合は1件で計上)
プログラム	・趣旨説明 ・第3次緊急調査の概要 ・新型コロナウイルス感染症の影響下での実習の扱いについて(厚生労働省社会・援護局総務課、障害保健福祉部精神・障害保健課) ・実例報告(東北福祉大学、武蔵野大学、日本福祉大学) ・質疑等

1－2 コロナにおける養成教育への影響

1－2－1 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会福祉士・精神保健福祉士養成課程への影響等に関する養成校緊急調査

本件については、本連盟が 2020 年度、3回にわたり、養成校である会員校に対して調査を行った。報告書は本連盟ホームページにて公開しているが、概要は以下の通り。

	第1次調査	第2次調査	第3次調査
調査方法	本連盟会員校に対して担当者宛メールで依頼し、インターネット上に設置した回答フォームから回答を得た		
調査対象	日本ソーシャルワーク教育学校連盟会員校 270 校 複数の課程を有する養成校は、課程数毎の回答を依頼した		
調査期間	2020 年4月 22 日～4月 30 日	2020 年6月 23 日～7月3日	2020 年9月 14 日～9月 23 日
回答数	370 課程(社会福祉士 228 課程／精神保健福祉士 142 課程)	303 課程(社会福祉士 190 課程／精神保健福祉士 113 課程)	173 課程(社会福祉士 112 課程／精神保健福祉士 61 課程)

(1) 第1次調査(2020 年4月)における調査項目と回答の状況(抜粋)

● 座学科目の遠隔授業の実施状況(Q9)

Q9-1「座学科目の教材配布と課題提示」 92%が実施もしくは準備中である。
既に実施・・・43% 準備中・・・49% 実施予定なし・・・8%

Q9-2「座学科目の録画配信」 74%が実施もしくは準備中である。
既に実施・・・18% 準備中・・・56% 実施予定なし・・・26%

Q9-3「座学科目のライブ配信」 73%が実施もしくは準備中である。
既に実施・・・14% 準備中・・・59% 実施予定なし・・・28%

● 演習科目の遠隔授業の実施状況(Q10)

Q10-1「演習科目の教材配布と課題提示」 90%が実施もしくは準備中である。
既に実施・・・35% 準備中・・・55% 実施予定なし・・・11%
Q10-2「演習科目の録画配信」 66%が実施もしくは準備中である。
既に実施・・・8% 準備中・・・58% 実施予定なし・・・34%
Q10-3「演習科目のライブ配信」 73%が実施もしくは準備中である。
既に実施・・・11% 準備中・・・62% 実施予定なし・・・27%

● 実習指導科目の遠隔授業の実施状況(Q11)

Q11-1「実習指導科目の教材配布と課題提示」 87%が実施もしくは準備中である。
既に実施・・・36% 準備中・・・51% 実施予定なし・・・13%

Q11-2「実習指導科目の録画配信」 64%が実施もしくは準備中である。

既に実施・・・9% 準備中・・・55% 実施予定なし・・・36%
Q11-3「実習指導科目のライブ配信」 74%が実施もしくは準備中である。
既に実施・・・12% 準備中・・・62% 実施予定なし・・・26%

● 遠隔授業実施に際して、学校及び養成課程が既に行った対応(学習環境の調査、学生や教員へのサポート、ツール等)(Q12)

・学生の情報環境やオンライン授業への対応が可能か等のアンケート・調査
・学内の ICT 関連部署との連携調整
・学生の通信料金や回線確保・端末などのサポート
・教育用プラットフォームの設置
・学校用 ZOOM 等アカウントの設定
・遠隔授業用のアプリやシステムに関する情報収集
・学科メール等でのこまめな情報共有
・課題を配布し期間を定めた自宅学習
・非常勤教員向けサポート
・毎日の体調確認(オンライン)
・オンライン視聴が困難な学生への代替手段(DVD 配布等)
・データ配信量を科目全体で分け合う
・双方向授業の練習・講習会

● 遠隔授業実施に際して、学校及び養成課程の現時点の課題(Q13)

この時点では、学生のオンライン環境等の現状確認と教員・学生のオンライン授業対応へのサポートなどが行われる/行われている頻度が比較的高い。

● 実習実施の予定の判断(Q15)

「6月以降に判断する」22%(82 課程)、「国から示されたら判断する」40%(147 課程)、「未定・わからない」22%(83 課程)など、調査時点で判断していない課程が多い。

● 実習代替措置の検討(Q16)

実習が中止となった場合の代替措置対応は、48%(177 課程)の課程が「わからない」と回答。

(2) 第2次調査(2020 年6-7 月)における調査項目と回答の状況(抜粋)

● 新型コロナに対応するために遠隔授業は実施状況(Q10)

「実施している」が 78.9%(239 課程)、「実施していたが、今はしていない」が 14.5%(44 課程)、「実施していない」が 6.6%(20 課程)であった。

● 学校及び養成課程が既に行った対応(学習環境の調査、学生や教員へのサポート等)(Q11)

学校及び養成課程が既に行った対応(学習環境の調査、学生や教員へのサポート等)にほとんどすべて(99.7%)の課程が既に何らかの対応を行っていた。7割以上の課程で行われているのが「学生のインターネット接続環境の調査」84%、「学生向けの関連情報提供の増強」70%であった。

● 学校及び養成課程の現時点の課題(Q12)

学校及び養成課程の現時点の課題については、292 課程(96.4%)が何らかの課題を認識している。「実習/実習代替の実施方針の検討」67%、「遠隔授業準備(教員)の負担」58%、「実習の代替方法の検討」54%、

「学生の精神的負担の緩和」54%、「学生の理解度の把握」50%、「授業の日程変更の調整」49%、「教員のオンライン授業技術の向上」48%、「演習科目をオンラインで行う方法の検討」46%ほかと続いた。

● 遠隔授業に使用しているツール（Q13）

遠隔授業に使用しているツールは、284 課程（93.7%）が遠隔授業に使用しているツールがあると回答があった。そのうち、「Zoom」が7割弱（66%）と最も多く、続いて「学校独自のシステム」33%、「Microsoft Teams」30%、「YouTube」28%と続く。「Google Classroom」20%、「Google Meet」18%、「LINE」16%、「その他」12%、「DVD」12%であった。

●2020 年度実習／実習代替の実施方針決定状況（Q14）

「決まっている」78.2%、「決まっていない」20.1%と回答した。

●2020 年度実習／実習代替の実施方針決定時期（Q15）

4月末以前に決定 13.2%（40 課程）、5月中の決定 22.1%（67 課程）、6月中の決定 37.6%（114 課程、無回答 27.1%（82 課程）であった。

● 実習の実施にあたって ICT によるコミュニケーションを活用しているか（Q21）

実習の実施にあたってICTによるコミュニケーションを活用しているかについては、「ICTは使用していない」が 34%で、6割以上が活用している。「巡回指導・帰日指導の一部をオンラインで実施（予定）」が 42%、「実習先との打合わせをオンラインで実施」が 10%、「巡回指導・帰日指導のすべてをオンラインで実施している（予定）」が5%、「その他」が3%であった。

● 実習代替措置の内容（Q22）

実習代替措置の想定については、「学内実習で対応する」が 62%、「演習や実習指導の科目（遠隔授業を含む）の時間を増やして対応する」が 35%、「未定」が 16%、「その他」が8%であった。

● 実習代替の教育プログラムの具体的な内容（Q23）

Q23 実習代替の教育プログラムの具体的内容（予定や企画段階を含む）については、「事例学習」は 86%と最も多く、「実習記録等に相当する記録の作成」が 71%、「映像教材の活用」が 71%、「個人やグループでの振り返り」が 69%、「体験型教材の活用」が 66%、「個人やグループでのスーパービジョン」が 64%、「実習先とのオンライン接続」が 49%、「先輩の実習記録や実習報告の活用」が 45%、「関係機関・団体へのインタビュー」が 44%であった。「その他、創意工夫による学習」が 23%あり、各校で様々な工夫が行われていることがわかった。

● 実習代替のプログラムについて、教材、プログラム、教える工夫等（Q24）

- 実習で行われるべき項目に沿った授業展開
- できるだけ現場の指導者や利用者に参画していただく
- 実習先や職能団体に協力いただく
- さまざまな DVD 教材・視聴覚教材・書籍・資料の活用、面接場面に陪席しているような雰囲気を生み出せるようなオンデマンド教材の作成を検討
- 施設とオンラインでつなぎ事業所での取り組みや事例検討等講義や演習を行う
- 学生の実習経過に沿った個別の学内実習（実習中断の場合）
- 領域ごとの実習の成果を持ち寄り合同のスクーリングでジェネラリストソーシャルワークにつなげるグループ学習の企画
- 当事者団体とのオンライン接続による当事者と学生の共同作業によるソーシャルアクションプロジェクト
- Zoom を使用した当事者とのグループ面談
- 実習時期を4～6フェーズに段階化して学習を進める
- 卒業生の協力を得る
- 実習指導科目担当教員グループでオンデマンド視聴覚教材を作成し毎日ミニワークで成果物の提出
- 外部講師によるオンライン SST 指導講座
- 当事者のゲストスピーカーによるオンライン講義
- 独自の学内実習用教材開発と web システム配信
- 障害学生支援部門との連携
- 事例検討の中で教員が適宜スーパーバイズを行って一緒に考え補足しより現実に近い事例検討を行うように配慮する
- 実習報告会に外部のソーシャルワーカーに参加していただき外部からの SV を受けることを検討

他

（3） 第3次調査（2020 年9月）における調査項目と回答の状況（抜粋）

●調査時点の、課程の 2020 年度の実習科目の実施方針（予定を含む）（Q11）

51.5%（89 課程）の養成校が 2020 年度の実習の一部またはすべてを代替プログラムで実施すると回答した。

●7 月以後、それ以前の実習実施方針から変更の有無（Q13）

38.2%が7月以後にそれ以前の実習実施方針から変更があったと回答した。

●調査時点の実習代替プログラムの作成状況について（Q15）

代替プログラムを実施する課程のうち、代替プログラムの作成を実施しているのは 71.9%、作成済だが未実施が2.2%、作成中が 20.2%とほとんどを占めた。

● 具体的に、実習代替プログラムの内容はどのようなものか（予定や企画段階を含む）（複数回答）（Q16）

「ソーシャルワークの実践現場を扱った映像教材」を使用（「大いに使用」「まあまあ使用」と回答した率。以下同じ）が 52.8%、オンラインによる、実習を予定していた機関・施設等とのコラボレーションが 53.8%、オンラインによる、関係機関・団体等（実習施設以外）とのコラボレーションが 40.5%であった。

●年度当初「7月から9月の間に開始を予定していた実習」を中止（中断や延期を含む）した学生の有無と対応（Q19、Q22）

74.6%（129 課程）が、7月から9月の間に開始を予定していた実習を中止（中断や延期を含む）した学生がいたと回答した（Q19）。そのうち実習代替プログラムへの切り替えたのは 34.1%（44 課程）であった（Q22）。

●7月から9月の間に開始を予定していた実習先数と、中止（中断や延期を含む）となった実習先数の割合（Q23、24）

7月～9月に開始を予定していたが中止（中断や延期を含む）となった実習先の数は計 1670 カ所、特に入所系で 55.8%に上った。

●7月以降の教育・学内業務等業務量（前年同期比）（Q31）

7月以降の教育・学内業務等業務量を前年同期に比べた時、実習対応業務が「多い」「かなり多い」「限界がきて対応困難」の合計は 92.6%（160 課程）であった。

1－2－2 新型コロナ対応:実習中止に伴う実習代替プログラムに関する緊急オンライン集会

(1) 概要

日時 ： 2020 年9月 29 日(火)午前9:30～12:00

主催 ： 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

形式 ： Web 会議システム

対象 ： 本連盟会員校 教職員

参加費: 無料

内容 ：

・趣旨説明

・第3次緊急調査の概要

・新型コロナウイルス感染症の影響下での実習の扱いについて(厚生労働省社会・援護局総務課、障害保健福祉部精神・障害保健課)

・実例報告(東北福祉大学、武蔵野大学、日本福祉大学)

(2) ICT も活用した実習代替プログラムの実例報告(概要)

① 東北福祉大学

・実習生の個別の事情と実習スケジュールの調整、通信環境の違いよる実習方法の工夫など、通信課程特有の実施上の困難さはある。

・しかし、実習プログラムを十分検討することにより、単に講話を聴く、視聴覚教材を観るのではなく、ワークシートの作成をとおして、系統立った学びとなるような工夫ができた。

・同時双方向でのグループワークを多く取り入れることで共有作業が十分行え、実習生個人の進度の確認にもなる。

・実習指導者も学内教員とすることができたので、実践現場と大学とのギャップをなくし、わかりやすいプログラムを作成することができた。

・実習教育として当然であるが、現場の協力なしではとうてい実行できない。担当教員の日頃からの社会福祉実践への関与が「鍵」となろう。

・また、今回の学内実習プログラムは、じつは配属実習の前段階として必要なものではないかとの考えを新たにした。

② 武蔵野大学

・「実習代替プログラム」であること、オンラインであること以外、できるだけ変更しない取り組み。実習生への個別スーパービジョンを4日分(2人×2日)のプログラムごとに実施。2週に1度は実習指導クラスでのグループスーパービジョンを実施。実習ノート、巡回・帰校日指導記録は基本の書式をほぼ変更なし(手書き→ワープロソフトでの作成)。実習評価表の項目も変更なし。

・実習そのものの大切さは変わらない。知識や技術のトレーニングは一部実施できても、ソーシャルワーカーとしての実践経験や職場経験、空気感などは代替できない。

・実際の実習より大きな負担をしてでも、ソーシャルワーカーとして必要な学びを“先送りする”という覚悟と責任。

・関係者(実習先、実習生、実習指導担当教員、大学事務局)の合意形成に力を注ぐ。

・教員の負担は大きいが、できるだけ負担を分け合える仕組みを作る。また、外部の資源を最大限に活用することが、実習生にとっても利益になる。

・新たなソーシャルワーク教育のコンテンツづくりはチャレンジであり、教員間の情報交換は必須。

・プログラムに参加した実習生のスーパービジョンを通してどのようなプログラムがどのようなインパクトを与えるのかの気づき、そして、それがプログラムに関する教員間のディスカッションにつながっている。
・このプロセス自体が、ソーシャルワーク教育の向上に貢献できる可能性も感じている。

③ 日本福祉大学

＜社会福祉士実習＞

配属型実習を中止し、代替実習（Web 実習）とする。代替実習はオンデマンド教材によるWeb 実習。

・1日（7.5時間）の基本構成
・教材視聴時間は、nfu.jp（LMS）により視聴履歴の管理
・課題（ワーク）は所定のワークシートに記入、フェーズごとに提出
・実習日誌はワードで作成し、フェーズごとに提出

＜精神保健福祉士実習＞

代替実習はオンデマンド教材＋課題の取組みによる。

・1日あたり3時間の映像教材を作成、指定期日に配信
・学内教員による講義、ゲスト講師による講義、インターネット、当事者の語りなど、現場の臨場感を伝える
　＊ゲストはほぼ全日程で登場
・各日、映像教材に関連する課題を提示し、教材視聴後、所定の時間までに毎日提出を求める

＜代替実習の成果と課題（中間ふりかえり：通信教育）＞

○代替実習の成果

・プログラムの一貫性が担保できる（プログラムにそった実習内容の提供、メゾ・マクロ領域のプログラムの提供（とくに地域関連））
・ゲストによる臨場感のあるプログラムと教員のまとめ（事象だけでなく、ソーシャルワーカーの手の内の開示、教員による補足講義やまとめ、課題による補強）
・ICTを活用した実習スーパービジョンの可能性

○代替実習の課題

・実習指導クラス担当の負担が大きい：実習指導者の役割
・対人関係をリアルに体験する場の確保ができない
・実習時間が長時間化する傾向と学生のストレスの蓄積
・（通信教育であっても）学生の通信環境の整備が困難
・実習先からの評定がなく、実習の成績評価をしなければならない

1－3 ICT 活用にかかる養成校・実習担当教員及び実習指導者への調査結果

1－3－1 養成校調査

【養成校調査票 調査結果より抜粋】

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う、講義科目、演習科目におけるICTの活用状況等について、養成校調査の結果を抜粋しながら以下に見ていくことにする。

(1) 課程全体におけるICT（情報通信技術）、とくにビデオミーティングツールの活用状況と教育効果

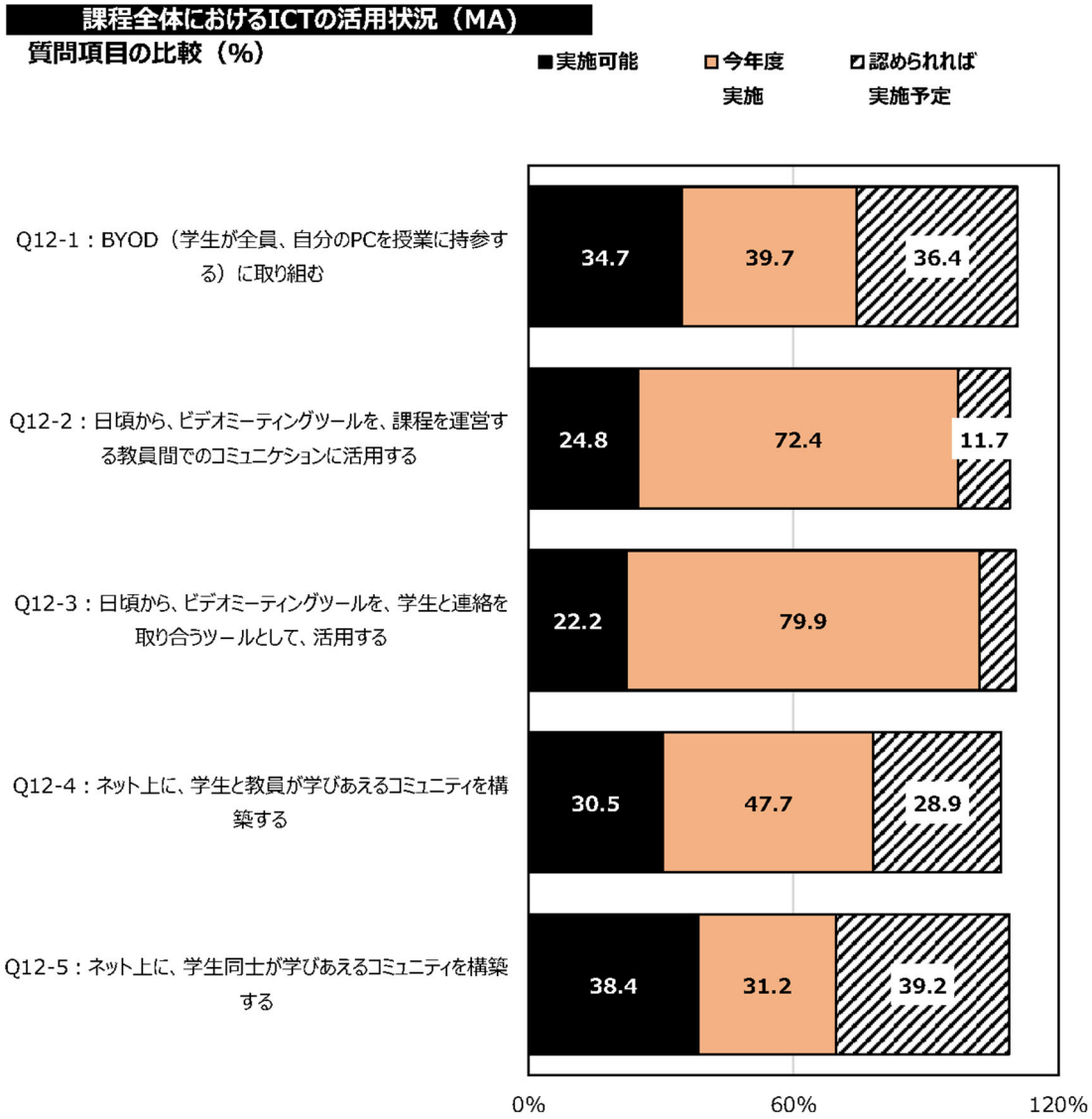

今年度のICTの活用としては、「Q12-3：日頃から、ビデオミーティングツールを、学生と連絡を取り合うツールとして、活用する」が 79.9%、「Q12-2：日頃から、ビデオミーティングツールを、課程を運営する教員間でのコミュニケーションに活用する」が 72.4%と半数を超えており、多くの養成校において教員と学生、教員と教員でのコミュニケーションツールとして活用されていた。

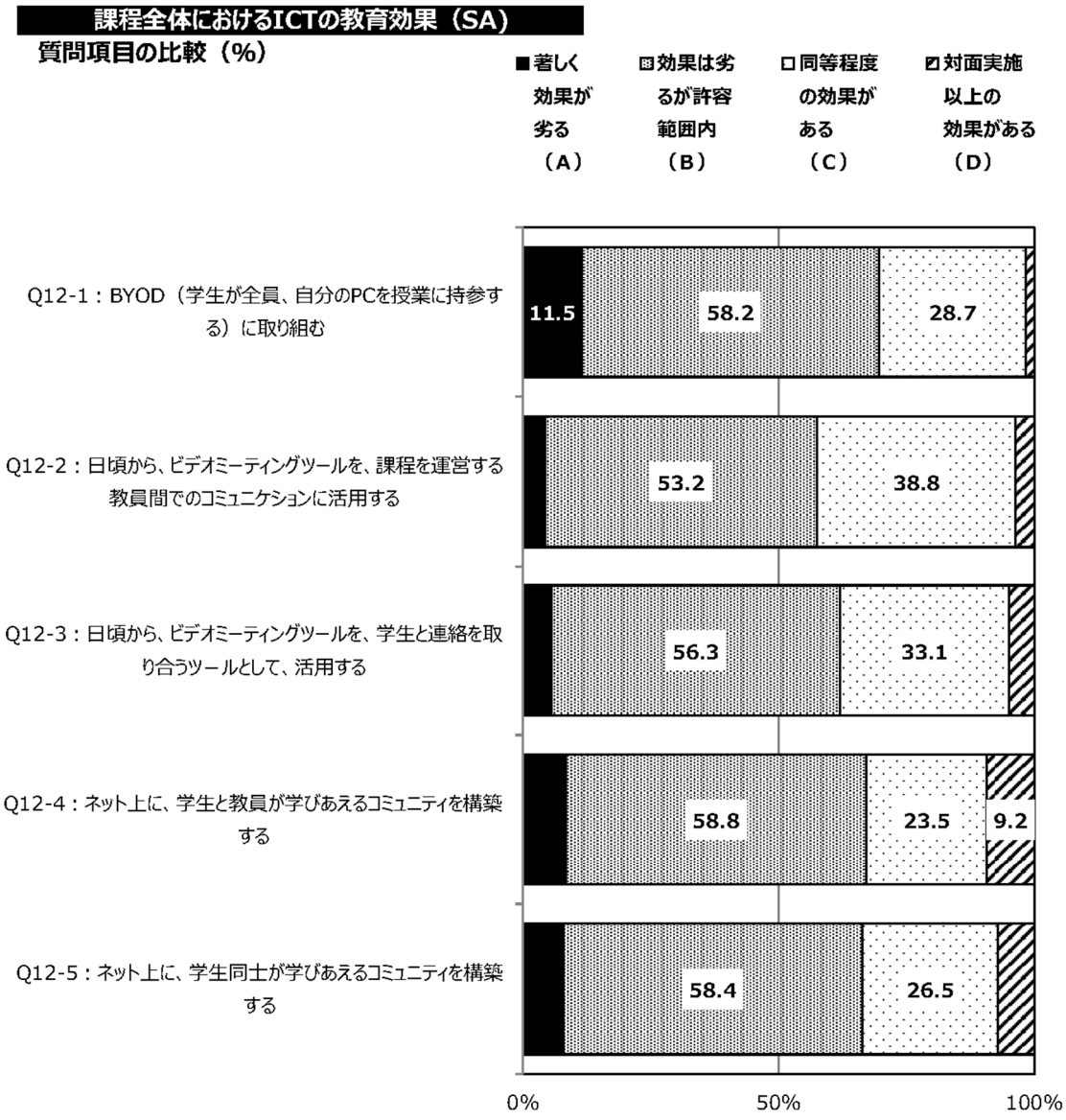

課程全体としてのICTの教育効果としては、全ての項目において「効果は劣るが許容範囲内」が半数を超える回答率（53.2～58.8%）であった。これに対して「同様程度の効果がある」という回答は「Q12-2」及び「Q12-3」の教員間、教員と学生間でのコミュニケーションツールとして活用に関する回答が多かった。「著しく劣る」という回答で最も多かったのは「Q12-1：BOYD（学生が全員、自分のPCを授業に持参する）に取り組む」（11.5%）であった。コミュニケーションツールとしては有効であるが、学びのツールとしては有効であるとは考えられていない傾向が強くなると言える。

(2) 講義科目におけるICTの活用状況と教育効果

課程全体として、学びにおけるICT活用の教育効果については疑いが見られたが、以下に講義科目から焦点化して、その活用状況と教育効果について見ていくことにする。

講義科目のうち、Q13:「相談援助の基盤と専門職」「精神保健福祉相談援助の基盤」（ソーシャルワークの基盤と専門職）、Q14:「相談援助の理論と方法」「精神保健福祉の理論と相談援助の展開（ソーシャルワークの理論と方法）」、Q15:「地域福祉の理論と方法」（地域福祉と包括的支援体制）の実施状況と教育効果は次のとおりである。

Q13･14･15 の比較 (「今年度実施」の割合の比較)

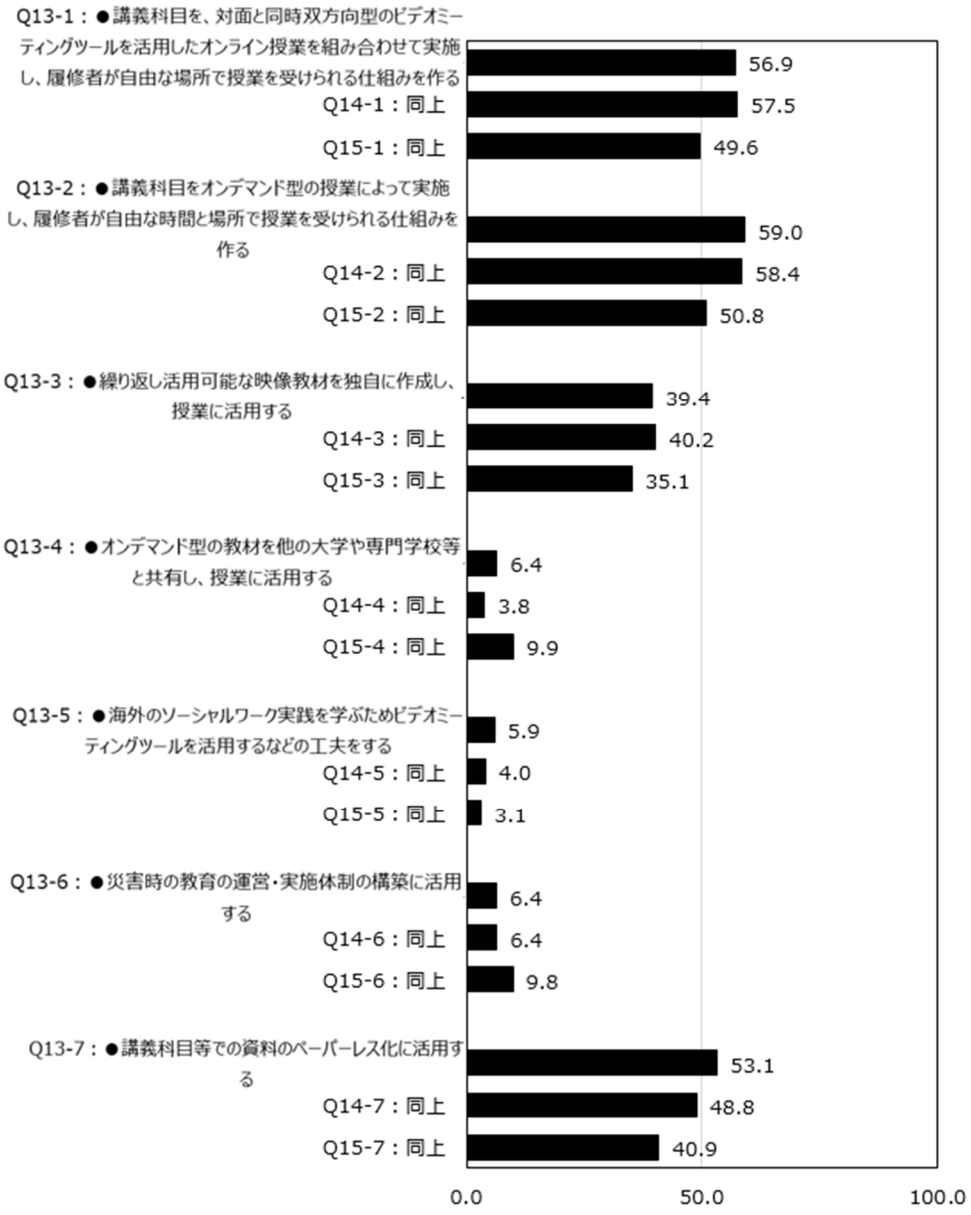

3つの科目（Q13～Q15）の今年度の実施状況としては「講義科目を、対面と同時双方向型のビデオミーティングを活用したオンライン授業を組み合わせて実施し、履修者が自由な場所で授業を受けられる仕組みを作る」、「講義科目をオンデマンド型の授業によって実施し、履修者が自由な時間と場所で授業を受けられる仕組みを作る」、「繰り返し活用可能な映像教材を独自に作成し、授業に活用する」、「講義科目等での資料のペーパーレス化に活用する」が多かった。ICTを活用したいわゆるオンライン授業の実施が多く見られた。「地域福祉の理論と方法」（地域福祉と包括的支援体制）は、他の2科目と比較すると全体的に実施したという回答の割合が少し低い傾向が見られた。

講義科目においてICTの活用を考えていない理由としては、インターネット環境が整っていないことや、大学として対面が原則あるいは対面が実施可能であったという意見が見られた。また、通信課程では添削課題で対応しているためにそもそも講義科目でICTを活用する必要が無かったということも理由として複数挙げられていた。

※質問項目の内容は、前掲グラフと同じ（参照）

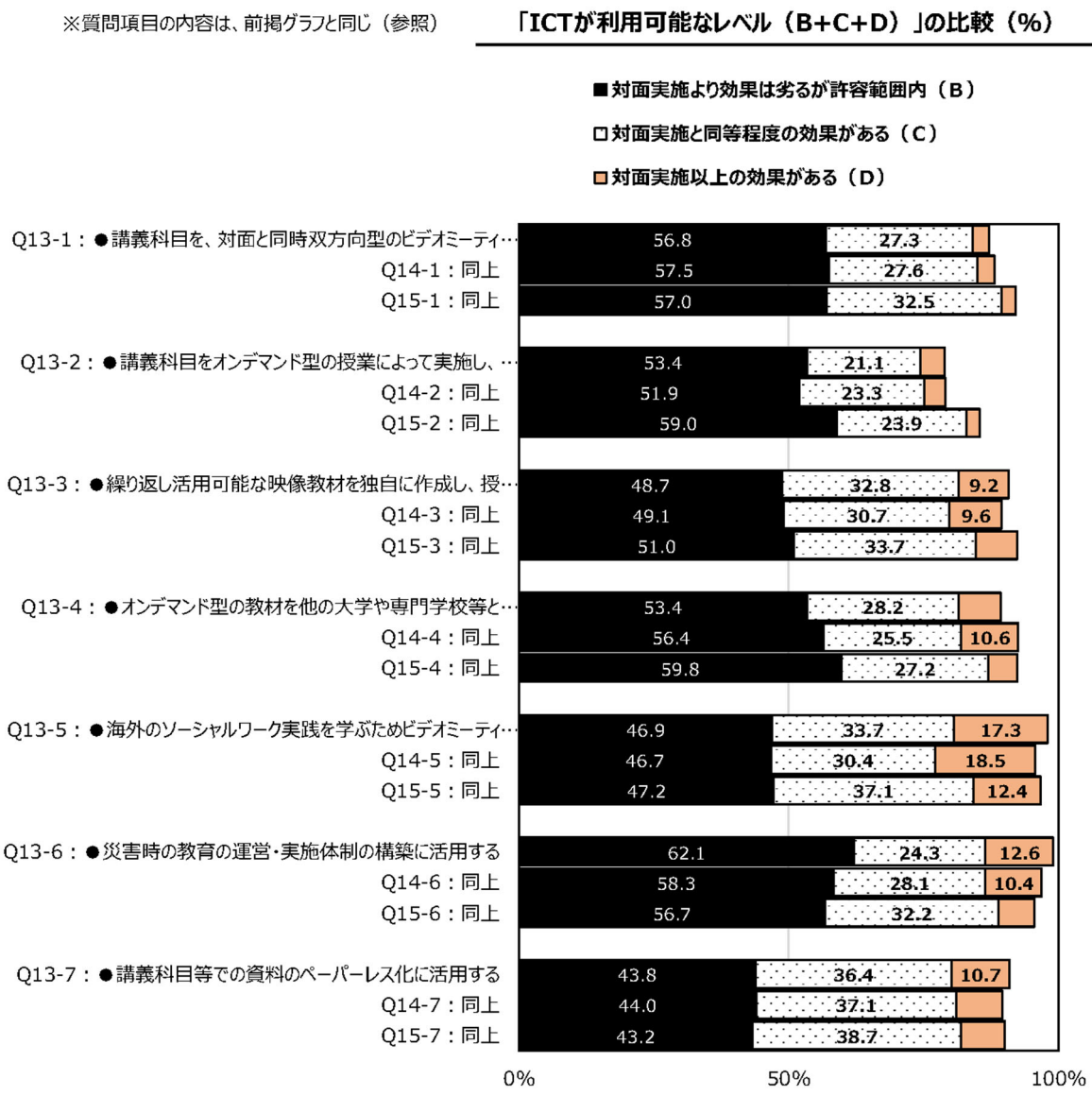

講義科目においてICTを活用した教育効果については、ICTが利用可能なレベルの回答であると判断できる回答群を合計して見てみることにする。その結果、最も多かったのは「海外のソーシャルワーク実践を学ぶためビデオミーティングツールを活用するなどの工夫をする」、「災害時の教育の運営・実施体制の構築に活用する」であった。それに対して実施した割合が多かった「講義科目をオンデマンド型の授業によって実施し、履修者が自由な時間と場所で授業を受けられる仕組みを作る」では、教育効果が比較的劣るという結果であった。

■講義科目 | Q16 | 講義科目におけるＩＣＴ活用の利点 | 質問項目の比較（%）

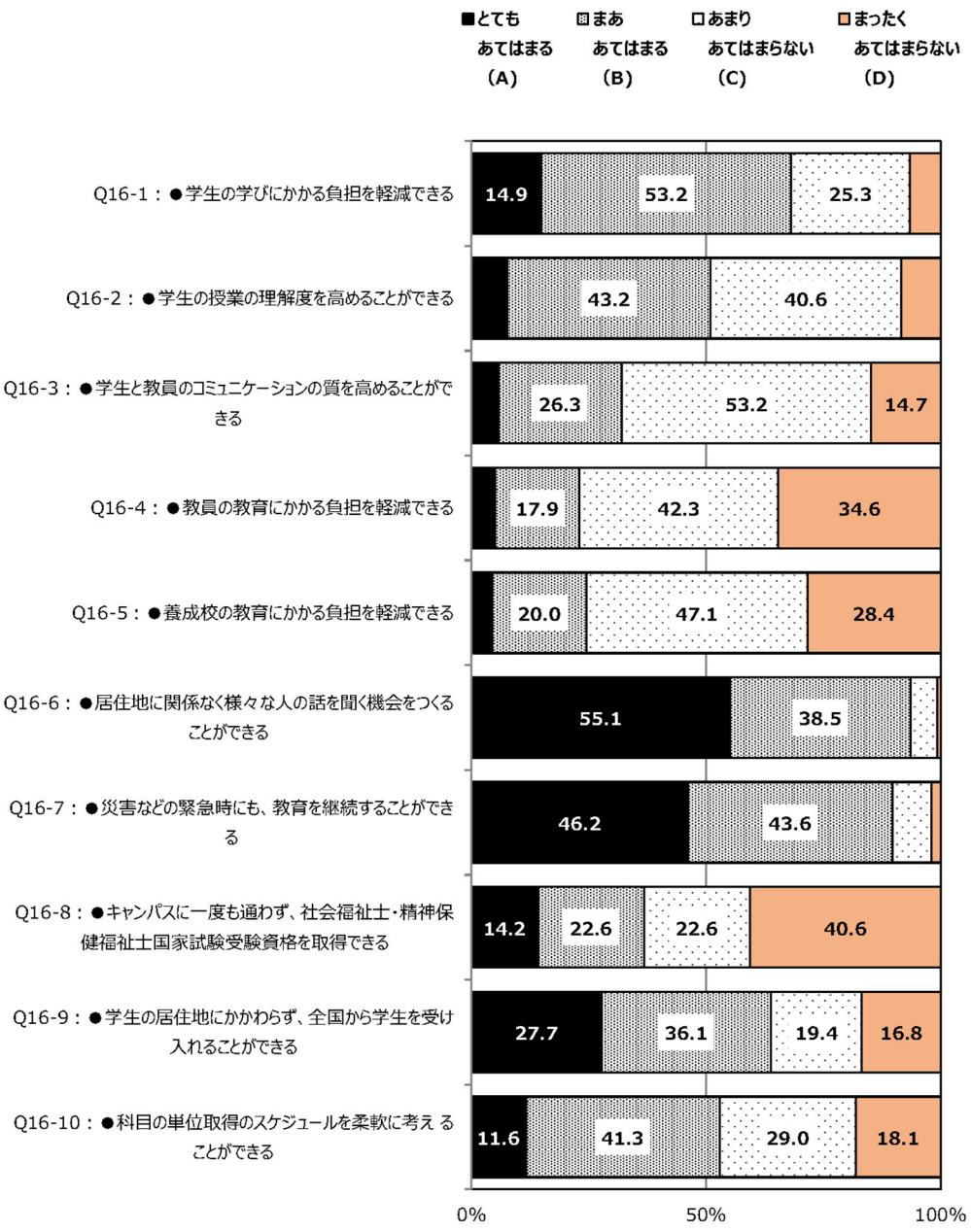

講義科目におけるICTの活用による利点について、「とてもあてはまる」という回答に注目すると「Q16-6：居住地に関係無く様々な人の話を聞く機会をつくることができる」（55.1％）、「Q16-7：災害などの緊急時にも、教育を継続することができる」（46.2％）、「Q16-9：学生の居住地にかかわらず、全国から学生を受け入れることができる」（27.7％）が上位であった。これに対して「まったくはてはまらない」という回答に注目すると、「Q16-8：キャンパスに一度も通わず、社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格を取得できる」（40.6％）、「Q16-4：教員の教育にかかる負担を軽減できる」（34.6％）、「養成校の教育の負担を軽減できる」（28.4％）が上位であった。これらから、距離に関係無く、また災害などの緊急時にも教育を行うことができるという点が利点であると言える。一方でキャンパスに通わずに受験資格の取得が出来ることについては必ずしもメリットとは言えないこと、そして教員や養成校の負担を軽減するには至らないということが言える。

講義科目において、教育効果や教育の質を担保するために、ICT（情報通信技術）の活用の問題点や導入の課題と考える点としては、学生のICT環境の整備と動画等の長時間視聴による健康問題が課題として多く挙げられた。ソーシャルワーカーとして必要なコミュニケーション力が実際に備わっているのかの確認の難しさや、学生の受講態度を評価することができない（一方的な印象）、学生の理解度が測りにくいといった意見も多く見られた。

(3) 演習科目におけるICTの活用状況と教育効果

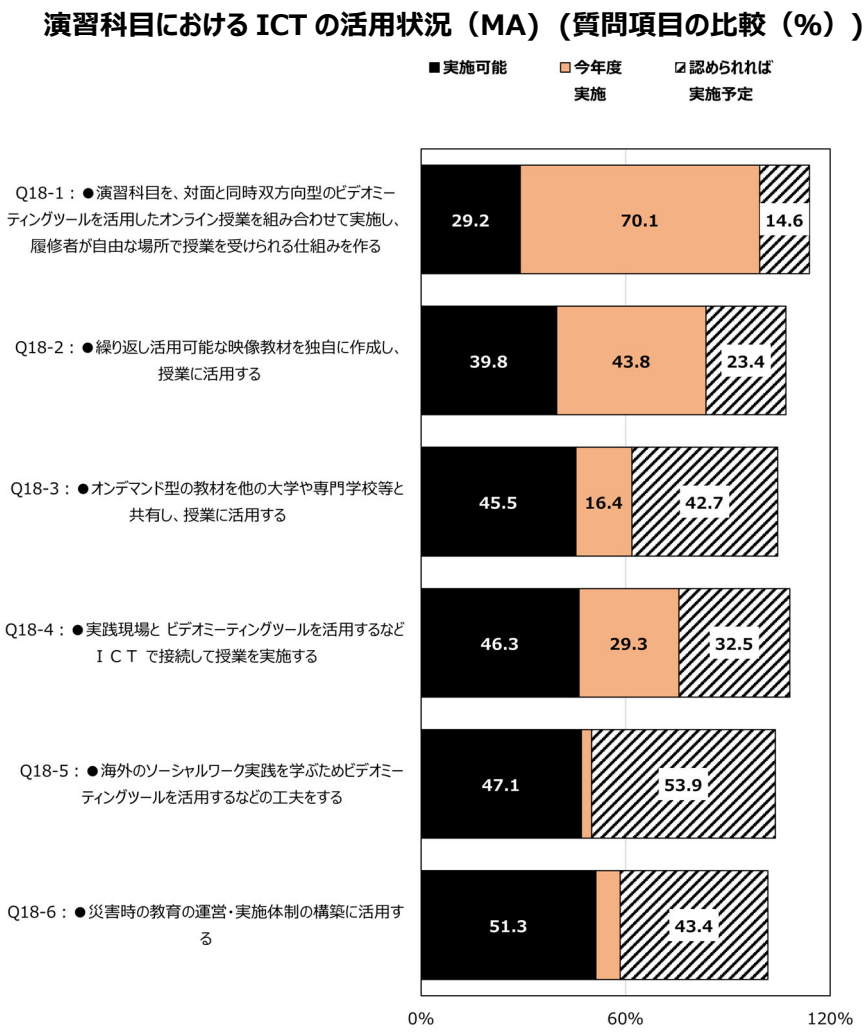

演習科目における今年度の実施状況としては「Q18-1：演習科目を、対面と同時双方向型のビデオミーティングツールを活用したオンライン授業を組み合わせて実施し、履修者が自由な場所で授業を受けられる仕組みを作る」が 70.1％と最も多かった。次いで「Q18-2：繰り返し活用可能な映像教材を独自に作成し、授業に活用する」が 43.8％、「Q18-4：実践現場と、ビデオミーティングツールを活用するなどICTで接続して授業を実施する」が 29.3％であった。

演習科目においてICTの活用を考えていない理由としては、実施できる環境に無い、インターネット環境の整備が必要であるなどの環境面の意見だけで無く、「活用は考えにくい」や「『暗黙知』を理解把握、『形式知化』するためには対面授業でないと困難」、「人間関係が構築されていないため演習科目の目的が果たせる学習活動ができない」といった教育内容の特性上難しいという意見も見られた。

演習科目における ICT の教育効果（SA）(質問項目の比較（%））

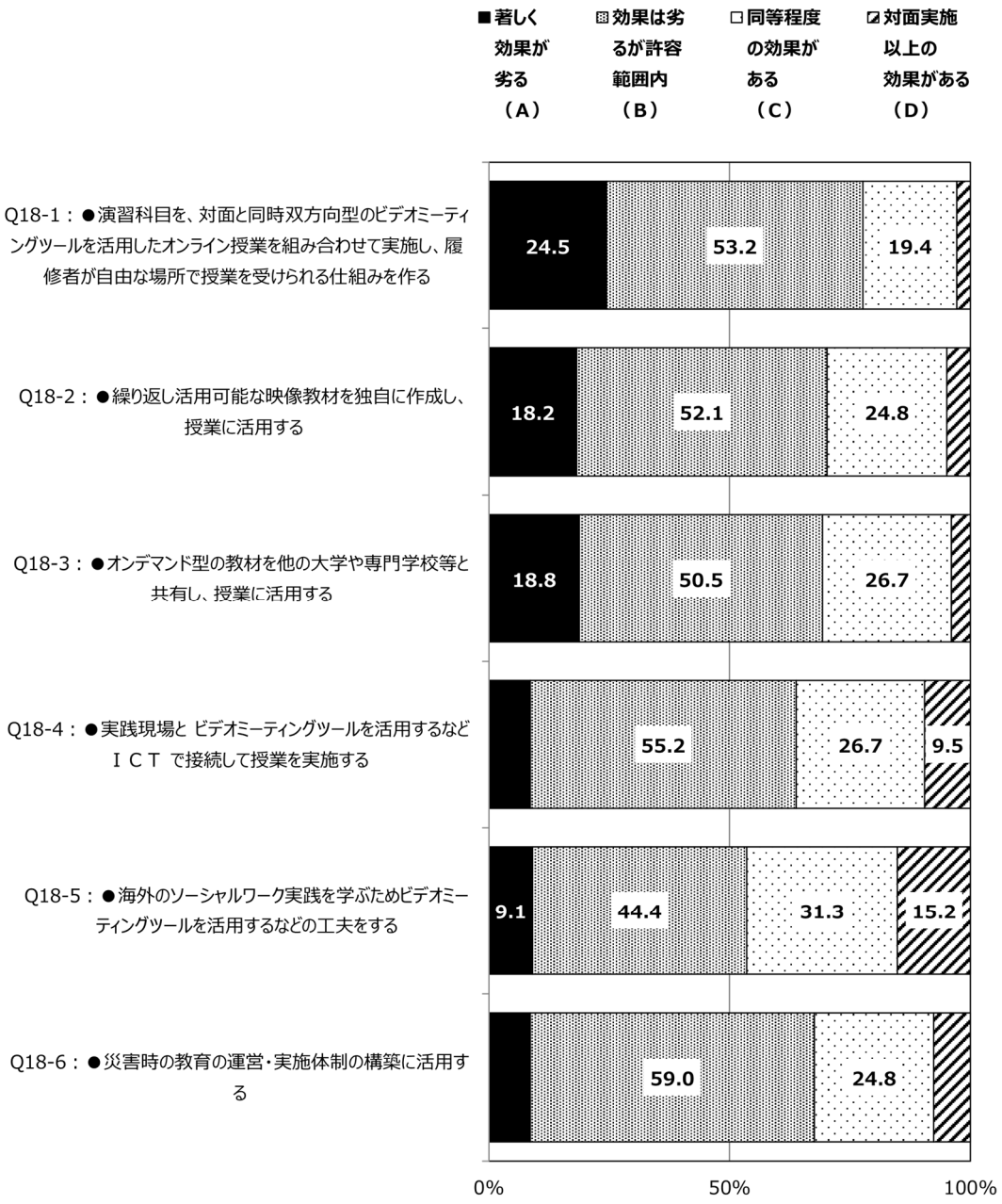

演習科目におけるICTの教育効果については、「Q18−1：演習科目を、対面と同時双方向型のビデオミーティングツールを活用したオンライン授業を組み合わせて実施し、履修者が自由な場所で授業を受けられる仕組みを作る」、「Q18−2：繰り返し活用可能な映像教材を独自に作成し、授業に活用する」、「Q18−3：オンデマンド型の教材を他の大学や専門学校等と共有し、授業に活用する」といった項目で、「著しく効果が劣る」という回答率が他の選択肢よりも多く見られた。それに対して、「Q18−4：実践現場と、ビデオミーティングツールを活用するなどICTで接続して授業を実施する」、「Q18−5：海外のソーシャルワーク実践を学ぶビデオミーティングツールを活用するなどの工夫をする」、「Q18−6：災害時の教育の運営・実施体制の構築に活用する」の項目において、Q18−1からQ18−3に比べて、全体的に利用可能なレベルにあるという意見が増える傾向が見られた。遠距離での実践を学んだり、災害などの緊急時の対策としては、ICTは利用可能とする認識が多いと言える。

演習科目におけるＩＣＴの活用の利点（質問項目の比較（%））

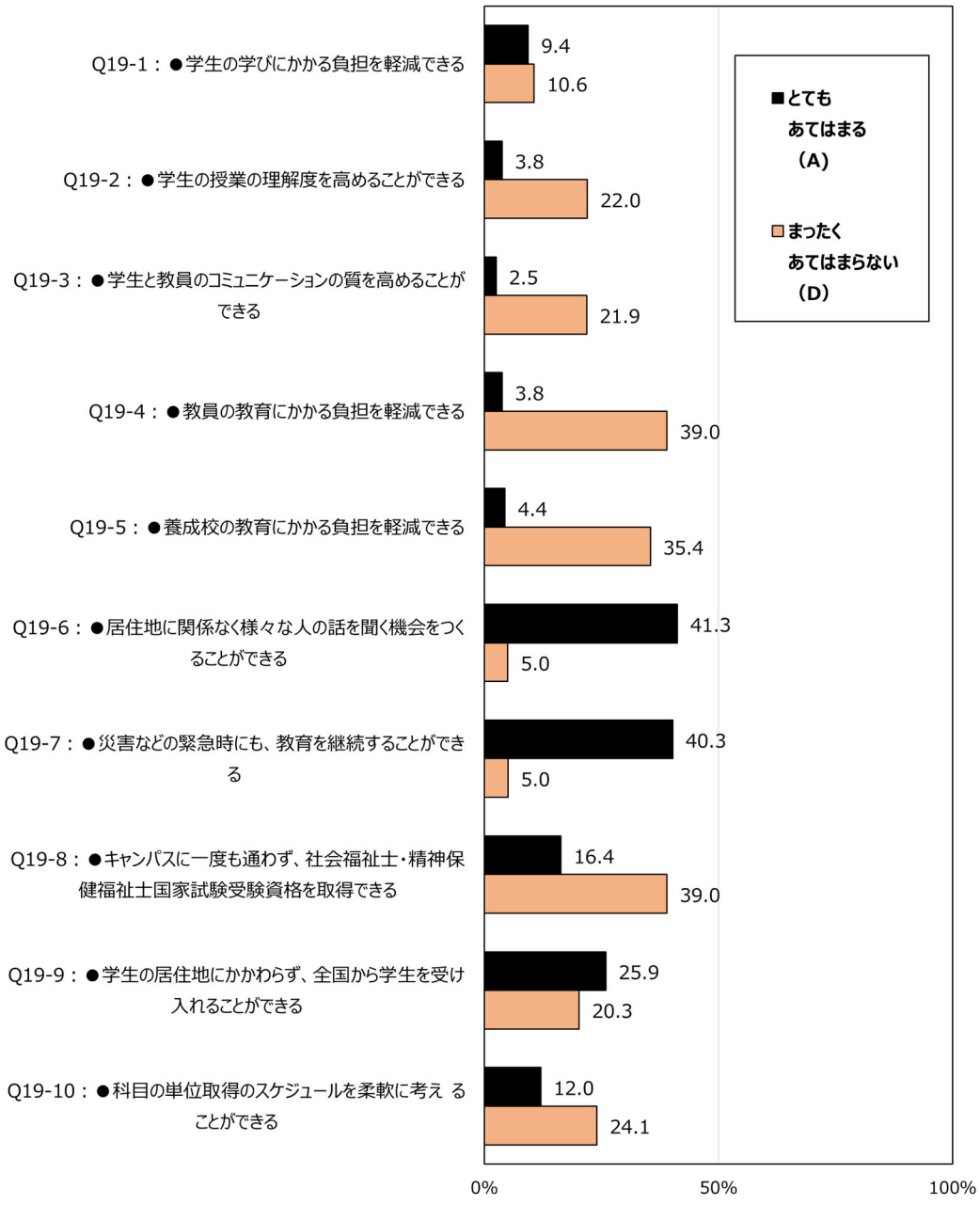

演習科目におけるICTの活用の利点について、「とてもあてはまる」と「まったくあてはまらない」に注目して見てみる。「とてもあてはまる」の回答率が高かった項目は「Q19-6：居住地に関係なく様々な人々の話を聞く機会をつくることができる」（41.3%）、「Q19-7：災害などの緊急時にも、教育を継続することができる」（40.3%）、「Q19-9：学生が居住地にかかわらず、全国から学生を受け入れることができる」（25.9%）であった。それに対して「まったくあてはまらない」の回答率が高かった項目は「Q19-4：教員の教育にかかる負担が軽減できる」（39.0%）、「Q19-8：キャンパスに一度も通わず、社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格を取得できる」（39.0%）、「Q19-5：養成校の教育にかかる負担を軽減できる」（35.4%）であった。これらから、演習科目においてICTを活用する利点としては、距離に関係なく学べる機会の提供や、災害などの緊急時にも教育を継続することにある。しかし教員や養成校の教育にかかる負担を軽減できるという訳ではないということが言える。

演習科目において教育効果や教育の質を担保するためにICTの活用の問題や課題と考えられる点については、「非言語的コミュニケーションもふまえた取り組みが学びにくい」、「学生側のICT環境の整備」、「グループワークの指導が難しい」、「コミュニケーションや面接技術の理解度を測ることが難しい」、「ロールプレイの実施が難しい」などの意見が多く見られた。

(4) 実習におけるICTの活用と教育効果

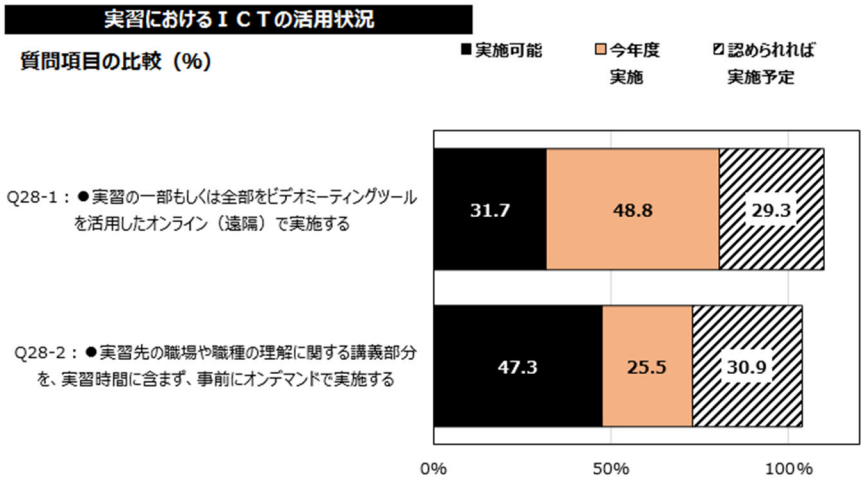

実習におけるICTの活用状況としては、「Q28-1：実習の一部もしくは全部をビデオミーティングツールを活用したオンライン（遠隔）で実施する」の項目では「今年度実施」が 48.8%であった。これに対して「Q28-2：実習先の職場や職種の理解に関する講義部分を、実習時間に含まず、事前にオンデマンドで実施する」の項目では「今年度実施」が 25.5%であった。

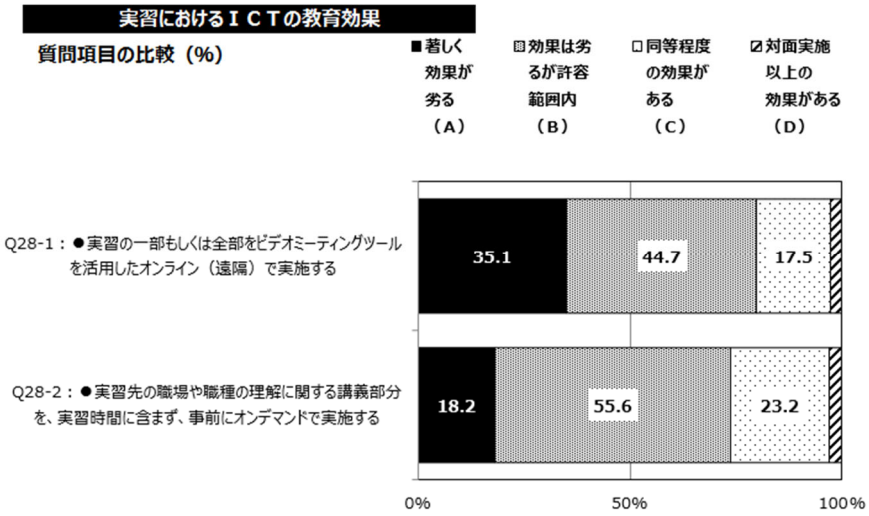

実習におけるICTの活用の教育効果については、「著しく効果が劣る」に注目すると「Q28-1：実習の一部もしくは全部をビデオミーティングツールを活用したオンライン（遠隔）で実施する」では 35.1%、「Q28-2：実習先の職場や職種の理解に関する講義部分を、実習時間に含まず、事前にオンデマンドで実施する」では 18.2%となっており、オンラインで実習を一部もしくは全部実施した回答の方が事前にオンデマンドで実施するよりも多かったが、その教育効果としては逆の結果であったと言える。

実習科目における教育効果や教育の質を担保するために、ICT活用の問題や課題と考える点としては、実習科目においても通信環境問題がまずあげられる。実習科目ならではと言う点では「現場感覚」や「肌で感じる」

といった臨床現場でなければ体験することができない点があり、リアリティという観点からもICTでは不十分であるという意見が挙げられる。ただし、実習日誌等を手書き出はなくデータでやり取りできる体制の整備などが必要であるという意見も見られた。

(5) 実習指導におけるICTの活用と教育効果

実習指導におけるICTの活用状況としては、今年度実施した項目としては「Q30-5:実習の帰校日指導を、ビデオミーティングツールを活用したオンライン(遠隔)で実施する」(47.7%)、「Q30-4:実習の巡回指導を、ビデオミーティングツールを活用したオンライン(遠隔)で実施する」(41.8%)、「Q30-7:実習報告会をオンライン(遠隔)もしくは対面とビデオミーティングツールを活用したオンラインのハイブリッドで実施する」(40.0%)が多かった。

実習指導におけるＩＣＴの活用の利点（質問項目の比較（%））

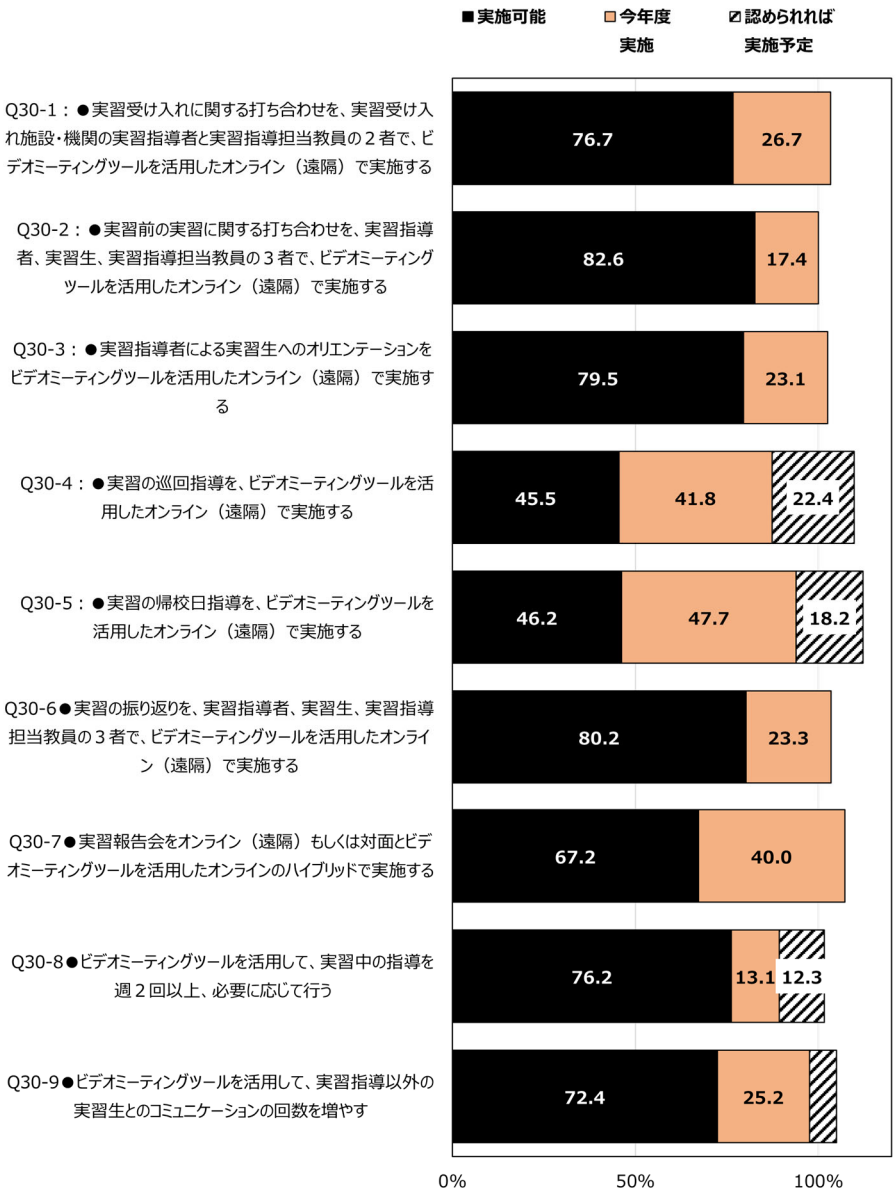

実習指導におけるＩＣＴの教育効果（質問項目の比較（%））

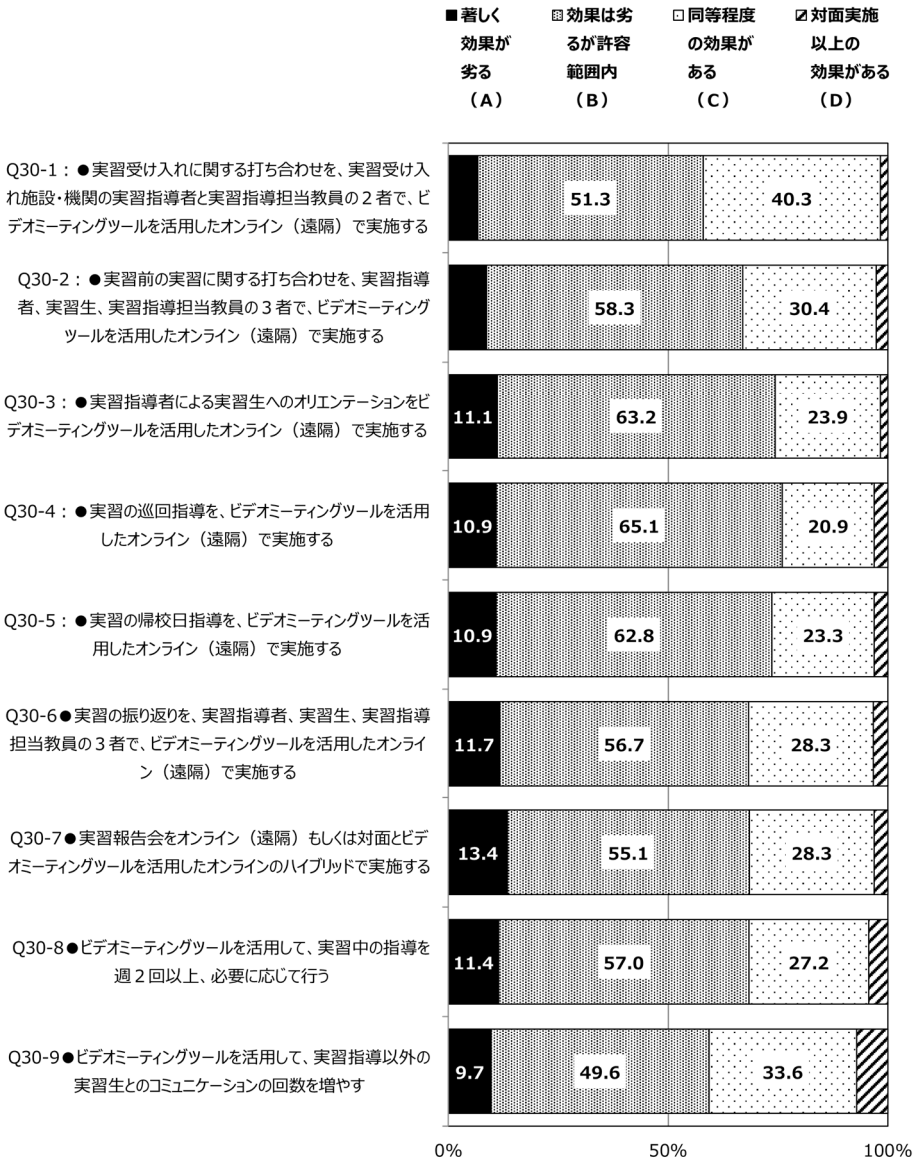

実習指導における教育効果として利用可能と認識（「対面実施より効果は劣るが許容範囲内」、「対面実施と同等程度の効果がある」、「対面実施以上の効果がある」の合計）する項目の上位は「Q30-1：実習受け入れに関する打ち合わせを、実習受け入れ施設・機関の実習指導者と実習指導担当教員の2者で、ビデオミーティングツールを活用したオンライン（遠隔）で実施する」（93.3）、「Q30-2：実習前の実習に関する打ち合わせを、実習指導者、実習生、実習指導担当教員の3者で、ビデオミーティングツールを活用したオンライン（遠隔）で実施する」（91.3%）、「Q30-9：ビデオミーティングツールを活用して、実習指導以外の実習生とのコミュニケーションの回数を増やす」（90.3%）であった。また、（Q30-4：）巡回指導や（Q30-5：）帰校日指導も利用可能との認識は89.1%であるが、「対面実施より効果は劣るが許容範囲内」の回答がそれぞれ 65.1%と 62.8%となっている点は看過できない。以上をふまえると、打ち合わせやコミュニケーションツールとしては有効であるが、指導という点では課題が残っていると言える。

実習指導においてICTの活用を考えていない主な理由としては「インターネット環境が整っていない」、「対人援助職に必要な『暗黙知』を理解、把握、『形式化』するためには対面授業でないと困難」、「教育効果に結びつけることが難しいため」、「対面による支持的サポートの有用性を重視」といった意見が見られた。

実習・実習指導の実施おけるＩＣＴ活用の利点（選択肢の比較（%））
(「とてもあてはまる」と「まったくあてはまらない」との比較)

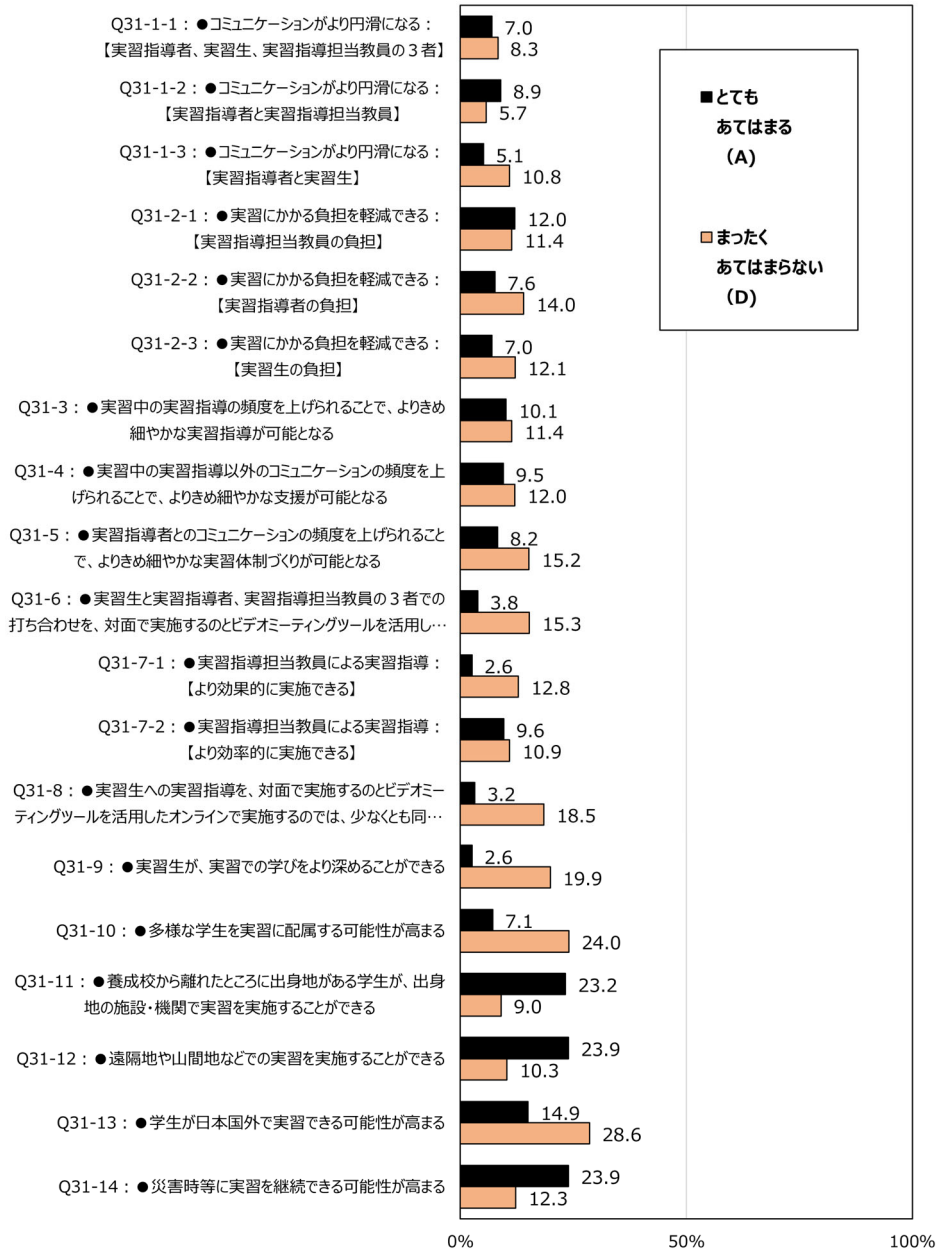

実習及び実習指導の実施におけるICTの活用の利点について、「とてもあてはまる」に注目してみると、「Q31-12:遠隔地や山間地などでの実習を実施することができる」(23.9%)、「Q31-14:災害時等に実習を継続できる可能性が高まる」(23.9%)、「Q31-11:養成校から離れたところに出身地がある学生が、出身地の施設・機関で実習を実施することができる」(23.2%)が上位であった。これに対して「まったくはてはまらない」に注目してみると「Q31-13:学生が日本国外で実習できる可能性が高まる」(28.6%)、「Q31-10:多様な学生を実習に配属する可能性が高まる」(24.0%)、「Q31-9:実習生が、実習での学びをより深めることができる」(19.9%)といった項目が上位であった。以上からICTの活用によって遠隔地等での実習や、災害時等に実習を継続することができることがメリットであるが、一方で多様な実習や多様な学生への対応、実習での学びを深めるという点では利点として当てはまらないと言える。

1－3－2　実習・実習指導担当教員調査

【実習・実習指導担当教員調査票　調査結果より抜粋】

次に実習担当教員への調査結果から、実習指導におけるICT（主に Web 会議システム）の活用とその教育効果、今後の活用について見ていくことにする。

(1)　事前訪問、オリエンテーションでの Web 会議システムの活用

Q9_1：実習生の事前訪問やオリエンテーションでWeb会議システムを実施 (n=202, SA)

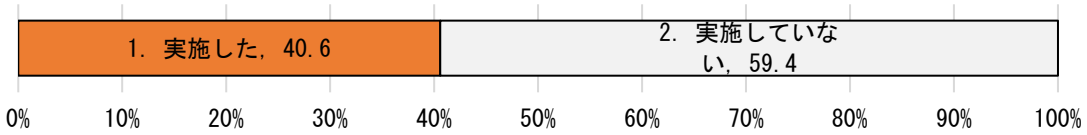

実習生の事前訪問やオリエンテーションでの Web 会議システムの活用について、実施したという回答は 40.6％であった。

Q9_1_1：Web会議システムによる事前訪問等を実施した学生に対する教育効果 (n=82, SA)

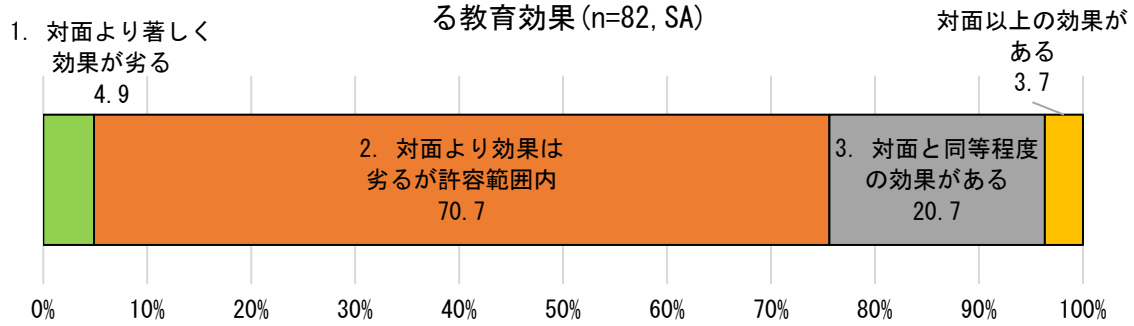

Web 会議システムによる事前訪問等を実施した学生に対する教育効果としては、「対面より効果は劣るが許容範囲内」が 70.7％と最も多く、「対面と同等程度の効果がある」が 20.7%、「対面以上の効果がある」が 3.7%であった。許容範囲も含めて利用可能とする認識は 95.1％であり、一定の教育効果はあったと判断することができる。しかし、「教育効果」言えば7割強が「許容範囲とはいえ対面よりも劣っている」と認識しているということであり、課題が残っていると言える。

Q9_1_2：今後の事前訪問やオリエンテーションの実施にWeb会議システムを活用する意向 (n=82, SA)

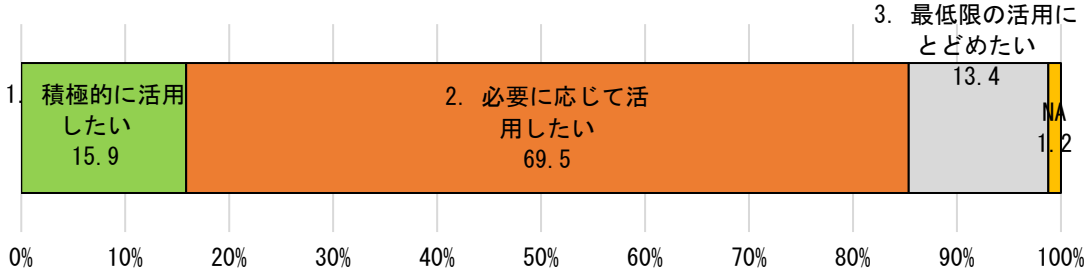

今後の活用については、「積極的に活用したい」が 15.9％。「必要に応じて活用したい」が 69.5％となってお

り、ICTを利用することができるレベルではあるが積極的に活用したいという意見が多いわけではない。

(2) 実習巡回指導における Web 会議システムの活用

Q9_2：実習の巡回指導をweb会議システムで実施したか(n=202, SA)

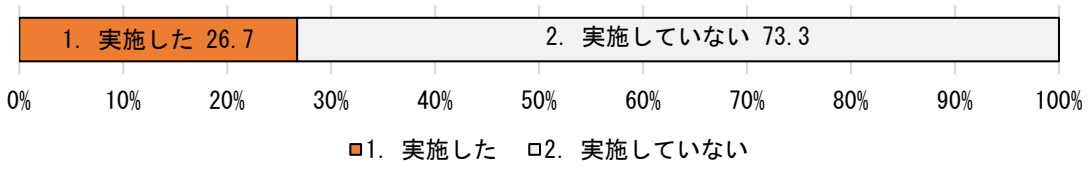

実習巡回指導を Web 会議システムで実施したかについては、26.7%となっており、事前訪問等と比較すると回答率としては少ない。

Q9_2_1：Web会議システムによる巡回指導を実施した学生に対する教育効果(n=54, SA)

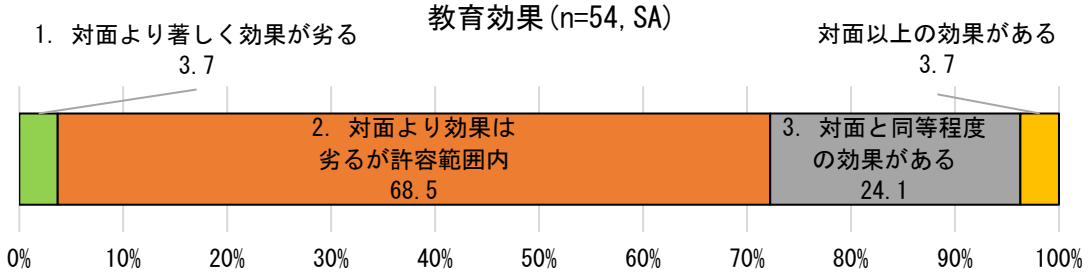

Web 会議システムに寄る巡回指導を実施した学生に対する教育効果については、「対面よりは効果が劣るが許容範囲内」が 68.5%と最も多く、「対面と同等程度の効果がある」が 24.1%となっている。許容範囲も含めた「利用可能」とする認識は 96.3%となっており、事前訪問等よりも利用可能とする認識は高い。しかし、「教育効果」の観点で言えば約7割が「許容範囲とはいえ対面よりも劣っている」と認識しているということであり、課題が残っていると言える。

Q9_2_2：今後の巡回指導の実施にWeb会議システムを活用する意向(n=54, SA)

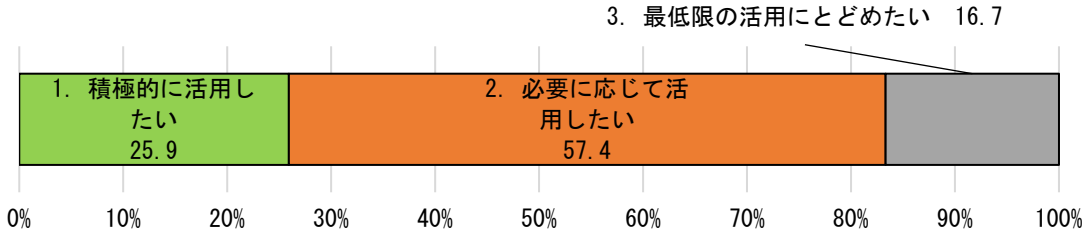

今後の巡回指導の実施に Web 会議システムを活用するかどうかについては、「積極的に活用したい」が 25.9%、「必要に応じて活用したい」が 57.4%、となっており、事前訪問等と比較して「積極的に利用したい」の回答率が多かった。巡回指導については、事前訪問等よりもICTの活用は有効であり、積極的に活用したいという意見が増える傾向があると言える。

(3) 帰校日指導における Web 会議システムの活用

Q9_3：学生への帰校日指導を、Web会議システムによって実施したか(n=202, SA)

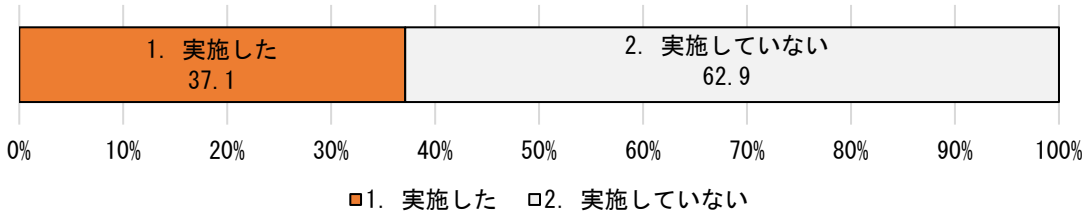

実習期間中における学生への帰校日指導を Web 会議システムによって実施したかについては、「実施した」が 37.1%であった。事前訪問等よりも実施したという回答率が低いが、巡回指導よりも実施したという回答率が高かった。

Q9_3_1：Web会議システムによる帰校日指導を実施した学生に対する教育効果(n=75, SA)

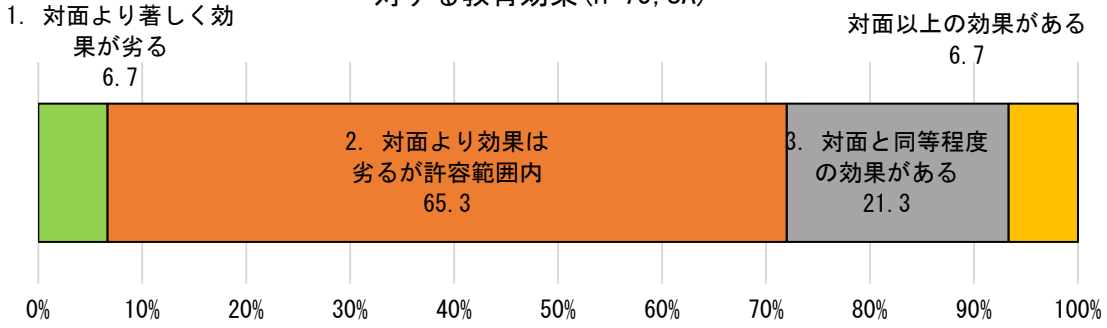

Web 会議システムによる帰校日指導を実施した学生に対する教育効果としては、「対面よりは劣るが許容範囲内」が 65.3%、「対面と同程度の効果がある」が 21.3となっており、許容範囲も含めた「利用可能」とする認識は 93.3%であった。「対面より著しく効果が劣る」については6.7%となっており、事前訪問等、巡回指導と比較すると最も回答率が多かった。「教育効果」の観点で言えば約7割が「許容範囲とはいえ対面よりも劣っている」と認識しているということであり、課題が残っていると言える。

Q9_3_2：今後の帰校日指導の実施にWeb会議システムを活用する意向(n=75, SA)

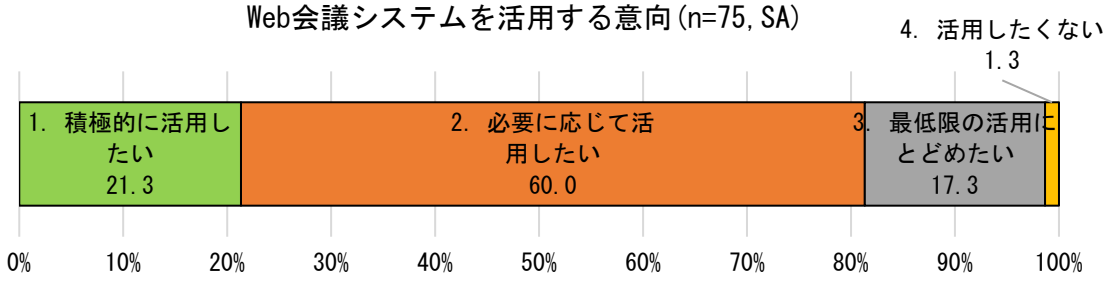

今後の帰校日指導の実施に Web 会議システムを活用するかどうかについては、「積極的に活用したい」が 21.3%、「必要に応じて活用したい」が 60.0%であった。「積極的に活用したい」という意見については、事前訪問等よりも回答率が高く、巡回指導よりも回答率が低かった。

(4) Web 会議システムに対応するための環境構築することの負担

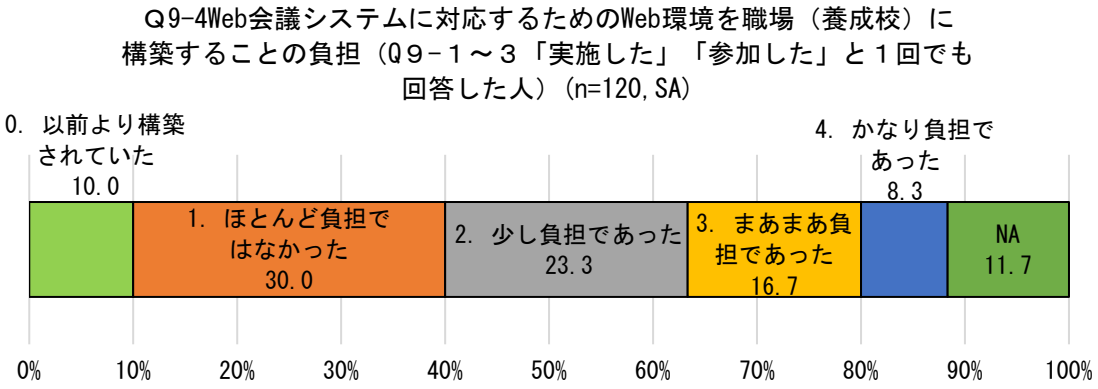

Web 会議システムに対応するための Web 環境を養成校に構築することの負担について、事前訪問等、巡回指導、帰校日指導のいずれかを実施した回答者に聞いたところ、「ほとんど負担はなかった」が 30.0%、「少し負担であった」が 23.3%、「まあまあ負担であった」が 16.7%であった。「以前より構築されていた」と「ほとんど負担ではなかった」を「負担ではなかった」とすると合計 40.0%、「少し負担であった」と「まあまあ負担であった」と「かなり負担であった」を「負担であった」とすると合計 48.8%となり、どちらかというと実習担当教員としては環境を構築することが負担であったと言える。

(5) 今後活用する意向とシステムの構築

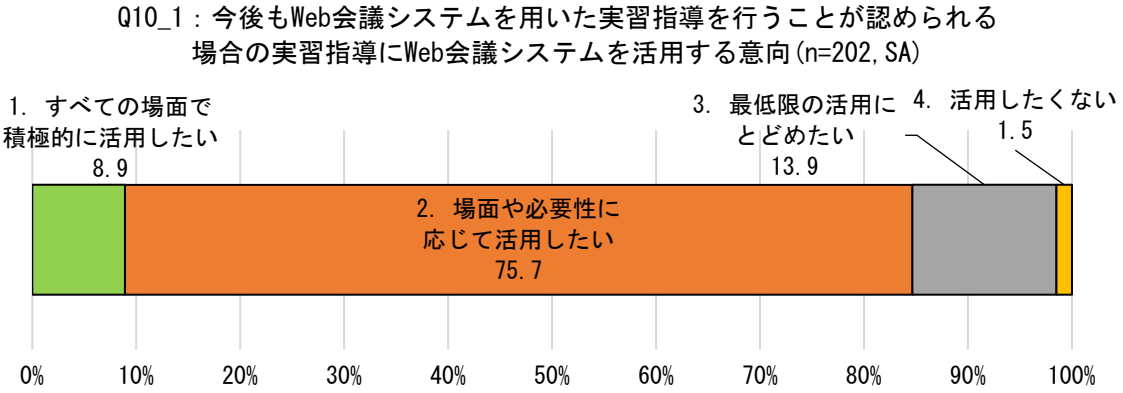

Web 会議システムを用いた実習指導を行うことが認められた場合、今後も実習指導に Web 会議システムを活用するかどうかについては、「場面や必要性に応じて活用したい」が 75.7%と最も多く、ついで「最低限の活用にとどめたい」が 13.9%であった。「すべての場面で積極的に活用したい」は8.9%となっており、どちらかといえば認められたとしても消極的な意向であると言える。

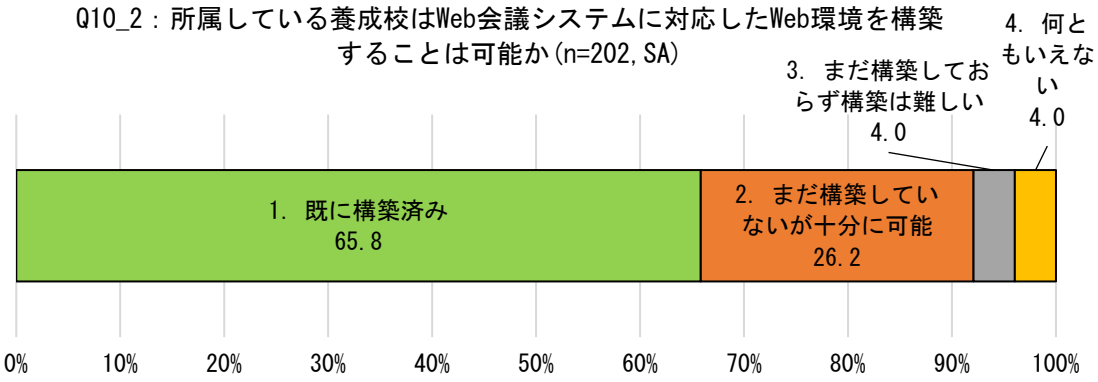

所属している養成校において Web 会議システムに対応した Web 環境を構築することが可能かどうかについては、「既に構築済み」が 65.8%、「まだ構築していないが十分に可能」が 26.2%となっており、多くの養成校において Web 環境は整っているといえる。ただし、「まだ構築しておらず、構築は難しい」が4.0%あることをふまえると、すべての養成校において実施可能な状況にあるとは言えない。

(6) 小括

ここまでの実習指導におけるICTの活用についての結果をふまえると、実施率が高いのは事前訪問等であるが、指導上教育効果が最もあったのは巡回指導であった。帰校日指導については、演習科目などで挙げられていた「グループワークの指導が難しい」という指摘にもあったように、ICTの活用では教育効果が他よりも乏しかったと言える。Web 環境の構築について教員側の負担があったものの、必要に応じて今後も活用する意向はある。Web 会議システムに対応した Web 環境の構築についても、ほとんどの養成校において整う、あるいは実施可能な状況にあり、一部の構築が難しい養成校への配慮も行うことで、全国的に ICT の活用は可能となると考えられる。具体的には実習巡回指導をICTの一つである Web 会議システムを活用して行うことは、教育効果として許容範囲内(利用可能)とする認識は多いものの、教育効果の面から言えば対面よりも劣るとする認識が多いことも課題として残っており、養成教育におけるICTの活用を検討するにあたってはメリットとデメリットの両面を精査しつつ、対面による教育効果と同等の効果が得られる活用方法を検討した上で有効に活用していくべきであると考えられる。

1－3－3 実習指導者調査

【実習指導者調査票 調査結果より抜粋】

次に、実習指導者に対する調査結果から、実習遂行のためのICT（主に Web 会議システム）の活用とその教育効果、今後の利用に対する意向や課題について見ていくことにする。

(1)事前訪問・オリエンテーションにおける Web 会議システムの活用

Web会議システムよる実施状況（事前訪問やオリエンテーション）

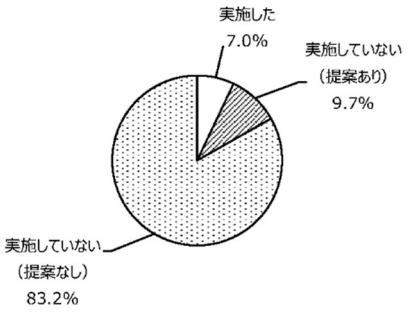

実習生の事前訪問やオリエンテーションを、Web 会議システムによって実施したかどうかについては、「実施した」が7.0%、提案があったが「実施していない」が9.7%、「実施していない」が 83.2%となっており、Web 会議システムによる実施については少なかった。

Web 会議システムの教育効果（事前訪問やオリエンテーション）

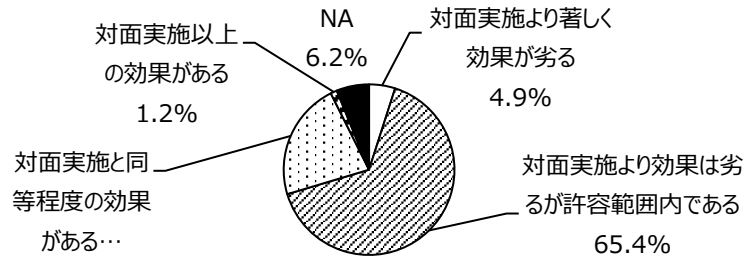

Web 会議システムを活用した回答者に対して、その教育効果についてたずねたところ、「対面実施よりは効果は劣るが許容範囲内」が 65.4%と最も多く、次いで対面実施と同程度の効果がある」が 22.2%であった。

今後の Web 会議システムの活用意向（事前訪問やオリエンテーション）

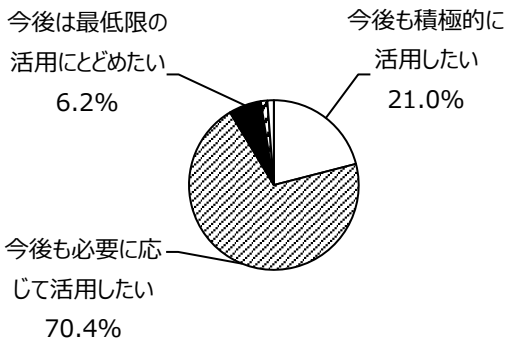

事前訪問等において、今後の Web 会議システムの活用の意向については「今後も必要に応じて活用したい」が 70.4%と最も多く、次いで「今後も積極的に活用したい」が 21.0%となっており、実習指導担当教員調査よりもICTの活用に対して積極的な意向であると言える。

(2)巡回指導における Web 会議システムの活用

Web 会議システムよる実施状況（巡回指導）

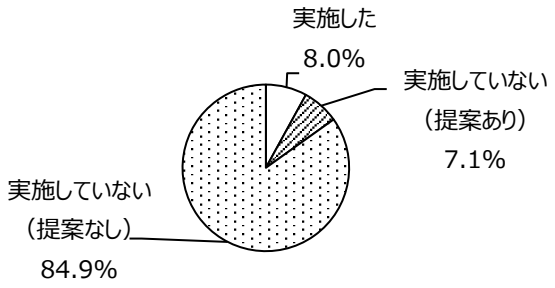

実習中の養成校教員の巡回指導を、Web 会議システムによって実施したかについては「実施した」が8.0%、提案が合ったが「実施していない」が7.1%、「実施していない」が 84.9%であった。実施されていることは少なかったと言える。

Web 会議システムの教育効果（巡回指導）

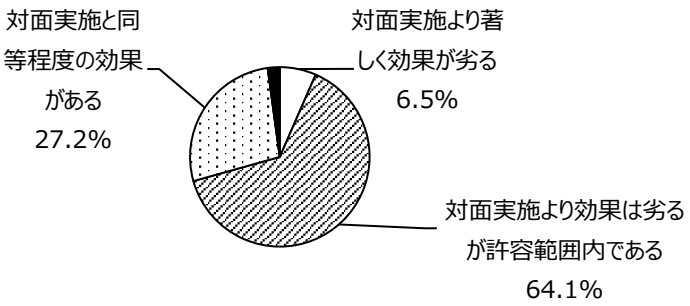

実習巡回指導で Web 会議システムを活用したと回答した人にその教育効果をたずねたところ、「対面より効果は劣るが許容範囲内である」が 64.1%、「対面実施と同程度の効果がある」が 27.2%であった。実習担当教員よりも「対面と同程度の効果がある」の回答率が高いが、「対面実施より著しく効果が劣る」も回答率が高かった。

今後の Web 会議システムの活用意向（巡回指導）

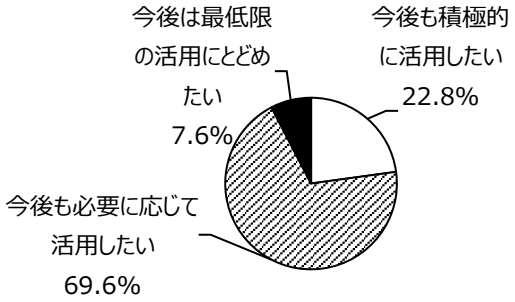

今後も巡回指導に Web 会議システムを活用するかどうかについては、「今後も必要に応じて活用したい」が 69.6%、「今後も積極的に活用したい」が 22.8%となっており、実習担当教員の意向とほぼ同じ結果であった。

(3)帰校日指導における Web 会議システムの活用

Web 会議システムよる実施状況（帰校日指導）

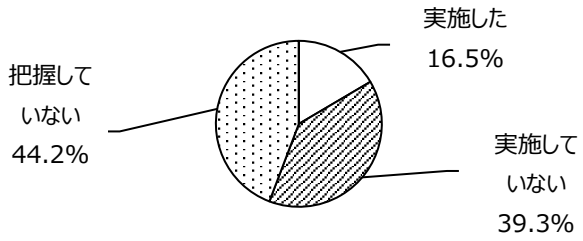

養成校の教員が学生への帰校日指導を Web 会議システムを活用して実施したかどうかについては、「実施した」が 16.5%、「実施していない」が 39.3%、「把握していない」が 44.2%であった。

Web 会議システムの教育効果（帰校日指導）

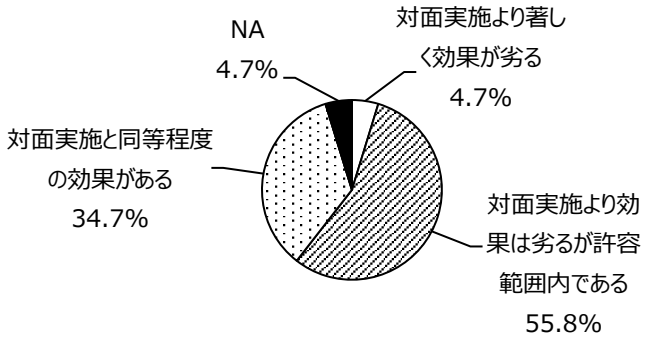

帰校日指導について「実施した」と回答した人にその教育効果をたずねたところ、「対面実施より効果は劣るが許容範囲内」が 55.8%、「対面実施と同程度の効果がある」が 34.7%、「対面より著しく効果が劣る」が4.7%であった。巡回指導よりも「対面実施と同程度の効果がある」の回答率が高く、実習指導者側から見ると、帰校日指導は比較的教育効果があると言える。

今後の Web 会議システムの活用意向（帰校日指導）

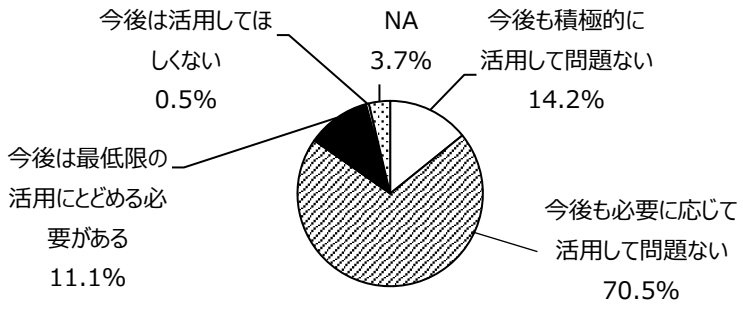

今後の移行については、「今後も必要に応じて活用して問題ない」が 70.5%と最も多く、「今後も積極的に活

用して問題ない」も加えると合計 84.7%が活用して問題ないと考えている。

(4)実習報告会における Web 会議システムの活用

Web 会議システム（オンライン参加）の利用状況（実習報告会）

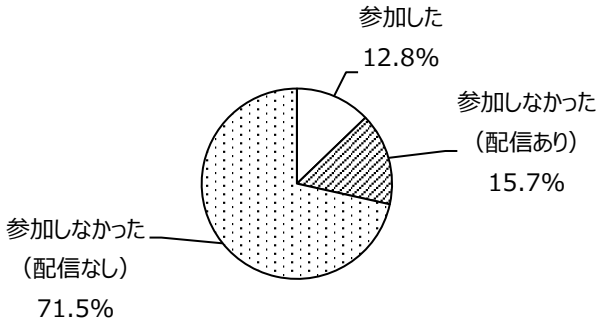

実習終了後の Web 会議システムを活用した実習報告会について、「参加した」は 12.8%であるが「参加しなかった（配信あり）」が 15.7%、「参加しなかった（配信なし）」が 71.5%となっており、「参加した」の回答は少なかった。

Web 会議システム（オンライン）の教育効果（実習報告会）

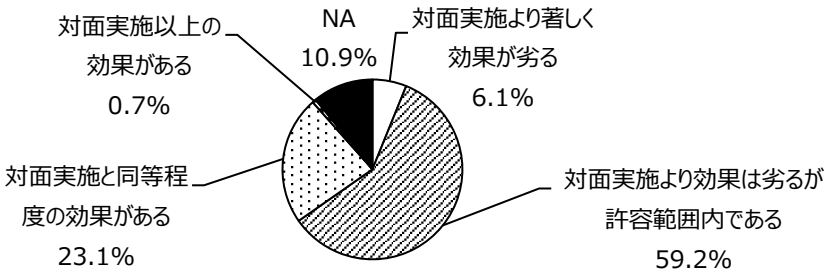

Web 会議システムによる実習報告会に参加した人に対して教育効果をたずねたところ、「対面実施より効果は劣るが許容範囲内である」が 59.2%で最も多かった。許容範囲も含めて利用可能とする認識は 83.0%であり、Web 会議システムを活用した実習報告会は一定の教育効果があると言える。

今後の Web 会議システムの活用意向（実習報告会におけるオンライン参加）

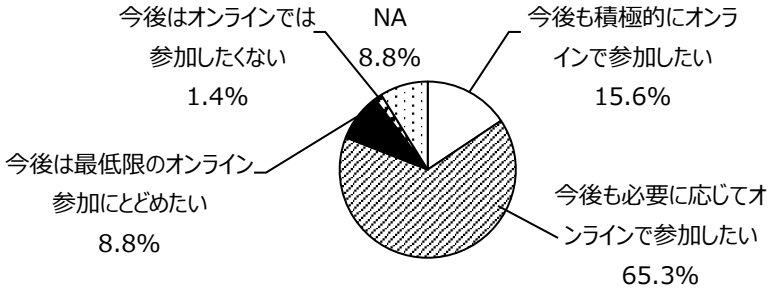

参加者のうち、Web 会議システムを活用した実習報告会への参加への意向については、「今後も必要に応じてオンラインで参加したい」が 65.3%と最も多い。これに「今後も積極的にオンラインで参加したい」を加えると、参加したいという回答は 80.9%となる。実習報告会についても教育効果が期待でき、実習指導者もそのようなカタチであっても参加する意向を持っていることが言える。

(5)Web 環境の構築の負担

Web 会議システム対応の Web 環境を構築することは可能か

※個人対応・構築済・NA を除いた集計。

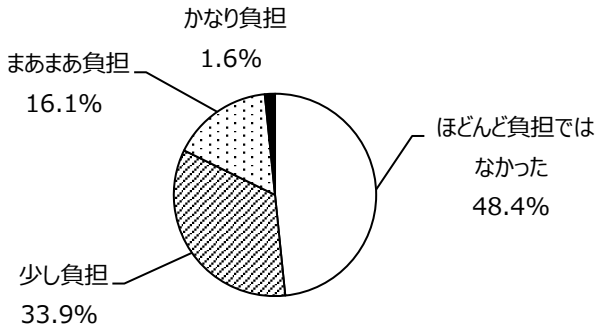

Web 環境の構築に関する負担については、「ほとんど負担ではなかった」が 48.4%と最も多かった。これに対して「少し負担」が 33.9%、「まあまあ負担」が 16.1%、「かなり負担」が1.6%となっており、半数はほとんど負担なかったとしているが、ある程度の負担を感じている実習指導者もほぼ同数であった

(6)Web 会議システムを用いた実習指導が認められた場合

2020 年度の実習では、コロナウイルス(COVID-19)感染症予防の観点から、臨時的に実習指導への Web 会議システム活用が認められた。コロナに関わらず今後も Web 会議システムを用いた実習指導を行うことが認められることになった場合を想定した場合の実習指導者の意向について見ていくことにする。

実習指導における Web 会議システムの活用意向

※「何とも言えない」と NA を除いた集計。

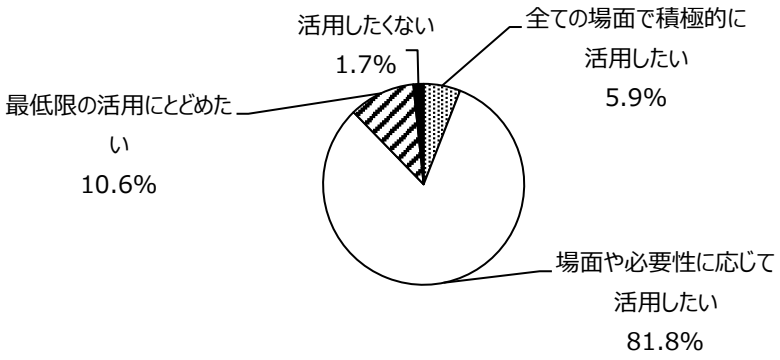

実習指導に Web 会議システムを活用すること(例:Web 会議システムによる巡回指導の実施など)についての意向は、「場面や必要性に応じて活用したい」が81.8%と最も多かった。次いで「最低限の利用にとどめたい」が 10.6%、「すべての場面で積極的に活用したい」が5.9%であった。「全ての場面で積極的に活用したい」と「場面や必要性に応じて活用したい」を合わせると 87.7%となり、活用したいという意向が多くを占めると言える。

Web 会議システム対応の Web 環境を構築することは可能か

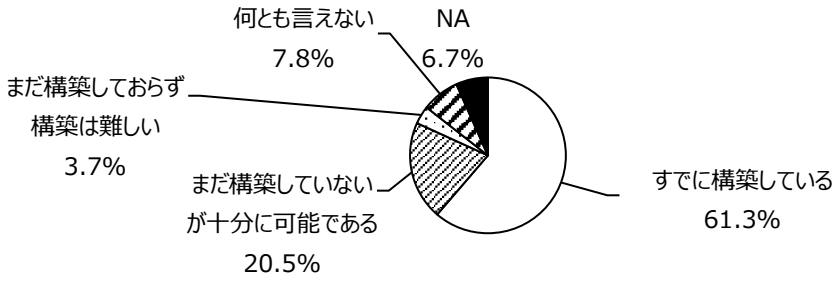

Web 会議システム対応の Web 環境を構築することは可能かどうかについては、「すでに構築している」が 61.3%と最も多く、これに「まだ構築していないが十分に可能である」が 20.5%となっており、合わせた 81.8%が Web 環境の構築済みあるいは実施可能である。したがって、ほとんどの実習指導者は Web 会議システムを利用することができる環境にあると言える。

1－3－4 考察

(1)3つの調査結果から言えること

養成校調査、実習・実習指導担当教員調査、実習指導者調査の3つの調査結果から、何が言え、これからの方向性としてどのようなことが考えられるのかをここでは扱っていくことにする。

まず養成校調査からはICTの活用により、オンライン講義と資料のペーパーレス化が行われた。その教育効果としては海外のソーシャルワーク実践を学ぶためのビデオミーティングツールとして等の活用や、災害などの緊急時の教育の継続などが可能になったことがあるが、オンデマンド型による講義科目については比較的教育効果が低かった。ICTを活用するメリットとしては、距離に関係なく、そして災害などの緊急時でも教育を行うことができる点が挙げられる。演習及び実習・実習指導科目についてもコミュニケーションツールとしての活用や、居住地に関係なく学び、遠隔地でも実習をすることができるという点で、ICTを活用するメリットがあることが分かった。ただし、ICTの活用は教員や養成校として教育にかかる負担を軽減することには繋がらない点は留意が必要である。

次に実習・実習指導担当教員調査からは、事前訪問やオリエンテーション、実習巡回指導、帰校日指導において、ICTの中でもいわゆる「Zoom」等の Web 会議システムの活用の実態とその効果、今後の利用意向などが明らかとなった。教育効果については、いずれも Web 会議システムは「対面より効果が劣るが許容範囲」も含めて利用可能とする認識が高く、必要に応じて活用したいと考えている。特に巡回指導については積極的に活用したいという意向が他の指導よりも多かった。Web 会議システムのための環境構築には教員の負担がある程度は必要となるが、今後も Web 会議システムを用いた実習指導を行うことが認められるのであれば、場面や必要に応じて活用していく意向があると言える。ただし、積極的というよりも必要に応じての活用と言う点に留意が必要である。養成校調査の結果もふまえて考えると、この必要な場合とは遠隔地に居住する学生が居住地周辺で実習をするなどの養成校から実習先までの距離が離れている場合や、災害などの緊急時で巡回指導等が困難な場合に、Web 会議システムを活用したいという意向であると考えられる。

次に実習指導者調査からは、実習・実習指導担当教員調査と同様に事前訪問やオリエンテーション、実習巡回指導、帰校日指導、そして実習報告会において Web 会議システムの活用とその効果、今後の利用意向などが明らかとなった。教育効果についてはいずれにおいてもおおむね Web 会議システムは利用可能なレベルで

あり、必要に応じて利用したいと考えている点は、実習担当教員と同様である。環境構築に関する負担については若干の負担が発生する可能性はあるものの、Web 会議システムの利用が認められれば今後も場面や必要に応じて活用していく意向があると言える。

ただし、これらの調査では「対面実施より効果は劣るが許容範囲内」とする回答の割合が高いことにも留意する必要がある。教育効果の観点からは対面よりも教育効果が劣っている部分も含まれており、これらを課題として認識しつつ、メリットとデメリットの両面を精査し、教育の質を低下させない活用方法を検討していく必要があると言える。

(2)今後の方向性

以上をふまえて、今後の方向性について検討を行いたい。まず、ICT(Web 会議システムを含む)を活用できる場面としては距離や非常時の影響を受けずに教育を行うことができる点があげられる。さらに実習担当教員と実習指導者ともに、巡回指導やコミュニケーションツールとしてICTの活用は有効であると考えている。そこでまずは、実習巡回指導において Web 会議システムの活用を、指導方法の1つとして、制度的に認める場合、対面による教育効果と同等の効果が得られる方法を検討した上で導入するべきであると考える。なお、例えば、学生が遠隔地や山間地などで実習を行うために対面での指導が難しい場合等ではICTの活用が有効であるとする結果も出ており、実習指導者と連携のもと、必要に応じて Web 会議システムで巡回指導を実施することができるようにするなど、場面に応じてICT活用のメリットを活かすことも検討すべきである。

ただし帰校日指導においてICTを活用することについては、実習指導者はその有効性を感じている割合が高かったが、グループワークなどでICTを活用するには工夫が必要であったり、一方的になってしまい学生の状況の把握が難しいという意見をふまえると、より効果的なICTを活用した帰校日指導の指導案モデルが開発されるまでは、慎重になるべきであろう。おそらく、教員側のICTスキル等により教育効果への影響が出やすく、全ての養成課程において質を担保するという段階までには、まだ課題が残されていると考えられる。

次に、演習科目におけるコミュニケーション力、グループワーク、模擬面接の実施等について、ICTを活用したモデルとなる教材を提示することの必要性である。これらについては、ICT活用の課題点にも上がっているが、演習科目におけるコミュニケーション力やグループワーク、そして模擬面接の実施等による演習科目において修得すべき技術や知識の獲得が、ICTを活用した教育では難しいと考えられている点を理由として挙げることができる。一方で、福祉専門職養成教育以外では、演習科目でICTを活用することを前提とした教材の開発が行われている。具体的な先行事例は1−4にて後述するが、福祉専門職養成教育でも教材開発とその形成的評価の取り組みを活性化する働きかけや、教材や指導方法のノウハウをデータベース化して共有化するなどの取り組みを行うことが必要である。

さらに教員や実習指導者のICTスキルの向上と底上げのための取り組みも求められる。年齢やそれまでの経験、あるいは個人的嗜好などから個々のICTスキルには大きな隔たりがある。ICTを活用した教育・指導の効果を対面による効果と同等以上にするためにも、すべての教員や実習指導者を対象に、養成教育を行う上で必要となるICTスキルを習得するための研修を行うなど、教育の質を担保するための方法の検討を行い、養成教育制度に位置付けていくことも必要である。

このようなICTを活用した養成教育をすべての養成校で展開していくためには、小規模の専門学校や大学の養成課程でも実施できるICT環境整備への支援、研修の機会、ICT活用するためのツールや方法に関する指針等が必要である。ICTを活用するには情報技術に関する理解と運用が求められることから、すべての養成校が教育の質を担保しながらICTを活用した教育を行うためには、全国的なサポート体制の構築を前提としたさらなる検討が必要である。

1－4 今後の展望と養成教育におけるICT活用への展望

1－4－1 福祉専門職養成及び保健医療系専門職や教育職等におけるICTの活用の状況

福祉専門職養成と同様に対人専門職養成教育である看護学やリハビリテーション学（特に理学療法学）、教育学（保育学を含む）領域においては、ICTを活用した教育実践が社会福祉学に比べて進んでいる。相談援助実習と同じように医療機関の臨床現場での実習が求められる看護実習でも、いくつか研究が行われている。これらの研究は大きく見ると、学内演習のスキルトレーニング、シミュレーションによる専門的判断の獲得、実習記録を電子化したeポートフォリオの活用等に分類できる。これらの中から、特に学内演習や臨床現場における実習及びその実習指導での実践、そして教員側に求められるICT活用のスキルに焦点化して、先行研究をレビューしていく。

これらに焦点をあてる理由には、社会福祉士や精神保健福祉士養成課程には資格制度創設時より通信教育課程が開設されており、いわゆる知識習得型の講義科目についてはレポート課題などに取り組む通信教材が認められてきた。しかし資格制度創設時、特に 2009 年から実施された社会福祉士・精神保健福祉士養成課程におけるカリキュラム改編以降は演習及び実習・実習指導については、教室や臨床現場での対面型での学習が求められて来ており、ICT 活用によって非対面型（オンラインによる教育の実施）は認められてこなかった。このような制度的背景と、今般のコロナ禍を受けて取り組まれている本調査研究事業の目的に照らし合わせると、学内演習や実習・実習指導に関するICT 活用に焦点化することは社会福祉士及び精神保健福祉士養成教育におけるICT活用のあり方のヒントを得ることが考えられるからである。あわせて、ICTを活用した教育実践教育の多くが教員側に ICT を十分に活用するだけのスキルが求められることを指摘しており、学内演習や実習・実習指導で求められるスキルを検討するヒントを得ることができると考えるからである。

(1) 福祉職養成教育におけるICT活用の萌芽的実践

大山ら（2010）は、福祉専門職教育におけるICTの活用の嚆矢の一つであろう。学外での実習中の学生に対するリフレクション支援として、当時の携帯電話（いわゆるフューチャーフォン）の活用と支援サイトを開発した。学生に対するアンケート結果から、「教師のコメントは実習生のリフレクションに寄与しているとおもわれ、教師とのサイトを通した間接的な対話リフレクションが成立していたと推定できる」と結論づけている。当時の携帯電話の機能は現在のスマートフォンよりも劣るが、すでにある程度の「対話型リフレクション」を行うことは可能であったことを示している。

これに続く福祉専門職教育における ICT の活用は、古瀬ら（2012）によってブログを活用した介護福祉実習における指導実践の報告がある。続いて佐藤ら（2013）は福祉専門職教育においてどのようにシステムを導入することができるか、福祉施設職員へのアンケート調査結果から考察を試みている。さらには原（2014）では、ICT を活用したシミュレーションプログラムを用いて、子ども虐待事案への対応を学習する研究成果が示されており、シミュレーションプログラムという ICT の本格的な活用とその有効性が示されている。また坂本（2019）と坂本ら（2019）が紹介したケースワークについて学ぶ模擬面接での ICT の活用は、2014 年頃から取り組みその教材としての形成的評価過程と、その教育効果について紹介している。また坂本（2019）では相談援助実習指導において ICT をどのように活用することができるのか、実習支援システムについて検討を行っているが、テレビ会議システムなど動画を活用する方法についてまでは検討していない。これらは福祉専門職教育における ICT 活用の萌芽的研究であったと言える。

(2) コロナ禍における社会福祉教育領域での活用

灰谷（2021）は、コロナ禍によるソーシャルワーク実習の中断や中止、延期の対応から、オンラインでの実習プログラムについて検討を行っている。オンライン実習が「実習担当教員と実習指導者と実習生の3者が協力しあ

い作り上げる新たな実習のカタチになる可能性は十分ある」と述べている。しかし実習プログラムを一緒に検討した「A事業所」が「新型コロナウィルス（COVID-19）の発生以前からオンラインを活用していた事業を展開していた事業所だった」から「スムーズに実施に向けた準備ができた」と述べており、「実習先の事業所環境や実習指導者の状況に応じて、各オンラインシステムのZoomやs4システム（当該教育期間で使用している学習システム：引用者付記）の説明等を丁寧に実施する必要がある」ことと、「学内システムを活用するにあたり、学内のオンライン授業スタッフの協力を得る等のサポート体制の強化が必要」であると指摘している点は、他領域における先行事例などもふまえても妥当性があると考えられる。

大久保（2021）は、コロナ禍によって遠隔による相談援助実習の教育効果について、実習施設の実習指導者がオンラインで実習生に対して課題を提示・指導をする在宅実習プログラムを実施した結果から分析をしている。その結果、「現場の実習指導者から実践的な事例課題を提示してもらい、工夫をしながら双方向のやりとりを行うことで、多くの実習生が『個別支援計画作成などケースワークが学べた』と述べている」とし、「一定の実践力の向上に寄与するものと考えられる」と結論づけている。ただし、「実習指導者にとっての負担感は相当程度強いものである」とも指摘しており、オンラインで指導する難しさ、求められるスキルの高さを示していると言える。しかし「人が集まれないという新しい生活様式への対応、大規模災害など不測の事態に陥ったときや地理的に学習が困難な人に対しても実習教育の機会を確保するために有効である」と述べていることは、オンラインを活用した在宅実習であっても、実習施設の実習指導者が適切な教材の提供と指導を行うことで、実習生は学べることを示唆していると言えるだろう。

今村ら（2021）は、精神保健福祉士養成における学内・リモート実習について事例報告をしている。オンラインシステムを活用して実習指導者による講義や施設見学、当事者や家族との交流等を行い、事例検討などのソーシャルワーク実習も実施している。その成果としては、学生による評価としては感染症に対する不安などの負担が少なかったこと、友達同士で意見交換をすることで理解が深まったことなどが挙げられた。教員による評価としては、一人も感染者を出すことなく安全かつ安定的な実習教育ができたこと、様々な現場の指導者・関係者に直接指導によって多領域の知識や技術を総合的・包括的に学ぶことができた等が挙げられた。実習指導者による評価としては感染リスクに対する不安や心配をしなくてよかったことや、画面越しに実習生一人一人の感想や意見をじっくりと聞いて指導することができた点などが挙げられた。それに対する課題としては三者に共通する点として通信の不安定さや危機や周囲環境の条件確保が挙げられた。これらをふまえて「①感染症含む多様な社会状況下において体現できる1つの教育の保障のかたち、②交互交流を基盤とした発展的な学び」として期待できると結論づけている。このICTの活用の事例についても、大久保（2021）の場合と同様に実習現場と綿密なコミュニケーションをとり、丁寧な準備を行っていることが伺われ、オンラインによる実習を行うためには時間をかけた準備が非常に重要であると言える。

（3） コロナ禍における保健医療系専門職での活用

コロナ禍の影響をふまえた看護教育における教育実践としては、小池（2021）による実践報告があり、本調査研究事業でも参考になる指摘がなされている。これまでのオンライン教材と最新の映像技術やICT（バーチャルリアリティやゲーミフィケーション（ゲーム的要素を活用した教育））を活用したオンラインコンテンツの比較検討を行った結果、演習などにおける「相互性」や「現実感」について、オンラインコンテンツの限界と違い（「動作」、「触知」、「場所」）をふまえた上で、他の教材との組み合わせを検討することで「相互性」や「現実感」をそれぞれ補完しながら、効果的な学習を行うことができるとしている。そして「技術の進化とともに、安価で高性能な映像関連の機器が手に入り、そしてそれほど難しくないレベルで操作ができる」とした上で、「多くの看護教員がオンラインコンテンツの開発を行っていけるようなプラットフォームの形成が重要であり、コーディネートを行う教員や委員会などの組織づくりが重要となってくる」と指摘している。

山下ら(2021)は、コロナ禍における理学療法士養成教育での取り組みの紹介をしている。オンラインで受講した学生に対して自由記述式のアンケートを行い、テキスト分析から①受講に必要な ICT 環境に関する課題、②視聴覚状況に関する課題、③理解を深めるための双方向性に関する課題、④健康に関する課題(目の疲労、肩こり、腰痛等)の4つの課題点を抽出している。①の課題への対策は「文部科学省の推奨に準じ、学生の通信環境への配慮と受講に必要な各種準備状態を作っておくこと」、②の課題への対応策は「見やすく、聞きやすい授業の配信に努めること」、③の課題への対応策は「対話の機会と手段を工夫した双方向性の高い学習者への配慮」、④の課題への対応策は「通常の対面式の授業と同等の内容をそのまま配信するのではなく、画面の連続視聴を強いないような授業の組立や、同時双方形式とオンデマンド形式を使い分けるなどの手段の選択、短縮した視聴時間から生まれた時間を活用できるような柔軟な授業への参加、課題提出方法などの工夫」をそれぞれ挙げている。その上で「すべての教員が日常から ICT に積極的に触れて学び、授業に利活用することが、指導力、能力を高めることにつながり、その授業力が緊急事態への即応性とレジリエンスを兼ね備えた学校環境の構築に役立つ」と述べている。この指摘は、福祉職養成教育においても同様であると言え、ICT を活用した教育を展開する上で学生に対して教員側が配慮すべき点であると言える。さらに日常から ICT に積極的に触れることは緊急事態への対応力を高めるという指摘は、他のあらゆる学問分野でも同様のことが言えるだろう。

(4) 遠隔地での実習の有効性と課題

齋藤ら(2020)はタブレット端末を活用した電子教科書の活用をとおして「遠隔地実習において、ICT を活用した学習資源が提供されることにより、学生の積極的な学習活動を支援するツールとして有効である」としている。ただし、「学生が効果的に ICT による学習を行うためには、教員自身がデジタル教材やオンライン上の学習資源が持つ利便性をどのように学習活動に生かし、学習成果を得るのかについて、明確な認識を持つことが重要」とも指摘しており、教員側のスキルの重要性を指摘している。

遠隔地での PBL(Project Based Learning:課題解決型授業)としては、千田ら(2019)が遠隔地からの PBL の指導支援を実現するためのシステムを提案し、その効果において「指導支援の役に立つ可能性が高いことが分かった」と報告している。同じく遠隔地(遠距離)にいる学生への指導という点では、大矢(2019)による教育実習生に対する事前事後指導の実践報告においては教育実習校側の評価が高かったことから「直接指導できない中である程度の指導はできた、と判断」しているが、学生側から提示された問題点をふまえて、「仲間」との学習を少しでも取り入れることが大事であることを指摘している。

また、情報技術に関する実習での活用ではあるが、宇梶(2020)は遠隔実習での注意点として、「学生の様子が分かりにくく、実習について来れているのか、もしくは脱落しているのか、判断が難しい」ため、遠隔実習中の学生の状況を把握する手法を検討し、更なる研究や実践が必要であると指摘している。なお、神谷勇毅(2020)は「電子かみしばい」に加速度センサ、コンパスセンサなどのセンサと小型ディスプレイで構成され IoT(Internet of Things:モノのインターネット)の活用を提案しているが、学生の状況を把握するためのデータを集めるツールとしても有効ではないかと考えられる。

以上から、離れた場所にいる学生が実習をする際に ICT を活用することは一定の質を担保した教育の提供に繋がると考えられるが、教員側の ICT 活用のスキルを高める、学生の状況を把握し、オンライン上であっても「仲間」と一緒に学習していることを実感してもらう仕掛けといったことが必要であると言える。

(5) 実習記録の電子化

従来から紙に書かれてきた実習記録を電子化して実習生への指導に活用していく実践研究もいくつか報告されている。特に注目すべきは油川ら(2018)の医学生に対する臨床実習日誌の研究である。実習日誌に e ポートフォリオを導入した結果、日誌の記載率と教員からのコメント率の相関の高さ(r=.913, χ 二乗検定:$p<0.05$)

を示した上で学生への指導の有用性を示している。そして「教員がコメントを書けば学生はさらに省察を行い、自分のなりたい医師像に向かって優先順位をつけて主体的に学びを行うことになる」と述べている。これに続く研究成果が油川ら(2020)である。2年間にわたったeポートフォリの導入をふまえて、2年目の方が学生の満足度及びコンピテンシー育成に関する評価が上がっており、教員の指導力の上昇と指導者としての成長の可能性が見られたとしている。また「e ポートフォリオは新しいツールであるが、一人一人の学生に向き合って指導する昔ながらの指導方法である」とも指摘している。これらをふまえると、実習記録を紙に書くのか、それともパソコンやタブレット、スマートフォンなどのデバイスを用いて作成するのかよりも、教員側が e ポートフォリオを実習指導のツールとして確実に活用すること(具体的にはこまめに記録をチェックしてコメントをすること)が重要であることを示唆していると言える。

保育実習での取り組みでは、戸田ら(2020)を挙げることができる。実習記録ではなく実習終了後の事後報告をオンラインで報告させる手法である。選択式と自由記述式を組み合わせたアンケート方式で実習生に回答してもらうことにより、実習生全体の状況把握や、実習生個人へフィードバックすることで、「学生個人の奮起への一助となる可能性を見出した」とし、同時に「教員側の集計・データ管理の業務簡略化やペーパーレス化などにも繋がった」と述べており、実習記録だけでなく事後指導においても電子化は実習生と教員の双方に対して、有効に機能することを示している。

(6) スキル獲得学習への活用

ロボット教材を活用したスキル獲得という点では、村嶋ら(2019)と桝田ら(2020)はロボット Pepper(ソフトバンクロボティクス株式会社)を活用することで小学生が認知症高齢者への適切な声かけについて学ぶことができるという教育実践報告をしている。また村嶋ら(2019)では大学生を対象に対面型での認知症徘徊模擬訓練の体験学習に ICT を活用した成果も紹介している。この訓練の体験をとおして「認知症高齢者の立場に立つことができた」や「チャットを使うことで情報共有できた」などの肯定的な意見が出たとしている。一方で、「訓練の内容が容易だったため、実際の行方不明者捜索のような複雑さを再現できるように捜索範囲や行方不明者役の配置に工夫が必要である」こと も指摘している。これらの実践は対面型で行われた取組ではあるが、ICT を活用することで支援に必要なスキルや対象者理解は十分に可能であることを示唆していると言えよう。

スキルを学習するには、そのスキルを数値等にデータ化することで専門性とは何かをひもとく工学的なアプローチも行われている。その一例を挙げると難波ら(2019)や陣ら(2020)の研究がある。これらは看護教育において熟練した看護師の技をどのように学習者に伝達すれば良いのかを採決技術に注目して工学的に分析をしている。ソーシャルワークという個別性の高い実践において、熟練した社会福祉士・精神保健福祉士のスキルを工学的に分析することで、確実なスキル修得を目指した教材の作成の可能性が出てくると考えられる。

(7) ビデオ動画を活用したふりかえり

岩田ら(2018)と中田ら(2018)は、保育者が子どもの遊びをどのように見ながら援助を行っているのか、新人保育者の実践映像記録を分析することからベテランとの違いを浮き彫りにしながらベテランが持つ「身体知」を新人が獲得するにはどのような研修を行えば良いのかを考察している。同じような研究として、高橋ら(2018)は保育者の実践をビデオ撮影し、それをもとに園内研修で視聴することが保育実践のリフレクションに効果的であることを報告している。新人保育者を実習生と読み替えることで、実習の様子を動画撮影し、それを教員が視聴することで指導することが可能となるのではないかと考えられる研究である。

似たような研究として、坂本ら(2019)は学内で学生が取り組む模擬保育を動画撮影して、スマートフォンやパソコンなどを学生が使用して視聴し、リフレクションに活用することで反復的学習や指導案とのねらいが達成することができるのかを比較分析し、その結果から多様な視点から見ることでより実践につがる気づきを得ることがで

きたことを紹介している。さらには1年生のような初学者も動画視聴をすることで、上級生をロールモデルとして認識するようになることをアンケート結果から示している。

これらの教育実践をふまえて考えると、演習及び実習において学習者（実習生）の様子を動画撮影し、それをピアレビューすることや教員による実習指導に活かすことは、実践力を高める教育効果があると考えられる。

（8） バーチャルリアリティの活用とそのための支援の必要性

平田ら（2021）は、プレゼンテーションのセルフレビュー（自己省察）を目的としたバーチャルリアリティを活用した教育実践をとおして、特に非言語動作の改善点への気づきを促すことに効果があることを示している。このことからバーチャルリアリティによる演習や実習への活用の効果は期待ができると考えられる。相談援助演習、相談援助実習そして実習指導においても「相互性」や「現実感」は重要な要素であると考えられる。その実現のために最新の映像技術などを活用することである程度はカバーできる可能性はある。そしてこれらを達成するためには、教材を開発することが可能となるようなプラットフォームの形成や支援体制づくりであると言える。

教材作成という点では、沙華哲ら（2021）はインターネットで無償に提供されているビデオ、資料であるオープン教材（OER: Open Education Resources）の有効性を指摘しており、社会福祉教育領域においても活用を検討する価値はあると考えられる。また、櫻井ら（2011）は ICT 活用に関する小学校教員の態度を把握し、それらが日常的な ICT 活用の状況や実態とどのように関連しているかについて検討を行っている。その結果、「特に苦手意識因子が、ICT 活用の認知度や活用頻度と関連している」ことを示されたとし、「苦手意識の軽減・緩和を図ることが、教員の ICT 活用に対する態度を変容し、ICT 活用の普及の一助となることが示唆された」と述べている。この点をふまえると、バーチャルリアリティなどの少し高度な ICT 活用も含めて、更なる ICT の活用のためにはまずは教員側が ICT 活用に対する態度を変容することが重要であると言える。

（9） オンラインによる学習成果の可視化

大学における数学教育での実践事例ではあるが、亀田ら（2019）は有効なコンテンツを提供することにより、「積算された『自主的学修時間』は単位認定に必要な学修時間の可視化成果物」であり、そしてもう1つは「『オンラインテストの評点』は履修者が定着した知識を客観的に判定した可視化成果物」であるとした上で、「この2種の学習成果物は『教育の質保障』を可視化させたエビデンスである」と結論づけている。数学という知識を獲得するいわば講義科目での知見ではあるが、オンラインでの演習や実習の実施にあたってどのようにしてその学習成果を評価すべきかを考える上で、貴重な示唆を得ることができる。

小括

ここまで見てきた、福祉専門職養成と保健医療系専門職や教育職等でのICT活用の状況を以下にまとめる。遠隔地実習、e ポートフォリオの導入、対人援助スキルの習得において ICT の活用は有効であると言える。ビデオ動画やバーチャルリアリティの活用などは非常に有効であるが、一方で教員側にそれだけのコンテンツ（教材）を作成するスキルが求められるため、だれでもが簡単につくることができるようなプラットフォームの形成や、コンテンツ作成を支援してくれる専門職の存在が重要である。実習指導者がオンラインで実習を実施する場合は、通常の業務に加えての業務となるために過重な負担が避けられない。そのための支援と準備のために、教育機関と実習施設、教員と実習指導者の綿密なコミュニケーションが必要であり、テレビ会議システム等の活用はここにおいても求められるであろう。教育機関だけではなく、社会福祉施設・機関や医療機関における臨床現場の理解と協力無くして実現は困難である。

社会福祉士及び精神保健福祉士養成教育の特に演習や実習及び実習指導において ICT を活用するには、ICT 活用によってこれまでと同様の教育の質の担保が可能であるのかを示すエビデンスを求めるという点で、学

習成果の可視化をどのようにするのかということもきわめて重要な課題である。

引用文献一覧

1. 今村浩司、高口恵美、梶原浩介(2021)「遠隔システムを活用した遠隔実習に関する教育実践報告　ー学内・リモート実習を通してみた実習教育の効果・課題に関する―考察―」(日本ソーシャルワーク教育学校連盟 2020 年度九州ブロック研究大会(2021 年3月2日開催)における報告資料より)。
2. 岩田遵子、小川博久、中山昌樹、中田幸子(2018)「保育者の『見え』の内容理解と援助の方向における問題　―新人保育者の実践映像記録の分析から―」『日本保育者養成教育学会　第2回研究大会プログラム・抄録集』日本保育者養成教育学会、P.35。
3. 宇梶郁(2020)「AWS Educate および CYDER 演習教材を活用した遠隔実習の実践報告」『情報教育シンポジウム論文集』情報処理学会、P.244 － P.248。
4. 大久保圭介(2021)「リモートによる相談援助実習の教育効果について　―大規模災害や地理的な困難等による学びを止めないカリキュラム作りを目指して―」『社会福祉士』公益社団法人日本社会福祉士会、第 28 号、P.72 － P.77。
5. 大矢一人「遠距離にいる教育実習生への事前事後指導の実際」『藤女子大学 QOL 研究所紀要』藤女子大学 QOL 研究所、第 14 巻第1号、P.51-P.72。
6. 大山博幸、北原俊一、丸山晃、新行内康慈、中尾茂子、安達一寿(2010)「ICT を活用した福祉領域の学外実習におけるリフレクション支援と評価」『日本教育工学会論文誌』第 34 巻、P.29-P.32。
7. 亀田真澄、宇田川暢(2019)「教育の質保障に向けた e-Learning によるエビデンス　―自主的学修時間とオンラインテスト評点―」『教育システム情報学会研究報告』第 34 巻第3号、P.1-P.4。
8. 小池武嗣(2021)「ICT を活用した看護教育の新しいオンラインコンテンツの開発」『教育システム情報学会研究報告』第 35 巻第6号、P.15-P.18。
9. 神谷勇毅(2020)「"体験"を付加した幼児教育 ICT 教材の開発」『教育システム情報学会研究報告』第 35 巻第1号、P.47-P.50。
10. 沙華哲、重田勝介(2021)「オンライン授業における協同学習への参加と学習成果の関係」『教育システム情報学会研究報告』第 35 巻第5号、P.45-P.52。
11. 齋藤美紀子、木村千代子、其田貴美枝、藤澤珠織、石岡桂子、中村祥子、杉田由佳理、太田尚子、丸山夏弥、一戸とも子、三國裕子(2020)「看護学実習における情報通信技術(ICT)活用の効果と課題 : タブレット端末による電子教科書導入の試み」『青森中央学院大学研究紀要』青森中央学院大学、第 33 号、P.85-P.92。
12. 坂本毅啓(2019)「社会福祉士養成教育の模擬面接における ICT を活用した教育実践」『ソーシャルワーク研究 : 社会福祉実践の総合研究誌』相川書房、第 45 巻第1号、P.32-P.38。
13. 坂本毅啓、佐藤貴之、中原大介(2019)『福祉職・保育者養成教育における ICT 活用への挑戦』大学教育出版。
14. 櫻井みや子、和田裕一、関本英太郎(2011)「小学校教員の ICT 活用に対する態度と活用実態」『コンピュータ&エデュケーション』第 31 巻、P.82-P.87。
15. 千田和範、 稲守栄、 野口孝文(2019)「遠隔地におけるものづくり PBL 指導支援のための学習データ収集システムの開発とその効果」『第 44 回教育システム情報学会全国大会』教育システム情報学会。
16. 戸田恵理子、小浦康平(2020)「保育実習の振り返りに関する研究」『研究紀要』長崎短期大学、第 32 号、P.25―P.37。

17. 高橋健介、木村創(2018)「動画ドキュメンテーションを用いた継続的な園内研修 ―保育者の対話を通して子どもの関係性や育ちをプロセスで捉える試み―」『日本保育者養成教育学会 第2回研究大会プログラム・抄録集』日本保育者養成教育学会、P.37。
18. 陳璞、真嶋由貴恵、桝田聖子(2020)「看護教育における“技”の伝達を促進するための熟練看護師の視線分析」『教育システム情報学会研究報告』第 35 巻第1号、P.13-P.17。
19. 中田幸子、中山昌樹、小川博久、岩田遵子(2018)「保育者の『見え』の内容理解と援助の方向における問題点(2) ―新人保育者の実践についてのインタビュー分析から―」『日本保育者養成教育学会 第2回研究大会プログラム・抄録集』日本保育者養成教育学会、P.36。
20. 難波亮磨、真嶋由貴恵、桝田聖子、前川泰子、秋吉政徳、松田健、泉正夫(2019)「困難度が異なる血管への採血技術における看護師の熟練度に関する考察」『教育システム情報学会第 44 回全国大会論文集』教育システム情報学会、P.269-P.270。
21. 灰谷和代(2021)「コロナ禍におけるソーシャルワーク実習の対応 ―オンライン実習プログラムの検討―」『東北公益文科大学総合研究論集』第 39 号、P.99―P.107。
22. 原佳央理(2014)『子ども虐待対応のための教育訓練実践モデル―修正デザイン・アンド・デベロップメント(M-D&D)を用いて―』学術出版会。
23. 平田雄也、柏原明博(2021)「VRを利用したプレゼンテーションセルフレビューシステムの評価」『教育システム情報学会研究報告』第 35 巻第6号、P.129-P.136。
24. 古瀬徹・井上登記子(2012)「介護福祉士養成教育への IT 利用―教材としての介護現場からのブログ―」『第 20 回日本介護福祉学会大会 発表報告要旨集』日本介護福祉学会。
25. 桝田聖子、藤森琴佳、真嶋由貴恵、中村裕美子(2020)「認知症高齢者への対応を実践的に学ぶための小学生向けロボット教材の開発と評価」『教育システム情報学会研究報告』第 34 巻第7号、P.9-P.15。
26. 村嶋琴佳、真嶋由貴恵、桝田聖子(2019)「大学生の課題発見・課題解決提案力向上を目的とした授業デザインの設計～認知症徘徊型模擬訓練を通して～」『教育システム情報学会研究報告』第 33 巻第5号、P.85-P.92。
27. 村嶋琴佳、桝田聖子、真嶋由貴恵、中村裕美子(2019)「ロボット教材を活用した小学生向け認知症啓発プログラムの実践と評価」『第 44 回教育システム情報学会全国大会』教育システム情報学会。
28. 山下喬之、川元大輔、長津秀文(2021)「感染症の流行を起因とした緊急事態宣言下における遠隔授業の研究:―理学療法士養成校において得られた実践知から学校が備えるべきことを考案する―」『理学療法科学』理学療法科学学会、第 36 巻第1号、P.91―P.99。
29. 油川ひとみ、三苫博、野平知良、清水顕、市来 真彦、 長岡由女、 赤羽大悟、 三島史朗、 天野景裕、太原恒一郎、 中神義弘、青木昭子、ブルーヘルマンス R、山科章(2020)「e ポートフォリオを用いた臨床実習日誌の指導にあたる教員の変化について」『東京医科大学雑誌』東京医科大学、第 78 巻第1号、P.90。
30. 油川ひとみ, 野平知良、清水顕、市来真彦、長岡由女、赤羽大悟、三島史朗、天野景裕、太原恒一郎、中神義弘、青木昭子、ブルーヘルマンスラウール、三苫博、山科章(2018)「e ポートフォリオのデータから見る効果的な使用方法」『第 44 回教育システム情報学会全国大会』教育システム情報学会、P.143－P.144。

1-4-2 ICTを活用した授業における教育機会や教育の質の保証

はじめに－学校運営・経営の視点から情報を得る必要性

2020 年年明け早々に見舞われたコロナ禍で、各大学は対面での授業実施が困難な状況に陥った。感染拡大状況の若干の濃淡の差はあれども、全国規模での発生であったため、自然災害の時のように、被災していない地域の教育資源が活用できず、各大学とも自力でこの困難に立ち向かうことが余儀なくされた。学生や教職員の感染防止を最大の目標にしつつ、同時に授業の早期開始、開始後の安定的な継続、授業の質保証が求められたのである。

社会福祉士ならびに精神保健福祉士の養成校も例外ではない。対面での講義科目、演習科目、実習科目の授業実施が困難であった大半の大学はICTを活用する方向に舵を切り、実施に向けての準備を2019年度の終わり(2020年2～3月)から開始した。

養成校に限ったことではないが、大学で ICT を活用した授業を実施していくためには、次の3層における対策や取り組みが必要となる。

①教員個人の取り組み

②学部・学科・コースとしての取り組み

③大学としての全学的な取り組み

まずは、①の教員個人が ITC の使い方、ICT を使った授業の仕方を習得することが、まずは大前提となる。当然のことながらそれは授業が開始後も、継続的に授業の質を高め、学生の学習意欲を喚起し、学習効果をあげていく努力が教員には求められている。そして、これらを具現化していくために、学部・学科・コースごとに、学修目的の達成に向けた教育環境を整えることが必要となる。社会福祉士・精神保健福祉士養成教育においては、力量のあるソーシャルワーカー養成という社会的な使命の達成に向けて、①②の充実は重要である。

しかし、その一方で、①②では対応しきれない課題も実際には多々あった。①②を超えた全学的な対応、たとえばシステム導入に必要な経費の捻出、ネットワーク環境の充実など、全学的な規模の対策や整備が実施・継続には不可欠となる。そこで本節では、③大学としての全学的な取り組みを、経営側の立場から取り組んできた副学長である福祉教員にアンケートを行い、大学としてどのような対応・取り組み・工夫などを講じたのかを明らかにした。アンケートを回収したのは以下の4大学であり、各校1人ずつ、計4人の副学長(福祉を専門とし、養成教育に携わっている教員)に状況を確認した。言うまでもなく、副学長は大学において経営側のポジションにある。そのため、このたびのコロナ禍においても、授業保証を含めた全学的な対応の意思決定を行う立場にあった。

・A 大学→私立、学生総数約 6,000 人、総合大学、全日制

・B 大学→私立、学生総数約 13,000 人、社会福祉系の学部の他に看護、スポーツなどの学部をもつ、全日制、通信制

・C 大学→私立、学生総数約1,200 人、社会福祉系の学部の他に子ども、心理を学ぶ学部をもつ、全日制

・D 大学→公立、学生総数約1,800 人、総合大学、全日制

結果

以下の2つのフェイズで、全学的な対応を行っていたことが明らかになった。

(1) 導入期(導入するに際して検討・対応が必要となった事項)

(2) 実施・継続期(実施・継続期において検討・対応が必要となった事項)

また、(3) コロナ禍終息後についても、回答段階で、ある程度の見通しをもっていることも明らかになった。

以下、フェイズごとに詳細を観ていくこととする。

(1) 導入期(導入するに際して検討・対応が必要となった事項、生じた課題)

・ICT を活用した授業実施の決定時期

ICT を活用した授業実施の決定時期は、2020 年3月であった(A 大学、B 大学、C 大学、D 大学)。これは決定時期であるため、それ以前に、集中した濃度の高い議論が学内で展開されていたことが推察される。

・経費の確保

たとえば Zoom を導入する場合、既に導入していた大学を除いて、新規に契約が必要となる。どのソフトウェアやサービスを導入するか、さらには必要な機材や環境整備は何かについて検討していたが、ここにかかる経費の確保が必要となっていた(A 大学、B 大学、C 大学、D 大学)。

・設備の整備

学生の中にはパソコン(PC)をもっていない者も少なくない。また、新たに購入することが経済的に難しい学生もいた。学生向けの PC の貸出(B 大学)や、自宅の Wi-Fi 環境が整っていない学生のために、学内で学生が授業を受けられる教室を確保しており(A 大学、B 大学)、その教室の Wi-Fi 環境の補強を行う対応を講じていた(A 大学)。また、学生の情報環境整備にかかる一律給付も実施していた(B 大学)。

尚、感染予防対策のため、教員にも自宅で授業をすることを推奨したが、自宅のネットワーク環境に問題のあるケースも散見されていた(A 大学)。

・システムに関する検討

負荷が大きくなると、ネットワークがダウンするおそれがある。いったんネットワークがダウンすると、復旧までに時間を要し、その間の授業が中断となってしまうため、方策を念入りに講じた(A 大学、C 大学、D 大学)。また、web ビデオ会議システムの選定、レポート提出等のための LMS 上での試験機能を拡充していた(B 大学)。従来から e-learning システムを導入していた大学もあり、活用の周知徹底が必要となっていた(D 大学)。

・教員への研修(FD)→専任・非常勤

はじめて ICT を活用した授業を実施する教員が多かったため、授業実施に向けて教員がスキルを身につける必要が生じ、オンライン授業が出来ない教員へのサポートを行っていた。具体的には、FD の実施である。専任教員を対象とした FD の実施はもとより、非常勤講師に向けた FD の実施も必要であった(A 大学、B 大学、C 大学、D 大学)。本務校がある非常勤講師の場合は本務校で FD を受講する機会があるが、そうではない教員や現場の実践者の非常勤講師には、より丁寧かつ具体的な内容を具備した FD の実施が必要となった(A 大学)。また、web 配信用のオンデマンド教材の作成支援、非常勤講師への依頼と研修を実施した(B 大学)。全学 FD に加えて、学部 FD も組み合わされる形で実施されていた(A 大学、B 大学)が、次第にスキルを高めていく教員と、最後まで Zoom をうまく使えなかった教員とあり、技術面での格差が拡大していた(A 大学)。さらには、教員による支援チームを構成し、情報発信、個別の相談対応を実施していた(D 大学)。

・教員への説明と合意

オンライン授業に対する抵抗感や拒否感のある教員への丁寧な説明を行い、同意をとった。説明する過程の中で、オンライン授業の必然性や可能性を少しずつ確認しあっていけたので、合意形成には必要なプロセスであったと考える(A 大学)。

・その他

円滑なオンライン授業移行に留意して、web ビデオ会議システム導入にあたってはユーザビリティを最重視して選定を行っていた(B 大学)。また、授業開始日を約2週間から1か月程度遅らせていたが、その間、マニュア

ルの作成や配布、IT 関連のヘルプデスクの機能拡充等の対応をとっていた（A 大学、B 大学）。

マニュアルに関しては、作成を丁寧に行っていた。これは、Zoom を使用した授業の実施方法はもとより、より学生の学びへの意欲を高め、そして教育の質を担保するための方法を盛り込むものであった。併せて、平常点の換算方法も明確にするため、Moodle を活用した小テスト、課題、フォーラムなどの実施方法を提示し（A 大学）、授業方法についても事前に検討がなされていた（C 大学）。

尚、セキュリティに関する不安は教員の間で強かった。そのため、学内の新型コロナウイルス対策会議（年度当初は、毎週2回定期開催）で情報交換・情報共有する等の対応を実施していた（D 大学）。

（2） 実施・継続期（実施・継続期において検討・対応が必要となった事項）

・追加の経費の確保

Zoom の録画の容量を無制限にするため、追加の経費が必要となっていた（A 大学）。

・学生の受講環境の確保

学生が自宅で受講する際に Wi-Fi 環境の脆弱さや、費用の負担について問題が生じた（D 大学）。学内の PC の開放や学生への資金援助などの対策を講じていた（D 大学）。

・学内受講生用の教室の確保など設備の整備

学生が学内で Wi-Fi を使用できる教室を確保する必要が生じた（A 大学、B 大学）。その際、密になり感染リスクが高まらないよう、十分な配慮が必要となっていた（A 大学、B 大学）。

・学生へのメンタル面の問題発生とサポート

「気分が沈む」などと訴える学生（A 大学）や、リアルでの学生生活がないことに起因すると思われる抑うつ等の心理的な悪影響の訴え（B 大学）、学習意欲の低下・うつ状態（C 大学）など、いずれの大学でもメンタル面の不調を呈する学生があった。そのため、心理相談等に対応する「学生相談室」について従来の対面での相談だけでなく、オンラインでの相談を実施（B 大学）したり、学生相談を電話相談できるようにする（C 大学）などの対応を講じていた。また、演習（ゼミ）担当教員にサポートの強化を依頼するなど対策を講じていた（A 大学）。また、オンライン授業が継続することへの不安等も生じたため、リモートでのカウンセリングを実施していた（D 大学）。

・学生の身体面の問題発生とへのサポート

一方、身体面の不調はない（B 大学、C 大学、D 大学）としつつも、運動不足、肥満、腰の痛みなどを訴える学生が見受けられる大学もあった（A 大学）。身体的不調がないのか、あるいは把握できていないのかは明らかではないが、メンタル面の不調と比較すると、積極的に大学としてサポートは実施してはいない。

・教員のメンタル面・身体面への問題発生とサポート

教員については、身体面において肩のこり、目の疲れ、背中のこり、腰のこり、足のむくみなどの発生が把握されていたが（A 大学）、しかし、学生と比較すると、具体的な不調や問題は把握されていない。従って、サポートも行われていなかった。

・教員の授業スキルアップへの取り組み

FD を頻繁に実施した上で授業のスタートを切ったが、教員の間で、授業スキルの格差が次第に拡大していった。そこで、継続的に各学部で FD を実施していた（A 大学）。

・障害のある学生への学習保証

障害のある学生（特に聴覚障害学生）に対する情報保障、聴覚障害のある講師へのサポートを行なっていた（B 大学）。

・その他

スマートフォンで受講している学生が少なくなかった。スマートフォンの場合、画面が小さいので、スライドの文字が学生には見えにくい。従って、教員にはパワーポイントの文字を大きくするなどの配慮を講じるよう促した（A 大学）。また、通信を安定させるため、学生には画面をオフにして受講してもらったが、本当に受講しているのかの確認が難しいため、チャットでの質疑応答やクイズ、小テストの実施をはさむよう、教員に依頼した（A 大学）。受講態度の悪さや授業課題の多さも問題であった。そこで、授業課題については、期限等を配慮してもらうよう教員へ要請していた（C 大学）。

・『対面教育』と『オンラインやオンデマンドでの教育』の併用

メリットとしては、合併症をもつ学生など感染を避けたい学生たちにも授業を提供できた（A 大学）。同じく対面授業再開後、基礎疾患等で登校できない学生に対する受講機会を確保できており（B 大学）、教室の密の防止（C 大学）に効果的であった。また、実技・実験での教育効果、学生のコミュニティ形成にも効果が見られた（D 大学）。

一方、デメリットについては、教員のスキルが追い付かなかった（A 大学）ことや、対面とオンラインを同時実施する際の教員の負担（B 大学）の大きさがあった。また、オンラインと対面の担当による不公平感（C 大学）や、少数ではあろうが、登校が面倒な学生や寝坊等で遅刻しそうな学生が Zoom で受講していた（A 大学）。時間割による切り替えの困難さもみられた（D 大学）。

いずれにしても、来年度以降、『対面教育』と『オンラインやオンデマンドでの教育』を併用する予定があると回答している（A 大学、B 大学、C 大学、D 大学）。

・社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程と ICT の活用

ICT を導入した授業は、いずれの大学も講義、演習、実習において導入されていた。教室内での密接を防ぐことができることや（C 大学）、質問がしやすいこと、理解できなかった部分を録画データで聞き直すことができるなどのメリットがあった（B 大学）。とりわけ講義は、Zoom などの双方向性が担保される場合、効果が実感されていた（A 大学）。また、座学では大きな問題はないが、アクティブラーニングの場面では学習効果の点で課題があった（B 大学）。さらに、演習・実習における ICT 活用には「臨場感」の共有に限界を感じている（D 大学）としつつも、同時に画面（授業）への集中度合いが高まり、リアクションが充実した可能性もある（D 大学）。

実習指導における ICT の活用に関しては ICT を活用しており（B 大学、C 大学、D 大学）、いずれの大学も今後実習施設側と検討すると回答している。

尚、大学の所在地が首都圏にあるため、地方出身の学生やその保護者からは、学生を首都圏に戻したくないという要望もあった。そのような場合にも、実家にとどまりながら授業を受けてもらうことができるというメリットもあった（A 大学）。

（3） 2020 年度行った ICT を活用した取り組みの 2021 年度以降の継続可能性

2020 年度と同様の形式・規模で 2021 年度以降も継続が可能（B 大学、C 大学）であり、また、条件を変更して 2021 年度以降も継続が可能（A 大学）と回答している。コロナ終息後も継続する可能性については、あると回答しており（A 大学、B 大学）、「わからない」と回答した大学も、「アフターコロナの時代ではオンライン授業を実施することが必要だと思うがコンセンサスが得られていない。今後の検討課題である」としており（C 大学）、ICT を活用した授業の必要性は認識している。

尚、感染を防ぐためには密をさける必要があるが、対面と Zoom の併用の場合、学内の学生滞留率を下げる策を講じる必要があると考えている（A 大学）。オンデマンド授業の実施も必要となろう。

また、大学院については、コロナ禍に関わらずコーススタディは学生の利便性からオンライン化を図ることとしており、その動きと連動して、学部教育においても、遠隔地からのゲスト出演など、オンライン授業ならではの特長を生かす方法の検討を進めることにしている（D 大学）。

考察

社会福祉士ならびに精神保健福祉士の養成校において ICT を活用した授業を導入・継続していくにあたっては、ともすると、授業スキルの獲得や向上、授業の工夫など、教員個人の努力と尽力、併せて学部・学科の教育環境の整備などに焦点が当たりがちである。しかし、見てきたように、システム導入にかかる費用や教育環境の整備、教育資源の確保などは、学部・学科、教員個人での対応には限界がある。全学的な視野にたち、経営面を含めた慎重な検討を重ねることが不可欠である。

その際、学長もしくは副学長に福祉を担当する教員が就いていれば問題ないが、そうでない場合、養成教育において何が必要となるのかを経営側に伝え、実現に向けて意思決定してもらう働きかけを、福祉教員は行う必要があろう。

2020 年度は、新型コロナ感染拡大のため、やむを得ず ICT 授業の実施に踏み切った。確かに ICT 授業の限界にも直面したが、約1年間実施した中で、対面では得られない教育効果が期待できることも明らかになった。つまり、ICT を活用した授業は、有事の際にできるだけ早く授業を開始・再開し、そして安定した授業を学生に提供するための方法として効果的であるが、平時に戻った際にも、ICT を活用した授業だからこそ得られる教育効果を活用することも可能性としては高いであろう。学生の学びへの意欲を喚起し、より高い教育効果を得るための一方法として、ICT を活用した授業を組み込んでいくことも、今後は考えられる。

謝辞

アンケート調査にご協力くださいました副学長の先生がた、お忙しい中の丁寧な回答をどうもありがとうございました。

１－５　ソーシャルワーク専門職養成教育におけるＩＣＴ活用の考え方と方向性

ここでは、本推進事業において実施した養成校、実習担当教員、実習指導者への調査結果、また教育の質保証、BCP／ECP の観点から実施した、副学長（社会福祉を専門とし、養成教育に携わっている教員）への調査結果をふまえ、ソーシャルワーク専門職養成教育における ICT 活用の考え方と方向性についてのまとめを記すことにしたい。

【養成校、実習担当教員、実習指導者調査から】

○　養成校調査からは、「養成校から離れた学生の出身地での実習ができる」、「遠隔地、山間地での実習ができる」、「海外のソーシャルワーク実践を学ぶためのビデオミーティングツールとしての活用」、「災害等、緊急時における教育の継続」等、ソーシャルワーク専門職養成教育における ICT の活用に関し、距離、時間、緊急性といった物理条件面においてメリットがあることが明らかとなった。これらのことは、ECP（Education Continuity Plan：教育継続計画）の維持・継続とも繋がる重要な点であるといえる。

○　他方で、養成校や教員にかかる負担を軽減することには繋がらないという点には留意する必要があり、今後、負担の内容や具体的軽減策について、明確にしていく必要がある。

○　実習・実習指導担当教員調査では、「Zoom」等の Web 会議システムの活用実態や効果、今後の利用意向などが明示された。なかでも、実習時の訪問指導（巡回指導）における Web 会議システムの積極的活用への意向が強く示された。それは、距離的条件や災害時の影響を極端に受けずに、実習教育を継続できるというメリットが反映された結果といえる。他方で、「必要に応じて活用したい」という回答が多数を占めており、「代替的」「補完的」「緊急的」と考えられていることには留意が必要である。今後においては、ソーシャルワーク専門職養成教育、とりわけ実習教育における Web 会議システム利活用のガイドラインの整備が必要であろう。

○　実習指導者調査からは、上述、実習担当教員調査同様、Web 会議システムの活用実態や効果、今後の利用意向などが明示された。現状において Web 会議システムは、事前訪問やオリエンテーション、実習の打合せや実習報告会等において、「利用可能なレベル」との評価であり、「必要に応じ利用したい」と考えていることが明らかとなった。この点においても実習担当教員調査と同様の結果といえる。今後においては、ICT 活用環境の整備という課題とともに、実習指導をめぐる課題をさらに具体化する作業と活用の指針整備が肝要である。

○　社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験受験者調査からは、養成校と実習指導者が利用に積極である反面、学生は、「通常の授業と同等・よりよい」との回答は２割未満と少なく、「教員や同級生とのコミュニケーションの取りにくさ」や「長時間の使用による疲労感・負担感がある」といった回答がそれぞれ４割いることを考えると、ICT の利用による学生への負担が増加している側面もあると言え、教育効果を損なわない利用方法やルールを検討し学生に教育することや、学生の利用環境（通信環境や利用デバイス）についても検討し、できるだけ学生への負担を軽減しつつ学習できる環境を整備していく必要もある。

【養成校経営者側（副学長）調査から】

○　本調査は、養成校の経営的側面、BCP／ECP の継続、教育の質保証の観点を重視し、社会福祉を専門とし、現に養成教育に携わっている教員で、全学的対応にかかわる副学長職を担っている４人に調査を実施した。

○　調査からは大きく二つのフェーズでの検討・対応が明らかとなった。第一のフェーズは「導入期」であり、そこでは、学生の情報環境整備の調査と対応、養成校の情報システムの点検と対応、必要経費の確保、学年歴の変更、常勤／非常勤教員への ICT を活用した授業展開に向けた研修（マニュアル等の作成）の実施と合意形成等が、短時間のなか、総力戦で全学的に行われたことが浮かび上がった。

○　さらに第二のフェーズ、「実施・継続期」においては、学内で受講しなければならない学生への教

室等の整備、学生への身体面、メンタル面の課題発生とサポート、合理的配慮を必要とする学生への情報保障体制の整備、ハイブリッド教育[i]、あるいはハイフレックス教育[ii]の検討と実施、追加必要経費の確保等が継続的に検討され実施に移されていたことが明らかとなった。

○　ソーシャルワーク専門職養成教育における ICT 活用においては、教員の授業スキルの獲得や向上、具体的な展開内容や方法、効果や評価に議論の焦点が置かれがちであるが、全学的な視点に立ち、経営的観点を含めた慎重な検討を積み重ねることの重要性が明らかとなった。

○　ICT の活用は、ECP の維持、教育の質保障の観点から、難事・難局時において、授業を学生にできるだけ早く提供する代替手段としての効果、また対面で得ることができない教育効果が期待できることが明示されたが、今後においては、この間の蓄積をふまえ、学生の学びへの意欲を喚起しより高い教育効果を得るための方法としての ICT 活用授業の、平常時、難事・難局時双方にわたる課題抽出と効果検証を進めていく必要がある。

まとめ

○　本連盟が実施した緊急調査より、2020 年度の ICT の活用については、所在地域の新型コロナウイルス感染拡大状況により、十分な活用に関する検討及び準備が実施できない中、各養成校が都度対応を検討し実施せざるを得ない状況であることが明らかとなった。距離、時間といった物理的条件の克服、緊急性、難事・難局時といった条件下において、ソーシャルワーク専門職教育における ICT の活用は、BCP／ECP の継続、学生への継続的な授業提供といった観点から必要不可欠な一方法である。また、対面では実現できない内容や方法の実施、教育効果が得られたとの報告も事実といえる。

○　他方で、ICT を活用した授業や指導は、「利用可能なレベル」であり、「必要に応じ利用したい」と考えている場合が多く、養成校や実習指導者が ICT を「代替的」「補完的」「緊急的」と考えていることには留意が必要であり、活用にあたっては対面による教育と同等の効果が得られる方法を、慎重かつ丁寧に検討していく必要がある。

○ もとより、ソーシャルワーク専門職は人を対面で支援する専門職であり、とりわけ実習教育では対面による指導を基本としつつ、講義、演習、実習指導、実習を通じた一連の教育・指導が重要である。

○　その上で、ソーシャルワーク専門職養成教育での ICT 活用にあたっては、別項で示した「福祉専門職養成及び保健医療系専門職や教育職等における ICT 活用の状況」も参照しつつ、学生の不安や懸念を払拭し、学習意欲を喚起する方法としての内容や等を検討しエビデンスを蓄積する必要がある。

○　具体的には、集団討議等双方向性の確保、新たな教材の開発、教授・指導モデルの構築、教員の ICT スキルの質担保（研修内容や方法の整備）、学習成果の可視化方法（評価のあり方）の明示、実習教育における Web 会議システム利活用ガイドラインの整備、養成校における BCP／ECP の検討と指針作成等が考えられる。

○　以上、ソーシャルワーク専門職養成教育において ICT を活用していくには、本調査事業で明らかとなった利点や課題を今後もさらに検証し、対面と同等の教育効果が得られるよう ICT による教育で活用できる教材を開発して教育効果を高めるなど、具体的な改善策を検討していく必要がある。そのためには、ICT による教育効果を検証するモデル実施校を選定し、試行・検証を重ねた検討が必要である。

---

[i] **ハイブリット教育：**対面指導と遠隔・オンライン教育の双方を使いこなす（ハイブリッド化）教育。

[ii] **ハイフレックス（HyFlex）教育：**ハイフレックスとは、Hybrid-Flexible の略。学生が授業への参加形態を対面あるいは同期・非同期でのオンラインから選ぶことができる。

2 ソーシャルワーカー養成校における事業継続計画（BCP）について

2－1 BCP とは

2－1－1 BCP

BCP とは、Business Continuity Plan の略称で、事業継続計画と訳される。自然災害や火災、テロや新型コロナウイルスの感染症を含めたパンデミックなどのインシデントが発生した場合には、通常通りの組織活動を実施することが困難な状況になるが、組織活動を継続もしくは、早期に回復することを可能にさせるための計画である。重大なインシデントが発生した際に組織活動が停止しないように準備することは当然のことではあるが、こうしたインシデントが組織にもたらす影響は計り知れず、万が一、組織活動が停止した場合においても、数ある活動の復旧順位を明確にすることで、多方への影響を最小限に留めることを目指すものである。

2－1－2 日本における BCP の発展

日本においては、国内外において危機対応のみならず、企業価値の工場や平常時の企業競争力の強化につながる実効性の高い事業継続の取組のあり方の指針として、「事業継続ガイドライン第一版―わが国企業の減災と災害対応の向上のために―」を 2005 年8月に内閣府（防災担当）が公表し、主として企業に対する BCP の策定を推進している。同ガイドラインはその後、新型インフルエンザの流行により、自然災害のみならず様々な事象に対応する段階的なアプローチを明示的に盛り込んだ第二版（2009 年 11 月）、東日本大震災の教訓や ISO22301 の発行による国際動向をふまえた第三版（2013 年8月）と改版を続けてきた。

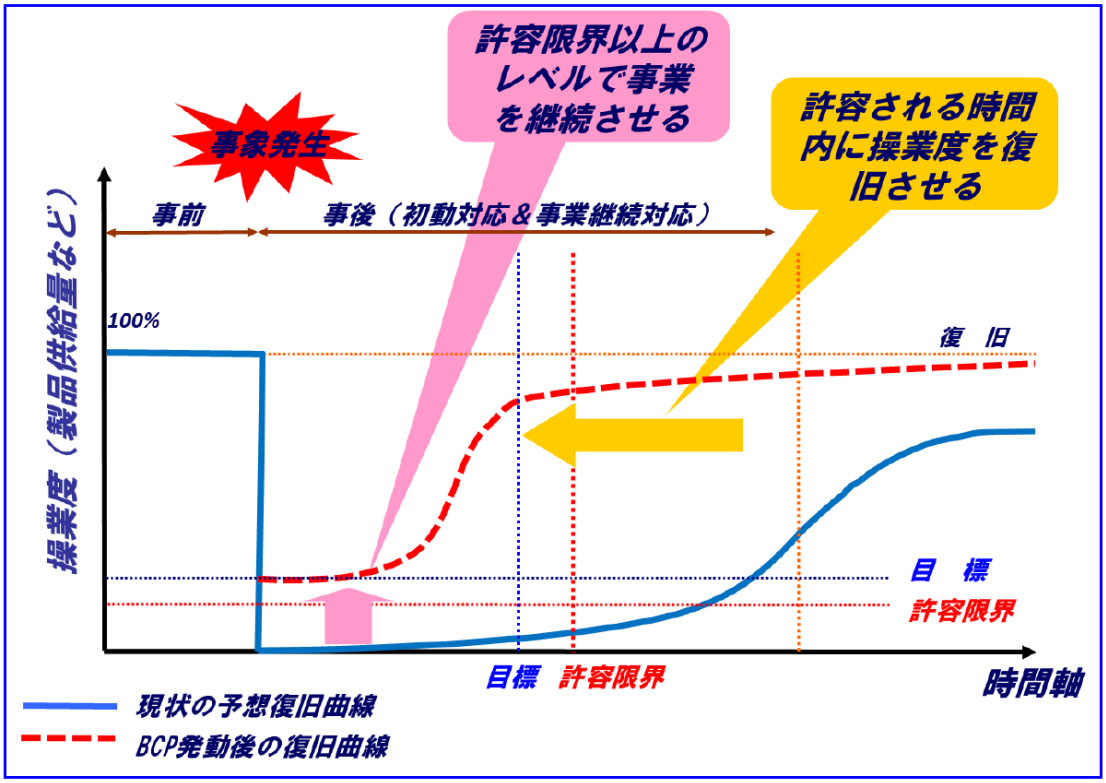

図1：事業継続計画（BCP）の概念,「事業継続ガイドライン第三版―あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応―」内閣府防災担当,P3,2013 年8月

2－1－3 BCP の特徴と求められる視点

BCP の特徴として、災害等が発生した後に速やかに復旧させることが重要であるが、それ以前に「重要な事業を中断させない」という点が挙げられる。前述した内閣府「事業継続ガイドライン第三版」では、BCP を次のように定義している。

> 大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことを事業継続計画（Business Continuity Plan、BCP）と呼ぶ。

一方、災害発生時においては組織活動の対象者の生命の安全確保や二次被害の防止、更には災害発生時に果たすべき地域への貢献や新たな役割など、事業継続以外の取組も果たさなければ社会的な信用や価値を失墜させることにつながり、結果的に組織活動への影響が発生するため、多面的な視点をもちながら BCP の策定を進める必要がある。

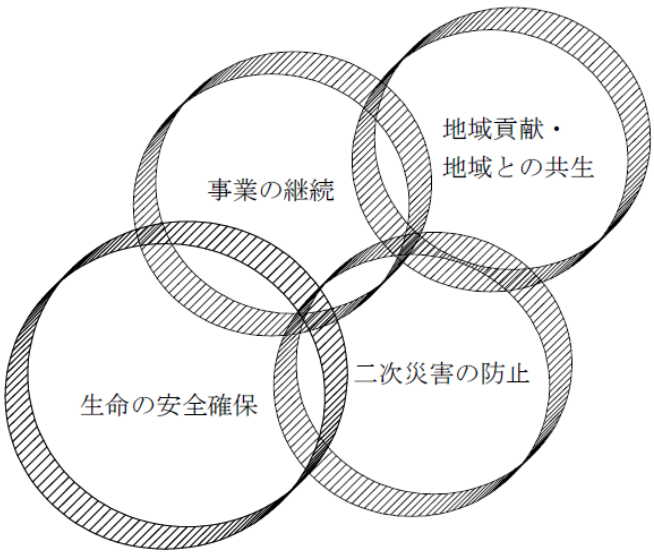

図2：事業継続と共に求められるもの,「事業継続ガイドライン第一版―わが国企業の減災と災害対応の向上のために―」内閣府防災担当,P8,2005 年8月

2－1－4 防災計画と BCP の違い

消防法に基づく防火管理者の設置や防災設備の導入、訓練の実施、更には建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）に基づく施設設備の耐震化など、組織活動を行う拠点である施設において、所属職員を含む施設利用者の身体・生命の安全確保や物的被害の軽減を目的としているのが防災計画である。端的にいえば死者や負傷者、被害損害額を最小限に留めるためのものと言える。一方、BCP は前述した通り、組織活動を継続もしくは、早期に回復することを可能にさせるための計画であり、更には社会的使命を果たすことを目的にしている。

両者には共通・連動する点も多く密接な関係にあるが、インシデントが発生した場合において平常時からの事業活動を継続し、更には新たな社会的使命を果たすことを目指した BCP は防災計画よりも上位に位置するものだと考える。

2－1－5　社会福祉事業へのBPCの発展

近年の自然災害や新型コロナウイルスの感染拡大では、社会福祉事業へ甚大な影響を及ぼしている。2009年7月に発生した中国・九州北部豪雨では、特別養護老人ホーム（山口県防府市）の入所者が土砂災害の犠牲となり、2016年8月に発生した台風10号災害ではグループホーム（岩手県岩泉町）の入所者が犠牲となったほか、社会福祉協議会（北海道南富良野町）が実施する移送サービスや配食サービスが利用停止に至った。2018年の平成30年北海道胆振東部地震では社会福祉法人が経営する2つの入所施設（北海道厚真町、安平町）が全壊となり、併設していたデイサービスセンターの利用ができなくなるなど福祉サービスにも影響を与えた。

介護施設・事業所において、災害発生時に適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することを目指し、厚生労働省（老健局）では「介護施設・事業所における自然災害発生時の事業継続ガイドライン」を2020年12月に策定したほか、2021年の介護報酬改定では「感染症や災害への対応力強化」が取り上げられ、全ての介護サービス事業所においてBCPを策定することが義務化（3年間の経過措置期間）された。

１．感染症や災害への対応力強化

■ 感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築

（１）日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進

○感染症対策の強化

介護サービス事業者に、**感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める**観点から、以下の取組を義務づける。

- **施設系サービス**について、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
- **その他のサービス**について、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

（※３年の経過措置期間を設ける）

○業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、**業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等**を義務づける。

（※３年の経過措置期間を設ける）

○災害への地域と連携した対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者（通所系、短期入所系、特定、施設系）を対象に、小多機等の例を参考に、**訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携**に努めなければならないこととする。

○通所介護等の事業所規模別の報酬に関する対応

通所介護等の報酬について、感染症や災害等の影響により利用者が減少等した場合に、**状況に即した安定的なサービス提供を可能とする**観点から、**足下の利用者数に応じて柔軟に事業所規模別の各区分の報酬単価による算定を可能**とするとともに、**臨時的な利用者の減少に対応するための評価を設定**する。

図3：令和3年度介護報酬改定に関する審議報告の概要,2020年12月

2－1－6　社会福祉士養成課程における教育内容の改定とBCP

厚生労働省が2019年6月にまとめた「社会福祉士養成課程の教育内容等の見直しについて」では、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について（2018年3月）」をふまえ、地域福祉と包括的支援体制のカリキュラム内に、災害時における総合的かつ包括的な支援体制としてBCPが盛り込まれている。

更に、本連盟がまとめた「社会福祉士養成課程の見直しをふまえた教育内容及び教育体制等に関する調査研究事業実施報告書(2020 年3月)」では、ソーシャルワーク養成教育における災害に関する教育内容について、①実習先施設の BCP(事業継続計画)の把握、②実習先施設の災害時における役割及び利用者の支援の方法、③社会福祉法人の場合は公益的な取組(社会福祉法第 26 条関係)の内容を「実習現場における学習」として提示している。

2－2 養成校調査結果(BCP部分)

2－2－1 災害時に ICT を導入することによる教育効果

今回の調査では、災害時の教育の運営・実施体制の構築に向け、ICT の導入を行うことの「教育効果」について、①講義科目、②演習科目ごとに明らかにした。

その結果、対面実施より著しく効果が劣る(A)を除く項目の合計では、講義項目では全ての科目で 95%を超える高い効果が期待でき、演習科目においても 91.4%と高い効果が期待できることが明らかとなった。

特に講義科目の「相談援助の基盤と専門職」及び「相談援助の理論と方法」、並びに演習科目においては、対面実施より著しく効果が劣る(A)を除く項目の合計は、他の設問に比べ最高のポイントとなっている。

表1)災害時の教育の運営・実施体制の構築に向け、ICT の導入を行うことの「教育効果」

A:対面実施より著しく効果が劣る

B:対面実施より効果は劣るが許容範囲内

C:対面実施と同等程度の効果がある

D:対面実施以上の効果がある

教育効果	講義科目			演習科目
	相談援助の基盤と専門職・精神保健福祉相談援助の基盤	相談援助の理論と方法・精神保健福祉の理論と相談援助の展開	地域福祉の理論と方法	
A	1.0	3.1	4.4	8.6
B	62.1	58.3	56.7	59.0
C	24.3	28.1	32.2	24.8
D	12.6	10.4	6.7	7.6
B＋C＋D の計	*99.0	*96.9	95.6	*91.4

表2)講義科目「相談援助の基盤と専門職」において、ICT が利用可能なレベル(B＋C＋Dを統合した割合)が 90%以上の質問項目

順位	ICT が利用可能なレベル(B・C・Dのいずれかを選択し回答した人)の割合が高い質問項目	%
1位	災害時の教育の運営・実施体制の構築に活用する	99.0
2位	海外のソーシャルワーク実践を学ぶためビデオミーティングツールを活用するなどの工夫をする	98.0
3位	講義科目等でのペーパーレス化に活用する	90.9
4位	繰り返し活用可能な映像教材を独自に作成し、授業に活用する	90.8

表3）講義科目「相談援助の理論と方法」において、ICT が利用可能なレベル（B＋C＋Dを統合した割合）が90%以上の質問項目

順位	ICT が利用可能なレベルが多い質問項目	%
1位	災害時の教育の運営・実施体制の構築に活用する	96.9
2位	海外のソーシャルワーク実践を学ぶためビデオミーティングツールを活用するなどの工夫をする	95.7
3位	オンデマンド型の教材を他の大学や専門学校等と共有し、授業に活用する	92.6

表4）講義科目「地域福祉の理論と方法」において、ICT が利用可能なレベル（B＋C＋Dを統合した割合）が90%以上の質問項目

順位	ICT が利用可能なレベルが多い質問項目	%
1位	海外のソーシャルワーク実践を学ぶためビデオミーティングツールを活用するなどの工夫をする	96.6
2位	災害時の教育の運営・実施体制の構築に活用する	95.6
3位	オンデマンド型の教材を他の大学や専門学校等と共有し、授業に活用する	92.4
4位	繰り返し活用可能な映像教材を独自に作成し、授業に活用する	92.3
5位	講義科目を、対面と同時双方向型のビデオミーティングツールを活用したオンライン授業を組み合わせて実施し、履修者が自由な場所で授業を受けられる仕組みを作る	92.1
6位	講義科目等でのペーパーレス化に活用する	90.1

表5）演習科目において、ICT が利用可能なレベル（B＋C＋Dを統合した割合）が 90%以上の質問項目

順位	ICT が利用可能なレベルが多い質問項目	%
1位	災害時の教育の運営・実施体制の構築に活用する	91.4
1位	実践現場とビデオミーティングツールを活用するなど ICT で接続して授業を実施する	91.4
3位	海外のソーシャルワーク実践を学ぶためビデオミーティングツールを活用するなどの工夫をする	90.9

2－2－2　災害時にICTを導入することによる教育及び実習継続の可能性

災害などの緊急時にも教育や実習を継続できる可能性については、「講義科目（89.7％）・演習科目（85.5%）・実習・実施指導（65.8%）」であり、教育効果同様に他の設問に比べても高い可能性をあらわしている。

表6）ICTを導入することで災害などの緊急時に教育を継続できる可能性

A：とてもあてはまる

B：まああてはまる

C：あまりあてはまらない

D：まったくあてはまらない

継続の可能性	講義科目	演習科目	実習・実施指導
A	46.2	40.3	*23.9
B	43.6	*45.3	41.9
C	8.3	9.4	21.9
D	1.9	*5.0	12.3
A＋Bの計	89.7	85.5	65.8

表7）講義科目におけるICTの活用の利点（「とてもあてはまる」＋「まああてはまる」を統合した割合）が60%以上の質問項目

順位	「あてはまる」の回答が多い質問項目	%
1位	居住地に関係なく様々な人の話しを聞く機会をつくることができる	93.6
2位	災害などの緊急時にも教育を継続することができる	89.7
3位	学生の学びにかかる負担を軽減できる	68.2
4位	学生の居住地にかかわらず、全国から学生を受け入れることができる	63.9

表8）演習科目におけるICTの活用の利点（「とてもあてはまる」＋「まああてはまる」を統合した割合）が60%以上の質問項目

順位	「あてはまる」の回答が多い質問項目	%
1位	居住地に関係なく様々な人の話しを聞く機会をつくることができる	88.8
2位	災害などの緊急時にも教育を継続することができる	85.5
3位	学生の居住地にかかわらず、全国から学生を受け入れることができる	62.7

表9）実習・実施指導の実施における ICT の活用の利点（「とてもあてはまる」＋「まああてはまる」を統合した割合）が60%以上の質問項目

順位	「あてはまる」の回答が多い質問項目	%
1位	養成校から離れたところに出身地がある学生が、出身地の施設・機関で実習を実施することができる	73.5
2位	遠隔地や山間地などでの実習を実施する事ができる	71.0
3位	災害時等に実習を継続できる可能性が高まる	65.8
4位	コミュニケーションがより円滑になる：実習指導者と実習指導担当教員	62.4

2－2－3 BCP の策定状況

BCP の策定状況をみると、「策定について、何も検討していない」割合が 48.8%で最多であり、「策定するかどうか検討中である」25.0%、「すでに策定済みである」11.0%、「策定する予定」7.9%、「作業中」4.3%と続いている。策定につながる予定を含む、「策定済・策定中・策定予定・検討中（1＋2＋3＋4）」の割合は 48.2%であるが、その割合は「策定について、何も検討していない」とほぼ同数である。

問 33. 災害時等の教育体制について、災害時にも教育を止めないための取り組みとして、事業継続計画（BCP）を策定していますか。次の中から最もあてはまるものを<u>一つだけ</u>選び、番号に○をつけてください。

1. すでに策定済である
2. 現在、策定作業中である
3. 策定する予定である
4. 策定するかどうか検討中である
5. 策定について、何も検討していない

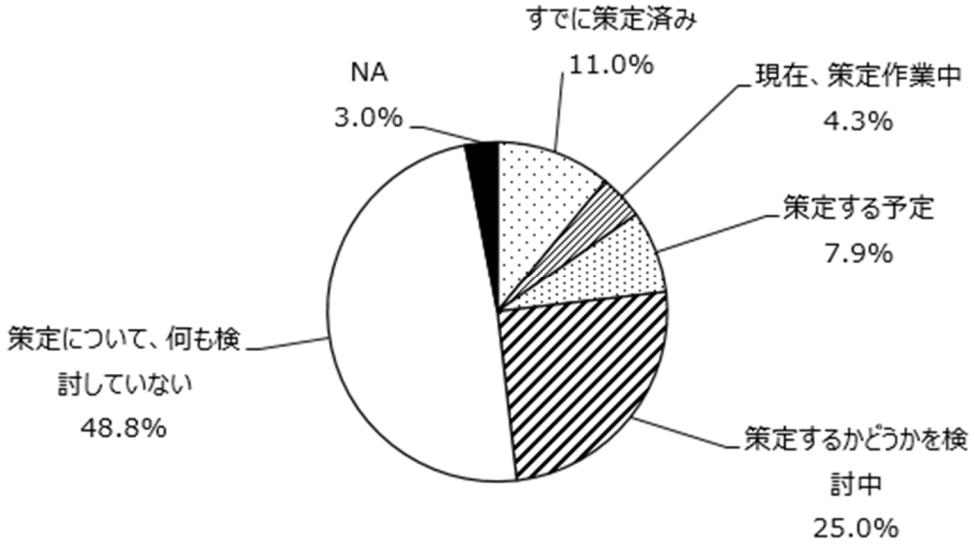

図4：養成校調査,2021 年1月　集計結果グラフ

ICT の活用は災害時にも役立つことの理解は高く、教育効果についても著しく効果が劣るものではないことの認識はあるものの、災害時の教育体制について教育を止めないための取組としての BCP 策定については取組に課題が残る。

2－2－4 災害時にも教育を止めないための取組

BCP によらず、災害時の教育体制について、「災害時にも教育を止めないための取り組み」として最も回答が多い取り組みは、「災害時等に学生、教職員の身の安全を確保するための準備がある」が 54.3%。次いで、「災害時等の対応体制を決めている」49.4%、「災害時等に本部機能および各部局機能の維持・早期復旧するための準備がある」36.6%、「キャンパスおよび周辺地域における災害の種類や被害の大きさを想定している」36.3%である。

問 34. 災害時等の教育体制について、災害時にも教育を止めないための取り組みとして、どのようなことを実施していますか。次の中から**すべて選び**、番号に○をつけてください。
※事業継続計画（BCP）の策定有無や当該計画への位置づけの有無にかかわらず、現状をお答えください。

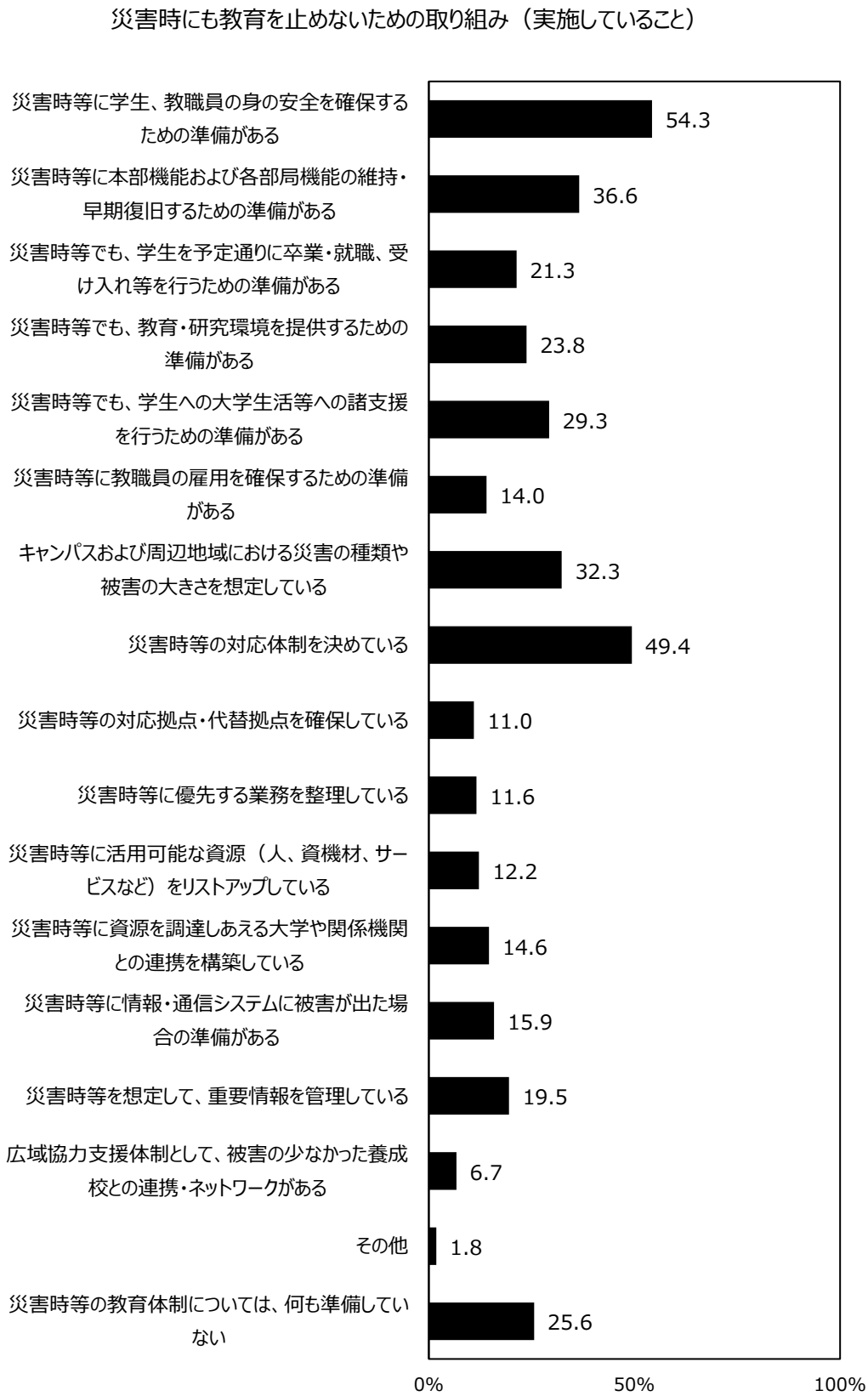

図5：養成校調査,2021 年1月　集計結果グラフ

2－3　災害時に求められる養成校の役割と使命

2－3－1　大学における BCP 策定の現状

災害の種類、規模、発生時期等によって養成校における被害は大きく異なってくる。養成校における被害とはつまり、学校所在地域の被害でもあり、学校を中心とした地域全体のレジリエンスが問われる事態となる。BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）は企業だけでなく、医療や福祉に関わる施設機関等においても重要であり、教育機関では ECP（Education Continuity Plan：教育継続計画）の必要性も取り上げられるようになった。近年の感染症拡大における教育の中断や代替措置はまさに教育継続に関わる課題とその対策を試行錯誤するものである。

今回の調査では BCP の中でも、養成校の重要な事業の1つとして“教育”に焦点化し、「災害時にも教育を止めないための取り組み」に関する質問が設定されている。注目すべきは「Q33：災害時等の教育体制について、災害時にも教育を止めないための取り組みとして、事業継続計画（BCP）を策定していますか？」という質問である。これに対し回答結果は「策定済み（11.0％）・作業中（4.3％）・予定あり（7.9％）・検討中（25.0％）・策定について何も検討していない（48.8％）」となっている。注目すべきは「策定について何も検討していない（48.8％）」という割合の高さである。回答のあった養成校の約半数が、BCP の検討すらしていないということであり、BCP が策定されている養成校を除いた8～9割、つまりほとんどの養成校は BCP を持っていないということになる。これは災害時、その想定と計画がなされていないということであり、教育を含む継続すべき“事業”について中止・中断を選択せざるを得ないという危機的な現状を示している。

2－3－2　大学 BCP に含まれる項目

ソーシャルワーカー養成校だけでなく、大学における BCP が WEB 上に公開されているものに限定して概観すると、9校がヒットした[i]。さらに各校の BCP の目標項目を抽出すると、以下のように整理できることがわかった。

① 学生・教職員の安全に関すること
② 本部・各部局機能の維持・早期復旧
③ 学生の入学・卒業・就職の保証
④ 教育・研究環境の維持・早期復旧（関連して、教職員の雇用・流出防止）
⑤ 二次災害の発生防止
⑥ 地域連携と支援

これらはあくまでも BCP を策定済みであり、WEB 上に BCP そのものを公開している大学についてである。BCP の目標項目は表現、用語の使い方に違いがあるものの、ほぼ共通していた。

この項目は養成校の調査におけるQ34「災害時にも教育を止めないための取り組み（実施していること）」の選択肢と関連しているため、引き続き詳細の分析が必要であろう。

2－3－3　地域における養成校の役割　～活動事例～

前述の①から⑥には、大学組織自体の安全確保や早期復旧が多く含まれるが、前述のように災害時は地域全体のレジリエンスが問われる状況となり、“学校”が地域資源として重要な役割を担う事例は多い。施設の活用でいえば、避難所はいうまでもなく、物資の保管、緊急支援車両や公的支援の拠点等がそれにあたる。項目“⑥地域連携と支援”はそうした想定で BCP にあげられているが、ソーシャルワーカー養成校の場合、この他に専門性を有したマンパワーや独自の設備、施設環境の活用が可能である。ここ数年の間に限定しても養成校の専門性を活かし、学生、教職員が避難所の環境整備や運営支援にあたった熊本学園大学（2016：熊本地震）や、避難所運営支援に加え学生ボランティアが継続的に住居の復旧作業を実施した長野大学（2019：令和元年台風第 19 号）の事例がある。

特に熊本地震での被災者支援は大学が組織的に取り組み、他大学とともに実践に基づく調査検証が行われた。その結果が福祉系法人経営者団体や職能団体と共有されることで、実践の必要性や団体間のネットワーク強化につながった。

2018(平成 30)年以降は本連盟に災害対応部会が設置され、試行錯誤の中、被災地域の養成校および周辺地域の養成校による支援調整を行い、その都度のスキーム構築を行ってきた。直近では 2020(令和2)年7月豪雨において熊本県へ先遣隊を派遣し、被害状況の把握と被災近隣地域養成校との情報共有を行っている。現地はコロナ禍という特殊な状況下、従来は全国から駆け付けるであろうボランティアが厳しく制限され、福祉・介護人材不足も課題となっていた。

そんな中、平常時からネットワークを持つ教員による現地コーディネーションによって、社会福祉法人経営者団体や社会福祉協議会、福祉系職能団体の情報共有が円滑に進み、県内養成校(熊本学園大学、九州ルーテル学院大学、九州看護福祉大学)の連携による災害福祉支援活動が実現した。熊本地震時、養成校教員による調査検証によるさまざまな知見が平常時のネットワークを強化し、4年後の災害において DWAT(Disaster Welfare Assistance Team:災害派遣福祉チーム)等の組織的な災害福祉支援活動を養成校(学生・教員)と連携して実施した事例である。

下の図は本連盟災害対応部会による先遣(7月 11～13 日)の際に、現地大学教員とともに描いた当時のスキームである。

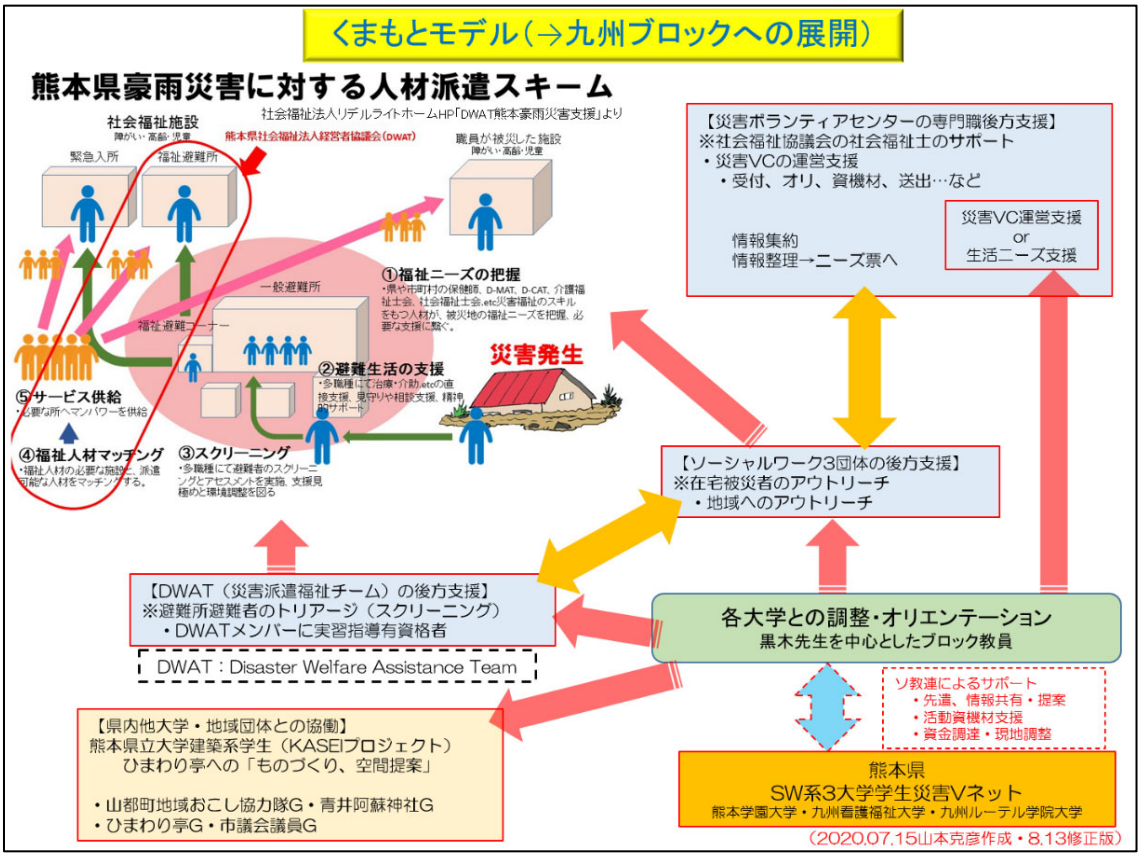

図6:熊本豪雨災害に対する人材派遣スキーム

この他、近隣他県の西九州大学(佐賀県)との協働や、遠隔地ではあるが佐野日本大学短期大学(栃木県)との協働など、養成校のネットワークを活用した支援活動が展開されている。こうした活動は本連盟の「災害支援活動費」によって継続的を可能としており、活動報告を共有することによって養成校間のネットワーキングにもつながっている。

2－3－4 “連盟”であることの可能性 ～実践と教育をつむぐ～

Q34「災害時にも教育を止めないための取り組み（実施していること）」の項目は、各養成校がそれぞれに実施すべきこととととらえることができる。あるいはそれが当然のこととして回答されているかもしれない。しかし1つ1つを見直すと、実は養成校どうしの連携・ネットワークの活用によって実施可能な項目が多いことに気づくはずである。C15「広域協力支援体制として、被害の少なかった養成校との連携・ネットワークがある（6.7％）」にあてはまった養成校はすでにその可能性を活かしているといえる。

たとえば C11「災害時等に活用可能な資源（人、資機材、サービスなど）をリストアップしている」の項目を養成校単独で考えた場合、被災という状況において人、資機材、サービスなどの資源そのものが被害を受けている可能性は高い。こうした資源を一定のルールのもとで、他の養成校と補完しあうことができればどうであろうか。わかりやすい例を示すならば、被災した地域の養成校が避難所となったとしよう。学内の学生および教職員数を想定数を備蓄量には限界がある。そこで被災していない養成校に要請し備蓄品を送ってもらうことができる。これは物資に限らない。被災した養成校教員の担当科目を、外部の養成校から派遣された教員が実施することもできる。通信環境が復旧すれば、ICTを活用して外部講師から被災地の学生へ授業を実施してもらうなど、遠隔地であってもまさに「災害時に教育を止めない取り組み」が可能となる。広域協力支援体制とは、こうした意味を示している。

また災害時に教育を止めるのではなく、形を変えた教育機会を見出し、教育を継続するということも可能ではないだろうか。2－2－3（BCP の策定状況）でも述べたとおり、ICT の活用は災害時にも役立つことの理解は高く、教育効果についても著しく効果が劣るものではないことの認識はあるため、積極的に ICT の活用を進めることも考えられる。また、「社会福祉士養成課程の教育内容等の見直しについて」では、指定科目に災害関連の教育内容が取り入れられている。「ソーシャルワーク演習（専門）」ではアウトリーチやチームアプローチ、ネットワーキング、コーティネーション、ネゴシエーションなど平常時、災害時を問わない実践教育が求められる。災害時は、ミクロレベルのアウトリーチ、メゾレベルのコーティネーション、マクロレベルのコミュニティワークといった実践を求められる状況が、限られた地域で短期間に生じる。従来の実習のようにPDCAのサイクルで計画的に取り組むには限界があるが、現地コーディネーターとしての教員や福祉専門職の存在があれば、支援を目的として始まった場面をソーシャルワーク教育として意味づけることが可能である。前述の DWAT と養成校の連携においては、熊本学園大学の学生が実習を実施した際に実習指導者（DWATに登録している者）のもとで避難所のレイアウト作成や、被災者の協力を得て個別支援計画の作成等のプログラムを行っている。

今回の調査において、災害時の教育体制を問うものは少ないが、ここまでに述べてきたように、全国の各養成校が独自に BCP を策定することの必要性はいうまでもない。そこに地域連携と支援を含むこと、さらには各校単独ではなく、本連盟本部を含んだ養成校間の広域協力支援体制を盛り込むこと、またソーシャルワーク教育に取り組む養成校として、災害福祉支援に関連する多様な資源活用を含むとともに、支援と教育をつむぐ視点が重要であるといえる。感染症拡大という危機的状況におかれている現在は、各養成校が BCP について考えるまたとない機会といえるのではないか。

2－4　養成校における BCP に含むべき事項と策定のポイント

2－4－1　大学における BCP の視点

今回の調査において、BCP を策定していない養成校は 89%、約9割であることは前に述べた。また熊本地震の2年後の 2018 年に全国の国公私立大学を対象に実施された危機管理実態調査[ii]においても BCP 策定済み（策定中含む）を除く大学は 85.3%となっている（国公私立 778 校を調査し、244 校が回答）。

全体として BCP 策定済みの大学の割合は少なく、さらに公開されているものは限られているが、大学 BCP 策定の際に持つべき視点は以下の図のように4つに整理できる。

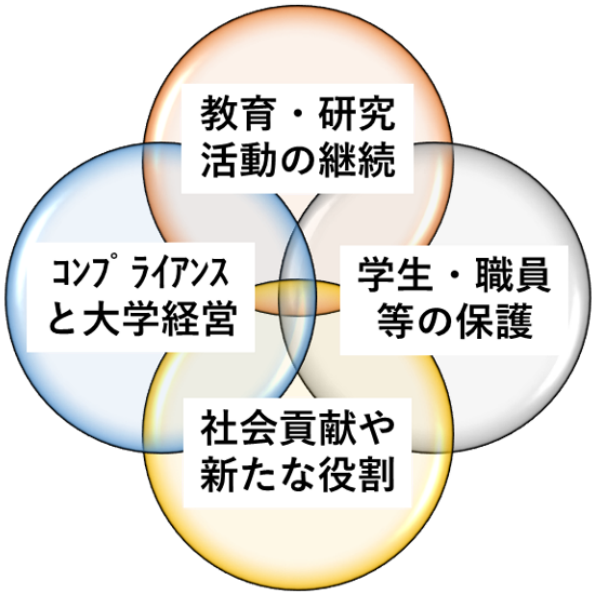

図7：大学 BCP における4つの視点（篠原辰二作成）

この4つの視点とともに、「2－3－2　大学 BCP に含まれる項目」にて述べた6つの項目を横軸に、対象として「大学⇔地域」とし、縦軸に視点として「ミクロ⇔メゾ⇔マクロ」とし、整理を試みたものが次の図である。

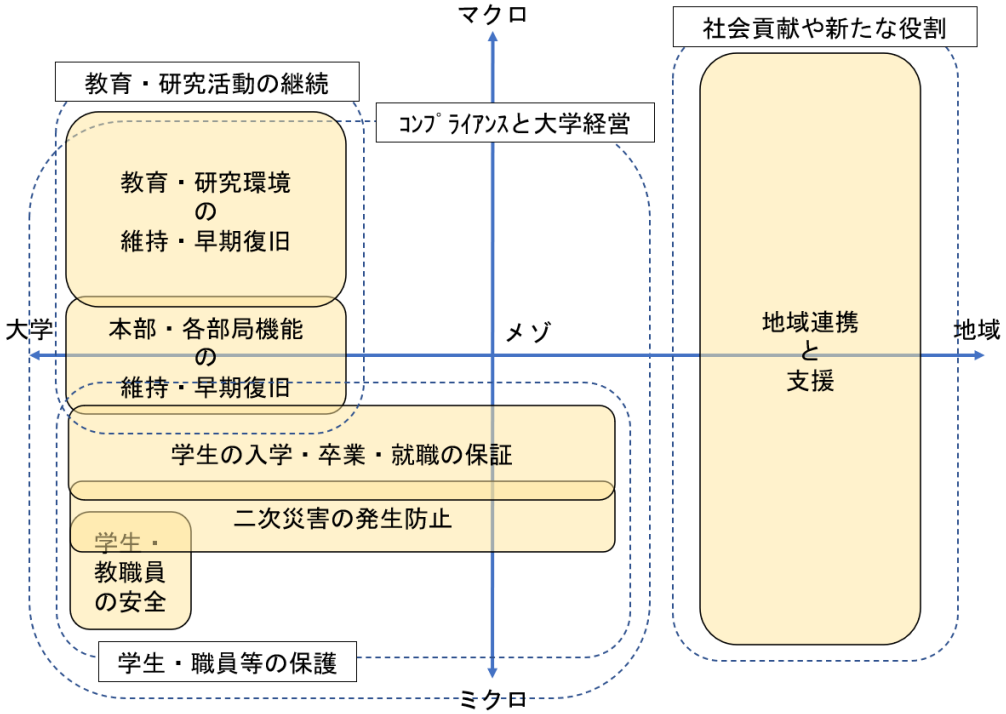

図8：大学 BCP の視点と目標項目（山本克彦・篠原辰二作成）

大学のBCPに含まれる6つの項目を図に示すと、横軸では当然のことながら大学を対象とするものがほとんどである。学生、教職員の安否確認、また災害発生が講義時間内であれば学内で命を守る行動をとらねばならない。学内施設が避難所となれば大半の避難者は大学関係者が占めることになる。“学生・教職員等の保護”の視点から、次は本部・各部局、大学全体の機能維持・復旧が求められる。“教育・研究活動の継続”は重要な事業である。災害によって混乱する状況においては“コンプライアンスと大学経営”という全体の視点も重要となる。

地域連携と支援についてイメージできる分かりやすい例をあげると、地域において大学が避難所となった場合等であろう。避難所として指定されているか否かに限らず、東日本大震災では近隣住民が大学に避難するという事例が複数みられた。学生、教職員が大学施設を地域住民の緊急避難場所とし、数日間運営することもあれば、数週間、避難所として開放し環境整備や物資の支給などを担うこともある。BCP 策定時には“社会貢献や新たな役割”として、場所・人・物資といった資源提供を行うことを含むことが必要である。さらに養成校の場合、実習等で活用する教室、設備あるいは専門的な知識や技術を持った教員等も有効な“資源”と考えられる。

大学における地域連携はなんらかの形で平常時からなされているはずであるが、この平常時からの地域連携を災害時想定で活用できることが“社会貢献や新たな役割”につながるヒントだと思われる。

2－4－2 教育を止めないためのICT活用

今回の調査では感染症拡大という事態で、各養成校がどのようにして“教育を止めない”というまさに事業継続への対応を行ったかが明らかになっている。大学経営という視点から、副学長を対象に実施した聞き取り調査からは、通信環境や機器などの設備面の課題、教育内容や方法といった教育のスキルの課題などが明らかになっている。一方で聞き取り調査からは各養成校が一定のシステムや教育プログラムといった“しくみづくり”によって、この事態を乗り切ったことがうかがえる。

ここで BCP に含むべき事項として提案したいのは、これらの実践知を養成校のネットワークで共有し、補完しあうことである。感染症拡大下において、ICT 活用は対面を避け、物理的な距離とは関係なくコミュニケーションを可能とした。通信環境さえ整えば、一定の教育効果が得られることも明らかになってきた。くりかえしになるが、ICTを活用した授業は遠隔地であっても「災害時に教育を止めない取り組み」を実現させることが可能である。

では、具体的に養成校ネットワークをどのように描けばよいだろうか。近年の災害、特に豪雨災害はどの地域にも起こり得るもので、広域同時多発となることも多い。被災した養成校への支援は近隣地域からが望ましく、被害が大きく支援が長期化する場合は全国からの支援が必要となる。こうした多様な状況に対応するには、現存するブロック単位の具体的な災害時支援計画やブロック間や連盟本部との情報共有などを含めた ICT 環境の整備も求められる。養成校における BCP 策定率をあげるためのモデル構築など、今後も引き続き検討していかねばならない。

---

[i] Google により「大学__BCP」で検索、2021年3月5日現在

[ii] 危機管理学の構築とレジリエントな大学の創造のための総合的研究（日本大学危機管理学部教授　福田　充による）

大学における事業継続計画の目標について（2021年3月5日現在、ホームページなどに公開しているもの）

※BCPの目標として挙げているもののみ整理した（目標には無いが項目の詳細には多様な内容が含まれている）

	①学生・教職員等の安全に関すること	②本部・各部局機能の維持・早期復旧	③学生の入学・卒業・就職の保証	④教育・研究環境の維持・早期復旧	④に関連→教職員の雇用・流出防止	⑤二次災害の発生防止	⑥地域連携と支援
A大学 2016.01	学生及び教職員の安全を確保する		入学・卒業等に万全を期す	学生への教育を確保・継続する 研究環境を早期に復旧する			
B大学 2016.03	学生、役員及び教職員の身の安全を確保する	本部及び各部局機能を維持・早期復旧する	学生を予定通りに卒業・就職、受入れ等を行う	教育研究水準を確保する	教職員の雇用を確保する		
C大学 2016.06	学生、教職員をはじめとする本学全構成員及び来訪者の身体・生命の安全確保	貴重な教育・研究情報及び施設・設備の保全		重要な教育・研究環境の確保及び維持、早期復旧		周辺地域への支障（二次災害としての火災の発生、有害物質等の流出等）の防止	地域社会との連携・地域社会の支援
D大学 2016.10	学生及び役職員の安全を確保する		学生を可能な限り修業年限内に卒業（修了）させる 入試業務等に万全を期す	教育・研究・診療環境を早期に復旧する	研究資産のデータ喪失防止及び復旧，教員の他大学への流出防止		
E大学 2019.04第1版	学生、教職員および関連会社その他関係者の安全確保	施設復旧あるいは代替措置による速やかな事業再開	学生に予定どおりの卒業と入学を保証			キャンパスにおける二次災害の発生防止	地域、校友等との密接な連携による地域の復旧および復興への貢献
F大学 2019.04	学生、本学及び附属病院来訪者、教職員の身体と生命の安全を確保する			教育・研究環境及び附属病院の施設・設備を保全し、早期に復旧する		火災発生、有害物質の流出など、周辺地域への災害波及を防止する	地域社会の支援及び保健医療の実施により社会に貢献する
G大学 2019.04	本学の役員、教職員、学生、生徒、児童、幼児及び本学において業務を行うことを認められた者の安全を確保する		学生、生徒、児童及び幼児の修学環境を確保し、修業年限内に卒業又は修了させる 入学試験業務等に万全を期す	教育、研究の環境を早期に復旧させる			
H大学 2020.03	構成員・来訪者等の安全を確保する		入学・卒業時に万全を期す	学生・生徒・児童・園児（以下「学生等」という。）への教育を確保・継続する 教育・研究環境を早期に復旧する			
I大学 2020.03	学生，生徒，患者，教職員の安全を守る		在学生を予定どおり卒業させる 学生を予定どおり受け入れる				地域社会に貢献する

第４章
教員･現場実践者（実習指導者）･事業所等が共有すべき内容と研修の検討及び試行及び都道府県の講習・研修実施体制の構築とネットワークの形成

1 コミュニティにねざしたふくし人材を養成する研修（こふく研）の企画と試行

1－1 企画の背景とねらい

本研修企画は、地域共生社会の実現に資する福祉人材の養成や確保、およびそのための地域ごとのネットワーク構築を目的にしたものである。研修の対象は、すべての福祉人材（社会福祉士や精神保健福祉士、介護福祉士、保育士等）、また、福祉を学ぶ学生（大学生、専門学校生、高校生等）、さらに福祉教育や専門職養成教育に携わる教員とした。特に福祉職の現任者については、おおむね3年目までの初任者を想定して、研修内容の検討を行った。

研修のねらいは、以下の通りである。

①児童や高齢、障害など福祉の様々な分野に共通する、そしてソーシャルワークやケアワークなどの、どの福祉職にも必要な、基礎的な内容を伝えること

②初任者や学生に、福祉の仕事の多様性、魅力や楽しさ、おもしろさや醍醐味を感じてもらうこと

③これからの仕事の仕方や災害時の対応として、地域おける住民や多職種・多機関・多業種との連携・協働のあり方について考えてもらうこと

以上のような研修のねらいのもとで、「福祉とは何か、人間の生活とは何か」「人間が生まれてから死ぬまでをどう捉えるか」「人を支援するとはどういうことか」「地域で暮らす人、地域で暮らす自分をどう理解するか」「福祉職として働くとはどういうことか」などを受講者が、自らのこととして、また自らの仕事や学びに引きつけて考えられるような内容にするべくプログラムを検討した。

さらに、「福祉職への就職やキャリアパスの状況」「地域における公益的な取り組みの必要性」「地域における活動と個人支援の関係性」「地域で連携・協働することの意義や必要性」などを知る・学べるような内容とプログラムの展開を試みた。

現在、福祉系の学校の教員、福祉の仕事に就く現場実践者（実習指導者）、社会福祉法人等事業者が共有すべき知識や技術をまとめた研修はなく、一機関や一団体等が研修対象を絞って様々な研修を展開している本連盟では、今般の社会福祉士・精神保健福祉士のカリキュラム改正やその見直しの背景から、ソーシャルワーク専門職としての専門性を向上されるための特定の知識や技術を養成する研修に加え、様々な福祉人材が地域の中で連携することを前提とし、様々な福祉人材が集える共通の内容としたプラットフォームとなる研修の必要性を検討してきた。

本連盟の 2020 年度事業計画においても、「ソーシャルワーカー職能団体、全国社会福祉協議会、全国社会福祉法人経営者協議会その他の関係団体と連携・協働し、社会福祉士・精神保健福祉士及び福祉人材を取り巻くイメージアップと、福祉人材の就職、任用、配置、待遇に関する諸活動を行うとともに、地域レベルにおいて活動が展開できるよう、組織体制を強化する。」ことを事業に位置づけ、種々の取り組みを行っている。

研修の企画については、先行して、2017 年からの3年に渡り、赤い羽根福祉基金助成事業を得て『地域共生社会の創造に向けたコミュニティソーシャルワーカー養成研修の基盤構築事業』を実施し、所属する機関を問わない地域で活動するソーシャルワーカーを対象とした「コミュニティに強いソーシャルワーカーを養成する研修」（略称：「コソ研」、以後、「コソ研」という。）を開発している。コソ研は、社会保障審議会（福祉部会福祉人材確保専門委員会）『ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について』報告書（2018 年3月 27 日）において、「他の専門職や地域住民等と協働してソーシャルワークに関する知識・技術や実践事例等を学び合い、それぞれの力を合わせながら実践能力を向上させることができるような場づくり」の一例として示された。

本事業においては、これまで本連盟が実施してきた社会福祉推進事業やその他の事業の成果を、最大限に活用した研修プログラムや実施方法を検討することにより、地域で活躍する福祉人材が集える場やネットワーク作りのきっかけとなる研修企画を作成し、福祉人材の質向上や職場定着を促し、後述の各都道府県での講習・研修実施体制の構築及びネットワーク形成にも活躍することをねらいとした。

幅広い福祉人材を研修対象と想定したことから、研修内容については、わかりやすく、かつユニークで記憶に留まるものであることの必要を考えた。前述のコソ研を参考に、本事業においては、「コミュニティにねざした福祉人材を養成する研修」（略称：こふく研、以後、「こふく研」という。）と研修名称を設定し、その内容を検討した。

1－2 検討内容と実施方法

1－2－1 部会及び作業部会での検討内容ついて

知識アプデ合同研修企画部会及び作業部会は、以下の通り開催を行い、各種検討を行った。第1回部会にて、全体の意見交換を行ったのち、具体的な検討を行う検討チームを設置し、必要事項を調整・検討の上、各部会で内容に関する意見交換を行い、プログラム作成や実施方法を検討した。

第1回 知識アプデ合同研修企画部会 （2020 年 10 月 16 日・Web 会議システム）	・本事業の概要の説明 ・プログラムの検討 ・各都道府県担当教員や各地域の養成校に協力頂く事項 ・今後の進行スケジュールについて
第2回 知識アプデ合同研修企画部会 （2020 年 10 月 30 日・Web 会議システム）	【検討チーム】 ・研修の実施日、実施方法 ・今後の作業等スケジュールの確認 ・第一回部会の意見を元に、プログラムについての意見交換 ・研修到達点等の意見交換 ・実施方法や都道府県担当者の関わりに対する意見交換
第3回 知識アプデ合同研修企画部会 （2020 年 11 月 4 日・対面会議）	【検討チーム】 ・プログラム案調整 ・類似する研修との違い等の確認 ・講師の検討 ・都道府県の人材プラットフォームづくりとこふく研の関連性の整理
第4回 知識アプデ合同研修企画部会 （2020 年 11 月 17 日・Web 会議システム）	・検討チームの経過報告 ・プログラム案について ・講師候補について ・プログラムの評価方法、報告書の執筆について ・今後の進行スケジュールについて
第5回 知識アプデ合同研修企画部会 （2020 年 12 月 17 日・Web 会議システム）	【検討チーム】 ・12 月の研修収録に関する打ち合わせ ・1月のスタジオトーク収録に関する打ち合わせ
第6回 知識アプデ合同研修企画部会 （2021 年1月 20 日・Web 会議システム）	・検討チームの経過報告 ・作成された研修映像の確認と意見交換 ・アンケート、リフレクションシートについて ・報告書の記載方法について ・今後のスケジュールについて
第7回 知識アプデ合同研修企画部会 （2021 年3月4日・Web 会議システム）	・こふく研実施後の報告 ・報告書の記載内容の確認と意見交換

なお、本研修については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、当初計画より、実施方法等の変更（一部対面式の集合型研修からオンライン配信研修への変更等）を行っている。各都道府県の状況とも関係することから、変更の詳細については、後述の「2－2　各都道府県でのプラットフォームの構築状況および「こふく研」開催にかかる活動状況」に記す。

また映像収録については、実際に福祉の仕事に携わる現任者の声やその現任者が勤務する施設、その施設がある地域の魅力を引き出すため、社会福祉法人 同愛会（栃木県那須郡那珂川町）に事業協力を得て、撮影場所の提供と出演者の調整を頂いた。出演者は「1－3 こふく研プログラム」の通りである。

1－2－2 「こふく研」の実施方法

上述の状況のから、以下の方法で実施を行った。

実施方法	・オンライン配信研修として、「みる・きく」のみで受講できる研修（受講者への配布資料は作成しない） ・Zoom ビデオコミュニケーションズが提供する Zoom ウェビナーの機能で受講 ・受講者には、インターネット接続が可能な PC、タブレット端末、スマートフォンなどを用意するよう案内
映像の収録日・場所	2020 年 12 月 24 日（木）～24 日（金） 講義・焚火トーク収録（参集形式） 場所：社会福祉法人同愛会「なかが和苑」（栃木県那須郡那珂川町小口 1728） 2021 年1月 10 日（日） スタジオトーク収録（参集・オンラインのハイブリッド方式） 場所：本連盟研修室（東京都港区港南 4-7-8 都漁連水産会館6階）
配信日	2021 年1月 29 日（金）16:00～19:00 2021 年1月 30 日（土）10:00～13:00 2021 年1月 31 日（日）10:00～13:00 ＊上記の合計 3 回の配信。（内容はいずれの日程も同様）
定員	各日 800 人
受講対象者	福祉・介護・保育など福祉の仕事に携わっている方、福祉事業の経営者、学生、ボランティア活動に関わっておられる方、福祉に関心のある方 ＊初任者向けの内容であることを説明の上、経験年数や職務経験の有無に関わらず出来るようにした。 ＊福祉関係の資格の有無は問わない。
参加費	無料 ＊ただし、申込者のメールアドレスの登録、事後アンケート及びリフレクションシートの提出に同意
申込方法	本連盟が設置するインターネット上の専用フォームから申込
申込期間	2020 年 12 月 10 日～2021 年1月 25 日まで（事前アナウンス期間） ＊期日以後の配信直前まで受付を行った

1－2－3 「こふく研」の広報

「こふく研」の広報については、「趣旨・申込の詳細を掲載したフライヤー」を 100,000 部、「A3版ポスター」を 20,000 部作成して、関係団体に送付を行った。なお、本事業に参画する関係団体にも協力を得て、周知協力を行った。

地域単位の送付先

社会福祉法人経営者協議会　会員法人	7,959 か所
社会福祉士経営者協議会 都道府県事務局	47 か所
都道府県社会福祉協議会	47 か所
政令市・指定都市社会福祉協議会	19 か所
都道府県社会福祉士会	47 か所
都道府県精神保健福祉士協会	47 か所
都道府県医療社会福祉協会	47 か所
本連盟会員校(2020 年 12 月当時)	270 か所
本事業の都道府県担当者	45 人
その他(都道府県担当者から要望のあった各地域の関係団体や社会福祉法人など)	441 か所
合計	8,969 か所

ほか、以下の全国団体等にフライヤー・ポスターを送付して周知協力を行った。

公益社団法人　日本社会福祉士会
公益社団法人　日本精神保健福祉士協会
公益社団法人　日本医療社会福祉協会
公益社団法人　日本介護福祉士会
公益社団法人　日本介護福祉士養成施設協会
公益社団法人　全国老人福祉施設協議会
特定非営利活動法人　日本ソーシャルワーカー協会
一般社団法人 全国保育士養成協議会
独立行政法人福祉医療機構　情報事業部
全国保育士会
社会福祉法人　全国社会福祉協議会　地域福祉部
社会福祉法人　全国社会福祉協議会　法人振興部
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国救護施設協議会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
全国ホームヘルパー協議会
日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
全国社会福祉法人経営青年会　　（合計 25 か所）

また、その他の広報としては、関係団体の協力を得ながら、以下を行ってる。

・本連盟のウェブサイト掲載、SNS による周知、会員一斉メール

・本事業協力団体のウェブサイト掲載及び一斉メール、SNS による周知協力

・日本精神保健福祉士協会の機関誌『精神保健福祉』の広告掲載 （約 12,000 部刊行）

・独立行政法人福祉医療機構ウェブサイト WAM NET「福祉のしごとコーナー」トップページにバナー掲載

ほか

「こふく研」のフライヤー A4 版（10 万部）



（表）

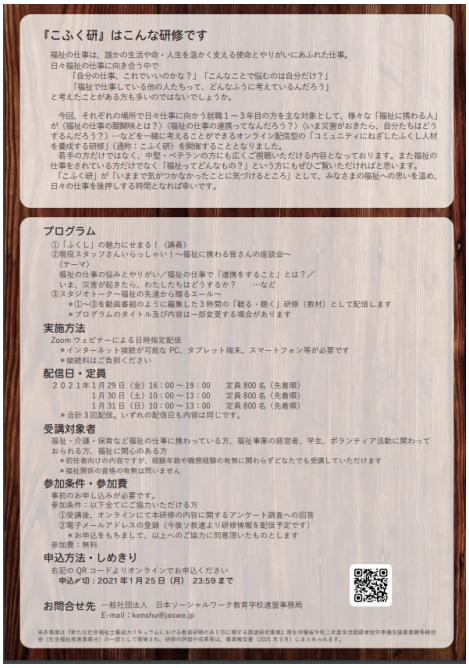

（裏）

「こふく研」のポスター A3 版（2万部）

＊デザインは、フライヤー表面と同様

1－3 こふく研プログラム

上記の検討を踏まえて、配信型研修とし、以下の構成で内容を作成した。

■映像の総時間数：3時間2分（182 分）

■オープニング



■ Session 1：講義



『全集中！ふくしの呼吸を極める。』

空閑　浩人（同志社大学　教授・本連盟理事）

内容：福祉の仕事の可能性について、講師自身のソーシャルワーカーとしてのキャリアに関わるエピソードトークを導入に、漫画や映画、ドラマなどの身近な題材を用いて講義を行った。第一にどのような願いをもって福祉の仕事をしているのか、第二に、ともに地域でいきていくということをどのように考えているのか、第三に良い支援・保育・介護等実践をするにはどのようなことを大切にしているか、第四になぜ福祉の仕事を続けるのか、第五に地域にさまざまな担い手とともに今までになかったものをどのように生み出そうとしているのか等、福祉の仕事の魅力を「願い」「地域」「学び」「魅力」「創造」の5つをキーワードに、アクティブラーニング（受講者の内省を促すワーク）もとりいれて講義を行った。

■　Session　2－1：『トークセッションその1』

テーマ：「ふくしの仕事を語る・魅力・やりがい、そして悩み…」

鈴木　和也（社会福祉法人　同愛会　障害者支援施設　光輝舎　相談支援専門員・社会福祉士）

山口　綾佳（社会福祉法人　同愛会　多機能型障害福祉サービス事業所　ひかり　生活支援員・社会福祉士・介護福祉士・保育士）

塚田　翔伍（社会福祉法人　同愛会　なかが和苑　支配人・社会福祉士）



内容：冒頭の、車で移動していた出演者たちとともに、視聴者もあたかも日常から離れた場所に移動し、ゆったりと学べるような演出を挟み、焚火を囲んで講師とゲストとの一対一の対話が収録された。なぜ今の仕事を選んだのか、どのようなことが動機やきっかけとなるのかをテーマに、支援者である「私」に焦点をあてて、「私」のヒストリーを講師が引き出し、ゲストが語る形式で進行している。ボランティアや実習体験、出会い、仕事に対する思い、キャリアの中で失敗を乗り越えた経験談などが語られている。

■　Session　2－1『スタジオからリプライその1』

テーマ：「ふくしの仕事を語る・魅力・やりがい、そして悩み…」

川井　太加子（桃山学院大学　教授）

空閑　浩人（同志社大学　教授・本連盟　理事）

篠原　辰二（一般社団法人　Wellbe Design　理事長）

竹田　匡（北海道　釧路町役場）

所　めぐみ（関西大学　教授）

野村　裕美（同志社大学　准教授）

廣江　仁（社会福祉法人　養和会　理事長）

松本　すみ子（東京国際大学　教授・本連盟　常務理事）

山本　克彦（日本福祉大学　教授・本連盟　災害担当部会）

内容：場所をこたつやみかん、はんてんなどの小道具で堅苦しくない雰囲気の和室セットに移し、『トークセッションその1』を視聴した養成校の教員や現場実践者たちが、セッション1の対話を踏まえて、さらに対話を折り重ねていく形で進められた。自らの思いや考えを自由に語る形式で進行していった。3人の実践者への共感がさまざまに語られている。また、それぞれの対談から、福祉人材の育成や確保・定着についてこれからどのような

取り組みや工夫が自分にはできそうかを考える各ゲストの様子が収め納められている。

■ Session 2－2『トークセッションその2』
テーマ:「地域での自分の役割 連携と協働…」
トークセッション登壇者 同上
内容:再び場面を焚火のある屋外に移し、講師とゲストとが、地域での役割(連携・協働)においての今後のビジョンについての対談が収録されている。3 人の実践者には、連携や協働する目的・意図やその手段や方法について、地域のどのような人たちと今後ますます連携協働していきたいと考えているのかをファシリテーターが問いかけ、語る内容となった。

■ Session 2－2『スタジオからリプライ その2』
テーマ:「地域での自分の役割 連携と協働…」
スタジオからリプライ登壇者 同上
内容:和室のセットに場面を移し、引き続き『トークセッションその2』を視聴した養成校の教員や現場実践者たちが、自らの思いや考えを自由に語る形式で進行している。連携・協働することが、目的でもあり、課題を解決するための手段であることのさまざまな実例や、そこからやりがいが生まれてくるなどのエピソードについて取り上げられた。途中には、休憩時間を兼ねて、撮影で使われている薪木の説明として、長野県りんごの灯火プロジェクトの取り組みの紹介 CM を挿入している。

■ Session 2－3『トークセッション その3』
テーマ:
「災害が起きたとき、私たちは なにができるか…」
「ふくしの仕事をするみなさんに伝えたいこと」
トークセッション登壇者 同上
内容:再び場面を焚火のある屋外に移し、講師とゲストとが、これから予測される災害時においての専門職としての備えについての対談が収録されている。

■ Session 2－3『スタジオからリプライ その3』
テーマ:
「災害が起きたとき、私たちは なにができるか…」
「ふくしの仕事をするみなさんに伝えたいこと」
スタジオからリプライ登壇者 同上



内容:和室セットでのスタジオトークでは、過去の災害の際に福祉実践者はどのような行動を行っていたか、被災後今に至るまで継続して何を大切に人々の暮らしを支える支援に取り組んでいるのかについても話題が広がっていった。災害ソーシャルワークは、災害時に始まるのではなく、平時からの暮らしの支えや人間関係の構築が鍵をにぎっているなどが話題となっていた。

■ Session 3:エピローグ

こふく研の『振り返り』と『これから』

菊地 月香(社会福祉法人 同愛会 常務理事)

上野谷 加代子(本連盟 相談役・同志社大学人誉教授)

空閑 浩人(本連盟 理事・同志社大学 教授)

内容:最後に、3つの焚火セッションを踏まえて、3人の実践者の上司である菊池氏と、上野谷委員と空閑委員が、福祉実践者に必要なもの(例えば、誠実性や乗り越える力など)について語り合った様子が収録されている。

1－4 受講者からのフィードバックと今後の展望

1－4－1 申込・受講の実績

〈申込者数〉

合計 1,136 人

現任者(1～3年の経験)117 人　現任者(3年以上の経験) 435 人　養成校教職員 120 人

法人経営者 52 人　大学生・学生 242 人

大学院生 11 人　その他 99 人

〈受講者数〉

2021 年1月 29 日(金) 292 人

1月 30 日(土) 400 人

1月 31 日(日) 302 人　合計 994 人(申込者の視聴率 87%)

1－4－2 視聴後アンケート

研修配信終了直後、視聴者の申込時の電子メールアドレスに、『「こふく研」視聴後 アンケートフォーム』を送信して、回答を得た。

「こふく研」視聴後 web アンケートフォーム 回答件数:750 件

回答率:75% (視聴者 994 人のうち)

回答期間:2021 年1月 29 日～2月5日

（1） アンケートの概要

Q1. あなたの年齢（年代）を選んでください

	度数	パーセント
10代	34	4.5
20代	253	33.7
30代	121	16.1
40代	162	21.6
50代	128	17.1
60代	44	5.9
70代以上	8	1.1
合計	750	100.0

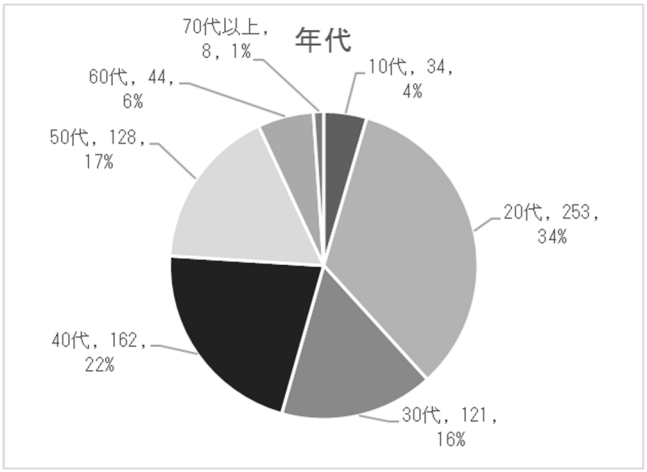

20 代が最も多く、33%であった。30 代・40 代・50 代は、それぞれ 16%、21%、17%であった。

Q.2現任者・学生の別を選んでください

	度数	パーセント
経験年数1～3年程度	111	14.8
経験年数3年以上	291	38.8
社会福祉法人等の経営者	22	2.9
4. 大学生・学生	176	23.5
5. 大学院生	7	0.9
6. 養成校教職員	89	11.9
7. その他（関心のある方）	54	7.2
合計	750	100.0

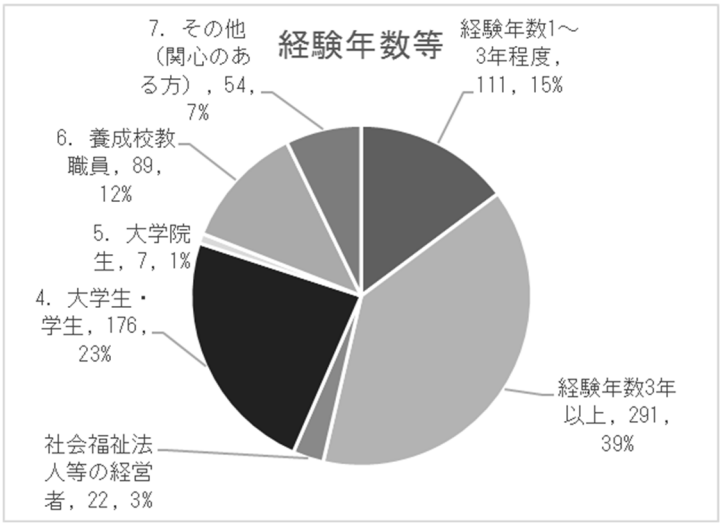

「経験年数3年以上の福祉の現場で働く現任者」が 38%と最も多く、ついで「大学生・学生」が 23%、「経験年数1～3年程度の福祉の現場で働く現任者」が 14%であった。

Q.3あなたの職種(最も近いもの)を 1 つ選んでください。

	度数	パーセント
1. 介護系	108	14.4
2. 保育系	16	2.1
3. 相談系	217	28.9
4. 保健医療系	4	0.5
5. 運営管理系	68	9.1
6. 学生	166	22.1
7. 教職員	87	11.6
8. 無職	8	1.1
9. その他	76	10.1
合計	750	100.0

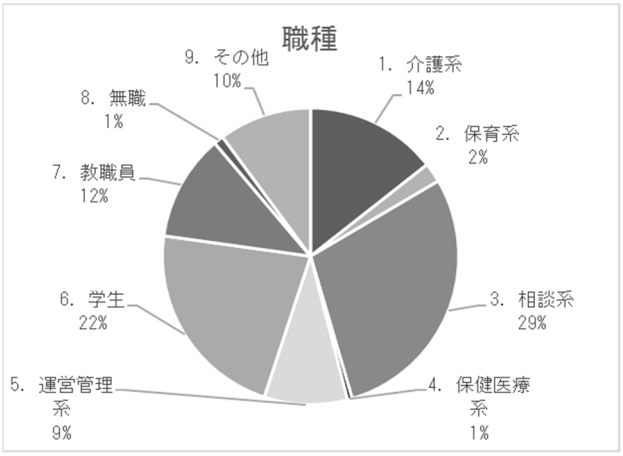

相談系(相談支援員、ソーシャルワーカーなど)が最も多く、14%であった。ついで学生(22%)、介護系(14%)と続いた。受講対象としていた保育系は、2%であった。「こふく研」は、初任者を想定した内容としたが、年齢層としては、20 代～30 代が5割であったが、学生の受講や経験年数が3年以上の現任者が多かった。

Q5. あなたの勤務先の分野を選んでください。(学生の場合は決まっている進路、または希望の分野)複数回答

	度数	パーセント
4. 生活保護関係	22	2.9
7. 行政相談所関係	29	3.9
8. 精神保健福祉関係	45	6.0
6. 医療関係（精神科以外）	59	7.9
3. 児童・母子福祉関係	75	10.0
10. その他	77	10.3
9. 教育関係	112	14.9
5. 地域福祉関係	150	20.0
1. 高齢者福祉関係	198	26.4
2. 障害者福祉関係	217	28.9
計	984	

※回答数750票のうち、重複があるため合計は回答総数を上回る

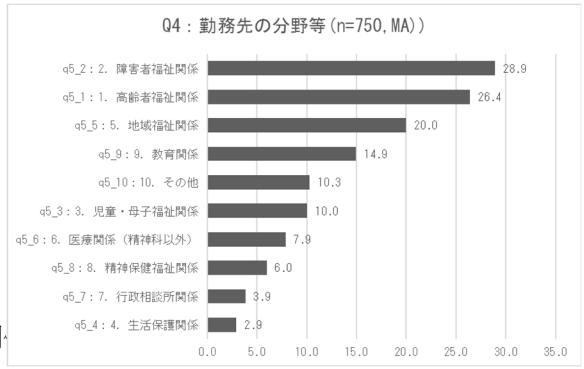

20%を超えたのが、高齢者福祉関係、障害者福祉関係

Q.6あなたの勤務先の運営主体を 1 つ選んでください。

	度数	%		度数	%
社会福祉法人（社協を除く）	252	33.6			
学生等で進路を検討中	155	20.7	特定非営利活動法人（NPO法人）	11	1.5
学校法人	103	13.7	福祉に関係する一般企業	11	1.5
社会福祉協議会	80	10.7	一般企業	11	1.5
医療法人（病院等）	47	6.3	無職	6	0.8
国・地方公共団体	28	3.7	財団法人（公益・一般）	5	0.7
その他	24	3.2	独立行政法人	5	0.7
社団法人（公益・一般）	12	1.6	合計	750	100.0

社会福祉法人(社協を除く)が 33%と最も多かった。

Q7. お持ちの資格を教えてください。

	度数	%
1. 社会福祉士	328	43.7
11. 該当資格がない	243	32.4
5. 社会福祉主事	182	24.3
3. 介護福祉士	141	18.8
2. 精神保健福祉士	127	16.9
6. 介護支援専門員	124	16.5
4. 保育士	72	9.6
9. 公認心理師	8	1.1
7. 看護師	6	0.8
10. 臨床心理士	4	0.5
8. 保健師	1	0.1

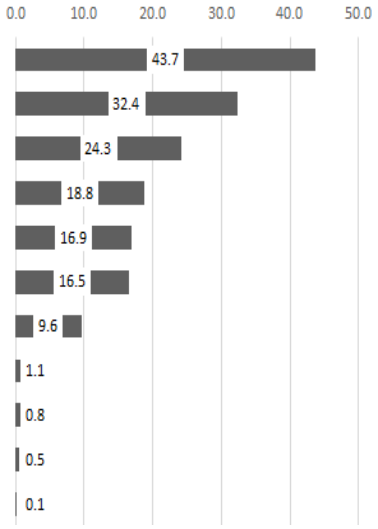

社会福祉士が 43%と最も多かった。ついで、介護福祉士が 18%、精神保健福祉士が 16%であった。受講対象としていた保育士の資格を持つ者は、9.6%であった。また、いずれの関係資格を持たない者が 32%いた。

Q8. こふく研の視聴のきっかけについて、最も当てはまるものを 1 つ教えてください。

	度数	%
広報物等を目にして自発的に参加（視聴）した	255	34.0
職場での勧め	193	25.7
養成校教職員からの勧め	175	23.3
その他	72	9.6
職能団体の勧め	48	6.4
経営者団体の勧め	7	0.9
合計	750	100.0

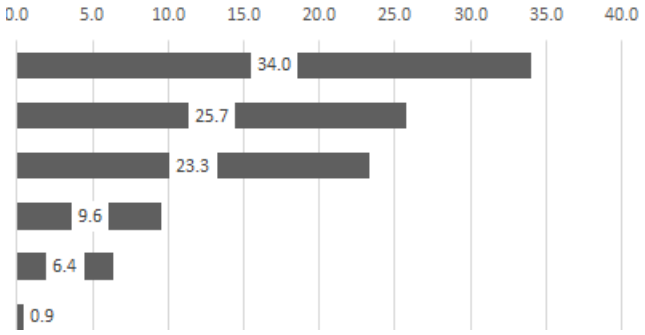

「自発的な参加(視聴)」が 34%と最も多かった。ついで、「職場の勧め」、「養成校教員からの勧め」が、それぞれ 25%、23%と続いた。

Q11. こふく研の視聴の目的・動機について、当てはまるものを教えてください。

	度数	%
6. オンラインの研修だったから	290	38.7
1. 「こふく研」のチラシ裏面	256	34.1
4. 面白そう	237	31.6
5. 福祉人材としてのモチベーションを高めたい	200	26.7
7. 職場・学校での指示	191	25.5
3. 地域支援を学びたい	179	23.9
2. 「こふく研」のPV	49	6.5
8. その他	37	4.9

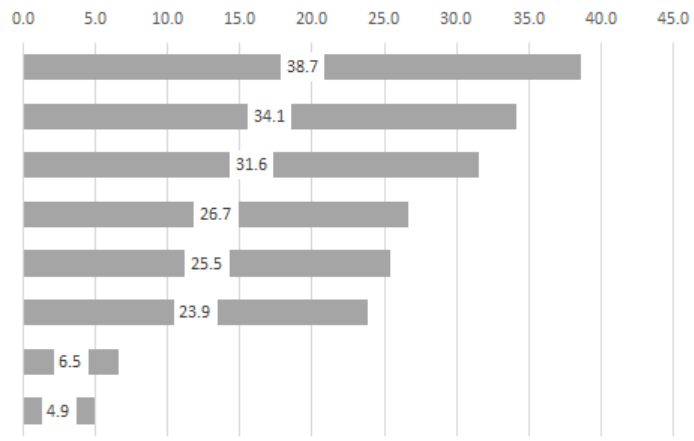

「オンラインの研修だったから」が 38%と最も多く、ついで「チラシ裏面をみて参加したいと思った」が 34%、「面白そうだったから」が 31%と続いた。

Q13. コミュニティにねざした福祉支援（地域に対する取り組み）について、現状を教えてください。

		1. 十分実施できている	2. まあ実施できている	3. 少し実施できている	4. 全く実施できていない	5. 学生等で該当しない	合計
①. 自分自身はコミュニティにねざした福祉支援ができている	度数	19	164	310	96	161	750
	%	2.5	21.9	41.3	12.8	21.5	100.0
②. 勤務先はコミュニティにねざした福祉支援ができている	度数	55	263	211	29	192	750
	%	7.3	35.1	28.1	3.9	25.6	100.0
③. 自分自身はコミュニティにねざした福祉支援の学習を行っている	度数	26	211	320	83	110	750
	%	3.5	28.1	42.7	11.1	14.7	100.0
④. 勤務先は、職員に対してコミュニティにねざした福祉支援の学習機会を設けている	度数	32	169	229	134	186	750
	%	4.3	22.5	30.5	17.9	24.8	100.0

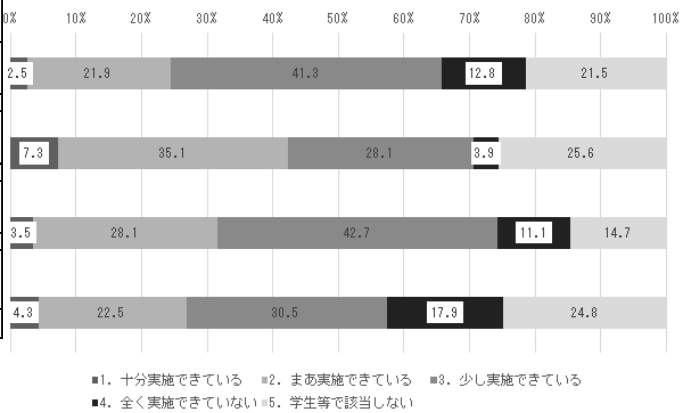

回答傾向は似通っているが、「勤務先は、職員に対してコミュニティにねざした福祉支援の学習機会を設けている」の「全く実施できていない」が 17.9%と相対的に多かった。

Q14. 今後、コミュニティにねざした福祉支援（地域に対する取り組み）をしていく上で、必要なことを教えてください。

		1. とても必要	2. 必要	3. 少し必要	4. 必要ない	5. 学生等で該当しない	合計
①自分自身の自己研鑽	度数	388	250	19	0	93	750
	%	51.7	33.3	2.5	0.0	12.4	100.0
②勤務先の地域支援に対する理解	度数	320	238	32	9	151	750
	%	42.7	31.7	4.3	1.2	20.1	100.0
③勤務先による研修受講の推奨	度数	229	283	72	13	153	750
	%	30.5	37.7	9.6	1.7	20.4	100.0
④勤務先以外で開催している研修受講	度数	259	294	58	2	137	750
	%	34.5	39.2	7.7	0.3	18.3	100.0
⑤勤務先がある地域の行政機関の地域支援の充実	度数	276	271	55	1	147	750
	%	36.8	36.1	7.3	0.1	19.6	100.0
⑥勤務先での職員同士の連携	度数	350	211	31	3	155	750
	%	46.7	28.1	4.1	0.4	20.7	100.0
⑦勤務先以外の福祉人材の連携	度数	364	231	19	1	135	750
	%	48.5	30.8	2.5	0.1	18.0	100.0
⑧地域の多様なステークホルダーとの連携	度数	314	266	41	2	127	750
	%	41.9	35.5	5.5	0.3	16.9	100.0

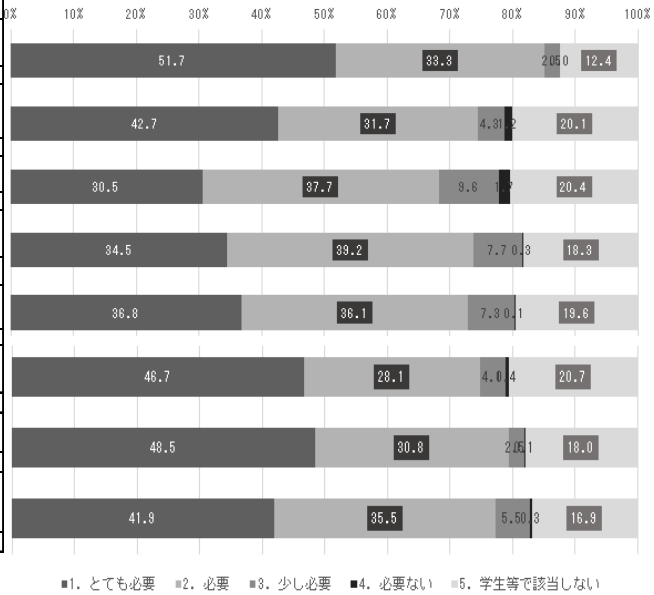

いずれの項目も約7割が「とても必要」または「必要」と回答があった。

Q15. こふく研の全体を視聴して感じたことで、それぞれ最もあてはまるもの 1 つに○をしてください。

		1. とてもそう思う	2. そう思う	3. あまり思わない	4. 全く思わない	5. 学生等で該当しない	合計
①自分の今の勤務先でもっと仕事を続けて行こうと思った	度数	141	336	69	9	195	750
	%	18.8	44.8	9.2	1.2	26.0	100.0
②自分の今の勤務先がある地域で色々な活動をしたいと思った	度数	160	346	64	2	178	750
	%	21.3	46.1	8.5	0.3	23.7	100.0
③実験的な取り組みで、視聴してワクワクした	度数	172	396	103	9	70	750
	%	22.9	52.8	13.7	1.2	9.3	100.0
④視聴して自分のストーリー（福祉職や福祉を学ぶことを選んだ理由）を振り返った	度数	210	402	64	4	70	750
	%	28.0	53.6	8.5	0.5	9.3	100.0
⑤自分の気づかなかった視点や考え方に気づくことができた	度数	188	425	70	4	63	750
	%	25.1	56.7	9.3	0.5	8.4	100.0
⑥特定の分野に偏らず、分野・横断的な内容だった	度数	141	427	116	3	63	750
	%	18.8	56.9	15.5	0.4	8.4	100.0
⑦他の福祉の専門職と繋がりたい	度数	256	379	23	1	91	750
	%	34.1	50.5	3.1	0.1	12.1	100.0
⑧地域の福祉以外の別職種・別業種の人とも知り合いたい、出会いたい、話を聞きたい	度数	290	343	41	1	75	750
	%	38.7	45.7	5.5	0.1	10.0	100.0
⑨地域で福祉人材を養成する学校や教員とも知り合いたい、出会いたい、話を聞きたい	度数	249	363	49	1	88	750
	%	33.2	48.4	6.5	0.1	11.7	100.0
⑩今後、福祉人材を養成する教育（実習）に関わりたい	度数	167	350	109	10	114	750
	%	22.3	46.7	14.5	1.3	15.2	100.0
⑪上司（先生など）に視聴を勧めたい	度数	108	343	154	15	130	750
	%	14.4	45.7	20.5	2.0	17.3	100.0
⑫同僚・友人に視聴を勧めたい	度数	158	392	115	9	76	750
	%	21.1	52.3	15.3	1.2	10.1	100.0
⑬部下・後輩に視聴を勧めたい	度数	198	355	83	5	109	750
	%	26.4	47.3	11.1	0.7	14.5	100.0
⑭地域で働く他の福祉人材に勧めたい	度数	162	369	90	6	123	750
	%	21.6	49.2	12.0	0.8	16.4	100.0
⑮こふく研に限らず、様々な研修に参加してみたい	度数	313	356	22	0	59	750
	%	41.7	47.5	2.9	0.0	7.9	100.0
⑯自分の勤務先の地域で、このような研修（参集・オンラインに限らず）を実施してみたい・参加してみたい	度数	212	356	58	2	122	750
	%	28.3	47.5	7.7	0.3	16.3	100.0

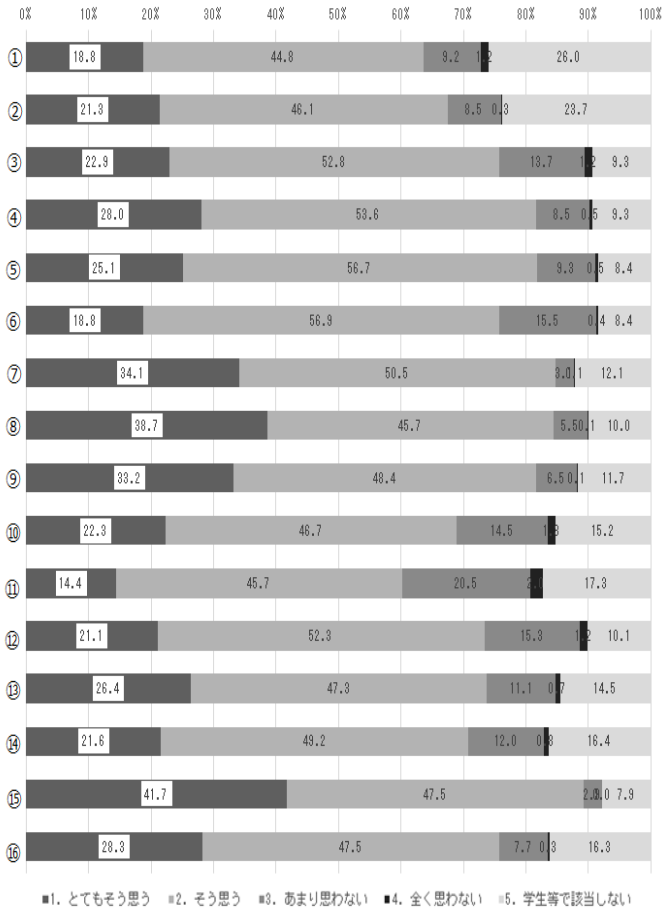

「視聴して自分のストーリー（福祉職や福祉を学ぶことを選んだ理由）を振り返った」、「自分の気づかなかった視点や考え方に気づくことができた」、「他の福祉の専門職と繋がりたい」、「地域の福祉以外の別職種・別業種の人とも知り合いたい、出会いたい、話を聞きたい」、「地域で福祉人材を養成する学校や教員とも知り合いたい、出会いたい、話を聞きたい」、「こふく研に限らず、様々な研修に参加してみたい」の項目は、「とてもそう思う」または「そう思う」の回答が 80%を超えた。

Q16.こふく研「講義」を視聴して感じたことで、それぞれ最もあてはまるもの 1 つに○をしてください。

		1. とてもそう思う	2. そう思う	3. あまり思わない	4. 全く思わない	合計
①福祉の仕事の魅力を再発見できた	度数	264	432	44	10	750
	%	35.2	57.6	5.9	1.3	100.0
②福祉の仕事をしていくなかで、自分の「願い」を考えることができた	度数	161	470	107	12	750
	%	21.5	62.7	14.3	1.6	100.0
③福祉人材として、勤務先・所属先がある地域で、何ができるのか、または何がやりたいかを考えることができた	度数	146	510	83	11	750
	%	19.5	68.0	11.1	1.5	100.0
④福祉の仕事を選んだ理由を再確認できた	度数	182	447	110	11	750
	%	24.3	59.6	14.7	1.5	100.0
⑤福祉の仕事をもっと続けていきたいと思った	度数	231	464	45	10	750
	%	30.8	61.9	6.0	1.3	100.0
⑥漫画や小説など身近な題材で展開され、親しみやすかった	度数	344	284	94	28	750
	%	45.9	37.9	12.5	3.7	100.0
⑦様々な題材に福祉の支援の視点、ソーシャルワークの視点があると学んだ	度数	321	395	29	5	750
	%	42.8	52.7	3.9	0.7	100.0

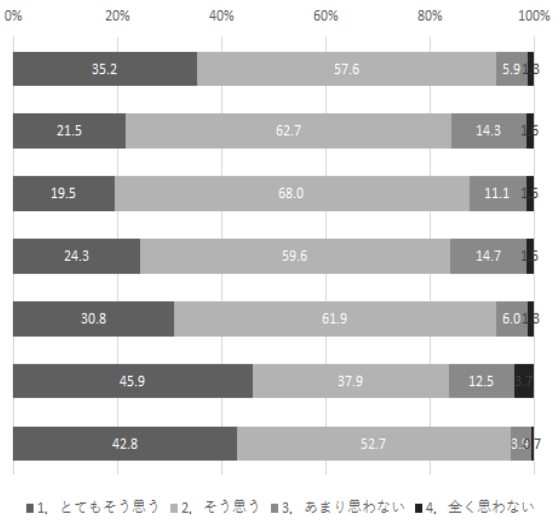

いずれの項目も「とてもそう思う」または「そう思う」が 80%を超えた。うち、「福祉の仕事の魅力を再発見できた」、「福祉の仕事をもっと続けていきたいと思った」、「様々な題材に福祉の支援の視点、ソーシャルワークの視点があると学んだ」は、「とてもそう思う」または「そう思う」が 90%を超えた。

Q17. こふく研「対談」「スタジオトーク」を視聴して感じたことで、それぞれ最もあてはまるもの 1 つに○をしてください。

		1. とてもそう思う	2. そう思う	3. あまり思わない	4. 全く思わない	合計
①登壇した現場の職員の話に共感した	度数	186	500	57	7	750
	%	24.8	66.7	7.6	0.9	100.0
②登壇した現場の職員の話に発見や示唆があった	度数	191	488	65	6	750
	%	25.5	65.1	8.7	0.8	100.0
③登壇した教員の話に共感した	度数	201	477	65	7	750
	%	26.8	63.6	8.7	0.9	100.0
④登壇した教員の話にに発見や示唆があった	度数	203	464	75	8	750
	%	27.1	61.9	10.0	1.1	100.0
⑤福祉の仕事をしていく魅力を再確認できた	度数	211	479	53	7	750
	%	28.1	63.9	7.1	0.9	100.0
⑥福祉の仕事をしていく上での連携の大切さを理解できた	度数	352	378	16	4	750
	%	46.9	50.4	2.1	0.5	100.0
⑦災害時の備えや取り組みの必要性を理解できた	度数	341	382	23	4	750
	%	45.5	50.9	3.1	0.5	100.0

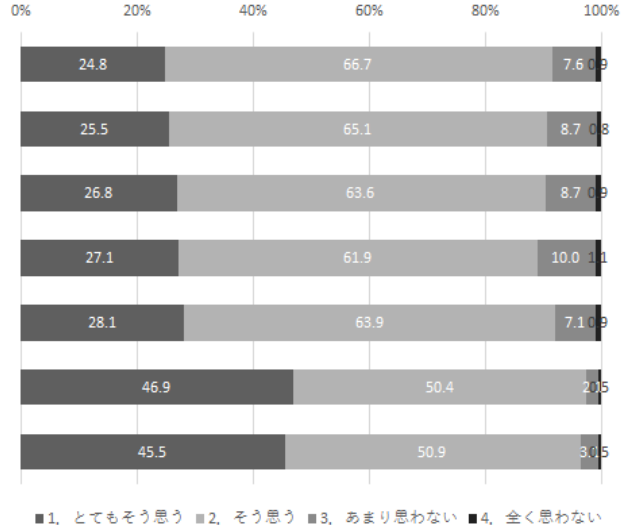

いずれの項目も「とてもそう思う」または「そう思う」の回答が約 90%となった。うち、「福祉の仕事をしていく上での連携の大切さを理解できた」と「災害時の備えや取り組みの必要性を理解できた」は、「とてもそう思う」または「そう思う」の回答が 95%以上となった。

Q20. こふく研の構成等について、それぞれ最もあてはまるもの 1 つに○をしてください。

		1. とてもよい	2. よい	3. ふつう	4. 悪い	5. とても悪い	合計
①構成（講義・対談・スタジオトーク）について、当てはまるものを1つ教えてください。	度数	237	334	160	12	7	750
	%	31.6	44.5	21.3	1.6	0.9	100.0
②使用された音楽（BGMや効果音）について、当てはまるものを1つ教えてください。	度数	187	311	233	14	5	750
	%	24.9	41.5	31.1	1.9	0.7	100.0
③使用された映像（アイキャッチや背景）について、当てはまるものを1つ教えてください。	度数	217	325	191	11	6	750
	%	28.9	43.3	25.5	1.5	0.8	100.0
④時間（映像の長さ）について、当てはまるものを1つ教えてください。	度数	130	239	268	95	18	750
	%	17.3	31.9	35.7	12.7	2.4	100.0
⑤方法（インターネットによる配信）について、当てはまるものを1つ教えてください。	度数	335	311	92	10	2	750
	%	44.7	41.5	12.3	1.3	0.3	100.0
⑥広報媒体や申込フォーム（デザインや見栄え）について、当てはまるものを1つ教えてください。	度数	226	354	162	6	2	750
	%	30.1	47.2	21.6	0.8	0.3	100.0

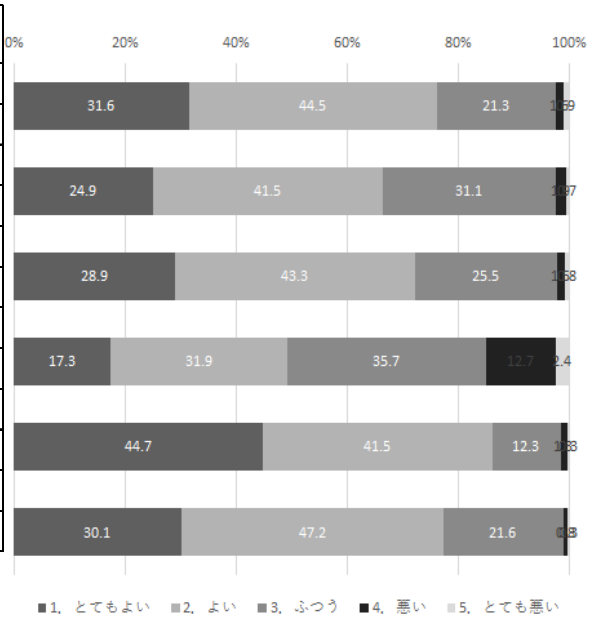

「こふく研」の「時間（映像の長さ）」について、「ふつう」が 35%、「悪い」・「とても悪い」が合わせて 15%となった。

Q22. 今後、インターネット配信等を活用したオンデマンド研修・オンライン研修の受講・活用について、当てはまるものを 1 つ教えてください。

	度数	パーセント
1. とても受講・活用したい	290	38.7
2. 受講・活用したい	394	52.5
3. どちらともいえない	62	8.3
4. あまり受講・活用したくない	3	0.4
5. 受講・活用したくない	1	0.1
合計	750	100.0

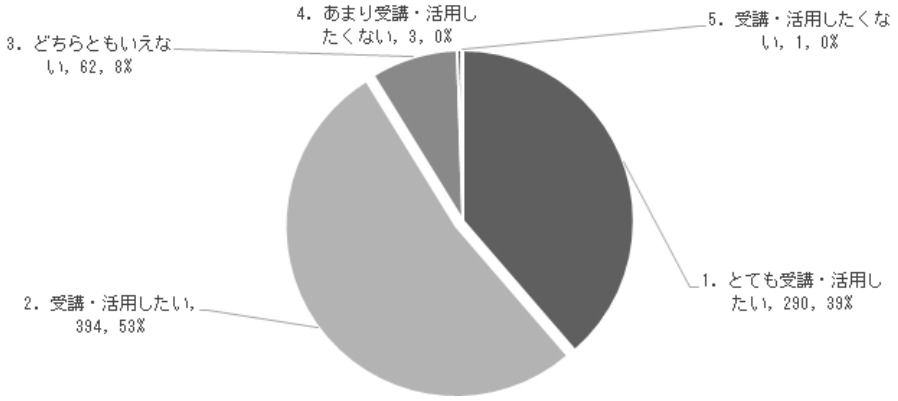

「とても受講・活用したい」、「受講・活用したい」が合わせて 90%となった。

1－4－3 「こふく研」リフレクションシート

リフレクションシート（web フォーム） 回答数：326 件
回答率： 43% （アンケート回答者 750 件のうち）
回答期間：2021 年 2 月 8 日～2 月 22 日

(1)リフレクションシート活用の目的
本研修におけるリフレクションシート活用の目的は、以下の3点である。

①「聴く・視る」という視聴中心型の研修において、ただ視るだけ聴くだけでおわらせるのではなく、研修視聴による気づきや学びを言語化し、プログラムにおいて問われていたこと、また自分自身の印象に残っていることなどについて、自分の中で改めて意味を掘り返すことを促す。
②視聴（受講）による受講生の主観的な変化の度合いの自己評価とともに受講により自分自身が最も変化したことを言語化することを促す。
③さらに今後チャレンジしていきたいことを考え、言葉にし、自らの実践や学びにつなげることを促す。

(2)リフレクションシートの構成・内容
上記3つの目的に沿い、以下の構成とした。（リフレクションシートは資料編参照）

〈講義について〉
1. 視聴講義の内容にそうもの（講義において投げかけられていた以下の5つの「問い」を考える）
①あなたは福祉の仕事に、どのような「願い」を持っていますか？あるいは福祉の仕事を通じて、何を「願い」ますか、願いたいですか？
②今のあなたは、そして将来のあなたは、どのような地域で暮らしたいですか？そのような地域であるために、私たち福祉の仕事に何ができると思いますか？
③あなたにとって、福祉の仕事の「フォース」（大切にしたいこと、忘れたくないこと、あなたの日々や仕事を導き、支えてくれるエネルギー）は何ですか？
④数ある仕事のなかで、あなたはなぜ福祉職に就いたのですか？福祉の仕事をしたいと思ったのはいつ頃でしたか？そのきっかけになったのは、どのような出来事や経験でしたか？
⑤福祉の仕事で、あなたは何を実現したいですか。できたらいいな、と思うことは何ですか？どんな「未来（福祉の未来、仕事の未来、地域や社会の未来）」を描きたいですか。

〈こふく研全体について〉
2. 受講して気づいたこと、理解したことのふりかえり
3. 印象に残った言葉。その理由。
4. 自分の言葉で表す「コミュニティにねざした福祉人材」
5. 受講前後での主観的「コミュニティにねざした福祉人材度」の変化
6. 受講により最も変化したこと
7. これからチャレンジしたいこと（受講後のアクションプラン）

(3)リフレクションシートの記述状況と内容(全体を通して)

〈講義について〉

1. 視聴講義の内容にそうもの(講義において投げかけられていた5つの「問い」を考える)

学生などまだ実践者でない場合には記述しにくい問いがあったものの、多くはそれぞれの問いに対して記述がなされており、またその内容は自身の経験や立場を反映しつつ、自らの言葉で表されていることが読み取れる。

〈こふく研全体について〉

2. 受講して気づいたこと、理解したことのふりかえり

(ふりかえる機会、再認識)

複数の記述がみられるのは、この研修の受講によりすでにある自分の経験、知識、理解、思いなどを再確認できたということである。

・「初心に帰れた」「この仕事をしようと決めた時の気持ちを思いだすことができた」

・福祉や福祉の仕事をする上で大切なこと、法人の役割・機能などを「再確認ができた」「改めて実感ができた」「改めて理解できた」「改めて整理することができた」「改めて気づいた」

また「再確認」できたこととしてその他に、自分自身のやってきたことや価値観でよかったのだ、自信になったということもあげられている。

・「自分の価値観はそれほどずれていないこと」、「自信」

これらの記述は本研修の視聴を通じて自身の経験、実践をふりかえることにつながっていることを表している。ある受講者は「基本を数年に1回はふりかえる機会」(の必要性への気づき)とも記述している。

(異なる視点、多様な視点を知ることで得られた新たな気づき、「発見」)

・視点をかえると新たな発見があることの気づき(講義でのアニメ事例の活用)

・異なる資格へ経験を持つ人たちの多様な意見や思いを知ることで、

・コミュニティの捉え方が「柔軟になった」

(つながり、連携、チームワークの大切さ、それらの具体的なもの)

・つながりの大切さの再認識とともに、日常的、意図的・具体的なつながりについての記述

・チームワークの大切さ。「福祉はひとりではできない」「一人で抱え込まない」「まわりの職員は仲間である」

(福祉の仕事のやりがい、あたかかさ)

・「やりがい」「あたたかさ」

(こふく研の出演者の様子・態度からの気づき)

・講師(インタビュアー)の相手への関わり方から、普段の自分の利用者との関わり方への気づきになった。

・こふく研のなかで実践者や教員が夢や希望を語ることを聴いて「語ること自体が希望となるんだ」、「言葉にすること」「夢を描くこと」の必要性に気づく

3. 印象に残った言葉。その理由。

この問いを受講生が知るのは受講後であるにもかかわらず、講義、焚火トーク、スタジオトークそれぞれで発せられ交わされた言葉がよく記述されている。視聴中、心にとまった言葉はメモなどをしていることがうかがい知れる。 また理由については、「福祉の仕事やコミュニティをつくっていく上で大切なこと」、「自分にとってのエネルギーにもなる」などが記述されている。

4. 自分の言葉で表す「コミュニティにねざした福祉人材」

ひとつとして同じ表現はなく、それぞれが自分の言葉で、表現されている。「態度」や「心構え」、利用者、住民、職場や他の関係者等との関係性に関わる記述が比較的多く見られる。知識・技術面では、社会資源、地域性を把握しておりつないでいける力、コミュニケーション力など。

5. 受講前後での主観的「コミュニティにねざした福祉人材度」の変化

・受講前と後では、自分自身の主観的「コミュニティにねざした福祉人材度」が上がったと感じている人も、下がったと感じている人もいる。変化なしもある。理由までは問うていないので、理由をきけているとよかった。

・下がったと感じている人の他の項目の記述が否定的ではない。また過去の研修（コソ研）では、演習時に同様の問いをしたさいに、下がったと記述した人は、実際は豊富な地域支援の経験をお持ちでも、研修を通じてもっとできることがあること（まだできていなかったこと）への気づきを得られたことから下がった評価をされていた。このことは、客観的にみると学習の成果としてはあがっているとみることができる。

6. 受講により最も変化したこと

・先にある問い（この研修を受講しての気づき・理解したこと）と同じか関連した記述としてみられるものとして、大切なことや基本的なことの再確認ができたことや、初心にもどれたことなど。

・同じ職場のひとのはなしをもっときいてみたくなった

・社会福祉法人として、地域貢献を行うことは特別なことではないという認識の変化

・様々なことに興味を持つことや、感受性を高めることを意識するようになった

・自分の持っている視点よりもっと広い視点が必要なことが気づけた

・みなさんとともに努力しようと思えた

・福祉に対する考え方、捉え方が変化した

・オンライン研修への忌避傾向がなくなったこと

その他

7. これからチャレンジしたいこと（受講後のアクションプラン）

・自分の今後の学び・学び方、自己研鑽　　・資格取得　　・地域にもっと出る、関わる

・今関わっている活動でのより具体的なとりくみ

・職場内、若い職員への説明、コミュニケーション、仲間との語り合い

・つながりづくり、福祉関係、福祉以外の多様なつながりも　　・その他

(4)リフレクションシートのまとめ

今回のリフレクションシートの3つの目的が達成できているのかどうか。全視聴者のうちリフレクションシートの提出件数は、およそ3分の1である。提出されたものに限ってみるならば、3つの目的は概ね達成できているといえる。

今回はコロナ禍のなか、集合型の研修ができないという状況であった。本来であればこのリフレクションシートは、今回のような視聴後だけでなく、演習等を通じて活用することができる。ひとり一人のふりかえりや言語化は、グループワークなどでの他者との対話やわかちあいを通じてさらに気づきを促し高めることができうる。実際の対話には及ばないが、他の受講者の気づきや学びのわかちあいまでもプログラムにいれられる工夫の余地がある。

1－4－4 今後の展望 ～ 成果と課題

(1)成果

○新型コロナウイルス感染症に伴う制限や時間的な成約もある中、知識提供型の講義や題材のあるシンポジウムの映像ではなく、構成や音楽など工夫した映像研修を作成できたことに成果がある。

○オンライン研修として、配信日を 3 日間としたため、1,000 人に近い受講者を得ることができた。通常の対面形式では、実現できない人数のため、オンライン研修の成果として確認ができた。受講者も、オンラインの活用について、積極的な姿勢があることがアンケートからも確認ができた。

○また、全国からまんべんなく、一定の人数が参加しているため、関係団体への広報・周知も適切であった。

○企画の検討、登壇者の調整などについて、教員・現場実践者（実習指導者）・事業所関係者・職能団体関係者等の多様な関係者が集い、幅広い福祉人材を対象とした研修企画を検討できた。

○配信後1週間経過した後にリフレクションシートの記入を案内し、配信型で資料もない形式で実施したにも関わらず、多くの受講者が具体的なコメントを記載していた。視聴中にノート等を用意して、メモ・記録を取った可能性や映像が記憶に留まった成果があり、リフレクションシートの 3 つの目的が概ね達成できたといえる。

○リフレクションシートで「コミュニティにねざした福祉人材」を自分の言葉で書く項目に、様々な内容が書かれている。それぞれのポリシー（自らが目指す人材の方針）に繋がるものとなり、今後も活用できると考えられる。

○アンケート、リフレクションシートでも、受講者がそれぞれ様々なポイント（「講義や 3 つトーク、まとめトークのいずれか」や登壇者別のコメント）に反応して感想を残している。広いターゲットに内容が届いたと考えられる。

○インターネット配信による映像の活用方法やウェブフォームにおけるリフレクションシートの提出など、既存の集合研修以外の実施方法を福祉人材養成・能力開発等を行う他団体（職能団体や学会など）に提示できた可能性がある。

(2)課題

○映像研修の質を保ち、展開していくための事業化や財源確保等、課題がある。

○受講対象の中心に添えた「経験年数1～3年程度の福祉の現場で働く現任者」は想定より少なかった。本来の対象層に、どう訴求させるか検討する必要がある。

○介護職の参加は、一定程度あったが、保育職の受講が少数であった。保育職への周知強化や説明を今後工夫する必要がある。

○リフレクションシートに回答しなかった層の反応を拾うことができなかった。回答しなかった理由を今後検討する必要がある。併せてアンケートとリフレクションシートの回答方式のしやすさなども今後検討する必要性がある。

○リフレクションシートは、集合型研修の場合、演習で活用して、グループワークなどでの他者との対話やわかちあいを通じてさらに気づきを促し高めることができうる。今後もオンライン形式となった場合、インターネットを用いたツールの活用方法を検討する必要がある。

○オンライン研修ではなく、オンデマンド研修とすれば、更に人数が増えた可能性があり、時間配分やアクティブラーニングも視聴者により適切に管理できた可能性がある。

○コロナ禍であっても今後は、対面式の集合型研修が再開することが考えられる。同時に、オンライン方式やオンデマンド方式と組み合わせた研修実施も行われることが考えられる。オンライン方式やオンデマンド方式にはないインパクトを伝達できるよう集合型研修の質を高めるとともに、今回の成果を集合型研修の実施方法や各種研修手法の組み合わせにも活かしていくことが重要である。

以上の成果と課題を 2021 年度以降に引継ぎ、オンライン・オンデマンド方式の研修や映像教材開発、集合型研修の強化や各地での活用法について、検討を継続したい。

最後に、企画検討ならびに広報等に多大なご協力を頂いたすべての関係団体の皆様、撮影協力及びご出演を頂いた社会福祉法人同愛会の皆様に深く御礼申し上げる。

2 各都道府県での講習・研修実施体制の構築及びネットワーク形成について

2－1 背景とねらい

2018 年 3 月にとりまとめられた社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士の役割等について」を踏まえ、社会福祉士のカリキュラムが見直された。

新カリキュラムにおいて、ソーシャルワーク機能の実践能力を有する社会福祉士を養成するため、「講義－演習－実習」の循環が求められ、社会福祉士は実習時間数の増加と2か所以上での実習が基本となった。同時に見直された精神保健福祉士の新カリキュラムでも、「講義－演習－実習」の循環が求められており、同時に両資格を目指す学生にとっては、機能の異なる複数の施設・機関へ実習に行くことも多なっていくことが想定される。今後、実習先の確保は、より重要な課題となり、実習指導者や地域の関係機関と養成校が連携を高めていくことが必要になる。

また、本連盟が平成 30 年度生活困窮者就労準備支援事業等補助金（社会福祉推進事業分）で実施した「包括的相談支援及び地域課題解決体制を担うソーシャルワーク人材育成・育成体制の構築並びにそのパイロット事業実施に関する調査研究事業」（以後、平成 30 年度推進事業）を行った。平成 30 年度推進事業の目的は以下の通りである。（平成 30 年度推進報告書2頁より一部抜粋）

○ 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書（2018 年3月 27 日）「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」においては、今後の対応の方向性の一つとして、「地域共生社会の実現に向けて、その担い手となる社会福祉士の育成に当たっては、職能団体、養成団体、事業者、行政、地域住民等の地域の関係者が連携・協働して学び合い、地域の実情を踏まえて取り組むことが重要である。このため、職能団体や養成団体等が中心となって地域でソーシャルワークの機能が発揮されるような取組の推進を検討すべきである」との意見が示された。このような学びあいの機会や場を活用することは実習教育の充実や教員・実習指導者の資質向上にも資するとされている。また、「実習」と社会福祉法人の「地域における公益的な取組」を協働で展開することにより、養成校の資源（教員・学生・施設等）を活用しつつ、地域に強い社会福祉士の育成・養成につながると共に、社会福祉法人への就職の動機付けにつながるなど相乗効果が期待できるとの意見も出されていた。

○ しかしながら、2017 年度の「社会福祉法人制度改革の実施状況について」（第 20 回社会保障審議会福祉部会、2017 年 12 月 18 日）を見ると、社会福祉法人が策定する社会福祉充実計画で実施する事業のうち、地域における公益的な取組を実施する法人は 3%となっている。一方で、全国社会福祉法人経営者協議会が定める「社会福祉法人行動指針」では、社会福祉法人の使命として「3．地域との関係の継続：利用者の生活が施設やサービスの中で完結することなく、家族や知人・友人、地域住民との関係が継続、さらに促進されるように支援します。（行動指針 3）」、「5．地域における公益的な取組の推進：地域における様々な福祉課題、生活課題に主体的にかかわり、多様な関係機関や個人との連携・協働を図り、既存の制度では対応できない公益的な取り組みを推進します。また、地域福祉計画にも積極的に参画し、地域包括ケアの確立に取り組みます。（行動指針 5）」とされ、社会福祉法人に求められる地域における公益的な取り組みを拡充していくことが求められている。

○ これまで社会福祉士の養成では、主として養成校教員・学生、実習指導者（実習配属先の社会福祉士）の3者が中心となって実習教育が個別に展開されてきた。しかしながら、前述のとおり、社会福祉法人等の事業者、職能団体、養成施設・養成校がこれから目指すべき姿として同じ方向性を向いていると理解できる。そのため本事業では、全国区及びモデル地域（5府県）で3者による社会福祉士の育成と、現任者の学び直し・養成校学生の実習・社会福祉法人の地域公益活動を検討するプラットフォームを作り（第1段階）、プラットフォームを活用しながら当該エリアの行政や地域住民とともに学び合う場を創出し（第2段階）、プラットフォームでより住民に近いレベル（市町など）で住民フォーラム等交流の場を設定する（第3段階）ことを目的に事業を実施する。

以上の目的から、平成 30 年度推進事業では北海道・青森県・京都府・山口県・宮崎県の5道府県をモデル地域として実施し、今後全国の普及を課題としていた。

本事業では、新カリキュラムの改正の経緯と平成 30 年度推進事業の成果を踏まえつつ、「地域ブロック会議」を設置して、地域ブロックあるいは都道府県内で、養成団体、職能団体、事業者団体が主体的に社会福祉士・精神保健福祉士等福祉人材の養成・育成・確保に協働して取り組むプラットフォームを構築することで、地域を基盤とした包括的支援体制の中で各々の特徴を活かしつつ相互補完しながら人材育成から人材確保につなげていくことを目的として、前述の「こふく研」を活用することとした。

2－2 各都道府県でのプラットフォームの構築状況および「こふく研」開催にかかる活動状況

本連盟では、北海道・東北・関東甲信越・東海北陸・近畿・中国四国・九州沖縄の7ブロックに地域を分けており、各地に所在する会員校や教職員が連携して、地域における様々な活動を行っている。ブロック活動では、地域の特性や課題に合わせた研修会の実施や実習等に関する会議の開催などがあり、既にそれらの活動には、各地域の職能団体や実習指導者、実習施設などの機関と協働したものも少なくない状況である。

本事業の実施に際して、前述の背景から、県域でプラットフォーム構築が行えるよう、本連盟のブロックを以下図1のように再構成しつつ各都道府県に担当者、計 45 人（1県域に複数配置を含む）を選出し、以下の通り、「地域ブロック会議」を実施した。地域ブロック会議の開催並びに各都道府県の担当の選出、各県やブロックでの活動にあたっては、本連盟各ブロックの運営委員長、同運営委員会の協力を得た。

都道府県担当者への本事業の内容や背景の説明と質疑応答等については、以下開催した地域ブロック会議において行った。

第1回地域ブロック会議 （2020 年 10 月 27 日・Web 会議システム）	・本事業の概要の説明 ・各都道府県担当各位へのお願いと今後の進行スケジュール ・質疑応答
第2回地域ブロック会議 （2020 年 11 月 27 日・Web 会議システム）	・こふく研の検討状況の説明 ・新型コロナウイルス感染症に伴う変更点の説明 ・今後のスケジュールと各担当者の協力内容の確認 ・質疑応答

なお、熊本県については、県担当者の尽力により、県内の養成校、職能団体、県・市・町社会福祉協議会、行政（熊本県・熊本市）の関係者がオンラインで会合を持ち、以下の内容について、各団体の課題共有と意見交換等が行われた。2020 年度以降においても、年 2 回の定例会議、連絡網の設置による研修情報の共有等を進めることとなっている。

熊本県第 1 回ソ教連社会福祉推進事業熊本会議体 （2021 年2月 25 日・Web 会議システム）	・事業・会議体の説明 ・今後の会議体の進め方 ・2020 年度の成果および今後の会議体の活動

図1　令和2年度社会福祉推進事業　地域ブロック区分

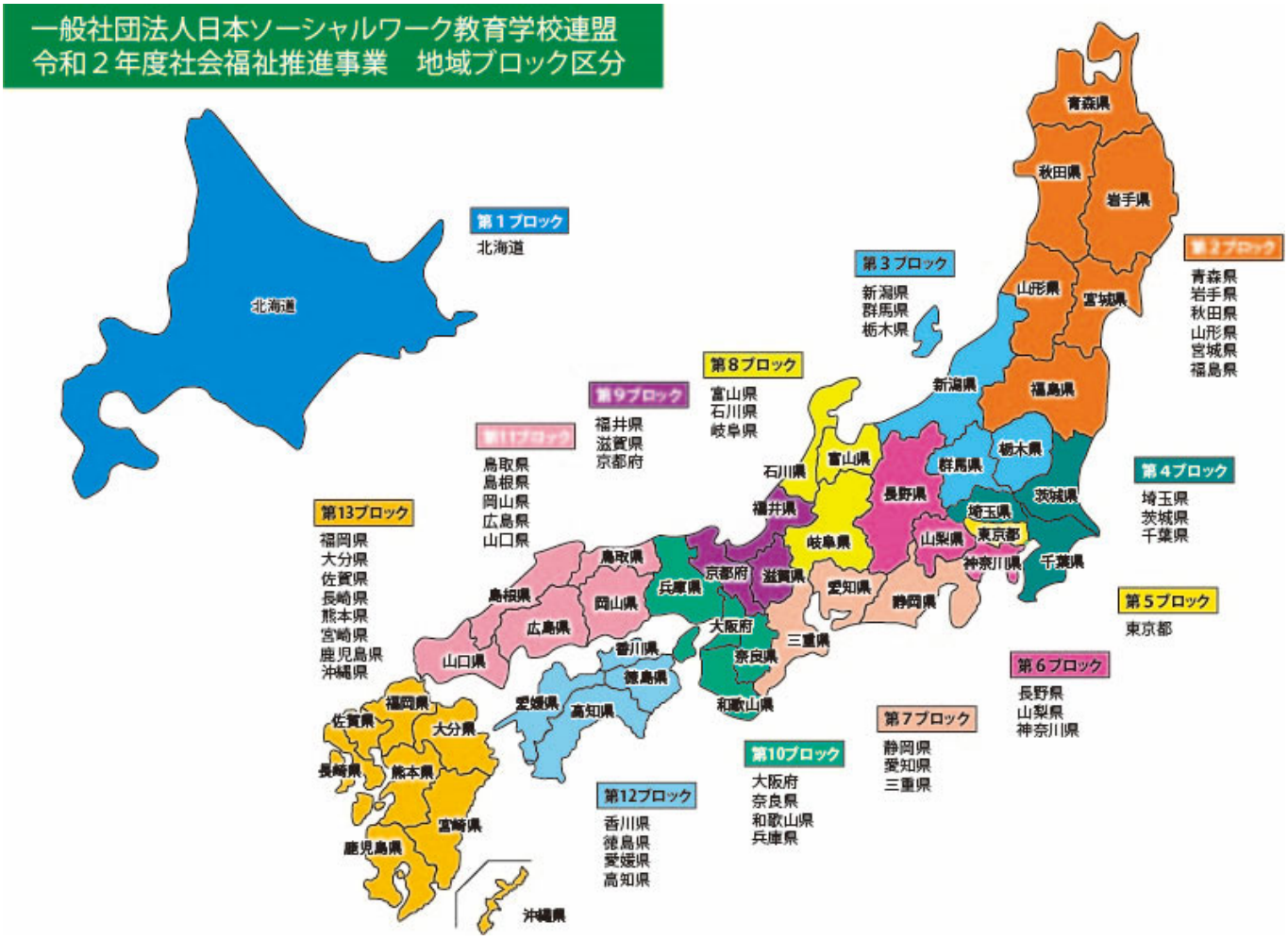

県域でのプラットフォーム構築に繋がるよう、計画当初は都道府県担当者に協力を得て、こふく研を対面式の集合型研修として、都道府県単位等で実施することを検討した。地域単位の職能団体や事業者団体、社会福祉協議会や行政、実習指導者、養成校教職員等が集う場を作り、そこで「こふく研」の内容を学び合う他、地域での課題を検討する場にもなるのではないかと想定していた。

しかし、研修プログラムや実施方法を検討していた 2020 年 10 月末の段階で、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大しており、各地域でも実習先や養成校で感染者の発生もあり、実習の中止・中断・延期や養成校への入校制限が生じていた。また、2020 年 10 月末時点では、例年のインフルエンザ流行と新型コロナウイルス感染症の同時拡大も懸念されていた。こふく研の開催は、2021 年 1 月末頃を予定していたものの、感染者の推移の予測は困難であり、対面式の集合研修実施は、困難と判断せざるを得なかった。

そのため、こふく研を Zoom ウェビナーによるオンライン配信研修として実施することとした。各都道府県、ブロックでは、それぞれの地域において、福祉人材養成・育成のための関係団体との協力体制について検討や推進を行っているが、そのつながりを活かして、地域の関係機関へのこふく研の幅広い周知に協力をいただいた。その活動の成果として、こふく研の参加実績等については、前述の通りとなっている。

また、こふく研の広報・周知に限らず、前述の熊本県では、関連する会議体を開催ができた他、別の地域でも本事業の趣旨や背景を伝え、2021 年度以降の取り組みに繋げることやブロック単位での通常行っている研修会等（オンライン方式）の開催ができている。その内容については、以下「推進事業：都道府県担当者の活動報告について」で記述する。

推進事業:都道府県担当者の活動報告について

報告方式:インターネットに設置した専用の web フォームから報告

報告数:29 人分(全担当者 45 人)

報告期間:2021 年 2 月 18 日～3 月 8 日

Q1－1. あなたの県域(又はブロック域)において、「プラットフォーム作り」の必要性を感じておられますか。

回答	票数	%
かなり感じている	13	45%
まあまあ感じている	12	41%
あまり感じていない	4	14%
全く感じていない	0	0%

(N=29)

Q1－2. どのような点から、感じている／感じていないのか、お書きください。

「かなり感じている」・「まあまあ感じている」の回答者の自由記述(一部抜粋)

・現場と連携した教育、特に継続的な実習経験の場を構築すること

・養成校、職能団体、事業者団体、社協、経営協が協働して福祉人材の養成・研修をしていくことで県域全体の福祉の向上につながるから

・社会福祉士の新カリキュラムにおいて実習を中心としてより密な連携が行う必要がある。ただ、他の領域まで広げていくのは今の段階では難しいと感じている。

・県内において社会福祉法人による公益事業への取り組みの充実に向けて関連団体等の連携が促進されている一方で、そのような連携のキーとなるべきソーシャルワーカー関連団体はそれらの取り組みの枠外に位置していると考えられるため。

・福祉人材を養成していくためには、関係機関・団体と養成側との意思疎通を図り、地域に応じた取り組みが必要である。実習先との連携をさらに強化し、人材養成を共に進めていくためにもプラットフォームづくりは必要である。

・特に、実習先として登録しているが、受け入れ等に積極的でない施設や機関があるため

・養成校、現場、経営者を含めて、今後のソーシャルワーク実践を見据えた教育や研修の内容と方向性を共有しておいたほうがよいと思うから。今のところ、各組織・機関・分野がそれぞれのやり方で実践や教育(現任教育や実習)を行っている。

・実習場所及び時間増加による実習先確保の問題と、人材確保の点から相互に協力できる場が必要であり、そのプラットフォームになれば理想であるため。

・福祉職を希望、志望する学生の減少は日本の危機とも言えます。養成校のみ取り組みでは不十分なところもあり、関係団体が一丸となって取り組むべき事項だと考えております。

・特に新カリの社会福祉士実習の調整機能をプラットフォームで行う必要があると考えている。また、福祉人材の包括的な人材育成体制としてのプラットフォームも重要であると考えている。

・社会福祉法一部改正の付帯決議(令和 2 年 6 月 4 日)に資する人材養成の協力関係を構築するため。

「あまり感じてない」の回答者の自由記述(抜粋)

・個人的には必要性を感じているが、周囲が必要性をあまり感じていないようにみえる。

・具体的に関連団体に説明できる機会がえられていない。

・加盟校の意志疎通がはかられていない。

Q2－1．県域（又はブロック域）で上記の「プラットフォーム」をつくるために研修（こふく研）を行う目的・意義については、ご理解いただけますか。

回答	票数	%
よく理解できる	10	34%
まあまあ理解できる	15	52%
あまり理解できない	4	14%
全く理解できない	0	0%

（N=29）

Q2－2．　どのような点から理解できる／理解できないとお考えですか。

「よく理解できる」・「まあまあ理解できる」の回答者の自由記述（一部抜粋）

・研修を通して実践や教育に関する認識を深めることができる。その際、認識の共通性だけでなく違いも相互に知ることが大切だと考える。

・福祉人材としての基本的価値観を共有することで一体的かつ継続的な研修事業の開発及び実施ができるから

・1つの教材から検討する意義は感じる。ただ、現時点ではそれぞれの養成校と関係のある実習先から開始し、その後段階を経て、養成校を超えた、地域レベルというと取り組みが現実的であると考える。

・地域における動機づけとなる。一方、形式的な印象もある。

・共通した研修材料を提供することで、議論しやすい環境ができる。

・人材養成について、率直に、かつ分野横断的に話し合える場の確保

・分野を越えて、様々な関係者が同じ内容の研修を受けることは、これまであまり行われてこなかったと思うから。

・共通する研修があることで、議論のベースができる。

・福祉は人なり。こふく研はこふく元年の人の通り、今後の福祉人材育成について一石を投じたのではないか。

・プラットフォームを将来的に作り上げるためには、こふく研のように合同で研修を行うことは必要であると考える。但し、今回はスケジュールが厳しく、様々な団体に丁寧に声掛けする準備に時間があまりかけられなかったのが多少残念である。

・研修を通してプラットフォーム参画の趣旨の理解と具体的な部署・人選の検討ができる

「あまり理解できない」の回答者の自由記述

・「どちらとも言えない」のカテゴリーがあれば、それにしたかったが、基本的に圏域で抱えている課題を解決することを第一に考えたい。全国組織がもつ関心（基本的には国の施策を反映してたもの）とは一定の乖離があるのではないか。もちろん全国組織のメリットを使った意見交換の在り方は効果的であると感じている。

Q3．　本年度「プラットフォーム作り」で進展したことがあれば、記入してください。（一部抜粋）

・職能団体、社協にプラットフォーム作りの構想を説明し総論として賛成という見解を得られた。

・他の養成校への情報提供を通して県の取り組みの状況が把握できた。

・社会福祉士会、精神保健福祉士会、医療社会福祉協会及びソ教連担当者にて定期的に連絡会を開き、県内1000 人規模のソーシャルワーカー団体としての基礎が作られつつある。

・カリキュラム見直しをきっかけに、多くの実習先に働きかけることができた

・実習指導者講習について職能団体との連携強化ができた
・こふく研の意義を理解してくださった関係団体（職能団体等）が多かった。まずは後援を得ての研修を実施したが、今後様々な内容の研修を実施する際に協力を得られる土台を確認することができたように思う。
・第 1 回目、県社会福祉士会の会長 1 人、副会長 2 人、事務局 1 人とのプラットフォームづくりに関する zoom 会議を開き情報共有を行った。
・本学学内においても連携が少しずつではあるが、とれてきたように感じている。
・こふく研のチラシ配布時に、各団体に「プラットフォーム」の簡単な説明を行うことが出来た。

Q4. 今後、「プラットフォーム作り」をする際に必要だと思うことがあれば、記入してください。（一部抜粋）
・単発的な研修だけではなく継続的かつ実践的な検討会など実務的な関係
・地域レベルでかなり取り組みの度合いは異なるため、地域レベルの特性にあわせた取り組みをより推進する必要があると思う。
・「プラットフォーム作り」を目途とする同様の事業との差別化もしくは融合
・議論の場をつくるとした場合、イニシアティブをどこが担うのか、継続的取り組みの計画化と予算をどうするか
・ソーシャルワーク専門職としてのアイデンティティの形成は、まだまだ進んでいないと感じるため、分野ごとのまとまりだけでなく、ソーシャルワーカーというアイデンティティとまとまりを生み出す必要がある。
・研修内容を現場のニーズに合ったものにしてほしい。また、研修をオンデマンド化して、アクセスしやすくしてほしい。
・県全体の様々な福祉関係の組織や団体、養成校、行政などの横断的なネットワークをどのように構築できるのか、そのための場づくりが必要かと思われる。また、どの組織が軸となるのかなど。
・新カリキュラムにおける実習内容を周知する機会
・実習指導者講習会の開催ができる環境づくり
・こふく研の研修の常態化が必要と考える。
・そもそもプラットフォームについて、社会福祉の職能団体や専門職団体であまり理解していないところが殆どである。プラットフォームづくりについて社会福祉の職能団体や専門職団体が学ぶ研修があった方が良いと考える。
・プラットフォームの運営を支える事務局的な機能と謝礼などの財源

Q5. 「プラットフォーム作り」を行う際に阻害要因になるものがあれば教えてください。（一部抜粋）
・職能団体、事業者団体、社協、経営協それぞれの研修事業などの既に構築されている枠組み
・コロナ禍で集まること、コロナの影響で時間を取ること自体に困難を覚える養成校、施設・機関などが多いと感じる。
・プラットフォームへの参加に伴うメリット（利益）を直感的かつ継続的に示すこと
・阻害とまでは言えないが、職能団体への加入率の低さや自己研鑽への意識のばらつきは改善していく必要があると思う。医師や看護師に比べると、学びの意識に関する職業文化には差があるように感じる。
・すでにある「関係」が、阻害要因になると感じている。
・現場も養成校も通常の業務や公務等が多忙であり、余裕がないこと。
・コロナ禍により対面が困難。
・ソ教連事業の推進への加盟校代表者及び教員の理解度。介護・保育人材偏重の福祉人材確保政策。

Q6. こふく研の広報活動の実績

広報は、「電話による呼びかけ」・「関係者へのメール送付」・「チラシの配布」などを指す

広報実施の有無	票数	%
都道府県の社会福祉士会、その関係者に広報した	20	69%
都道府県の社会福祉士会、その関係者に広報していない	9	31%
都道府県の精神保健福祉士協会、その関係者に広報した	12	41%
都道府県の精神保健福祉士協会、その関係者に広報していない	17	59%
都道府県の医療福祉協会、その関係者に広報した	12	41%
都道府県の医療福祉協会、その関係者に広報していない	17	59%
都道府県の社会福祉協議会、その関係者に広報した	17	59%
都道府県の社会福祉協議会、その関係者に広報していない	12	41%
市区町村の社会福祉協議会、その関係者に広報した	15	52%
市区町村の社会福祉協議会、その関係者に広報していない	14	48%
都道府県の社会福祉法人経営者協議会、その関係者に広報した	12	41%
都道府県の社会福祉法人経営者協議会、その関係者に広報していない	17	59%
地域の行政機関、その関係者に広報した	10	34%
地域の行政機関、その関係者に広報していない	19	66%
社会福祉士・精神保健福祉士の実習先、その関係者に広報した	17	59%
社会福祉士・精神保健福祉士の実習先、その関係者に広報していない	12	41%
福祉人材の養成校（自校・他校含む）の教職員に広報した	24	83%
福祉人材の養成校（自校・他校含む）の教職員に広報していない	5	17%
福祉人材の養成校（自校・他校含む）の学生に広報した	17	59%
福祉人材の養成校（自校・他校含む）の学生に広報していない	12	41%

(N=29)

Q7. こふく研の広報活動は、上記「プラットフォーム作り」のきっかけ作りに役立ったと思われますか。

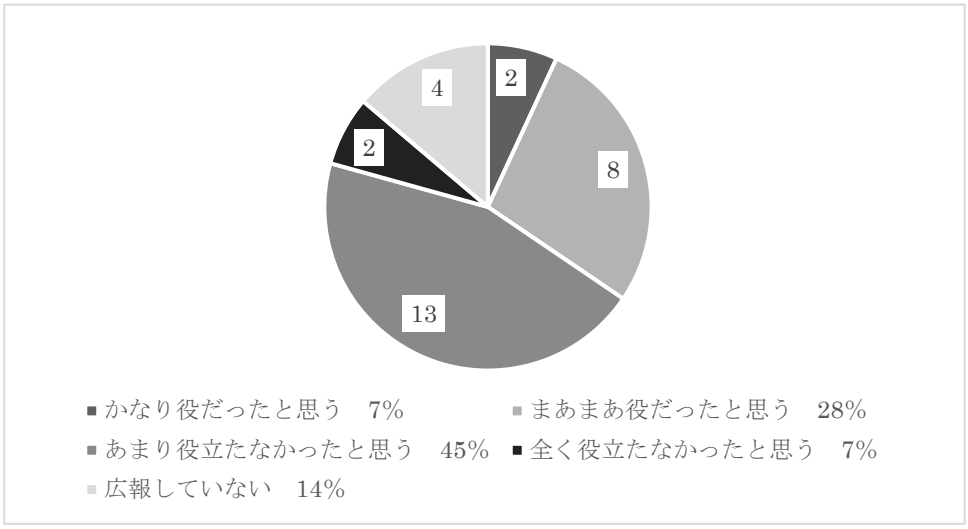

(N=29)

＊グラフ内数値は、回答票数

Q8．こふく研の広報活動を通じて、普段関わりのなかった地域の関係団体と繋がりを持つことはできましたか。

回答	票数	%
できた	6	21%
できなかった（これまでと変わりはない）	23	79%

（N=29）

Q9．「こふく研」に関して、広報した団体や受講した方、学生などからの反応がありましたら、その内容についてお書きください。（一部抜粋）

・養成校にとっての卒後教育と現場にとっては現任研修の連動の必要性
・学生から、実践現場の職員の話が良かった、総体的におもしろかった、との感想を聞いた。
・まだ十分聞き取っていないが、これまでの反応では好意的な受け止められ方をしていた。
・焚火のところがまったりしててよかったとの学生の弁。こふく研ショッピングがおもしろい。焚火台が欲しくなったとのこと。
・学生から、少し内容が難しかったとの回答がちらほらあった。

Q10．あなたは「こふく研」の配信を視聴されましたか。

回答	票数	%
視聴した	22	76%
視聴していない	7	24%

（N=29）

Q11．今年度の事業は、新型コロナの影響で、協力をお願いする時期や手順、企画内容など当初予定か大幅な変更を余儀なくされました。今年度県域等のご担当を担っていただいてのご感想をお書きください。（一部抜粋）

・今回の推進事業が目指した方向性には大いに賛成するところです。実現していくためには、まずは所属校、県域の養成校、ブロック域の養成校の合意形成と具体的に動ける体制の構築が必要であると感じました。
・コロナの影響が大きく、どうしても地域のプラットフォーム作りまでは活動ができなかった。今後、福祉を目指す学生たちへの福祉の仕事へ魅力の発見。また、社会福祉士実習など地域の施設・機関との関係づくりなどでは活用できると思う。
・つながるうえで、対面でできなかったのはもったいない。
・対面で研修ができなかったので、新たなネットワークづくりというには少し物足りない状況がありました。また、今後どのようなプラットフォームづくりができるのかについては、正直見通しがつきにくいです。県内の養成校の数も複数あり、比較的規模の大きな県では、1つのプラットフォームに集まるというのは難しい側面も感じています。ある程度の権限や予算・人員が整わなければ、実効性のある会議や研修の実施が難しい都道府県もあるのではないかと感じました。
・当初計画したプログラムから次々と内容が変わってきたことによって県内へのアピールが難しくなってしまったことであるが、逆に、今後もこのような予期せぬ出来事が起きることへの心構えとその対応策などについてソ協連県支部会としても議論が求められると思うようになったことはよい成果でもあった。
・新型コロナの影響に伴う時期、手順、企画内容の変更はやむを得ないと考える。　ソ教連事務局が事業の趣旨、スケジュール等をブロック web 会議の場で（検討段階のものも含めて）直接説明していただき助かった。またブロック担当制を活用し確認や調整のやりとりができてよかった。ただ、県域担当の負担は想定以上で、（特に発足時は）事務局的な機能の体制のフォローの必要性を感じる。

2－3 今後の課題と展望

今回、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、本来実施する予定だった活動が地域で展開できないという状況となった。各地で新たな連携の構築のための活動に大きな制限がかかったと言わざるを得ない。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、会員校も対応に追われていたことから、十分な活動が行えず、活動報告も対応可能な範囲での回答となっている。

【1－1．あなたの県域（又はブロック域）において、「プラットフォーム作り」の必要性を感じておられますか】は、「かなり感じている」「まあまあ感じている」が 86%、【2-1.県域（又はブロック域）で上記の「プラットフォーム」をつくるために研修（こふく研）を行う目的・意義については、ご理解いただけますか】については、「よく理解できる」「まあまあ理解できる」が合わせて 86%となっている。今回の事業において、都道府県担当者の理解は一定程度得られたものと考えられる。

一方、【7.プラットフォーム作りのきっかけにこふく研が役立った】については、「あまり役に立たなかったと思う」「全く役に立たなかったと思う」が、52%となり、「広報してない」も 14%に上った。受講者が一方的に研修を視聴することとなり、その反応を各地の担当者が捉える仕組みを、実現できなかったことや新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う変更や各校の感染症に関する対応で十分な取り組みを行えなかったことが理由として考えられる。また、各地域におけるネットワークや会議体を既に持っている地域、前述の平成 30 年度推進事業を行った道府県は「プラットフォーム作り」に類似する取り組みを既に行っており、「きっかけ作り」にならなかったという理由も考えられる。

また、こふく研の広報活動では、「広報しなかった」が過半数を超えたのが「都道府県の精神保健福祉士協会とその関係者」「都道府県の医療社会福祉協会とその関係者」「都道府県の社会福祉法人経営者協議会とその関係者」「地域の行政機関とその関係者」であった。ひとりの各都道府県担当者だけではなく、その養成校内の教職員や県域またはブロック域での協力体制の構築や理解促進を更に進める必要がある。

今回、こふく研を活用したプラットフォーム作りについては、研修方式の変更の影響もあり一部の「きっかけ作り」の機会に留まったが、一部地域では、オンラインによるプラットフォームの会議体実施や状況共有会の実施等、具体的な取り組みが進んだ。【2－1．県域（又はブロック域）で上記の「プラットフォーム」をつくるために研修（こふく研）を行う目的・意義については、ご理解いただけますか】は、上記の通り、「よく理解できる」「まあまあ理解できる」が合わせて 86%となっている。こふく研参加者のアンケート結果と合わせても、プラットフォーム作りには研修など、地域の福祉関係者が集える場をいかに作っていくかが今後も重要だと考えられる。

県域またはブロック域における事務体制構築や財源等の課題が併せて存在するが、2021 年度以降も対面に制限があることが想定される。オンラインまたはオンデマンドの研修開発・活用を検討しつつ、対面の会議・研修の組み合わせをするなど、プラットフォーム作りに資するプログラムを作成し、本連盟のブロック・県域の活動を強化していく必要性が考えられる。

第５章
調査

1 養成校調査

1－1 調査の目的

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、養成校において対面による授業や実習が実施できない状況が発生していることを踏まえ、平時からの ICT の活用や多様な教材や教育方法を活用した学習環境の整備及び養成校のBCPの状況を把握することを目的として実施した。社会福祉士・精神保健福祉士を養成している課程に関して、アドミッション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーや、また、各養成校がソーシャルワーク専門職養成にあたりどのような人材が望ましく、どのようなカリキュラムでの養成が望ましいと考えているか、カリキュラムの設定にあたり、理想のカリキュラム編成ができていない阻害要因についても調査した。

1－2 調査の対象及び方法

日本ソーシャルワーク教育学校連盟の 2020 年 12 月時点での会員校すべてを対象とし、郵送配布・回収にて実施した。調査票への回答は課程毎とし、各課程の責任者へ回答を依頼した。

なお、本連盟にて 2020 年4月・6月・9月に実施した『新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会福祉士・精神保健福祉士養成課程への影響等　緊急調査』への回答より、設置している課程情報が得られた会員校においては、課程毎に調査票を配布した。このため、本連盟会員校数と異なった送付数となっている。

1－3 本調査における倫理的配慮と情報に関する取り扱い

本調査における倫理的配慮と個人情報に関する取り扱いについては、調査協力依頼書に調査の趣旨及び目的を記載し、調査協力は任意であり、同意が得られる場合のみ調査票を返送いただくようにした。また、以下について明記し、本調査票の返送をもって調査協力への同意をいただいたものとした。

- 回答は統計的に処理し、収集したすべての情報は本連盟が厳重に管理を行い、本調査事業のデータとしてのみ使用する。
- 調査報告書等結果の公表において、各養成校を特定することは一切ない。
- 利用目的を超えた使用はしない。

1－4 調査内容

養成校の概要及び課程種別等の属性のほかに、以下の項目を設定した。

【厚生労働省から示された新しい社会福祉士・精神保健福祉士のカリキュラムへの対応について】

- 新しいカリキュラムへの対応に向けて、カリキュラムの見直し作業を行ったメンバー
- 新しいカリキュラムへの対応に向けて、カリキュラム見直しの範囲
- 新しいカリキュラムへの対応にあたり、他の養成校・課程との情報交換の有無
- 新カリキュラムにおける配当年次
- 科目の学年配当は、「講義で修得した知識を実習・演習等で統合」するための配当になっているか
- 科目の学年配当は、「実習等の体験を講義・演習等で再統合し、総合的な能力を修得」するための配当になっているか

【新型コロナウイルス感染症の発生に伴う、講義科目、演習科目における ICT の活用状況等について】

- 課程全体における ICT の活用状況と教育効果
- 講義科目のうち、「相談援助の基盤と専門職」「精神保健福祉相談援助の基盤」（ソーシャルワークの基盤と専門職）における ICT の活用状況と教育効果
- 講義科目のうち、「相談援助の理論と方法」「精神保健福祉の理論と相談援助の展開」（ソーシャルワークの理論と方法）における ICT の活用状況と教育効果
- 講義科目のうち、「地域福祉の理論と方法」（地域福祉と包括的支援体制）における ICT の活用状況と教育効果

- 講義科目における ICT 活用の利点
- 演習科目における ICT の活用状況と教育効果
- 演習科目における ICT 活用の利点

【実習の指導体制について】

- 実習施設・指導者との会議・連携のための会合の開催回数とその内容
- 現在のカリキュラムにおける実習指導者との研修や会議の実施状況
- 実習運営において「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン」を踏まえているか
- 養成校・課程として、実習の運営において、実施していること・検討していること
- 新カリキュラムにおける実習の実施学年、時期及び時間数
- 新カリキュラムにおける実習指導・演習の配当年次・学年に各学年の時間数
- 新カリキュラムにおいて実習指導を担当する教員について
- ２か所での実習の連続性を確保するために工夫していること

【実習・実習指導科目 における ICT の活用】

- 実習における ICT の活用状況と教育効果
- 実習指導における ICT の活用状況と教育効果
- 実習・実習指導の実施における ICT 活用の利点

【災害時の教育体制について】

- 事業継続計画（ＢＣＰ）の策定状況
- 災害時にも教育を止めないための取り組みの内容

【養成課程の人材養成の方針について】

- アドミッション／カリキュラム／ディプロマポリシーの有無
- アドミッション・ポリシー等の内容の位置づけ
- ディプロマポリシーの内容
- カリキュラム・ポリシー作成において工夫した点

【卒後の進路について】

- 養成校・課程での学びをいかせる就職先への就職を促進する取り組み

【養成課程について】

- 2021 年度の課程への入学定員数
- 地方厚生局確認申請または設置（変更）申請を行った直近の養成課程の学年定員
- 新カリキュラムの実施に伴う養成課程の学年定員の増減予定
- 2020 年度に実習科目の履修登録を行った人数
- 2019 年度の国家試験受験者数新卒者
- 養成課程を運営する専任教員の人数
- 実習（指定科目）を運営する専任教員の人数
- 2020 年度の実習指導クラスの１クラスの平均学生人数
- 実習指導クラスのクラス分けの方法
- 実習施設の契約施設数

１－５ 回収状況

460 票配布し、164 票(35.7%)回収した。

１－６ 調査結果と考察

Ⅰ 養成校・養成課程の種別など

回答のあった養成校・養成課程が所在する都道府県では、東京都が最も多く 20 件（12.2%）、次いで愛知県が 16 件（9.8%）、大阪府・北海道が 14 件（8.5%）であった。また、社会福祉士養成校が全体の約７割を占め、精神保健福祉士養成校は約３割、通学制は 141 件（86.0%）、通信制は 23 件（14%）であった。

問１． 所在する都道府県

	回答数	%		回答数	%		回答数	%
北海道	14	8.5	石川県	0	0.0	岡山県	7	4.3
青森県	3	1.8	福井県	2	1.2	広島県	3	1.8
岩手県	2	1.2	山梨県	2	1.2	山口県	5	3.0
宮城県	3	1.8	長野県	0	0.0	徳島県	0	0.0
秋田県	0	0.0	岐阜県	2	1.2	香川県	1	0.6
山形県	1	0.6	静岡県	3	1.8	愛媛県	2	1.2
福島県	4	2.4	愛知県	16	9.8	高知県	0	0.0
茨城県	0	0.0	三重県	1	0.6	福岡県	6	3.7
栃木県	2	1.2	滋賀県	2	1.2	佐賀県	1	0.6
群馬県	5	3.0	京都府	6	3.7	長崎県	2	1.2
埼玉県	6	3.7	大阪府	14	8.5	熊本県	1	0.6
千葉県	5	3.0	兵庫県	5	3.0	大分県	2	1.2
東京都	20	12.2	奈良県	1	0.6	宮崎県	4	2.4
神奈川県	5	3.0	和歌山県	0	0.0	鹿児島県	0	0.0
新潟県	2	1.2	鳥取県	0	0.0	沖縄県	2	1.2
富山県	1	0.6	島根県	1	0.6			
						全体	164	100.0

問２．　養成種別　／　問３．養成課程　／　問４．通信／通学の別

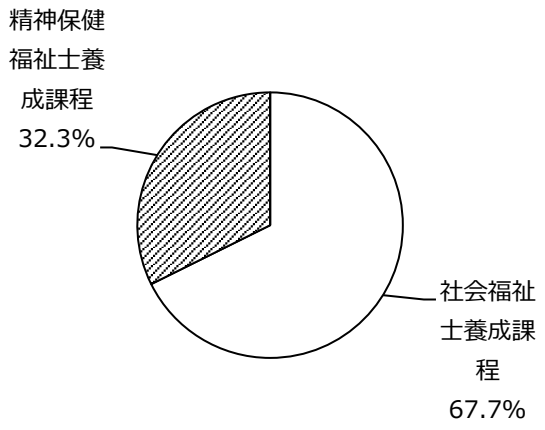

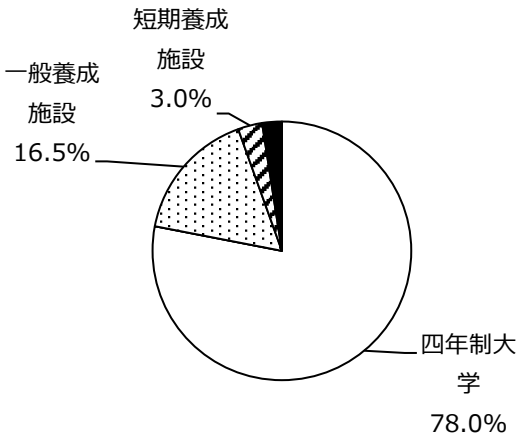

通信／通学の別

	回答数	%
通学	141	86.0
通信	23	14.0
NA	0	0.0
全体	164	100.0

Ⅱ．厚生労働省から示された新しい社会福祉士・精神保健福祉士のカリキュラムへの対応における貴課程での取り組みについて

新カリキュラムの見直し作業では、全体の３割程度は「所属する全教員で」をはじめとする複数の教員がかかわって取り組まれているが、一方で「指名された教員」「一人で運営しているため一人」という回答もそれぞれ５％程度ある。また、事務職員が主に見直しを行ったという養成校が５％程度あった。

新カリキュラムの見直しの範囲は、「カリキュラムを全面的に見直した」「指定科目のみを全面的に見直した」がそれぞれ４割弱、「現行カリキュラムから変更になった科目のみ」「科目名とシラバスのみ」がそれぞれ１割程度となった。

新カリキュラムへの対応を検討するにあたり、半数程度の養成校・課程は他の養成校・課程との間で情報のやり取りがあったとみられるが、約半数程度は養成校・課程内のみで対応を検討していたことが分かった。

次に、各養成校・課程における指定科目の配当年次について質問している。

はじめに、「社会福祉の原理と政策」は８割弱が１年目に配当している一方で、２・３年目に配当している養成校・課程も一定数あるという特徴が見られた。「社会保障」は２年目に配当している養成校・課程が約 65%だが、１年目・３年目に配当している養成校・課程も一定数あるという特徴が見られた。

社会環境における人間の行動の基本的な理論を理解する「医学概論」「心理学と心理的支援」「社会学と社会システム」の３科目を関連させて結果を考察したい。「心理学と心理的支援」「社会学と社会システム」は、約 85%が１年目に配当しているのに対し、「医学概論」のみが 67%であった。

ソーシャルワークに関する科目として位置づけられている科目について見てみると、「ソーシャルワークの基盤と専門職」「ソーシャルワークの基盤と専門職（専門・社会)」は１年目に配当している養成校・課程が多かった。「ソーシャルワークの理論と方法」は約 70%が２年目に配当、「ソーシャルワークの理論と方法（専門・社会)」は２年目・３年目に配当している養成校・課程がおよそ半数ずつとなった。「ソーシャルワークの理論と方法（専門・精神)」は 70%弱が３年目に配当していた。「社会福祉調査の基礎」「福祉サービスの組織と経営」は、２年目・３年目に配当する養成校が多いという点で共通していた。

各分野論の科目を横断する「地域福祉と包括的支援体制」の配当年次は、60%強の養成校・課程が２年目であった。一方、「高齢者福祉」「障害者福祉」「児童・家庭福祉」は１年目に配当している養成校が５割程度となっており、「貧困に対する支援」「保健医療と福祉」「権利擁護を支える法制度」は２年目に配当している養成校が４割～５割を占め、「刑事司法と福祉」は５割強が３年目に配当していた。

精神保健福祉士養成課程の専門科目については、「精神医学と精神医療」「現代の精神保健の課題と支援」「精神保健福祉の原理」は１・２年目に配当している養成校・課程が多く、「ソーシャルワークの理論と方法（専門・精神)」「精神障害リハビリテーション論」「精神保健福祉制度論」は２・３年目に配当している養成校・課程が多いという特徴が見られた。

講義・演習・実習の循環に関連して、「講義で習得した知識を実習・演習等で統合」「実習等の体験を講義・演習等で再統合し、総合的な能力を習得」をどの程度意識して科目の学年配当を検討したかについてそれぞれ質問した。「かなり意識」と回答した養成校・課程はどちらも５割程度であり、「少しは意識」を含むと９割程度となった。

問５．新しいカリキュラムへの対応に向けて、どのようなメンバーでカリキュラムの見直し作業を行いましたか。次の中から、あてはまるものを**すべて選び**、番号に○をつけてください。

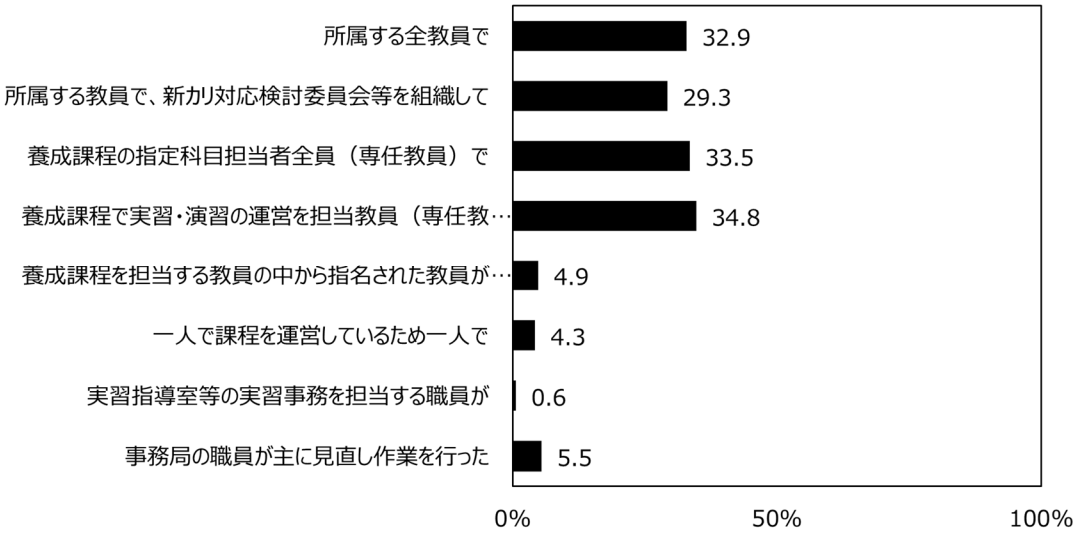

問６．新しいカリキュラムへの対応に向けて、どの範囲のカリキュラムの見直しを行いましたか。次の中から最もあてはまるものを**一つだけ**選び、番号に○をつけてください。

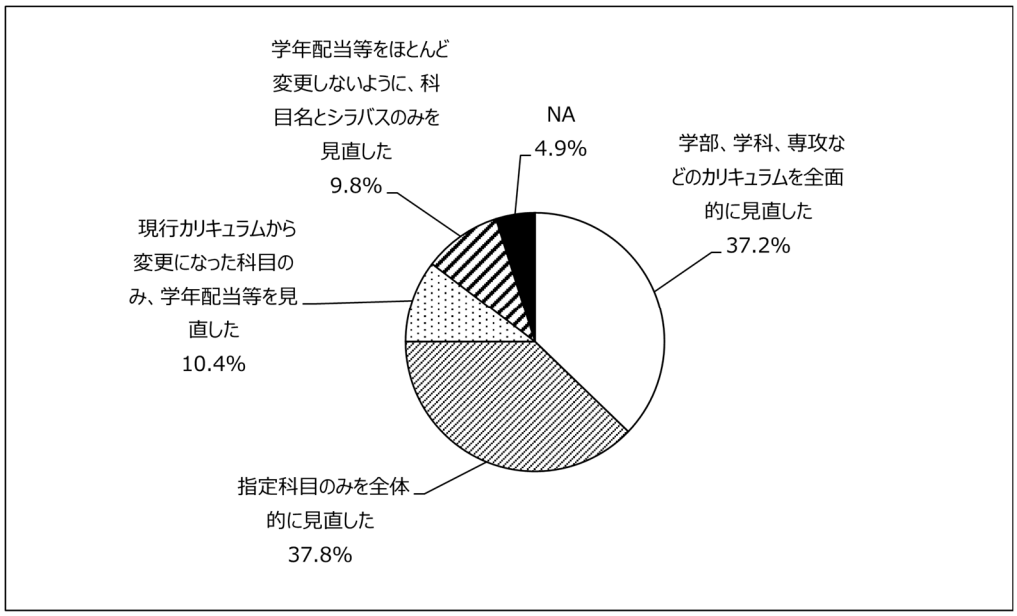

問７．新しいカリキュラムへの対応にあたり、他の養成校・課程（学内の別の課程を含まない）と情報交換をしましたか。次の中からあてはまるものを**すべて選び**、番号に○をつけてください。

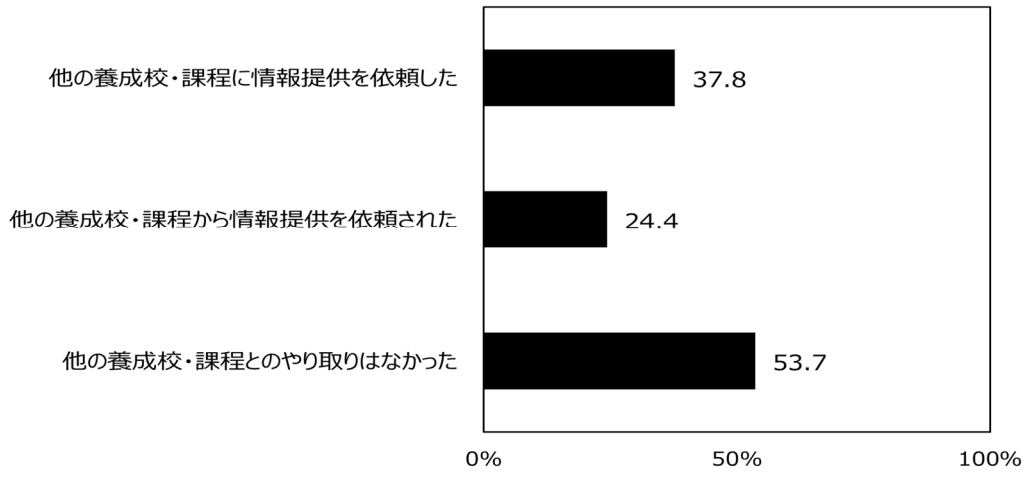

問８．新カリキュラムにおける次の科目について、貴課程での**配当年次・学年に○を**つけてください。
※短期大学・養成施設等で課程そのものに４年次までの設置がない場合も、**入学から何年目**に履修するカリキュラムになっているかをお答えください。

Q8

新カリキュラムにおける配当年次･学年

質問項目の比較（%）

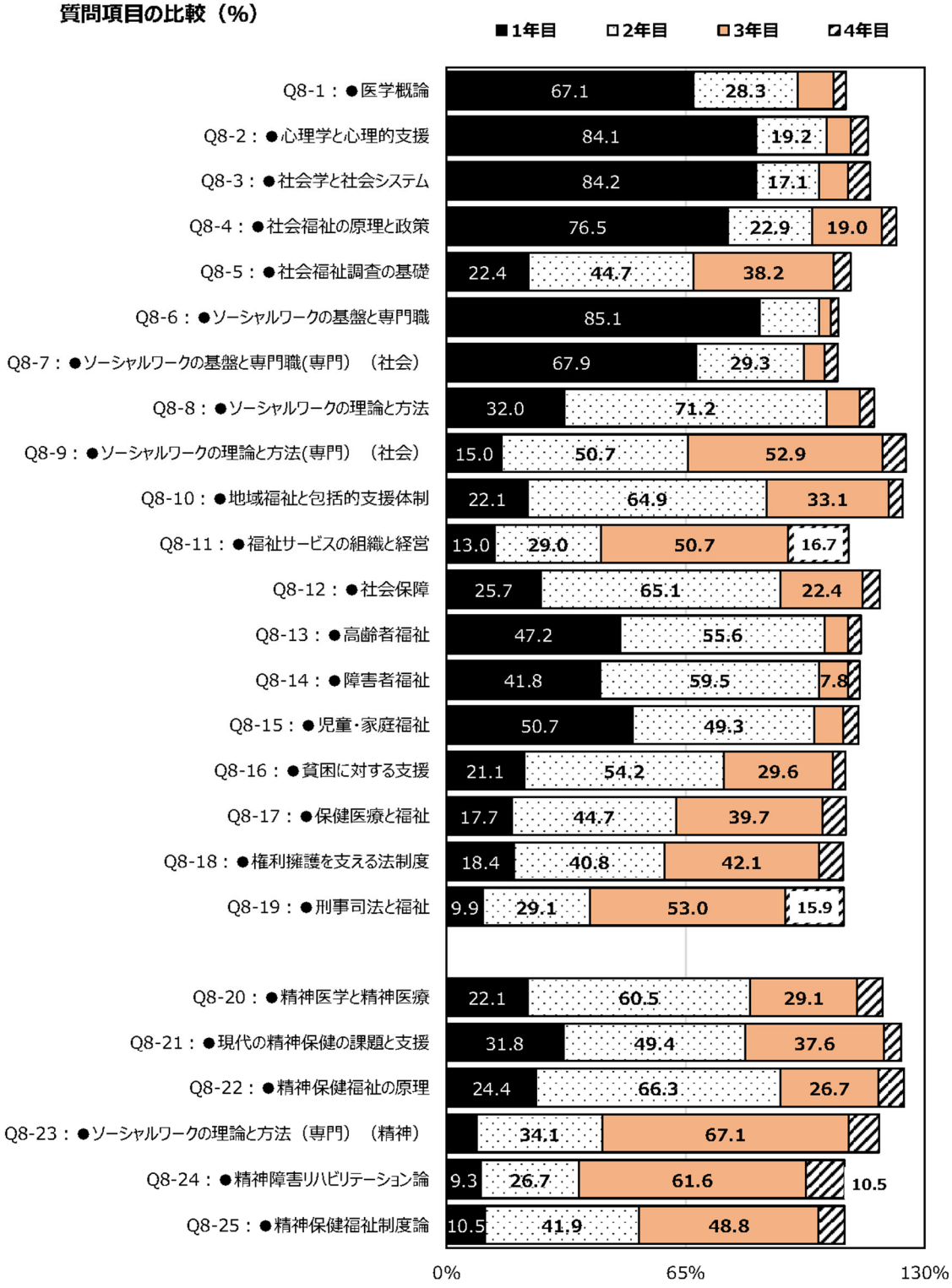

問９.「問８」で回答した科目の学年配当は、「講義で修得した知識を実習・演習等で統合」することを意識したものになっていると思いますか。次の中から最もあてはまるものを一つだけ選び、番号に○をつけてください。

問 10.「問８」で回答した科目の学年配当は、「実習等の体験を講義・演習等で再統合し、総合的な能力を修得」することを意識したものになっていると思いますか。次の中から最もあてはまるものを一つだけ選び、番号に○をつけてください。

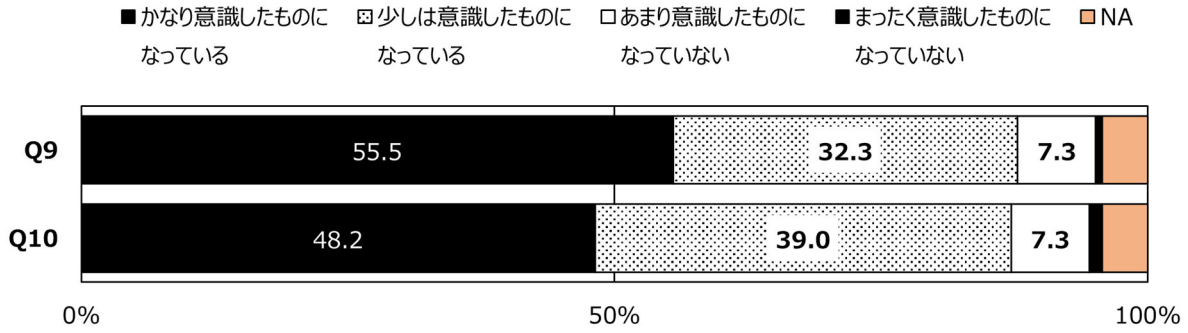

問 11. 国の政策理念である地域共生社会の実現に貢献する人材の育成が期待されていますが、新カリキュラムにどのように反映しましたか。以下の欄に自由に記入してください。

※以上の設問は自由記述回答のため、紙面の都合上本連盟 HP に掲載

Ⅲ　新型コロナウイルス感染症の発生に伴う、講義科目、演習科目における ICT の活用状況等

課程全体での ICT の活用状況としては、「BYOD（学生が全員、自分の PC を授業に持参する）」を実施している養成校・課程は約４割、「教員間のコミュニケーション」「学生との連絡」にビデオミーティングツールを活用している養成校は７割～８割程度となった。また、学び合いのコミュニティの構築への ICT の活用では、「学生・教員のコミュニティを構築」している養成校は約５割、「学生同士のコミュニティを構築」は約３割となった。

課程全体での ICT の活用における教育効果については、「効果は劣るが許容範囲内」という回答が各項目において５割～６割弱となったが、２割～４割弱程度が「同等程度の効果がある」と回答している。「著しく効果が劣る」という回答はおおむね少数となった。

講義科目「相談援助の基盤と専門職」「精神保健福祉相談援助の基盤」（ソーシャルワークの基盤と専門職）・「相談援助の理論と方法」「精神保健福祉の理論と相談援助の展開」（ソーシャルワークの理論と方法）・「地域福祉の理論と方法」（地域福祉と包括的支援体制）での ICT の活用状況は、「対面と同時双方向のビデオミーティング」「オンデマンド型」を今年度（2020 年度）実施した割合は約５割～６割、「繰り返し活用可能な映像教材を独自に作成」は約４割、「オンデマンド型の教材を他の養成校・課程と共有」「海外のソーシャルワーク実践を学ぶためのビデオミーティングの活用」「災害時の教育の運営・実施体制の構築に活用」はそれぞれ１割に満たないという結果となった。また、「資料のペーパーレス化に活用」はそれぞれ４割～５割強が実施したと回答していた。

これらの講義科目での ICT 活用の教育効果については、「ICT が利用可能なレベル」ととらえられる「効果は劣るが許容範囲内」「同等程度の効果」「対面実施以上の効果」を合計すると、すべての項目において非常に高い割合となるが、対面と比較した効果で着目すると「効果は劣るが許容範囲内」とする回答が全ての項目で５割程度あり、「著しく効果が劣る」と合わせると、６割前後が ICT 活用による教育効果が対面より劣っていると認識していると言うこともできる。なお、「海外のソーシャルワーク実践を学ぶためのビデオミーティングの活用」では、「対面実施以上の効果」があると回答している割合

が他の項目に比べて高かった。

講義科目における ICT の活用の利点として、「とてもあてはまる」と「まったくあてはまらない」との比較では、「学生の学びにかかる負担を軽減できる」「居住地に関係なく様々な人の話を聞く機会をつくることができる」「災害などの緊急時にも、教育を継続することができる」「学生の居住地にかかわらず、全国から学生を受け入れることができる」で、「とてもあてはまる」が「まったくあてはまらない」を上回った。

演習科目での ICT の活用状況は、「対面と同時双方向型のビデオミーティングツールを活用したオンライン授業の組み合わせ」を実施した養成校・課程は７割あった。「繰り返し活用可能な映像教材を独自に作成」した養成校・課程は４割強、「実践現場とビデオミーティングツールを活用するなど ICT で接続」は３割程度で実施されていた。

演習科目での ICT 活用の教育効果については、「ICT が利用可能なレベル」と捉えられる「効果は劣るが許容範囲」「同等程度の効果がある」「対面実施以上の効果がある」の合計はすべての項目において８割弱から９割程度と非常に高い割合となるが、対面と比較した効果で着目すると「効果は劣るが許容範囲内」とする回答がほとんどの項目で５割を超えており、「著しく効果が劣る」と合わせると、７割前後が ICT 活用による教育効果が対面より劣っていると認識していると言うこともできる。

演習科目における ICT の活用の利点としては、「学生の学びにかかる負担を軽減できる」「居住地に関係なく様々な人の話を聞く機会をつくることができる」「災害などの緊急時にも、教育を継続することができる」「学生の居住地にかかわらず、全国から学生を受け入れることができる」で「とてもあてはまる」「まああてはまる」の回答の合計が５割以上となった。

問 12. **課程全体**における ICT（情報通信技術）、とくにビデオミーティングツールの活用状況と教育効果についてお答えください。

※「活用状況」は、あてはまるものを**すべて選び**、それぞれの数字に○をつけてください。「教育効果」は、現段階であてはまるものを**一つ選び**、数字に○をつけてください。

※「活用状況」について、今年度**一度でも**実施した場合は「今年度すでに実施している」に○をつけてください。

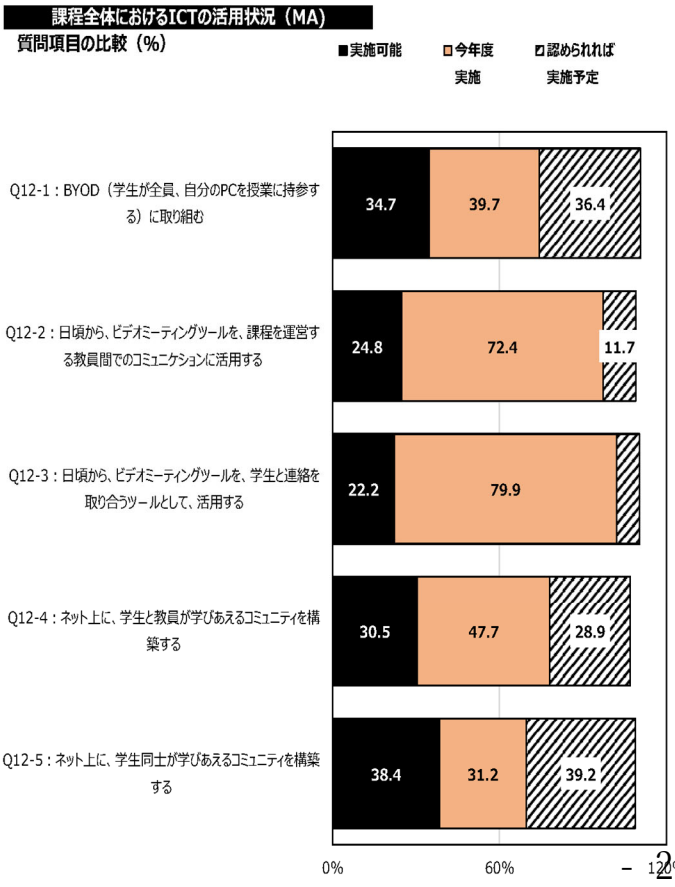

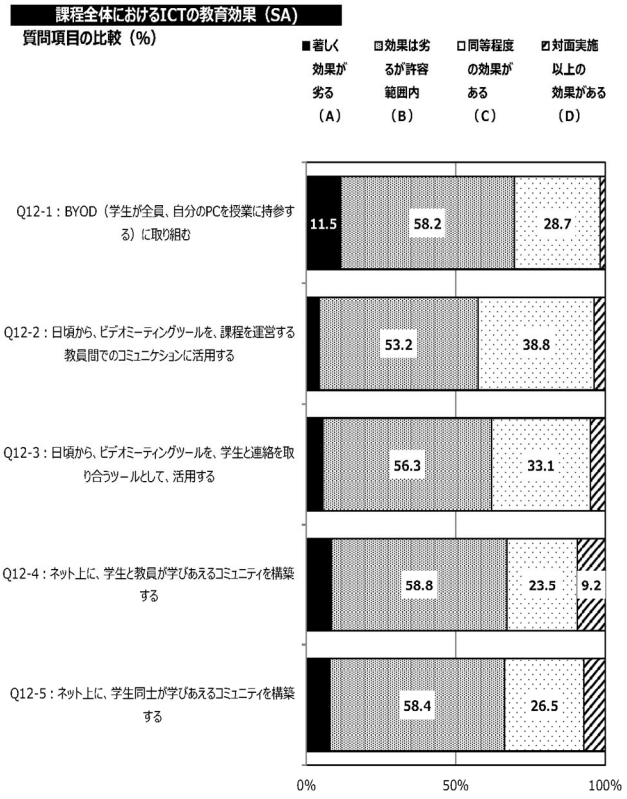

問 13. **講義科目**のうち、**「相談援助の基盤と専門職」「精神保健福祉相談援助の基盤」（ソーシャルワークの基盤と専門職）**における ICT（情報通信技術）、特にビデオミーティングツールの活用状況と教育効果についてお答えください。

※「活用状況」は、あてはまるものを**すべて選び**、それぞれの数字に○をつけてください。「教育効果」は、現段階であてはまるものを**一つ選び**、数字に○をつけてください。

※「活用状況」について、今年度**一度でも**実施した場合は「今年度すでに実施している」に○をつけてください。

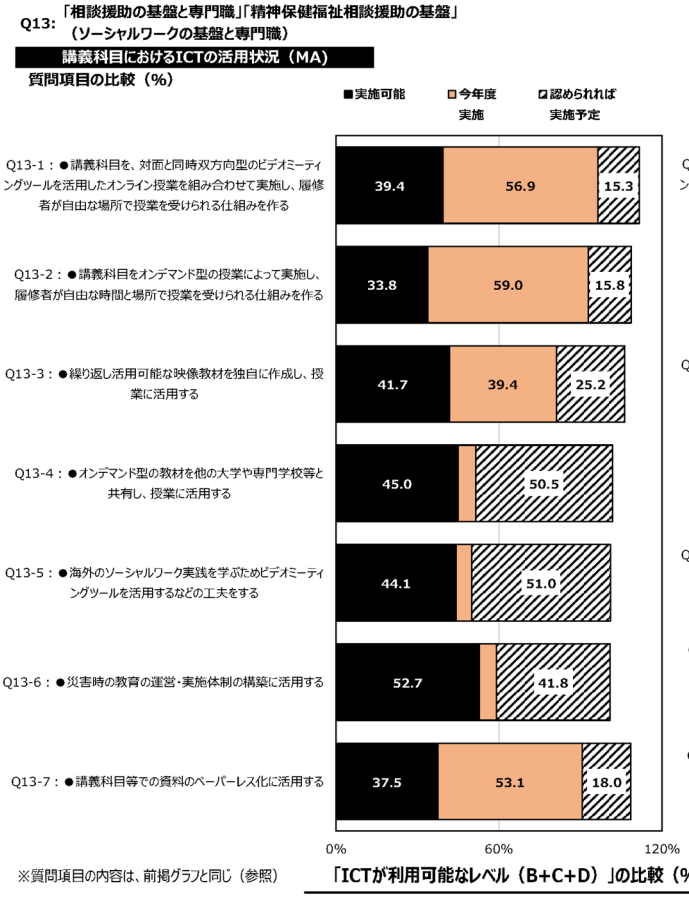

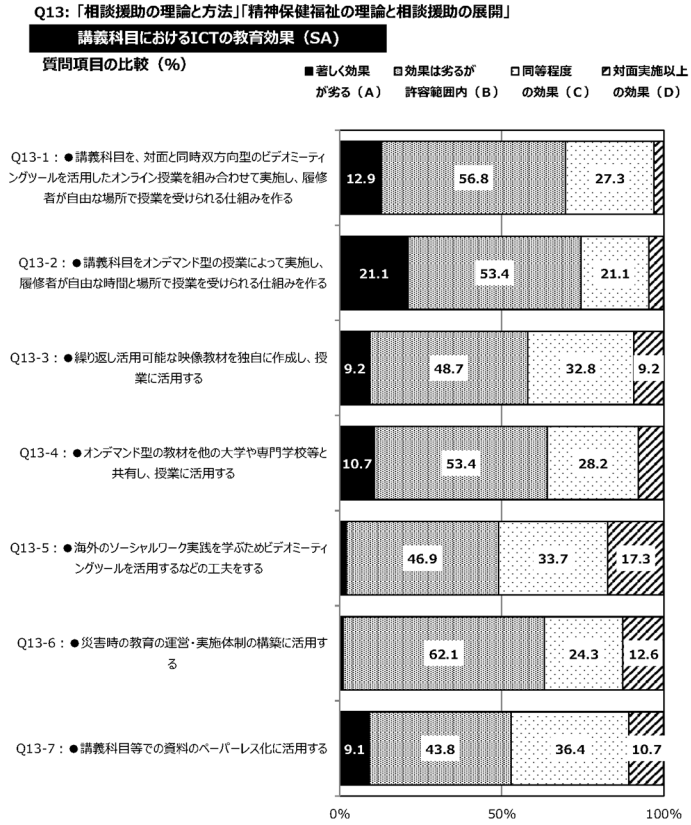

※質問項目の内容は、前掲グラフと同じ（参照）

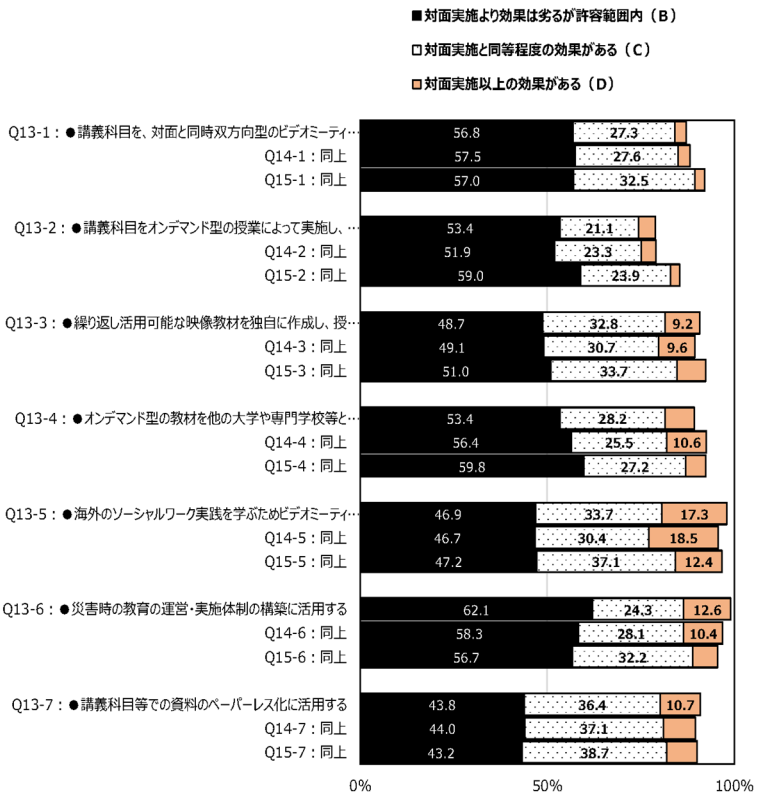

問 14. **講義科目**のうち、**「相談援助の理論と方法」「精神保健福祉の理論と相談援助の展開」（ソーシャルワークの理論と方法）**における ICT（情報通信技術）、とくにビデオミーティングツールの活用状況と教育効果についてお答えください。※「活用状況」は、あてはまるものを**すべて選び**、それぞれの数字に○をつけてください。「教育効果」は、現段階であてはまるものを**一つ選び**、数字に○をつけてください。

※「活用状況」について、今年度**一度でも**実施した場合は「今年度すでに実施している」に○をつけてください。

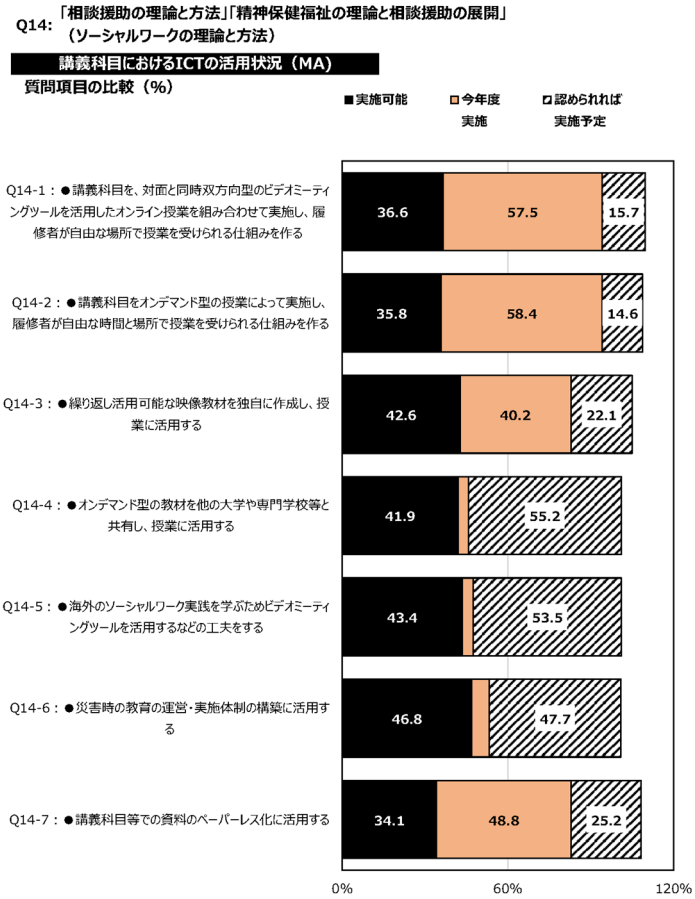

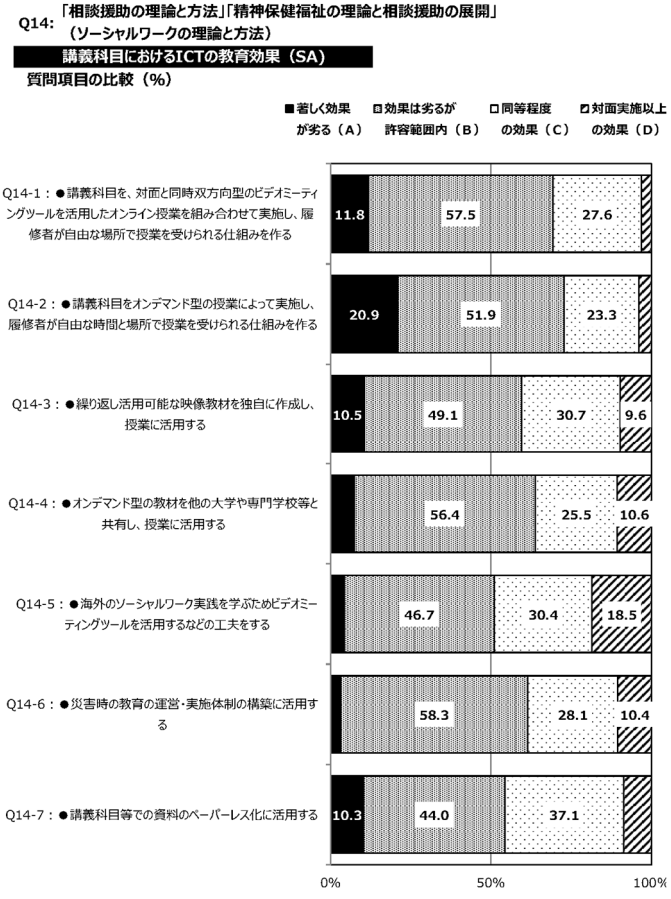

問 15. **講義科目**のうち、**「地域福祉の理論と方法」（地域福祉と包括的支援体制）**における ICT（情報通信技術）、特にビデオミーティングツールの活用状況と教育効果についてお答えください。

※「活用状況」は、あてはまるものを**すべて選び**、それぞれの数字に○をつけてください。
「教育効果」は、現段階であてはまるものを**一つ選び**、数字に○をつけてください。

※「活用状況」について、今年度**一度でも**実施した場合は「今年度すでに実施している」に○をつけてください。

Q15:「地域福祉の理論と方法」（地域福祉と包括的支援体制）

講義科目におけるICTの活用状況（MA）

質問項目の比較（%）

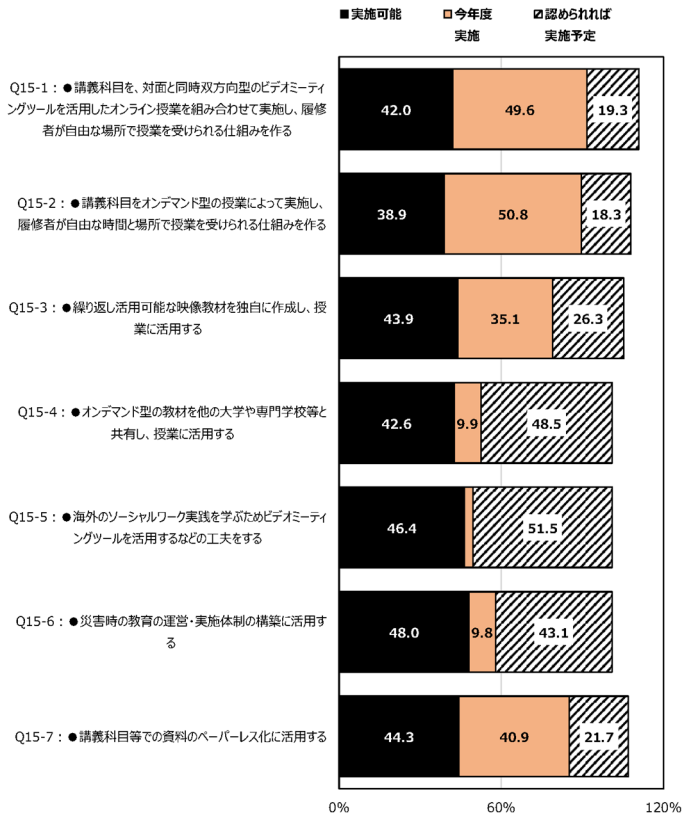

Q15:「地域福祉の理論と方法」（地域福祉と包括的支援体制）

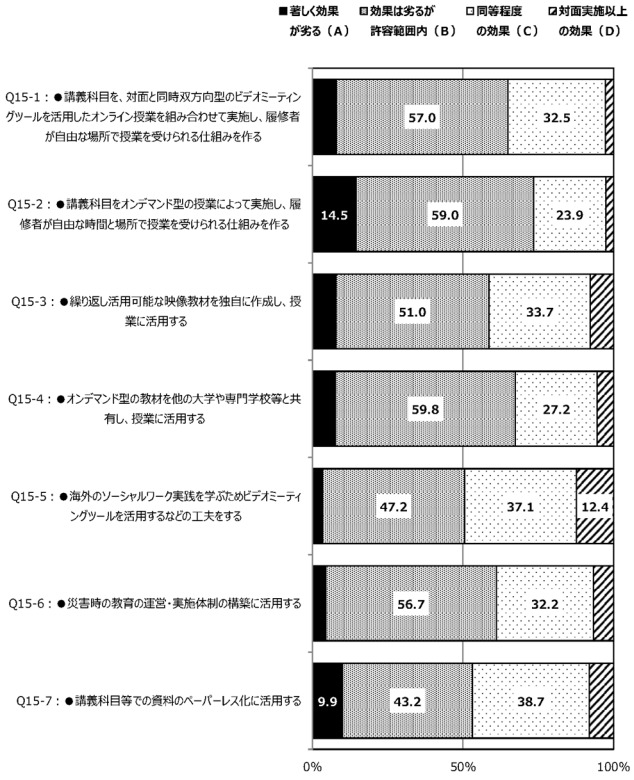

Q13･14･15の比較

※質問項目の内容は、前掲グラフと同じ。

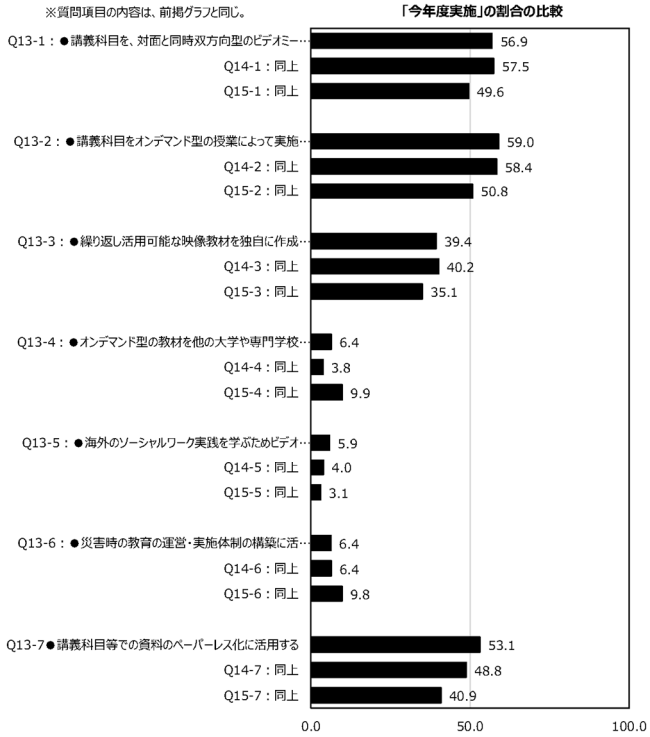

問 16. **講義科目**において、ICT（情報通信技術）の活用には、どのような**利点**があると考えていますか。次の中からあてはまるものを**すべて選び**、番号に○をつけてください

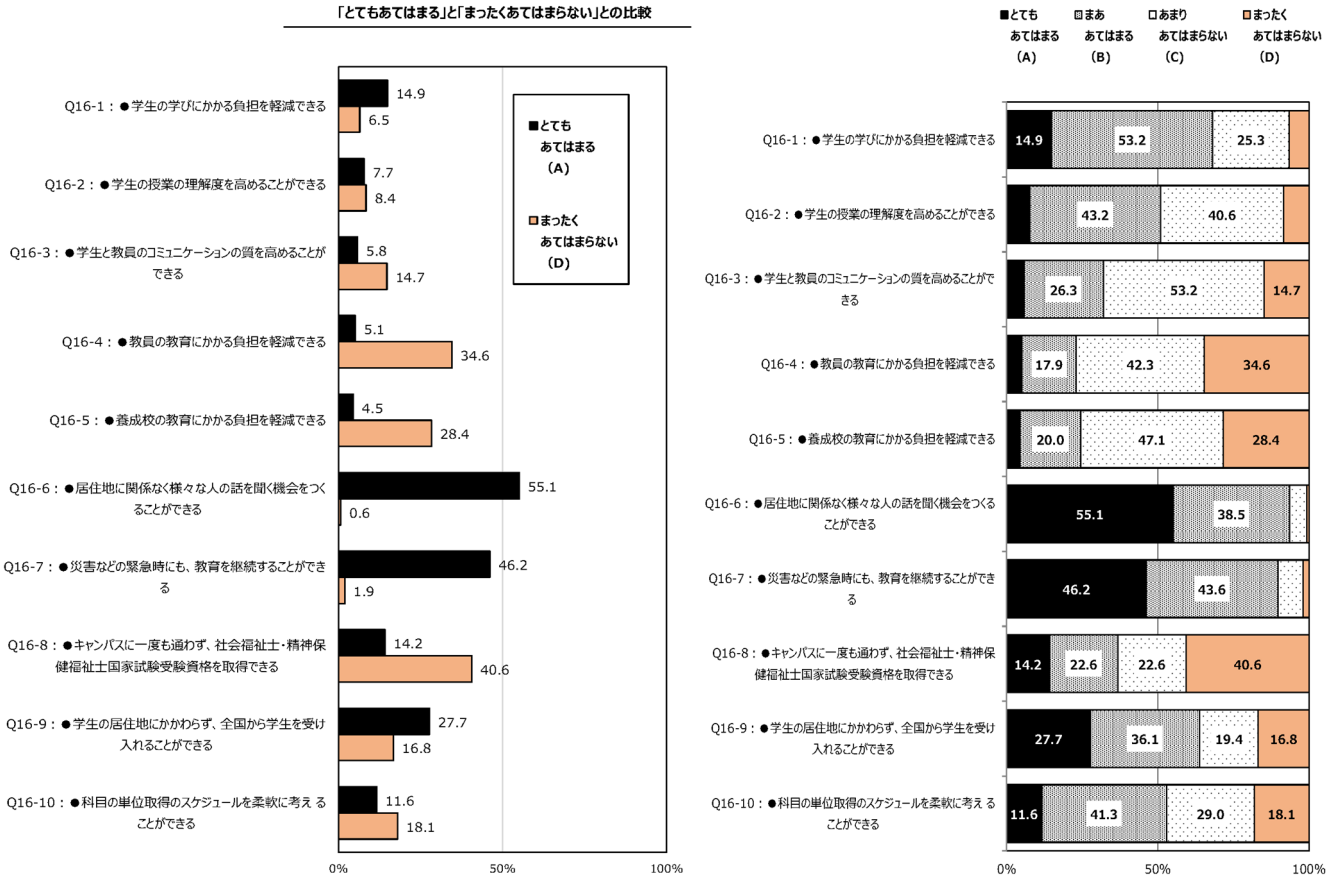

問 17. **講義科目**における、教育効果や教育の質を担保するために、ICT（情報通信技術）の活用の問題点や導入の**課題**と考える点等を**自由に**お書きください。

※以下の設問については、自由記述にて回答を求めた。回答については参考資料として本連盟 HP へ別途掲載する。

http://jaswe.jp/research.html

問 18. **演習科目**における ICT（情報通信技術）、とくにビデオミーティングツールの活用状況と教育効果についてお答えください。
※「活用状況」は、あてはまるものを**すべて選び**、それぞれの数字に○をつけてください。
「教育効果」は、現段階であてはまるものを**一つ選び**、数字に○をつけてください。
※「活用状況」について、今年度**一度でも**実施した場合は「今年度すでに実施している」に○をつけてください。

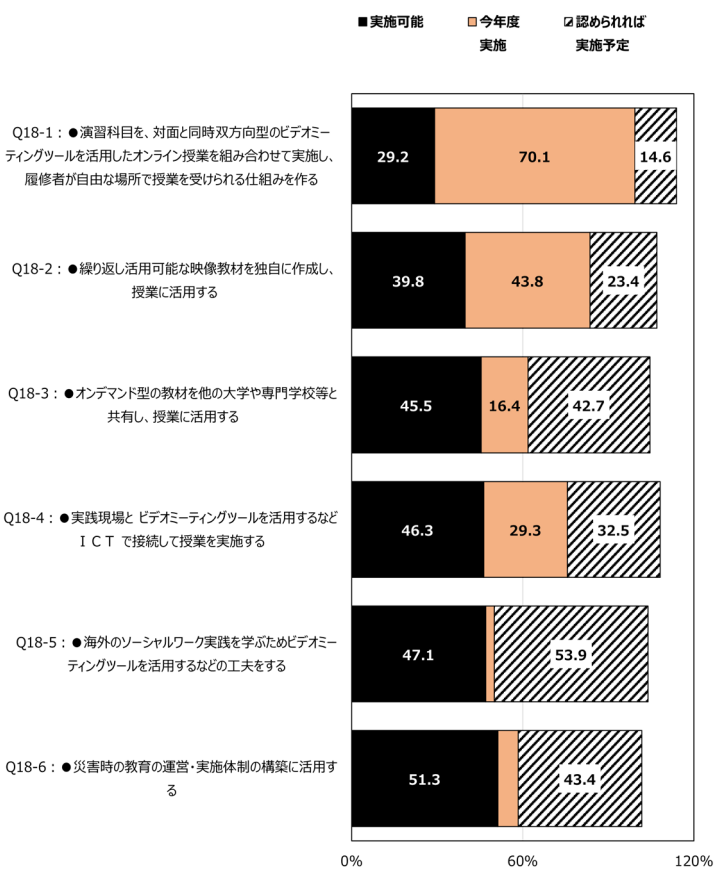

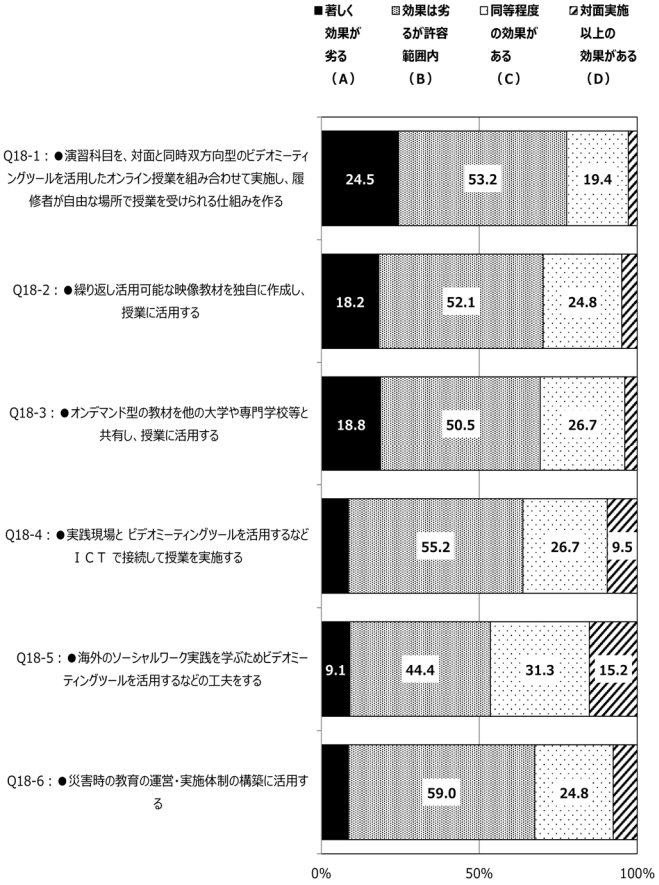

問 19. **演習科目**において、ICT（情報通信技術）の活用には、どのような**利点**があると考えていますか。次の各項目であてはまるものを**一つ選び**、番号に○をつけてください。

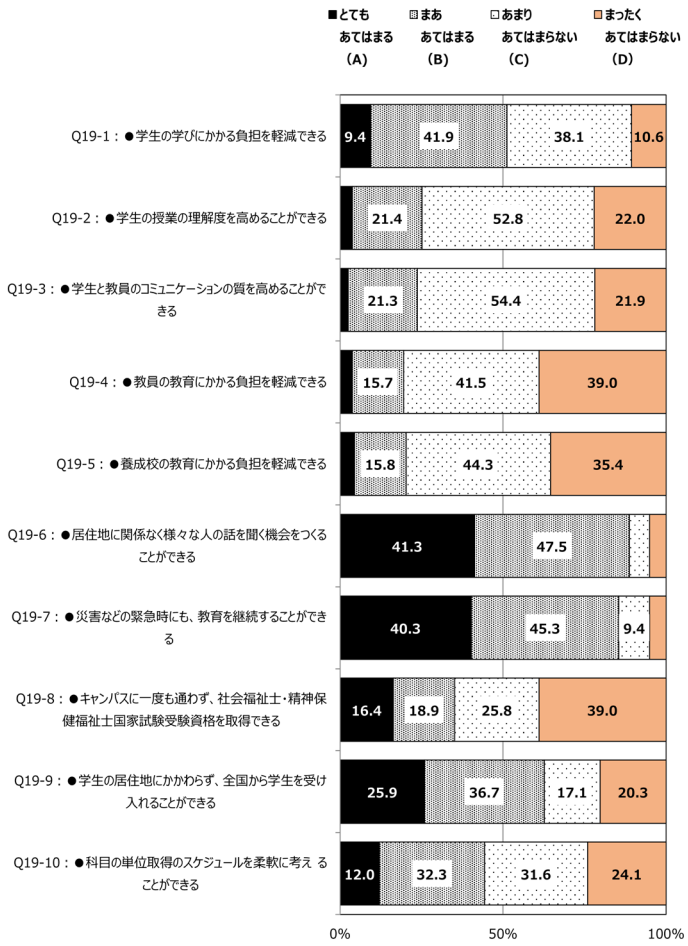

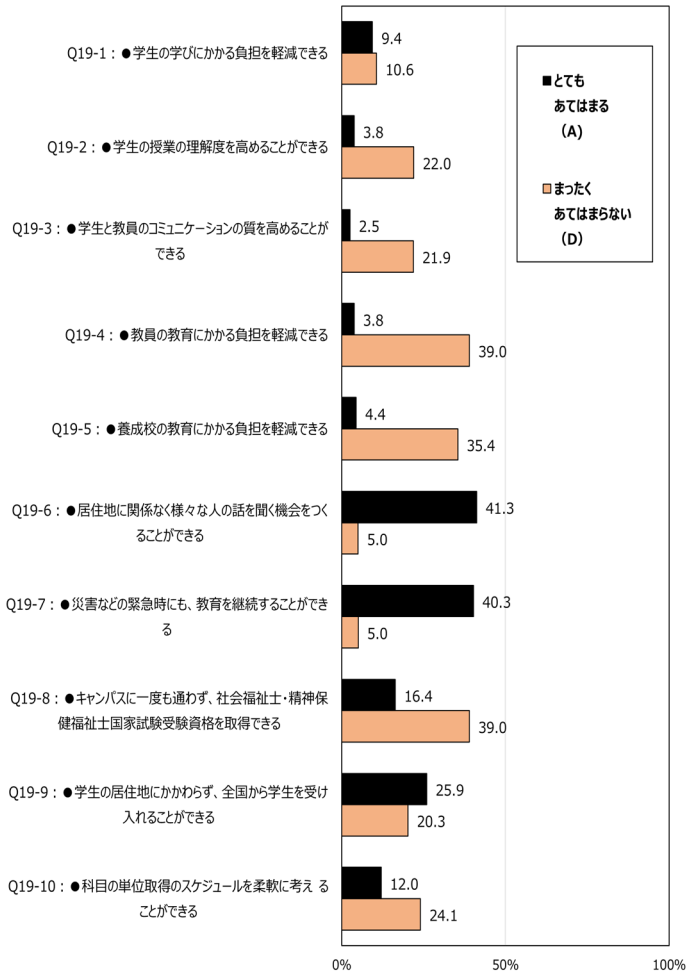

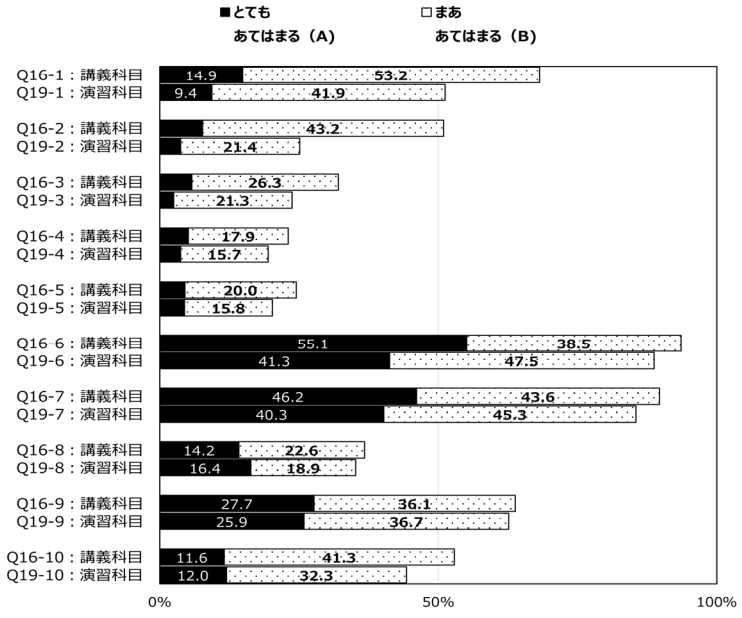

問 20. **演習科目**における教育効果や教育の質を担保するために、ICT（情報通信技術）の活用の問題点や導入の**課題**と考える点等を**自由に**お書きください。

※以下の設問については、自由記述にて回答を求めた。回答については参考資料として本連盟 HP へ別途掲載する。

http://jaswe.jp/research.html

Ⅵ　実習の指導体制について

実習施設・指導者との会議・連携のための会合（実習に関するものに限定）は、回答のあった養成校・課程の約６割が１・２回の機会を設けていることが分かった。一方で、３割弱の養成校では、実習施設・指導者との会議・連携のための会合の機会を設けていないことも分かった。

会議の内容としては、「連絡会議」「実習指導者同士の情報共有」「学生の実習報告会の公開」「実習指導者から学生へのフィードバック」の機会を設けている養成校・課程は７割から８割あった。「実習をテーマとしたシンポジウム」を新カリキュラムで実施予定と回答した養成校・課程は６割強あった。

実習指導者との研修の機会としては、「実習プログラムについて」の研修を実施したことがある養成校・課程が２割弱と最も多かった。次いで、「実習生へのスーパービジョン」（17.1%）、「実習評価の方法」（12.0%）であった。会議の実施としては、「実習プログラムについて」「実習において配慮が必要な学生への対応について」「実習施設側から見た実習受け入れの課題の共有」「実習施設から養成校への要望」についてそれぞれ約５割～６割の養成校・課程が実施したことがあると回答した。

実習の運営において、日本ソーシャルワーク教育学校連盟が 2020 年３月に作成した「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン」を踏まえている養成校・課程は約７割弱、知っているが踏まえていない養成校が約２割であった。

養成校・課程として実習の運営において実施していることとしては、「実習先に、実習生に対するオリエンテーションの実施を、１か月程度事前に実施するよう依頼する」「実習の前に福祉施設等への見学や訪問、ボランティア活動を進めている」で８割～９割、「実習報告集を作成して実習先へ送付する」で７割の養成校・課程が実施していると回答した。

実習先が２か所と考えた場合の時間数の内訳として、社会福祉士養成課程では１か所目に「30 時間」「60 時間」と回答した養成校・課程が５割弱、「180 時間」は約２割となった。精神保健福祉士養成課程では、「実習生ごとに異なる」が最も多く約３割、「120 時間」が約２割となった。

実習・演習の配当年次について、「ソーシャルワーク実習指導」では、社会福祉士養成課程では２年目・３年目に配当しているという回答が約８割を占めた一方、精神保健福祉士養成課程では３年目・４年目に配当しているという回答が８割強を占めた。「ソーシャルワーク演習（共通）」は両養成課程とも１年目・２年目に配当しているという回答が９割強を占め、「ソーシャルワーク演習（専門）」は社会福祉士養成課程で２年目・３年目に配当しているという回答が７割強だった一方で、精神保健福祉士養成課程では３年目・４年目に配当しているという回答が８割強となった。

社会福祉士養成課程でのソーシャルワーク実習指導の配当年次ごとの時間数の割り当てについては、２年目に 30 時間を割り当てている養成校・課程が９割弱、３年目に 60 時間を割り当てて

いる養成校・課程が８割弱であった。

精神保健福祉士養成課程でのソーシャルワーク実習指導の配当年次ごとの時間数の割り当てについては、３年目に 30 時間を割り当てている養成校・課程が７割弱、４年目に 60 時間を割り当てている養成校・課程が７割強であった。

社会福祉士養成課程のソーシャルワーク演習（共通）30 時間の配当年次ごとの時間数の割り当ては、４年次に割り当てている養成校・課程はなかった。ソーシャルワーク演習（専門）の 120 時間は、２年目・３年目にそれぞれ 60 時間を割り当てている養成校・課程が６割強であった。精神保健福祉士養成課程のソーシャルワーク演習（専門）の 90 時間は、３年目に 30 時間を割り当てている養成校・課程が６割弱、60 時間を４年目に割り当てている養成校・課程が５割であった。

２か所以上での実習における実習指導を担当する教員の配置について、２か所以上での実習指導を同じ教員が担当すると回答した養成校は４割弱で最も多かった。

この２か所以上での実習の連続性を確保するための工夫として最も多かったのが、「どちらの実習先も同じ実習指導担当教員が、実習生の指導を担当する」で４割強であった。次に、「１か所目での実習先での実習計画書の達成状況について、２か所目の実習先に共有する」「１か所目の実習指導者の実習評価を、２か所目の実習指導者に事前に共有する」が３割弱であった。

問 21．実習施設・指導者との会議・連携のための会合（**実習に関するものに限定**します。連絡会やスーパーバイザー会議、交流会、情報交換会等）の年間開催回数と、その内容について**数字を記入**し、又はあてはまるもの**すべて選び**、それぞれの数字に○をつけてください。

※教員個人と実習施設とのやりとりではなく、養成校として行っている回数をお答えください。

問 21-１．現在の年間開催回数（概数）／問 21-２．実習施設・指導者との会議の内容

会合の年間開催回数（概数）

	回答数	%
1回	70	42.7
2回	30	18.3
3回	10	6.1
4回	2	1.2
5回	0	0.0
6回	0	0.0
7回	0	0.0
8回	0	0.0
9回	0	0.0
10回	1	0.6
11回	0	0.0
12回	1	0.6
13回以上	2	1.2
0回	46	28.0
NA	2	1.2
全体	164	100.0
１回以上開催（計）	116	70.7

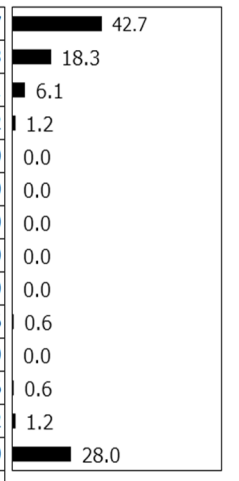

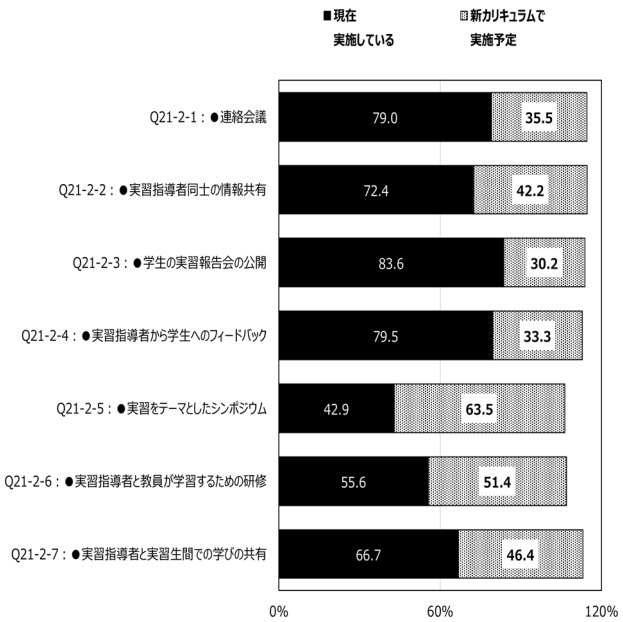

問 22. 現在のカリキュラムにおいて、養成校・課程として、実習指導者と、以下の内容の研修や会議を実施したことはありますか。各項目の研修・会議について、あてはまるものを**すべて選び**、数字に○をつけてください。

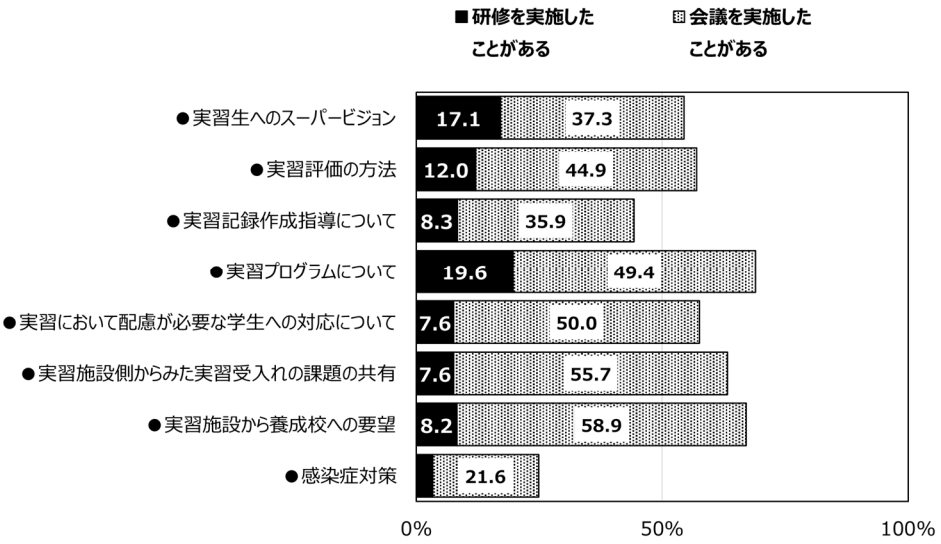

問 23. 養成校・課程としての実習の運営についてお答えください。
問 23-１. 養成校・課程として、実習の運営において、本連盟が 2020 年３月に作成した「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン」は踏まえていますか。あてはまるほうを**一つ選び**、番号に○をつけてください。

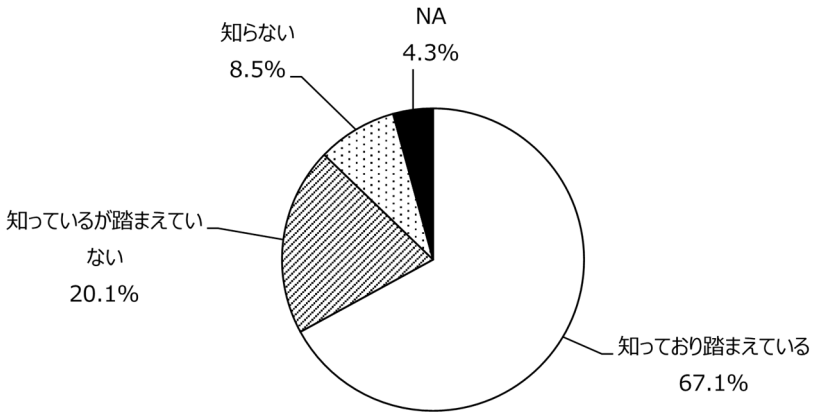

問 23-２．養成校・課程として、実習の運営において実施していること、検討していることについて、あてはまるものを**一つ選び**、数字に○をつけてください。

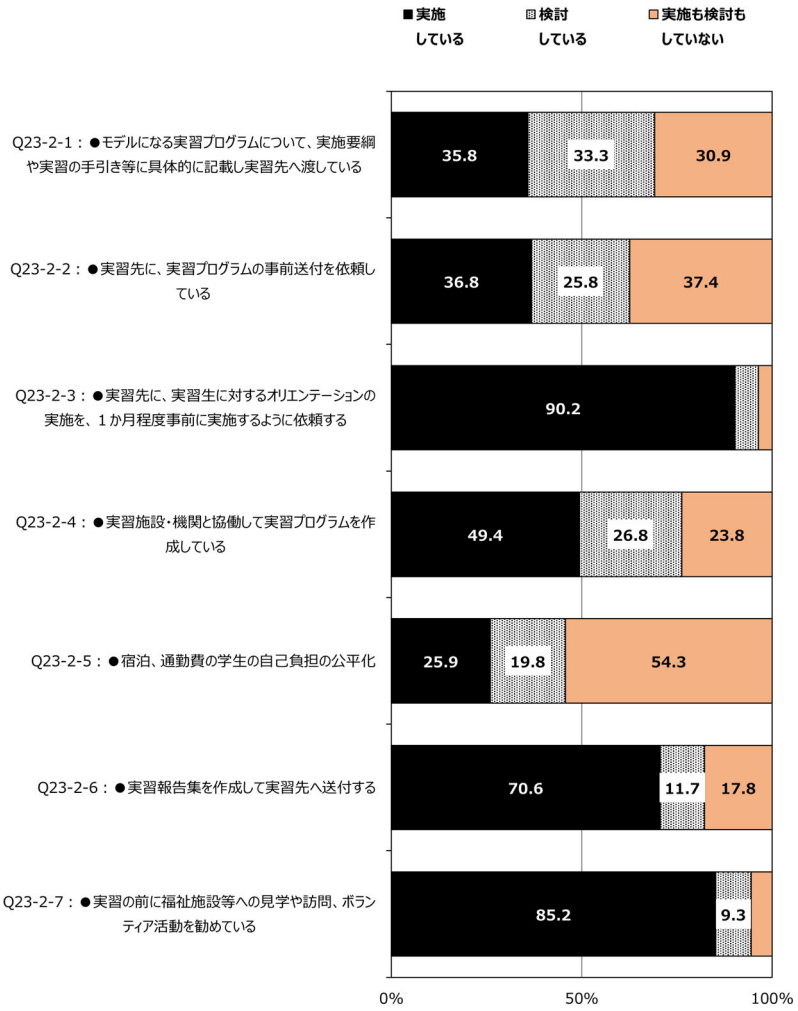

問 24. 新カリキュラムにおける**実習の実施学年、時期及び時間数**をお答えください。
※短期大学・養成施設等で課程そのものに４年目までの設置がない場合は、入学から何年目に履修するカリキュラムになっているかをお答えください。
※社会と精神の両方の課程をもっている学科等については、課程ごとに別の調査票に記入してください。

実習の時間数・1か所目

	全体		社福士課程		精保福士課程	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
30時間	4	2.4	3	2.7	1	1.9
60時間	51	31.1	49	44.1	2	3.8
120時間	16	9.8	5	4.5	11	20.8
180時間	24	14.6	24	21.6	0	0.0
不明	6	3.7	5	4.5	1	1.9
実習生ごとに異なる	26	15.9	10	9.0	16	30.2
その他	18	11.0	4	3.6	14	26.4
NA	19	11.6	11	9.9	8	15.1
全体	164	100.0	111	100.0	53	100.0

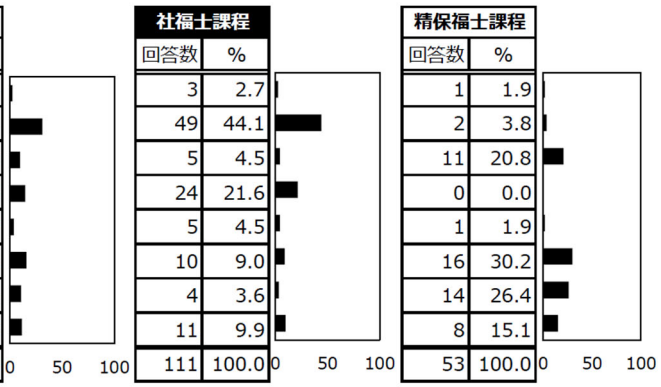

◆その他の回答としては、
「70時間」「90時間」「105時間」「200時間」「210時間」「240時間」「120と180時間」「社+90時間」など。

実習の時間数･2か所目

	全体		社福士課程		精保福士課程	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
30時間	1	0.6	1	0.9	0	0.0
60時間	28	17.1	25	22.5	3	5.7
120時間	15	9.1	3	2.7	12	22.6
180時間	54	32.9	51	45.9	3	5.7
不明	6	3.7	5	4.5	1	1.9
実習生ごとに異なる	30	18.3	12	10.8	18	34.0
その他	15	9.1	4	3.6	11	20.8
NA	15	9.1	10	9.0	5	9.4
全体	164	100.0	111	100.0	53	100.0

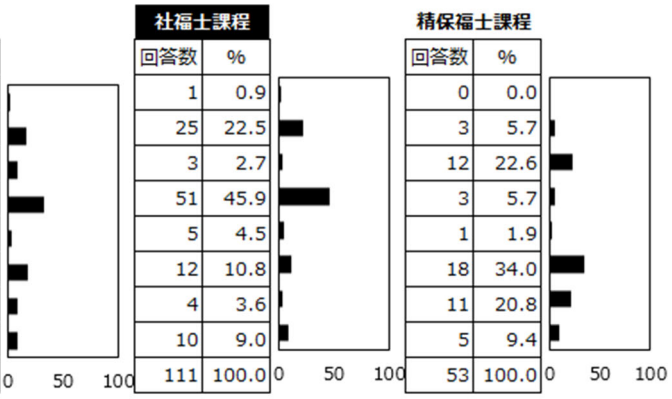

◆その他の回答としては、
「40時間」「80時間」「90時間」「140時間」「210時間」「60と120時間」「社+90時間」「精神120+90時間」など。

問 25. 新カリキュラムにおける<u>実習指導・演習の配当年次・学年に各学年の時間数</u>をお答えください。

※短期大学・養成施設等で課程そのものに４年目までの設置がない場合は、入学から何年目に履修するカリキュラムになっているかをお答えください。

※社会と精神の両方の課程をもっている学科等については、課程ごとに別の調査票に記入してください。

問 25　社会福祉養成課程　新カリキュラムの配当年次・平均時間の割合

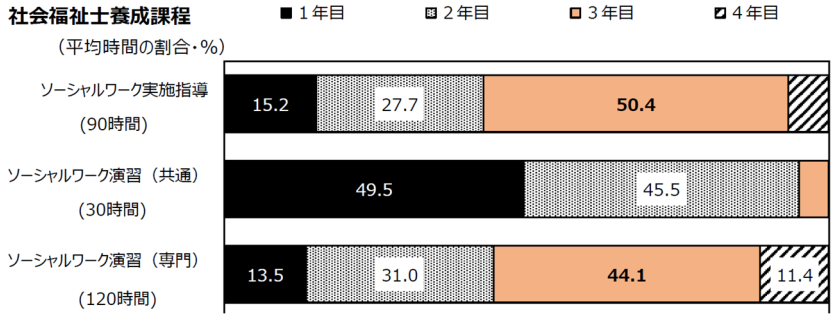

問 25　精神保健福祉士養成課程　新カリキュラムの配当年次・平均時間の割合

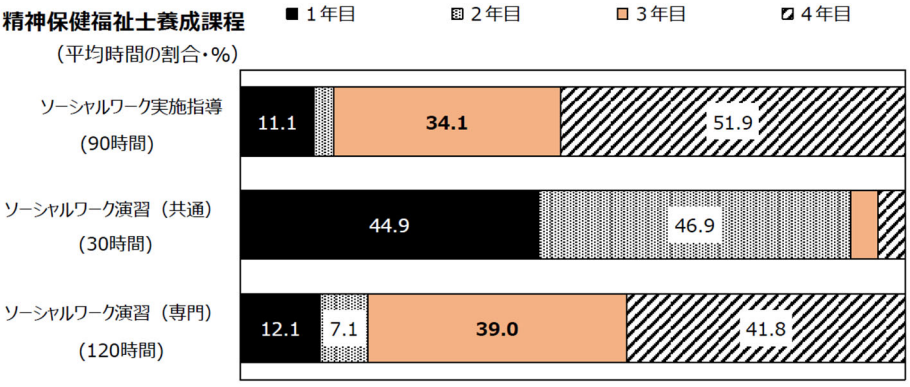

問 25　１－１　ソーシャルワーク実施指導社会福祉養成課程　90 時間の配当年次

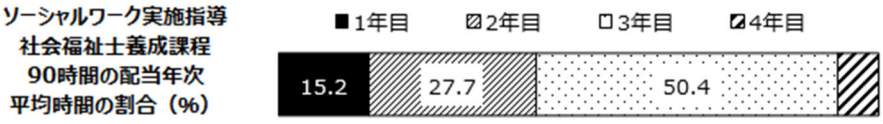

問 25　１－１　ソーシャルワーク実施指導社会福祉養成課程 90 時間の配当年次(再掲･30 時間単位)

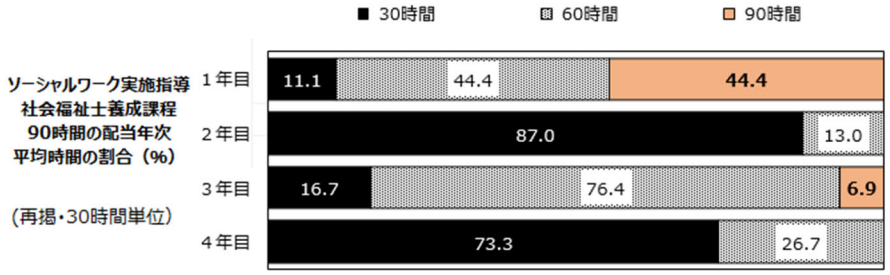

問 25　１－２　ソーシャルワーク実施指導精神保健福祉士養成課程　90 時間の配当年次



問 25　１－２　ソーシャルワーク実施指精神保健福祉士養成課 90 時間の配当年次(再掲・30 時間単位)

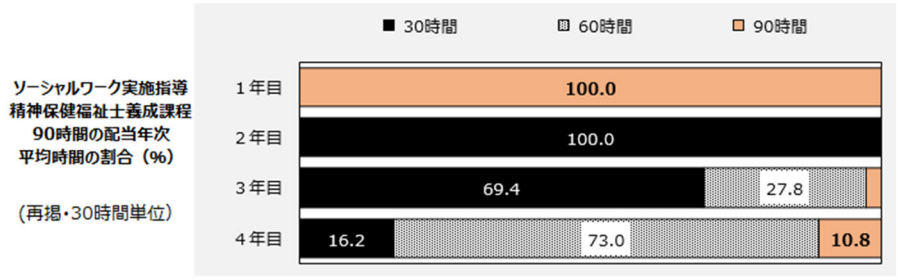

問 25　２－１ソーシャルワーク演習(共通)社会福祉士養成課程社会福祉養成課程 30 時間の配当年次



問 25　2-1 ソーシャルワーク演習（共通）社会福祉士養成課程社会福祉養成課程　30 時間の配当年次(再掲・30 時間単位)

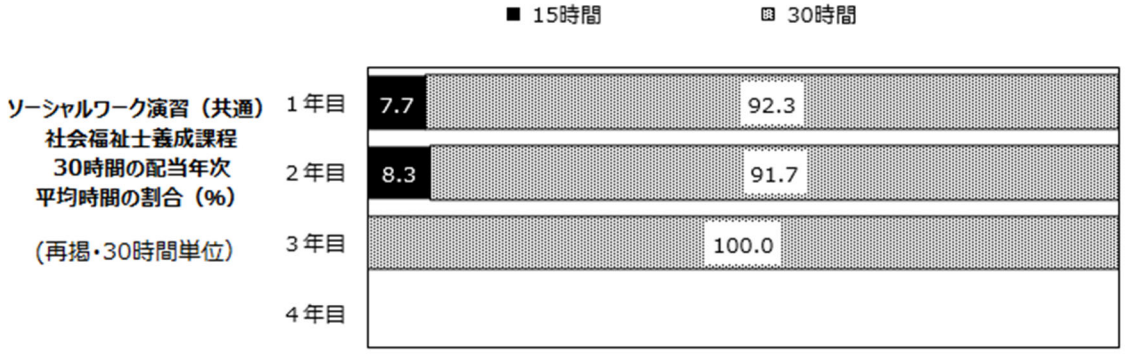

問 25　２－２　ソーシャルワーク演習（共通）精神保健福祉士養成課程社会福祉養成課程　30 時間の配当年次



問 25　２－２　ソーシャルワーク演習（共通）精神保健福祉士養成課程社会福祉養成課程　30 時間の配当年次(再掲・30 時間単位)
※15 時間がないため省略

問 25　３－１　ソーシャルワーク演習（専門）社会福祉士養成課程　120 時間の配当年次



問 25　３－１　ソーシャルワーク演習（専門）社会福祉士養成課程　120 時間の配当年次(再掲・30 時間単位)

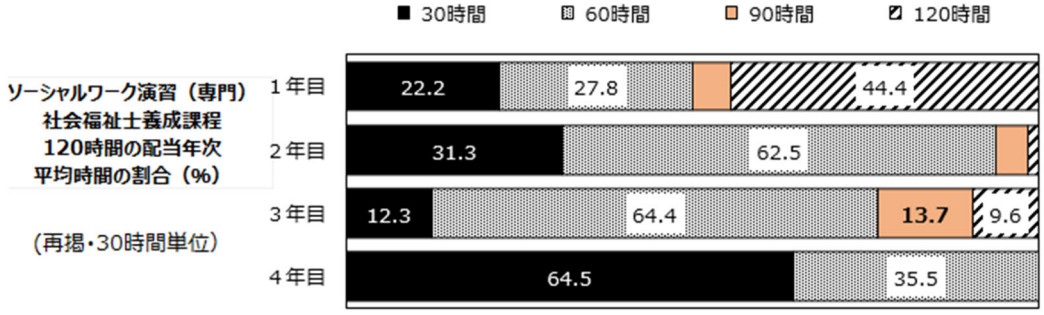

問 25　３－２ ソーシャルワーク演習（専門）精神保健福祉士養成課程　90 時間の配当年次

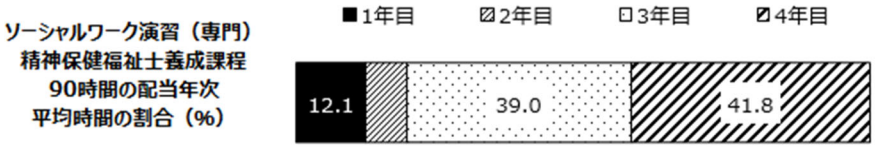

問 25　３－２　ソーシャルワーク演習（専門）精神保健福祉士養成課程　90 時間の配当年次(再掲・30 時間単位)

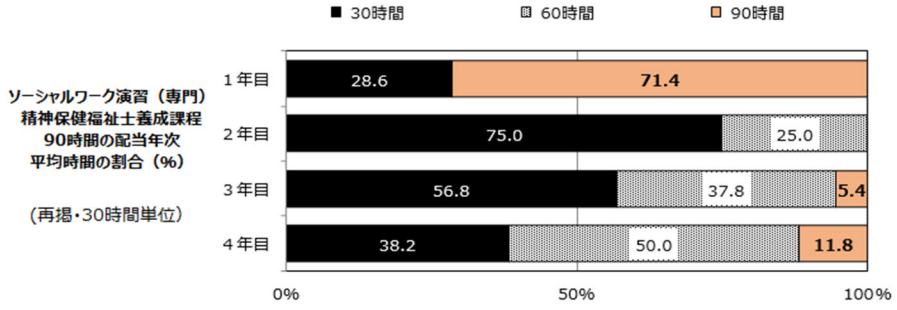

問 26. 新カリキュラムにおいて（精神保健福祉士養成課程では現行から）２以上の実習施設で実習を行うこととなっています。２か所の実習指導を担当する教員について、次の中からあてはまるものを一つ選び、番号に〇をつけてください。

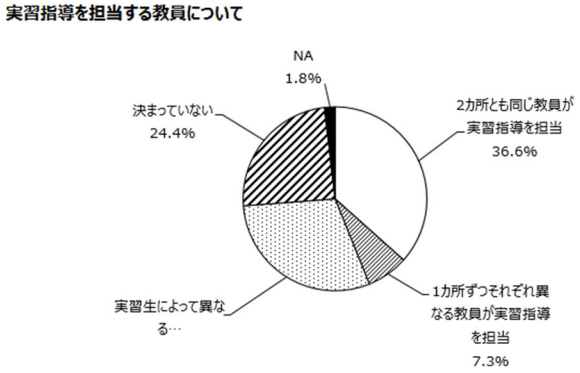

問 27. ２か所での実習の連続性を確保するため、貴養成校・課程ではどのような工夫をする予定ですか。もしくはすでにされていますか。次の中から、あてはまるものを**すべて選び**、番号に〇をつけてください。

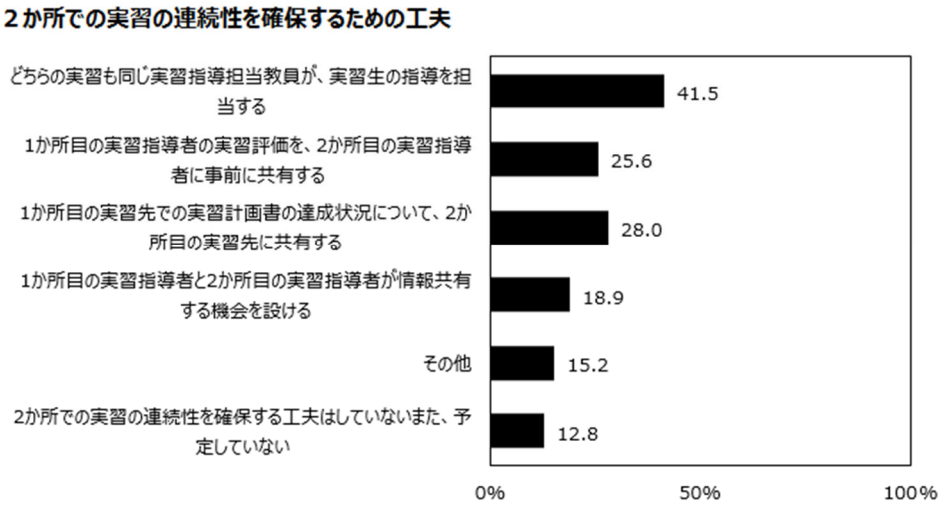

Ⅶ　実習・実習指導科目における ICT の活用

実習における ICT の活用状況、特にビデオミーティングの活用状況については、2020 年度において「実習の一部もしくは全部をビデオミーティングツールを活用したオンライン（遠隔）で実施」したと回答した養成校・課程は約半数に上った。「実習先の職場や職種の理解に関する講義部分を実習時間に含まずに、事前にオンデマンドで実施」したと回答した養成校・課程は４分の１に上った。

実習における ICT 活用の教育効果について、「実習の一部もしくは全部をビデオミーティングツールを活用したオンライン（遠隔）で実施」することについて「著しく効果が劣る」は４割弱、「効果は劣るが許容範囲」が４割強、「同等程度の効果がある」が２割弱であった。「実習先の職場や職種の理解に関する講義部分を、実習時間に含まず、事前にオンデマンドで実施」することについて、「著しく効果が劣る」は２割弱、「効果は劣るが許容範囲」は６割弱、「同等程度の効果がある」と「対面実施以上の効果がある」は約２割であり、対面と比較した教育効果で着目すると、「許容範囲内」を含め、対面より効果は劣るとの認識は７割を超えていた。

実習指導における ICT、特にビデオミーティングツールの活用状況は、2020 年度において「実

習の帰校日指導を、ビデオミーティングツールを活用したオンライン（遠隔）で実施」したと回答した養成校・課程は約半数で最も多かった。「実習の巡回指導を、ビデオミーティングツールを活用したオンライン（遠隔）で実施」「実習報告会をオンライン（遠隔）もしくは対面とビデオミーティングツールを活用したオンラインのハイブリッドで実施」したと回答した養成校・課程は約４割となった

実習指導における ICT 活用の教育効果について、すべての項目において「効果は劣るが許容範囲」「同等程度の効果がある」「対面実施以上の効果がある」と回答した養成校・課程は８割～９割以上であった

実習・実習指導の実施における ICT 活用、特にビデオミーティングの活用の利点については、「とてもあてはまる」「まああてはまる」と回答した養成校・課程は、「養成校から離れたところに出身地がある学生が、出身地の施設・機関で実習を実施することができる」「遠隔地や山間地などでの実習を実施することができる」が７割強で多く、次いで「実習指導者と実習指導担当教員のコミュニケーションがより円滑になる」「災害時等に実習を継続できる可能性が高まる」が６割強であった。

問 28. 実習における ICT（情報通信技術）、とくにビデオミーティングツールの活用状況と教育効果についてお答えください。
※「活用状況」は、あてはまるものを**すべて選び**、それぞれの数字に○をつけてください。「教育効果」は、現段階であてはまるものを**一つ選び**、数字に○をつけてください。
※「活用状況」について、今年度**一度でも**実施した場合は「今年度すでに実施している」に○をつけてください。

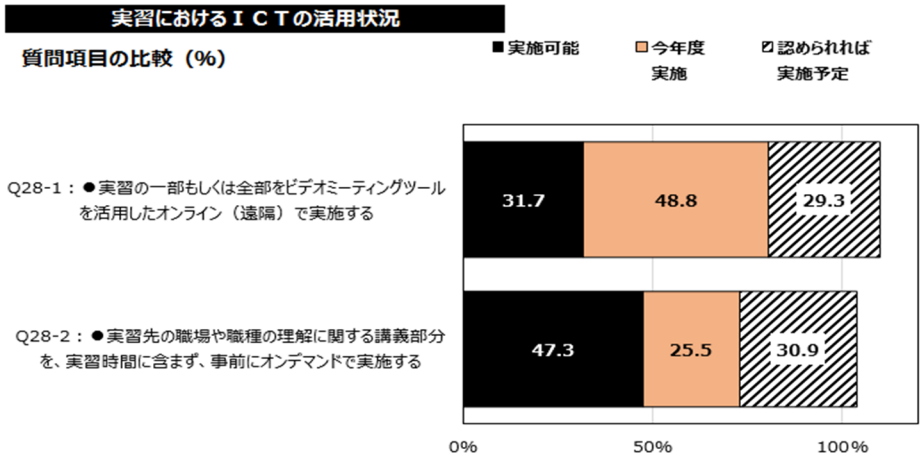

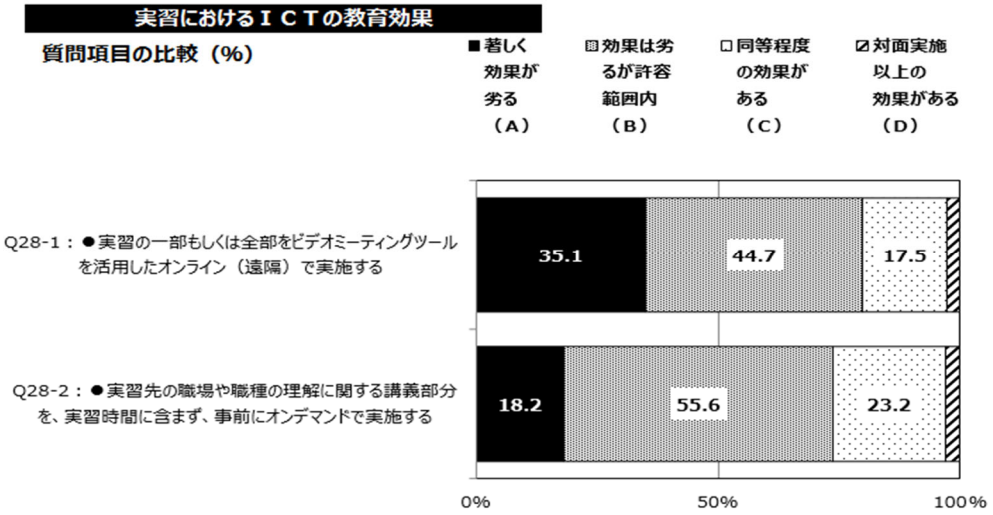

問 29. **実習科目**における教育効果や教育の質を担保するために、ICT（情報通信技術）の活用の問題点や導入の**課題**と考える点等を**自由に**お書きください。
※以上の設問は自由記述回答のため、紙面の都合上本連盟 HP に掲載

問 30. 実習指導における ICT（情報通信技術）、とくにビデオミーティングツールの活用状況と教育効果についてお答えください。
※「活用状況」は、あてはまるものを**すべて選び**、それぞれの数字に○をつけてください。
※「活用状況」について、今年度**一度でも**実施した場合は「今年度すでに実施している」に○をつけてください。
※「教育効果」は、現段階であてはまるものを**一つ選び**、数字に○をつけてください。

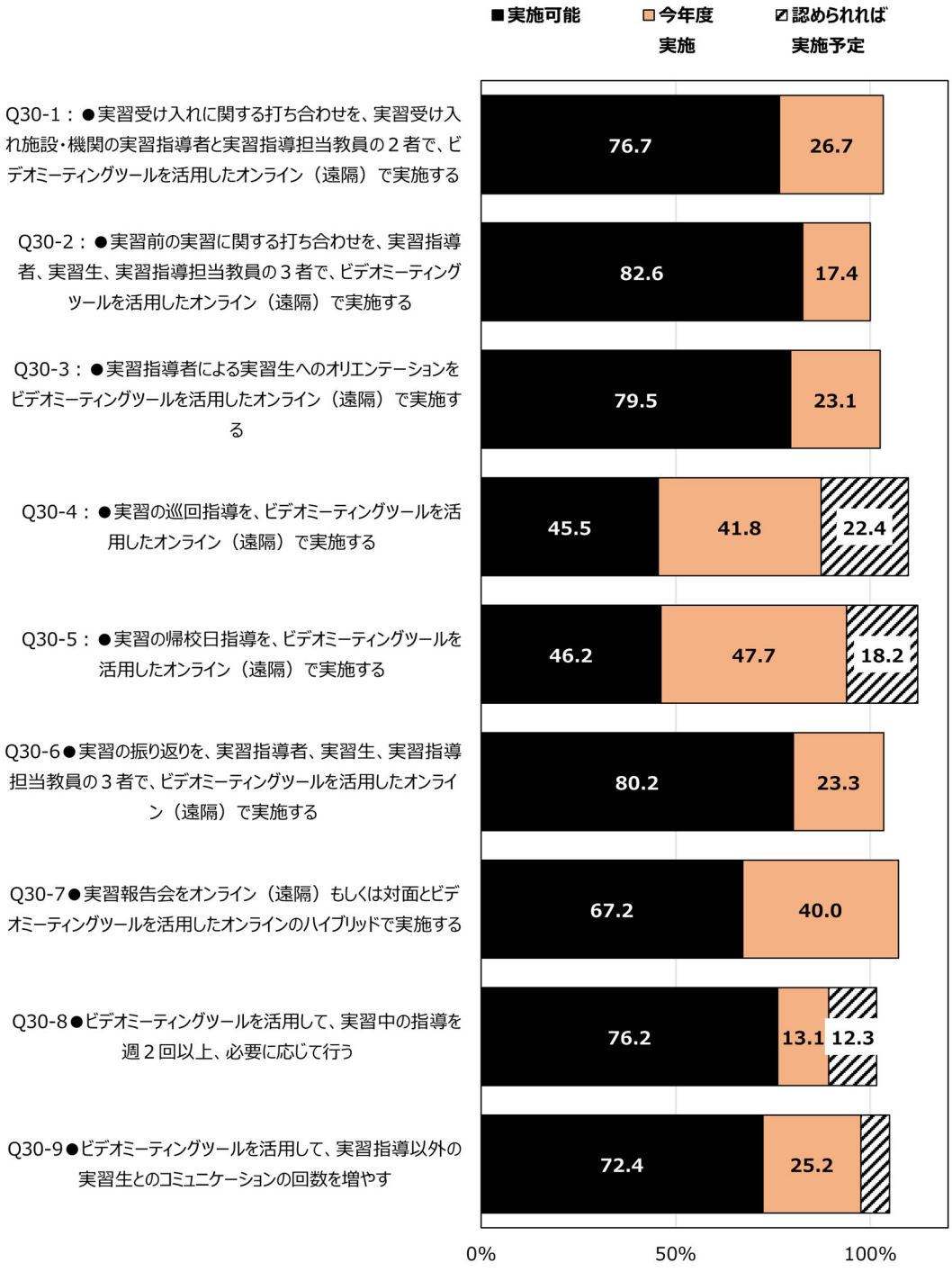

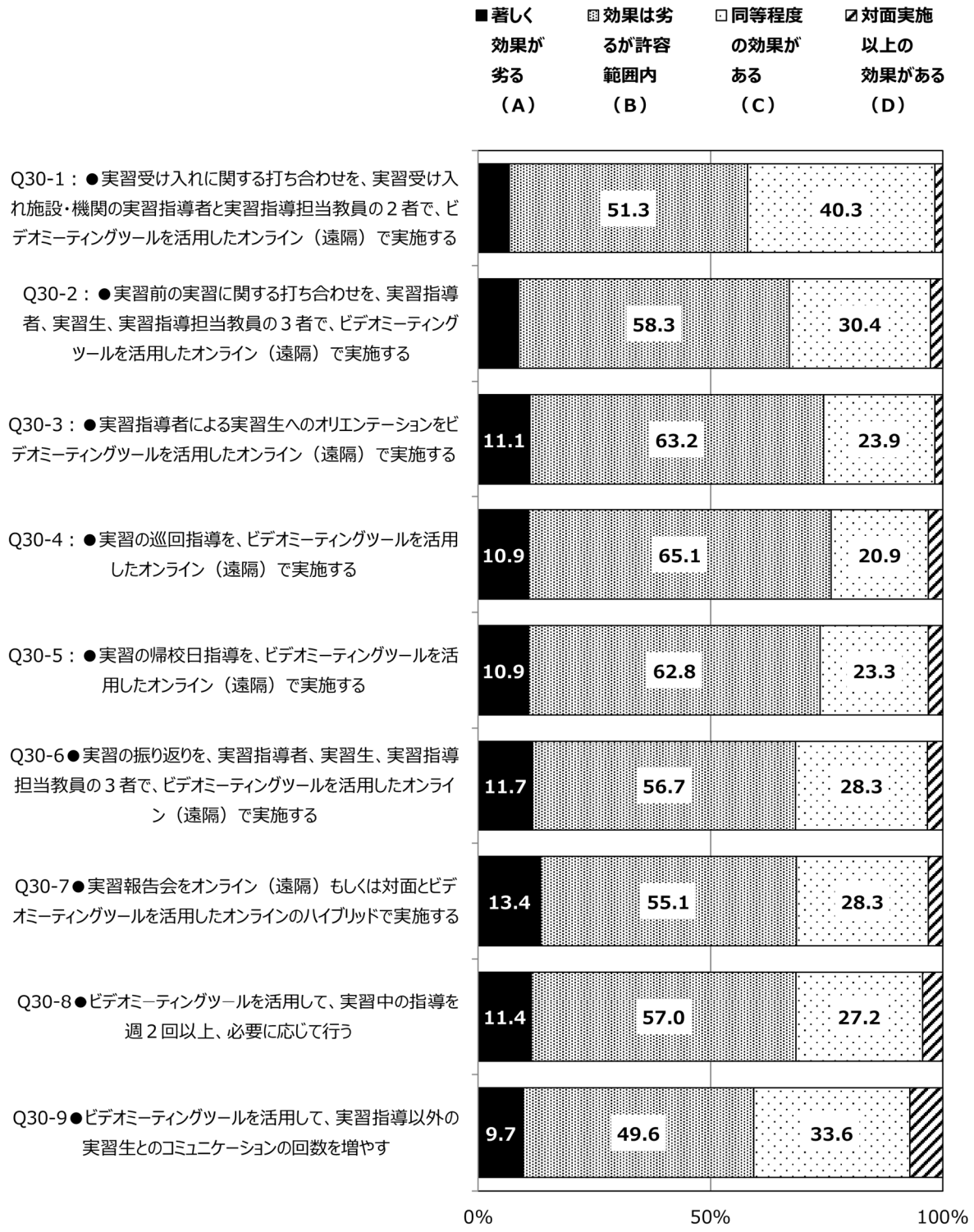
■著しく効果が劣る（A）
▨効果は劣るが許容範囲内（B）
▩同等程度の効果がある（C）
▨対面実施以上の効果がある（D）
Q30-1：●実習受け入れに関する打ち合わせを、実習受け入れ施設・機関の実習指導者と実習指導担当教員の２者で、ビデオミーティングツールを活用したオンライン（遠隔）で実施する
51.3
40.3
Q30-2：●実習前の実習に関する打ち合わせを、実習指導者、実習生、実習指導担当教員の３者で、ビデオミーティングツールを活用したオンライン（遠隔）で実施する
58.3
30.4
Q30-3：●実習指導者による実習生へのオリエンテーションをビデオミーティングツールを活用したオンライン（遠隔）で実施する
11.1
63.2
23.9
Q30-4：●実習の巡回指導を、ビデオミーティングツールを活用したオンライン（遠隔）で実施する
10.9
65.1
20.9
Q30-5：●実習の帰校日指導を、ビデオミーティングツールを活用したオンライン（遠隔）で実施する
10.9
62.8
23.3
Q30-6●実習の振り返りを、実習指導者、実習生、実習指導担当教員の３者で、ビデオミーティングツールを活用したオンライン（遠隔）で実施する
11.7
56.7
28.3
Q30-7●実習報告会をオンライン（遠隔）もしくは対面とビデオミーティングツールを活用したオンラインのハイブリッドで実施する
13.4
55.1
28.3
Q30-8●ビデオミ―ティングツ―ルを活用して、実習中の指導を週２回以上、必要に応じて行う
11.4
57.0
27.2
Q30-9●ビデオミーティングツールを活用して、実習指導以外の実習生とのコミュニケーションの回数を増やす
9.7
49.6
33.6
0%
50%
100%

問 31. 実習・実習指導の実施において、ICT（情報通信技術）とくにビデオミーティングツールの活用には、どのような利点があると考えていますか。次の各項目であてはまるものを一つ選び、番号に○をつけてください。

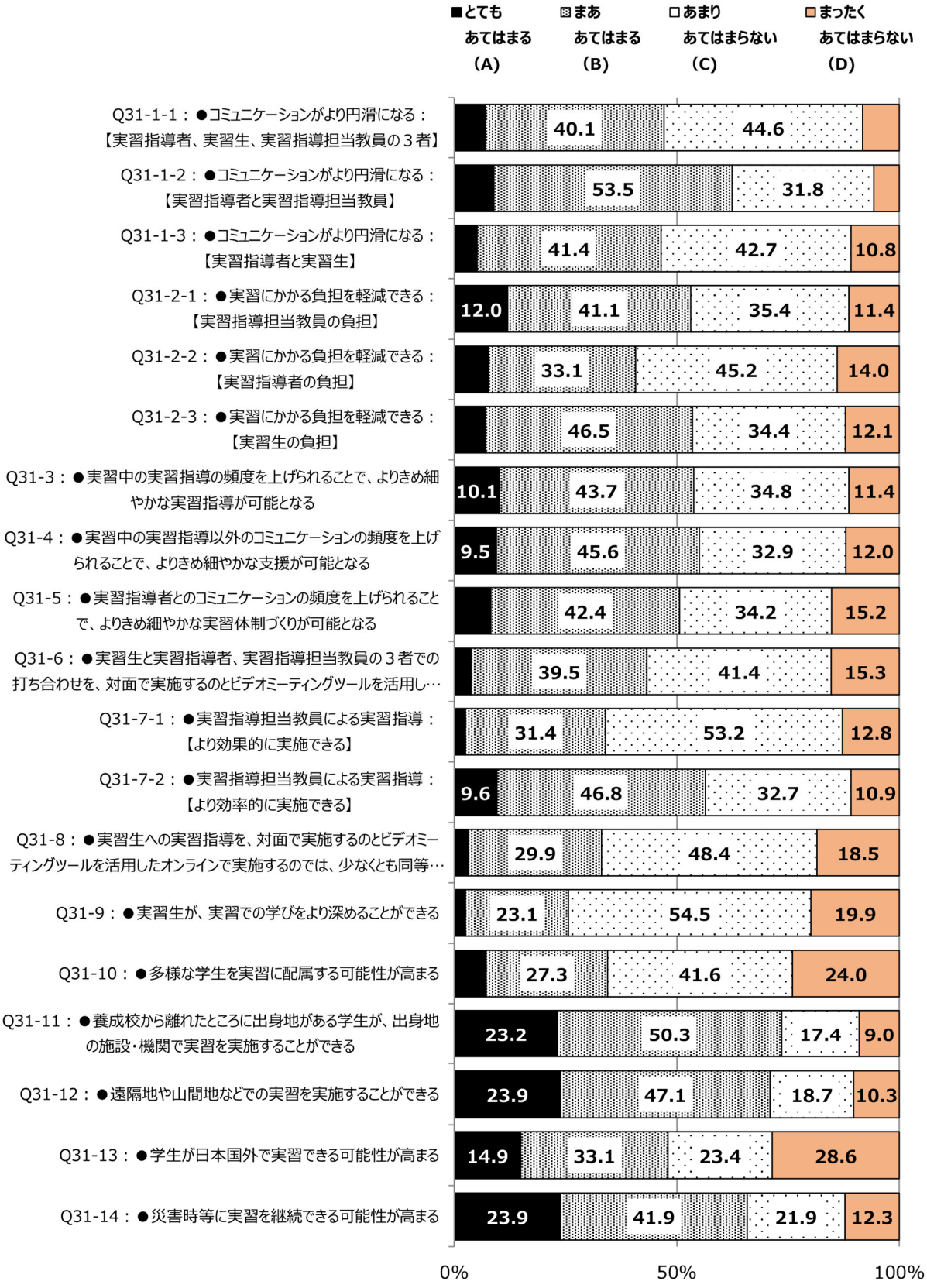

※「とてもあてはまる」と「まったくあてはまらない」の比較

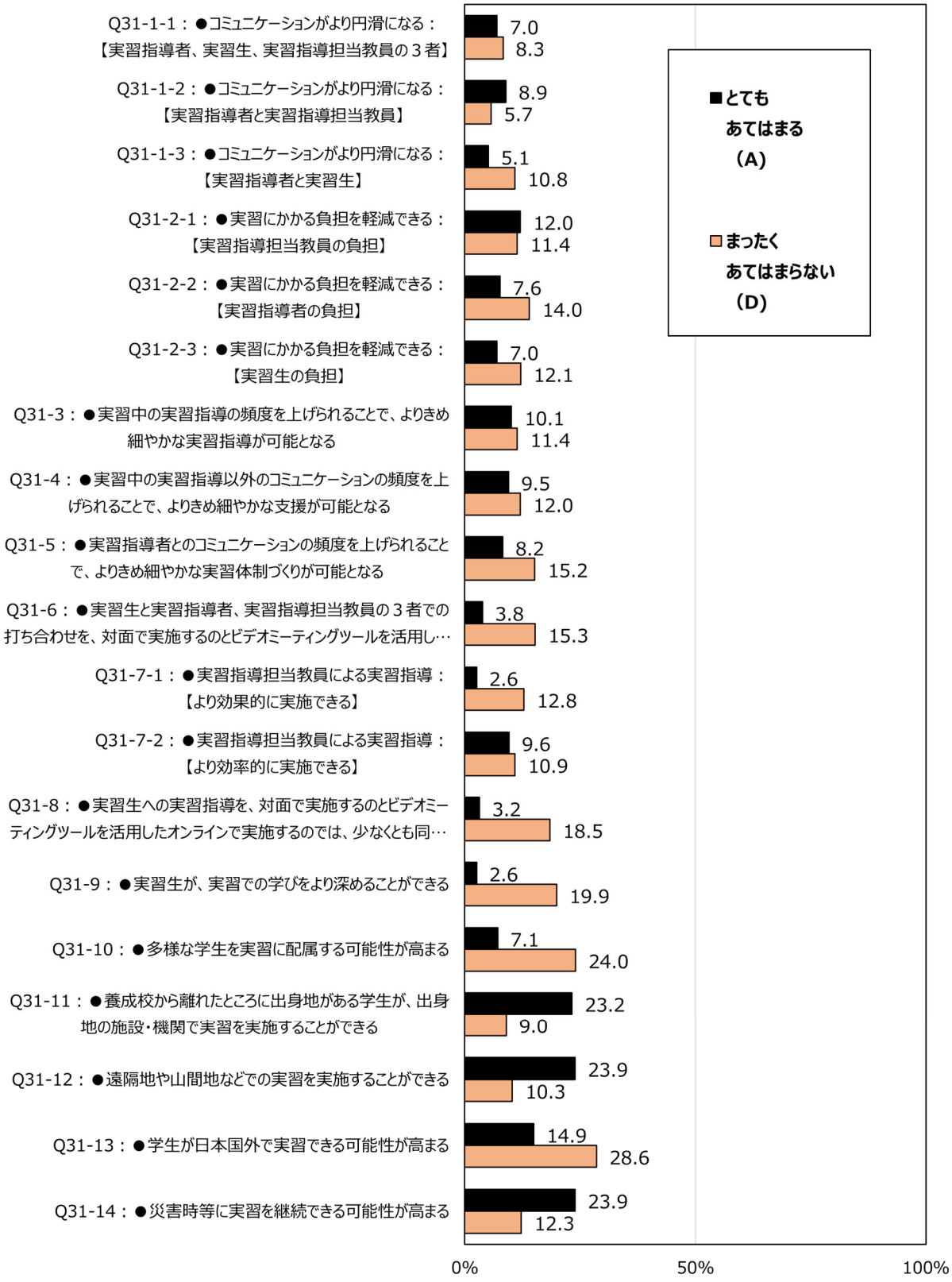

問 32. <u>**実習指導科目**</u>における教育効果や教育の質を担保するために、ICT（情報通信技術）の活用の問題点や導入の<u>**課題**</u>と考える点等を<u>**自由に**</u>お書きください。

※以上の設問は自由記述回答のため、紙面の都合上本連盟 HP に掲載

Ⅳ　災害時の教育体制について

災害時等の教育体制として、災害時にも教育を止めないための取り組みとしての事業継続計画（BCP）を策定しているかどうかについては、「策定について、何も検討していない」と回答した養成校・課程が約半数であった。また、「すでに策定済み」「現在策定作業中」「策定する予定」の養成校・課程が４分の１程度、「策定するかどうかを検討中」の養成校・課程も４分の１程度であった。

事業継続計画（BCP）の策定有無等にかかわらず、災害時にも教育を止めないための取り組みとして実施していることについて、最も多かったのが「災害時等に学生、教職員の身の安全を確保するための準備がある」で５割強、次いで「災害時等の対応体制を決めている」が５割弱であった。「災害時等の教育体制については、何も準備していない」と回答した養成校・課程も４分の１程度あった。

問 33. 災害時等の教育体制について、災害時にも教育を止めないための取り組みとして、事業継続計画（BCP）を策定していますか。次の中から最もあてはまるものを<u>一つだけ</u>選び、番号に○をつけてください。

事業継続計画（BCP）の策定の有無

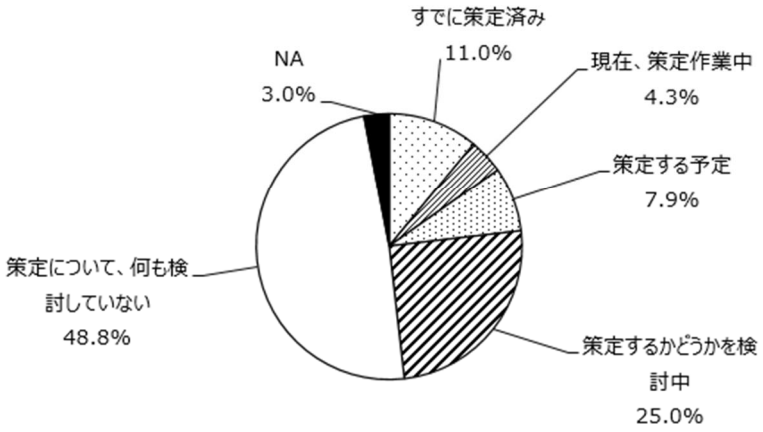

問 34. 災害時等の教育体制について、災害時にも教育を止めないための取り組みとして、どのようなことを実施していますか。次の中から**すべて選び**、番号に○をつけてください。
※事業継続計画（BCP）の策定有無や当該計画への位置づけの有無にかかわらず、現状をお答えください。

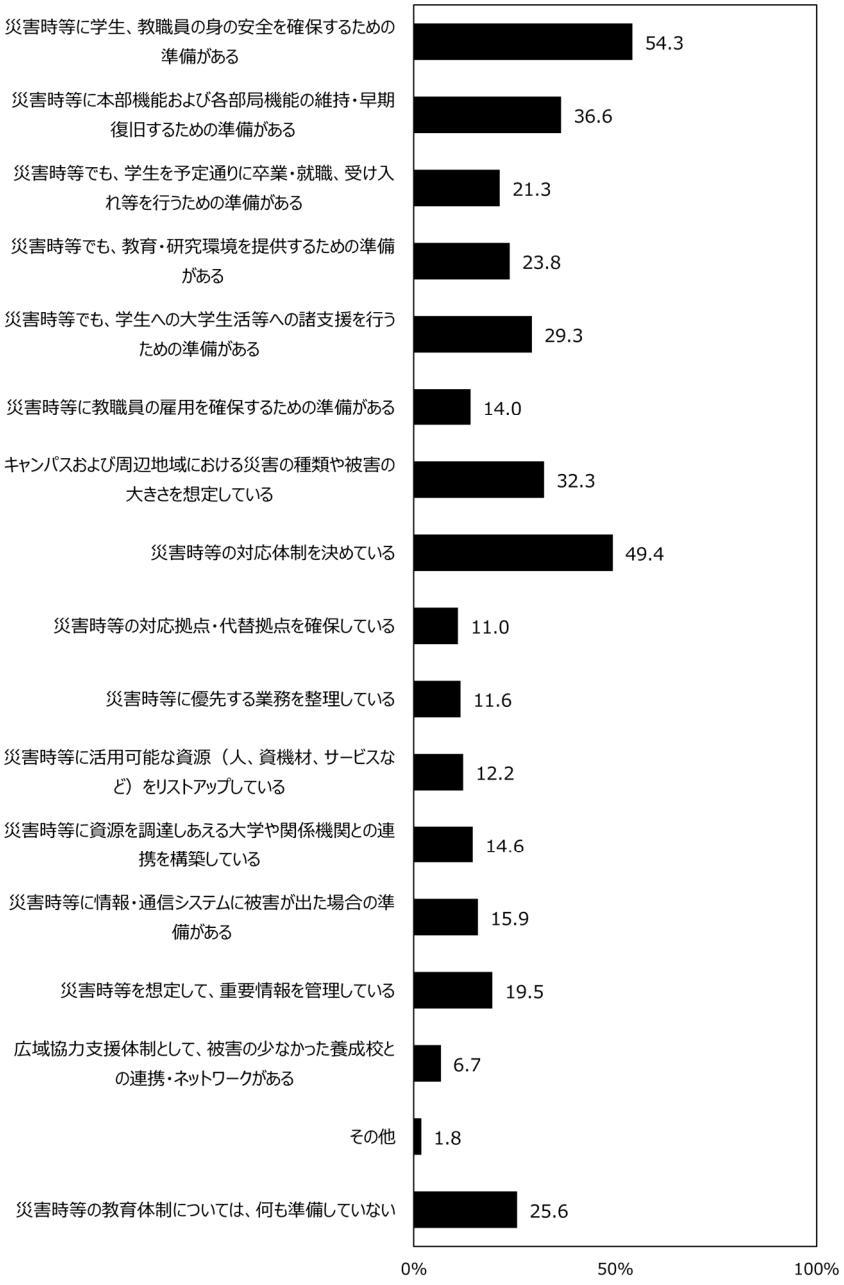

Ⅴ．貴課程の人材養成の方針について、次の質問にお答えください。

課程としての人材養成の方針について、「人材養成方針」を作成している養成校・課程は８割強であった。その内容を検討する際に位置づけた内容として最も多かったのが「社会の役に立つことを目指す」で８割、次いで「地域社会およびそこでの問題に関心を持つ」「ソーシャルワーク専門職を目指す」「人の役に立つことを目指す」がそれぞれ６割強であった。

養成課程でディプロマ・ポリシーを作成する際に参考にしたものとして、最も多かったのが「ソーシャルワーカーの倫理綱領」で 35.6%、次いで「社会福祉士・精神保健福祉士に関する厚生労

働省の通知等」で 31.5%、「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」は約２割であった。これらのものを参考にしていないと回答した養成校・課程は約半数であった。

カリキュラム・ポリシーを作成する際に工夫した点としては「座学・演習・実習で循環的に学べること」を挙げた養成校・課程が７割強、「社会福祉士・精神保健福祉士に関する厚生労働省の通知に関連する内容をよりよく学べる」が４割強であった。

問 35. 貴課程では、アドミッション／カリキュラム／ディプロマポリシー（全体）などの**「人材養成の方針」**を作成していますか。あてはまるほうを**一つだけ**選び、番号に○をつけてください。

「人材養成の方針」の作成の有無

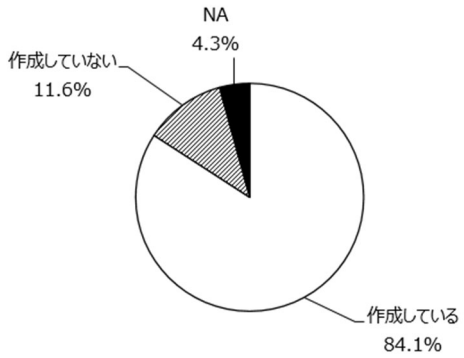

問 36. 養成課程が設置されている学科等の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー等）は、どのような内容が位置づけられていますか。次の中からあてはまるものを**すべて選び**、番号に○をつけてください。

※グラフは、NAを除いた集計。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー等）の内容の位置づけ

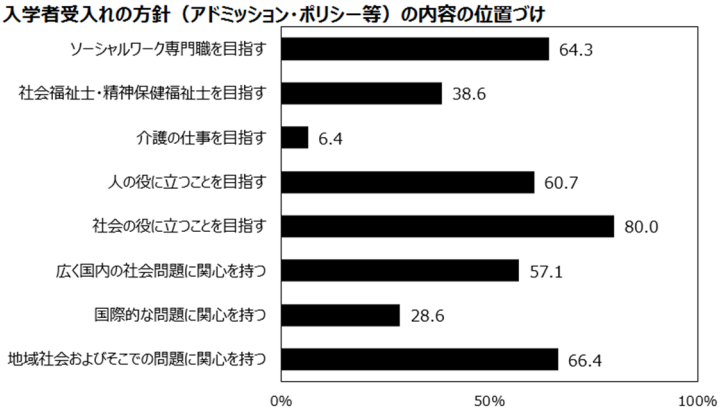

問 37. 養成課程が設置されている学科等のディプロマポリシー（卒業認定・学位授与の方針等）は、どのような内容に関連するものになっていますか。次の中からあてはまるものを**すべて選び**、番号に○をつけてください。

ディプロマポリシーが、関連している内容

※グラフは、NAを除いた集計。

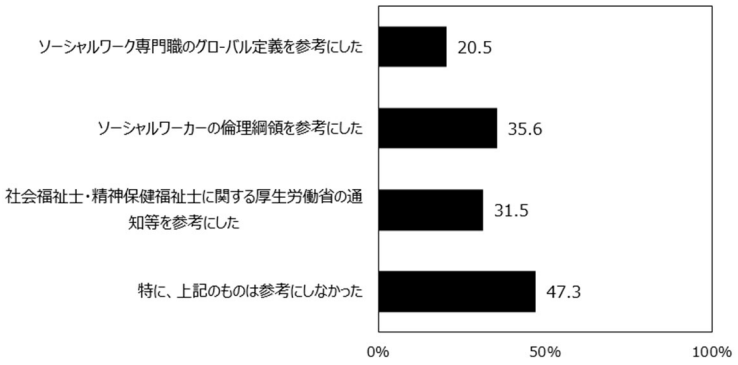

問 38. 養成課程が設置されている学科等のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針等）は、どのように工夫をしましたか。次の中からあてはまるものを**すべて選び**、番号に○をつけてください。

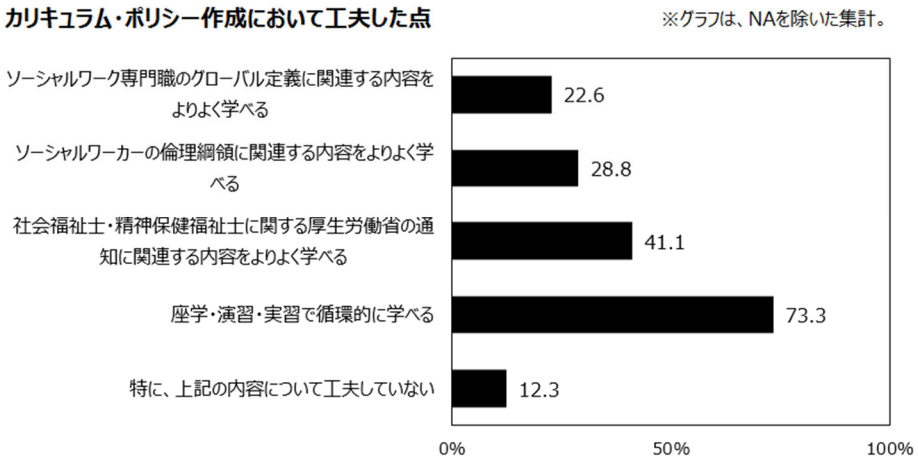

Ⅷ　卒後の進路について

社会福祉士・精神保健福祉士養成校・課程での学びをいかせる就職先への就職を促進する取組として、最も多かったのが「外部団体の主催で開催されている社会福祉法人等の就職フェアや就職セミナーへの参加を学生に勧める」「養成校・課程での学びをいかせる就職先の求人情報を集約し、学生に提供する仕組みを作っている」でそれぞれ６割程度、次いで「求人情報や相談を受け付ける窓口をわかりやすく外部に知らせている」は５割程度であった。養成校・課程で独自に開講・開催しているイベントや進路相談室があるという回答も、それぞれ３割程度あった。

問 39. 社会福祉士・精神保健福祉士養成校・課程での学びをいかせる就職先への就職を促進する取組として、貴養成校・課程ではでどのような取り組みをしていますか。次の中からあてはまるものを<u>すべて選び</u>、番号に○をしてください。

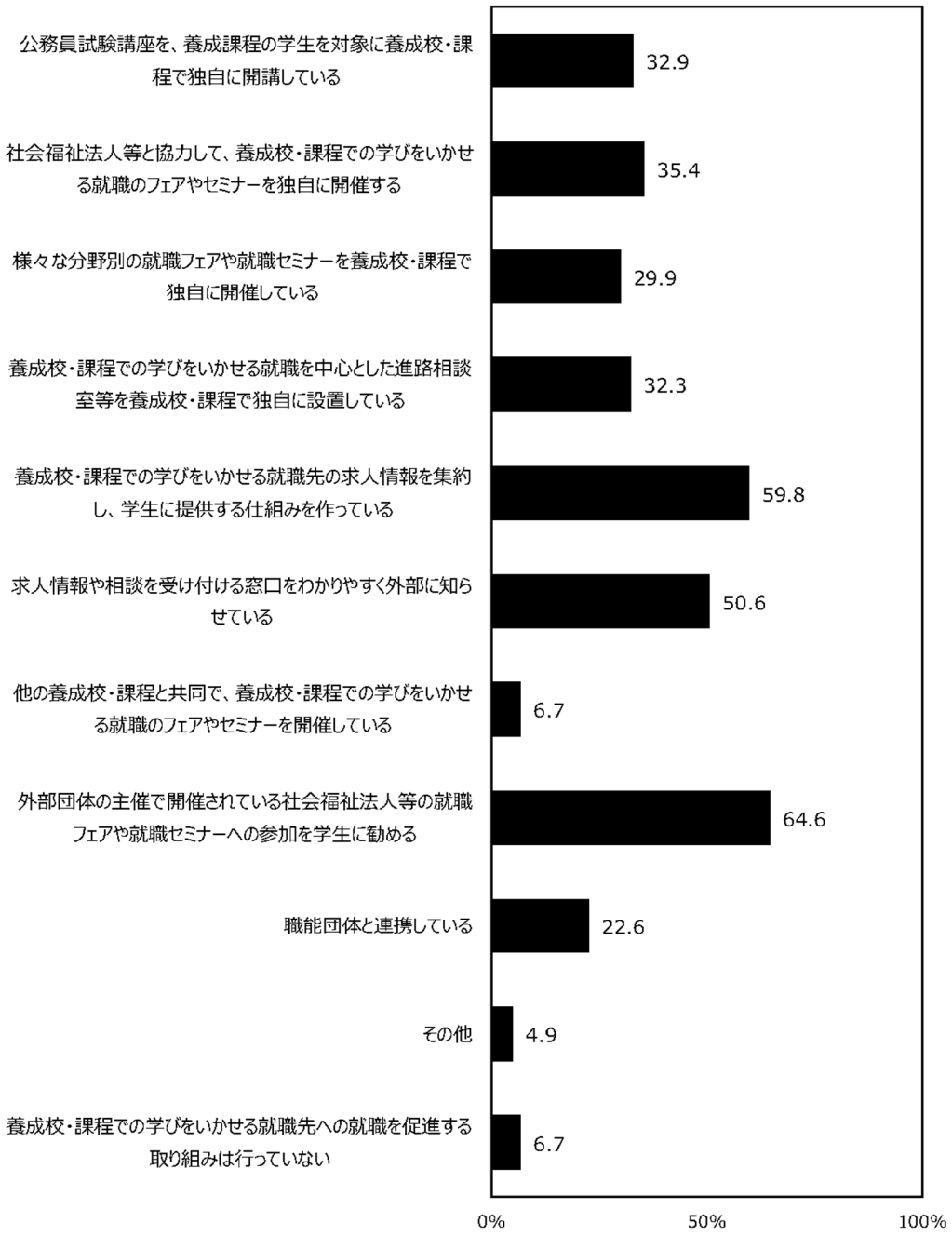

Ⅸ　養成課程についてお答えください。

養成校・課程の規模について、2021 年度の入学定員及び地方厚生局への確認申請または設置（変更）申請から見てみたい。入学定員数としては 50 人以下が約４割、51 人以上 100 人以下が約３割、101 人以上が約２割であった。地方厚生局への確認申請または設置（変更）申請では、50 人以下が約 50%、51 人以上 100 人以下が約 25%、101 人以上が約 15%であった。地方厚生局への確認申請または設置（変更）申請の学年定員について、新カリの実施に伴う増減を聞いたところ、９割以上の養成課程で「変更の予定はない」という回答であった。

また、2020 年度に実習科目の履修登録を行った人数は、30 人以下が最も多く６割弱となった。100 人以上は１割に満たなかった。また、2019 年度の国家試験受験者数（新卒者）の人数については、30 人以下が最も多く６割弱、100 人以上は１割に満たなかった。

養成課程を運営する専任教員の数（非常勤教員を含まない）について、４人以下が５割強を占め、10 人以上は４分の１程度であった。また、実習（指定科目）を運営する専任教員の数は、４人以下が６割強を占め、10 人以上は１割程度であった。

2020 年度の実習指導クラスの１クラスの平均学生人数は、10 人以下が約６割を占め、平均値・中央値ともに９-10 人であった。

実習指導クラスのクラス分けの方法は、「分野別」が最も多く３割弱、教員別が２割強、分野横断型のクラスは１割強となった。

実習施設の契約施設数は、50 施設以下が約半数であった。

問 40. 2021 年度の課程への入学定員数

問 41. 地方厚生局確認申請または設置（変更）申請を行った直近の貴養成課程の学年定員

2021年度の課程への入学定員数

		回答数	%	%
C1	1-10人	3	1.8	
C2	11-20人	20	12.2	
C3	21-30人	14	8.5	40.9
C4	31-40人	23	14.0	
C5	41-50人	7	4.3	
C6	51-60人	16	9.8	
C7	61-70人	7	4.3	
C8	71-80人	17	10.4	32.3
C9	81-90人	4	2.4	
C10	91-100人	9	5.5	
C11	101-110人	2	1.2	
C12	111-120人	2	1.2	
C13	121-130人	0	0.0	7.3
C14	131-140人	7	4.3	
C15	141-150人	1	0.6	
C16	151-200人	9	5.5	
C17	201-250人	3	1.8	12.8
C18	251-300人	0	0.0	
C19	301人以上	9	5.5	
	NA	11	6.7	
	全体	164	100.0	

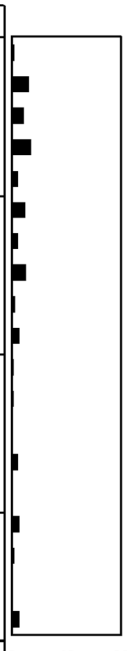

平均値	91.8	人
中央値	60.0	人

地方厚生局確認申請または設置（変更）申請を行った直近の学年定員

	回答数	%	%
1-10人	3	1.8	
11-20人	21	12.8	
21-30人	14	8.5	48.2
31-40人	30	18.3	
41-50人	11	6.7	
51-60人	14	8.5	
61-70人	5	3.0	
71-80人	14	8.5	26.8
81-90人	3	1.8	
91-100人	8	4.9	
101-110人	2	1.2	
111-120人	1	0.6	
121-130人	0	0.0	4.9
131-140人	5	3.0	
141-150人	0	0.0	
151-200人	11	6.7	
201-250人	0	0.0	11.0
251-300人	0	0.0	
301人以上	7	4.3	
NA	15	9.1	
全体	164	100.0	

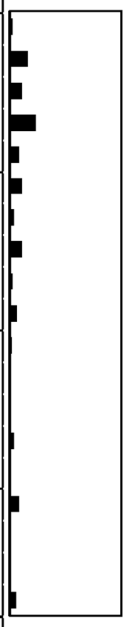

平均値	79.2	人
中央値	50.0	人

問 42. 地方厚生局確認申請または設置（変更）申請に記入した貴養成課程の学年定員について、新カリキュラムの実施に伴って増減させる予定はありますか。次の中から、あてはまるものを一つだけお選びください。

養成課程の学年定員を、新カリの実施に伴い増減させる予定の有無 ※「廃止予定」とNAを除いた集計。

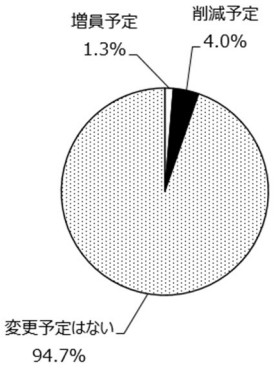

問 43. 2020 年度に実習科目の履修登録を行った人数

問 44. 2019 年度の国家試験受験者数（新卒者。回答している課程で受験した人数）

※社会と精神の両方の課程をもっている学科等については、課程ごとに別の調査票に記入してください。

2020年度に実習科目の履修登録を行った人数

		回答数	%	%
C1	1-10人	31	18.9	57.3
C2	11-20人	43	26.2	
C3	21-30人	20	12.2	
C4	31-40人	15	9.1	23.2
C5	41-50人	12	7.3	
C6	51-60人	11	6.7	
C7	61-70人	6	3.7	7.3
C8	71-80人	2	1.2	
C9	81-90人	4	2.4	
C10	91-100人	1	0.6	6.7
C11	101-110人	1	0.6	
C12	111-120人	1	0.6	
C13	121-130人	0	0.0	
C14	131-140人	1	0.6	
C15	141-150人	0	0.0	
C16	151-200人	3	1.8	
C17	201-250人	1	0.6	
C18	251-300人	0	0.0	
C19	301人以上	3	1.8	
	NA	9	5.5	
	全体	164	100.0	

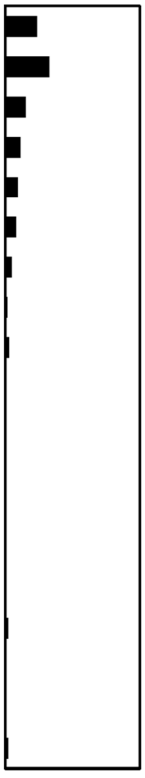

平均値	41.3	人
中央値	22.0	人

2019年度の国家試験受験者数（新卒者）

回答数	%	%
36	22.0	57.3
44	26.8	
14	8.5	
13	7.9	17.7
14	8.5	
2	1.2	
10	6.1	9.8
3	1.8	
3	1.8	
5	3.0	9.1
1	0.6	
2	1.2	
2	1.2	
1	0.6	
1	0.6	
1	0.6	
1	0.6	
1	0.6	
0	0.0	
1	0.6	
10	6.1	
164	100.0	

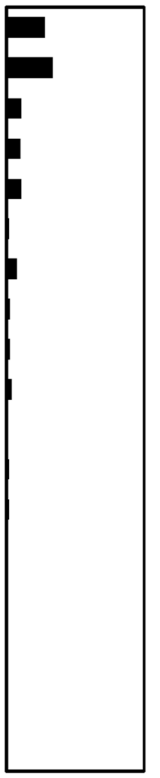

40.1	人
20.0	人

問 45. 養成課程を運営する専任教員の人数（非常勤教員を含まない）
問 46. 実習（指定科目）を運営する専任教員の人数（非常勤教員を含まない）

養成課程を運営する専任教員の人数

		回答数	%
C1	1-2人	39	23.8
C2	3-4人	45	27.4
C3	5-6人	18	11.0
C4	7-8人	10	6.1
C5	9-10人	7	4.3
C6	11-12人	15	9.1
C7	13-14人	5	3.0
C8	15-16人	5	3.0
C9	17-18人	7	4.3
C10	19-20人	3	1.8
C11	20-25人	1	0.6
C12	25-30人	2	1.2
C13	31人以上	2	1.2
	NA	5	3.0
	全体	164	100.0

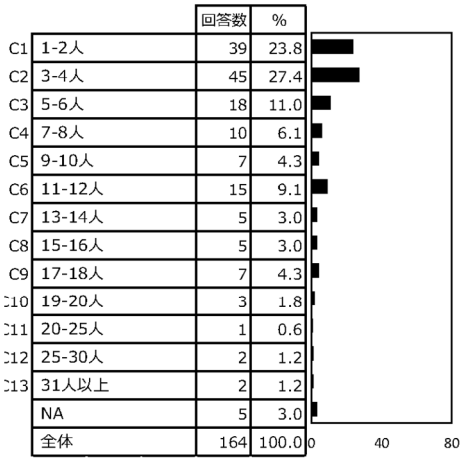

4人以下（計）	84	51.2
10人以下（計）	119	72.6

平均値	7.0	人
中央値	4.0	人

※非常勤教員を含まない。

実習（指定科目）を運営する専任教員の人数

	回答数	%
1-2人	51	31.1
3-4人	52	31.7
5-6人	22	13.4
7-8人	14	8.5
9-10人	6	3.7
11-12人	11	6.7
13-14人	0	0.0
15-16人	3	1.8
17-18人	0	0.0
19-20人	2	1.2
20-25人	0	0.0
25-30人	0	0.0
31人以上	0	0.0
NA	3	1.8
全体	164	100.0

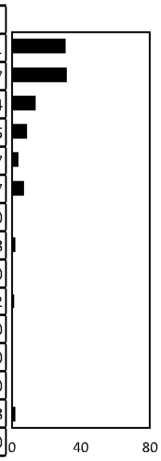

103	62.8	
145	88.4	

4.6	人	
3.0	人	

※非常勤教員を含まない。

問 47. 2020 年度の実習指導クラスの 1 クラスの平均学生人数
※複数の教員で 1 クラスを担当している場合は、一人当たりの人数としてご記入ください（例：10 人の学生を 2 人の教員で担当している場合は 5 人とご記入ください）
問 48. 実習指導クラスのクラス分けの方法

2020年度の実習指導クラスの1クラスの平均学生人数

		回答数	%
C1	1-5人	40	24.4
C2	6-10人	57	34.8
C3	11-15人	36	22.0
C4	16-20人	21	12.8
	NA	10	6.1
	全体	164	100.0

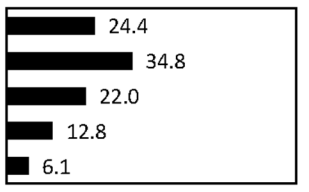

平均値	9.6	人
中央値	9.0	人

実習指導クラスのクラス分けの方法

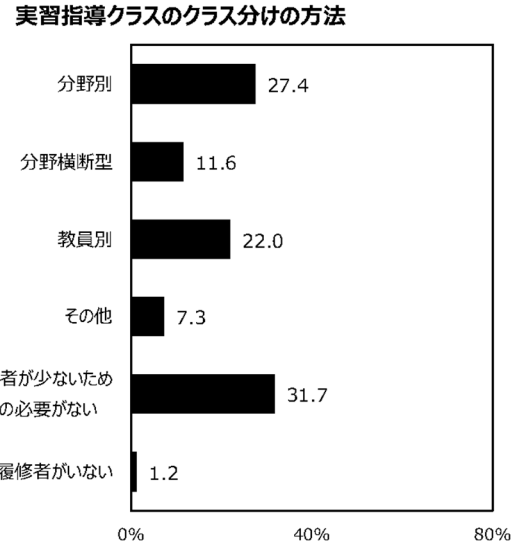

実習指導クラスのクラス分けの方法

		回答数	%	回答数	%
C1	分野別	45	27.4	45	40.2
C2	分野横断型	19	11.6	19	17.0
C3	教員別	36	22.0	36	32.1
C4	その他	12	7.3	12	10.7
C5	実習の履修者が少ないためクラス分けの必要がない	52	**31.7**		
C6	実習の履修者がいない	2	1.2		
	NA	5	3.0		
	全体	164	100.0	112	100.0

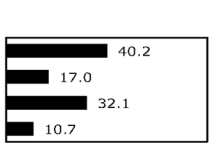

問 49. 実習施設の契約施設数（確認申請に記載している施設数）

実習施設の契約施設数

		回答数	%	%
C1	1-10施設	5	3.0	51.7
C2	11-20施設	24	14.6	
C3	21-30施設	24	14.6	
C4	31-40施設	19	11.6	
C5	41-50施設	13	7.9	
C6	51-60施設	9	5.5	18.2
C7	61-70施設	4	2.4	
C8	71-80施設	8	4.9	
C9	81-90施設	5	3.0	
C10	91-100施設	4	2.4	
C11	101-110施設	2	1.2	8.5
C12	111-120施設	5	3.0	
C13	121-130施設	1	0.6	
C14	131-140施設	1	0.6	
C15	141-150施設	5	3.0	
C16	151施設以上	19	11.6	11.6
	NA	16	9.8	
	全体	164	100.0	

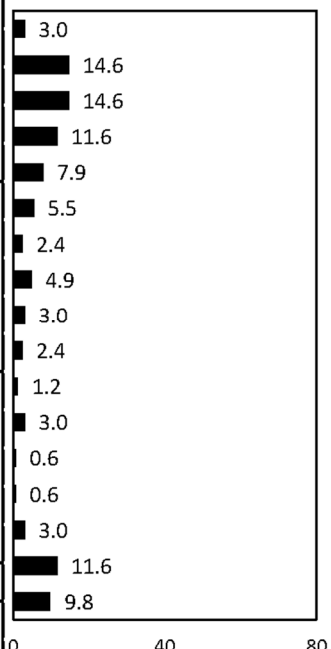

平均値1：全数	99.2	施設
平均値2：最高値1,728施設×2課程除く	77.0	施設
中央値	41.0	施設

（再掲・30施設区分）

1-30施設	53	32.3
31-60施設	41	25.0
61-90施設	17	10.4
91-120施設	11	6.7
121-150施設	7	4.3
151施設以上	19	11.6

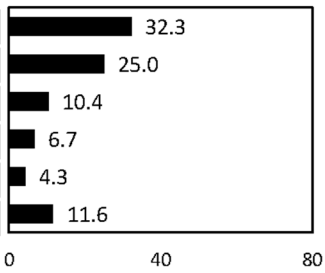

※自由記述にて回答を求めた設問の回答については、参考資料として本連盟 HP へ別途掲載する。

http://jaswe.jp/research.html

1 養成校教員調査

1－1 調査の目的

社会福祉士・精神保健福祉士を養成している教員に対して、実習指導等への意識、実習指導等の教授法、国家試験受験科目の理解度、実習現場との連携の状況、実習指導等における Web 会議システムの現状と活用状況を把握する目的で Web によるアンケート調査を実施した。

1－2 調査の対象及び方法

日本ソーシャルワーク教育学校連盟の 2020 年 12 月時点での会員校に所属していて、社会福祉士または精神保健福祉士の実習指導の科目を担当している教員を調査対象とした。

1－3 本調査における倫理的配慮と情報に関する取り扱い

本調査における倫理的配慮と個人情報に関する取り扱いについては、調査協力依頼書に調査の趣旨及び目的を記載し、調査協力は任意であり、同意が得られる場合のみ Web によるアンケートの回答を求めた。

1－4 調査内容

回答者の属性のほかに、担当科目、実習指導への意識、実習指導の教授法の自己評価、講義―演習―実習の循環について、実習現場との連携、実習指導における Web 会議しシステムの現状と活用状況の項目を設定した。

1－5 回答状況

202 人からの回答があった。※母集団が不明の為回収率等は不明

1－6 調査結果と考察

Ⅰ 回答者の属性

養成校での実習指導社会福祉士あるいは精神保健福祉士の経験年数の平均は 10.9 年(SD=6.5)で、最小で 0.5 年、最大で 30 年であった(表 1)。

表1 養成校での実習指導社会福祉士あるいは精神保健福祉士の経験年数

年数	人	%
0.5	1	0.5
1	11	5.4
1.5	1	0.5
2	14	6.9
3	7	3.5
4	13	6.4
5	6	3.0
6	4	2.0
7	10	5.0
8	8	4.0
9	11	5.4
10	16	7.9
11	4	2.0
12	10	5.0
13	11	5.4
14	7	3.5
15	17	8.4
16	11	5.4
17	9	4.5
18	6	3.0
19	1	0.5
20	13	6.4
21	2	1.0
22	1	0.5
23	2	1.0
24	1	0.5
25	2	1.0
26	1	0.5
28	1	0.5
30	1	0.5
合計	202	100

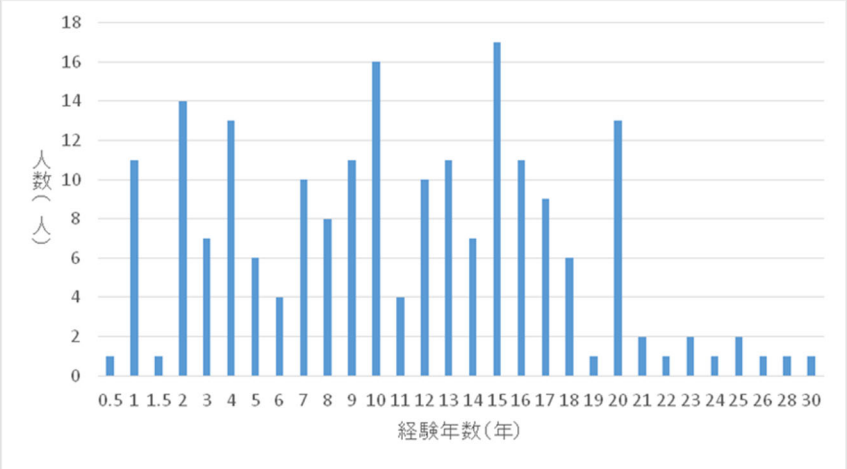

担当している実習科目について多重回答形式で回答を求めた。202 人からの回答があり、「相談援助実習指導」158 人(78.2%)、「相談援助実習」157 人(77.7%)、「精神保健福祉援助実習指導」54 人(26.7%)、「精神保健福祉援助実習」51 人(25.2%)であった。

表1-2 担当している実習科目

実習科目	人	%	ケース%
相談援助実習指導	158	37.6	78.2
相談援助実習	157	37.4	77.7
精神保健福祉援助実習指導	54	12.9	26.7
精神保健福祉援助実習	51	12.1	25.2
合計	420	100	107.9

N=202

担当科目について 199 人から回答があり、社会福祉士科目については、「相談援助の理論と方法」64 人（32.2%)、「相談援助の基盤と専門職」40 人（20.1%)、「地域福祉の理論と方法」27 人（13.6%）の順で担当者が多かった。精神保健福祉士科目については、「精神保健福祉の理論と相談援助の展開」22 人（11.1%)、「精神障害者の生活支援システム」19 人（9.5%)、「精神保健福祉に関する制度とサービス」「精神保健福祉相談援助の基盤（専門)」16 人（8.0%）の順で担当が多かった。「該当なし」は 21 人（10.6%）となっていた。

表2　担当している講義科目

講義科目	人	%	ケース%
人体の構造と機能及び疾病	3	0.6	1.5
心理学理論と心理的支援	2	0.4	1.0
社会理論と社会システム	5	1.1	2.5
現代社会と福祉	31	6.7	15.6
社会調査の基礎	13	2.8	6.5
相談援助の基盤と専門職	40	8.7	20.1
相談援助の理論と方法	64	13.9	32.2
地域福祉の理論と方法	27	5.8	13.6
福祉行財政と福祉計画	13	2.8	6.5
福祉サービスの組織と経営	11	2.4	5.5
社会保障	11	2.4	5.5
高齢者に対する支援と介護保険制度	20	4.3	10.1
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	25	5.4	12.6
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	15	3.2	7.5
低所得者に対する支援と生活保護	12	2.6	6.0
保健医療サービス	18	3.9	9.0
就労支援サービス	18	3.9	9.0
権利擁護と成年後見制度	10	2.2	5.0
更生保護制度	12	2.6	6.0
精神疾患とその治療	1	0.2	0.5
精神保健の課題と支援	8	1.7	4.0
精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	9	1.9	4.5
精神保健福祉相談援助の基盤(専門)	16	3.5	8.0
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	22	4.8	11.1
精神保健福祉に関する制度とサービス	16	3.5	8.0
精神障害者の生活支援システム	19	4.1	9.5
該当なし	21	4.5	10.6
合計	462	100	232.2

n=199

Ⅱ　実習指導等への意識について

業務として積極的に取り組むべき事項について尋ねたところ、ほぼすべての項目について８割から９割強の教員が「積極的に取り組むべき事項」と回答していた。「ソーシャルワーク教育」や「実習・実習指導」については 96%の教員が「積極的に取り組むべき事項」と回答していたのに対して、「研究」や「福祉系職能団体との連携」は 80%強の教員が「積極的に取り組むべき事項」と回答するに留まり、特に「福祉系職能団体との連携」については 13 人（6.4%）の教員が「消極的な位置づけ」としていた。

表3 業務として積極的に取り組むべき事項は何か

	積極的にとりくむべきこと		積極的にとりくむべきことではない（消極的な位置づけ）		どちらともいえない		無回答	
	人	%	人	%	人	%	人	%
ソーシャルワーク教育	194	96.0	1	0.5	6	3.0	1	0.5
実習・実習指導	194	96.0	2	1.0	5	2.5	1	0.5
福祉人材育成	185	91.6	2	1.0	14	6.9	1	0.5
福祉系職能団体との連携	164	81.2	13	6.4	24	11.9	1	0.5
研究	171	84.7	5	2.5	25	12.4	1	0.5

実習で教えられることとして11項目について尋ねた。教育できると回答した上位項目として、「問題解決の過程において、多様な連携・協働の方法を教えられる」173人（85.6%）、「個別支援から地域支援の展開」153人（75.7%）、「プレゼンテーションの方法」153人（75.7%）となっていた。教育できると回答した割合の低い項目として、「ネゴシエーションの方法」80人（39.6%）、「総合的・包括的支援を形成するための地域づくりの方法」99人（49.0%）、「ファシリテーションの方法」104人（51.5%）、「ソーシャルアクションの方法」108人（53.5%）が挙げられていた（表４）。

表4 実習指導で教えられること

	できる		できない		どちらともいえない	
	人	%	人	%	人	%
個別支援から地域支援の展開を教えられる。	153	75.7	5	2.5	44	21.8
問題解決の過程において，多様な連携・協働の方法を教えられる。	173	85.6	3	1.5	26	12.9
福祉系事業所・機関とそれ以外の業界との協働の方法を教えられる。	125	61.9	16	7.9	61	30.2
総合的・包括的支援を形成するための地域づくりの方法を教えられる。	99	49.0	13	6.4	90	44.6
福祉系事業所・機関以外の地域資源を活用する視点を獲得する方法を教えられる。	146	72.3	5	2.5	51	25.2
ファシリテーションの方法を教えられる。	104	51.5	20	9.9	78	38.6
ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発の方法を教えられる。	146	72.3	11	5.4	45	22.3
コーディネーションの方法を教えられる。	129	63.9	11	5.4	62	30.7
ネゴシエーションの方法を教えられる。	80	39.6	27	13.4	95	47.0
プレゼンテーションの方法を教えられる。	153	75.7	8	4.0	41	20.3
ソーシャルアクションの方法を教えられる。	108	53.5	23	11.4	71	35.1

「指定科目」の教育内容に関する理解として、「十分理解している」と回答した割合の高い科目として「相談援助の理論と方法」97人（48.0%）、「相談援助の基盤と専門職」91人（45.0%）であった。「十分理解している」と回答した割合の低い項目として「人体の構造と機能及び疾病」10人（5.0%）、「社会理論と社会システム」17人（8.4%）、「心理学理論と心理的支援」19人（9.4%）であった（表５）。精神保健福祉士関連の科目は、「あまり理解していない」「理解していない」の回答割合が高かったが、これらは社会福祉士養成専任教員の回答と考えられる。

表5 各「指定科目」の教育内容に対する理解

	十分理解している		まあ理解している		どちらともいえない		あまり理解していない		理解していない	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
人体の構造と機能及び疾病	10	5.0	105	52.0	50	24.8	28	13.9	9	4.5
心理学理論と心理的支援	19	9.4	100	49.5	50	24.8	29	14.4	4	2.0
社会理論と社会システム	17	8.4	97	48.0	57	28.2	25	12.4	6	3.0
現代社会と福祉	49	24.3	105	52.0	35	17.3	10	5.0	3	1.5
社会調査の基礎	32	15.8	100	49.5	44	21.8	22	10.9	4	2.0
相談援助の基盤と専門職	91	45.0	89	44.1	15	7.4	3	1.5	4	2.0
相談援助の理論と方法	97	48.0	86	42.6	13	6.4	3	1.5	3	1.5
地域福祉の理論と方法	60	29.7	93	46.0	37	18.3	9	4.5	3	1.5
福祉行財政と福祉計画	21	10.4	96	47.5	51	25.2	28	13.9	6	3.0
福祉サービスの組織と経営	24	11.9	93	46.0	50	24.8	28	13.9	7	3.5
社会保障	45	22.3	97	48.0	49	24.3	7	3.5	4	2.0
高齢者に対する支援と介護保険制度	62	30.7	95	47.0	34	16.8	8	4.0	3	1.5
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	64	31.7	94	46.5	32	15.8	8	4.0	4	2.0
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	33	16.3	96	47.5	51	25.2	17	8.4	5	2.5
低所得者に対する支援と生活保護	43	21.3	111	55.0	35	17.3	10	5.0	3	1.5
保健医療サービス	40	19.8	83	41.1	56	27.7	15	7.4	8	4.0
就労支援サービス	40	19.8	94	46.5	47	23.3	15	7.4	6	3.0
権利擁護と成年後見制度	41	20.3	92	45.5	49	24.3	16	7.9	4	2.0
更生保護制度	23	11.4	80	39.6	65	32.2	27	13.4	7	3.5
精神疾患とその治療	26	12.9	52	25.7	56	27.7	40	19.8	28	13.9
精神保健の課題と支援	31	15.3	50	24.8	55	27.2	39	19.3	27	13.4
精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	42	20.8	52	25.7	49	24.3	33	16.3	26	12.9
精神保健福祉相談援助の基盤(専門)	41	20.3	46	22.8	53	26.2	34	16.8	28	13.9
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	36	17.8	54	26.7	51	25.2	34	16.8	27	13.4
精神保健福祉に関する制度とサービス	29	14.4	57	28.2	51	25.2	39	19.3	26	12.9
精神障害者の生活支援システム	30	14.9	53	26.2	56	27.7	36	17.8	27	13.4

実習現場の実習指導者と実施する個別の連絡調整の内容に関して多重回答形式で回答を求めた。200人からの回答があり、実施されていることとして、「実習において配慮が必要な学生への対応」が最も

多く 183 人（90.6%）、次いで「実習生へのスーパービジョン」181 人（89.6%）、「実習プログラム」179 人（88.6%）となっていた。「実習評価の方法」「実習記録作成指導」については 156 人（77.2%）となっていて、他の項目よりは回答割合は高くなかった。

表6 実習現場の実習指導者と実施する個別の連絡調整の内容

	人	%	ケース%
実習生へのスーパービジョン	181	13.2	89.6
実習評価の方法	156	11.4	77.2
実習記録作成指導について	156	11.4	77.2
実習プログラムについて	179	13.1	88.6
実習において配慮が必要な学生への対応について	183	13.3	90.6
実習施設側からみた実習受入れの課題の共有	157	11.5	77.7
実習施設から養成校への要望	163	11.9	80.7
感染症対策	162	11.8	80.2
その他	34	2.5	16.8
合計	1371	100	678.7

n=200

実習指導において取り組んでいるものを多重回答形式で回答を求めた。202 人からの回答があった。回答割合の高い項目として、「具体的な内容を踏まえた実習計画書作成の指導をする」189 人（93.6%）、「実習中に実習計画書を用いて進捗状況、達成状況を学生と確認する」172 人（85.1%）、「ミクロ、メゾ、マクロを意識した実習ができるように学生に実習指導をおこなう」169 人（83.7%）が挙げられた。回答割合の低い項目としては、「実習終了後の訪問を受け入れてくれるように依頼する」58 人（28.7%）、「観察・体験の整理ツールを準備する」57 人（28.2%）、「ミクロ・メゾ・マクロを意識した実習プログラムになるよう、実習先に働きかける」71 人（35.1%）となっていた（表7）。

表7 実習指導において取り組んでいるもの

	人	%	ケース%
具体的な内容を踏まえた実習計画書作成の指導をする	189	9.6	93.6
実習先と実習内容について事前に協議をおこなう	156	7.9	77.2
先輩から実習内容を聞く機会を設ける	160	8.1	79.2
実習計画書の報告会を実施する	107	5.4	53.0
ミクロ、メゾ、マクロを意識した実習ができるように学生に実習指導をおこなう	169	8.6	83.7
ミクロ、メゾ、マクロを意識した実習プログラムになるよう実習施設に働きかける	91	4.6	45.0
地域を意識した実習となるように実習施設に働きかける	98	5.0	48.5
見学、レクチャー、体験・実践の割合に配慮するよう実習施設に働きかける	85	4.3	42.1
観察・体験の整理ツールを準備する	57	2.9	28.2
計画書を参考に実習プログラムを立ててもらうよう実習施設に働きかける	128	6.5	63.4
教員・学生・指導者と協議しプログラムを作成する	94	4.8	46.5
職場・職種・ソーシャルワーク実習、計画書を参考に実習プログラムを立ててもらうよう実習施設に働きかける	122	6.2	60.4
実習指導ガイドラインを参考に実習プログラムを立ててもらうよう実習施設に働きかける	81	4.1	40.1
実習中に実習計画書を用いて進捗状況、達成状況を学生と確認する	172	8.7	85.1
現場実習終了後、実習生に対してミクロ、メゾ、マクロを意識した実習スーパービジョンをおこなう	137	6.9	67.8
ミクロ・メゾ・マクロを意識した実習プログラムになるよう、実習先に働きかける	71	3.6	35.1
実習終了後の訪問を受け入れてくれるように依頼する	58	2.9	28.7
該当なし	1	0.1	0.5
合計	1976	100	978.2

n=202

Ⅲ　実習指導における Web 会議しシステムの現状と活用状況

実習生の事前訪問やオリエンテーションを Web 会議システムによって実施することについての設問は、「実施した」が 82 人（40.6%）であった。一方「実施していない」は 120 人（59.4%）であった（表9－1）。実施した 82 人に対して、「Web 会議システムによる事前訪問等を実施した学生に対する教育効果」について尋ねたところ、「対面実施より効果は劣るが許容範囲である」の回答が最も多く 58 人（70.7%）が回答していた。また、「Web 会議しシステムの効率性や効果を勘案した場合、今後も事前訪問やオリエンテーションの実施に Web 会議システムを活用すること」については、「今後も必要に応じて活用したい」57 人（69.5%）が最も多かった。

表9-1 実習生の事前訪問やオリエンテーションを、Web会議システムによって実施することについて

	人	%
実施した	82	40.6
Web会議システムによる事前訪問等を実施した学生に対する教育効果について		
対面実施より著しく効果が劣る	4	4.9
対面実施より効果は劣るが許容範囲である	58	70.7
対面実施と同等程度の効果がある	17	20.7
対面実施以上の効果がある	3	3.7
合計	82	100
Web会議システムの効率性や効果を勘案した場合、今後も事前訪問やオリエンテーションの実施にWeb会議システムを活用することについて		
今後も積極的に活用したい	13	15.9
今後も必要に応じて活用したい	57	69.5
今後は最低限の活用にとどめたい	11	13.4
無回答	1	1.2
合計	82	100
実施していない	120	59.4
合計	202	100

「実習中の巡回指導を Web 会議システムによって実施する」ことについては、54 人(26.7%)が実施したと回答した(表9－2)。そのうち、「Web 会議システムによる巡回指導を実施した学生に対する教育効果」については、「対面実施より効果は劣るが許容範囲である」37 人(68.5%)が最も回答が多かった。「Web 会議システムの効率性や効果を勘案した場合、今後も巡回指導の実施に Web 会議システムを活用すること」については、「今後も必要に応じて活用したい」31 人(57.4%)が最も多かった。「実施していない」は 148 人(73.3%)であった。

表9-2 実習中の巡回指導を、Web会議システムによって実施することについて

	人	%
実施した	54	26.7
Web会議システムによる巡回指導を実施した学生に対する教育効果について		
対面実施より著しく効果が劣る	2	3.7
対面実施より効果は劣るが許容範囲である	37	68.5
対面実施と同等程度の効果がある	13	24.1
対面実施以上の効果がある	2	3.7
合計	54	100
Web会議システムの効率性や効果を勘案した場合、今後も巡回指導の実施にWeb会議システムを活用することについて		
今後も積極的に活用したい	14	25.9
今後も必要に応じて活用したい	31	57.4
今後は最低限の活用にとどめたい	9	16.7
合計	54	100
実施していない	148	73.3
合計	202	100

「実習生への帰校日指導を、Web 会議システムによって実施すること」について、実施したと回答した教員が 75 人(37.1%)となっていた。そのうち、「Web 会議システムによる帰校日指導を実施した学生に対する教育効果」については、「対面実施より効果は劣るが許容範囲である」49 人(65.3%)であった。「Web 会議システムの効率性や効果を勘案した場合、今後も巡回指導の実施に Web 会議システムを活用すること」については、「今後も必要に応じて活用したい」45 人(60.0%)が最も多かった。

表9-3 実習生への帰校日指導を、Web会議システムによって実施することについて

	人	%
実施した	75	37.1
Web会議システムによる帰校日指導を実施した学生に対する教育効果について		
対面実施より著しく効果が劣る	5	6.7
対面実施より効果は劣るが許容範囲である	49	65.3
対面実施と同等程度の効果がある	16	21.3
対面実施以上の効果がある	5	6.7
合計	75	100
Web会議システムの効率性や効果を勘案した場合、今後も巡回指導の実施にWeb会議システムを活用することについて		
今後も積極的に活用したい	16	21.3
今後も必要に応じて活用したい	45	60.0
今後は最低限の活用にとどめたい	13	17.3
今後は活用したくない	1	1.3
合計	75	100
実施していない	127	62.9
合計	202	100

「Web 会議システムに対応するための Web 環境を職場に構築するための負担」について尋ねたところ、「ほとんど負担ではなかった」36 人(17.8%)の回答が最も多く、次いで「少し負担であった」28 人(13.9%)となっていた。「個人で対応した」教員も 5 人(2.5%)いた(表9－4)。

表9-4 Web会議システムに対応するためのWeb環境を職場(養成校)に構築することにどのくらい負担がありましたか。

	人	%
以前より構築されていた	12	5.9
ほとんど負担ではなかった	36	17.8
少し負担であった	28	13.9
まあまあ負担であった	20	9.9
かなり負担であった	10	5.0
個人で対応した（自宅PC等）	5	2.5
無回答	14	6.9
一度も実施していない	77	38.1
合計	202	100

「実習指導に Web 会議システムを活用すること」について、「場面や必要性に応じて活用したい」150 人(74.3%)が最も多く、次いで「最低限の活用にとどめたい」27 人(13.4%)、「全ての場面で積極的に活用したい」17 人(8.4%)となっていた(表 10-1)。

表10-1 実習指導にWeb会議システムを活用することについて

	人	%
全ての場面で積極的に活用したい	17	8.4
場面や必要性に応じて活用したい	150	74.3
最低限の活用にとどめたい	27	13.4
活用したくない	3	1.5
無回答	5	2.5
合計	202	100

「Web 会議システムに対応した Web 環境を構築すること」について、「すでに構築している」が 131 人(64.9%)最も多く、次いで「まだ構築していないが十分に可能である」が 55 人(27.2%)となっていた(表 10-2)。

表10-2 あなたの所属している養成校はWeb会議システムに対応したWeb環境を構築することは可能ですか。

	人	%
すでに構築している	131	64.9
まだ構築していないが十分に可能である	55	27.2
まだ構築しておらず構築は難しい	9	4.5
何とも言えない	7	3.5
合計	202	100

Ⅳ　社会福祉士養成教員と精神保健福祉士養成教員との比較

社会福祉士養成教員と精神保健福祉士養成教員とで比較をおこなった。なお、社会福祉士養成と精神保健福祉士養成の両方を担当している教員(13 人)は、精神保健福祉士養成教員として集計をおこなった。【社会福祉士養成教員】

担当科目について 146人から回答があり、「相談援助の理論と方法」57 人(39.0%)、「相談援助の基盤と専門職」34 人(23.3%)、「現代社会と福祉」28 人(19.2%)の順で担当が多かった。「該当なし」は 14 人(9.6%)となっている。

表2－1　担当している講義科目（社会福祉士実習教育）

講義科目	人	ケース％
人体の構造と機能及び疾病	1	0.7
心理学理論と心理的支援	2	1.4
社会理論と社会システム	4	2.7
現代社会と福祉	28	19.2
社会調査の基礎	11	7.5
相談援助の基盤と専門職	34	23.3
相談援助の理論と方法	57	39.0
地域福祉の理論と方法	25	17.1
福祉行財政と福祉計画	12	8.2
福祉サービスの組織と経営	9	6.2
社会保障	11	7.5
高齢者に対する支援と介護保険制度	18	12.3
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	21	14.4
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	15	10.3
低所得者に対する支援と生活保護	11	7.5
保健医療サービス	16	11.0
就労支援サービス	15	10.3
権利擁護と成年後見制度	8	5.5
更生保護制度	10	6.8
精神疾患とその治療	0	0.0
精神保健の課題と支援	2	1.4
精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	0	0.0
精神保健福祉相談援助の基盤(専門)	1	0.7
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	1	0.7
精神保健福祉に関する制度とサービス	1	0.7
精神障害者の生活支援システム	1	0.7
該当なし	14	9.6
合計	328	224.7

n=146

【精神保健福祉士養成教員】

担当科目について 53 人から回答があり、「精神保健福祉の理論と相談援助の展開」21 人(39.6%)、「精神障害者の生活支援システム」18 人(34.0%)、「精神保健福祉に関する制度とサービス」「精神保健福祉相談援助の基盤(専門)」15 人(28.3%)の順で担当が多かった。「該当なし」は7人(13.2%)となっていた。

表2－2　担当している講義科目（社会福祉士実習教育）

講義科目	人	ケース%
人体の構造と機能及び疾病	2	3.8
心理学理論と心理的支援	0	0.0
社会理論と社会システム	1	1.9
現代社会と福祉	3	5.7
社会調査の基礎	2	3.8
相談援助の基盤と専門職	6	11.3
相談援助の理論と方法	7	13.2
地域福祉の理論と方法	2	3.8
福祉行財政と福祉計画	1	1.9
福祉サービスの組織と経営	2	3.8
社会保障	0	0.0
高齢者に対する支援と介護保険制度	2	3.8
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	4	7.5
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	0	0.0
低所得者に対する支援と生活保護	1	1.9
保健医療サービス	2	3.8
就労支援サービス	3	5.7
権利擁護と成年後見制度	2	3.8
更生保護制度	2	3.8
精神疾患とその治療	1	1.9
精神保健の課題と支援	6	11.3
精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	9	17.0
精神保健福祉相談援助の基盤(専門)	15	28.3
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	21	39.6
精神保健福祉に関する制度とサービス	15	28.3
精神障害者の生活支援システム	18	34.0
該当なし	7	13.2
合計	134	252.8

n=53

【社会福祉士養成教員】

業務として積極的に取り組むべき事項について尋ねたところ、ほぼすべての項目について８割から９割強の教員が「積極的に取り組むべき事項」と回答していた。「ソーシャルワーク教育」や「実習・実習指導」については 95%強の教員が「積極的に取り組むべき事項」と回答していたのに対して、「研究」や「福祉系職能団体との連携」は 80%強の教員が「積極的に取り組むべき事項」と回答するに留まり、特に「福祉系職能団体との連携」については 10 人（6.8%）の教員が「消極的な位置づけ」としていた。

表3-1 業務として積極的に取り組むべき事項は何か（社会福祉士実習教育）

	積極的にとりくむべきこと		積極的にとりくむべきことではない（消極的な位置づけ）		どちらともいえない		無回答	
	人	%	人	%	人	%	人	%
ソーシャルワーク教育	142	95.9	1	0.7	5	3.4	0	0.0
実習・実習指導	141	95.3	2	1.4	5	3.4	0	0.0
福祉人材育成	137	92.6	2	1.4	9	6.1	0	0.0
福祉系職能団体との連携	121	81.8	10	6.8	17	11.5	0	0.0
研究	127	85.8	2	1.4	19	12.8	0	0.0

【精神保健福祉士養成教員】

業務として積極的に取り組むべき事項について尋ねたところ、ほぼすべての項目について８割弱から９割強の教員が「積極的に取り組むべき事項」と回答していた。「ソーシャルワーク教育」や「実習・実習指導」については 96%強の教員が「積極的に取り組むべき事項」と回答していたのに対して、「研究」や「福祉系職能団体との連携」は 80%前後の教員が「積極的に取り組むべき事項」と回答するに留まり、ともに３人（5.6%）の教員が「消極的な位置づけ」としていた。

表3-2 業務として積極的に取り組むべき事項は何か（精神保健福祉士実習教育）

	積極的にとりくむべきこと		積極的にとりくむべきことではない（消極的な位置づけ）		どちらともいえない		無回答	
	人	%	人	%	人	%	人	%
ソーシャルワーク教育	52	96.3	0	0.0	1	1.9	1	1.9
実習・実習指導	53	98.1	0	0.0	0	0.0	1	1.9
福祉人材育成	48	88.9	0	0.0	5	9.3	1	1.9
福祉系職能団体との連携	43	79.6	3	5.6	7	13.0	1	1.9
研究	44	81.5	3	5.6	6	11.1	1	1.9

【社会福祉士養成教員】

実習で教えられることとして 11 項目について尋ねた。教育できると回答した上位項目として、「問題解決の過程における多様な連携・協働の方法」127 人（85.8%）、「個別支援から地域支援の展開」112 人（75.7%）、「ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発の方法」「プレゼンテーションの方法」109 人（73.6%）があった。教育できると回答した割合の低い項目として、「ネゴシエーションの方法」62 人（41.9%）、「総合的・包括的支援を形成するための地域づくりの方法」79 人（53.4%）、「ファシリテーションの方法」80 人（54.1%）、「ソーシャルアクションの方法」83 人（56.1%）が挙げられていた。

表4-1 実習指導で教えられること（社会福祉士実習教育）

	できる		できない		どちらともいえない	
	人	%	人	%	人	%
個別支援から地域支援の展開を教えられる。	112	75.7	4	2.7	32	21.6
問題解決の過程において，多様な連携・協働の方法を教えられる。	127	85.8	3	2.0	18	12.2
福祉系事業所・機関とそれ以外の業界との協働の方法を教えられる。	95	64.2	10	6.8	43	29.1
総合的・包括的支援を形成するための地域づくりの方法を教えられる。	79	53.4	9	6.1	60	40.5
福祉系事業所・機関以外の地域資源を活用する視点を獲得する方法を教えられる。	102	68.9	5	3.4	41	27.7
ファシリテーションの方法を教えられる。	80	54.1	15	10.1	53	35.8
ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発の方法を教えられる。	109	73.6	8	5.4	31	20.9
コーディネーションの方法を教えられる。	95	64.2	10	6.8	43	29.1
ネゴシエーションの方法を教えられる。	62	41.9	20	13.5	66	44.6
プレゼンテーションの方法を教えられる。	109	73.6	8	5.4	31	20.9
ソーシャルアクションの方法を教えられる。	83	56.1	17	11.5	48	32.4

【精神保健福祉士養成教員】

実習で教えられることとして 11 項目について尋ねた。教育できると回答した上位項目として、「問題解決の過程における多様な連携・協働の方法」46 人（85.2%）「福祉系事業所・機関とそれ以外の業界との協働の方法」「プレゼンテーションの方法」44 人(81.5%)、「個別支援から地域支援の展開」41 人(75.9%)があった。教育できると回答した割合の低い項目として、「ネゴシエーションの方法」18 人（33.3%)、「総合的・包括的支援を形成するための地域づくりの方法」20 人（37.0%)、「ファシリテーションの方法」24 人（44.4%)、「ソーシャルアクションの方法」25 人（46.3%）が挙げられていた。

表4-2 実習指導で教えられること（精神保健福祉士実習教育）

	できる		できない		どちらともいえない	
	人	%	人	%	人	%
個別支援から地域支援の展開を教えられる。	41	75.9	1	1.9	12	22.2
問題解決の過程において，多様な連携・協働の方法を教えられる。	46	85.2	0	0.0	8	14.8
福祉系事業所・機関とそれ以外の業界との協働の方法を教えられる。	30	55.6	6	11.1	18	33.3
総合的・包括的支援を形成するための地域づくりの方法を教えられる。	20	37.0	4	7.4	30	55.6
福祉系事業所・機関以外の地域資源を活用する視点を獲得する方法を教えられる。	44	81.5	0	0.0	10	18.5
ファシリテーションの方法を教えられる。	24	44.4	5	9.3	25	46.3
ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発の方法を教えられる。	37	68.5	3	5.6	14	25.9
コーディネーションの方法を教えられる。	34	63.0	1	1.9	19	35.2
ネゴシエーションの方法を教えられる。	18	33.3	7	13.0	29	53.7
プレゼンテーションの方法を教えられる。	44	81.5	0	0.0	10	18.5
ソーシャルアクションの方法を教えられる。	25	46.3	6	11.1	23	42.6

【社会福祉士養成教員】

「指定科目」の教育内容に関する理解として、「十分理解している」と回答した割合の高い科目として「相談援助の理論と方法」77 人（52.0%)、「地域福祉の理論と方法」54 人（36.5%）であった。「十分理解している」と回答した割合の低い項目として「精神保健福祉に関する制度とサービス」３人(2.0%)、「精神障害者の生活支援システム」４人（2.7%)、「人体の構造と機能および疾病」５人（3.4%）があった（表５－１)。精神保健福祉士関連の科目は「あまり理解していない」「理解していない」の回答割合が高かった。

表5-1 各「指定科目」の教育内容に対する理解（社会福祉士実習教育）

	十分理解している		まあ理解している		どちらともいえない		あまり理解していない		理解していない	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
人体の構造と機能及び疾病	5	3.4	80	54.1	36	24.3	19	12.8	8	5.4
心理学理論と心理的支援	11	7.4	76	51.4	35	23.6	22	14.9	4	2.7
社会理論と社会システム	14	9.5	69	46.6	42	28.4	19	12.8	4	2.7
現代社会と福祉	38	25.7	76	51.4	25	16.9	7	4.7	2	1.4
社会調査の基礎	27	18.2	69	46.6	32	21.6	17	11.5	3	2.0
相談援助の基盤と専門職	68	45.9	62	41.9	14	9.5	1	0.7	3	2.0
相談援助の理論と方法	77	52.0	56	37.8	12	8.1	1	0.7	2	1.4
地域福祉の理論と方法	54	36.5	63	42.6	23	15.5	6	4.1	2	1.4
福祉行財政と福祉計画	20	13.5	71	48.0	34	23.0	18	12.2	5	3.4
福祉サービスの組織と経営	18	12.2	74	50.0	34	23.0	16	10.8	6	11.1
社会保障	34	23.0	66	44.6	39	26.4	6	4.1	3	2.0
高齢者に対する支援と介護保険制度	53	35.8	67	45.3	23	15.5	3	2.0	2	1.4
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	40	27.0	73	49.3	26	17.6	6	4.1	3	2.0
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	23	15.5	74	50.0	35	23.6	12	8.1	4	2.7
低所得者に対する支援と生活保護	28	18.9	84	56.8	25	16.9	9	6.1	2	1.4
保健医療サービス	26	17.6	63	42.6	40	27.0	12	8.1	7	4.7
就労支援サービス	26	17.6	65	43.9	38	25.7	14	9.5	5	3.4
権利擁護と成年後見制度	29	19.6	67	45.3	37	25.0	12	8.1	3	2.0
更生保護制度	12	8.1	56	37.8	52	35.1	22	14.9	6	4.1
精神疾患とその治療	6	4.1	29	19.6	50	33.8	36	24.3	27	18.2
精神保健の課題と支援	8	5.4	28	18.9	51	34.5	35	23.6	26	17.6
精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）	10	6.8	36	24.3	45	30.4	32	21.6	25	16.9
精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	9	6.1	31	20.9	48	32.4	33	22.3	27	18.2
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	7	4.7	35	23.6	47	31.8	33	22.3	26	17.6
精神保健福祉に関する制度とサービス	3	2.0	36	24.3	48	32.4	36	24.3	25	16.9
精神障害者の生活支援システム	4	2.7	32	21.6	52	35.1	34	23.0	26	17.6

【精神保健福祉士養成教員】

「指定科目」の教育内容に関する理解として、「十分理解している」と回答した割合の高い科目として「精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)」「精神保健福祉相談援助の基盤(専門)」32 人（59.3%)、「精神保健福祉の理論と相談援助の展開」29 人（53.7%）であった。「十分理解している」と回答した割合の低い項目として「福祉行財政と福祉計画」１人（1.9%)、「社会理論と社会システム」３人（5.6%)、「人体の構造と機能及び疾病」５人（9.3%）があった（表５－２)。精神保健福祉士関連の科目は「十分理解している」「まあ理解している」の回答割合が高かったが、「福祉行財政と福祉計画」や「福祉サービスの組織と経営」などの社会福祉士関連の科目で「あまり理解していない」「理解していない」の回答割合が高くなっていた。

表5-2 各「指定科目」の教育内容に対する理解(精神保健福祉士実習教育)

	十分理解している		まあ理解している		どちらともいえない		あまり理解していない		理解していない	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
人体の構造と機能及び疾病	5	9.3	25	46.3	14	25.9	9	16.7	1	1.9
心理学理論と心理的支援	8	14.8	24	44.4	15	27.8	7	13.0	0	0.0
社会理論と社会システム	3	5.6	28	51.9	15	27.8	6	11.1	2	3.7
現代社会と福祉	11	20.4	29	53.7	10	18.5	3	5.6	1	1.9
社会調査の基礎	5	9.3	31	57.4	12	22.2	5	9.3	1	1.9
相談援助の基盤と専門職	23	42.6	27	50.0	1	1.9	2	3.7	1	1.9
相談援助の理論と方法	20	37.0	30	55.6	1	1.9	2	3.7	1	1.9
地域福祉の理論と方法	6	11.1	30	55.6	14	25.9	3	5.6	1	1.9
福祉行財政と福祉計画	1	1.9	25	46.3	17	31.5	10	18.5	1	1.9
福祉サービスの組織と経営	6	11.1	19	35.2	16	29.6	12	22.2	1	1.9
社会保障	11	20.4	31	57.4	10	18.5	1	1.9	1	1.9
高齢者に対する支援と介護保険制度	9	16.7	28	51.9	11	20.4	5	9.3	1	1.9
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	24	44.4	21	38.9	6	11.1	2	3.7	1	1.9
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	10	18.5	22	40.7	16	29.6	5	9.3	1	1.9
低所得者に対する支援と生活保護	15	27.8	27	50.0	10	18.5	1	1.9	1	1.9
保健医療サービス	14	25.9	20	37.0	16	29.6	3	5.6	1	1.9
就労支援サービス	14	25.9	29	53.7	9	16.7	1	1.9	1	1.9
権利擁護と成年後見制度	12	22.2	25	46.3	12	22.2	4	7.4	1	1.9
更生保護制度	11	20.4	24	44.4	13	24.1	5	9.3	1	1.9
精神疾患とその治療	20	37.0	23	42.6	6	11.1	4	7.4	1	1.9
精神保健の課題と支援	23	42.6	22	40.7	4	7.4	4	7.4	1	1.9
精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	32	59.3	16	29.6	4	7.4	1	1.9	1	1.9
精神保健福祉相談援助の基盤(専門)	32	59.3	15	27.8	5	9.3	1	1.9	1	1.9
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	29	53.7	19	35.2	4	7.4	1	1.9	1	1.9
精神保健福祉に関する制度とサービス	26	48.1	21	38.9	3	5.6	3	5.6	1	1.9
精神障害者の生活支援システム	26	48.1	21	38.9	4	7.4	2	3.7	1	1.9

【社会福祉士養成教員】

実習現場の実習指導者と実施する個別の連絡調整の内容に関して、社会福祉士養成教員が実施していることとして、「実習生へのスーパービジョン」が最も多く 135 人（91.2%)、次いで「実習プログラム」「実習において配慮が必要な学生への対応」がそれぞれ 133 人（89.9%）となっていた。「実習施設側からみた実習受入れの課題の共有」「感染症対策」については 114 人（77.0%）となっており、他の項目よりは回答割合は高くなかった。

表6-1 実習現場の実習指導者と実施する個別の連絡調整の内容
（社会福祉士実習教育）

	人	ケース%
実習生へのスーパービジョン	135	91.2
実習評価の方法	115	77.7
実習記録作成指導について	117	79.1
実習プログラムについて	133	89.9
実習において配慮が必要な学生への対応について	133	89.9
実習施設側からみた実習受入れの課題の共有	114	77.0
実習施設から養成校への要望	119	80.4
感染症対策	114	77.0
その他	21	14.2
合計	1001	675.6

n=148

【精神保健福祉士養成教員】

実習現場の実習指導者と実施する個別の連絡調整の内容に関して、精神保健福祉士養成教員が実施していることとして、「実習において配慮が必要な学生への対応」が最も多く 50 人（92.6%）、次いで「感染症対策」48 人（88.9%）、「実習生へのスーパービジョン」46 人（85.2%）となっていた。「実習記録作成指導」39 人(72.2%)、「実習評価の方法」41 人（75.9%）となっており、他の項目よりは回答割合は高くなかった。

表6-2 実習現場の実習指導者と実施する個別の連絡調整の内容
（精神保健福祉士実習教育）

	人	ケース%
実習生へのスーパービジョン	46	85.2
実習評価の方法	41	75.9
実習記録作成指導について	39	72.2
実習プログラムについて	46	85.2
実習において配慮が必要な学生への対応について	50	92.6
実習施設側からみた実習受入れの課題の共有	43	79.6
実習施設から養成校への要望	44	81.5
感染症対策	48	88.9
その他	13	24.1
合計	370	685.2

n=54

【社会福祉士養成教員】

回答割合の高い項目として、「具体的な内容を踏まえた実習計画書作成の指導をする」139 人(93.9%)、「実習中に実習計画書を用いて進捗状況、達成状況を学生と確認する」128 人(86.5%)、「ミクロ、メゾ、マクロを意識した実習ができるように学生に実習指導をおこなう」123 人(83.1%)が挙げられた。回答割合の低い項目としては、「観察・体験の整理ツールを準備する」41 人(27.7%)、「実習終了後の訪問を受け入れてくれるように依頼する」45 人(30.4%)、「ミクロ・メゾ・マクロを意識した実習プログラムになるよう、実習先に働きかける」56 人(37.8%)となっていた(表7－1)。

表7-1 実習指導において取り組んでいるもの(社会福祉士実習教育)

	人	ケース%
具体的な内容を踏まえた実習計画書作成の指導をする	139	93.9
実習先と実習内容について事前に協議をおこなう	116	78.4
先輩から実習内容を聞く機会を設ける	118	79.7
実習計画書の報告会を実施する	80	54.1
ミクロ、メゾ、マクロを意識した実習ができるように学生に実習指導をおこなう	123	83.1
ミクロ、メゾ、マクロを意識した実習プログラムになるよう実習施設に働きかける	75	50.7
地域を意識した実習となるように実習施設に働きかける	77	52.0
見学、レクチャー、体験・実践の割合に配慮するよう実習施設に働きかける	62	41.9
観察・体験の整理ツールを準備する	41	27.7
計画書を参考に実習プログラムを立ててもらうよう実習施設に働きかける	93	62.8
教員・学生・指導者と協議しプログラムを作成する	68	45.9
職場・職種・ソーシャルワーク実習、計画書を参考に実習プログラムを立ててもらうよう実習施設に働きかける	98	66.2
実習指導ガイドラインを参考に実習プログラムを立ててもらうよう実習施設に働きかける	70	47.3
実習中に実習計画書を用いて進捗状況、達成状況を学生と確認する	128	86.5
現場実習終了後、実習生に対してミクロ、メゾ、マクロを意識した実習スーパービジョンをおこなう	100	67.6
ミクロ・メゾ・マクロを意識した実習プログラムになるよう、実習先に働きかける	56	37.8
実習終了後の訪問を受け入れてくれるように依頼する	45	30.4
該当なし	1	0.7
合計	1490	1006.7

n=148

【精神保健福祉士養成教員】

回答割合の高い項目として、「具体的な内容を踏まえた実習計画書作成の指導をする」50 人(92.6%)、「ミクロ、メゾ、マクロを意識した実習ができるように学生に実習指導をおこなう」46 人(85.2%)、「実習中に実習計画書を用いて進捗状況、達成状況を学生と確認する」44 人(81.5%)が挙げられた。回答割合の低い項目としては、「実習指導ガイドラインを参考に実習プログラムを立ててもらうよう実習施設に働きかける」11 人(20.4%)、「実習終了後の訪問を受け入れてくれるように依頼する」13 人(24.1%)、「ミクロ・メゾ・マクロを意識した実習プログラムになるよう、実習先に働きかける」15 人(27.8%)となっていた(表7－2)。

表7-2 実習指導において取り組んでいるもの(精神保健福祉士実習教育)

	人	ケース%
具体的な内容を踏まえた実習計画書作成の指導をする	50	92.6
実習先と実習内容について事前に協議をおこなう	40	74.1
先輩から実習内容を聞く機会を設ける	42	77.8
実習計画書の報告会を実施する	27	50.0
ミクロ、メゾ、マクロを意識した実習ができるように学生に実習指導をおこなう	46	85.2
ミクロ、メゾ、マクロを意識した実習プログラムになるよう実習施設に働きかける	16	29.6
地域を意識した実習となるように実習施設に働きかける	21	38.9
見学、レクチャー、体験・実践の割合に配慮するよう実習施設に働きかける	23	42.6
観察・体験の整理ツールを準備する	16	29.6
計画書を参考に実習プログラムを立ててもらうよう実習施設に働きかける	35	64.8
教員・学生・指導者と協議しプログラムを作成する	26	48.1
職場・職種・ソーシャルワーク実習、計画書を参考に実習プログラムを立ててもらうよう実習施設に働きかける	24	44.4
実習指導ガイドラインを参考に実習プログラムを立ててもらうよう実習施設に働きかける	11	20.4
実習中に実習計画書を用いて進捗状況、達成状況を学生と確認する	44	81.5
現場実習終了後、実習生に対してミクロ、メゾ、マクロを意識した実習スーパービジョンをおこなう	37	68.5
ミクロ・メゾ・マクロを意識した実習プログラムになるよう、実習先に働きかける	15	27.8
実習終了後の訪問を受け入れてくれるように依頼する	13	24.1
該当なし	0	0.0
合計	1976	900

n=54

【社会福祉士養成教員】

実習生の事前訪問やオリエンテーションをWeb 会議システムによって実施することについての設問は、「実施した」が 58 人(39.2%)であった。一方「実施していない」は90 人(60.8%)であった(表9－1－1)。実施した 58 人に対して、「Web 会議システムによる事前訪問等を実施した学生に対する教育効果」について尋ねたところ、「対面実施より効果は劣るが許容範囲である」の回答が最も多く 40 人(69.0%)が回答していた。また、「Web 会議しシステムの効率性や効果を勘案した場合、今後も事前訪問やオリエンテーションの実施に Web 会議システムを活用すること」については、「今後も必要に応じて活用したい」39 人(67.2%)が最も多かった。

表9-1-1 実習生の事前訪問やオリエンテーションを、Web会議システムによって実施することについて
(社会福祉士実習教育)

	人	%
実施した	58	39.2
Web会議システムによる事前訪問等を実施した学生に対する教育効果について		
対面実施より著しく効果が劣る	4	6.9
対面実施より効果は劣るが許容範囲である	40	69.0
対面実施と同等程度の効果がある	12	20.7
対面実施以上の効果がある	2	3.4
合計	58	100
Web会議システムの効率性や効果を勘案した場合、今後も事前訪問やオリエンテーションの実施にWeb会議システムを活用することについて		
今後も積極的に活用したい	11	19.0
今後も必要に応じて活用したい	39	67.2
今後は最低限の活用にとどめたい	7	12.1
無回答	1	1.7
合計	58	100
実施していない	90	60.8
合計	148	100

【精神保健福祉士養成教員】

実習生の事前訪問やオリエンテーションをWeb会議システムによって実施することについての設問は、「実施した」が 24 人(44.4%)であった。一方「実施していない」は 30 人(55.6%)であった(表9－1－2)。実施した 24 人に対して、「Web 会議システムによる事前訪問等を実施した学生に対する教育効果」について尋ねたところ、「対面実施より効果は劣るが許容範囲である」の回答が最も多く 18 人(75.0%)が回答していた。また、「Web 会議しシステムの効率性や効果を勘案した場合、今後も事前訪問やオリエンテーションの実施に Web 会議システムを活用すること」については、「今後も必要に応じて活用したい」18 人(75.0%)が最も多かった。

表9-1-2　実習生の事前訪問やオリエンテーションを、Web会議システムによって実施することについて
(精神保健福祉士実習教育)

	人	%
実施した	24	44.4
Web会議システムによる事前訪問等を実施した学生に対する教育効果について		
対面実施より著しく効果が劣る	0	0.0
対面実施より効果は劣るが許容範囲である	18	75.0
対面実施と同等程度の効果がある	5	20.8
対面実施以上の効果がある	1	4.2
合計	24	100
Web会議システムの効率性や効果を勘案した場合、今後も事前訪問やオリエンテーションの実施にWeb会議システムを活用することについて		
今後も積極的に活用したい	2	8.3
今後も必要に応じて活用したい	18	75.0
今後は最低限の活用にとどめたい	4	16.7
合計	24	100
実施していない	30	55.6
合計	54	100

【社会福祉士養成教員】

「実習中の巡回指導を Web 会議システムによって実施する」ことについては、41 人(27.7%)が実施したと回答した(表9－2－1)。そのうち「Web 会議システムによる巡回指導を実施した学生に対する教育効果」については、「対面実施より効果は劣るが許容範囲である」28 人(68.3%)が最も回答が多かった。「Web 会議システムの効率性や効果を勘案した場合、今後も巡回指導の実施に Web 会議システムを活用すること」については、「今後も必要に応じて活用したい」24 人(58.5%)が最も多かった。「実施していない」は 107 人(72.3%)であった。

表9-2-1　実習中の巡回指導をWeb会議システムによって実施することについて(社会福祉士実習教育)

	人	%
実施した	41	27.7
Web会議システムによる実習指導を実施した学生に対する教育効果について		
対面実施より著しく効果が劣る	2	4.9
対面実施より効果は劣るが許容範囲である	28	68.3
対面実施と同等程度の効果がある	10	24.4
対面実施以上の効果がある	1	2.4
合計	41	100
Web会議システムの効率性や効果を勘案した場合、今後も巡回指導の実施にWeb会議システムを活用することについて		
今後も積極的に活用したい	9	22.0
今後も必要に応じて活用したい	24	58.5
今後は最低限の活用にとどめたい	8	19.5
合計	41	100
実施していない	107	72.3
合計	148	100

【精神保健福祉士養成教員】

「実習中の巡回指導を Web 会議システムによって実施する」ことについては、13 人(24.1%)が実施したと回答した(表9－2－2)。そのうち、「Web 会議システムによる巡回指導を実施した学生に対する教育効果」については、「対面実施より効果は劣るが許容範囲である」9人(69.2%)が最も回答が多かった。「Web 会議システムの効率性や効果を勘案した場合、今後も巡回指導の実施に Web 会議システムを活用すること」については、「今後も必要に応じて活用したい」7人(53.8%)が最も多かった。「実施していない」は 41 人(75.9%)であった。

表9-2-2　実習中の巡回指導をWeb会議システムによって実施することについて(精神保健福祉士実習教育)

	人	%
実施した	13	24.1
Web会議システムによる実習指導を実施した学生に対する教育効果について		
対面実施より著しく効果が劣る	0	0.0
対面実施より効果は劣るが許容範囲である	9	69.2
対面実施と同等程度の効果がある	3	23.1
対面実施以上の効果がある	1	7.7
合計	13	100
Web会議システムの効率性や効果を勘案した場合、今後も巡回指導の実施にWeb		
会議システムを活用することについて		
今後も積極的に活用したい	5	38.5
今後も必要に応じて活用したい	7	53.8
今後は最低限の活用にとどめたい	1	7.7
合計	13	100
実施していない	41	75.9
合計	54	100

【社会福祉士養成教員】

「実習生への帰校日指導を、Web 会議システムによって実施すること」について、実施したと回答した教員が 55 人(37.2%)となっていた。そのうち、「Web 会議システムによる帰校日指導を実施した学生に対する教育効果」については、「対面実施より効果は劣るが許容範囲である」40 人(72.7%)であった。「Web 会議システムの効率性や効果を勘案した場合、今後も巡回指導の実施に Web 会議システムを活用すること」については、「今後も必要に応じて活用したい」32 人(58.2%)が最も多かった。

表9-3-1　実習への帰校日指導をWeb会議システムによって実施することについて(社会福祉士実習教育)

	人	%
実施した	55	37.2
Web会議システムによる帰校日指導を実施した学生に対する教育効果について		
対面実施より著しく効果が劣る	3	5.5
対面実施より効果は劣るが許容範囲である	40	72.7
対面実施と同等程度の効果がある	9	16.4
対面実施以上の効果がある	3	5.5
合計	55	100
Web会議システムの効率性や効果を勘案した場合、今後も帰校日指導の実施に		
Web会議システムを活用することについて		
今後も積極的に活用したい	10	18.2
今後も必要に応じて活用したい	32	58.2
今後は最低限の活用にとどめたい	12	21.8
今後は活用したくない	1	1.8
合計	55	100
実施していない	93	62.8
合計	148	100

【精神保健福祉士養成教員】

「実習生への帰校日指導を、Web 会議システムによって実施すること」について、実施したと回答した教員が 20 人(37.0%)となっていた。そのうち、「Web 会議システムによる帰校日指導を実施した学生に対する教育効果」については、「対面実施より効果は劣るが許容範囲である」9 人(45.0%)であった。「Web 会議システムの効率性や効果を勘案した場合、今後も巡回指導の実施に Web 会議システムを活用すること」については、「今後も必要に応じて活用したい」13 人(65.0%)が最も多かった。

表9-3-2　実習への帰校日指導をWeb会議システムによって実施することについて(精神保健福祉士実習教育)

	人	%
実施した	20	37.0
Web会議システムによる帰校日指導を実施した学生に対する教育効果について		
対面実施より著しく効果が劣る	2	10.0
対面実施より効果は劣るが許容範囲である	9	45.0
対面実施と同等程度の効果がある	7	35.0
対面実施以上の効果がある	2	10.0
合計	20	100
Web会議システムの効率性や効果を勘案した場合、今後も帰校日指導の実施に		
Web会議システムを活用することについて		
今後も積極的に活用したい	6	30.0
今後も必要に応じて活用したい	13	65.0
今後は最低限の活用にとどめたい	1	5.0
合計	20	100
実施していない	34	63
合計	54	100

【社会福祉士養成教員】

「Web 会議システムに対応するための Web 環境を職場に構築するための負担」について尋ねたところ、「ほとんど負担ではなかった」25 人(16.9%)の回答が最も多く、次いで「少し負担であった」24 人(16.2%)となっていた。「個人で対応した」教員は 3 人(2.0%)いた(表9－4－1)。

表9-4-1 Web会議システムによる指導等を「実施した」と1回でも回答した人にお聞きします。Web会議システムに対応するためのWeb環境を職場(養成校)に構築することにどのくらい負担がありましたか。(社会福祉士実習教育)

	人	%
以前より構築されていた	11	7.4
ほとんど負担ではなかった	25	16.9
少し負担であった	24	16.2
まあまあ負担であった	11	7.4
かなり負担であった	6	4.1
個人で対応した（自宅PC等）	3	2.0
無回答	11	7.4
一度も実施していない	57	38.5
合計	148	100

【精神保健福祉士養成教員】

「Web 会議システムに対応するための Web 環境を職場に構築するための負担」について尋ねたところ、「ほとんど負担ではなかった」11 人(20.4%)の回答が最も多く、次いで「まあまあ負担であった」9 人(16.7%)となっていた。「個人で対応した」教員は 2 人(3.7%)いた(表9－4－2)。

表9-4-2 Web会議システムによる指導等を「実施した」と1回でも回答した人にお聞きします。Web会議システムに対応するためのWeb環境を職場(養成校)に構築することにどのくらい負担がありましたか。(精神保健福祉士実習教育)

	人	%
以前より構築されていた	1	1.9
ほとんど負担ではなかった	11	20.4
少し負担であった	4	7.4
まあまあ負担であった	9	16.7
かなり負担であった	4	7.4
個人で対応した（自宅PC等）	2	3.7
無回答	3	5.6
一度も実施していない	20	37.0
合計	54	100

【社会福祉士養成教員】

「実習指導に Web 会議システムを活用すること」について、「場面は必要に応じて活用したい」108 人(73.0%)が最も多く、次いで「最低限の活用にとどめたい」20 人(13.5%)、「全ての場面で積極的に活用したい」14 人(9.5%)となっていた(表 10-1-1)。

表10-1-1 実習指導にWeb会議システムを活用することについて(社会福祉士実習教育)

	人	%
全ての場面で積極的に活用したい	14	9.5
場面や必要性に応じて活用したい	108	73.0
最低限の活用にとどめたい	20	13.5
活用したくない	3	2.0
無回答	3	2.0
合計	148	100

【精神保健福祉士養成教員】

「実習指導に Web 会議システムを活用すること」について、「場面は必要に応じて活用したい」42 人(73.0%)が最も多く、次いで「最低限の活用にとどめたい」7 人(13.5%)、「全ての場面で積極的に活用したい」3 人(5.6%)となっていた(表 10-1-2)。

表10-1-2 実習指導にWeb会議システムを活用することについて(精神保健福祉士実習教育)

	人	%
全ての場面で積極的に活用したい	3	5.6
場面や必要性に応じて活用したい	42	73.0
最低限の活用にとどめたい	7	13.5
活用したくない	0	0.0
無回答	2	2.0
合計	54	100

【社会福祉士養成教員】

「Web 会議システムに対応した Web 環境を構築すること」について、「すでに構築している」が 96 人(64.9%)と最も多く、次いで「まだ構築していないが十分に可能である」が 38 人(25.7%)となっていた(表 10-2-1)。

表10-2-1 あなたの所属している養成校はWeb会議システムに対応した Web環境を構築することは可能ですか。(社会福祉士実習教育)

	人	%
すでに構築している	96	64.9
まだ構築していないが十分に可能である	38	25.7
まだ構築しておらず構築は難しい	7	4.7
何とも言えない	7	4.7
合計	148	100

【精神保健福祉士養成教員】

「Web 会議システムに対応した Web 環境を構築すること」について、「すでに構築している」が 35 人(64.8%)と最も多く、次いで「まだ構築していないが十分に可能である」が 17 人(31.5%)となっていた(表 10-2-2)。

表10-2-2 あなたの所属している養成校はWeb会議システムに対応した Web環境を構築することは可能ですか。 (精神保健福祉士実習教育)

	人	%
すでに構築している	35	64.8
まだ構築していないが十分に可能である	17	31.5
まだ構築しておらず構築は難しい	2	3.7
何とも言えない	0	0.0
合計	54	100

V まとめ

本調査の目的は、社会福祉士・精神保健福祉士を養成している教員に対して、実習指導等への意識、実習指導等の教授法、国家試験受験科目の理解度、実習現場との連携の状況、実習指導等における Web 会議システムの現状と活用状況を把握することであり、202 人の教員から回答が得られた。実習指導を担当している教員の多くは、相談援助と理論の方法といったソーシャルワーク論を担当していた。

実習指導の位置づけについては、回答者のほとんどが「積極的に取り組むべきこと」と回答をしていて、実習指導に対する意識が極めて高いことが明らかになった。一方で、福祉系団体との連携や研究に関しては「消極的な位置づけ」「どちらとも言えない」と回答した教員の割合が多く、回答にばらつきがみられた。

実習方法については、7割以上の教員が「問題解決の過程において、多様な連携・協働の方法を教えられる」、「個別支援から地域支援の展開」、「プレゼンテーションの方法」について教育可能と回答していた。一方で、「ネゴシエーションの方法」、「総合的・包括的支援を形成するための地域づくりの方法」、「ファシリテーションの方法」、「ソーシャルアクションの方法」については「どちらとも言えない」「できない」の回答割合が高い結果となっていた。

指定科目の理解度については多くの科目について「十分理解できている」「まあ理解している」という回答であったが、「人体の構造と機能及び疾病」、「社会理論と社会システム、「心理学理論と心理的支援」については「どちらともいえない」「あまり理解していない」「理解していない」と回答している教員が多かった。

実習現場との具体的な連携については、8割以上の教員が「実習において配慮が必要な学生への対応」「実習生へのスーパービジョン」「実習プログラム」を選択していた。「実習評価の方法」「実習記録作成指導」については選択した教員は多くなかった。

実習の事前訪問時の Web 会議システムの実施状況は4割程度であった。そのうち6割の教員が、事前訪問については「対面実施より効果は劣るが許容範囲である」と回答していた。今後の活用可能性についても7割の教員が「今後も必要に応じて活用したい」と回答していた。

実習の巡回指導時の Web 会議システムの実施状況は3割程度であった。そのうち7割の教員が、巡回指導については「対面実施より効果は劣るが許容範囲である」と回答していた。今後の活用可能性についても6割の教員が「今後も必要に応じて活用したい」と回答していた。

実習の帰校日指導について Web 会議システムの実施状況は4割程度であった。そのうち6割強の教員が、帰校日指導については「対面実施より効果は劣るが許容範囲である」と回答していた。今後の活用可能性についても6割の教員が「今後も必要に応じて活用したい」と回答していた。

Web 会議システムに対応するための Web 環境を職場に構築するための負担については、2割の教員が「ほとんど負担ではなかった」と回答していた一方で、1 割の教員が「少し負担であった」と回答していた。

実習指導に Web 会議システムの活用については、7割以上の教員が「場面は必要に応じて活用したい」と回答していて、「最低限の活用にとどめたい」は1割程度の回答であった。Web 環境については6割以上の教員が「すでに構築している」と回答していた。

社会福祉士養成教員と精神保健福祉士養成教員とで回答の比較をおこなったところ、担当科目と共通科目や専門科目の理解度については差がみられた。精神保健 福祉士養成教員は精神保健福祉士の専門科目の理解は高いものの、社会福祉士の 専門科目への理解度は高くなかった。実習方法は全体の結果と同じく「総合的・ 包括的支援を形成するための地域づくりの方法」、「ファシリテーションの方 法」、「ソーシャルアクションの方法」については「どちらとも言えない」「できない」の回答割合が高い結果となっていた。実習現場との連携、Web 会議しシ ステムの活用状況や評価については大きな差はなく、これらの内容については社 会福祉士養成教員と精神保健福祉士養成教員間に共通の認識があると考えられる。

今回の調査において明らかになったこととして、実習指導を担当している教員の多くが実習指導を積極的に取り組むべきことを自覚していること、実習指導においては具体的内容を踏まえ学生と確認しながら実習計画を作成し、配慮が必要な学生への対応などについては実習現場と連絡調整をおこなっていること、Web 会議システムの活用状況については3～4割程度であり、教育効果については多くの教員が一定程度認めていることが明らかになった。

調査結果からみえてきた課題としては、心理学や社会学等の授業内容について理解できている教員は多くない、福祉系職能団体との連携や研究活動についての意識、実習指導において、地域づくり、ファシリテーション、ソーシャルアクションの教授法に困難を抱えている教員が多いこと、実習現場との連携について、実習評価や実習記録の作成指導についての意見交換があまりなされていないこと、実習指導において Web 会議システムの利用状況として6～7割の教員がまだ未使用の状況にあることなどが挙げられる。

※自由記述にて回答を求めた設問の回答については、参考資料として本連盟 HP へ別途掲載する。

http://jaswe.jp/research.html

3 実習指導者調査

3－1 調査の目的

令和3年度より新たなカリキュラムによる養成が開始されることをうけ、実習指導者の養成教育への関与のあり方、社会福祉士及び精神保健福祉士有資格者・実習指導者の講習ニーズ及びフォローアップ・学び直しニーズを調査することを目的として実施した。なお今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、養成校において対面による授業や実習が実施できない状況が発生していることを踏まえ、実習教育におけるICTの活用や養成教育への関与のあり方に関する事項についても調査した。

3－2 調査の対象及び方法

日本社会福祉士会・日本医療社会福祉協会が 2015 年～2019 年に実施した実習指導者講習会修了者を対象に、実習指導者が在籍している施設・機関等へ郵送配布・回収した。調査票へは実習指導者本人が自身の考えを回答するよう依頼した。なお、送付先に複数人の実習指導者講習会修了者が在職している可能性を考慮し、1送付先につき調査票を2通送り、不足の際は追送した。

3－3 本調査における倫理的配慮と情報に関する取り扱い

本調査における倫理的配慮と個人情報に関する取り扱いについては、調査協力依頼書に調査の趣旨及び目的を記載し、調査協力は任意であり、同意が得られる場合のみ調査票を返送いただくようにした。また、以下について明記し、本調査票の返送をもって調査協力への同意をいただいたものとした。

- 回答は統計的に処理し、収集したすべての情報は本連盟が厳重に管理を行い、本調査事業のデータとしてのみ使用する。
- 調査報告書等結果の公表において、個人を特定することは一切ない。
- 利用目的を超えた使用はしない。

3－4 調査内容

回答者の属性及び所属組織に関する質問のほかに、以下の項目を設定した。

【実習遂行のための Web 会議システムの活用について】

- 事前訪問・オリエンテーション・巡回指導・帰校日始動・実習報告会における web 会議システムの利用の有無
- Web 会議システム対応の Web 環境を構築する際の負担の有無
- 実習指導における Web 会議システムの活用意向
- Web 会議システム対応の Web 環境を構築することができるか

【社会福祉士の実習指導者の養成や資質向上について】

- 研修期間は適切か
- 研修には社会福祉士の実習・実習指導に「必要な内容」が十分に含まれていたか
- 研修には社会福祉士の実習・実習指導に「必要ではない内容」が含まれていたか
- 全体を通した研修の分かりやすさについて
- 社会福祉士の実習指導における実習指導者としての学びを深める必要性について

- 新カリキュラムの改正内容の把握の有無
- 新カリキュラムにおける実習の学ぶべき内容に含まれる実践についてと実践経験の有無
  「現現場での実施度」と「社会福祉士としての実践経験」
- 新カリキュラムにおける実習指導力について「実践場面の提示」と「理論的指導」

3－5 回収状況

7,074 施設・機関・事業所に2票送付し、3,017 票回収した。なお、1送付先から複数の回答があることが想定されるため、回収率は算出できない。

3－6 調査結果と考察

Ⅰ あなた自身のことについてお聞きします。

まず回答者である実習指導者自身に関する基本属性について質問した。質問項目は「1. 性別」、「2. 年齢」、「3. 社会福祉士の登録年」、「4. 社会福祉士受験資格を取得した養成校」、「5. 相談援助に関する仕事に従事してきた年数」、「6. 所属している職能団体」、「7. 社会福祉士実習指導者講習会の受講年」、「8. 実習指導者として担当した社会福祉士実習生」、「9. 社会福祉士の実習指導をしたことがある領域」、「10. 社会福祉士の実習指導を行う目的」、「11. 社会福祉士の実習指導を行ったことによるメリット」、「12. 養成校において、社会福祉士養成教育に関与した経験の有無（実習指導以外）」の12問である。

問1. 性別についてあてはまるもの1つに○をつけてください

回答者の性別については、女性が 53.0%（N=1,600）、男性が 46.8%（N=1,411）であった。また、その他が 0.1%（N=2）、答えたくないが 0.1%（N=2）、無回答が 0.1%（N=2）となった。

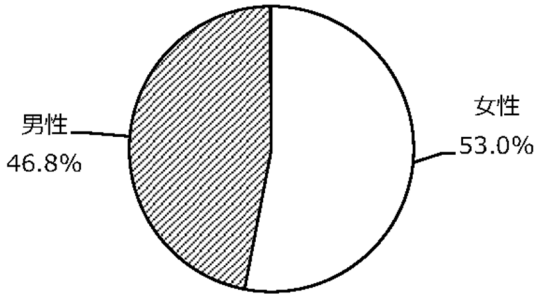

問2. 年齢を教えてください

回答者の年齢は、40-44 歳が最も多く 22.5%（N=679）、次いで 35-39 歳が 21.4%（N=646）、そして 45-49 歳が 16.7%（N=505）となっており、40-44 歳を中心としてほぼ正規分布を示す結果となった。全体としては 40 歳以上が 55.4%（N=1671）となっており、少し 40 歳以上の回答者が半数より多くなっていたが、概ね 39 歳以下の回答者と 40 歳以上の回答者が半数ずつであった。

年齢（5歳区分）

		回答数	%
C1	30歳未満	207	6.9
C2	30-34歳	477	15.8
C3	35-39歳	646	21.4
C4	40-44歳	679	22.5
C5	45-49歳	505	16.7
C6	50-54歳	223	7.4
C7	55-59歳	163	5.4
C8	60歳以上	101	3.3
	NA	16	0.5
	全体	3,017	100.0

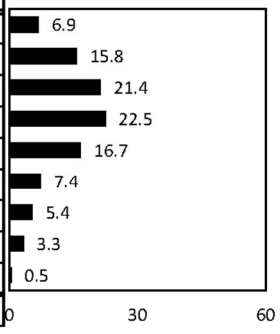

40歳以上	1,671	55.4
平均値	41.4	歳

年代別のグラフ

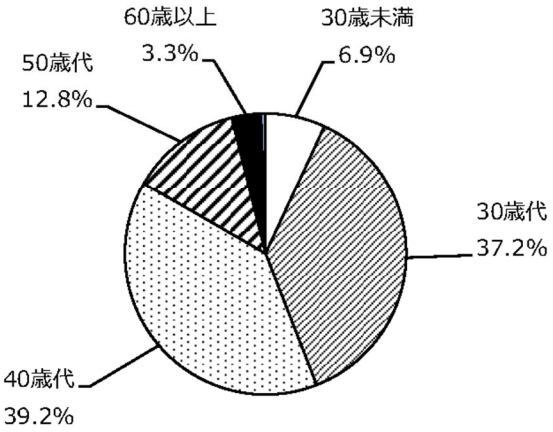

問3. 社会福祉士の登録年（社会福祉士登録証に記載された登録年）を教えてください。

（※試験合格年ではなく登録年をご記入ください）

社会福祉士の登録年については、5年区分で確認すると2010-2014年が最も多く29.1%（N=877）であり、次に2005-2009年が27.9%（N=843）、2000-2004年が19.0%（N=574）、2015年以降が12.6%（N=380）となっていた。10年区分で確認すると2010年以降の登録者が41.7%（N=1,257）であり、2009年以降導入された現行カリキュラム（2021年1月時点）で養成教育を受けた者が40%よりも少なく、旧カリキュラムで養成教育を受けた者が60%以上であることが推察できる結果である。

社会福祉士の登録年（5年区分）

		回答数	%
C1	1989年年以前	3	0.1
C2	1990-1994年	29	1.0
C3	1995-1999年	198	6.6
C4	2000-2004年	574	19.0
C5	2005-2009年	843	27.9
C6	2010-2014年	877	29.1
C7	2015年以降	380	12.6
	NA	113	3.7
	全体	3,017	100.0

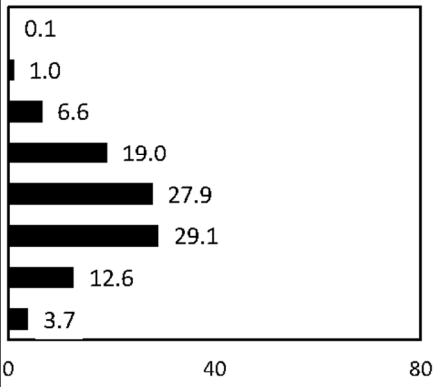

10年区分

		回答数	%
C1	1989年以前	3	0.1
C2	1990-1999年	227	7.5
C3	2000-2009年	1,417	47.0
C4	2010年以降	1,257	41.7
	NA	113	3.7
	全体	3,017	100.0

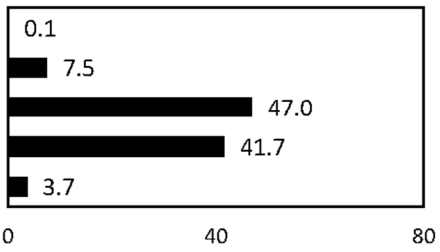

問4. 社会福祉士受験資格を取得した養成校についてあてはまるもの1つに○をつけてください。

社会福祉士受験資格を取得した養成校については、四年制大学が最も多く 65.8%(N=1,985)であり、次に一般養成施設が 19.2%(N=579)、短期養成施設が 12.7%(N=382)、短期大学が 1.5%(N=46)となっていた。

社会福祉士受験資格を取得した養成校

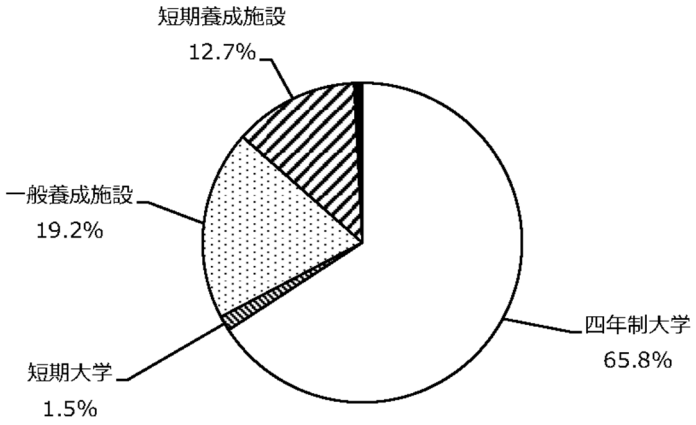

問5. これまで相談援助に関する仕事に従事してきた年数を教えてください。

(※従事している時の社会福祉士の有無は問いません)。

相談援助に関する仕事に従事してきた年数では、5-10 年未満が最も多く 26.8%(N=810)、そして 10-15 年未満が 24.1%(N=728)、15-20 年未満が 19.7%(N=595)と続いた。全体の平均は 13.2 人であり、10 年以上の経験を持つ回答者が 60.1%(N=1816)と半数以上を占める結果となった。

相談援助に関する仕事に従事してきた年数（通算・５年区分）

		回答数	%
C1	5年未満	304	10.1
C2	5-10年未満	810	26.8
C3	10-15年未満	728	24.1
C4	15-20年未満	595	19.7
C5	20-25年未満	306	10.1
C6	25-30年未満	120	4.0
C7	30-35年未満	48	1.6
C8	35-40年未満	15	0.5
C9	40年以上	4	0.1
	NA	87	2.9
	全体	3,017	100.0

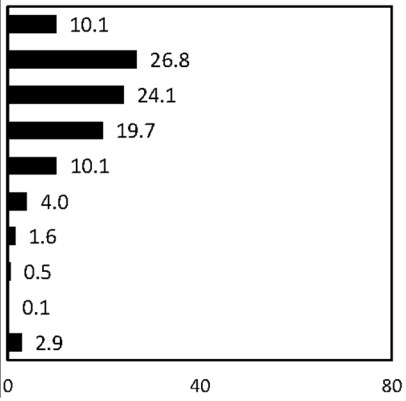

10年以上（C3～C9の計）	1,816	60.1
平均値	13.2	年

10年区分

		回答数	%
C1	10年未満	1,114	36.9
C2	10-20年未満	1,323	43.9
C3	20-30年未満	426	14.1
C4	30-40年未満	63	2.1
C5	40年以上	4	0.1
	NA	87	2.9
	全体	3,017	100.0

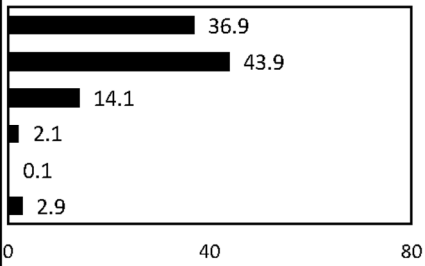

20年未満（C1･C2の計）	2,437	80.8

問6. 現在所属している職能団体についてあてはまるもの全てに○をしてください。

現在所属している職能団体では、社会福祉士会に加入している者が 41.2%(N=1,242)、精神保健福祉士協会が 3.8%(N=115)、そして医療ソーシャルワーカー協会が 17.8%(N=538)であった。全体では、いずれかの団体に加入している者が 53.7%(N=1,895)、いずれの団体にも加入していない者が 45.7%(N=1,380)であった。

所属している職能団体 (MA)

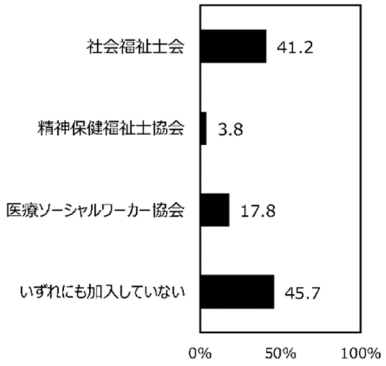

加入の有無 (SA)

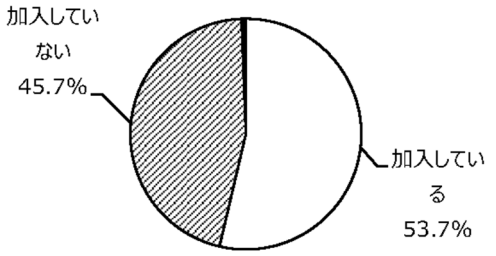

問7. 社会福祉士実習指導者講習会を受講した年を教えてください。

社会福祉士実習指導者講習会の受講年については 2018 年の受講者が最も多く、全体の 16.2%(N=490)が受講していた。次いで、2019 年の受講者が 13.9%(N=418)、2017 年の受講者が 10.3%(N=311)、2016 年の受講者が 9.9%(N=299)となっており、2016 年から 2019 年までの間に受講した者が回答者全体の約 50%を占めることがわかった。5年区分ごとの傾向をみると 2015 年から 2019 年までに受講している者が 57.5%(N=1,736)であり、2010 年から 2014 年に受講している者が 25.7%(N=775)となっていた。

実習指導者講習会の受講年

		回答数	%
C1	2004年以前	14	0.5
C2	2005年	3	0.1
C3	2006年	11	0.4
C4	2007年	14	0.5
C5	2008年	77	2.6
C6	2009年	121	4.0
C7	2010年	142	4.7
C8	2011年	200	6.6
C9	2012年	144	4.8
C10	2013年	129	4.3
C11	2014年	160	5.3
C12	2015年	218	7.2
C13	2016年	299	9.9
C14	2017年	311	10.3
C15	2018年	490	16.2
C16	2019年	418	13.9
C17	2020年以降	101	3.3
	NA	165	5.5
	全体	3,017	100.0

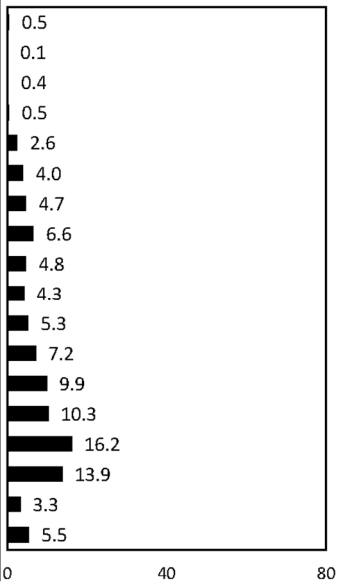

2015年以降（計）	1,837	60.9

5年区分

		回答数	%
C1	2004年以前	14	0.5
C2	2005-2009年	226	7.5
C3	2010-2014年	775	25.7
C4	2015-2019年	1,736	57.5
C5	2020年以降	101	3.3
	NA	165	5.5
	全体	3,017	100.0

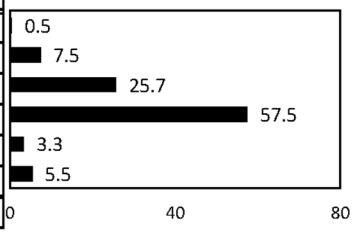

問8. これまで実習指導者として担当した社会福祉士実習生の人数（2007 年以前の旧カリキュラムの実習生も含む）を教えてください。

※1 資格要件を満たすための相談援助実習として 120 時間以上指導を担当した学生を対象とします。
（旧カリキュラムの実習生に関しては養成校から依頼があった実習期間全体を通して指導を担当）
※2 現在所属している職場に限定せず、これまで着任してきた全職場での通算の人数をお答えください。
※3 一人も実習指導を行ったことがない場合には 0 人とご記入ください。

これまで実習指導を担当した実習生の人数については、0人（実習指導経験なし）が最も多く 23.8%（N=718）であった。そして1人が 12.5%(N=378)、2人が 10.5%(N=318)、3人が 8.1%(N=244)と続いており、実習指導経験者のみの回答結果を5人区分で集計した結果、1～5人が 59.4%（N=1,325）とほぼ6割を占める結果となった。

担当した実習生の人数

		回答数	%
C1	0人（未経験者）	718	23.8
C2	1人	378	12.5
C3	2人	318	10.5
C4	3人	244	8.1
C5	4人	182	6.0
C6	5人	203	6.7
C7	6人	116	3.8
C8	7人	102	3.4
C9	8人	71	2.4
C10	9人	32	1.1
C11	10人	170	5.6
C12	11-15人	141	4.7
C13	16-20人	109	3.6
C14	21-25人	32	1.1
C15	26-30人	58	1.9
C16	31-35人	11	0.4
C17	36-40人	19	0.6
C18	41人以上	44	1.5
	NA	68	2.3
	全体	3,016	100.0



	回答数	%
経験者（C2～C18の計）	2,230	73.9

5人区分（経験者のみ）

	回答数	%
1-5人	1,325	59.4
6-10人	491	22.0
11-15人	141	6.3
16-20人	109	4.9
21-25人	32	1.4
26-30人	58	2.6
31-35人	11	0.5
36-40人	19	0.9
41人以上	44	2.0
全体	2,230	100.0

10人以下	1,816	81.4

平均値	8.2	人

※経験者のみ

問9. これまで所属してきた機関・事業所のうち、社会福祉士の実習指導をしたことがある領域について、あてはまるもの全てに○をつけてください。

社会福祉士の実習指導をした経験がある領域は、「高齢者領域」が最も多く31.0%(N=712)、次いで「障害者領域」が多く 28.6%(N=658)、そして「医療領域」が 21.7%(N=499)、「地域領域」が 21.0%(N=483)となっていた。

実習指導をしたことがある領域

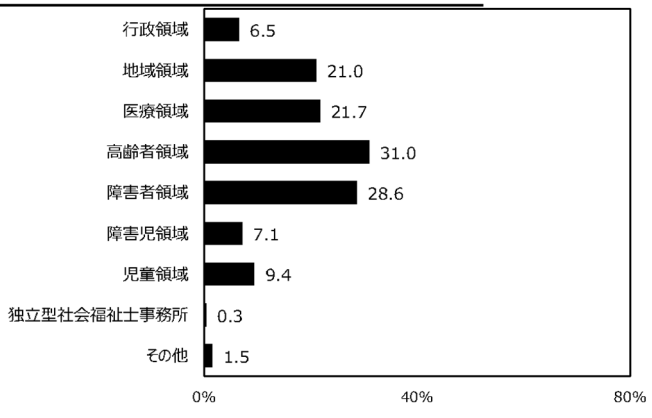

問 10. 次のうち、あなたが社会福祉士の実習指導を行う目的としてあてはまるもの3つまで○をつけてください。

社会福祉士の実習指導を行う目的では、実習指導の経験がある者とない者の間に大きな違いは見られなかった。最も多かった回答は「社会福祉士の後進育成」であり、経験者では 86.4%(N=1,926)、未経験者では 77.3%(N=555)と同じ結果であった。ただし、その次に多かった回答は、経験者と未経験者では異なっており、経験者では「自分自身のソーシャルワークの振り返り」が 42.0%(N=936)、「自分自身の指導能力の向上」が 41.9%(N=935)と続いたが、未経験者では「自分自身の指導能力の向上」が 46.2%(N=332)と2番目に多く、「自分自身のソーシャルワークの振り返り」は 40.5%(N=291)と3番目の回答数となっていた。統計分析は行っていないため、経験者と未経験者での回答結果の違いに有意な関連があるのかは確認できていないが、実習指導の経験がある者とない者とでは、実習指導を行う目的に多少の差異があることが示唆された。

実習指導を行う目的（経験の有無別のクロス集計）（MA・３つまで回答）

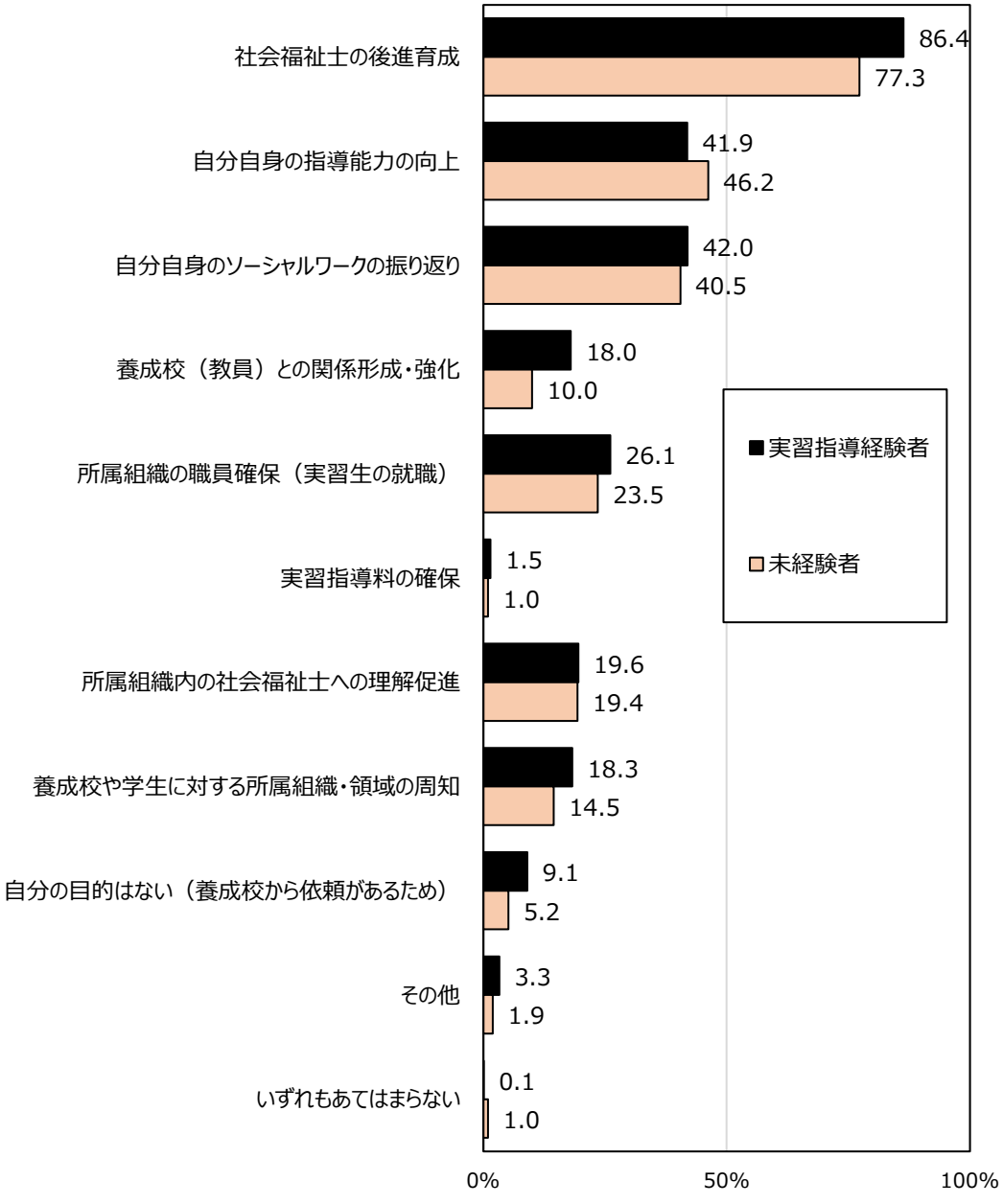

問 11. 次のうち、あなたがこれまで社会福祉士の実習指導を行ったことによって、実際に生じたメリットについてあてはまるものすべてに○をつけてください。

社会福祉士の実習指導を行ったことで実際に生じたメリットについて、実習指導の経験者のみに回答を求めた結果、「ソーシャルワークに対する理解が深まった」が最も多く 65.3%(N=1,502)の回答があった。これは、問 10 において経験者は未経験者よりも実習指導を行う目的として「自分自身のソーシャルワークの振り返り」を多く回答していた根拠であると考えられる。

実習指導を行ったことよるメリット

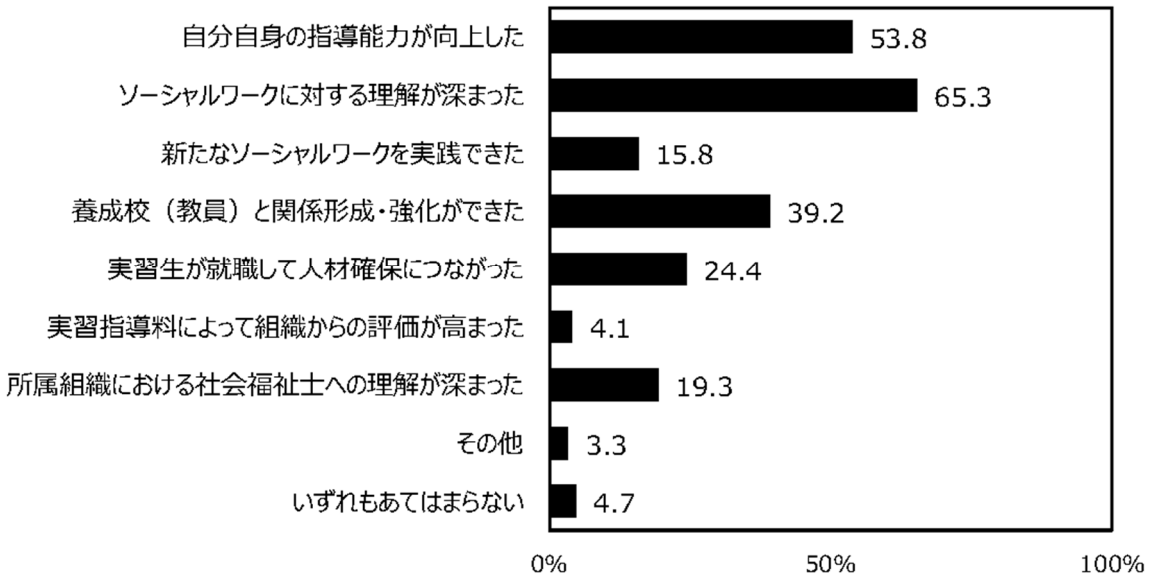

問 12. 実習指導以外に社会福祉士養成校での社会福祉士養成教育に関与した経験（非常勤講師、ゲストスピーカー、外部評価者、パネリスト等）について、あてはまるもの 1 つに○をしてください。

実習指導以外に、社会福祉士養成校で養成教育に関与した経験を尋ねた結果、「ない」という回答が最も多く 69.0%(N=2,083)と約 7 割を占める結果となった。そして「少しある」が次に多く 21.0%(N=635)、「まあまあある」が 4.5%(N=137)、最後に「よくある」が 2.6%（N=78）となっており、多くの実習指導者は、実習指導以外の養成校教育に関与した経験はないか、あったとしてもあまり多くないことが明らかとなった。

養成校において、社会福祉士養成教育に関与した経験の有無（実習指導以外での関与）

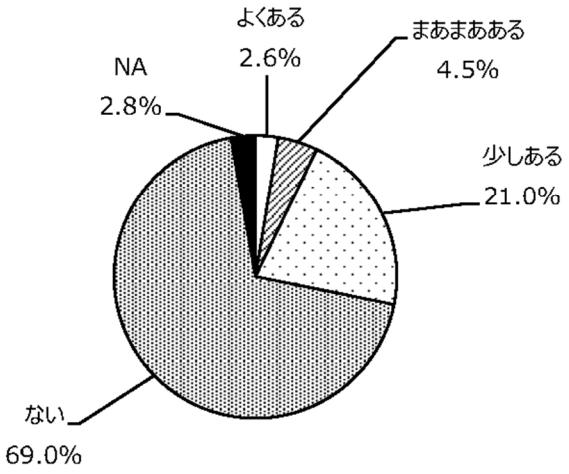

Ⅱ　実習遂行のための Web 会議システム（例：ZOOM、Google Meet、Skype 等）の活用についてお聞きします。

ここでは、「事前訪問やオリエンテーション」「巡回指導」「帰校日指導」「実習報告会」それぞれの場面においてWeb 会議システムを用いた指導実施状況や、教育効果、今後の活用意向、Web 環境を職場に構築した際の負担について質問した（問 13-1～問 13-5）。また、コロナに関わらず今後もWeb 会議システムを用いることが認められた場合の「14-1.実習指導におけるWeb 会議システムの活用意向」「14-2.Web 会議システム対応の環境構築の可能性」についても回答を求めた。

問 13. 2020 年度に社会福祉士の実習指導を行った人にお聞きします。それ以外の方は問 14 へ進んでください。

問 13－1　実習生の事前訪問やオリエンテーションを、Web 会議システムによって実施しましたか。

事前訪問やオリエンテーションについて、「実施していない（養成校からの提案なし）」という回答が最も多く83.2%(N=956)であり、「実施した」と回答した者は 7.0%(N=81)にとどまった。

Web 会議システムによる実施状況（事前訪問やオリエンテーション）

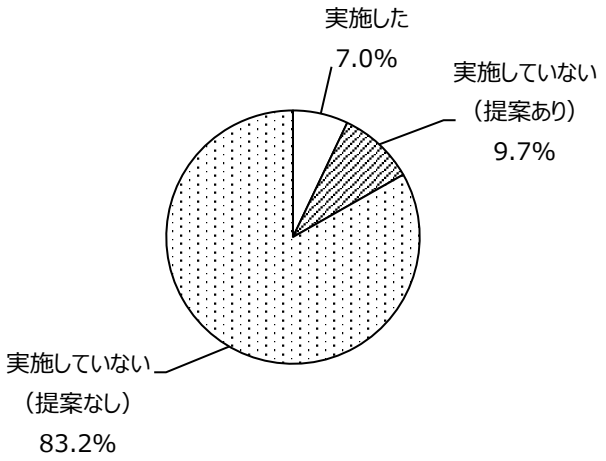

13－1－①　Web 会議システムによる事前訪問等を実施した学生に対する教育効果について、あてはまるもの1つに○をつけてください　（問 13-1で「実施した」と回答した者のみ回答）

教育効果については、回答者の 65.4%（N=53）が「対面実施より効果は劣るが許容範囲である」と回答しており、次いで「対面実施と同等程度の効果がある」22.2%（N=18）、「対面実施より著しく効果が劣る」4.9%(N=4)、「対面実施以上の効果がある」1.2%（N=1）であった。

Web 会議システムの教育効果（事前訪問やオリエンテーション）

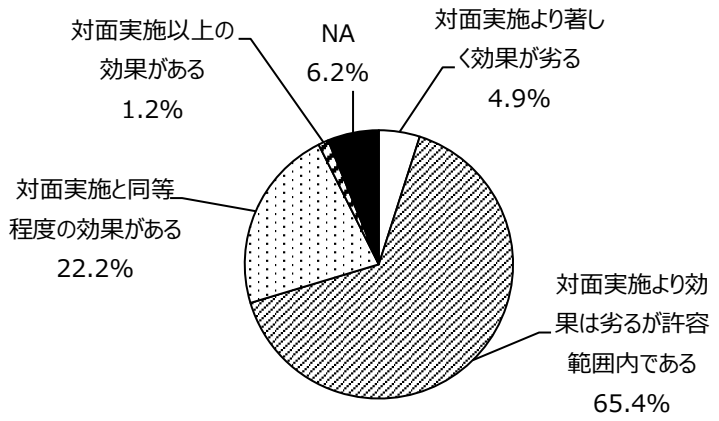

13－1－② Web 会議システムの効率性や効果を勘案した場合、今後も事前訪問やオリエンテーションの実施に Web 会議システムを活用することについて、あなたの考えとしてあてはまるもの1つに○をつけてください （問 13-1で「実施した」と回答した者のみ回答）

活用意向については、「今後も必要に応じて活用したい」と回答した者が最も多く 70.4%（N=57）であった。次いで、「今後も積極的に活用したい」が 21.0%（N=17）、「今後は最低限の活用にとどめたい」が 6.2%（N=5）であった。「今後も必要に応じて活用したい」「今後も積極的に活用したい」と回答した者を合わせると全体の 91.4%が「活用したい」という意向を示していることが明らかとなった。

今後の Web 会議システムの活用意向（事前訪問やオリエンテーション）

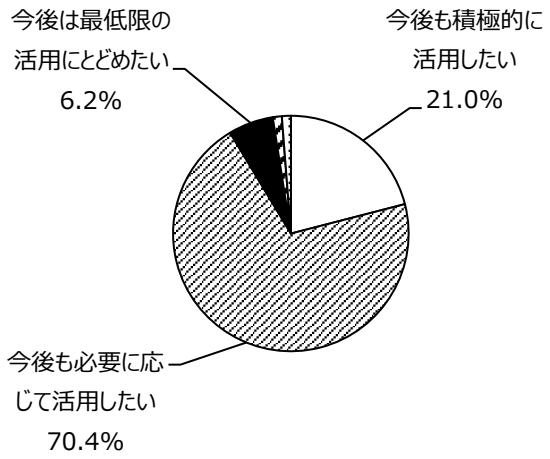

問 13－2 実習中の養成校教員の巡回指導を、Web 会議システムによって実施しましたか。

巡回指導について Web 会議システムを用いて実施したかどうかを尋ねたところ、「実施していない（養成校からの提案なし）」という回答が最も多く 84.9%(N=975)であった。「実施していない（養成校からの提案あり）」は 7.1%(N=82)であり、「実施した」と回答した者は 8.0%(N=92)にとどまった。

Web 会議システムによる実施状況（巡回指導）

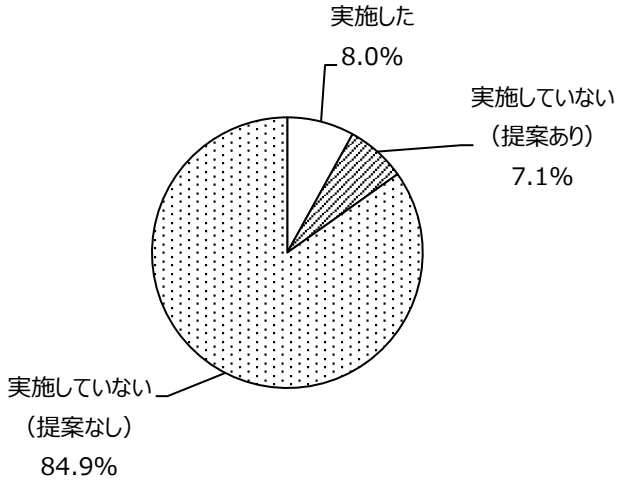

問13－2－① Web 会議システムによる巡回指導を実施した学生に対する教育効果について、あてはまるもの1つに○をつけてください （問 13-2 で「実施した」と回答した者のみ回答）

Web 会議システムを用いた巡回指導に関する教育効果については、回答者の 64.1%（N=59）が「対面実施より効果は劣るが許容範囲である」と回答しており、次いで「対面実施と同等程度の効果がある」27.2%（N=25）が多かった。「対面実施より著しく効果が劣る」と回答した者は 6.5%（N=6）であった。

Web 会議システムの教育効果（巡回指導）

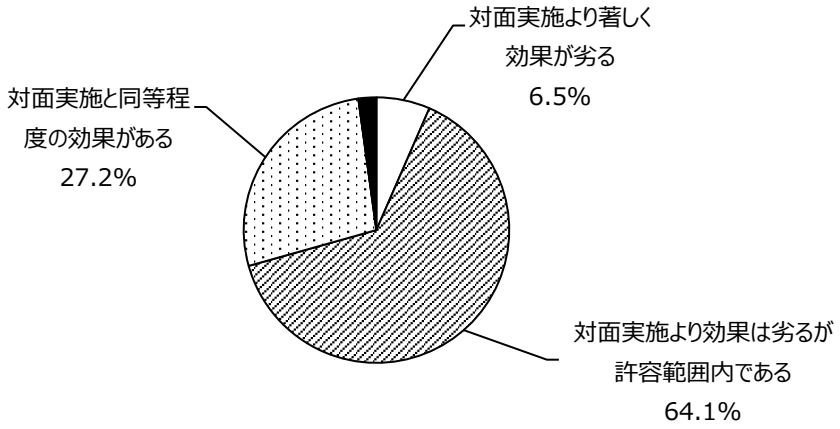

問 13－2－② Web 会議システムの効率性や効果を勘案した場合、今後も巡回指導の実施に Web 会議システムを活用することについて、あなたの考えとしてあてはまるもの1つに○をつけてください （問 13-2 で「実施した」と回答した者のみ回答）

活用意向については、「今後も必要に応じて活用したい」と回答した者が最も多く 69.6%（N=64）であった。次いで、「今後も積極的に活用したい」が 22.8%（N=21）、「今後は最低限の活用にとどめたい」が 7.6%（N=7）であった。「今後も必要に応じて活用したい」「今後も積極的に活用したい」と回答した者を合わせると全体の 92.4%が「活用したい」という意向を示していることが明らかとなった。

今後の Web 会議システムの活用意向（巡回指導）

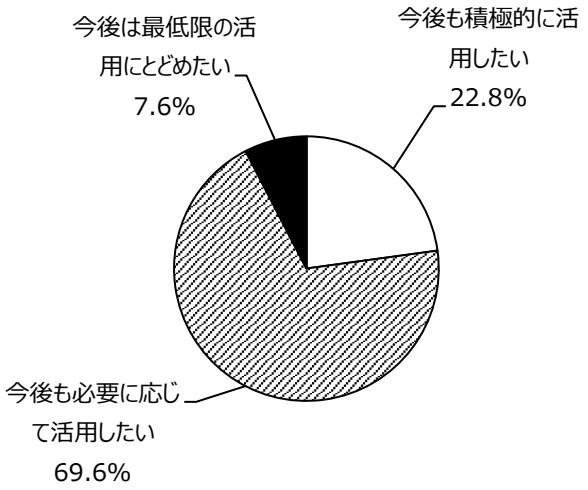

問 13－3　養成校教員が学生への帰校日指導を、Web 会議システムによって実施しましたか。

帰校日指導について Web 会議システムを用いて実施したかどうかを尋ねたところ、「把握していない」という回答が最も多く 44.2%(N=508)であった。「実施していない」は 39.3%(N=451)であり、「実施した」と回答した者は 16.5%(N=190)であった。この結果から、4 割の実習指導者が実習生の帰校日指導の実施方法について把握していない状況にあることが明らかとなった。

Web 会議システムによる実施状況（帰校日指導）

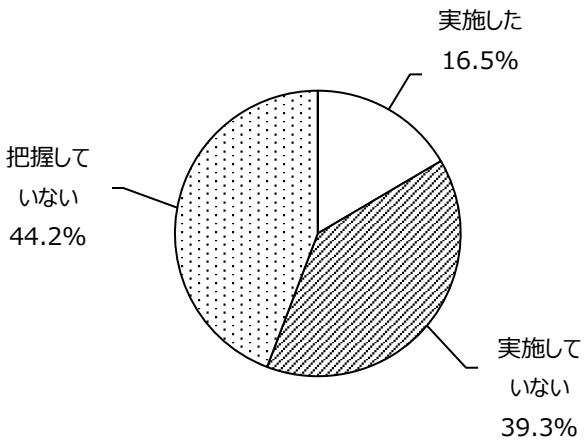

13－3－①　Web 会議システムによる帰校日指導を実施した学生に対する教育効果について、あてはまるもの1つに○をつけてください（問 13-3で「実施した」と回答した者のみ回答）

Web 会議システムを用いた帰校日指導に関する教育効果については、回答者の 55.8%(N=106)が「対面実施より効果は劣るが許容範囲である」と回答しており、次いで「対面実施と同等程度の効果がある」34.7%(N=66)が多かった。「対面実施より著しく効果が劣る」と回答した者は 4.7%(N=9)であった。

Web会議システムの教育効果（帰校日指導）

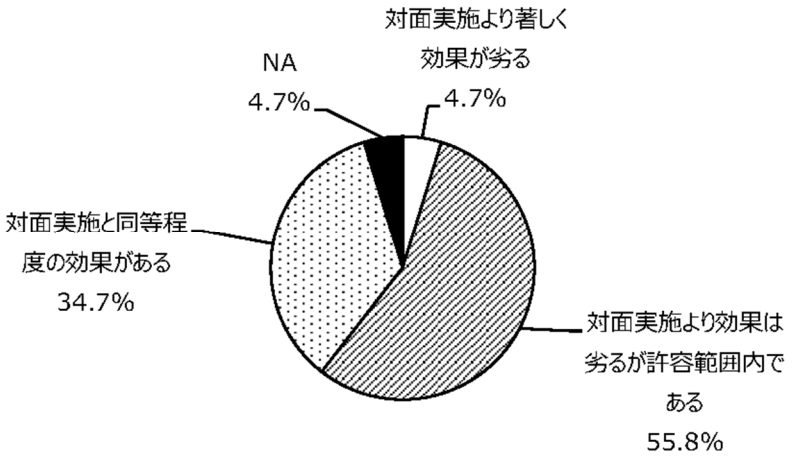

13－3－② Web 会議システムの効率性や効果を勘案した場合、今後も帰校日指導の実施に Web 会議システムを活用することについて、あなたの考えとしてあてはまるもの1つに○をつけてください（問 13-3で「実施した」と回答した者のみ回答）

活用意向については、「今後も必要に応じて活用して問題ない」と回答した者が最も多く 70.5%（N=134）であった。次いで、「今後も積極的に活用して問題ない」が 14.2%（N=27）、「今後は最低限の活用にとどめる必要がある」が 11.1%（N=21）であった。「今後も必要に応じて活用して問題ない」「今後も積極的に活用して問題ない」と回答した者を合わせると全体の 84.7%が「活用して問題ない」という意向を示していることが明らかとなった。

今後の Web 会議システムの活用意向（帰校日指導）

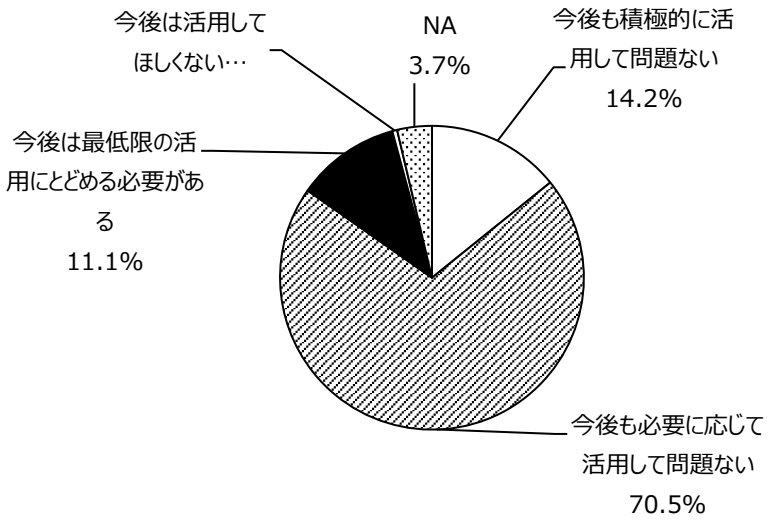

問 13－4 実習後、養成校が開催する実習報告会に Web 会議システムでオンライン参加しましたか。

養成校が開催する実習報告会について Web 会議システムを用いて参加したかどうかを尋ねたところ、「参加しなかった（養成校からの配信なし）」という回答が最も多く 71.5%(N=822)であった。「参加しなかった（養成校から配信あり）」は 15.7%(N=180)であり、Web 会議システムを用いて実習報告会にオンラインで「参加した」と回答した者は 12.8%(N=147)であった。

Web 会議システム（オンライン参加）の利用状況（実習報告会）

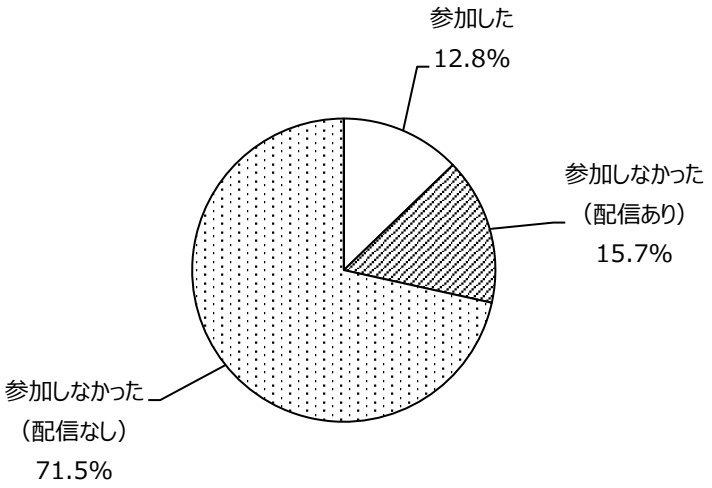

13－4－①　実習報告会へのオンライン参加による学生に対する教育効果について、あてはまるもの1つに○をつけてください（問 13-4で「参加した」と回答した者のみ回答）

実習報告会へのオンライン参加による教育効果については、回答者の 59.2%(N=87)が「対面実施より効果は劣るが許容範囲である」と回答しており、次いで「対面実施と同等程度の効果がある」23.1%(N=34)、「対面実施より著しく効果が劣る」6.1%(N=9)、「対面実施以上の効果がある」0.7%(N=1)であった。

Web 会議システム（オンライン）の教育効果（実習報告会）

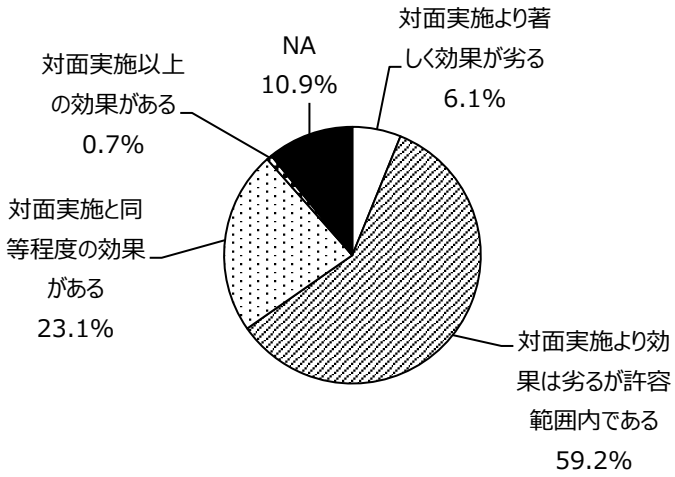

13－4－②　Web 会議システムの効率性や効果を勘案して、今後も Web 会議システムによって実習報告会にオンラインで参加することについて、あなたの考えとしてあてはまるもの1つに○をつけてください。(問 13-4で「参加した」と回答した者のみ回答)

実習報告会へのオンライン参加に対する意向については、「今後も必要に応じてオンラインで参加したい」と回答した者が最も多く 65.3%(N=96)であった。次いで、「今後も積極的にオンラインで参加したい」が 15.6%(N=23)、「今後は最低限のオンライン参加にとどめたい」が 8.8%(N=13)、「今後はオンラインでは参加したくない」が 1.4%(N=2)という結果となった。

今後のWeb会議システムの活用意向（実習報告会におけるオンライン参加）

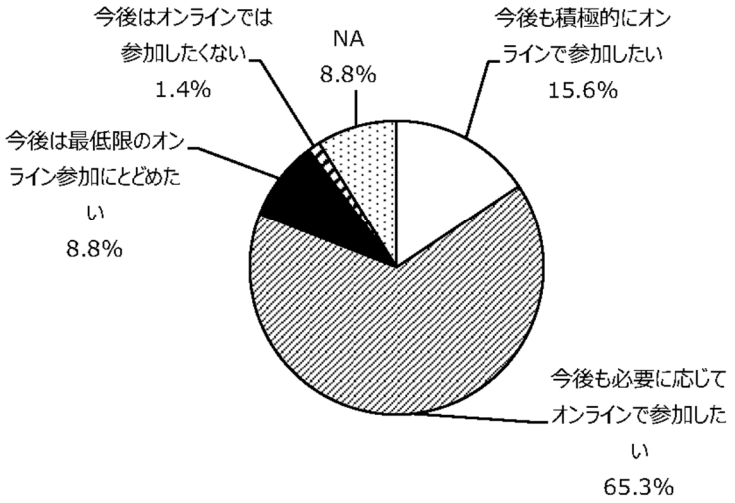

問 13－5　Web 会議システムに対応するための Web 環境を職場に構築することにどのくらい負担がありましたか。あてはまるもの1つに○をしてください（問 13－1～問 13－4において1回以上 Web 会議システムによる指導等を「実施した」「参加した」と回答した者のみ回答）。

Web 会議システムに対応するための Web 環境を職場に構築する負担について尋ねたところ、「ほとんど負担ではなかった」と回答した者が最も多く 48.4%（N=90）であった。次いで、「少し負担」が 33.9%（N=63）、「まあまあ負担」が 16.1%（N=30）、「かなり負担」が 1.6%（N=3）であった。ただし、これらの回答とは別に「個人で対応した（自宅 PC 等）」「以前より構築されていた」とする回答者が 106 人存在していた。

Web 環境を職場に構築する際の負担

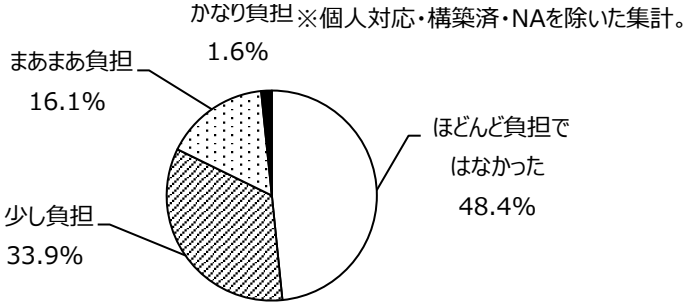

問 14. 今年度はコロナウイルス（COVID-19）感染症予防の観点から、臨時的に実習指導への Web 会議システム活用が認められました。コロナに関わらず今後も Web 会議システムを用いた実習指導を行うことが認められることになった場合を想定して、以下の質問にお答えください。

問 14－1　実習指導に Web 会議システムを活用すること（例：Web 会議システムによる巡回指導の実施など）についてどのような意向をお持ちですか。あてはまるもの1つに○をしてください。

今後も引き続き Web 会議システムを用いた実習指導が認められた場合の意向としては、「場面や必要性に応じて活用したい」が 81.8%（N=2,166）と最も多く、次に「最低限度の活用にとどめたい」が 10.6%（N=281）であった。「場面や必要性に応じて活用したい」に「すべての場面で積極的に活用したい」5.9%（N=157）を合わせると 87.7%となり、全体の約 9 割が今後も実習指導における Web 会議システムの活用を肯定的にとらえていることが明らかとなった。

実習指導における Web 会議システムの活用意向

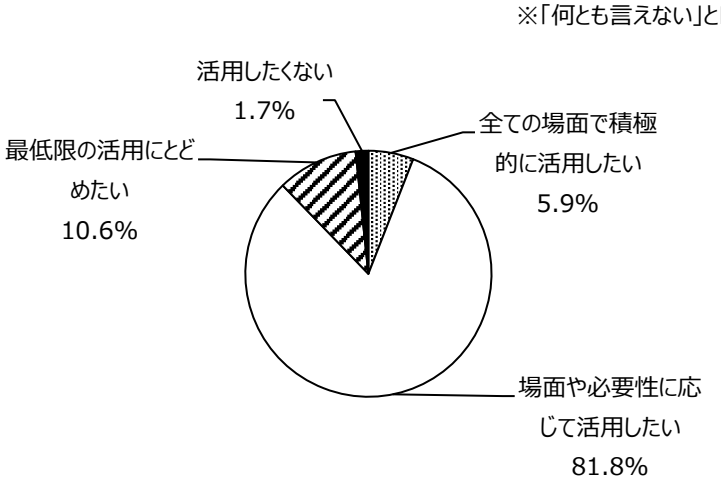

問 14－2　あなたの所属組織は Web 会議システムに対応した Web 環境を構築することは可能ですか。あてはまるもの1つに○をしてください。

所属組織において Web 会議に対応できる Web 環境を構築することが可能かどうか尋ねた結果、「すでに構築している」が 61.3%(N=1,849)と最も多く、次いで「まだ構築していないが十分に可能である」が 20.5%(N=619)であった。「まだ構築しておらず構築は難しい」と回答した者は 3.7%(N=113)にとどまっており、回答者の 8 割がすでに構築済みか、構築可能という状況にあることが示された。

Web 会議システム対応の Web 環境を構築することは可能か

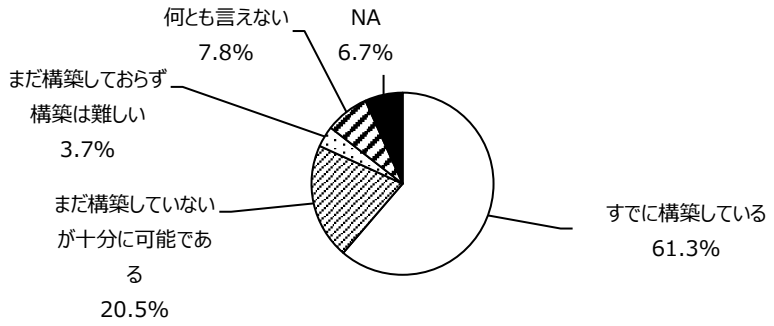

Ⅲ　社会福祉士の実習指導者の養成や資質向上に関するあなたの考えをお聞きします。

3点目として、社会福祉士養成課程としての相談援助実習の実習生を指導する実習指導者としての養成や資質向上に関する質問を設定した。

具体的な質問としては、相談援助実習の実習指導者要件に位置づけられている実習指導者講習会について、「15-1.実施期間」、「15-2. 実施時期」、「15-3.講習会内容の適切性(必要な内容の設定)、「15-4.講習会内容の適切性(不必要な内容の設定)」、「15-5.講習会の分かりやすさ」の5問を尋ねた。

加えて、「16.実習指導者として学びを深める必要性を感じる場面」、「17.2019 年改正の新カリキュラムの内容の把握度」、「18.新カリキュラムの教育に含むべき事項に規定される内容の実践度と実践経験」、「19.新カリキュラムの教育に含むべき事項に規定される内容の実践場面の提示と理論的説明」の4つの質問を設定した。

問 15. 以前受講された社会福祉士実習指導者講習会に関する以下の質問についてお答えください。

問 15－1　研修期間(2日間 14 時間)は学ぶ内容に対して適切だったと思いますか。あてはまるもの 1 つに○をしてください。

社会福祉士 実習指導者講習会の研修期間の学ぶ内容に対する適切性では、最も多かったのは「適切」という回答で 69.3%(N=2,090)の回答であった。そして「少し足りない」が 16.4%(N=494)、「少し過剰である」が 9.5%(N=288)となっており、7割の回答者が適切な研修期間であると回答する結果となった。

研修期間は学ぶ内容に対して適切だったか

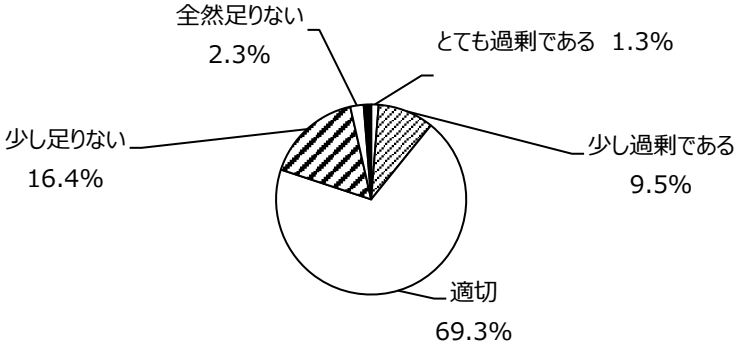

問 15－2　研修実施時期について、あなたが受講した月をご記入いただき、その時期の参加のしやすさについてあてはまるもの1つに○をしてください。

次に実習指導者講習会の実施時期について、受講した月とその時期の参加のしやすさについて尋ねた。無回答の 355 件を除いた結果として、受講した月は 11 月が最も多く 30.0%（N=798）であった。そして 10 月が 18.1%（N=482）、12 月が 14.8%（N＝395）、2月が 10.3%（N=275）と続いた。

参加のしやすさは、全体では「まあまあ参加しやすい時期だった」が 66.8%（N=1,778）、「少し参加しづらい時期だった」が 16.6%（N=441）、「とても参加しやすい時期だった」が 13.5%（N=359）となり、全体としては参加しやすいという回答が8割を超える結果となった。

受講月と参加のしやすさをクロス集計したところ、受講した月の割合とは異なり、6月と5月において「とても参加しやすい時期だった」「まあまあ参加しやすい時期だった」という回答が多くなった。それに対して「とても参加しやすい時期だった」「まあまあ参加しやすい時期だった」の回答が少なかったのは 12 月、2月、3月だった。

研修の受講月

		回答数	%	回答数	%
C1	1月	152	5.0	152	5.7
C2	2月	275	9.1	275	10.3
C3	3月	27	0.9	27	1.0
C4	4月	4	0.1	4	0.2
C5	5月	41	1.4	41	1.5
C6	6月	111	3.7	111	4.2
C7	7月	158	5.2	158	5.9
C8	8月	52	1.7	52	2.0
C9	9月	167	5.5	167	6.3
C10	10月	482	16.0	482	18.1
C11	11月	798	26.5	798	30.0
C12	12月	395	13.1	395	14.8
	NA	355	11.8		
	全体	3,017	100.0	2,662	100.0

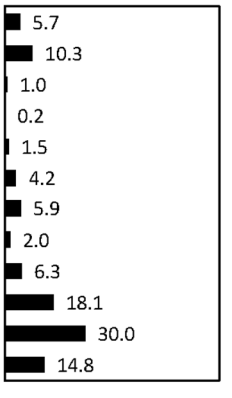

参加のしやすさ（×受講月別のクロス集計）

※4月は回答者が少ないため割愛。
※NAを除いた集計、前ページの単純集計とは異なっている。

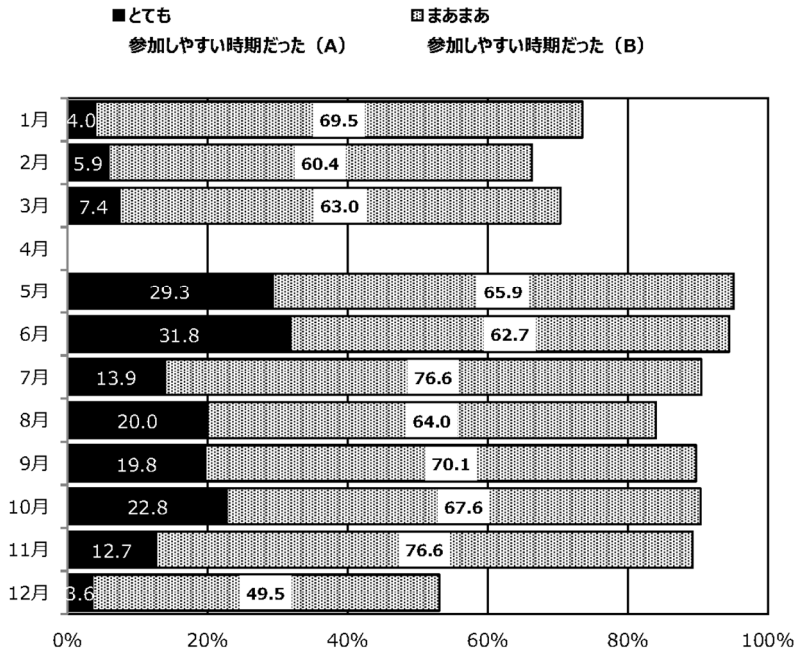

問 15－3　研修には社会福祉士の実習・実習指導に必要な内容が十分に含まれていたと思いますか。あてはまるもの 1 つに○をしてください。

研修に社会福祉士の実習・実習指導に必要な内容が十分含まれていたと思うかどうか尋ねた結果、「網羅されている」という回答が 59.3%(N=1,499)と 6 割近くを示した。ただし、「少し不足している」が 37.6%(N=951)、「かなり不足している」が 3.0%(N=76)となっており、4 割近い回答者が内容の不足を感じていることが明らかとなった。

実習・実習指導に「必要な内容」が十分に含まれていたか　※「覚えていない」とNAを除いた集計。

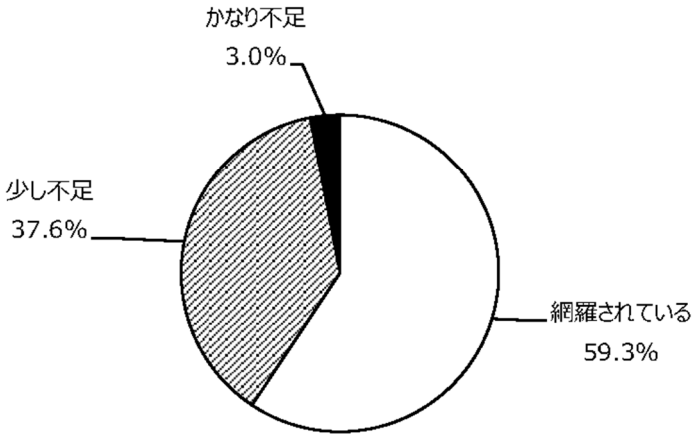

問 15－4　研修には社会福祉士の実習・実習指導に必要ではない内容が含まれていたと思いますか。あてはまるもの1つに○をしてください。

問 15-3とは逆に、研修には社会福祉士の実習・実習指導に必要ではない内容が含まれていたと思うかどうか尋ねた結果、「含まれていない」という回答が 85.5%(N=1,803)となった。これより、ほとんどの回答者が実習指導者講習会の内容は、実習・実習指導に必要な内容であると感じていることが示された。「少し含まれている」「かなり含まれている」を合わせると 14.5%(N=306)となり、不必要な内容が含まれていると感じている回答者もいたものの、問 15-3の結果と合わせると、一定数以上の受講者が現行の実習指導者講習会は実習・実習指導として必要な内容が不足していると感じていることが明らかとなった。

実習・実習指導に「必要ではない内容」が含まれていたか　※「覚えていない」とNAを除いた集計。

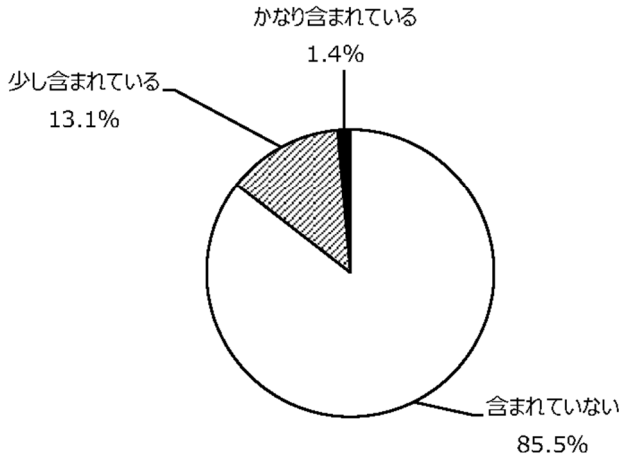

問 15－5　全体を通した研修の分かりやすさについて、あてはまるもの1つに○をしてください。

実習指導者講習会について、全体を通した研修の分かりやすさを尋ねたところ、「まあ分かりやすかった」が 63.4%(N=1,730)、「とても分かりやすかった」が 16.9%(N=460)と、8割以上の受講者が分かりやすいと感じていることが明らかとなった。「どちらともいえない」が 15.0%(N=410)いたものの、分かりにくかった(「少し分かりにくかった」と「とても分かりにくかった」の合算)と答えた者は 4.7%(N=128)であり、分かりやすい研修内容になっていることが示された。

全体を通した研修の分かりやすさについて

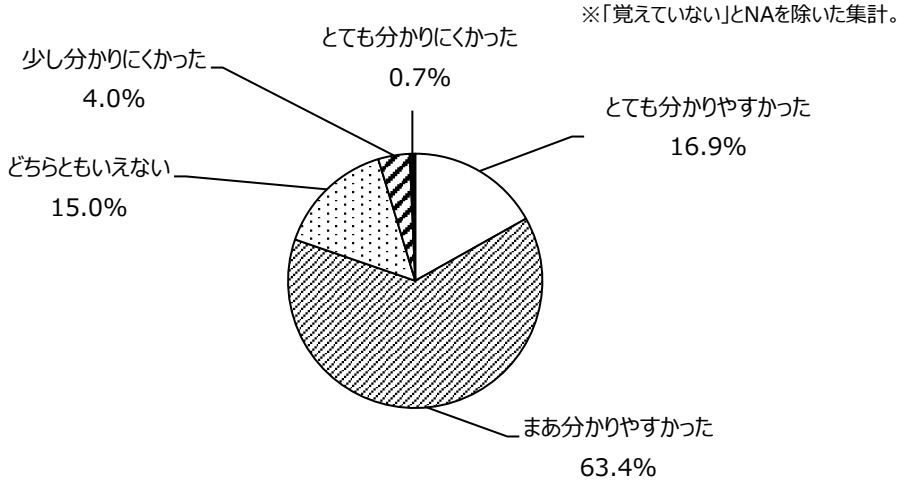

問 15－5－①　4か5に○をした方は、その理由について教えてください。

※自由記述にて回答を求めた。回答については参考資料として本連盟 HP へ別途掲載する。

http://jaswe.jp/research.html

問 16. 社会福祉士の実習生を受け入れて指導する際、どのような場面で実習指導者としてさらに学びを深める必要があると感じられますか。それぞれの場面についてあてはまるもの1つに○をつけてください。

実習指導者としての学びを深める必要があることを感じる場面を尋ねたところ、「問 16-2:実習生が所属する養成校との事務的な手続きを遂行する場面」を除くすべての項目で、「とても感じる」と「まあ感じる」の回答が60%を超えていた。ここから、実習指導者は様々な場面で実習指導に関する学びの必要性を感じていることが明らかになった。その中でも「問 16-10:実習生の気付きや成長を最大化するためのスーパービジョン(86.3%)」や「問 16-7:実習生の力量や関心を踏まえたうえで個別プログラムを作成する場面(84.0%)」において、多くの実習指導者が学びの必要性を感じており、学びのための機会やツールを創出することの必要性が示された。

どのような場面で実習指導者としてさらに学びを深める必要を感じるか
(質問項目の比較(%))

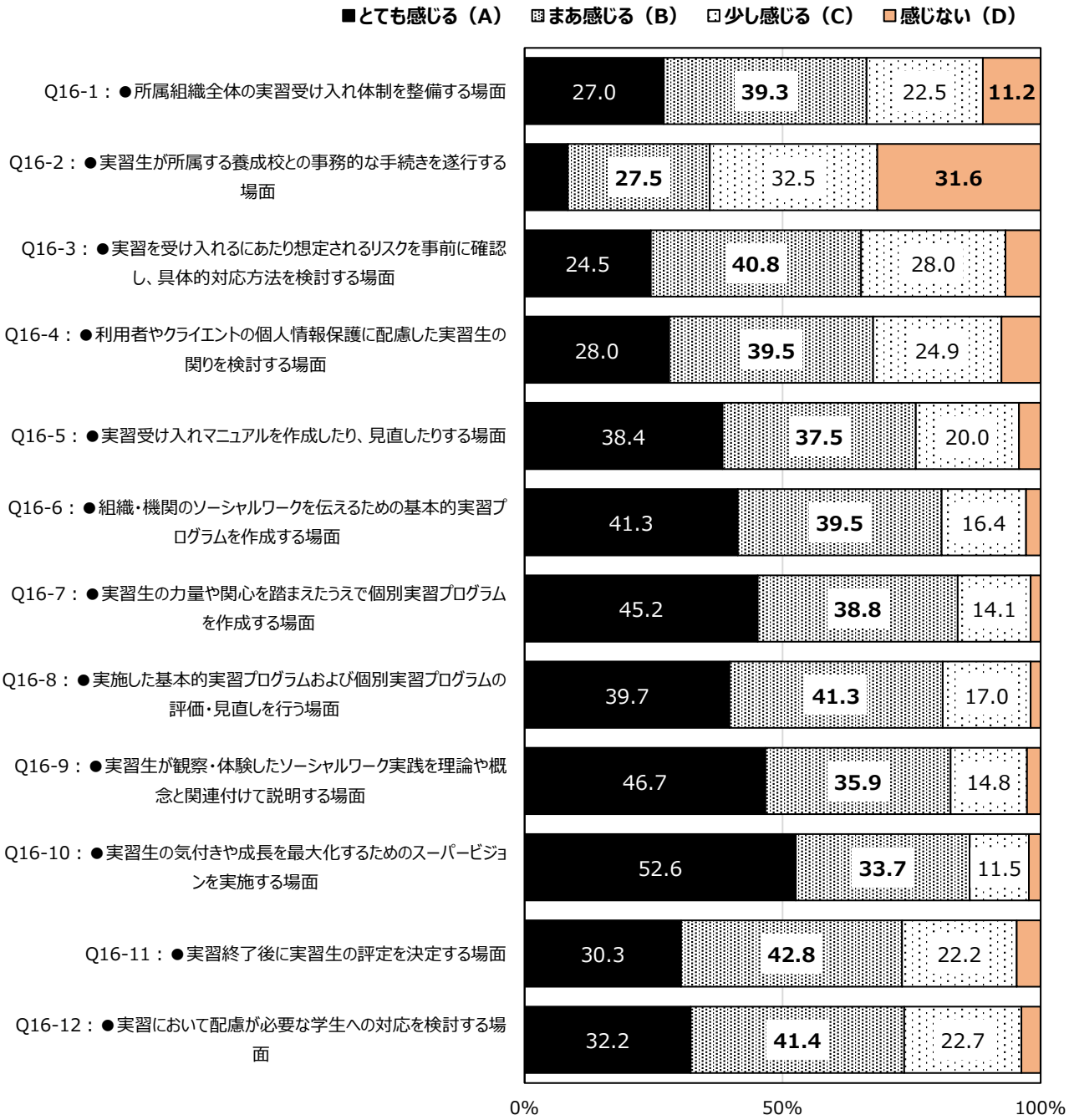

実習指導者としての学びを深める必要があることを感じる場面について、「とても感じる」と「感じない」の回答を比較したのが以下のグラフである。全体的には「とても感じる」が「感じない」を大きく上回る結果となっているが、「問 16-2:実習生が所属する養成校との事務的な手続きを遂行する場面」では「感じない」の回答が 31.6%と「とても感じる」の 8.4%よりも多くなっている。また「問 16-1:所属組織全体の実習受け入れ体制を整備する場面」も「とても感じる」の回答が 27.0%であるのに対して「感じない」が 11.2%となっており、他の質問項目と比べて「とても感じる」と「感じない」の差が少ないことが分かる。全体としては実習プログラム作成や実習生へのスーパービジョンの場面で、多くの回答者が学びを深める必要性を感じていることが明らかになった。

どのような場面で実習指導者としてさらに学びを深める必要を感じるか
(「とても感じる」と「感じない」との比較・選択肢の比較(%))

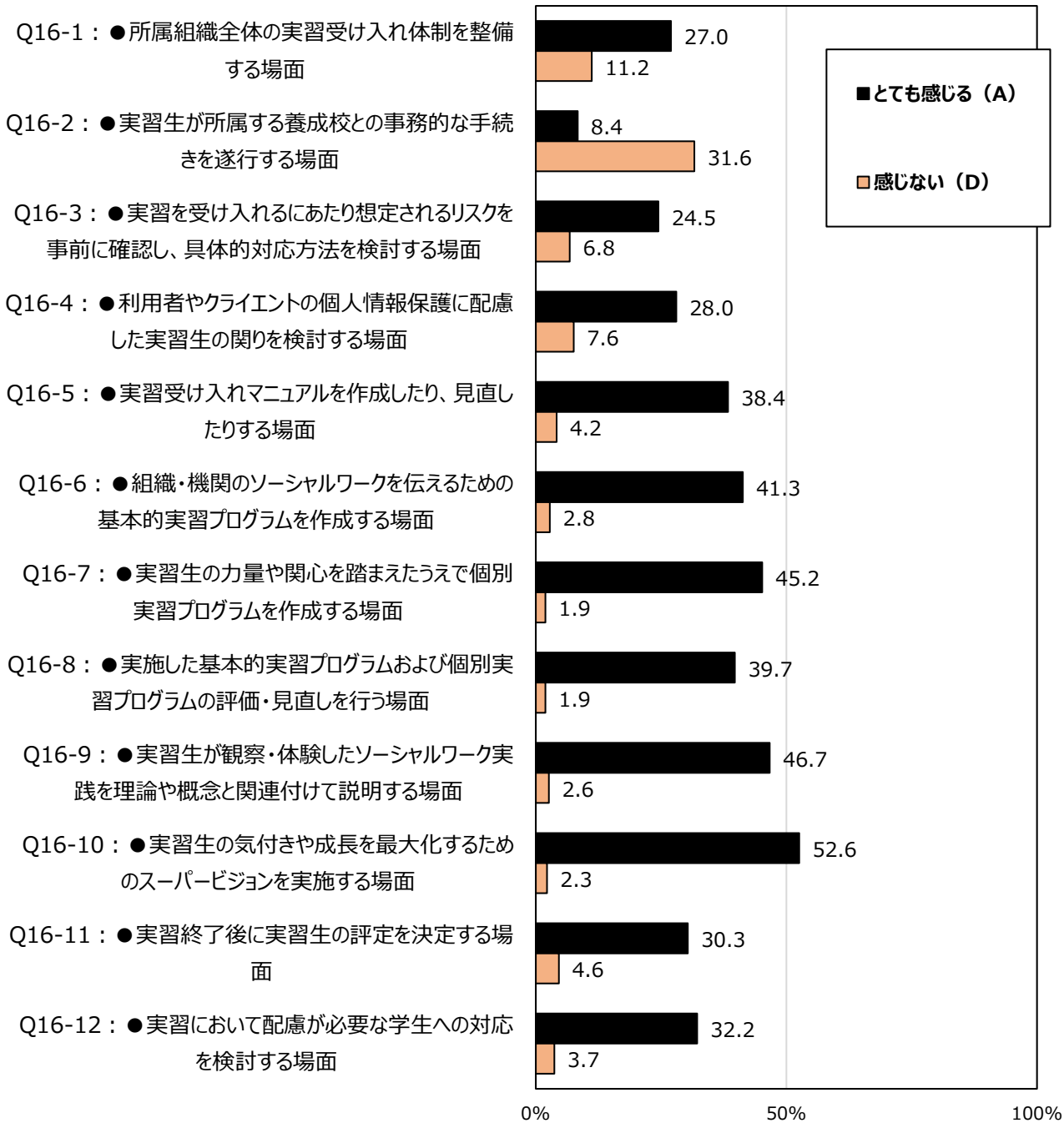

問 17. 2019 年に社会福祉士養成課程のカリキュラムが改正され 2021 年度より施行されます。新カリキュラムでは実習で学ぶべき内容が見直されましたが（別紙参照）、このカリキュラム改正についてどの程度把握していたか、あてはまるもの 1 つに○をしてください。

2019 年に実施された社会福祉士養成課程のカリキュラム改正について、どの程度把握しているのか尋ねたところ、「改正されることは把握していたが内容の把握は不十分」が最も多く 44.1%(N=1,199)、次に多かったのが「改正されることを知らなかった」であり 30.7%(N=835)、さらに「改正されることは把握していたが内容は全然知らない」が 23.9%(N=649)となっていた。「改正内容まで十分に把握していた」と回答した者は 1.3%(N=34)に留まっており、今後現任の実習指導者に対して、新カリキュラムの内容に関する周知活動を進めていくことが重要であり、また必要不可欠であることが示されたといえるだろう。

新カリキュラムの内容の見直しについてどの程度把握していたか

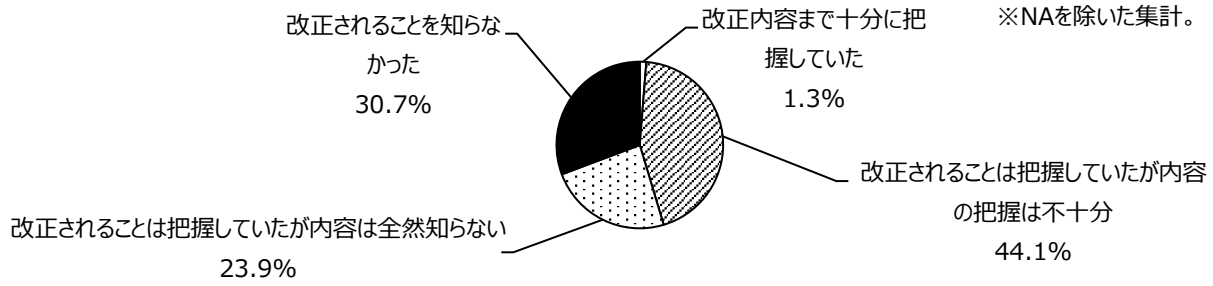

問 18. 新カリキュラムで実習の学ぶべき内容に含まれる以下の実践について、現在の職場の業務としてどの程度実施しているか（現職場での実施度）、また現在の職場に限らず職能団体等の他組織での実践や以前の職場における実践も含めたときにどの程度実践の経験があるのか（社会福祉士としての実践経験）について、それぞれあてはまるもの 1 つに○をしてください。

新カリキュラムにおけるソーシャルワーク実習では、国の通知によって教育に含むべき事項（以下、教育事項）が規定されている。この教育事項のうち、新カリキュラムの特徴が強く示されている 11 の内容について「現職場での実施度」と「社会福祉士としての実践経験」を尋ねた。現職場での実施度では、問 18-1、問 18-2、問 18-6、問 18-7、問 18-9 において「十分に実施している」「まあ実施している」の合計が 5 割を超える結果となった。

現職場での実施度（質問項目の比較(%)）

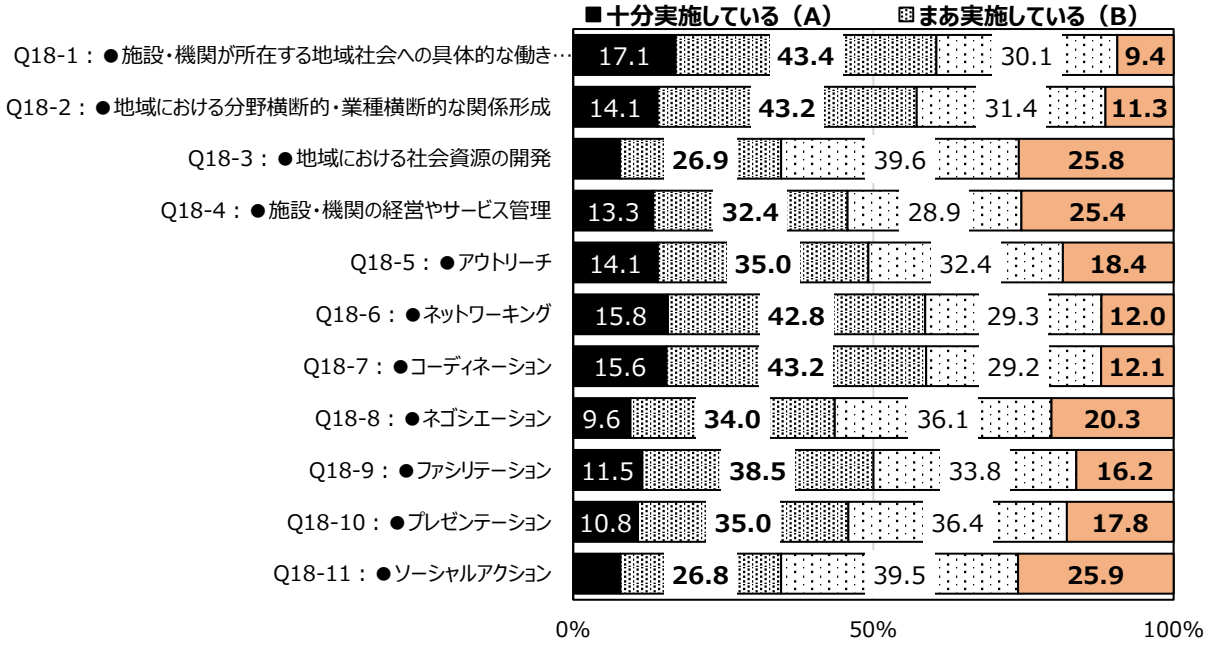

新カリキュラムの実習における教育事項について、「現職場での実施度」に関する回答のうち「十分実施している」と「実施していない」を比較したのが以下のグラフである。「十分実施している」が「実施していない」を上回る回答を示したのは、問 18-1、問 18-2、問 18-6、問 18-7 の4問にとどまり、それ以外の質問項目では「実施していない」が「十分実施している」の回答を上回る結果となった。とりわけ「問 18-3:地域における社会資源の開発」や「問 18-4:施設・機関の経営やサービス管理」、「問 18-11:ソーシャルアクション」では「実施していない」の回答が 25%を超えているのに対して「十分実施している」は 10%前後となり、現在職場で実践していない実習指導者が多くいることが明らかとなった。このような現状も踏まえつつ、新カリキュラムのソーシャルワーク実習では全教育事項を実習生が学べるような実習のあり方を検討することが必要である。

現職場での実施度（「十分実施している」と「実施していない」との比較・選択肢の比較(%)）

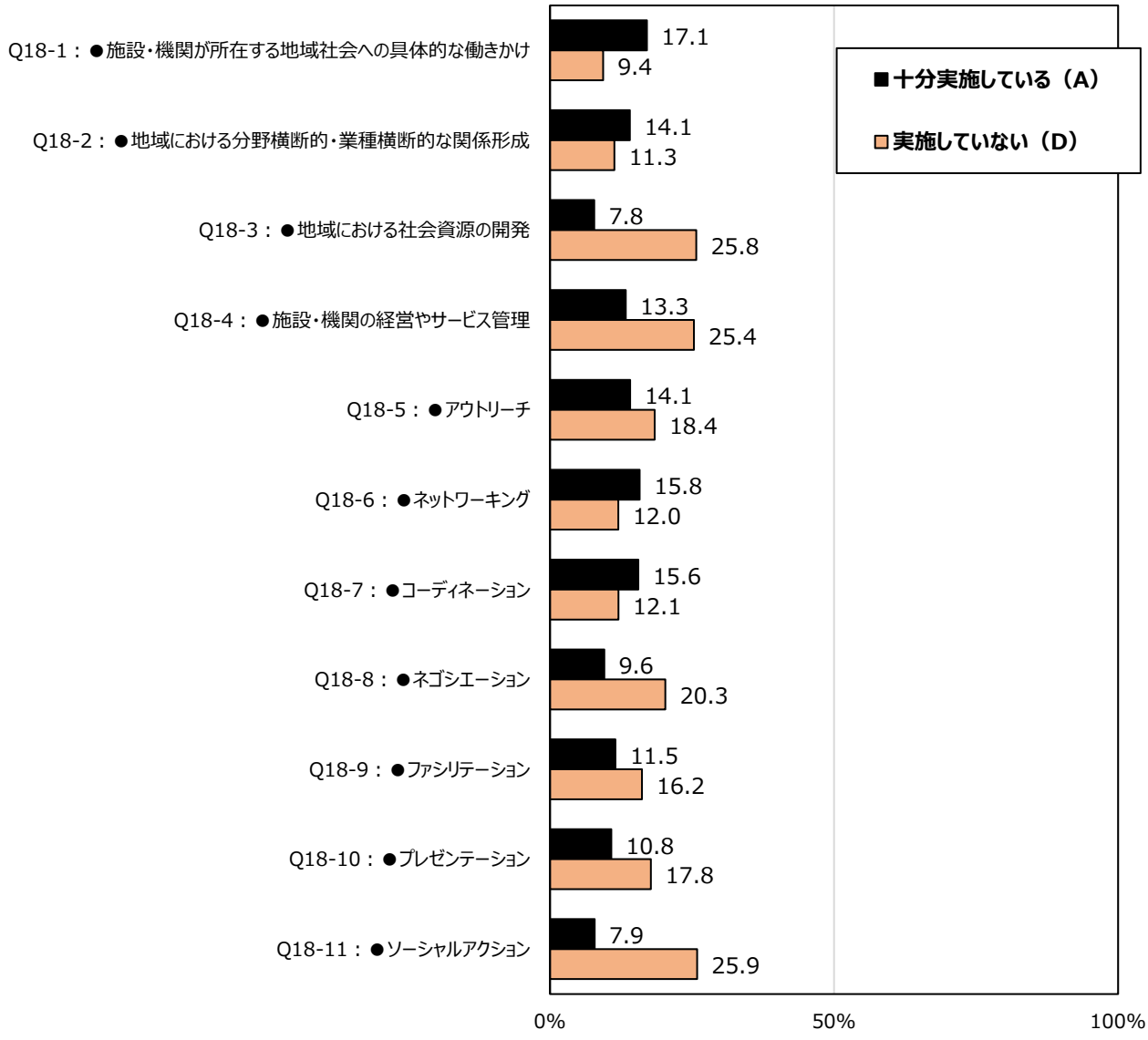

次に新カリキュラムの実習における教育事項について「社会福祉士としての実践経験」を尋ねたところ、以下のような結果が示された。全体的な傾向としては「現職場での実施度」と同様の結果であるが、「現職場での実施度」以上に「十分な実践経験がある」の回答が少なくなっていた。これは現職場において実施していた場合にも、自己評価が社会福祉士として「十分な実践経験がある」まで至っていない実習指導者が一定数いることが考えられる。これには、地域共生社会の実現、地域包括ケアシステムの推進、そして社会福祉法の改正による社会福祉法人の地域公益事業の義務化といった近年の福祉政策の影響を受け、新たに取組みを始めた法人や組織も少なくないという背景があるのではないだろうか。職場としては実施していても新たに始めた取組みであり、社会福祉士の実践経験としてはまだ十分なものではないという回答が多くなったと考察できるだろう。

現職場での実施度（質問項目の比較(%)）

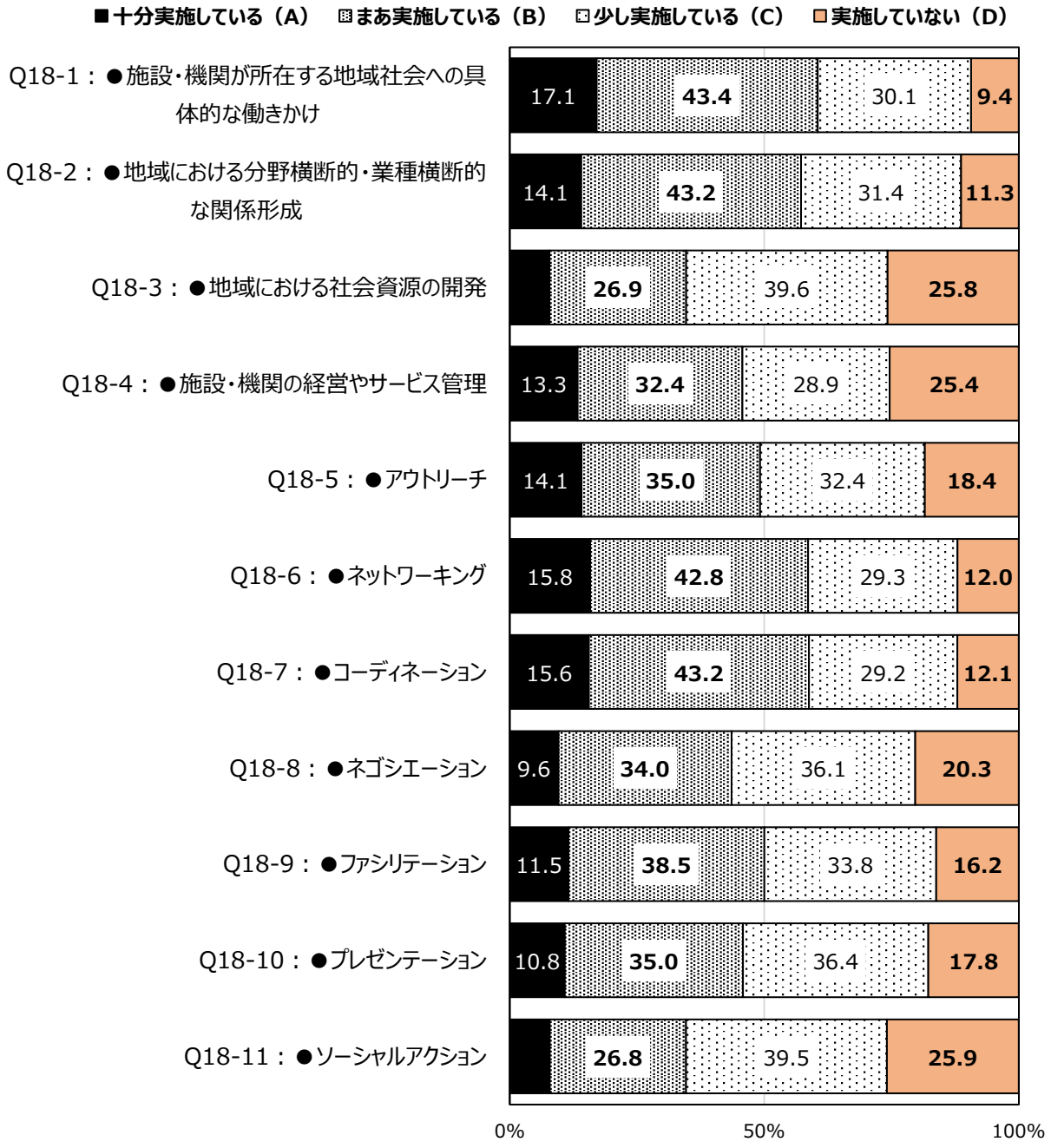

新カリキュラムの実習における教育事項について、「社会福祉士としての実践経験」に関する回答のうち、「十分な実践経験がある」と「全く実践経験がない」を比較したのが以下のグラフである。「社会福祉士としての実践経験」としては全ての質問項目において「全く実践経験がない」と回答した者が「十分な実践経験がある」と回答した者を上回る結果となった。これらの内容は、新カリキュラムにおいて実習の教育に含むべき事項に位置づけられており、本連盟が昨年度に作成した実習評価ガイドラインでもそれぞれ達成目標・行動目標が設定されている。現場の社会福祉士でも、多くの者が「全く実践経験がない」と回答している状況を踏まえつつ、実習生が達成目標・行動目標を到達することができるような実習のあり方を検討していくことが必要になってくるといえるだろう。

現職場での実施度（「十分実施している」と「実施していない」との比較・選択肢の比較(%)）

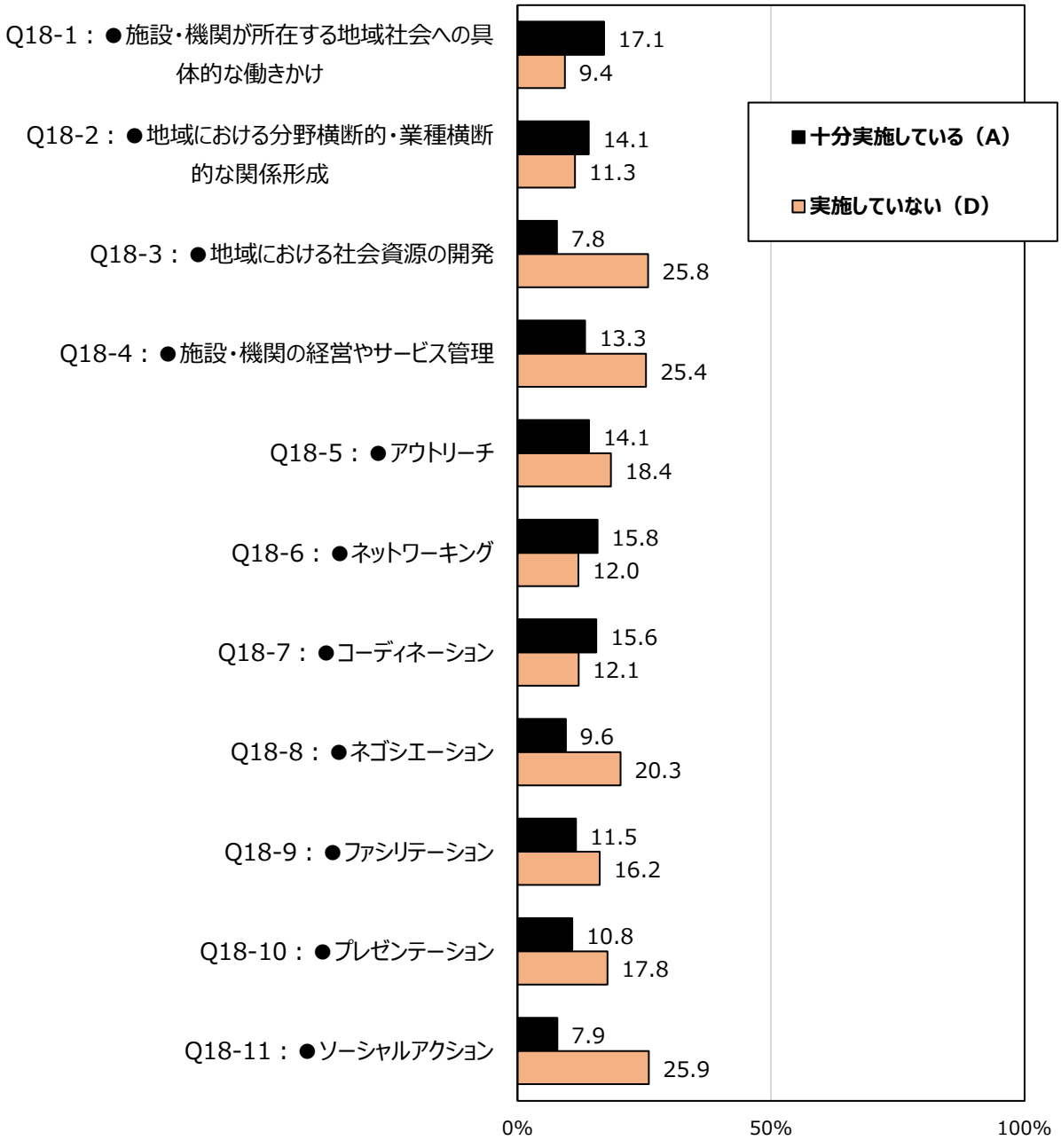

問 19. 新カリキュラムで実習の学ぶべき内容に含まれる以下の実践について、現在の職場で実習生を受け入れた場合、どの程度指導することができるのかお伺いします。実践場面の提示と理論的指導について、それぞれ最もあてはまるもの1つに○をしてください。

問 19 では、新カリキュラムの実習における教育事項について、それぞれ可能な「実践場面の提示」と「理論的指導」を尋ねた。「実践場面の提示」では全ての項目において概ね「関連機関等との連携で実践場面を提示できる」か「自身の経験から終了している事例を提示できる」という回答が最も多くなっていた。

実践場面の提示(質問項目の比較(%))

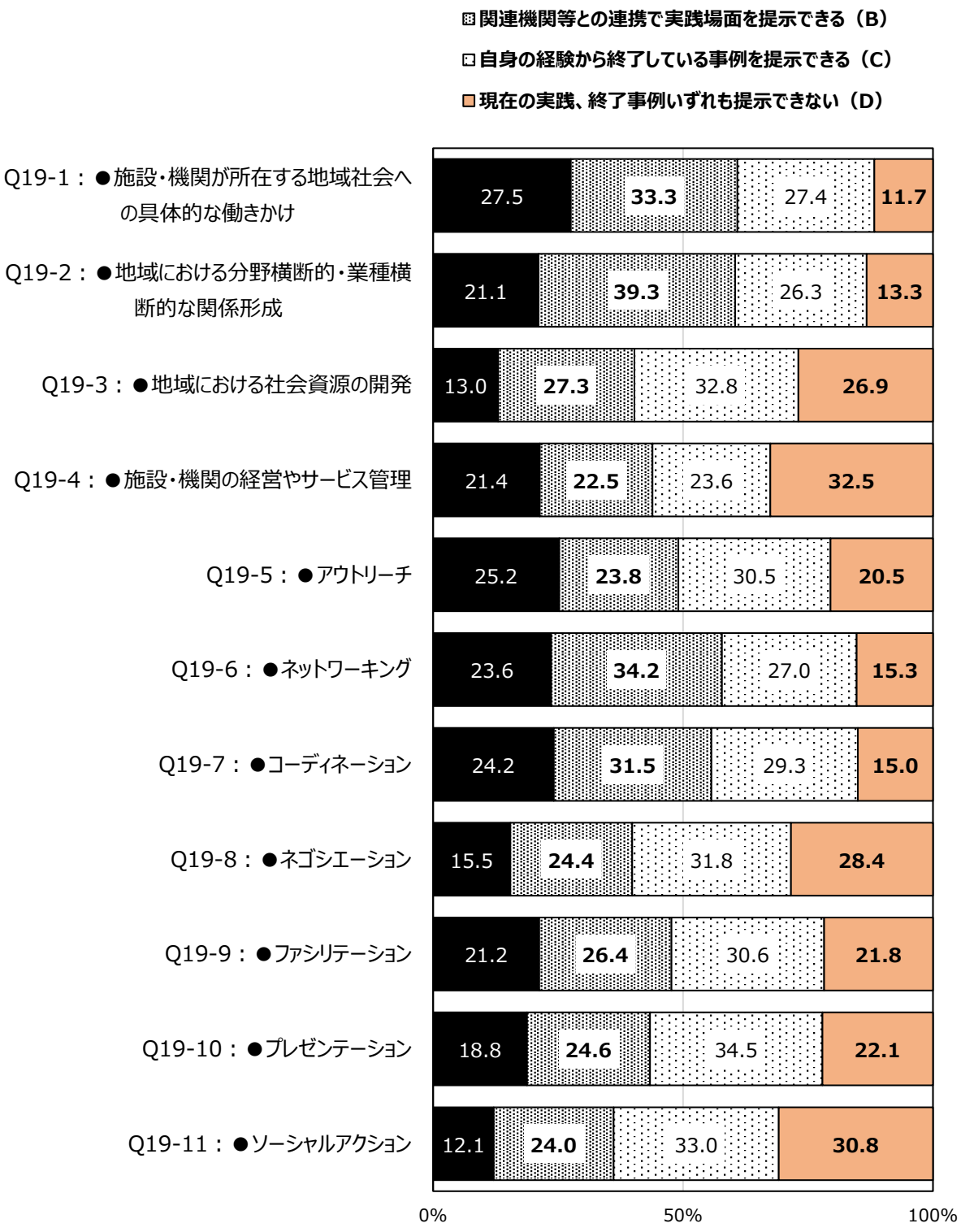

新カリキュラムの実習における教育事項について、「実践場面の提示」に関する回答のうち、「自身の業務・実践において実践場面を提示できる」と「現在の実践、終了事例いずれも提示できない」を比較したのが以下のグラフである。実習中で提示する場面は、実習指導者自身の業務や実践に限定する必要はなく、他機関との連携や終了事例など様々な方法が考えられるだろう。他方で、「現在の実践、終了事例いずれも提示できない」場合には実習としての学びを提供することが難しくなってしまうことが懸念される。各質問項目において「現在の実践、終了事例いずれも提示できない」と回答した者は1割から3割程度いた。回答選択肢に「所属する組織の他の職員や上司との連携で実践場面を提示できる」が設定されていなかったため、これも含めるともう少し「現在の実践、終了事例いずれも提示できない」の回答者は少なくなると考えられる。ただし、「提示できない」と回答した者が、どのようにすればそれらの場面を提示していけるのか、今後の検討すべき課題といえるだろう。

「自身の業務・実践において実践場面を提示できる」と
「現在の実践、終了事例いずれも提示できない」との比較(選択肢の比較(%))

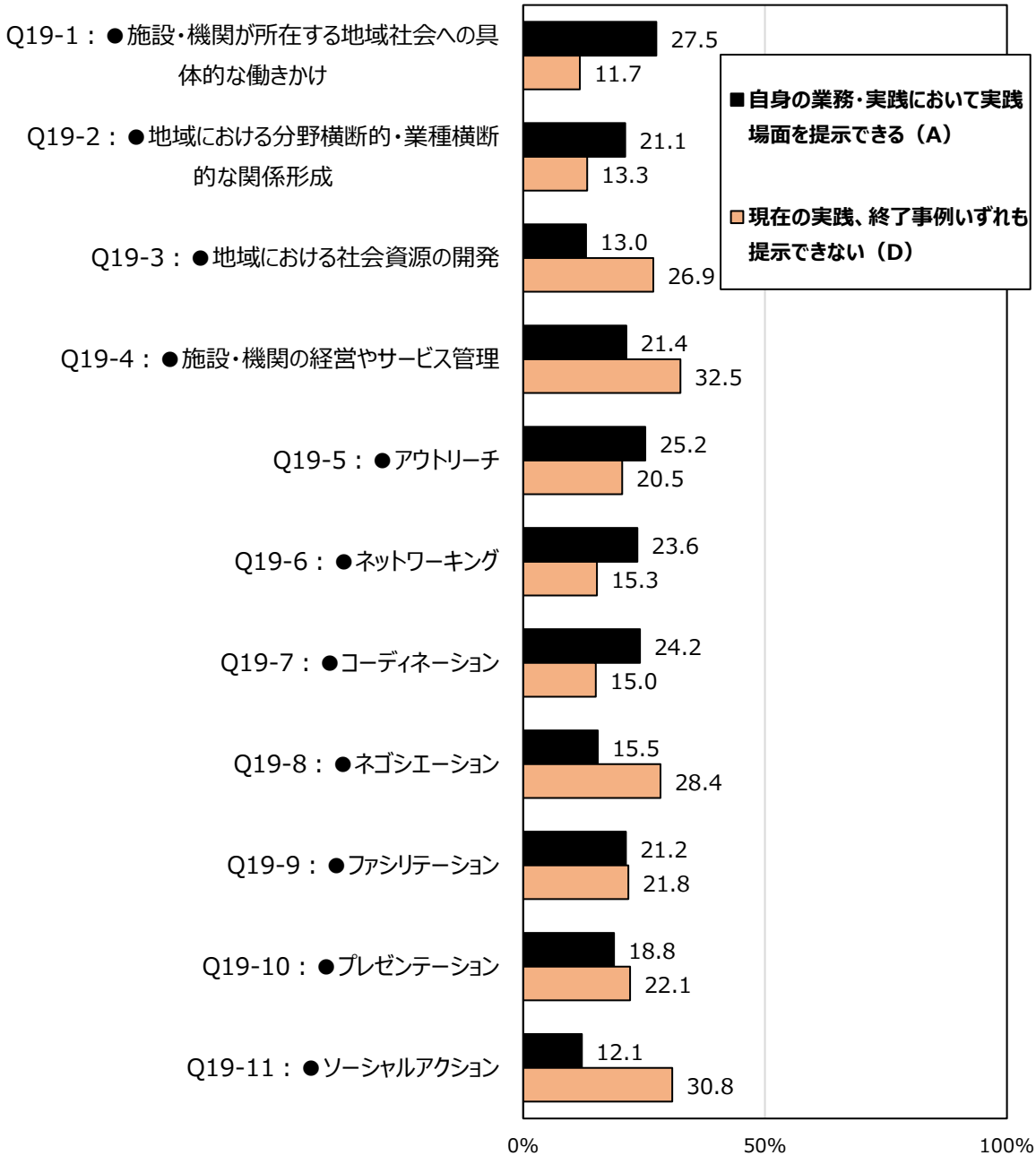

新カリキュラムの実習における教育事項について「理論的指導」を尋ねたところ、以下のような結果が示された。ここでも、「現職場での実施度」と「社会福祉士としての実践経験」との関係と同様、「実践場面の提示」と比較して「十分理論的な指導ができる」という回答が少ないことが明らかとなった。全ての項目において「十分理論的な指導ができる」という回答は 10%未満であり、多くの実習指導者がそれぞれの教育事項について理論的な指導を行うことに懸念を抱いていることが示唆された。また問 19-4、問 19-8、問 19-9、問 19-10、問 19-11 では「十分理論的な指導ができる」と「まあまあ理論的な指導ができる」の回答を合わせても5割未満となっており、指導はできないと考えている実習指導者が半数を超える状況が明らかとなった。

理論的指導(質問項目の比較(%))

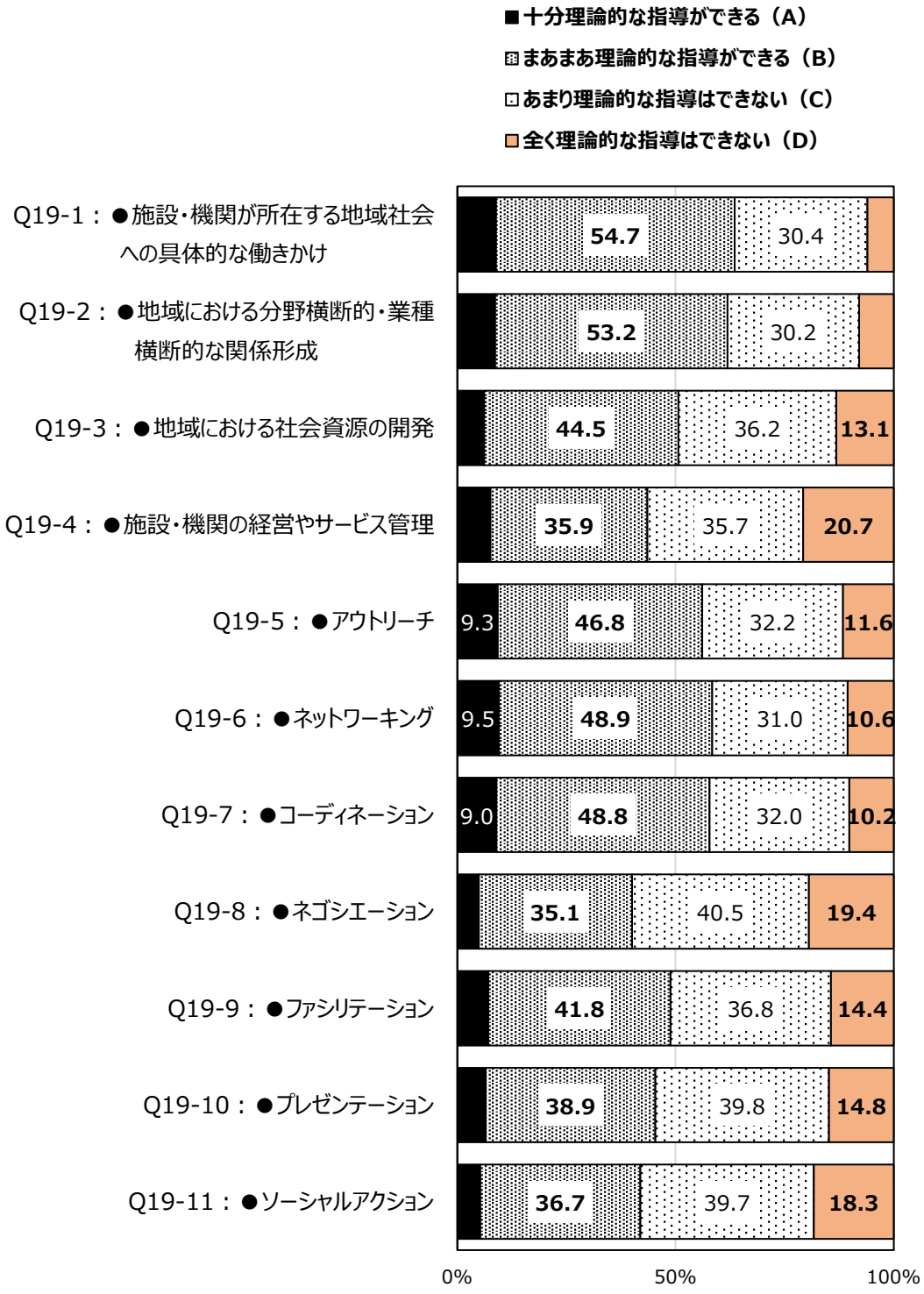

新カリキュラムの実習における教育事項について、「理論的指導」に関する回答のうち、「十分理論的な指導ができる」と「全く理論的な指導はできない」を比較したのが以下のグラフである。「十分理論的な指導ができる」の回答が「全く理論的な指導はできない」の回答を上回ったのは問 19-1 と問 19-2 のみであり、それ以外の質問では「全く理論的な指導はできない」と回答した者が多い結果となった。実習において実習指導者は実践場面を提示するだけでなく、それらを理論的に指導することが求められる。つまり、実践場面を提示できたとしても、それらを理論的に指導することができなければ、実習生が達成目標・行動目標を達成することは難しくなってしまうだろう。ソーシャルワーク実習の目的に向けて、実習指導者がこれらの内容を理論的に指導できるようになるための学びの機会やツールを設けていくことの検討が必要になると考えられる。

理論的指導(「十分理論的指導ができる」と「全く理論的な指導はできない」との比較)
(質問項目の比較(%))

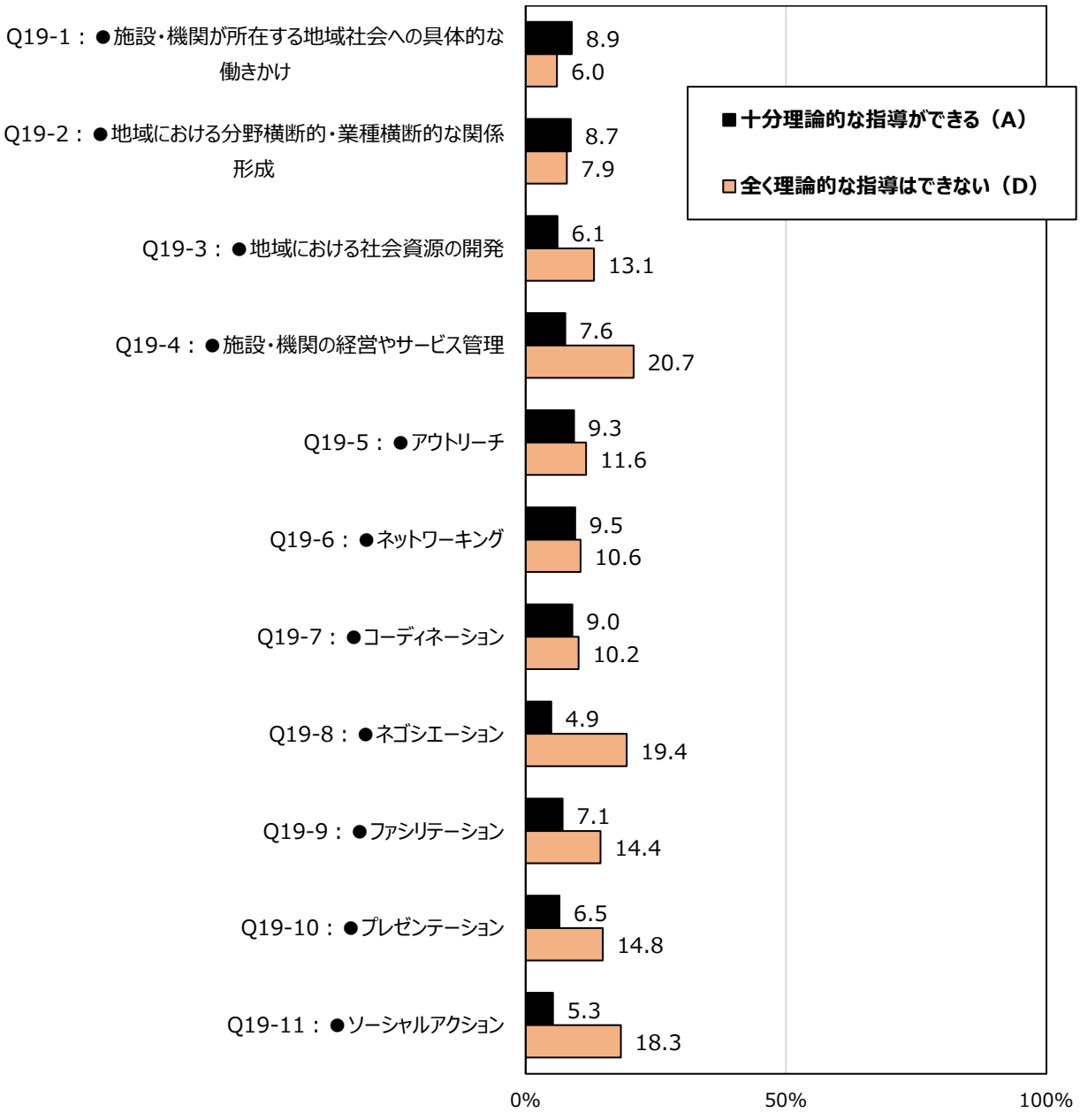

Ⅳ 現在あなたが所属している組織に関する各項目について、あなた自身の考えをお聞きします。

最後に、回答者が現在所属している組織に関する質問を設定した。

具体的な質問としては「20. 所属する組織の法人」、「20-1. 法人の地域公益事業の実施状況(社会福祉法人の場合のみ)」、「20-2. 法人の地域公益的取組の実施状況(社会福祉法人の場合のみ)」、「21. 配属されている施設・機関・事業所」、「22. 施設・機関・事業所が所在する都道府県」、「23. 施設・機関・事業所から社会福祉士養成校までの距離」、「24. 施設・機関・事業所における社会福祉士の実習受入・指導の位置づけ」、「25. 施設・機関・事業所における社会福祉士実習生の全人数(5年間(2016 年度～2020 年度))及び法人に就職した実習生数」、「26. 施設・機関・事業所における社会福祉士の実習生受け入れへの意向」、そして「27. 社会福祉士の実習指導者としての資質向上を目的とした研修受講への施設・機関・事業所への意向」の 10 問を設定した。

問 20. あなたが所属する組織の法人について、あてはまるもの1つに○をつけてください

まず、所属する組織の法人種別については、「社会福祉法人(社会福祉協議会以外)」が最も多く 45.0%(N=1,357)、次いで社会福祉協議会が 16.4%(N=495)、医療法人が 14.7%(N=444)、市町村が 7.3%(N=220)であった。また「その他」も 8.0%(N=242)と、多様な法人に所属する実習指導者から回答が得られたことが分かる。

組織の法人形態

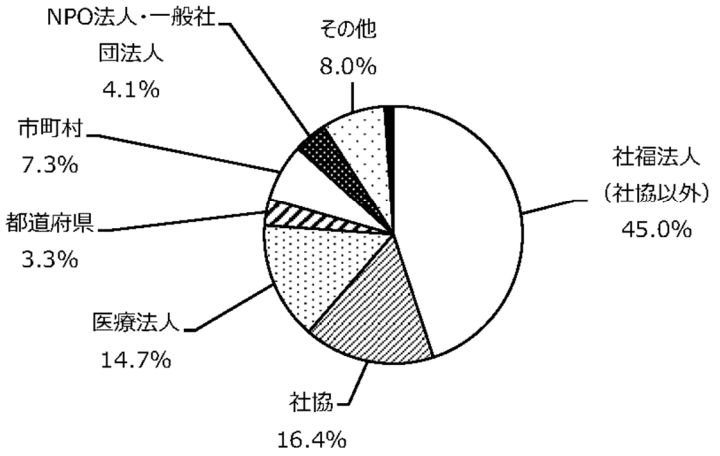

問 20－1 貴法人での地域公益事業の実施状況について、あてはまるもの1つに○をつけてください (問 20 で「1 社会福祉法人」「2 社会福祉協議会」と回答した者のみ回答)

社会福祉法人の地域公益事業の実施状況について、社会福祉法人の社会福祉充実残額と実施・未実施の2点から尋ねたところ、「充実残額はないが実施している」が最も多く 36.8%(N=328)となっていた。次に「充実残額があり実施している」が多く 34.9%(N=311)、そして「充実残額はなく未実施」が 22.4%(N=200)という結果となった。

地域公益事業の実施状況

※分からないとNAを除いた集計。

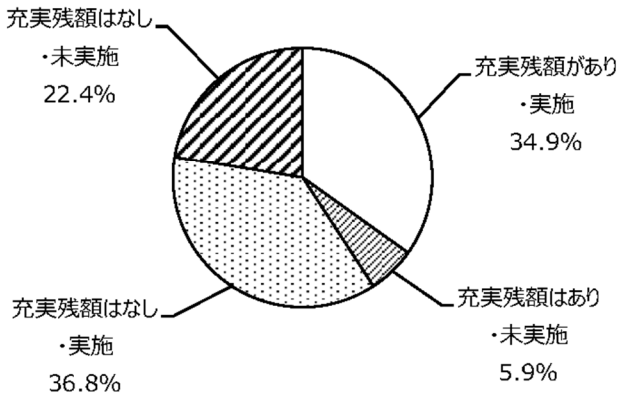

問 20－2　貴法人での地域公益的取組の実施状況について、あてはまるもの1つに○をつけてください（問 20 で「1 社会福祉法人」「2 社会福祉協議会」と回答した者のみ回答）

社会福祉法人の地域公益的取組の実施状況について尋ねたところ、「まあまあ活発に実施している」が最も多く 51.7%(N=612)となった。次いで多かった回答は「あまり活発に実施していない」の 24.4%(N=289)であり、そして「とても活発に実施している」が 15.0%(N=177)、「ほとんど実施していない」の 8.9%(N=105)と続いた。

地域公益的取組の実施状況

※分からないとNAを除いた集計。

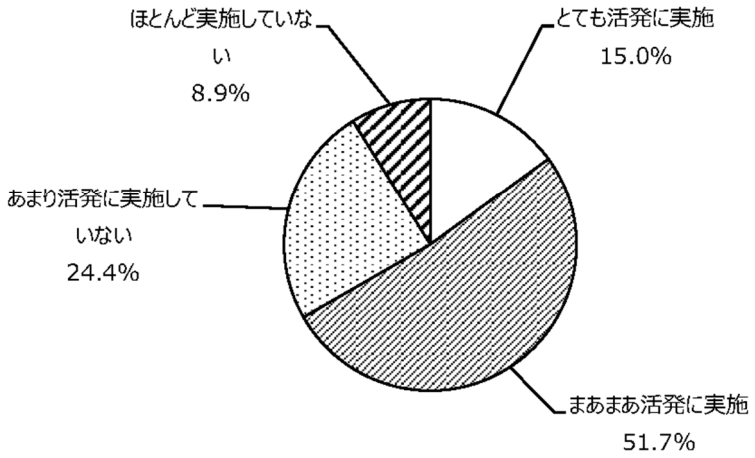

問 21. あなたが配属されている施設・機関・事業所についてあてはまるもの1つに○をつけてください。

配属されている施設・機関・事業所については多様な回答結果が得られた。単独で最も回答が多かったのは医療領域の「病院」であり 21.0%(N=635)であり、次に地域領域の「社会福祉協議会」が 13.1%(N=394)となった。

施設・機関・事業所の領域と種別

	領域	種別	回答数	%
C1	**行政領域**	福祉事務所	94	3.1
C2		児童相談所	50	1.7
C3	**5.4%**	その他	19	0.6
C4	**地域領域**	社会福祉協議会	394	13.1
C5		地域包括支援センター	351	11.6
C6	**25.0%**	その他	10	0.3
C7	**医療領域**	病院	635	21.0
C8		診療所	9	0.3
C9	**21.3%**	その他	0	0.0
C10	**高齢者領域**	特別養護老人ホーム	184	6.1
C11		老人保健施設	69	2.3
C12		通所介護事業所	29	1.0
C13	**18.8%**	その他	283	9.4
C14	**障害児/者領域**	障害者支援施設	129	4.3
C15		障害者生活介護	90	3.0
C16		障害者就労支援	158	5.2
C17		相談支援事業所	39	1.3
C18		障害児通所支援事業所	23	0.8
C19		障害児入所支援施設	37	1.2
C20	**19.0%**	その他	97	3.2
C21	**児童領域**	児童養護施設	33	1.1
C22		母子生活支援施設	20	0.7
C23	**2.6%**	児童自立支援施設	25	0.8
C24	**その他**	その他	15	0.5
C25	**1.9%**	独立型社会福祉士事務所	42	1.4
	NA		182	6.0
	全体		3,017	100.0

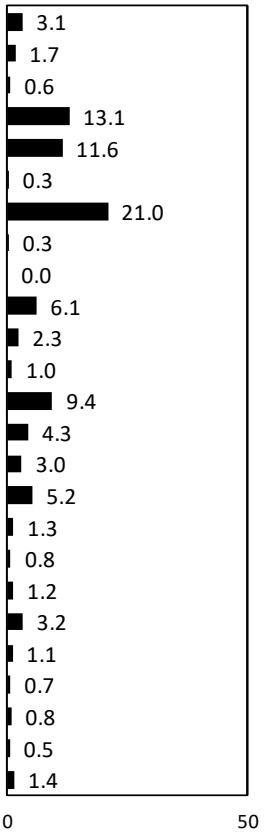

問 22. 現在あなたが配属されている施設・機関・事業所が所在する都道府県を教えてください。

配属されている施設・機関・事業所が所在する都道府県について尋ねたところ、最も多かったのは「大阪府」の 8.0%(N=242)であり、その後「北海道」が 6.4%(N=193)、「神奈川県」が 5.8%(N=176)、「福岡県」が 5.3%(N=160)の回答が多くなっていた。回答者数が 1 桁の都道府県も複数あり、全体として回答者数のばらつきは見られるものの、47 都道府県全ての実習指導者から回答が得られた結果となった。

施設・機関・事業所の所在地（都道府県）

	回答数	%		回答数	%		回答数	%
北海道	193	6.4	石川県	17	0.6	岡山県	80	2.7
青森県	34	1.1	福井県	20	0.7	広島県	71	2.4
岩手県	8	0.3	山梨県	36	1.2	山口県	46	1.5
宮城県	32	1.1	長野県	59	2.0	徳島県	7	0.2
秋田県	6	0.2	岐阜県	45	1.5	香川県	27	0.9
山形県	11	0.4	静岡県	136	4.5	愛媛県	30	1.0
福島県	63	2.1	愛知県	111	3.7	高知県	23	0.8
茨城県	14	0.5	三重県	45	1.5	福岡県	160	5.3
栃木県	43	1.4	滋賀県	38	1.3	佐賀県	28	0.9
群馬県	68	2.3	京都府	108	3.6	長崎県	42	1.4
埼玉県	81	2.7	大阪府	242	8.0	熊本県	77	2.6
千葉県	95	3.1	兵庫県	144	4.8	大分県	36	1.2
東京都	140	4.6	奈良県	13	0.4	宮崎県	31	1.0
神奈川県	176	5.8	和歌山県	13	0.4	鹿児島県	32	1.1
新潟県	135	4.5	鳥取県	16	0.5	沖縄県	71	2.4
富山県	21	0.7	島根県	36	1.2			
						NA	57	1.9
						全体	3,017	100

問 23. 現在あなたが配属されている施設・機関・事業所から社会福祉士養成校までの距離について、あてはまるもの1つに○をつけてください（選択肢の（）内の時間は車・公共交通機関であなたの職場から最も近い養成校への移動に要するおおよその時間を表します）。

施設・機関・事業所と社会福祉士養成校までの距離については、「まあまあ近い（1時間程度）」が最も多く 42.5%(N=1151)の回答があった。次に多かったのが「とても近い(30 分以内)」であり 24.2%(N=656)、そして「少し遠い（1時間 30 分程度）」が 19.5%(N=529)となっていた。他方で、「まあまあ遠い（2時間程度）」、「とても遠い（3時間以上）」という回答者もそれぞれ 9.7%（N=263）、4.1%(N=112)おり、社会福祉士養成校から離れた位置にある施設・機関・事業所に配属されている実習指導者からも回答を得ることができた。

施設・機関・事業所から養成校までの距離（時間）

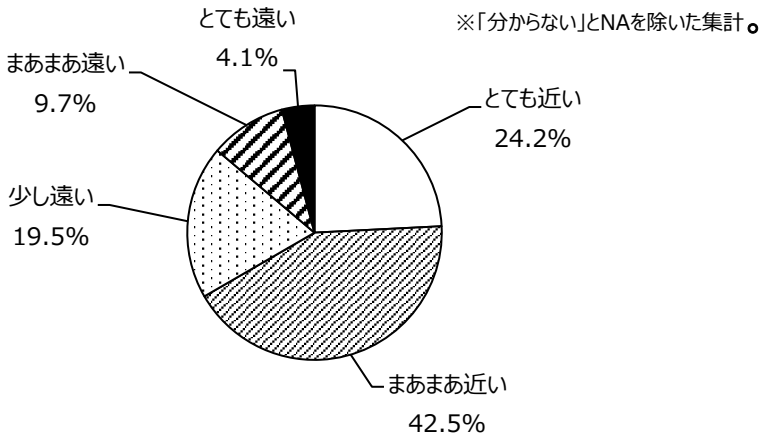

問 24. 現在あなたが配属されている施設・機関・事業所では、社会福祉士の実習受入・指導はどのように位置付けられていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。

配属されている施設・機関・事業所において、社会福祉士の実習受入・指導がどのように位置付けられているのか尋ねたところ「組織の正式な業務に位置づけられている」が最も多く、53.2%(N=1,604)の回答があった。次が「どちらかというと組織の正式な業務に位置づけられている」の 26.7%(N=806)であり、この2つを合わせると約 8 割の回答者が実習受入・指導は組織の正式な業務として位置づけられていると回答していることが分かる。他方で、「どちらかというと組織の正式な業務ではなく、実習指導者個人の取り組みとして位置づけられている(14.0%(N=423))」、「組織の正式な業務ではなく実習指導者個人の取組として位置づけられている(3.1%(N=95))」という回答もあり、2割弱の回答者が所属する施設・機関・事業所では社会福祉士の実習受入・指導が実習指導者個人の取り組みとして位置づけられている状況があることも明らかとなった。

所属している施設・機関・事業所における
社会福祉士の実習受入・指導の位置づけ

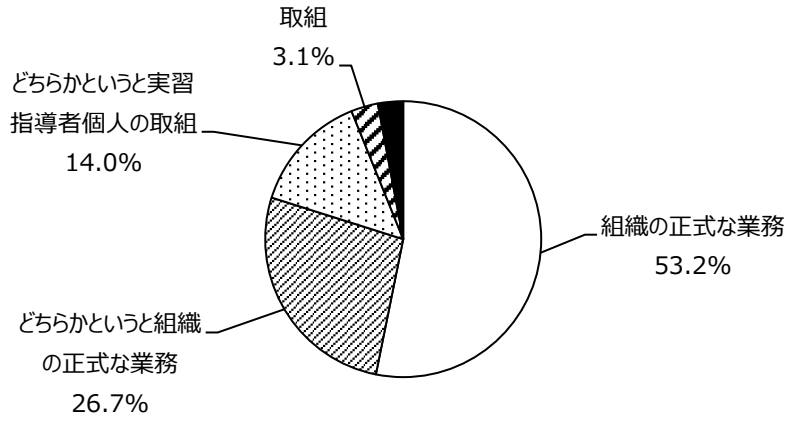

問 24－1　実習指導者に対して組織的にどのようなバックアップがありますか。以下の欄に記述してください
（問 24 で「1　組織の正式な業務に位置づけられている」「2　どちらかというと組織の正式な業務に位置づけられている」と回答した者のみ回答）

※自由記述にて回答を求めた。回答については参考資料として本連盟 HP へ別途掲載する。
http://jaswe.jp/research.html

問 25. 現在あなたが配属されている施設・機関・事業所では、この5年間(2016 年度～2020 年度)で受け入れた社会福祉士実習生の全人数を教えてください。また、そのうち貴組織の法人に就職した実習生がいれば、その人数も教えてください。

配属されている施設・機関・事業所における社会福祉士実習生の受け入れ人数(2016～2020 年度)では、「0人」が最も多く 17.0%(N=472)の回答があった。問 8 では、実習指導者として実習生を担当した人数を聞いているが、ここで「0人」と回答した者よりもこの回答が少なかったのは、配属されている施設・機関・事業所において他の実習指導者が担当して実習生を受け入れた場合があるためである。そして実習生を受け入れている場合には「5 人」が最も多くなっており、10.3%(N=284)という回答があった。平均すると1年に1人程度の実習生を受け入れている実習施設等が多いことが分かる。他方で、「16 人以上」の回答も 10.7%(N=295)あり、多くの実習生を受け入れている施設・機関・事業所が一定数あることが示された。

また受け入れた実習生のうち、施設・機関・事業所を運営する法人に就職した者については、「0人」という回答が最も多く 75.7%(N=2,058)の回答があった。ただし、「1人以上」と回答した者も 24.3%(N=662)おり、実習生受け入れが法人の人材確保につながる場合があることが示された。

この5年間で受け入れた社会福祉士実習生数

	回答数	%	NA除く%	
0人	472	15.6	17.0	17.0
1人	251	8.3	9.1	
2人	225	7.5	8.1	
3人	207	6.9	7.5	42.0
4人	194	6.4	7.0	
5人	284	9.4	10.3	
6人	150	5.0	5.4	
7人	86	2.9	3.1	
8人	128	4.2	4.6	21.5
9人	67	2.2	2.4	
10人	166	5.5	6.0	
11人	39	1.3	1.4	
12人	46	1.5	1.7	
13人	51	1.7	1.8	8.8
14人	29	1.0	1.0	
15人	79	2.6	2.9	
16-20人	114	3.8	4.1	
21-25人	65	2.2	2.3	
26-30人	41	1.4	1.5	
31-35人	12	0.4	0.4	10.7
36-40人	16	0.5	0.6	
40-45人	11	0.4	0.4	
45-49人	18	0.6	0.7	
50人以上	18	0.6	0.7	
NA	248	8.2		
全体	3,017	100.0	100.0	100.0

2,769 (NA除く)

受け入れた実習生のうち組織の法人に就職した実習生数

	回答数	%	NA除く%	
	2,058	68.2	75.7	75.7
	440	14.6	16.2	
	151	5.0	5.6	
	36	1.2	1.3	24.0
	16	0.5	0.6	
	9	0.3	0.3	
	3	0.1	0.1	
	1	0.03	0.04	
	0	0.0	0.0	0.33
	1	0.03	0.04	
	4	0.1	0.1	
	1	0.03	0.04	
	0	0.0	0.0	
	0	0.0	0.0	0.04
	0	0.0	0.0	
	0	0.0	0.0	
NA	297	9.8		
全体	3,017	100.0	100.0	100.0

2,720 (NA除く)

実習生が就職した組織	24.3	%

問 26. あなたが配属されている施設・機関・事業所における社会福祉士の実習生を受け入れることへの意向について、あてはまるもの1つに○をしてください。

施設・機関・事業所の社会福祉士実習生受け入れへの意向では、「どちらかというと積極的である」が最も多く 39.1%(N=1,180)、次に「積極的である」が多く 30.6%(N=922)となっており、合わせて約7割の回答者の施設・機関・事業所で社会福祉士実習生受け入れに積極的な意向を持っていることが明らかとなった。他方で、少ないながらも「どちらかというと消極的である(4.2%(N=126))」、「消極的である(2.7%(N=91))」と消極的な意向を持つ法人も存在することが示された。

社会福祉士の実習生を受け入れることへの意向について（組織の意向）

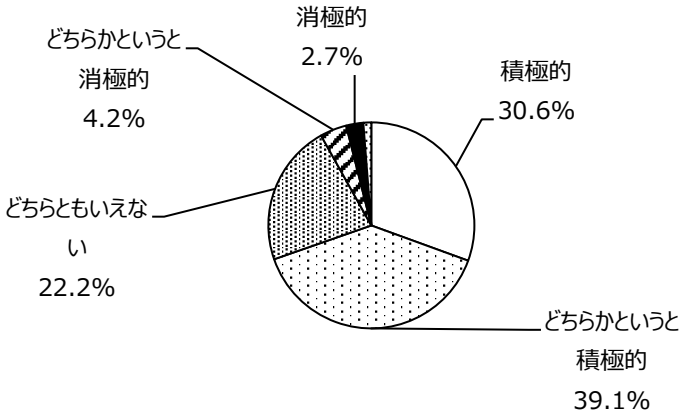

問 27. あなたが配属されている施設・機関・事業所は、あなたが社会福祉士の実習指導者としての資質向上を目的とした研修を受けることに対してどのような意向をお持ちですか。あてはまるもの1つに○をしてください。

社会福祉士の実習指導者としての資質向上を目的とした研修受講への施設・機関・事業所への意向では、「肯定的である」が 50.5%(N=1,403)、「そちらかというと肯定的である」が 35.4%(N=984)となっており、かなり多くの施設・機関・事業所が実習指導者としての資質向上を目的とした研修を受けることに肯定的であることが示された。またそれ以外の回答では「どちらともいえない」が 13.2%(N=367)となっており、否定的という回答はほとんど見られなかった。

実習指導者としての資質向上を目的とした研修を受けることに対する組織の意向

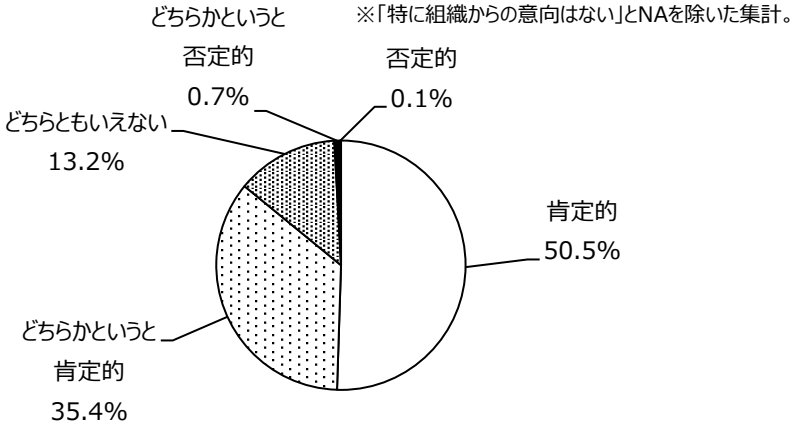

問 26 の施設・機関・事業所の社会福祉士実習生受け入れへの意向と、問 27 の社会福祉士の実習指導者としての資質向上を目的とした研修受講への施設・機関・事業所への意向の結果を比較したものが以下のグラフである。先にも述べたとおり、社会福祉士の実習指導者としての資質向上を目的とした研修受講に否定的な意向を持つ組織はほとんど見られないが、実習生受け入れには否定的な意向を持つ組織が存在することが分かる。逆にみれば、

実習生を受け入れることに対して積極的な意向を持っていない組織においても、実習指導者としての研修を受講することに対しては積極的な意向を持っている場合が存在していることも分かる。この意向の差には、施設・機関・事業所側から見える実習生を受け入れることのメリット・デメリット、職員が研修を受講することのメリット・デメリットが影響していると考えられる。今後は実習生を受け入れることで生じる影響について、さらに施設・機関・事業所から見えるように可視化していくことが必要といえるだろう。

Q26:社会福祉士の実習生を受け入れることへの意向				Q27：職員が実習指導者としての資質向上を目的とした研修を受けることに対する意向			
ランク・選択肢		回答数	%	ランク・選択肢		回答数	%
ランク1	積極的	922	30.9	ランク1	肯定的	1,403	50.5
ランク2	どちらかというと積極的	1,180	39.6	ランク2	どちらかというと肯定的	984	35.4
ランク3	どちらともいえない	670	22.5	ランク3	どちらともいえない	367	13.2
ランク4	どちらかというと消極的	126	4.2	ランク4	どちらかというと否定的	20	0.7
ランク5	消極的	81	2.7	ランク5	否定的	4	0.1
全体		2,979	100.0	全体		2,778	100.0
※NAを除いた集計。				※「特に組織からの意向はない」とNAを除いた集計。			

Q26とQ27の比較

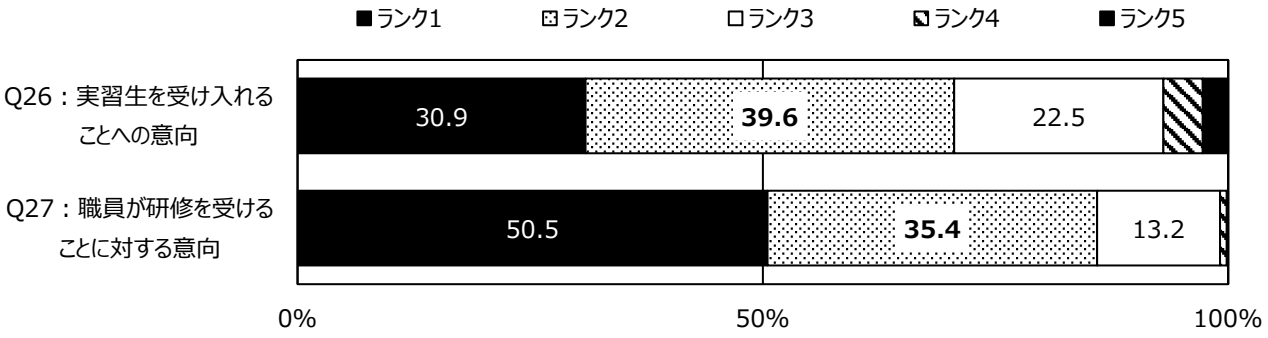

※以下の設問については、自由記述にて回答を求めた。回答については参考資料として本連盟 HP へ別途掲載する。

http://jaswe.jp/research.html

問 28. 社会福祉士の実習指導にWeb会議システムなどのICT（情報通信技術）を活用する場合、ICT活用に向けた不安や（実際に今年度活用された方は）活用して難しかった点等について、あなたのご意見を自由に記述してください。

問 29. 実習指導における教育効果や教育の質を担保するために、ICT（情報通信技術）の活用の問題点や導入の課題と考える点等について、あなたのご意見を自由に記述してください。

問 30. 現在、社会福祉士 実習指導者講習会は基本的に都道府県社会福祉士会が実施されていますが、事業者・事業者団体（各種法人や社会福祉法人経営者協議会など）や養成校・養成校団体（各養成校や日本ソーシャルワーク教育学校連盟各ブロックなど）が参画して協働実施することを想定した場合、その実施方法に対するあなたのご意見を教えてください。

問 31. その他、社会福祉士養成に関してご意見がありましたら、ご自由にお書きください。

4 社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験受験者調査

４－１　調査の目的

本調査は、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟（以下、「本連盟」という。）が、本連盟に入会する養成校の在校者及び既卒者の進路意向及び就労の状況を把握し、今後の福祉人材確保対策推進、社会福祉分野への進学推進、及び今後のソーシャルワーク教育の充実のための参考資料とすることを目的として実施した。また、新型コロナウイルス感染症により養成校で行われることとなった遠隔授業についても質問し、ICT の利用に関する実態を把握した。

４－２　調査の対象及び方法

本調査の対象は、本連盟が 2020 年 10 月３日から 11 月３日の間で実施した「2020 年度社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験」の受験者 8,656 名を対象に、会員校を会場で実施した受験者については模擬試験終了後に各会場において調査票に記入する時間を確保し、自記式により回答を得た。また、在宅で試験を実施した受験者については模擬試験問題に調査票を同封し、自記式で回答した調査票を郵送により回収した。

４－３　本調査における倫理的配慮と情報に関する取り扱い

模擬試験受験者に対し、本調査への回答は任意であること、回答の有無あるいは内容によって回答者に不利益が生じないこと、本調査への回答をもって本調査への同意を得たものとすることを事前に書面にて確認を行い、調査を実施した。

また、回収した回答はすべて統計的に処理し、個別の氏名、学校名、受験番号、各自の模擬試験の得点、問題の解答番号等は公表しない。

４－４　調査内容

調査票の質問項目は以下のとおりである。

Q1 あなたの年齢（年代）を選んでください。
Q2 国家試験の受験予定について、当てはまるものを１つ選んでください。
Q3 上記Q2 で１又は２を選んだ方にお伺いします。受験予定の国家試験を選んでください。（複数回答可）
Q4 あなたは学校（養成校）で実習（社会福祉士・精神保健福祉士の受験資格を得るために必要な「相談援助実習」）を行いましたか？または新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、代替実習（「相談援助実習」を現場の施設以外で実施）を行いましたか？当てはまるものを１つ選んでください。
Q5 あなたが学校（養成校）で実習を行った分野（代替実習の場合はプログラム）をすべて選んでください。（複数回答可）
Q6 上記Q4 で１、３を選択した方（施設・機関に実習に行った方）にお伺いします。実習が就職予定先・就職活動先（就労されている方は現在勤務先）の選択にあたり、与えた影響について、当てはまるもの１つ選んでください。
Q7 上記Q6 で１、２、３、４（５以外）を選択した方にお伺いします。誰または何から影響を受けたかについて当てはまるものを選んでください。（複数回答可）
Q8 上記Q6 で１または２を選択した方にお伺いします。就職予定先・就職活動先（就労されている方は現在勤務先）の選択に関して、当てはまるもの１つ選んでください。
Q9 あなたが社会福祉分野の学校（養成校）で学ぶことを目指した（意識した）年代を１つ選んでください。
Q10 あなたが社会福祉分野の学校（養成校）で学ぶことを目指した理由を選んでください。（複数回答可）
Q11 あなたが社会福祉分野への就労を目指した（意識した）年代を１つ選んでください。
Q12 あなたが社会福祉分野での就労を目指した理由を選んでください。（複数回答可）
Q13 あなたが社会福祉分野への就労や学校（養成校）を目指した際、周囲に否定的な反応を示した方はいましたか。当てはまる人を選んでください。（複数回答可）
Q14 あなたの現在の就職、就職活動の状況を１つ選んでください。
Q15 上記Q14 で２を選択した方にお伺いします。本年度に内定が出た時期を１つ選んでください。
Q16 上記Q14 で１ または２を選択した方にお伺いします。就労形態を１つ選んでください。
Q17 あなたの就職予定先・就職活動先（就労されている方は現在勤務先）の分野を選んでください。（複数回答可）
Q18 あなたの就職予定先・就職活動先（就労されている方は現在勤務先）の運営主体を１つ選んでください。
Q19 あなたが就職予定先・就職活動先（就労されている方は現在勤務先）を選ぶにあたって、影響のあった学校（養成校）の在学中の体験等のうち、当てはまるもの３つまで選んでください。
Q20 あなたが就職予定先・就職活動先（就労されている方は現在勤務先）を選ぶにあたって、学校（養成校）の在学中に影響を受けた人のうち、当てはまるもの３つまで選んでください。
Q21 あなたが就職予定先・就職活動先（就労されている方は現在勤務先）を選ぶ上で重視することについて、当てはまるもの５つまで選んでください。

Q22 就職（就労されている方は転職）に関する情報をどこから得ていますか。（複数回答可）
Q23 2020 年度、学校（養成校）で相談援助実習指導、精神保健福祉援助実習指導の科目で遠隔授業を経験された方にお伺いします。遠隔授業を受講した感想等を教えてください。（複数回答可）
Q24 2020 年度、学校（養成校）で相談援助演習、精神保健福祉援助演習の科目で遠隔授業を経験された方にお伺いします。遠隔授業を受講した感想等を教えてください。（複数回答可）
Q25 2020 年度、学校（養成校）で代替実習（「相談援助実習」を現場の施設以外で実施）を経験された方にお伺いします。代替実習の感想等を教えてください。（複数回答可）
Q26 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、学業・生活を行う上で、経済的な負担がありますか？当てはまるもの 1 つ選んでください。
Q27 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、就職活動の負担が増えましたか？当てはまるもの 1 つ選んでください。

４－５　回収状況

受験者 8,656 名のうち、本調査の調査票質問項目にすべて NA だった 1,211 名を除外し、7,455 名の回答を有効回答とし、有効回答率 86.1%であった。

４－６　調査結果

・模試受験者属性１：学校区分

四年制大学が 64.4%、養成施設が 21.4%、その他が 13.7%であった。

	度数	%
四年制大学等	4793	64.4
養成施設	1594	21.4
短大・専門学校	35	0.5
その他	1023	13.7
合計	7445	100.0

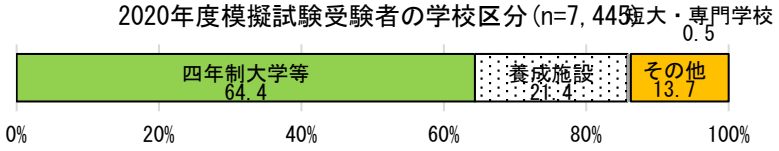

・模試受験者属性２：在校・既卒の別

	度数	%
在校生	5638	75.7
既卒者	163	2.2
無回答	1644	22.1
合計	7445	100.0

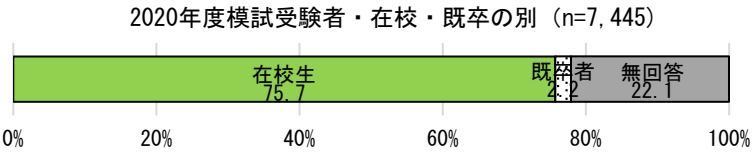

在校生が 75.7%、既卒者が 2.2%、NA が 22.1%であった

・模試受験者属性３：通信・通学の別

通信・通学の別では、通学課程が 65.1%、通信課程が 10.9%、NA が 24%であった。

	度数	%
通学	4848	65.1
通信	810	10.9
無回答	1787	24.0
合計	7445	100.0

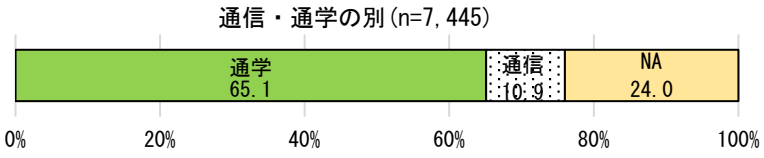

・模試受験者属性４：受験した模擬試験の種類

受験した模擬試験の種類では、社会福祉士が 75.7%、精神保健福祉士が 24.3%であった。

	度数	%
社会	6,223	75.7%
精神	1,995	24.3%
計	8,218	100.0%

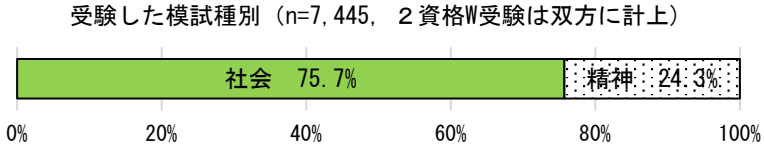

・模試受験者属性５：居住地

模擬試験受験者の居住地は以下のとおりである。

	度数	パーセント
北海道	258	3.5
青森県	98	1.3
岩手県	70	0.9
宮城県	218	2.9
秋田県	48	0.6
山形県	19	0.3
福島県	99	1.3
茨城県	179	2.4
栃木県	119	1.6
群馬県	88	1.2
埼玉県	449	6.0
千葉県	373	5.0
東京都	876	11.8
神奈川県	378	5.1
新潟県	151	2.0
富山県	23	0.3
石川県	60	0.8
福井県	24	0.3
山梨県	86	1.2
長野県	99	1.3
岐阜県	106	1.4
静岡県	165	2.2
愛知県	409	5.5
三重県	79	1.1
滋賀県	87	1.2
京都府	180	2.4
大阪府	549	7.4
兵庫県	315	4.2
奈良県	62	0.8
和歌山県	22	0.3
鳥取県	8	0.1
島根県	27	0.4
岡山県	167	2.2
広島県	204	2.7
山口県	144	1.9
徳島県	31	0.4
香川県	25	0.3
愛媛県	39	0.5
高知県	52	0.7
福岡県	355	4.8
佐賀県	29	0.4
長崎県	104	1.4
熊本県	165	2.2
大分県	129	1.7
宮崎県	91	1.2
鹿児島県	92	1.2
沖縄県	94	1.3
合計	7445	100.0

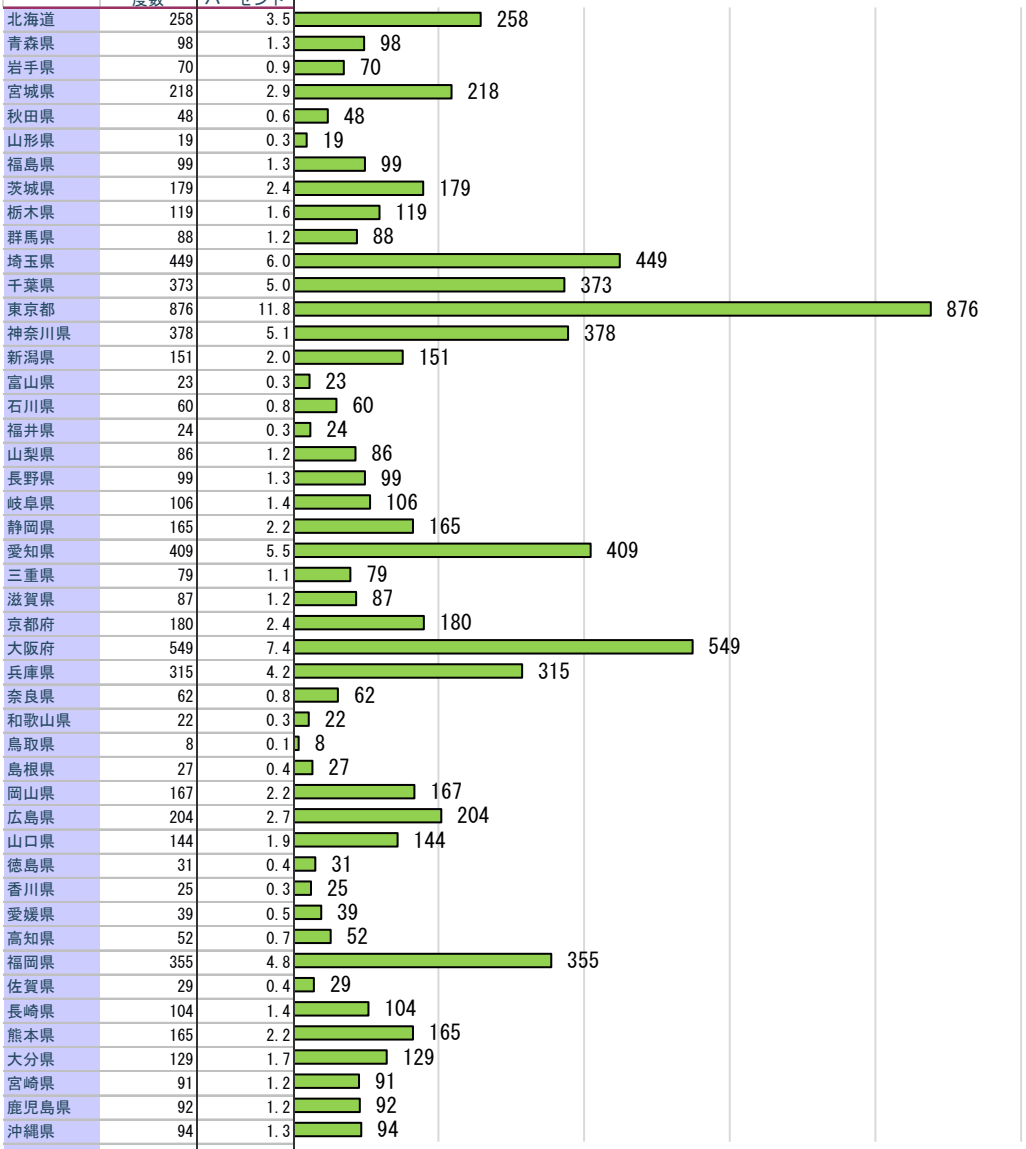

Ｑ１：年齢

受験の年齢は、20 代が 70.9%と最も多く、30 代以上は 29.1%であった。

Q1：年齢	度数	%
20代	5277	70.9
30代	662	8.9
40代	733	9.8
50代	531	7.1
60代	229	3.1
70代以上	13	0.2
合計	7445	100.0

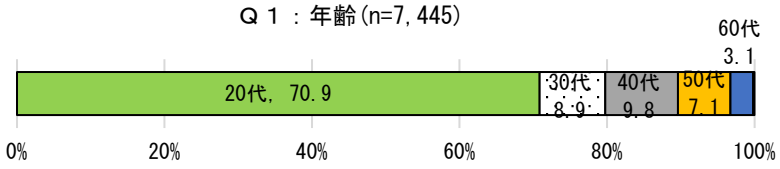

Ｑ２：国家試験の受験予定

2021 年２月に実施される国家試験を受験するは 96.5%であり、回答者のほとんどが直近の国家試験を受験する予定である。

	度数	%
2021年2月の国家試験を受験する	7183	96.5
2022年以降の国家試験を受験する	251	3.4
国家試験を受験する予定なし	8	0.1
無回答	3	0.0
合計	7445	100.0

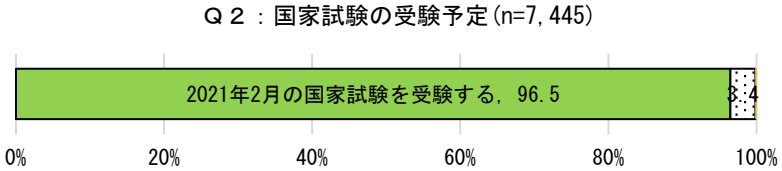

Q３：受験予定の国家試験種別

2021 年２月に実施される国家試験の受験予定種別では、社会福祉士を受験するは 83.7%、精神保健福祉士を受験は 26.8%であった。

	受験する	受験しない	NA	合計
2021年社会国試	6232	1177	36	7445
2021年精神国試	1996	5413	36	7445

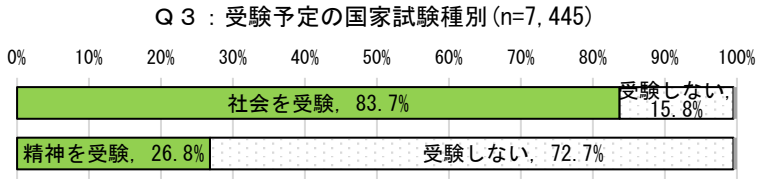

Q４：実習の実施状況

実習の実施状況では、実施済みもしくは実施中が 66.7%と最も多く、代替実習を実施済み・実施中・一部実施を合わせた割合は 14.4%であった。また、実習免除等により実習を実施していない者は 17.3%であった。

実習免除等により実習を実施していない者を除いて見てみると、８割超が代替ではない実習を実施していた。

	度数	%
実施・実施中	4966	66.7
代替実施・代替実施中	636	8.5
実施＆代替	438	5.9
実施していない（免除等）	1289	17.3
無回答	116	1.6
合計	7445	100.0

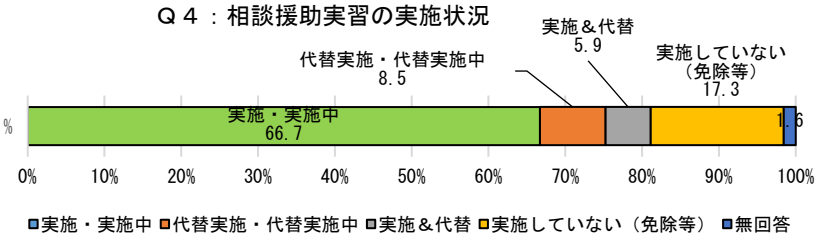

Q５：実習を行った分野（Q４で実習を実施していない者 1,289 名を除く集計）

実習を行った分野では、障害者福祉関係が 41.1%と最も多く、高齢者 34.6%、地域 28.3%の順となっており、生活保護及び行政相談所はそれぞれ 10%未満である。

	1．あてはまる	2．あてはまらない	NA	合計
Q5_2：障害者福祉関係	2,533	3,550	73	6,156
Q5_1：高齢者福祉関係	2,133	3,950	73	6,156
Q5_5：地域福祉関係	1,740	4,343	73	6,156
Q5_8：精神保健福祉関係（医療機関含	1,458	4,625	73	6,156
Q5_3：児童・母子福祉関係	1,272	4,811	73	6,156
Q5_6：医療関係（精神科以外）	806	5,277	73	6,156
Q5_4：生活保護関係	546	5,537	73	6,156
Q5_7：行政相談所関係	470	5,613	73	6,156
Q5_9：その他	179	5,904	73	6,156

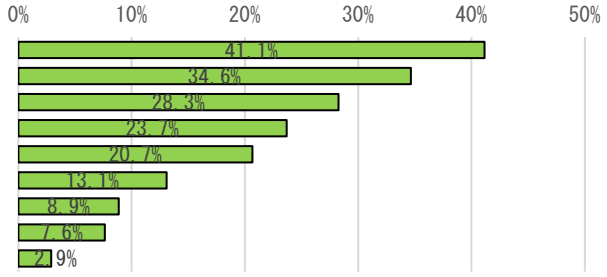

Q６：実習が就職（活動）先の選択に与えた影響について（Q４で１または３の回答者対象）

実習が就職（活動）選択に与えた影響では、肯定的影響が 39.3%と最も多く、次いでどちらかというと肯定的影響が 33.3%で、また、否定的影響では「どちらかというと否定的影響」と「否定的影響」を合わせて 10.1%であり、実習によって就職（活動）先の選択に肯定的な影響を受けている者は７割を超えている。

	度数	有効%
肯定的な影響	2006	39.4
どちらかというと肯定的な影響	1693	33.3
どちらかというと否定的な影響	448	8.8
否定的な影響	109	2.1
特に影響なし	756	14.9
NA	73	1.4
合計	5085	100.0

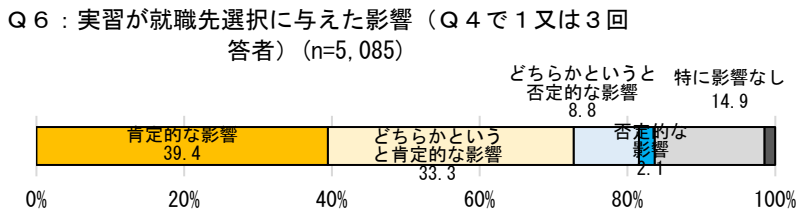

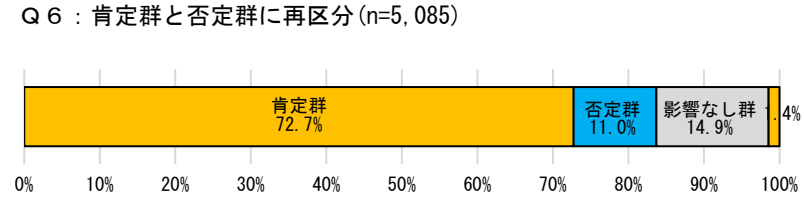

Q７：　就職（活動）先を選定するうえで実習の誰または何から影響を受けたか

実習の実施により就職（活動）先を選定するうえで誰または何から影響を受けたか聞いたところ、「実習施設・機関から」が 50.5%と約半数、次いで「実習指導者」41.8%、「実習指導者以外の職員」34.7%、「利用者」33.0%の順で影響を受けたと回答した。「実習担当教員」と「実習先の地域」から影響を受けたとの回答は、どちらも１割未満であった。

	1. 影響を受けた	2. 影響を受けなかった	NA	合計
Q7_1実習施設・機関	2,683	1,632	995	5,310
Q7_2実習指導者	2,217	2,098	995	5,310
Q7_3実習先の指導者以外職員	1,844	2,471	995	5,310
Q7_4実習担当教員	519	3,796	995	5,310
Q7_5実習先の利用者等	1,751	2,564	995	5,310
Q7_6実習先が立地する地域	227	4,088	995	5,310

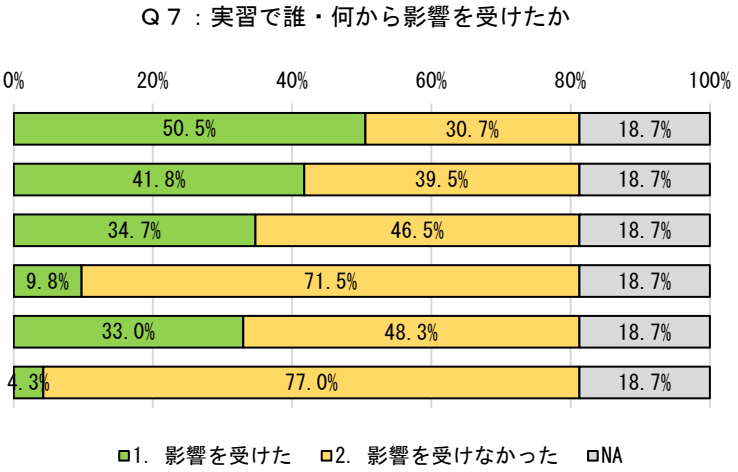

Ｑ８：　実習を行った施設・機関について、就職（活動）先の選択への考え

実習を行った施設・機関について、就職（活動）先の選択への考えについて聞いたところ、「実習した施設に就職したいと思わない」が５割を超える 56.3%で、「実習した施設に就職したい」が 13.1%、「就職した（内定含む）」が 9.1%となっており、就職先選定にあたって実習で肯定的な影響（Ｑ６）を受けていても、実際に実習を行った実習先に就職したいとする意向とは必ずしも比例していない。

	度数	%
1. 実習した施設に就職したい	519	13.1%
2. 実習した施設に就職した（内定含む）	359	9.1%
3. 実習した施設に就職したいと思わない	2225	56.3%
4. その他	849	21.5%
計	3952	100.0%

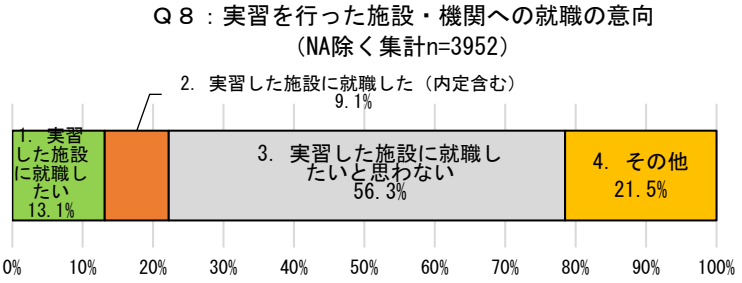

Ｑ９：　社会福祉分野の学校（養成校）で学ぶことを目指した（意識した）時期

社会福祉分野の学校（養成校）で学ぶことを目指した（意識した）時期では、高校生が 44.9%と最も多く、社会人 27.8%、大学生 16.9%の順であった。

	度数	%
小学生以下	99	1.3
中学生	462	6.2
高校生	3346	44.9
大学生	1256	16.9
社会人	2070	27.8
その他	167	2.2
無回答	45	0.6
合計	7445	100.0

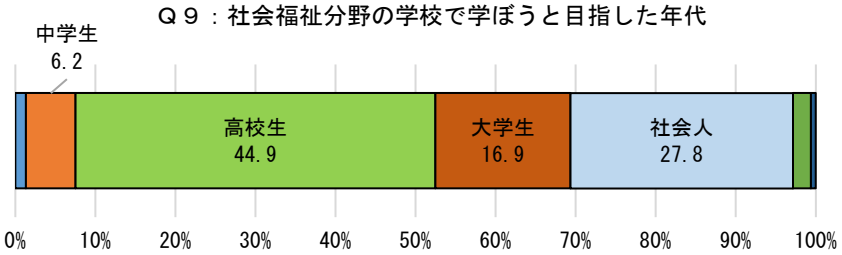

Q10：社会福祉分野の学校（養成校）で学ぶことを目指した（意識した）時期

福祉分野の学校で学ぼうとした理由では、「人の役に立ちたいから」が約半数の 49.8%、次いで「社会で重要な仕事」31.6%、「国家資格を取得したい」31.1%であった。

	1. あてはまる	2. あてはまらない	無回答	合計
Q10_1人の役に立ちたいから	3709	3704	32	7445
Q10_3社会で重要な仕事だと思ったから	2352	5061	32	7445
Q10_10国家試験を取得したいから	2313	5100	32	7445
Q10_2人と関わるのが好きだから	1993	5420	32	7445
Q10_4自分や身近な人が福祉の支援を受けたことがあるから	1516	5897	32	7445
Q10_12その他	1042	6371	32	7445
Q10_5親族・友人等が福祉の仕事をしているから	693	6720	32	7445
Q10_6安定している分野だから	483	6930	32	7445
Q10_7親族に勧められたから	449	6964	32	7445
Q10_8学校の先生に勧められたから	343	7070	32	7445
Q10_11福祉に関する作品（小説・映画等）に影響を受けたから	302	7111	32	7445
Q10_9先輩に勧められたから・誘われたから	99	7314	32	7445

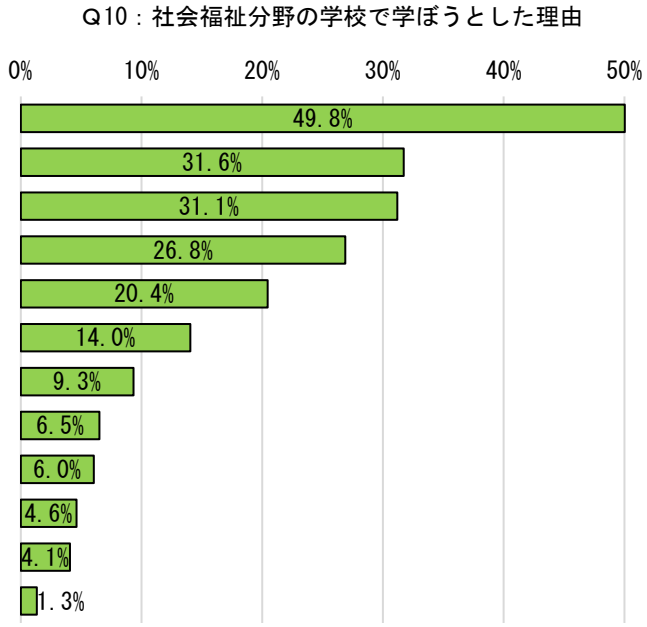

Q11：社会福祉分野への就労を目指した（意識した）時期

社会福祉分野への就労を目指した時期では、大学生が 41.0%と最も多く、次いで高校生 22.7%、社会人 24.1%となっている。

	度数	パーセント
小学生以下	133	1.8
中学生	403	5.4
高校生	1688	22.7
大学生	3051	41.0
社会人	1793	24.1
その他	313	4.2
NA	64	0.9
合計	7445	100.0

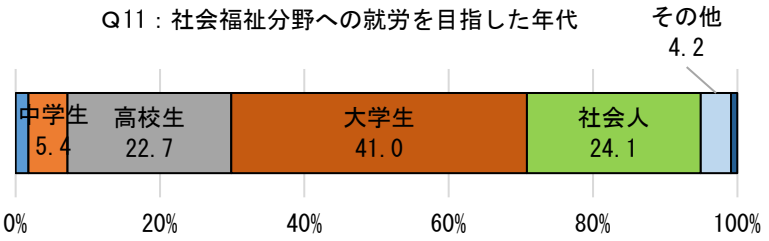

Q12：　あなたが社会福祉分野での就労を目指した理由

社会福祉分野での就労を目指した理由では、「人の役に立ちたい」が 52.5%と最も多く、次いで「社会で重要な仕事」が 40.0%、「人と関わるのが好き」29.7%となっている

	1. あてはまる	2. あてはまらない	無回答	合計
Q12_1人の役に立ちたいから	3909	3483	53	7445
Q12_3社会で重要な仕事だと思ったから	2979	4413	53	7445
Q12_2人と関わるのが好きだから	2209	5183	53	7445
Q12_4自分や身近な人が福祉の支援を受けたことがあるから	1313	6079	53	7445
Q12_10国家試験を取得したいから	1268	6124	53	7445
Q12_12その他	1140	6252	53	7445
Q12_6安定している分野だから	704	6688	53	7445
Q12_5親族・友人等が福祉の仕事をしているから	574	6818	53	7445
Q12_7親族に勧められたから	276	7116	53	7445
Q12_11福祉に関する作品（小説・映画等）に影響を受けたから	231	7161	53	7445
Q12_8学校の先生に勧められたから	158	7234	53	7445
Q12_9先輩に勧められたから・誘われたから	57	7335	53	7445

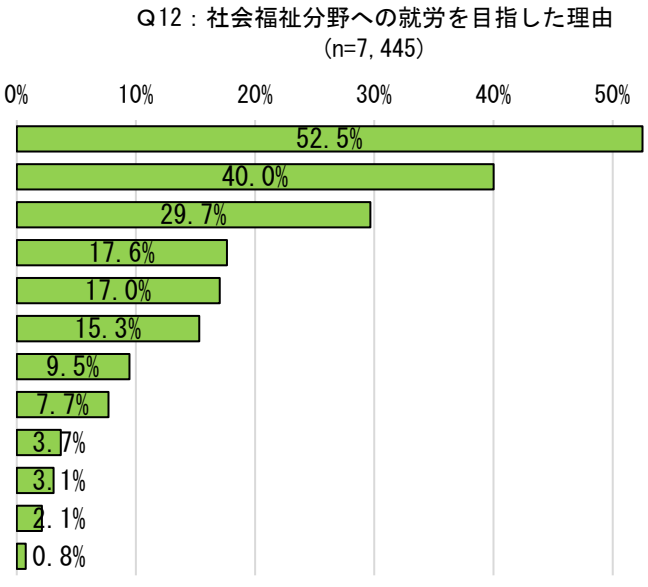

Q13：社会福祉分野への就労や進学を目指した際に否定的な反応をした人

「特に否定した人はいない」が 82.9%と８割を超え、「親族」が 11.2%、「友人知人」4.1%、「高校の先生」1.7%であった。

	1. あてはまる	2. あてはまらない	NA	合計
特に否定した人はいない	6169	1169	107	7445
親族	837	6501	107	7445
友人・知人	304	7034	107	7445
高校の先生	127	7211	107	7445
実習先の職員	50	7288	107	7445

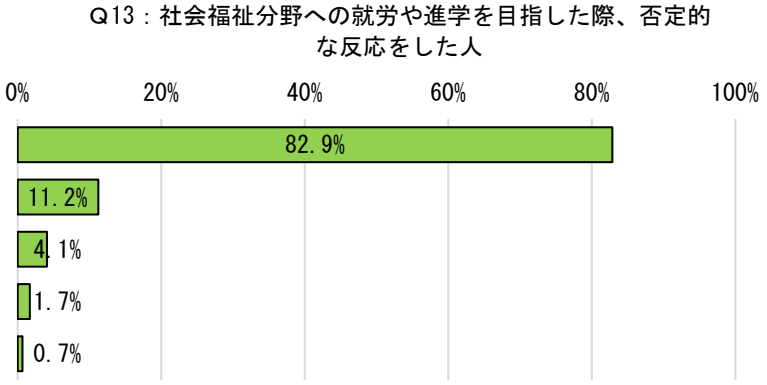

Q14：現在の就職または就職活動の状況

2020 年 10 月末時点の就職または就職活動の状況について聞いたところ、既に内定を得ている者は 39.4%、就職活動中とこれから就職活動を行う者を合わせると 32.7%であった。既に就労している者は 23.1%である。既に就労中の者を除いて(n=5,728)見ると、10 月時点ではまだ内定していない者が約半数となっている。

	度数	%
既に就労中	1717	23.1
内定	2930	39.4
就職活動中	1504	20.2
これから就活	932	12.5
進学	99	1.3
その他	223	3.0
NA	40	0.5
合計	7445	100.0

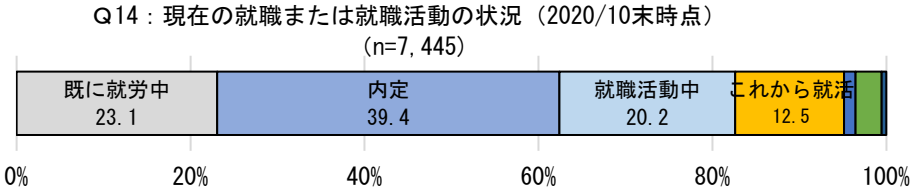

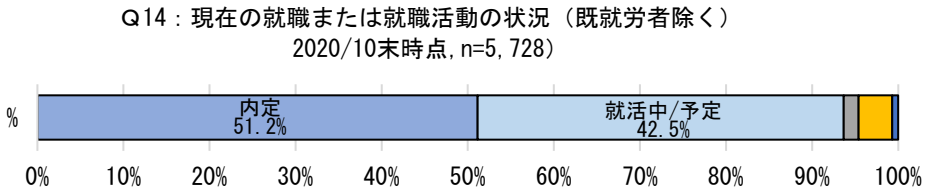

Q15：2021 年度の内定が出た時期

Q14 で内定が出た 2,930 名のうち、内定が出た時期を見ると８月と９月が最も多くそれぞれ 20.7%で、８割以上が９月までに内定を得ている

	度数	%
～5月頃	381	13.0
6月頃	376	12.8
7月頃	410	14.0
8月頃	606	20.7
9月頃	607	20.7
10月頃	491	16.8
その他	56	1.9
NA	3	0.1
合計	2930	100.0

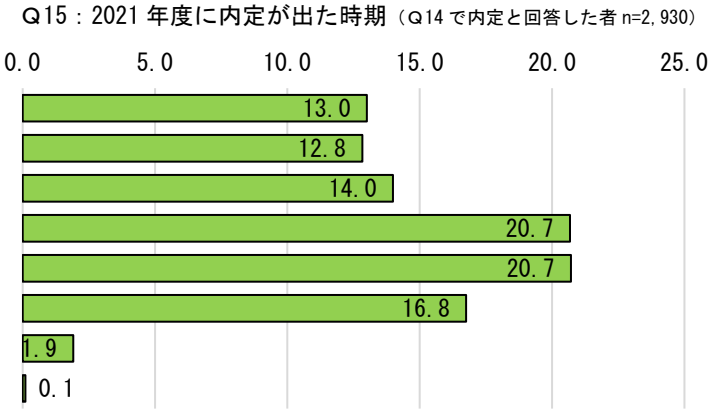

Q16：Q14 で１ または２を選択した者の就労形態

既に就職または内定を得た者のうち、常勤（正職員）採用は 79.4%、非常勤は 8.4%であった。なお、内定中も国家試験の合否によって変わる者が 5.5%である。

	度数	%
常勤（正職員）	3690	79.4
非常勤	389	8.4
内定中で国家試験の合否で変わる	256	5.5
その他	85	1.8
無回答	227	4.9
合計	4647	100.0

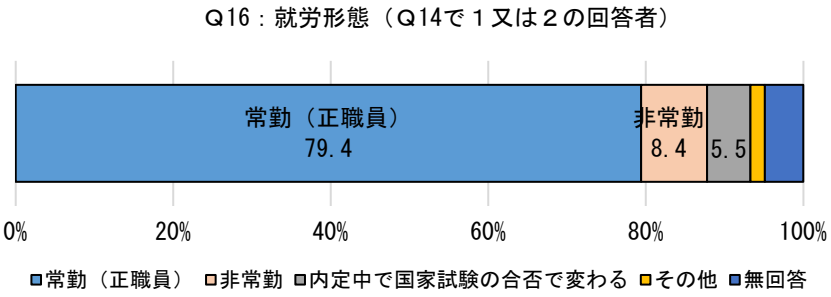

Q17：就職先・就職活動先の分野

就職先・就職活動先の分野では、高齢者分野が 25.5%と最も多く、次いで障害者福祉が 25.2%、児童・母子福祉が 16.3%、その他 15.0%、医療関係（精神科以外）12.8%、地域福祉 12.0%、精神保健福祉 11.2%の順となっている。生活保護を含む行政関係は約１割（11.6%）である。

	1. あてはまる	2. あてはまらない	無回答	合計
1. 高齢者福祉	1902	5357	186	7445
2. 障害者福祉	1873	5386	186	7445
3. 児童・母子福祉	1214	6045	186	7445
9. その他	1114	6145	186	7445
6. 医療関係（精神科以外）	956	6303	186	7445
5. 地域福祉	893	6366	186	7445
8. 精神保健福祉	835	6424	186	7445
7. 行政相談所	645	6614	186	7445
4. 生活保護	222	7037	186	7445

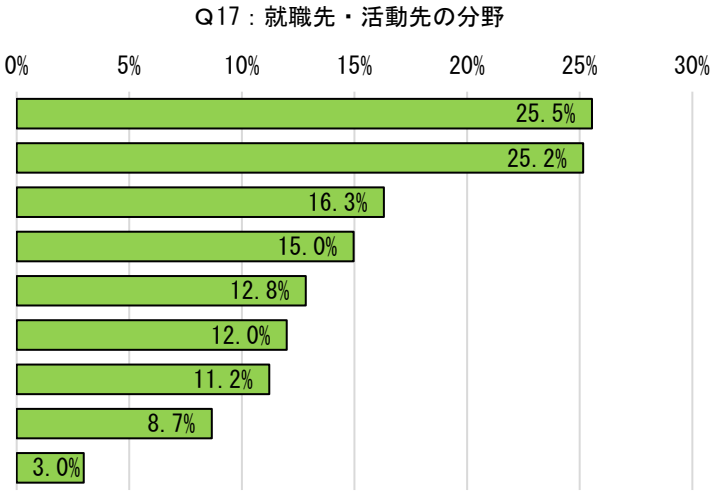

Q18：就職先・活動先の運営主体

就職先・就職活動先の運営主体は、社会福祉法人（社協除く）が 36.7%と最も多く、次いで医療機関が 18.8%、国・地方公共団体 13.9%の順であった。

	1. あてはまる	2. あてはまらない	NA	合計
1. 社会福祉法人（社協を除く）	2730	4480	235	7445
2. 医療法人（病院等）	1396	5814	235	7445
3. 国・地方公共団体	1038	6172	235	7445
7. 一般企業	665	6545	235	7445
6. 福祉に関する一般企業	596	6614	235	7445
8. その他	550	6660	235	7445
5. 社会福祉協議会	468	6742	235	7445
4. 特定非営利活動法人（NPO法人）	311	6899	235	7445

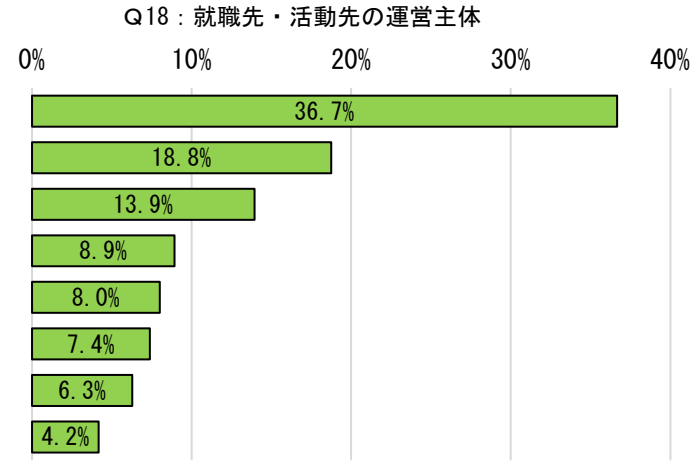

Q19：就職先・活動先選定で在学中に影響を受けた体験等

就職先選定で在学中に影響を受けた体験等では、実習に影響を受けた者は 41.0%と最も多く、座学 35.6%、演習 16.5%と養成教育の学習が就職先選定に影響を受けている。また、ボランティア活動 15.8%、アルバイト経験 14.2%と養成教育外での経験も就職先選定に１割強影響を受けている。

	1. あてはまる	2. あてはまらない	無回答	合計
2. 実習	3056	4107	282	7445
1. 座学の授業	2654	4509	282	7445
9. その他	1676	5487	282	7445
8. 就職活動	1256	5907	282	7445
3. 演習科目	1229	5934	282	7445
5. ボランティア活動	1173	5990	282	7445
6. アルバイト経験	1059	6104	282	7445
4. ゼミ教育	641	6522	282	7445
7. 部活・サークル活動	288	6875	282	7445

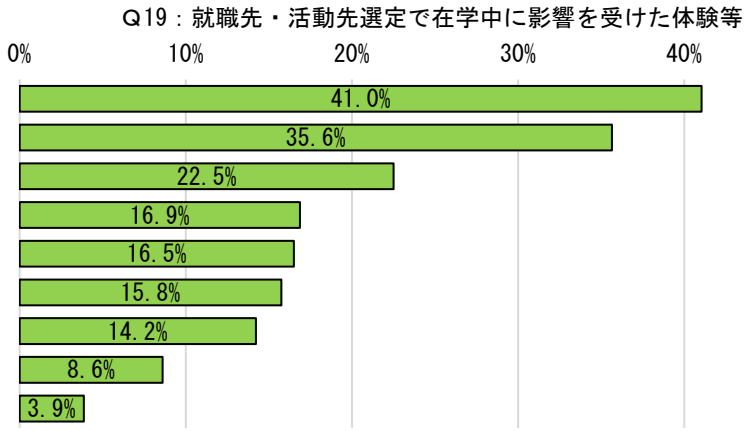

Q20：就職先選定で在学中に影響を受けた人

就職先選定で在学中に影響を受けた人では、養成校の教員が 30.2%、実習指導者が 28.4%、実習先の職員 24.3%の順となっており、実習教育に関係する人から就職先選定の影響を受けている。

	1. あてはまる	2. あてはまらない	無回答	合計
6. 学校（養成校）の先生	2247	4881	317	7445
1. 実習先の実習指導者	2113	5015	317	7445
2. 実習先の職員（実習指導者以外）	1811	5317	317	7445
11. その他	1617	5511	317	7445
8. 友人・同級生・同僚	1438	5690	317	7445
10. 親族	1143	5985	317	7445
5. 実習先やボランティア先の利用者	1023	6105	317	7445
9. 先輩	661	6467	317	7445
4. アルバイト先の職員	555	6573	317	7445
7. 学校（養成校）の就職サポート職員	512	6616	317	7445
3. ボランティア先の職員	413	6715	317	7445

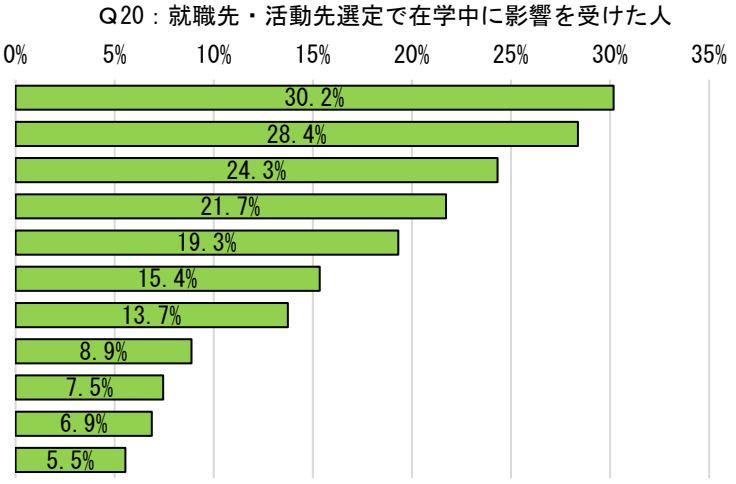

Q21：就職先・活動先選定する上で重視すること

就職先選定で重視することでは、「仕事のやりがい」が 67.2%と最も多く、次いで「職場の人間関係」が 49.1%、「労働時間・休日」が 45.3%となっており、「給料が高い」は 40.4%で第４位である。

	1. あてはまる	2. あてはまらない	NA	合計
1. 仕事のやりがいがある	5004	2295	146	7445
7. 職場の人間関係が良好	3653	3646	146	7445
3. 労働時間や休日の取得が希望に沿う	3370	3929	146	7445
2. 給料・賃金が高い	3005	4294	146	7445
5. 自宅から通勤が可能	2490	4809	146	7445
8. 雇用が安定している	2088	5211	146	7445
9. 実施事業や業務内容が魅力的	1956	5343	146	7445
4. 職場の環境（建物・立地等）がよい	1442	5857	146	7445
10. 地域に密着した活動を行っている	1198	6101	146	7445
6. 就職後のキャリアアップが用意されている	1181	6118	146	7445
11. 社会的に評価されている	665	6634	146	7445

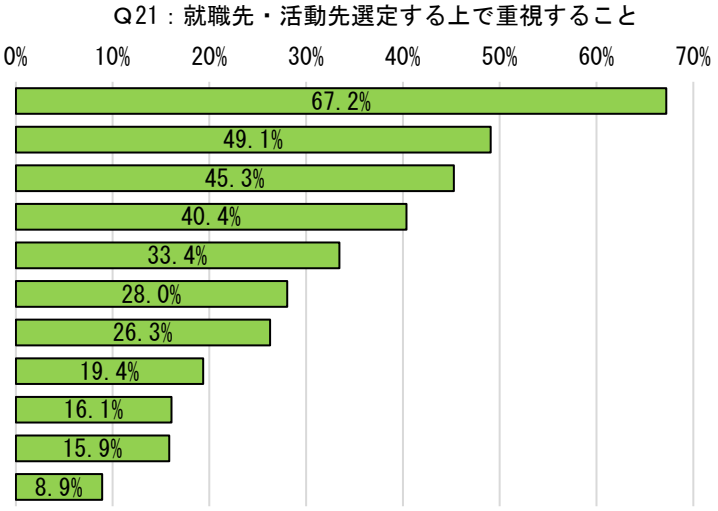

＜ＩＣＴ関連＞

Q23：遠隔授業を受講した感想【実習科目】

実習科目で遠隔授業を受講した感想では、「長時間使用による疲労・負担」が 40.5%と最も多く、次いで「コミュニケーションが取りにくい」が 37.2%と４割前後が ICT 活用においてネガティブであった。なお、ICT によって「自分の時間が有効に使えた」35.4%と、移動が伴わないことによるメリットも感じている。

	1. あてはまる	2. あてはまらない	合計
5. 長時間PC等を使用する疲労感・負担感があった	1,407	2,070	3,477
9. 先生や同級生とコミュニケーションが取りにくかった	1,292	2,185	3,477
2. 遠隔授業で自分の時間が有効に使えた	1,230	2,247	3,477
6. グループワークやディスカッションが難しかった	767	2,710	3,477
1. 通常の授業と遜色なくわかりやすかった・通常授業よりよかった	536	2,941	3,477
3. 授業を受けるためのシステムの操作が難しかった	447	3,030	3,477
7. 担当する先生の操作や進行が不慣れだった	398	3,079	3,477
4. 遠隔授業を理解するのが難しかった	395	3,082	3,477
8. 履修登録や出席・レポート提出などの操作・手続きが難しかった	356	3,121	3,477
10. あてはまるものはない	300	3,177	3,477

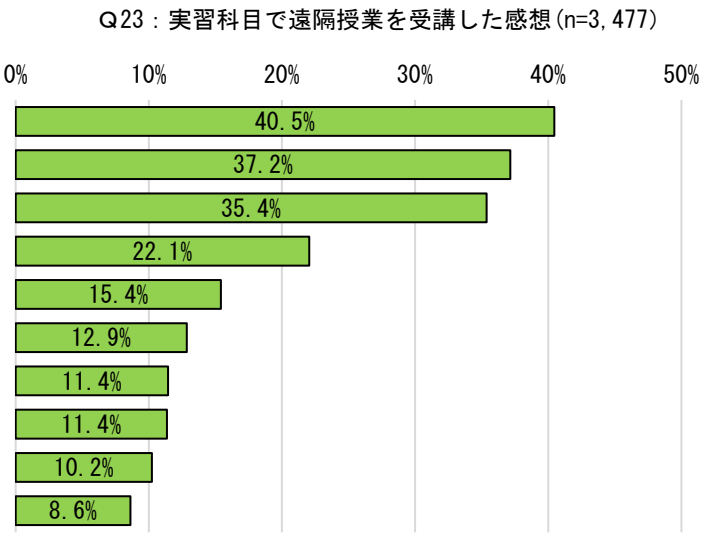

Q24： 遠隔授業を受講した感想【演習科目】

演習科目で遠隔授業を受講した感想では、「コミュニケーションが取りにくい」が 38.0%で最も多く、長時間使用による疲労・負担」が 37.2%と、実習科目と（Q23）と逆転しているものの、第２位までネガティブであった。

	1. あてはまる	2. あてはまらない	合計
9. 先生や同級生とコミュニケーションが取りにくかった	1295	2116	3411
5. 長時間PC等を使用する疲労感・負担感があった	1270	2141	3411
2. 遠隔授業で自分の時間が有効に使えた	1130	2281	3411
6. グループワークやディスカッションが難しかった	862	2549	3411
1. 通常の授業と遜色なくわかりやすかった・通常授業よりよかった	500	2911	3411
7. 担当する先生の操作や進行が不慣れだった	362	3049	3411
4. 遠隔授業を理解するのが難しかった	357	3054	3411
3. 授業を受けるためのシステムの操作が難しかった	356	3055	3411
10. あてはまるものはない	328	3083	3411
8. 履修登録や出席・レポート提出などの操作・手続きが難しかった	300	3111	3411

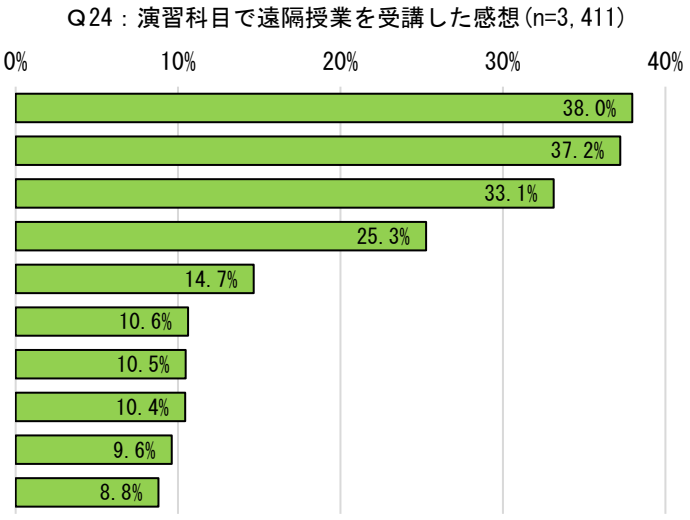

Q25：代替実習を行った感想

現場による実習ではなく学内等での代替実習を行った者の感想では、「あてはまるものはない」の回答以外で見ると、「利用者に直接関わることが一切できなかった」が 29.0%で最も多く、次いで「実習施設に行けなかった」26.4%、「実週と遜色なくわかりやすかった、通常の実習よりよかった」21.2%、「実習に行かずに資格を取ることが不安」が 19.6%であった。

	1. あてはまる	2. あてはまらない	合計
9. あてはまるものはない	568	1308	1876
3. 利用者に直接関わることが一切できなかった	544	1332	1876
4. 実習先の施設に行けなかった	496	1380	1876
1. 通常の実習と遜色なくわかりやすかった・通常の実習よりよかった	398	1478	1876
8. 実習に行かずに資格を取ることが不安	368	1508	1876
2. 実習指導者の実習が一切受けられなかった	176	1700	1876
6. 実習報告会などで体験を共有できなかった	130	1746	1876
5. 代替のプログラムがよくなかった・わかりにくかった	129	1747	1876
7. 担当する先生の説明や進行・指導が不慣れだった	111	1765	1876

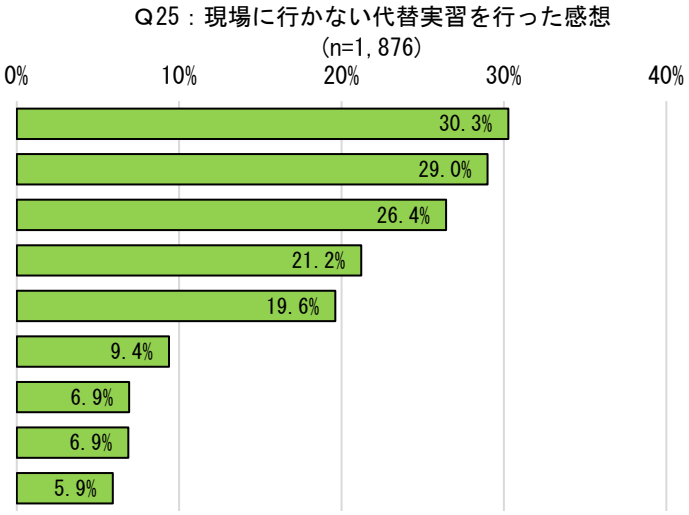

Q26：新型コロナウイルスの感染拡大に伴う学業・生活をする上での経済的な負担感

新型コロナウイルスの感染拡大による経済的な負担感では、「特に問題はない」が約半数の 47.3%、「負担は増えたがなんとかやっていける」の 29.0%と合わせると 76.3%が「問題ない」または「なんとかやっていける」と回答している。一方、「負担が増えやや厳しい」9.3%、「かなり厳しい」2.9%、「限界がきて困難な状況」2.9%と、１割強（13.1%）が経済的に厳しいと認識している。

	度数	%
1. 特に問題はない	3525	47.3
2. 負担が増えたが、なんとかやっていける	2160	29.0
3. 負担が増え、やや厳しい	692	9.3
4. かなり厳しい	217	2.9
5. 限界がきて経済的に困難な状況	64	0.9
NA	787	10.6
合計	7445	100.0

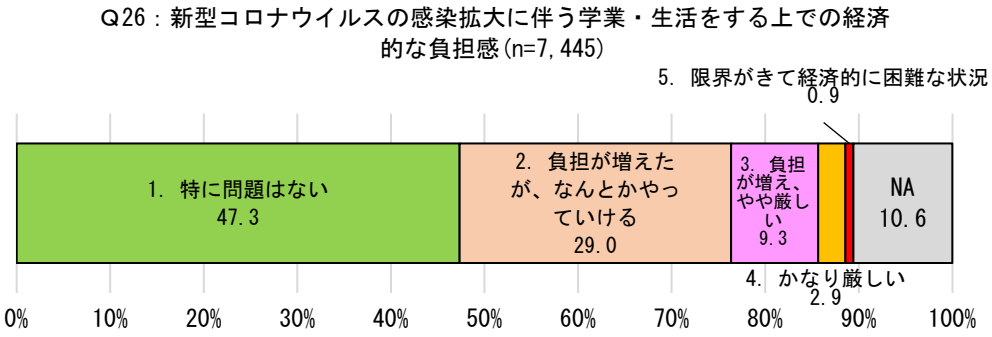

Q27：新型コロナウイルスの感染拡大に伴う就職活動の負担感

新型コロナウイルスの感染拡大による就職活動な負担感では、「特に問題以内または既に内定」が 42.2%、「変更等生じているがなんとかやっていける」が 22.6%と、64.8%が問題ないと認識している。一方、「やや厳しい」10.2%、「かなり厳しい」5.0%、「就職活動継続困難」1.3%と、16.5%が「厳しい」と認識している。

	度数	%
1. 特に問題はない又は既に内定している	3142	42.2
2. 変更等が生じているがなんとかやっていける	1683	22.6
3. 変更等が増えやや厳しい	757	10.2
4. 変更等が増えてかなり厳しい	369	5.0
5. 就職活動を実施又は継続することが困難な状況	99	1.3
6. もともと就職する予定はない（進学等）	234	3.1
NA	1161	15.6
合計	7445	100.0

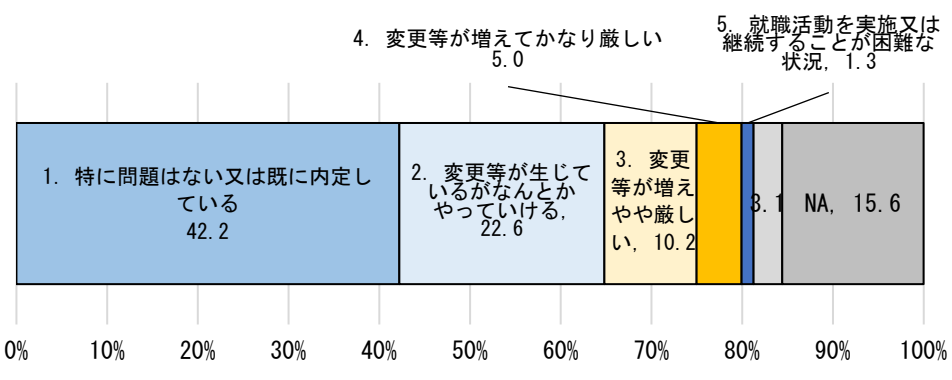

４－７　考察

4－7－1　実習教育と就職との関係

本調査では、養成教育の「実習」と学生の就職に関する意向等について調査を行った。受験者が国家試験の受験を前提とする模擬試験受験者であることから、実務経験等による実習免除者を除くほぼ全ての受験者が実習を実施している。

実習先と就職先の関係では、概ね実習を行った分野に就職しており、運営主体で見ても、８割以上が社会福祉士または精神保健福祉士の配置を想定している福祉・医療系の運営主体に就職もしくは就職しようとしている。

就職先の選定で影響を受けた体験等では、実習の体験や実習指導者が就職先の選定に影響を及ぼしており、実習教育が福祉関係への就労の促進要因となることが明らかとなった。

就職先を選定するうえで重視することについても、一般論として「待遇が悪いから福祉に進まない」とする指摘に反し、仕事のやりがいや人間関係の良さ、労働時間や休日の確保等が給料の高さよりも上位で重視していることが明らかとなった。このことより、実習において「仕事のやりがい」、「良好な人間関係」、「労働環境（勤務時間や休日）の健全さ」を体験できる機会を設けることが、福祉関係への就職促進につながることになると言える。また、これも一般論として言われている「高校の先生が福祉に進むことを進めない」とする認識も、本調査では同様の結果となっておらず、８割以上が「福祉分野への就労・進学を否定した人はいない」という結果からみれば、福祉の学校への進学や福祉の仕事への就職を促進するための方法を見直す必要があると考えられる。

本調査では就職活動をしている学生のうち、本調査実施時点である 10 月末で内定を得ている者は５割程度であることが明らかとなった。他の調査[i]によると、「５月までの内々定・内定出しは５割を超え、６月で 76%、７月で 84%、10 月は 90%」となっており、社会福祉士・精神保健福祉士の内定時期を比較すると明らかに採用活動が早い（内定率の時期でいえば５ヶ月の差）ことが伺える。また同調査では「インターンシップ参加学生の方が就職に納得している割合が高い」とする結果が出ており、福祉系以外の企業等がインターンシップを実質的な採用活動にしていることに鑑みれば、福祉系大学３年次に多く実施している実習において知識・技術の習得など教育的要素に加え、学生が就職で重視している「仕事のやりがい」、「職場の人間関係」、「労働環境の健全さ」など、実習生への就職の動機付けとなる要素（強み）を情報として伝えることとともに、できる限り採用活動を早めることが福祉への就労促進に資するものと考えられる。

4－7－2　ICTの活用に関する学生の認識

本調査の質問項目が実習科目、演習科目での ICT による遠隔授業の感想、新型コロナによる代替実習の感想等、教育への効果測定することを目的としていないため、本調査の結果を持って ICT による教育の効果性の考察はできないが、ICT 利用による感想では「通常の授業と遜色ない・通常授業よりよい」との回答は２割未満（15.4%）にとどまっていることや、「先生や同級生とコミュニケーションが取りにくい」と「長時間の使用による疲労感・負担感があった」とする回答がそれぞれ約４割であることに鑑みると、今後も養成教育に ICT を活用する際には、通常の養成教育で得られていた効果を損なわずに ICT が活用できる方法を丁寧に検討していく必要がある。

[i] 就職未来研究所.『就職白書 2021』,2021 年 2 月 16 日
https://data.recruitcareer.co.jp/wp-content/uploads/2021/02/hakusho2021_20210216-1.pdf

5 自治体調査

5－1 調査の目的

新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方を検討するにあたって、養成課程を修了した学生が就労する様々な社会福祉関連分野の就業動向を把握しておくことは重要である。そういった中で、2020 年6月に改正社会福祉法が可決・成立し、2021 年4月より、市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規程が施行されることとなり、本改正法が参議院で採決されるにあっては、「重層的支援体制整備事業について、(中略)社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること。」が付帯決議として付されることになった。そこで今回急遽、重層的支援体制整備事業(2020 年度までは包括的支援体制構築事業)のモデル事業を実施している自治体(以下、モデル自治体)に対して、社会福祉士の活用状況および活用意向をたずねる目的の調査(以下、モデル自治体調査)を実施することにした。さらに、モデル事業を実施していない自治体を含めた全国のすべての市区町村に対しても、重層的支援体制整備のみならず、「まち・ひと・しごと創生(地方創生)」の観点からの、社会福祉士・精神保健福祉士の活用意向をたずねる目的の調査(以下、市区町村調査)を実施した。

5－2 調査の対象及び方法

5－2－1 モデル自治体調査の対象

市区町村の「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」担当者。

5－2－2 市区町村調査の対象

全国の市区町村(政令指定都市含む)の首長もしくは首長の意向を確認できる担当者。

5－2－3 調査方法

自記式質問紙の郵送配布・郵送回収。調査時期は、2021 年1月。

5－3 本調査における倫理的配慮と情報に関する取り扱い

本調査における倫理的配慮と個人情報に関する取り扱いについては、調査協力依頼書に調査の趣旨及び目的を記載し、調査協力は任意であり、同意が得られる場合のみ調査票を返送いただくようにした。また、以下について明記し、本調査票の返送をもって調査協力への同意をいただいたものとした。

- 回答は統計的に処理し、収集したすべての情報は本連盟が厳重に管理を行い、本調査事業のデータとしてのみ使用する。
- 調査報告書等結果の公表において、各養成校を特定することは一切ない。
- 利用目的を超えた使用はしない。

5－4 調査内容

5－4－1 モデル自治体調査

・基本属性

・モデル事業の委託状況

・2020 年度のモデル事業の地域力強化推進事業について

・2020 年度のモデル事業の多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

・参議院厚生労働委員会の社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議ついて

5－4－2　市区町村調査

・基本属性

・「まち・ひと・しごと創生（地方創生）」

・市区町村における社会福祉士・精神保健福祉士への期待について

5－5　回収状況

5－5－1　モデル自治体調査

配布数：278，回収数：66、回収率：23.7％。

5－5－2　市区町村調査

配布数：1,510，回収数：400、回収率：26.5％。

5－6　モデル自治体調査の結果と考察

5－6－1　基本属性など

（1）所在都道府県

概ね全国に分布している。三大都市圏の自治体が、3分の1程度を占めている。

	回答数	%		回答数	%		回答数	%
北海道	2	3.0	石川県	0	0.0	岡山県	1	1.5
青森県	2	3.0	福井県	0	0.0	広島県	1	1.5
岩手県	1	1.5	山梨県	0	0.0	山口県	1	1.5
宮城県	0	0.0	長野県	2	3.0	徳島県	0	0.0
秋田県	3	4.5	岐阜県	1	1.5	香川県	1	1.5
山形県	1	1.5	静岡県	0	0.0	愛媛県	0	0.0
福島県	2	3.0	愛知県	3	4.5	高知県	1	1.5
茨城県	1	1.5	三重県	2	3.0	福岡県	3	4.5
栃木県	0	0.0	滋賀県	4	6.1	佐賀県	0	0.0
群馬県	2	3.0	京都府	1	1.5	長崎県	1	1.5
埼玉県	3	4.5	大阪府	2	3.0	熊本県	0	0.0
千葉県	1	1.5	兵庫県	3	4.5	大分県	1	1.5
東京都	9	13.6	奈良県	0	0.0	宮崎県	3	4.5
神奈川県	1	1.5	和歌山県	1	1.5	鹿児島県	1	1.5
新潟県	1	1.5	鳥取県	3	4.5	沖縄県	0	0.0
富山県	1	1.5	島根県	0	0.0			
						全体	66	100.0

（2）自治体の種別

政令市、中核市以外の「市」が、半数を占めている。

	回答数	%
政令市	4	6.1
中核市	10	15.2
政令市及び中核市以外の市	34	51.5
区	3	4.5
町	12	18.2
村	3	4.5
NA	0	0.0
全体	66	100.0

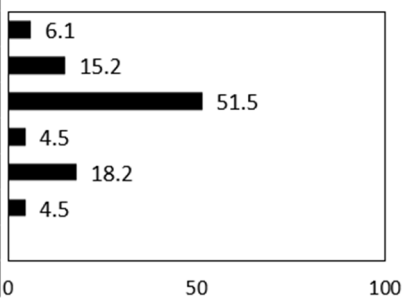

(3)自治体の人口

50 万人以上が1割強、1万人未満が1割弱、5万人～20 万人が約3割を占めている。

	回答数	%
5,000人未満	2	3.0
5,000-1万人未満	3	4.5
1-2万人未満	7	10.6
2-3万人未満	5	7.6
3-5万人未満	8	12.1
5-10万人未満	11	16.7
10-20万人未満	10	15.2
20-30万人未満	2	3.0
30-50万人未満	9	13.6
50-100人未満	3	4.5
100万人以上	3	4.5
NA	3	4.5
全体	66	100.0

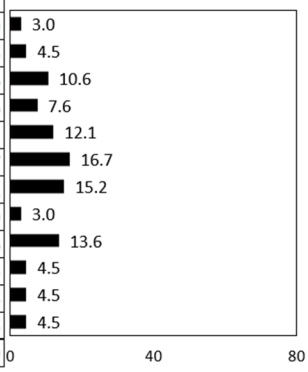

(4)職員数及び民生部門の職員数

自治体における民生部門の職員数の割合は、100 人未満が約4割。また、200 人未満は半数強となっている。

市区町村の全職員数（区分）

	回答数	%
50人未満	0	0.0
50-100人未満	4	6.1
100-200人未満	7	10.6
200-300人未満	3	4.5
300-400人未満	7	10.6
400-500人未満	7	10.6
500-600人未満	3	4.5
600-700人未満	3	4.5
700-800人未満	1	1.5
800-900人未満	1	1.5
900-1,000人未満	2	3.0
1,000-1,500人未満	7	10.6
1,500-2,000人未満	2	3.0
2,000-2,500人未満	4	6.1
2,500-3,000人未満	4	6.1
3,000-3,500人未満	1	1.5
3,500-4,000人未満	2	3.0
4,000-4,500人未満	1	1.5
4,500-5,000人未満	0	0.0
5,000人以上	5	7.6
NA	2	3.0
全体	66	100.0

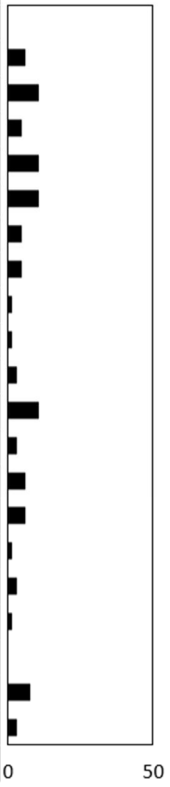

民生部門の職員数（区分）

回答数	%
16	24.2
10	15.2
11	16.7
6	9.1
5	7.6
3	4.5
3	4.5
2	3.0
0	0.0
1	1.5
1	1.5
2	3.0
0	0.0
3	4.5
0	0.0
0	0.0
1	1.5
0	0.0
0	0.0
0	0.0
2	3.0
66	100.0



5－6－2　モデル事業の実施および委託の状況

(1)モデル事業の実施状況

地域力強化推進事業を実施している自治体の割合は4分の3、多機関の協働による包括的支援体制構築事業を実施している自治体の割合はほぼ9割、両事業を実施している自治体は3分の2であった。

地域力強化推進事業の実施年

	回答数	%
2016年度	4	6.1
2017年度	18	27.3
2018年度	28	42.4
2019年度	41	62.1
2020年度	47	71.2
未実施	16	24.2
NA	1	1.5
全体	66	100.0



多機関の協働による包括的支援体制構築事業の実施年

回答数	%
9	13.6
19	28.8
28	42.4
43	65.2
57	86.4
6	9.1
1	1.5
66	100.0

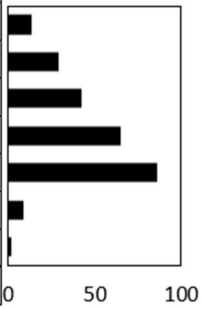

(2) 地域力強化推進事業の委託状況

9割近くが委託しており、委託先も9割近くが社会福祉協議会であった。

	回答数	%
委託していない ※	6	12.2
委託している	43	87.8
NA	0	0.0
全体	49	100.0

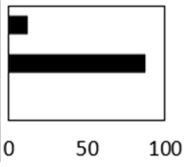

※C1：「自治体直営」

	回答数	%
社会福祉協議会	38	88.4
社会福祉法人（社協以外）	3	7.0
医療法人	0	0.0
ＮＰＯ法人	3	7.0
その他	3	7.0
NA	0	0.0
全体	43	100.0

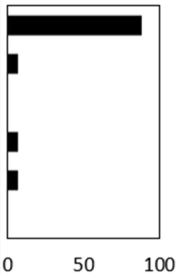

(3) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業の委託状況

4分の3近くが委託しており、委託先は社会福祉協議会が8割強であった。

	回答数	%
委託していない ※	15	25.4
委託している	44	74.6
NA	0	0.0
全体	59	100.0

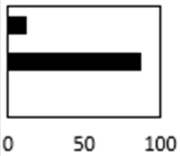

※C1：「自治体直営」

その他	3	6.8
NA	0	0.0
全体	44	100.0

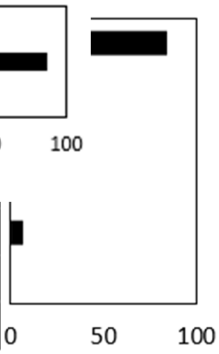

5－6－3　地域力強化推進事業について

(1)「地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援」において支援の対象となっている者

「地域住民の回答が最も多く、6割強、次いで「社会福祉協議会の職員」が5割強、「生活支援コーディネーター」「民生・児童委員」「コミュニティソーシャルワーカー」「相談支援包括化推進員」も、3～4割という回答となっている。

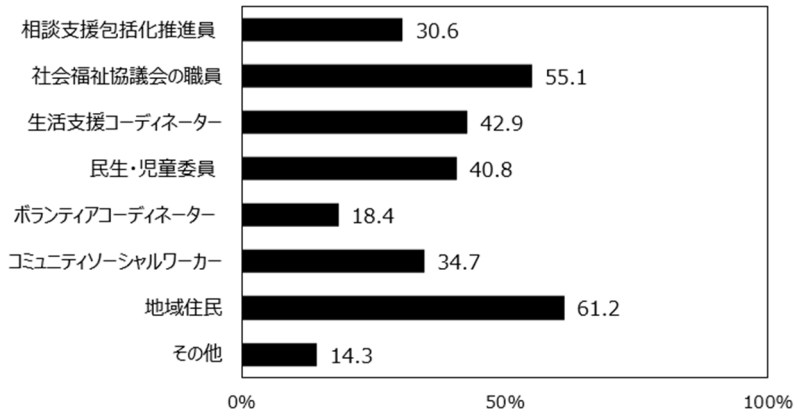

(2)「地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備」において「相談を受け止める人」

「社会福祉士」7割超で最も多く、次いで「相談支援包括化推進員」が5割超となっている。「精神保健福祉士」「相談支援専門員」「保健師」も、3割超であった。

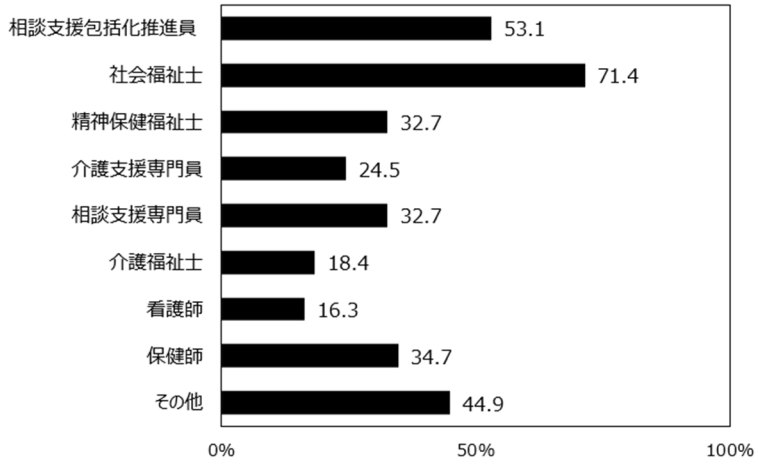

5－6－4　多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

(1)相談支援包括化推進員の配置

「専任・専従」として１人以上配置している自治体が6割近い。

配置形態

	配置自治体数	%
専任・専従（がいる）	35	59.3
兼任（がいる）	34	57.6
NA	1	1.7
全体	59	100.0

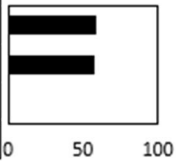

配置人数（総数）

配置人数	%
147	59.2
101	40.8
0	0.0
248	100.0

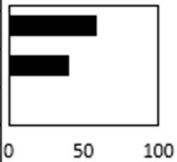

※一人以上配置している自治体数。

(2)相談支援包括化推進員の雇用形態

9割の自治体が、「常勤正規職員」として推進員を１人以上配置している。

雇用形態

	配置自治体数	%
常勤正規職員（がいる）	53	89.8
常勤臨時職員（がいる）	6	10.2
非常勤・嘱託職員（がいる）	9	15.3
NA	1	1.7
全体	59	100.0

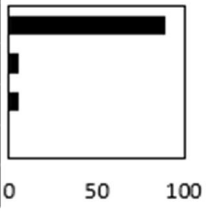

配置人数（総数）

	配置人数	%
常勤正規職員（がいる）	221	89.3
常勤臨時職員（がいる）	13	5.1
非常勤・嘱託職員（がいる）	14	5.7
NA	0	0.0
全体	248	100.0

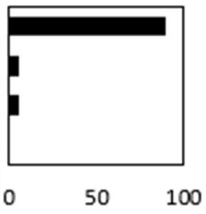

※一人以上配置している自治体数。

(3)相談支援包括化推進員の配置機関

「社会福祉協議会の相談窓口」の割合が5割強で最多、次いで、「自治体内の相談窓口（福祉課、保健課など）」「地域包括支援センター」などが2割強であった。

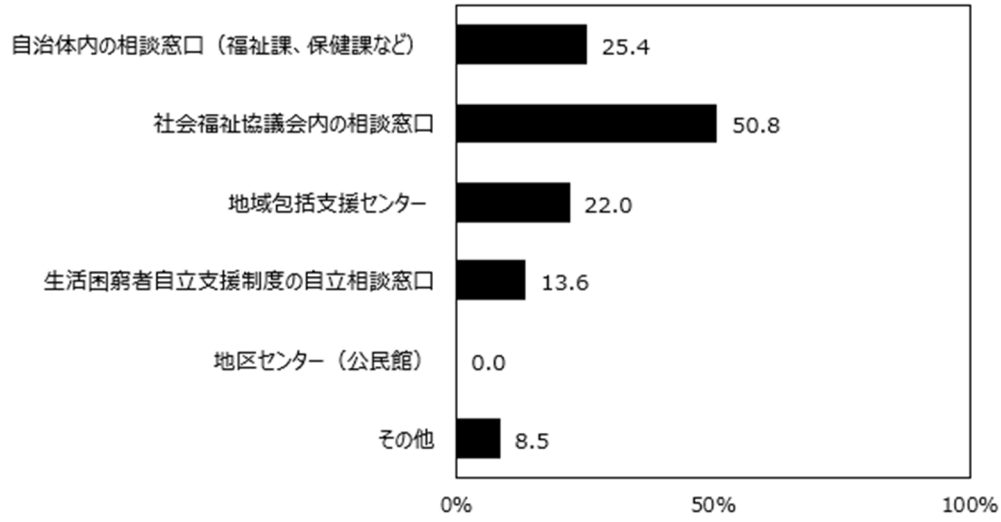

(4) 相談支援包括化推進員の保有資格

「社会福祉士」が8割近くで最多、「精神保健福祉士」「介護支援専門員」も3割前後となっている。

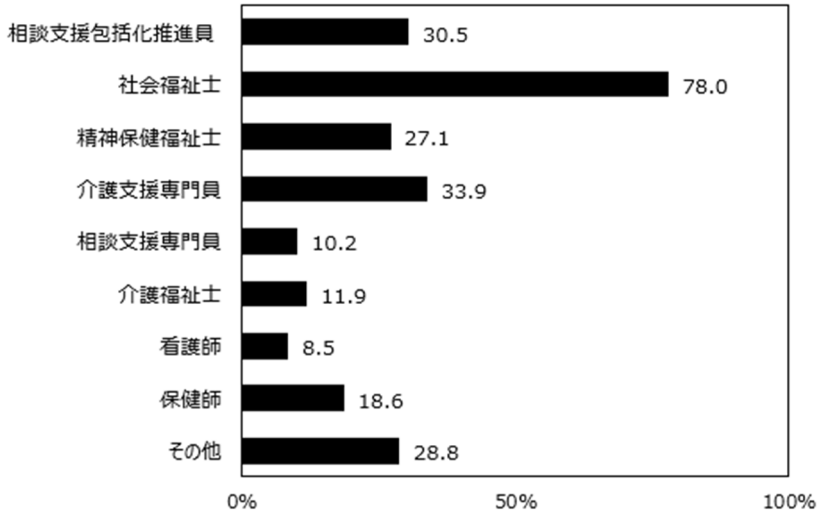

5－6－5　モデル事業におけるソーシャルワーカーの活用

社会福祉士あるいは精神保健福祉士の有資格者の活用は、「積極的に活用している」が半数強で、これに「まあ活用している」を加えると、85%近くになっている。

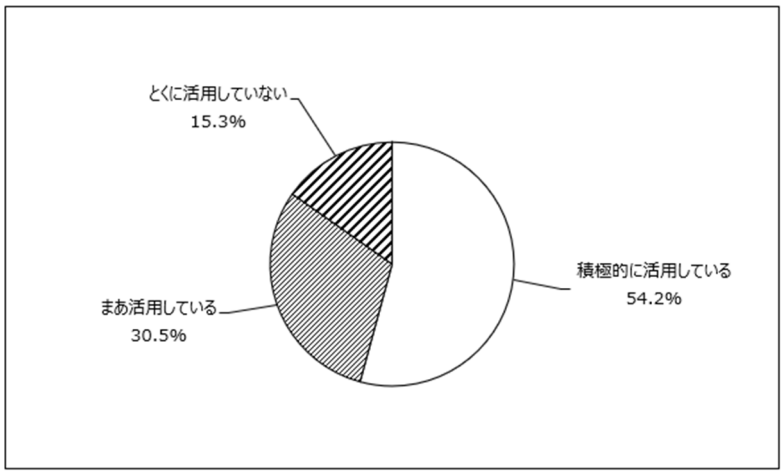

5－6－6　来年度(2021 年度)以降の「重層的支援体制整備事業」について

(1)「重層的支援体制整備事業」の実施意向

「実施する予定」の自治体は、3分の2近い、「どちらともいえない」を除くと、8割近くが実施する予定となっている。

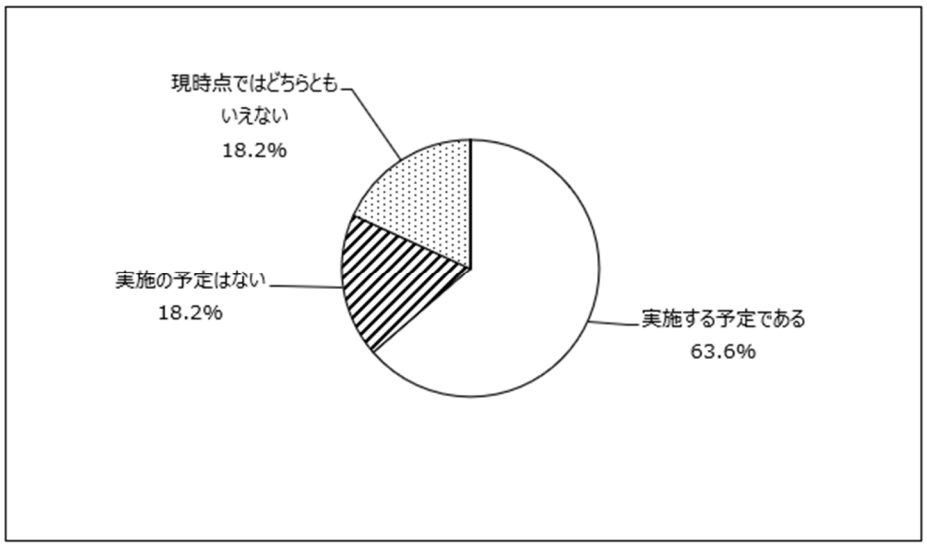

(2)「重層的支援体制整備事業」の実施形態

7割超の自治体は委託して実施する予定で、9割の自治体が委託先を社会福祉協議会と回答している。

委託する場合の委託先

	回答数	%
社会福祉協議会	44	
社会福祉法人（社協以外）	11	22.9
医療法人	5	10.4
ＮＰＯ法人	5	10.4
その他	8	16.7
NA	1	2.1
全体	48	100.0

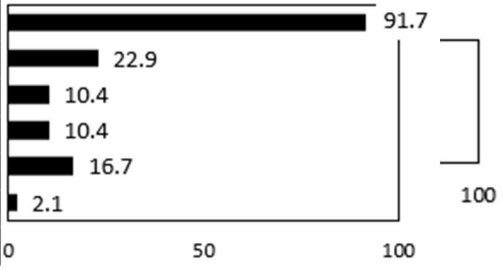

(3)ソーシャルワーカー(社会福祉士あるいは精神保健福祉士)の採用意向

ソーシャルワーカーの新規採用(常勤・非常勤)は、3割程度にとどまっており、半数強の自治体が「採用は考えていない」と回答している。

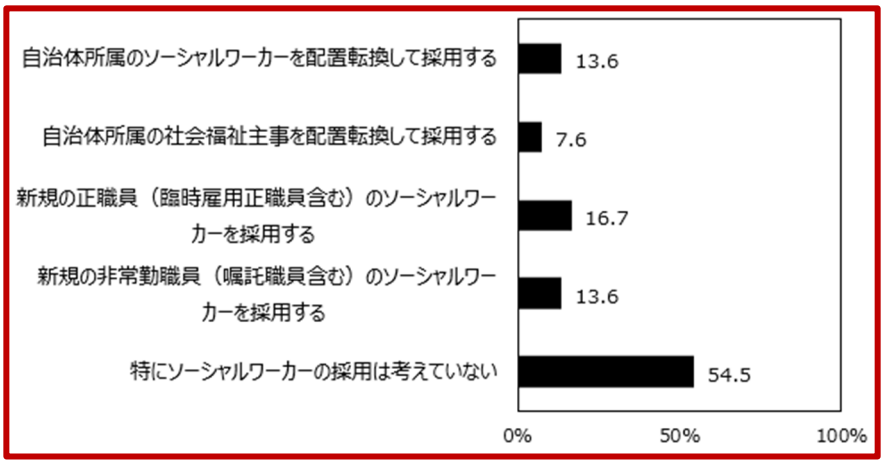

(4) 参議院厚生労働委員会の附帯決議(ソーシャルワーカーの活用)の認知

4分の3の自治体が認知していた。

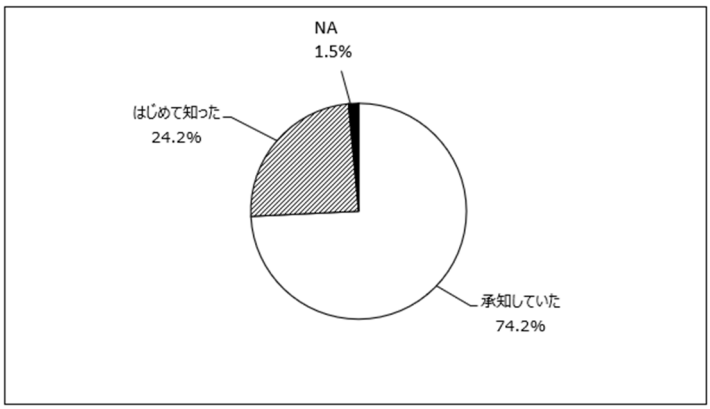

(5)附帯決議(ソーシャルワーカーの活用)への意見

「大いに活用すべき」が 45%、「できれば活用すべき」を加えると、ほぼすべての自治体が、ソーシャルワーカーを活用すべきだと回答している。

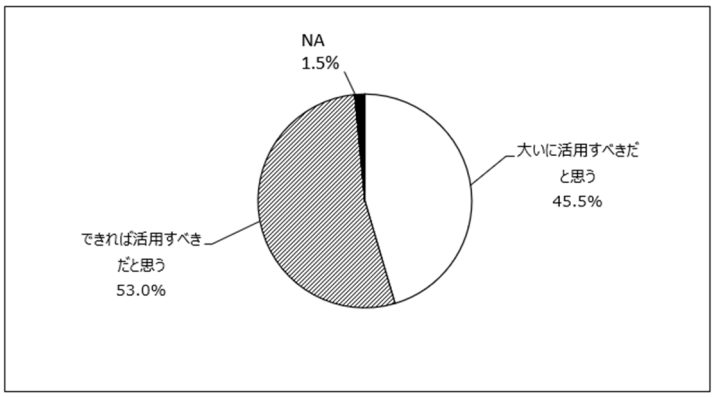

5－6－7　モデル自体調査の考察

これまでの「地域力強化推進事業」および「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」のモデル事業の実施においては、多くの自治体で、社会福祉協議会に委託して実施されていた。このことは、社会福祉協議会の社会福祉士が、モデル事業の実施に関与する例が多いことを示しており、たとえば実際に「相談支援包括化推進員」のおよそ8割の者が、社会福祉士の資格を保有している。つまり地域共生社会の実現に向けたモデル事業において、一定のソーシャルワーカーの活用が進んでいるといえよう。さらに言い換えるなら、社会福祉士養成の新しいカリキュラムのねらいでもある「地域包括ケアの実現に寄与するソーシャルワーカーの養成」が求められているということでもある。したがって、とくにソーシャルワーカー養成の演習および実習を担当する教員や現場実習指導者を対象にした講習会においては、モデル事業の趣旨やそこでのソーシャルワーカーの役割を充分に理解した上で、演習・実習の指導にあたることが需要であることが再確認された。

しかしながら、2021 年度から開始される「重層的支援体制整備事業」のモデル事業の実施に際しては、大多数の自治体が参議院厚生労働委員会の附帯決議は承知しているものの、積極的にソーシャルワーカーを活用するという回答は半数程度にとどまっており、事業の実施にあたってソーシャルワーカーを新規に採用するという自治体は、3割程度でしかない。社会福祉協議会に委託して実施する予定であるという自治体が多いので、委託先のソーシャルワーカーが事業に関与することを期待しているので、このような低い割合になっているのかもしれないが、あくまで事業実施主体は自治体であるので、自治体内でも、ソーシャルワーカーの活用が進むことが望ましい。今後はさらなる、自治体へのソーシャルワーカー活用推進の働きかけ等が必要になってくるであろう。

社会福祉士・精神保健福祉士養成に携わる教員および現場実習指導者は、重層的支援体制事業に資するソーシャルワーカーの養成ができているか否かという観点から、現在の養成教育を見直す必要がある。本事業で検討を行った演習・実習担当教員および現場実習指導者への講習会プログラムの作成は、その初手となるものであり、今後も、「講義ー演習ー実習」の循環を踏まえた社会福祉士・精神保健福祉士の養成教育のレベルアップを続けていくことが重要である。加えて、自らが養成している社会福祉士の有用性について、各地域において、関係者に発信していくことも肝要である。

5－7　市区町村調査の結果と考察

5－7－1　基本属性など

(1)所在都道府県

概ね全国に分布している。三大都市圏の自治体が、4分の1程度を占めている。

	回答数	%		回答数	%		回答数	%
北海道	39	9.8	石川県	4	1.0	岡山県	7	1.8
青森県	14	3.5	福井県	3	0.8	広島県	8	2.0
岩手県	8	2.0	山梨県	6	1.5	山口県	2	0.5
宮城県	5	1.3	長野県	17	4.3	徳島県	4	1.0
秋田県	11	2.8	岐阜県	13	3.3	香川県	7	1.8
山形県	10	2.5	静岡県	7	1.8	愛媛県	5	1.3
福島県	20	5.0	愛知県	16	4.0	高知県	2	0.5
茨城県	6	1.5	三重県	4	1.0	福岡県	10	2.5
栃木県	3	0.8	滋賀県	4	1.0	佐賀県	2	0.5
群馬県	8	2.0	京都府	3	0.8	長崎県	6	1.5
埼玉県	16	4.0	大阪府	15	3.8	熊本県	4	1.0
千葉県	10	2.5	兵庫県	13	3.3	大分県	5	1.3
東京都	17	4.3	奈良県	4	1.0	宮崎県	7	1.8
神奈川県	5	1.3	和歌山県	6	1.5	鹿児島県	10	2.5
新潟県	6	1.5	鳥取県	6	1.5	沖縄県	9	2.3
富山県	7	1.8	島根県	5	1.3			
						無回答	1	0.3
						全体	400	100.0

(2) 自治体の種別

自治体の種別は「政令市及び中核市以外の市」が4割強と最も多く、「町」37%、「村」10%、「中核市」5%などとなっている。

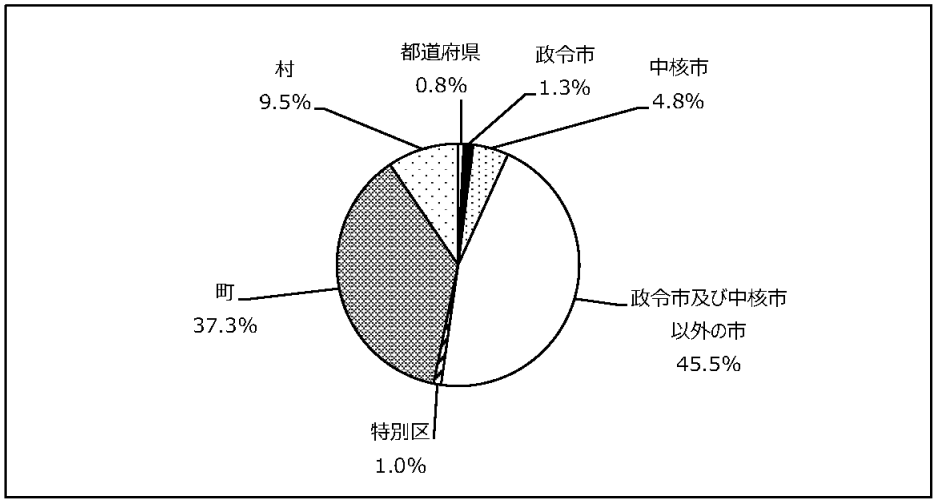

(3) 自治体の人口および高齢者

市区町村の総人口数と高齢者数の割合は、下表の通りである。高齢化率の平均値は、34.0%である。高齢化率(10%区分)は、「30-40%未満」が 49.0%で最も多く、次いで、「20-30%未満」30.0%、「40-50%未満」16.0%となっている。

市区町村の総人口数

	回答数	%
5,000人未満	49	12.3
5,000-1万人未満	45	11.3
1-2万人未満	71	17.8
2-3万人未満	36	9.0
3-5万人未満	55	13.8
5-10万人未満	65	16.3
10-20万人未満	38	9.5
20-30万人未満	12	3.0
30-50万人未満	13	3.3
50-100人未満	9	2.3
100万人以上	3	0.8
NA	4	1.0
全体	400	100.0

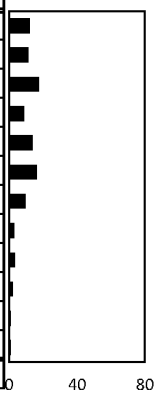

高齢者数（65歳以上）

回答数	%
122	30.5
70	17.5
95	23.8
31	7.8
29	7.3
27	6.8
12	3.0
2	0.5
4	1.0
0	0.0
0	0.0
8	2.0
400	100.0

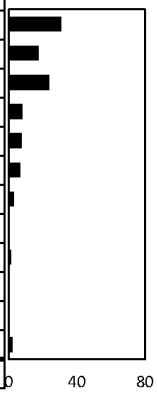

高齢化率

	回答数	%
10%未満	0	0.0
10-20%未満	5	1.3
20-30%未満	120	30.0
30-40%未満	196	49.0
40-50%未満	64	16.0
50-60%未満	7	1.8
NA	8	2.0
全体	400	100.0

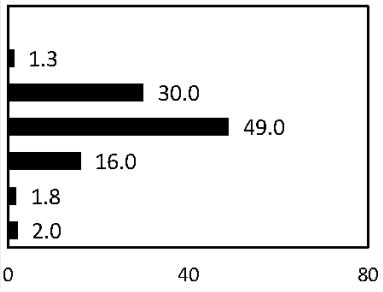

平均値	34.0 %

(4)市区町村の人口動態

市区町村のここ5年間の総人口の動態をみると、「かなり減少している」が 41.7%で最も多い。増減の有無によって選択肢を3択に統合すると、総人口の動態では、「減少(C1+C2)」81.1%、「増加(C4+C5)」14.2%、「変わらない」4.8%となる。

同様に、若年層人口の動態をみると、「減少(C1+C2)」88.0%、「増加(C4+C5)」5.6%、「変わらない」6.4%となる。

総人口の動態

	回答数	%
かなり減少している	165	41.7
少し減少している	156	39.4
変わらない	19	4.8
少し増加している	49	12.4
かなり増加している	7	1.8
全体（NA除く）	396	100.0

減少（C1+C2）	321	81.1
増加（C4+C5）	56	14.2

若年層（15-64歳）人口の動態

	回答数	%
かなり減少している	171	43.6
少し減少している	174	44.4
変わらない	25	6.4
少し増加している	20	5.1
かなり増加している	2	0.5
全体（NA除く）	392	100.0

減少（C1+C2）	345	88.0
増加（C4+C5）	22	5.6

■総人口の動態と若年層人口の動態の比較

※NAを除いた集計。

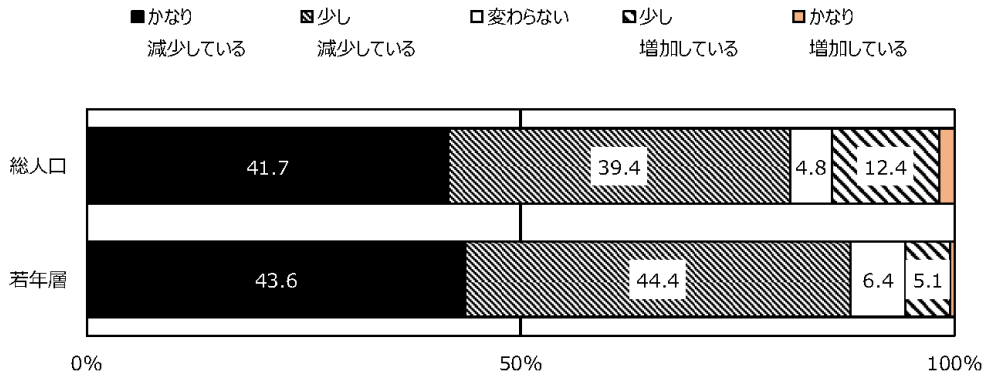

(5)市区町村の職員数、社会福祉士・精神保健福祉士の有資格者数

2020 年4月1日現在の職員数及び社会福祉士・精神保健福祉士有資格者数について、回答があった 311 か所市区町村の3部署(A)の職員数は、合計 151,110 人である。そのうち、社会福祉士の有資格者数は 1,974 人(1.3%)、精神保健福祉士の有資格者数は 561 人(0.4%)であった。有資格者の9割以上(92-94%)が、「民生・教育」部署に在籍している。社会福祉士が一人以上「いる」市区町村の割合は 79.3%、精神保健福祉士が一人以上「いる」市区町村の割合は 42.3%、となっている。

職員数及び社会福祉士・精神保健福祉士有資格者数 (人)

※有効回答：N＝311	全体	うち 社会福祉士 有資格者	うち 精神保健福祉士 有資格者
総務・企画・財政	43,328	138	29
産業振興	16,002	20	5
民政・教育	91,780	1,816	527
3部署の計（A）	**151,110**	**1,974**	**561**

(参考)

3部署以外（B）	53,080	106	43
合計（A+B）	204,190	2,080	604

※Bは、調査項目にはない数値。欄外のメモ、または３部署の数値と合計の差によって算出。

※Bの回答があったことから、A:は、「全職員数」と一致していない。

(横・%)

	全体	社会福祉士	精神保健福祉士
総務・企画・財政	100.0	0.3	0.1
産業振興	100.0	0.1	0.0
民政・教育	100.0	2.0	0.6
3部署の計（A）	**100.0**	**1.3**	**0.4**

(縦・%)

総務・企画・財政	28.7	7.0	5.2
産業振興	10.6	1.0	0.9
民政・教育	**60.7**	**92.0**	**93.9**
3部署の計（A）	100.0	100.0	100.0

社会福祉士がいる市区町村数

	回答数	%
1人以上いる	317	79.3
いない	46	11.5
NA	37	9.3
全体	400	100.0

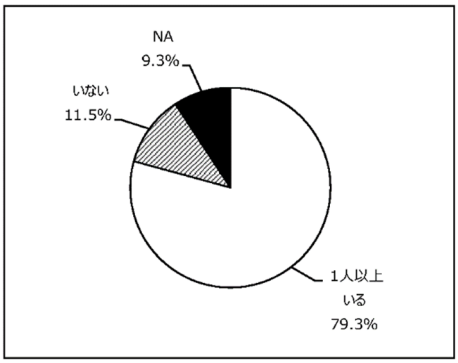

精神保健福祉士がいる市区町村数

	回答数	%
1人以上いる	169	42.3
いない	192	48.0
NA	39	9.8
全体	400	100.0

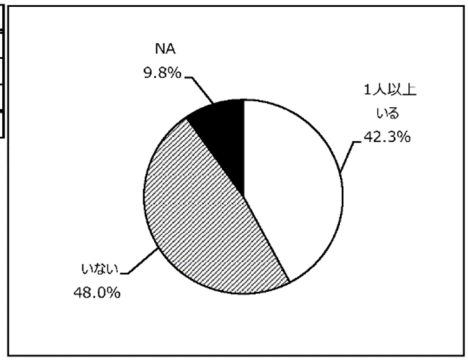

5－7－2 「まち・ひと・しごと創生」（地方創生）について

(1) 市区町村における重要度

市区町村にとって地方創生を推進する上での重要度について、「重要度が高い」割合（ランク5＋4）が上位（約 80%以上）の項目は、「結婚・出産・子育ての支援」91.9%、「安心して暮らすことができるまちづくり」89.4%、「地域資源・産業を活かした地域の競争力強化」82.7%、「仕事と子育ての両立」81.8%、「地域コミュニティの維持・強化」81.1%、「働きやすい魅力的な就業環境と担い手の確保」81.0%、「地方移住の推進」78.3%であった。

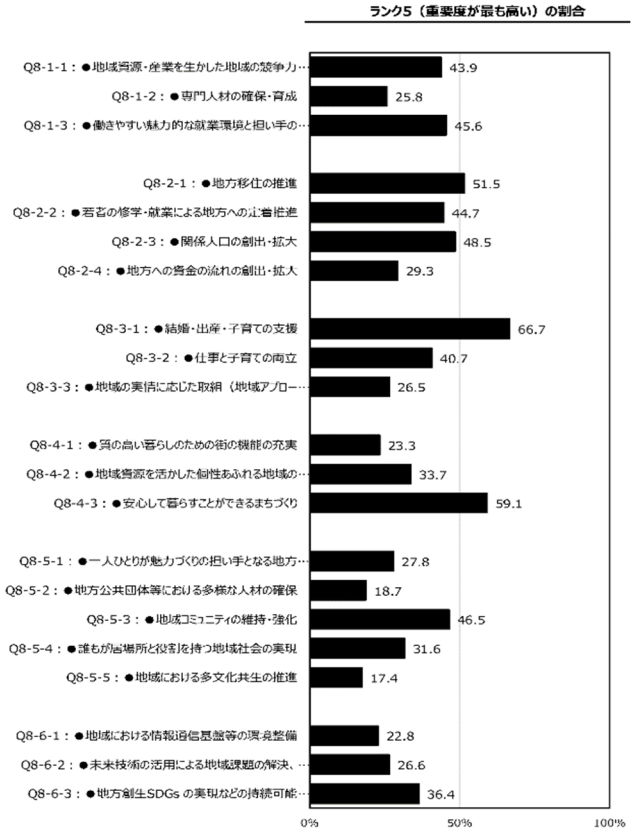

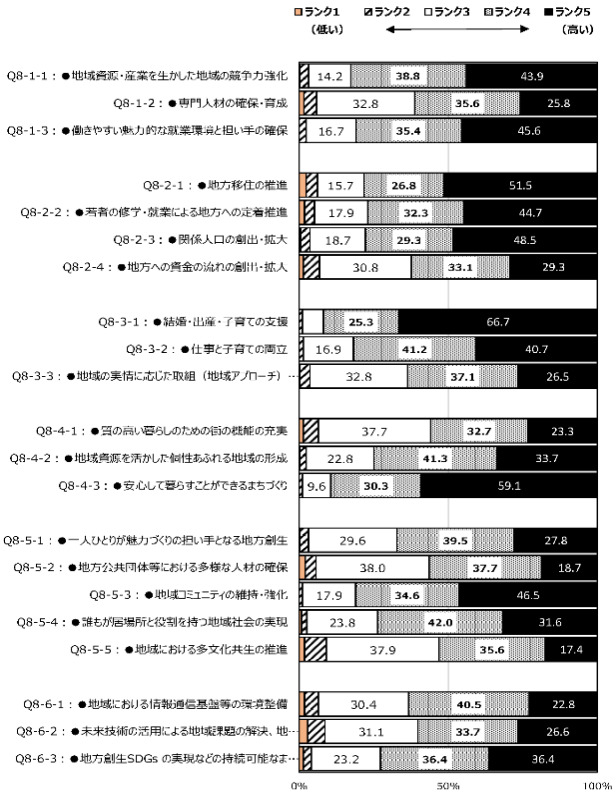

(2)社会福祉士・精神保健福祉士への期待

地方創生を推進する上での「社会福祉士・精神保健福祉士への期待」のうち、「かなり期待する(A)」に「まあ期待する(B)」を加えた「期待する(A+B)」割合が上位(70%以上)の項目は、「安心して暮らすことができるまちづくり」91.1%、「誰もが居場所と役割を持つ地域社会の実現」88.7%、「地域コミュニティの維持・強化」76.6%、「仕事と子育ての両立」73.7%、「結婚・出産・子育ての支援」73.4%、」「地域の実情に応じた取組(地域アプローチ)の推進」71.1%、「地方公共団体等における多様な人材の確保」71.1%、「専門人材の確保・育成」69.4%である。

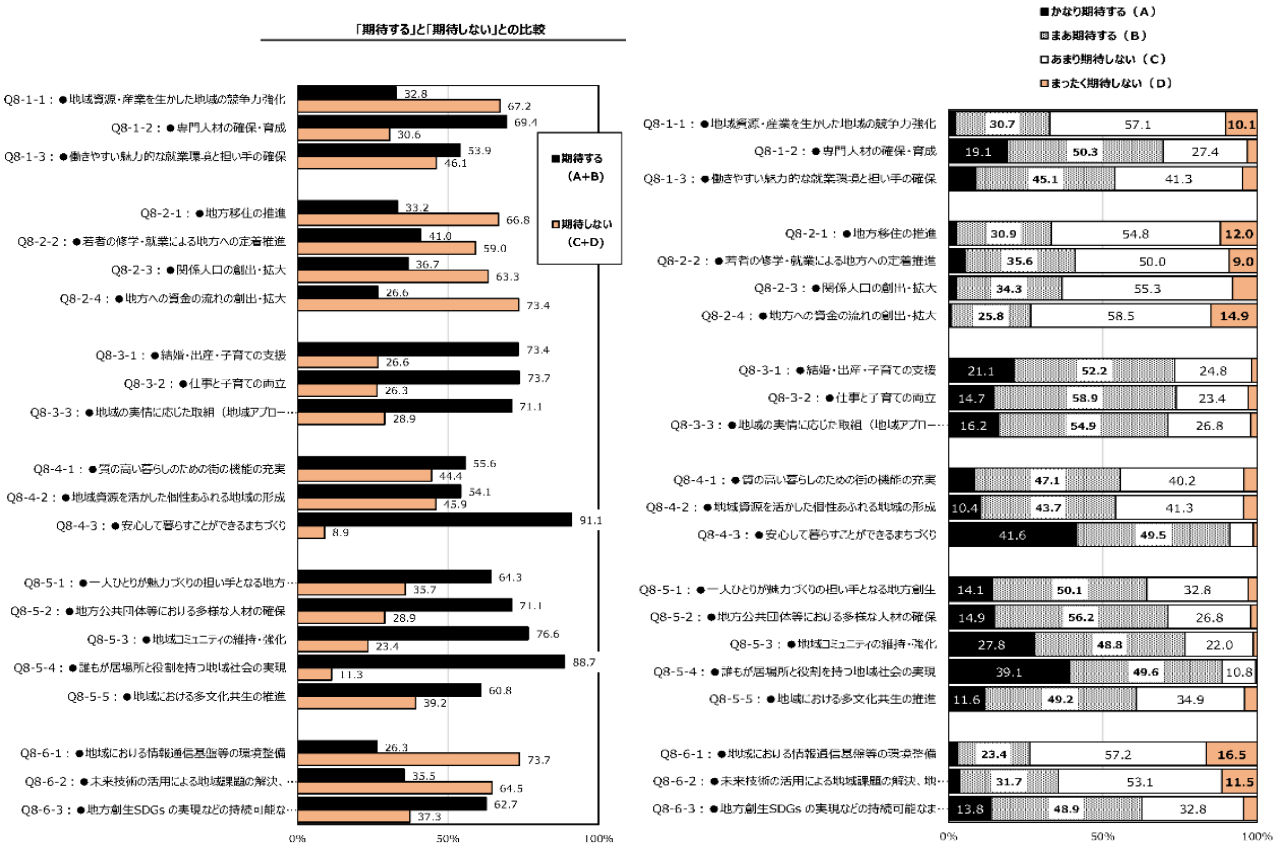

「自治体における重要度」と「社会福祉士・精神保健福祉士への期待」の両方において上位の項目は、「安心して暮らすことができるまちづくり」、「地域コミュニティの維持・強化」、「結婚・出産・子育ての支援」、「仕事と子育ての両立」であった。

(3)地方創生を進めていく上での福祉の充実

地方創生を進めていく上で、住民の生活を支えるために福祉の充実の必要性については、「とても必要」が63.0%、これに「まあ必要」(35.0%)を加えた「必要(C1+C2)」が 98.0%であった。

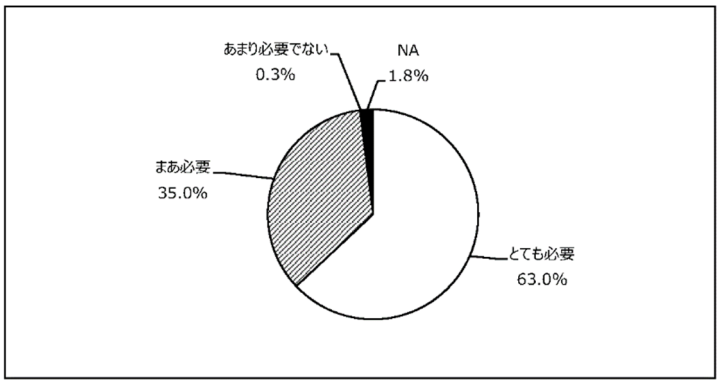

5－7－3 市区町村の人材について

(1)市区町村の人材の状況

市区町村の現状について、「かなり該当(A)」に「まあ該当(B)」を加えた「該当する(A+B)」割合が上位(70%以上)の項目は、「介護や保育等福祉の人材が不足している」93.6%、「地域のコミュニティづくり等地域福祉を担う人材(専門職)が不足している」86.9%、「福祉に関する計画を作成する職員が不足している」75.0%、「地域づくりや地域おこしなどの企画力のある市区町村職員が不足している」72.2%であった。

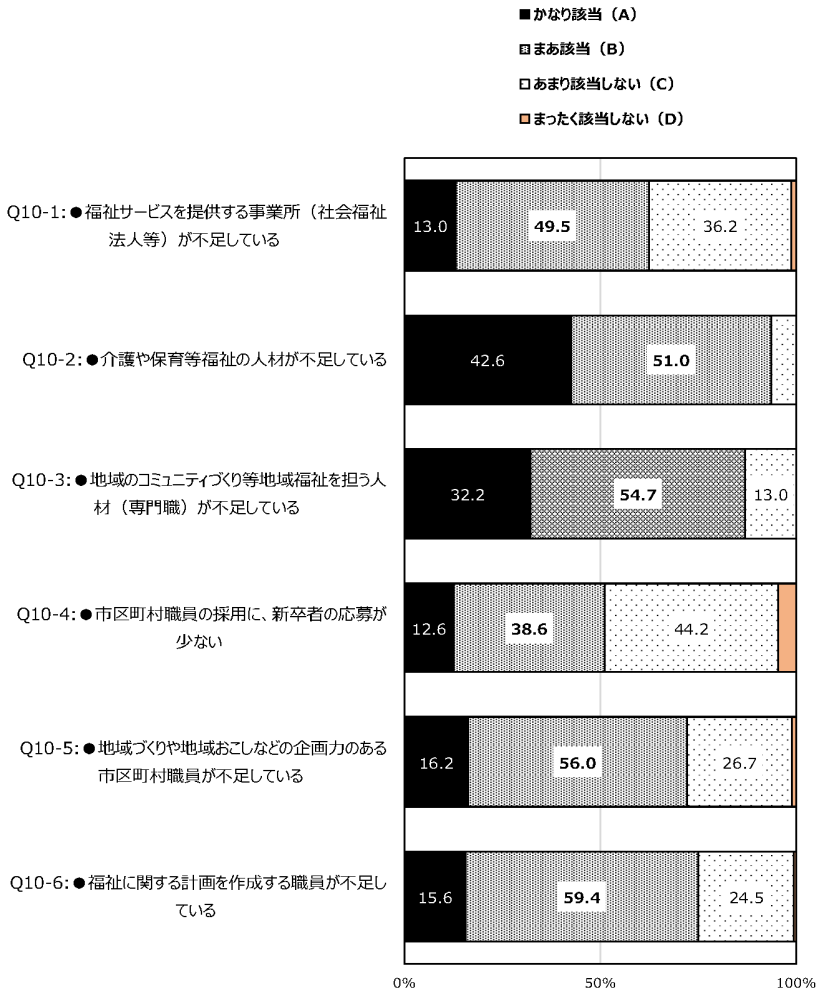

(2)社会福祉士・精神保健福祉士の有資格者の採用意向

2020 年6月、地域共生社会の実現に向けて社会福祉法が改正され、社会福祉士・精神保健福祉士の活用が努力義務化されたなかでの、市区町村での、社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有する者の採用意向は、「まあ採用したい」割合が 62.5%で最多であり、採用の意向によって選択肢を2択に統合すると、「採用したい(C1+C2)」は 92.0%となる。

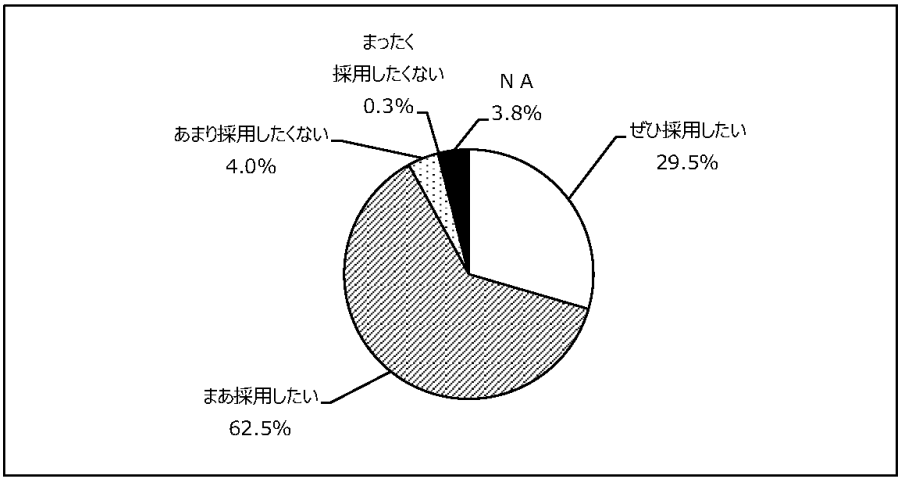

(3)人材育成での近隣の大学等との連携・協力希望

回答した市区町村の、近くの大学等との連携や協力の希望の有無によって選択肢を2択に統合すると、「希望する(C1+C2)」が 47.1%、「希望しない(C3+C4)」は 51.6%となった。

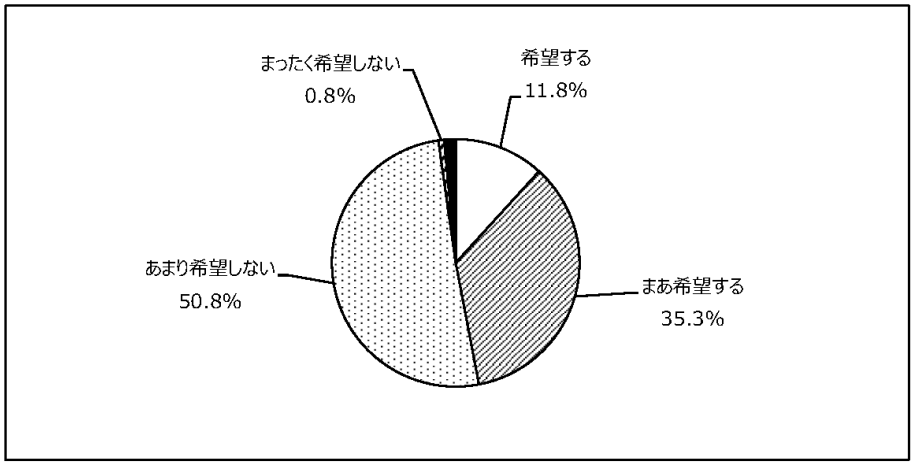

(4) 大学等との連携・協力希望の内容

連携や協力の希望内容は、「かなり希望する(A)」に「まあ希望する(B)」を加えた「希望する(A+B)」割合が上位(約 70%以上)の項目は、「社会福祉士や精神保健福祉士を目指す学生が、あなたの市区町村の地域住民との交流や、まちづくりの企画に参加する」90.2%、「福祉系大学等と包括連携協定を締結する」79.9%、「社会福祉士や精神保健福祉士を目指す学生を自治体のインターンとして受け入れる」70.9%、「社会福祉士・精神保健福祉士養成に係る実習生を受入れる」68.0%であった。

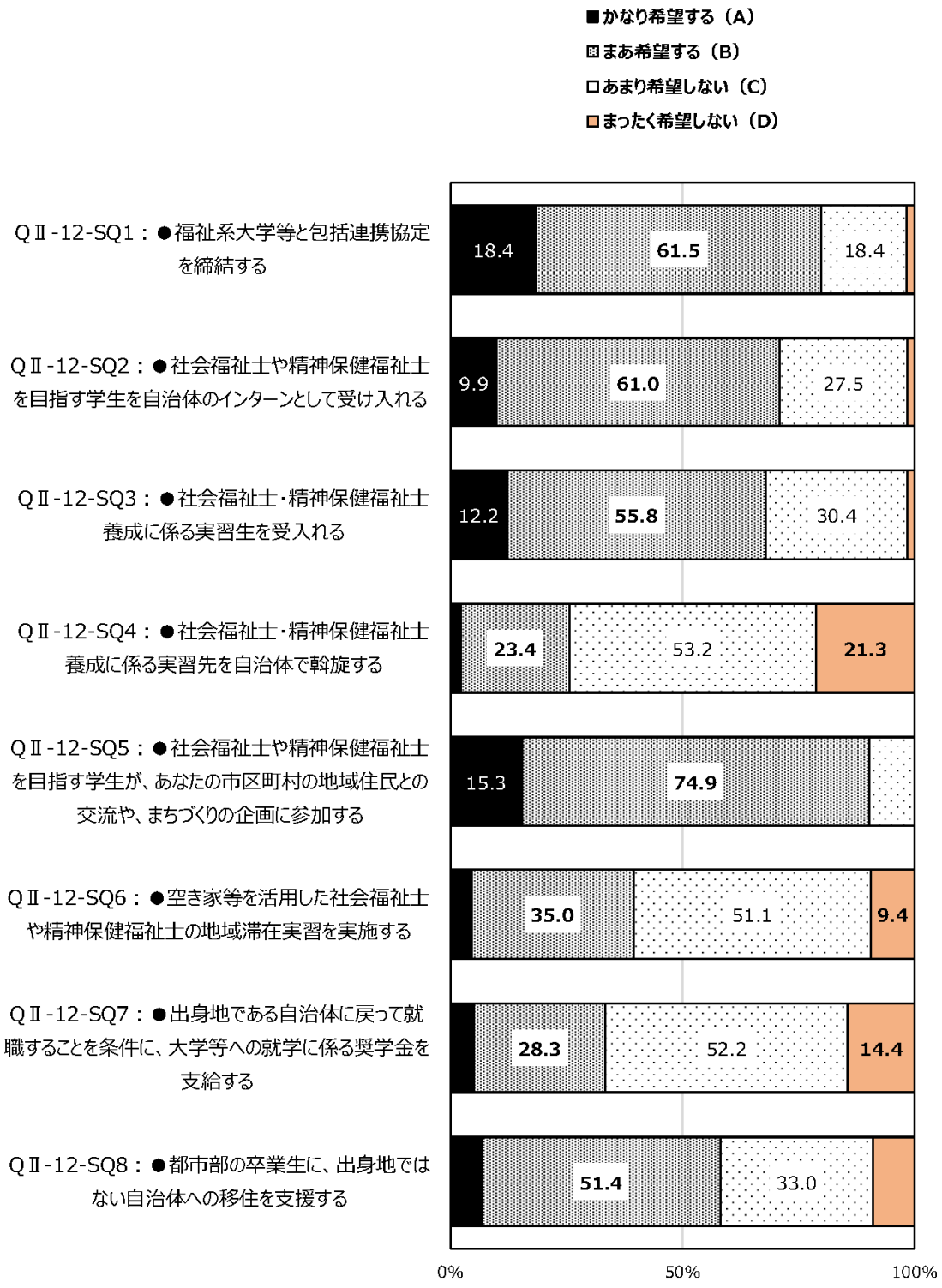

(5)社会福祉士・精神保健福祉士実習への協力意向

有資格者の実習に協力する意向は、選択肢を 2 択に統合すると、「協力したい(C1+C2)」が 76.5%。これに対し、「協力したくない(C3+C4)」が 20.8%となった。

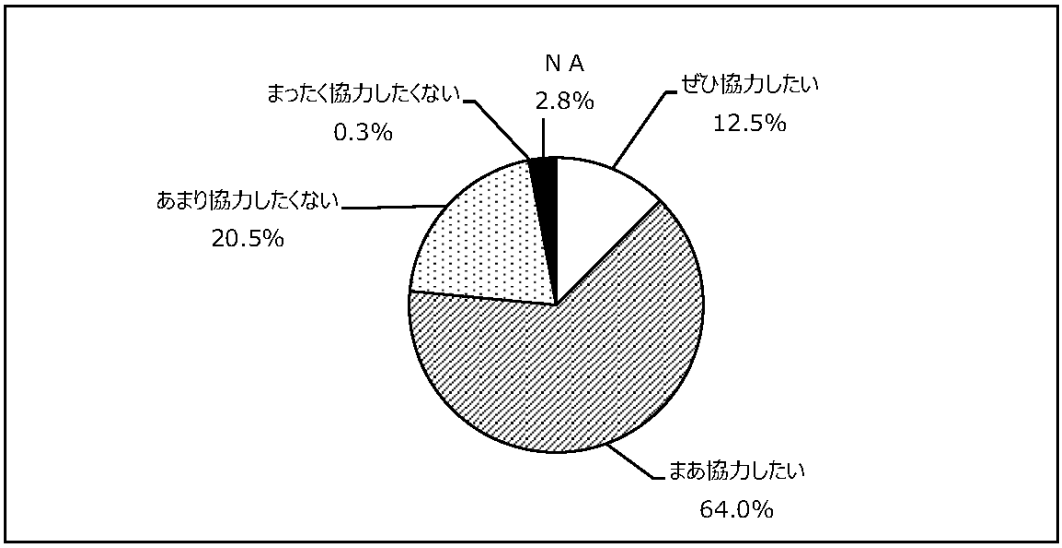

5－7－4　社会福祉士・精神保健福祉士の活用

(1)社会福祉士・精神保健福祉士への期待

市区町村における複合化・複雑化した問題への対応の必要性について、「とても必要だと思う(A)」に「ある程度必要だと思う(B)」を加えた「必要だと思う(A+B)」割合は全7項目すべてが 85%以上であった。特に上位(95%以上)の項目は、「8050 世帯など、相談者本人が属する世帯の中に、課題を抱える者が複数人存在する世帯」98.0%、「介護と育児のダブルケアなど、相談者本人が複数の課題を抱えている世帯」96.7%、「引きこもりなど、支援のニーズの表明ができない人に支援を届ける状況」96.2%であった。

社会福祉士・精神保健福祉士への期待は、とても必要だと思う(A)」に「ある程度必要だと思う(B)」を加えた「必要だと思う(A+B)」割合は全7項目すべてが 80%以上であった。特に上位(約 95%以上)の項目は、「8050 世帯など、相談者本人が属する世帯の中に、課題を抱える者が複数人存在する世帯」97.2%、「介護と育児のダブルケアなど、相談者本人が複数の課題を抱えている世帯」94.9%、「引きこもりなど、支援のニーズの表明ができない人に支援を届ける状況」94.9%であった。

Q14 (12-1)　複合化・複雑化した問題への対応の必要性　質問項目の比較 (%)

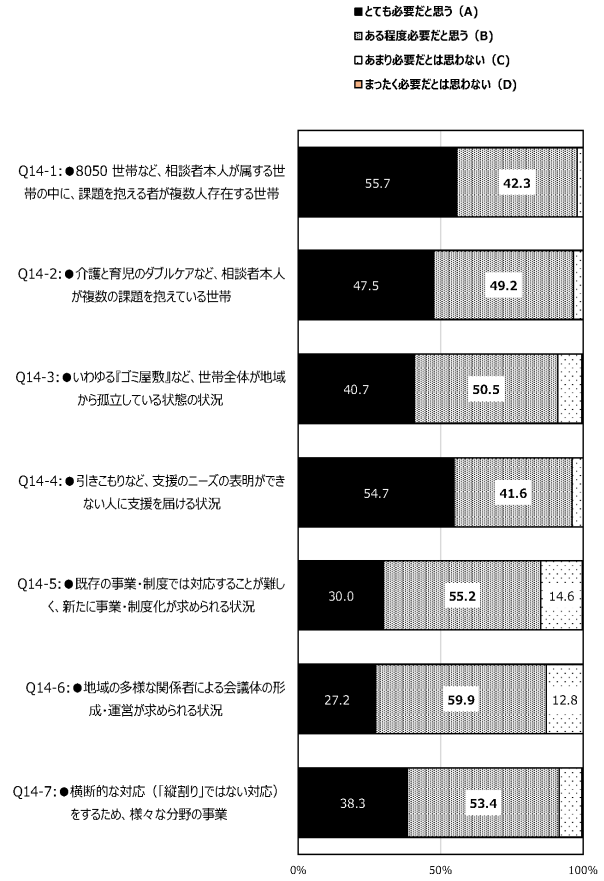

Q14 (12-2)　社会福祉士・精神保健福祉士への期待　質問項目の比較 (%)

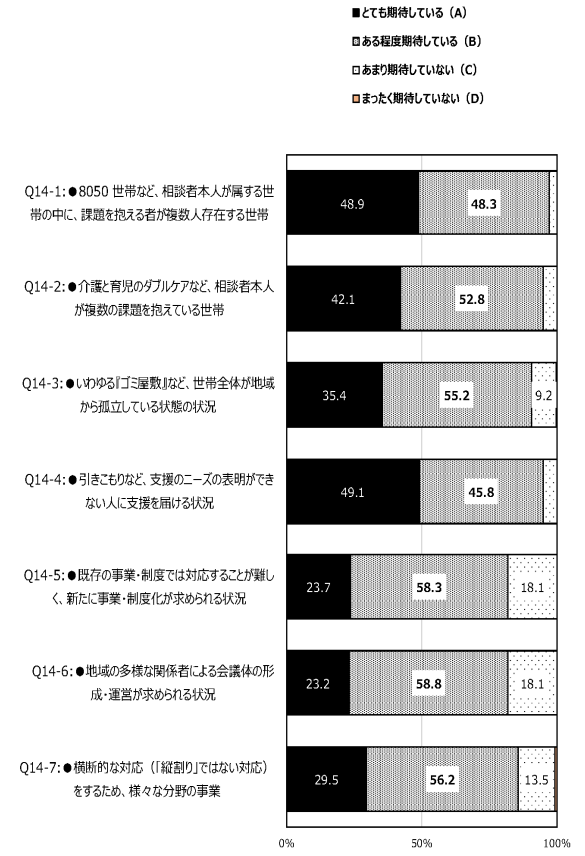

(2)参議院厚生労働委員会の附帯決議(ソーシャルワーカーの活用)への対応

2020 年6月、国会で改正社会福祉法案を採決する際、参議院の附帯決議で、『重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること』と決議された。この附帯決議に対して、「新規の正職員(臨時雇用正職員含む)のソーシャルワーカーを採用する」市区町村は 10.2%であった。

※Q5は、質問の意味を誤解した回答が含まれている可能性がある。

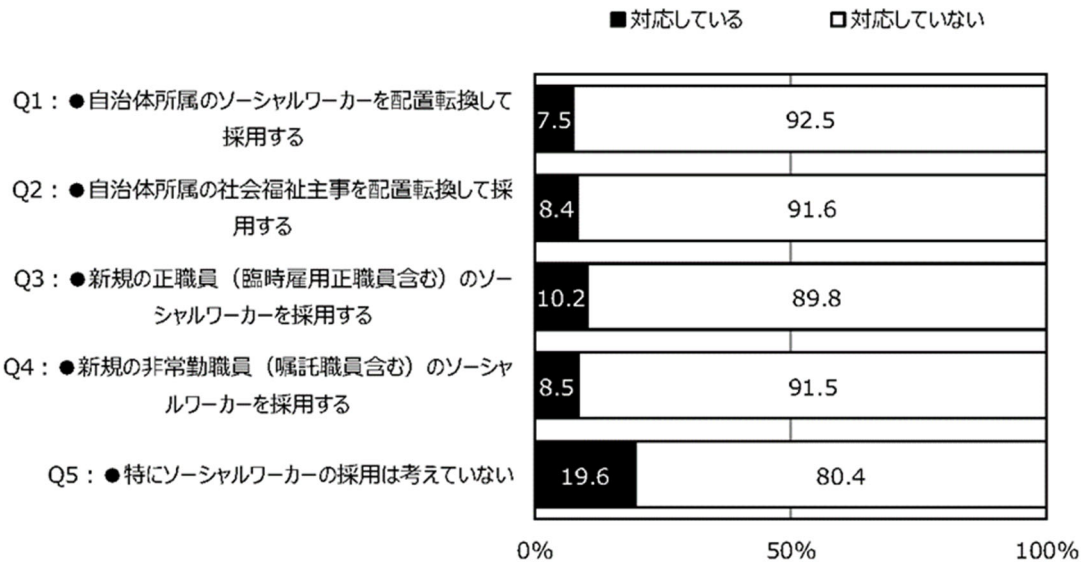

5－7－5 「重層的支援体制整備事業」のモデル事業について

(1)「重層的支援体制整備事業」のモデル事業の実施意向

「実施する予定である」13.8%、「実施する予定はない」48.8%、「現時点ではわからない」36.8%であった。

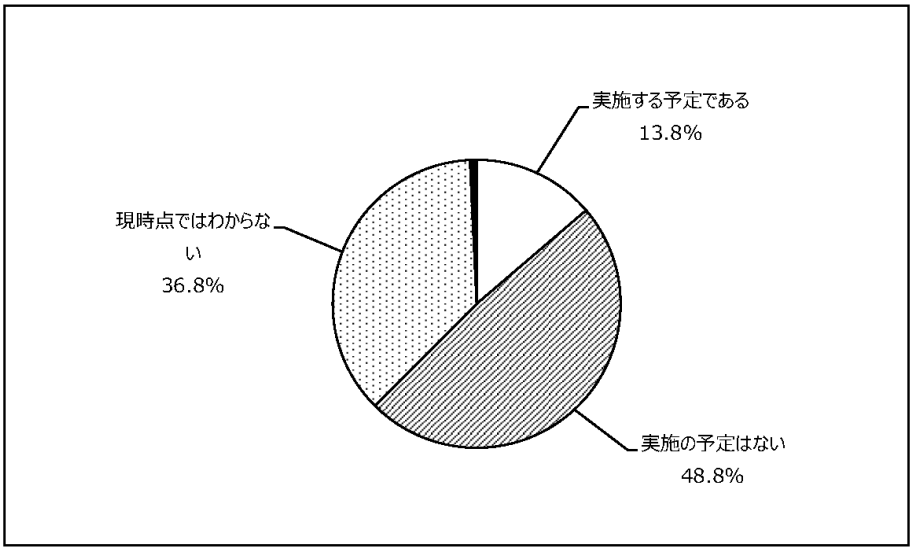

(2)包括的支援体制の整備のための実施体制構築における支援拠点(想定)

仮に、来年度(2021 年度)から重層的支援体制整備事業を実施することになった場合、支援拠点の想定は、「基本型事業・拠点」76.3%、「統合型事業・拠点」14.5%、「地域型事業・拠点」8.8%であった。支援拠点数は 1 か所が 74.0%と最も多かった。

実施体制構築における支援拠点の有無 (MA)

	市区町村数	%	市区町村数	%
基本型事業・拠点	200	50.0	200	76.3
統合型事業・拠点	38	9.5	38	14.5
地域型事業・拠点	23	5.8	23	8.8
その他	9	2.3	9	3.4
NA	138	34.5		
全体	400	100.0	262	100.0

回答あり (全体-NA)	262	65.5

※拠点数はNAでも選択肢に○があった場合を含む。

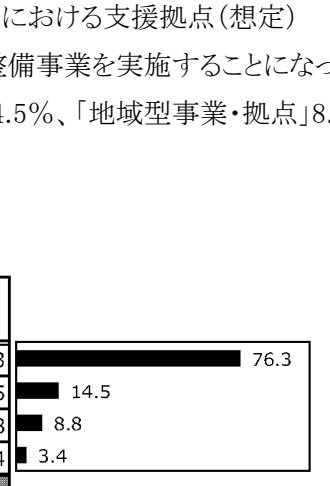

支援拠点数

	拠点の総数	%
基本型事業・拠点	551	75.5
統合型事業・拠点	46	6.3
地域型事業・拠点	114	15.6
その他	19	2.6
総数	730	100.0

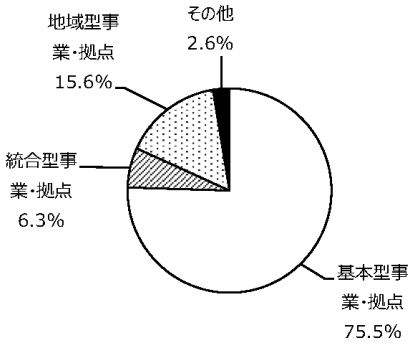

支援拠点数(区分) ※1か所以上の回答があった市区町村のみ集計。

	全体	
	回答数	%
1か所	179	74.0
2か所	12	5.0
3か所	6	2.5
4か所	13	5.4
5か所	9	3.7
6か所	3	1.2
7か所	3	1.2
8か所	1	0.4
9か所	2	0.8
10か所	1	0.4
11か所	1	0.4
12か所	0	0.0
13か所	0	0.0
14か所	1	0.4
15以上	11	4.5
全体	242	100.0

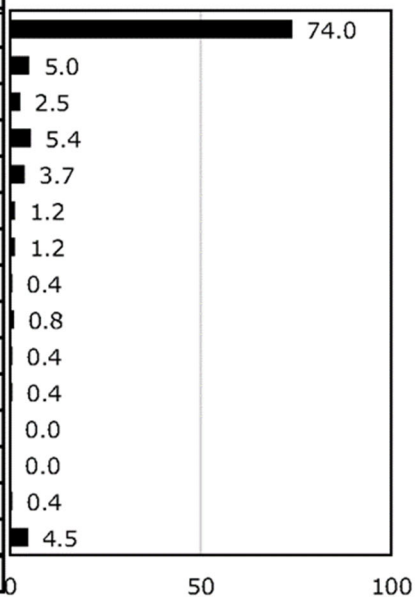

(3)包括的支援体制の整備のための実施体制構築における支援拠点の運営形態(想定)

仮に、来年度(2021 年度)から重層的支援体制整備事業を実施することになった場合、支援拠点の運営形態は、「市区町村直営」56.3%、「外部委託」47.8%と想定されている(NA を除く)。外部委託先は、「社会福祉協議会」85.6%と最も多く、次いで「社会福祉法人(社協以外)」18.4%となっている(NA を除く)。

支援拠点の運営形態(想定) (MA)

	回答数	%	回答数	%
市区町村直営	165	41.3	165	56.3
外部委託	140	35.0	140	47.8
その他	4	1.0	4	1.4
NA	107	26.8		
全体	400	100.0	293	100.0

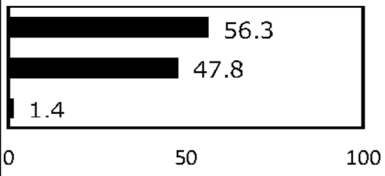

回答あり(全体-NA)	293	73.3

外部委託先(想定・SQ) (MA)

	回答数	%	回答数	%
社会福祉協議会	107	76.4	107	85.6
社会福祉法人(社協以外)	23	16.4	23	18.4
医療法人	8	5.7	8	6.4
NPO法人	8	5.7	8	6.4
NA	15	10.7		
全体	140	100.0	125	100.0

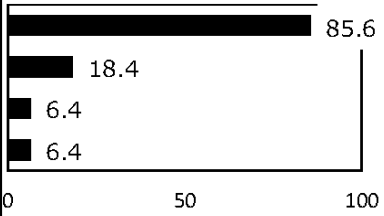

5－7－6 市区町村調査の考察

「まち・ひと・しごと創生」(地方創生)は、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的とした一連の政策である。

本調査でもあきらかなったように全国的に人口減少が続くなか、地方創生は、持続可能なまちづくりにおいて重要なテーマとなっている。国は、基本目標として、①稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする、②地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる、として 4 つを掲げ、市区町村においてもこれに準じて総合戦略を策定している。

本調査において、市区町村の重要度が高く、社会福祉士・精神保健福祉士への期待が高い4つの項目が、「安心して暮らすことができるまちづくり」、「地域コミュニティの維持・強化」、「結婚・出産・子育ての支援」、「仕事と子育ての両立」であった。これは、住民に対する相談支援にとどまらずに、相談支援等で得た住民のニーズや専門職としての知見を活かした施策の展開への期待の表れであり、ソーシャルワークに対する期待であるといえる。

従来、行政におけるソーシャルワークは、福祉六法をはじめとする対象者を限定した相談支援が中心となっていた。しかし、今回の調査結果からは、「安心して暮らすことができるまちづくり」、「地域コミュニティの維持・強

化」、「結婚・出産・子育ての支援」、「仕事と子育ての両立」といった分野横断的な制度・施策の展開への重要性が浸透していること、期待されていることが示されている。

このような期待の一方で、地域づくり等の地域福祉を担う人材、福祉に関する計画等を作成する人材は、7 割以上の自治体で不足と認識されている。このことは、既存の専門職に対しての学びの機会の提供や大学との協働の可能性、専門職養成課程においては分野別の個別支援から地域支援を一体的に学ぶことの重要性を示唆する。

一方で、従来の個別支援においても、特に「8050 世帯など、相談者本人が属する世帯の中に、課題を抱える者が複数人存在する世帯」、「介護と育児のダブルケアなど、相談者本人が複数の課題を抱えている世帯」、「引きこもりなど、支援のニーズの表明ができない人に支援を届ける状況」への支援において、社会福祉士・精神保健福祉士に大きな期待が寄せられている。これらの複合化・複雑化した問題は、近年、支援困難事例とも表現されてきた。このような支援困難事例に対しての支援の期待は、それらを解決してきた専門職の実績への評価とも捉えることができる。実際に少ないながらも、来年度以降の重層的支援体制整備事業の実施にあたって、新規のソーシャルワーカーの採用を予定している市区町村もみられた。ただし、仮に重層的支援体制整備事業を実施することになった場合の運営形態は、市区町村直営と外部委託はおよそ半々である。そのため、外部委託先の 8 割を占める社会福祉協議会におけるソーシャルワーカー採用の状況や職場内での期待について、注視する必要があると言える。

今回実施した地域共生社会実現のモデル事業を行っている自治体の全国の市区町村への調査からは、地方創生をすすめる政策上のテーマのいくつかについて、ソーシャルワーカーへの期待がみてとれた。今後の社会福祉士・精神保健福祉士の養成を進めていく中で、このような期待にどのように応え、学生を送り出していくのかを考えていく必要がある。とくにソーシャルワーカー養成の要である演習・実習教育において、教員および現場実習指導者の双方に、その指導内容の妥当性が問われることになる。したがって本事業において、実習担当教員および現場実習指導者への講習会プログラムの検討を行い、一定の標準的な講習会プログラムを作成したことは、その第一歩として評価できると思われる。今後は、実際の講習会でのプログラムの実施を見据えて、さらなる検討および修正を重ねていくことが肝要となる。

※自由記述にて回答を求めた設問の回答については、参考資料として本連盟 HP へ別途掲載する。

http://jaswe.jp/research.html

資料編

【実習担当教員講習会・実習指導者講習会】
　試行講習会要項・試行講習会資料
【演習担当教員講習会】
　試行講習会要項・試行講習会資料
【ICT 活用・養成校 BCP 検討部会】
　新型コロナウイルス感染症対策下における ICT 導入・活用状況ならびに BCP 策定状況に関する調査 調査票

【知識アプデ合同研修企画部会（学び直し合同研修企画部会）】
　コミュニティにねざしたふくし人材を養成する研修（こふく研）
　実施要項・広報媒体（ポスター・チラシ）
　講義部分映写資料
【調査部会】
　社会福祉士・精神保健福祉士養成校への調査票及び鑑文
　実習・実習指導担当教員への調査案内及び質問項目
　実習指導者講習会修了者への調査票及び鑑文
　模擬試験受験者への調査票
　自治体への調査票及び鑑文

厚生労働省令和二年度
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）
『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業』

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
【社会福祉士・精神保健福祉士実習担当教員試行講習会】

実習指導概論

北星学園大学　伊藤 新一郎

資料編－1

実習指導概論の内容案

関係通知を踏まえつつ、新カリキュラムに対応した内容として

①SW専門職としての社会福祉士及び精神保健福祉士制度の意義と役割

②SW実習の目標・意義

①②は実習担当教員と実習指導者で共通の内容

③「講義－演習－実習」の学習循環を踏まえた実習指導の展開

④SW実習科目の構成と実習施設・機関の理解

⑤SW実習担当教員の役割

⑥SW実習担当教員に求められる能力

⑦ソーシャルワーク実習での個別的な実習体験を一般化する重要性

国家資格制度の概要

【社会福祉士】

○1987年に創設された福祉専門職の国家資格制度
○根拠法は「社会福祉士及び介護福祉士法」
○登録者数は約25万人
○職能団体は「公益社団法人日本社会福祉士会」（JACSW）
○会員数は約4.2万人

【精神保健福祉士】

○1997年に創設された精神保健福祉領域の国家資格制度
○根拠法は「精神保健福祉士法」
○登録者数は約9万人
○職能団体は「公益社団法人日本精神保健福祉士協会」（JAMHSW）
○会員数は約1.0万人

ソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士

社会福祉士の法的定義

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年5月26日法律第30号）
第二条（定義）

この法律において「社会福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者（第四十七条において「福祉サービス関係者等」という。）との連絡及び調整その他の援助を行うこと（第七条及び第四十七条の二において「相談援助」という。）を業とする者をいう。

社会福祉士国家資格の取得ルート

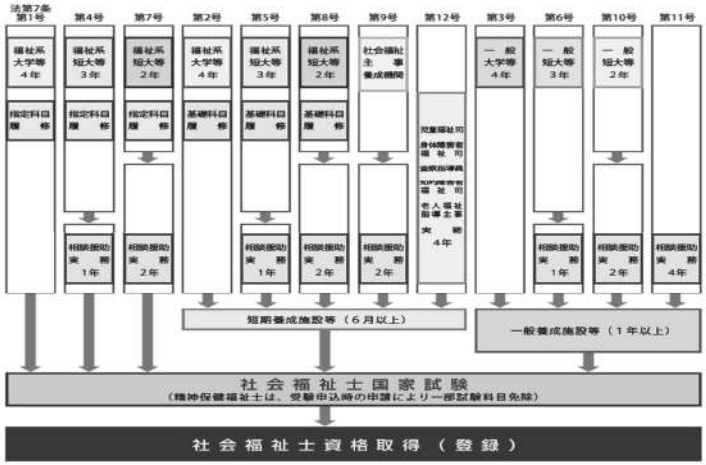

出所：公益財団法人社会福祉振興・試験センター「社会福祉士国家試験　受験資格（資格取得ルート図）」

精神保健福祉士の法的定義

精神保健福祉士法（平成9年12月19日法律第131号）

第二条（定義）

この法律において「精神保健福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十八項に規定する地域相談支援をいう。第四十一条第一項において同じ。）の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うこと（以下「相談援助」という。）を業とする者をいう。

精神保健福祉士国家資格の取得ルート

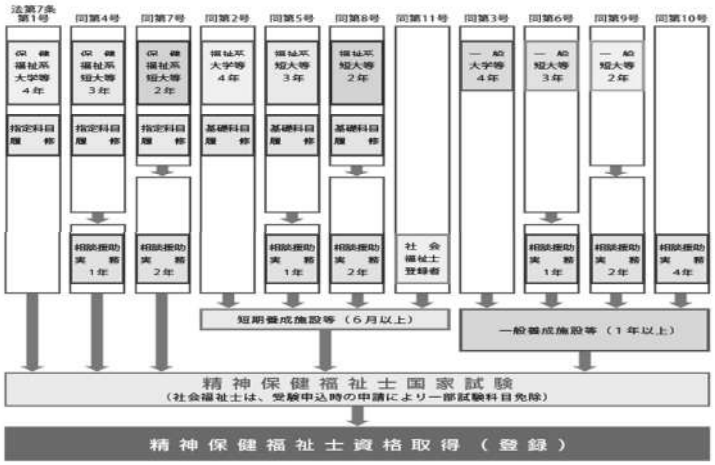

出所：公益財団法人社会福祉振興・試験センター「精神保健福祉士国家試験　受験資格（資格取得ルート図）」

今後、ますます求められるソーシャルワークの機能

第９回社会保障審議会福祉部会
福祉人材確保専門委員会平成２９年２月７日

○ ソーシャルワークには様々な機能があり、地域共生社会の実現に資する「包括的な相談支援体制の構築」や「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」を推進するにあたっては、こうした機能の発揮がますます期待される。

地域共生社会の実現

制度が対象としない生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯への対応等、多様化・複雑化するニーズへの対応や、全ての地域住民が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会

地域共生社会の実現に必要な体制の構築

包括的な相談支援体制の構築

住民主体の地域課題解決体制

ソーシャルワークの機能を発揮することによる体制づくりの推進

- 支援が必要な個人や家族の発見
- 地域全体の課題の発見
- 相談者の社会的・心理的・身体的・経済的・文化的側面のアセスメント
- 個人と世帯全体を取り巻く集団や地域のアセスメント
- 問題解決やニーズの充足、社会資源につなぐための仲介・調整
- 個人への支援を中心とした分野横断的な支援体制・地域づくり
- 新たな社会資源の開発や施策の改善に向けた提案
- 地域アセスメント及び評価
- 地域全体の課題を解決するための業種横断的な社会資源との関係形成・地域づくり
- 情報や意識の共有化
- 団体や組織等の組織化並びに機能や役割等の調整
- 相談者の権利擁護や意思の尊重にかかる支援方法等の整備
- 人材の育成に向けた意識の醸成

- 地域社会の一員であるということの意識化と実践化
- 地域特性、社会資源、地域住民の意識等の把握
- 福祉課題に対する関心や問題意識の醸成、理解促進、課題の普遍化
- 地域住民のエンパワメント
- 住民主体の地域課題の解決体制の構築・運営にかかる助言・支援
- 担い手としての意識の醸成と機会の創出
- 住民主体の地域課題の解決体制を構成する地域住民と団体等との連絡・調整
- 地域住民と社会資源との関係形成
- 新たな社会資源を開発するための提案
- 包括的な相談支援体制と住民主体の地域課題解決体制との関係性や役割等に関する理解促進

1

新カリキュラムにおける指定科目

社会福祉士・精神保健福祉士　養成カリキュラム見直しの科目の類型

【社会福祉士】		【科目群】	【精神保健福祉士】	
①「医学概論」		人・環境・社会とその関係の理解	①「医学概論」	
②「心理学と心理的支援」			②「心理学と心理的支援」	
③「社会学と社会システム」			③「社会学と社会システム」	
④「ソーシャルワークの基盤と専門職」	共通 社会	ソーシャルワークの基盤・理論・方法の理解	④「ソーシャルワークの基盤と専門職」	共通
⑤「ソーシャルワークの理論と方法」	共通 社会		⑤「ソーシャルワークの理論と方法」	共通 精神
⑥「社会福祉調査の基礎」		社会福祉の原理・基盤・政策の理解	⑥「社会福祉調査の基礎」	
⑦「福祉サービスの組織と経営」			⑦「社会福祉の原理と政策」	
⑧「社会福祉の原理と政策」			⑧「社会保障」	
⑨「社会保障」			⑨「権利擁護を支える法制度」	
⑩「権利擁護を支える法制度」			⑩「地域福祉と包括的支援体制」	
⑪「地域福祉と包括的支援体制」			⑪「障害者福祉」	
⑫「高齢者福祉」		複合化・複雑化した福祉課題及び包括的な支援を理解	⑫「刑事司法と福祉」	
⑬「障害者福祉」			⑬「精神保健福祉の原理」	
⑭「児童・家庭福祉」			⑭「精神医学と精神医療」	
⑮「貧困に対する支援」			⑮「現代の精神保健の課題と支援」	
⑯「保健医療と福祉」			⑯「精神保健福祉制度論」	
⑰「刑事司法と福祉」			⑰「精神障害リハビリテーション論」	
⑱「ソーシャルワーク演習」			⑱「ソーシャルワーク演習」	
⑲「ソーシャルワーク演習（専門）」			⑲「ソーシャルワーク演習（専門）」	
⑳「ソーシャルワーク実習指導」			⑳「ソーシャルワーク実習指導」	
㉑「ソーシャルワーク実習」		ソーシャルワークの方法と実践の理解	㉑「ソーシャルワーク実習」	

医学で修得した知識を実習・演習・フィールドワーク等で統合

実習・フィールドワーク等の体験を医学・演習等で再統合し、総合的な能力を修得

社会福祉士養成カリキュラムの全体像

厚生労働省「見直し後の社会福祉士養成課程の全体像」からソ教連が改編
https://www.mhlw.go.jp/content/000604998.pdf

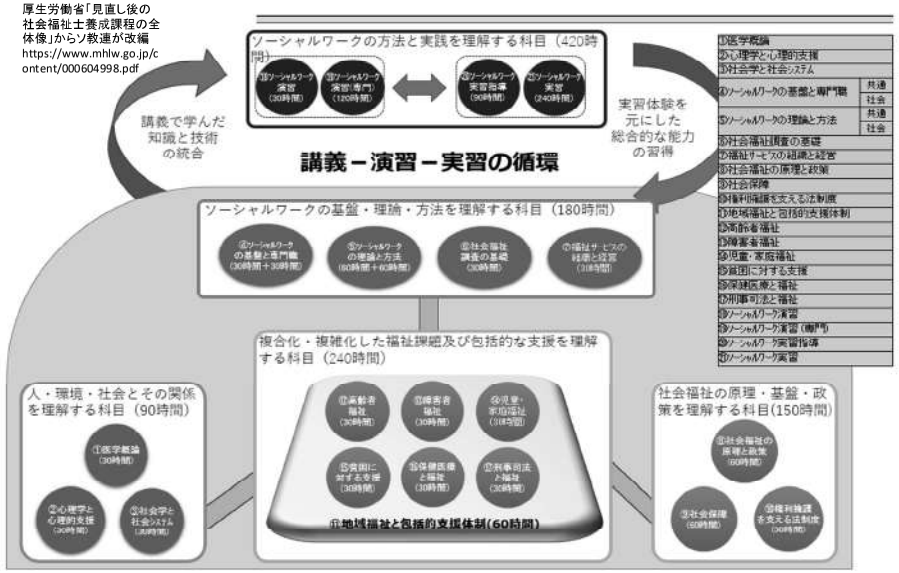

精神保健福祉士養成カリキュラムの全体像

厚生労働省「見直し後の社会福祉士養成課程の全体像」を参考にソ教連が作成
https://www.mhlw.go.jp/content/000604998.pdf

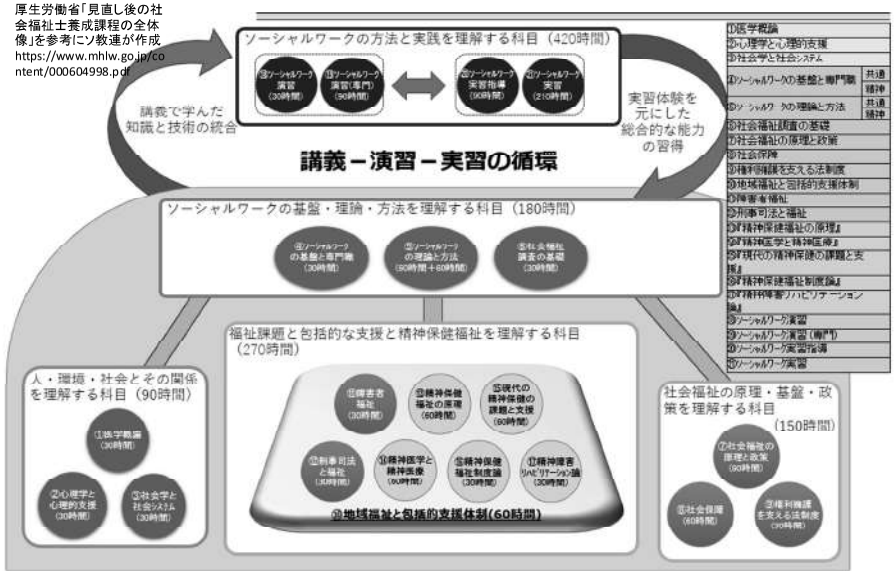

養成課程における教育内容等の見直しの背景

✓<u>地域共生社会の実現</u>：福祉改革の基本コンセプト

→　新たな福祉ニーズに対応することが喫緊の課題

・SWの専門職としての役割を担っていける実践能力を有する人材の養成が必要

→　社会福祉士・精神保健福祉士の養成カリキュラム見直し

・2021（令和3）年度より新カリキュラムがスタート

出所：「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」より（社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会、2018年）

養成課程における教育内容等の見直しの背景

✓ **SW専門職として社会福祉士・精神保健福祉士に求められる実践能力**

① **地域共生社会の実現に向けて複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制や地域住民等が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制の構築**が重要であることを踏まえ、ソーシャルワークの専門職として、これらの体制を構築するために必要となる実践能力

② 個人及びその世帯が抱える課題への支援を中心として、**分野横断的・業種横断的な関係者との関係形成や協働体制を構築**し、それぞれの強みを発見して活用していくため、コーディネーションや連携、ファシリテーション、プレゼンテーション、ネゴシエーション（交渉）、社会資源開発・社会開発などを行うとともに、地域の中で中核的な役割を担える実践能力

出所：「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」より（社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会、2018年）

教育内容等に関する見直しのポイント

（1）「相談援助」は「ソーシャルワーク」へ変更

・社会福祉士・精神保健福祉士をソーシャルワーク専門職として養成することがより明確化

（2）ソーシャルワークに関する講義・演習科目の共通化

・ソーシャルワークの基盤と専門職（30時間）
・ソーシャルワークの理論と方法　（60時間）
・ソーシャルワーク演習　　（30時間）
→　社会福祉士・精神保健福祉士で共通の内容を学ぶ

教育内容等に関する見直しのポイント

（3）包括的相談支援体制の構築について学ぶ科目の創設

★地域福祉と包括的支援体制（社会・精神共通：60時間）

→ 「分野横断的横串し科目」として重要な位置づけ

→ 「地域共生社会」に実現に向けて社会福祉士・精神保健福祉士に求められる役割の理解

〇**分野横断的・業種横断的**な関係者との関係形成や協働体制
〇多機関の協働による包括的な相談支援体制
〇地域住民等が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制

の構築について学ぶ講義科目

教育内容等に関する見直しのポイント

（4）社会福祉士「ソーシャルワーク実習」の時間増（240時間）

・ソーシャルワーク実習は、相談援助業務の一連の過程を網羅的かつ集中的に学習できるよう、**1の実習施設において 180 時間以上行うことを基本とすること。**

ア ソーシャルワーク実習は、**機能の異なる2カ所以上の実習施設等で実施すること。**

イ 180 時間以上の実習を行う機関・事業所においては、**相談援助業務の一連の過程の学習に加え、複数の機関・事業所や地域との関係性を含めた包括的な支援について学習すること。**

出所：「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」（元文科高第1122号、社援発0306第23号、令和2年3月6日）

教育内容等に関する見直しのポイント

☑社会福祉士養成においてソーシャルワーク実習を機能の異なる2ヶ所以上の実習施設等で行うことの意味

①複数の実践現場での実習を経験することによって、多様な場・形態でソーシャルワーク実践が存在することを理解する。

②①の理解を踏まえた上で、ソーシャルワーク実践を支える価値・知識・技術は分野・領域の違いにかかわらず共通していることを理解する。

→ ソーシャルワーク専門職である社会福祉士はジェネラリストである

教育内容等に関する見直しのポイント

(5)精神保健福祉士「ソーシャルワーク演習」の時間増

・ソーシャルワーク演習(専門)の時間数
改正前:60時間 → **改正後:90時間**

(6)精神保健福祉士養成の中核を成す科目の創設

★精神保健福祉の原理(60時間)

→ 精神保健福祉の理念・視点・関係性等の基礎的な枠組、精神障害者の基本的人権の保障と社会正義の実現を担う専門職として精神保健福祉士の存在意義や役割についての理解

教育内容等に関する見直しのポイント

(7)「講義－演習ー実習」の学習循環の構築

SWの専門的援助技術を総合的かつ実践的に習得する

講義:理論等の知識の蓄積
演習:知識の活用方法等を実践的に習得(知識の技術への転換)
実習:知識・技術の適切な活用・応用、実践上の課題の発見

→ ソーシャルワーク専門職として必要な実践力を習得

・ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習(専門)の実施に当たっては、ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習の教育内容及び授業の進捗状況を十分踏まえる。
・養成カリキュラムの指定科目のみならず、養成校における他科目(講義・ゼミ等)や課外活動(ボランティア等)も含めた連結・循環による教育展開が必要となる。

「講義ー演習ー実習」の学習循環イメージ

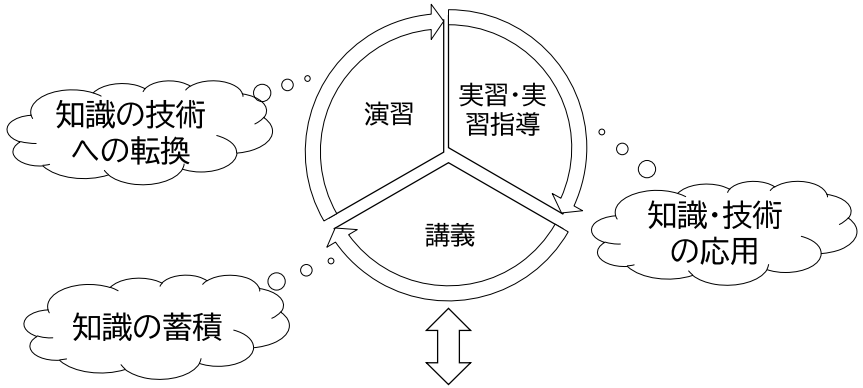

出所:一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟編(2021)『ソーシャルワーク実習指導・実習(社会専門)』中央法規、3頁

新カリキュラムにおけるSW関係科目

【社会福祉士】

＜実習＞
・SW実習（240h）
・SW実習指導（90h）

＜演習＞
・SW演習（専門：120h）

＜講義＞
・SWの基盤と専門職（専門：30h）
・SWの理論と方法（専門：60h）

【精神保健福祉士】

＜実習＞
・SW実習（210h）
・SW実習指導（90h）

＜演習＞
・SW演習（専門：90h）

＜講義＞
・SWの理論と方法（専門：60h）

共通：SWの基盤と専門職（30h）・SWの理論と方法（60h）SW演習（30h）

ソーシャルワーク実習とは

①ソーシャルワーク専門職としての社会福祉士・精神保健福祉士を養成するための要となる科目・教育機会である。

✕単なる見学・体験学習、ボランティアの延長、個人的な社会経験を積む場ではない

○ソーシャルワーク専門職の養成という明確な目標志向性

②SWの価値・知識・技術に基づく実践能力の修得を目指す。

・厚生労働省通知の「ねらい」と「教育に含むべき事項」
→ ソ教連「ガイドライン」でより具体的に内容を例示

ソーシャルワーク実習とは

社会福祉士・精神保健福祉士養成課程がソーシャルワーク専門職養成を志向した教育として展開されるならば、その一部である「ソーシャルワーク実習」は、学生が一定の専門的水準を有するソーシャルワーク実践の現場に身を置くことによって（臨床参加型）、実習先である施設・機関の理解、組織内の社会福祉士・精神保健福祉士の位置・役割の理解を含めつつ、そこで展開される実践行動（performance）を現場の実践過程と照合することで、事前の学びを踏まえた価値・知識・技術の総体としての**ソーシャルワークの実践能力（competence）の獲得を目指すものである**（目標志向型）。

出所：一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟編（2021）「ソーシャルワーク実習指導・実習（社会専門）」中央法規、104頁

ソーシャルワーク実習の意義

①「実践の学問」である社会福祉学の学びは、ソーシャルワークの実践及び実践現場との関係を抜きにしては成り立たない。

②実習は社会福祉・ソーシャルワークの理論と実践とを統合的に学ぶ機会となる。

③ソーシャルワークの方法や技術も、講義や演習だけで学べるものではなく、現任のソーシャルワーカーの動きから、また自らが現場に身を置くことで実践的経験的に習得できるものである。

出所：一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟（2020）「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン」3頁

ソーシャルワーク実習の意義

✓**実習指導者にとって「後継者の育成」という意義がある**

ソーシャルワーカーの倫理綱領（2020年6月）

倫理基準

Ⅳ　専門職としての倫理責任

6.（教育・訓練・管理における責務）ソーシャルワーカーは、教育・訓練・管理を行う場合、それらを受ける人の人権を尊重し、専門性の向上に寄与する。

ソーシャルワーク実習の意義

精神保健福祉士の倫理綱領（2018年6月18日）

◆倫理基準「専門職としての責務」

（1）専門性の向上

b　スーパービジョンと教育指導に関する責務

1）精神保健福祉士はスーパービジョンを行う場合、自己の限界を認識し、専門職として利用できる最新の情報と知識に基づいた指導を行う。

2）精神保健福祉士は、専門職として利用できる最新の情報と知識に基づき学生等の教育や実習指導を積極的に行う。

3）精神保健福祉士は、スーパービジョンや学生等の教育・実習指導を行う場合、公正で適切な指導を行い、スーパーバイジーや学生等に対して差別・酷使・精神的・身体的・性的いやがらせ等人格を傷つける行為をしてはならない。

✓**実習指導者の経験は現任者自身の成長にも寄与する**

実習施設・機関の範囲：社会福祉士

✓「社会福祉士養成課程における相談援助実習を行う実習施設等の範囲について」（平成20年11月11日社援発第1111001号本職通知）」の一部改正（社援発0306第25号令和2年3月6日）

→　2020（令和2）年4月1日より適用

・実習施設について、社会福祉士国家試験の受験資格に係る実務経験として認められる施設等の範囲と同じにする等により拡充する

✓社会福祉士の実習施設・機関として追加された施設・事業（例）

・都道府県社会福祉協議会、教育機関、地域生活定着支援センターなど

※実習施設・機関は実習指導者（＝社会福祉士資格取得後、実務3年以上で実習指導者講習会の修了者）がいる施設・機関等でなければならない。

実習施設・機関の範囲：精神保健福祉士

✓「精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第一項第十号」及び「精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第八項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業」（平成10年厚生省告示第10号）で定める

✓「精神保健福祉士養成課程におけるソーシャルワーク実習を行う実習施設等の範囲について」（令和２年３月６日障発0306第９号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を新設

→2020（令和2）年4月1日より適用

・実習施設・機関の範囲と指定施設の範囲（実務経験）とを原則として一致させつつ、実習施設の範囲を拡充する。

※実習施設・機関は実習指導者（＝精神保健福祉士資格取得後、実務3年以上で実習指導者講習会の修了者）がいる施設・機関等でなければならない。

実習施設・機関の範囲：精神保健福祉士

☑精神保健福祉士の実習施設・機関として追加された施設・事業（例）

・市町村社会福祉協議会、教育機関、地域包括支援センターなど

・精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する事業を実施する施設

・いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する事業を実施する施設

ソーシャルワーク実習の目標：社会福祉士

厚労省通知【ソーシャルワーク実習（240時間）ねらい】

①ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。

②支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。

③生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した**支援計画の作成、実施及びその評価を行う。**

④施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。

⑤総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。

ソーシャルワーク実習指導の目標：社会福祉士

厚労省通知【ソーシャルワーク実習指導（90時間）ねらい】

①ソーシャルワーク実習の意義について理解する。

②社会福祉士として求められる役割を理解し、価値と倫理に基づく専門職としての姿勢を養う。

③ソーシャルワークに係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し、ソーシャルワーク機能を発揮するための基礎的な能力を習得する。

④実習を振り返り、実習で得た具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる総合的な能力を涵養する。

ソーシャルワーク実習の目標：精神保健福祉士

厚労省通知【ソーシャルワーク実習（210時間）ねらい】

①ソーシャルワーク実習を通して、精神保健福祉士としてのソーシャルに係る専門的知識と技術の理解に基づき精神保健福祉現場での試行と省察の反復により実践的な技術等を体得する。

②精神疾患や精神障害、メンタルヘルスの課題をもつ人びとのおかれている現状に関する知識をもとに、その生活実態や生活上の課題についてソーシャルワーク実習を行う実習先において調査し具体的に把握する。

③実習指導者からのスーパービジョンを受け、精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。

④総合的かつ包括的な地域生活支援と関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。

ソーシャルワーク実習指導の目標：精神保健福祉士

厚労省通知【ソーシャルワーク実習指導（90時間）ねらい】

①ソーシャルワーク（精神保健福祉士）実習の意義について理解する。

②精神疾患や精神障害のある人のおかれている現状を理解し、その生活の実態や生活上の困難について理解する。

③ソーシャルワーク（精神保健福祉士）実習に係る個別指導及び集団指導を通して、精神保健福祉士が行うソーシャルワークに係る知識と技術について具体的かつ実際的に理解し実践的な技術等を体得する。

④精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。

⑤具体的な実習体験を、専門的知識及び技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。

実習・実習指導に関する基本ルール

①実習科目を担当する教員の員数は、実習科目ごとにそれぞれ**学生20人につき、1人以上とする。**

②実習先は巡回指導が可能な範囲で選定する。

③ソーシャルワーク実習担当教員は、**少なくとも週1回以上の定期的巡回指導を行う。**ただし、これにより難い場合は実習期間中に少なくとも1回以上の巡回指導を行う場合に限り、実習施設との十分な連携の下、定期的巡回指導に代えて、実習生が養成校において学習する日を設定し、指導を行うことも差し支えない（帰校日指導）。

④実習内容、実習指導体制及び実習中のリスク管理等については実習先との間で十分に協議し、確認を行う。

⑤**実習計画は、実習施設との連携の下に定める。**

⑥ソーシャルワーク実習において知り得た個人の秘密の保持について、教員及び実習生に対して徹底を図る。

出所：「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」（最終改正 元文科 高第1122号 社援発0306第23号 令和2年3月6日）

実習・実習指導に関する基本ルール

精神保健福祉士関係通知「7　実習に関する事項」より

（4）実習は、相談援助の一連の過程を網羅的に学習できるよう、学生1人に対し、精神科病院等の医療機関と障害福祉サービス事業を行う施設その他の実習施設等とで実施するなど、**機能の異なる2以上の実習施設等で実施する**ものとする。

（5）**実習のうち精神科病院等の医療機関における実習を必須とし、90時間以上行うものとする。**

（6）社会福祉士養成課程の「ソーシャルワーク実習」を履修している学生については、実習のうち、60時間を上限として、精神科病院等の医療機関以外の実習を免除可能とするものであること。この場合においても、機能の異なる2以上の実習施設等で実施するものとする。

（7）実習において知り得た個人の秘密の保持について、実習生が十分配慮するよう指導すること。

出所：「大学等において開講する精神障害者の保健及び福祉に関する科目の確認に係る指針について」（最終改正：2文科高第883号　障発1228第12号　令和2年12月28日）

実習・実習指導に関する基本ルール

（8）実習内容、実習指導体制及び実習中のリスク管理等については実習施設等との間で十分に協議し確認を行うこと。

（9）実習を実施する際には、健康診断等の方法により、実習生が良好な健康状態にあることを確認した上で実施すること。

（10）ソーシャルワーク実習指導を実施する際には、次の点に留意すること。

ア ソーシャルワーク実習を効果的に進めるため、実習生用の「実習指導マニュアル」及び「実習記録ノート」を作成し、実習指導に活用すること。

イ 実習後においては、その実習内容についての達成度を評価し、必要な個別指導を行うこと。

ウ 実習の評価基準を明確にし、評価に際しては実習施設等の実習指導者の評定はもとより、実習生本人の自己評価についても考慮して行うこと。

出所：「大学等において開講する精神障害者の保健及び福祉に関する科目の確認に係る指針について」（最終改正：2文科高第883号　障発1228第12号　令和2年12月28日）

ソーシャルワーク実習・実習指導の流れ

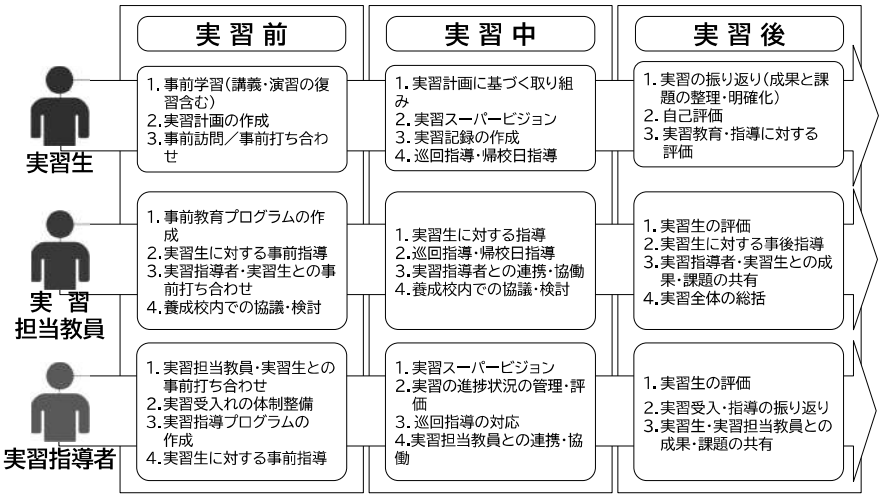

ソーシャルワーク実習の関係図

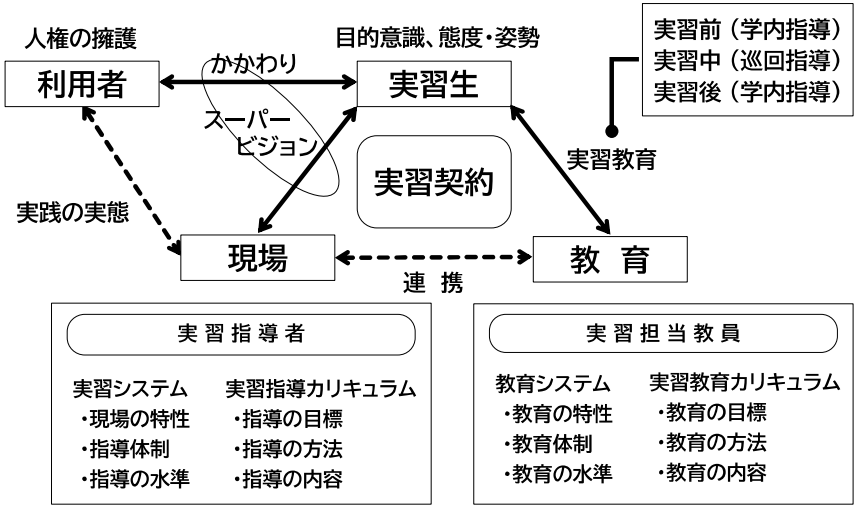

出所：社団法人日本社会福祉士養成校協会編（2009）「相談援助実習指導・現場実習　教員テキスト」中央法規、86頁を参考に一部修正

社会福祉士@実習担当教員の要件

☑実習・実習指導担当教員の能力を担保し標準化を図る

ソーシャルワーク実習・ソーシャルワーク実習指導

（ア）学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として、当該科目を5年以上担当した経験を有する者

（イ）学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を5年以上担当した経験を有する者

（ウ）社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

（エ）社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第1号ト（4）に規定する講習会（以下「社会福祉士実習演習担当教員講習会」という。）において、当該科目の指導に係る課程を修了した者

出所：「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」（最終改正 元文科 高第1122号 社援発0306第23号 令和2年3月6日）

精神保健福祉士@実習担当教員の要件

☑実習・実習指導担当教員の能力を担保し標準化を図る

実習演習科目における教員の資格要件については、次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。なお、実習演習科目を担当する教員は、下記に掲げる要件にかかわらず、精神保健福祉士資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者であることや、<u>習得した知識及び技能を保持するため、科目省令第1条第3項第4号に規定する講習会（以下「精神保健福祉士実習演習担当教員講習会」という。）を修了後においても定期的に再受講することが望ましい。</u>

出所：「大学等において開講する精神障害者の保健及び福祉に関する科目の確認に係る指針について」（最終改正：2文科高第883号　障発1228第12号　令和2年12月28日）

精神保健福祉士@実習担当教員の要件

ア 学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む)及びこれらに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する者

イ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する者

ウ 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

エ 精神保健福祉士実習演習担当教員講習会を修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者

オ 学校教育法の一部を改正する法律(平成17年法律第83号)による改正前の学校

教育法第58条第7項の助教授の職にあった者は、アの規定の適用については准教授の職にあった者とみなすこと。

カ 社会福祉に関する科目を定める省令(平成20年文部科学省令・厚生労働省令第3号)第4条第1項第2号イからニまでに掲げる者のいずれかに該当する者(ただし、ソーシャルワーク演習に限る。)

精神保健福祉士@実習担当教員の要件

＜新カリキュラムにおける変更点＞

○ 実習演習担当教員の要件については、引き続きすべての養成施設等が対応できるよう一定の配慮が必要であることから、教員要件の変更は行わないこととするが、**実習演習担当教員の質の向上・担保は重要**である。

○ 実習演習担当教員の質の向上・担保を図るため、実習演習担当教員については、例えば、**「精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上の経験を有する者で、かつ、精神保健福祉士実習演習担当教員講習会を修了した者が望ましい」「精神保健福祉士実習演習担当教員講習会については5年ごとに受講することが望ましい」**として通知等で養成施設等に配慮を求めることとする。

出所:厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課「精神保健福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」

実習担当教員の役割

①実習先決定(実習に関する契約書類の作成、実習指導者と実習計画案の調整、実習受入れのための確認と調整など)
②実習準備(実習生個人調書や実習計画等の作成指導及び合意(署名)、修正、実習先との事前打ち合わせに向けた準備等)
③実習中のスーパービジョン(巡回指導・帰校日指導他)
④実習生のアドボケート
⑤実習後の指導
⑥実習科目の評価
⑦実習施設・機関及び実習指導者との連絡調整(実習前・中・後)

※「実習」の前後には「ソーシャルワーク実習指導」が配置され、そこで学生への必要な指導が行われる

実習担当教員に求められる4つの能力

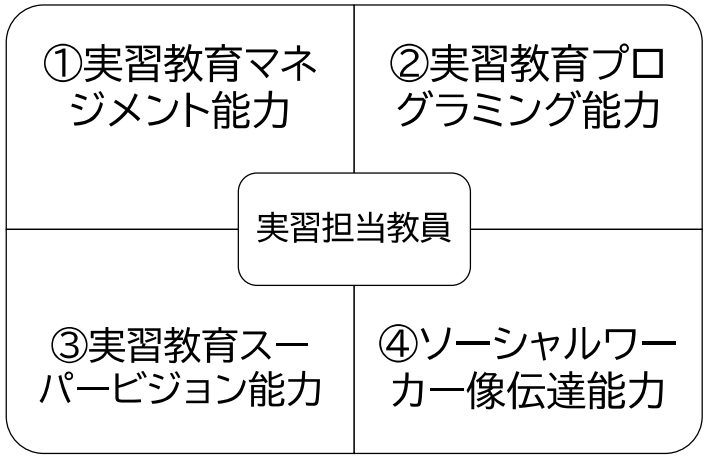

実習担当教員に求められる4つの能力

【基本前提】

☑**実習教育は養成校と実習施設・機関との連携に基づく**
→ 養成校の実習教育体制をシステム化する必要性
（実習教育は教員の個人技で行うものではない）

☑**4つの能力は実習指導者と教員で共通している**
→ 養成校と実習施設・機関との連携の条件
（双方の認識の共通化し、指導能力を担保する）

※4つの能力について実習担当教員講習会・実習指導者講習会で扱うことにより、実習教育における連携体制の構築に寄与する

実習担当教員に求められる4つの能力

①実習教育マネジメント能力
実習関係3者（あるいは4者）の関係を的確に構築し運営する能力
・養成校内におけるマネジメント
・個人情報保護に関するマネジメント
・実習の流れに応じたマネジメント

②実習教育プログラミング能力
実習前・中・後における教育プログラムを作成する能力
→ 養成校としての実習教育プログラムに反映
・実習前・中・後の指導内容の組み立て
・クラス間での指導内容等の共通化
・関連する講義科目との整合性の確保

実習担当教員に求められる4つの能力

③実習教育スーパービジョン能力
実習教育におけるスーパービジョンを実施・展開する能力
・実習スーパービジョンは二重であることから実習指導者との連携が重要
・実習前・中・後の一貫したスーパービジョンの実施
・実習生の悩み・不安等に対する一般的・具体的な理解

④ソーシャルワーカー像の伝達能力
学生に（目指すべき）ソーシャルワーカー像を伝達する能力
→ 講義・演習・実習によりソーシャルワーカー像の統合的理解へ
・実習前におけるソーシャルワーカー像のイメージ形成
・スペシフィックな学びである実習を踏まえたスーパービジョン

個別的な実習体験を一般化する重要性

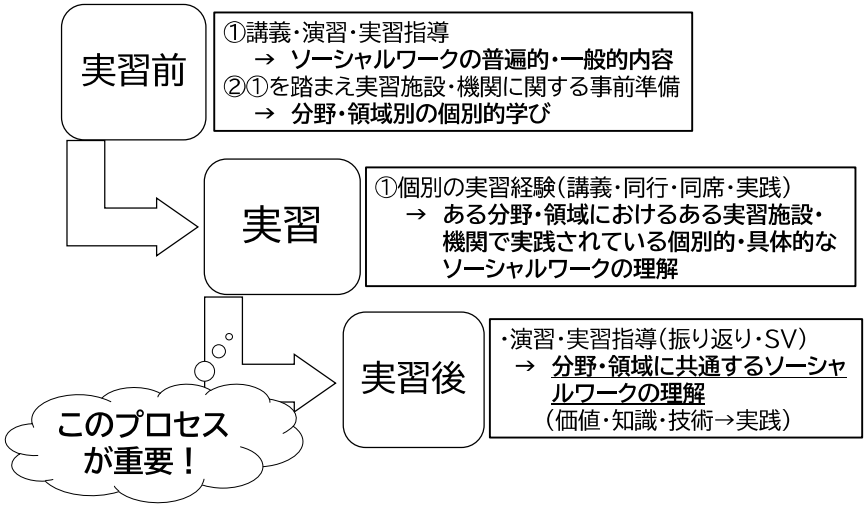

実習指導概論は以上で終了となります

ご清聴ありがとうございました

実習指導方法論1
ソーシャルワーク実習マネジメント論

ソーシャルワーク実習担当教員講習会

ソーシャルワーク実習マネジメント論

- ソーシャルワーク実習教育マネジメントの意義と対象
- ソーシャルワーク実習教育マネジメントの内容と展開方法
- ソーシャルワーク実習担当教員の役割
- ソーシャルワーク実習教育に活用するツール、書類様式等
- ソーシャルワーク実習教育マネジメントの現状と組織の課題
- ソーシャルワーク実習担当教員のマネジメント能力の向上

ソーシャルワーク実習マネジメント論の構成

- 講義（2時間）
- 演習（4時間）

講義（2時間）

ソーシャルワーク実習教育マネジメントの意義と対象

実習教育にまつわるマネジメントの問題

- どうすれば、効果的・効率的に実習の目的・目標を達成できるか
- どうすれば、実習生は安心して、安全に実習できるか
- どうすれば、円滑に、効率的に、養成校と実習施設・機関間の書類のやり取りができるか、連絡調整できるか
- どうすれば、実習生やクライエント、実習施設・機関の利益を守りながら、実習できるか
- どうすれば、実習に関係する資源を最大限に活用できるか

実習教育マネジメントとは

- 実習教育マネジメントとは、ソーシャルワーク実習の目的を達成するために、経営資源（人的資源・物的資源・財政的資源・時間的資源（機会）・情報的資源（ノウハウ含む）等）を、効果的、効率的に活用すること
- 具体的には、
  ①養成校内のマネジメント
  ②実習施設・機関及び関連施設・機関等のマネジメント
  ③養成校と実習施設・機関等の連携・協働におけるマネジメント

養成校内の実習教育マネジメントの例

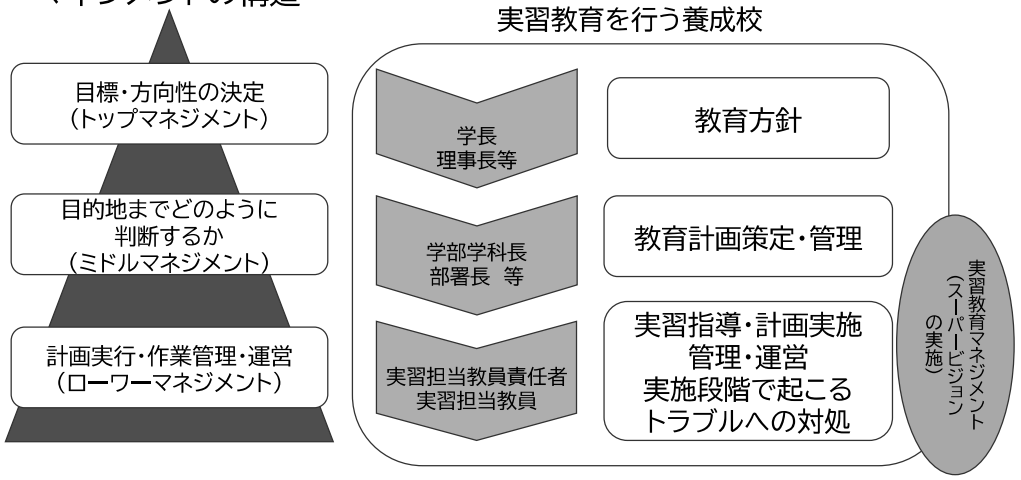

出典：潮谷恵美（2013）「実習担当教員講習会資料　実習指導方法論Ⅰ　実習教育マネジメント」

実習教育マネジメントの基盤

①実習先施設・機関と養成校の「共通の使命」の合意形成
②信頼のおけるスムーズな実習運営体制と実習指導体制の構築
③実習指導者と実習担当教員の協働

①実習施設・機関と養成校の「共通の使命」の合意形成

- 施設・機関と養成校の組織間、実習指導者と実習担当教員で「共通の使命」について合意を形成し、連携・協働して実習指導を進めていく。

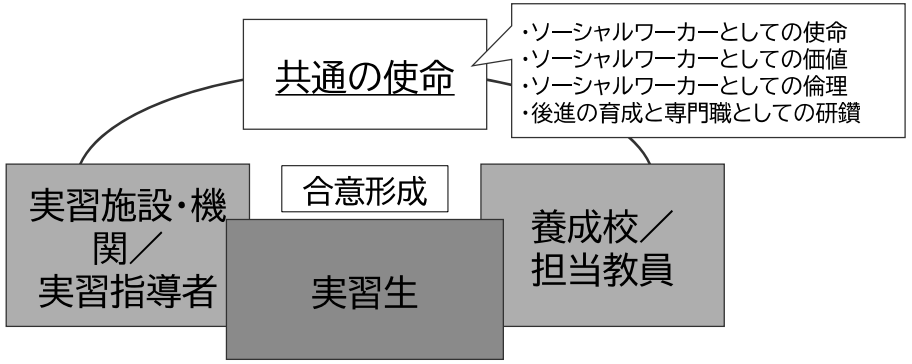

②信頼のおけるスムーズな実習運営体制と実習指導体制の構築

- 十分な実習指導がなされ、実務的にもスムーズに実習にかかわる業務が遂行され、かつ、実習先や学生からも信頼がおける体制をつくる。
- 複数クラスで実施される実習指導の内容や進行状況等を確認する。
- 指導内容や事前訪問、巡回指導、事後指導等、実習施設・機関に対する働きかけに関する養成校としての見解やかかわりを統一する。
- 実習生からの実習費の徴収、実習先への実習費の支払い、謝礼等の支払い等の妥当性、合理性等について、養成校としての説明責任を果たす。
- 緊急時への対応など、養成校組織管理責任を明確にする。
- 養成校には、「実習委員会」等の組織を設置する。

養成校内の実習に関連する組織

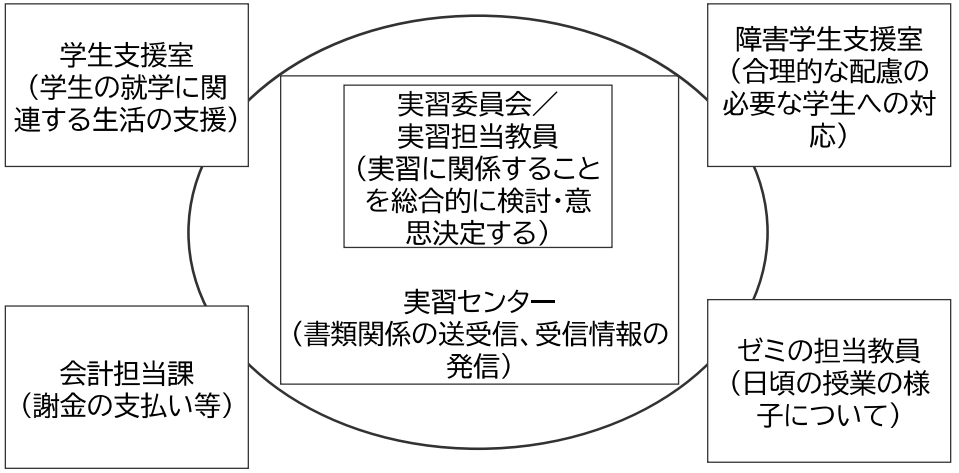

③実習指導者と実習担当教員の協働

- 養成校が実習生に対して、実習施設・機関との連動性・整合性を図りつつ、第一義的な教育責任をもつ。
- 実習施設・機関と養成校の間で契約（協定）を取り交わし、組織対組織の責任の所在と内容を明らかにする。
- 関係者それぞれの役割と責任と守られるべき権利について相互に確認する。

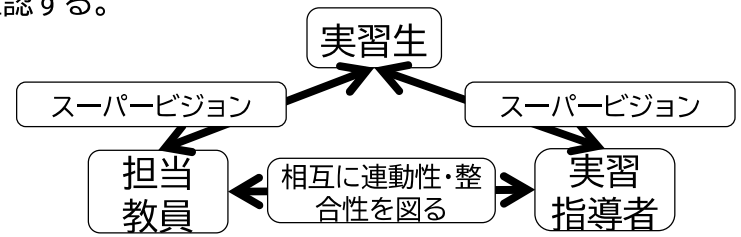

実習教育マネジメントの対象

①養成校システム
ー実習委員会

②実習施設・機関システム
ー実習受け入れ委員会

③実習生システム
ー個人的な状況が実習に与える影響

④クライエントシステムと社会環境システム
ーミクロ・メゾ・マクロレベルにおける実習でのかかわり

実習におけるステークホルダーの全体像

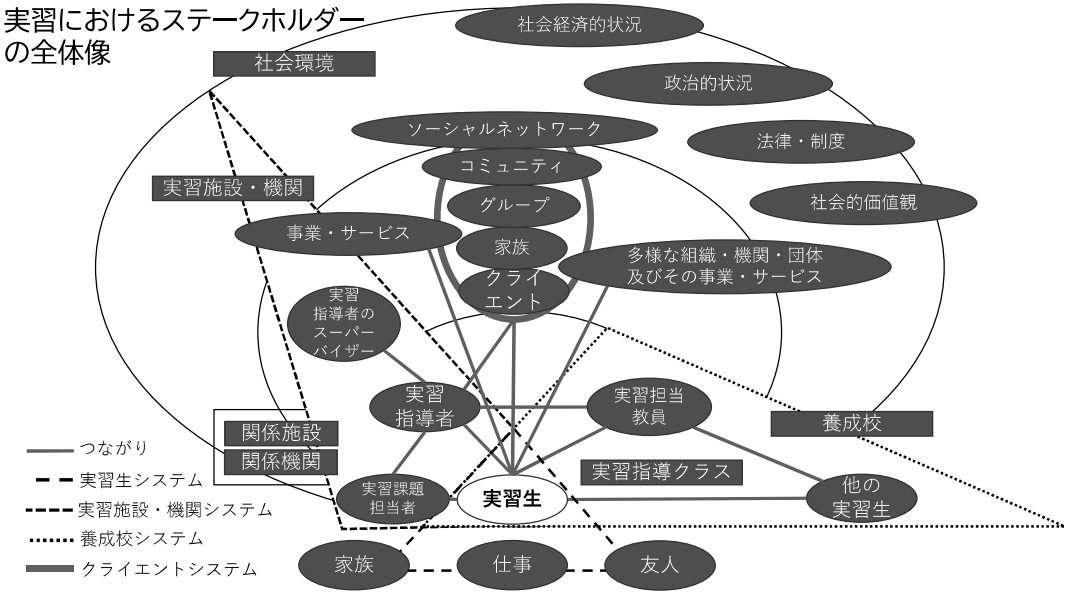

①養成校システム

主に、実習指導担当教員がマネジメントする。

- 実習指導にかかわる養成校内組織（実習委員会等）の公に承認された形での設置と合議による組織の意思決定
- 実習担当教員間の連携体制
- 複数の実習クラスと教員が方針や決定を共有
- 実習指導者との間での連絡調整が可能な関係づくり
- 実習指導を担当する非常勤講師との連絡調整

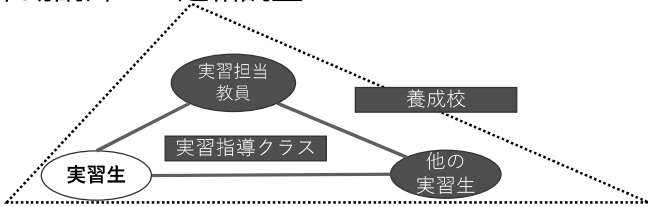

②実習施設・機関システム

主に、実習指導者がマネジメントを担当。

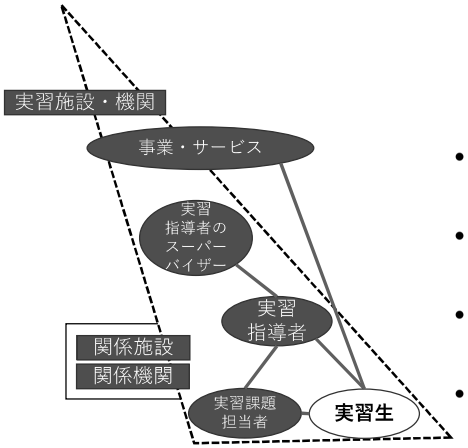

- 実習指導にかかわる実習施設・機関内組織（実習受け入れ委員会等）の公に承認された形での設置と合議による組織の意思決定
- 実習が社会福祉士受験資格要件にあてはまるものか確認。
- 実習を実施するのに適切な環境の整備
- 実習担当教員との間での連絡調整が可能な関係づくり
- 実習施設・機関内の合意形成に向け、実習担当教員が実習指導者をバックアップする。

③実習生システム

主に、実習生自身がマネジメントする。教員はそのマネジメントをサポートする。

- 実習生自身が、自分自身の状況をマネジメントできているかを、必要に応じて観察する。
- 実習生自身の個人的な状況が実習の効果的・効率的な実施に大きな影響を与えていることを意識する。
- 実習生システムに何が起きているかに注意を払う。

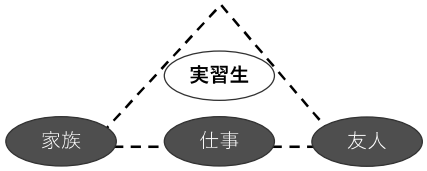

④クライエントシステムと社会環境システム

主に、実習指導者が実習プログラムとの関係でマネジメントする。

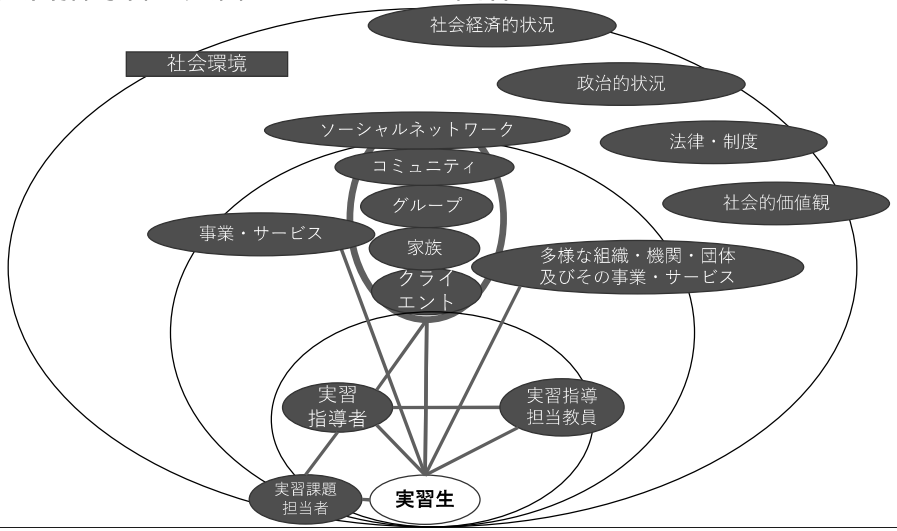

ソーシャルワーク実習教育マネジメントの内容と展開方法

養成校における実習指導体制の構築

①養成校における実習教育の意義の明確化
－実習施設・機関に対する組織としての共通認識の形成

②組織内体制、実習教育体制の整備、確立
－実習にかかわる責任、権限、業務の明確化
－学生理解、実習展開状況の把握、情報の共有
－養成校内における必要な相互支援
－実習にかかわる特別な状況への対応

③個人情報の適切な取り扱い（クライエント等関係者）と個人情報保護（実習生）

④リスクマネジメント

⑤実習指導マニュアルの作成

①養成校における実習教育の意義の明確化
（実習施設・機関に対する組織としての共通認識の形成）

- 養成校として掲げている人材育成の方針（DP等）と実習の関連を整理し、組織の中での実習の位置づけを確認する。
- 講義科目（指定科目、独自科目等）・演習（ソーシャルワーク演習の科目、その他の演習科目）と実習とのつながり、学びの循環を確認する。
- 上記について、養成校内の教員・事務担当者間で共有し、共通認識にする。

②組織内体制、実習教育体制の整備、確立

- 実習教育の重要性を養成校内で共有する。
- 実習をめぐって起こる個々の様々な出来事は、実習生個人の責任に帰さず、養成校として責任を負える体制を整備する。
- 実習センターまたは実習実施に必要な事務体制を確保する。
- 実習先のクライエントへの責任は実習施設・機関が責任を負うが、養成校としては十分に配慮し、クライエントに不利益が生じないよう協働する。
- 養成校と実習施設・機関との間では、「組織対組織」の関係づくりをする。
- 養成校内での責任の所在を明確にするために、役割と担うべき業務の範囲を示した業務分掌を作成し、権限・職務を整理する。
- 業務分掌に示された担当業務を補い合えるよう、養成校内で連携・協働体制をつくる。

③個人情報の適切な取り扱い
（クライエント等関係者）

- 「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう」（個人情報保護法第2条）
- 実習施設・機関が「死亡者・生死不明者」の情報を保存している場合には、個人情報と同等の措置を講ずる必要がある。
- 個人情報は、①個人情報（氏名等）、②個人情報データベース、③個人データ（ケース記録）、保有個人データ等に分けられる。
- 個人情報の中でも第三者に知られると人権を侵害する恐れのあるもの等をセンシティブ情報として、原則、取得、利用又は第三者提供のいずれも禁止とするガイドラインがある。

  ①匿名化、②本人同意、③個人データの第三者提供、④実習生の立場（実習生は、「委託先の従業者」に含む）

- 専門職としての個人情報とのかかわり

  SNSの利用などで、クライエントの個人情報を不適切に扱うことがないよう具体的に注意喚起する必要がある。

③個人情報保護（実習生）

- 実習生の個人情報の取り扱いについて、事前に実習生の同意を得る。

※実習指導者にどのような情報を伝えるかについて、実習生との十分な打ち合わせが必要である。

- 実習施設・機関での実習生の個人情報の取り扱いについて、打ち合わせておく必要がある。
- 実習生のセンシティブ情報については、「第三者提供を行わない」とするガイドラインに従う。
- 実習担当教員が実習生のすべてを知っているとは限らないという前提がある。
- 「第三者提供を行わない」というガイドラインに従い、実習指導担当教員が実習生について知り得た情報等を実習指導者に提供できないことがあり得ることを共通理解にする。
- 実習施設・機関の要求（リスクマネジメント）と個人情報保護とのジレンマ

他に必要な個人情報の適切な取り扱いと保護

- 実習においては、個人情報を適切に取り扱うことで、学びを得られるような取り組みが必要である。
- 施設での出来事、実習中に知り得た情報等は、自宅で家族に話をしたり、友人に伝えたり、SNSに投稿したりすることは避けなければならない。
- 実習生が自分自身の個人情報を適切に管理できるよう指導する。

8.（プライバシーの尊重と秘密の保持） ソーシャルワーカーは、クライエントのプライバシーを尊重し秘密を保持する。（ソーシャルワーカーの倫理綱領）

7. プライバシーの尊重
7－1. 社会福祉士は、利用者が自らのプライバシー権を自覚するように働きかけなければならない。
7－2. 社会福祉士は、利用者の個人情報を収集する場合、その都度利用者の了解を得なければならない。
7－3. 社会福祉士は、問題解決を支援する目的であっても、利用者が了解しない場合は、個人情報を使用してはならない。
8. 秘密の保持
8－1. 社会福祉士は、業務の遂行にあたり、必要以上の情報収集をしてはならない。
8－2. 社会福祉士は、利用者の秘密に関して、敏感かつ慎重でなければならない。
8－3. 社会福祉士は、業務を離れた日常生活においても、利用者の秘密を保持しなければならない。
8－4. 社会福祉士は、記録の保持と廃棄について、利用者の秘密が漏れないように慎重に対応しなければならない。
（社会福祉士の行動規範）

精神保健福祉士の倫理綱領　2018年6月17日改訂

3.（プライバシーと秘密保持） 精神保健福祉士は、クライエントのプライバシーを尊重し、その秘密を保持する。（精神保健福祉士の倫理原則）

3. プライバシーと秘密保持
精神保健福祉士は、クライエントのプライバシーの権利を擁護し、業務上知り得た個人情報について秘密を保持する。なお、業務を辞めたあとでも、秘密を保持する義務は継続する。
a 第三者から情報の開示の要求がある場合、クライエントの同意を得た上で開示する。クライエントに不利益を及ぼす可能性がある時には、クライエントの秘密保持を優先する。
b 秘密を保持することにより、クライエントまたは第三者の生命、財産に緊急の被害が予測される場合は、クライエントとの協議を含め慎重に対処する。
c 複数の機関による支援やケースカンファレンス等を行う場合には、本人の了承を得て行い、個人情報の提供は必要最小限度にとどめる。また、その秘密保持に関しては、細心の注意を払う。クライエントに関係する人々の個人情報に関しても同様の配慮を行う。
d クライエントを他機関に紹介する時には、個人情報や記録の提供についてクライエントとの協議を経て決める。
e 研究等の目的で事例検討を行うときには、本人の了承を得るとともに、個人を特定できないように留意する。
f クライエントから要求がある時は、クライエントの個人情報を開示する。ただし、記録の中にある第三者の秘密を保護しなければならない。
g 電子機器等によりクライエントの情報を伝達する場合、その情報の秘密性を保証できるよう最善の方策を用い、慎重に行う。（精神保健福祉士の倫理基準）

④リスクマネジメント

- それぞれが「予防措置」と「対応措置」を明確にすること。
- **養成校のリスク**
－実習単位の認定に必要な条件の確認
－関係者の個人情報管理
－実習中の事故に対して、緊急連絡・対応の体制
- **実習生のリスク**
－対人・対物の損害（学研災・学研賠への加入）
－実習生の実習中のけがや病気（精神状況等含む）
－関係者（指導者、地域住民、クライエント等）とのトラブル（ハラスメント等含む）
－実習の実施形態（通勤型・施設等宿泊型、地域滞在型）への対応
- **クライエント、利用者等のリスク**
－不利益を受けていないかのモニタリング
- **実習施設・機関等のリスク**
－第三者からの苦情、問題指摘、損害賠償の訴えへの対応
－損害の補償について、契約（協定）で事前に文書化しておく。

他に想定されるリスクのマネジメント

- 自然災害（地震、津波、風水害等）の発生時の対応については、実習指導者と事前に打ち合わせ、合意しておく。
- 様々な感染症への感染リスクへの対応を検討する。
- ハラスメントの発生
- 個人情報のリーク
- 施設や法人情報の外部へのリーク

養成校、実習施設・機関間における実習指導体制の構築

- 実習依頼時の養成校と実習施設・機関間の契約（協定）等の取り交わし

①契約（協定）等を取り交わす意義

②契約（協定）等の内容等

③契約（協定）等を取り交わす手順と方法

①契約（協定）等を取り交わす意義

- 養成校と実習施設・機関の個別の状況に即して、実習実施にかかる具体的な条件や約束、用件を確認する。
- 多様な施設・機関及び団体・組織が実習施設・機関となるため、より一層、個別の状況によって確認する必要性が高まる。
- 契約（協定）に示されている内容を実行できる能力や体制があるかどうかを評価し、責任を明確にする。
- 例えば、「自然災害等の発生時や警報の発令時に、実習生は誰の指示に従うのか」、などが明確になるようにする。

②契約（協定）等の内容等

- 実習依頼時に確認が必要な内容等

－実習指導者の要件、日程、時間が資格付与の要件を満たしている証明が得られること。

－指導上の必要や、リスクマネジメントから必要な対応を図るための情報や合意の明示、実習生が加入している保険の内容および手続きの説明

※腸内細菌検査や抗体価検査については、養成校や実習施設・機関により、取り扱いが異なるため、検討や確認が必要。

③契約（協定）等を取り交わす手順と方法

養成校内での合意	実習施設・機関に対する依頼、書類等の取り交わし	実習先に対する学生の配属先を決定	実習中・後の指導連携と問題対応
社会における組織間の約束について、養成校内において公式に検討された実習指導内容等に基づいて依頼、交渉、調整する	実習施設・機関への訪問、その他の連絡方法によって行う。 実習の承諾には実習施設・機関内での調整が必要になることに配慮する。 実習ノート上の指導、実習計画の変更、評価の扱い、状況に応じた対応についても合意を図る。	実習生の受け入れ条件を確認する。 学生側の条件とのすり合わせや相談をする。 ※実習配属に関する養成校の取り決めをあらかじめ共有化しておく。 ※実習先決定プロセスから学生が主体的にかかわるように工夫する。	必要な連絡調整を相互に行う。 実習指導や事故の対応にかかわる相互連携や対応も視野に入れて、実習指導者と実習担当教員が連携・協働する。帰校日・巡回によって、配属現場の調整などについてもお願いすることを事前に伝える。

ソーシャルワーク実習担当教員の役割

実習担当教員の役割と実習指導プロセス

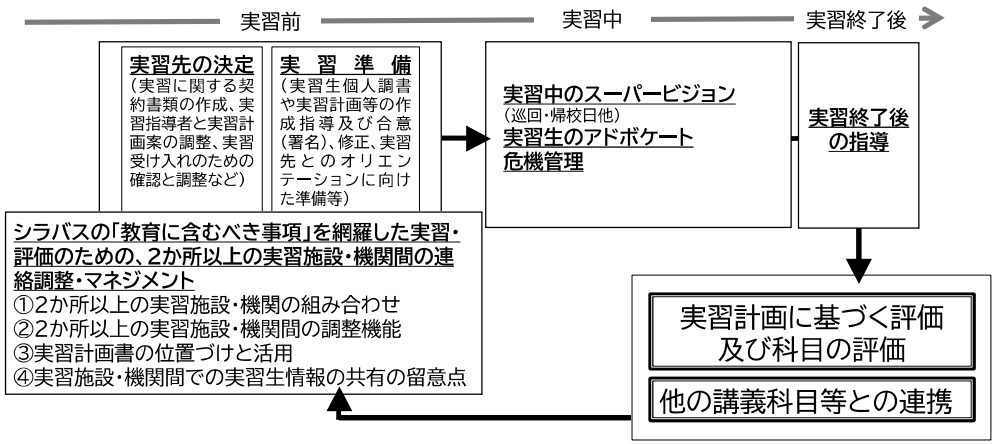

※これらには、それぞれの役割遂行に必要な書類の作成や提出、準備スケジュール及び実習計画の進行管理を含む。
※実習担当教員は、これらの役割を実習生及び実習指導者との協働によって実施する。

「教育に含むべき事項」を網羅した実習・評価

- 2か所以上（180時間以上の実習に取り組む実習施設・機関と他の時間数で取り組む実習施設・機関）の間をつなぐ、マネジメント機能を発揮する。

※2か所以上の実習施設・機関の組み合わせやタイミングは様々なパターンが考えられるため、状況に応じて効果的な対応を検討

※養成校のカリキュラム上の実習の配置方法により、複数の担当教員がかかわる場合には、担当教員同士の連携が必要

シラバスの「教育に含むべき事項」を網羅した実習・評価のために、2か所以上の実習施設・機関間の連絡調整・マネジメントが必要不可欠

①2か所以上の実習施設・機関の組み合わせ

- 機能の異なる2か所以上の実習施設・機関、1つの実習施設・機関で180時間以上の実習、合計240時間以上
- 各実習施設・機関の基本実習プログラムを、事前把握しておく必要がある。
- 実習施設・機関の基本実習プログラム等を実習担当教員も一緒に考える。
- 2か所以上の実習施設・機関をどう組み合わせれば、実習生は「教育に含むべき事項」を網羅して実習し、評価を受けることができるか、実習担当教員は十分に考慮して240時間以上をデザインする。

例

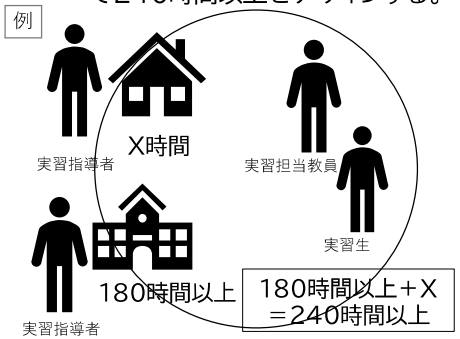

例

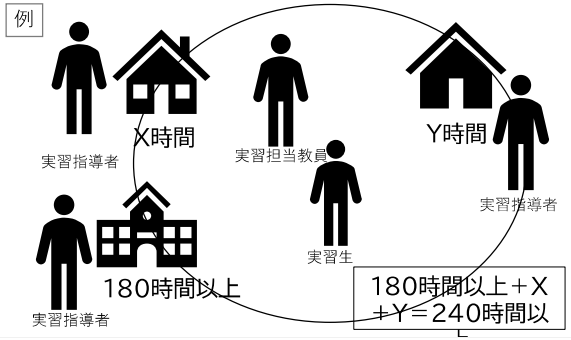

②2か所以上の実習施設・機関間の調整機能

- **実習担当教員は、**実習計画書をツールとして最大限に活用し、教育に含むべき事項が網羅されるように、実習施設・機関間または各実習指導者間を**調整する機能を発揮する**ことが必要。
- 調整機能を発揮するために会議やミーティングなどを活用することもある。

例

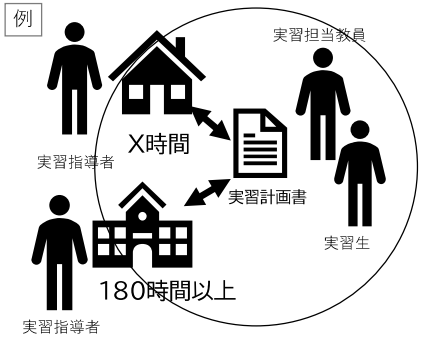

例

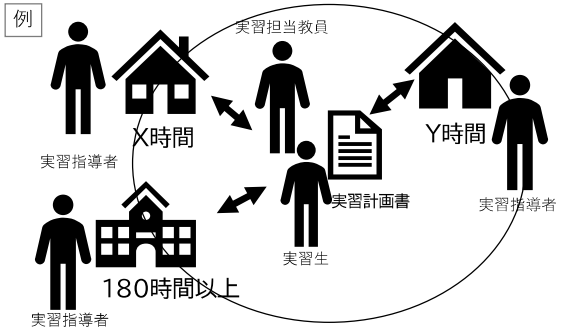

③実習計画書の位置づけと活用

- 実習担当教員は、2か所以上での実習先での実習の成果（実際の実施状況と達成度等）を把握する。その上で、240時間以上の実習で「教育に含むべき事項」がすべて網羅して評価できるよう、実習計画書の作成および修正を指導する必要がある。
- 実習目標（＝「教育に含むべき事項」の習得）の達成に向けて、実習教育ガイドラインを参考に、実習計画書に具体的な実施内容を書き込むよう指導する。

例

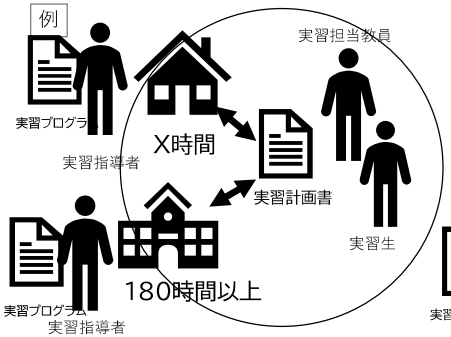

例

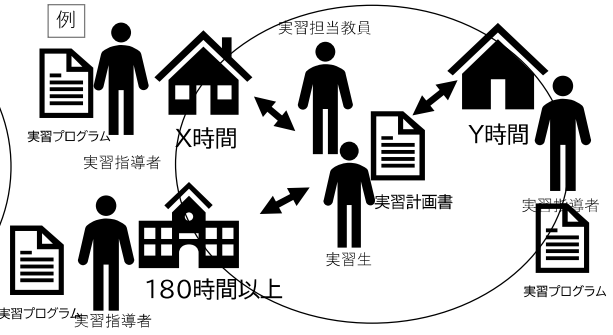

④実習施設・機関間の実習生情報の共有の留意点

- 実習生情報（他の実習先での評価含む）を複数の実習施設・機関間で共有する際は、常に実習生の同席・同意に基づいて行う。
- 他の実習先の実習生に対する評価は、実習の内容や実習指導者の実習生へのかかわりに大きな影響を与える可能性があることに留意する。
- 各実習施設・機関の実習指導者等の間で、直接、実習生情報が交換されないよう配慮する。

例

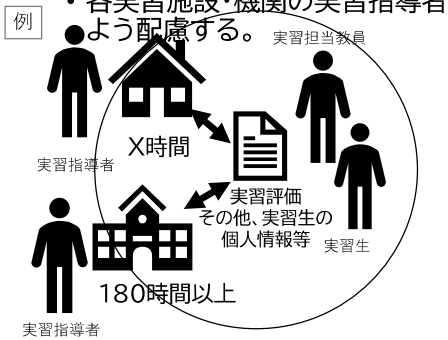

例

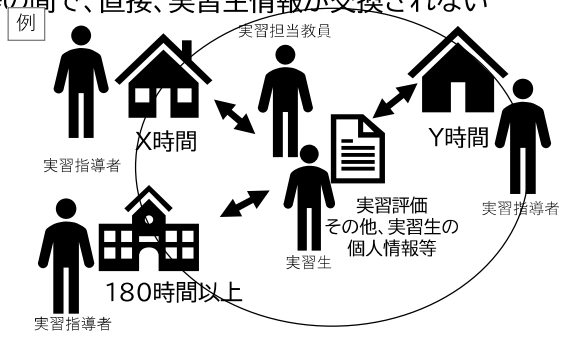

ソーシャルワーク実習教育に活用するツール、書類様式等

ICT（情報通信技術）の活用と留意点

（活用方法）
- ICTを活用した連絡体制を構築する。
- 巡回指導・帰校日指導を補助するスーパービジョンの機会の確保にビデオミーティング（zoomやSkypeなど）を活用する。

（留意点）
- 個人情報の管理
- 画面の枠外の状況の確認とプライバシーの保護

実習指導マニュアルの作成

- 実習指導マニュアルの作成は、実習指導を組織的に実施するための仕組みの整備の一つ。
- 暗黙の了解によって実施されているマネジメントを明文化し、組織内の作業の標準化と質を確保する。
- 養成校内で共有すべき実習指導に関する考え方や価値観、あるいは信念を共通理解にするためのツールとなる。
- 教員が異動しても、一定の水準以上で実習指導を提供できるようにする。
- 限られた資源を有効に活用し効率よく業務を展開、生産性を向上するのにも役立つ。
- 直接的に実習教育にかかわっていない教員の理解を得るのにも役に立つ。
- 内容は、「養成校としての実習の位置づけ」「実習指導の流れや手順」「留意点」など

実習の手引き（実習生／実習施設・機関配布用）

- 実習指導マニュアルをもとに、実習教育マネジメントの内容やプロセス、実習施設・機関と実習生、養成校との間で取り交わす書類について、わかりやすく示す。
- 実習に関する養成校の考え方や実習指導のあり方、リスクマネジメントに関する考え方について、実習の関係者間で共通理解を促すツールになる。

必要な書類とその様式について

- 実習依頼書
- 実習契約書（協定書）
- 承諾書
- 出勤簿
- 評価表等の実習後の証明
- 実習生の誓約書

（実習生の個人情報に関係するもの）
- 健康状態証明書等
- 個人票（履歴書）

養成校の考えや方針を踏まえて、共通理解に基づいて書類の様式や文章を作成する必要がある。

ソーシャルワーク実習教育マネジメントの現状と組織の課題

養成校調査の結果

- 現在実施中の養成校への調査を取りまとめ、報告します。

演習（4時間）

はじめに

- より質の高い実習指導を目指して
- 私たち自身が、常に学び続ける必要がある。

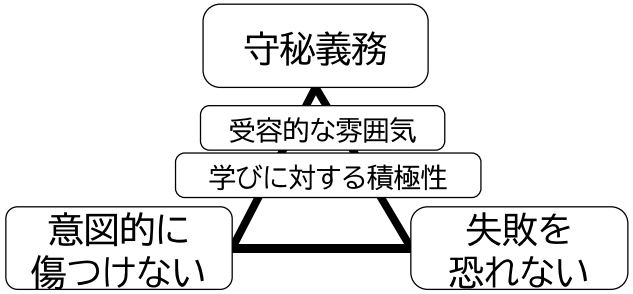

- メンバー同士で気づきあうことによる学び。

フィードバックの留意点

- フィードバックを通して、メンバー間の気づきを促し、学びを深める。
- 「素晴らしかったです」「良かったと思います」では、気づきを促すことはできない。
- 具体的に、どのようなやり取りで何を感じたのか、メンバーに伝える。
- どうすればいいかというアドバイスではなく、何を感じたか、気づいたかを伝える。
- ロールプレイの相手（グループのメンバー）を尊重する。

ソーシャルワーク実習担当教員のマネジメント能力の向上

今日の演習でトレーニングするパターン

- 実習担当教員／実習指導者としてトレーニングしておくべき場面とは、

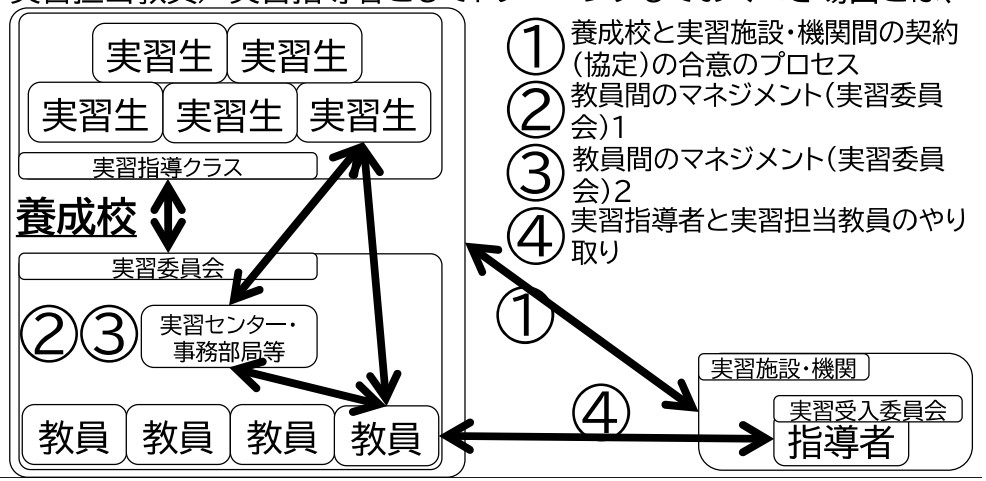

①養成校と実習施設・機関間の契約（協定）の合意のプロセス

- 実習依頼時に、契約書（協定書）の内容を実習施設・機関に説明する場面をロールプレイで実施する。

＜資料＞

- モデル契約書（協定書）

＜ポイント＞

- 養成校としての実習の位置づけや考え方
- 個人情報保護
- リスクマネジメント

①養成校と実習施設・機関間の契約（協定）の合意のプロセス

- 実習指導者役を演じる際、どの実習施設・機関の実習指導者を演じるかを次の例から決定し、実習指導者の視点でモデル契約書（協定書）を＜ポイント＞に焦点を当てて読み、実習担当教員への質問を考える。（5分）

実習施設・機関の例：
児童養護施設、特別養護老人ホーム、就労継続支援B型事業所、
社会福祉協議会、地域包括支援センター、児童相談所、など

- 2人組に分かれる。
- 実習担当教員役・実習指導者役を順番に担当する。
- 実習依頼にあたり、契約（協定）の合意に向けて、指導者からの質問を受け、説明する場面のロールプレイを実施する。（5分間）
- 実習指導者役から、実習担当教員役の説明についてのフィードバック（1分）
- 役割を入れ替わって、2回繰り返す。

②実習委員会での話し合い1

- 実習施設・機関から、契約書（協定書）の内容について、問い合わせと修正依頼があり、実習委員会で対応を検討する。

＜事例＞

「（緊急時の対応）第6条養成校（乙）は実習受入施設・機関（甲）に対し、あらかじめ実習中の事故、病気、天災等緊急時における連絡先を伝えておくものとする。但し、やむを得ない事情により甲が乙に対して連絡することが困難な場合は、当該事故等に対して甲の判断で対応後、速やかに乙に連絡するものとする。」とあるが、この判断によって生じた実習生への損害等については、「養成校の責任」とすることを明記してほしいという連絡が入った。

＜ポイント＞

- 実習委員会のマネジメント
- 実習受入施設・機関との合意形成に向けた養成校内の意思決定

②実習委員会での話し合い1

- 実習委員会のメンバーとして、自分の意見を検討する。（5分）
- 3人組に分かれる。
- 実習委員長と実習委員（2名）の役割を決める。
- 実習委員長役が、どの種別の実習先から連絡がきたかの設定を決定する。

実習施設・機関の例：
児童養護施設、特別養護老人ホーム、就労継続支援B型事業所、
社会福祉協議会、地域包括支援センター、児童相談所、など

- 養成校としてどう対応するか、実習委員会で話し合う。（20分）
- 自分たちの話し合いについて、気づいたことを1人1分で伝える。（3分）
- どのような結論になったかを全体に報告する。（1グループ2分×代表3グループ程度）

③実習委員会での話し合い2

- 実習生から、「実習施設・機関でハラスメントではないかと疑われる報告があった」という実習担当教員の提案により、実習委員会で対応を検討する。

＜事例＞

帰校日指導の際に、「実習指導者から食事に誘われたが、気が進まず断った。次の日から、実習指導者の態度が急に冷たくなり、スーパービジョンでも責められたり、つらくあたられることが増えた。」と学生から報告があり、ハラスメントではないかと考えたが、どう対応すべきか、担当教員から実習委員会に相談があがった。

＜ポイント＞

- ハラスメントの判断と対応
- リスクマネジメント
- 養成校としての意思決定

③実習委員会での話し合い2

- 3人組に分かれる。
- 実習委員長、実習委員2名の役割を決める。
- 実習委員のうち、1名はハラスメントを疑って相談した教員（実習担当教員）、1名はその相談に対して「学生の思い込みではないか？被害者意識が強いのではないか？」と考えている教員とする。
- 割り振られた役割に従って、どのように役を演じるかを考える。「ハラスメントを疑って相談した教員役」は訴えた実習生がどの実習施設・機関で実習しているか次の例から選ぶ。（5分）

実習施設・機関の例：
児童養護施設、特別養護老人ホーム、就労継続支援B型事業所、
社会福祉協議会、地域包括支援センター、児童相談所、など

- 「養成校としてどのように判断するか」、「どのように対応するか」、実習委員会での話し合いを行う。（20分）
- 話し合いから、気づいたことを1人1分で伝える。（3分）
- どのような結論になったかを全体に報告する。（1グループ2分×代表3グループ程度）

④実習指導者と実習担当教員のやり取り

- 「実習生が通勤に使用している自転車に書いてある住所から、施設の利用者が実習生の自宅を特定し、訪問してしまった」との連絡が実習指導者から入った。

＜事例＞

担当している実習生の実習受入施設から、「実習生が通勤に使用している自転車に書いてあった住所から、施設の利用者が実習生の自宅を特定し、訪問してしまった」と連絡が入った。実習指導者は、「このようなことははじめてで、今後どのように対応するべきか相談したい。施設内ではまだ話し合いができていない。」と話している。

＜ポイント＞

- 実習受入施設・機関のマネジメントのサポート
- 養成校としてのリスクマネジメント

④実習指導者と実習担当教員のやり取り

- 実習指導者として、どの実習施設・機関に所属しているかを下の例から選び、自分がどのような対応に困っているのかを考える。（5分）

実習施設・機関の例：
児童養護施設、児童自立支援施設、就労継続支援B型事業所、精神科病院のデイケアなど

- 実習担当教員として、この連絡を受けてどのように対応するかを考える。（5分）
- 2人組に分かれる。
- 実習指導者役、実習担当教員役に分かれる。
- 実習指導者役から状況が報告され、実習担当教員役が対応する場面をロールプレイする。（5分）
- 実習指導者役から実習担当教員役に対して、どのように感じたかをフィードバックする。（1分）
- 役割を入れ替わり、2回繰り返す。

⑤全体の振り返り

- 3人組に分かれる。
- ①～④のロールプレイについて、気づきを共有する。（1人3分×3人）
- 3人から出た気づきをまとめて、報告者を決め、全体への報告に向けて準備をする。（5分）

⑤全体の振り返り

- 各グループから、全体に気づきを共有する。（1グループ3分程度）

まとめ

ご参加ありがとうございました。

実習指導方法論Ⅱ

ソーシャルワーク実習指導の内容

日本福祉大学　明星智美

本科目における重要用語とその定義

重要用語	用語の定義
実習プログラム（実習PGと表記）	実習に関する予定表・日程表であって、実習期間内にどのような順序や流れで体験し、学ぶのかを日々の実習項目として明記したもの（基本実習プログラムと個別実習プログラムの両方を包含する）
基本実習プログラム（基本PGと表記）	ソーシャルワーク実習の「教育に含むべき内容」を当該実習施設で実施する方法やプロセスを記載したもの（各教育内容のメニュー表的位置づけ）。実習生の具体的な実習予定を示すものではない。基本PGを基に実習生の実習方法に応じて個別PGが作成される。
個別実習プログラム（個別PGと表記）	基本PGをもとに、実習生の「実習期間、実施年次、他の実習先、実習計画」に応じて作成される具体的な実習項目と順序を設定した予定表・日程表。個別PGに基づいて各実習が実施される。
実習プログラミング	実習プログラムを作成する方法及び過程を意味しており、基本実習プログラムの作成と個別実習プログラムの作成が含まれる
実習計画（書）（計画書と表記）	実習生が作成する実習計画であり、事前訪問等で学生・実習指導者・教員の三者協議を行い完成させるもの

本科目の目的と目標

本科目の目的は大きく２つです。

１．科目「ソーシャルワーク実習指導」の授業内容と方法の理解

① 科目として教育に含むべき事項と、教育目標を説明することができるようになる。

② 実習指導の授業方法の特質をふまえ、「実習前指導」「実習中指導」「実習後指導」の各期の授業計画を立てることができるようになる。

２．実習指導者との協働による実習指導の理解形成

① 実習指導者の作成する「実習プログラム」と実習の関係を理解し、実習生・実習指導者との三者協議を踏まえた「実習計画書」の作成指導ができるようになる。

② 実習指導において実習指導者と協働すべき場面とその方法を選定することができるようになる。

本科目のアウトライン

本科目の講義展開は以下のとおりです。

１．ソーシャルワーク実習・実習指導の全体像（　分）	Ⅰ.ｿｰｼｬﾙﾜｰｸ実習における実習指導の意義 Ⅱ.ｿｰｼｬﾙﾜｰｸ実習の実施バリエーション Ⅲ.実習指導：授業方法の特徴
２．実習前指導の内容と方法（　分）	Ⅰ.実習先決定までの実習指導 Ⅱ.実習先決定後の実習指導 Ⅲ.実習計画書の作成と三者協議
３．実習中指導の内容と方法（　分）	Ⅰ.実習巡回指導の内容 Ⅱ.実習巡回指導の方法
４．実習後指導の内容と方法（　分）	Ⅰ.実習後指導の内容 Ⅱ.実習後指導の方法 Ⅲ.実習調整会議

1. ソーシャルワーク実習・実習指導の全体像

Ⅰ. ソーシャルワーク実習における実習指導の意義
Ⅱ. ソーシャルワーク実習の実施バリエーション
Ⅲ. ソーシャルワーク実習指導：授業方法の特徴

ソーシャルワーク実習における実習指導の意義

１．実習指導の意義

①社会福祉士・ソーシャルワーカー養成の責任は、一義的に養成校にあり、教員の責任のもとで実習指導に取り組む必要がある。
②適切な実習目標の設定や計画策定等の実習前指導、実習中指導、実習終了後の振り返り等の指導があってはじめて、実習生の学びが深まる。
③充実した実習の機会の提供のための実習指導者との連携は、養成校の教員は様々なソーシャルワークの実際を実践現場や地域から学ぶ機会となる。

２．実習指導の目的

①社会福祉士になるための学びとしてなぜ実習が重要なのかを理解する。
②実習は単なる体験学習とは異なり、ソーシャルワークの業務や実践に必要な知識・技術を深めるということを理解する。
③座学で学んだ法律や制度、ソーシャルワーク技術等について、実際の現場、支援の文脈に関連付けて理解する。
④実習は限られた場所と一定の期間内の経験であることから、目的的かつ計画的に学べるようにする。
⑤実習をとおして、自らも知識不足や理解の不十分さなどに気づくことで、事後学習の課題やその後の研究課題等の設定につながる。

ソーシャルワーク実習の教育内容（国通知）

ねらい	教育に含むべき内容
① ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。 ② 支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。 ③ 生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。 ④ 施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。 ⑤ 総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。	① 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成 ② 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成 ③ 利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価 ④ 利用者や関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価 ⑤ 多職種連携及びチームアプローチの実践的理解 ⑥ 当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ ⑦ 地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解 ⑧ 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む。） ⑨ 社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解 ⑩ ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解 １ アウトリーチ　２ ネットワーキング　３ コーディネーション ４ ネゴシエーション　５ ファシリテーション ６ プレゼンテーション　７ ソーシャルアクション

ソーシャルワーク実習指導の教育内容（国通知）

ねらい	教育に含むべき内容
① ソーシャルワーク実習の意義について理解する。 ② 社会福祉士として求められる役割を理解し、価値と倫理に基づく専門職としての姿勢を養う。 ③ ソーシャルワークに係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し、ソーシャルワーク機能を発揮するための基礎的な能力を習得する。 ④ 実習を振り返り、実習で得た具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し体系立てていくことができる総合的なの能力を涵養する。	① 実習及び実習指導の意義（スーパービジョンを含む。） ② 多様な施設や事業所における現場体験学習や見学実習 ③ 実際に実習を行う実習分野（利用者理解含む。）と施設・機関、地域社会等に関する基本的な理解 ④ 実習先で関わる他の職種の専門性や業務に関する基本的な理解 ⑤ 実習先で必要とされるソーシャルワークの価値規範と倫理・知識及び技術に関する理解 ⑥ 実習における個人のプライバシーの保護と守秘義務等の理解 ⑦ 実習記録への記録内容及び記録方法に関する理解 ⑧ 実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成及び実習後の評価。 ⑨ 巡回指導 ⑩ 実習体験や実習記録を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成 ⑪ 実習の評価及び全体総括会

基本的なソーシャルワーク実習の流れ（イメージ）

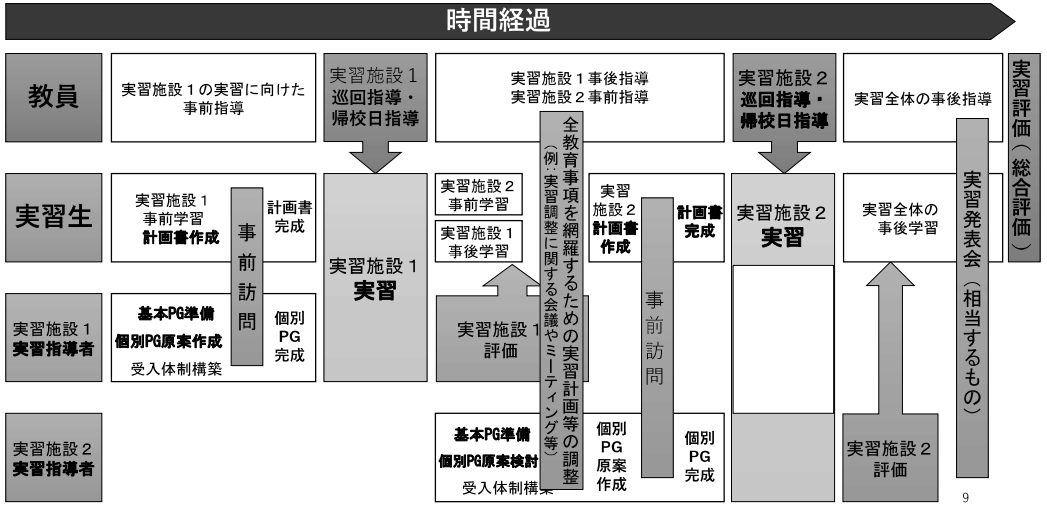

ソーシャルワーク実習・実習指導の全体像

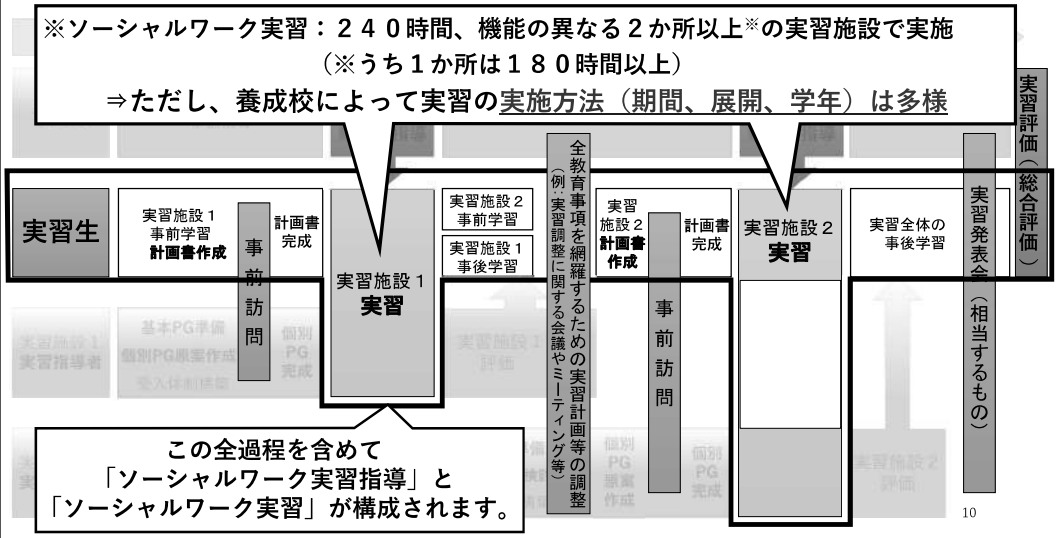

ソーシャルワーク実習の実施バリエーション（例）

パターンＡ：実習１か所目１８０時間⇒実習２か所目６０時間実習

	１８０時間実習	６０時間実習
Ａ－１	２年次実施	３年次実施
Ａ－２	３年次実施	３年次実施
Ａ－３	３年次実施	４年次実施

パターンＢ：実習１か所目６０時間⇒実習２か所目１８０時間実習

	６０時間実習	１８０時間実習
Ｂ－１	２年次実施	３年次実施
Ｂ－２	３年次実施	３年次実施
Ｂ－３	３年次実施	４年次実施

※上記は福祉系４年制大学の例のイメージです。一般養成施設や短期大学の場合は学年のバリエーションが異なります

厚生労働省Ｑ＆Ａで「１か所の実習期間が著しく短い場合には、充分な教育効果が期待できないことから望ましくない」とあり、極端な時間配分（230時間＋10時間等）は実施されないと思われます。ただし上記以外にも200時間＋40時間や3か所実習（180＋30＋30等）等、多様な実施がありえます。

多様なソーシャルワーク実習の実施　例１

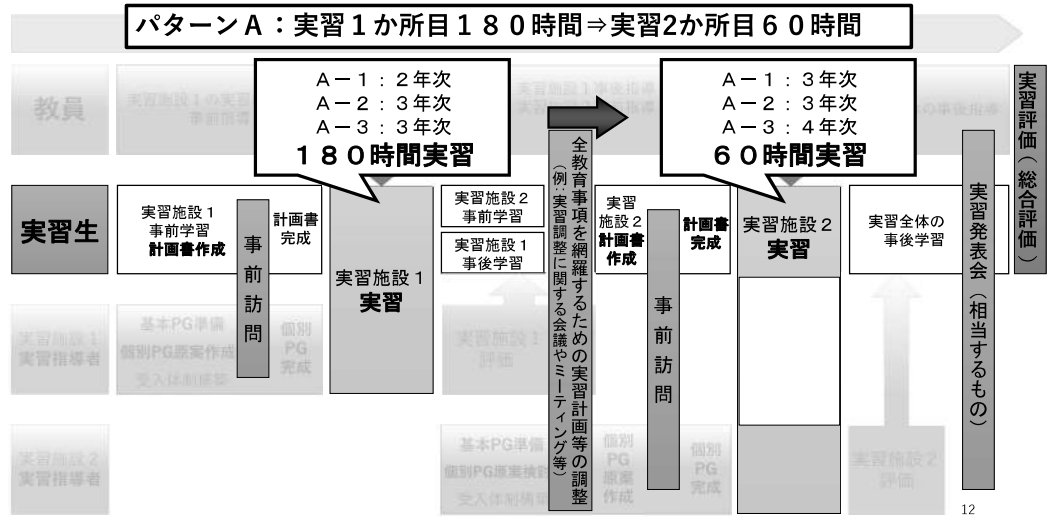

多様なソーシャルワーク実習の実施　例２

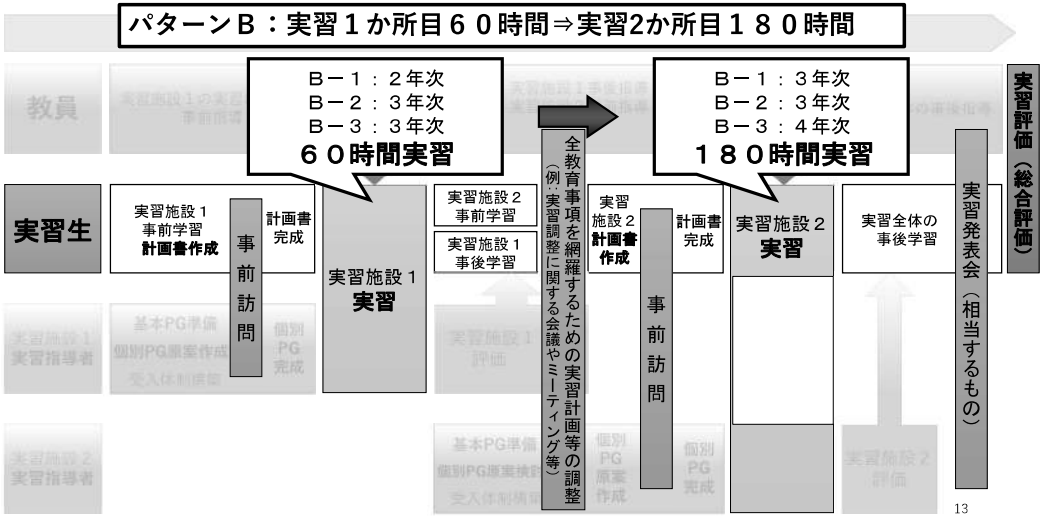

ソーシャルワーク実習指導：授業方法の特徴

「ソーシャルワーク実習指導」は、資格の資質の保障、実習での学生の成長を保障するために、実習に向けた準備から実習後の振り返りまでを一貫したものとして行います。養成校での科目の学習と実習での体験・経験とを結ぶために、実習指導は演習的な授業方法などの工夫が求められます。

１．「演習」的な授業方法　（アクティブラーニング）
２．相乗的な教育効果を生む集団指導
３．学生（実習生）個々の関心や課題を踏まえた個別指導
４．学生（実習生）・教員・実習指導者の三者協議
５．実習指導者等との協働による授業

ジェネラリストとしてのソーシャルワーカーを養成するためのプログラム

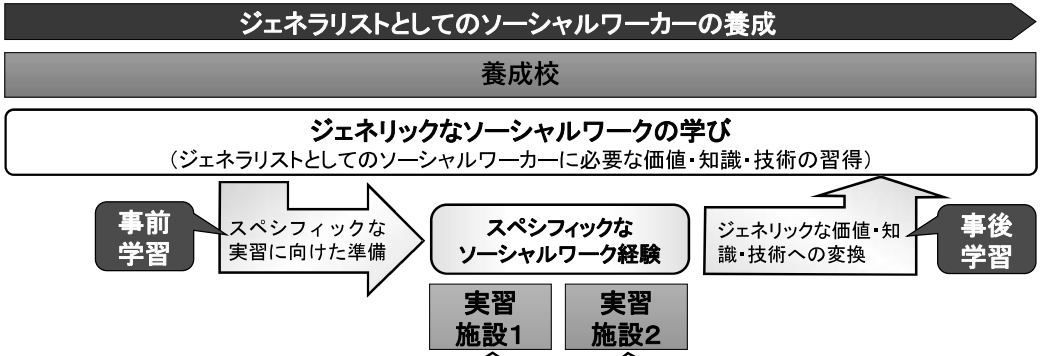

各種別の社会福祉士養成ではなく、**“ジェネラリストとしてのソーシャルワーカー”**を養成する視点から実習PGを作成する必要があります。

⇒“各実習施設・実習指導者の業務”ではなく、**“各実習施設・実習指導者の立場からのソーシャルワーク”**の理解に向けた実習体験・理論的説明を設定する（**基本PG**）

⇒実習前の履修状況や実習後の学習を踏まえて、実習体験・理論的説明の水準を設定する（**個別PG**）[4]

ソーシャルワーク実習指導：授業方法の特徴

１．「演習」的な授業方法　（アクティブラーニング）

学生の能動的な参加を促す授業
ワークシートなどのツールの活用
調べ学習などの学習活動の活用
準備―参加―振り返りのプロセスで学びを深める
個人指導と小集団指導の組み合わせによる授業構成

２．相乗的な教育効果を生む集団指導

実習事前準備の促進、実習中の学び合い（帰校日指導等）、実習の振り返りと分かち合いなどの場面で、グループ活動を取り入れる
【教員の役割、留意点】
- 学生の主体的な参加、発言を促す
- 学生が自ら考え、議論し、学びあう環境を保障する
- 学習のねらいと成果、他の科目で学んだ知識、技術等と結びつけた多面的理解を促す

ソーシャルワーク実習指導：授業方法の特徴

３．学生（実習生）個々の関心や課題を踏まえた個別指導
実習へのモチベーションを確認しその向上を図る
学生の関心や実習に向けた課題を確認し、言語化をたすける
実習における個々の課題を学生と共に抽出、対応策を考えることをたすける

４．学生（実習生）・教員・実習指導者の三者協議
実習が、学生・教員・実習先の三者関係で成り立つことの理解のうえに、
実習プログラムと実習計画書の整合をはかり、実習目標等をより明確にする
ための三者協議を「実習指導」に含める
【教員の留意点】実習マネジメントとも関連して、「実習調整会議」など、
実習指導者との連携の強化が求められる

５．実習指導者等との協働による授業
学外の実習指導者、援助職員等の授業参加（ゲスト講義等）、施設見学
【教員の役割】・ねらいの設定と結果の確認
・場面設定

2．実習前指導の内容と方法

Ⅰ.実習先決定までの実習指導
Ⅱ.実習先決定後の実習指導
Ⅲ.実習計画書の作成と三者協議

実習前指導のながれ

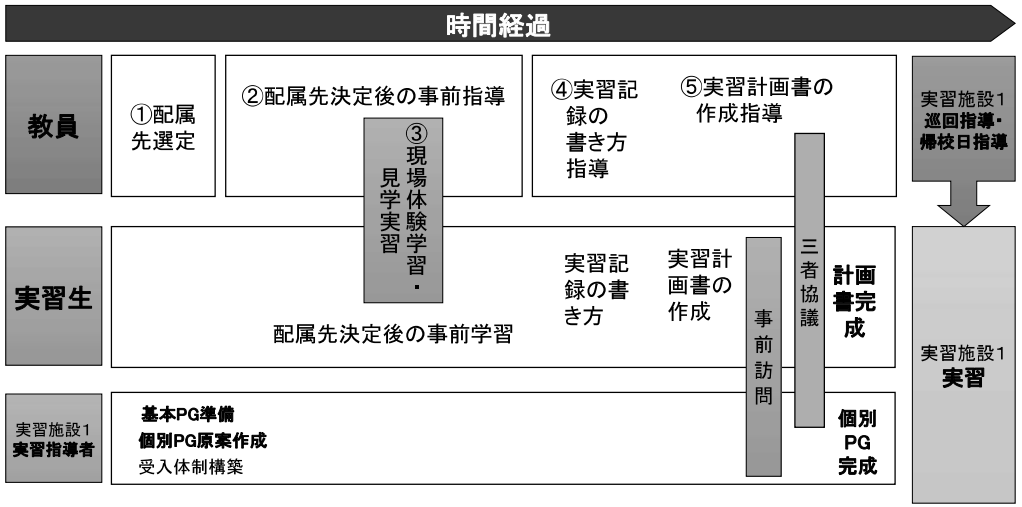

2. 実習前指導の内容と方法

（1）配属先選定

配属先候補の提示

2か所以上の機能が異なる施設・機関の組み合わせ

①一法人内の機能が異なる複数の施設・機関
②同市・町・地区内にある機能が異なる施設・機関
③共通の対象者が関わるケースを連携・協働して支援している複数の施設・機関等

学生指導

①学生の適性を測り、実習に対するモチベーションを確認しておく
②実習施設・機関についての調べ学習等を促し、実習に行く目標設定を支援する
⇒「なぜ社会福祉士をめざすのか」「なぜ、その実習先を希望するのか」を問い、明確化、言語化を促す
⇒学生の希望を尊重するが、過度に種別にこだわらない指導も必要

指導展開（例）

○学生と教員との面談→調整→決定

○希望調査→調整→決定

○希望調査→学生と教員との面談→調整→決定

○オリエンーション→希望調査→見学実習→希望確認→調整→決定

２．実習前指導の内容と方法

（２）配属先決定後の事前指導

・学生が実習でよいパフォーマンスを発揮できるように必要な準備を理解してもらい、実習目標を立てるための準備の内容や方法を指導する
・厚生労働省通知のねらいや「実習教育内容・実習評価ガイドライン」（ソ教連）における教育目標が、実習の中に盛り込まれることを実習生が理解できることが重要

①実習先に関する基礎理解	②実習先で必要とされる価値・知識・技術の基礎理解
【学習の項目】 ア. 実習施設・機関の概要 （沿革、設置理念、法的根拠、事業内容、職員・組織体制等） イ. 地域社会の特性 ウ. 利用者と生活環境 エ. 実習分野が関わる法律・制度 【方法】 ・ワークシート等を使った調べ学習 ・実習先訪問やフィールドワーク等を行う調べ学習 ・情報収集の方法に関する指導	実習施設・機関におけるソーシャルワーク場面で求められる価値規範・知識・技術に関する理解内容を再整理する 【学習項目】 ①ソーシャルワークの専門性 「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」「ソーシャルワーカーの倫理綱領」：実習場面をこれらに照らし合わせること ②「ソーシャルワーク実習」の国通知の教育内容（教育に含むべき事項）に示す技術の概念的な理解 ③プライバシーの尊重、秘密の保持 SNS問題等を具体的に取り上げる

２．実習前指導の内容と方法

（３）現場体験学習・見学実習

実際に配属先を訪問することにより、利用者との交流の機会をもつことや、施設・機関の構造や設備を見学することを通じて、利用者の状況や配属先の環境などを理解する機会とする。職員と利用者とのかかわりを見て、学生が行動モデルとすることにもつながる。

【実施方法】
教員が引率する場合
学生が自分（たち）で訪問する場合
【学習内容】
終了後、学習したことをレポートにまとめて提出
＜基本的な項目＞ ・目標 ・体験内容 ・見学内容
・考察 ・目標達成度 ・今後の取り組み
クラスでの発表（学びの共有）
配属先の固有性・独自性とソーシャルワークの共通性・普遍性の理解を促す

22

２．実習前指導の内容と方法

（４）実習記録の書き方

実習における実習記録を作成する意義と活用を理解し、適切な実習記録を作成することができるよう指導する。

学習項目	指導内容	指導方法
1）意義と活用方法	①ソーシャルワークにおける記録の意義、実習における記録の目的の理解 ②実習記録の目的として、以下の点の理解 ・実習の課題達成に向けて実践を進める手掛かり ・実習の進行状況の確認、自己評価のツール ・実習指導者が実習生の実践における学びを確認し、スーパービジョンに活用するツール ・学生と実習指導者のコミュニケーションツール ・教員が実習の展開状況、学習内容等を把握し、巡回指導等でスーパービジョンに活用	・他科目で既習の事項について想起し、再整理を促す ・実習記録の項目を示し、各項目が何のために必要なのかを問う

23

２．実習前指導の内容と方法

（４）実習記録の書き方

実習記録をめぐる実習指導関係・環境

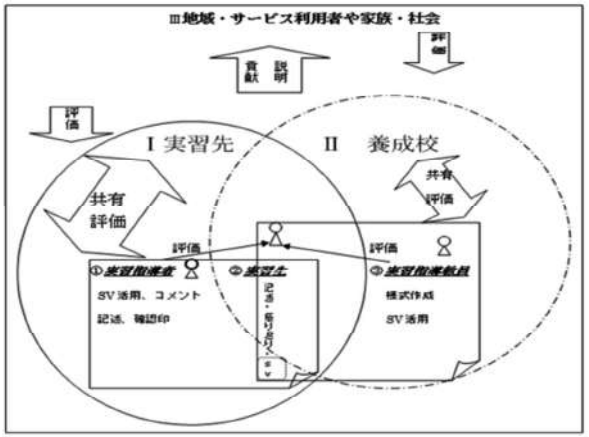

・実習記録は実習生のものであるが、実習生だけのものではないことを踏まえた具体的な書き方を指導する。
・実習生と実習指導者（実習先）、実習生と実習指導教員（養成校）に共有され、スーパービジョンに活用され、評価の材料となる。
・さらには、地域・サービス利用者・家族・社会への説明資料となる。

2019年度社会福祉士実習担当教員講習会
「実習指導方法論Ⅱ」資料

24

２．実習前指導の内容と方法

（４）実習記録の書き方

学習項目	指導内容	指導方法
2)実習記録の様式と記入方法	年　月　日（　日目）／実習配属部署／実習指導担当者 本日の実習目標：**実習PG、計画書にそったその日の目標を記入** 時間／実習内容／実習のねらい **1日の体験内容を時系列で整理 ６Ｗ１Ｈで客観的に記入**／**各項目でねらいとしたこと** 実習記録（経過・所感・考察等） **本日の目標に関する場面の詳細（経過）、所感や考察を具体的に記述** **本日の目標がどの程度達成できたか／できなかったか、それはなぜか** **を分析し、具体的に記入** 明日の課題：**考察を踏まえて、翌実習日の課題、達成のための方法を記入** 実習指導者からのコメント	・実習記録の項目を示す ・各項目が何のために必要なのかを問う ・実習指導ガイドラインの項目との関係を説明する ・項目ごとに、記入方法を説明する

２．実習前指導の内容と方法

（４）実習記録の書き方

学習項目	指導内容	指導方法
3)実習記録作成上の留意点	①正確性 実習の証拠としての記録、スーパービジョンや評価の資料として、正確で読みやすい文章 ②訂正の方法 公的な文書に準ずるもの。ペン書きの修正では修正液等は不可 ③プライバシーへの配慮 利用者のプライバシーへの細心の注意、利用者の権利侵害にならない配慮 利用者の氏名の表記方法は、アルファベットへの置き換えなど、実習指導者の指示を仰ぐ ④メモの活用 実習中の気づき、考えたことはメモに記録することが有効だが、利用者の前でのメモや面接での同席の場合等は承諾を得る ⑤作成の場所と管理 実習記録は、実習先・自宅以外では作成しない（実習指導者の指定する場所での作成） 日誌の提出方法は、実習指導者の指示を仰ぐ	・実習日誌の項目を示して説明する ・過去の実習記録等を加工して教材として示す

２．実習前指導の内容と方法

（５）実習計画書の作成指導

・実習計画は、実習がより計画的・効果的に行われるように、教員の指導のもとで学生が作成する。
・教員は、実習教育の意義・目的、学生の希望や学習状況、実習指導者が作成する実習プログラムの内容に照らして、より一人ひとりに適した実習計画の作成を指導する。
・実習計画書は、実習における「達成目標」「行動目標」を明確にすることで、学生が何をめざしてどのような行動をするのかを意識して実習に取り組むためのツールとなる。
そのため、目標―実施―モニタリング―修正・改善―評価という実習のプロセスにおいて活用されるものとなる。
・実習計画の作成にあたっては、学生、教員、実習指導者の三者協議を行う。

２か所実習となったことで
・それぞれの実習における目標設定
・２か所を通じて、すべての実習項目がもれなく実施されるように調整する必要がある
・１か所目の実習の課題を２か所目の実習に継続して取り組めるよう調整する必要がある

２．実習前指導の内容と方法

（５）実習計画書の作成指導

学習項目	指導内容	指導方法
1）実習計画書作成の目的	①限られた期間、限られた条件のもとで、より計画的・効果的に実習に取り組むことができるように、自分自身の実習を組み立て、実習指導者等と共有することの理解 ②実習計画書は、実習を行う意義・動機、目指すゴール、そのための方法や手段としての希望する体験・経験内容について、学生が主体的に考え作成するものであることの理解 ③実習計画書の作成は、事前学習の内容とも関連させながら、十分な準備のもとで実習に臨むために必要な取り組みであることの理解 ④体験・経験内容は、個人的な興味や単に「見たい」「知りたい」というレベルにとどまるものではなく、ソーシャルワーカーとして必要な力をつけるためのものであることが必要であることの理解	・

２．実習前指導の内容と方法

（５）実習計画書の作成指導

学習項目	指導内容			指導方法と留意点
２）実習計画書の項目と作成方法	実習先		実習期間	・各項目に記入すべき事柄を説明する ・同種別の実習先の学生グループでのディスカッションやグループ発表 ・添削等の個別指導 ・実習先の基本PGと照らして実現可能な内容となるように指導する ＊教員は、実習指導者が作成する実習プログラムについて理解しておく必要がある ＊実習計画書作成の過程でも実習指導者との連携が必要
	実習テーマ・課題	**個人的な興味関心や、「見たい」「知りたい」にとどまらないソーシャルワーク実習として達成すべき目標**		
	実習テーマ・課題に対する準備・事前学習の状況			
	実習のテーマ・課題を達成するために体験したい内容	職場の理解のために 職種の理解のために ソーシャルワークの理解のために	・目標達成のための行動レベルで記述 ・学生がその内容に取り組んでいる自分の動きが想像できるもの	

29

実習プログラムとソーシャルワーク実習との関係性

各実習は、実習プログラム（個別PG）に基づいて実施されます。
ここで重要な点は２か所での実習、つまり**２か所の実習の個別PGを合わせたときに、ソーシャルワーク実習における学ぶべき項目が網羅される必要がある**ということです。

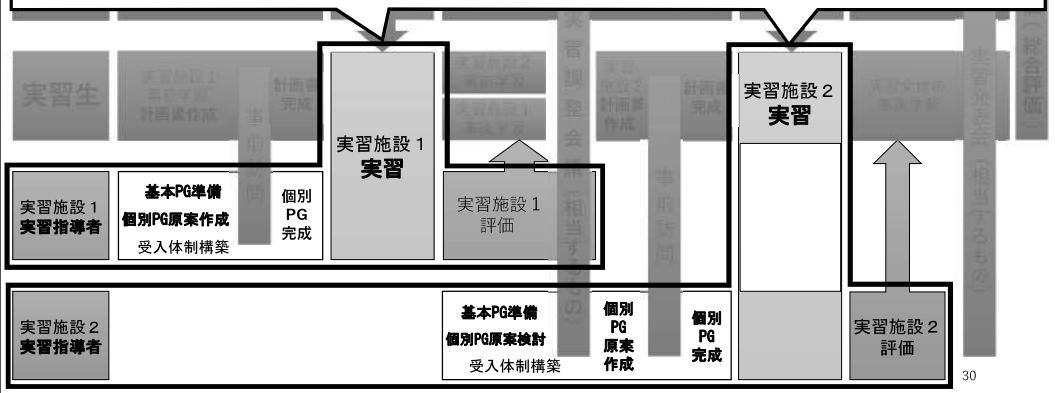

30

ソーシャルワーク実習における実習PGの位置づけ

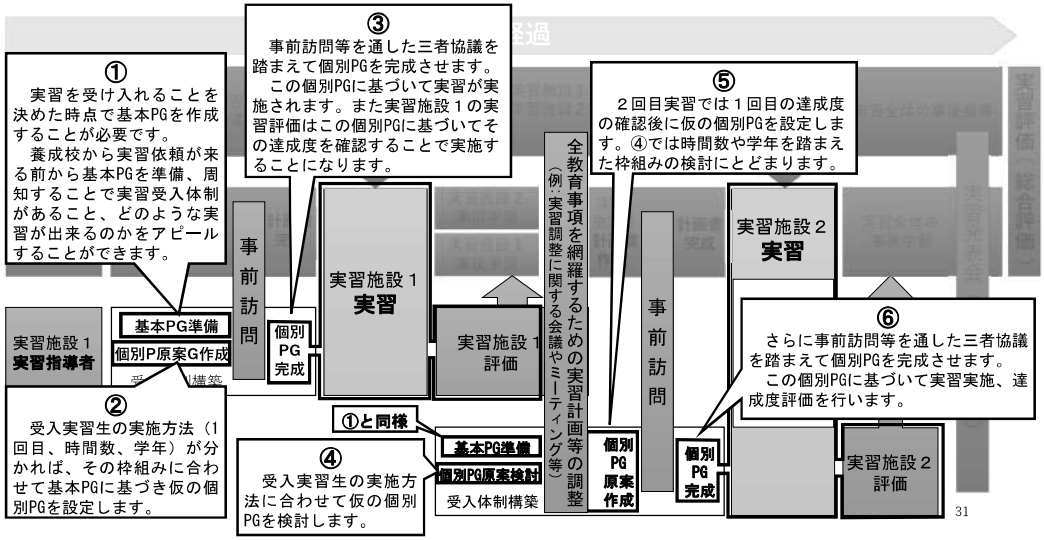

31

実習計画の作成と三者協議

実習指導者、養成校教員、実習生の３つの視点から実習計画書・実習PG作成の意義を整理しましょう。

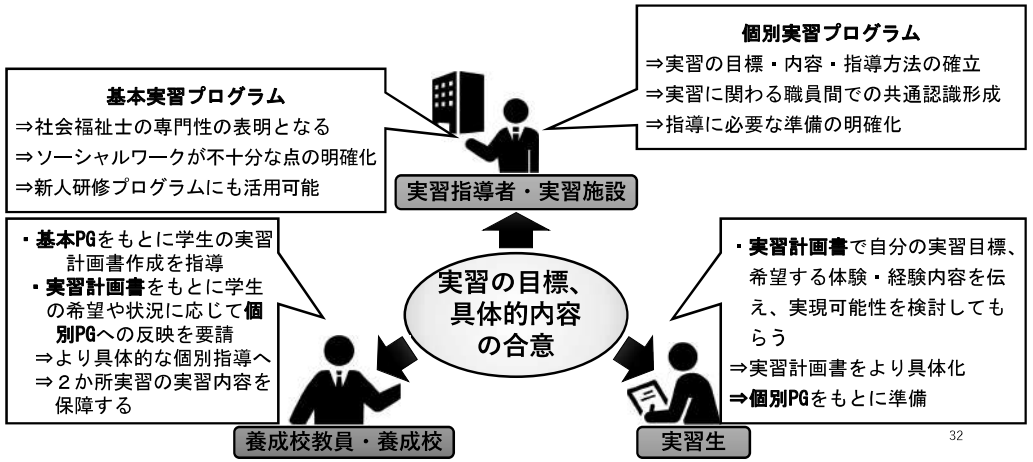

32

２．実習前指導の内容と方法

（６）事前訪問

事前訪問は、実習指導者とスーパービジョン関係を結ぶ第一歩であり、実習指導者と実習内容などについて意見交換をしたり、実習に向けた具体的な確認を行ったりして、相互の認識を共有する機会である。学生が、目的意識をもって事前訪問に臨むためにも適切な準備が必要となる。

実施時期：実習開始のおおむね1か月半～2か月前
実施方法：学生が実習先を訪問することが一般的だが、実習事前説明会等に実習指導者の参加を求め、
　　実習計画をめぐる三者協議を兼ねる方法もある
内　　容：①実習計画の確認と調整
　　実習計画書を持参し、実習内容、方法、実施上の要望などに関する認識を共有する
　　実習計画書の内容の適切性、現実性、実施上の留意点などを実習前に合意できることをめざす
　②実習施設・機関の見学、利用者、職員との出会い
　③実習に関する確認事項
　　・実習先の概要　　・通勤の方法・経路、時間　　・必要経費
　　・実習中の過ごし方　・実習初日までの準備
実施後の指導：「事前訪問報告」シートの提出やグループでの報告など
　　実習先から提示された準備課題などの取り組み方の指導　等

基本プログラム（基本PG）作成における養成校教員との連携

基本PG作成において最後に押さえておきたいのが「養成校教員との連携」です。
以下２つの目的に向けて養成校教員との連携が有効であると考えられます。

実習を施設全体の正式な業務として位置づける

- 基本PG作成チームへの養成校教員の参画
  - ・アドバイザー
  - ・スーパーバイザー　等
- 養成校教員による責任者への説明・依頼
  - ・チームでの基本PGの作成
  - ・実習施設全体での完成版基本PGの実施

ＳＷ理論を踏まえて実習施設・実習指導者の業務・取組を具体的実習内容に落とし込む

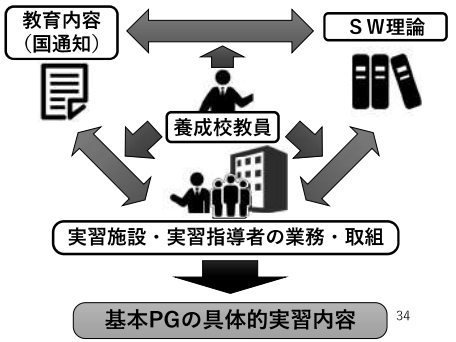

３．実習中指導の内容と方法

Ⅰ．実習巡回指導の内容
Ⅱ．実習巡回指導の方法

３．実習中指導の内容と方法

（１）ソーシャルワーク実習における個別指導の位置づけ

実習は、実習指導者のもとで実習プログラムにそって展開されるが、実習機関・施設にすべて任せるのではなく、実習教育の一部を委任していると考える。
そのため、実習指導教員は、実習が効果的な学びの機会となるよう、実習指導者と協力しながら、実習中にも計画的に個別指導を実施する必要がある。

実習中の個別指導は、主として実習巡回によるスーパービジョンとして実施
実習中、実習生は、実習指導者からのスーパービジョンも受けており、**二重のスーパービジョン**の体制によって支えられる

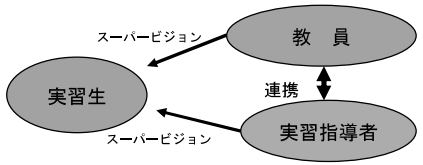

- ・実習指導者との関係
- ・実習生自身の問題（実習目的、知識、モチベーション、学生が個人的に抱えている課題など）
- ・他の実習生との関係
- ・利用者（家族）との関係
- ・職員との関係
- ・実習指導者との関係

・教員も実習指導者も、実習の遂行、実習生のソーシャルワーカーとしての成長を支える目的を持つ
・そのための計画的なスーパービジョンと、リスク等に対する個別の配慮として対応する場合がある

３．実習中指導の内容と方法

（２）実習巡回指導と帰校日指導

実習巡回指導
- 実習期間中、１週に１回以上、定期的な実習巡回指導による個別指導の実施が必要
- 定期的な巡回指導が困難な場合、
  実習期間中に少なくとも１回以上の巡回指導の実施を前提に、実習指導者との十分な連携のもと、養成校等において学習する日を設け、指導を行うことも差し支えない
  ⇒帰校日指導

（３）実習巡回指導のねらい

ソーシャルワーク実習の教育のねらいを徹底化し、実習の進捗を確認し、その遂行を支える

その実施の視点は、 ①自己覚知を促す視点
②人材養成の視点
③社会的な要素

ソーシャルワーク専門職として潜在的な存在である実習生が、実習をとおして自己の適性や進路の理解、社会の期待に応える専門的力量の獲得ができるようにする

３．実習中指導の内容と方法

（４）巡回指導の形態

巡回指導の時間配分（目安）　１人あたり１回60分から90分程度

実習指導者と教員の面談	実習の取り組み状況を確認 把握された課題に対する今後の指導方針の確認
▼	
実習生と教員の面談	実習体験と学びの整合性の確認 実習指導者の把握した課題についての事実確認 実習指導者によるスーパービジョンの内容の共有 学生の抱える不安、疑問、ジレンマ等の確認
▼	
実習生、実習指導者、教員の三者面談	実習生と教員との面談で把握された事項の共有 実習生の代弁、交渉、権利擁護等 今後の実習プログラムの検討　など

３．実習中指導の内容と方法

（５）実習巡回指導の内容

1. 実習生の健康状態や不安を確認する
実習生の身心の状態、実習生の気がかりなこと、困ったことの確認、不安の受け止め

2. 実習生の行動を確認する
利用者や実習指導者との関係形成の問題、プログラム上の体験事項の確認
実習中のトラブルや口頭で受けた指導の確認、利用者とのコミュニケーション場面の観察

3. 実習生の学習状況の確認
実習先に関する理解、週間目標の確認、発生した諸問題を確認し、対処方法を話し合う
利用者理解や関わりの状況を確認、実習生の自己覚知の深まりを確認・指導

4. 実習記録の内容を確認して、指導する
実習記録の提出状況、記入状況・内容の確認と指導、指導者コメントを確認して指導
ケーススタディの進捗状況の確認

5. 実習内容に対する実習生の評価を確認する
実習プログラムの満足度、実習指導者の指導方針に対する満足度の確認
実習指導者への要望事項等の確認⇒必要に応じて実習指導者に伝える

３．実習中指導の内容と方法

（６）実習巡回指導の進め方

よりよいスーパービジョンのためには、実習生の準備が重要

１．準備資料の提示
「実習計画書のふりかえり」シート
「実習カンファレンスシート」　　などを実習記録の１つとして作成

２．実習カンファレンス
実習生、実習指導者、教員の三者同席の場で、
- 実習生は、準備した資料を用いながら実習中に学習をした内容を発表
- 実習指導者、教員は、発表を受けてその週のふりかえりと翌週への取り組みを確認し、指導を行う
- 実習中盤では、実習で取り組んだプログラムで作成した資料（テーマ学習のレポートや個別支援計画など）を使ったカンファレンス等もありうる

３．実習記録を活用した指導

３．実習中指導の内容と方法

（７）実習巡回指導の段階的な指導

実習巡回指導で実施する個別指導は、巡回指導を重ねるごとに、学びの焦点を深める必要がある。

実習開始段階	・実習先への意識づけ、目標達成の状況の確認 ・実習序盤の不安や悩みを受け止め、取り除く ・職場理解のふりかえりをし、実習機関・施設の理解を深めるための助言 ・実習記録のチェック、記録方法などの指導・助言 ・作成したレポートなどがあれば、発表を受けて助言
実習展開段階	・実習計画書の進捗の確認、指導 ・実習先の専門職についての学習・理解状況の確認 ・実習指導者が実践している業務についての理解の確認 ・ソーシャルワーク実践の理解のための実習項目を確認し、具体的な目標を立てることができるように指導 ・プログラムとして取り組んで作成したレポートや支援計画等を確認し、助言 ・ケーススタディ（事例研究）の進め方の確認、助言
実習終了段階	・ケーススタディ（事例研究）の進捗の確認、まとめの促し ・実習で残された課題の整理の指導 ・実習後の学習課題の確認、実習指導者と協議をして明確化

帰校日指導で実施する場合：①巡回指導と同程度の指導内容を担保する
②実習指導者と指導内容の打合せを行い、指導後はその内容の共有化を図る

４．実習後指導の内容と方法

Ⅰ.実習後指導の内容
Ⅱ.実習後指導の方法
Ⅲ.実習調整会議（相当するもの）

４．実習後指導の内容と方法

（１）実習後指導のねらい

「実習を振り返り、実習で得た具体的な体験や援助活動を専門的援助技術として概念化し体系立てていくことができる総合的な能力を涵養する」（厚生労働省通知の「ねらい」④）

実習生の学びを実習施設・機関に特化したものから一般化し、汎用性のあるソーシャルワークの価値・知識・技術として定着させることが重要

そのために

・さまざまな実習施設・機関で実習を行った他の学生たちと体験を共有、比較考察し、自分の学びを一般化する
・そのまとめを実習報告会で発表する
・実習指導者からのフィードバックをもらうことが望ましい

さらに

・実習評価：実習指導者からの評価、実習生の自己評価の比較を通じた気づき
・今後ソーシャルワーカーとして活躍するための目標設定のたすけ
・実習生のキャリア形成支援も重要

４．実習後指導の内容と方法

（２）実習後指導の内容

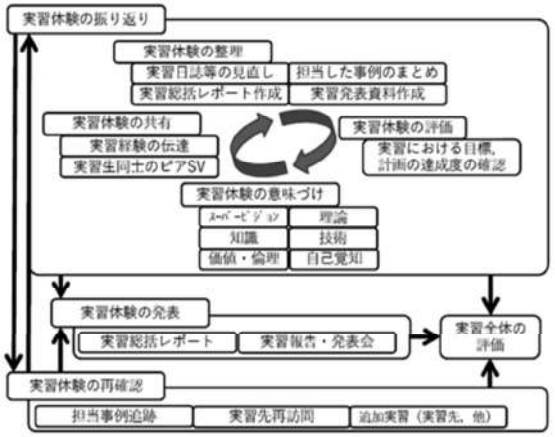

図 実習事後指導の内容の構成
一般社団法人日本社会福祉士養成校協会 編集「相談援助実習指導・現場実習教員テキスト第2版」中央法規出版2015年 P131（渡辺裕一作成）

4．実習後指導の内容と方法

（３）実習後指導の実施形態

個々の実習生、実習体験に焦点化して実習指導ができる機会

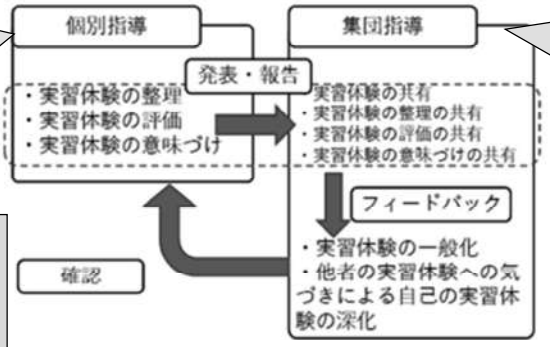

・体験や学びをクラスメンバーと分かち合う機会
・グループの相乗効果を活かしたアクティブな学びの機会
・異なる実習体験の比較、考察を通じた学びの一般化

個別指導、集団指導の特徴を踏まえ、効果的な実施形態を選ぶ／組み立てる

一般社団法人日本社会福祉士養成校協会　編集「相談援助実習指導・現場実習教員テキスト第2版」中央法規出版2015年　P133（渡辺裕一作成）

4．実習後指導の内容と方法

（４）実習後指導の方法

１）事後指導に活用できる方法

１．実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理
①実習記録
②担当（陪席）した面接の記録
③出席した会議やケースカンファレンスの記録
④実習した部署内での打ち合わせの記録
⑤観察記録
⑥その他（随時行ったメモを含む）

これらの資料を使って、インプット情報とアウトプット内容とのずれや歪みに気づき、それらが生じた背景に何があったのかを実習生が自分で理解できるようにかかわる

２．実習中に出会った事例のまとめ
①クライエントとの関係の変化、変化に伴う変化
②どのようにクライエントを理解し、どのようなニーズに気づいたか
③何をめざしてどのようにクライエントと関わったか
それはどのような価値、倫理、理論モデルに基づくのか

これらを問いかけ、意識的に事例をまとめるように促す。それにより、実習中のスーパービジョンでの振り返りに加え、クライエントや実習生自身の価値観や思いに気づいていく

4．実習後指導の内容と方法

（４）実習後指導の方法

１）事後指導に活用できる方法

３．総括レポート（実習報告書等）の作成
①実習目標、②実習計画
③実習内容（実習で印象に残ったこと、心に残った体験、実習内容の概要、取り組み　等）
④実習達成度（実習で学んだこと、実習課題の達成、実習の成果、課題に対する自己評価　等）
⑤実習の考察（全体的な考察、実習をとおして考えたこと）

・執筆要領を作成・提示し、それに従って執筆するように指示する
・教員は作成されたレポートの内容を確認チェックし、学びの深まりや言語化の技術の向上を確認する
・必要に応じて添削等のやりとりをして言語化スキルを高める

４．実習報告会
実習を最終的に評価し、総括するための実習報告会の開催
①クラスで実施の場合と実習指導者等の参加を得て大規模に開催する場合がある
②形式は、全体発表、グループ懇談、ワークショップなど多様にあり、これらを組み合わせて実施することで、より効果的なふりかえりができる
③発表形式は、個人発表、グループ発表があり、グループ発表では準備を含めてグループダイナミクスを活用

・教員は、報告会の形式の特長を十分に検討し、より効果的な方法を選択／組み合わせることがポイント
・グループでの準備では、特にスペシフィックな体験をジェネリックに転化していくことに期待

4．実習後指導の内容と方法

（２）実習後指導の内容

２）２か所以上の実習の間の指導

２か所以上の実習に伴い、１か所目の実習終了後の実習後指導を２か所目以降の実習前指導に連動させていく必要がある。
・厚生労働省通知のソーシャルワーク実習の「ねらい」、ガイドラインに示す達成目標が１か所目の（先行する）実習でどこまで達成できているかを踏まえ、２か所目以降の実習に盛り込むべきことを整理する
・１か所目の（先行する）実習における個々の実習生の抱える問題等を把握し、２か所目以降の実習で配慮を要すること等を整理する

➡ 全教育事項を網羅するための実習計画等の調整へ
（実習調整に関する会議やミーティング等）

実習プログラムに基づいた実習展開と実習調整会議

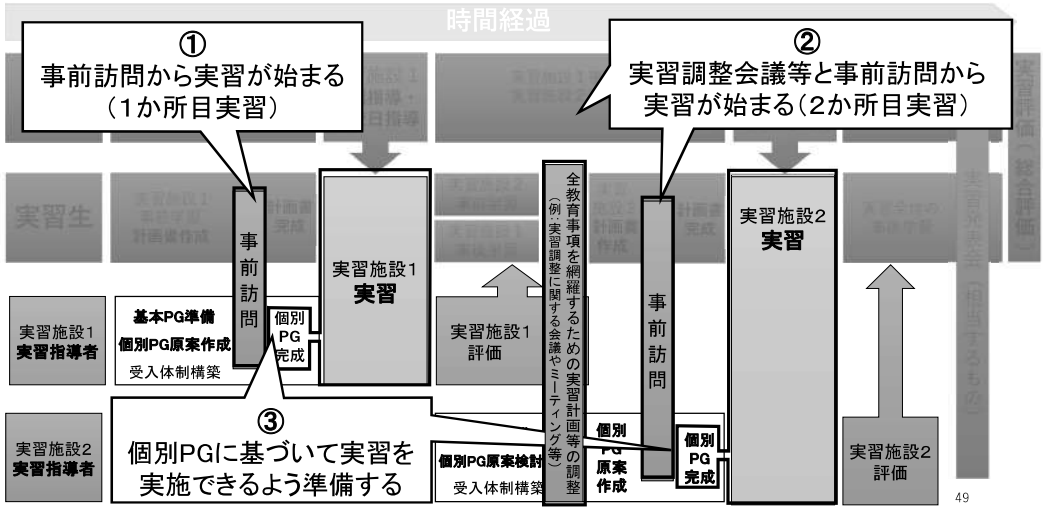

実習プログラムに基づいた実習展開と実習調整会議等

240時間分の実習を機能の異なる２か所以上の実習先で行うことが基本となり、切れ目のない指導体制、教育内容と具体的実習内容がすべて盛り込まれるよう調整が必要。

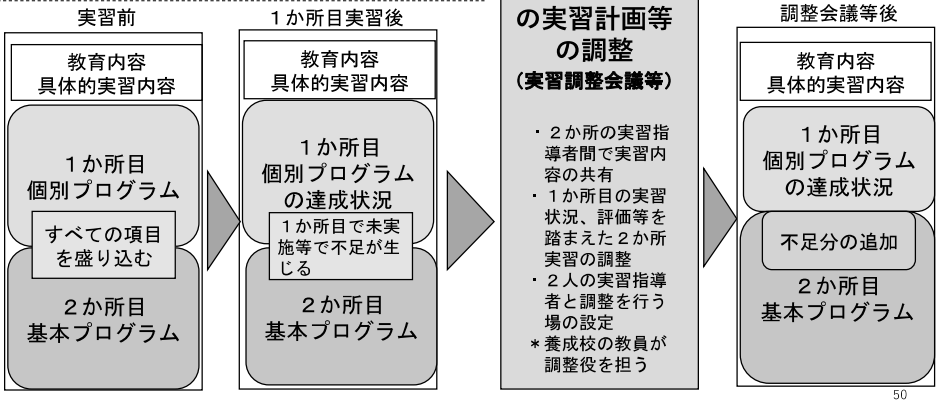

２か所目実習における実習調整会議等と事前訪問

２か所目実習では、事前訪問前に実習調整会議（実施方法や内容は養成校によって多様）が設定されます。その機会に実習生と直接会える場合には、実習としての第一歩が始まると認識することが必要です。実習生と会えない場合には、個別PG原案作成に向けた情報収集（実習生情報は第三者を媒介した二次情報）としての位置づけが強くなります。

実習調整会議で実習生に課すことも可能だが内容は慎重な検討が必要

実習調整会議等で実習生と直接会える場合に実施可能（**実習生をアセスメントするという意識が重要**）

実習プログラム

- 個別PG原案提示
- 個別PG原案と計画書の調整
- 事前学習の伝達
  （実習初日までの課題）

等

実習マネジメント

- **実習受入マニュアルに基づいた説明**
  - ✓実習生の権利と義務
  - ✓実習マナー・服装
  - ✓リスクマネジメント
  - ✓実習時間や休憩時間 等

実習スーパービジョン

- **実習生アセスメント**
  - ✓ 実習生の力量
  - ✓ 実習生の希望
  - ✓ 実習生の学習タイプ
- **スーパービジョンの実施方法・頻度確認** 等

実習指導方法論Ⅱ
ソーシャルワーク実習指導の内容　【演習】

本科目の目的と目標のうち、本演習では、１－②の演習を行います。

１．科目「ソーシャルワーク実習指導」の授業内容と方法の理解

① 科目として教育に含むべき事項と、教育目標を説明することができるようになる。

② 実習指導の授業方法の特質をふまえ、「事前指導」「実習中指導」「実習後指導」の各期の授業計画を立てることができるようになる。

２．実習指導者との協働による実習指導の理解形成

① 実習指導者の作成する「実習プログラム」と実習の関係を理解し、実習生・実習指導者との三者協議を踏まえた「実習計画書」の作成指導ができるようになる。

② 実習指導において実習指導者と協働すべき場面とその方法を選定することができるようになる。

実習指導方法論Ⅱ
ソーシャルワーク実習指導の内容

【演習】科目「ソーシャルワーク実習指導」の授業計画を立てましょう。
240時間（180時間＋60時間）の２か所実習を想定した、60時間30回の授業計画の授業計画とします。
＊実習は、240時間以上で機能の異なる２か所以上（うち１か所は180時間以上）ですので、さまざまなバリエーションがありますが、演習ではグループでの作業ができるように上記の設定とします。

① 同一の学年で180時間実習と60時間実習を実施し、その実習に前後して通年の授業を設定します。

② １か所目の実習前、実習中、実習後、２か所目の実習前、実習中、実習後の授業回数の配置はグループで決めてください。

③ グループで話し合いながら、別紙ワークシートを使って授業計画を立ててください。

④ 各項目は、厚生労働省「ソーシャルワーク実習指導」の教育内容、ソ教連の「ソーシャルワーク実習指導ガイドライン」を参照してください。

基本的なソーシャルワーク実習の流れ（イメージ）

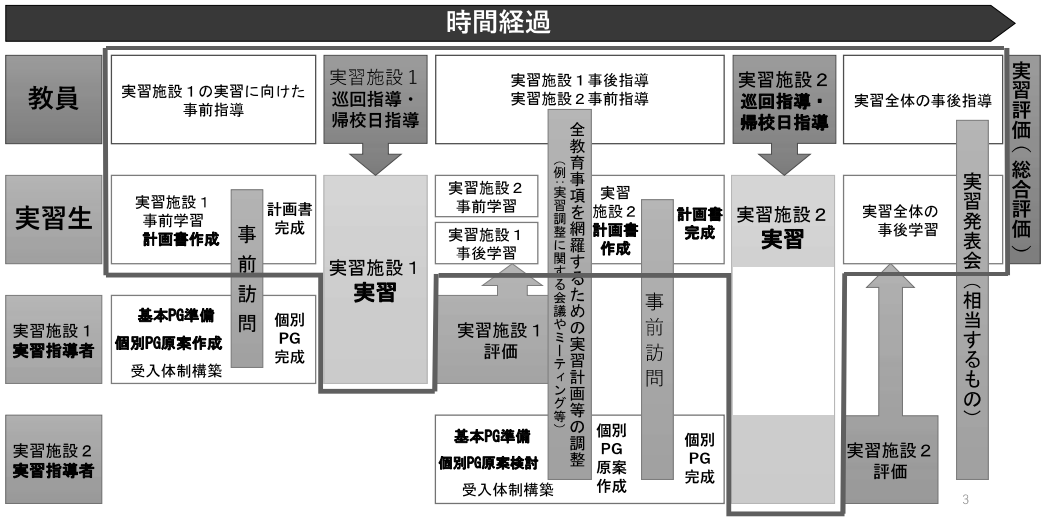

「ソーシャルワーク実習指導」授業計画（記入例）

時期		回	教育に含むべき事項 （厚労省通知「ソーシャルワーク実習指導」）	実習指導における達成目標 （実習指導ガイドライン）	指導内容 ＜厚労省通知、ソ教連「実習指導ガイドライン」参照＞	指導方法	活用するもの
1か所目	実習前		指針のなかから選択する	指針に対応する目標を選択する（教育に含むべき事項に対して複数設定している項目もある）			
		4	③実際に実習を行う実習分野（利用者理解を含む。）と施設・機関、地域社会等に関する基本的な理解	実習施設・機関の法的根拠や種別を調べ、整理することができる。	・実習施設・機関の概要（沿革、設置理念、法的根拠、事業内容等） ・実習施設・機関の職員・組織体制とその法的根拠	・機関の概要表（ワークシート）を提示し、作成方法を説明する。 ・領域ごとにグループに分かれ、グループで調べ学習に取り組む。 ・グループ学習の成果を発表する。	・実習施設・機関の概要表（ワークシート） ・実習施設の設置や事業等の根拠となる資料

「ソーシャルワーク実習指導」授業計画

時期		回	教育に含むべき事項 （厚労省通知「ソーシャルワーク実習指導」）	実習指導における達成目標 （実習指導ガイドライン）	指導内容 ＜厚労省通知、ソ教連「実習指導ガイドライン」参照＞	指導方法	活用するもの
1か所目	実習前		指針の中から選択する	指針に対応する目標を選択する（教育に含むべき事項に対して複数設定している項目もある）			
	実習中						
	実習後						

時期		回	教育に含むべき事項 （厚労省通知「ソーシャルワーク実習指導」）	実習指導における達成目標 （実習指導ガイドライン）	指導内容 ＜厚労省通知、ソ教連「実習指導ガイドライン」参照＞	指導方法	活用するもの
2か所目	実習前						
	実習中						
	実習後						

実習スーパービジョン論

ソーシャルワーク実習担当教員講習会

1

本研修（講義および演習）の目的と目標

＜目的＞
ソーシャルワーク実習において、地域共生社会の実現を目指して、ミクロ・メゾ・マクロレベルまで視野に入れた適切なスーパービジョンを行う。

＜目標＞

1. 地域共生社会に資するソーシャルワーク・スーパービジョンについて説明できる。
2. 実習スーパービジョンの特徴について説明できる。
3. 実習スーパービジョンでスーパーバイザーが行うことについて説明できる。

講義（2時間）

3

本講義の構成

内容	時間	担当
Ⅰ． スーパービジョンについての基礎理解	40分	岡田まり
Ⅱ. 実習スーパービジョンの特徴	40分	石附敬
Ⅲ. 実習スーパービジョンの展開	40分	稗田里香

Ⅰ. SVについての基礎理解

1. SVの定義①
（Kadushin & Harkness,2014）

「スーパーバイザーは、有資格ソーシャルワーカーで、スーパーバイジーの業務遂行を監督、調整、促進、評価する権限を委任され、その仕事について責任を負っている。この責任を果たすために、スーパーバイザーは、良好な関係をもってスーパーバイジーと関わるなかで管理的、教育的、支持的機能を果たす。スーパーバイザーの究極的な目的は、機関の方針と手順にそって、クライエントに質量ともに可能な限り最上のサービスを提供することである。スーパーバイザーは、クライエントに直接サービスを提供しないが、直接サービスを提供するスーパーバイジーに影響を及ぼすことを通して間接的にサービスのレベルに影響を与える。」

SVの定義②
（Hawkins & McMahon 2020: 66-67)

「スーパービジョンは、スーパーバイザーの支援を受けて、実践者がクライエントー実践者関係およびより広いシステムやエコロジカルな状況のなかの一部としてクライエントに関わり、そうすることによって仕事の質を向上させ、クライエントとの関係を変え、自分自身や自身の実践、そして広く専門職を継続的に発展させていこうとする共同の取り組みである。」

2. SVの目的

- クライエントの最善の利益
- 専門職の養成・育成
- 現任専門職の専門性の向上
- 組織の機能の維持・向上
- 専門職としての発展

＊次の二つの流れ ← 統合する必要性（Howe & Gray, 2013）
- ●個人的な成長と発達に焦点を当てる心理療法的なアプローチ
- ●ケースマネジメントとサービスの質に焦点を当てる管理的なアプローチ

ソーシャルワーカーの倫理綱領（抜粋）

（日本ソーシャルワーカー連盟：日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会、日本医療社会福祉協会、日本ソーシャルワーカー協会を会員とする団体）

原理

Ⅰ 人間の尊厳
Ⅱ 人権
Ⅲ 社会正義
Ⅳ 集団的責任
Ⅴ 多様性の尊重
Ⅵ 全人的存在

倫理基準

Ⅰ クライエントに対する倫理責任
Ⅱ 組織・職場に対する倫理責任
Ⅲ 社会に対する倫理責任
Ⅳ 専門職としての倫理責任

「倫理綱領」資料はワンドライブに格納

倫理的ジレンマに直面したとき

倫理的ジレンマ

- ソーシャルワーカー自身の価値観とソーシャルワーク倫理とのジレンマ
- ソーシャルワーカー自身の価値観とクライエントの価値観とのジレンマ
- ソーシャルワーカー自身の価値観と同僚や他の専門職の価値観とのジレンマ
- ソーシャルワーカー自身の価値観と所属する組織の規範や習慣なども含めた価値観とのジレンマ
- ソーシャルワークの倫理間のジレンマ
- 社会環境（時間・資源の制限など）によって生じるジレンマ

倫理原則のスクリーン

1. 生命の保護
2. 社会正義
3. 自己決定と自立と自由
4. 最小限の被害
5. 生活の質
6. プライバシーと守秘義務
7. 誠実さと開示

(Dolgoff, Harrington, & Loewenberg, 2012）

日本ソーシャルワーク教育学校連盟（2020）「ソーシャルワーク演習のための教育ガイドライン」『社会福祉士養成課程の見直しを踏まえた教育内容 及び教育体制等に関する調査研究事業　実施報告書』pp.96-97

3. SVの意義

■ 国際ソーシャルワーカー連盟は、良質で定期的なスーパービジョンは効果的・倫理的な実践のために重要であり、スーパービジョンの実施は機関の責任の一つとしている。これは、調査でスーパービジョンが、創造的で内省的な実践を促すマネジメント機能を支え、スタッフのレジリエンスやウェルビーイングそして専門職としての継続的な発達・成長を支える重要な方法であることが確認されているからである（International Federation of Social Workers, 2012）。

■ 先行研究レビューから、優れたスーパービジョンは、仕事の満足度や組織へのコミットメント、職員の定着、ストレスや疾病の軽減、サービス利用者との一貫した関係、仕事の情緒的な影響についての認識、リスクに配慮した実践に関連しており、適切なスーパービジョンから、スタッフ、サービス利用者、組織、協働する他機関が利益を得られる (Wonnacott, 2012)。

■ 27論文（総計サンプル数10,867）のメタ分析を行った評価研究において、スーパービジョン（課題遂行支援や社会的・情緒的サポート等）で有益な実践結果が増え、有害な結果が減（Barak, Travis & Pyun, 2009)

4. SVの機能 （Kadushin,2016）

- 管理的機能
- 教育的機能
- 支持的機能

＊これらの三つの機能は相互に関わっている。

①管理的機能

管理的機能として行うこと

1. スタッフの募集と選考
2. スタッフの配属
3. スーパービジョンの説明
4. 業務のプランニング
5. 業務の配分
6. 業務の委託
7. モニタリング、振り返りと評価の作業
8. 調整作業
9. コミュニケーション機能
10. アドボカシー
11. 運営管理の緩衝
12. 変化をもたらす、地域リエゾン

②教育的機能

教育的スーパービジョンとして行うこと：

- ソーシャルワーカーが知るべき事柄 4つのP（Perlman）人々（people）、問題（Problem）、場所（Place）、過程（Process）を学べるような教育
  1. 人々：クライエント（個人、家族、集団、地域社会）が抱えている社会問題に対応する方法等
  2. 問題：問題に関わる要因、心理社会的特性、地域社会の対応そこでの人々や集団に及ぼす影響等
  3. 場所：機関の目的、サービス提供の種類と条件、関連する法制度、関係機関との関わりや地域社会のネットワーク等
  4. 過程：一連の連続した支援プロセスの特性。アセスメント（情報の収集と処理、介入、社会的影響の行使など。
- 職業的アイデンティティを形成するような教育
- 自己覚知をより深めていくための教育

③支持的機能

支持的スーパービジョンとして行うこと：

- ストレスを予防したり、軽減したりする。
- 燃えつき症候群を予防する。
  - 感情の表現を促し、支持する。
  - リフレイミングと認知の再構築によって、業務に対して現実的になれるようにする。
  - 不安をもたらすような業務遂行の課題に取り組めるよう支援する。
  - 業務遂行の障害となるストレスを減らす手助け（担当業務を減らす、より問題の少ないクライエントに一時的に担当をかえるなど）を行ったり、一時的にストレスの多い状況から外すなどの支援をする。
  - スーパーバイジーの学習能力を信頼し、実践で遭遇する問題についていつでも話会う用意があることを伝える。
- スーパーバイザーを利用できることそれ自体が、安心をもたらし支持的である。

5. スーパーバイザーとスーパーバイジーの関係①

●契約関係

スーパービジョンの目的、テーマ、期間、頻度、準備等について契約が必要である。そして、この契約については、所属組織からの承認が必要である。なお、職場の上司と部下であっても合意は必要。職場外や実習では、契約書が必要。

●信頼関係とパートナーシップ

成人の学習経験を効果的に促進するためには、相互尊重、自主参加、パートナーシップ、クリティカルシンキング、主体性等を尊重することが重要であり、そのためには、まず信頼関係とパートナーシップが必要（Brookfield 1986）。

スーパーバイザーと スーパーバイジーの関係②

●バイザーの権威性

職位によるもの、専門性によるものがある。専門性については、スーパーバイジーの業務を理解し支援するための専門性を持っていること、特にスーパーバイジーと専門領域が異なる場合は、自身の専門性の境界や限界を認識していることが重要。権威性が力関係におよんでバイジーを疎外・抑圧するなどパワーの乱用が起きないように倫理が重要(Wonnacott, 2014).

＊参照「認定社会福祉士制度におけるスーパーバイザーの行動規範」

●パラレル関係

サービス利用者とサービス提供者の間の力動が無意識のうちにサービス提供者であるスーパーバイジーとスーパーバイザーとの間に再現されること（あるいはその逆もあり）。そのため、スーパーバイザーは、スーパーバイジーとの間に信頼関係、パートナーシップを築くことが重要。

17

6. SVの形態

●個人スーパービジョン
バイザーとバイジーが1対1で行うもの

●グループスーパービジョン
グループのなかで複数のバイジーに対して行うもの

●チームスーパービジョン
チームメンバーに対して行うもの

●ピアスーパービジョン
グループのなかでメンバーが互いにバイザーとバイジーになるもの

●セルフスーパービジョン
自分自身がバイザーの視点をもって自身についてスーパービジョンを行うこと。ただし、実質的なスーパーバイザー不在のため、本当の意味でのスーパービジョンとはいえない

7. SVの実施方法

①誰が、誰に
- 職場内：上司が部下に
- 職場外：契約に基づいて専門職が専門職に

②いつ
- 定期的
- 必要に応じて随時

③どこで
- 現場
- 事務所、会議室
- オンライン

SVの実施方法 （続き）

④ どのように
- ライブ（同じ場面にいて、マジックミラー越しにいて）
- 事後（報告を聴いて、記録・録画を見ながら）

⑤ 何を
- 職務・ケース
- 業務量・職務遂行
- 専門職としての成長
- 他者との関係
- スーパービジョン関係

■これらについて、経験学習モデルに基づいて振り返り、多面的に内省・概念化（普遍化）・試行の計画立案できるように支援

8. SVのプロセス

- ソーシャルワーク・スーパービジョンは、ソーシャルワーク実践のなかの一方法

- ソーシャルワーク・スーパービジョンのプロセスは、ソーシャルワーク実践のプロセスと類似しており、次のステップを踏んで行われる。
  - 契約
  - 関係形成
  - 情報共有/アセスメント
  - 方針設定/プランニング
  - 対応/プランの実施
  - モニタリング・フォローアップ

ソーシャルワークのプロセス

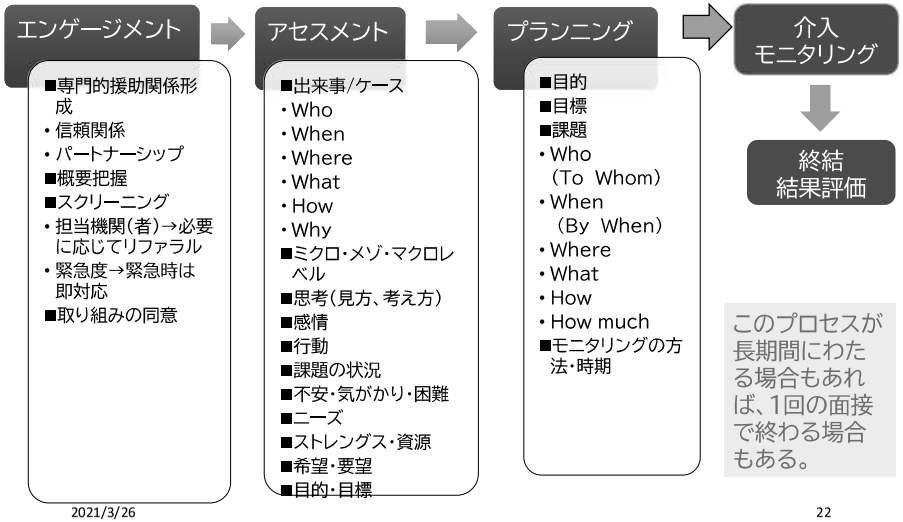

このプロセスが長期間にわたる場合もあれば、1回の面接で終わる場合もある。

9. コルブの経験学習モデル(Kolb,2015)を応用したスーパービジョン

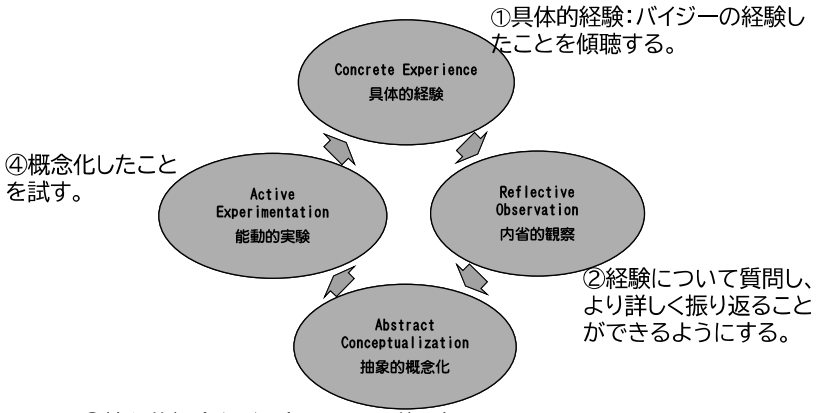

10. 地域共生社会の実現に資するために、SVでの着眼点・焦点

1. バイジー自身の経験とそれに関するバイジーの考え・感情・態度・行動
2. クライエント個人のミクロレベルについてのバイジーの考え・感情・態度・行動
3. クライエントのメゾレベル（家族やグループ、組織、近隣）についてのバイジーの考え・感情・態度・行動
4. クライエントのマクロレベル（政策、制度、地域社会）についてのバイジーの考え・感情・態度・行動

11. 地域共生社会の実現に向けてソーシャルワーカーに期待される機能＝SVで意識する点

【複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制を構築するた めに求められるソーシャルワークの機能】

・ 地域において支援が必要な個人や世帯及び表出されていないニーズの発見

・ 地域全体で解決が求められている課題の発見

・ 相談者が抱える課題を包括的に理解するための社会的・心理的・身体的・経済的・文化的側面のアセスメント

・ 相談者個人、世帯並びに個人と世帯を取り巻く集団や地域のアセスメント

・ アセスメントを踏まえた課題解決やニーズの充足及び適切な社会資源への仲介・調整

・ 相談者個人への支援を中心とした分野横断的な支援体制及び地域づくり

・ 必要なサービスや社会資源が存在しない又は機能しない場合における新たな社会資源の開発や施策の改善の提案

・ 地域特性、社会資源、地域住民の意識等を把握するための地域アセスメント及び評価

・ 地域全体の課題を解決するための業種横断的な社会資源との関係形成及び地域づくり

・ 包括的な相談支援体制に求められる価値、知識、技術に関する情報や認識の共有化

・ 包括的な相談支援体制を構成するメンバーの組織化及びそれぞれの機能や役割の整理・調整

・ 相談者の権利を擁護し、意思を尊重する支援や方法等の整備

・ 包括的な相談支援体制を担う人材の育成に向けた意識の醸成

地域共生社会の実現に向けてソーシャルワーカーに期待される機能＝SVで意識する点（続き）

【地域住民等が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制を構築するために求められるソー シャルワークの機能】

・潜在的なニーズを抱える人の把握、発見

・ ソーシャルワーカー自身が地域社会の一員であるということの意識化と実践化

・ 地域特性、社会資源、地域住民の意識等の把握

・ 個人、世帯、地域の福祉課題に対する関心や問題意識の醸成、理解の促進、福祉課題の普遍化

・ 地域住民が支え手と受け手に分かれることなく役割を担うという意識の醸成と機会の創出

・ 地域住民のエンパワメント（住民が自身の強みや力に気付き、発揮することへの支援）

・ 住民主体の地域課題解決体制の立ち上げ支援並びに立ち上げ後の運営等の助言・支援

・ 住民主体の地域課題解決体制を構成するメンバーとなる住民や団体等の間の連絡・調整

・ 地域住民や地域の公私の社会資源との関係形成

・ 見守りの仕組みや新たな社会資源をつくるための提案

・ 「包括的な相談支援体制」と「住民主体の地域課題解決体制」との関係性や役割等に関する理解の促進

12. 近年の取り組み

●2004年～日本精神保健福祉士協会
認定スーパーバイザー養成研修

●2011年～認定社会福祉士認証・認定機構設立。
認定にはSV実績が必要

●2012年～日本医療社会福祉協会
認定スーパーバイザー養成研修

Ⅱ. 実習SVの特徴

1. 実習スーパービジョンの意義

① 次世代のソーシャルワーカー養成に不可欠

② 実習生にとっては、福祉課題の実情やそれらの課題への対応について実践的に学ぶ貴重な機会

③ 実習施設にとっては、次世代の職員候補生を育てる機会

（ソ教連のアンケートで実習と就職先選定の関連が出ている）

① 実習施設職員にとっては、実習生を通して多様性に触れ、自らの支援を振り返り、指導・支援の新たな視点や支援方法を学ぶ機会

② 養成校にとっては、専門職養成の責任を果たす取り組みの一環

③ 実習担当教員にとっては、メゾレベルのソーシャルワーク実践であり、その実践を通して学ぶ機会

2. 実習SVの特徴 ～専門職間SVと比較して～

	専門職間のスーパービジョン	実習スーパービジョン
契約	• 職場の内外に関わらず、バイザーとバイジーの間で契約（職場内では口頭での同意）に基づいて行われる。 • 認定社会福祉士の認定・更新のためのSVや職場を離れて行われるSVでは、契約書が必要。	• 実習生は養成校でソーシャルワーク実習を履修（単位登録）することが契約となって、実習担当教員から実習SVを受ける。 • 実習生は養成校を通して実習施設と実習契約・覚書を締結することで実習指導者のスーパービジョンを受ける。
SVで取り扱うこと	• 職務、ケース • 業務量・職務遂行 • 専門職としての成長 • 他者との関係 • バイザー-バイジー関係	• 実習の目的・意義・内容、ケース • 実習の活動量、実習への取り組み • 実習生としての成長 • クライエント、関係者、職員等との関係 • スーパーバイザー（実習指導者・実習担当教員）との関係

2. 実習SVの特徴 ～専門職間SVと比較して～（続き）

	専門職間のスーパービジョン	実習スーパービジョン
バイジーの立場	• 雇用され、職場には自分の居場所と役割がある。 • 一定の専門性をもっている。	• 主たる立場は学生であり、実習先は一時的な居場所 • 実習生は、同時に①実習施設の実習指導者と②養成校の実習担当教員という二人のバイザーをもつ。 • 実習生は専門性獲得の途上にあり、支援・サポートを要する。
バイザーの立場・役割	• 福祉実務者 • 職場の職位による役割 • 職場外の団体（職能団体等）のメンバー	• 福祉実務者（ソーシャルワークの教育研修はメゾレベル、福祉関連機関・団体での活動はメゾあるいはマクロレベル） • 教育者 • 研究者 • 職場外の団体（職能団体等） のメンバー

二重のSV構造

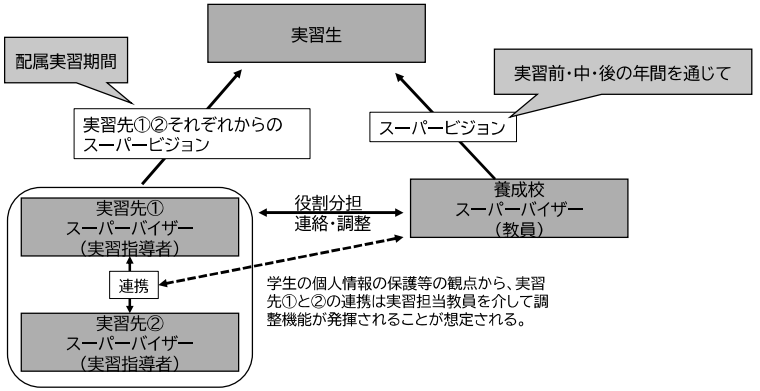

(社会福祉士実習指導教員テキストp.216)を基に一部加筆

2人のスーパーバイザーの役割分担

	時期	内容	備考
実習指導者	事前訪問時を含めた配属実習期間中	・利用者(家族)との関係 ・職員との関係 ・関係者 ・実習指導者との関係※	
実習担当教員	実習事前指導時 配属実習期間中 実習事後指導時 (年間を通じて)	・実習指導者との関係※ ・実習生自身の問題(実習目的、知識、モチベーションや学生の個人的に抱えている課題等) ・実習担当教員や他の実習生との関係	実習生と実習指導者との関係が困難なとき、実習生や実習指導者からの依頼により教員がスーパービジョンすることもある

※どちらが行うかは、実習指導者と実習担当教員の相談により決める　（指導者テキストp.252）

実習指導者が行う実習SVの範疇

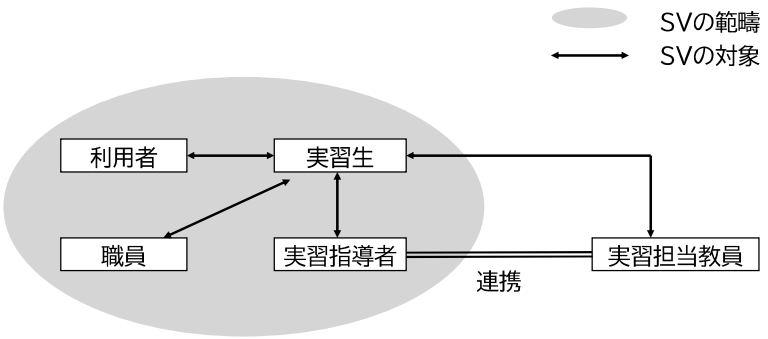

(社会福祉士実習指導者テキストp.250)

2人のスーパーバイザーの役割分担

	時期	内容	備考
実習指導者	事前訪問時を含めた配属実習期間中	・利用者(家族)との関係 ・職員との関係 ・実習指導者との関係※	
実習担当教員	実習事前指導時 配属実習期間中 実習事後指導時 (年間を通じて)	・実習指導者との関係※ ・実習生自身の問題(実習目的、知識、モチベーションや学生の個人的に抱えている課題等) ・実習担当教員や他の実習生との関係	実習指導者との関係が困難なとき、実習生や実習指導者からの依頼により教員がスーパービジョンすることもある

※どちらが行うかは、実習指導者と実習担当教員の相談により決める

（社会福祉士実習指導者テキストp.252）

3. 実習SVの機能

①管理的スーパービジョン

- 実習施設の確保、実習の契約書・覚書の締結、実習施設(実習指導者)との連携・協働、実習プログラムの作成、学生の各種文書の作成にあたっての指導および文書の管理(送受信を含む)、成績評価
- 実習場面に相応しい服装や身だしなみ、マナーなどについて必要に応じた指導
- 実習プログラムと実習計画が一致しているかどうか
- 実習目標・実習計画に照らした進捗状況の確認

②教育的スーパービジョン

- 事前学習（クライエント、クライエントの課題、実習先、支援の方法や社会資源等）、実習計画書作成の支援
- 実習計画実施の支援
- 実習記録の書き方と課題の整理、確認、課題に対する取り組み方などの助言
- 事後学習（振り返り学習、学んだことの普遍化、実習報告会実施・実習報告書作成の支援

③支持的スーパービジョン

- 実習中に感じる不安やストレスへの共感的な応答
- 実習中の過度の不安やストレス、負担を軽減するための支援（実習内容や関係者との関わりに関する調整を含む）
- 自己覚知のためのサポート
- クライエント・実習指導者・関係者との関係づくりの支援
- ソーシャルワーカーになるためのモチベーションが高まるよう支援

4. SVの基本スキル

① 「語り」の保障と非審判的態度
② 「語り」を促す実習生への問いかけ
③ 実習生間の関係を活用するＳＶ
④ 記録の活用

(社会福祉士実習指導教員テキストp.164-168)

- **書き方の指導のポイント**
  - 関わりの事実（やりとり）とそれに対する考察が記録されているか
  - 実習中に得られた情報・知識の情報源が明確になっているか
- **実習記録をチェックする視点**
  - 事実とそれについての理解が書き分けられているか
  - 記録が、一方的になっていないか
  - 記録者の理解力はどの程度あるか
- **記録されていない点への留意点**
  - 「書かなかったこと」、「書けなかったこと」についての問いかけ

5. 実習スーパービジョンの課題

- 1人の実習生が複数のスーパーバイザーをもつので、スーパーバイザーの間で異なる説明や指示をして、実習生が混乱することがある。
- 1か所目と2か所目の実習指導者(スーパーバイザー)間で連携する場合、実習生の個人情報の取り扱いについて実習生の合意が必要である。
- 実習担当教員は、必ずしも福祉専門職とは限らないため、ソーシャルワークおよびスーパービジョンについてのトレーニングをうけておらず、実習生への対応に苦慮することがある。
- 実習スーパービジョンの質の向上のためには研究・開発が必要である。

Ⅲ. 実習SVの展開

- ミクロからマクロへのつながり、地域共生社会の実現を指向したソーシャルワーク実践の学びを促進させる教育的SVの展開
- 個人や世帯が抱える課題への支援において、分野横断的・業種横断的な関係者との関係形成や共同体制を構築する実践能力の涵養に資する教育SVの展開
- 養成校教員が実習教育において、実習指導者と連携を取りスーパーバイザーの役割を発揮すること

ソーシャルワーク実習SVの展開図(例)



＊新カリキュラムでは2カ所以上の実習と定められているが、本講義では、例として2カ所に設定している。

1. 実習開始前・実習準備段階のSV

<実習担当教員の実習SVの役割>
・実習が安全で効果的に実施できるよう実習環境を整える。
・実習科目を履修した目的を再確認し、実習に向けて動機や目標を明確にし、より効果的に実習体験できるようサポートする。

(1)実習準備(実習事前指導)

(実習先)

・実習指導者との実習SVに向けた連携体制づくり

①養成校におけるバイザーとSVの説明

②実習受け入れ先と養成校の役割分担

③実習先との契約内容に関する確認と連携(養成校から送付する書類)

(学生:・実習計画を立てる・実習に向けた倫理綱領、行動規範を身に着ける)

①SV契約を教員と結ぶ

②SVの知識と経験の確認

③実習目的や事前学習の確認(実習課題をこなすための知識の涵養)

④バイジーの果たすべき責任と態度(学生の積極的な態度と事前の準備の必要性を確認)

1. 実習開始前・実習準備段階のSV

<実習担当教員の実習SVの役割>
・実習が安全で効果的に実施できるよう実習環境を整える。
・実習科目を履修した目的を再確認し、実習に向けて動機や目標を明確にし、より効果的に実習体験できるようサポートする。

(2)実習直前(実習事前指導)

(学生:事前訪問を行う)

①1か所目の実習計画と現場実習プログラムの最終確認

②学生の実習生として果たすべき責任と態度の合意

③実習直前における学生の不安などに対するサポート

2. 1か所目の実習中のSV

<実習担当教員の実習SVの役割>
実習がスムーズに展開し、実習目標が達成され、ソーシャルワーカーになるための動機づけが高まるようサポートする。

(3)実習開始期

(学生:実習中)・実習現場に適応するためのサポート

①実習プログラムと実習計画が一致しているかどうか(管理的機能)

②実習目的が適切かどうか(教育的機能)

③実習指導者、利用者(クライエント)、スタッフとの関係性(支持的機能)

- 緊急時の対応
- 巡回、帰校日指導、緊急時の対応における実習指導者との連携
- 学生の体調、不安や心配事への対応
- 実習内容や関係者についての学びのサポート

2. 1か所目の実習中のSV

<実習担当教員の実習SVの役割>
実習がスムーズに展開し、実習目標が達成され、ソーシャルワーカーになるための動機づけが高まるようサポートする。

(4)実習中期

(学生:実習中)

実習巡回・帰校日指導時のSV

①実習目標・実習計画に照らした進捗状況の確認(管理的機能)

②実習記録の書き方と課題の整理、確認、課題に対する取り組み方などの助言(教育的機能)

③自己覚知、実習指導者、実習先の利用者、スタッフとの関係にかかわる課題の共有とサポート(支持的機能)

④実習態度と実習生の意欲

⑤体調の管理

⑥巡回、帰校日指導、緊急時における実習指導者との連携

- 緊急時の対応
- 巡回、帰校日指導、緊急時の対応における実習指導者との連携
- 学生の体調、不安や心配事への対応
- 実習内容や関係者についての学びのサポート

2. 1か所目の実習中のSV

<実習担当教員の実習SVの役割>
　実習がスムーズに展開し、実習目標が達成され、ソーシャルワーカーになるための動機づけが高まるようサポートする。

(5)実習終了期

(学生:・達成度の自己評価・事後学習の課題の確認)
①実習内容の確認(管理的機能、教育的機能)
②実習目的との照合(管理的機能、教育的機能)
③学生による達成度の自己評価(管理的機能、教育的機能、支持的機能)
④残された課題の確認と助言(教育的機能、支持的機能)

・緊急時の対応
・巡回、帰校日指導、緊急時の対応における実習指導者との連携
・学生の体調、不安や心配事への対応
・実習内容や関係者についての学びのサポート

実習中のSVのポイント

- 巡回訪問指導時と帰校日の際の実習指導の授業時に行う
- 実習生や実習先からの要請によって随時行うこともある
- 実習先のスーパービジョンとの整合性を図ることが重要
- 実習を効果的に進めるために一旦実習を中断し、養成校に学生を戻してじっくりスーパービジョンを行う場合がある。→実習中断の意味と必要性を3者で合意する必要がある。

スーパーバイザーの役割としては
- 実習生の不安や心配事への対応
- 実習現場に適応するためのサポート
- 実習内容や関係者についての学びのサポート

などが含まれる。

3. 2か所目の実習開始前・実習準備段階のSV

<実習担当教員の実習SVの役割>
・実習が安全で効果的に実施できるよう実習環境を整える。
・2か所目の実習に向け、1か所目の実習を振り返り、実習に向けて動機や目標を明確にし、より効果的に実習体験できるようサポートする。

(6)実習準備(実習事前指導)

(実習先)
・実習指導者との実習SVに向けた連携体制づくり
①養成校におけるバイザーとSVの説明
②実習受け入れ先と養成校の役割分担
③実習先との契約内容に関する確認と連携(養成校から送付する書類)

(学生:・実習計画を立てる・実習に向けた倫理綱領、行動規範を身に着ける)
①1か所目実習から明かとなった実習課題をふまえ、2か所目の実習目的や事前学習の確認(実習課題をこなすための知識の涵養)
②バイジーの果たすべき責任と態度(学生の積極的な態度と事前の準備の必要性を確認)

1か所目の実習終了後のSVのポイント

- 1か所目実習体験の振り返りと意味づけを2か所目の実習に活かす

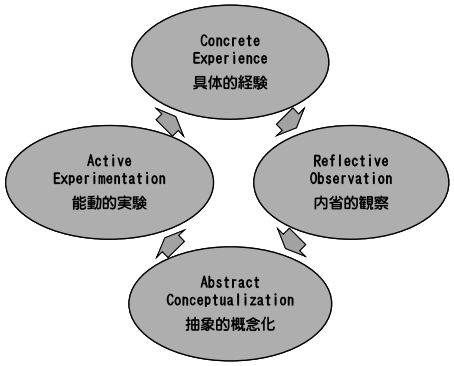

コルブの経験学習モデル(Kolb, 2015)

3. 2か所目の実習開始前・実習準備段階のSV

<実習担当教員の実習SVの役割>
・実習が安全で効果的に実施できるよう実習環境を整える。
・2か所目の実習に向け、1か所目の実習を振り返り、実習に向けて動機や目標を明確にし、より効果的に実習体験できるようサポートする。

(7)実習直前(実習事前指導)

(学生:1か所目の実習の振り返り・事前訪問を行う)
①2か所目の実習計画と現場実習プログラムの最終確認
②学生の実習生として果たすべき責任と態度の合意
③実習直前における学生の不安などに対するサポート
④2か所目の実習指導者との連携(実習の目的、地域共生社会に対応するミクロ、メゾ、マクロのうちどの部分を実習で学ぶのか、1か所目の実習で明らかとなった課題など)

4. 2か所目の実習中のSV

◆1か所目の実習中と同様

⑧開始期
⑨中期
⑩終了期

5. 実習後のSV

<実習担当教員の実習SVの役割>
・実習先で体験したことの言語化、理論と実践の統合を目指した考察を促進する。
・ソーシャルワーカー(専門職)としての自覚とモチベーションを促進する。

(11)実習の振り返り(実習事後指導)

(学生:お礼状・実習のまとめ・実習報告会での発表準備、発表・実習報告書の作成)
①実習体験の振り返りと意味づけ
②事後課題への取り組み
③実習指導者に対するフィードバック(実習報告会、実習総括レポート作成指導)
④成績評価

配属実習終了後のSVのポイント

- 実習レポートの作成、実習報告会の準備の過程に行われる
- 1か所目、2か所目の連続した流れの中での実習体験の振り返りと意味づけ

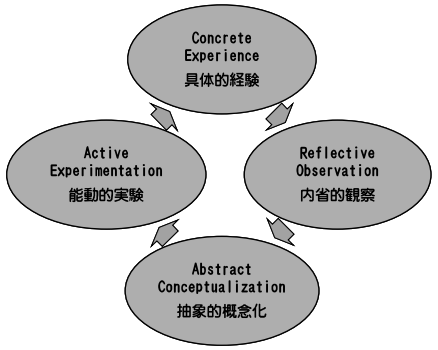

コルブの経験学習モデル(Kolb, 2015)

文献

- Barak, M.E.M., Travis, D.J., & Pyun, H.(2009). The impact of supervision on worker outcomes: A meta-analysis. Social Service Review, 83(1), 3-32.
- Brookfield,S.D.（1986）*Understanding and Facilitating Adult Learning*, Jossey-Bass Publication
- Hawkins, P. & McMahon, A. (2020). Supervision in the helping professions (5h ed.). Open University Press, McGraw-Hill Education.
- Howe, K. & Gray I., (2013). Effective supervision in social work. Sage.
- Kadushin, A. & Harkness, D.(2014). Supervision in social work(5th ed.). Columbia University Press.
- Kolb, David.A. (2015). Experimental learning: Experience as the source of learning and development(2nd.ed.). Pearson Education.
- International Federation of Social Workers （2012） Effective and ethical working environments for social work: the responsibilities of employers of social workers, https://www.ifsw.org/effective-and-ethical-working-environments-for-social-work-theresponsibilities-of-employers-of-social-workers-2/?hub=main
- Wonnacott, Jane. (2014). Development and supporting Effective staff supervision. Pavilion Publishing and Media Ltd.

文献

- 社会保障審議会福祉部会 福祉人材確保専門委員会「ソーシャルワーク専門職である 社会福祉士に求められる役割等 について」平成 30 年 3 月 27 日 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000199561.html
- 日本社会福祉士養成校協会編（2015）『相談援助実習指導・現場実習教員テキスト第2版』中央法規.
- 日本社会福祉士養成校協会編（2014）『社会福祉士実習指導者テキスト第2版』中央法規.
- 日本精神保健福祉士協会・日本精神保健福祉養成校協会編『教員と実習指導者のための精神保健福祉援助実習・演習』中央法規.

ソーシャルワークSVの演習

実習担当教員対象

（240分）

演習のスケジュール

内容	時間	担当
演習の説明・アイスブレーク	10:00～10:20	岡田まり
演習1　エンゲージメント	10:20～11:20	岡田まり
休憩	11:20～11:30	
演習2　アセスメント	11:30～12:30	石附敬
休憩（昼食）	12:30～13:20	
演習3　プランニング・介入	13:20～14:20	稗田里香
まとめ	14:20～14:50	稗田里香

演習（実習担当教員）のポイント（5分）

1. 本来は、実習SVは、実習前から実習中、実習事後にわたるすべてのプロセスを対象としますが、この演習は、現場実習中のSVについて焦点を当てています。

2. この演習のねらいは、①実習生に適切に関わること、②実習生の学びを支えること、③ハラスメントに対応することができるようになることです。

3. ここでは、ソーシャルワークのプロセスに基づいて、3つの演習を行います。
「実習生に適切に関わること（エンゲージメント）」（演習1）→「実習生の学びを支えること（アセスメント）」（演習2）→「実習生のハラスメントに対応する（プランニング・介入）」（演習3）という流れで進みます。

4. 多様な方々の多様な考えを共有をできるように、お互いに学び合いましょう。
＊ブレーンストーミング式：批判厳禁、自由奔放、便乗発展、量を好む

ソーシャルワークのプロセス

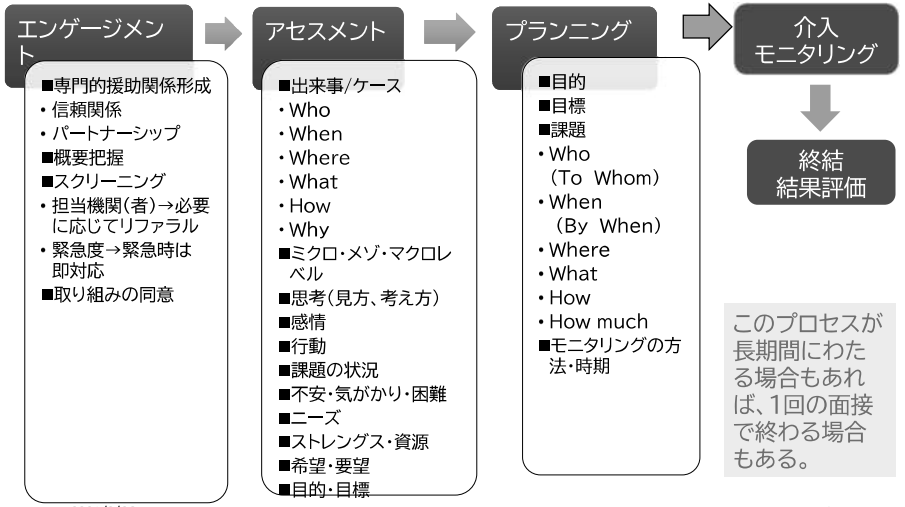

このプロセスが長期間にわたる場合もあれば、1回の面接で終わる場合もある。

演習　アイスブレーク(15分)

①自己紹介＋「実習担当教員として学びたいこと・不安こと」

（1人2分：合計8分）

②このあと演習を3つ行います。それぞれの進行係とプレゼン係を決めてください。

（2分）

（メインに戻る）

演習1　実習生に適切に関わること(エンゲージメント)（35分）

実習生(実習生)：Aさん

実習先：総合病院

1か所目の実習

(インシデント：実習初期、帰校日指導)

実習初期にグループで実施した帰校日指導の際、いつもは笑顔を絶やさないAさんの表情が暗い。一人一人実習の様子を報告する間も、目がうつろでそわそわしている様子。Aさんの番になると、下を向き、「私はうまくいってない」とそれっきり口を閉ざしてしまった。

①個人ワーク(5分)

- 演習課題
  - 実習生がなぜ「私はうまくいっていないと」言っているのか想像する。
  - スーパーバイザーとして行うことは？
  - 具体的にどのように対応するか？

②ブレークアウトセッションでロールプレイ(20分)

- 3人グループで、 次の役を交代してすべて行う。
  - A 実習生
  - B 実習担当教員
  - C 観察役(タイムキーパー)
- 1回のセッションは5分

③グループで課題についての振り返り(10分)

④全体共有と解説(25分)

＊発表は、1グループ2分

演習1　全体共有と解説(25分)

◆グループごとに発表

振り返りの内容

演習1　解説

- スーパーバイザーとして行うことは？

①実習生の様子をよく観察し、話をよく聴いて、実習生のバイオサイコソーシャル(身体的、心理的、社会的)な状態および実習の内容・進捗について概要を把握し、実習生を受容する。

＊留意点：受容の意味

②対応を要する課題を把握し、今ここで取り上げることについて、あるいは後ほど話すことについて実習生の合意を得る。

＊留意点：グループSVと個別SVの違い

③その課題について話し合う。詳細は演習　2(アセスメント)で。

演習1　解説

- 具体的にどのように対応するか？

① ソーシャルワークの展開課程にそって対応する。
② ソーシャルワーカーの倫理綱領に基づいて対応する。
③ 倫理的ジレンマがあるときは、7つの倫理原則の優先順位に基づいて判断する。
④ 実習生のニーズを理解し、スーパーバイザーに求められることを踏まえて対応する。
⑤ コミュニケーションスキルを活用すること

演習1　解説

●なぜ、このような対応が重要か

① モデリング（Bandura,1985）により、 スーパーバイジーは、スーパーバイザーの対応を見て人への関わり方・実践方法を学ぶから。

② パラレル・プロセス（Kadusin, 2014）により、スーパーバイザーのスーパーバイジーへの関わり方が、スーパーバイジーのクライエントへの関わり方に影響する可能性があるから。

ソーシャルワーカーの倫理綱領（抜粋）

（日本ソーシャルワーカー連盟：日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会、日本医療社会福祉協会、日本ソーシャルワーカー協会を会員とする団体）

原理

Ⅰ 人間の尊厳
Ⅱ 人権
Ⅲ 社会正義
Ⅳ 集団的責任
Ⅴ 多様性の尊重
Ⅵ 全人的存在

倫理基準

Ⅰ クライエントに対する倫理責任
Ⅱ 組織・職場に対する倫理責任
Ⅲ 社会に対する倫理責任
Ⅳ 専門職としての倫理責任

「倫理綱領」資料はワンドライブに格納

倫理的ジレンマに直面したとき

倫理的ジレンマ

- ソーシャルワーカー自身の価値観とソーシャルワーク倫理とのジレンマ
- ソーシャルワーカー自身の価値観とクライエントの価値観とのジレンマ
- ソーシャルワーカー自身の価値観と同僚や他の専門職の価値観とのジレンマ
- ソーシャルワーカー自身の価値観と所属する組織の規範や習慣なども含めた価値観とのジレンマ
- ソーシャルワークの倫理間のジレンマ
- 社会環境（時間・資源の制限など）によって生じるジレンマ

倫理原則のスクリーン

1. 生命の保護
2. 社会正義
3. 自己決定と自立と自由
4. 最小限の被害
5. 生活の質
6. プライバシーと守秘義務
7. 誠実さと開示

(Dolgoff, Harrington, & Loewenberg, 2012）

日本ソーシャルワーク教育学校連盟（2020）「ソーシャルワーク演習のための教育ガイドライン」『社会福祉士養成課程の見直しを踏まえた教育内容 及び教育体制等に関する調査研究事業　実施報告書』pp.96-97

適切な関わりのため

バイステックの7原則

1. クライエントを個人として捉える（個別化）
2. クライエントの感情表現を大切にする（意図的な感情の表出）
3. 援助者は自分の感情を自覚して吟味する（統制された情緒的関与）
4. 受け止める（受容）
5. クライエントを一方的に非難しない（非審判的態度）
6. クライエントの自己決定を促して尊重する（クライエントの自己決定）
7. 秘密を保持して信頼感を醸成する（秘密保持）

（バイステック著/尾崎新ら訳, 2006）

スーパーバイザーに求められる資質

1. 理論的な概念を検討し様々な介入方法を選ぶ際の柔軟性
2. 同じ状況を様々な角度から見ることができる多角的な視点
3. 専門職とオリエンテーションについての知識
4. 文化を超えて働く能力
5. 自分自身およびスーパーバイジーの不安とつきあい持ちこたえる力
6. スーパーバイジーと新たに起こる状況から学習しようとするオープンさ
7. スーパービジョンプロセスに影響するような、幅広い状況での課題に敏感であること
8. 抑圧的ではない方法でパワーを適切に取り扱えること
9. ユーモアのセンス、謙虚さ、忍耐力

（Hawkins & Shohet, 2012）

コミュニケーション・スキル

- 面接の時間や場所：現実的、安全、安心
- 非言語的コミュニケーション：表情、視線、位置と距離、姿勢、身振り・手振り、言葉使いや語調、メモ、沈黙
- 言語的コミュニケーション：話を促す（あいづち、繰り返す）、面接を深める・進める（質問する、言い換える、要約する）、感情をつかんで応答する（共感を示す）

（竹中,2021）

休憩（10分）



演習2　実習生の学びを支えること（アセスメント）（35分）

実習生（実習生）：Bさん

実習先：地域包括支援センター

（インシデント：　実習中期、巡回指導）

巡回指導で個別の面談をしているときに、実習計画の進捗状況についてたずねた。

実習生は、ケアプラン作成のために、高齢者と面談をしたところ、「とても困った」という。

＊すでにエンゲージメントができているという前提なので、直接アセスメントの仕方から検討する。

①個人ワーク（5分）
- 演習課題
  - 実習生がなぜ「とても困った」と言っているのか想像する。
  - スーパーバイザーとして行うことは？
  - 具体的にどのように対応するか？

②ブレークアウトセッションでロールプレイ（20分）
- 3人グループで、 次の役を交代してすべて行う。
  - A 実習生
  - B 実習担当教員
  - C 観察者（タイムキーパー）
- 1回のセッションは5分

③グループで振り返り（10分）

④メインで全体共有と解説（25分）
＊発表は1グループ2分

演習2　全体共有と解説（30分）

◆グループごとに発表

振り返ったこと

演習2　解説

- スーパーバイザーとして行うことは？

① 困った経験を具体的に振り返るために、多様な角度から質問したり確認する。そのことを通して、実習生が気づきを得たり理解を深めたりできるようにする。（スーパーバイジーをアセスメントする）

② スーパーバイジー（実習生）が、面接した高齢者について、ミクロレベル（本人、家族）から、メゾレベル（グループ、組織、施設、近隣）、マクロレベル（政策、制度、公的サービス、社会）まで包括的にアセスメントができるように支援する。（実習指導概論を参照）

地域共生社会の実現に向けてソーシャルワーカーに期待される24機能（厚生労働省）＝SVで意識する点

1. 支援が必要な個人や家族の発見
2. 地域全体の課題の発見
3. 相談者の社会的・心理的・身体的・経済的・文化的側面のアセスメント
4. 個人と世帯全体を取り巻く集団や地域のアセスメント
5. 問題解決やニーズの充足、社会資源につなぐための仲介・調整
6. 個人への支援を中心とした分野横断的な支援体制・地域づくり
7. 新たな社会資源の開発や施策の改善に向けた提案
8. 地域アセスメント及び評価

※実習スーパービジョン論講義スライド21より転載　19

地域共生社会の実現に向けてソーシャルワーカーに期待される24機能（厚生労働省）＝SVで意識する点（続き）

9. 地域全体の課題を解決するための業務横断的な社会資源と関係形成・地域づくり
10. 情報や意識の共有化
11. 団体や組織等の組織化並びに機能や役割等の調整
12. 相談者の権利擁護や意思の尊重にかかる支援方法等の整備
13. 人材の育成に向けた意識の醸成
14. 潜在的なニーズを抱える人の把握、発見
15. 地域の一員であるということの意識化と実践化
16. 地域特性、社会資源、地域住民の意識等の把握
17. 福祉課題に対する関心や問題意識の醸成、理解促進、課題の普遍化

※実習スーパービジョン論講義スライド22より転載　20

地域共生社会の実現に向けてソーシャルワーカーに期待される24機能(厚生労働省)＝SVで意識する点(続き)

18.地域住民のエンパワメント
19.住民主体の地域課題の解決体制の構築・運営にかかる助言・指導
20.担い手としての意識の醸成と機会の創出
21.住民主体の地域課題の解決体制を醸成する地域住民と団体等との連絡・調整
22.地域住民と社会資源との関係形成
23.新たな社会資源を開発するための提案
24.包括的な相談支援体制と住民主体の地域課題解決体制との関係性や役割等に対する理解促進

※実習スーパービジョン論講義スライド23より転載

演習2　解説

- 具体的にどのように対応するか？

①コルブの経験学習モデル(Kolb, 2015)の、1, 2を応用したスーパービジョン(Wonnacott, 2014).を行う。

②エコロジカルモデル、システム理論、バイオサイコソーシャルモデルに基づいて実習生のアセスメントを行うとともに、実習生がこれらのモデルや理論に基づいてアセスメントができるように支援する。

③ソーシャルワークの展開過程にそって対応する。

コルブの経験学習モデル

(Kolb, 2015)を応用したスーパービジョン

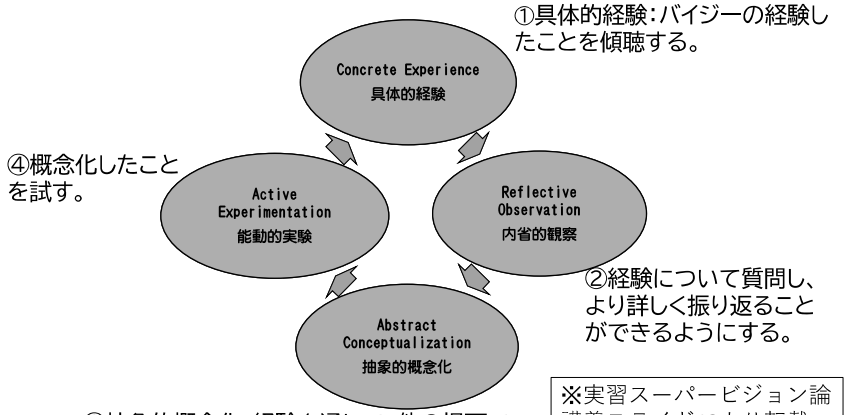

※実習スーパービジョン論講義スライド19より転載

演習2　解説

なぜ、このような対応が重要か

① ソーシャルワーカーが対応する事例は個別性が高く、学校で学んだことだけでは対応できないことが多く、経験から効果的に学ぶ方法を身につけておくことが重要だから。

② 地域共生社会の実現に向けて、クライエントを包括的にアセスメントし、必要に応じて個別支援と地域づくりの両方ができる人材が求められているため。

昼食休憩（50分）



演習3　実習生のハラスメントに対応する（プランニング・介入）（35分）

実習生（実習生）：Cさん

実習先：知的障がい者施設（通所）

1か所目の実習

（インシデント：実習終了期、巡回指導）

実習も残すところ3日で終わろうとしていた。巡回指導で個別の面談をすると、実習生が急に泣き出した。

「実は、先生（実習担当教員）が1回目の巡回指導に来てくださった後、新しく通ってくる利用者（異性）さんが、人目につかないところで抱きついてきたり、プログラム中に体を触ってくる。もう少しで実習が終わるので、我慢していたが、実習に行くのが辛い」と。

詳しく話を聴いてみると、利用者さんは障害があるので実習生として拒否しにくい気持ちがあること、実習指導者が異性なので言いにくいこと、自分に問題があるのではという理由で、誰にも言えなかったということが分かった（アセスメント済）。

1. ブレークアウトセッション（35分）

- 演習課題
  この後、具体的にどう対応するか？
  ＊SVの実施計画を3つの側面からたてる。
  その際、SVのどの機能を活用するかについても検討する。
- 実施計画のポイント
  ①実習生としての権利の擁護（アドボケイト）と安全の確保
  ②実習生が継続して学ぶことができることの保証
  ③利用者の理解やハラスメントの対応について学ぶこと

✓ オンラインの場合
・SVの実施計画シート
✓ 対面の場合
・カードワーク（模造紙と付箋）

2. メインで全体共有と解説（25分）
＊1グループ2分

SVの実施計画シート　グループメンバー氏名：

①実習生としての権利の擁護（アドボケイト）と安全の確保	具体的にどう対応するか（SVの機能も検討する）
②実習生が継続して学ぶことができることの保証	具体的にどう対応するか（SVの機能も検討する）
③利用者の理解やハラスメントの対応について学ぶこと	具体的にどう対応するか（SVの機能も検討する）

演習3　全体共有と解説（25分）

◆グループごとに発表：SVの実施計画（2分）
＊すでに発表したグループの内容と重なっていない点について発表

✓ オンラインの場合：実施計画シートの共有

✓ 対面の場合：模造紙の共有

演習3　解説

●SVの実施計画の3つの側面

①実習生としての権利の擁護（アドボケイト）と安全の確保
・実情を把握（アセスメント）したら、実習する権利を守るための実習担当教員のスーパーバイザーとしての役割（SV契約の確認）を伝え、実習指導者とこの出来事について共有することの同意を実習生よりとる（管理的SV、支持的SV）。

②実習生が継続して学ぶことができることの保証
・実習指導者に状況を伝える。この際、実習生が矢面に立たないよう配慮する。また、実習生とクライエントの関係については実習指導者と役割分担をし、実習担当教員は、あくまでも実習生が実習を継続できるよう環境を整える（管理的SV）。
・残りの実習を遂行できるように、実習生、実習指導者と連絡を取り合い、引き続き実習生の危機的状況などに対処する（支持的SV）。
・2か所目の実習が控えている場合は、実習終了後も個別にSVを行う（管理的SV、支持的SV）。

③利用者の理解やハラスメントの対応について学ぶこと
実習生の気持ちに配慮しながら（支持的SV）、実習生の不安など落ち着いてきたら、この体験を、対象者理解や、福祉現場にあるハラスメントの問題について考えるきっかけとなるよう教育的SVを活用して客観化することを支える。この場合、あくまでも実習生の個別の状況をモニタリングすることが重要となる。状況によっては実習事後のSVとして行う場合もある。

演習3　解説

●なぜ、このような対応をするのか（対応のポイント）

①「二重のSV構造」
実習生が、利用者（クライエント）からの不当な行為を受けても、それを行為者本人や実習指導者に言いにくい立場に置かれるから。

✓ 実習生は、多くの環境変化に対応しきれず、過度なストレスがかかった状態になりうる。また、些細なことと感じて相談を躊躇する場合もある。したがって、一人で悩まず相談してもよいと感じることができるよう心理的な障壁をなくすことが重要である。養成校・実習担当者を含め、多角的なメンタルヘルスケア体制を整えることを求められる。

②SWの原理・原則を学ぶ機会
SVをとおして、ソーシャルワークにおける多様性や人権の尊重、社会正義等の価値規範と対等なパートナーシップを体験する機会でもあるから。

✓ 実習生も同様に、対等な関係性の中で実習に取り組むことで実習指導の効果をより大きくできる。しかし、「完全に対等な関係」はあり得ない。そこで、実習中の関係者間の関係性や力関係に注意を払うことが必要である。

演習3　解説

●なぜ、このような対応をするのか（対応のポイント）

③その他

✓ 実習指導者のハラスメント
実習生は評価をする立場の実習指導者に対し、指導する者・指導される者という上下の関係性から、自分は弱い立場にあると認識し、否定する権利を行使しない恐れもある。実習指導者による冗談・比喩等の言葉のニュアンスが理解できない実習生もおり、必要な注意や叱責であってもその表現には配慮して対応するよう伝える。また実習時間外、深夜に及ぶ反省会や振り返り等は原則行わない。励ましや息抜きを目的に食事に誘う等「実習指導者だから断れない」と実習生が感じた場合はハラスメント行為とみなされることを伝える。また、実習指導者以外の実習施設・機関の職員についても、実習生は上下関係を感じることが多いため、施設・機関内でもこれらの認識を共有していくように依頼する。

✓ ハラスメントの相互理解
セクシャル・パワーハラスメント、アカデミックハラスメント（実習生の学習不足や無知に基 づくハラスメント）等、過剰な負荷、不適切なかかわりを行うなどの行為の禁止について事前に 対応方法を養成校・実習施設・機関双方が理解すること。
また、実習生にもハラスメントの説明を事前に行い、万が一の際に相談・対応ができる環境を整える

✓ 実習担当実習担当実習担当教員のためのSV
ハラスメントのような事例の場合、実習担当教員もスーパーバイザーとして悩んだり判断に困ったりすることが想定されるため、一人で抱え込まず学内の適切な立場の人に相談しながら進めることが重要。

まとめ（30分）

1.「演習のねらい」に対する自己評価をしてください（5分）
①実習生に適切に関わること
②実習生の学びを支えること
③ハラスメントに対応することができるようになること

2. SW実習SVにおける実習担当教員として、今後の自分自身が取り組むべき課題は何か（5分）
（オンラインの場合）
一人一人チャットに書いてもらう
（対面の場合）
何人かに発表してもらう

3. 講師の総括（5分）

引用文献

- Bandura, A.(1985). *Social Foundations of Thought and Action: A Social Cognitive Theory*. Prentice Hall.
- Dolgoff,R., Harrington,D. & Loewenberg,F.M.(2012) *Ethical Decisions for Social Work Practice*, 9th Ed., Brooks/Cole.
- Hawkins、P. & Shohet, R. (2012). *Supervision in the helping professions(4th ed.)* Open University Press.
- Kadushin, A. & Harkness, D.H. (2014). Supervision in Social Work(5th ed.). Columbia University Press)
- F.Pバイスティック著　尾崎新・福田俊子・原田和幸訳(2006)『ケースワークの原則[新訳改訂版]:援助関係を形成する技法』誠信書房
- 竹中麻由美(2021)「ソーシャルワークの面接」日本ソーシャルワーク教育学校連盟編『ソーシャルワークの理論と方法』中央法規

『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業』厚生労働省令和２年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）
実習担当教員・実習指導者試行講習会　実習指導方法論Ⅳ　講義資料

実習指導方法論Ⅳ

実習評価の意義と方法

日本福祉大学　添田正揮

講義の目的

はじめに
◆教育とは、教育目標を中心として、学生・生徒の能力・適性、指導計画、指導内容、指導法、評価法が緊密な連関をもちながら全体を形作っている有機的なシステムである。
◆実習教育は、達成すべき目標に向かって行われる教育であり、実習過程に用意されている教育活動の一つひとつが途切れることなく展開するものである。

1. 教育活動として実施する評価（教育評価）の基礎を理解する
2. 実習教育（「ソーシャルワーク実習」および「ソーシャルワーク実習指導」）において実施する評価の意義、方法、留意点を理解する

本科目のアウトライン

1. 教育評価の基礎	1. 教育システムにおける評価法の位置 2. 評価の目的 3. 評価の領域 4. 教育評価の手順 5. 評価資料を収集するための方法 6. 収集した資料を解釈するための方法 7. 教育評価の種類
2. 実習教育における評価の実際	1. 実習教育における評価の意義および重要性 2. 評価を行うための基準（判断するための拠り所） 3. 実習過程における評価主体・評価目的別に見た評価活動 4. 実習指導者の評価・評定の取扱い 5. 実習教育の内容に関する評価（実習施設・指導者による養成校の評価） 6. 評価の留意点

参考資料　①通知（ソーシャルワーク実習、ソーシャルワーク実習指導）
②ソ教連ガイドライン

1．教育評価の基礎

1．教育システムにおける評価法の位置

教育とは、教育目標を中心に、それを達成することに関連した生徒・学生の能力・適性、指導計画、指導内容、指導法、評価法等が有機的なシステムを形成した存在。

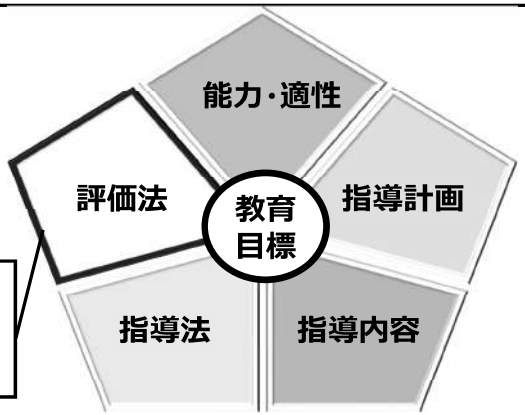

評価法は、教育システムにおいて欠かすことができない教育活動

【教育評価の2つの側面】

「教え手側」と「学び手側」それぞれの自己点検の結果を踏まえ、次の段階で行われる教育および学習活動を再構成する契機となることを機能としている。

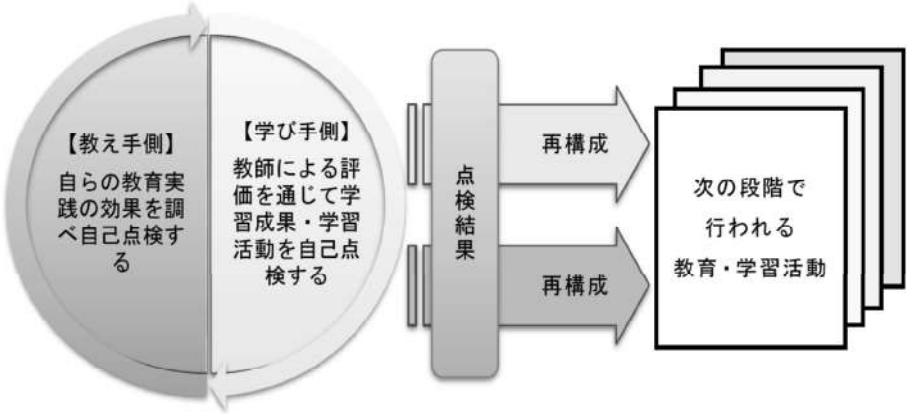

2．評価の目的

収集した評価情報をどのような種類の教育決定の目的に用いるのかという視点から分類したもの

分類	内容
指導目的	● 教師のような指導者の立場からの利用目的。 ● より効果的な指導法や指導計画の決定の見地から、評価を利用する。
学習目的	● 学習者自身が評価の当事者。 ● 自己評価や相互評価の形で評価を行わせ、それによって学習の自己改善を図ろうとする。
管理目的	● 学級や学習グループの編成、成績の記録・通知、高校・大学等における入学選抜決定、各種の資格認定等において利用する。
研究目的	● 社会の要請に応える教育課程（カリキュラム）の研究開発、効果的な指導法や教材・教具の研究開発などの目的に評価を利用する。

出典：橋本重治、応用教育研究所編「教育評価法概説　2003年改訂版」図書文化、12-14ページ、2003年

3．評価の領域

教育評価の領域は、①学習の評価、②入力的諸条件の評価、③教育計画・指導法の評価、のことをいう。それぞれの評価領域は相互に関連しているため、評価結果の解釈や利用においても緊密に関連させて考えることが重要である。

領域	内容
①学習の評価	● 教科の評価、学習成果の評価、学力の評価ともいう。 ● 学校教育のカリキュラム目標に関する評価領域をさす。
②入力的諸条件の評価	● 入力とは、学生の能力・適性・行動特性・健康状態・環境の影響など、学生自身の状況のことをさす。 ● 評価を通じて収集した情報は成績をつけるためのものだけではなく、学生自身による自己理解と指導者側による学生理解にも活用される。 ● 内容：①知能・適性の評価、②性格・行動・道徳性の評価、③身体・健康の評価、④家庭その他の環境（交友関係等）の評価
③教育計画・指導法の評価	● カリキュラムや指導法など学校や教師側の処遇（処置）方策のこと。 ● 個々の生徒に関しての評価と異なって公共的性格のものであり、研究目的の意味が強い。 ● 学校の施設、設備、教職員、学校経営等も対象となることがある。

出典：橋本重治、応用教育研究所編「教育評価法概説　2003年改訂版」図書文化、27ページ、2003年

４．教育評価の手順

評価の手順と方法には共通する一定の順序がある

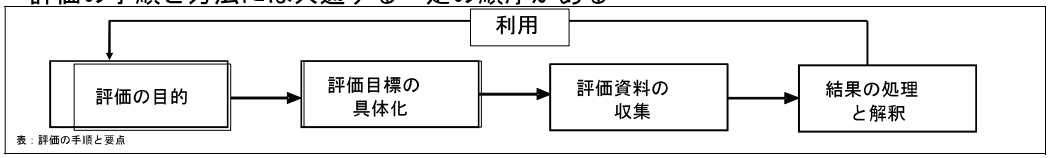

表：評価の手順と要点

手順	要点
評価の目的の確認	● 評価を行う際は、まずそれが何のための評価であり、その結果をどのような目的に利用するかを認識する。 ● 評価の目的の相違によってその後の評価の具体的な進め方と方法が異なってくる。
評価目標の具体化	● 「何を評価するのか」という評価・測定の目標（対象）を分析し、評価規準（criterion）となりうる具体的な目標を設定する。 ● 「○○を知っている」「△△ができる」というような行動目標が重要となる。
評価資料の収集	● 目標の達成度を評価するための資料を収集する。 ● 評価資料の収集場面（いつどのような場面・機会で収集するか）①観察場面、②試験場面 ● 評価用具（evaluating instruments）の選択・作成（評価しようとする目標に最もよく妥当し、信頼できる用具を選択または作成する）
結果の処理と解釈	● 収集した資料を解釈するために、採点や統計、解釈などをして利用すること。 ● 解釈の方法としての絶対評価、総体的評価、個人内評価を含む。

５．評価資料の収集方法

- 評価を適切に行うためには、評価活動に必要な資料（評価資料）を整えることが不可欠となる。
- 評価資料を収集するための多様な方法の中から妥当な方法を選択する。
- 「何のために評価するか＝評価の目的」を明確にした上で情報収集を行う。

表：評価資料収集のための代表的な方法

テスト法	教師自作テスト 標準検査	観察法その他
(1)客観テスト (2)論文体テスト (3)問題場面テスト (4)質問紙法 (5)口答法	(1)教師自作テスト (2)標準検査	(1)観察法 (2)評定法 (3)逸話記録法・面接法 (4)自己評価 (5)ポートフォリオ

学力評価の方法例

筆記による評価（筆記試験、ワークシートなど）		パフォーマンスに基づく評価		
		パフォーマンス課題による評価		観察や対話による評価
選択回答式（客観テスト）	自由記述式	完成作品の評価	実演の評価（実技試験）	プロセスに焦点を当てる評価
➢ 多肢選択問題 ➢ 正誤問題 ➢ 順序問題 ➢ 組み合わせ問題 ➢ 穴埋め問題 他	➢ 短答問題（文章,段落,図表等） 作問の工夫 ➢ 知識を与えて推論させる方法 ➢ 予測－観察－説明(POE)法 ➢ 概念マップ法 ➢ KJ法　他	➢ エッセイ、小論文 ➢ 研究レポート、研究論文 ➢ 物語、脚本、詩 ➢ 絵、図表 ➢ 実験レポート ➢ ビデオ、録音テープ　他 （■ポートフォリオ）	➢ 朗読 ➢ 口頭発表 ➢ ディベート ➢ 演技 ➢ 素材の使い方 ➢ コンピュータの操作 ➢ 実習授業 ➢ チームワーク 他	➢ 活動の観察 ➢ 発問 ➢ 討論 ➢ 検討会 ➢ 面接 ➢ 口頭試問 ➢ ノート・日誌・日記　他
		➢ プロジェクト　（■ポートフォリオ）		
■ポートフォリオ評価法				

出典：西岡加奈恵『教科と総合に活かすポートフォリオ評価法』図書文化，65ページ，2003年

1．テスト法

（1）客観テスト

1．再認形式

◆与えられた命題が正しいか否か、実現した目標（身につけた知識等）に合致したものであるか否か、与えられた事象間の関係を再確認する形式。

①真偽法･･･○－×、正－誤、そうです－ちがいます

②選択法･･･選択肢の数を増やして、その中から選択肢を指定した数だけ選択させる

③組み合わせ法･･･選択肢の複合形式

2．再生形式

◆学習し保持した内容を思い出し、指定された条件にあてはまる解答を作り出す形式。再認形式よりも確かな記憶を回答者に要求する。

①単純再生法

②完成法（穴埋め問題）

（2）論文体テスト（文章体テストともいう）
◆「～についてしるところを記せ」「～を説明せよ」「～について論ぜよ」「～を要約せよ」などの形で出題し、自由に文章を記述させる形式。
◆論文体テストによる確認が妥当する目標は、①2つ以上の比較能力、②関係の理解、③事態の説明や推理力、④要約や概括能力、⑤評価・批判・鑑賞力などの能力、⑥態度・価値観、など。
◆客観性・信頼性に欠点がある。

（3）問題場面テスト
◆テスト前に授業中にそのままのかたちで指導していないが、すでに学習した理解や思考法を活用すれば解決できるような新しい具体的問題場面を示し、問題解決をさせる方法。
◆解決に分析、総合、創造、評価、批判などの問題解決力を働かせることを必要とする。

13

（4）質問紙法
◆質問された内容に関して自分の実情を自己診断して答えることになるため、自己目録法または自己診断法とも呼ばれる。
◆真偽法のように、はい-いいえ、賛成-反対など、自分の実情に合った方を選択させる。

（5）口答法
◆教員が直接口頭で質問して、それに口頭で答えさせる方法。
◆発問に対して、自分が分かっているか否か、記憶しているか否かの確認を促すことが最大の効果。
［長所］
簡便性。即時性。即時フィードバックに基づく指導や学習の調整。解答内容に誤解がある場合に問い直しが可能。
［短所］
全学生の前で答えさせるため、解答者の緊張を高め、情緒不安定に陥れる恐れがある。記録として残りにくい。

14

２．観察法その他

（1）観察法
◆日常生活の場面で学生の具体的行動を観察し評価する方法。
◆評価の結果は、その場ですぐに指導に結びつけることができる。
［主な注意点］
・ある場面での一つまたは二つの行動を見ただけで評価すると誤りが発生する。他の評価との組み合わせが必要。
・観察者の主観に左右されやすいので、観察目標を明確に規定することが必要。
・行動の現象面だけではなく行動の一連の変化や過程を念頭において観察する。

（2）作品法
◆学習活動から得られた作品（ノート、レポート、リアクションペーパーなど）そのものを評価対象とする。
◆作成過程で生まれたものや努力、工夫も重要な評価資料となる。
◆自己評価や相互評価を活用する。

15

（3）評定法
◆観察に基づいて、学生のある行動特質を相対的あるいは絶対的に評定して数量的に捉える技術。
◆種類：①記述的評定尺度、②図式評定尺度、③点数評定尺度、④チェックリスト、⑤一対比較法、⑥序列法　など

（4）逸話記録法・面接法
【逸話記録法】
◆学生の具体的行動事例を、質的にそのまま逸話のかたちで記録して評価の資料とする方法。
◆信頼性を高めるため、事実をなるべくありのままに客観的に記録する。
【面接法】
◆学生と面接し、直接話し合いをしてその学生評価の資料を求める技術。

16

３．その他の評価法

①パフォーマンス評価

■パフォーマンス評価で語られるパフォーマンスとは、自分の考え方や感じ方といった内面の精神状況を身振りや動作や絵画や言語などの媒体を通じて外面に表出すること、またはそのように表出されたものをいう。したがって、パフォーマンス評価とは、「真正の課題」「パフォーマンス・タスク」に挑むことによって、それこそ五感で「表現」される学習の豊かな様相を把握すること、またそのような評価方法を創意工夫することを意味する。※1

真正の課題・・・知識を応用・活用・総合することを要求するもの。

■パフォーマンス評価とは、「生徒の学習の達成状況を評価する場合、求める技能や能力を実際に用いることができるかを評価しようとするものをいう」と述べている。※2

※1　田中耕治『教育評価』岩波書店，154ページ，2008年
※2　キャロラインV.ギップス，鈴木秀幸訳『新しい評価を求めてーテスト教育の終焉』論創社，246ページ，2001年

②ポートフォリオ評価

■ポートフォリオとは、元々は書類を入れる紙挟みやファイルのことをいう。

■「ポートフォリオとは、子どもの作品、自己評価の記録、教師の指導と評価の記録などを、系統的に蓄積していくものである。ポートフォリオ評価法とは、ポートフォリオづくりを通して、子どもの学習に対する自己評価を促すとともに、教師も子どもの学習活動と自らの教育活動を評価するアプローチである。」※1。

■ポートフォリオ評価法の意義として、「学習の実態に基づく目標準拠評価、個に応じた指導、自己評価力の育成、説明責任」の4点を指摘している。

※1　西岡加奈恵『教科と総合に活かすポートフォリオ評価法』図書文化、52ページ、2003年

③ルーブリック評価

■ 量的な「基準づくり」では、思考力や判断力といった高次の目標を質的に把握するのには無理が生じる。質的な「基準づくり」の方法論として登場してきたのが「ルーブリック（評価指標）※1」という考え方。
■ ルーブリックは、「学習者の理解度や技能の到達度を測るための指標」といえる。学習結果のパフォーマンスレベルの目安を数段階に分けて記述し、学習の達成度を判断する基準を示す評価法として用いられている。
■ 客観テストでは知識・理解を判断できるが、パフォーマンス系（思考・判断、スキルなど）の評価は難しい。典型的なルーブリック（評価指標）は、成功の度合いを示す数段階程度の尺度（すばらしい、とても良い、良い、努力を要する、不十分など）と、尺度に示されたそれぞれの評点に対応するパフォーマンスの特徴の説明からなる評価基準となる。
■ ルーブリック評価の取組みは、教員の授業のねらいや目標を明確にする効果を持ち、それにより授業の質の向上につながる。
■ 学生にとっては、教育目標やパフォーマンスの明確化というメリットがある。

※1　田中耕治『教育評価』岩波書店、134ページ、2008年

６．収集した評価資料を解釈するための方法

■ 資料を解釈して意味を引き出すためには、その資料を照合し、解釈するための「枠（frame of reference）」となる評価基準が必要となる。
■ 解釈は、「照合のわく（評価基準）」の違いによって、絶対的解釈（＝絶対評価）、相対的解釈（＝相対評価）、個人内解釈（＝個人内評価）の3つに区別される。

種類	意味・内容
絶対評価	• 解釈の基準を教育目標の到達の有無や程度におく。 • 一定の教育目標や内容がどの程度達成されたかを示す尺度上に、一人ひとりの学生を位置させて解釈し、目標を実現しているかどうか、その目標の到達度はどの程度であるかを明らかにする方法。 • 他の学生との比較ではなく、教育目標に対する到達の絶対的位置を把握する方法。 • 英語では、目標基準準拠解釈（criterion-referenced interpretation ）という。到達（達成）度評価と呼ぶこともある。
相対評価	• 個人の学力を、所属している集団の成績水準を評価基準として、その中でどの辺の位置を占めているかということで解釈する方法。
個人内評価	• 解釈の基準を集団の成績の分布におく。 • 一人ひとりの学生に即して、過去の成績水準や、他の種類の目標の発達水準を評価基準として、時間の経過における進歩の状況（縦断的個人内評価）や、異なる目標（能力）間の長短や優劣（横断的個人内評価）を明らかにする解釈の方法。 • 最大の長所は、学生の横断的な長所や短所、縦断的な進歩状況を示すことができる点。

7．教育評価の種類　※表は代表的な評価方法

種類	意義・目的
診断的評価	• 主に学年や学期の初期に実施され、最も効果的な指導計画を立てるための情報を得るために行われる。（長期的な診断的評価） • 各科目の指導過程の中で事前評価として行われ、指導をよりよく成立させるための学生の前提条件等（学習意欲や学習習慣、これまでの科目の履修状況や成績、性格等）を診断するために行われる。（短期的な診断的評価）
形成的評価	• 教授過程を通して行われ、教師によって学生が更なる学習を要する部分を判断する基盤となる。 • 指導・学習の進行中に生徒の学習を改善するために行われる。 • 目標に照らした進歩状況や、実践能力の修得状況に関するフィードバックを学生に提供する。 • 学習と教授の改善を指向するものであるため、当該科目の成績評定に用いられるものではない。
総括的評価	• 教室内の授業や実習の学習成果を判定することを目的とし、教授活動終了時に実施する。 • 目標達成度に関する情報を提供する。そのため教師は、学習の最終段階に成績を決定したり、能力を認定したりするために実施する。 • 定期的にあるいは評価期間の中間や最終時点に実施する。 • 「最終的であること」を特質とし、学生の目標達成度に成績をつける際の基盤となる。
確認的評価	• 学習者の臨床的知識・技能の保持を保障するという観点から重要であり、技術演習や実習など、一定の教育が完了した後に実施する。 • 教師は形成的評価と同様に、臨床能力の確認的評価を通して、学生が更なる実技練習を必要としているかどうかを明らかにできる。

図：各種評価の展開

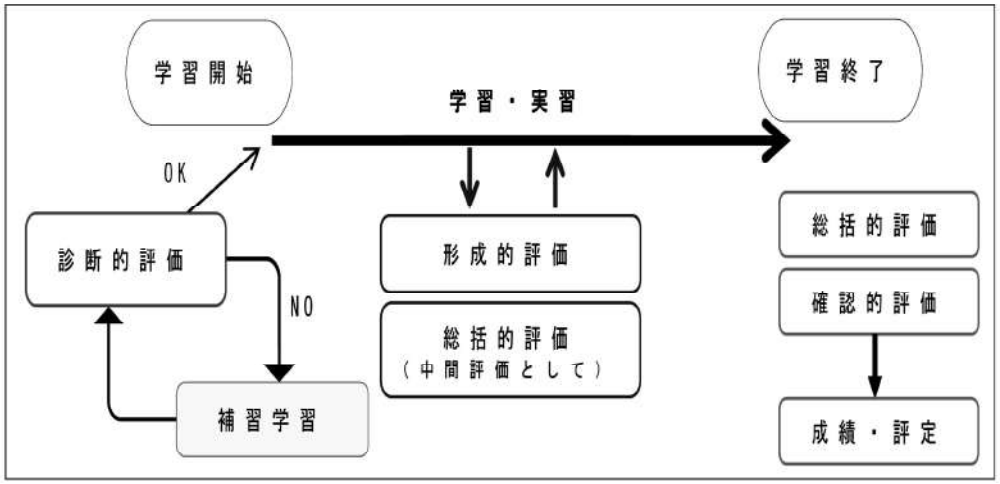

出典：日本ソーシャルワーク教育学校連盟編「ソーシャルワーク実習指導　ソーシャルワーク実習」中央法規出版、2021年

2．ソーシャルワーク実習教育における評価の実際

1．実習教育における評価の意義および重要性

①教育システムを踏まえた実習教育の展開

- 評価法は、教育目標、学生の能力、指導計画、指導内容、指導法と並び、教育システムの形成に不可欠な教育活動として位置付けられている。
- ソーシャルワーク実習は教育として行われるものであるため、評価の意義、評価の種類、評価の手順、評価資料の解釈方法などを理解して教育活動に取組むことが重要となる。

②目標志向の教育としての認識と展開

- 実習は目標志向の教育であり、ソーシャルワーク専門職の養成教育として規定された目標を理解することが重要である。
- 「実習前→実習中→実習後」における学習の展開過程を重視し、設定された教育目標（達成目標および行動目標）を達成することによってソーシャルワーク専門職に必要な実践能力（コンピテンシー）を習得することを目指す。

③エンパワメント実践としての評価の実施

- 評価とは、成長への手掛かりを見出すための前向きなエンパワメント実践である。できなかったこと、不十分な点だけを際立たせることがないよう注意する。
- 実習生自身の価値観・知識・スキルの状況を可能な限り正確に把握し、理解することが必要となる。

プロセスモデルからみた実習の展開

1. Model(Plan)：定義，目標の設定
2. Operate(Do)：定義に従って、また環境を利用して、業務を実行
3. Monitor(Check)：業務処理状況の把握。目標達成度の確認
4. Optimize(Act)：資源配置、時間変更等、可能な範囲で課題改善を実践

プロセスモデルからみても、目標を設定し、設定された目標に向けて実践し、達成度を確認し、改善や発展に向けた李帰りが重要となる。

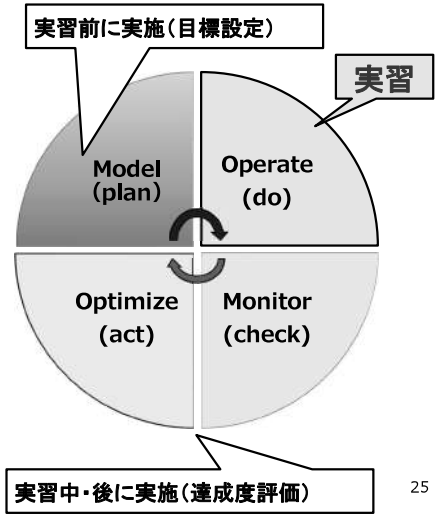

- 実習教育評価は、狭義には科目「ソーシャルワーク実習指導」と「ソーシャルワーク実習」の教育目標・学習目標の達成度を確認するための教育・学習活動である。
- 評価を適切に行うためには、具体的な「教育目標」を設定することが必須となる。教育目標（達成目標と行動目標）となるのは、厚生労働省による「科目通知」ならびに日本ソーシャルワーク教育学校連盟による「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン」となる。
- 「科目通知」では、教育内容として、①教育のねらい、②教育に含むべき事項の2つが規定されている。
- 「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン」では、教育目標として、①達成目標、②行動目標の2つが規定されている。
- 教員には、評価主体となる実習指導者と実習生が評価の意義や目的、方法等を理解し、評価活動に取組むことができるよう説明する責任がある。
- また、近年、医療・看護・保健などの専門職の養成課程においては、従来の詰め込み型教育（何を教えるか、何を学んだか）から**アウトカム基盤型教育（何ができるようになったか、何ができるか）**への転換が進められている。アウトカム基盤型教育を展開するためには適切な評価の実施が不可欠である。

実習過程と科目・通知・ガイドライン・評価の関係

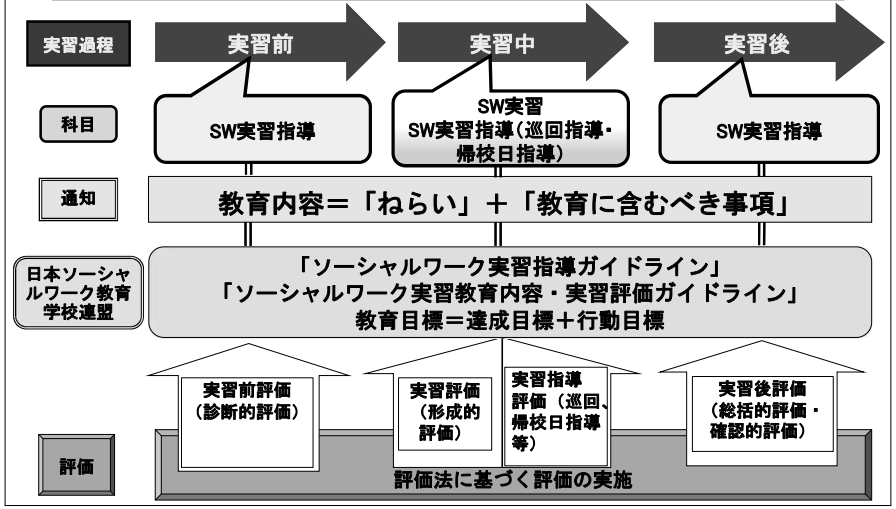

※これらの関係性・体系を実習生、実習指導者、教員（養成校）の共通認識とする

実習教育評価

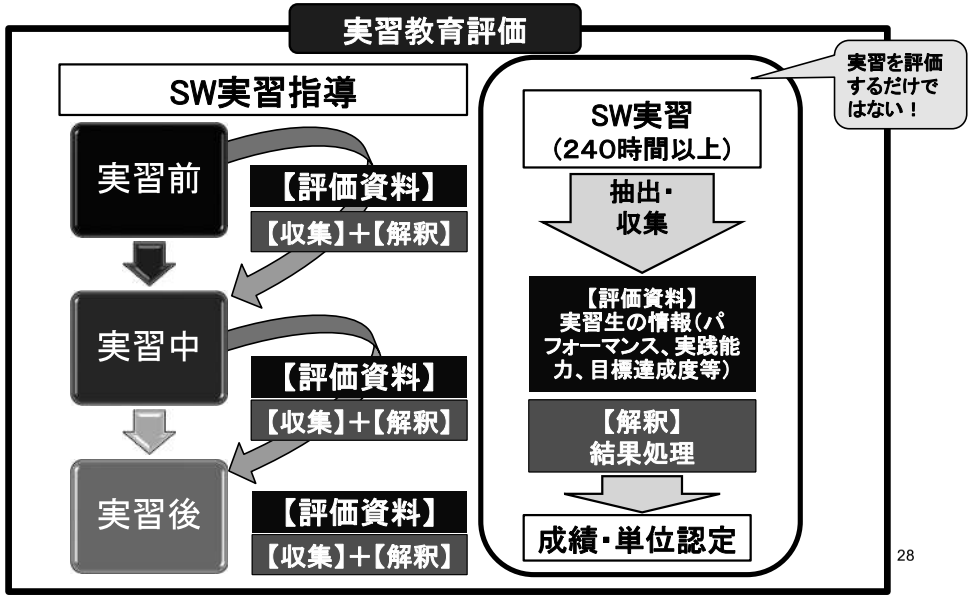

基本的なソーシャルワーク実習の流れ（イメージ）

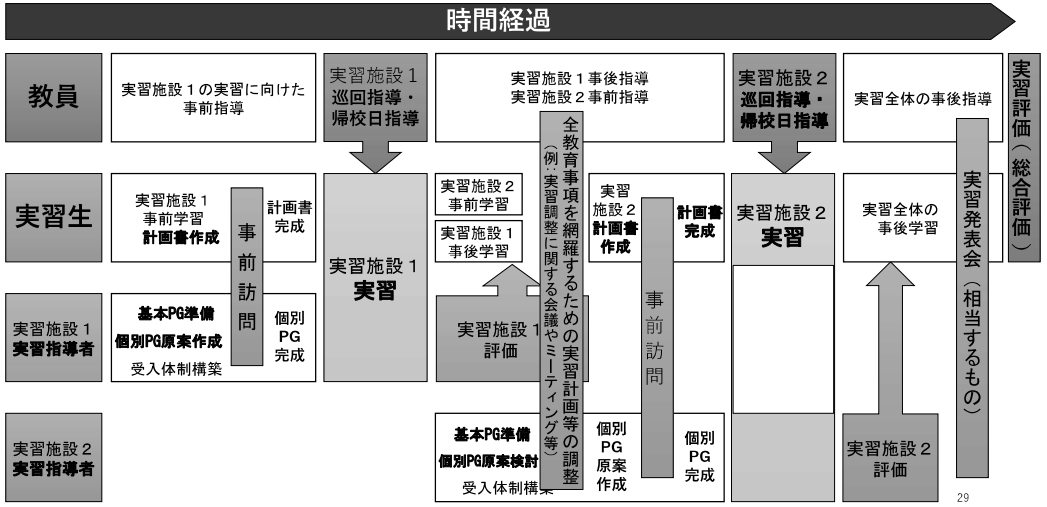

29

2. 評価を行うための基準（判断するための拠り所＝説明責任を果たすための資料）

- 適切な評価を行うためには、判断するための根拠が必要となる。実習においては、実習生の言動や思考に関する情報（評価資料）について判断し、評定するための基準となる。
- 国家資格という観点からいえば「養成に関する指針の規定」、さらに専門職養成教育という観点からいえば教育学やソーシャルワークの「理論や価値観」が基準となる。
- 教員は、評価法の意義や方法等を理解し、実習生が適切な教育・学習を受けることができるよう準備を整える必要がある。
- さらに、教え手側となる実習指導者も適切な評価活動を実施することができるよう、丁寧に説明し、理解を促す役割を担う。
- 実習生がソーシャルワーク専門職としてその役割を果たしていけるよう、実習指導における評価の対象を理解し、学習の向上につなげるよう指導を行う。

【評価において重要となる根拠・基準】

（1）開講する科目の確認に係る指針
（2）科目「ソーシャルワーク実習」及び「ソーシャルワーク実習指導」の教育内容
（3）日本ソーシャルワーク教育学校連盟「ソーシャルワーク実習教育内容・実習評価ガイドライン」
（4）ソーシャルワーク・コンピテンシー

資料編－77

（1）開講する科目の確認に係る指針

【社会福祉士養成】

(8)ソーシャルワーク実習指導を実施する際には、次の点に留意すること。

ア ソーシャルワーク実習を効果的に進めるため、実習生用の「実習指導マニュアル」及び「実習記録ノート」を作成し、実習指導に活用すること。

イ 実習後においては、その実習内容についての達成度を評価し、必要な個別指導を行うこと。

ウ 実習の評価基準を明確にし、評価に際しては実習先の実習指導担当者の評定はもとより、実習生本人の自己評価についても考慮して行うこと。

引用：「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」（元文科高第1122号社援発0306第23号令和2年3月6日）

【精神保健福祉士養成】

(10)ソーシャルワーク実習指導を実施する際には、次の点に留意すること。

ア ソーシャルワーク実習を効果的に進めるため、実習生用の「実習指導マニュアル」及び「実習記録ノート」を作成し、実習指導に活用すること。

イ 実習後においては、その実習内容についての達成度を評価し、必要な個別指導を行うこと。

ウ 実習の評価基準を明確にし、評価に際しては実習施設等の実習指導者の評定はもとより、実習生本人の自己評価についても考慮して行うこと。

引用：「大学等において開講する精神障害者の保健及び福祉に関する科目の確認に係る指針について」（元文科高第1129号社援発0306第8号令和2年3月6日）

31

指針に規定された「評価」に関する規定

① 実習後に実習内容の達成度を評価し個別指導を行う
② 実習の評価基準を明確にする
③ 実習指導担当者※からの評定に考慮する
④ 実習生本人の自己評価に考慮する

※ 通知原文ママ

【教育評価の観点から重要となる用語】
①達成度評価、②個別指導、③評価基準、④評定、⑤自己評価

32

①達成度評価

達成度評価の前提
⇒目標・内容の明確化と共有化

通知：教育内容「ねらい」及び「教育に含むべき事項」

☆評価規準のひとつ
☆実習指導者と教員の双方が指導すべき事項、共通する評価対象

【到達度評価の可能性】
到達度測定の持つ底力は、一人ひとり全ての生徒の学習を推進させることができるというその能力に横たわっている。　ブロック（Block,J.H.1971）

33

「達成」とは
どのような領域、場面に用いるのが適切とされるか

思考・応用・創造・態度のように、ほとんど際限のない目標領域であって、何人もこれをマスターすることはできない。個人の能力に応じて、できるだけこれを伸ばすほかないような目標（発展的目標）

34

【到達度評価】
⇒到達と達成はほとんど同義語と解しても特に大きな支障はないが、達成と区別するならば

到達は各教科における基礎知識のように、その目標領域の範囲が限定されている。十分な時間をかければ誰でもそれをマスターすることのできる目標といえる。

35

【達成（到達）の段階の分け方】
2段階⇒「達成している」「達成していない」
3段階⇒「十分達成」「おおむね達成」「達成が不十分」など

【段階の設定（達成の基準）】
知識、理解、思考、技能、態度といった目標領域を明確にしてから、具体的な行動目標を立てる

達成基準（分割点）・・・達成度を判定するために必要となる尺度

例：評価（評定）との関係

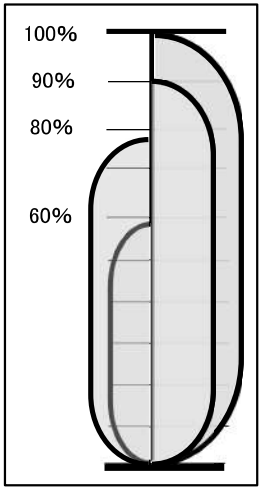

A：課題を達成し，さらにそれを上回る成果を収めた（達成度が90%以上）

B：課題をほとんど達成した（達成度80%以上90%未満）

C：課題をある程度達成した（達成度60%以上80%未満）

D：課題をあまり達成できなかった（達成度60%未満）

NA：該当しない・体験していない

達成（到達）の連続体

- 100%完全習得のみを到達とする考え方は、完全を求めすぎており現実的ではない。
- 到達は0%から100%の到達までの連続体をなすとする考え方。
- 到達度測定は、達成の連続体を測定の基準、あるいは尺度として、一人ひとりの学生の習得が尺度のどの点に位置しているかを決定する。

②個別指導

通知の記載内容

➡「実習後の達成度評価を踏まえて個別指導を行うこと」

個別指導の前提

的確な達成度評価

達成度評価と個別指導
⇒連続性のある一体的な教育活動

【個別指導の内容】
- 実習内容や目標の到達状況（達成状況）を評価によって把握。
- 目標の達成・未達成に関する情報をフィードバックする。
- 到達していない部分について相互に確認し、スーパービジョンを展開。

③評価基準

- ソーシャルワーク実習全般に関する能力と行動を評価するための基準。
- 教育目標がどの程度達成できたのかを測定するための基準。

英語では
“criterion-referenced evaluation”といい、
「規準に準拠した評価」という意味になる

「規準」と「基準」の意味

「規準」
「～ができる」「〇〇が言える」「△△が分かっている」というように、具体的な行動の形で表現することができる行動的目標の一定領域。

ソ教連ガイドライン
⇒教育目標（達成目標と行動目標）が該当

「基準」＝スタンダード
質的規準として掲げた目標について「どの程度できたか」、また「十分達成・おおむね達成・達成が不十分」というように**程度を確認**する。

④評定

辞書「一定の基準に従って価値・価格・等級などを決めること」「一定の基準に従って人や事物の評価を定めること」

教育評価における評定
3段階評定や5段階評定というように、学業成績等について評価した結果を数字や文字など抽象的な符号で総括的に表したもの。

【評定の注意点】
- 実習内容によっては尺度や選択肢通りにできない場合がある。例えば、教育目標の中に頻度が問われる活動があった際、もし実習中に実施する機会が1回しか得られない場合は、評定尺度に対する行動が合っていないということになる。
- 実習生があるプログラムの実施回数が少ない場合、質的な側面の評価は困難となる。
- 教員または実習指導者は、実習生から、設定した目標（ゴール）は何か、何を意識して取り組んだのかを確認することが必要。

42

⑤自己評価

- 評価資料収集のための技法の一つ。
- 学生自身が評価の主体となって自分の現状を振り返り、何らかの方法でそれを記述すること。

教員や実習指導者などによる評価を「他者評価」、学生同士によるものを「相互評価」という。

43

【自己評価が重視される理由】

① 自己評価そのものが効果的な学習活動である。
② 他者評価に伴いやすい他律性、受動性、不安等の弊害を免れる。
③ 教師による評価の限界と不足を補うことができる。
出典：応用教育研究所編，橋本重治『教育評価法概説＜2003年改訂版＞』図書文化，90ページ，2003年

【看護学実習の評価における自己評価の有用性】

① 実習における学生の行動について討議し、その能力に対する学生自身の知覚を明らかにする。
② 教師・学生両者の視点から、学生のすぐれている点とさらに学習が必要な点を明らかにする。
③ 学生にフィードバックを提供し、能力の向上に向けてさらに学習を要する点を明らかにする。
④ 教師と学生のコミュニケーションを促進する。
出典：マリリンH.オーマン・キャスリーンB.ゲイバーソン著、舟島なをみ監訳『看護学教育における講義・演習・実習の評価』医学書院，22ページ，2001年

【メタ認知的方略】

学習者が学習スキルを習慣化し、有効に活用できるようにするためには、学習者自身が自分の理解状態をモニター（監視）したり、当該の問題解決にどんな知識や方法が有効かを考え、行動をコントロールする「メタ認知的方略」を修得する必要がある 。
出典：水野治久・石隈利紀他編『よくわかる学校心理学』ミネルヴァ書房，117ページ，2013年

【注意点】

- 単独で成績評定の材料・根拠にはできない
- 例）実習目標とは関係なく実習経験について著しく厳しい（もしくは著しく甘い）評価をつけたり否定的（もしくは肯定的）に捉えたりする実習生の場合

  ⇒目標に対する達成度や理解度等を適切に評価することが困難
- 自己評価＋実習指導者の評価+教員の評価＝妥当な評価

（2）科目「ソーシャルワーク実習」及び「ソーシャルワーク実習指導」の教育内容

科目「ソーシャルワーク実習」の教育内容（通知）

教育内容	
ねらい	教育に含むべき事項
①ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。 ②支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。 ③生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。 ④施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。 ⑤総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。	実習生は次に掲げる事項について実習指導者による指導を受けるものとする。 ①利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成 ②利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成 ③利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価 ④利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価 ⑤多職種連携及びチームアプローチの実践的理解 ⑥当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ ⑦地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解 ⑧施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む。） ⑨社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解 ⑩ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解 ・アウトリーチ ・ネットワーキング ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション ソーシャルワーク実習指導担当教員は巡回指導等を通して実習生及び実習指導者との連絡調整を密に行い、実習生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。

科目「ソーシャルワーク実習指導」の教育内容（通知）

教育内容	
ねらい	教育に含むべき事項
①ソーシャルワーク実習の意義について理解する。 ②社会福祉士として求められる役割を理解し、価値と倫理に基づく専門職としての姿勢を養う。 ③ソーシャルワークに係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し、ソーシャルワーク機能を発揮するための基礎的な能力を習得する。 ④実習を振り返り、実習で得た具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる総合的な能力を涵養する。	次に掲げる事項について個別指導及び集団指導を行うものとする。 ①実習及び実習指導の意義（スーパービジョン含む。） ②多様な施設や事業所における現場体験学習や見学実習 ③実際に実習を行う実習分野（利用者理解含む。）と施設・機関、地域社会等に関する基本的な理解 ④実習先で関わる他の職種の専門性や業務に関する基本的な理解 ⑤実習先で必要とされるソーシャルワークの価値規範と倫理・知識及び技術に関する理解 ⑥実習における個人のプライバシーの保護と守秘義務等の理解 ⑦実習記録への記録内容及び記録方法に関する理解 ⑧実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成及び実習後の評価 ⑨巡回指導 ⑩実習体験や実習記録を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成 ⑪実習の評価及び全体総括会

（３）ソーシャルワーク実習教育内容・実習評価ガイドライン（参考資料に掲載）

- 「実習教育内容・実習評価ガイドライン」は、通知に規定された教育内容をより具体的かつ効果的に展開するために作成された。実習評価の拠り所となる。
- 本ガイドラインは、国家資格養成の通知に準拠しつつ、教育評価の観点から目標設定や計画立案の基準及び規準となるため、実習生、実習指導者、教員が共通認識を持つことが重要。
- ソーシャルワーク実習の目標となるのは、通知の「教育のねらい」が該当する。しかしながら、実習評価の項目としては抽象的でやや大枠であるため、評価軸としては妥当ではない。また、通知の「教育に含むべき事項」は、ソーシャルワーク実習のねらいを達成するための最低限の実習経験が示されたミニマム・スタンダートに過ぎない。
- また、通知の「ねらいと教育に含むべき事項」は具体的な行動目標として設定されたものではなく、実習種別や対象によって実習内容や学習経験は異なるため、達成度を測定するのは困難である。
- それらの問題を解決するため、教育内容をより具体的に示したのが「実習教育内容・実習評価ガイドライン」である。

- 科目「ソーシャルワーク実習」の通知に規定されている「教育に含むべき事項」に対応した「教育目標」を設定している。教育目標は、「達成目標」と「行動目標」で構成される。
- 「達成目標」は、実習生が実習を終えた時点において「どのような行動ができるようになっているか」を示したものであり、実習の結果としての状態を表している。達成目標の習得の深度や段階は、実習施設の種別や法人の理念等に基づき、実習前に教員と実習指導者との間で調整して設定する。
- 「行動目標」は、達成目標を細分化し，「説明できる、図示できる、実施できる、作成できる」など，より具体的かつ観察可能な行動を示している。
- ソーシャルワーク実習では、実習施設の種別を問わず、ミクロ・メゾ・マクロ※の全てのレベルにおいて支援（介入）の対象が存在しているため、実際に活用する際は、それぞれのレベルで想定される対象を念頭に置いた行動目標を設定する。
- なお、教育に含むべき事項①～⑨の項目配列の順序は実習過程の順序を示したものではないため、実習施設・機関および実習生の状況に合わせ、各項目を関連付けて目標を達成するための実習計画を立案する。

※ミクロレベル：直接援助の対象である個人と家族への介入。
メゾレベル：家族ほど親密ではないが、グループや学校・職場、近隣など有意義な対人関係があるレベルで、クライエントに直接、影響するシステムの変容をめざす介入。
マクロレベル：対面での直接サービス提供ではなく、社会問題に対応するための社会計画や地域組織化。

（4）ソーシャルワーク・コンピテンシー（コンピテンシーと具体的行動）

CSWEは，関連するヒューマンサービスと歩調を合わせ2008年にEPASにコンピテンシー基盤型教育フレームワークを採用し，これまでの「内容（何を教えるべきか）と構造（教育構成要素の形式や構成）」を重視したカリキュラム設計から，学生の学習成果を重視したカリキュラム設計へと方針を転換した．これは，アウトカム基盤型アプローチとして，教育方針に規定されたコンピテンシーについて，学生が何を達成したのかを特定し評価するもの。

出典：日本ソーシャルワーク教育学校連盟「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン」2020
原典：ソーシャルワーク教育認定機関「2015 Educational Policy and Accreditation Standards for Baccalaureate and Master's Social Work Program」

①倫理的かつ専門職としての行動がとれる
- 倫理綱領や関連法令、倫理的な意思決定モデル、調査の倫理的な実施等に基づいて、倫理的な意思決定をする。
- 実践場面で自身の個人的な価値に気づき、専門職としてのあり方を維持するために振り返りと自己規制を行う。
- 行動、外見、口頭・書面・メールでのコミュニケーションで、専門職としての態度を示す。
- 実践結果を促進するために、技術を倫理的かつ適切に使う。
- 専門的な判断と行動となるように、スーパービジョンとコンサルテーションを活用する。

②実践において多様性と相違に対応する
- 人生経験を形づくるうえで多様性や相違が重要であることを、実践のミクロ・メゾ・マクロレベルにおいて適用し、伝える。
- 自分自身を学習者として提示し、クライエントや関係者には彼ら自身の経験のエキスパートとしてかかわる。
- 多様なクライエントや関係者とともに取り組む際には、自分の偏見や価値観の影響を抑えるために、自己覚知や自己規制（自らの気づきを高め、自身をコントロールする）を行う。

③人権と社会的・経済的・環境的な正義を推進する
- 個別およびシステムレベルにおける人権擁護のために、社会的・経済的・環境的な正義についての理解を適用する。
- 社会的・経済的・環境的な正義を擁護する実践を行う。

④「実践に基づく調査」と「調査に基づく実践」に取り組む
- 科学的な研究と調査のために、実践経験や理論を活用する。
- 量的・質的な調査方法や調査結果を分析する際には、クリティカル・シンキングを行う。
- 実践や政策、サービス提供について情報提供したり、改善したりするために、調査による根拠を使用したり、わかりやすく伝えたりする。

⑤政策実践に関与する
- 福利、サービス提供、社会サービスへのアクセスに影響する地方、州、連邦レベルでの社会政策を特定する。
- 社会福祉と経済政策が社会サービスの提供とアクセスにいかに影響するか評価する。
- クリティカル・シンキングを適用して、人権と社会的・経済的・環境的な正義を促進する政策を分析、策定、擁護する。

⑥個人、家族、グループ、組織、コミュニティとかかわる

- クライエントや関係者に関わるために、人間行動や社会環境、環境のなかの人、そして他の学際的な理論的枠組の知識を適用する。
- 多様なクライエントや関係者に効果的に関わるために、共感、反射、対人スキルを活用する。

⑦個人、家族、グループ、組織、コミュニティのアセスメントを行う

- データを収集、整理し、クリティカル・シンキングによってクライエントや関係者からの情報を解釈する。
- クライエントや関係者からのアセスメントデータを分析する際には、人間行動や社会環境、環境のなかの人、学際的な理論的枠組の知識を活用する。
- クライエントと関係者のストレングス、ニーズ、困難についての重要なアセスメントにもとづいて、相互に合意できる介入目標と課題を設定する。
- アセスメントや調査による知見、クライエントと関係者の価値と選好にもとづいて、適切な介入の戦略を選ぶ。

⑧個人、家族、グループ、組織、コミュニティに介入する

- 実践目標を達成し、クライエントや関係者の能力を強めるために、注意深く介入を選んで実施する。
- クライエントや関係者に介入する際には、人間行動や社会環境、環境のなかの人、学際的な理 論的枠組みについての知識を活用する。
- 有益な実践結果を得るために、必要に応じて専門職間で連携・協働する。
- 多様なクライエントや関係者と、そして彼らに代わって、交渉、仲介、代弁をする。
- 相互に合意した目標に向かって進めるような効果的な移行と終結を促進する。

⑨個人、家族、グループ、組織、コミュニティへの実践を評価する

- 結果評価のために、適切な方法を選んで使う。
- 結果評価の際には、人間行動や社会環境、環境のなかの人、その他の学際的な理論的枠組についての知識を活用する。
- 介入およびプログラムのプロセスと結果を注意深く分析し、モニターし、評価する。
- 評価で発見したことを、ミクロ・メゾ・マクロレベルにおける実践効果を改善するために活用する。

3. 実習過程における評価主体・評価目的別に見た評価活動

評価主体＼実習過程	実習前	実習中	実習後
教員	【指導目的】 ・評価の概要の説明 ・通知、ガイドライン、評価表を踏まえた評価項目、評価尺度、評価基準、評価方法の説明 ・各実習施設、機関における実習内容の確認 ・達成目標の確認とアセスメントの実施 ・ルーブリック作成	【指導目的】 ・巡回指導、帰校日指導での実習状況の確認 ・実習記録ノートの記入状況の確認 ・計画の進捗状況の確認 ・各実習施設、機関における実習内容の確認	【指導目的】 ・評価表の記入内容の確認と指導 ・各実習施設、機関における実習内容の確認
	【管理目的】 ・ポートフォリオ評価の準備と指導 ・授業中に実施したふり返りシート、レポート、成績物等の返却と確認。 ・成績の基準、単位認定の説明 ・国家試験受験の説明 ・実習の要件（実習時間、実習施設の資格要件）の確認 ・実習契約書、合意書の説明	【管理目的】 ・実施日数、時間の確認 ・実習記録ノートの記入状況の確認	【管理目的】 ・実習日数の最終確認 ・実習記録ノートの確認 ・単位認定 ・実習指導者への評価内容の確認（必要に応じて実施）
	【研究目的】 ・アンケート調査等の実施 ・各実習施設、機関における実習内容の確認 ・評価方法の検討	【研究目的】 ・アンケート調査等の実施 ・各実習施設、機関における実習内容の確認	【研究目的】 ・授業評価の実施 ・事後アンケート調査の実施 ・各実習施設、機関における実習内容の確認
実習生	【学習目的】 ・評価の概要（意義・目的・方法等）の理解 ・通知の教育内容（ねらいと教育に含むべき事項）の確認 ・実習指導ガイドライン、実習ガイドライン（日本ソーシャルワーク教育学校連盟）の確認 ・評価項目、評価尺度、評価基準、評価方法の確認 ・評価表の内容の確認 ・実習準備状況、習熟度、達成目標等の確認 ・施設の事前訪問の実施	【学習目的】 ・自己評価（評価表を用いて中間評価を実施） ・実習計画の進捗状況の確認 ・ガイドラインと実習内容との対応関係の確認 ・実習課題の達成状況の確認 ・実習記録の確認	【学習目的】 ・自己評価（評価表の記入） ・教員との評価表の確認 ・相互評価（他の実習生とのグループワーク） ・実習報告書の作成（実習の総括） ・実習後のアンケート等の実施 ・実習報告会での報告（実習の総括）
	【管理目的】 ・履修要件、進級要件の確認 ・実習契約書、合意書の確認 ・実施日数、期間、時間の確認 ・ポートフォリオの作成	【管理目的】 ・実施日数、時間の確認 ・出勤簿の確認	【管理目的】 ・実施日数、時間の確認 ・出勤簿の確認 ・修了証明書の確認
実習指導者	【指導目的】 ・事前訪問の実施 ・実習計画書作成の指導 ・事前訪問の実施	【指導目的】 ・実習状況の確認（学生の言動の観察、職員からの情報収集） ・評価表の記入（中間評価）	【指導目的】 ・評価表の記入（総括評価） ・実習報告会への出席
	【管理目的】 ・実習契約書、合意書の確認 ・実習期間、時間の確認 ・実習記録ノートの提出方法の確認	【管理目的】 ・出勤状況、日数、時間の確認	【管理目的】 ・修了証明書の発行
	【研究目的】 ・実習受け入れや指導に関するアンケート調査等の実施	【研究目的】 ・実習指導、実習内容等に関する実習生の意見の確認	【研究目的】 ・実習生へのアンケートの実施 ・実習受け入れおよび指導に関する研究会の実施

①教員が行う評価活動の例

実習前	実習中	実習後
【指導目的】 ・評価の概要の説明 ・通知、ガイドライン、評価表を踏まえた評価項目、評価尺度、評価基準、評価方法の説明 ・各実習施設、機関における実習内容の確認 ・達成目標の確認とアセスメントの実施 ・ルーブリック作成	【指導目的】 ・巡回指導、帰校日指導での実習状況の確認 ・実習記録ノートの記入状況の確認 ・計画の進捗状況の確認 ・各実習施設、機関における実習内容の確認	【指導目的】 ・評価表の記入内容の確認と指導 ・各実習施設、機関における実習内容の確認
【管理目的】 ・ポートフォリオ評価の準備と指導 ・授業中に実施したふり返りシート、レポート、成績物等の返却と確認。 ・成績の基準、単位認定の説明 ・国家試験受験の説明 ・実習の要件（実習時間、実習施設の資格要件）の確認 ・実習契約書、合意書の説明	【管理目的】 ・実施日数、時間の確認 ・実習記録ノートの記入状況の確認	【管理目的】 ・実習日数の最終確認 ・実習記録ノートの確認 ・単位認定 ・実習指導者への評価内容の確認（必要に応じて実施）
【研究目的】 ・アンケート調査等の実施 ・各実習施設、機関における実習内容の確認 ・評価方法の検討	【研究目的】 ・アンケート調査等の実施 ・各実習施設、機関における実習内容の確認	【研究目的】 ・授業評価の実施 ・事後アンケート調査の実施 ・各実習施設、機関における実習内容の確認

②実習生が行う評価活動の例

実習生が以下の評価活動を行うことができるよう、教員が指導を行う

実習前	実習中	実習後
【学習目的】 ・評価の概要（意義・目的・方法等）の理解 ・通知の教育内容（ねらいと教育に含むべき事項）の確認 ・実習指導ガイドライン、実習ガイドライン（日本ソーシャルワーク教育学校連盟）の確認 ・評価項目、評価尺度、評価基準、評価方法の確認 ・評価表の内容の確認 ・実習準備状況、習熟度、達成目標等の確認 ・施設の事前訪問の実施	【学習目的】 ・自己評価（評価表を用いて中間評価を実施） ・実習計画の進捗状況の確認 ・ガイドラインと実習内容との対応関係の確認 ・実習課題の達成状況の確認 ・実習記録の確認	【学習目的】 ・自己評価（評価表の記入） ・教員との評価表の確認 ・相互評価（他の実習生とのグループワーク） ・実習報告書の作成(実習の総括) ・実習後のアンケート等の実施 ・実習報告会での報告（実習の総括）
【管理目的】 ・履修要件、進級要件の確認 ・実習契約書、合意書の確認 ・実施日数、期間、時間の確認 ・ポートフォリオの作成	【管理目的】 ・実施日数、時間の確認 ・出勤簿の確認	【管理目的】 ・実施日数、時間の確認 ・出勤簿の確認 ・修了証明書の確認

③実習指導者が行う評価活動の例

実習指導者が以下の指導・評価を行うことができるよう、教員が実習教育の評価の意義、方法、留意点などを事前に説明し、実習終了までサポートする。

実習前	実習中	実習後
【指導目的】 ・事前訪問の実施 ・実習計画書作成の指導 ・事前訪問の実施	【指導目的】 ・実習状況の確認（学生の言動の観察、職員からの情報収集） ・評価表の記入（中間評価）	【指導目的】 ・評価表の記入（総括評価） ・実習報告会への出席
【管理目的】 ・実習契約書、合意書の確認 ・実習期間、時間の確認 ・実習記録ノートの提出方法の確認	【管理目的】 ・出勤状況、日数、時間の確認	【管理目的】 ・修了証明書の発行
【研究目的】 ・実習受け入れや指導に関するアンケート調査等の実施	【研究目的】 ・実習指導、実習内容等に関する実習生の意見の確認	【研究目的】 ・実習生へのアンケートの実施 ・実習受け入れおよび指導に関する研究会の実施

4. 実習指導者の評価・評定の取扱い

（1）実習指導者の評定の通知上の位置づけ

「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」
ウ 実習の評価基準を明確にし、評価に際しては実習先の実習指導担当者の評定はもとより、実習生本人の自己評価についても考慮して行うこと。

実習指導者の評定
⇒養成校が作成した評価表を利用するのが一般的

【評価表を使用する際の留意点】

- 評価基準について丁寧に説明し、協議を行い、共通認識を予め図っておく
- 評価項目や評定基準など具体的な内容について事前に確認しておく。
- 事前指導において、評価基準や内容を確認し、必要な指導および学習を行う。

「ＳＷ実習」の総括的評価および単位認定は教員が行う

（評価主体である三者の評価情報を総合的に評価した結果）

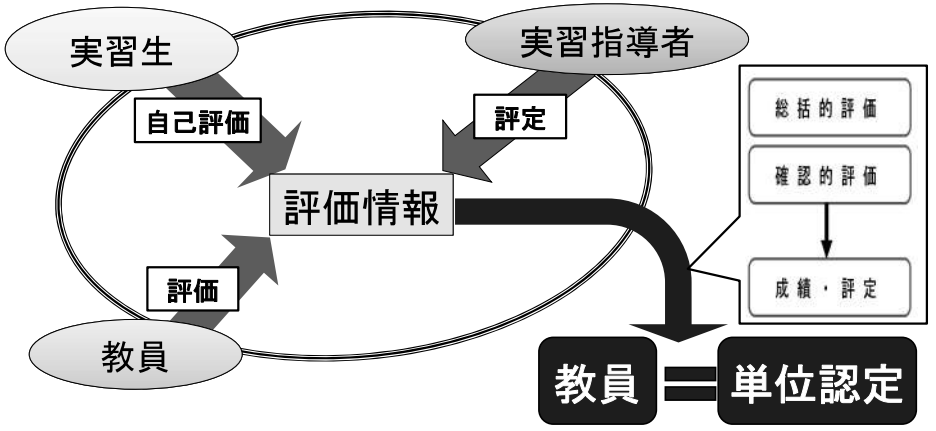

教員は実習指導者に対して、実習生の学習状況について情報を提供するよう事前に説明しておく

【実習評価表の使用上のポイント】

実習生・実習指導者・教員が評価の目的、評価規準（目標）等を理解し、共通認識のもと活用

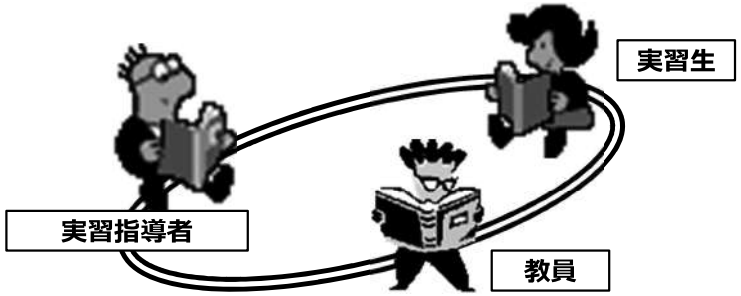

共通の評価表（同じ目標・基準・尺度）を使用することで、自己評価と他者評価が適切に行われる

61

【評価表】

総括的評価（中間・終了時）として実習施設の実習指導者と実習生が記入

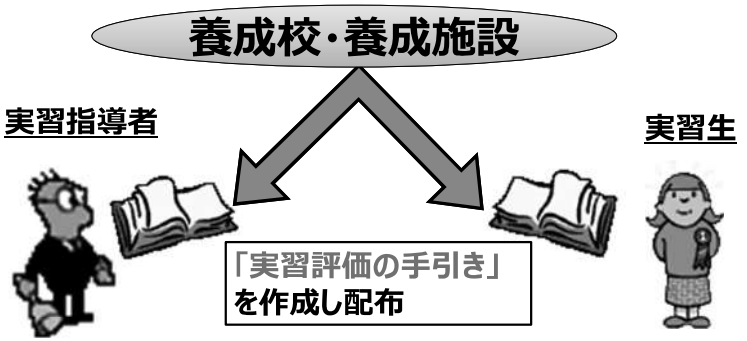

62

評価表の主な活用方法

実習過程	方法
実習前	① 評価表、評価項目（目標）の説明、解説 ② 評価表の理解度の確認 ③ 目標を達成するための具体的な行動を検討する ④ ③の結果を基に実習計画書を作成する
実習中	① 評価表の記載内容と照合し、実習計画や目標達成状況等を確認する ② 中間評価を実施する ③ 中間評価の結果を踏まえ、実習指導者ならびに教員からスーパービジョンを受ける ④ 巡回指導時に評価内容について教員・実習指導者・実習生の三者による共有化を図り、今後の学習課題や新たな目標を設定する
実習後	① 総括的評価として、実習指導者ならびに実習生の双方が評価主体となって評価表に ② 記入する ③ ①の評価結果を踏まえ、二者（実習指導者と実習生）によるふりかえりとスーパービジョンを実施する ④ 全日程が終了し、大学での実習指導の授業において、実習指導者と実習生の評価表を照らし合わせ、教員からスーパービジョンを受ける ⑤ 実習報告書（レポート）の作成に活用する ⑥ 実習報告会に向けた準備に活用する

63

5. 実習教育の内容に関する評価（実習施設・指導者による養成校の評価）

- 公式な評価表や達成度評価には記載されない実習指導者や実習施設職員の意見
- 養成校の実習教育体制、指導方法、プログラムなど、管理的、教育的、研究的側面から評価を受ける

【実習教育の向上のための取り組み例】
◆実習指導者や実習施設職員との意見交換会、懇談会等の開催
◆実習教育に関する調査、評価の実施
◆実習報告会への参加
◆ソーシャルワーク演習、実習指導でのレクチャー　など

64

３．評価における留意点

（1）寛容さによって生じる問題

■実習生を尺度の高得点に偏って評定する場合に生じるもの。
■自分の好きな実習生に高得点を与える傾向にある場合に生じる。

（2）厳格さによって生じる問題

■すべての実習生を尺度の低得点に偏って評定する場合に生じる。
■実習生ができなかったこと、十分でないことのみに着目し、抽出することが評価ではない

（3）尺度の両端や中心部分を用いる傾向による問題

■判断に迷い、評定尺度の両端や中心部分のみを用いる場合に生じる。
■実習生全体に対する評定の妥当性の問題につながるとともに、実習生間の行動の違いの識別を困難にし、評定の信頼性を損なうことになる。

（4）ハロー効果による問題

日頃の印象に基づいて学生を判断する

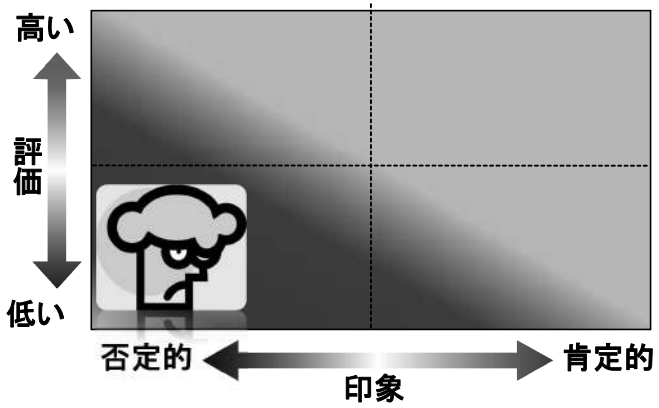

(5)個人的な偏見による問題

批判的な発言、性別、学力、容姿、出身地などで学生を評価



結論を出す際、個人的な価値観や態度、思想、信念が影響しないよう注意する

69

(6)論理的関連による問題

■わずかの行動を観察・検討し、その結果に基づいて、コミュニケーションに関する全ての行動を同じように評定してしまう。
■学生の行動を多角的に観察し、評定をしなければならない

70

(7)評価情報不足による問題

- 十分な情報を収集した上で、学生の行動について結論を出す。評定前に少なくとも2回以上観察する。
- 実習期間全体を通して、様々な場面で一連の行動を観察する。不可能な場合には、適正に評価するために他の評価方法を実施し、別の時期に改めて評価する。
- 情報が得られない場合や結論を出すのに十分な情報がない場合は、その項目は評定せず、その理由を特記事項として明記する。

71

(8)印象で判断することによる問題

- 第一印象は正確さに欠けるため、これに頼ってはならない。
- 目標に準拠した評価であること。実習目標や習得を目指す行動に焦点を絞って観察する。
- 観察した結果や認識を実習生に説明し、実習生が自分の行動をどのように理解しているのかを確認する。またそれにより新たな情報が得られた場合には、必要に応じて評定を修正する。

72

参考文献

応用教育研究所編，橋本重治『教育評価法概説＜2003年改訂版＞』図書文化，2003年

西岡加奈恵『教科と総合に活かすポートフォリオ評価法』図書文化，2003年

日本ソーシャルワーク教育学校連盟編「ソーシャルワーク実習指導　ソーシャルワーク実習」中央法規出版、2021年

日本ソーシャルワーク教育学校連盟「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン」2020年

『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業』厚生労働省令和２年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）
実習担当教員・実習指導者試行講習会　実習指導方法論Ⅳ　演習資料

実習指導方法論Ⅳ
（演　習）

日本福祉大学　添田正揮

演習の目標

1. 「ソーシャルワーク実習」の「教育のねらいと教育に含むべき事項」（指針）」と「達成目標・行動目標」（ガイドライン）の対応関係を踏まえた評価を行うための方法を習得する。
2. 達成度評価とルーブリック（評価指標）の理論を踏まえ、ルーブリックの作成手順に沿って具体的な実習施設を想定した評価基準表を作成する。
3. 評価基準表の作成を通じて、評定尺度AからDの到達レベルを満たすと考えられる最も妥当な実習生のパフォーマンスの特徴を考え、提示できるようになる。

実習評価におけるルーブリック評価と達成度評価

- ルーブリック評価とは、客観テストでは判断できない「パフォーマンス系（思考・判断、スキルなど）」の学習の達成度を判断するための評価方法である。
- 典型的なルーブリック（評価指標）は、達成の度合いを示す数段階程度の尺度（優・良・可・不可、S・A・B・C・Dなど）と、尺度に対応するパフォーマンスの特徴の説明によって構成される。つまり、「優」と判断する実習生のパフォーマンスは何か、
- 実習生と実習指導者が、実習の目標（ゴール）について同じイメージを持つことができるようにすると共に、行動することができるようにするための枠組みとなる。
  ①実習生が、「何ができるようになるか」を具体的にイメージできるようになるため。
  ②実習指導者が実習生に対して、「何ができるようになるか」を具体的に指導できるようになるため。

基本的な作成の手順

① 実習施設の種別を設定する。
② 指針の「教育に含むべき事項」の中から、今回検討したい項目を選択し、表に記入する。
③ 教育目標実習教育・評価ガイドラインの「教育目標」を参考に、指針の「教育に含むべき事項」に対応する「達成目標」を記入する。
※教育目標は、教育に含むべき事項に対して複数設定している項目もある。各グループで話し合ってどの項目にするか決める。
③ 達成目標に対応する「行動目標」を決め、表に記入する。※行動目標は、達成目標に対して複数設定している項目もある。各グループで話し合ってどの項目にするか決める。
④ 目標の達成状況を確認するために利活用できると考えられる資料を記入する。例）実習日誌、レポート、面談、口頭による試験、観察など）
⑤ 達成目標に対して期待される具体的な行動・成果のうち、最も水準の高い行動目標を記載する。
⑥ 最低水準を記載する。
※形式的には最も高い水準の記述の全否定を書けばよいが、ルーブリックは評価とともにフィードバックとしての機能が重要であるため、できるだけ肯定的・建設的な表現とすることが望ましい。

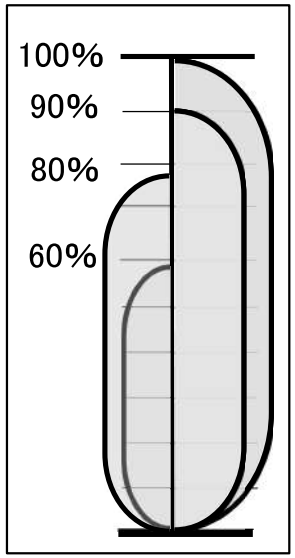

A：小項目の課題を達成し，さらにそれを上回る成果を収めた（達成度が90%以上）

B：小項目の課題をほとんど達成した（達成度80%以上90%未満）

C：小項目の課題をある程度達成した（達成度60%以上80%未満）

D：小項目の課題をあまり達成できなかった（達成度60%未満）

NA：該当しない・体験していない

ルーブリックの理論に基づく評価基準表

記入例

実習施設種別：①児童養護施設

厚労省指針 ソーシャルワーク実習	実習における具体的な評価規準：教育目標（実習教育・評価ガイドライン）		評価資料（判断するために使用する資料）	評価基準：学生の到達するレベル 評価規準の内容に対して、評定尺度AからDの到達レベルを満たすと考えられる、最も妥当な実習生のパフォーマンスの特徴			
教育に含むべき事項 ②	達成目標 ③	行動目標 ④	⑤	A（Aに対応する最も妥当なパフォーマンス） ⑥	B（Bに対応する最も妥当なパフォーマンス） ⑧	C（Cに対応する最も妥当なパフォーマンス）	D（Dに対応する最も妥当なパフォーマンス） ⑦
③利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価	(4)クライエント、グループ、地域住民等のアセスメントを実施し、ニーズを明確にすることができる	②バイオ・サイコ・ソーシャルの側面からクライエント等の客観的・主観的情報を系統的に収集することができる	観察（実習生の行動の様子の観察） 面談（実習生との面談の結果） 実習日誌 アセスメントシート	児童の身体的・精神的・社会的側面から児童の情報を総合的に収集し、それらの関係性を説明し、ノートや実習日誌に記録する	3つの側面から児童の情報を収集し、ノートや実習日誌に記録する	3つのうち2つの側面から児童の情報を収集する	3つの側面から情報を収集することができていない

ルーブリックの理論に基づく評価基準表

①～⑧の番号は作業手順の例

実習施設種別：①

厚労省指針 ソーシャルワーク実習	実習における具体的な評価規準：教育目標（実習教育・評価ガイドライン）		評価資料（判断するために使用する資料）	評価基準：学生の到達するレベル 評価規準の内容に対して、評定尺度AからDの到達レベルを満たすと考えられる、最も妥当な実習生のパフォーマンスの特徴			
教育に含むべき事項	達成目標	行動目標		A（Aに対応する最も妥当なパフォーマンス）	B（Bに対応する最も妥当なパフォーマンス）	C（Cに対応する最も妥当なパフォーマンス）	D（Dに対応する最も妥当なパフォーマンス）
指針の中から選択する ②	指針に対応する目標を選択する（教育に含むべき事項に対して複数設定している項目もある） ③	達成目標に対応する目標を選択する（達成目標に対して複数設定している項目もある） ④	目標の達成状況を確認するために利活用できる各種資料を記入する ⑤	⑥	⑧		⑦

⑤～⑦については、必ずしもこの順番で検討しなくても結構です。話し合いながら、考えがまとまる順番で進めてください。

実習指導方法論Ⅳ　演習編　教育目標と評価計画

○ 厚労省通知「教育に含むべき事項」の欄には、通知を参照して①～⑨のいずれかを選択し、番号を記入する。
○ 「実習における具体的な評価規準（ガイドライン）」の欄には、ガイドラインを参照して項目を選択し、番号を記入する。
○ 「評価資料」の欄には、実習生の学習の達成状況・実現状況を判断するための「評価資料」を記入する。その際、講義編の「学力評価の方法」を参照して、一つの目標に対して一つの評価資料を記入する。また、行動目標については、「関心・意欲・態度」、「思考・判断」、「技能・表現」、「知識・理解」といった評価の観点を参考に、それらの達成度や実現度を測定するための方法を考えるとよい。
○ 「評価基準」の欄には、評価規準に対して、A～D の尺度の到達レベルを満たす、最も妥当と考えられる実習生のパフォーマンスの特徴を記入する。なお、尺度（優良可、１２３４、ABCD など）および達成度は各グループで検討し、変更してもよい。以下は参考。
A：評価規準となる目標を達成し，さらにそれを上回る成果を収めた（達成度が 90%以上）
B：評価規準となる目標をほとんど達成した（達成度 80%以上 90%未満）
C：評価規準となる目標をある程度達成した（達成度 60%以上 80%未満）
D：評価規準となる目標をあまり達成できなかった（達成度 60%未満）

厚労省通知「ソーシャルワーク実習」		実習における具体的な評価規準（ガイドライン）		評価資料	評価基準：ルーブリック（評価指標） 評価規準の内容に対して、評定尺度 A から D の到達レベルを満たすと考えられる最も妥当な実習生のパフォーマンスの特徴			
ねらい	教育に含むべき事項	達成目標	行動目標		A （A に対応する最も妥当なパフォーマンス）	B （B に対応する最も妥当なパフォーマンス）	C （C に対応する最も妥当なパフォーマンス）	D （D に対応する最も妥当なパフォーマンス）
①ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。 ②支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。 ③生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。 ④施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。 ⑤総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。	①利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成	（1）クライエント等と人間関係を形成するための基本的なコミュニケーションをとることができる	①クライエント、クライエントの家族、グループ、地域住民、職員等、様々な人たちとのあらゆる出会いの場面において、その人や状況に合わせて挨拶や自己紹介、声掛けを行うことができる。 ②クライエント、クライエントの家族、グループ、地域住民、職員等と関わる場面において、その人や状況に合わせて言語コミュニケーションと非言語コミュニケーションを使い分けることができる。 ③ミーティングや会議等において発言を求められた際に具体的に説明することができる。 ④カンファレンスで利用者の状況を具体的に説明することができる。 ⑤地域住民をはじめ、広い範囲に発信するための広報やウェブサイトの原稿を作成することができる。				
	②利用者やその関係者（家族・親族、友人等） との援助関係の形成	（2）クライエント等との援助関係を形成することができる	①クライエント等との信頼関係（ラポール）を構築する際の留意点や方法を説明することができる。 ②クライエント等に対して実習生としての立場や役割を理解できるよう説明することができる。 ③クライエント等と対話の場面で傾聴の姿勢（視線を合わせる、身体言語や声の質に配慮する、言語的追跡をする等）を相手に示し、コミュニケーションをとることができる。					
			④実習指導者や職員がクライエントとの問題解決に向けた信頼関係を構築する場面を観察し、重要な点を説明することができる。					
		（3）クライエントの権利擁護及びエンパワメントを含む実践を行い、評価することができる	①クライエントの尊厳を守る意味を理解し、価値観や信条、生活習慣等を尊重した言動をとることができる。 ②クライエントの情報の取扱いや共有の方法を理解し、適切な言動をとることができる。 ③クライエント等の持つ「強み・力」（ストレングス）と「課題」を把握することができる。 ④実習施設・機関等が実施している権利擁護や苦情解決の取組（法制度、事業等）を説明することができる。 ⑤クライエント等の権利保障のために実習指導者や職員が行っている実践を確認し、説明することができる。 ⑥実習指導者や職員によるエンパワメントの視点に基づく実践を確認し、説明することができる。					
	③利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価	（4）クライエント、グループ、地域住民等のアセスメントを実施し、ニーズを明確にすることができる	①現在または過去のクライエント等の各種記録を参考に、収集すべき情報を説明することができる。 ②バイオ・サイコ・ソーシャルの側面からクライエント等の客観的・主観的情報を系統的に収集することができる。 ③クライエント等のエコマップを作成し、クライエント等を取り巻く環境（クライエントシステム）や関係性を把握し、説明することができる。 ④クライエントの了解のもと、本人の家族や利用しているサービス事業者から情報を収集し、クライエントを強みの視点から理解・説明することができる。 ⑤収集した情報を統合してアセスメントし、クライエント等のニーズを明らかにすることができる。 ⑥収集した情報を指定の様式や用紙に記録することができる。					
		（5）地域アセスメントを実施し、地域の課題や問題解決に向けた目標を設定することができる	①地域アセスメントの意義や方法、活用可能なツールについて説明することができる。 ②地域住民の生活の状況と地域及び地域を取り巻く環境との関係を説明することができる。 ③収集した情報を統合して SWOT 分析を行い、地域特性や地域の強み（ストレングス）、地域の顕在的・潜在的な課題を明確にすることができる。 ④地域課題について多角的に判断し、取組むべき優先順位を地域住民と共に検討することができる。					
		（6）各種計画の様式を使用して計画を作成・策定及び実施することができる	①実習で関係するミクロ・メゾ・マクロレベルにおける計画（個別支援計画、事業計画、各種行政計画等）の作成・策定の要点や方法を説明することができる。 ②アセスメントの結果を踏まえて支援目標と支援計画を作成し（状況に応じてクライエント等と一緒に）説明することができる。 ③自ら作成した支援目標・支援計画の一部または全部を実施することができる。					
		（7） 各種計画の実施をモニタリングおよび評価することができる	①現在または過去のケース記録等を参考に、モニタリングおよび評価の方法について説明することができる。 ②特定のクライエントやグループ、地域を対象とした計画実施のモニタリングおよび評価を行うことができる。					

			③実習施設・機関等の計画実施についてモニタリング及び評価を行い、その結果を適切に報告することができる。		
	④多職種連携及びチームアプローチの実践的理解	（８）実習施設・機関等の各職種の機能と役割を説明することができる	①実習施設・機関等の各職種の種類について把握し、それぞれの職務および機能と役割を説明することができる。 ②チームにおける社会福祉士の役割・機能を説明することができる。 ③具体的な問題解決の事例を踏まえて連携や協働の必要性を説明することができる。		
		（９） 実習施設・機関等と関係する社会資源の機能と役割を説明することができる	①関係する社会資源をマッピングした上で、それらの役割や機能等について説明することができる。 ②関係する専門職の役割・業務内容等について説明することができる。 ③事例検討会・ケースカンファレンス等に同席し、出席している各機関・施設の視点や連携するための工夫等について説明することができる。		
		(10) 地域住民、関係者、関係機関等と連携・協働することができる	①協働するためのコミュニケーションを取りながら地域住民、関係者、関係機関等との信頼関係を築くことができる。 ②活動目的や必要な情報を地域住民、関係者、関係機関等と共有することができる。 ③地域住民、関係者、関係機関の相互の役割の違いや重なりを認識し、連携・協働した活動を実施するための必要な調整を行うことができる。 ④実習施設・機関等の持つ資源や果たすことのできる機能・役割を地域住民、関係者、関係機関等に説明することができる。 ⑤地域包括ケアシステムにおける社会福祉士の機能と役割を説明することができる。		
		(11) 各種会議を企画・運営することができる	①カンファレンスや地域ケア会議等に同席し、職種ごとの業務の特徴やアセスメントの視点の違いを説明することができる。 ②多職種によるチームアプローチとして、目標設定や役割分担の合意形成の留意点等について説明することができる。 ③職員会議・委員会・事例検討会など組織内外で開催される会議の企画・運営を実習指導者と共に実施することができる。 ④他機関との合同会議、住民参加の会議など組織外で開催される会議に同席し、会議の種類や目的について説明することができる。 ⑤参加・同席した会議の記録を適切に作成し、必要に応じて参加者及び欠席者に説明・共有することができる。 ⑥実習施設・機関等で必要な会議を企画・実施準備し、会議の進行（ファシリテーター）を担当することができる。		
	⑤当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ	(12) 地域社会における実習施設・機関等の役割を説明することができる	①実習施設・機関等が地域を対象として具体的に取組んでいる事業や活動の理念や目的を明らかにし、説明することができる。 ②事業報告書、月次報告書、実績報告書、調査報告書等を閲覧し、課題等を発見し、説明することができる。 ③クライエントや地域の問題解決に向けた実習施設の役割について検討することができる。		
		(13) 地域住民や団体、施設、機関等に働きかける	①地域住民に働きかける方法（地域組織化・当事者組織化・ボランティア組織化や事業企画実施等）を実践することができる。 ②関係機関や住民組織等に対して、問題解決に向けた連携・協働の必要性を説明し、関係構築を実施することができる。 ③情報発信の具体的な取組みと方法を実践することができる。		

	⑥地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解	(14) 地域における分野横断的・業種横断的な社会資源について説明し、問題解決への活用や新たな開発を検討することができる	①実習施設・機関等の事業や活動と関係のある社会資源とその内容をマッピングし、実習施設・機関等を取り巻く社会資源の状況を説明することができる。 ②実習施設・機関等の事業やサービスを中心として、分野横断的・業種横断的な社会資源との関係性について明らかにし、説明することができる。 ③地域の問題解決に向けて分野横断的・業種横断的な社会資源が関係を形成するための方法を説明することができる。 ④地域の問題解決に向けて社会資源が力を発揮するための調整方法について説明することができる。 ⑤地域の問題解決のために必要な社会資源を創出・開発するための方法を説明することができる。		
	⑦施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む。）	(15) 実習施設・機関等の経営理念や戦略を分析に基づいて説明することができる	①実習施設・機関等の経営理念、経営戦略について説明できるとともに、SWOT 分析等に基づいて意見を提示できる。 ②実習施設・機関等の理事会や評議員会など、意思を決定する組織体の機能について説明することができる。 ③各種委員会の役割や合意形成の過程と方法を説明することができる。		
		(16) 実習施設・機関等の法的根拠、財政、運営方法等を説明することができる	①実習施設・機関等が設置されている法的根拠や関連する通知等を自ら確認し、説明することができる。 ②実習施設・機関等における運営方法を決定する機関等を自ら理解し、説明することができる。 ③事前学習で調べた組織図、事業報告書及び決算書に関して質問をし、不明点や疑問点等を適切に指摘することができる。		
	⑧社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解	(17) 実習施設・機関等における社会福祉士の倫理に基づいた実践及びジレンマの解決を適切に行うことができる	①実習指導者業務を観察し、クライエントや地域住民、関係者等との関わり場面、問題解決過程、チームアプローチ場面等を振り返り、倫理判断に基づく行為を発見・抽出することができる。 ②①により抽出した倫理的判断に基づく実践のうち、倫理的ジレンマが生じた場面に気づき、その解決のプロセスを説明することができる。 ③自分自身に倫理的ジレンマが生じた場面をソーシャルワークの価値・倫理に基づいて振り返り、解決することができる。 ④多職種によるカンファレンス等において、クライエントや地域住民、関係者との問題解決に向けて社会福祉士の専門性や立場から発言することができる。 ⑤個人情報保護のための取組について説明することができる。		
		(18) 実習施設・機関等の規則等について説明することができる	①実習施設・機関等が組織運営をするために必要な規則等が体系的に整備されていることを理解し、説明することができる。 ②実習施設・機関等の規則等のうち、職員が遵守すべき事項と労働条件が規定されている就業規則等を理解し、説明することができる ③実習施設・機関等の規則等のうち、事務分掌や職務権限を規定する規則等を理解し、説明することができる ④実習施設・機関等の規則等のうち、文書の保管や廃棄、記録の開示等を規定する規則等を理解し、説明することができる		
	⑨ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解 ・アウトリーチ	(19) 以下の技術について目的、方法、留意点について説明することができる	①具体的な事例を踏まえ、各技術の目的、方法、留意点について説明することができる。 ②各技術を実施することができる。 （アウトリーチ） (5)-③への取り組みを踏まえて、実習施設・機関等と関連して、当事者自身が声を上げられない状態にあるなどの理由で潜在化して		

	・ネットワーキング ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション	・アウトリーチ ・ネットワーキング ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション	いる問題や困難に気づき、解決に向けて当事者の居場所に出かけていくことができる。 （ネットワーキング） (8)-③・(9)・(10)-①②③・(11)・(13)-②・(14)-①②③への取り組みを踏まえて、実習施設・機関等の立場からミクロ・メゾ・マクロレベルの問題解決に必要な職種・機関を検討し、その必要性を対象となる地域住民、各職種・機関に説明することができる。 （コーディネーション） (10)-③・(11)・(14)-④への取り組みを踏まえて、問題解決に必要な資源を把握し、その資源を円滑に活用できるよう調整することができる。 （ネゴシエーション） (5)-③・(10)-③・(11)-②への取り組みを踏まえて、必要な情報を集めて交渉の戦略を検討し、問題解決に必要な変化や合意形成に向けてその戦略を実施することができる。 （ファシリテーション） (10)-①②・(11)-②⑥・(13)への取り組みを踏まえて、カンファレンスや地域の会議、ネットワーク会議等における意思決定のプロセスが円滑になるようはたらきかけることができる。 （プレゼンテーション） (1)-④・(2)-②・(4)-④・(10)-④・(11)-⑤の取り組みを踏まえて、適切に説明する内容をまとめ、場に応じた方法でその内容を発表することができる。 （ソーシャルアクション） (1)-⑤・(13)・(14)-⑤の取り組みを踏まえて、人がより良く生きることを阻害している法律・制度等の存在に気づくことができるとともに、それを変えるための戦略を検討し、実施することができる。		

【ソーシャルワーク実習　教育のねらい】
①ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。
②支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。
③生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。
④施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。
⑤総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。

厚労省通知「ソーシャルワーク実習」	実習における具体的な評価規準（実習教育・評価ガイドライン）		評価資料（判断するために使用する資料）	評価基準：ルーブリック（評価指標） 評価規準の内容に対して、評定尺度Ａから Ｄ の到達レベルを満たすと考えられる最も妥当な実習生のパフォーマンスの特徴			
教育に含むべき事項	達成目標	行動目標		A （A に対応する最も妥当なパフォーマンス）	B （B に対応する最も妥当なパフォーマンス）	C （C に対応する最も妥当なパフォーマンス）	D （D に対応する最も妥当なパフォーマンス）
①利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成	（１）クライエント等と人間関係を形成するための基本的なコミュニケーションをとることができる	①クライエント、クライエントの家族、グループ、地域住民、職員等、様々な人たちとのあらゆる出会いの場面において、その人や状況に合わせて挨拶や自己紹介、声掛けを行うことができる。 ②クライエント、クライエントの家族、グループ、地域住民、職員等と関わる場面において、その人や状況に合わせて言語コミュニケーションと非言語コミュニケーションを使い分けることができる。 ③ミーティングや会議等において発言を求められた際に具体的に説明することができる。 ④カンファレンスで利用者の状況を具体的に説明することができる。 ⑤地域住民をはじめ、広い範囲に発信するための広報やウェブサイトの原稿を作成することができる。	実践場面の観察 実習日誌 実施内容の報告 同席した職員からの報告 実践場面の観察 実習日誌 実施内容の報告 実践場面の観察 実習日誌 実践場面の観察 実習日誌 実践場面の観察 実習日誌 作成した広報や原稿等の作品の確認				

『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業』厚生労働省令和２年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）
実習担当教員・実習指導者試行講習会　実習指導方法論Ⅳ　演習ワークシート（記入用）

想定する実習施設（種別）：

厚労省通知「ソーシャルワーク実習」	実習における具体的な評価規準（実習教育・評価ガイドライン）		評価資料（判断するために使用する情報）	評価基準：ルーブリック（評価指標） 評価規準の内容に対して、評定尺度Aから Dの到達レベルを満たすと考えられる最も妥当な実習生のパフォーマンスの特徴			
教育に含むべき事項	達成目標	行動目標		A （Aに対応する最も妥当なパフォーマンス）	B （Bに対応する最も妥当なパフォーマンス）	C （Cに対応する最も妥当なパフォーマンス）	D （Dに対応する最も妥当なパフォーマンス）
指針の中から選択する	指針に対応する目標を選択する（教育に含むべき事項に対して複数設定している項目もある）	達成目標に対応する目標を選択する（達成目標に対して複数設定している項目もある）	目標の達成状況を確認するために利用することが想定される各種情報を記入する				

『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける研修のあり方に関する調査研究事業』厚生労働省令和2年度　生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）
実習担当教員・実習指導者試行講習会

社会福祉士　実習指導者講習会

実習プログラミング論（仮称）

（モデル講習会ver.）

北星学園大学　畑亮輔

社会福祉士　実習指導者講習会（国通知）

科目名	内容	時間
実習指導概論	1．社会福祉士の意義と役割 2．実習の制度上の枠組みと意義 3．ソーシャルワーク実践と実習プログラム 4．個人情報保護と実習での対応 5．実習指導における専門職の役割	2時間 （講義）
実習マネジメント論	1．実習マネジメントの意義と対象 2．施設・機関内における実習マネジメント 3．施設・機関外における実習マネジメント 4．実習におけるリスクマネジメント 5．実習マネジメントの実際	2時間 （講義）
実習プログラミング論	1．実習プログラムの考え方 2．実習プログラミングの方法 3．実習の展開方法 4．実習プログラム構築の具体例	3時間 （講義）
実習スーパービジョン論	1．「スーパービジョン」の基礎理解 2．実習スーパービジョンの特質 3．実習プログラムと実習スーパービジョンの展開 4．実習スーパービジョンの実際	2時間 （講義） 5時間 （演習）

本科目における重要用語とその定義

重要用語	用語の定義
実習プログラム （実習PGと表記）	実習に関する予定表・日程表であって、実習期間内にどのような順序や流れで体験し、学ぶのかを日々の実習内容として明記したもの （基本実習プログラムと個別実習プログラムの両方を包含する）
基本実習プログラム （基本PGと表記）	ソーシャルワーク実習の「教育に含むべき事項」を当該実習施設で実施する方法やプロセスを記載したもの（各教育事項のメニュー表的位置づけで、各実習生の具体的な実習予定を示すものではない）。基本PGをもとに実習生の実習方法に応じて個別PGが作成される。
個別実習プログラム （個別PGと表記）	基本PGをもとに、実習生の実習期間、実施年次、他の実習先、実習計画等に応じて作成される具体的な実習内容と順序を設定した予定表。個別PGに基づいて各実習が実施される。
実習プログラミング	実習プログラムを作成する方法及び過程を意味しており、基本実習プログラムの作成と個別実習プログラムの作成が含まれる
実習計画（書） （計画書と表記）	実習生が作成する実習計画であり、事前訪問等で実習生・実習指導者・教員の三者協議を行い完成させるもの

本科目で使用する用語の留意点について ①

・国通知

→社会福祉士養成に関する国（主に文部科学省や厚生労働省）からの通知を、本講義では**国通知**と表記しています。主に参照する国通知はソーシャルワーク実習指導・実習・演習等の教育内容等を規定する「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」であり、そのうちソーシャルワーク実習の教育内容について規定している部分を「**ソーシャルワーク実習の教育内容（国通知）**」と表記しています。

・教育ガイドライン・評価ガイドライン

→日本ソーシャルワーク教育学校連盟が策定している「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン」を**教育ガイドライン**、「ソーシャルワーク実習教育内容・実習評価ガイドライン」を**評価ガイドライン**と表記している場合があります。

本科目で使用する用語の留意点について ②

・ソーシャルワーク

→ソーシャルワークはスライド紙面の兼ね合いから**SW**と表記している場合があります。

・実習施設

→社会福祉士の実習受入施設には入所・通所施設や相談機関など多様な形態があります。社会福祉士養成に関する国通知では「実習施設等」と表記されており、本講義ではこれをもとに全ての実習受入施設を意味する用語として**実習施設**を用いています。

・教育事項

→「ソーシャルワーク実習の教育内容（国通知）」の別表１ではソーシャルワーク実習の教育内容について「ねらい」と「教育に含むべき事項」が掲載されています。本講義において「ねらい」については**教育のねらい**という表現を、「教育に含むべき事項」については**教育事項**という略称を用いている場合があります。

本科目の目的と目標

本科目の**目的は大きく３つ**あります。

１．実習プログラムの理解形成

ソーシャルワーク実習受け入れに向け、実習指導者として準備すべき**「実習プログラム」を理解する**ことです。達成目標として、以下の２つの水準を設定します。

- 実習指導者が所属する施設・機関の上司や他職員に対して「実習プログラム」とは何か、なぜ必要なのかを説明できるようになる。
- 養成校教員・実習生と共通認識をもって実習PGに関する連絡調整が行えるようになる。

２．実習プログラミングの理解形成

実習プログラムの作成方法及び過程である**「実習プログラミング」について理解する**ことです。達成目標として、以下の水準を設定します。

- プログラミングシートを用いた実習PGの作成方法についてチームに説明できるようになる。

３．実習評価の目的と方法の理解形成

実習プログラムに基づいて実施した実習における**「実習評価の目的と方法」について理解する**ことです。達成目標として、以下の水準を設定します。

- 実習評価の目的と方法について実習施設関係者や実習生に説明できるようになる。

本科目のアウトライン

本科目の講義展開は以下の通りです。

１．実習プログラムの考え方（４５分）	① ソーシャルワーク実習（２か所）における実習プログラムの位置づけ ② 実習プログラムの意義と視点
休憩（10分）	
２．実習プログラミングの方法（１００分）	① 基本実習プログラムの実習プログラミング ＜休憩（５分）＞ ② 個別実習プログラムの実習プログラミング
休憩（５分）	
３．実習の展開方法と実習評価（３０分）	① 実習プログラムの具体例 ② 実習プログラムに基づいた実習展開 ③ 実習評価の視点と方法

１．実習プログラムの考え方

①ソーシャルワーク実習（２か所）における実習プログラムの位置づけ

②実習プログラムの意義と重要性

社会福祉士養成カリキュラムの変遷

旧・旧カリキュラム（～2010年）
社会福祉従事者の養成

- 経験知伝達型の実習指導
- 現場への放り込みによる全体を観察する実習
- 専門職再生産過程としては不確定要素が多く安定性に欠ける

旧カリキュラム（2011～2020年）
ソーシャルワーカーたる社会福祉士養成

- 「理論学習⇒演習教育⇒実習教育」の一環としての位置づけ
- 経験主義ではない根拠と理論を伴った形式知による体系的な実習指導
- 「知る」「分かる」から「実行する」「できる」への引き上げ

新カリキュラム（2021年～）
ＳＷ専門職としての社会福祉士養成の強化

- 「相談援助」から「ソーシャルワーク」への転換（各科目）
- 「講義－演習－実習」の学習循環
- 地域における包括的支援体制構築などマクロ実践の強化
- 実践能力を有する人材養成
- 実習時間・実施施設数の増加

・実習時間がケアワーク等に費やされ、ソーシャルワークとしての実習が成立していない実態
・実習指導者が無資格者であり、ソーシャルワークが意識化されていないという問題
・漠然と現場の業務を見学する実習への不満
⇒**ソーシャルワーカーたる社会福祉士養成への転換**

・地域共生社会の実現に向けて、新たな福祉ニーズに対応することが喫緊の課題
・多機関協働の包括的支援体制や、地域住民による主体的地域課題解決に向けた体制構築の必要性
・実習体験の不足（時間数や実習体験領域）
⇒**ＳＷ専門職としての社会福祉士養成の明確化と強化**

これまでの実習プログラムにおける課題

ソーシャルワークとズレた実習内容での実施

- 指導する時間が取れず、介護中心のプログラムになってしまっていた。
- 「ケアワーク」や「コミュニケーション」だけにとらわれた実習をしていた。

技術習得が難しい見学実習のみの実施

- ソーシャルワーク視点がなく、講座・各係見学・施設見学・業務同行で終わっていた。
- 各部署体験や業務全般の見学に終わり、何を伝えるべきかが明確になっていなかった。

実習指導者自身が指導に自信が持てない

- 社会福祉士でありながら、ソーシャルワークが何かを理解できておらず、指導に自信がもてない。
- 自身が業務の中で専門性を意識することがなく、価値知識技術を言語化できておらず、実践にあてはめて考えることができていないことに気付いた。

実習指導者自身の実習指導に向けた準備不足

- 実習生に薦める事前学習課題図書が思いつかず、自分自身の勉強不足を感じる。
- 各実習体験で伝えたい「ねらい」や意図を明確に伝えていなかった。
- これまで事前指導や事前の調整・準備に十分時間を取っていなかった。

実習生がソーシャルワークの実践能力を獲得できるようにするために、**どのような内容・方法で実習を行えばよいのかを検討するプロセスこそが実習プログラムの作成、つまり実習プログラミング**であり、その取り組みは上記の課題解消につながるものといえます。
２か所での実習が必須になった現在、実習プログラムの重要性はますます高まっています。それでは、ソーシャルワーク実習全体の流れから実習プログラムの位置づけを考えてみましょう。

基本的なソーシャルワーク実習の流れ（イメージ）

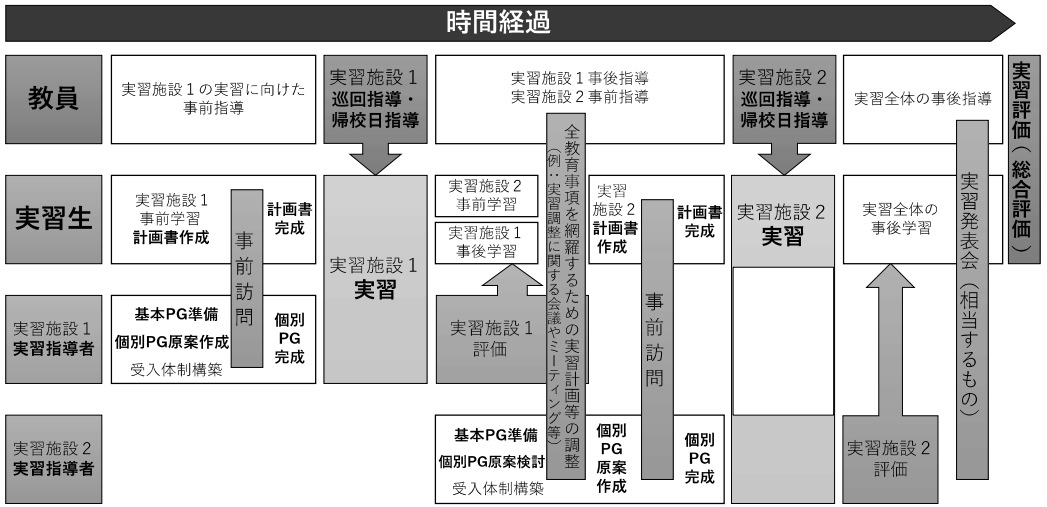

ソーシャルワーク実習・実習指導の全体像

※ソーシャルワーク実習：２４０時間、機能の異なる２か所以上※の実習施設で実施
（※内１か所は１８０時間以上）
⇒ただし、養成校によって実習の実施方法（期間、展開、学年）は多様

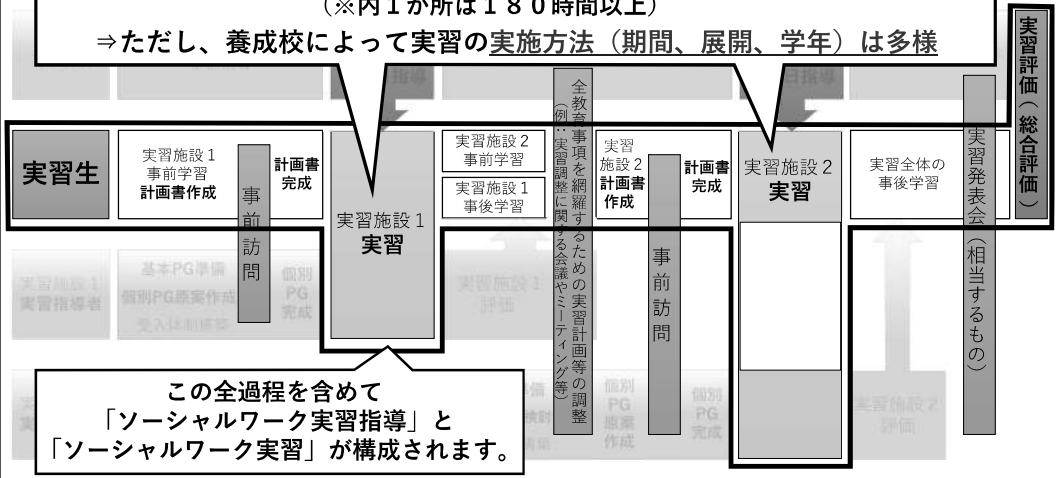

この全過程を含めて
「ソーシャルワーク実習指導」と
「ソーシャルワーク実習」が構成されます。

ソーシャルワーク実習の実施バリエーション（例）

パターンA：実習１か所目１８０時間⇒実習２か所目６０時間実習

	１８０時間実習	６０時間実習
Ａ－１	２年次実施	３年次実施
Ａ－２	３年次実施	３年次実施
Ａ－３	３年次実施	４年次実施

パターンB：実習１か所目６０時間⇒実習２か所目１８０時間実習

	６０時間実習	１８０時間実習
Ｂ－１	２年次実施	３年次実施
Ｂ－２	３年次実施	３年次実施
Ｂ－３	３年次実施	４年次実施

※上記は福祉系４年制大学の例のイメージです。一般養成施設や短期大学の場合は学年のバリエーションが異なります

厚生労働省Ｑ＆Ａで「１か所の実習期間が著しく短い場合には、充分な教育効果が期待できないことから望ましくない」とあり、極端な時間配分（230時間＋10時間等）は実施されないと思われます。ただし上記以外にも200時間＋40時間や3か所実習（180＋30＋30等）等、多様な実施がありえます。

多様なソーシャルワーク実習の実施　例１

パターンＡ：実習１か所目１８０時間⇒実習２か所目６０時間

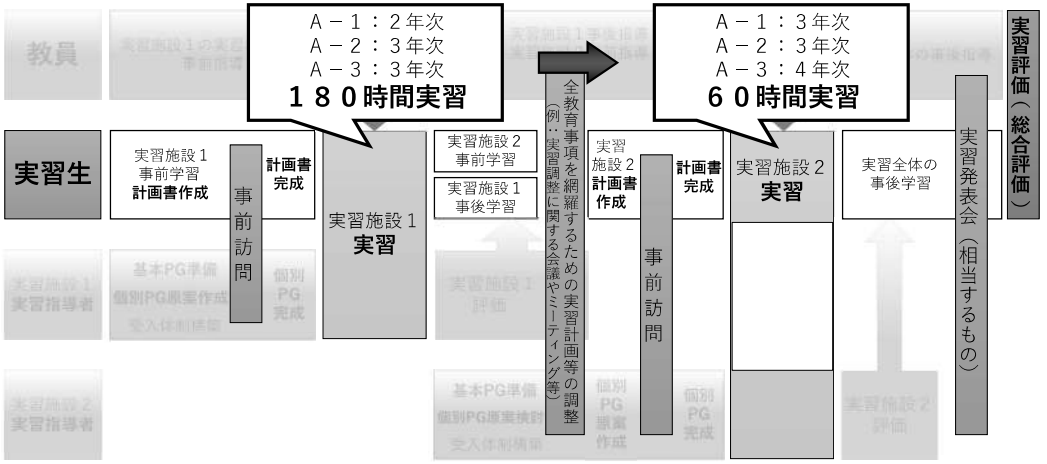

多様なソーシャルワーク実習の実施　例２

パターンＢ：実習１か所目６０時間⇒実習２か所目１８０時間

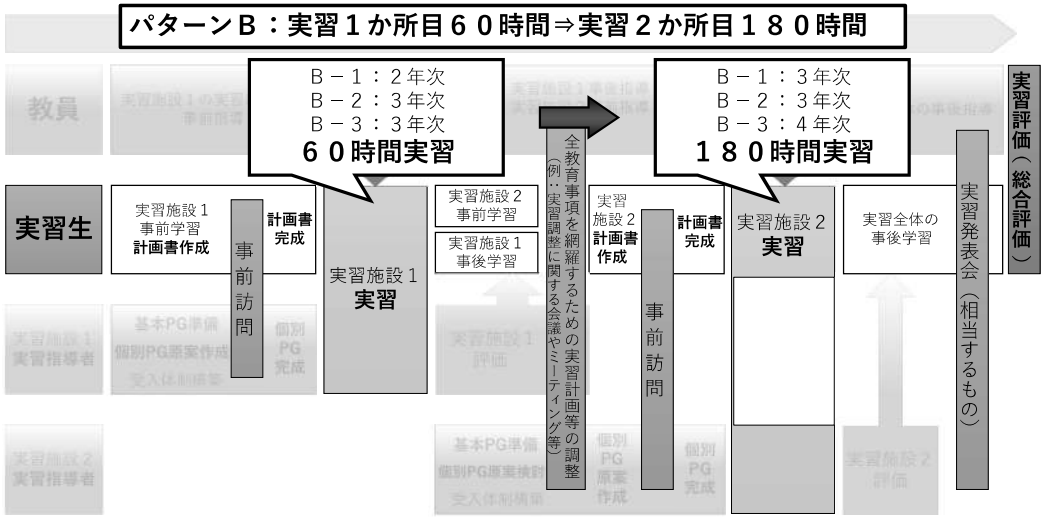

実習プログラムとソーシャルワーク実習との関係性

各実習は、それぞれの実習プログラム（個別PG）に基づいて実施されます。
ここで重要な点は**２か所の実習の個別PGを合わせたときに、ソーシャルワーク実習の教育に含むべき事項が網羅される必要がある**ということです。

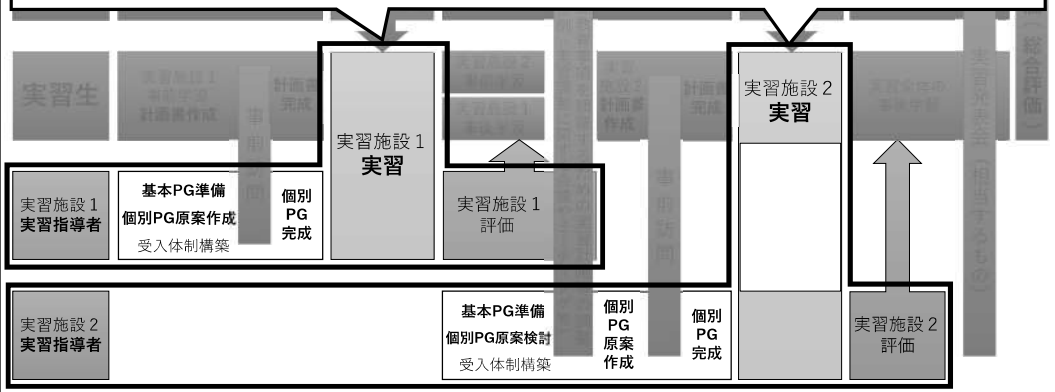

ソーシャルワーク実習の教育内容（国通知）

ねらい	教育に含むべき事項
① ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。 ② 支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。 ③ 生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。 ④ 施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。 ⑤ 総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。	① 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成 ② 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成 ③ 利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価 ④ 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価 ⑤ 多職種連携及びチームアプローチの実践的理解 ⑥ 当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ ⑦ 地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解 ⑧ 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際 ⑨ 社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解 ⑩ ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解 1 アウトリーチ　2 ネットワーキング　3 コーディネーション 4 ネゴシエーション　5 ファシリテーション 6 プレゼンテーション　7 ソーシャルアクション

ソーシャルワーク実習の教育内容（国通知）

２か所での実習を合わせて、この①～⑩の内容を網羅することが必要になります。

そのためには、実習指導者が実習生の実習実施方法（期間・学年）や他の実習先での学び等に応じて個別PGを調整することがとても重要になってきます。

この点について、**固定的な実習PGで実習を実施したらどのような問題が生じるのか**を確認した上で、**国通知・基本PG・個別PGがどのような関係性にあるべきか**を整理していきましょう。

教育に含むべき事項
① 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成 ② 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成 ③ 利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価 ④ 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価 ⑤ 多職種連携及びチームアプローチの実践的理解 ⑥ 当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ ⑦ 地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解 ⑧ 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際 ⑨ 社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解 ⑩ ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解 1 アウトリーチ　2 ネットワーキング　3 コーディネーション 4 ネゴシエーション　5 ファシリテーション 6 プレゼンテーション　7 ソーシャルアクション

固定的な実習プログラムによる実習実施の弊害

（※図中の180時間と60時間は一例です）

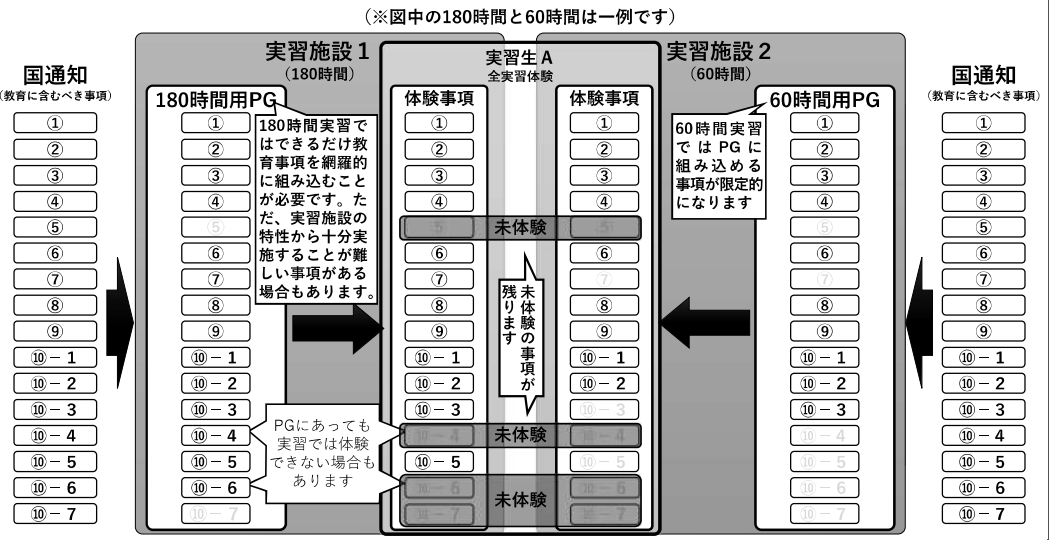

個別PG調整によるソーシャルワーク実習の実施

（※図中の180時間と60時間は一例）

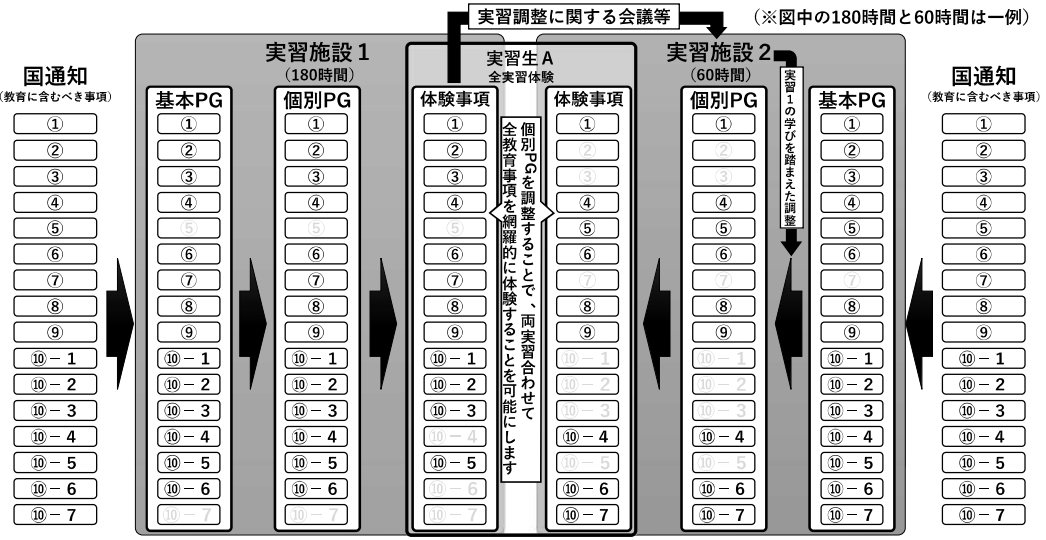

基本実習プログラムの位置づけ

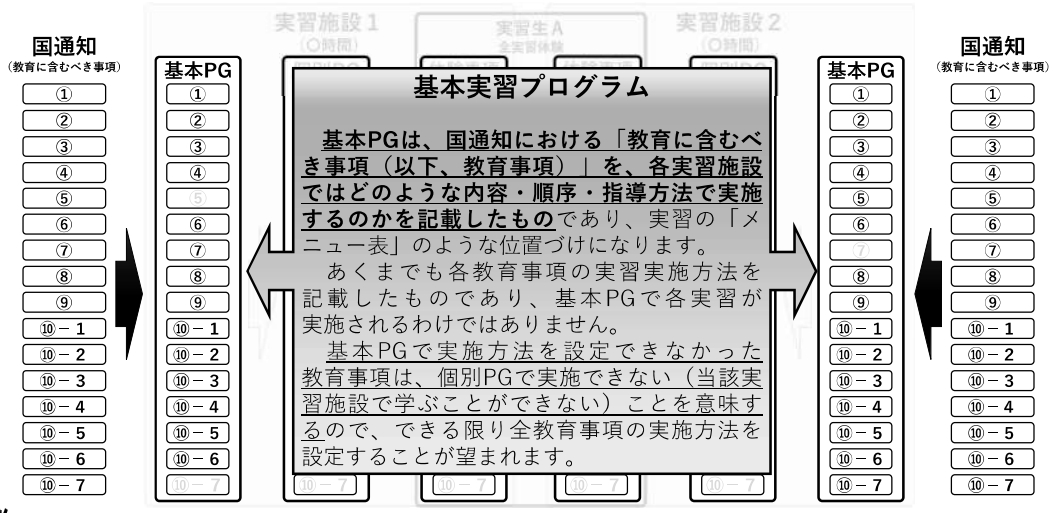

であり、実習の「メニュー表」のような位置づけになります。

あくまでも各教育事項の実習実施方法を記載したものであり、基本PGで各実習が実施されるわけではありません。

基本PGで実施方法を設定できなかった教育事項は、個別PGで実施できない（当該実習施設で学ぶことができない）ことを意味するので、できる限り全教育事項の実施方法を設定することが望まれます。

基本実習プログラムの概要



基本PGのプログラミングシートです。このプログラミングシートに記入して完成したものが当該実習施設の「基本実習プログラム」になります（個別PGを作成するためのメニュー表的位置づけ）。

この基本PGを作成するために、プログラミングシートに記入していく過程を基本PGの実習プログラミングといいます。

■ 誰が作るのか？

基本PGの作成は、**実習指導者を中心とした実習施設の職員がチームとなって取り組みます**。また作成したプログラムの実行性を担保するためには、作成チームのメンバーだけでなく、実習施設や関連施設等の関係者からもその内容に合意を得ることが必要です。

■ どのように作るのか？

基本PGのプログラミングシートを用いて作成し、完成版には関係者の合意を得ます。具体的な作成方法は「実習プログラミングの方法」で説明します。

基本実習プログラムの位置づけ



です。

つまり、個別PGが実習プログラムとして一般的にイメージされる各実習生の実習予定表となります。

個別実習プログラムの概要



個別PGのプログラミングシートです。本プログラミングシートに記入して完成したものが各実習生の実習プログラムになります。

実習生ごとに本プログラミングシートを用いて個別PGを作成する過程を個別PGの実習プログラミングといいます。

■ 誰が作るのか？

個別PGは実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえて作成することが国通知によって規定されています。この三者協議を踏まえて実習指導者と実習施設の職員が個別PGを作成することになりますが、それと対応するように実習生も教員の指導を受けて実習計画書を作成します。

■ どのように作るのか？

具体的な作成方法は「実習プログラミングの方法」で説明しますが、個別PGは各実習の多様な実施方法に対応して作成することが求められるため、実習生ごとに作成する必要があるを理解しておきましょう。

ソーシャルワーク実習における実習PGの位置づけ

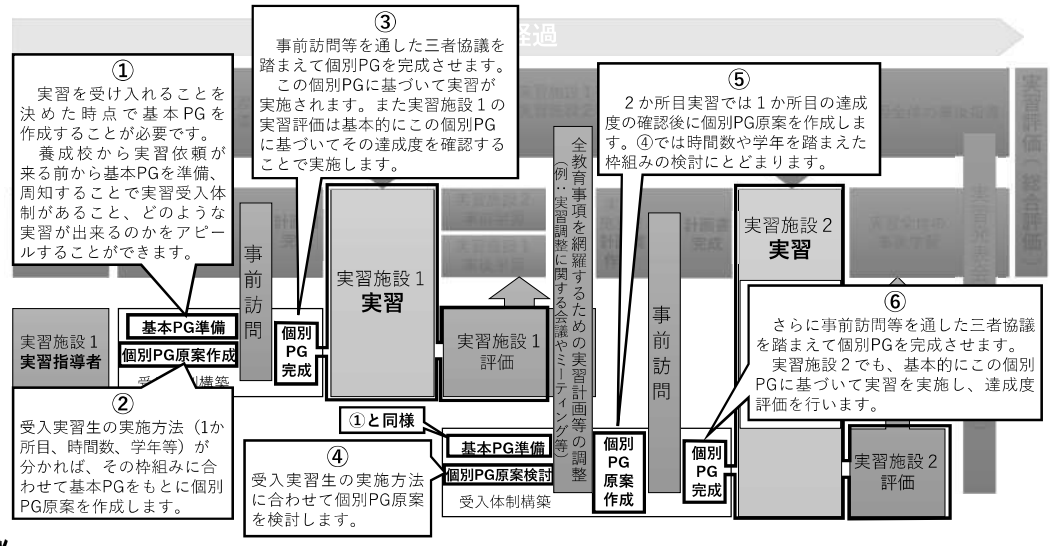

【再掲】本科目における重要用語とその定義

重要用語	用語の定義
実習プログラム（実習PGと表記）	実習に関する予定表・日程表であって、実習期間内にどのような順序や流れで体験し、学ぶのかを日々の実習内容として明記したもの（基本実習プログラムと個別実習プログラムの両方を包含する）
基本実習プログラム（基本PGと表記）	ソーシャルワーク実習の「教育に含むべき事項」を当該実習施設で実施する方法やプロセスを記載したもの（各教育事項のメニュー表的位置づけで、各実習生の具体的な実習予定を示すものではない）。基本PGをもとに実習生の実習方法に応じて個別PGが作成される。
個別実習プログラム（個別PGと表記）	基本PGをもとに、実習生の実習期間、実施年次、他の実習先、実習計画等に応じて作成される具体的な実習内容と順序を設定した予定表。個別PGに基づいて各実習が実施される。
実習プログラミング	実習プログラムを作成する方法及び過程を意味しており、基本実習プログラムの作成と個別実習プログラムの作成が含まれる
実習計画（書）（計画書と表記）	実習生が作成する実習計画であり、事前訪問等で実習生・実習指導者・教員の三者協議を行い完成させるもの

1．実習プログラムの考え方

①ソーシャルワーク実習（2か所）における
実習プログラムの位置づけ

②実習プログラムの意義と視点

実習プログラム作成の意義

2か所でソーシャルワーク実習を実施するにあたり、実習生の学びを保障するために実習PGがとても重要であることを確認しました。しかし、実習PG作成の意義はそれに止まりません。**実習指導者、養成校教員、実習生の3つの視点から実習PG作成の意義を整理しましょう。**



実習プログラム作成の視点

実習PG作成には多くの意義があることが分かりました。それでは具体的な実習プログラミングの方法について学ぶ前に、実習指導者は**どのような視点に基づいて実習PG作成に取り組む必要があるのか**確認しておきましょう。

実習プログラム作成時に求められる５つの視点

① **ジェネラリストとしてのソーシャルワーカー**を養成するためのプログラム

② **ソーシャルワークを実践的科学・形式知として伝達**するためのプログラム

③「**社会福祉士像**」**を伝達する**ためのプログラム

④「**教育のねらい（国通知）**」を達成できるプログラム

⑤「**教育に含むべき事項（国通知）**」を実施・体験できるプログラム

① ジェネラリスト・ソーシャルワーカーを養成するためのプログラム

ジェネラリスト・ソーシャルワーカーの養成

養成校

ジェネラリスト・ソーシャルワークの学び
（ジェネラリストとしてのソーシャルワーカーに必要な価値・知識・技術の習得）

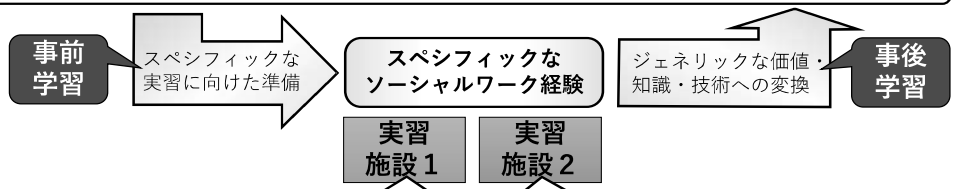

各種別の社会福祉士養成ではなく、**“ジェネラリスト・ソーシャルワーカー”**を養成する視点から実習PGを作成する必要があります。

⇒“各実習施設・実習指導者の業務”ではなく、**“各実習施設・実習指導者の立場からのソーシャルワーク”**の理解に向けた実習体験・理論的説明を設定する（**基本PG**）

⇒実習前の履修状況や実習後の学習を意識して、実習体験・理論的説明を設定する（**個別PG**）

② ソーシャルワークを実践的科学・形式知として伝達するためのプログラム

■ ソーシャルワークのグローバル定義

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメント と解放を促進する、**実践に基づいた専門職であり学問である**。

経験主義による暗黙知の伝達
職人芸の開示

理論と根拠に基づいた形式知の伝達
EBPとしてのソーシャルワークの開示
（Evidence Based Practice：科学的根拠に基づいた実践）

専門職としてのソーシャルワーカー養成にはただ現場実践を開示するだけではなく、実践と理論とを結び付けた実践的科学・形式知としてのソーシャルワークを伝達することが必要です。このためには実習指導者に「**実践を言葉にする力**」が求められますが、これは倫理綱領の「説明責任」にもつながるものです。

⇒実習生の学年や履修状況等を踏まえた理論的説明の機会・方法を設定する（**個別PG**）

③「社会福祉士像」を伝達するためのプログラム

ソーシャルワーク実習 ＝ **社会福祉士 後継者育成**

しかし

問６．就職予定先・就職活動先の選択への実習経験による影響

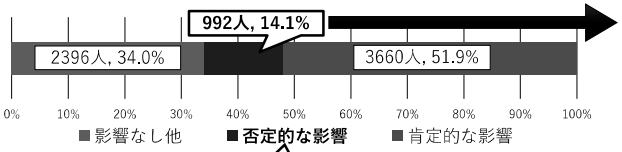

問７．実習経験で誰・何から影響を受けたか

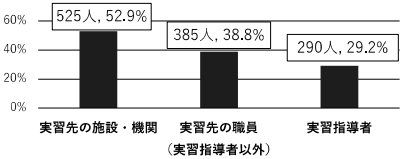

2019年度 社会福祉士・精神保健福祉士 全国統一模擬試験 受験者への進路意向等アンケート調査結果（速報）

実習経験が社会福祉士への志に否定的な影響を及ぼしている例（実習の逆機能）も１割以上発生しています。実習では、実習生が社会福祉士（ソーシャルワーカー）への志を確立できるよう、実習指導者の社会福祉士としての価値観や姿勢、社会福祉士という仕事への思いや気持ちを伝えることで**「社会福祉士像」を伝達する**ことが最も重要です。

⇒実習初期段階に実習指導者が考える「社会福祉士像（学ぶべき専門性）」を説明する時間を設定する

⇒「所属組織の職員」だけでなく**「社会福祉士として」という視点**から現場を考察するための指導を行う

④「教育のねらい（国通知）」を達成できるプログラム

教育のねらい
（ソーシャルワーク実習の教育内容：国通知）

① ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。

② 支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。

③ 生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。

④ 施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。

⑤ 総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。

ソーシャルワーク実習を通して、これらの「教育のねらい」を達成できるプログラムを作成することが求められます。
具体的には以下の内容を意識したプログラム作成を行いましょう。

① 実践と理論を結び付けるための実践体験とスーパービジョンの循環的実施

② クライエント（以下、CL）や地域と直接関わる機会の設定

③ CLに対する支援計画作成・実施・評価の一連の支援過程の体験（**個別PG：180時間実習**）

④ 「地域社会」という視点から施設・機関の役割を理解する機会の設定

⑤ 多職種・他機関・地域住民との具体的な連携場面や協働事業に参画する機会の設定

⑤「教育に含むべき事項（国通知）」を実施・体験できるプログラム

教育に含むべき事項
ソーシャルワーク実習の教育内容（国通知）

① 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成
② 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成
③ 利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価
④ 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価
⑤ 多職種連携及びチームアプローチの実践的理解
⑥ 当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ
⑦ 地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解
⑧ 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際
⑨ 社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解
⑩ ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解
1 アウトリーチ　2 ネットワーキング　3 コーディネーション
4 ネゴシエーション　5 ファシリテーション
6 プレゼンテーション　7 ソーシャルアクション

実習生の網羅的な体験を保障するため、**基本PG**ではできる限り①～⑩を体験するための実習内容を設定します。
そのためには、**体験水準を調整する方法が効果的**です。

自らの実習施設の業務・実践において
具体的な実践場面を直接体験する

関連施設・機関との連携で（1日実習等）
具体的な実践場面を直接体験する

当該教育事項と関連する実践場面の体験と理論的説明で**間接的に理解する**

実習指導者等の経験事例（現在・過去）の提示と理論的説明から**間接的に理解する**

当該教育事項の実習体験の設定は困難

2．実習プログラミングの方法

①基本実習プログラムの実習プログラミング

②個別実習プログラムの実習プログラミング

【再掲】基本実習プログラムの概要


ソーシャルワーク実習　基本実習プログラム　プログラミングシート（案）様式

実習施設名：　作成メンバー：

ソーシャルワーク実習 教育に含むべき事項（国通知）	達成目標（評価ガイドライン）	当該実習施設における実習の実施方法及び展開						
		実施有無	実施可能水準	学生に求める事前学習	具体的実習内容			
					職場理解に関する内容	職種理解に関する内容	SW実践理解に関する内容	SW実践理解（…
全体	・各段階における実習全体のねらい ・実習施設に関連して実施する事項							
①	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成	(1)クライエント等と人間関係を形成するための基本的なコミュニケーションをとることができる						
②	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成	(2)クライエント等との援助関係を形成することができる						

基本PGのプログラミングシートです。このプログラミングシートに記入して完成したものが当該実習施設の「基本実習プログラム」になります（**個別PGを作成するためのメニュー表的位置づけ**）。
この基本PGを作成するために、プログラミングシートに記入していく過程を基本PGの実習プログラミングといいます。

■ 誰が作るのか？

基本PGの作成は、**実習指導者を中心とした実習施設の職員がチームとなって取り組みます**。また作成したプログラムの実行性を担保するためには、作成チームのメンバーだけでなく、実習施設や関連施設等の関係者からもその内容に合意を得ることが必要です。

■ どのように作るのか？

基本PGのプログラミングシートを用いて作成し、完成版には関係者の合意を得ます。具体的な作成方法を以下で説明していきます。

ＳＷ実習における基本PGの位置づけ

実習を受け入れることを決めた時点で、基本PGを作成することが必要です。
養成校からの実習依頼が来る前から基本PGを準備、周知することで、実習受入体制があること、どのような実習ができるのかをアピールすることができます。また実習施設内部にも社会福祉士の専門性や実習実施をアピールすることにつながります。

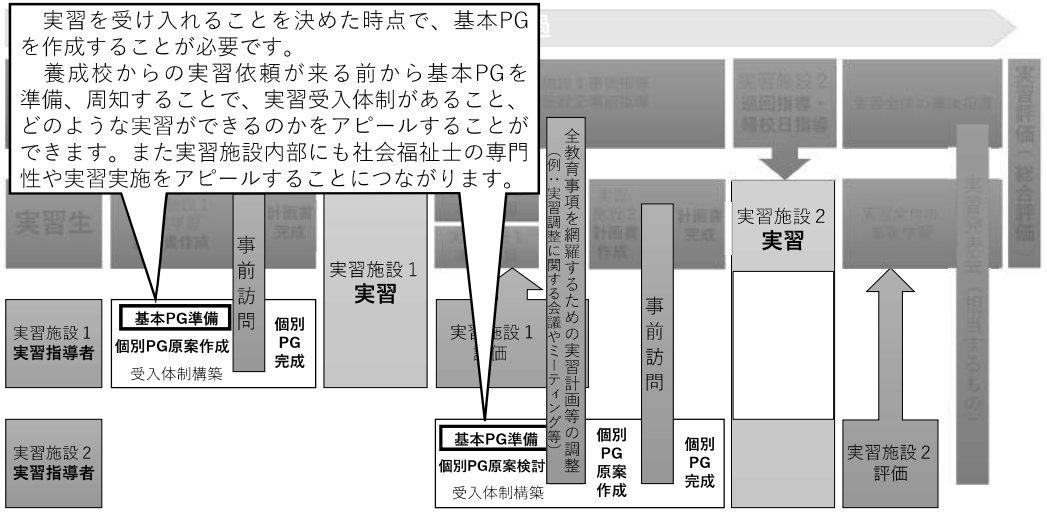

基本PGのプログラミングの流れとポイント

実習施設としてまず準備するのが基本PGです。基本PGのプログラミングの流れとポイントを確認しましょう。

基本PGのプログラミングの流れ

実習指導者を中心とした実習施設の職員で基本PG作成チームを結成する

実習施設・実習指導者・関連施設等の業務や取り組みから教育事項（国通知）に対応するソーシャルワーク実践を抽出し、各教育事項の実施可能水準を確認・記載する

設定した実施可能水準を踏まえて、各教育事項の具体的実習内容を設定する

具体的実習内容から、学生に求める事前学習、指導上の留意点、活用する教材を設定する

実習施設・関連施設等の責任者や職員から完成版基本PGについて承認を得る

・チームでプログラミングに取り組む意義

- 実習受入及び実習指導を「実習指導者個人の業務」ではなく**「実習施設全体の正式な業務」として位置づける**。
- チームでプログラミングに取り組むことに組織から公式な承認を得ておくことは、**完成した基本PGに組織の責任者や関係者から承認を得ることにもつながる。**

・プログラミングシートを用いた基本PG作成時のポイント（まとめ）

- 社会福祉士の専門性を表明する機会であること（**意義**）
- 実習施設・実習指導者として不十分なソーシャルワークを点検する機会であること（**意義**）
- 実習施設・実習指導者の業務ではなく、その立場からのSW実践を学ぶための具体的実習内容を設定する（**視点①**）
- 各教育事項（国通知）を学べるよう、体験水準の調整を行いながら具体的実習内容を設定する（**視点⑤**）

基本PG作成チームの結成《ミニワーク》

あなたが所属する施設・機関で基本PGを作成するためのチームを結成する場合、どのようなメンバーで構成するのか考えて書き込んでみましょう。

メンバーの名前（役職・資格）※あなた自身も記入してください
・
・

ポイント
メンバーは基本的に同じ実習施設の職員３～５人程度で構成するのが良いでしょう（集まりやすさや検討のしやすさの観点）。社会福祉士を基本としつつ、必要に応じて他専門職にも加入してもらいます。役職者もいると承認を得る時に助かります。

チームで作成した完成版基本PGについて、施設・機関の公式な承認を得るためには当該基本PGを誰に提出すればよいか書き込んでください。

基本PGの承認を得るために完成版基本PGを提出する人物（役職・資格）
・

ポイント
これが誰なのかを書けるようになること自体が組織アセスメントであり、社会福祉士に必要な視点です。すぐに書けなかった方は研修終了後に是非確認してみましょう。

基本実習プログラミングシートの作成

ソーシャルワーク実習　基本実習プログラム　プログラミングシート（案）様式

実習施設名：	作成メンバー：	作成日：202 年 月 日

ソーシャルワーク実習 教育に含むべき事項（国通知）		達成目標（評価ガイドライン）※各達成目標の具体例は行動目標を参照	当該実習施設における実習の実施方法及び展開							
			実施有無	実施可能水準	学生に求める事前学習	具体的実習内容				指導上の留意点 活用する資料・参照物
						理解に関する内容	職種理解に関する内容	SW 実践理解に関する内容	SW 実践例（発展的）に関する内容	
全体	・各段階における実習全体のねらい ・全教育内容に関連して実施する事項									
	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業									

※網掛けしているセルは入力不要

■基本情報の入力

基本PGのプログラミングに取り組む際、まずは基本情報を記入しましょう。

・実習施設名：実習受け入れを行う施設・機関・事業所名を記入します。

・作成メンバー：基本PG作成チームのメンバー全員の氏名を記入します。

・作成日：ここには基本PGを作成し始めた年月日ではなく、基本PGが完成した年月日を記入しましょう。できれば記入し終わった時点ではなく、施設・機関・事業所の責任者や他の職員から承認された日を記入します。

基本実習プログラミングシートの作成

ソーシャルワーク実習　基本実習プログラム　プログラミングシート（案）様式



■具体的実習内容の設定（※実施可能水準の設定も連動して実施）

各教育事項を学ぶための具体的実習内容を検討する際のポイントは以下の５点です。

(1) 評価ガイドライン（ソ教連）における達成目標・行動目標の達成に向けた内容を設定する。

(2) 何を行うのかイメージできるように「具体的な体験内容」を記述する

(3) 体験水準を調整することで、できる限り全教育事項の具体的実習内容を設定する

(4) 実践のプロセスだけでなく実習生の理解度も踏まえた段階的な具体的実習内容を設定する

(5) 教育事項同士の関連性を踏まえて具体的実習内容を設定する

基本PG作成：具体的実習内容の設定

(1) 評価ガイドラインの達成目標・行動目標の達成に向けた内容を設定する

■評価ガイドラインの構成

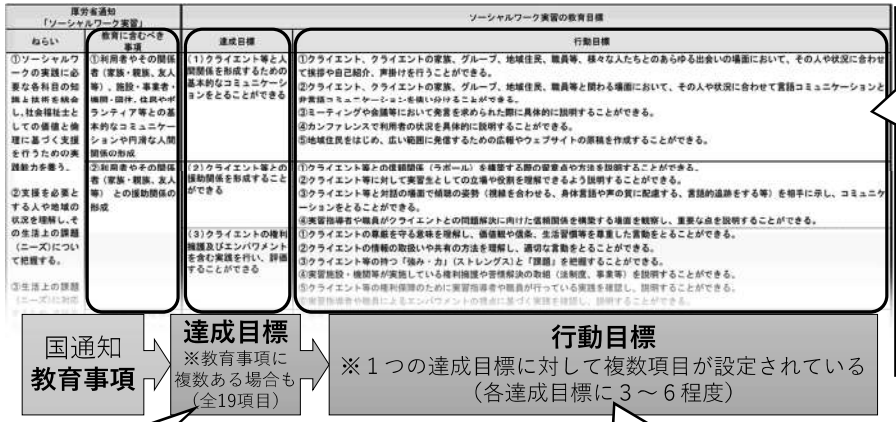

まず評価ガイドラインから各教育事項における達成目標・行動目標を基に「どのような行動ができるようになる必要があるのか」を確認します。そしてその達成目標・行動目標の達成に向けた具体的実習内容を検討・設定しましょう。

基本PG作成：具体的実習内容の設定

(2) 何を行うのかイメージできるように「具体的な体験内容」を記述する

ＮＧ例	理由と修正ポイント
・事業所の法令根拠と実態を知る ・利用者のニーズを理解する	「知る」「理解する」は体験ではなく目的です。 ⇒できるだけ具体的に「何をするのか」を書きましょう。 例：事業所の法令根拠について実習指導者より講話を行う 例：利用者のニーズ理解に向けて利用者との面談に同席する

具体的な体験内容のレパートリー（例示）	
受動的体験（※能動的要素含）	**能動的体験**
・実習指導者や他職員による説明・講話	・ＣＬや地域住民等との交流・コミュニケーション
・資料（支援記録・経営資料・報告書等）の閲覧	・資料（支援記録・報告書等）の作成
・実習指導者や他職員の業務への同行	・他職員、ＣＬ、地域住民等へのヒアリング
・場面（クライエント（以下、ＣＬ）との面接、委員会や会議、地域活動等）への同席・見学・観察	・場面（委員会・会議・地域活動等）への参加 ・イベント等の企画・運営・実施
・実習指導者とのロールプレイ（制度説明・面接）実施	・ＣＬへのアセスメント・支援計画作成・実施
・ＣＬとの面接の実施（記録やプロセスレコード作成含）	・支援結果や実習での学びの報告（発表会）

基本PG作成：具体的実習内容の設定

(3) 体験水準を調整することで、できる限り全教育事項の具体的実習内容を設定する

【例】（国通知）教育に含むべき事項⑥

当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ

検討

水準Ａ	不可能	水準Ｂ	不可能	水準Ｃ	不可能	水準Ｄ	不可能	Error
自らの実習施設の業務・実践で**具体的な実践場面を直接体験する**		関連施設・機関との連携で（１日実習等）**具体的な実践場面を直接体験する**		当該教育事項と関連する実践場面の体験と理論的説明で**間接的に理解する**		実習指導者等の経験事例（現在・過去）の提示と理論的説明で**間接的に理解する**		実施不可
可能		可能		可能		可能		
例：社協 実習指導者が立ち上げから支援を担当するサロン活動に参加する		**例：病院** 同法人が運営する包括で１日実習を行う ・包括職員が講師を担当する町内会の研修に同行する ・研修の終了後、住民から病院に期待する地域での役割についてヒアリングする		**例：障害者支援施設** ・入居者家族から当施設による生活への影響について話を聞く ↓ ・当施設の存在自体が地域社会に与える影響について、入居者家族への影響と関連付けて説明する		**例：児童養護施設** ・当施設を創設するときに生じた地域住民からの反対運動と、その時の地域住民に対する説明や説得活動の事例を説明する		
例：特養 他職員が担当する地域の要支援者への配食活動（地域公益的取組）に同行する								

決定した体験水準（A～E）を基本プログラミングシートの「実施可能水準」に記入します。

基本PG作成：具体的実習内容の設定

(3) 体験水準を調整することで、できる限り全教育事項の具体的実習内容を設定する

【留意点】体験水準と達成目標・行動目標との関係性

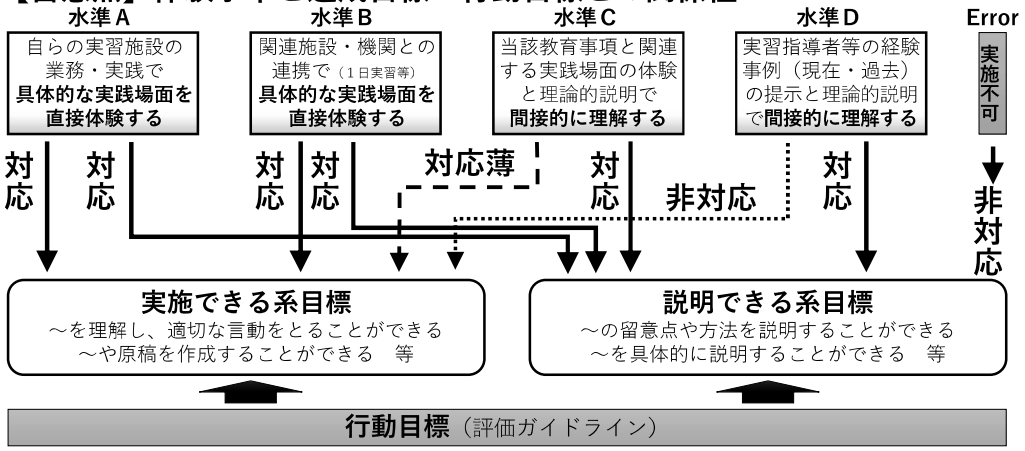

各教育事項に対する体験水準の検討《ミニワーク》

各教育事項に対する実施可能な水準を検討して、それぞれＡ～Ｅを記入してください。

	教育事項	体験水準
①	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成	
②	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成	
③	利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価	
④	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価	
⑤	多職種連携及びチームアプローチの実践的理解	
⑥	当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ	
⑦	地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解	
⑧	施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む。）	
⑨	社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解	
⑩	ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解 1 アウトリーチ　（　　）　2 ネットワーキング　（　　）　3 コーディネーション　（　　） 4 ネゴシエーション　（　　）　5 ファシリテーション（　　）　6 プレゼンテーション　（　　） 7 ソーシャルアクション（　　）	1 ～ 7 の（）にそれぞれ記入しましょう

基本PG作成：具体的実習内容の設定

(4) 実践プロセスと実習生の理解度を踏まえて段階的な具体的実習内容を設定する

各教育事項の理解には、実践のプロセスに合わせて複数の体験内容を段階的に設定することが必要です。その際、**実習生の実習への慣れ（順応度）**、**実習における学びの到達度**も合わせて考慮することで、より効果的なプログラムを組むことが可能になります。

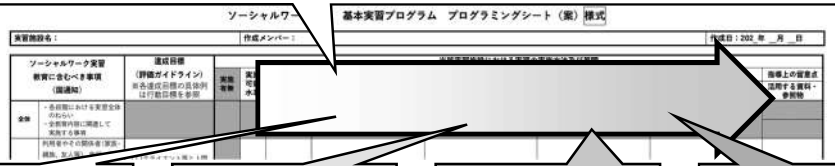

職場理解に関する内容

【実習の順応度】
緊張感が強いため、受動的体験と簡単な能動的体験で構成する

【学びの到達度】
最初はＳＷ実践の環境を構成する職場理解を中心に

職種理解に関する内容

【実習の順応度】
実習に慣れてくるため、能動的体験の強度・割合を増やしていく

【学びの到達度】
ＳＷ実践のワーカーシステムである職種理解を中心に

ＳＷ実践理解に関する内容

【実習の順応度】
実習に慣れるため、ＳＷ実践を理解するための能動的体験を中心に構成する

【学びの到達度】
ＳＷ実践の実践的理解や能力涵養に焦点を移していく

ＳＷ実践理解に関する内容（発展的）

【実習の順応度】
より積極的な能動的体験を組み込む（実習生主体の支援やイベントの開催等）

【学びの到達度】
各教育事項での学びを統合していく学びを意識する

ソーシャルワークと段階的な具体的実習内容との関係

職場理解の段階
実習施設が、どのような地域に、どのような人々を対象として、何を目的に、どのような体制で、どのような支援や活動を行っているのかを学ぶことで、ＳＷの環境面の理解を形成します

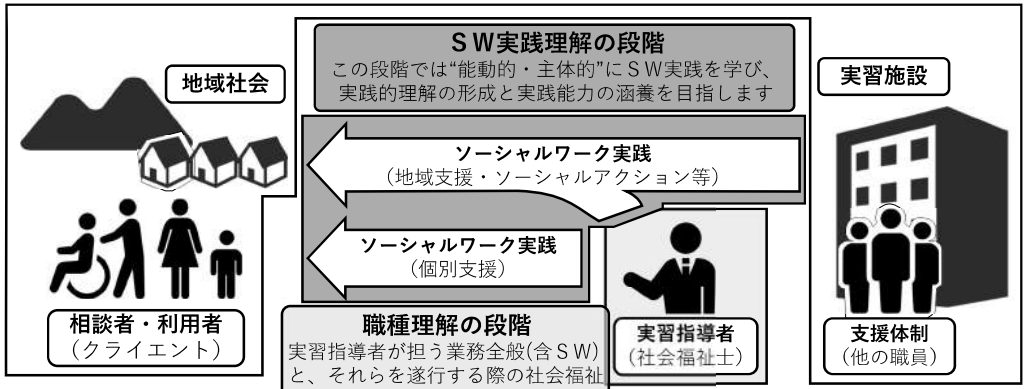

段階的な具体的実習内容の設定における留意点

実習生の実習慣れや理解の到達度に対応するために、職場理解の段階、職種理解の段階、ＳＷ実践理解の段階という学びの段階を踏まえて実習PGを作成する方法を説明しました。

ここでの留意点は、ソーシャルワーク実習の学びの焦点は実習期間全てを通してソーシャルワークであるということです。実習プログラミングにおける学びの焦点は常にソーシャルワークにあり、理解しやすくするために段階を踏んだ実習内容を設定していることを忘れないようにしましょう。

段階はあくまでも「何に重点を置くか」という視点であり、全実習期間を通してソーシャルワークを学ぶプログラムを組む

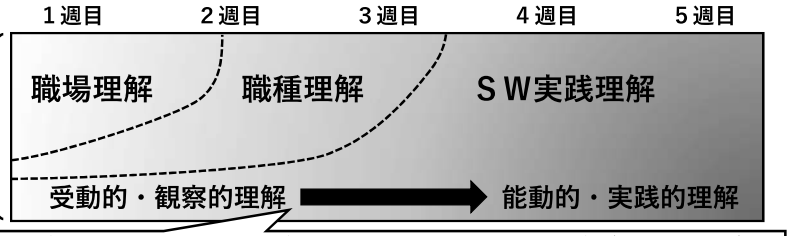

実際の実習では全体を圧縮して実施する場合や一部を切り取って実施する場合（60時間実習等）、2週目・3週目に設定した内容から始める場合（２か所目実習等）など様々な形態があります

基本PG作成：具体的実習内容の設定

(4) 実践プロセスと実習生の理解度を踏まえて段階的な具体的実習内容を設定する

【例】（国通知）教育に含むべき事項⑥

当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ

例：社協

実習指導者が立ち上げから支援を担当するサロン活動に参加する場合

職場理解に関する内容	職種理解に関する内容	ＳＷ実践理解に関する内容	ＳＷ実践理解に関する内容
・各町内会のキーパーソン、住民気質等を説明する ・町内会の会合に同行する	・実習指導者のサロン参加者との関わり方を観察する ・面接技法の活用についてのSV	・サロン活動立ち上げのきっかけと経過を説明する ・サロンの催しを企画する	・実習生が企画したサロンの催しを実施する ・実施結果を報告書にまとめる

例：特養

他職員が担当する地域の要支援者への配食活動（地域公益的取組）に同行する場合

職場理解に関する内容	職種理解に関する内容	ＳＷ実践理解に関する内容	ＳＷ実践理解に関する内容
・配食活動を行っている地域の概況について説明する ・公益的取組についての講話	・実習指導者（生活相談員）の実践が公益的取組に与える影響を担当職員にヒアリング	・配食活動に同行し、サービス利用者から生活上の困りごとを聞き取る	・地域住民の困りごとから、今後法人が取り組むべき公益的取組の企画書を作成

基本PG作成：具体的実習内容の設定

(5) 教育事項同士の関連性を踏まえて具体的実習内容を設定する



※見やすくするためにプログラミングシート（案）を一部改編しています

「段階的な具体的実習内容の設定」を**シートの横軸の流れ**について説明したものとすれば、「教育事項同士の関連性を踏まえた具体的実習内容の設定」は**シートの縦軸の関連性**についての説明といえます。

教育事項同士の関連性を踏まえた具体的実習内容設定のポイントとしては、以下の２点があります。

- １つの具体的実習内容が複数の教育事項に共通して必要・有効な場合があることを意識して具体的実習内容を設定する。
- 教育のねらい③「～支援計画の作成、実施及びその評価を行う」の達成に向けて、複数の教育事項を関連付けながら具体的実習内容を設定することで、一連の支援の流れを学べるようにする。

基本PG作成：具体的実習内容の設定

(5) 教育事項同士の関連性を踏まえて具体的実習内容を設定する

１つ目のポイントである「具体的実習内容が複数の教育事項に共通して必要・有効な場合があることを意識して具体的実習内容を設定する」を確認してみましょう。

例：社協

１週目
職場理解の段階

・各町内会のキーパーソン、住民気質等を説明する
・町内会の会合に同行する

先ほどは「⑥当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ」の職場理解の段階に設定しました。
この具体的実習内容が必要・効果的な教育事項が他にもないか確認します。

① ～住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成
➢会合での住民との交流

⑩－１ アウトリーチ
➢社会福祉士から出向き、会合でニーズキャッチをする様子の観察
※SVでの理論的説明で補足

例：特養

１週目
職場理解の段階

・配食活動を行っている地域の概況について説明する
・公益的取組についての講話

これも先ほどは⑥の職場理解の段階に設定しました。
他の教育事項への必要性や効果を検討します。

⑧ 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際
➢社会福祉法人の経営における地域公益事業・地域公益的取組の説明

⋮
他の教育事項にも関連

具体的実習内容は無数に考えられます。しかし実習期間は限られているため、基本PGではあらゆる具体的実習内容を検討するより多くの教育事項に寄与する重要な具体的実習内容を検討することが重要です。

基本PG作成：具体的実習内容の設定

(5) 教育事項同士の関連性を踏まえて具体的実習内容を設定する

教育のねらい「③～支援計画の作成、実施及びその評価を行う」の達成に向けて、複数の教育事項を関連付けながら具体的実習内容を設定する方法について確認します（**一例**）。

教育事項①～⑤が支援計画作成～実施という一連の支援の体験に関連しやすくなります

ソーシャルワーク実習 教育に含むべき事項（国通知）		当該実習施設における実習の実施方法及び展開 具体的実習内容 職場理解に関する内容	職種理解に関する内容	SW 実践理解に関する内容	SW 実践理解に関する内容（発展的）
①	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成	・利用者との交流（日常場面での会話） ・利用者や家族からの相談に対応する面接への同席			
②	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成		・実習指導者による初回面接場面への同席・観察 ・担当する利用者との援助関係形成に向けた説明		
③	利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価			・担当利用者との交流を通したアセスメント ・担当利用者の支援計画の作成と本人への説明	・支援計画に基づく支援の実施 ・支援の評価に向けた利用者へのヒアリング
④					
⑤				・担当利用者に関する情報収集のための他職員へのヒアリング	・支援実施のための他職員への説明と協力依頼

様々な教育事項における具体的実習内容を関連付けながら、一連の支援の流れを学べるプログラムを作成します。

※見やすくするためにプログラミングシート（案）を一部改編しています

各教育事項の体験開始時期の検討《ミニワーク》

実習生の実習慣れ（順応）、学びの到達度、各教育事項の関連性を考慮した場合、それぞれ何週目から各教育事項の具体的実習内容を始めるのが適当なのかを検討し、検討結果を記入してください。

	教育事項	開始時期
①	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成	週目
②	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成	週目
③	利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価	週目
④	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価	週目
⑤	多職種連携及びチームアプローチの実践的理解	週目
⑥	当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ	週目
⑦	地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解	週目
⑧	施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む。）	週目
⑨	社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解	週目
⑩	ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解 1 アウトリーチ （ 週目） 2 ネットワーキング （ 週目） 3 コーディネーション （ 週目） 4 ネゴシエーション （ 週目） 5 ファシリテーション （ 週目） 6 プレゼンテーション （ 週目） 7 ソーシャルアクション （ 週目）	1 ～ 7 の（ ）にそれぞれ記入しましょう

基本実習プログラミングシートの作成

ソーシャルワーク実習　基本実習プログラム　プログラミングシート（案）様式

実習施設名：　作成メンバー：　作成日：202_年 __月 __日

ソーシャルワーク実習 教育に含むべき事項（国通知）		達成目標（評価ガイドライン）※各達成目標の具体例は行動目標を参照	当該実習施設における実習の実施方法及び展開 実施有無	実施可能水準	具体的実習内容 職場理解に関する内容	職種理解に関する内容	SW 実践理解に関する内容	SW 実践理解（発展的）に関する内容	指導上の留意点 活用する資料・参照物
全体	・各段階における実習全体のねらい ・全教育内容に関連して実施する事項								
①	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成	(1)クライエント等と人間関係を形成するための基本的なコミュニケーションをとることができる							
②	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成	(2)クライエント等と援助関係を形成することができる							

■実習生に求める事前学習の設定

それぞれの教育事項に関する具体的実習内容に取り組む上で、実習生に求められる事前学習を設定します。個別PGではこの欄は「事前学習・事前訪問」となり、事前訪問で実施する内容についても記入しますが、その内容は個別性が高くなるため基本PGではあくまでも当該教育事項に関連して求められる事前学習のみ設定します。ポイントは以下のとおりです。

・実習生に求める事前学習：具体的かつ実行可能な内容を設定する（参照物も意識する）

基本実習プログラミングシートの作成

・実習生に求める事前学習：具体的かつ実行可能な内容を設定

事前学習のカテゴリー	具体例
・実習施設に関連する法制度の理解（目的や支援体制）	・社会福祉協議会の法的根拠とそこで規定される目的を調べる（**福祉六法、e-gov等**） ・介護保険制度の概要についての学習（**教科書並びに市の介護保険パンフ等参照**）
・実習施設が所在する地域（市町村等）の理解	・市の人口・高齢化率・自治体組織率を調べる（**市のホームページを参照**）
・実習施設が対象とする人々（クライエント）の理解	・特養の入居条件（制度的原則的）とその人々の身体的・認知的な特徴を調べる（**教科書並びに市の介護保険パンフ等参照**）
・実習施設そのものについての理解	・実習施設である特養の法人理念、入居定員数、配置している専門職と職員数、サービス特色について調べる（**ＨＰや特養パンフ等参照**）
・ソーシャルワーク実践の理論的な理解	・アウトリーチの理論と具体例を調べる（**教科書等参照**）

参照物を併記すると実習生が取り組みやすくなります

基本実習プログラミングシートの作成

ソーシャルワーク実習　基本実習プログラム　プログラミングシート（案）様式

実習施設名：	作成メンバー：	作成日：202_年_月_日

ソーシャルワーク実習教育に含むべき事項（国通知）		達成目標（評価ガイドライン）※各達成目標の具体例は行動目標を参照	当該実習施設における実習の実施方法及び展開						
			実施有無	実施可能水準	学生に求める事前学習	具体的実習内容			
						職場理解に関する内容	職種理解に関する内容	SW実践理解に関する内容	SW実践開発（発展的）に関する内容
全体	・各段階における実習全体のねらい ・全教育内容に関連して実施する事項								
①	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成	（1）クライエント等と人間関係を形成するための基本的なコミュニケーションをおこなうことができる							
②	利用者やその関係者（家族、友人等）との援助関係の形成	（2）クライエント等との援助関係を形成することができる							

■指導上の留意点、活用する資料・参照物の設定

それぞれを検討する際には、以下のポイントを意識しましょう。

・指導上の留意点：実習指導者だけでなく、関連職員に気を付けてもらいたい点も記入する

・活用する資料・参照物：実習生が入手・閲覧可能な一般資料と組織内部資料を設定する

基本実習プログラミングシートの作成

・指導上の留意点：実習指導者だけでなく、関連職員に気を付けてもらいたい点も記入する

指導上の留意点には何を書いても構いませんが、ポイントとしては実習を行う上で意識すべきこと、忘れてはいけないを記載します。具体的には担当者や実施場所、指導方法、リスクマネジメントとして利用者や実習生に配慮すべき点、スーパービジョンで確認すべき点や伝え方などが挙げられます。

具体的な記載内容の例は「基本PGの具体例」を参照してください。

・活用する資料・参照物：実習生が入手・閲覧可能な一般資料と組織内部資料を設定する

一般資料のカテゴリー例	組織内部資料の例
・社会福祉士養成の教科書	・支援記録、ケース記録、カルテ
・社会福祉やソーシャルワークに関する専門書	・事業計画書、事業報告書
・行政が運営する公的なＨＰ（法制度や地域）	・アクシデント・インシデント報告書
・行政が発行するパンフレット	・引継ぎノート
・実習施設が発行する案内やパンフレット	・組織図と業務分掌表
・職能団体や事業者団体のＨＰ	・各マニュアル（事故・苦情・災害対応マニュアル等）

基本PG作成における養成校教員との連携

基本PG作成において最後に押さえておきたいのが「養成校教員との連携」です。以下２つの目的に向けて養成校教員との連携が有効であると考えられます。

実習を施設全体の正式な業務として位置づける

基本PG作成チームへの養成校教員の参画
・アドバイザー
・スーパーバイザー　等

養成校教員による責任者への説明・依頼
・チームでの基本PGの作成
・実習施設全体での完成版基本PGの実施

ＳＷ理論を踏まえて実習施設・実習指導者の業務・取組を具体的実習内容に落とし込む

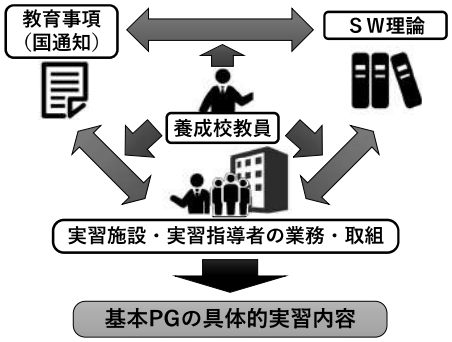

基本PG作成に向けたヒント

以上、基本PG作成に向けた基本実習プログラミングシートの記入方法について学んできました。研修を受講した皆さんが今後基本PGを作成するにあたって、最後に以下の点を確認しておきたいと思います。

基本実習プログラム作成に向けたヒント

・最初に作成する時点で「完璧で充実した」基本PGを目指す必要はない
（⇒全ての具体的実習内容のセルを埋める必要はありません）

・まずは180時間実習をするに十分な内容の基本PG作成に取り組む
（⇒この理由については次の個別PG作成で説明します）

・体験水準を調整してできる限り全教育事項に関する具体的実習内容を設定する

・“作成⇒実習実施⇒加筆・修正⇒実習実施⇒加筆・修正”の循環で基本PGの完成度を高めていく（具体的実習内容の量と質を向上させる）

2．実習プログラミングの方法

①基本実習プログラムの実習プログラミング

②個別実習プログラムの実習プログラミング

【再掲】個別実習プログラムの概要



個別PGのプログラミングシートです。本プログラミングシートに記入して完成したものが各実習生の実習プログラムになります。
実習生ごとに本プログラミングシートを用いて個別PGを作成する過程を個別PGの実習プログラミングといいます。

■ **誰が作るのか？**

個別PGは実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえて作成することが国通知によって規定されています。この三者協議を踏まえて実習指導者と実習施設の職員が個別PGを作成することになります。

■ **どのように作るのか？**

個別PGは各実習の多様な実施方法に対応するため、実習生ごとに作成する必要があることへの理解が必要です。上記の通り三者協議が必要とされていますが、協議前後に原案と完成版を作成するのは基本的に実習施設側（実習指導者）です。それでは、個別PGの実習プログラミングを確認していきましょう。

ＳＷ実習における個別PGの位置づけ ①

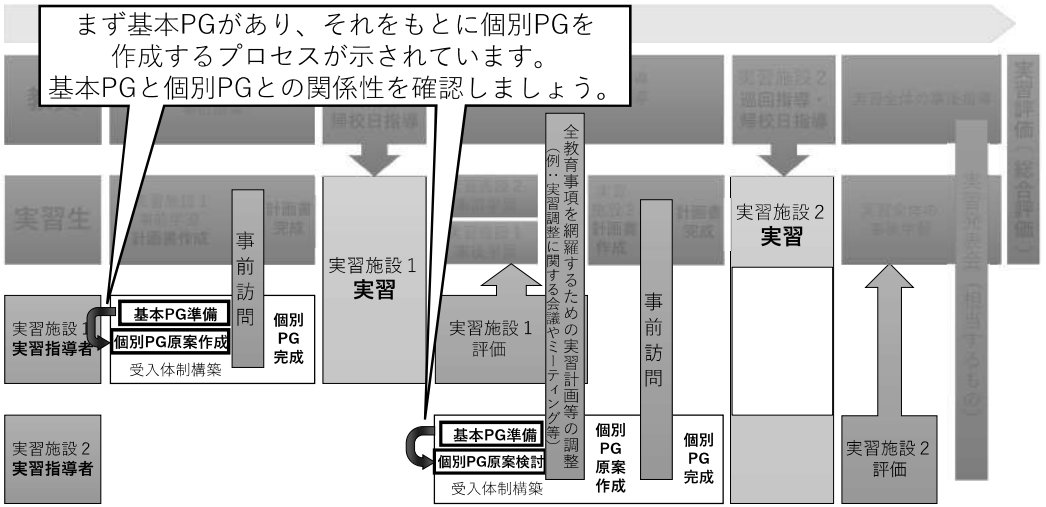

基本PGと個別PGとの関係性

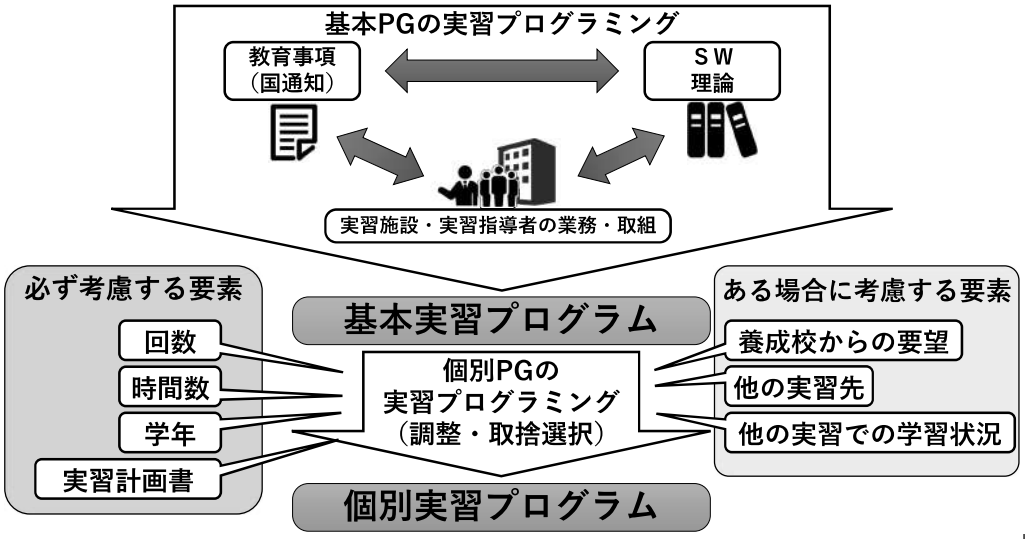

ＳＷ実習における個別PGの位置づけ ②

ソーシャルワーク実習は、個別PGに基づいて実施されることになります
⇒個別PGが各実習生にとっての具体的な実習予定表

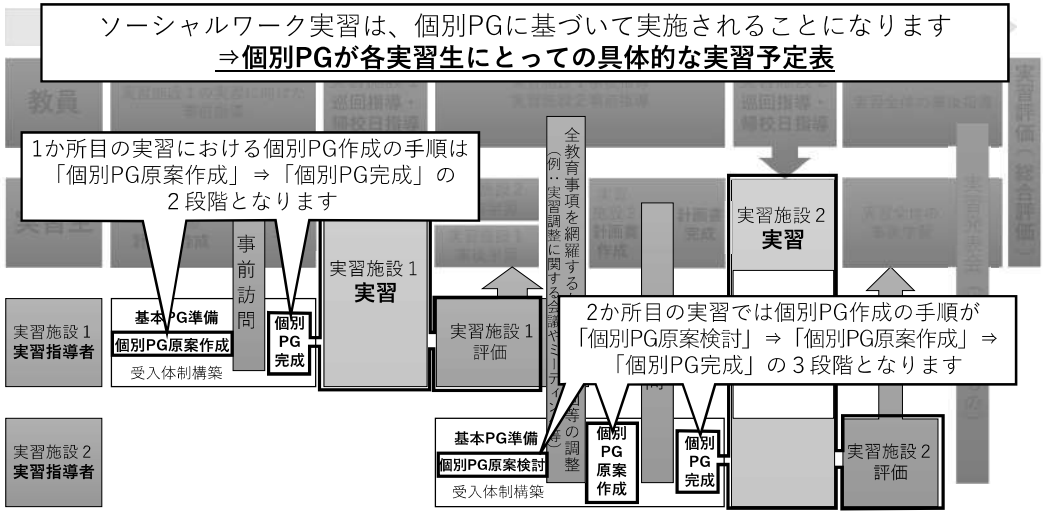

ソーシャルワーク実習における個別PGのパターン

前スライドで確認した通り、１か所目実習と２か所目実習では個別PG作成の手順が異なります（２か所目実習の方が手順や考慮する要素が多くなる）。

また、新カリキュラムでは１か所で180時間以上の実施が規定されているため、「180時間以上の実習」と「60時間以下の実習」が行われることになり、時間数によって個別PGの内容は異なります。

この２点を整理すると、以下の表のとおり個別PGには大きく４つのパターンがあることが分かります。

		実習の実施回数	
		１か所目	２か所目
実習時間数	180時間	① 180時間（１か所目）	② 180時間（２か所目）
	60時間	③ 60時間（１か所目）	④ 60時間（２か所目）

※ 実際には「210時間＋30時間」や「180時間＋30時間＋30時間」等の多様なバリエーションがありえますが、今回は上記4パターンについて学習します。

180時間の個別PG作成

まず180時間実習の個別プログラミングシートを確認してみましょう。

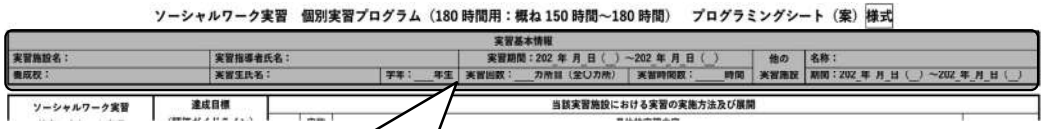

■実習基本情報の入力

個別PGのプログラミングに取り組む際、まずは基本情報を記入しましょう。

- **実習施設名：基本PGと同じです。**
- **実習指導者氏名：主たる実習指導者が決まっている場合にはその氏名を記入します。**
- **実習期間：実習を受け入れる期間を記入します。**
- **養成校、実習生氏名、学年、実習回数、実習時間数：それぞれ受け入れる実習生に応じて入力しましょう。**
- **他の実習施設：受け入れる実習生が行う他の実習先の情報を分かる範囲で記入します。１か所目の場合は２か所目が決まっておらず入力できない場合があります。**

180時間の個別PG作成

まず180時間実習の個別プログラミングシートを確認してみましょう。

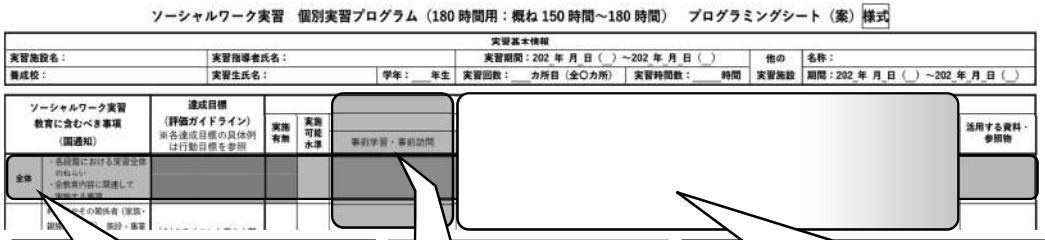

個別PG特有の行で、全教育事項に関連する具体的実習内容を記載します。具体的には以下のような内容です。
- 1週目：初日オリエンテーション
  事前学習（課題）の達成度確認
  1週目振り返りのSV　等々
- 2週目：実習指導者への1日同行
  2週目振り返りのSV
- 3週目：3週目振り返りのSV
- 4週目～：支援計画・支援・評価の発表
  実習終了の挨拶周り

基本PGでは実習生に求める事前学習でしたが、個別PGでは事前課題に加えて事前訪問で実施することも記載します。一部の教育事項と強く関連する場合は①～⑩の該当する行に記載しますが、全教育事項に関連する内容であれば一行目の「全体」のセルに記載しましょう。

基本PGのプログラミングシートに記載した具体的実習内容の「職場理解」から「SW実践理解」に対応しています。基本PGの内容をそのまま貼り付けるだけではなく、実習生の実習時間、実習回数、学年、計画書、他の実習先の種別や学びの状況、養成校からの要望などを勘案して、基本PGの内容から調整・取捨選択して個別PGの具体的実習内容を設定します。

180時間（１か所目）の個別PG作成

まずは**最も基本となる**180時間実習（１か所目）の個別PG作成を確認します。

■作成手順

養成校からの実習依頼

基本情報

- **回数：１か所目**
- **時間数：180時間**
- **学年：●年生**

要確認情報

- **養成校からの要望**
- **他の実習先**

考慮

基本PG

調整・取捨選択

個別PG原案作成
・１か所目向け
・180時間用

事前訪問等
- **実習計画書**
- **養成校要望**

調整

個別PG完成
・１か所目向け
・180時間用
・計画書に対応

養成校から実習への要望がある場合、それを踏まえて個別PGに含む教育事項と具体的実習内容の取捨選択を行います　**※180時間（１か所目）実習の調整幅は少ない。**

実習計画書の内容を踏まえて最終調整を行います。個別PGが計画書に添えない場合には、計画書の修正を求めます（両者を調整する）。
※「三者協議」の一部を担う手順

２か所目の種別が決まっていれば、他の実習先で学べる教育事項を少なくする、他方では学びにくい教育事項の体験を増やすという調整が可能です。
※180時間（１か所目）実習ではあまり調整しなくても大きな問題はない

180時間（１か所目）の個別PG作成

１．基本PGからの調整・取捨選択による個別PG原案作成

養成校から依頼があり、実習の基本情報を確認したら基本PGを調整・取捨選択して個別PG原案を作成します。180時間実習の個別PG作成は基本PGの完成度に大きく依拠します。

理由として、基本PGのプログラミングシートは具体的実習内容を「４週目～」まで設定していますが、180時間実習は5週目（4週と3日間：1日8時間、1週5日で計算）まであるためです。**基本PGがミニマムで構成されている場合には、基本PGを調整・取捨選択するまでもなく、それがそのまま180時間実習の個別PGとなります。**

基本実習プログラム	個別実習プログラム
①ミニマムな内容	そのまま（調整不能）
②各教育事項における具体的実習内容が充実	各教育事項における具体的実習内容を取捨選択
③各教育事項における発展的な具体的実習内容が充実	各教育事項で実施する具体的実習内容の段階を調整・取捨選択

基本PGと180時間個別PGとの関係性

① 基本PGの具体的実習内容がミニマムな場合

基本実習プログラム

【イメージ図】面積が基本PGの具体的実習内容量を表す

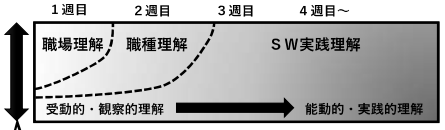

イメージ図の縦の長さは各教育事項の**具体的実習内容の充実度**を表します
※各教育事項の具体的実習内容が充実すると縦幅が拡がる

イメージ図の横の長さは教育事項の**各段階における具体的実習内容の充実度**を表します
※発展的な具体的実習内容が多く設定されると横幅が拡がる

180時間個別実習プログラム

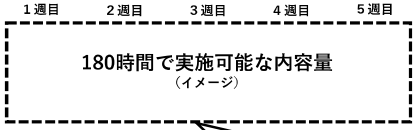

ちょうど180時間で実施できる実習内容であるため調整する余地がない（**調整不要ではなく調整不能**）

つまり基本PGには最低水準として180時間実習に相当する具体的実習内容を設定しておくことが必要です。これが、基本PG作成のヒントで**「まずは180時間実習をするに十分な内容の基本PG作成に取り組む」**と述べた理由です。

基本PGと180時間個別PGとの関係性

② 基本PGの各教育事項における具体的実習内容が充実している場合

基本実習プログラム

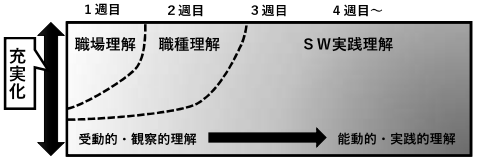

180時間個別実習プログラム

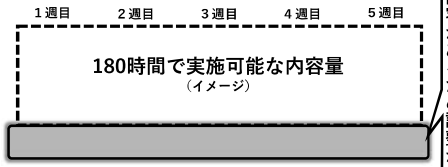

実施できない内容があるため調整が必要

調整パターンとイメージ図

実習慣れしていない実習生
職場／職種理解をしっかりと行う
※１か所目実習は基本このパターンで調整



初期のSW実践理解の体験が少なく職場／職種理解に比重を置いたPG

実習慣れしている実習生
SW実践理解に比重を置く
※２か所目実習に適している

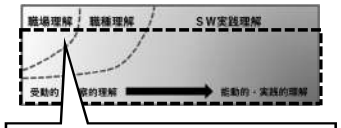

職場／職種理解の内容を圧縮・省略してSW実践理解の体験を多くしたPG

目標やテーマが明確な実習生
目標やテーマに応じて取捨選択する



※白抜きは不実施をイメージ

目標やテーマに応じて実施する部分を取捨選択・調整したPG

基本PGと180時間個別PGとの関係性

③ 基本PGの各教育事項における発展的な具体的実習内容の段階が充実している場合



調整パターンとイメージ図

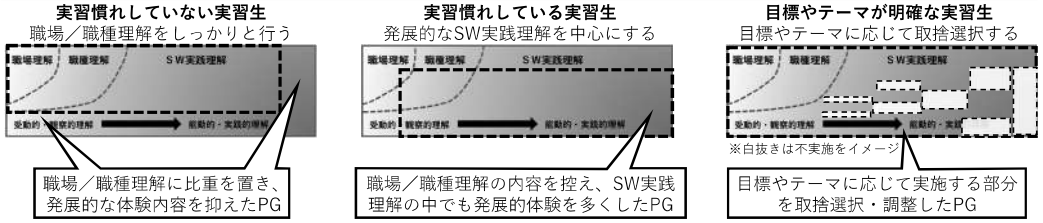

180時間（１か所目）の個別PG作成

２．個別PG原案の調整による個別PGの完成

個別PG原案ができたら、実習生の計画書や養成校教員からの要望を踏まえて個別PG原案の調整を行い、個別PGを完成させます。このプロセスにおいて実習指導者・実習生・養成校教員による三者協議を行います（※三者が一堂に会して協議を行う場合もあれば、直接三者が集まるのではなく電話やメール等を用いて間接的に協議を行う場合もある）。

個別PG原案は事前訪問時に、個別PG完成版は実習初日までに実習生に渡しましょう。

180時間（１か所目）の個別PG原案から完成版作成のイメージ図

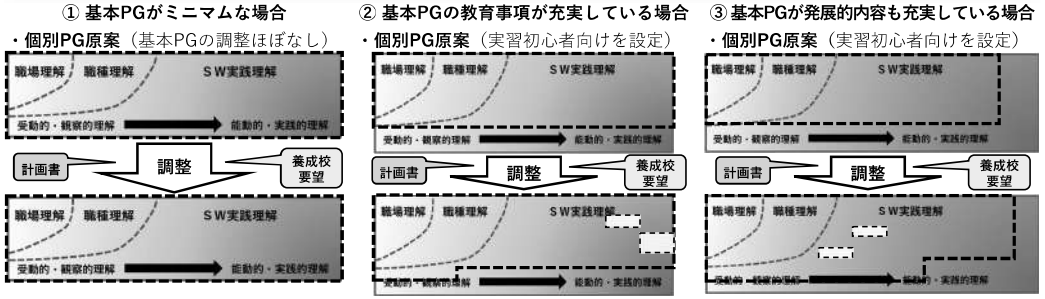

180時間（１か所目）の個別PG作成

以上が180時間（１か所目）の個別PG作成の手順です。最後に180時間（１か所目）の個別PG作成に向けたヒントを確認しましょう。

180時間（１か所目）の個別PG作成に向けたヒント

・基本的に個別PG原案は“実習初心者向け”の内容で作成する
（⇒一度作成できれば他の実習生の原案としても使用できます）

・２か所目の実習先の情報の有無に関わらず、できるだけ教育事項を網羅的に体験できるプログラム作成を心掛ける
（⇒2か所目は60時間のため、180時間1か所目にできる限りの教育事項を含める）

・ある意味、180時間（１か所目）実習の場合、60時間（２か所目）実習が未体験の教育事項を実施できるように調整する役割を担っていると考える
（⇒養成校によって具体的な要望がある場合が対応する）

180時間（２か所目）の個別PG作成

次に180時間実習（２か所目）の個別PG作成を確認します。

■作成手順

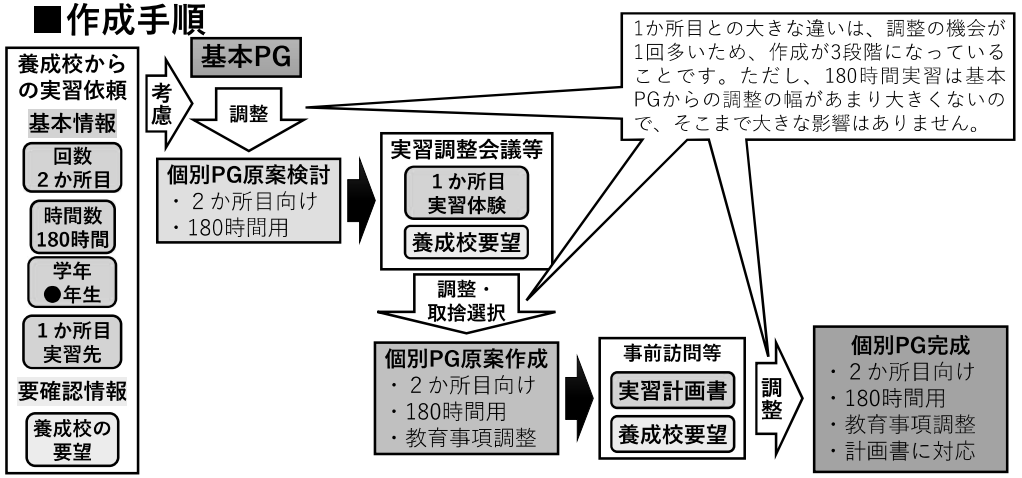

180時間（２か所目）の個別PG作成

１．基本PGからの調整による個別PG原案検討

養成校から依頼があり実習の基本情報を確認した際に180時間（2か所目）だった場合、すぐに個別PG原案を作成するのは難しいかもしれません。その理由として、60時間（1か所目）実習における実習生の実習慣れや体験内容を確認した後でなければ、作成した原案の適切性を判断できないということが挙げられます。

そのため、2か所目の実習では1か所目と異なり、実習調整会議等を通して実習生の1か所目での実習態度や体験内容が確認できるまでは、個別PG原案の検討に留めることが無難です。具体的にできることとしては、個別プログラミングシート（180時間用）を準備することと、実習受入期間に実習施設で体験できる内容を確認する程度です。

Q. **180時間（２か所目）が分かった時点で「実習慣れしている実習生向け」の180時間個別PGを原案として準備してはどうか？**

A. **あり得ますが、60時間（１か所目）実習を終えたからといって実習生が「実習慣れしている」と考えることには慎重になる必要があります。１か所目実習の学びや体験に対する実習生自身の主観的な評価も勘案していく視点が重要です。**

180時間（２か所目）の個別PG作成

２．基本PGからの調整・取捨選択による個別PG原案作成

実習調整会議等で実習生の１か所目における実習慣れや体験内容が確認できたら、それらを踏まえて個別PG原案を作成します。

３．個別PG原案の調整による個別PGの完成

実習生の計画書や養成校教員の要望を踏まえて原案を調整し、個別PGを完成させます。

180時間（２か所目）の個別PG原案から完成版作成のイメージ図

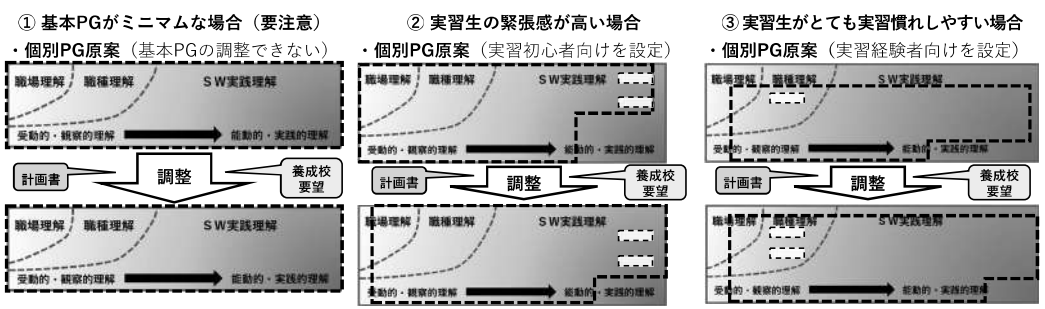

180時間（２か所目）の個別PG作成

以上が180時間（２か所目）の個別PG作成の手順です。最後に180時間（２か所目）の個別PG作成に向けたヒントを確認しましょう。

180時間（２か所目）の個別PG作成のヒント

・２か所目という理由だけで実習経験者向けを準備することは避ける
（⇒実習経験者向けPGも一度準備したら他実習生にも活用できるものの扱いは慎重に）

・１か所目の実習先の体験を踏まえて、教育事項ごとの体験量を調整してを個別PGを作成するが、実習中には柔軟に対応することを忘れずに
（⇒１か所目の実習生の情報が２か所目も当てはまるかはやってみないと分からない）

・基本PGがミニマムな場合、180時間（２か所目）に適した調整ができない可能性があるため、基本PGの充実化を図ることが必要
（実習生の緊張感が強い場合等、基本PGがミニマムでも問題ないこともある）

60時間の個別PG作成

60時間実習の個別プログラミングシートを確認してみましょう。

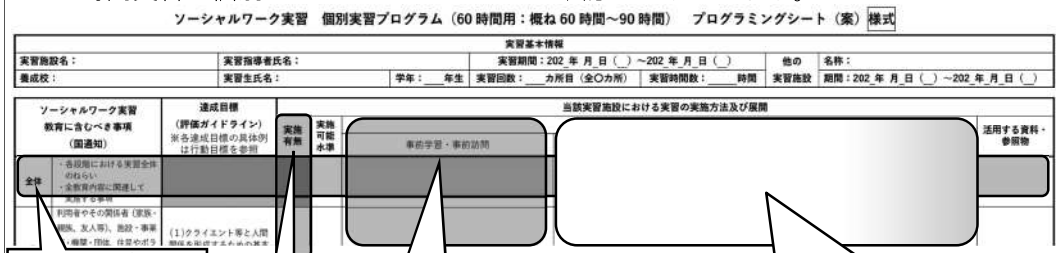

180時間用プログラミングシートと同様

60時間実習では限られた時間で各教育事項を実施するか否かの選択を行う必要性が出てきます。実施の有無を決めて○×を入力します（180時間実習も入力する）。

180時間用プログラミングシートと同様ですが、60時間という限られた時間で学びを最大化させるための工夫が必要です。
（例）
・1か所目：事前訪問時に緊張感を和らげるための内容
・2か所目：1か所目の学びを2か所目実習に結び付けるための事前課題　等

60時間実習は集中の場合2週しかないため、4週分以上の具体的実習内容を記載している**基本PGからの調整幅が大きい**ことがその特徴です。この調整・取捨選択の方向性について学習していきましょう。

60時間（１か所目）の個別PG作成

プロセスは180時間と変わりませんが、考慮すべき要素が多少異なります。

■作成手順

養成校からの実習依頼

基本情報

- 回数：１か所目
- 時間数：60時間
- 学年：●年生

要確認情報

- 養成校からの要望
- 他の実習先

考慮

基本PG

調整・取捨選択

個別PG原案作成
・１か所目向け
・60時間用

事前訪問等
- 実習計画書
- 養成校要望

調整

個別PG完成
・１か所目向け
・60時間用
・計画書に対応

60時間（１か所目）の場合、**養成校からの要望（60時間（１か所目）実習の方針・位置づけ）**が個別PG作成に大きな影響を及ぼします。

実習計画書の内容を踏まえて最終調整を行います。個別PGが計画書に添えない場合には、計画書の修正を求めます（両者を調整する）。
※「三者協議」の一部を担う手順

2か所目の種別が決まっていたとしても、60時間（１か所目）の場合それを考慮したPG作成には難しさがあります。
※実習慣れしていない上、2週間弱しか期間がない

60時間（１か所目）の個別PG作成

１．基本PGからの調整・取捨選択による個別PG原案作成

180時間実習と同じく、養成校から依頼があり、実習の基本情報を確認したら基本PGから調整・取捨選択して60時間実習の個別PG原案を作成します。60時間実習では基本PGからの調整幅が大きくなります。基本的に各個別PGはオーダーメイドで作成する必要がありますが、 60時間実習でも基本的な「**実習初心者向け個別PG**」を作成すれば、多くの実習生（主に１か所目）の個別PG原案として活用することが可能になります。この基本的な「実習初心者向け個別PG（60時間実習）」を確認しましょう。

基本実習プログラム

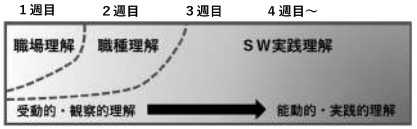

60時間個別実習プログラム



基本PGがミニマムでも実施できない内容の方が多い
⇒非常に調整幅が大きい

60時間実習における実習初心者向け個別PGの作成

実習初心者向け個別PGのNG例

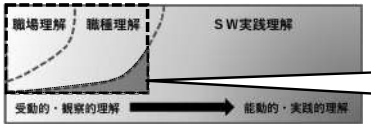

SW実践理解の内容が少なすぎる
⇒60時間（１か所目）も“ソーシャルワーク実習”

目指すべき実習初心者向け個別PG

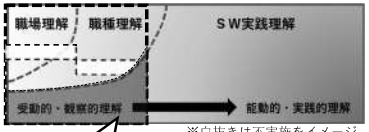

※白抜きは不実施をイメージ

職場・職種理解を一部割愛する等して
SW実践理解の内容をしっかりと組み込む

or

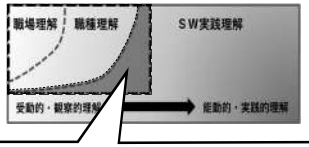

実習内容を圧縮

職場・職種理解を実施しながらも
SW実践理解に向けた能動的な体験内容を重点実施

60時間実習個別PGと養成校からの要望の関係性

養成校からの要望 パターン①

実習慣れを目標に基本的な職場・職種理解を押さえたPG





実習施設として作成した実習初心者向け個別PGをそのまま原案に使用

養成校からの要望 パターン②

2か所目の種別を考慮して教育事項の比重を調整したPG



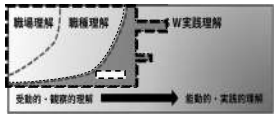

実習初心者向け個別PGを元に養成校から要望を参考に教育事項を取捨選択して原案作成

養成校からの要望 パターン③

実習施設として最も特色あるSW実践に比重を置いたPG

※あくまでもイメージ



※要注意※
上記イメージ図の個別PGは２か所目で実習慣れしている実習生向けの内容となる（実習経験者向け個別PG）
⇒実習初心者向け個別PG自体を特色あるSW実践をしっかりと学べるよう工夫したものとして作成しておく

60時間（１か所目）の個別PG作成

２．個別PG原案の調整による個別PGの完成

個別PG原案ができたら、実習生の計画書や養成校教員からの要望を踏まえて個別PG原案の調整を行い、個別PGを完成させます。原案作成時にも養成校からの要望を踏まえることを説明しましたが、それは「**養成校全体としての１か所目60時間実習に関する方針**」に関する要望です。原案作成後の調整における養成校教員からの要望は、実習生の計画書、特徴、２か所目の実習先等を踏まえた**実習生ごとの個別的な要望**を意味します（三者協議の位置づけ）。

また60時間実習では調整幅が大きいため、個別PG原案から完成版作成において調整しすぎてしまわないように注意することも必要です。

60時間（１か所目）の個別PG原案から完成版作成に向けた調整方法

具体的実習内容の取捨選択
- 教育事項の取捨選択（行全体）
- 段階の取捨選択（列全体）
- 教育事項の各段階における具体的実習内容の取捨選択（各セル内）

実習中の実施方法の調整
- 個別PGに記載する具体的実習内容は変更せずに、実習中の実施方法の調整で対応

60時間（１か所目）の個別PG作成

以上が60時間（1か所目）の個別PG作成の手順です。最後に60時間（1か所目）の個別PG作成に向けたヒントを確認しましょう。

60時間（１か所目）の個別PG作成のヒント

- **様々な実習生の個別PG原案に使用できる実習初心者向け個別PGを作成する**
（実習施設として特色あるSW実践をしっかり学べるような工夫をしたPG作成を意識する）
- **養成校からの60時間（１か所目）実習の方針を踏まえて個別PG原案を作成**
（養成校からの方針を踏まえつつも、１か所目実習では実習生自身の緊張感が強いことを踏まえて原案作成は慎重に（２か所目としっかり区別する））
- **三者協議を踏まえた個別PG原案からの完成版決定では調整しすぎに注意**
（具体的実習内容の調整・取捨選択だけでなく実習中の実施方法調整での対応も検討）

60時間（２か所目）の個別PG作成

最後に60時間実習（２か所目）の個別PG作成を確認します。

■作成手順

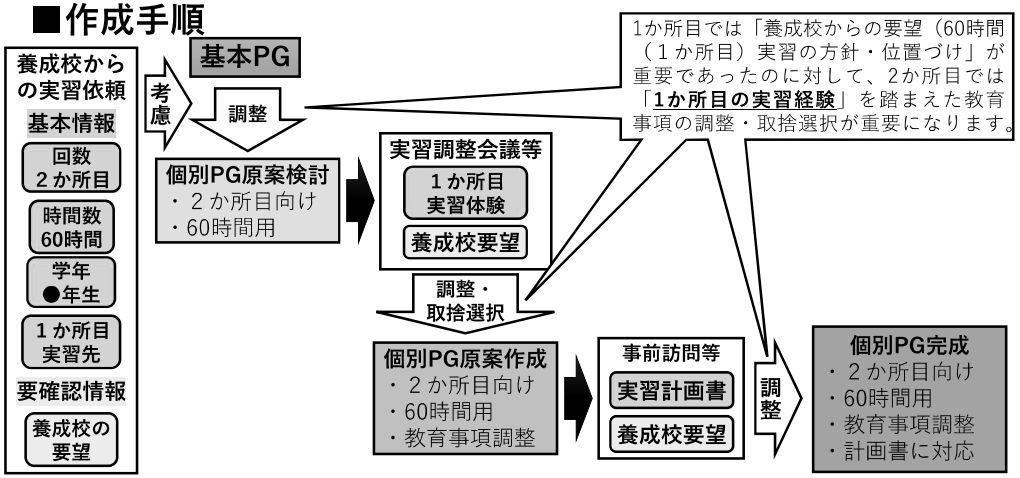

60時間（２か所目）の個別PG作成

１．基本PGからの調整による個別PG原案検討

60時間実習（2か所目）の場合も養成校から依頼があってからすぐに個別PG原案を作成するのは難しくなります。その理由は、60時間（2か所目）実習は、180時間（1か所目）実習における教育事項の体験状況を踏まえた調整弁として機能することがより強く求められるためです。

そのため、60時間実習においても、2か所目の場合は実習調整会議等を通して実習生の1か所目における実習態度や体験内容を確認するまでは、個別PG原案の検討に留めることが無難です。具体的にできることとしては、個別プログラミングシート（60時間用）を準備することと、実習受入期間に実習施設で体験できる内容を確認する程度です。

Q. 60時間（２か所目）が分かった時点で「実習経験者向け個別PG（60時間実習用）」を原案として準備してはどうか？

A. 現実的に実習経験者向け個別PG（60時間）を作成する実習施設が多いと思いますが、それを固定的な原案にすると完成版への調整幅が大きくなりすぎる可能性があるため注意が必要です。

60時間（２か所目）の個別PG作成

２．基本PGからの調整・取捨選択による個別PG原案作成

実習調整会議等で実習生の1か所目における実習慣れや体験内容が確認できたら、それらを踏まえて個別PG原案を作成します。

３．個別PG原案の調整による個別PGの完成

実習生の計画書や養成校教員の要望を踏まえて原案を調整し、個別PGを完成させます。

60時間（２か所目）の個別PG原案から完成版作成のイメージ図

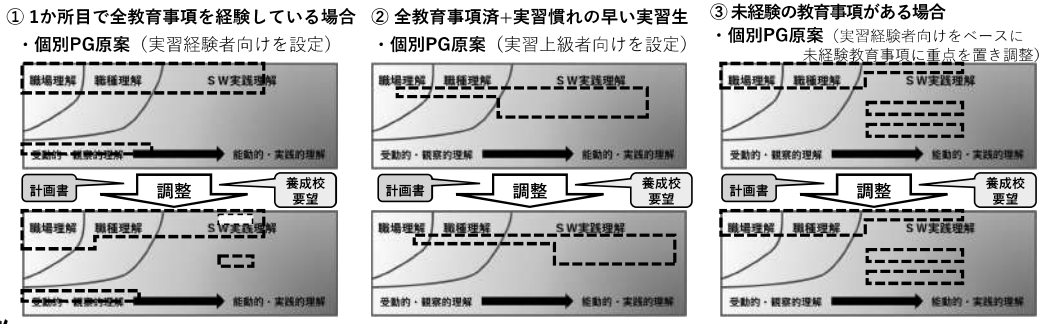

60時間（２か所目）の個別PG作成

以上が60時間（2か所目）の個別PG作成の手順です。最後に60時間（2か所目）の個別PG作成に向けたヒントを確認しましょう。

60時間（２か所目）の個別PG作成のヒント

・１か所目実習における各教育事項の体験・未体験を踏まえて原案を作成する

・全教育事項を経験済みの場合

⇒実習慣れ普通の実習生：実習経験者向け個別PG（60時間実習）を原案に
⇒実習慣れが早い実習生：実習上級者向け個別PG（60時間実習）を原案に

・未経験の教育事項がある場合

⇒実習経験者向け／実習上級者向け個別PGをベースに未経験の教育事項に重点を置いた個別PG原案を作成

・原案からの大幅調整はできるだけ避ける

⇒大幅調整が必要ないように原案作成に取り組む

実習プログラミングのまとめ

基本PGの作成、個別PGの作成、それぞれ確認してきました。個別PGは基本PGをもとにオーダーメイドで作成する必要がありますが、全実習生に毎回オーダーメイドで個別PGを作成するのは大変な労力です。

そこで、講義では多様な実習の個別PG原案に設定可能な5パターンの個別PGについて言及しました。それらのパターンを最後に改めて確認しておきましょう。

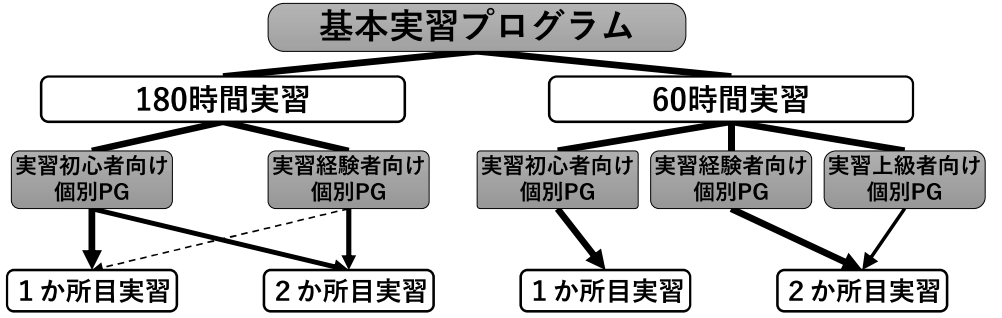

※各矢印は原案としての使用可能性を表しています

多様なSW実習の流れ（２か所実習連続実施の例）

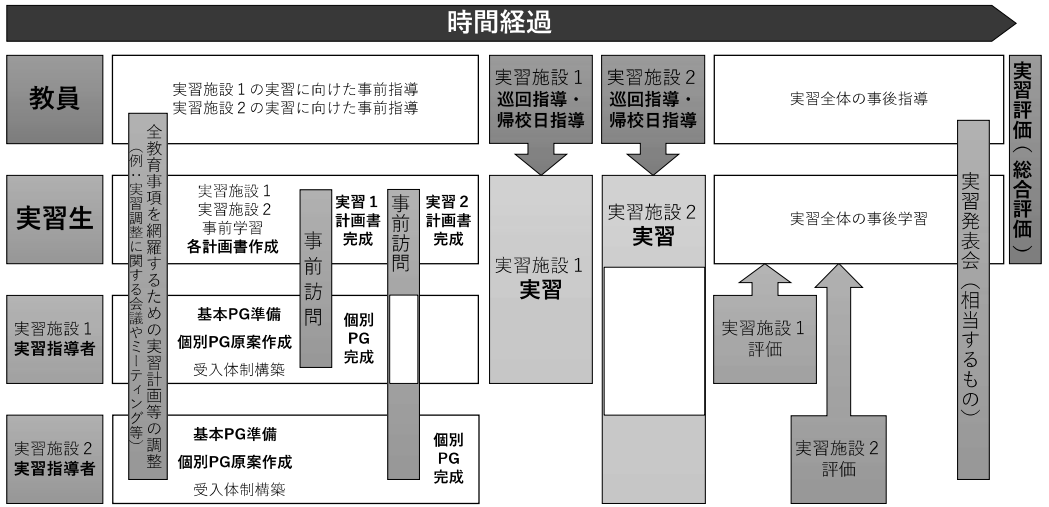

3．実習の展開方法と実習評価

①実習プログラムの具体例

②実習プログラムに基づいた実習展開

③実習評価の視点と方法

実習プログラムの具体例の確認

それでは、今まで学習してきた基本PGと個別PGについて、具体例を確認してみましょう。今回具体例として以下の７プログラムを準備しました。

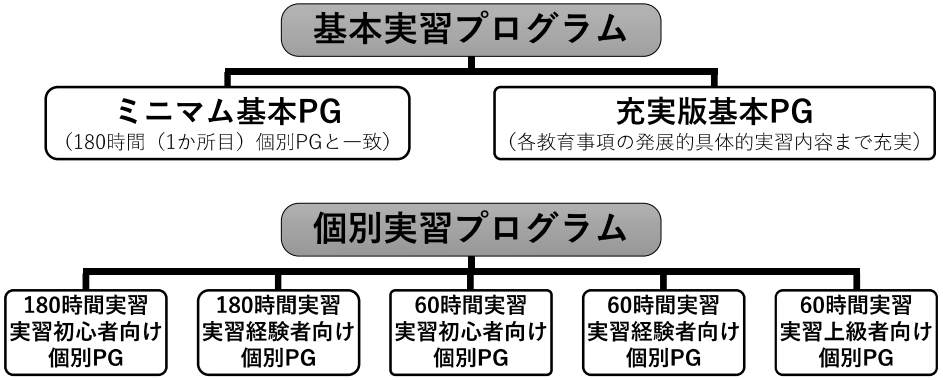

基本実習プログラムの具体例における確認点

基本PGの具体例から学ぶべきポイントを整理しましょう。

- **各教育事項の具体的実習内容における体験内容のレパートリー**
  （各教育事項に設定されている具体的実習内容にはどのような体験があるのか）
- **各教育事項の具体的実習内容における横軸の関係性**
  （職場理解⇒職種理解⇒SW実践理解の各段階にどのような体験内容が順序だてて設定されているのか）
- **教育事項間の具体的実習内容における縦軸の関係性**
  （異なる教育事項間に共通して設定されている具体的実習内容の確認）
- **ミニマム基本PGと充実版基本PGの関係性**
  （ミニマム基本PGの具体的実習内容の記載状況と設定された体験内容、それと比較した時の充実版基本PGに設定されている体験内容の特徴）

個別実習プログラムの具体例における確認点

個別PGの具体例から学ぶべきポイントを整理しましょう。

- **180時間実習初心者向け個別PGとミニマム基本PGとの関係性**
  （各教育事項の具体的実習内容が同一になる）
- **180時間実習経験者向け個別PGと180時間実習初心者向け個別PG／充実した基本PGとの関係性**
  （各教育事項の具体的実習内容の差異から経験者向けの意味合いを考える）
- **60時間実習初心者向け個別PGと基本PGとの関係性**
  （基本を押さえつつ実習施設の特色あるSW実践理解を組み込む視点を確認する）
- **60時間実習個別PGの初心者向け・経験者向け・上級者向けの関係性**
  （60時間実習の初心者向け個別PG、経験者向け個別PG、上級者向け個別PGの具体的実習内容の違い、事前学習にどのような違いがあるのかを確認する）

実習プログラミングの流れの再確認

基本PGと個別PGを合わせて非常に多くの実習プログラミングに取り組まなければならない、と頭を抱えているかもしれませんが、最初に作成すべきPGとその後の流れを再確認してみましょう。

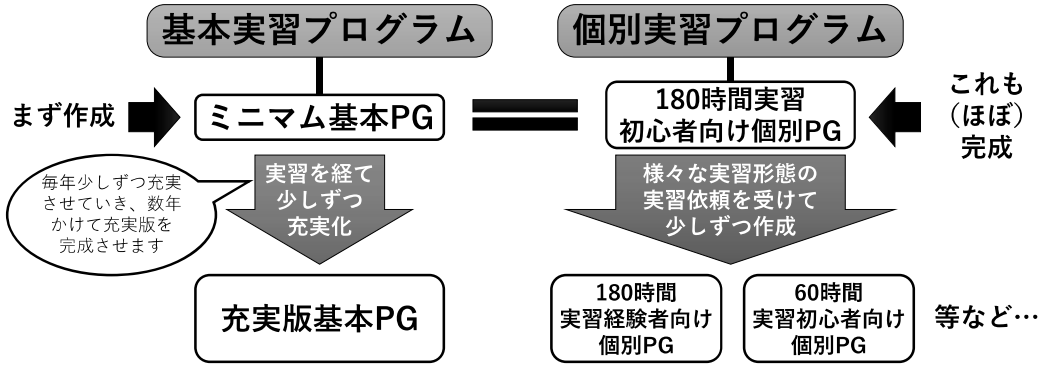

3．実習の展開方法と実習評価

①実習プログラムの具体例
②実習プログラムに基づいた実習展開
③実習評価の視点と方法

実習プログラムに基づいた実習展開

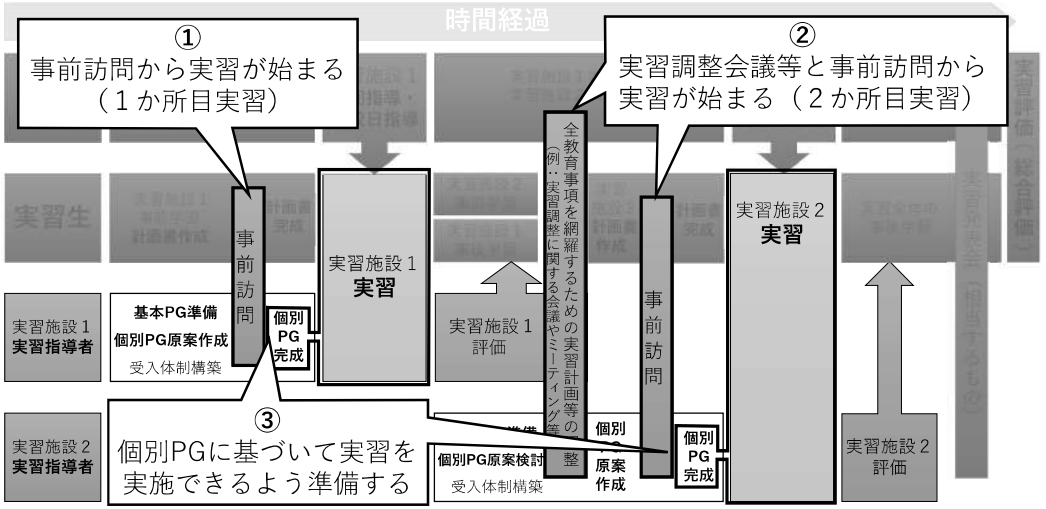

１か所目実習における事前訪問

１か所目実習では、実習指導者にとって事前訪問が実質的な実習スタートといえます。ある意味で事前訪問は実習生と実習指導者との「初回面接」であり「契約」の場面ともいえる重要な場面です。それでは、事前訪問で実施すべき内容を確認しましょう。

実習プログラム
- **個別PG原案提示**
- **個別PG原案と計画書の調整**
- **事前学習の伝達**
（実習初日までの課題）
等

実習マネジメント
- **実習受入マニュアルに基づいた説明**
✓実習生の権利と義務
✓実習マナー・服装
✓リスクマネジメント
✓実習時間や休憩時間 等

実習スーパービジョン
- **実習生アセスメント**
✓ 実習生の力量
✓ 実習生の関心
✓ 実習生の学習タイプ
- **スーパービジョンの実施方法・頻度確認** 等

＋

簡単な施設見学や職員への紹介、１日実習なども実施可能

２か所目実習における実習調整会議と事前訪問

２か所目実習では、事前訪問前に実習調整会議（実施方法や内容は養成校によって多様）が設定されます。その機会に実習生と直接会える場合には、実習としての第一歩が始まると認識することが必要です。実習調整会議で実習生とは会えない場合には、個別PG原案作成に向けた情報収集（実習生情報は第三者を媒介した二次情報）としての位置づけが強くなります。

実習調整会議で実習生に課すことも可能だが内容は慎重な検討が必要

実習調整会議で実習生と直接会える場合に実施可能（**実習生をアセスメントするという意識が重要**）

実習プログラム
- **個別PG原案提示**
- **個別PG原案と計画書の調整**
- **事前学習の伝達**
  （実習初日までの課題）

等

実習マネジメント
- **実習受入マニュアルに基づいた説明**
  - ✓実習生の権利と義務
  - ✓実習マナー・服装
  - ✓リスクマネジメント
  - ✓実習時間や休憩時間 等

実習スーパービジョン
- **実習生アセスメント**
  - ✓ 実習生の力量
  - ✓ 実習生の希望
  - ✓ 実習生の学習タイプ
- **スーパービジョンの実施方法・頻度確認** 等

個別実習プログラムに基づいた実習展開

個別PGが完成すれば実習開始です。実習を展開する際、実習施設・実習指導者は実習プログラミングで作成した個別PGを実習マネジメントで実施していきます。

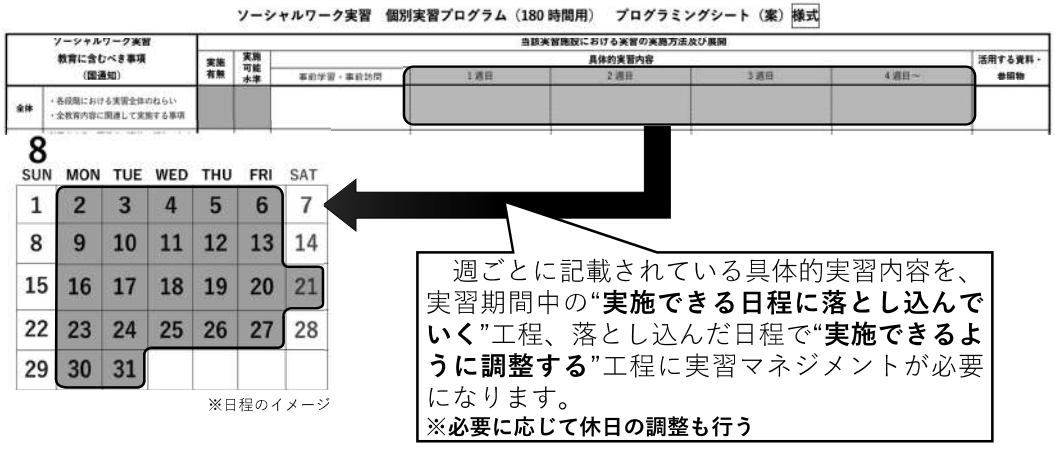

※日程のイメージ

週ごとに記載されている具体的実習内容を、実習期間中の“**実施できる日程に落とし込んでいく**”工程、落とし込んだ日程で“**実施できるように調整する**”工程に実習マネジメントが必要になります。
※必要に応じて休日の調整も行う

個別実習プログラムに基づいた実習展開

実際の日程を調整する際には、当該具体的実習内容に関して指導を担当する者のスケジュールと、参加・体験する実習内容の実施可能日の２軸から検討することが必要になります。完成した基本PGに対して組織全体からの承認を得ていると、この調整をスムーズに進めることができるようになります。

		実習生への指導を担当する者		
		実習指導者	実習施設の他職員（実習課題担当者）	関連する施設・事業所
参加・体験する実習内容	随時実施可能	実習指導者の業務を調整して実施日時を決定	担当する職員に調整を依頼して実施日時を決定	指導を依頼する関連施設・事業所の担当者に調整を依頼して実施日時を決定
	業務や取り組みを実施する日程に限定	業務や取り組みを実施する日程で実施できるよう実習日程を調整（休日調整含む）	業務や取り組みを実施する日程で実習生を参加させてもらえるように担当職員や関係者に依頼	業務や取り組みを実施する日程で実習生を参加させてもらえるように担当施設・事業所の担当職員や関係者に依頼

3．実習の展開方法と実習評価

①実習プログラムの具体例
②実習プログラムに基づいた実習展開
③実習評価の視点と方法

ソーシャルワーク実習における実習PGの位置づけ

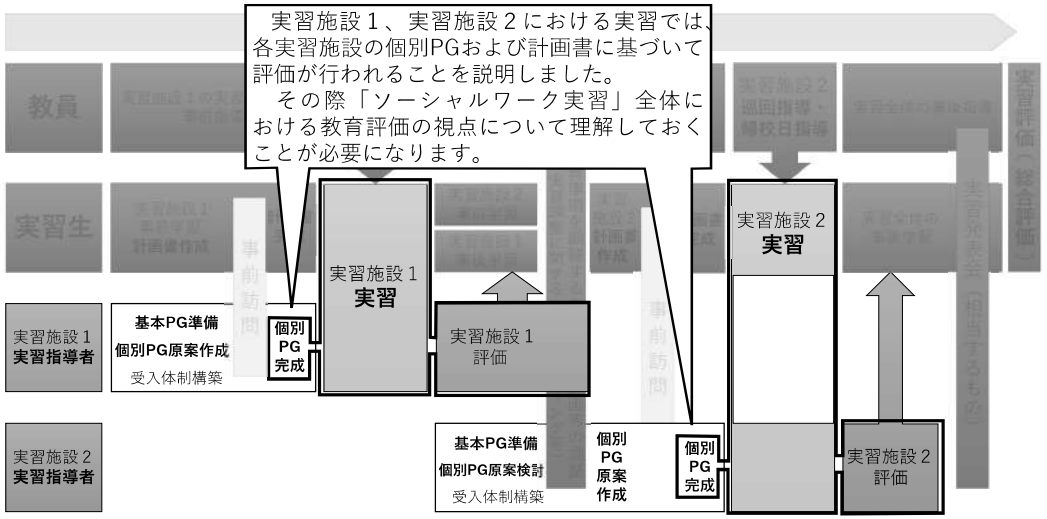

実習施設１、実習施設２における実習では、各実習施設の個別PGおよび計画書に基づいて評価が行われることを説明しました。

その際「ソーシャルワーク実習」全体における教育評価の視点について理解しておくことが必要になります。

実習評価の考え方

実習が終われば実施した個別PGに基づいて実習評価を行います。まず、日本ソーシャルワーク教育学校連盟による「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン」が提示する実習評価の考え方（34ページ）を確認してみましょう。

（１）実習評価の考え方

- 教育評価は、教育目標、学生の能力、指導計画、指導内容、指導法と並び、教育システムの形成に不可欠な教育活動として位置付けられており、評価の意義、評価の種類、評価の手順、評価資料の解釈方法などといった評価法を理解したうえで教育活動に取り組むことが重要となる。
- 実習教育は目標志向の教育であり、実習過程は実習目標を達成するために必要な実習経験を備えるかたちで展開される。そして、「ソーシャルワーク実習指導」と「ソーシャルワーク実習」に規定された教育のねらいと教育・学習目標の達成度や理解度等を確認するための教育・学習活動が「実習教育評価」ということになる。
- **実習は、「実習前→実習中→実習後」という実習過程において、「ソーシャルワーク実習指導」と「ソーシャルワーク実習」の２つの科目が統合的かつ一貫性を持って行われる教育・学習活動である。**したがって、教え手側となる実習指導担当教員と実習指導者は、教育評価の枠組みを踏まえた指導を行うことが求められる。

実習過程と科目・通知・ガイドライン・評価の関係

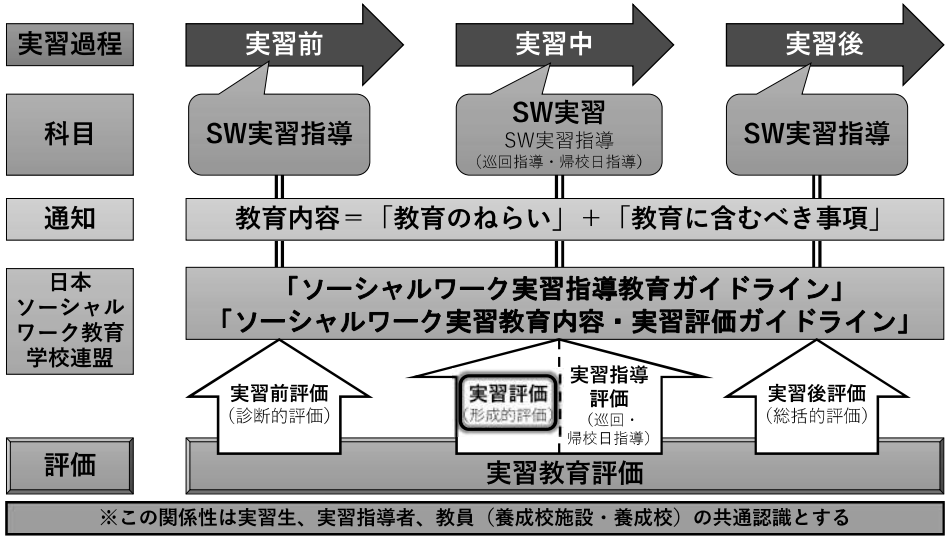

ＳＷ実習の教育内容（国通知）による評価の規定

それでは、国通知ではソーシャルワーク実習の評価についてどのように規定されているのか確認しましょう。

７　実習に関する事項

（８）ソーシャルワーク実習指導を実施する際には、次の点に留意すること。

イ　実習後においては、その実習内容についての**達成度を評価**し、必要な**個別指導を行う**こと。

ウ　**実習の評価基準を明確**にし、評価に際しては**実習先の実習指導担当者の評定**はもとより、**実習生本人の自己評価**についても考慮して行うこと。

【教育評価の観点から重要となる用語は５つ】

①達成度評価、②個別指導、③評価基準、④評定、⑤自己評価

①達成度評価

達成度評価は、100%完全習得のみを目的とするものではなく、達成までの連続体をなすとする考え方です。つまり、**一人ひとりの学生の習得が評価尺度のどこに位置しているかを決定**するものといえます。

達成度評価の前提

1. 評価尺度を構成する目標・内容の明確化
2. 設定した評価尺度を関係者間で共有する

→目標・内容が国通知の「ねらい」と「教育事項」

■達成基準（分割点）

…達成度を判定するために必要となる尺度

A：項目の課題を達成し，さらにそれを上回る成果を収めた（達成度90%以上）

B：項目の課題をほとんど達成した（達成度80%以上90%未満）

C：項目の課題をある程度達成した（達成度60%以上80%未満）

D：項目の課題をあまり達成できなかった（達成度60%未満）

NA：該当しない・体験していない

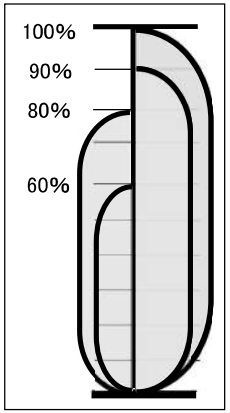

②個別指導

【個別指導の内容】

- 設定された実習プログラム目標の達成・未達成に関する情報をフィードバックする。
- 到達していない部分について相互に確認し、スーパービジョンを実施する。

的確な達成度評価（個別指導の前提）

つまり「達成度評価」と「個別指導」は連続性のある一体的な教育活動となります。**実習指導者は実習生の達成度を的確に評価し、その情報を養成校教員と実習生にフィードバックすることが求められます。**

③評価基準と④評定

評価基準

・ソーシャルワーク実習全般に関する能力と行動を評価するための基準
・教育目標をどの程度達成できたのかを測定するための基準

「ソーシャルワーク実習教育内容・実習評価ガイドライン」
教育目標：達成目標と行動目標

評定

・一定の基準に従って価値・価格・等級などを決めること
・一定の基準に従って人や事物の評価を定めること

⑤自己評価

自己評価とは

・実習生自身が評価の主体となって自分の現状を振り返り、何らかの方法でそれを記述することをいう。
・評価資料収集のための技法の一つ。

自己評価のメリットとポイント

・学生本人の意欲や姿勢等を評価することができる。
・自己評価だけだと実習教育評価としては偏りが出る。
・自己評価は他者評価と組み合わせることによって客観性を得ることになり、それを学生にフィードバックすることで自己の変化などを確認することにもつながる。

ソーシャルワーク実習における総合的評価（まとめ）

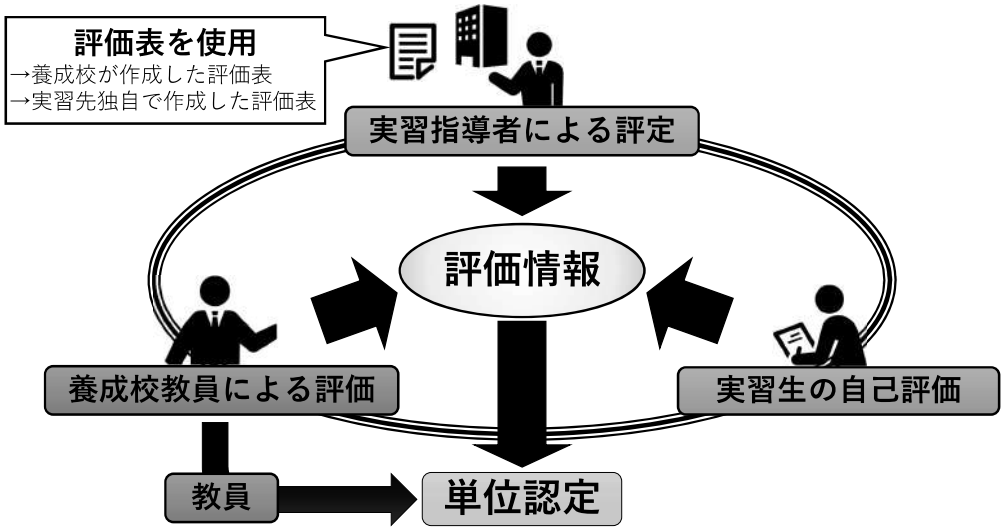

実習評価の実際

②　実習中に行う評価活動の実際

- 実習中に行う評価の対象となるのは、「**ソーシャルワーク実習指導**」と「**ソーシャルワーク実習**」の２つの科目に規定された**内容**となる。通知の教育に含むべき事項ならびに通知に対応して作成された「**実習教育内容・実習評価ガイドライン**」の**教育目標（達成目標と行動目標）の達成状況を確認**する。
- **ソーシャルワーク実習を直接的に評価するのは実習指導者**となる。したがって、実習指導担当教員から実習指導者に対して評価の意義や目的、方法等について説明し、一貫性のある教育評価となるようにしなければならない。
- 実習計画に記載した目標の達成状況、進捗状況の確認、評価を行う。
- 実習の評価対象の中には、利用者との関わりやコミュニケーション、実習生の姿勢や態度などというように、測定や数値化が難しいものがある。達成度評価だけでは測定できないものを、個別基準準拠評価をとおして意欲の側面を汲み取ることも重要となる。

ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン34～35ページ

ＳＷ実習教育内容・実習評価ガイドライン

厚労省通知「ソーシャルワーク実習」		ソーシャルワーク実習の教育目標	
ねらい	教育に含むべき事項	達成目標	行動目標
①ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。 ②支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。 ③生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の	①利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成	（1）クライエント等と人間関係を形成するための基本的なコミュニケーションをとることができる	①クライエント、クライエントの家族、グループ、地域住民、職員等、様々な人たちとのあらゆる出会いの場面において、その人や状況に合わせて挨拶や自己紹介、声掛けを行うことができる。 ②クライエント、クライエントの家族、グループ、地域住民、職員等と関わる場面において、その人や状況に合わせて言語コミュニケーションと非言語コミュニケーションを使い分けることができる。 ③ミーティングや会議等において発言を求められた際に具体的に説明することができる。 ④カンファレンスで利用者の状況を具体的に説明することができる。 ⑤地域住民をはじめ、広い範囲に発信するための広報やウェブサイトの原稿を作成することができる。
	②利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成	（2）クライエント等との援助関係を形成することができる	①クライエント等との信頼関係（ラポール）を構築する際の留意点や方法を説明することができる。 ②クライエント等に対して実習生としての立場や役割を理解できるよう説明することができる。 ③クライエント等と対話の場面で傾聴の姿勢（視線を合わせる、身体言語や声の質に配慮する、言語的追跡をする等）を相手に示し、コミュニケーションをとることができる。 ④実習指導者や職員がクライエントとの問題解決に向けた信頼関係を構築する場面を観察し、重要な点を説明することができる。
		（3）クライエントの権利擁護及びエンパワメントを含む実践を行い、評価することができる	①クライエントの尊厳を守る意味を理解し、価値観や信条、生活習慣等を尊重した言動をとることができる。 ②クライエントの情報の取扱いや共有の方法を理解し、適切な言動をとることができる。 ③クライエント等の持つ「強み・力」（ストレングス）と「課題」を把握することができる。 ④実習施設・機関等が実施している権利擁護や苦情解決の取組（法制度、事業等）を説明することができる。 ⑤クライエント等の権利保障のために実習指導者や職員が行っている実践を確認し、説明することができる。 ⑥実習指導者や職員によるエンパワメントの視点に基づく実践を確認し、説明することができる。
	③利用者や地域の状況を理解し、その生	（4）クライエント、グループ、地域住民等のアセスメントを実施し、二	①現在または過去のクライエント等の各種記録を参考に、収集すべき情報を説明することができる。 ②バイオ・サイコ・ソーシャルの側面からクライエント等の客観的・主観的情報を系統的に収集することができる。

国通知 **教育事項** → **達成目標**（※教育事項に複数ある場合も（全19項目）） → **行動目標**（※達成目標に対して複数項目が設定されている（各達成目標に３～６程度））

※評価ガイドライン(2021年3月時点)では教育事項が9つになっているが、令和2年3月の国通知で加筆された④権利擁護の達成目標は(3)に該当する

個別PGに基づいた評価の留意点①

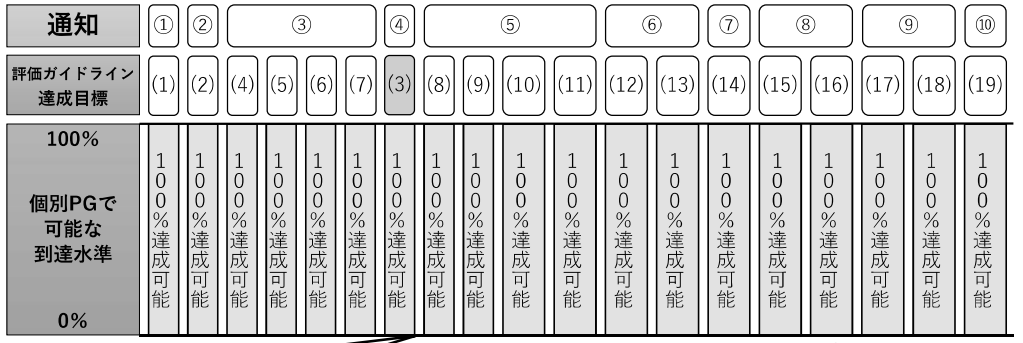

※評価ガイドライン（2021年3月時点）では教育事項④の達成目標が(3)に記載

個別PGが評価ガイドラインの全ての達成目標・行動目標を100％達成できる内容であれば「各実習の評価」と「ソーシャルワーク実習の評価」にズレは生じません。しかし、２か所での実習が前提となるソーシャルワーク実習において、そのうち１回の実習で全ての達成目標・行動目標を100%達成できる個別PGを組むのは難しくなってきます（例えば体験水準をCやDに調整した教育事項では、達成目標・行動目標を100%達成することが困難になります）。

ソーシャルワーク実習の評価の構造

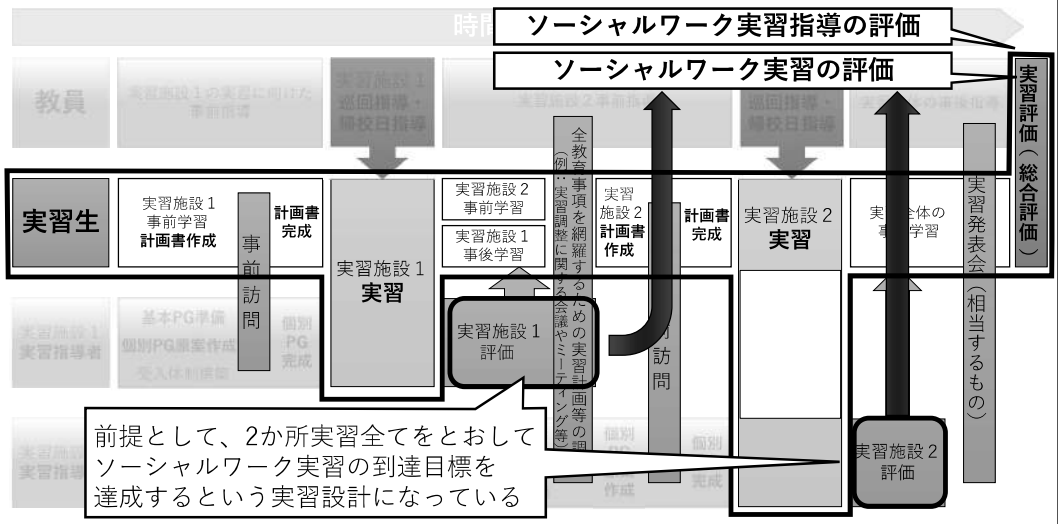

個別PGに基づいた評価の留意点②

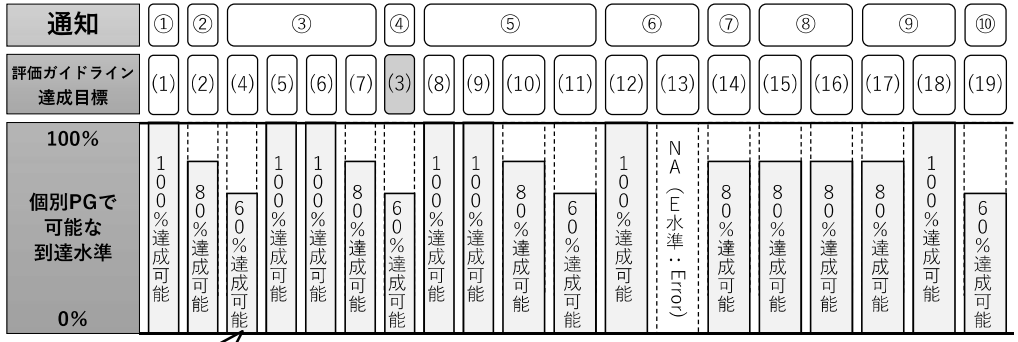

※評価ガイドライン（2021年3月時点）では教育事項④の達成目標が(3)に記載

実際の個別PGでは各達成目標について100％達成できるもの、80％達成できるもの、60％の達成にとどまるもの、そして体験することができないもの（NA）などが生じてきます。

例えば、（4）で考えると**与えられた実習PGにおいて実習生は100％の成果を出しても、評価ガイドラインに基づいた達成度評価では60％にとどまります**。この時、実習指導者は実習生の達成度をA（90％以上）と付けるべきか、C（60％程度）と付けるべきか悩むことになります。

個別PGに基づいた評価のポイント

個別PGに基づいた達成度評価と、評価ガイドラインに基づいた達成度評価では、評定が変わってくる場合があることが分かりました。このような事態に向けて重要になってくるのが、評価基準について養成校教員と実習指導者が事前に協議を行い、共通認識を形成しておくことです。

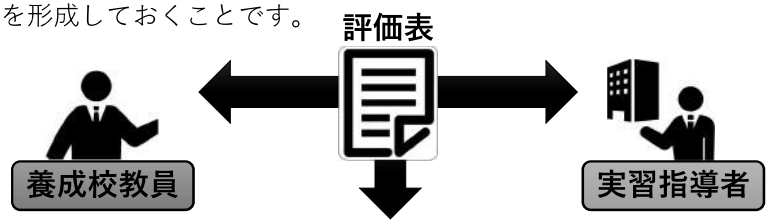

共通認識

- 達成度評価は個別PG・計画に基づいて実施か、評価ガイドラインに基づいて実施か、両方で実施かなど
- 評価ガイドラインに基づいた達成度評価の場合、個別PG・計画に基づいた達成度評価を実習生に伝達する方法はどうするのか？

評価ガイドラインから見た実習PG作成のポイント

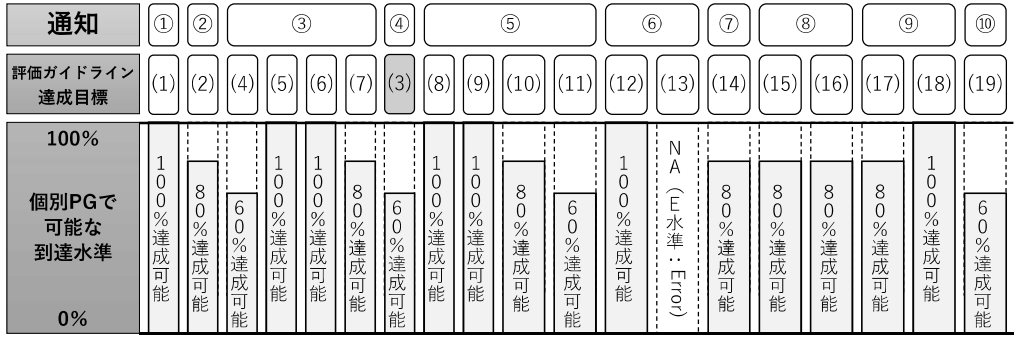

※評価ガイドライン（2021年3月時点）では教育事項④の達成目標が(3)に記載

- 教育に含むべき事項についてどのような行動ができるような実習体験が必要かを検討する際には、評価ガイドラインの達成目標・行動目標の確認から始める
- できる限り評価ガイドラインにおける全ての達成目標・行動目標を100％達成できる具体的実習内容を設定するように実習プログラミングに取り組む

評定を行う際に生じる主な問題点

評価の目的と基準の理解が不足している場合に生じる問題
評価の目的と基準があいまいな場合は評定の根拠もあいまいとなり、説明することができない

寛容さによって生じる問題
すべての実習生を尺度の高得点に偏って評定する

厳格さによって生じる問題
すべての実習生を尺度の低得点に偏って評定する

ハロー効果による問題
日頃の印象に基づいて評定する

個人的な偏見による問題
発言、性別、学力、容姿、出身地などで評価する

論理的関連による問題
わずかな行動だけを観察、検討し、その結果に基づいて、コミュニケーションに関する全ての行動を同じように評定してしまう

評価情報不足による問題
情報が不足しているにも関わらず評定する

尺度の両端や中心部分を用いる傾向による問題
判断に迷い、評定尺度の両端や中心部分のみを用いる場合に生じる

おわりに

- 実習プログラム、実習プログラミングについて網羅的に確認してきました。
- 最も重要なことは、ソーシャルワーカーとしての資質を備えた社会福祉士の後継者を、現任の社会福祉士である皆さんと社会福祉士養成校の教員が協働して養成していくことです。
- そのためには社会福祉士としての達成目標・行動目標を達成できる実習プログラムを構築し、実習を受け入れ、実習生を指導していくことが必要不可欠です。
- 是非、皆さんの実習施設で、新たな社会福祉士養成に向けた実習プログラム（まずは基本PG）の作成に取り組んでください。

長時間、本当にお疲れ様でした!!

ソーシャルワーク実習 基本実習プログラム プログラミングシート（案）様式

実習施設名：	作成メンバー：	作成日：202_年 __月 __日

ソーシャルワーク実習教育に含むべき事項（国通知）		達成目標（評価ガイドライン）※各達成目標の具体例は行動目標を参照	当該実習施設における実習の実施方法及び展開							
			実施有無	実施可能水準	学生に求める事前学習	具体的実習内容				指導上の留意点
						職場理解に関する内容	職種理解に関する内容	SW実践理解に関する内容	SW実践理解（発展的）に関する内容	活用する資料・参照物
全体	・各段階における実習全体のねらい ・全教育内容に関連して実施する事項									
①	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成	(1)クライエント等と人間関係を形成するための基本的なコミュニケーションをとることができる								
②	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成	(2)クライエント等との援助関係を形成することができる								
③	利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価	(4)クライエント、グループ、地域住民等のアセスメントを実施し、ニーズを明確にすることができる (5)地域アセスメントを実施し、地域の脆弱や問題解決に向けた目標を設定することができる (6)各種計画の様式を使用して計画を作成・策定及び実施することができる (7)各種計画の実施をモニタリングおよび評価することができる								
④	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価	(3)クライエントの権利擁護及びエンパワメントを含む実践を行い、評価することができる								
⑤	多職種連携及びチームアプローチの実践的理解	(8)実習施設・機関等の各職種の機能と役割を説明することができる (9)実習施設・機関等と関係する社会資源の機能と役割を説明することができる (10)地域住民、関係者、関係機関等と連携・協働することができる (11)各種会議を企画・運営することができる								
⑥	当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ	(12)地域社会における実習施設・機関等の役割を説明することができる (13)地域住民や団体、施設、機関等に働きかける								
⑦	地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解	(14)地域における分野横断的・業種横断的な社会資源について説明し、問題解決への活用や新たな開発を検討することができる								
⑧	施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む）	(15)実習施設・機関等の経営理念や戦略を分析に基づいて説明することができる (16)実習施設・機関等の法的根拠、財政、運営方法等を説明することができる								
⑨	社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解	(17)実習施設・機関等における社会福祉士の倫理に基づいた実践及びジレンマの解決を適切に行うことができる (18)実習施設・機関等の規則等について説明することができる								
⑩ 1	アウトリーチ	(19)以下の技術について目的、方法、留意点について説明することができる ・アウトリーチ ・ネットワーキング ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション								
2	ネットワーキング									
3	コーディネーション									
4	ネゴシエーション									
5	ファシリテーション									
6	プレゼンテーション									
7	ソーシャルアクション									

ソーシャルワーク実習　個別実習プログラム（30 時間用：概ね 20 時間～50 時間）　プログラミングシート（案）様式

実習基本情報							
実習施設名：	実習指導者氏名：		実習期間：202_年_月_日（_）～202_年_月_日（_）		他の	名称：	
養成校：	実習生氏名：	学年：___年生	実習回数：___か所目（全〇か所）	実習時間数：_____時間	実習施設	期間：202_年_月_日（_）～202_年_月_日（_）	

ソーシャルワーク実習教育に含むべき事項（国通知）		達成目標（評価ガイドライン）※各達成目標の具体例は行動目標を参照	当該実習施設における実習の実施方法及び展開				
			実施有無	実施可能水準	具体的実習内容		活用する資料・参照物
					事前学習・事前訪問	実習期間（1 週間程度※）	
全体	・各段階における実習全体のねらい ・全教育内容に関連して実施する事項						
①	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成	(1)クライエント等と人間関係を形成するための基本的なコミュニケーションをとることができる					
②	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成	(2)クライエント等との援助関係を形成することができる					
③	利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価	(4)クライエント、グループ、地域住民等のアセスメントを実施し、ニーズを明確にすることができる (5)地域アセスメントを実施し、地域の課題や問題解決に向けた目標を設定することができる (6)各種計画の様式を使用して計画を作成・策定及び実施することができる (7)各種計画の実施をモニタリングおよび評価することができる					
④	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価	(3)クライエントの権利擁護及びエンパワメントを含む実践を行い、評価することができる					
⑤	多職種連携及びチームアプローチの実践的理解	(8)実習施設・機関等の各職種の機能と役割を説明することができる (9)実習施設・機関等と関係する社会資源の機能と役割を説明することができる (10)地域住民、関係者、関係機関等と連携・協働することができる (11)各種会議を企画・運営することができる					

※実習期間（１週間程度）の表記は集中実習の場合のイメージであり、通年での実習や一定期間に分散して実習する場合には実習形態に適した期間を設定した上で使用する

⑥	当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ	(12)地域社会における実習施設・機関等の役割を説明することができる (13)地域住民や団体、施設、機関等に働きかける					
⑦	地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解	(14)地域における分野横断的・業種横断的な社会資源について説明し、問題解決への活用や新たな開発を検討することができる					
⑧	施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む）	(15)実習施設・機関等の経営理念や戦略を分析に基づいて説明することができる (16)実習施設・機関等の法的根拠、財政、運営方法等を説明することができる					
⑨	社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解	(17)実習施設・機関等における社会福祉士の倫理に基づいた実践及びジレンマの解決を適切に行うことができる (18)実習施設・機関等の規則等について説明することができる					
⑩ 1	アウトリーチ	(19)以下の技術について目的、方法、留意点について説明することができる ・アウトリーチ ・ネットワーキング ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション					
⑩ 2	ネットワーキング						
⑩ 3	コーディネーション						
⑩ 4	ネゴシエーション						
⑩ 5	ファシリテーション						
⑩ 6	プレゼンテーション						
⑩ 7	ソーシャルアクション						

※実習期間（１週間程度）の表記は集中実習の場合のイメージであり、通年での実習や一定期間に分散して実習する場合には実習形態に適した期間を設定した上で使用する

ソーシャルワーク実習　個別実習プログラム（60 時間用：概ね 60 時間～90 時間）　プログラミングシート（案）様式

実習基本情報							
実習施設名：	実習指導者氏名：		実習期間：202_年 _月 _日（__）～202_年_月_日（__）			他の	名称：
養成校：	実習生氏名：	学年：___年生	実習回数：___か所目（全〇か所）		実習時間数：_____時間	実習施設	期間：202_年 _月 _日（__）～202_年_月_日（__）

ソーシャルワーク実習教育に含むべき事項（国通知）		達成目標（評価ガイドライン）※各達成目標の具体例は行動目標を参照	当該実習施設における実習の実施方法及び展開					
			実施有無	実施可能水準	具体的実習内容			活用する資料・参照物
					事前学習・事前訪問	前半（概ね１週目）※	後半（概ね２週目）※	
全体	・各段階における実習全体のねらい ・全教育内容に関連して実施する事項							
①	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成	(1)クライエント等と人間関係を形成するための基本的なコミュニケーションをとることができる						
②	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成	(2)クライエント等との援助関係を形成することができる						
③	利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価	(4)クライエント、グループ、地域住民等のアセスメントを実施し、ニーズを明確にすることができる (5)地域アセスメントを実施し、地域の課題や問題解決に向けた目標を設定することができる (6)各種計画の様式を使用して計画を作成・策定及び実施することができる (7)各種計画の実施をモニタリングおよび評価することができる						
④	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価	(3)クライエントの権利擁護及びエンパワメントを含む実践を行い、評価することができる						
⑤	多職種連携及びチームアプローチの実践的理解	(8)実習施設・機関等の各職種の機能と役割を説明することができる (9)実習施設・機関等と関係する社会資源の機能と役割を説明することができる (10)地域住民、関係者、関係機関等と連携・協働することができる (11)各種会議を企画・運営することができる						

※前半（概ね１週目）、後半（概ね２週目）の期間に関する表記は集中実習の場合のイメージであり、通年での実習や一定期間に分散して実習する場合には実習形態に適した期間を設定した上で使用する

⑥	当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ	(12)地域社会における実習施設・機関等の役割を説明することができる (13)地域住民や団体、施設、機関等に働きかける						
⑦	地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解	(14)地域における分野横断的・業種横断的な社会資源について説明し、問題解決への活用や新たな開発を検討することができる						
⑧	施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む）	(15)実習施設・機関等の経営理念や戦略を分析に基づいて説明することができる (16)実習施設・機関等の法的根拠、財政、運営方法等を説明することができる						
⑨	社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解	(17)実習施設・機関等における社会福祉士の倫理に基づいた実践及びジレンマの解決を適切に行うことができる (18)実習施設・機関等の規則等について説明することができる						
⑩ 1	アウトリーチ	(19)以下の技術について目的、方法、留意点について説明することができる ・アウトリーチ ・ネットワーキング ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション						
⑩ 2	ネットワーキング							
⑩ 3	コーディネーション							
⑩ 4	ネゴシエーション							
⑩ 5	ファシリテーション							
⑩ 6	プレゼンテーション							
⑩ 7	ソーシャルアクション							

※前半（概ね１週目）、後半（概ね２週目）の期間に関する表記は集中実習の場合のイメージであり、通年での実習や一定期間に分散して実習する場合には実習形態に適した期間を設定した上で使用する

ソーシャルワーク実習　個別実習プログラム（120 時間用：概ね 100 時間～140 時間）　プログラミングシート（案）様式

実習基本情報						
実習施設名：	実習指導者氏名：		実習期間：202_年 _月_日（__）～202_年_月_日（__）		他の	名称：
養成校：	実習生氏名：	学年：___年生	実習回数：___か所目（全〇か所）	実習時間数：_____時間	実習施設	期間：202_年 _月_日（__）～202_年_月_日（__）

ソーシャルワーク実習教育に含むべき事項（国通知）		達成目標（評価ガイドライン）※各達成目標の具体例は行動目標を参照	当該実習施設における実習の実施方法及び展開						活用する資料・参照物
			実施有無	実施可能水準	具体的実習内容				
					事前学習・事前訪問	1 週目	2週目	3週目～	
全体	・各段階における実習全体のねらい ・全教育内容に関連して実施する事項								
①	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成	(1)クライエント等と人間関係を形成するための基本的なコミュニケーションをとることができる							
②	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成	(2)クライエント等との援助関係を形成することができる							
③	利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価	(4)クライエント、グループ、地域住民等のアセスメントを実施し、ニーズを明確にすることができる (5)地域アセスメントを実施し、地域の課題や問題解決に向けた目標を設定することができる (6)各種計画の様式を使用して計画を作成・策定及び実施することができる (7)各種計画の実施をモニタリングおよび評価することができる							
④	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価	(3)クライエントの権利擁護及びエンパワメントを含む実践を行い、評価することができる							
⑤	多職種連携及びチームアプローチの実践的理解	(8)実習施設・機関等の各職種の機能と役割を説明することができる (9)実習施設・機関等と関係する社会資源の機能と役割を説明することができる (10)地域住民、関係者、関係機関等と連携・協働することができる (11)各種会議を企画・運営することができる							

⑥	当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ	(12)地域社会における実習施設・機関等の役割を説明することができる (13)地域住民や団体、施設、機関等に働きかける							
⑦	地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解	(14)地域における分野横断的・業種横断的な社会資源について説明し、問題解決への活用や新たな開発を検討することができる							
⑧	施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む）	(15)実習施設・機関等の経営理念や戦略を分析に基づいて説明することができる (16)実習施設・機関等の法的根拠、財政、運営方法等を説明することができる							
⑨	社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解	(17)実習施設・機関等における社会福祉士の倫理に基づいた実践及びジレンマの解決を適切に行うことができる (18)実習施設・機関等の規則等について説明することができる							
⑩ 1	アウトリーチ	(19)以下の技術について目的、方法、留意点について説明することができる ・アウトリーチ ・ネットワーキング ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション							
⑩ 2	ネットワーキング								
⑩ 3	コーディネーション								
⑩ 4	ネゴシエーション								
⑩ 5	ファシリテーション								
⑩ 6	プレゼンテーション								
⑩ 7	ソーシャルアクション								

ソーシャルワーク実習　個別実習プログラム（180 時間用：概ね 150 時間～180 時間）　プログラミングシート（案）様式

実習基本情報							
実習施設名：	実習指導者氏名：		実習期間：202_年 _月_日（__）～202_年_月_日（__）			他の	名称：
養成校：	実習生氏名：	学年：___年生	実習回数：___か所目（全〇か所）	実習時間数：_____時間		実習施設	期間：202_年 _月_日（__）～202_年_月_日（__）

ソーシャルワーク実習教育に含むべき事項（国通知）		達成目標（評価ガイドライン）※各達成目標の具体例は行動目標を参照	当該実習施設における実習の実施方法及び展開								
			実施有無	実施可能水準	具体的実習内容						活用する資料・参照物
					事前学習・事前訪問	１週目※	２週目※	３週目※	４週目～※		
全体	・各段階における実習全体のねらい ・全教育内容に関連して実施する事項										
①	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成	(1)クライエント等と人間関係を形成するための基本的なコミュニケーションをとることができる									
②	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成	(2)クライエント等との援助関係を形成することができる									
③	利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価	(4)クライエント、グループ、地域住民等のアセスメントを実施し、ニーズを明確にすることができる (5)地域アセスメントを実施し、地域の課題や問題解決に向けた目標を設定することができる (6)各種計画の様式を使用して計画を作成・策定及び実施することができる (7)各種計画の実施をモニタリングおよび評価することができる									
④	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価	(3)クライエントの権利擁護及びエンパワメントを含む実践を行い、評価することができる									
⑤	多職種連携及びチームアプローチの実践的理解	(8)実習施設・機関等の各職種の機能と役割を説明することができる (9)実習施設・機関等と関係する社会資源の機能と役割を説明することができる (10)地域住民、関係者、関係機関等と連携・協働することができる (11)各種会議を企画・運営することができる									

※１週目、２週目、３週目、４週目～の期間に関する表記は集中実習の場合のイメージであり、通年での実習や一定期間に分散して実習する場合には実習形態に適した期間を設定した上で使用する

⑥	当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ	(12)地域社会における実習施設・機関等の役割を説明することができる (13)地域住民や団体、施設、機関等に働きかける									
⑦	地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解	(14)地域における分野横断的・業種横断的な社会資源について説明し、問題解決への活用や新たな開発を検討することができる									
⑧	施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む）	(15)実習施設・機関等の経営理念や戦略を分析に基づいて説明することができる (16)実習施設・機関等の法的根拠、財政、運営方法等を説明することができる									
⑨	社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解	(17)実習施設・機関等における社会福祉士の倫理に基づいた実践及びジレンマの解決を適切に行うことができる (18)実習施設・機関等の規則等について説明することができる									
⑩	1 アウトリーチ	(19)以下の技術について目的、方法、留意点について説明することができる ・アウトリーチ ・ネットワーキング ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション									
	2 ネットワーキング										
	3 コーディネーション										
	4 ネゴシエーション										
	5 ファシリテーション										
	6 プレゼンテーション										
	7 ソーシャルアクション										

※１週目、２週目、３週目、４週目～の期間に関する表記は集中実習の場合のイメージであり、通年での実習や一定期間に分散して実習する場合には実習形態に適した期間を設定した上で使用する

ソーシャルワーク実習　個別実習プログラム（210 時間用：概ね 190 時間～220 時間）　プログラミングシート（案）様式

実習基本情報							
実習施設名：	実習指導者氏名：		実習期間：202_年 _月_日（__）～202_年_月_日（__）			他の	名称：
養成校：	実習生氏名：	学年：___年生	実習回数：___か所目（全〇か所）		実習時間数：_____時間	実習施設	期間：202_年 _月_日（__）～202_年_月_日（__）

ソーシャルワーク実習教育に含むべき事項（国通知）		達成目標（評価ガイドライン）※各達成目標の具体例は行動目標を参照	当該実習施設における実習の実施方法及び展開									
			実施有無	実施可能水準	具体的実習内容							活用する資料・参照物
					事前学習・事前訪問	1 週目※	2 週目※	3 週目※	4 週目※	5 週目～※		
全体	・各段階における実習全体のねらい ・全教育内容に関連して実施する事項											
①	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成	(1)クライエント等と人間関係を形成するための基本的なコミュニケーションをとることができる										
②	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成	(2)クライエント等との援助関係を形成することができる										
③	利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価	(4)クライエント、グループ、地域住民等のアセスメントを実施し、ニーズを明確にすることができる (5)地域アセスメントを実施し、地域の課題や問題解決に向けた目標を設定することができる (6)各種計画の様式を使用して計画を作成・策定及び実施することができる (7)各種計画の実施をモニタリングおよび評価することができる										
④	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価	(3)クライエントの権利擁護及びエンパワメントを含む実践を行い、評価することができる										
⑤	多職種連携及びチームアプローチの実践的理解	(8)実習施設・機関等の各職種の機能と役割を説明することができる (9)実習施設・機関等と関係する社会資源の機能と役割を説明することができる (10)地域住民、関係者、関係機関等と連携・協働することができる (11)各種会議を企画・運営することができる										

※１週目、２週目、３週目、４週目、５週目～の期間に関する表記は集中実習の場合のイメージであり、通年での実習や 定期間に分散して実習する場合には実習形態に適した期間を設定した上で使用する

⑥	当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ	(12)地域社会における実習施設・機関等の役割を説明することができる (13)地域住民や団体、施設、機関等に働きかける										
⑦	地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解	(14)地域における分野横断的・業種横断的な社会資源について説明し、問題解決への活用や新たな開発を検討することができる										
⑧	施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む）	(15)実習施設・機関等の経営理念や戦略を分析に基づいて説明することができる (16)実習施設・機関等の法的根拠、財政、運営方法等を説明することができる										
⑨	社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解	(17)実習施設・機関等における社会福祉士の倫理に基づいた実践及びジレンマの解決を適切に行うことができる (18)実習施設・機関等の規則等について説明することができる										
⑩	1 アウトリーチ	(19)以下の技術について目的、方法、留意点について説明することができる ・アウトリーチ ・ネットワーキング ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション										
	2 ネットワーキング											
	3 コーディネーション											
	4 ネゴシエーション											
	5 ファシリテーション											
	6 プレゼンテーション											
	7 ソーシャルアクション											

※１週目、２週目、３週目、４週目、５週目～の期間に関する表記は集中実習の場合のイメージであり、通年での実習や 定期間に分散して実習する場合には実習形態に適した期間を設定した上で使用する

ソーシャルワーク実習　基本実習プログラム　プログラミングシート（案）様式：枠割無し ver.

実習施設名：	作成メンバー：	作成日：202_年 __月 __日

ソーシャルワーク実習 教育に含むべき事項 （国通知）		達成目標 （評価ガイドライン） ※各達成目標の具体例は行動目標を参照	当該実習施設における実習の実施方法及び展開 実施有無	実施可能水準	学生に求める事前学習	具体的実習内容	指導上の留意点 活用する資料・参照物
全体	・各段階における実習全体のねらい ・全教育内容に関連して実施する事項						
①	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成	(1)クライエント等と人間関係を形成するための基本的なコミュニケーションをとることができる					
②	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成	(2)クライエント等との援助関係を形成することができる					
③	利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価	(4)クライエント、グループ、地域住民等のアセスメントを実施し、ニーズを明確にすることができる (5)地域アセスメントを実施し、地域の課題や問題解決に向けた目標を設定することができる (6)各種計画の様式を使用して計画を作成・策定及び実施することができる (7)各種計画の実施をモニタリングおよび評価することができる					
④	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価	(3)クライエントの権利擁護及びエンパワメントを含む実践を行い、評価することができる					
⑤	多職種連携及びチームアプローチの実践的理解	(8)実習施設・機関等の各職種の機能と役割を説明することができる (9)実習施設・機関等と関係する社会資源の機能と役割を説明することができる (10)地域住民、関係者、関係機関等と連携・協働することができる (11)各種会議を企画・運営することができる					
⑥	当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ	(12)地域社会における実習施設・機関等の役割を説明することができる (13)地域住民や団体、施設、機関等に働きかける					
⑦	地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解	(14)地域における分野横断的・業種横断的な社会 資源について説明し、問題解決への活用や新たな開発を検討することができる					
⑧	施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む）	(15)実習施設・機関等の経営理念や戦略を分析に基づいて説明することができる (16)実習施設・機関等の法的根拠、財政、運営方法等を説明することができる					
⑨	社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解	(17)実習施設・機関等における社会福祉士の倫理に基づいた実践及びジレンマの解決を適切に行うことができる (18)実習施設・機関等の規則等について説明することができる					
⑩ 1	アウトリーチ	(19)以下の技術について目的、方法、留意点について説明することができる ・アウトリーチ ・ネットワーキング ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション					
2	ネットワーキング						
3	コーディネーション						
4	ネゴシエーション						
5	ファシリテーション						
6	プレゼンテーション						
7	ソーシャルアクション						

ソーシャルワーク実習　個別実習プログラム　プログラミングシート（案）様式：枠割無し ver.

実習基本情報						
実習施設名：	実習指導者氏名：		実習期間：202_年 _月_日（__）～202_年_月_日（__）		他の	名称：
養成校：	実習生氏名：	学年：___年生	実習回数：___か所目（全〇か所）	実習時間数：_____時間	実習施設	期間：202_年 _月_日（__）～202_年_月_日（__）

ソーシャルワーク実習教育に含むべき事項（国通知）		達成目標（評価ガイドライン）※各達成目標の具体例は行動目標を参照	当該実習施設における実習の実施方法及び展開				
			実施有無	実施可能水準	具体的実習内容		活用する資料・参照物
					事前学習・事前訪問	実習期間	
全体	・各段階における実習全体のねらい ・全教育内容に関連して実施する事項						
①	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成	(1)クライエント等と人間関係を形成するための基本的なコミュニケーションをとることができる					
②	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成	(2)クライエント等との援助関係を形成することができる					
③	利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価	(4)クライエント、グループ、地域住民等のアセスメントを実施し、ニーズを明確にすることができる (5)地域アセスメントを実施し、地域の課題や問題解決に向けた目標を設定することができる (6)各種計画の様式を使用して計画を作成・策定及び実施することができる (7)各種計画の実施をモニタリングおよび評価することができる					
④	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価	(3)クライエントの権利擁護及びエンパワメントを含む実践を行い、評価することができる					
⑤	多職種連携及びチームアプローチの実践的理解	(8)実習施設・機関等の各職種の機能と役割を説明することができる (9)実習施設・機関等と関係する社会資源の機能と役割を説明することができる (10)地域住民、関係者、関係機関等と連携・協働することができる (11)各種会議を企画・運営することができる					
⑥	当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ	(12)地域社会における実習施設・機関等の役割を説明することができる (13)地域住民や団体、施設、機関等に働きかける					
⑦	地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解	(14)地域における分野横断的・業種横断的な社会資源について説明し、問題解決への活用や新たな開発を検討することができる					
⑧	施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む）	(15)実習施設・機関等の経営理念や戦略を分析に基づいて説明することができる (16)実習施設・機関等の法的根拠、財政、運営方法等を説明することができる					
⑨	社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解	(17)実習施設・機関等における社会福祉士の倫理に基づいた実践及びジレンマの解決を適切に行うことができる (18)実習施設・機関等の規則等について説明することができる					
⑩ 1	アウトリーチ	(19)以下の技術について目的、方法、留意点について説明することができる ・アウトリーチ ・ネットワーキング ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション					
⑩ 2	ネットワーキング						
⑩ 3	コーディネーション						
⑩ 4	ネゴシエーション						
⑩ 5	ファシリテーション						
⑩ 6	プレゼンテーション						
⑩ 7	ソーシャルアクション						

【基本用語チェックシート】社会福祉士 科目担当教員・実習指導者講習会　精神保健福祉士　科目担当教員・実習指導者講習会

用語	社会福祉士		精神保健福祉士	
	実習**指導者**講習会	科目担当**教員**講習会	実習**指導者**講習会	科目担当**教員**講習会
実習プログラム	定義：実習に関する予定表・計画表であって、実習期間内にどのような順序や流れで体験し学ぶのかを、日々の実習項目として明記したもの（スライド 13） シラバスのようなもの（スライド 16） 作成者：現場でソーシャルワーク実践を行っている実習受け入れ施設・機関の実習指導者（社会福祉士）（スライド 14） 方法：テキスト・サブテキストで示されている視点や枠組みに準拠しつつ、自らの実践と理論を突合して作成。あらかじめ作成しておく。 内容：段階（日程ではなく事前学習、職場実習、職種実習、SW 実習）、実習課題（ねらい）、具体的実習内容（実習経験）、必要な価値・知識・技術、指導方法・指導上の留意点、教材の 5 要素で構成されている。 **まとめで使用する用語について** ・社会指導者：社会福祉士の実習指導者 ・社会教員：社会福祉士の実習担当教員 ・精神指導者：精神保健福祉士の実習指導者 ・精神教員：精神保健福祉士の実習担当教員	定義：記載なし 作成者：説明なし 方法：説明なし ⇒実習前指導の⑥実習計画作成において、「実習プログラムにどの程度組み入れてもらえるか」などについて指導を受けること、という表記があるのみで（スライド 35）、**実習プログラムとは何か、誰が作成するのかに関する記述は一切ない**。 （※他の科目含めて上記のみ） **まとめ** ・社会教員に対する実習プログラムに関する説明が不足 ・社会指導者、精神指導者、精神教員で、実習プログラムの構成要素が全く違う。精神指導者に関しては総論と各論で示されるものが違う。また精神では指導者と教員で示されるものが違う。	定義：「実習プログラム」とは、実習生にどこで何日間、何をどのように学んでもらうかという内容（総論スライド 15） 作成者：実習指導者（総論スライド 32）※立案という言葉を使っている 方法：実習プログラムの作成（総論スライド 36※ここでは作成という用語）は、実習生の学習形態（受講型、陪席型・同席型、参加型、体験型・試行型、見学型）と内容を検討し、実習段階や場面に基づき組み合わせる 内容：日程、プログラム、担当者、実習内容の 4 要素で構成されている（総論スライド 39） 内容：時期、実習生が学ぶ内容、具体的な実習指導方法、場所、担当の 5 要素で構成されている（各論スライド 8、9）	定義等の明確な記述はない ※精神保健福祉士としての知識・技術・価値・倫理を「実践的に学ぶ」ための実習プログラム 【プログラムの“outcome”】⇒「できるようになる！」ための基礎、基盤をつくる（スライド 7） 作成者：実習指導者が中心（スライド 9） ※ただし、スライド上の表記は「実習プログラミングの作成（実習プログラムの作成ではない） 方法：実習受入施設・機関における精神保健福祉士の業務⇒「何を学生に学んでもらいたいか」「どういう業務にどのくらい入ってもらうか」「いつ、どの場面に入って実習をするか」「連絡窓口及び実際に担当する指導者は誰か」「協力者や協力機関の有無」⇒実習プログラムの作成 内容：日程、ねらい、具体的内容（スライド 33）の 3 要素で構成されている ※地域機関でのプログラム例 ※養成校内でマネジメントを行うものの対象に「実習プログラム」が挙げられている。この場合の「マネジメント」は何を意味するのか？（指導Ⅰスライド 14）
基本実習プログラム	定義：実習生の「何がしたい」ということに左右されるのではなく、基本的に指導者側・教育者側が定型的な社会福祉士の実習プログラムとして用意するもの（スライド 15 説明） ⇒事前に（実習前に）養成校側と共有しておくべき（スライド 15 説明） ※「**基本プログラム**」という表記（スライド 55）	**一切の説明なし** （※他の科目でも） **まとめ** ・社会教員に対する基本実習プログラムに関する説明なし ・社会指導者、精神指導者、精神教員で、基本実習プログラムを表す用語がバラバラ「基本プログラム」「実習基本プログラム（ひな形）」「スタンダードな実習プログラム」。 ・精神指導者では、「実習基本プログラム（ひな形）」と「標準的な実習プログラム」という 2 つの用語が使われながらも関係性は言及なし	※「**実習基本プログラム（ひな形）**」があると実習生との間で計画の作成に役立つ（総論スライド 17） ※実習指導計画の立案に際し、**標準的な実習プログラム**を持ちながら実習生の計画とのすり合わせの中で組み立てていく（総論スライド 16）	※実習機関が用意している**スタンダードな実習プログラム**（実習プログラミングの過程）（スライド 11）という表記はあり ⇒「スタンダードな実習プログラム」が何か、という説明はスライド上記には記載されていない

用語	社会福祉士		精神保健福祉士	
	実習**指導者**講習会	科目担当**教員**講習会	実習**指導者**講習会	科目担当**教員**講習会
個別実習プログラム	定義①：実際の受入時には、基本プログラムは、実習生の個別研究課題や実習生の力量等に沿って部分的に変更され得る（＝**個別プログラム**）（スライド 55） 定義②：「**基本プログラム**」と「実習計画書」は事前訪問で融合される。（スライド 87 説明）とあるが、これが「個別プログラム」という説明はない。 ⇒三者協議で実習計画（個別プログラム）を作成しなければならない（国通知）と規定されている。（スライド 85 説明）とある。学生が作成する実習計画と個別プログラムが混同？ ※「個別プログラム」という表記（スライド 55）	**一切の説明なし** （※他の科目でも） **まとめ** ・社会教員に対する個別実習プログラムに関する説明なし ・精神指導者、精神教員も基本実習プログラムと個別実習プログラムの説明は不足気味	→実習プログラムを立案するときには実習生の持参した「実習計画」を盛り込む配慮が必要（総論スライド 15 説明）という説明があるものの、それが「個別プログラム」にあたる等の説明はない **※個別プログラム、個別実習プログラムという用語は講義資料に一切出てこない**	※**学生個別の実習プログラム**の作成←実習指導者・学生・実習担当教員の 3 者で協議（実習プログラミングの過程）（スライド 11）という表記あり ⇒**「学生個別の実習プログラム」が何か、という説明に関する記述はない**
実習プログラミング	定義①：実習プログラムを作成すること（スライド 17 説明） 定義②：実習プログラムを作成する行為あるいは過程（スライド 53） 実施者：実習指導者が中心となって作成（スライド 53） ⇒基本実習プログラムを作成することを**基本プログラミング**といっている（スライド 17 説明） 方法：通知や基礎的通俗的 4 領域体験、ソ教連ガイドライン等に示されている実習プログラムの考え方・枠組みを踏まえて、各現場／各人の SW 実践を抽出し、意味付け／順序付けし、体系化し、理論づけし、どのように伝えるかを明文化する	定義：記載なし 実施者：説明なし 方法：記載なし ⇒実習プログラム同様、実習前指導の⑥実習計画作成において、「→実習プログラミングに関する 3 者協議へ」という記載のみで、**実習プログラミングとは何か、誰が行うことなのかということに関する記載は一切されていない** （※他の科目含めて上記のみ） **まとめ** ・社会教員に対する実習プログラミングに関する説明なし ・精神指導者の講習では実習プログラミングという用語は使われない⇒ただしプログラムを立案と作成の 2 用語で説明される ・精神教員で実習プログラミングという用語は使われているが記述が混乱しており説明も不足（実習プログラミングの作成、等）	**※実習プログラミングという用語は一切使われていない**	※意義の記述はあるが、**実習プログラミングとは何をすることなのか、その定義は一切記述されていない** ※**実習プログラミングの作成**（スライド 9）という表記あり
職場実習・職種実習 ソーシャルワーク実習	説明用語：二段階モデル（スライド 29 説明） ※「実習**指導**における 3 段階モデル」という用語も出てくる（（実習指導概論スライド 49）	用語説明：相談援助実習プログラムの展開：3 段階モデル（①職場実習、②職種実習、③ソーシャルワーク実習） **まとめ** ・社会と精神で「三段階モデル」と「三層構造」という別の用語で捉えている ・三に関しては漢数字とアラビア数字がごっちゃに表記 ・精神教員では三段階モデルの説明が不足傾向	説明用語：実習プログラムの立案の際、現場実習を下記のような 3 **層構造**で捉えると分かりやすい	※2018 年までは指導Ⅳのスライド 8～9 までに「実習の**三層構造**」という名称で説明されていた。 2019 年度以降は指導Ⅱでも指導Ⅳでもこの「職場、職種、ソーシャルワーク実習」についての説明は一切ない。

用語	社会福祉士		精神保健福祉士	
	実習**指導者**講習会	科目担当**教員**講習会	実習**指導者**講習会	科目担当**教員**講習会
実習指導	実習指導とは何か、という**定義に関する説明はない** **まとめ** ・そもそも「実習指導」が何か、どこまでを含める概念なのか、ということについて、全ての講習会においてほとんど明確に説明することなく、「まあわかるでしょ？」というような前提で話が進められている状態。	定義：相談援助実習指導：相談援助実習を効果ある学習とするための事前・事後学習です。（実習指導概論、2019 年資料、P.6 下スライド）	**実習指導とは何か、という定義はない。** ※実習指導のプロセスと実際で、そのプロセスに「事前準備」、「事前訪問の受入、オリエンテーション」、「実習初日の始業時のオリエンテーション」、「1 日単位の指導」、「数日単位の指導」、「教員の巡回指導」、「実習評価表への評価」という内容が示されており、プロセスの全体像とされている。	**実習指導とは何か、という定義はない**
実習指導計画	**※実習指導計画、という用語は出てこない。概念として存在しない？** **まとめ** ・社会福祉士養成では、「実習指導計画」という概念が存在しない ⇒実習プログラムに指導計画に関する内容も含まれているイメージ ・精神保健福祉士養成では、一方で指導者に対して実習指導計画を念入りに解説しつつ、他方で教員講習会には「実習指導計画」は用語すら出てこない	**※実習指導計画、という用語は出てこない。概念として存在しない？**（他の科目でも）	定義：実習指導計画とは、現場体験を持たない実習生が、精神保健福祉士として考え、行動してみたり SV を活用して振り返ったりして考察するために、指導者が意図的に実習生に用意する体験場面や指導方法の計画のこと（総論スライド 15） 作成者：実習指導者（総論スライド 32）※立案という言葉を使っている ※実習指導計画に基づかない実習プログラムであってはならない（総論スライド 15 説明） →実習指導計画が基盤となって実習プログラムが作成されることを想定している（ただし調査結果では実習プログラム作成者の方が多いよう・・・）。 ※実習指導計画の立案に際し、**標準的な実習プログラム**を持ちながら実習生の計画とのすり合わせの中で組み立てていく（総論スライド 16） →この書き方だと実習プログラムがあり実習指導計画が立てられるイメージ。上記と食い違う 作成者：実習指導の骨組みとして指導者が指導目標に従って準備する 内容：実習生が学ぶ内容、具体的な実習指導方法（社会福祉士では実習プログラムにこの内容が組み込み済み）	**※実習指導計画という用語は一切記載されていない**

演習分野講習会

令和二年度厚生労働省生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業）

新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員講習のあり方に関する調査研究事業

演習担当教員講習会（試行講習会）　開催要項

１．本事業及び試行講習会の目的

日本ソーシャルワーク教育学校連盟では、厚生労働省社会福祉推進事業による補助金を受け、『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員講習のあり方に関する調査研究事業』に取り組んでいます。先般、社会福祉士及び精神保健福祉士養成カリキュラムの見直しが行われ、両資格ともに 2021 年度より新たなカリキュラムによる養成が実施されることとなりました。本事業では、この見直しを受けて国民の福祉に関するニーズに適切に対応し支援を行うことができる社会福祉士及び精神保健福祉士を養成する観点から、養成カリキュラム見直しの背景、新カリキュラムの構造、教育内容、教育方法等について教員が共有すべき内容と講習の検討及び試行等に関する調査研究事業を行っております。

試行講習会は「社会福祉士実習演習担当教員講習会及び介護教員講習会の実施について」（令和２年３月６日社援発 0306 第 26 号厚生労働省社会・援護局通知）、並びに「精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の実施について」（令和２年３月６日一部改正障発 0306 第７号）に基づき、2021 年度以降のカリキュラムに対応した教員講習会の実施にあたって検討・研究した内容を試行的に実施します。また、受講する教員からのフィードバックを受け、内容を分析の上、教育内容の検討や質の向上を図ることを目的とします。

２．試行講習会の概要

本講習会は、現在実施している社会福祉士、精神保健福祉士両資格の演習担当教員講習会のプログラムを見直し、教育内容の修正変更や追加等の検討をもとにプログラム作成したものを実施します。新型コロナウイルス感染症の影響並びに拡大防止のため、全４日間のスケジュールを２日間にまとめたオンライン講習会です。講義形式の科目の要点や事例を活用した演習のポイントの説明等を実施します。

３．講 師（演習担当教員講習会部会）

（敬称略）

保正友子　（日本福祉大学）　　藏野ともみ（大妻女子大学）
中村佐織　（京都府立大学）　　山本博之　（田園調布学園大学）
行實志都子（神奈川県立保健福祉大学・日本精神保健福祉士協会）
齊藤晋治　（健康科学大学・日本精神保健福祉士協会）

４．受講要件

次のいずれか、または両方に該当し、２日間の受講が可能な方　20 名

１．社会福祉士養成あるいは精神保健福祉士養成にかかる演習分野担当教員講習会の講師としての経験のある教員の方、これに準ずる方
２．2021 年度からのカリキュラムに沿った養成テキスト作成において「ソーシャルワーク演習」科目にご執筆いただいた教員の方、これに準ずる方
※1 日のみの受講をご希望の際は、次ページの「10.問合せ先」にご連絡ください。

５．受講費用

無料です。本講習会は ZOOM ミーティングにて実施します。
PC 及び web カメラ・マイクをご準備ください（通信費用についてはご負担願います）。

６．試行講習会日程

【1 日目】2021 年　2 月 8 日（月）10 時 20 分～14 時 30 分
概論・シラバスに関する講義・演習

【2 日目】2021 年 2 月 15 日（月）10 時 20 分～15 時 20 分
地域事例等演習方法に関する講義・演習

詳細は、次ページのプログラムをご参照ください。

７．プログラム

日程	科目	授業形式	本時間数	内容	予定時間
1日目 2/8（月） 10:20～14:30	ソーシャルワーク演習概論 ※精神保健福祉援助演習概論Ⅰ	講義	1.5	1. ソーシャルワーク演習の構成と内容 2. 演習の共通理解 ※①精神保健福祉援助の内容と構成 ※②演習の基礎知識共通理解	40 分
	グループを活用した効果的な演習教育 ※精神保健福祉援助演習概論Ⅱ	講義	3	1. グループワークの理論 2. グループワークを活用した演習の進め方 3. 演習展開における課題 ※①精神保健福祉士養成における演習の意義と目的 ※②グループを活用した効果的な演習教育	40 分
	ソーシャルワーク演習方法論Ⅰ ※精神保健福祉援助演習方法論Ⅰ	講義	2	1. シラバスの作り方 2. 評価方法の理解 ※シラバスの作り方	40 分
	ソーシャルワーク演習方法論Ⅰ ※精神保健福祉援助演習方法論Ⅰ	演習	4	1. シラバス作成の実際 2. 学生指導と評価の実際 ※成績評価の内容と方法	60 分
2日目 2/15（月） 10:20～15:20	ソーシャルワーク演習方法論Ⅲ	講義	2	演習教材の概要	40 分
	ソーシャルワーク演習方法論Ⅲ ※精神保健福祉援助演習方法論Ⅲ	演習	4	地域で活用されるソーシャルワークの技術の実際 ※事例を活用した効果的な演習方法	60 分
	ソーシャルワーク演習方法論Ⅱ	講義	2	演習方法の概要	40 分
	ソーシャルワーク演習方法論Ⅱ ※精神保健福祉援助演習方法論Ⅱ	演習	4	地域を基盤とした総合的かつ包括的なソーシャルワークの技術の実際 ※事例を活用した効果的な演習方法	60 分
	アンケートフォームの入力 受講インタビュー	―	―	入力フォームへの記載依頼 ご意見・アイデアの聞き取り	30 分程度

８．受講時の協力依頼事項

（１）全プログラムをご受講ください。１日のみ受講等のご相談は下記にお問合せ願います。
（２）試行講習会終了後のアンケートフォーム並びにインタビューへの回答にご協力ください。
※録画・音声録音・静止画撮影及び提示した講習資料データ全ての複製・再配付を禁じます。

９．申　込

2021 年 1 月 29 日（金）までに E-mail（2020suishin@jaswe.jp）に以下の内容を記載の上、送信願います。
件名：「演習分野試行講習会」申込
本文：「ご所属」「お名前」その他、お問合せ事項等

10. 申込・問合せ先

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟事務局　担当／栁澤・大泉
〒108-0075　東京都港区港南 4-7-8 都漁連水産会館５階
Tel：03-5495-7242　Fax：03-5495-7219　E-mail:2020suishin@jaswe.jp

ソーシャルワーク演習概論

日本福祉大学　保正友子



はじめに：ソーシャルワーク演習概論の流れ

項目	内容
はじめに	・ソーシャルワーク演習概論の流れ ・ワーク：認知症のある高齢者の事例
Ⅰ．ソーシャルワーク演習の目的と意義を理解する	・講義・演習・実習の関連性 ・ソーシャルワーク演習の目的と意義 ・ソーシャルワーク演習で獲得するコンピテンス ・ソーシャルワーク演習に係る要件（時間・教員）
Ⅱ．ソーシャルワーク演習に含むべき内容	・ソーシャルワーク演習に含むべき内容 ・倫理綱領にみるソーシャルワークの価値 ・ソーシャルワークの基本的な視点と知識 ・ソーシャルワークの対象 ・ソーシャルワークの実践レベル ・ソーシャルワークの実践方法 ・ソーシャルワークの実践プロセス
Ⅲ．ソーシャルワーク演習の組み立て方	・毎回の授業の組み立て方のイメージ ・ソーシャルワーク演習の方法例 ・ワーク：認知症のある高齢者の事例 ・演習の組み立て方（例示）
おわりに	

ワーク：軽度認知症のある高齢者の事例

次の事例を演習で教える際、どのような演習課題（目的）を設定しますか。

軽度認知症のある高齢者宅に、このところ頻繁にセールスマン風の人物が「金」を売りに来ています。もしかすると高齢者は、すでに「金」を買っているかもしれません。

この高齢者の子ども達は隣県に住んでおり、頻繁に会いに来ることができません。その状況を知って不審に思った近隣住民より、地域包括支援センターに連絡が入りました。

地域包括支援センターのソーシャルワーカーは、さっそく高齢者宅に訪問し、状況を把握することにしました。



演習課題（目的例）

- 悪徳商法に脅かされる認知症高齢者の生活支援
- 認知症高齢者を地域で見守るシステムづくりのワークをとおして、見守りシステムとシステム間の相互交互作用を理解する



Ⅰ．ソーシャルワーク演習の目的と意義

１．講義−演習−実習の循環



２．ソーシャルワーク演習の目的と意義

①総合的・包括的な理解

テーマや課題に焦点を当てた総合的な学習をとおして、科目ごとに学習する内容の関連性について気づき、総合的・包括的に理解できることを目指す。

②専門的な実践力の習得

具体的な課題や状況について、能動的な活動を組み合わせることによって、自分や社会への気づきを得て理解を深め、それらを実践に応用するスキルを身につけることを目指す。

③ソーシャルワーク実習・実習指導との相乗作用による学習効果

実習前の演習では、実習へのレディネスを高めることによって、実習での学びの質を高めることができる。実習後の演習では、実習体験を活用することによって、実習での学びをさらに深め、般化することができる。

３．ソーシャルワーク演習で獲得するコンピテンス

①ソーシャルワークの価値にもとづいて、実践で何を目指すべきかを述べることができる

②ソーシャルワークの基本的な視点と知識にもとづいて、クライエントの状況を多面的に理解し、他者がわかるように説明することができる

③ミクロ・メゾ・マクロのそれぞれのレベルでのアプローチについて理解しており、基本的なスキルを身につけている

④ソーシャルワーク実践の評価について理解しており、実践についての自己評価ができ、それを実践の改善に役立てることができる

４．ソーシャルワーク演習にかかる要件

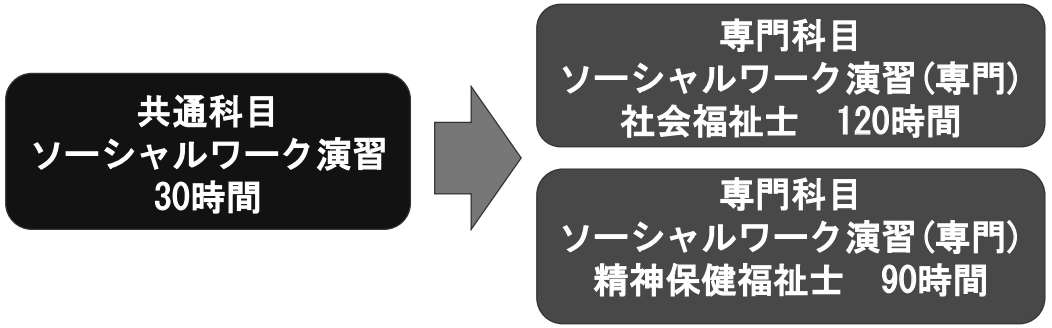

５．担当教員：共通科目「ソーシャルワーク演習」

①大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として、社会福祉士又は精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し５年以上の経験を有する者
②専修学校の専門課程又は各種 学校の専任教員として、社会福祉士又は精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し５年以上の経験を有する者
③社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に５年以上従事した経験を有する者
④精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に５年以上従事した経験を有する者
⑤「社会福祉士実習演習担当教員講習会」において、当該科目の指導に係る課程を修了した者
⑥「精神保健福祉士 実習演習担当教員講習会」を修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者。

５．担当教員：
社会福祉士の専門科目「ソーシャルワーク演習（専門）」

①大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として、当該科目を５年以上担当した経験を有する者
②専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を５年以上担当した経験を有する者
③社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に５年以上従事した経験を有する者
④「社会福祉士実習演習担当教員講習会」において、当該科目の指導に係る課程を修了した者

５．担当教員
精神保健福祉士の専門科目「ソーシャルワーク演習（専門）」

①大学（大学院及び短期大 学を含む。）及びこれらに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し５年以上の経験を有する者
②専修学校の専門課程 又は各種学校の専任教員として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し５年以上の経験を有する者
③精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に５年以上従事した経験を有する者
④「精神保健福祉士実習演習担当教員講習会」を修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者

Ⅱ．ソーシャルワーク演習に含むべき内容

１．ソーシャルワーク演習に含むべき内容

①ソーシャルワークの価値（倫理・理念・原則を含む）
②ソーシャルワークの基本的な視点と知識
③ソーシャルワークの対象
④ソーシャルワークの実践レベル
⑤ソーシャルワークの実践方法
⑥ソーシャルワーク実践のスキル・技術
⑦ソーシャルワークの実践プロセス

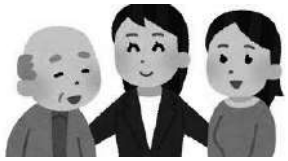

共通科目「ソーシャルワーク演習」（30 時間）の内容

ねらい	教育に含むべき事項
① ソーシャルワークの知識と技術に係る他の科目との関連性を踏まえ、社会福祉士及び精神保健福祉士として求められる基礎的な能力を涵養する。 ②ソーシャルワークの価値規範と倫理を実践的に理解する。 ③ソーシャルワークの実践に必要なコミュニケーション能力を養う。 ④ソーシャルワークの展開過程において用いられる、知識と技術を実践的に理解する。	個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレーイング等）を中心とする演習形態により行うこと。 **① 自己覚知** ・自己理解と他者理解 **② 基本的なコミュニケーション技術** ・言語的技術（質問、促し、言い換え、感情の反映、繰り返し、要約 等） ・非言語技術（表情、態度、身ぶり、位置取り 等） **③ 基本的な面接技術** ・面接の構造化 ・場の設定（面接室、生活場面、自宅 等） ・ツールの活用（電話、e-mail 等） **④ ソーシャルワークの展開過程** 事例を用いて、次に掲げる具体的なソーシャルワークの場面と過程を想定した実技指導を行うこと。 ・ケースの発見 ・インテーク ・アセスメント ・プランニング ・支援の実施 ・モニタリング ・支援の終結と事後評価 ・アフターケア **⑤ ソーシャルワークの記録** ・支援経過の把握と管理 **⑥ グループダイナミクスの活用** ・グループワークの構成（グループリーダー・コリーダー・グループメンバー） ・グループワークの展開過程（準備期・開始期・作業期・終結期） **⑦ プレゼンテーション技術** ・個人プレゼンテーション ・グループプレゼンテーション

社会福祉士の専門科目「ソーシャルワーク演習（専門）」（120 時間）の内容

ねらい	教育に含むべき事項
① ソーシャルワークの実践に必要な知識と技術の統合を行い、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を習得する。 ② 社会福祉士に求められるソーシャルワークの価値規範を理解し、倫理的な判断能力を養う。 ③ 支援を必要とする人を中心とした分野横断的な総合的かつ包括的な支援について実践的に理解する。 ④ 地域の特性や課題を把握し解決するための、地域アセスメントや評価等の仕組みを実践的に理解する。 ⑤ ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークの対象と展開過程、実践モデルとアプローチについて実践的に理解する。 ⑥ 実習を通じて体験した事例について、事例検討や事例研究を実際に行い、その意義や方法を具体的に理解する。 ⑦ 実践の質の向上を図るため、スーパービジョンについて体験的に理解する。	**＜ソーシャルワーク実習前に行うこと＞** 個別指導並びに集団指導を通して、実技指導（ロールプレーイング等）を中心とする演習形態により行うこと。 **① 次に掲げる具体的な事例等（集団に対する事例含む。）を活用し、支援を必要とする人が抱える複合的な課題に対する総合的かつ包括的な支援について実践的に習得すること。** ・虐待（児童・障害者・高齢者 等） ・ひきこもり ・貧困 ・認知症 ・終末期ケア ・災害時 ・その他の危機状態にある事例 **②①に掲げた事例等を題材として、次に掲げる具体的なソーシャルワークの場面及び過程を想定した実技指導を行うこと。** ・ケースの発見 ・インテーク ・アセスメント ・プランニング ・支援の実施 ・モニタリング ・支援の終結と事後評価 ・アフターケア **③②の実技指導に当たっては、次に掲げる内容を含めること。** ・アウトリーチ ・チームアプローチ ・ネットワーキング ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション **④ 地域福祉の基盤整備と開発に係る事例を活用し、次に掲げる事項について実技指導を行うこと。** ・地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握 ・地域アセスメント ・地域福祉の計画 ・組織化 ・社会資源の活用、調整、開発 ・サービスの評価 **＜ソーシャルワーク実習後に行うこと＞** ソーシャルワークに係る知識と技術について個別的な体験を一般化し、実践的かつ学術的な知識及び技術として習得できるよう、集団指導並びに個別指導による実技指導を行うこと。 **① 事例研究、事例検討** **② スーパービジョン**

精神保健福祉士の専門科目「ソーシャルワーク演習（専門）」（90 時間）の内容

ねらい	教育に含むべき事項
① 精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人の状況や困難、また希望を的確に聞き取り、とりまく状況や環境を含めて理解してソーシャルワークを展開するための精神保健福祉士の専門性（知識、技術、価値）の基礎を獲得する。 ② 精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人のための諸制度、サービスについて、その概念と利用要件や手続きを知り、援助に活用できるようになる。 ③ 精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人のための関係機関や職種の役割を理解し、本人を中心とした援助を展開するチームが連携する際のコーディネート役を担えるようになる。 ④ 精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人を取巻く環境や社会を見渡し、こうした人々への差別や偏見を除去し共生社会を実現するための活動を精神保健福祉士の役割として認識し、政策や制度、関係行政や地域住民にはたらきかける方法をイメージできるようになる。 ⑤ 精神保健福祉士として考え、行動するための基盤を獲得し、職業アイデンティティを構築する意義を理解できる。	以下の内容については、ソーシャルワーク実習（専門）を行う前に学習を開始し、十分な学習をしておくこと。 以下の①から④に掲げる事項を組み合わせた精神保健福祉援助の事例（集団に対する事例を含む。）を活用し、精神保健福祉士としての実際の思考と援助の過程における行為を想定し、精神保健福祉の課題を捉え、その解決に向けた総合的かつ包括的な援助について実践的に習得すること。すべての事例において、精神保健福祉士に共通する原理として「社会的復権と権利擁護」「自己決定」「当事者主体」「社会正義」「ごく当たり前の生活」を実践的に考察することができるように指導すること。 **① 領 域** ・医療機関（入院病棟、外来、訪問、デイ・ケア、精神科以外の診療科を含む病院、診療所） ・障害福祉サービス事業所（相談支援、就労支援、生活訓練、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助、地域生活支援 等） ・行政機関・社会福祉協議会（精神保健福祉センター、保健所、市町村、ハローワーク 等） ・高齢者福祉施設（地域包括支援センター、介護療養型施設、生活施設 等）　・教育機関（学校、教育委員会） ・司法（刑務所、矯正施設、保護観察所 等）　・産業・労働（一般企業、EAP 機関 等） ・児童（児童相談所、児童養護施設 等） ・合議体（退院支援委員会、精神医療審査会、障害支援区分認定審査会、自立支援協議会、契約締結審 査会、医療観察法審判期日等） ・その他（独立開業 等） **② 課 題** ・社会的排除、社会的孤立　・受診・受療、課題発見　・退院支援、地域移行支援　・地域生活支援　・自殺対策 ・ひきこもり支援　・児童虐待への対応　・アルコール依存、薬物依存、ギャンブル依存等の予防や回復 ・家族支援　・就労（雇用）支援　・職場ストレス、リワーク支援　・貧困、低所得、ホームレス支援 ・災害被災者、犯罪被害者支援、触法精神障害者支援　・その他 **③ 法制度・サービス** ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律　・障害者基本法、障害者総合支援法　・障害者差別解消法、障害者虐待防止法 ・医療観察法　・生活保護制度、障害年金制度、各種手当　・障害者雇用促進法、労働安全衛生法 ・介護保険法、老人福祉法、高齢者虐待防止法　・児童福祉法、児童虐待防止法　・アルコール健康障害対策基本法 ・刑の一部執行猶予制度、覚せい剤取締法 等　・自殺防止対策基本法　・当事者活動（自助グループ、ピアサポート） ・その他（居住支援制度、生活困窮者自立支援制度、成年後見制度 等） **④ 援助技術** ・ソーシャルワークの過程を通した援助（ケースの発見、インテーク、アセスメント、プランニング、支援の実施、モニタリング、支援の終結と事後評価、アフターケア） ・個別面接　・グループワークの展開　・ケア会議や関係者会議のコーディネートとマネジメント ・リハビリテーションプログラムの実施（行動療法、作業療法、回復支援プログラム）　・アウトリーチ、コミュニティソーシャルワークの展開 ・社会福祉調査の実施、計画策定、評価、資源創出、政策提言　・普及啓発活動、人材育成（住民への啓発、ボランティア養成、実習生指導） ・記録（個別支援記録、公文書作成、業務（日誌・月報等）の記録、スーパービジョンのためのレポート作成 等）　・その他

２．倫理綱領にみるソーシャルワークの価値

＜クライエントに対する倫理責任＞

５．クライエントの自己決定の尊重

社会福祉士は、クライエントの自己決定を尊重し、クライエントがその権利を十分に理解し、活用できるようにする。また、社会福祉士は、クライエントの自己決定が本人の生命や健康を大きく損ねる場合や、他者の権利を脅かすような場合は、人と環境の相互作用の視点からクライエントとそこに関係する人々相互のウェルビーイングの調和を図ることに努める。

11．権利擁護

社会福祉士は、クライエントの権利を擁護し、その権利の行使を促進する。

３．ソーシャルワークの基本的な視点と知識

①エコロジカル・モデル

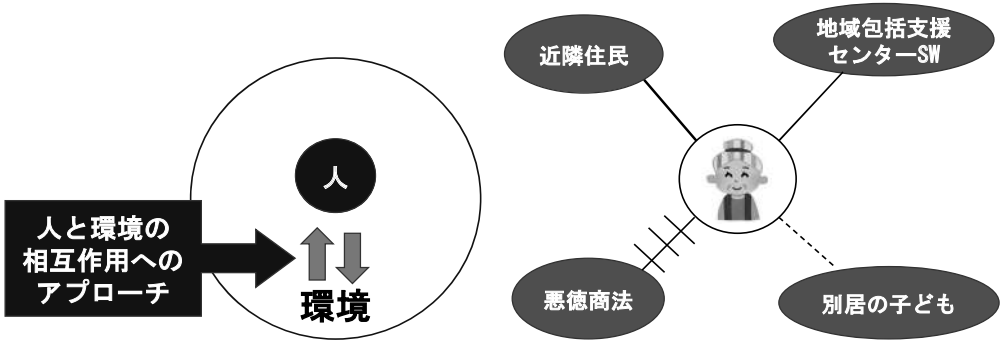

３．ソーシャルワークの基本的な視点と知識

②システム理論

相互に作用し合う要素の集合

例）家族システム

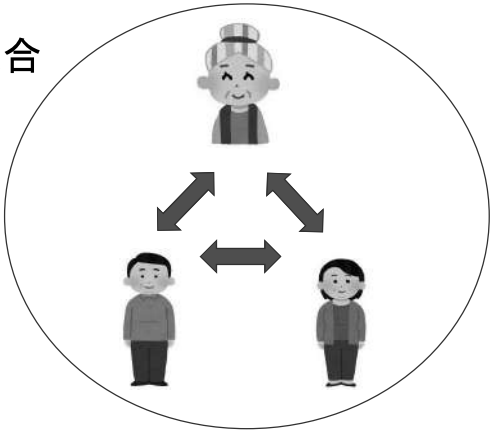

３．ソーシャルワークの基本的な視点と知識

③バイオ・サイコ・ソーシャル・モデル

サイコ（精神的・心理的状態）
・人と話すのが好き
・同情心強い

バイオ（生理的・身体的状態）
・ADL自立
・軽度認知症



ソーシャル（社会環境的状態）
・近所によく話す友人がいる
・子どもと達とは頻繁に会えない
・福祉サービス未使用

４．ソーシャルワークの対象

困難に直面している
対象者への支援

困難に直面するリスクのある
対象の早期発見・早期対応

困難に直面していない
対象への困難発生予防
および社会参加・活動支援







５．ソーシャルワークの実践レベル



６．ソーシャルワークの実践方法

メゾレベル
・グループワーク
・カンファレンス
・ネゴシエーション
・小地域での福祉活動
・・・

ミクロレベル
・アウトリーチ
・カウンセリング
・臨床ソーシャルワーク
・ケアマネジメント
・家族療法・・・



マクロレベル
・行政機関の管理運営
・コミュニティワーク
・政策や制度への関与
・ソーシャルアクション
・・・

７．ソーシャルワークの実践プロセス

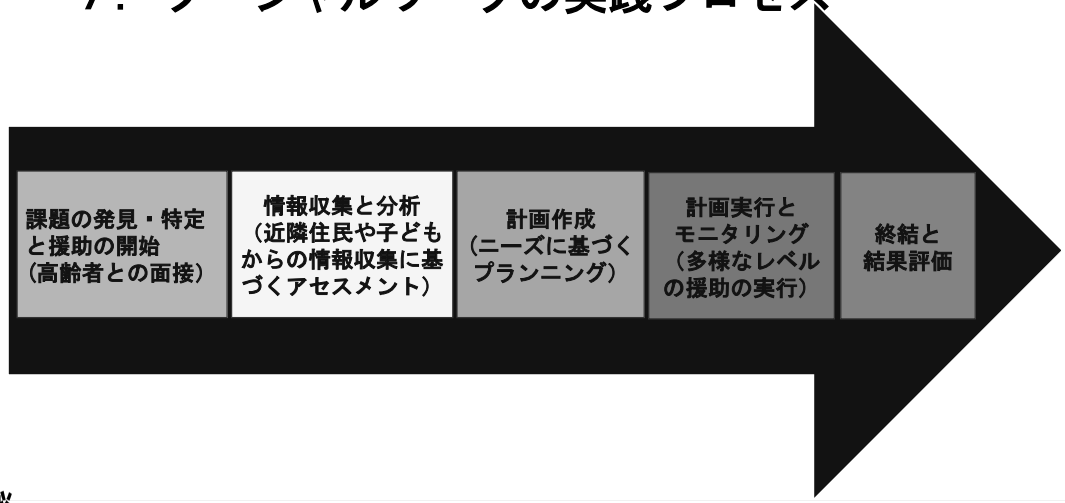

Ⅲ．ソーシャルワーク演習の組み立て方

１．毎回の授業の組み立て方のイメージ図

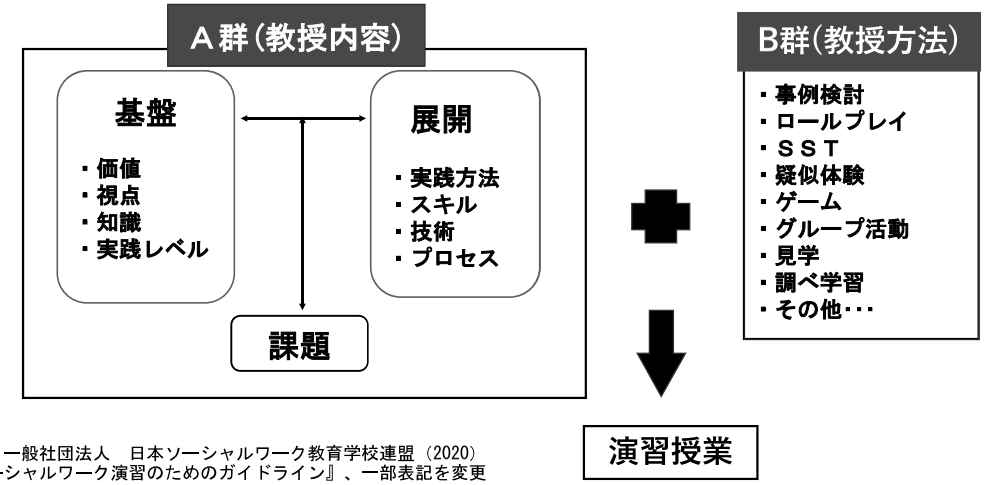

引用：一般社団法人　日本ソーシャルワーク教育学校連盟（2020）
『ソーシャルワーク演習のためのガイドライン』、一部表記を変更

２．ソーシャルワーク演習の方法例

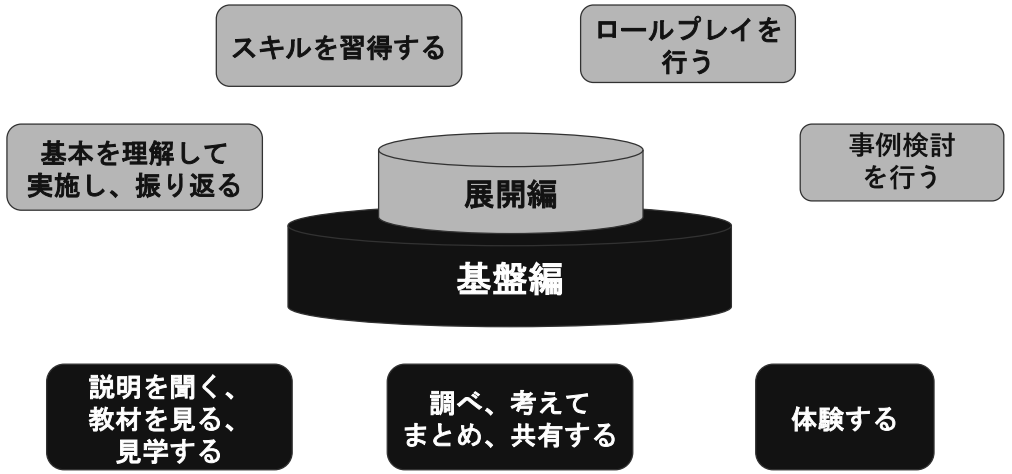

ワーク

「軽度認知症の高齢者の事例」を使った演習展開について、図に即して考えてみましょう。

軽度認知症のある高齢者宅に、このところ頻繁にセールスマン風の人物が「金」を売りに来ています。もしかすると高齢者は、すでに「金」を買っているかもしれません。
この高齢者の子どもたちは隣県に住んでおり、頻繁に会いに来ることができません。その状況を知って不審に思った近隣住民より地域包括支援センターに連絡が入りました。
地域包括支援センターのソーシャルワーカーは、さっそく高齢者宅に訪問し、状況を把握することにしました。



３．演習の組み立て方（例示）

悪徳商法に脅かされる認知症高齢者の生活支援

Ａ群

①価値

人権擁護・ソーシャルワーカーの保護的機能・当事者の自己決定権と保護の倫理的ジレンマ

②視点・知識

- 認知症高齢者を地域で見守っていくためのシステム
- システム間の相互交互作用で生じている課題
- エコシステムの見方
- クーリングオフの制度や消費者センター機能についての知識

３．演習の組み立て方（例示）

③実践レベル

地域ネットワークから消費者保護法のメゾからマクロレベルを中心に、ミクロの問題を解決するためのメゾ・マクロへの展開

④プロセス

認知症高齢者の生活上の問題発見を、どこでどのようにすることが可能であるかを考えさせるような展開

Ｂ群

教授法と教材開発

これらの教授内容を効果的に伝えるためのものを選択

４．演習の組み立て方（例示）

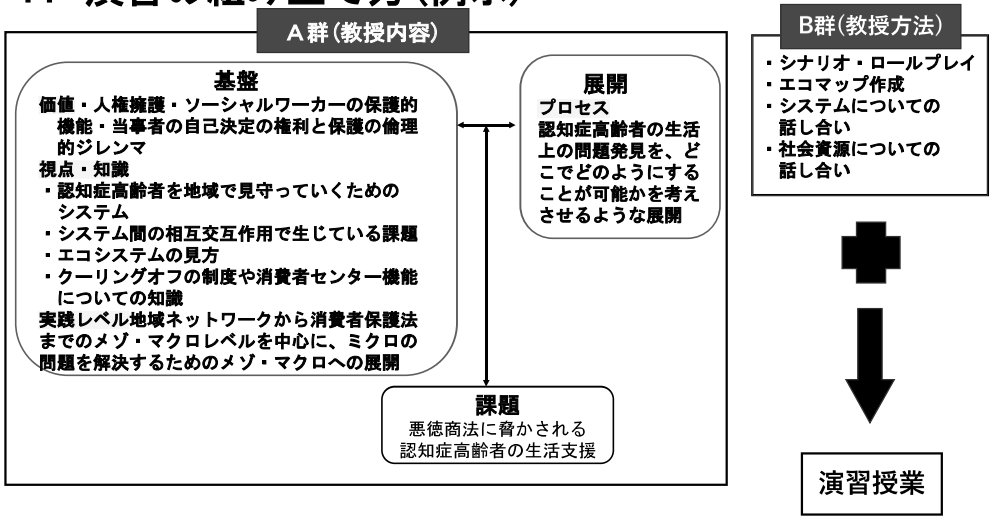

おわりに

- ソーシャルワーク演習は、多様なバリエーションが可能です。
- 目の前の学生の状況から出発し、創意工夫を凝らして展開してみてください。



ソーシャルワーク演習方法論Ⅰ

シラバスの作り方　評価方法の理解

健康科学大学　齋藤晋治

この科目のねらい

Ⅰ．シラバスについて理解する

Ⅱ．演習授業でのシラバスについて

Ⅲ．演習シラバスの具体的内容について

Ⅳ．教員用シラバス（授業計画）の理解

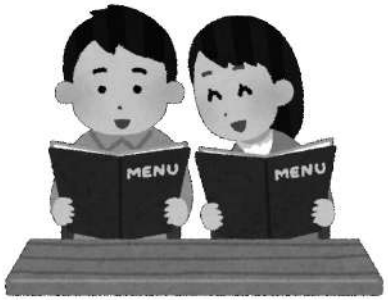

シラバス作成は必須なの？

大学設置基準　第25条の２
大学は学生に対し、授業の方法及び内容ならびに一年間の授業の計画はあらかじめ明示するものとする。

同第25条の２第２項
大学は、学修成果に係る評価基準及び卒業の認定に当たっては、客観的及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

シラバスとは①

各講義科目の目的や目標、全体の講義概要、各回の授業内容、履修条件、評価方法、教科書や参考図書などを示したもの。

- カリキュラム（課程）は、一定の教育目的のために、必要な教育内容を含むように科目群を構造化したもの
- シラバスは、個々の授業科目について担当者がその目的や内容、授業計画などを具体的に示したもの
  （同科目のクラスが複数ある場合は、共通シラバスもあり）

シラバスとは②

- 教員は、シラバス作成のために事前に考え準備することで、授業をより体系的で内容の濃いものにすることができる。
- 授業のねらいや位置づけ、目標、内容、スケジュール、評価方法などについて明示することで、学生と教員および関係者の間で共通認識をもつことに役立つ。
- 学生と教員（大学）の間の“契約”となり、役割と責任、条件等を明確にし、誤解や混乱を減らす。
- 学生は、シラバスをみることで、授業について見通しをもって主体的に学習を進めることができる。
- 授業のプロセス評価や結果評価の基準となる。→教育の質の向上

シラバス作成の目的・意義①

１）科目履修の目的の明確化

シラバスに含まれる項目
授業科目名と担当教員名、目的と学習到達目標、
科目の専門分野とカリキュラムにおける位置付け、
履修条件と関連科目、履修年次・学期･時限・単位数・講義教室、
全体の授業概要、各回の授業内容、予習・復習・課題事項、
教科書・参考書・資料、評価方法と基準、
教員との連絡方法

シラバス作成の目的・意義②

２）学生との契約

２重の契約
学生と大学：電子掲示システム上にアップされるシラバス
学生と教員：教室で教員が学生に配布するシラバス



３）教員の授業改善

教員間で互いの授業科目の内容を理解・共有することで、学科等での
一貫性のあるカリキュラムを構築することに役立つ
PDCAサイクルにいり、授業改善に役立つ
シラバスの作成(P)→授業の実施(D)→授業の振り返り(C)
→来年度のシラバスに反映(A)

シラバスの内容

1. 授業科目名と担当教員名
2. 目的と目標（ねらいと学習到達目標）
3. 科目のカリキュラムにおける位置づけ
4. 履修条件と関連科目
5. 履修年次・学期・曜日・時限・単位数・教室
6. 全体の授業概要
7. 各回の授業内容
8. 予習・復習・課題事項
9. 教科書・参考書・資料
10. 評価方法と基準
11. 教員との連絡方法
12. その他

ソーシャルワーク演習シラバスの作り方

演習シラバス作成の目的（ポイント）
　シラバス作成は大学教育においての必須作業
　カリキュラムに示された教育内容のシラバスへの反映

　AP（アドミッション・ポリシー）
　CP（カリキュラム・ポリシー）
　DP（ディプロマ・ポリシー）
　カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー

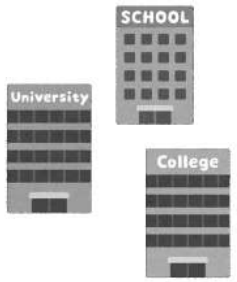

シラバスに含まなければならない事項

以下に示されたカリキュラムの「ねらい」と「教育に含むべき事項」との整合性が必要。

（社会福祉士）
　厚生労働省社会・援護局長通知
「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」
（令和２年３月６日社援発0306第21号）別添１「社会福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」

（精神保健福祉士）
厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長通知
「精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針について」
（令和２年12月25日障発1225第1号）別添「精神保健福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」

ソーシャルワーク演習をどのように配置するかという大きな枠組み設定

- 他のソーシャルワーク科目の履修との兼ね合い
- カリキュラムツリー、カリキュラムマップの理解
- 学生の理解度

カリキュラムツリーとは

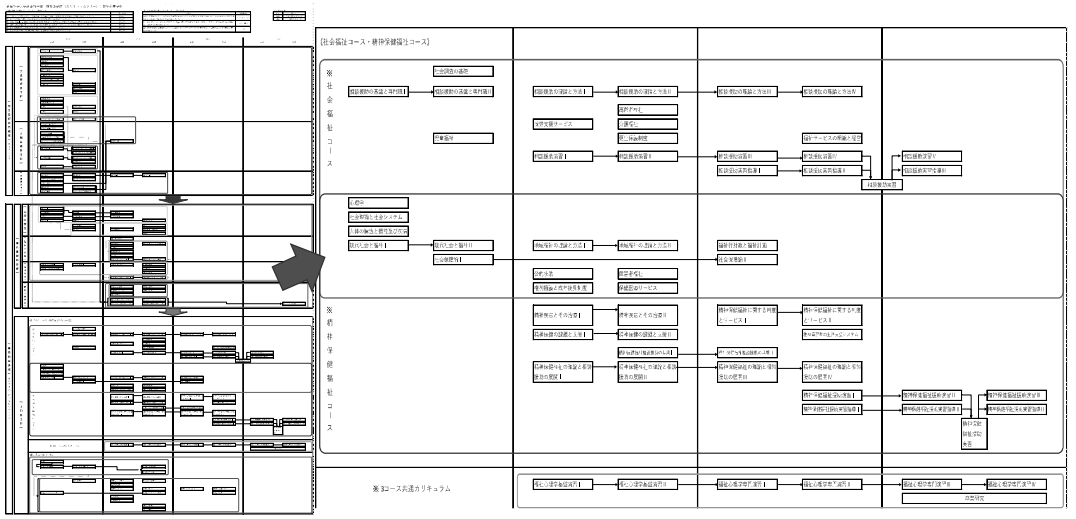

カリキュラムマップとは

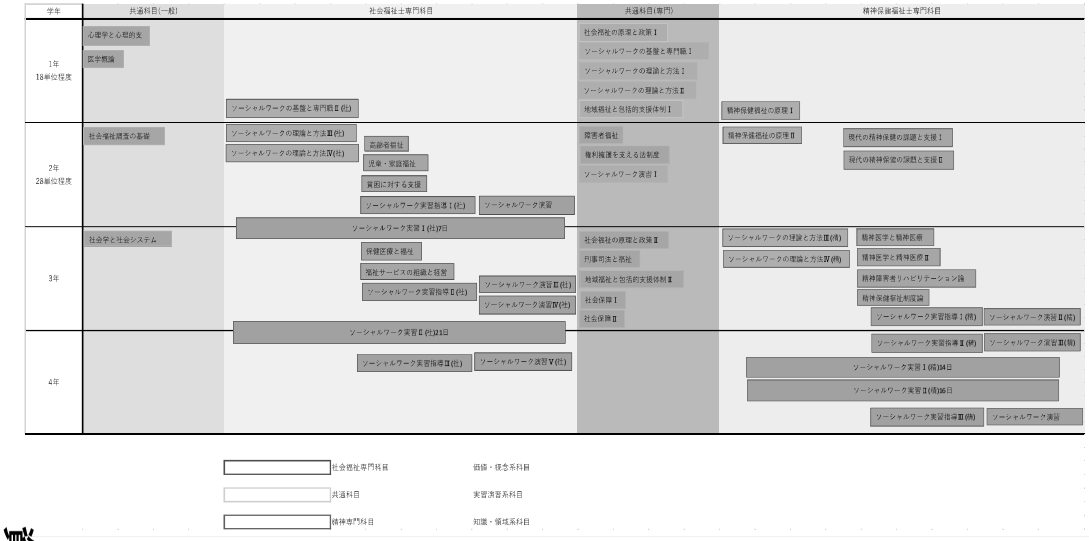

演習教育の位置づけ

改正社会福祉士及び介護福祉士法（2019年３月）

名称変更：「相談援助」→「ソーシャルワーク」
演習時間数変更：150時間（時間数に変更はないが、30時間は精神保健福祉士養成と合同）

健康科学大学大学　ソーシャルワーク演習（２年次開講　後期：30時間）
ソーシャルワーク演習（専門）a（２年次開講　後期：30時間）
ソーシャルワーク演習（専門）b（３年次開講　後期：30時間）
ソーシャルワーク演習（専門）c（３年次開講　後期：30時間）
ソーシャルワーク演習（専門）d（４年次開講　前期：30時間）
※ソーシャルワーク演習（専門）dは実習後に実施する

演習授業の組み立て

第１段階
ソーシャルワーク演習をどのように配置するかという大きな枠組み設定

→

第２段階
１学期間（大学は15回）の授業計画の策定とシラバス作成

→

第３段階
１学期間の授業計画全体のなかでの個々の授業の具体化

シラバス作成の実際（テキスト69-74ページ）

演習シラバス例
「大学の授業概要で用いるシラバス例」
：大学と学生の契約としてのシラバスとの位置付け
①基本事項
②演習の位置付けと目的
③演習の目標と内容
④演習の方法
⑤評価方法
⑥テキスト・参考図書
⑦留意点
⑧授業スケジュール

①シラバスの基本事項

- 科目名、開講時期、単位数、開講日時、教室、担当者名、

  履修年次、個人研究室、連絡先（電話番号、メールアドレス）

- 授業に関する基本的な項目

科目名	ナンバリング	区分（必修・選択）	単位数	履修年次	開講学期等
			2		
担当教員	研究室	電子メール ID		オフィスアワー	

②演習の位置付け

- 授業をとおして修得する達成目標の明記
- 達成目標に沿った授業内容のポイント
- ディプロマポリシーとの関連性の明記

授業の目的・概要	<目的> <概要>
学習上の助言	
教科書	
参考書	

	学生が達成すべき行動目標	関連卒業認定・学位授与方針
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		

③演習の目標と内容

（健康科学大学では）ソーシャルワーク演習

【学生が達成すべき行動目標】

「～できるようになる」という表現（学生を主語として作成する）

- ソーシャルワーク実践するために必要なコミュニケーションや面接についての基本的な技術と共感的な姿勢を身につけ実践できるようになる。
- 社会福祉専門職として基本的な倫理・原則を習得し、ソーシャルワーク場面等において適切な考え方や行動が判断できるようになる。
- 人々が抱える生活課題を発見し、その解決に向けたプロセスについて理解し説明できるようになる。

④演習の方法

- 演習講義内で用いる方法の明記

  ロールプレイ

  グループワーク

  事例検討

  プレゼンテーション

- 様々な手法を通して実践と理論を結びつける授業であることを示す

⑤－１評価方法

100点満点での評価
評価基準
①試験　②レポート　③成果発表　④ポートフォリオ　⑤その他
※出席点について４回以上欠席・遅刻した者には単位を与えない
　欠席と遅刻は同評価が妥当か？何分までに遅刻が許容範囲か？
　欠席規程の存在？
　そもそも出欠を成績評価に反映することは妥当か？
※全学的判断が必要となる。



⑤－２評価方法及び評価基準の記入例

（講義・演習系）
- 学期末試験の結果に、授業時に提出されたレポートの得点を加点して評価する。
- 学期末試験（60%）、課題（30%）、成果発表（10%）として評価する。
- レポート課題（50%）、コメントシート（30%）、授業中の活動（20%）として評価する。
- OSCE等の活用による実技点
- 毎授業時に実施する小テストの結果に、授業態度を加味して評価する。

⑥テキスト・参考図書

「ソーシャルワーク演習」中法法規出版
F.P.バイスティック著、尾崎新ほか訳『ケースワークの原則』誠信書房）
参考図書・文献は適宜紹介する。
また必要に応じて、レジュメや資料を配布する。

学生が単元ごと何を準備して授業に臨めば良いか不明瞭。
必要に応じたレジュメ、資料についての学生の取組が明記される必要がある、と考える →教員と学生の契約としてのシラバス

⑦留意点

- 演習を履修する上での履修条件（履修要件等）
- 履修上での心構え
- 履修上の注意事項等
- レポート課題のテーマの提示

⑧授業スケジュール

- 15回分の授業の１回１回の内容
- 授業計画を具体的に15回の授業に落とし込み、授業テーマを考える

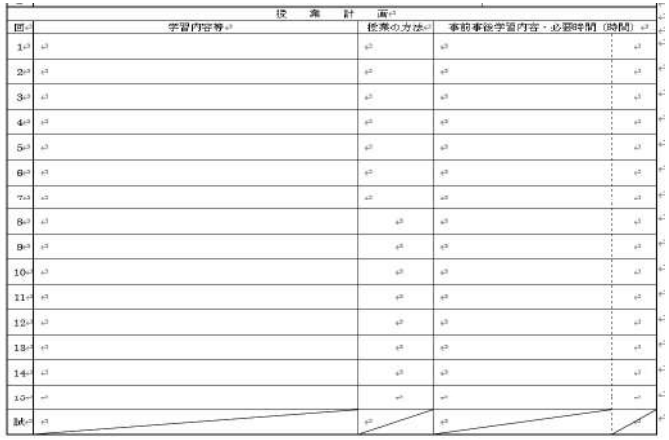

回	学習内容等	授業の方法	事前事後学習内容・必要時間（時間）
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
計			

事前・事後学習の内容

例）シラバスにて授業内容を（あらかじめ）確認し、該当部分を下調べしてから授業に臨むこと（事前学習についての説明）

大学授業の場合、90分を２時間とカウント
１単位につき45時間の学習時間が必要とされている
つまり、学生は授業前の予習と授業後の復習に15時間を必要とする
→結果、毎授業「予習0.5時間、復習0.5時間」が必要となる。

大学設置基準第21条第２項

「…単位数を定めるに当たっては、１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし…」

45時間－30時間（１回２時間の授業×半期15回）＝15時間
１回の授業に対する事前、事後学習に必要な時間は１時間

90時間－30時間＝60時間÷15＝4時間（半期２単位）

授業展開を具体化する授業計画の作成

- 授業計画とは
- 授業時間内での教授内容(A群)と教授方法(B群)のバランス
- どのような方法を用いるかを検討する
- グループの展開過程を意識する

授業計画による教育の質担保

- 当該授業の位置づけ：どれくらいの学習が進んだ段階で実施するのが望ましいかを他の講義との関連のなかで示す。
- 授業の目標(ねらい)：演習を行うことでのねらい
- 授業の目標(獲得するコンピテンシー)：演習を行うことにより獲得するコンピテンシー
- 授業スケジュールの項目・時間配分：演習の流れに沿って取り組む項目とおおよその時間配分
- 内容・方法：項目ごとに行う内容とその方法
- 教育上の留意事項/考察・準備事項：教員側の留意点や動き
- アセスメントのポイント：受講生(学生)の学習状況やレベルなどの教員側が学生の状況をアセスメントする際のポイント

演習の組み立て方(例示)

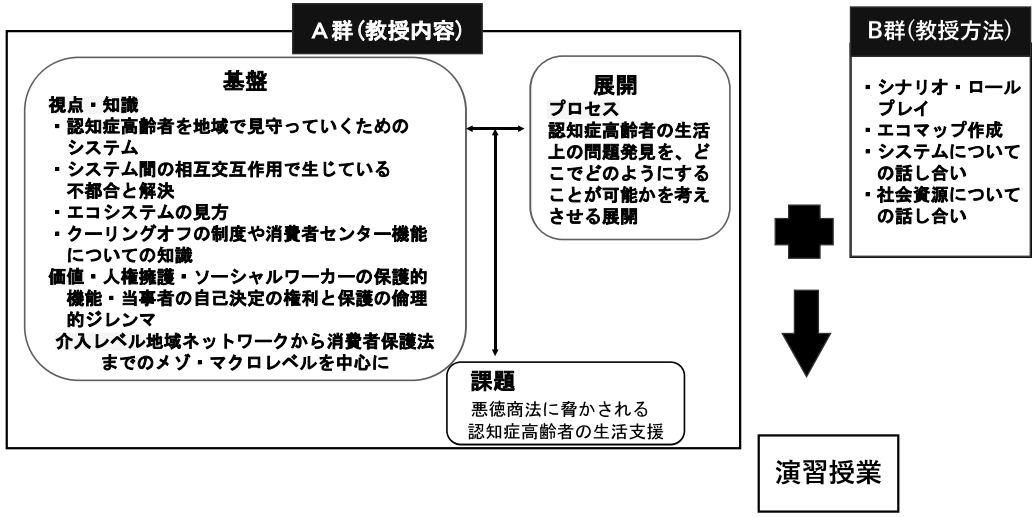

授業展開例

項目・時間配分	内容・方法	グループへの働きかけ	教育上の留意事項/備考・準備事項	授業展開のポイント 学生へのアプローチ
1. はじめに (5分)	・本日行う課題のねらいと事例概要を伝える	・2人組の形成を行う	・認知症高齢者の事例を準備する。その際、事例の一部はロールプレイのシナリオ形式にする	・一部シナリオ形式にするか、全部シナリオ形式にするかは、学生の状況をみて判断する
2. シナリオ・ロールプレイ (15分)	・2人1組になる ・シナリオを読み合った後に、気づいた点について話し合う	・2人での目的、ゴールを共有する	・2人1組になるように促す	・ペアワークの際には、レベルが異なり過ぎないように心がける ・グループ作業の進捗状況を把握する
3.エコマップ作成(20分)	・5～6人のグループを作成する ・各人で地域の社会資源を書き込んでエコマップを作成する ・グループで共有する	・グループを形成する グループ構成の配慮を考える ・グループの目的が共有できるように説明をする	・エコマップ作成の過程で必要に応じて助言を行う	・エコマップの書き方を正しく理解しているかどうか確認する ・認知症による生活への影響についての具体的イメージができているかどうかを確認する
4. システムについての話し合い (20分)	・システム整理シートに書き込む ・システムとして機能するための形成の方法論をグループで話し合う ・発表を行う	・グループがどのように展開しているかを確認する グループの展開過程がどの段階にあるかを把握し、段階に応じた介入をおこなう。	・4つのシステムの整理シートを作成して配布する ・適切なシステムに該当しているかどうかを確認し、必要に応じて助言を行う	・4つのシステムが適切に整理されているかどうかを確認する
5. 社会資源についての話し合い (20分)	・必要な社会資源についてグループで検討 ・発表を行う	・グループの相互作用に着目し、各自が役割をもち、活動できているかを確認する	・必要な社会資源について思いつかない場合に、必要に応じて助言を行う	・必要な社会資源がイメージできているかどうかを確認する
6. まとめ (10分)	・本日の演習のまとめを行い、次回までの課題があれば提示する	・グループ終了のアナウンスを行う ・グループの終結に向け、グループ内での“褒の作業”を行うよう促す。	・場合によってはホワイトボード等を使い、クラス全体で共有することも望ましい ・必要に応じて次回までの課題を提示する	・学生の学習状況に応じた課題を提示する

総 括

シラバスは学生との契約

演習授業は理論と実践を結びつける科目であり、他の関連科目との関連を意識した授業配置が必要。そのため授業内容には創意工夫された方法が必要となる。

成績評価の公平・公正化、明確化は教員と学生の契約上必須であると認識する（学生の知る権利の保障）。

一方で、評価基準（特に演習科目）は不明確な場合が多い（教員間格差含む）。

教員間のコンセンサスをとるか、個々に委ねるか

『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業』厚生労働省令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）
演習担当教員講習試行講習会

ソーシャルワーク演習方法論Ⅱ

演習方法の概要

大妻女子大学　藏野ともみ

この科目のねらい

本講習会担当者
●今日の流れを説明する

1　多様な演習方法を知る。

2　授業のねらいに即した方法を考えることができる。

3　授業テーマに沿った事例を用いることができる。

社会福祉士・精神保健福祉士の対象領域は多様です。
先生方の専門領域からの実践事例も活用できます。

1　演習方法の概要

(1) 演習のねらい

(2) 演習とはどのような場か

(3) 実習との関係

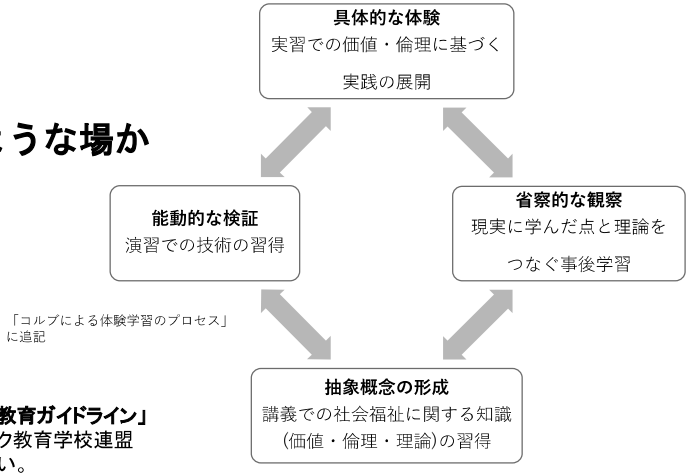

「コルブによる体験学習のプロセス」に追記

＊「ソーシャルワーク演習のための教育ガイドライン」
一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟
(2020 年3月)を**必ず参照**してください。

2　含まれるべき事項と想定される演習方法

(1) 科目「ソーシャルワーク演習」の枠組み

社会福祉士

①ソーシャルワーク演習　　30時間　(90分×15コマ)
　＊精神保健福祉士との合同授業可
②ソーシャルワーク演習(専門)　120時間　(90分×60コマ)

精神保健福祉士

①ソーシャルワーク演習　　30時間 (90分×15コマ)
②ソーシャルワーク演習(専門)　90時間 (90分×45コマ)

(2)ねらいと含むべき事項

1)共通　ソーシャルワーク演習　30時間(90分×15コマ)

含まれるべき事項	
ねらい(目標)	**内容**
①ソーシャルワークの知識と技術に係る他科目との関連性を踏まえ、社会福祉士及び精神保健福祉士として求められる基礎的な能力を養う ②ソーシャルワークの価値規範と倫理を実践的に理解する ③ソーシャルワークの実践に必要なコミュニケーション能力を養う ④ソーシャルワークの展開過程において用いられる知識と技術を実践的に理解する	**個別指導と集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導(ロールプレイ等)を中心とする演習形態で行う** ①　自己覚知 ②　基本的なコミュニケーション技術 ③　基本的な面接技術 ④　ソーシャルワークの展開過程 事例を用いて、具体的なソーシャルワークの場面と過程を想定した実技指導を行う ⑤　ソーシャルワークの記録 ⑥　グループダイナミクスの活用 ⑦　プレゼンテーション技術

●演習方法例

項目	演習方法	内容
自己覚知	・自己紹介・他者紹介 ・エゴグラム ・エコマップや人生曲線を用いた自己の客観視 ・他者と自分の考え方・価値観の比較や価値観の順位付け・新聞記事等を用いる。	自分自身がどのような価値観をもとに物事を判断しているかについて気づきを得る。 他者への理解を深め、多様な価値観をもって生活している人がいることを知る。
基本的なコミュニケーション	・グループでのコミュニケーションワーク ・ディスカッション ・ディベート ・プレゼンテーション ・ネゴシエーション ・アサーティブ	言語・非言語・準言語コミュニケーションについてワークを通じて理解する。 各面接技法を習得する。 多様な感情への対応を理解する
基本的な面接技法	・ロールプレイ ・紙面上やDVDを活用する	ワーカー・クライエント・観察者を定め、時間を決めてロールプレイを行う。面接場面を撮影し、振り返りながら自分の技法を振り返ることもある。 紙面やDVDを活用して、面接場面を分析することもある。

項目	演習方法	内容
ソーシャルワークの記録	・マッピング技法 ・逐語記録を記録用紙にまとめる ・援助過程の記録化	ジェノグラムやエコマップ等を作成し、マッピング技法を習得する。 自らの記録の傾向を把握し、ケース記録が書けるようにする。
グループダイナミクスの活用	・グループワークの企画 ・SST	グループリーダー・コリーダー・グループメンバーの役割を決め、企画を実施する。
ソーシャルワークの展開過程	インシデントや事例を活用する。 ・生活モデル、システム理論、ストレングス理論を用いてアセスメントを行う。 ・インテーク・アセスメントの実施に際して、シート等のツールを活用 ・介入モデルを考えて、プラン作成を行う。 ・支援の実施とモニタリング ・事後評価、アフターケア	事例を用いて、インテークからアフターケアまでの一連の流れのなかで、ソーシャルワークの価値と理論に基づいた実践と技術を習得する。 事例を使ったグループ討議。 サービス提供者や当事者やその家族に体験談を聞き、ディスカッションを行う。地域ニーズを踏まえ、会議や住民懇談会のロールプレイを行う。
プレゼンテーション技術	・プレゼンテーション ・グループ討議、バズセッション、ブレーンストーミング、カード整理法 ・グループ企画、ポスターセッション	１分間スピーチ(１週間の出来事や時事ネタ・ニュース等について紹介)等、他者に伝える訓練を行う。 テーマに沿った企画をさせ、資料の作成・プレゼンテーションを相互に評価する。 事例を用いて、自らのアセスメント内容を根拠に基づいて説明する。

2)　社会福祉士　ソーシャルワーク演習(専門)　120時間

含まれるべき事項	
ねらい(目標)	**内容**
①ソーシャルワークの実践に必要な知識と技術の統合を行い、専門的な援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を習得する ②社会福祉士に求められるソーシャルワークの価値規範を理解し、倫理的な判断能力を養う ③支援を必要とする人を中心とした分野横断的な総合的包括的な支援について実践的に理解する ④地域の特定や課題を把握し解決するための、地域アセスメントや評価等の仕組みを実践的に理解する ⑤ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークの対象と展開過程、実践モデルとアプローチについて実践的に理解する。 ⑥実習を通じて体験した事例について、事例検討や事例研究を実際に行い、その意義や方法を具体的に理解する。 ⑦実践の質の向上を図るため、スーパービジョンについて体験的に理解する。	**(1)実習を行う前に、個別指導と集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導(ロールプレイ等)を中心とする演習形態で行う** **①具体的な事例を活用して、総合的包括的な支援を実践的に習得する。** 虐待・引きこもり・貧困・認知症・終末期ケア・災害時・その他の危機状態 **②①の事例を題材に場面や過程を想定した実技指導** ケース発見からアフターケアまで **③②の実技指導に当たっては、次の内容を含める** アウトリーチ・チームアプローチ・ネットワーキング・コーディネーション・ネゴシエーション・ファシリテーション・プレゼンテーション・ソーシャルアクション **④地域福祉の基盤整備と開発に係る事例を活用して、次に掲げる事項の実技指導を行う** 地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握・地域アセスメント・地域福祉の計画・組織化・社会資源の活用調整開発・サービス評価 **(2)実習後に行う** **①事例研究、事例検討** **②スーパービジョン**

●演習方法例

項目	演習方法	内容
①実習前	インシデントや事例を用いながら、ソーシャルワークのプロセス展開における技術を習得する アウトリーチ、チームアプローチ、ネゴシエーション、ソーシャルアクション等について事例を通して、ロールプレイ、グループワークを用いながらその方法を学ぶ	分野横断的な地域におけるミクロ・メゾ・マクロの視点を意識した事例を用いる。 実践の根拠となる価値・倫理、活用される理論・モデル、技術を意識しソーシャルワークの展開過程を学ぶ。
②実習後	・個々の学生が印象に残った場面の記述(インシデント記録)を活用 ・一場面のロールプレイ ・記述をもとにしたグループでの話し合い ・個別スーパービジョン ＊実習事後指導との連携が重要 ・事例を用いた検討	

3) 精神保健福祉士　ソーシャルワーク演習(専門)　90時間

含まれるべき事項	
ねらい(目標)	**内容**
①精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人の状況や困難、また希望を的確に聞き取り、とりまく状況や環境を含めて理解してソーシャルワークを展開するための精神保健福祉士の専門性（知識、技術、価値）の基礎を獲得する。 ②精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人のための諸制度、サービスについて、その概念と利用要件や手続きを知り、援助に活用できるようになる。 ③精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人のための関係機関や職種の役割を理解し、本人を中心とした援助を展開するチームが連携する際のコーディネート役を担えるようになる。 ④精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人を取巻く環境や社会を見渡し、こうした人々への差別や偏見を除去し共生社会を実現するための活動を精神保健福祉士の役割として認識し、政策や制度、関係行政や地域住民にはたらきかける方法をイメージできるようになる。 ⑤精神保健福祉士として考え、行動するための基盤を獲得し、職業アイデンティティを構築する意義を理解できる。	以下の内容についてはソーシャルワーク実習（専門）を行う前に学習を開始し、十分な学習をしておくこと。 以下の①から④に掲げる事項を組み合わせた精神保健福祉援助の事例（集団に対する事例を含む。）を活用し、精神保健福祉士としての実際の思考と援助の過程における行為を想定し、精神保健福祉の課題を捉え、その解決に向けた総合的かつ包括的な援助について実践的に習得すること。 すべての事例において、精神保健福祉士に共通する原理として「社会的復権と権利擁護」「自己決定」「当事者主体」「社会正義」「ごく当たり前の生活」を実践的に考察することができるように指導すること。

含まれるべき事項	
ねらい(目標)	**内容**
	①領域 ・医療機関（入院病棟、外来、訪問、デイ・ケア、精神科以外の診療科を含む病院、診療所） ・障害福祉サービス事業所（相談支援、就労支援、生活訓練、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助、地域生活支援等） ・行政機関・社会福祉協議会（精神保健福祉センター、保健所、市町村、ハローワーク等） ・高齢者福祉施設（地域包括支援センター、介護療養型施設、生活施設等） ・教育機関（学校、教育委員会） ・司法（刑務所、矯正施設、保護観察所等） ・産業・労働（一般企業、EAP 機関等） ・児童（児童相談所、児童養護施設等） ・合議体（退院支援委員会、精神医療審査会、障害支援区分認定審査会、自立支援協議会、契約締結審査会、医療観察法審判期日等） ・その他（独立開業等）

含まれるべき事項	
ねらい(目標)	**内容**
	②課題 ・社会的排除、社会的孤立 ・受診・受療、課題発見 ・退院支援、地域移行支援 ・地域生活支援 ・自殺対策 ・ひきこもり支援 ・児童虐待への対応 ・アルコール依存、薬物依存、ギャンブル依存等の予防や回復 ・家族支援 ・就労（雇用）支援 ・職場ストレス、リワーク支援 ・貧困、低所得、ホームレス支援 ・災害被災者、犯罪被害者支援、触法精神障害者支援 ・その他

含まれるべき事項	
ねらい(目標)	内容
	③法制度・サービス ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ・障害者基本法、障害者総合支援法 ・障害者差別解消法、障害者虐待防止法 ・医療観察法 ・生活保護制度、障害年金制度、各種手当 ・障害者雇用促進法、労働安全衛生法 ・介護保険法、老人福祉法、高齢者虐待防止法 ・児童福祉法、児童虐待防止法 ・アルコール健康障害対策基本法 ・刑の一部執行猶予制度、覚せい剤取締法等 ・自殺防止対策基本法 ・当事者活動（自助グループ、ピアサポート） ・その他（居住支援制度、生活困窮者自立支援制度、成年後見制度等）

含まれるべき事項	
ねらい(目標)	内容
	④援助技術 ・ソーシャルワークの過程を通した援助（ケースの発見、インテーク、アセスメント、プランニング、支援の実施、モニタリング、支援の終結と事後評価、アフターケア） ・個別面接 ・グループワークの展開 ・ケア会議や関係者会議のコーディネートとマネジメント ・リハビリテーションプログラムの実施（行動療法、作業療法、回復支援プログラム） ・アウトリーチ、コミュニティソーシャルワークの展開 ・社会福祉調査の実施、計画策定、評価、資源創出、政策提言 ・普及啓発活動、人材育成（住民への啓発、ボランティア養成、実習生指導） ・記録（個別支援記録、公文書作成、業務（日誌・月報等）の記録、スーパービジョンのためのレポート作成等） ・その他

●精神保健福祉士ソーシャルワーク演習(専門)の演習方法の特徴
５つの柱を組み合わせた「事例を活用」すること

Point１
①領域　×　②課題　×　③法制度・サービス　×　④援助技術
この組み合わせで事例を提示する。

事例は、５つの柱のうちどこに焦点を絞るか決めた方が作りやすい

Point２
事例には、必ず**⑤価値**を意識しておく。
「社会的復権と権利擁護」「自己決定」「当事者主体」「社会正義」「ごく当たり前の生活」

(3)事例を活用した演習
・学生の学習進捗状況に応じて演習における事例の使い方も変わる。
・それぞれの養成校のカリキュラム全体と照らし合わせながら検討する。
＜事例の提示方法＞
下記は、左から右にしたがって、分かりやすい⇒難しい
① ねらい：分析する
　援助の全過程を示す⇒援助のある局面のみ⇒状況説明(概要)のみ
② ねらい：理論を学ぶ
　基本的理論１つ⇒難しい概念が複数
③ねらい：どの様な課題があるか等を考え、プレゼンテーションさせる
　漏れや無駄のない簡潔な情報⇒不足や余分が多い情報
Point１　学習目標を考えて提示方法を考える。
Point２　ミクロ・メゾ・マクロへの広がりを考える。

3　演習方法

本講習会担当者
●３については、２～３程度具体例を入れ、実際に演習を行う。

(1)アイスブレーク　大切な「方法」の1つ

「集まった人たちの緊張をほぐすためのコミュニケーション技術」
⇒対話しやすい雰囲気を作り、会の目的達成に“積極的に”関わってもらえるよう働きかけるためのもの（アクティブラーニングの技法の１つ）

アイスブレイクは、講義科目でも有効

共育＝全員が共に学ぶスタンスを作る

目的①自己開示：緊張をほぐし、互いを理解する。

動機づけに即効！＝やらされ感から主体性が引き出される

②協同学習：集中を高める。チームビルディングを行う。

動機付けモデル：面白そう→やりがいありそう→できそう→やってよかった→やり続けたい

③課題共有：メッセージ・視点（その日のテーマ）を伝える。

アクティブになれるのは、個人の思考。グループに働きかけるだけではない

目的別のアイスブレーク

(1)学生同士がお互いを理解するため	ひとこと自己紹介、３つ選んで自己紹介、あなたのこと教えます(他己紹介) 多くの人に声をかけて、質問に当てはまる人を探していく＝尋ね人、アタック25
(2)グループ分けに使うため	共通点探しの旅、いろいろなシールでグループになろう(仲間探し)、バースデーチェーン(何でもチェーン) 絵合わせ
(3)学習内容への関心を喚起するため	Youはなぜここに？、○×クイズ、コンセプトマップづくり、課題整理
(4)チームビルディングのため	コンセンサスゲーム、ペーパータワー、「10」までカウント

(2) ディスカッション

① バズセッション
５～６人の小グループでの討論。共通のテーマや課題について、参加者が自由に意見を交換する。それぞれ異なる意見を尊重し視野を広げ理解を深める。または問題解決の方策を検討する。

② ブレーンストーミング
バズセッションと同規模のグループで行うが、一定の結論に至ることを目的としない。
共通のテーマや課題について、４つの基本ルール（自由奔放、量を好む、批判しない、便乗発展）に則り、できるだけ多くのアイデアをあげていく。
⇒ カード整理法と組み合わせて効果的な意見形成が可能となる。

ワールドカフェも含む

③ カード整理法
ブレーンストーミングであげられたさまざまなアイデアを効果的に整理・分類する思考法である。

【手順】
・アイデアを１つずつ付箋に書き出す。
・付箋を説明しながら模造紙に並べて内容を見渡す。
・類似する内容ごとにカードをまとめて模造紙にはる。
・カードのまとまりごとに「囲み線」を引き「名前」をつける。
・「名前」間の関連を考え「関係線」を引く。
⇒この分類をもとにディスカッションし、内容を吟味する。
⇒内容を文章化してまとめ、プレゼンテーションする。

(3) ディベート

設定されたテーマ（論題）について、「否定」と「肯定」の立場に分かれて論証し、主張の説得力や優位性を判定する。

【形式】

肯定側の立論⇒否定側からの尋問⇒否定側の立論⇒肯定側からの尋問⇒肯定側の反駁⇒否定側の反駁⇒判定

【意義】

テーマに関する調査力、柔軟で論理的な思考力の形成、説得力（根拠ある意見）、プレゼンテーション力を養う。

【ディスカッションとの違い】

●意見の調整・合意＝ディスカッション

●意見の対立と勝敗＝ディベート

(4) ロールプレイ

具体的場面を設定し、参加者に特定の役割を与え、その立場に立って実際に演じることで疑似体験する。

【手順】

場面設定⇒目的や進め方の確認⇒役割決定⇒役割のイメージづくり（準備）⇒演技の実施⇒フィードバック

Pointシナリオを作って演じる方法、場面のみ設定して自分が演じる役割について学生に考えさせる方法等がある。

【意義】

社会福祉士や精神保健福祉士の基本姿勢（傾聴・共感）、利用者の立場や思い、面接技術の実際などを身体を通して確認する。さらに学生が自身の傾向や社会福祉士や精神保健福祉士としての課題を知る。

⇒プロセスレコードや面接技術チェックシートなどと組み合わせて学習効果を高める。

⇒グループワークやSSTなどへの応用も可能。

(5) プロセスレコード

利用者とのやり取りを振り返り、自分が目の前の状況や相手の言動を「どのように感知し」「どのような状況判断（意図）」によって、実際の自分の言動に結びついたのかを分析する。

【手順】

ロールプレイ場面や実習場面での利用者とのやり取りを以下の４項目のシートに書き込み、場面の再構成を行う。

登場人物（自分以外)の言動･行動･状況 (観察した内容も含めて逐語で記述)	**自分が感じたこと・考えたこと**	**自分の実践** (言動・行動などを記述)	**考察･評価･検討事項** (気づき・考察・検討すべき課題) **自身の実践の根拠** (SWの倫理・価値・実践モデル/理論)

【意義】

利用者の言動の意図や思いを共感的に理解する力、社会福祉士・精神保健福祉士としての 状況判断力を養い、社会福祉士・精神保健福祉士の視点および自身の課題を確認する。

(6) マイクロカウンセリング

面接で活用する技術について、単一の技術ごとに段階を追って学習する。さらに複数の技術を用いて総合学習を行う。

＜基本技術例＞

場面構成、傾聴反応（受けとめ、促し、支持、繰り返し）、質問、感情の反映、内容の反映（確認、要約）などがある。

【手順】

① 単一技術の学習

各技術の定義、内容、効果を説明する。

⇒利用者の言葉に対して該当技術を用いて応答する（ワークシート、Q&A）

② 総合学習

面接の場面と目的を設定し、ロールプレイを通して学習した複数の技術を活用する（チェックシート）

⇒フィードバックすることで技術の確認する。

(7) 事例研究

①エコマップの活用

②アセスメントの実施

事例のある局面について、情報を整理・分析し、問題の特性、利用者の主観的認識と客観的事実、利用者の内的資源と社会資源などの正確な理解に基づき援助の方向性を検討する。

【①②の手順】

事例の提示 ⇒「アセスメントシート」や「エコマップ」などのツールを活用した情報(事実)の整理

⇒ ソーシャルワークの概念や理論に基づいた情報分析

⇒ 利用者ニーズ、利用者ー環境の相互関係のあり様の明確化

⇒ 目標及びプランの検討

【①②の意義】

具体的事例とソーシャルワークの諸理論を結びつける。

ソーシャルワークの原則や理論に基づく判断力を身につける。

③学生自身の実習経験の活用

事例やインシデントを書かせ、学生同士でスーパービジョンを実施したり、自身の言動の根拠を倫理・理論・技術に基づいて振り返ったりすることで、全体を見渡す視点と抽象化を行う。

【手順】

実習中の利用者とのやり取りの一場面のみインシデントとして取り上げる、またはプロセスレコード(逐語記録)をまとめる。

⇒その際の自分自身の言動の根拠を倫理綱領やソーシャルワーク理論、技術で解説する

⇒他の学生は質問をしながら、発表学生の気付きを促す

【意義】

様々な視点を学び、ソーシャルワーク介入の多様な方法を考えることができる。

(8) フィールドワーク

現場見学、体験学習、ボランティア、イベント参加などをとおして利用者の生活ニーズや取り巻く環境、かかわりの意味、社会福祉士や精神保健福祉士の課題などを体感する。

(9) 利用者や家族の体験談を聴く

直接「生の声」を聴くことで共感的理解への一歩となる。

さまざまな「生き方」を聴くことで「生活者」の視点を養う。

⇒体験の概念化（言語化）を必ず行う。

…グループディスカッション、レポート（記録）

⇒ ソーシャルワークの価値や理論と結びつける。

(10) 記録の作成

教材としての事例や実習・見学などフィールドで得られた情報を各種様式に記入する。

【手順例】

・記録形式の提示：記述式（叙述体、要約体、説明体）、項目式、図表式

・事例の提示（状況説明、援助プロセス、面接場面など）

・記録用紙（フェースシート、ケース記録用紙など）に記述する。

⇒学生間で記述内容を比較検討する。

【意義】

情報の整理・分析力を身につける。

事象を概念化し学習理論と結びつける。

実際に記録を書く技術やルールを学習する。

【記録の技術とルール】

●書き方：分かりやすく、丁寧に、誤字脱字のチェックをする。
●情報管理：個人情報の取扱い、教育研究活用時のルールを学ぶ。
●何をどのように書くのかを学ぶ。 以下の点を必ず教授する。
・説明責任（アカウンタビリティ）…サービス中心の記録
・プライバシーへの配慮 …必要な情報のみを選択
・表現方法への配慮 …正確さ、適切性、客観性

4　演習の留意点

① 学習理論の確認と学習度に応じた演習課題を設定する。
② 演習課題に応じた教材・方法を選択する。
③ 演習の目的が明確で共有されていることを大切にする。
理解を深めるためか／解決策の探索なのか／技術の習得なのか
④ 演習方法のルールと枠組みが設定され、理解されていることを大切にする。
⑤ 演習を効果的に進めるためのツールを活用(教材等)する。
⑥ 学生の主体的参加の動機づけと相互作用の促進を意識する。
⑦ 時間の管理を行う。

⇒教員の役割：教育者・評価者・グループワーカーである。

リフレクション(振り返り＆共有)

個人で考えたのち、グループで共有する。

(1) 演習の方法・教材について、自分の専門や実践をどのように活かせるか、具体的に挙げる。

(2) そのためにどのようなアクションプランを立てるか考える。

個人作業：各自で上記について考えをまとめる。
グループ内共有：時間内で全員が話せるようにする。
全体共有：他のグループの発表から学ぶ。

参考文献

・日本社会福祉士養成校協会編「相談援助演習　教員テキスト第２版」中央法規、2015年
・日本精神保健福祉士協会、日本精神保健福祉士養成校協会編「教員と実習指導者のための精神保健福祉援助実習・演習」中央法規、2013年
・ルイーズC.ジョンソン,ステファンJ.ヤンカ著、山辺朗子・岩間伸之訳「ジェネラリスト・ソーシャルワーク」ミネルヴァ書房、2004年
・ディーン･H･ヘプワース他著、武田信子監修「ダイレクト･ソーシャルワーク　ハンドブック」明石書店、2015年
・内藤知佐子、宮下ルリ子、三科志穂著「学生・新人看護師の目の色が変わるアイスブレイク30」医学書院、2019年

ソーシャルワーク演習方法論Ⅲ

演習教材の概要

田園調布学園大学　山本博之

この科目のねらい

① 演習教材作成の枠組みを提供する

② 受講生各々の専門領域に基づく演習教材を作成する

③ 他の受講生との情報交換を通じて演習教材作成のバリエーションを増やす

演習教材作成の際の前提

①演習教材は「人が人を支援する」ことの大前提となる
ソーシャルワーカーのアイデンティティ形成への導きとなるように作成する

⇒ソーシャルワーカーのアイデンティティとは？
⇒同じ教材でも履修学生年次によって異なるアプローチが可能になる

演習教材作成の際の前提

②講義・実習・演習を相互（循環）に組み入れた演習教材の提供

⇒一人の教員がすべての機能を持っているわけではない
⇒演習の本題に入る前に伝えるべき内容を確認する
⇒シラバス、授業計画へ反映させる
⇒学生の身近な問題、課題をテーマとする

演習教材作成の際の前提

③教員自らが開発した演習教材による授業展開の
学習効果

⇒教員のユニークな発想に基づいた教材作成
⇒演習の意図（演習課題）を明確にできる
⇒教員個々による創意工夫が必要である

演習課題をいかに明確化するか（例）

・事例を通して学んでほしい内容やポイント
①～③
・補足説明
・事例
・演習課題
・解説
・さらなる学習について

社会は演習テーマの宝庫

「日々の生活のなかに演習テーマのヒントがある」
⇒社会福祉に特化しないテーマであっても演習教材となる

例）・電車の中づり広告
・ある落語家の一言等
・最寄り駅から学校までの移動時の街並みの変化への気づき
※内容は担当講師によって変わっても可

演習教材開発の際に考慮すべき４要素

演習の受講者
①学生・社会人
②教育年数・経験年数
③演習に至るまでの基礎学力
（能力・姿勢・意欲など）

演習の担当者
①教育基盤
②研究の専門
③経験年数
④教育時の方法の特徴
⑤演習時のフィードバック評価

演習内容
①概念・定義・用語
②生活様式や生活支援の意味
③方法・アプローチ
④面接・記録などの技術や技法
⑤制度・政策と今日的動向の導入
⑥創造力・想像力・応用力・発想力等

演習をとりまく環境
①演習に至るまでの教育状況
②ソーシャルワーク以外の学習可能な環境
③演習プログラム立案までの過程
④演習に参加の機会
⑤費用
⑥演習を活かす場・空間

演習教材作成（1）

ソーシャルワーカー養成の特徴

１　ソーシャルワークの概念・理論の実践への応用

Ｑ：ソーシャルワークとは何か？についての演習において
皆さんはどのような教材に基づいて演習を展開しますか？
IFSWの定義？　　グローバル定義？
多領域にわたるSW実践を限られた演習時間でどのように
学生に伝えたらよいでしょうか？

演習教材作成（2）

２　生活問題や支援の理解につなげる

⇒生活の多様性に伴い、生活問題や支援方法も多様
⇒したがって、正解は１つではない
⇒倫理・理論・技術に基づいた実践をする必要があり、
根拠を説明できなければならない

演習教材作成（3）

３　カタカナ用語の多さ

⇒アセスメント、エンパワメント、システム、プロセス、
プレゼンテーション、ネゴシエーション、アウトリーチ等
といった言葉でソーシャルワーク教育が満たされている。

ソーシャルワーク演習で活用できる教材

法律：生活保護法、障害者総合支援法、
社会福祉士及び介護福祉士法等

価値・倫理：倫理綱領、IFSWによる定義（グローバル定義）等

文献：テキスト、事例

報告書等：統計データ、調査報告書等

視聴覚教材・その他：DVD、新聞記事、漫画、ルポ
テレビ番組、You Tube等 ※著作権要確認

ソーシャルワーク演習で活用できる教材

その他：体験から提示する教材

ゲストスピーカー：当事者や他の専門職等　⇒事前学習教材、
レジュメ、フィードバックシートが教材に相当

フィールドワーク：事前学習教材、記録のフォーマット、報告書
等が教材に相当

学生の体験　⇒学生日常生活体験や実習体験に基づく演習
展開可能な教材

演習教材例

1) ソーシャルワーク演習　30時間(15コマ)

含まれるべき事項	
ねらい(目標)	内容
①ソーシャルワークの知識と技術に係る他科目との関連性を踏まえ、社会福祉士及び精神保健福祉士として求められる基礎的な能力を養う ②ソーシャルワークの価値規範と倫理を実践的に理解する ③ソーシャルワークの実践に必要なコミュニケーション能力を養う ④ソーシャルワークの展開過程において用Iいられる知識と技術を実践的に理解する	**個別指導と集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導(ロールプレイ等)を中心とする演習形態で行う** ①　自己覚知 ②　基本的なコミュニケーション技術 ③　基本的な面接技術 ④　ソーシャルワークの展開過程 事例を用いて、具体的なソーシャルワークの場面と過程を想定した実技指導を行う ⑤　ソーシャルワークの記録 ⑥　グループダイナミクスの活用 ⑦　プレゼンテーション技術

①ソーシャルワークの知識と技術に係る他の科目との関連性を踏まえ、社会福祉士及び精神保健福祉士として求められる基礎的な能力を涵養する演習教材例

自己理解と他者理解：自己と他者の価値に焦点つけた演習教材例

- 「滅びゆく地球からの脱出」（既存の教材＋教員のオリジナリティ）
  川村隆彦著『価値と倫理を根底においたソーシャルワーク演習』
  17-18ページ
  ※ストーリーや登場人物等は教員がオリジナルで作成しても可

- 「HIV陽性者は自業自得なのか？」（教員のオリジナル教材）
  感染経路、セクシュアリティ、年齢、性別その他社会的立場による違いについてのグループワークを通じての自己理解、他者理解の演習

②　ソーシャルワークの価値規範と倫理を実践的に理解する演習教材例

- 社会福祉士及び介護福祉士法の理解
- 社会福祉士の倫理綱領を他の専門職の倫理綱領を比較したソーシャルワークの専門性の理解
- 「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる専門性について」等の通知や報告書
- 「社会福祉士の行動規範」や「グローバル定義の諸原理」を使う教材等

③ソーシャルワークの実践に必要なコミュニケーション能力を養う演習例

- 「面接の基本技法」
  言い換え、繰り返し、要約等の実技指導、その後事例を使った面接のロールプレイ
- 「事例：認知症高齢者の在宅生活支援」を使った地域における支援者間のコミュニケーションの実際

④ソーシャルワークの展開過程において用いられる知識と技術を実践的に理解する。

「事例を使った援助の展開過程からの理解」

既存の教材
教員の作成した教材
既存の事例を教員が加工した教材
ワークシート
逐語録等

2) ソーシャルワーク演習(専門) 120時間(60コマ)

含まれるべき事項	
ねらい(目標)	内容
①ソーシャルワークの実践に必要な知識と技術の統合を行い、専門的な援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を習得する ②社会福祉士に求められるソーシャルワークの価値規範を理解し、倫理的な判断能力を養う ③支援を必要とする人を中心とした分野横断的な総合的包括的な支援について実践的に理解する ④地域の特定や課題を把握し解決するための、地域アセスメントや評価等の仕組みを実践的に理解する ⑤ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークの対象と展開過程、実践モデルとアプローチについて実践的に理解する。 ⑥実習を通じて体験した事例について、事例検討や事例研究を実際に行い、その意義や方法を具体的に理解する。 ⑦実践の質の向上を図るため、スーパービジョンについて体験的に理解する。	**(1)実習を行う前に、個別指導と集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導(ロールプレイ等)を中心とする演習形態で行う** **①具体的な事例を活用して、総合的包括的な支援を実践的に習得する。** 虐待・引きこもり・貧困・認知症・終末期ケア・災害時・その他の危機状態 **②①の事例を題材に場面や過程を想定した実技指導** ケース発見からアフターケアまで **③②の実技指導に当たっては、次の内容を含める** アウトリーチ・チームアプローチ・ネットワーキング・コーディネーション・ネゴシエーション・ファシリテーション・プレゼンテーション・ソーシャルアクション **④地域福祉の基盤整備と開発に係る事例を活用して、次に掲げる事項の実技指導を行う** 地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握・地域アセスメント・地域福祉の計画・組織化・社会資源の活用調整開発・サービス評価 **(2)実習後に行う** **①事例研究、事例検討** **②スーパービジョン**

2) ソーシャルワーク演習(専門) 120時間(60コマ)

各ねらいと達成するために、「含まれる事項」をどのように組み合わせるかについて検討する必要がある。

倫理的ジレンマの教材例
倫理綱領＋事例を教材とした演習
認知症高齢者の退院後の生活について、同居家族と本人の希望が相反する事例を提示し、アプローチの方法を倫理綱領にあてはめて考える

2) ソーシャルワーク演習(専門) 120時間(60コマ)

認知症高齢者の在宅生活支援の事例を入院から退院、
在宅生活支援までの時間軸の事例をもとに、それぞれの
段階で実施される業務や技術についての演習

事例検討会を企画、開催する
援助の方針に異議をとなえる部署とのネゴシエーション
在宅生活支援のためのネットワーキング等

グループワーク

各グループで自己理解を深めるためのソーシャルワーク
演習教材を作成してください。

時間は30分です。

その後、全体にプレゼンテーションしていただきます。

『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業』厚生労働省令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）
演習担当教員講習試行講習会

グループを活用した効果的な演習教育

神奈川県立保健福祉大学　行實志都子



この科目のねらい

Ⅰ．グループワークを活用する目的と理論を理解する
Ⅱ．グループワークを活用した演習の進め方を学ぶ
Ⅲ．グループワーク演習の展開における指導のポイントと課題



Ⅰ．グループワークを活用する目的と理論を理解する

１．グループワークと学生たちにどのように教授するのか？

根拠（理論・モデル）に基づくソーシャルワーク演習
人の変化を支え促進する方法（トランセオレティカルモデル）



２．グループワークを活用する目的

【目的】

グループワークを活用する目的は、グループワークを体験することによって、特にグループダイナミックスを体感することが重要である。その体験を踏まえて、理論や実践スキルを学ぶことである。

グループワークをうまく活用できたならば、以下の効果ある

１．学生の相互間で派生したグループダイナミクスを、学生が体験し実感することで、グループワークが円滑になる
２．グループワークを意図的に用いることができるようになれば効果的な演習教育ができる
３　グループワークを学ぶことで、学生はグループを活用したさまざまな支援ができるようになる

３．グループワークの全体像の把握

・自分たちの進むべき方向性を明らかにする
　なぜ、グループワークを行うのか。

【グループワーク】

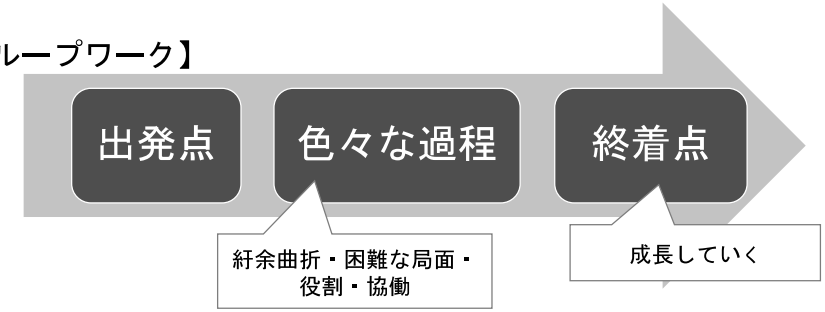

グループ体験とグループワークの違い

グループ体験をすることによって
　グループ体験の目的は
「人間の成長を助け、人格を築くこと」

期待されたグループ体験の目的が、
　「達成できたもの」と「できないもの」違いはあるのか？

成功したグループ体験には
「良い体験を創り出せた方法」と
「グループを期待通りに導く支援者の存在」
　これら２つの要素の
　が存在している

グループ体験の２つの要素が揃うことで
単なるグループ体験が目的のあるグループワークへと変化

グループワークとは、訓練を受けた支援者が、メンバー同士の相互作用的な力を意図的に用いながら、人々に効果的な方法で働きかける支援の方法である。
　また、グループワークの目標は、人々の基本的なニーズを満たし、彼らの成長、発達に必要な資質をもたらすことである。


学生

グループワークの演習を通して
「私たちの専門的な支援方法とは、どのようなことだろうか？」
「私たちは、どのような支援者あるべきだろうか？」

グループワークの視点

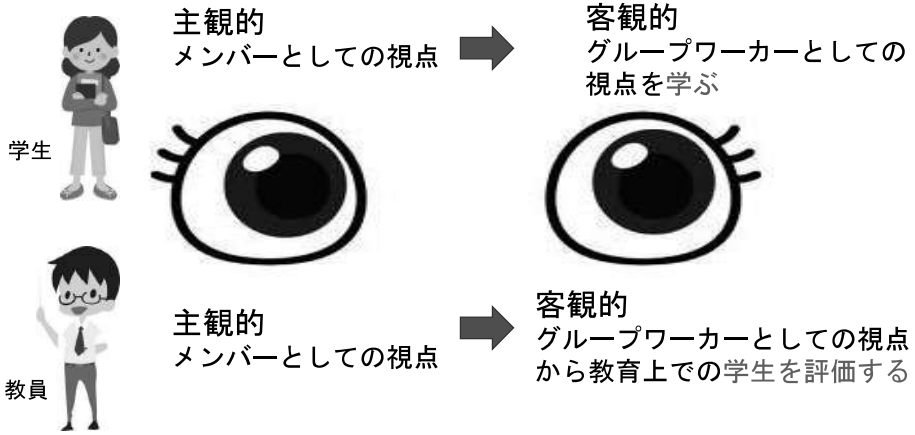

教員の役割：教育者・評価者・グループワーカーである

4．グループワークの理論

1）展開過程を意識してグループワークを行う

準備期	開始期	作業期	終結期
グループワーク活動のための計画と準備を行う時期。	メンバーの期待、不安、緊張、恐れなどを互いに受容できるような雰囲気を作り、仲間意識やグループアイデンティティを高める時期。	グループ規範とメンバーの役割が確立する一対立・摩擦・争いをメンバーの協働により乗り越え、目標に向けて互いの連帯、絆を含め合う時期。	これまでの出来事、思い出、目標の達成状況を振り返り、評価するとともに、メンバーの複雑な感情を分かち合う時期。
メンバーは、グループワーカーから予備的な接触を受け、グループに参加するかどうかの迷いを感じる。	メンバーは、グループへの期待・不安の入り混じった感情を持ち込む。また互いの興味によってサブグループができる。	メンバーが自分の役割を持てる場合、信頼、相互支援へと向かい発展、成熟する。役割を持てない場合、孤立、排除が起こる。目標達成に向けてグループの一致と絆が深まる。	メンバーは、達成感や喜び、喪失感、怒り等、終結に伴う様々な感情を表出する。またグループでの作業の振り返りを通して自己成長を経験する。

出典　日本社会福祉士養成校協会編集「相談援助演習教員テキスト第2版」, 220ページ, 2009年 表3-2「グループワークの展開過程におけるメンバーの様子」

2）メンバーの生活課題やニーズに焦点をあてる

グループワークは、支援の対象がグループ全体であり、
また個別であるという原則は、学生にとっては理解しにくい。

①メンバーとスタッフとの関係
- 個々のメンバーを理解する
- メンバーとの信頼関係
- 対人関係の改善やメンバーを取り巻く環境へのはたらきかけ
- 一人一人のメンバーのニーズに応える

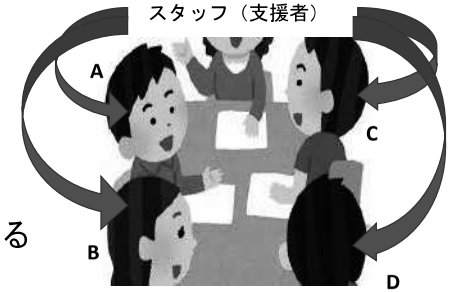

②メンバー同士の相互作用
- グループの相互作用の活用
- グループのもつ力の活用
  - A）情報伝達
  - B）行動の模倣
  - C）社会的スキルの発達
  - D）感情表出
  - E）普遍性
  - F）希望
  - G）他者援助
  - H）対人関係の学習
- グループの凝集性

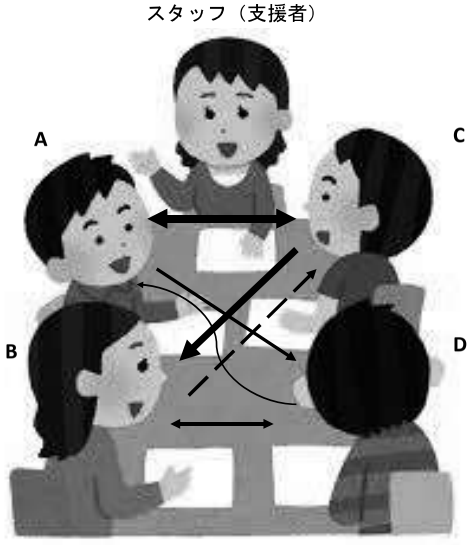

３）目標を意識する

ポイント



表目標　素敵な花を育てよう！

➡ 目に見えやすいもの（メンバーが意識する）



裏目標　そうした活動を通して得られる人々の成長

➡ 教員が意識すること

４）達成課題と役割を重視する

スモールステップを作りながら達成課題に向きあう

➡ 目に見える目標を提示することが大事

５）グループダイナミックスを効果的に用いる

個々のグループにおいて、メンバーとグループ間、
またメンバー間に生じる固有の力

A) 相互作用のパターン⇒メンバー間やスタッフとの
　コミュニケーション中心の関わり

B) グループの規範⇒グループのルールや期待される言動の基準

C) メンバーやスタッフの地位や役割
　⇒地位はメンバーとスタッフの相対的位置づけ
　　参加期間で影響、役割は個々に期待される機能

D) グループの文化などの影響
　　⇒グループのメンバーの関わり方、
　　根底にある考え方、雰囲気

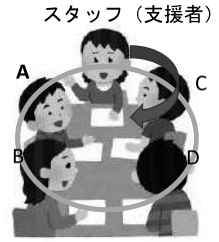

Ⅱ．グループワークを活用した演習の進め方を学ぶ

１．演習の基本的な前提



１）グループワークの人数

多くても、少なくても効果が半減

＊５～６名の人数がよい

＊オンラインでの場合は、４名程度にしないと
　同じ画面に映らない場合がある



２）話しやすい場づくりが大事

アイスブレイクなど、場を和ませることの準備も必要

＊人見知りな学生への配慮

３）同意ではなく、合意が大切である

演習で行われる話し合いに関しては、
「同意」するか否かではなく、互いの意見を尊重しつつ、
参加者同士で「合意」することが大切である。
「同意」・・・同じ意見、同じ意思
「合意」・・・互いの意志・意見が一致すること



４）支援には、正解があるとは限らない

答えは一つではなく、多様にあるということ。
個別性、環境の状況、ソーシャルワーク機関の役割等

ワーク：自己理解と他者理解

次のワークを行いながら、グループのメンバーと自分の違いについて理解する。

あなたは、グループのメンバーと無人島で一年間を過ごすことになりました。その島は、年間を通して暖かく、家、食料、水はあります。
①これを聞いて、あなたがイメージした無人島の絵を描いてください。
②あなたは、そこに３つだけ好きなものを持っていくことができます。何をもっていってもかまいませんが、実際にあるものに限ります。
（例：「願いをかなえてくれる魔法のランプ」はだめです）
では、何をもっていきますか。その順位もつけてください。

２.グループワークを体験する

１）準備期

・利用者のニーズに気づく
・グループの主旨、目的、プログラム活動の内容を計画し、メンバーを募る

地域包括支援センター職員のＦは、退職後に家にひきこもり、アルコール問題を抱える人の家族から相談を受けている。
近年は、その相談件数も増えてきたことや、家族の不安な気持ちなど相談内容に共通点がみられたため、個別に対応をするよりも同様な問題を抱える家族をグループ化（組織化）することで個々の相談支援にも効果があるのではないかと考えた。

【演習課題】
グループワーカーの準備期における役割を学ぶ

【演習例】

1. グループワーカーが所属機関に向けて準備することは何か
2. グループワーカーがメンバーに向けて準備することは何か
3. 予備面接を行う
4. 記録用紙を準備する

【予習案】

●包括支援センターの役割について調べてみよう

●アルコール依存症について調べてみよう

２）開始期

・メンバーの不安、緊張、恐れを軽減し、互いに受容できる雰囲気を作る
・受容、傾聴、共感によってメンバーの不安を和らげ、信頼関係を築く
・メンバー同士のかかわりを促進し、互いの間に仲間意識と信頼関係を築く
・グループの具体的な活動プランやルールについて話し合う

地域包括支援センターＦ相談員は、アルコール問題に悩む家族６人に対して、グループワークを実施することにした。
メンバーは、すべて退職後にアルコール問題を抱える夫をもつ妻である。

【演習課題】
開始期におけるグループワーカーの役割について学ぶ

【演習例】

1. グループメンバーが安心して参加できるような空間について話し合う
2. 初回時におけるメンバーの気持ちを話し合い、グループワーカーがメンバーに対して行うことは何かを話し合う
3. 「契約」の場面を設定し、グループワーカーがメンバーに対してすべきことについて話し合う
4. グループの具体的な活動プランやルールについて話し合う

【予習案】

- アルコール依存症の依存症の家族の抱える悩みはどのようなものがあるのか
- 学生に当事者がいないことを前提に、自分がその家族だったらどのようなことを考えるか。または、自分が当事者ならば、家族に対してどのように思うかを考えてみる

３）作業期

・メンバーが自主的に、役割をもって、また協力し合いながら自分たちの課題に取り組めるように支援する
・メンバー同士の対立、摩擦、争いへの対応、否定感情への理解と受容
・グループに入ることができないメンバーが自由に自己表現できるように支援する
・メンバー間のコミュニケーションと相互協力をさらに高め、メンバー主導のグループへ移行する

地域包括支援センターＦ相談員は、グループ活動を継続し、〇回目のセッションを終えたところでメンバー同士に交流が生まれてきたことを把握した。
Ｆ相談員は、次のセッションでグループワークの目的をメンバー間で再確認し、よりグループの凝集性を高めたいと考えていた。
メンバーの中では、元気のないメンバーＢに声をかける人も出てきた。Ｂは「どのように困っていることを伝えればいいかわからない」と話している。

【演習課題】
作業期におけるグループワーカーの役割について学ぶ

【演習例】

1. グループの凝集性を高めるために、グループワーカーがすべきことを話し合う
2. この時点で、グループワーカーが働き掛けたり、活用すべき社会資源について話し合う
3. メンバーの交流が生まれてきた〇回目のセッションの場を設定し、グループワーカー役とメンバー役を体験する

例：グループの会を８回のセッションを実施する予定ならば、３回目のセッションを実施してみる等

【予習案】

- SSTについて調べる
- アイスブレイクの方法を考えてみる

【演習課題】
終結期のグループワーカーの役割について学ぶ

【演習例】

1. 終結には何が必要かを話し合う
2. グループワークの全体の評価と個々の評価を行う
3. 移行への援助をする
   個々のメンバーとグループの活動を振り返り、評価を踏まえて次の活動につなげる
4. 最終のセッションの場を設定してグループワーカー役とメンバー役を体験する

【予習案】

- AA、断酒会などセルフヘルプグループについて調べる

４）終結期

・終結に伴うメンバー間の感情を分かり合う
・グループワークを振り返る

地域包括支援センターＦ相談員は、グループメンバー同士で互いに悩みを分かち合い、それぞれが抱える課題に向き合うことができるようになっていたことを受け止めた。
そしてこのグループワークが最終回を迎えていることを認識した。

Ⅲ．グループワーク演習の展開における指導のポイントと課題

1. 教員の視点

「グループワークを
学生たちにどのように教授するのか？」



【教員の視点】
- グループワークの運営の視点（主観的）
- グループワークを評価する視点（客観的）

2． 成人学習についての知見

- 人は、生涯、学習する
- 人が最も効果的に学習できるのは、安心でき、支持的な雰囲気のなかである
- 成人として尊重されるほど、効果的に学習できる
- 人は、皆それぞれ独自の学習スタイルを持っている。物理的・社会的・個人的特徴、経験、学習の 内容・方法・ペース、サポートのあり方が学習に影響する
- 成人は、現在の自分の発達課題、社会的役割、危機、その他の生活状況など、今の自分に関連したことを学ぼうとする傾向が強い
- 成人は、学習する際に、経験を資源として用いる。過去の経験は、学習を促進することもあれば、阻害することもある
- 進歩についてのフィードバックを得ることで、効果的に学習を進めることができる
- 主体的な取り組みを行う傾向が強まる

成人の学習経験を効果的に促進するための原則

- 自主参加：学習者が自ら学ぼうとして、自主的に参加すること
- 相互尊重：学習者が互いに成人として、尊重し合うこと
- パートナーシップ：上下関係ではなく、協力的な関係をもって取り組むこと
- 思考と活動の組み合わせ：説明を聞いて理解したら実際にやってみる、そして、何かをしたら必ず振り返って考えるなど、両方を組み合わせること
- クリティカル・シンキング：筋道をたてて考えたり、根拠にもとづいて判断するなど、論理的なも のの考え方を追求すること
- 主体性：学習者の主体性を尊重すること

３. グループワーカーの資質と役割を教える

１）資質

- ソーシャルワーカーの倫理綱領に基づく
  「人間の尊重」「社会正義」
- グループメンバーの「個性」「多様性」「可能性」を受け入れ
  ①ありのまま受け入れ、理解できる人
  ②参加者が自分で決めることを尊重できる人
  ③プライバシーを尊重し、秘密保持ができる人

２）グループワークを行う支援者役割

①リーダーシップを担う
②メンバーの一人ひとりに寄り添う
③メンバーとメンバー、あるいはメンバーを社会資源、情報を結びつける役割

３）教員の立場

上記の理論や役割を教育しながら、学生がグループワークにおけるそれぞれの役割を果たしているかを評価する



４.演習での指導上のポイント

学生	• 基礎的な資質を有しているか • 教育環境や学習条件などを整えられているか • 友好的で健全な対人関係を保持して、自分自身や他者を受け入れることができる態度と能力を有しているか
教員	• 対人関係を持続させる経験が必要十分条件になるため、実習カリキュラムといかに組み合わせた授業展開ができるか否にかかっている • 直接的な個別支援過程の包括的理解を基盤に、その局面ごとでどのような学習が可能かを目的とする • 「事例」を多用することとなるが、その際、各演習の目標(めあて、ねらい)に即した素材を用いる
授業	• 専門力量を養う • 体験型アセスメント演習 • 社会福祉の原理、分野論、方法論を統合化 • 理論を具体的に実践するとはどういうことかを体得 • ウェルビーイングについて理解させる • ミクロからメゾ、メゾからマクロに向けたソーシャルワークについて理解させる • ソーシャルワーカーの価値から実践を考えさせる • 地域の福祉力をあげていくことを理解させる • 人権 • 感覚を呼び覚ます問いかけと学生間の感性・感情などのズレを確認し合う授業 • ソーシャルワーカーが二律背反の場面に遭遇する事例を教材にして、学生にジレンマを考えさせる。「自己覚知」を追認する • 生活体験(個人生活の体験のみならず、実習体験も含む)に引きつけて実感的に理解するような工夫が必要

あらゆるシーンにおける、
あらゆるソーシャルワーク実践について、
「Why＝何故にそのような実践する必要があるのか？」
　および
「How＝いかに実践する必要があるのか？」を、
ソーシャルワークの価値に照らして説明できるようになることが重要である。



５.演習展開における課題

１）選択するべきグループワーク種類

内省的なもの、治療的なもの、精神的なものに立ち入ることを避け、まずは目的を中心におき、それを達成することを生じるグループダイナミックスを経験する

２）教授スタイル

一方的に講義して理解させることは避ける

大切なことは、学習項目にあった適切な体験から

90分の授業中　15分から20分が講義

ポイント

３）教員の介入

教員も学生のそばでグループワークを体験し、共有する

ファシリテーター・スーパービジョン

４）すべての経験から学べること

どんな学びも失敗はない

何が正しいのかということを求める学生も多い

５）全体像と展開過程を思い起こされる

今、自分がどの位置かを理解することが大事

何度も「全体像」と「展開過程」を起こい起こさせる

６）目標・達成課題・役割

学生は、目に見えやすい「表の目標」に走りやすい

教員は、適宜助言を与えて「裏の目標」とのバランスを見極める

ポイント

７）グループダイナミクスの体験

学生1人ひとりとグループの力を信頼して、**最低限の介入**に留める

おわりに

グループを活用した演習教育・運営においては、

①授業展開のために、学生のグループ活動全体をみる視点

②グループ活動のなかでの個々の能力、課題をみる視点

③学生と一緒にグループに参加する行動力、共感力

④授業ごとの目標と15回、30回と通じた目標の一貫性をもつ

引用・参考文献

一般社団法人日本社会福祉士養成校協会編(2009)『相談援助演習　教員テキスト　第２版』中央法規出版

日本精神保健福祉士養成校協会編集（2012）精神保健福祉援助の演習（基礎・専門）中央法規出版

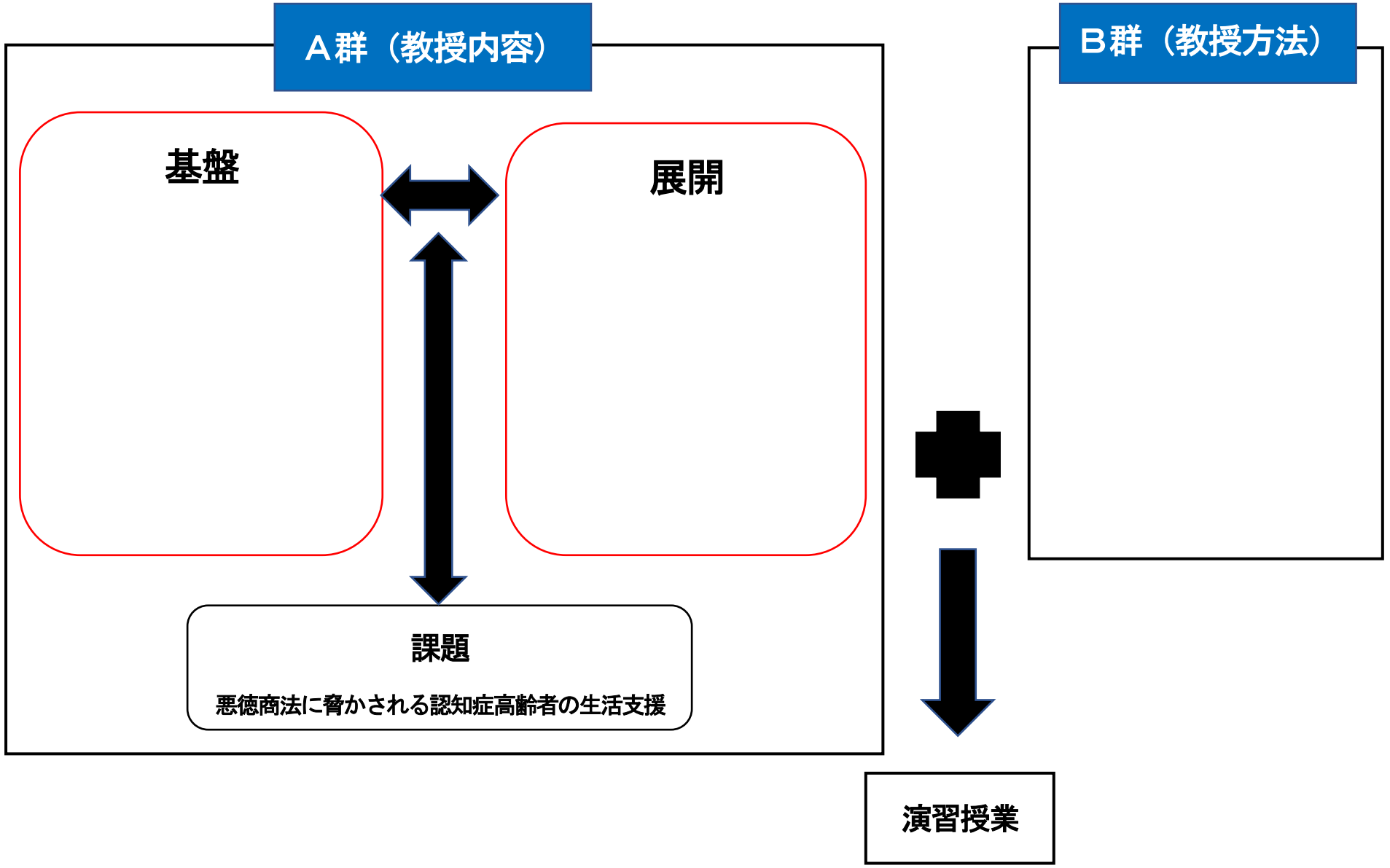
Ａ群（教授内容）
基盤
展開
課題
悪徳商法に脅かされる認知症高齢者の生活支援
Ｂ群（教授方法）
演習授業

授業計画（ソーシャルワーク演習Ⅲ　第８回）

項目・時間配分	内容・方法	グループへの働きかけ	教育上の留意事項/ 備考・準備事項	授業展開のポイント 学生へのアプローチ

ソーシャルワーク演習Ⅲ　地域に関する授業シラバス（第６回から第８回を想定）	
授業の目的・概要	＜目的＞ ＜概要＞
学習上の助言	

授　業　計　画

回	学習内容等	授業の方法	事前事後学習内容・必要時間（時間）
1			
2			
3			

達成度評価

総合評価割合（%）	試験	レポート	成果発表	ﾎﾟｰﾄﾌｫﾘｵ	その他	合計
総合力指標 知識・技術力						
思考・推論・創造する力						
協調性・リーダーシップ						
発表・表現伝達する力						
コミュニケーション力						
取組みの姿勢・意欲						
問題を発見・解決する力						

『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業』厚生労働省令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分） 演習担当教員講習試行講習会 ソーシャルワーク演習方法論Ⅰ ワークシート（シラバス）

評価のポイント		フィードバックの方法
評価方法	評価の実施方法と注意点	
試験		
レポート		
成果発表		
ﾎﾟｰﾄﾌｫﾘｵ		
その他		

『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業』
厚生労働省令和２年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）
演習担当教員講習試行講習会　ソーシャルワーク演習方法論
演習事例　大妻女子大学　藏野ともみ

「地域におけるひとり親の子育て支援」

１　授業展開

ねらい	演習の展開	時間	回数
(1) 自らの価値観について知る（自己覚知）	①与えられたどの情報や、他者と比較することで自らの価値観について気づく。 ②自らの価値観を表す感情を言語化することによって、基本的なコミュニケーション技術としての感情の明確化の訓練を行う。 ③自らの考えとその根拠を言語化し、他者に伝える訓練を行う。	90 分	１回目
(2) 問題状況の理解（生態学的視点、システム理論を活用して捉える）	①エコマップを作成し、全体像を俯瞰して捉える力を養う。	90 分	２回目
(3) ミクロな問題をメゾの視点で捉え、問題解決方法についてアイデアを出すニーズの把握	①当事者も気づいていない生活ニーズを把握する ②カード整理法を活用し、情報を整理する。 ③カード整理法で整理された課題から、福祉が介入するべきことを１つ取り上げ、その解決方法をグループで検討する。	180 分	３・４回目
(4) アイデアを具体化するための政策提言を行う	①提言をポスターもしくはパワーポイントにまとめ、プレゼンテーション原稿を作る。 ②グループごとにプレゼンテーションを行う。	90 分	５回目
(5) アウトリーチの実際を学ぶ	①ロールプレイを通して、グループ内でアウトリーチの方法を討議する。	90 分	６回目
(6) ネゴシエーションの実際を学ぶ	①ジグソー法を用いて、それぞれの立場の主張を考え、グループ内で共有する。それを踏まえて、取引内容を考え、プレゼンテーションする。	90 分	７回目

２　事例及び取り組む課題

(1)【事例の概要】

Aさん(女性　24 歳)は、長男(2歳)とH 県I 市のアパートで二人暮らしである。

12 月 30 日 22 時頃、Aさんの部屋で火事が起こった。幸い、大声で泣く長男の声に近所の人が気づいて救い出し、軽度のやけどを負ったものの命に別状はなく、火事はAさん宅の畳を焦がすボヤ程度で済んだ。

出火当時、Aさん宅には長男のみが残っており、Aさんは友人とスノーボードに出かけていた。

調べにより、Aさんは子どもを一人寝かせた後、深夜から友人の車で出かけ、15 時間家を空けていたことがわかった。Aさんは「頑張って働いてきたから一日くらい休みたかった」と泣き崩れている。警察は幼い子どもを長時間放置したとして捜査し、保護責任者遺棄容疑で立件も検討している。

〈課題１―①〉　自己覚知（自己の価値観に気付く。他者の価値観に気付く）

事例を読んで以下の問いに答えなさい。

(1) 個人作業

①事例を読んであなたはどのように思いましたか。あなたの気持ち（喜怒哀楽）を表す言葉を１つ上げてその理由を述べてください。（主観）

②あなたはこの事例をどのように理解しましたか？感情ではなく、客観的に社会的な課題としてとらえて考えてみてください。どこに問題があるのか、なぜこのようなこと件が起こったのか、できるだけ根拠を説明することを意識しながら述べてください。（客観）

(2) グループ作業

上記①と②についてグループで意見交換をしてください。

特に①の感情を表す言葉とその理由を全体で共有します。

(2)【追加情報：Aさんの生活歴及び現状】

Aさんは H 県 J 市で生まれ育つ。両親と妹の4人家族。高校卒業後、地元の調理専門学校に進学し、調理師免許を取得した。高校時代に出逢った建築会社に務める同い年の男性 B さんとは、3年前に親の反対を押し切って結婚した。

結婚後すぐに妊娠、長男が生まれてからは、Aさんは育児に専念し、B さんも長男を可愛がっていた。しかし、B さんは長男が生まれて半年が経った頃から泊まりがけで遊びに行くことが増え、帰って来ない日もあり、ついには 10 ヶ月前に、身のまわりの荷物を持って出て行ってしまった。

Bさんとは離婚には至っていないものの、生活費を入れてくれることもなく、連絡は取っていない。Aさんは「誰にも頼らず、一人で育てる」と決め、「昼間は子どもと一緒に過ごしたい」という理由で、半年前から夜9時から明け方4時まで飲食店で調理のアルバイトをするようになった。調理師の免許があったので仕事もすぐに決まったという。

昼間は、子どもと一緒に過ごし、公園で他のお母さんたちと話したり、長男を他の子どもたちと遊ばせたりしている。また、Aさんは長男の定期健診もかかさず、長男は心身ともに健康に育っている。

親の反対を押し切って結婚したため、Aさんは親族との交流がなく、長男が生まれたことも連絡していない。また経済的支援をしてくれる身内もいない。

Aさんは、長男が生まれたことを知っている友人や公園で会うママ友だちには、夫である B さんが家を出て行ったことを話したことがない。また、アルバイト先では、息子がいることを話したことがない。

ボヤ騒ぎの後の取り調べでAさんは、「普段から子どもを7時間一人で寝かせているので、大丈夫だと思った」、「子どもを妊娠してから必死にやってきた。3年ぶりに遊びに行きたかった」と話している。長男が風邪を引かないように寝かせていた一人用のコタツが倒れたことで、火事が起こったとみられている。コタツの上には、長男の好きなジュースといちご、菓子パンが置いてあった。

ママ友だちは「父親のことは知らなかった」「Aさんは子育てをよくやっている」と話し、健診先スタッフは「一人で育てていることを知らなかった。長男は心身ともに健康であり、母子関係も良い。悩みを話してくれることはなかった」と語っている。また、スノーボードに一緒に出かけていた友人は「父親が面倒を見ているものと思っていた」と話している。

【H 県 I 市の子育て支援体制】

・夜間に子どもを預けるところが整備されていない。
・幼稚園、認定こども園、保育所、地域型保育、地域子育て支援拠点等はあるものの夜間対応なし。
　夕方からの延長保育はある。

〈課題１―②〉

追加情報を読み、以下の問いに答さい。

(1) 個人作業

①追加資料を読んで、あなたはどのように受け止めますか。あなたの気持ち（感情）を表す言葉を１つ上げて、その理由を述べてください。

追加情報前と比べて気持ちを表す言葉が変化したとしたら、どの情報が影響を与えましたか。それは何が影響していると思いますか。また、変化していないとしたらそれはなぜだと思いますか。

②追加資料を読んで、このようなことが起こった背景・問題について根拠を示しながらあなたの意見を述べてください。

追加情報前と比べてあなたの意見が変化したとしたら、どの情報が影響を与えましたか。それは何が影響していると思いますか。また、変化していないとしたらそれはなぜだと思いますか。

(2) グループ作業

上記①と②についてグループで意見交換をしてください。

どのような意見が出されたか全体で共有します。

〈課題１―③〉

次の点についてグループで検討してください。

①一緒に出かけた友人が男性の場合、あるいは女性の場合、あなたの感情と意見は変わりますか。そしてその理由は何ですか。

②父親（Bさん）の行動・関係をどう思いますか。Aさんの両親・妹との関係？をどう思いますか。

③ママ友だち、アルバイト先の人たちとの関係についてどう思いますか。

④子どもの健診担当者や行政の福祉担当者との関係についてどう思いますか。

応用案　テーマを絞った演習課題(ミクロな問題を、メゾ・マクロの視点で考える)

(1)演習1＝ディベートを行う

①授業で課題提示としてグループ討議を行う。

問1　Aさんが行ったことは児童虐待だと思いますか。

問2　日頃から夜間子どもを寝かしつけて仕事に行くことは児童虐待だと思いますか。

②準備

ホームワーク1＝日本における児童虐待の定義を調べてください。

ホームワーク2＝子ども権利条約を調べてください。

ホームワーク3＝日本における子育ての社会化の背景と現状について調べてください。

③ディベート「虐待か、虐待ではないか」

(2)演習2＝日本の児童虐待防止法の改正案を考える。

グループで討議後、改正案を作成し、プレゼンテーションをする。

(3)演習3＝子育てを支える見守り体制のある地域づくりについて、行政への制度提案を企画する。

・「夜間保育」「一時預かりの実施」等についての整備に限定しても良い。

・グループを市民団体やNPO団体と想定し、行政にプレゼンテーションを実施する際のロールプレイまで行う。

(4)演習4＝男性の子育ての課題について考え、アイデアを提案する。

①準備

ホームワーク1＝ワークライフバランス、産休・育休制度等について調べてください。

ホームワーク2＝男性の子育ての課題について制度以外の慣例等の側面から考えてください。

ホームワーク3＝男性、女性の子育てに関する意識調査を調べてください。

②男性が子育てをしていくうえでのアイデアを企画する。啓発活動に絞っても良い。その際はキャッチフレーズとポスターを作成し、プレゼンテーションする。

(5)演習5＝災害時に子どものいる家庭への支援(あるいはひとり親家庭に限定)体制のあり方について養成校所在地の市区町村の体制を提案する。

①準備

ホームワーク1＝東日本大震災等近年の災害時の支援体制状況を調べてください。

ホームワーク2＝区市町村の子どものいる家庭への災害時支援体制を調べてください。

授業やホームワーク＝手記を読んだり、当事者、支援者の講話を聴いたりする機会を設ける。

②子どものいる対象者に対して、災害時のニーズをインタビューする。あるいはアンケート調査を行う。グループでまとめ、報告書を作成する。それを踏まえて調査結果を発表する。

③グループで災害時の支援体制案を作成し、行政担当者を審査員として呼び、プレゼンテーションする。最後に講評をもらうようにする。

(3)〈課題2〉　問題状況の理解(生態学的視点、システム理論を活用してとらえる)

グループ作業

①グループメンバーで話し合いながら、模造紙(あるいはホワイトボード)にグループで1つのエコマップを作成してください。

②Aさんが置かれている状況、周囲との関係について気づいたことをまとめてください。発表してもらいます。

③他のグループの発表を聞いて、気づいたことを各グループで話し合い、エコマップに書き加えてください。その際は別の色のマーカーを使ってください。

④出来上がったエコマップを眺め、Aさん親子が今後また一緒に安心して生活していくために、「今は活用していない」「今はない」フォーマル・インフォーマルな社会資源について話し合い、エコマップにさらに別の色のマーカーで書き加えてください。

⑤今後、Aさんに支援は必要ですか？

必要だとしたらどこが(誰が)どの様な支援を行うべきだと思いますか。

⑷〈課題３-①〉　カード整理法によるニーズの明確化。ミクロの問題をメゾの視点でとらえる

テーマ「就学前の子どもを抱えるひとり親家庭（母子家庭）の生活上の課題」

手順の説明

①各グループで机を囲んで座る。机は模造紙一枚おけるくらいの大きさとします。

②テーマに関連する事柄を１枚の付箋に１つ書き出します。

・記述は、１枚に１つのことを簡明に表現します。１人10枚、大きな字で書きます。

③模造紙に、順番に付箋に記述した内容を簡単に発表しながら貼り付けます。

・順番に発表していくなかで、同じ内容の場合は上に重ね、似た内容の場合は、近くに貼り付けるようにして、いくつかの小グループを編成していきます。

・グループに入らないものは、無理やり小グループにしません。

・別の色の付箋に小グループの内容を表す表題を付けます。

④組み上げられた全体を模造紙の上に並べ、小グループの相互関係を空間的にバランス良く配置し、構造的に分かるようにします。

・さらに別の色の付箋に小グループに共通した内容を表題として大きめに記述します。

⑤配置した図をもとに、該当の問題に関して説明するストーリーを文章化します。

・不足している点などを補いつつ、全体像を組み立てていきます。

⑥全員で発表する文書を作ります。

例：テーマ「○○○○について」

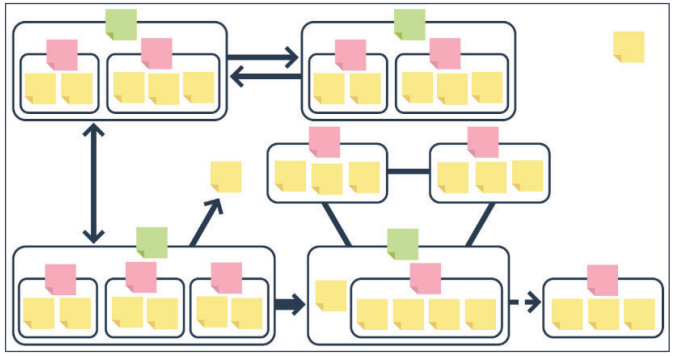

〈課題３―②〉　抽出されたニーズから考えられる問題解決方法について検討する

⑴ 各グループで組み上げられた内容から、生活ニーズを１つ選択してください。
その際、福祉が取り組むべきニーズを取り上げます。

⑵ ニーズを解決する方法について検討します。

①誰のどのようなニーズを取り上げますか。

②クライエントシステムと、ターゲットシステムは何ですか。明確にしてください。

③どのような具体的な支援が考えられますか。

④期待される効果は何でしょうか。その根拠も明示してください。

⑤その支援を実施するために必要なことは何でしょうか。
（例：情報・協力者・準備するべきこと・制度や法律）

⑥実現した際、残される課題はありますか。

⑦このアイデアを実現させるために、まず社会福祉士がやることを挙げてください。

⑸【Ａさんの事例の続き】

Aさんは立件されず、自宅アパートに帰ってきた。

Aさんは元の生活に戻りたいと思ったが、大家から立ち退きを要求された。また、今回のボヤ騒ぎを受け、アパートの住人や近隣の人から地区の民生委員児童委員に、「このままAさんが戻ってくるのは不安だ」「子どもがかわいそうだ」「何とかしてやって欲しい」という相談が寄せられた。

民生委員がAさんを訪ねたところ、「困っていることはありません」、「これからも私は一人で子どもを育てていきます」と言い、民生委員児童委員の話を聞こうとはしなかった。

また、大家からは「Aさんにはかわいそうだが、立ち退きをして欲しいと思っている。ただ、無理に追い出すこともできずに困っている」と話を聞かされた。

そこで、民生委員児童委員はI市社会福祉協議会とI市役所の児童福祉課それぞれに相談に訪れた。

＜課題4＞　アウトリーチの方法を考える

⑴ 支援を拒否するＡさんに対するアプローチについて、ロールプレイをとおして考えます。

⑵ 手順の説明

①各グループで、社会福祉協議会の社会福祉士、児童福祉課の社会福祉士、Ａさん、民生委員役と観察者役を決めます。それぞれの主張について個別にストーリーを作成します。

②ロールプレイを実施し、１回終了ごとに主としてアウトリーチ方法についてグループ内で討議します。またそれを踏まえて、役割を交替し、再度実施してグループで討議します。

③３回目は、グループメンバーを半分にして他グループのメンバーと入れ替え、それぞれのグループで討議したアウトリーチの方法を踏まえたロールプレイを行い、終了後ディスカッションします。

＜課題５＞　ネゴシエーションの実際を学ぶ

(1) 立ち退きを要求する大家に対してＡさんが安心して生活していけるように交渉する内容を決め、ロールプレイを行います。

(2) 手順：ジグソー法を用いる

①社会福祉協議会の社会福祉士、大家、大家の弁護士、Ａさん、民生委員、地域住民役を決めます。それぞれの役割を複数人決め、立場の主張を役割ごとに相談します。

②各グループに戻り、それぞれの役割の人から主張をしてもらいます。社会福祉士役が主張をまとめます。

③各グループで取引内容を決めて、プレゼンテーションを行います。

④プレゼンテーションを踏まえて、ロールプレイを実施します。

ジグソー（JigsAw）法＝協同学習の１つ（アロンソンによって開発された方法）

1. 答えを出したい問いを共有する
2. 答えに必要な３つ（ほどの）の「部品（視点の違う資料や実験など）」を受け取る
3. 小グループに分かれて、それぞれの「部品」の内容を理解する～〈エキスパート活動〉
4. その上で、部品を担当したものが一人ずつ集まってその内容を統合する。統合して問いの答えを出す～〈ジグソー活動〉
5. 答えが出たら、それを公表し合って、互いに検討し、一人ひとり自分にとって納得のいく解を構成する～〈クロストーク活動〉

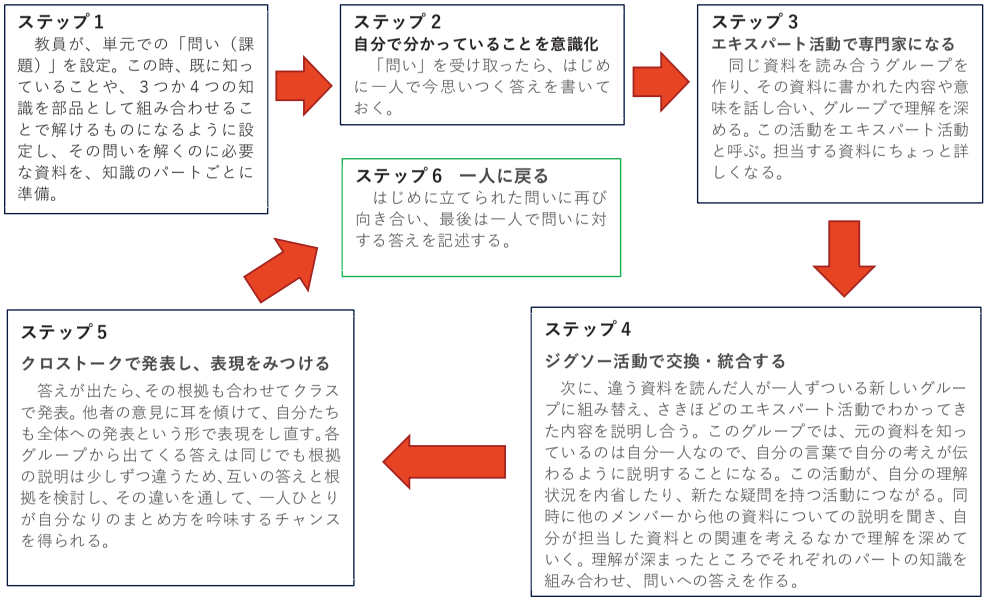

『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業』
厚生労働省令和２年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）
演習担当教員講習試行講習会　ソーシャルワーク演習方法論Ⅲ
演習事例「地域で活用されるソーシャルワーク技術の実際」京都府立大学　中村佐織

「私もこんなところに住みたい…」

課題１の設定

課題１の目的	①グループでのアイスブレイクに活用（楽しく） ②受講生の発想力・想像力・企画力などを通して、利用者の生活支援の広がりや選択肢を増やすことへつなげる。 ③プレゼンテーション力（図作成も含めて）の強化 →利用者、多職種の専門職を納得させる。 ④絵が上手、調べものが得意、まとめ役（時間管理）、プレゼンが上手など、役割を持って作業する。 ④グループで競わせることにより積極的参加を促進
課題１の進行例 ※90 分～１80 分のイメージ	①10 分から 15 分　グループで自己紹介（オンライン可） ②40 分から 60 分　〃　作成作業 ③15 分　（休憩） ④30 分　プレゼンテーション（１グループ２分～３分）書画カメラ等で全体に見せる工夫 ⑤15 分から 20 分　（休憩中）に投票（全体のグループの作品を並べて投票できるようにする） 投票の仕方、１位でなく２位をグループでなく個人投票にする。（頑張った自分のところは１位にしたいはず。ですので、次にいいのはという２位を投票してもらうと、結果が分かれる。 ⑥10 分から 40 分　教員の講評と褒美（グループワークに褒美という考え方があるので、賞賛の言葉かけなどのインセンティブを高める工夫をする。
教員モデル	ここでは教員モデルは必要ないが、過去に学生が１位を取った学生作品を事前に見せて、イメージをつけさせる。

前半事例（１）

面接に至る経過（12 月）

清水恵子さん（75 歳、女性）は、自分で近くのスーパーに行き、調理や部屋を掃除するなど、これまで一人暮らしをしてきた。また、前から血圧が高いこともあり、かかりつけ医である高橋医院を定期的に受診していた。そのほかには、長女の夫が月２回ほど食材を届けることで、家族からの見守りもあった。

しかし、３年前にかかりつけ医で受診した際に、高橋医師が様子のおかしいのに気づいて、提携しているM大学付属病院に連絡をし、認知症を発症していることがわかった。M大学病院では、軽度の認知症であると診断され、そこから定期的に受診するようになった１年後の出来事である。

機関と担当者の説明

機関：大学付属病院（以下、M病院）担当者：奥村医療ソーシャルワーカー（以下 MSW）
学校法人経営の二次救急指定医療機関
病床数：293 床１日平均外来受診者数：1100 人 平均在院日数：13 日。
診療科目：内科、精神内科、循環器内科、呼吸器内科、消化器内科、精神科（外来のみ）、外科、整形外科、眼科、耳鼻科、小児科（外来のみ）、婦人科、泌尿器科、皮膚科、放射線科、リハビリテーション科（病床なし）、麻酔科
併設施設：訪問看護、訪問リハビリテーショ ン事業

主にＣ地区と隣接区地域住民の診療のほか、診療契約をしている企業からの紹介者も多く、近隣県からの患者も多い。またM病院自体もＣ区を中心に訪問看護、訪問リハビリテーションの事業を実施している（ただし、M病院がかかりつけになっている患者のみに提供）。またM病院は、研究機関としての機能もあり、医薬品や食品・飲料水などの開発にさまざまな業者と提携し、研究開発を進めている**（課題１）**。

恵子さんは、Ｙセンターに併設する特別養護老人ホームのＺホームに３年前から入所している友人の安藤さんを訪ねて、この１年、月４～５回ほど来所していた。今年の７月、恵子さんはいつものようにＺホームに来て、「これ、お土産。いっしょに食べようと思って」と言って、手提げ袋から卵を２つ取り出し、安藤さんに渡した。その様子をフロアで見ていたＺホームの山田生活相談員（以下、山田相談員）は、フロアに充満する恵子さんの持参した卵の異臭に気づき、あわてて卵を回収した。しかし、その後も同じようなことが何度か起こり、山田相談員は恵子さんの言動に注意するようになった。

その後、山田相談員は、恵子さんから「ここはいいね、私もこんなところに住みたい。」という話を聞くことがあった。しかし、ここ数か月ほど前から、恵子さんのＺホームに来訪する機会も減ってきていたため、山田相談員はそのことをそれほど気にもかけていなかった。ところが今年の 12 月 15 日に恵子さんが「私も施設に入所したい。」と普段より元気のない声で訴えてきたため、山田相談員は緊急性を感じ、Ｙ地域包括支援センターの谷口ソーシャルワーカー（以下、谷口ワーカー）に一度面接してほしい旨を伝え、次回の来所時に面接を行うことになった。

機関と地域の説明

機　関：Ｙ地域包括支援センター（以下、Ｙセンター）
担当者：谷口ワーカー（月の平均担当ケース：約 90 ケース）
併設施設：Ｚ特別養護老人ホーム（以下、Ｚホーム）、Wデイサービスセンター、居宅介護支援事業所

Ｙセンターが担当するＣ地区は、３小学校区から構成されており、高齢化率は 21%であるが増加傾向である。この地区内には、古くからの住宅街がある一方で、近年、新しくマンションも建ち並び、新旧住民が混在している。また現在は高齢者独居率も増加している。

（課題１）

・あなたは、ある会社のプロジェクトで、高齢者向けの新しい水を緊急販売することになりました。急がなければ他社に先に開発されてしまいます。企画グループで相談のうえ、企画案を提示してください。
・それぞれの項目（例えばネーミングなら、そのネーミングにした理由も挙げてみてください）にみなが納得のいく説明理由も添えてください。
・最後に、以下に沿ってプレゼンテーションをしてください。

グループ名

ネーミング	
容量	
値段	
セールスポイント	
販売方法	
宣伝方法	

【デザイン画】

課題２の設定

課題２の目的 （個人ワークまたはグループワーク）	①ミクロからマクロまでのアセスメント方法を学ぶ。 ②支援を考える上でのアセスメントの整理（事例の読み方の指示、演習時間内で読むために情報としてあるものについてはマーカーなどでチェックをしておくとよいことを指示する）。 【考え方】 まず提示した前半事例までで理解した内容を整理する。それだけでは支援できない・支援につながらない情報がある。そこで支援するためにもう少し知りたい情報を「さらに理解しなければならない情報」として考えてみる（右①の内容に左の①が対峙するように整理する）。 ③学生のアセスメント力の強化（学生が頭の中で整理の仕方を学ぶ）。 ④そのアセスメント表１を俯瞰して、恵子さんとのストレスや関係性を表２で整理する。どこが希薄で強いストレスなのかを把握する（ここまでが情報認識過程であるアセスメント作業）。
課題２の進行例 ※90～180 分のイメージ。オンライン可	①30 分程度　（事例を読み込む） ②30 分～40 分　アセスメント表作成（事例読みながら） ③20 分～30 分　数名のプレゼンテーションと教員のコメント ④30 分　ミクロからマクロまでのシステムでの理解状況を表２に作成。 ④90 分　もしエコマップを作成するのであれば、エコマップを表記した資料とエコマップの作成方法の解説が必要。 ④グループで競わせることにより積極的参加を促進
教員モデル	表①モデル参照 表②モデル参照 エコマップは各自で作成

前半事例（２）

恵子さんと谷口ワーカーとの面接

12 月 20 日　恵子さんとの面接内容

恵子さんは、痩せ型で、背中を丸めて足をひきずりながら、歩行器につかまりゆっくりと歩いてＹセンターに現れた。化粧はしておらず、髪もぼさぼさであった。また服装は、グレーのシャツに黒いズボンで洗濯をせずに何日間か着ている様子だった。

谷口ＳＷ：はじめまして。私はこちらのＹセンターで地域にお住まいの高齢者の生活相談をしているソーシャルワーカーの谷口です。先日、Ｚホームの山田相談員から、清水さんがこのＺホームに入所したいとおっしゃっていたと聞いたので、もう少し具体的にお話を聞かせていただきたいと思い、今日はこちらに来ていただきました。１時間ほどですが、いろいろお聞かせください。

恵　　子：はい、よろしく。実は、私も安藤さんみたいにここで暮らしたいの。最近じゃ体も頭も思うように動かなくてね。ひとりで暮らすのにも疲れてしまって。

谷口ＳＷ：そうですか、おひとりですか。ご家族はお近くにおられないのですか。

恵　　子：いるけど。いろいろあって、あまり頼りたくなくてね（口ごもって）…。

谷口ＳＷ：そうなんですか。ところで来られた時も、足を引きずっておられたようですが、足がお悪いのですか。

恵　　子：そう。足と腰が悪くて。ちょっと前にね、うちで転んでから足が思うように動かないのよ。だからここにももっと来たいけど、来るのも一苦労でね。

谷口ＳＷ：転ばれたということですが、病院には行かれましたか。

恵　　子：いや、病院まで行くのもきつくてね。でも高橋医院には通っているよ。血圧の薬をもらいにね。そこでも紹介するって言ってくれるけど、病院は待たされるし、お金がかかるから行っていないのね。

谷口ＳＷ：そうですか。お金はかけたくないということですね。それなら少しでも出費を抑えることを考えなくてはいけませんね。例えば介護保険の申請などはされていますか。介護保険を申請すると、清水さんの生活状況に合った利用料でケアのサービスが受けられることになるのですが。ご自宅でお掃除や家事を行う訪問介護（ホームヘルプ）サービスや、入浴サービスなどを受けたことはありませんか。

恵　　子：どうだろうねぇ。そんなことはしてもらってないと思うけど。

谷口ＳＷ：実は、ご希望されている特別養護老人ホームに入所するためには、介護保険によるサービスの申請やそのために恵子さんの心身の状況を測ることが必要になるんですね。

恵　　子：そう。ここに入れるのならしてもいいけど。どういうふうにすればいいの。

谷口ＳＷ：それでは、早速そのための手続きを始めていきましょうか。

恵　　子：ありがとう。お願いするわ。

谷口ワーカーは、要介護の認定や介護保険の申請に関する手続きを進めていくため、家族状況やこれまでの地域での生活状況を確認した。

恵子さんの状況

現在、恵子さんはひとり暮らしである。この地域には、40 年以上前から住んでいる。夫の実家が床屋だったこともあり、結婚してその店を継いだ。夫が理容師で本人はお金の管理などをして店を維持

してきた。また近くに持ち家があり、今でもそこに住んでいる。夫が 15 年前に亡くなったのを機に店をたたみ、現在は年金６万円ほどと、夫の残してくれた貯金で暮らしている状況である。最近は物忘れが激しく、M病院から認知症と診断されたにもかかわらず、本人曰く、このところお金が合わないことが多いのは、泥棒の仕業と考えている。

安藤さんとは 40 年前からの近所づきあいがある。自営業だったので、近所づきあいはまめにしていたが、年々仲良かった人は少なくなっているらしい。

子どもは隣の町内に長女夫婦（中谷）が住んでいるが、長女の美紀子（50 歳）と折り合いが悪いため、長女の夫、隆（52 歳）が月に２回くらい様子を見に行っている。そのため恵子さんの長女の夫への評価は高い。しかしに隆に買い物などを頼むものの、入浴に関してはシャワーや清拭ですませている。本人は「本当は娘が手伝ってくれればいいが、娘には絶対頼りたくない。頼めば必ず文句を言われるのはわかっているから」という。他に次女（恵美）や長男（英二）がいるが、どちらも遠方に住んでいるため、年に１、２回会う程度である。

このところ定期的に上野民生委員が訪問していることを把握していた谷口ワーカーはそのことについて恵子さんに聞いてみた。

谷口ＳＷ：上野民生委員さんが訪問されているのですね。

恵　　子：そう、確かそんな人だったかな。

谷口ＳＷ：その方のお名前やお顔はわかりますか。

恵　　子：えぇっと…忘れちゃったね。でもそんなには来ないのよ。たしかこの前は近所の鍵屋から苦情がきてるってやってきたのよ。

谷口ＳＷ：鍵屋ですか。鍵屋からの苦情とはどういうことですか。

恵　　子：何度も何度もあたしが店に来るって……そんなに何度も行ってないのに…。この前なんて行ったら、こっちは客なのに…（憤慨して）追い返されちゃって。泥棒が入ったから行っているのに、まったく。

谷口ＳＷ：そうですか。ところで泥棒が入ったとは、どういうことですか。

恵　　子：最近うちのものがなくなるのよ。ほら、日中、家を空けるでしょ。そうすると物がなくなってるの。きっと隣の田中さんが盗んでるんじゃないかと思うんだけど。そう考えたら恐ろしくて…だからあの家にはひとりでいたくないのよ。それでＺホームなら安心だと思うんだけどね。

谷口ＳＷ：ひとりで住んでらっしゃると不安も多いですよね。この土地には古くからお住まいのようですが、お隣の田中さんとは親しい関係ではないのですか。

恵　　子：何年か前に引っ越してきたのよ。挨拶程度はするけど。あまり親しくないから。私がひとり暮らしだから、きっとうちをねらってるのよ。警察に相談してもダメ。だから鍵を取り替えるしかないでしょ。

谷口ＳＷ：そうだったんですか。例えばどういった物が盗まれたんですか。

恵　　子：それは色々と…。忘れちゃった。でも引き出しに入れておいたお金がなくなったり…。でも長女の夫が来てくれてホッとしたけど。誰も信用してくれないの。家計簿もあわないのよ。隣の人が怪しいと思うの。（何度も繰り返し、そして）本当にどうしたらいいのか。（途方にくれたように）……。

谷口ＳＷ：少し、恵子さんのお気持ちや様子がわかりました。

（中略）

面接を終えると、谷口ワーカーは、早速、恵子さんの面接内容を確認するために行動を開始した。

12 月 22 日　介護保険について区役所への問い合わせ

恵子さんの介護保険料の納付確認を行ったところ、恵子さんが保険料を滞納していることが判明する。そのため、滞納分を早急に納入する必要があると同時に、保険料滞納のペナルティとして６ヶ月間は自己負担分が３割になる（※1）ことが判明した。

※1 介護保険法第 69 条の規定により、保険料徴収権消滅期間（保険料を徴収する権利が時効によって消滅している期間につき政令で定めるところにより算出された期間）に応じて定められた給付額減額期間が経過するまでの間に利用した諸サービスに関する介護給付等は「100 分の 70」となる。

12 月 25 日　上野民生委員との電話で得られた情報

●半年前に鍵屋から連絡があり、恵子さんが何度も来店しては、「鍵を替えてほしい」と言っていたらしい。最初は替えていたが、何度も来店しているという記憶がないことがわかり、今は対応していないとのことである。また、このことを恵子さんに伝えると、本人は「そんなに鍵屋には行っていない」と言い張るばかりであった。

●実は鍵屋だけでなく、最近は警察にも 110 番通報をしたようである。警察の話では、「家に泥棒が入った」と通報してきたが、何も盗られた様子はなく、本人の話も曖昧であったらしい。この一件や鍵屋の話が近所でも噂になり、近所の人たちは、最近あまり恵子さんに近づかないようにしているとのことであった。

そこで谷口ワーカーは、これまでの情報を整理することから始めた**（課題２）。**

（課題２）前半事例を読んで、あなたが谷口ワーカーとなり、恵子さん、家族、地域、支援やサービスの視点（ミクロ・メゾ・マクロの視点）から次の表を用いて、アセスメントしてください。特に、さらに理解されなければならない情報認識のなかでは、恵子さんとＢ～Ｄシステムがどのような関係性やストレスになっているかについても考えてみてください。

【課題２】表１アセスメント（項目に①、②のように番号をつけ対応させて記述しなさい）

各システム	理解できたこと	さらに理解しなければならないこと
A 恵子		
B 家族		
C 地域		
D 支援・サービス		

表２

１．恵子とＢシステム	
２．恵子とＣシステム	
２．恵子とＤシステム	

（教員モデル）表１①

各システム	理解できたこと	さらに理解しなければならないこと
A　恵子	①基礎情報－75歳。女性。ひとり暮らし。痩せ型で歩行器につかまり足をひきずり歩いている（足は家で転んで思うように動かなくなったため。病院に行っていない）。腰も悪いという。化粧なし、髪もぼさぼさ。面接時の服は何日間か着ているグレーのシャツに黒のズボン。	①身なりに関する意識は？
	②１年前、Ｍ大学付属病院で認知症と診断された。	どの程度なのか 奥村ＭＳＷとの関係は？
	②主訴－Ｚホームに入りたい。	②本当の問題は？
	③生活状況－入浴は、シャワーや清拭ですましている。買い物は長女の夫に頼む。	③もう少し、どのような生活を送っているか知りたい。 １日の過ごし方や家事・入浴などの行動状況や身体状況は？
	④問題行動－Ｚホームの安藤さんに腐った卵を渡した。認知症によるものか、最近は物忘れが激しくお金が合わないことが多いことが隣の田中さんが泥棒したと考えていること。鍵を何度も取り替えていることを忘れていること。警察に連絡した後の本人の話があいまいなこと。	④認知症の問題行動は変化しているのか、その状況はそのほかに問題行動はあるのか。
	⑤経済状況－年金６万円ほど。亡き夫の貯金を崩して暮らしている。	⑤お金の使い方の状況は？
B　家族	①夫は床屋を営んでいたが、15年前になくなる（夫死亡後店をたたむ）。 ②隣の町内に長女夫婦が住んでいる。長女美紀子（50歳）との折り合いが悪く長女の夫の隆（52歳）が月２回様子を見に行っている。本人の長女の夫への評価は高い。	①夫がいた時の生活状況は？ひとり暮らしに対する気持ちは？ ②何故折り合いが悪くなったのか。「娘に手伝ってほしいが頼りたくない」という主旨とは何か。長女はどう思っているのか。長女の夫はどのような様子の見方をしてるのか。
	③次女や長男は遠方に住んでいる年１、２回会う程度。	③次女や長男は、今の恵子の状況を知っているのか。経済的・物理的援助をする気持ちなどはあるのか。 ④近くに恵子の兄弟や親戚はいないのか。
C　地域	①　Ｚホームに月４～５回ほど来所。友人の安藤さんに会いに行く。最近、来所機会が減っている。	①安藤さんとの関係は？Ｚホームの人たちはどういうかかわりか。来所回数が減っている原因とは何か？

	②高橋医院にはいっているが、他の病院には行っていない。	②高橋医師はどう考えているのか。
	③この地域には40年前から住んでいる。高齢化率21%、新旧住民の混在した地域。かつては近所づきあいもまめであった。	②　この地域の雰囲気は？近所に安藤さん以外に親しい友人はいないのか。 安藤さんはどう思っているのか
	④上野民生委員さんが定期的に訪問（名前も忘れている）	④定期的な訪問の内容は？鍵屋の苦情についての内容は把握しているか。どのような関係性であるのか。
	⑤隣の田中さんを泥棒と考えている。	⑤どのような付き合いなのか。なぜそう思ったのか。田中さんはどうとらえているのか。
	⑥鍵屋に何度も行っている。	⑥どのくらいの付き合いなのか。取り替えている記憶がないことはどこでわかったのか
	⑦警察に110番通報	⑦今回が初めてか。その時の状況はどうだったのか。
	⑧警察通報や鍵屋の一件が近所でも噂になり、近所の人も近づかないようになる。	⑧どのような付き合いの変化がみられたのか。近づかなくなったのは　いつ頃からか。
D　支援・サービス	①介護保険の確認で保険料滞納が判明し、ペナルティとして６ヶ月間自己負担が３割となる。	①要介護認定を受けているのか。介護保険料の滞納分を支払えるのか。サービスを活用すると３割の利用料を払えるのか。他の方法はないのか。もし介護サービスを受けるのならどのようなサービスが受けられるのか（入所も含めて）
	③　Ｚホームに入ること。	③他に自治体独自のサービスはないのか。Ｚホームはどのようにかかわればよいのか。現実的な利用の可能性は？
	④　Ｍ病院が認知症の診断	④と⑤についてどうかかわるのか
	⑤　高橋医院が血圧のかかりつけ医	

表２　恵子さんのＢ～Ｄシステムとのストレスや関係性の状況と程度（教員モデル）

１．恵子とＢ家族は、長女とストレス状態。長女の夫とはやや良好。次女や長男は少し希薄。 ２．恵子とＣ地域は、恵子自身が古くから住んでいてまわりが誰かを知っているような状態。但し、このところは隣人との関係が希薄。また最近はトラブルとの関係で特定の業者・民生委員・警察が注意している状況。また高橋医院やM病院などというように医療体制へのかかわりはある。 ３．恵子とＤ支援・サービスは、これまでサービスを受けてこなかったこと（心身の状況変化の発見も含めて）、介護保険料の滞納とペナルティなど、ストレス状況が強い。ただＺホームへの信頼関係があることや、Ｙセンターの谷口ワーカーとの関係が良好なことから、Ｙセンターや高橋医院・M病院を中心とした機関・資源の活用の可能性が、展開の糸口として期待できる。

表２の内容をエコマップ作成が可能である。（模造紙、ホワイトボードを用意する）

課題３と３′の設定

課題３の目的 ※180 分のイメージ	①多職種連携を、ロールプレイを通して考える。 ②フォーマルグループ（多職種の固有な役割、制度的位置づけ、サービスの内容など）の知識を深める。 ③利用者や家族などインフォーマルシステムのなかでかかわりのある人の気持ちやニーズについてロールプレイを通して考える。 ④「谷口ワーカー」役の人は、ファシリテーターとしての役割を果たす（ソーシャルワーカーの役割の一つ）。 ⑤最終的には支援プランを考える。
課題３′の目的 ※90 分のイメージ	①課題３は対面授業のみで実施し、オンライン形式の場合は次の設定で行う。 ②主訴から真の問題を考える。 ③そこから、支援プランを考える。 この事例に関する新たなサービスや政策の必要性も合わせて考えてみる。
課題３の進行例 ※90～180 分のイメージ オンライン可	①30 分程度　事例を読み、役割を決める。どのような構成メンバーでロールプレイするのかは、事前に教員が決めておく。 ②30～40 分　専門職に関する役割を調べる。また利用者・家族や近隣の人などになった人達は、事例から離れない程度にストーリーを作成。 ③20～30 分　ロールプレイ開始と教員のコメント ④15 分　（休憩）。 ⑤30～40 分　個人またはグループで支援プラン作成する ⑤30 分程度　個人またはグループでの報告とコメント
課題３′の進行例 ※90 分のイメージ	①30 分から 40 分　個人ワークで作業（教員が様式作成して提示する。 ②20 分程度　報告と教員コメント。 ③20 分　支援プラン作成（教員が様式作成。個人ワークでもグループワークでも可） ④10 分から 20 分　報告と教員のコメント。
教員モデル	課題３は、その状況、場面で対応 ①課題３′は、真の問題を次のようにする。 これまでの恵子さんの事例の多くの出来事（家族、地域、サービスなどから孤立し、生活が利用者とその家族のみで滞っていること、認知症の影響）が心身の変化のなかで、今の生活に不安と生活しづらさをもたらしており、どのようにしていいのかまだわからない状況にあること。 ②課題３′における支援は、まず本人（家族：利用者システム）のニード（支援してほしいこと）を明確にする作業から始める。次に活用しにくい福祉サービスや地域での支援体制の強化などを考えていくよう指導する。

後半事例

１月４日　介護認定申請

谷口ワーカーは、恵子さんが要介護認定を受けていないことや、介護保険のサービス利用には３割負担が必要であることが把握できたため、早速、介護認定の申請を行った。

１月 20 日　恵子さん宅訪問

谷口ワーカーは、本人の意向や在宅サービス・介護保険外サービスも視野に入れて支援していく必要があると考え、併設する居宅介護支援事業所の木下ケアマネージャーとともに、恵子さん宅を訪問した。玄関を入ると、腐ったような臭いが漂っており、部屋も物が床に散らかっている状況だった。また、恵子さんは谷口ワーカーたちが部屋の中へ入ることを嫌がったため、玄関で恵子さんから次の内容を確認した。

●Ｚホームに入所はしたいが、半年間３割負担するだけのお金の余裕はない。
●未納分の支払いは、経済的に苦しいが、仕方がないので貯金をくずして支払う。
●家に知らない人間をあげたくない。家の中に入れると、何かを盗られるかもしれない。
●入浴はしたいが、家で手伝われるのは嫌だし、あまりお金がかかると払えない。
●近所で手伝ってくれる人がいるとうれしいが、最近はそういう人がいない。
●義理の息子（隆）に助けてもらうのはありがたいが、娘の援助にはまだ抵抗がある。

恵子さんは、谷口ワーカーの付き添いのもと、まず介護保険料の未納分を納めた。

２月 25 日　介護認定審査会

恵子さんは要介護２との判定結果が出る。しかし、同時に保険料滞納のペナルティとして、８月末までは介護保険サービスを利用すると３割負担であることの確認もされた。

谷口ワーカーは、今後の恵子さんへの支援を考えていくうえで一度、長女夫婦（中谷夫婦）と面接を行う必要性を感じ、すぐに実施した。

３月２日　長女（美紀子）、長女の夫（隆）との面接内容

中谷夫婦は、Ｚホームに入所希望であることを知っていた。美紀子は、これまで母との葛藤の長い歴史があり、恵子さんの自宅に行くとそのことで口論になることが多いため、少しずつ足が遠のいていったらしい。しかし、夫から母親の様子は聞いているとのことである。話の内容から、美紀子は、自分の夫が優しいので、自分たちとしては見守っているつもりだが、自分を嫌っているので何もできないと考えている。また、自分は家の近くの不動産やの事務仕事をしているので忙しく、何かあれば仲の悪い自分より、他の妹や弟に相談してほしいとの要望であった。しかし、美紀子から妹や弟へはほとんど連絡はしていない様子である。そして、恵子さんがＺホームへの入所を希望しているならそのようにしたらいいときつい口調で言い放った。

隆は、月２回ほど顔を見せに行っているが、買っていった食材が次に行くと腐っていることが多く、自分のやっていることが本当に必要なのか疑問に思っているという。また泥棒騒ぎについても警察と一緒に立ち会って盗まれたものを探したところ、お金は台所の棚から出てきた。頼まれれば時間が空く限り手伝ってもよいと言いつつもどこか消極的な反応だった。

谷口ワーカーは、恵子さんがおかれている状況について中谷夫婦に説明をした。

谷口ＳＷ：恵子さんは介護保険の申請と要介護認定を受けました。その結果、医師の診断で、認知症の症状が確認されました。先ほどの泥棒の話や鍵を頻繁に取り替えることの一件なども、認知症との関連があるかと思います。それと、介護保険の申請に関してですが、保険料の未納が確認されました。それで先日未納分の支払いは済ませましたが、今後約半年間は、介護保険サービスを利用すると、本来１割負担のところが３割負担になってしまうんです。また、近所のお友だちが入所されているＺホームの職員からは恵子さんがここ１年ほどで痩せたのではないかという話も聞いています。これから夏になると体力の消耗も激しいでしょうし、入浴もおひとりでできないみたいで。恵子さん自身もひとりの暮らしに不安を抱いているようです。

美 紀 子：本当ですか？（突然のことで驚いて）でも母も私には頼りたくないでしょう…。（夫に向かって）どうすればいい？

谷口ワーカーは、これまで恵子さんから聞いてきた話と長女夫婦の話から、かかわってきた**他機関の専門家や関係する人たちを集めて支援会議を行うこととした(課題３あるいは課題３′)。**

（課題３）

事例に登場してきたメンバーになって、谷口ワーカーが司会者としてのチーム会議（多職種連携）を開催してください。そこで各自が発言し、恵子さんの生活支援のプランをたててみてください（すべて対面授業の場合は、ロールプレイのチーム会議で実施する）。

（課題３′）

この事例の問題の整理と真の問題の確認（主訴は「こんなところに住みたい…」であるが、本当の問題は）をしたうえで、どのような支援が必要となるのかを整理しなさい。

令和２年度 厚生労働省　社会福祉推進事業
「新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業」

新型コロナウイルス感染症対策下における ICT 導入・活用状況 ならびに BCP 策定状況に関する調査

2021 年２月
一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

＜　本調査の目的　＞

本事業は、令和３年度より導入される新カリキュラムに対応した実習・演習科目担当教員並びに実習指導者を対象とした講習会プログラムの開発を行うとともに、養成課程における「講義－演習－実習」の効果的で持続的な循環に基づく教育を行うことを目的とし、教員研修のあり方に関する調査・研究を目的とし実施しております。また、今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、養成課程における ICT や多様な教材・教育方法を活用した学習環境の整備及び養成校の BCP 策定状況についても調査を行い、災害など緊急事態時における養成課程の教育方法及び養成校の BCP 策定についての検討も行っております。この度、本事業の一環として、新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら ICT や多様な教材・教育方法を活用した学習環境の整備に先駆的に取り組んでおられる養成校を対象に、ICT の導入時の経緯や活用等、また BCP 策定に関する調査を実施します。

＜　回答及び提供資料の取り扱いについて　＞

本アンケートの結果は標記事業の報告書にまとめ、今後の ICT 活用に関する事業の基礎資料とするとともに、養成校の BCP 策定や災害対策の推進、各種教材の開発に活用いたします。また、ご提供頂きました関連資料につきましては、本事業及び本連盟が実施する今後の ICT 導入ならびに養成校の BCP 策定に関する事業に活用しますが、公表の可否及び範囲については、事前に個別にてご相談・ご確認をさせて頂きます。

本調査にてお預かりしたすべての回答・情報については、提供頂いた方ならびにご所属の機関に不利益が生じないよう、細心の注意を払い取り扱います。

＜　ご記入にあたって　＞

・回答は、ご本人様にお願いいたします。（他の部署や職員の方がより詳細な回答ができる問がある場合は、その限りではありません）
・特定の学部・学科に限局せず『学校全体』についてお答えください。

【ご提出方法】　データにてご提出ください。
送付先→　2020suishin@jaswe.jp ※この調査票をお送りした送付元のアドレスです
【回答締切】　2021年　２月26日(金)　17:00

〈お問い合わせ先〉
一般社団法人　日本ソーシャルワーク教育学校連盟
TEL：03-5495-7242　FAX：03-5495-7219
Eメール：2020suishin@jaswe.jp　担当：野村、杉本、早坂

１．ICT の活用に関してお伺いします。

1－1　ICT の導入に関して

１－１－１．**どの時期に**新型コロナウイルス感染症対策のためにオンライン授業を行うことを決定しましたか。当てはまるところに○をお付けください。

１）2020 年３月　２）2020 年４月　３）2020 年５月　４）2020 年６月
５）2020 年７月　６）2020 年８月
７）これらの時期以外（具体的な時期をお書きください：　　年　　月）

１－１－２．オンライン授業の**準備期間**をお答えください。

（　　例：１ヵ月、４週間、３か月等）

１－１－３．オンライン授業の実施を決定するにあたり、**検討をした事項**は何でしたか。該当する部分についてお書き頂ける範囲で、検討された内容をお答えください。

１）経費に関する検討
（　　）
２）設備に関する検討
（　　）
３）システムに関する検討
（　　）
４）その他　具体的にご記入ください
（　　）

１－１－４．オンライン授業の**導入に際して、課題**はありましたか。該当する部分についてお書き頂ける範囲で、課題の内容をお答えください。

１）経費に関する課題
（　　）
２）設備に関する課題
（　　）
３）システムに関する課題
（　　）
４）その他　具体的にご記入ください
（　　）

１－１－５．貴学では、オンライン授業の実施にどのようなソフトウエアやサービス、機材等を準備されましたか。**あてはまるものすべて**に○をお付けください。

※以前から導入し使われていたものについても、今回のオンライン授業の実施の際に活用した場合はすべてマークをつけてください

１）貴学独自のシステム
２）市販のシステム
３）DVD 等の映像教材
４）教員用に PC を購入
５）学生が学内で使用可能な設備として PC を設置（増設も含む）
６）学生の通信環境の整備(Wi-Fi の開放等)
７）学生へ PC 等の機材を貸与
８）学生へオンライン授業のための準備資金を支援
９）その他（具体的にご記入ください　　）

１－１－６．オンライン授業を専任・非常勤の教員に実施してもらう際、どのような準備をしましたか。当てはまるところに回数または○を記入ください。

１）全学にて FD を実施　（　　回）
２）学部単位での FD を実施（　　回）
３）学科単位での FD を実施（　　回）
４）オンライン授業を実施するにあたり必要なツール（学内システム、ZOOM、Teams 等）に関するマニュアルの配布
５）オンライン授業の実施事例等の共有
６）その他（具体的にご記入ください　　）
７）特に実施していない

１－１－７．ICT の導入に当たり、貴学にて留意された事項があればお答えください。

１－２　オンライン授業の実施状況、それによる心身への影響等に関して

１－２－１．貴学では、オンライン授業の実施に何を使用しましたか。使用したものすべてに○をつけてください。

１）ZOOM　２）Microsoft Teams　３）Google classroom　４）Google Meet
５）LINE　６）Moodle　７）BigBlueButton　８）YouTube　９）DVD
10）貴学独自のシステム
11）その他（具体的にご記入ください　　）

１－２－２．オンラインを導入し授業を**実施している間**に、何か**問題や課題**は生じましたか。該当する部分についてお書き頂ける範囲で、課題の内容をお答えください。

１）経費に関する問題・課題
（　　）
２）設備に関する問題・課題
（　　）
３）システムに関する問題・課題
（　　）
４）学生側の問題・課題
（　　）
５）教員側の問題・課題
（　　）
６）その他　自由にご記入ください
（　　）

１－２－３．（１－２－２にて問題や課題が生じたと回答された方）
問題・課題の解決方法についてお答えください。

１）経費に関する問題・課題
（　　）
２）設備に関する問題・課題
（　　）
３）システムに関する問題・課題
（　　）
４）学生側の問題・課題
（　　）
５）教員側の問題・課題
（
６）その他　自由にご記入ください
（　　）

1－2－4．学生のメンタル面への影響はありましたか。あてはまる部分に○をつけ、『2　ある』と回答された方はお書き頂ける範囲で、詳細をお答えください。

1）ない
2）ある
　→生じた影響について、具体的にお答えください
（　　）
　→学校で実施した・実施する予定の対応をお答えください
（　　）

1－2－5．教員のメンタル面への影響はありましたか。あてはまる部分に○をつけ、『2　ある』と回答された方はお書き頂ける範囲で、詳細をお答えください。

1）ない
2）ある
　→生じた影響について、具体的にお答えください
（　　）
　→学校で実施した・実施する予定の対応をお答えください
（　　）

1－2－6．学生の身体面への影響はありましたか。あてはまる部分に○をつけ、『2　ある』と回答された方はお書き頂ける範囲で、詳細をお答えください。

1）ない
2）ある
　→生じた影響について、具体的にお答えください
（　　）
　→学校で実施した・実施する予定の対応をお答えください
（　　）

1－2－7．教員の身体面への影響はありましたか。あてはまる部分に○をつけ、『2　ある』と回答された方はお書き頂ける範囲で、詳細をお答えください。

1）ない
2）ある
　→生じた影響について、具体的にお答えください
（　　）
　→学校で実施した・実施する予定の対応をお答えください
（　　）

1－2－8．『対面教育』と『オンラインやオンデマンドでの教育』を併用されましたか。当てはまるところに○を付け、『2　併用した』と回答された方は併用されてのメリット・デメリットをお書き頂ける範囲でお答えください。

1）併用しなかった
2）併用した
　→メリット（　　）
　　デメリット（　　）

1－2－9．来年度以降、『対面教育』と『オンラインやオンデマンドでの教育』を併用する予定はありますか。あてはまる部分に○をつけてください。

1）予定がある　　2）検討中　　3）現在予定はない

＜＜社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程に関してお伺いします＞＞

1－2－10．実習指導における ICT の活用に関して、実習施設側と合意されていますか。当てはまるところに○をお付けください。

1）合意していない　　2）調整中　　3）今後実習施設側と検討する
4）合意している　　5）検討の予定はない

1－2－11．実習指導に ICT を活用されましたか。当てはまるところに○をお付けください。

1）活用している　　2）活用していない
3）これまで活用してこなかったが今後活用を検討予定
4）これまで活用しておらず、今後も活用する予定はない

1－2－12．講義・演習・実習という教育方法の違いにより ICT の活用時に生じるメリット・デメリットに違いはありましたか。当てはまるところに○をつけ、『2　ある』と回答された方は、詳細をお答えください。

1）ない
2）ある
　→違いについて、具体的にお答えください
（　　）

1－2－13．貴学にて ICT を導入した授業について、当てはまるところ全てに○をつけて下さい。また、当てはまるところがあった方は、良かった点について具体的にお答えください。

1）講義　　2）演習　　3）実習
　→よかった点について具体的にお答えください
（　　）

１－３　今後に関して

１－３－１．今年度行ったＩＣＴを活用した取り組みの次年度以降の継続可能性について、当てはまるところに○をつけ、『２』『３』と回答された方は、お書き頂ける範囲で、理由をお答えください。

１）今年度と同様の形式・規模で次年度以降も継続が可能　→１－３－３．へ
２）条件付きで次年度以降も継続が可能　→１－３－２．へ
３）次年度以降は継続が困難　→１－３－２．へ
４）検討中　→１－３－３．へ

１－３－２．（１－３－１．にて『２』または『３』と回答された方）
今年度同様の取り組みが難しい理由をお答えください。

１）導入するための経費に関する問題・課題
（　　）
２）システムに関する問題・課題(例：設備が対応していない・セキュリティに課題がある)
（　　）
３）学生側の問題・課題
（　　）
４）教員側の問題・課題（例：オンラインでの教授では不足が生じる）
（　　）
５）その他　自由にご記入ください
（　　）

１－３－３．感染状況が改善・終息したのちも、**オンライン授業は継続**しますか。当てはまるところに○をつけ、お書き頂ける範囲で、理由をお答えください。

１）継続する
２）継続しない
３）わからない
判断のポイント
（　　）

２．インフラに関してお伺いします。

以下について、当てはまるところに○をお付けください。

質問		状況	講義への支障
(1)講義資料の配信	①提供する講義データ容量の上限設定についての学内ルール	1．ある 2．ない	1．ある 2．ない
	②提供するデータの形式（Word、PDF、JPG など）についての学内ルール	1．ある 2．ない	1．ある 2．ない
	③メールやポータルサイトを通じて提供する講義資料のデータ容量の制限	1．ある 2．ない	1．ある 2．ない
(2)教員の環境	①教員に対して貸与されているデバイス（パソコンやタブレット）	1．ある 2．ない	1．ある 2．ない
	②貸与または教員自身のデバイスの規格（スペック）		1．ある 2．ない
	③教員のオンライン授業に対する ICT スキル	1．ある 2．ない	1．ある 2．ない
(3)学内の環境等	①学生がアクセス可能な Free Wi-Fi	1．ある 2．ない	1．ある 2．ない
	②学生が学内でオンライン授業を受けられる場所	1．ある 2．ない	1．ある 2．ない
	③学生がオンライン授業の受け方やパソコンの使い方などを相談できる窓口	1．ある 2．ない	1．ある 2．ない

３．　災害や非常時における貴校の BCP 等、事前対応状況についてお伺いします。

３－１．教育・研究活動の継続

３－１－１．災害時に教育を継続するためのルール等は作成されていますか。当てはまるところに○をお付けください。

１）作成していない　　２）作成している

３－２．発災時特有の新たな役割

３－２－１．災害発生時に、大学として新たに負う役割（被災地や被災者支援等、福祉避難所の設置、災害 VC の組織化に取り組む等）はありますか。当てはまるものに○を付け、『２　ある』と回答された方は役割について具体的にご記入ください。

例)福祉避難所発足時に、学生がそれを手伝う協定を結んでいる、災害ボラセンの組織化を学校としてやる、等

１）ない
２）ある
→異なる点について、具体的にお答えください
（　　）

3－3．コンプライアンスを重視した健全な学校経営

3－3－1．災害発生時にも、通常通りのコンプライアンスが順守できるよう準備をしていますか。当てはまるところに○をお付けください。

例)大学の中の苦情処理の機能維持、災害ボランティアにあたって、教員が無理に連れ出す等のハラスメント等の対策、災害時の科研費の取扱い

1）準備していない　　2）準備ができている　　3）準備中

3－4．災害（対応を含む）からの学生・職員の保護

3－4－1．災害発生時に、学生や教員に情報伝達（安否確認や参集の指示等）ができる仕組みはありますか。当てはまるところに○をお付けください。

1）仕組みはない　　2）仕組みがある　　3）準備中

3－5．　その他

3－5－1．コロナ禍において、それまで策定していたBCPや事前対応のマニュアル、行動指針などを見直しましたか。当てはまるところに○をお付けください。

1）していない　→3－5－3．へ
2）した　→3－5－2．へ
3）する予定がある・検討中　→3－5－2．へ
4）BCPやマニュアル、行動指針はない

3－5－2．（3－5－1．で『2　した』『3　する予定がある・検討中』と回答された方）
どのようなアレンジや工夫をした／する予定がありますか。お書き頂ける範囲でお答えください。

3－5－3．貴校の中で、新型コロナウイルス感染症対策を通じ、教員や職員に**BCP含む、災害や非常時における事前対応に関しての認識に変化**は生じましたか。当てはまるところに○をお付けください。

1）変化はなかった　→3－5－5．へ
2）変化が生じた　→3－5－4．へ

3－5－4．（3－5－3．で『2　変化が生じた』と回答された方）
どのような認識の変化が生じましたか。お書き頂ける範囲でお答えください。

3－5－5．新型コロナウイルス感染症対策を通じ、教職員間**の関係性に変化**はありましたか？
当てはまる方に○をお付けください。

1）変化はなかった　→3－5－8．へ
2）変化が生じた　→3－5－7．へ

3－5－6．（3－5－6．で『2　変化が生じた』と回答された方）
どのような関係性の変化が生じましたか。お書き頂ける範囲でお答えください。

3－5－7．被災地支援等、災害時に求められる養成校のあり方という観点から、BCPを検討しましたか。当てはまるところに○をお付けください。

1）検討した　　2）検討していない　　3）これまで検討していないが今後検討予定
4）これまで検討しておらず、今後も検討の予定はない

3－5－8．平時から、地域社会への貢献について全学として取り組んでいますか。当てはまるところに○をお付けください。

1）現在取り組んでいる　　2）以前取り組んでいたが現在は取り組んでいない
3）これまで取り組んでこなかったが今後取り組む予定
4）これまで取り組んでおらず、今後も取り組む予定はない

3－5－9．（3－5－3．で『1　現在取り組んでいる』と回答された方）
どのような地域社会への貢献について全学として取り組んでいますか。お書き頂ける範囲でお答えください。

3－5－10．平時から、災害への対策に全学として取り組んでいますか。当てはまるところに○をお付けください。

1）現在取り組んでいる　　2）以前取り組んでいたが現在は取り組んでいない
3）これまで取り組んでこなかったが今後取り組む予定
4）これまで取り組んでおらず、今後も取り組む予定はない

３－５―11.（３－５―５．で『１　現在取り組んでいる』と回答された方）
どのような認識の変化が生じましたか。お書き頂ける範囲でお答えください。

３－５－12. 平時から、災害への対策について、教職員や学生の命を守る観点から検討し取り組んでいますか。当てはまるところに○をお付けください。

１）現在取り組んでいる　　２）以前取り組んでいたが現在は取り組んでいない
３）これまで取り組んでこなかったが今後取り組む予定
４）これまで取り組んでおらず、今後も取り組む予定はない

３－５―13.（３－５―７．で『１　現在取り組んでいる』と回答された方）
どのような災害への対策を取り組んでいますか。お書き頂ける範囲でお答えください。

３－５－14. BCP について、学校経営に係る財源やガバナンスを含めた検討を行っていますか。当てはまるところに○をお付けください。

１）検討した　　２）検討していない　　３）これまで検討していないが今後検討予定
４）これまで検討しておらず、今後も検討の予定はない

４．ご回答者様について・学校名公開の可否について

４－１．貴校の学校名をお答えください。

４－２．回答者様の役職とお名前をお答えください。

４－３．本事業（令和２年度 厚生労働省　社会福祉推進事業「新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業」）の報告書にて、回答内容について貴校名を明記することは可能でしょうか。ご意向をお答えください。

１）可能　　２）条件付きで可能　　３）不可
→２）条件付きで可能と回答された方は条件を個別でお伺い致します

質問は以上です　ご協力ありがとうございました



『こふく研』はこんな研修です

福祉の仕事は、誰かの生活や命・人生を温かく支える使命とやりがいにあふれた仕事。
日々福祉の仕事に向き合う中で
「自分の仕事、これでいいのかな？」「こんなことで悩むのは自分だけ？」
「福祉で仕事している他の人たちって、どんなふうに考えているんだろう」
と考えたことがある方も多いのではないでしょうか。

今回、それぞれの場所で日々仕事に向かう就職１～３年目の方を主な対象として、様々な「福祉に携わる人」が〈福祉の仕事の醍醐味とは？〉〈福祉の仕事の連携ってなんだろう？〉〈いま災害がおきたら、自分たちはどうするんだろう？〉…などを一緒に考えることができるオンライン配信型の「コミュニティにねざしたふくし人材を養成する研修」（通称：こふく研）を開催することとなりました。
若手の方だけではなく、中堅・ベテランの方にも広くご視聴いただける内容となっております。また福祉の仕事をされている方だけでなく「福祉ってどんなもの？」という方にもぜひご覧いただければと思います。
「こふく研」が「いままで気がつかなかったことに気づけるところ」として、みなさまの福祉への思いを温め、日々の仕事を後押しする時間となれば幸いです。

プログラム

①「ふくし」の魅力にせまる！（講義）
②現役スタッフさんいらっしゃい！～福祉に携わる皆さんの座談会～
〈テーマ〉
福祉の仕事の悩みとやりがい／福祉の仕事で「連携をすること」とは？／
いま、災害が起きたら、わたしたちはどうするか？　…など
③スタジオトーク～福祉の先達から贈るエール～
＊①～③を動画番組のように編集した３時間の「観る・聴く」研修（教材）として配信します
＊プログラムのタイトル及び内容は一部変更する場合があります

実施方法

Zoom ウェビナーによる日時指定配信
＊インターネット接続が可能な PC、タブレット端末、スマートフォン等が必要です
＊接続料はご負担ください

配信日・定員

２０２１年１月 29 日（金）16：00 ～ 19：00　定員 800 名（先着順）
１月 30 日（土）10：00 ～ 13：00　定員 800 名（先着順）
１月 31 日（日）10：00 ～ 13：00　定員 800 名（先着順）
＊合計３回配信。いずれの配信日も内容は同じです。

受講対象者

福祉・介護・保育など福祉の仕事に携わっている方、福祉事業の経営者、学生、ボランティア活動に関わっておられる方、福祉に関心のある方
＊初任者向けの内容ですが、経験年数や職務経験の有無に関わらずどなたでも受講していただけます
＊福祉関係の資格の有無は問いません

参加条件・参加費

事前のお申し込みが必要です。
参加条件：以下全てにご協力いただける方
①受講後、オンラインにて本研修の内容に関するアンケート調査への回答
②電子メールアドレスの登録（今後ソ教連より研修情報を配信予定です）
＊お申込をもちまして、以上へのご協力に同意頂いたものとします
参加費：無料

申込方法・しめきり

右記の QR コードよりオンラインでお申込ください
申込〆切：2021 年 1 月 25 日（月）　23:59 まで

お問合せ先　一般社団法人　日本ソーシャルワーク教育学校連盟事務局
E-mail：kenshu@jaswe.jp

※本事業は『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業』厚生労働省令和二年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）の一部として開催され、研修の評価や成果等は、事業報告書（2021 年３月）にまとめられます。

コミュニティに根差した「ふくし」人材を養成する研修（通称「こふく研」）

全集中！「ふくしの呼吸」を極めよう！！

～福祉の仕事の「無限可能性」編～

同志社大学　社会学部
社会福祉学科　空閑　浩人

1．講師の自己紹介

空閑　浩人（くがひろと）（現職：同志社大学社会学部社会福祉学科　教授）

○大学卒業後、（特にやりたいこともなく、給料が高いというだけで）一般企業での訪問営業の仕事に就く
○仕事のやりがいを見いだせないままに、１年で退職。
○しばらく、ニート＆フリーター生活をする（自分がやりたいことがわからない、自分探し？の日々）
○学生時代の友人の家族からの紹介で、身体障害者福祉施設（重症心身障害者デイケア）の職員となる
○働きながら学校に通い、社会福祉士資格を取得
○その後大学院に進学。2004 年４月より同志社大学で勤務

2．「訪問営業マン」の仕事から「福祉」の仕事へ～「就職しくじり先生！？」の経験から～

【訪問営業の仕事と福祉の仕事との７つの違い】（注）あくまでも個人の感想です。

	訪問営業マンの仕事	福祉の仕事
①何のために	自分のノルマ達成のため。会社の売り上げや業績を上げるためにがんばる	その人、その家族、その地域のため。支援やサービスの質の向上のためにがんばる
②収入と支出	確かに月給は高いかもしれないけど、出て行くお金（会社のつきあいや外食等で）も多い（実はボーナスは少ない）	必ずしも月給は高くないが、年収で計算するとそんなに低くない。仕事のつきあいでの飲食の機会も少ない。出て行くお金も少ない。
③生活	帰宅は毎日深夜。残業手当なし。外食がほとんどで、不規則・不健康な生活。常に仕事が頭にありプライベートが充実しない	残業はほとんどなし。必要ならば残業手当も支給される。明るいうちに帰宅できる。プライベートも充実。健康的な生活
④上司	上司や先輩が怖い	上司や先輩はやさしい
⑤同僚や他社	会社の同僚は全員、訪問営業マンとしてのライバル。業種の他社は負けられない敵	法人や機関、施設の同僚は、チームのメンバーであり仲間。業種の他機関は連携・協働相手
⑥研修	研修が憂鬱で退屈（上からの一方的な説教型や武勇伝押しつけ型研修）	研修が面白くて楽しい（ともに考えて創り出す協働型、困難や悩み共有型研修）
⑦競争と共奏	競争の世界（勝たないとダメ、強くないとダメ、でないと生き残れない）	共奏、協奏、共創、協創の世界（勝ち負けじゃない、弱くてもいい、弱いままで生きていける）

3．極めたい！「福祉の仕事の５つの呼吸」（ふくしの呼吸その１～その５）

（１）ふくしの呼吸その１：「願い」の呼吸
（２）ふくしの呼吸その２：「地域」の呼吸
（３）ふくしの呼吸その３：「学び」の呼吸
（４）ふくしの呼吸その４：「魅力」の呼吸
（５）ふくしの呼吸その５：「創造」の呼吸

（１）ふくしの呼吸その１：「願い」の呼吸

＊私たちの仕事（福祉の仕事）の「願い」とは何か？

＊福祉の仕事とは何を願う仕事なのか？

～「鬼滅の刃」と福祉の仕事～

「鬼滅の刃」は、吾峠呼世晴による漫画。『週刊少年ジャンプ』（集英社）にて 2016 年 11 号から 2020 年 24 号まで連載された。大正時代を舞台に、主人公（竈門炭治郎）が家族を殺した「鬼」と呼ばれる敵と戦いながら、鬼と化した妹（竈門禰豆子）を人間に戻す方法を探す物語。

【①それでも、その人が生きていくことを願い、寄り添い、かかわり続ける仕事】

失っても　失っても　生きていくしかないです　どんなに打ちのめされようと

（by 竈門炭治郎（『鬼滅の刃』第２巻、第 13 話「お前が」より）

【②人にはそれぞれに事情がある。人にはそれぞれに過去がある。同じ人間としての尊厳を忘れない】

鬼は人間だったんだから　俺と同じ人間だったんだから
足をどけてください　醜い化け物なんかじゃない　鬼は虚しい生き物だ　悲しい生き物だ

（by 竈門炭治郎『鬼滅の刃』第５巻、第 43 話「地獄へ」より）

【③つながる、つなげる、つながり続けることから生まれる力への願いと信頼、そして可能性を追求したい】

一人でできることなんてほんのこれっぽっちだよ　だから人は力を合わせて頑張るんだ

（by 竈門炭治郎『鬼滅の刃』第 14 巻、第 117 話「刀鍛冶」より）

【④自らが出会う人々、出会った人々が、社会の一員、地域の一員として、笑顔で幸せに暮らしていけるように願い続ける仕事】

大切な人が笑顔で　天寿を全うするその日まで幸せに暮らせるよう
決してその命が理不尽に脅かされることのないよう願う
例えその時　自分が　生きてその人の傍らにいられなくても　生きていて欲しい　生き抜いて欲しい

（by 産屋敷耀哉（お館様）『鬼滅の刃』第 19 巻、第 168 話「百世不磨」より）

【アクティブ・ラーニング①：考えてみよう、話し合ってみよう！】
あなたは福祉の仕事に、どのような「願い」を持っていますか？
あるいは福祉の仕事を通して、何を「願い」ますか、願いたいですか？

（2）ふくしの呼吸その２：「地域」の呼吸

＊「地域共生社会」とはどのような地域や社会のあり方を言うのか？

＊そして、その実現のために私たちに出来ることは何か？

～「ONE PIECE（ワンピース）」と福祉の仕事～

「ONE PIECE（ワンピース）」は、1997 年から『週刊少年ジャンプ』（集英社）に連載されている尾田栄一郎のよる漫画。海賊となった主人公の少年モンキー・D・ルフィが、「ワンピース（ひとつなぎの大秘宝）」をめざして仲間とともに旅をする冒険物語。

【地域共生社会（共に生きる地域社会）とは、困ったときに、堂々と「助けて」といえる相手や場所、助けてもらえる関係、お互いに助け合える関係がある、そんなつながりが共有された地域や社会】

何もできねエから、助けてもらうんだ!!!
おれは剣術を使えねエんだ　コノヤロー!!!
航海術も持ってねエし!!!　料理も作れねエし!!　　ウソもつけねエ!!
おれは助けてもらわねエと　生きていけねエ自信がある!!!

（by ルフィ『ONE PIECE』第 10 巻、第 90 話「何ができる」より）

～「天気の子」と福祉の仕事～

「天気の子」は 2019 年に公開された新海誠監督によるアニメ映画。離島から家出して、東京にきた少年（帆高）と、祈るだけで天気を「晴れ」にできるという能力をもつ少女（陽菜）が出会い、運命に翻弄されながらも、自らの生き方を「選択」していく物語。

【その人が「もがく」姿を「大丈夫、ちゃんと見ているよ」という私たちでありたい。私たちの存在が、当事者の、利用者の、地域の人々の「大丈夫」であり、私たちが働く事業所や機関、施設の存在が、地域の「大丈夫」でありたい】

すべての人が、そんな自分だけの「世界」をもがきながら生きている。その姿を近くで誰かに見てもらえる心強さや安心感を知っている。「見てくれている」「私のこの小さな世界を知ってくれている」「大丈夫？と気にかけてくれる人がいる」ということがどれほど大きな支えなのかを知っている。そして誰もがかけがえのない大切な人がもがく姿を見た時、「この人の大丈夫に、自分がなりたい」と願っている。（by　RADWIMPS（「天気の子」音楽担当）ボーカル野田洋次郎が、新海誠作の『小説天気の子』（角川文庫 2019 年）に寄せた「解説」より）

【アクティブ・ラーニング②：考えてみよう、話し合ってみよう！】
今のあなたは、そして将来のあなたは、どのような地域で暮らしたいですか？
そのような地域であるために、私たちの福祉の仕事に何ができると思いますか？

（3）ふくしの呼吸その３：「学び」の呼吸

＊私たちの仕事が、良い支援、良い介護、良い保育、良い実践であるために大切なことは何か？

＊福祉の専門職としての私たちを導き、支えるものは何か？

～「スター・ウォーズ」と福祉の仕事～

「スター・ウォーズ」シリーズは、ジョージ・ルーカスの構想を基にルーカスフィルムが製作するスペースオペラ。「遠い昔 はるかかなたの銀河系」を舞台に展開される一大叙事詩。「ジェダイ」とは銀河系の自由と正義の守護者。「フォース」とはジェダイの力の源となるエネルギー。

【①福祉の仕事には「フォース」がある。それは私たち福祉職を守り、私たちを互いに、そして人々と、地域と結びつける。私たちはフォースとともにある、地域の「ジェダイ」である】

フォースのエネルギーはわれらを取り囲み、結びつけておる。
わしらは輝ける存在じゃ。粗末な物質などではない

（by ヨーダ（Yoda：銀河史上最も有名かつ強力なジェダイ・マスター）
『スター・ウォーズ　エピソード５　帝国の逆襲』より）

【②私たち福祉職が地域の「ジェダイ」となるために、福祉の仕事の「フォース」を学び、フォースともにあらねばならない】

きみが、フォースの道を学ぶのだ　きみが、学んでバランスをもたらすのだ
フォースとともにあらんことを

（ジャンニクー・ヤーガ著『スター・ウォーズ　ジェダイの哲学』学研プラス、2017 年、35-38 頁より）

【③福祉の仕事の「フォース」は、いつでも私たちの周りにあり、私たちを支えてくれる。フォースを学び、感じ続けよう】

フォースはわれわれの味方・・・実に強力な味方だ
己の周りのフォースを感じるのだ　ここに、そこに、きみと私の間に、木の周りにも、岩の周りにも、あらゆるところに存在する・・・　忘れないことだ　フォースはきみとともにある　いつでも

（ジャンニクー・ヤーガ著『スター・ウォーズ　ジェダイの哲学』学研プラス、2017 年、278-295 頁より）

【アクティブ・ラーニング③：考えてみよう、話し合ってみよう！】
あなたにとって、福祉の仕事の「フォース」（大切にしたいこと、忘れたくないこと、あなたの日々の仕事を導き、支えてくれるエネルギー）は何ですか？

（4）ふくしの呼吸：その４（「魅力」の呼吸）

＊福祉の仕事の魅力や面白さ、そして可能性は無限大！

「君はなぜ福祉の仕事に就くのか（なぜ福祉の仕事を続けるのか）？」～社会福祉職（ソーシャルワークやケアワークの仕事）へ就職した卒業生の言葉から～

＊自分を覆う「鎧」がいらない。自分を素直に出せる、人間らしく働ける仕事
＊１日の中で「笑うこと」が多い、明るくて健康的な仕事
＊一人の利用者のことを、私だけでなく職員みんなで考え、心配し、喜べる仕事
＊これだけ、人の歴史や人生のドラマに触れることができる仕事は他にはない
＊毎日「予想外のこと」が起こるので、「ドキドキ」「ワクワク」する仕事
＊「自分が必要とされている」「大切にされている」から、ここでがんばろうと思う
＊周りの職員が素敵な人ばかりで、このメンバーと一緒に仕事ができることが嬉しい
＊つらいこともあるけど、「あーやっぱ俺、この仕事好きかも！」って思える瞬間がある
＊大学の先生たちと卒業後も会える。いつでも相談できる人がいる、場所があるのは心強い
＊実習とかで後輩たちが来てくれるのがとても嬉しいし、仕事の魅力を伝えたいと思う
＊仕事についてから福祉の勉強がより面白くなった。理論と実践がつながるのが面白い

＊行事やイベントを企画して実行して、成功してみんなが喜んでくれたときの達成感がハンパない
＊「人は人との関係のなかで変わることができる」って言葉を学んだけど、本当にそう思うし、そんな場面に触れることができるのがすごい
＊「今ここ」が肯定されるかかわりを重ねることで、その子（人）が、過去を引き受け、前を向くことができるように、過去から未来への「生の時間軸」で展開する凄い仕事

【アクティブ・ラーニング④：考えてみよう、話し合ってみよう！】
数ある仕事のなかで、あなたはなぜ福祉職に就いたのですか？　福祉の仕事をしたいと思ったのはいつ頃でしたか？　そのきっかけになったのは、どのような出来事や経験でしたか？

（5）ふくしの呼吸：その5（「創造」の呼吸）
＊福祉の仕事には、あらかじめ用意された「答え」や「トリセツ」はない。
＊当事者、利用者、そして地域との関係の中で営まれる「創造的」な仕事である
～「ハルノヒ」と福祉の仕事～

「ハルノヒ」は、シンガーソングライターあいみょんが作詞・作曲した楽曲。アニメ映画『クレヨンしんちゃん新婚旅行ハリケーン～失われたひろし～』(2019年4月公開）の主題歌。主人公野原しんのすけの両親であるひろしとみさえをテーマに、歌詞はひろしの視点から書かれている。

【福祉の仕事は、子ども、当事者、利用者、家族、地域の人々とともに、その出会いやつながりのなかで、たくさんの「大切」を見つけて、そして新しい「大切」を創造していくこと】

どんな未来が　こちらを覗いているかな
君の強さと僕の弱さをわけ合えば　どんな凄いことが起きるかな　ほら　もうこんなに幸せ
いつかはひとり　いつかはふたり　いや　もっと　もっと　大切を増やしていこう
ハルノヒ（2019年4月）　歌、作詞、作曲　あいみょん

＊支援とは「支援する側」から「支援される側」への一方的な営みではない
＊支援者とは強い人のことでは決してないし、強くなくていい。強くない方が良いときもある
＊そして当事者や利用者がいつも弱いとは限らないし、弱くてもいい
＊一人一人が強いかや弱いかよりも、つながりやかかわりのなかで、それらを「どう分け合えるか」の方が大切
＊強くても弱くても、そのこと以上に、私たちが「どうつながるか、つながれるか」「かかわり、寄り添い続けられるか」ということを大切にしたい
＊そして、「分け合う」ことができれば、「凄いこと！？」が起きる
＊たくさんの「大切」を見つけて、新しい「大切」を創造していける

～「ONE PIECE（ワンピース）」と福祉の仕事（その2）～

「マリンフォード頂上戦争」において、兄エースを失い、自暴自棄になったルフィに対するジンベイの問いかけとルフィの答え（第590話〝弟よ〟〔コミック第60巻〕）

【悩むとき、壁にぶつかったとき、先が見えないとき、自信を失ったとき、失敗したとき、落ち込んだとき、へこんだときに思い出してほしいこと・・・あなたには「仲間」がいること、あなたは１人ではないこと】

ジンベイ「失った物ばかり数えるな!!!　無いものは無い!!!　確認せい!!
お前にまだ残っておるものは何じゃ!!!」
ルフィ「仲間がいるよ!!!!」　（『ONE PIECE』第60巻、第590話「弟よ」より）

【アクティブ・ラーニング⑤：考えてみよう、話し合ってみよう！】
福祉の仕事で、あなたは何を実現したいですか。できたらいいな、と思うことは何ですか？
どんな「未来（福祉の未来、仕事の未来、地域や社会の未来）」を描きたいですか。

4．さいごに　～この時代における「ふくし」という「希望」～
＊「ふくし」があること、福祉の仕事があること、福祉職である私たちがいることは、地域の「希望」！

☆誰かのために、地域のために、本気（マジ）になる
☆人と社会、そして地域に、本気に、まっすぐに
☆「ふくし」で、（もう一度）前を向く!!!　（by　Kuga）

【MEMO】

こふく研アンケート項目

あなたの年齢（年代）を選んでください。
10 代
20 代
30 代
40 代
50 代
60 代
70 代以上

現任者・学生の別
経験年数 1～3 年程度の福祉の現場で働く現任者
経験年数 3 年以上の福祉の現場で働く現任者
社会福祉法人等の経営者
大学生・学生
大学院生
養成校教職員
その他（ボランティア、関心のある方）

あなたの職種（最も近いもの）を１つ選んでください。
介護系（介護職）
保育系（保育士）
相談系（相談支援員、ソーシャルワーカーなど）
保健医療系（看護職）
運営管理系（事務所・施設長・管理者など）
学生
養成校教職員
無職
その他

勤務先・所属先の都道府県
北海道
青森県
岩手県
宮城県
秋田県
山形県
福島県
茨城県
栃木県
群馬県
埼玉県
千葉県
東京都
神奈川県
新潟県
富山県
石川県
福井県
山梨県
長野県
岐阜県
静岡県
愛知県
三重県
滋賀県
京都府
大阪府
兵庫県
奈良県
和歌山県
鳥取県
島根県
岡山県
広島県
山口県
徳島県
香川県
愛媛県
高知県
福岡県
佐賀県
長崎県
熊本県
大分県
宮崎県
鹿児島県
沖縄県
海外

あなたの勤務先の分野を選んでください。（学生の場合は決まっている進路、または希望の分野）
高齢者福祉関係
障害者福祉関係
児童・母子福祉関係
生活保護関係
地域福祉関係
医療関係（精神科以外）
行政相談所関係
精神保健福祉関係（精神科医療機関を含む）
教育関係
その他

あなたの勤務先の運営主体を１つ選んでください。
社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）
医療法人（病院等）
国・地方公共団体
特定非営利活動法人（NPO 法人）
社会福祉協議会
社団法人（公益・一般）
財団法人（公益・一般）
独立行政法人
福祉に関係する一般企業
一般企業
学校法人
無職
学生等で進路を検討中
その他

お持ちの資格を教えてください。
社会福祉士
精神保健福祉士
介護福祉士
保育士
社会福祉主事
介護支援専門員
看護師
保健師
公認心理師
臨床心理士
ここで挙げられている資格は保有していない

こふく研の視聴のきっかけ、目的等について

こふく研の視聴のきっかけについて、最も当てはまるものを１つ教えてください。

広報物等を目にして自発的に参加（視聴）した
職場での勧め
職能団体の勧め
経営者団体の勧め
養成校教職員からの勧め
その他

その他：視聴のきっかけをについて、具体的に教えてください　＊自由記述

目にした広報物を教えてください　＊複数回答

チラシ（A4）
ポスター（A3）
ソ教連のホームページ
ソ教連のメールマガジン
Facebook の投稿
Twitter の投稿
関係団体のホームページ
関係団体のメールマガジン

こふく研の視聴の目的・動機について、当てはまるものを教えてください。　＊複数回答

「こふく研」のチラシ裏面をみて参加したいと思った
「こふく研」の PV をみて参加したいと思った
地域支援を学びたかったから
面白そうだったから
福祉人材としてのモチベーションを高めたかったから
オンラインの研修だったから
職場・学校での指示だったから
その他

その他：こふく研の視聴の目的・動機について、具体的に教えてください　＊自由記述

コミュニティにねざした福祉支援（地域に対する取り組み）について、現状を教えてください

		回答				
		十分実施できている	まあ実施できている	少し実施できている	全く実施できていない	学生等で該当しない
①	自分自身はコミュニティにねざした福祉支援ができている	1	2	3	4	5
②	勤務先はコミュニティにねざした福祉支援ができている	1	2	3	4	5
③	自分自身はコミュニティにねざした福祉支援の学習を行っている	1	2	3	4	5
④	勤務先は、職員に対してコミュニティにねざした福祉支援の学習機会を設けている	1	2	3	4	5

今後、コミュニティにねざした福祉支援（地域に対する取り組み）をしていく上で、必要なことを教えてください

		回答				
		とても必要	必要	少し必要	必要ない	学生等で該当しない
①	自分自身の自己研鑽	1	2	3	4	5
②	勤務先の地域支援に対する理解	1	2	3	4	5
③	勤務先による研修受講の推奨	1	2	3	4	5
④	勤務先以外で開催している研修受講	1	2	3	4	5
⑤	勤務先がある地域の行政機関の地域支援の充実	1	2	3	4	5
⑥	勤務先での職員同士の連携	1	2	3	4	5
⑦	勤務先以外の福祉人材の連携	1	2	3	4	5
⑧	地域の多様なステークホルダーとの連携	1	2	3	4	5

【「こふく研」の内容について】

こふく研の全体を視聴して感じたことで、それぞれ最もあてはまるもの１つに○をしてください。

		回答				
		とてもそう思う	そう思う	あまりそう思う	全く思わない	学生等で該当しない
①	自分の今の勤務先でもっと仕事を続けて行こうと思った	1	2	3	4	5
②	自分の今の勤務先がある地域で色々な活動をしたいと思った	1	2	3	4	5
③	自分の今の勤務先がある地域で色々な活動をしたいと思った	1	2	3	4	5
④	実験的な取り組みで、視聴してワクワクした	1	2	3	4	5
⑤	視聴して自分のストーリー（福祉職や福祉を学ぶことを選んだ理由）を振り返った	1	2	3	4	5
⑥	自分の気づかなかった視点や考え方に気づくことができた	1	2	3	4	5
⑦	特定の分野に偏らず、分野・横断的な内容だった	1	2	3	4	5
⑧	他の福祉の専門職と繋がりたい	1	2	3	4	5
⑨	地域の福祉以外の別職種・別業種の人とも知り合いたい、出会いたい、話を聞きたい	1	2	3	4	5
⑩	地域で福祉人材を養成する学校や教員とも知り合いたい、出会いたい、話を聞きたい	1	2	3	4	5
⑪	今後、福祉人材を養成する教育（実習）に関わりたい	1	2	3	4	5
⑫	上司（先生など）に視聴を勧めたい	1	2	3	4	5
⑬	同僚・友人に視聴を勧めたい	1	2	3	4	5
⑭	部下・後輩に視聴を勧めたい	1	2	3	4	5
⑮	地域で働く他の福祉人材に勧めたい	1	2	3	4	5
⑯	こふく研に限らず、様々な研修に参加してみたい	1	2	3	4	5
⑰	自分の勤務先の地域で、このような研修（参集・オンラインに限らず）を実施してみたい・参加してみたい	1	2	3	4	5

こふく研「講義」を視聴して感じたことで、それぞれ最もあてはまるもの１つに○をしてください。

		回答				
		とてもそう思う	そう思う	あまりそう思う	全く思わない	学生等で該当しない
①	福祉の仕事の魅力を再発見できた	1	2	3	4	5
②	福祉の仕事をしていくなかで、自分の「願い」を考えることができた	1	2	3	4	5
③	福祉人材として、勤務先・所属先がある地域で、何ができるのか、または何がやりたいかを考えることができた	1	2	3	4	5
④	福祉の仕事を選んだ理由を再確認できた	1	2	3	4	5
⑤	福祉の仕事をもっと続けていきたいと思った	1	2	3	4	5
⑥	漫画や小説など身近な題材で展開され、親しみやすかった	1	2	3	4	5
⑦	様々な題材に福祉の支援の視点、ソーシャルワークの視点があると学んだ	1	2	3	4	5

こふく研「対談」「スタジオトーク」を視聴して感じたことで、それぞれ最もあてはまるもの１つに〇をしてください。

		回答				
		とてもそう思う	そう思う	あまりそう思う	全く思わない	学生等で該当しない
①	登壇した現場の職員の話に共感した	1	2	3	4	5
②	登壇した現場の職員の話に発見や示唆があった	1	2	3	4	5
③	登壇した教員の話に共感した	1	2	3	4	5
④	登壇した教員の話に発見や示唆があった	1	2	3	4	5
⑤	福祉の仕事をしていく魅力を再確認できた	1	2	3	4	5
⑥	福祉の仕事をしていく上での連携の大切さを理解できた	1	2	3	4	5
⑦	災害時の備えや取り組みの必要性を理解できた	1	2	3	4	5

こふく研の研修内容の全体の感想をお書きください。＊自由記述

今後受講したい・やって欲しい研修企画・内容があれば、お書きください。＊自由記述

【こふく研の構成など（研修内容以外）について】

こふく研の構成等について、それぞれ最もあてはまるもの１つに〇をしてください。

		回答				
		とてもよい	よい	ふつう	悪い	とても悪い
①	構成（講義・対談・スタジオトーク）について、当てはまるものを１つ教えてください。	1	2	3	4	5
②	使用された音楽（BGMや効果音）について、当てはまるものを１つ教えてください。	1	2	3	4	5
③	使用された映像（アイキャッチや背景）について、当てはまるものを１つ教えてください。	1	2	3	4	5
④	時間（映像の長さ）について、当てはまるものを１つ教えてください。	1	2	3	4	5
⑤	方法（インターネットによる配信）について、当てはまるものを１つ教えてください。	1	2	3	4	5
⑥	広報媒体や申込フォーム（デザインや見栄え）について、当てはまるものを１つ教えてください。	1	2	3	4	5

こふく研の構成等の感想をお書きください。＊自由記述

今後、インターネット配信等を活用したオンデマンド研修・オンライン研修の受講・活用について、当てはまるものを１つ教えてください。

- とても受講・活用したい
- 受講・活用したい
- どちらともいえない
- あまり受講・活用したくない
- 受講・活用したくない

【実習に関する質問】

あなたは学校（養成校）で福祉に関する実習を行いましたか？
実習に行った
学生で実習中である
学生でこれから実習に行く
行っていない

A「実習に行った・学生で実習中である」方にお伺いします。実習が進路選択・就職予定先・就職活動先・現在勤務先の選択にあたり、与えた影響について、当てはまるもの1つ選んでください。
肯定的な影響を受けた
どちらかというと肯定的な影響を受けた
どちらかというと否定的な影響を受けた
否定的な影響を受けた
特に影響を受けなかった

上記 A で「特に影響を受けなかった」以外を選択した方にお伺いします。誰または何から影響を受けたかについて当てはまるものを選んでください。（複数回答可）
実習を行った施設・機関に影響を受けた
実習先の実習指導者に影響を受けた
実習先の職員（実習指導者以外）に影響を受けた
実習教育を担当する教員の影響を受けた
実習先の利用者等に影響を受けた
実習先が立地する地域に影響を受けた

上記 A で「肯定的な影響を受けた」・「 どちらかというと肯定的な影響を受けた」を選択した方にお伺いします。就職予定先・就職活動先（就労されている方は現在勤務先）の選択に関して、当てはまるもの1つ選んでください。
実習を行った施設・機関に就職したいと考えている
実習を行った施設・機関に就職した（内定含む）
実習に行った施設・機関に影響は受けたが、その施設・機関に就職したいとは思わない
その他

あなたが学校（養成校）で実習を行った分野をすべて選んでください。（複数回答可）
高齢者福祉関係
障害者福祉関係
児童・母子福祉関係
生活保護関係
地域福祉関係
医療関係（精神科以外）
行政相談所関係
精神保健福祉関係（精神科医療機関を含む）
教育関係
その他

【学校（養成校）、進路選択に関する質問】

あなたが社会福祉分野の学校（養成校）で学ぶことを目指した（意識した）年代を１つ選んでください。
小学生以下
中学生
高校生
大学生
社会人
その他（非該当）

あなたが社会福祉分野の学校（養成校）で学ぶことを目指した理由を選んでください。（複数回答可）
人の役に立ちたいから
人と関わるのが好きだから
社会で重要な仕事だと思ったから
自分や身近な人が福祉の支援を受けたことがあるから
親族・友人等が福祉の仕事をしているから
安定している分野だと思ったから
親族に勧められたから
学校の先生に勧められたから
先輩に勧められたから・誘われたから
国家資格を取得したいから
福祉に関する作品（小説・映画等）に影響を受けたから
その他（非該当含む）

あなたが社会福祉分野への就労を目指した（意識した）年代を１つ選んでください。
小学生以下
中学生
高校生
大学生
社会人
その他（非該当含む）

あなたが社会福祉分野での就労を目指した理由を選んでください。（複数回答可）
人の役に立ちたいから
人と関わるのが好きだから
社会で重要な仕事だと思ったから
自分や身近な人が福祉の支援を受けたことがあるから
親族・友人等が福祉の仕事をしているから
安定している分野だと思ったから
親族に勧められたから
学校の先生に勧められたから
先輩に勧められたから・誘われたから
国家資格を取得したいから
福祉に関する作品（小説・映画等）に影響を受けたから

その他（非該当含む）

あなたが社会福祉分野への就労や学校（養成校）を目指した際、周囲に否定的な反応を示した方はいましたか。当てはまる人を選んでください。（複数回答可）
親族が否定的だった
高校の先生が否定的だった
友人・知人が否定的だった
実習先の職員が否定的だった
特に否定的な反応を示した人はいなかった

あなたが勤務先（進路予定先）を選ぶ上で重視することについて、当てはまるもの５つまで選んでください。
仕事のやりがいがある
給料・賃金が高い
労働時間や休日の取得が希望に沿う
職場の環境（建物・立地等）が良い
自宅から通勤が可能
就職後のキャリアアップが用意されている
職場の人間関係が良好
雇用が安定している
実施事業や業務内容が魅力的である
地域に密着した活動を行っている
社会的に評価されている

あなたは現在の勤務先で、転職・離職を経験したことはありますか？当てはまるものを１つ選んでください。
転職・離職を検討したことはない
転職・離職を検討したことがある
転職・離職を現在検討している
転職・離職したばかりだ
非該当（学生等）

上記で「転職・離職を検討したことがある」～「転職・離職したばかりだ」を回答した方にお伺いします。転職・離職を考えた、した理由を教えてください。
仕事のやりがいがない
給料・賃金が低い
労働時間や休日の取得が希望に沿わない
評価・人事制度に不満がある
キャリアアップができない
職場の人間関係が不良
勤務先の将来性が不安
他にやりたい仕事ができた
体調を崩した
その他

リフレクションシート項目

〈講義について〉

①あなたは福祉の仕事に、どのような「願い」を持っていますか？あるいは福祉の仕事を通じて、何を「願い」ますか、願いたいですか？

②今のあなたは、そして将来のあなたは、どのような地域で暮らしたいですか？そのような地域であるために、私たち福祉の仕事に何ができると思いますか？

③あなたにとって、福祉の仕事の「フォース」（大切にしたいこと、忘れたくないこと、あなたの日々や仕事を導き、支えてくれるエネルギー）は何ですか？

④数ある仕事のなかで、あなたはなぜ福祉職に就いたのですか？福祉の仕事をしたいと思ったのはいつ頃でしたか？そのきっかけになったのは、どのような出来事や経験でしたか？

⑤福祉の仕事で、あなたは何を実現したいですか。できたらいいな、と思うことは何ですか？どんな「未来（福祉の未来、仕事の未来、地域や社会の未来）」を描きたいですか。

〈こふく研全体を通じて〉

①こふく研を受講して、気づいたこと・理解したことを振り返りましょう

②あなたが印象に残ったのは、誰の、どんな言葉でしょうか？それはなぜですか？

③わたしの言葉であらわす「コミュニティにねざした福祉人材」は、こんな福祉人材です・・・自分のことばで書いてみましょう

④あなたの「コミュニティにねざした福祉人材度」　ビフォー（受講前）★

0
1
2
3
4
5

数値で記入してください

0　ねざしている　～　5　ねざしていない

⑤あなたの「コミュニティにねざした福祉人材度」　アフター（受講後）★

0

1

2

3

4

5

数値で記入してください

0　ねざしている　～　5　ねざしていない

⑥こふく研を受けて最も変化したことはなんだったでしょうか？

⑦こふく研を受けて、これからチャレンジしたいことを書いてみましょう

〈備考〉

★は、数字を選択する項目。それ以外は自由記述

２０２１ 年 １ 月

社会福祉士・精神保健福祉士養成校
学 校 長　　様

一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会長　白澤 政和

厚生労働省　令和二年度社会福祉推進事業
「新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業」の
調査回答の協力について（ご依頼）

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本連盟では、厚生労働省社会福祉推進事業による補助金を受け、『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業』に取り組んでいます。

先般、社会福祉士及び精神保健福祉士養成カリキュラムの見直しが行われ、両資格とも令和三年度より新たなカリキュラムによる養成が実施されます。この見直しを受け本連盟では、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士の期待が高まる今日的状況を踏まえ、国民の福祉に関するニーズに適切に対応し支援を行うことができるソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士を養成する観点から、養成カリキュラム見直しの背景、新カリキュラムの構造、教育内容、教育方法等について教員、実習指導者や事業所等が共有すべき内容と研修の検討及び試行等に関する調査研究事業を実施しております。事業の一環として、全国の社会福祉士・精神保健福祉士養成校を対象に、新カリキュラムへの対応のご状況や ICT の活用等に関する調査を実施します。この成果は、報告書にまとめて公開し、今後の各種研修・講習会や教材の開発、教育の在り方を検討するための研究に活用いたします。

つきましては、調査の趣旨をご理解いただき、本調査票にご記入の上 **2021 年 1 月 31 日（日）（消印有効）まで** に同封の返信用封筒にてご返送いただきますようお願い申し上げます。なお、**調査票へのご記入は、養成課程(社会福祉士・精神保健福祉士)の責任者の方にお願い**いたします。

また、実習担当教員を対象とした調査実施のご案内も同封しております。実習を担当されている教員の方へお渡し頂き、回答のご協力をお呼びかけいただきますようお願い申し上げます。

ご多忙のところ恐縮ではございますが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。　　謹白

■ 本調査における倫理的配慮と個人情報に関する取り扱い

本調査で収集したすべての情報は、本連盟が厳重に管理を行い、本調査事業のデータとしてのみ使用します。調査の報告書等結果の公表において養成校名・個人名を特定することは一切ありません。また、利用目的を超えた使用はいたしません。

本調査への協力は任意であり、対象者の自由な意思が尊重されます。本調査の趣旨をご一読いただき、同意が得られる場合のみご返送くださいますようお願い申し上げます。本調査票の返送をもって調査協力への同意をいただいたものといたします。なお、同意されない場合には提出の必要はなく、いかなる不利益を受けることがないことを保障いたします。

■ 本事業の協力団体　（順不同）

全国社会福祉法人経営者協議会・全国社会福祉協議会
日本社会福祉士会・日本医療社会福祉協会・日本精神保健福祉士協会

■ 本調査の内容・倫理・配布・回収に関するお問い合わせ先

一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟　事務局（担当：早坂）
〒108-0075　東京都港区港南 4-7-8　都漁連水産会館 5 階
TEL：03-5495-7242　FAX：03-5495-7219　E-mail：2020suishin @jaswe.jp

令和2年度 厚生労働省 社会福祉推進事業
「新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業」

養成校調査

2021 年 1 月
一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

＜ 本調査の目的 ＞

先般、社会福祉士及び精神保健福祉士養成カリキュラムの見直しが行われ、両資格とも令和三年度より新たなカリキュラムによる養成が実施されます。この見直しを受け本連盟では、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士の期待が高まる今日的状況を踏まえ、国民の福祉に関するニーズに適切に対応し支援を行うことができるソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士を養成する観点から、養成カリキュラム見直しの背景、新カリキュラムの構造、教育内容、教育方法等について教員、実習指導者や事業所等が共有すべき内容と研修の検討及び試行等に関する調査研究事業を実施しております。事業の一環として、全国の社会福祉士・精神保健福祉士養成校を対象に、新カリキュラムへの対応のご状況や ICT の活用等に関する調査を実施します。この成果は報告書にまとめ、今後の各種研修・講習会や教材の開発に活用いたします。

＜ ご記入にあたって ＞

・回答は、課程の責任者の方にお願いいたします。
・回答は、課程ごとにお答えください。
※社会と精神の両方の課程をもっている学科等については、**課程ごとに別の調査票**に記入してください。調査票の数が不足していましたら下記までお申し付けください。余る場合はお手数ですが廃棄してください。
・回答は、該当する番号に〇をつけて下さい。なお、一部必要事項を数字、文字でご記入していただく場合がありますが、その場合には、所定の位置に記入して下さい。
・ご記入は、黒または青のボールペン・サインペンでお願いします。
・本調査票への回答をもって、ご協力について同意いただいたものとさせていただきます。
・ご回答いただきました調査票は、**2021年1月31日（日）まで**に**同封の返信用封筒にて切手を貼らずに、**郵便ポストへ投函して下さい。
・調査票について、ご不明の点がございましたら下記までお問い合せください
・調査へのご協力は任意です。協力しない場合にも一切不利益を受けることはありません。

〈お問い合わせ先〉
一般社団法人　日本ソーシャルワーク教育学校連盟
TEL：03-5495-7242　FAX：03-5495-7219
Eメール：2020suishin@jaswe.jp　担当：早坂、杉本

Ⅰ　養成校・養成課程の種別など

該当する番号に○をつけてください。

問1.　所在する都道府県

1	北海道	9	栃木県	17	石川県	25	滋賀県	33	岡山県	41	佐賀県
2	青森県	10	群馬県	18	福井県	26	京都府	34	広島県	42	長崎県
3	岩手県	11	埼玉県	19	山梨県	27	大阪府	35	山口県	43	熊本県
4	宮城県	12	千葉県	20	長野県	28	兵庫県	36	徳島県	44	大分県
5	秋田県	13	東京都	21	岐阜県	29	奈良県	37	香川県	45	宮崎県
6	山形県	14	神奈川県	22	静岡県	30	和歌山県	38	愛媛県	46	鹿児島県
7	福島県	15	新潟県	23	愛知県	31	鳥取県	39	高知県	47	沖縄県
8	茨城県	16	富山県	24	三重県	32	島根県	40	福岡県		

問2.　養成種別

1. 四年制大学　2. 短期大学　3. 一般養成施設　4. 短期養成施設　5. その他（　　）

問3.　養成課程

1. 社会福祉士養成課程　2. 精神保健福祉士養成課程　3. その他（　　）

問4.　通信／通学の別

1. 通学　2. 通信

Ⅱ. 厚生労働省から示された新しい社会福祉士・精神保健福祉士のカリキュラムへの対応における貴課程での取り組みについて、次の質問にお答えください。

問5.　新しいカリキュラムへの対応に向けて、どのようなメンバーでカリキュラムの見直し作業を行いましたか。次の中から、あてはまるものを**すべて選び**、番号に○をつけてください。

1. 学部、学科、専攻等（課程を運営する組織単位）に所属する全教員で見直し作業をした。
2. 学部、学科、専攻等（課程を運営する組織単位）に所属する教員の中から、新カリキュラム対応検討委員会等を組織して見直し作業をした。
3. 社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程の指定科目担当者全員（専任教員）で見直し作業をした。
4. 社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程において実習・演習の運営を担当している教員（専任教員）で検討した。
5. 社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程を担当する教員の中から指名された教員が、一人で見直し作業をした。
6. 一人で課程を運営しているため、一人が見直し作業を担当した。
7. 実習指導室等の実習事務を担当する職員が主に見直し作業をした。
8. 事務局の職員が主に見直し作業を行った。

問6.　新しいカリキュラムへの対応に向けて、どの範囲のカリキュラムの見直しを行いましたか。次の中から最もあてはまるものを**一つだけ**選び、番号に○をつけてください。

1. 学部、学科、専攻などのカリキュラム（社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格にかかる指定科目及びその他の独自の科目、ゼミなど）を全面的に見直した。
2. 社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格にかかる指定科目のみを全体的に見直した。
3. 社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格にかかる指定科目のうち、現行カリキュラムから変更になった科目のみ、学年配当等を見直した。
4. 現行カリキュラムを、学年配当等をほとんど変更しないように、科目名とシラバスのみを見直した。

問7.　新しいカリキュラムへの対応にあたり、他の養成校・課程（学内の別の課程を含まない）と情報交換をしましたか。次の中からあてはまるものを**すべて選び**、番号に○をつけてください。

1. 他の養成校・課程に情報提供を依頼した。
2. 他の養成校・課程から情報提供を依頼された。
3. 他の養成校・課程とのやり取りはなかった。

問8.　新カリキュラムにおける次の科目について、貴課程での**配当年次・学年に○を**つけてください。

※短期大学・養成施設等で課程そのものに4年次までの設置がない場合も、**入学から何年目**に履修するカリキュラムになっているかをお答えください。

科目	1年目	2年目	3年目	4年目
医学概論	1	2	3	4
心理学と心理的支援	1	2	3	4
社会学と社会システム	1	2	3	4
社会福祉の原理と政策	1	2	3	4
社会福祉調査の基礎	1	2	3	4
ソーシャルワークの基盤と専門職	1	2	3	4
ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)（社会）	1	2	3	4
ソーシャルワークの理論と方法	1	2	3	4
ソーシャルワークの理論と方法(専門)（社会）	1	2	3	4
地域福祉と包括的支援体制	1	2	3	4
福祉サービスの組織と経営	1	2	3	4
社会保障	1	2	3	4
高齢者福祉	1	2	3	4
障害者福祉	1	2	3	4
児童・家庭福祉	1	2	3	4
貧困に対する支援	1	2	3	4
保健医療と福祉	1	2	3	4
権利擁護を支える法制度	1	2	3	4
刑事司法と福祉	1	2	3	4
精神医学と精神医療	1	2	3	4
現代の精神保健の課題と支援	1	2	3	4
精神保健福祉の原理・	1	2	3	4
ソーシャルワークの理論と方法（専門）（精神）	1	2	3	4
精神障害リハビリテーション論	1	2	3	4
精神保健福祉制度論	1	2	3	4

問9. 「問8」で回答した科目の学年配当は、「**講義で修得した知識を実習・演習等で統合**」することを意識したものになっていると思いますか。次の中から最もあてはまるものを**一つだけ**選び、番号に○をつけてください。

1. かなり意識したものになっている。
2. 少しは意識したものになっている。
3. あまり意識したものになっていない。
4. まったく意識したものになっていない。

問10. 「問8」で回答した科目の学年配当は、「**実習等の体験を講義・演習等で再統合し、総合的な能力を修得**」することを意識したものになっていると思いますか。次の中から最もあてはまるものを**一つだけ**選び、番号に○をつけてください。

1. かなり意識したものになっている。
2. 少しは意識したものになっている。
3. あまり意識したものになっていない。
4. まったく意識したものになっていない。

問11. 国の政策理念である地域共生社会の実現に貢献する人材の育成が期待されていますが、新カリキュラムにどのように反映しましたか。以下の欄に**自由に**記入してください。

Ⅲ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う、講義科目、演習科目におけるICTの活用状況等について

問12. **課程全体**におけるICT（情報通信技術）、とくにビデオミーティングツールの活用状況と教育効果についてお答えください。

※「活用状況」は、あてはまるものを**すべて選び**、それぞれの数字に○をつけてください。「教育効果」は、現段階であてはまるものを**一つ選び**、数字に○をつけてください。

※「活用状況」について、今年度**一度でも**実施した場合は「今年度すでに実施している」に○をつけてください。

	活用状況（複数回答）			教育効果（単一回答）			
	実施可能	今年度すでに実施している	認められれば実施する予定	対面より著しく効果が劣る	対面実施より効果が劣るが許容範囲内である	対面実施と同等程度の効果がある	対面以上の効果がある
問12-1. BYOD（学生が全員、自分の PC を授業に持参する）に取り組む。	1	2	3	1	2	3	4
問12-2. 日頃から、ビデオミーティングツールを、課程を運営する教員間でのコミュニケーションに活用する。	1	2	3	1	2	3	4
問12-3. 日頃から、ビデオミーティングツールを、学生と連絡を取り合うツールとして、活用する。	1	2	3	1	2	3	4
問12-4. ネット上に、学生と教員が学びあえるコミュニティを構築する。	1	2	3	1	2	3	4
問12-5. ネット上に、学生同士が学びあえるコミュニティを構築する。	1	2	3	1	2	3	4

問13．　**講義科目のうち、「相談援助の基盤と専門職」「精神保健福祉相談援助の基盤」（ソーシャルワークの基盤と専門職）におけるICT（情報通信技術）、特にビデオミーティングツールの活用状況と教育効果についてお答えください。**

※「活用状況」は、あてはまるものを**すべて選び**、それぞれの数字に○をつけてください。「教育効果」は、現段階であてはまるものを**一つ選び**、数字に○をつけてください。

※「活用状況」について、今年度**一度でも**実施した場合は「今年度すでに実施している」に○をつけてください。

	活用状況（複数回答）			教育効果（単一回答）			
	実施可能	今年度すでに実施している	認められれば実施する予定	対面より著しく効果が劣る	対面実施より効果が劣るが許容範囲内である	対面実施と同等程度の効果がある	対面以上の効果がある
問13-1．講義科目を、対面と同時双方向型のビデオミーティングツールを活用したオンライン授業を組み合わせて実施し、履修者が自由な場所で授業を受けられる仕組みを作る。	1	2	3	1	2	3	4
問13-2．講義科目をオンデマンド型の授業によって実施し、履修者が自由な時間と場所で授業を受けられる仕組みを作る。	1	2	3	1	2	3	4
問13-3．繰り返し活用可能な映像教材を独自に作成し、授業に活用する。	1	2	3	1	2	3	4
問13-4．オンデマンド型の教材を他の大学や専門学校等と共有し、授業に活用する。	1	2	3	1	2	3	4
問13-5．海外のソーシャルワーク実践を学ぶためビデオミーティングツールを活用するなどの工夫をする。	1	2	3	1	2	3	4
問13-6．災害時の教育の運営・実施体制の構築に活用する。	1	2	3	1	2	3	4
問13-7．講義科目等での資料のペーパーレス化に活用する。	1	2	3	1	2	3	4
問13-8．その他の活用	※自由記述						
問13-9．　活用を考えていない	「活用を考えていない」にあてはまる場合は数字に○をつけ、理由を記入してください。						
	1	※自由記述					

問14．　**講義科目のうち、「相談援助の理論と方法」「精神保健福祉の理論と相談援助の展開」（ソーシャルワークの理論と方法）におけるICT（情報通信技術）、とくにビデオミーティングツールの活用状況と教育効果についてお答えください。**

※「活用状況」は、あてはまるものを**すべて選び**、それぞれの数字に○をつけてください。「教育効果」は、現段階であてはまるものを**一つ選び**、数字に○をつけてください。

※「活用状況」について、今年度**一度でも**実施した場合は「今年度すでに実施している」に○をつけてください。

	活用状況（複数回答）			教育効果（単一回答）			
	実施可能	今年度すでに実施している	認められれば実施する予定	対面より著しく効果が劣る	対面実施より効果が劣るが許容範囲内である	対面実施と同等程度の効果がある	対面以上の効果がある
問14-1．講義科目を、対面と同時双方向型のビデオミーティングツールを活用したオンライン授業を組み合わせて実施し、履修者が自由な場所で授業を受けられる仕組みを作る。	1	2	3	1	2	3	4
問14-2．講義科目をオンデマンド型の授業によって実施し、履修者が自由な時間と場所で授業を受けられる仕組みを作る。	1	2	3	1	2	3	4
問14-3．繰り返し活用可能な映像教材を独自に作成し、授業に活用する。	1	2	3	1	2	3	4

問14-4. オンデマンド型の教材を他の大学や専門学校等と共有し、授業に活用する。	1	2	3	1	2	3	4
問14-5. 海外のソーシャルワーク実践を学ぶためビデオミーティングツールを活用するなどの工夫をする。	1	2	3	1	2	3	4
問14-6. 災害時の教育の運営・実施体制の構築に活用する。	1	2	3	1	2	3	4
問14-7. 講義科目等での資料のペーパーレス化に活用する。	1	2	3	1	2	3	4
問14-8. その他の活用	※自由記述						
問14-9. 活用を考えていない	「活用を考えていない」にあてはまる場合は数字に○をつけ、理由を記入してください。						
	1	※自由記述					

問15. **講義科目のうち、「地域福祉の理論と方法」（地域福祉と包括的支援体制）におけるICT（情報通信技術）、特にビデオミーティングツールの活用状況と教育効果についてお答えください。**

※「活用状況」は、あてはまるものを**すべて選び**、それぞれの数字に○をつけてください。「教育効果」は、現段階であてはまるものを**一つ選び**、数字に○をつけてください。

※「活用状況」について、今年度**一度でも**実施した場合は「今年度すでに実施している」に○をつけてください。

	活用状況（複数回答）			教育効果（単一回答）			
	実施可能	今年度すでに実施している	認められれば実施する予定	対面より著しく効果が劣る	対面実施より効果が劣るが許容範囲内である	対面実施と同等程度の効果がある	対面以上の効果がある
問15-1. 講義科目を、対面と同時双方向型のビデオミーティングツールを活用したオンライン授業を組み合わせて実施し、履修者が自由な場所で授業を受けられる仕組みを作る。	1	2	3	1	2	3	4
問15-2. 講義科目をオンデマンド型の授業によって実施し、履修者が自由な時間と場所で授業を受けられる仕組みを作る。	1	2	3	1	2	3	4
問15-3. 繰り返し活用可能な映像教材を独自に作成し、授業に活用する。	1	2	3	1	2	3	4
問15-4. オンデマンド型の教材を他の大学や専門学校等と共有し、授業に活用する。	1	2	3	1	2	3	4
問15-5. 海外のソーシャルワーク実践を学ぶためビデオミーティングツールを活用するなどの工夫をする。	1	2	3	1	2	3	4
問15-6. 災害時の教育の運営・実施体制の構築に活用する。	1	2	3	1	2	3	4
問15-7. 講義科目等での資料のペーパーレス化に活用する。	1	2	3	1	2	3	4
問15-8. その他の活用	※自由記述						
問15-9. 活用を考えていない	「活用を考えていない」にあてはまる場合は数字に○をつけ、理由を記入してください。						

問16.　**講義科目**において、ICT（情報通信技術）の活用には、どのような**利点**があると考えていますか。次の中からあてはまるものを**すべて選び**、番号に○をつけてください。

	とてもあてはまる	まああてはまる	あまりあてはまらない	まったくあてはまらない
1. 学生の学びにかかる負担を軽減できる。	1	2	3	4
2. 学生の授業の理解度を高めることができる。	1	2	3	4
3. 学生と教員のコミュニケーションの質を高めることができる。	1	2	3	4
4. 教員の教育にかかる負担を軽減できる。	1	2	3	4
5. 養成校の教育にかかる負担を軽減できる。	1	2	3	4
6. 居住地に関係なく様々な人の話を聞く機会をつくることができる。	1	2	3	4
7. 災害などの緊急時にも、教育を継続することができる。	1	2	3	4
8. キャンパスに一度も通わず、社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格を取得できる。	1	2	3	4
9. 学生の居住地にかかわらず、全国から学生を受け入れることができる。	1	2	3	4
10. 科目の単位取得のスケジュールを柔軟に考えることができる。	1	2	3	4

問17.　**講義科目**における、教育効果や教育の質を担保するために、ICT（情報通信技術）の活用の問題点や導入の**課題**と考える点等を**自由に**お書きください。

問18.　**演習科目**におけるICT（情報通信技術）、とくにビデオミーティングツールの活用状況と教育効果についてお答えください。

※「活用状況」は、あてはまるものを**すべて選び**、それぞれの数字に○をつけてください。「教育効果」は、現段階であてはまるものを**一つ選び**、数字に○をつけてください。

※「活用状況」について、今年度**一度でも**実施した場合は「今年度すでに実施している」に○をつけてください。

	活用状況（複数回答）			教育効果（単一回答）			
	実施可能	今年度すでに実施している	認められれば実施する予定	対面より著しく効果が劣る	対面実施より効果が劣るが許容範囲内である	対面実施と同等程度の効果がある	対面以上の効果がある
問18-1. 演習科目を対面と同時双方向型のビデオミーティングツールを活用したオンライン授業を組み合わせて実施し、履修者が自由な場所で授業を受けられる仕組みを作る。	1	2	3	1	2	3	4
問18-2. 繰り返し活用可能な映像教材を独自に作成し、授業に活用する。	1	2	3	1	2	3	4
問18-3. オンデマンド型の教材を他の大学や専門学校等と共有し、授業に活用する。	1	2	3	1	2	3	4
問18-4. 実践現場とビデオミーティングツールを活用するなどICTで接続して授業を実施する。	1	2	3	1	2	3	4
問18-5. 海外のソーシャルワーク実践を学ぶためビデオミーティングツールを活用するなどの工夫をする。	1	2	3	1	2	3	4
問18-6. 災害時の教育の運営・実施体制の構築に活用する。	1	2	3	1	2	3	4

問18-7. その他の活用　※自由記述		
問18-8. 活用を考えていない	「活用を考えていない」にあてはまる場合は数字に○をつけ、理由を記入してください。	
	1	※自由記述

問19.　**演習科目**において、ICT（情報通信技術）の活用には、どのような**利点**があると考えていますか。次の各項目であてはまるものを**一つ選び**、番号に○をつけてください。

	とてもあてはまる	まああてはまる	あまりあてはまらない	まったくあてはまらない
1. 学生の学びにかかる負担を軽減できる。	1	2	3	4
2. 学生の授業の理解度を高めることができる。	1	2	3	4
3. 学生と教員のコミュニケーションの質を高めることができる。	1	2	3	4
4. 教員の教育にかかる負担を軽減できる。	1	2	3	4
5. 養成校の教育にかかる負担を軽減できる。	1	2	3	4
6. 居住地に関係なく様々な人の話を聞く機会をつくることができる。	1	2	3	4
7. 災害などの緊急時にも、教育を継続することができる。	1	2	3	4
8. キャンパスに一度も通わず、社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格を取得できる。	1	2	3	4
9. 学生の居住地にかかわらず、全国から学生を受け入れることができる。	1	2	3	4
10. 科目の単位取得のスケジュールを柔軟に考えることができる。	1	2	3	4

問20.　**演習科目**における教育効果や教育の質を担保するために、ICT（情報通信技術）の活用の問題点や導入の**課題**と考える点等を**自由に**お書きください。

Ⅵ　実習の指導体制について、次の質問にお答えください。

問21.　実習施設・指導者との会議・連携のための会合（**実習に関するものに限定**します。連絡会やスーパーバイザー会議、交流会、情報交換会等）の年間開催回数と、その内容について**数字を記入**し、又はあてはまるもの**すべて選び**、それぞれの数字に○をつけてください。
※教員個人と実習施設とのやりとりではなく、養成校として行っている回数をお答えください。

問21-1.　現在の年間開催回数（概数）

回

問21-2.　実習施設・指導者との会議の内容

実習施設・指導者との会議等の内容	現在実施している	新カリキュラムで実施する予定
1. 連絡会議	1	2
2. 実習指導者同士の情報共有	1	2
3. 学生の実習報告会の公開	1	2
4. 実習指導者から学生へのフィードバック	1	2
5. 実習をテーマとしたシンポジウム	1	2
6. 実習指導者と教員が学習するための研修	1	2
7. 実習指導者と実習生間での学びの共有	1	2
8. その他	1	2

問22.　現在のカリキュラムにおいて、養成校・課程として、実習指導者と、以下の内容の研修や会議を実施したことはありますか。各項目の研修・会議について、あてはまるものを**すべて選び**、数字に○をつけてください。

研修や会議の内容	研修を実施したことがある	会議を実施したことがある	研修・会議は実施していない
1. 実習生へのスーパービジョン	1	2	3
2. 実習評価の方法	1	2	3
3. 実習記録作成指導について	1	2	3
4. 実習プログラムについて	1	2	3
5. 実習において配慮が必要な学生への対応について	1	2	3
6. 実習施設側からみた実習受入れの課題の共有	1	2	3
7. 実習施設から養成校への要望	1	2	3
8. 感染症対策	1	2	3
9. その他	1	2	3

問23.　養成校・課程としての実習の運営についてお答えください。

問23-1. 養成校・課程として、実習の運営において、本連盟が 2020 年3月に作成した「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン」は踏まえていますか。あてはまるほうを**一つ選び**、番号に○をつけてください。

1. ガイドラインを知っており踏まえている。
2. ガイドラインを知っているが踏まえていない。
3. ガイドラインを知らない。

問23-2. 養成校・課程として、実習の運営において実施していること、検討していることについて、あてはまるものを**一つ選び**、数字に○をつけてください。

項目	実施している	検討している	実施も検討もしていない
1. モデルになる実習プログラムについて、実施要綱や実習の手引き等に具体的に記載し実習先へ渡している	1	2	3
2. 実習先に、実習プログラムの事前送付を依頼している	1	2	3
3. 実習先に、実習生に対するオリエンテーションの実施を、1ヶ月程度事前に実施するように依頼する	1	2	3
4. 実習施設・機関と協働して実習プログラムを作成している	1	2	3

5. 宿泊、通勤費の学生の自己負担の公平化	1	2	3
6. 実習報告集を作成して実習先へ送付する	1	2	3
7. 実習の前に福祉施設等への見学や訪問、ボランティア活動を勧めている	1	2	3
8. その他　※自由記述			

問24.　新カリキュラムにおける**実習の実施学年、時期及び時間数**をお答えください。

※短期大学・養成施設等で課程そのものに4年目までの設置がない場合は、入学から何年目に履修するカリキュラムになっているかをお答えください。

※社会と精神の両方の課程をもっている学科等については、課程ごとに別の調査票に記入してください。

	実施年	時期（すべてに○）	時間数
1か所目	1. 1年目 2. 2年目 3. 3年目 4. 4年目	1. 前期 2. 夏季 3. 後期 4. 春季	1. 30時間 2. 60時間 3. 120時間 4. 180時間 5. 不明 6. 実習生ごとに異なる
2か所目	1. 1年目 2. 2年目 3. 3年目 4. 4年目	1. 前期 2. 夏季 3. 後期 4. 春季	1. 30時間 2. 60時間 3. 120時間 4. 180時間 5. 不明 6. 実習生ごとに異なる

問25.　新カリキュラムにおける**実習指導・演習の配当年次・学年に各学年の時間数**をお答えください。

※短期大学・養成施設等で課程そのものに4年目までの設置がない場合は、入学から何年目に履修するカリキュラムになっているかをお答えください。

※社会と精神の両方の課程をもっている学科等については、課程ごとに別の調査票に記入してください。

科目群	1年目	2年目	3年目	4年目
ソーシャルワーク実習（社会 90 時間、精神 90 時間）	（　　）時間	（　　）時間	（　　）時間	（　　）時間
ソーシャルワーク演習（共通）30時間	（　　）時間	（　　）時間	（　　）時間	（　　）時間
ソーシャルワーク演習（社会専門）120時間（精神専門）90時間	（　　）時間	（　　）時間	（　　）時間	（　　）時間

問26.　新カリキュラムにおいて（精神保健福祉士養成課程では現行から）2以上の実習施設で実習を行うこととなっています。2か所の実習指導を担当する教員について、次の中からあてはまるものを一つ選び、番号に○をつけてください。

1. 2カ所とも同じ教員が実習指導を担当する。
2. 1カ所ずつそれぞれ異なる教員が実習指導を担当する。
3. 実習生によって異なる。
4. 決まっていない。

問27.　2か所での実習の連続性を確保するため、貴養成校・課程ではどのような工夫をする予定ですか。もしくはすでにされていますか。次の中から、あてはまるものを**すべて選び**、番号に○をつけてください。

1. どちらの実習も同じ実習指導担当教員が、実習生の指導を担当する。
2. 1か所目の実習指導者の実習評価を、2か所目の実習指導者に事前に共有する。
3. 1か所目の実習先での実習計画書の達成状況について、2か所目の実習先に共有する。
4. 1か所目の実習指導者と2か所目の実習指導者が情報共有する機会を設ける。
5. その他（　　）
6. 2か所での実習の連続性を確保する工夫はしていない。また、予定していない。

Ⅶ　実習・実習指導科目におけるICTの活用

問28.　実習におけるICT（情報通信技術）、とくにビデオミーティングツールの活用状況と教育効果についてお答えください。

※「活用状況」は、あてはまるものを**すべて選び**、それぞれの数字に○をつけてください。「教育効果」は、現段階であてはまるものを**一つ選び**、数字に○をつけてください。

※「活用状況」について、今年度**一度でも**実施した場合は「今年度すでに実施している」に○をつけてください。

	活用状況（複数回答）			教育効果（単一回答）			
	実施可能	今年度すでに実施している	認められれば実施する予定	対面より著しく効果が劣る	対面実施より効果が劣るが許容範囲内である	対面実施と同等程度の効果がある	対面以上の効果がある
問28-1. 実習の一部もしくは全部をビデオミーティングツールを活用したオンライン（遠隔）で実施する。	1	2	3	1	2	3	4
問28-2. 実習先の職場や職種の理解に関する講義部分を、実習時間に含まず、事前にオンデマンドで実施する。	1	2	3	1	2	3	4

問28-3. その他の活用　※自由記述

問28-4. 活用を考えていない	「活用を考えていない」にあてはまる場合は数字に○をつけ、理由を記入してください。	
	1	※自由記述

問29.　**実習科目**における教育効果や教育の質を担保するために、ICT（情報通信技術）の活用の問題点や導入の**課題**と考える点等を**自由に**お書きください。

問30.　実習指導におけるICT（情報通信技術）、とくにビデオミーティングツールの活用状況と教育効果についてお答えください。

※「活用状況」は、あてはまるものを**すべて選び**、それぞれの数字に○をつけてください。「教育効果」は、現段階であてはまるものを**一つ選び**、数字に○をつけてください。

※「活用状況」について、今年度**一度でも**実施した場合は「今年度すでに実施している」に○をつけてください。

	活用状況（複数回答）			教育効果（単一回答）			
	実施可能	今年度すでに実施している	認められれば実施する予定	対面より著しく効果が劣る	対面実施より効果が劣るが許容範囲内である	対面実施と同等程度の効果がある	対面以上の効果がある
問30-1. 実習受け入れに関する打ち合わせを、実習受け入れ施設・機関の実習指導者と実習指導担当教員の2者で、ビデオミーティングツールを活用したオンライン（遠隔）で実施する。	1	2		1	2	3	4
問30-2. 実習前の実習に関する打ち合わせを、実習指導者、実習生、実習指導担当教員の3者で、ビデオミーティングツールを活用したオンライン（遠隔）で実施する。	1	2		1	2	3	4
問30-3. 実習指導者による実習生へのオリエンテーションをビデオミーティングツールを活用したオンライン（遠隔）で実施する。	1	2		1	2	3	4
問30-4. 実習の巡回指導を、ビデオミーティングツールを活用したオンライン（遠隔）で実施する。	1	2	3	1	2	3	4
問30-5. 実習の帰校日指導をビデオミーティングツールを活用したオンライン（遠隔）で実施する。	1	2	3	1	2	3	4
問30-6. 実習の振り返りを、実習指導者、実習生、実習指導担当教員の3者で、ビデオミーティングツールを活用したオンライン（遠隔）で実施する。	1	2		1	2	3	4
問30-7. 実習報告会をオンライン（遠隔）もしくは対面とビデオミーティングツールを活用したオンラインのハイブリッドで実施する。	1	2		1	2	3	4
問30-8. ビデオミーティングツールを活用して、実習中の指導を週2回以上、必要に応じて行う。実習指導を週2回以上、必要に応じて行う。	1	2	3	1	2	3	4
問30-9. ビデオミーティングツールを活用して、実習指導以外の実習生とのコミュニケーションの回数を増やす。	1	2	3	1	2	3	4
問30-10. その他の活用　※自由記述							

問30-11. 活用を考えていない	「活用を考えていない」にあてはまる場合は数字に○をつけ、理由を記入してください。
	1　※自由記述

問31.　**実習・実習指導**の実施において、ICT（情報通信技術）とくにビデオミーティングツールの活用には、どのような**利点**があると考えていますか。次の各項目であてはまるものを**一つ選び**、番号に○をつけてください。

		とてもあてはまる	まああてはまる	あまりあてはまらない	まったくあてはまらない
1. コミュニケーションがより円滑になる。	1-1. 実習指導者、実習生、実習指導担当教員の3者	1	2	3	4
	1-2. 実習指導者と実習指導担当教員	1	2	3	4
	1-3. 実習指導者と実習生	1	2	3	4

2．実習にかかる負担を軽減できる。	2-1．実習指導担当教員の負担	1	2	3	4
	2-2．実習指導者の負担	1	2	3	4
	2-3．実習生の負担	1	2	3	4
3．実習中の実習指導の頻度を上げられることで、よりきめ細やかな実習指導が可能となる。		1	2	3	4
4．実習中の実習指導以外のコミュニケーションの頻度を上げられることで、よりきめ細やかな支援が可能となる。		1	2	3	4
5．実習指導者とのコミュニケーションの頻度を上げられることで、よりきめ細やかな実習体制づくりが可能となる。		1	2	3	4
6．実習生と実習指導者、実習指導担当教員の3者での打ち合わせを、対面で実施するのとビデオミーティングツールを活用したオンラインで実施するのでは、少なくとも同等の効果が得られる。		1	2	3	4
7．実習指導担当教員による実習指導	7-1．より効果的に実施できる。	1	2	3	4
	7-2．より効率的に実施できる。	1	2	3	4
8．実習生への実習指導を、対面で実施するのとビデオミーティングツールを活用したオンラインで実施するのでは、少なくとも同等の効果が得られる。		1	2	3	4
9．実習生が、実習での学びをより深めることができる。		1	2	3	4
10．多様な学生を実習に配属する可能性が高まる。		1	2	3	4
11．養成校から離れたところに出身地がある学生が、出身地の施設・機関で実習を実施することができる。		1	2	3	4
12．遠隔地や山間地などでの実習を実施することができる。		1	2	3	4
13．学生が日本国外で実習できる可能性が高まる。		1	2	3	4
14．災害時等に実習を継続できる可能性が高まる。		1	2	3	4

問32．　**実習指導科目**における教育効果や教育の質を担保するために、ICT（情報通信技術）の活用の問題点や導入の**課題**と考える点等を**自由に**お書きください。

Ⅳ　災害時の教育体制について

問33．　災害時等の教育体制について、災害時にも教育を止めないための取り組みとして、事業継続計画（BCP）を策定していますか。次の中から最もあてはまるものを**一つだけ**選び、番号に○をつけてください。

1．すでに策定済みである。

2．現在、策定作業中である。

3．策定する予定である。

4．策定するかどうかを検討中である。

5．策定について、何も検討していない。

問34.　災害時等の教育体制について、災害時にも教育を止めないための取り組みとして、どのようなことを実施していますか。次の中から**すべて選び**、番号に○をつけてください。

※事業継続計画（BCP）の策定有無や当該計画への位置づけの有無にかかわらず、現状をお答えください。

1. 災害時等に学生、教職員の身の安全を確保するための準備がある。
2. 災害時等に本部機能および各部局機能の維持・早期復旧するための準備がある。
3. 災害時等でも、学生を予定通りに卒業・就職、受け入れ等を行うための準備がある。
4. 災害時等でも、教育・研究環境を提供するための準備がある。
5. 災害時等でも、学生への大学生活等への諸支援を行うための準備がある。
6. 災害時等に教職員の雇用を確保するための準備がある。
7. キャンパスおよび周辺地域における災害の種類や被害の大きさを想定している。
8. 災害時等の対応体制を決めている。
9. 災害時等の対応拠点・代替拠点を確保している。
10. 災害時等に優先する業務を整理している。
11. 災害時等に活用可能な資源（人、資機材、サービスなど）をリストアップしている。
12. 災害時等に資源を調達しあえる大学や関係機関との連携を構築している。
13. 災害時等に情報・通信システムに被害が出た場合の準備がある。
14. 災害時等を想定して、重要情報を管理している。
15. 広域協力支援体制として、被害の少なかった養成校との連携・ネットワークがある。
16. その他（　　）
17. 災害時等の教育体制については、何も準備していない。

Ⅴ. 貴課程の人材養成の方針について、次の質問にお答えください。

問35.　貴課程では、アドミッション／カリキュラム／ディプロマポリシー（全体）などの**「人材養成の方針」**を作成していますか。あてはまるほうを**一つだけ**選び、番号に○をつけてください。

1.　作成している。　　**→問23以降にお進みください。**
2.　作成していない。　**→「Ⅵ　実習の指導体制」にお進みください。**

問36.　養成課程が設置されている学科等の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー等）は、どのような内容が位置づけられていますか。次の中からあてはまるものを**すべて選び**、番号に○をつけてください。

1. ソーシャルワーク専門職を目指す。
2. 社会福祉士・精神保健福祉士を目指す。
3. 介護の仕事を目指す。
4. 人の役に立つことを目指す。
5. 社会の役に立つことを目指す。
6. 広く国内の社会問題に関心を持つ。
7. 国際的な問題に関心を持つ。
8. 地域社会およびそこでの問題に関心を持つ。
9. その他（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

問37.　養成課程が設置されている学科等のディプロマポリシー（卒業認定・学位授与の方針等）は、どのような内容に関連するものになっていますか。次の中からあてはまるものを**すべて選び**、番号に○をつけてください。

1. ソーシャルワーク専門職のグローバル定義を参考にした。
2. ソーシャルワーカーの倫理綱領を参考にした。
3. 社会福祉士・精神保健福祉士に関する厚生労働省の通知等を参考にした。
4. 特に、上記のものは参考にしなかった。

問38.　養成課程が設置されている学科等のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針等）は、どのように工夫をしましたか。次の中からあてはまるものを**すべて選び**、番号に○をつけてください。

1. ソーシャルワーク専門職のグローバル定義に関連する内容をよりよく学べる。
2. ソーシャルワーカーの倫理綱領に関連する内容をよりよく学べる。
3. 社会福祉士・精神保健福祉士に関する厚生労働省の通知に関連する内容をよりよく学べる。
4. 座学・演習・実習で循環的に学べる。
5. 特に、上記の内容について工夫していない。

Ⅷ 卒後の進路について、次の質問にお答えください。

問39.　社会福祉士・精神保健福祉士養成校・課程での学びをいかせる就職先への就職を促進する取組として、貴養成校・課程ではでどのような取り組みをしていますか。次の中からあてはまるものを**すべて選び**、番号に○をしてください。

1. 公務員試験講座を、養成課程の学生を対象に養成校・課程で独自に開講している。
2. 社会福祉法人等と協力して、養成校・課程での学びをいかせる就職のフェアやセミナーを独自に開催する。
3. 様々な分野別の就職フェアや就職セミナーを養成校・課程で独自に開催している。
4. 養成校・課程での学びをいかせる就職を中心とした進路相談室等を養成校・課程で独自に設置している。
5. 養成校・課程での学びをいかせる就職先の求人情報を集約し、学生に提供する仕組みを作っている。
6. 求人情報や相談を受け付ける窓口をわかりやすく外部に知らせている。
7. 他の養成校・課程と共同で、養成校・課程での学びをいかせる就職のフェアやセミナーを開催している。
8. 外部団体の主催で開催されている社会福祉法人等の就職フェアや就職セミナーへの参加を学生に勧める。
9. 職能団体と連携している。
10. その他（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
11. 養成校・課程での学びをいかせる就職先への就職を促進する取り組みは行っていない。

Ⅸ 養成課程についてお答えください。

問40.　2021 年度の課程への入学定員数

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　人

問41.　地方厚生局確認申請または設置（変更）申請を行った直近の貴養成課程の学年定員

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　人

問42.　地方厚生局確認申請または設置（変更）申請に記入した貴養成課程の学年定員について、新カリキュラムの実施に伴って増減させる予定はありますか。次の中から、あてはまるものを**一つだけ**お選びください。

1. 養成課程の学年定員を増員する予定である。
2. 養成課程の学年定員を削減する予定である。
3. 養成課程の学年定員を変更する予定はない。
4. 養成課程を廃止する予定である。

問43.　2020 年度に実習科目の履修登録を行った人数

人

問44.　2019 年度の国家試験受験者数（新卒者。回答している課程で受験した人数）
※社会と精神の両方の課程をもっている学科等については、課程ごとに別の調査票に記入してください。

人

問45.　養成課程を運営する専任教員の人数（非常勤教員を含まない）

人

問46.　実習（指定科目）を運営する専任教員の人数（非常勤教員を含まない）

人

問47.　2020 年度の実習指導クラスの 1 クラスの平均学生人数
※複数の教員で1クラスを担当している場合は、一人当たりの人数としてご記入ください（例：10 人の学生を 2 人の教員で担当している場合は5人とご記入ください）

人

問48.　実習指導クラスのクラス分けの方法

1. 分野別　2. 分野横断型　3. 教員別　4. その他（　　）
5. 実習の履修者が少ないためクラス分けの必要がない　6. 実習の履修者がいない

問49.　実習施設の契約施設数（確認申請に記載している施設数）

カ所

問50.　学校名・学部名　（自由回答：今後調査にご協力いただける場合はご回答ください）

学校名：　　学部：　　学科・課程・ｺｰｽ：

ご連絡先電子ﾒｰﾙ：

実習・実習指導科目を担当している教員へお渡しください

２０２１ 年 １ 月

社会福祉士・精神保健福祉士養成校
実習・実習指導担当教員　様

一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会長　白澤 政和

厚生労働省　令和二年度社会福祉推進事業
「新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業」への
教員アンケート回答ご協力について（ご依頼）

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本連盟では、厚生労働省社会福祉推進事業による補助金を受け、『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業』に取り組んでいます。

先般、社会福祉士及び精神保健福祉士養成カリキュラムの見直しが行われ、両資格ともに令和３年度より新たなカリキュラムによる養成が実施されます。この見直しを受け本連盟では、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士の役割が高まっている今日的状況を踏まえ、国民の福祉に関するニーズに適切に対応し支援を行うことができる社会福祉士・精神保健福祉士を養成する観点から、養成カリキュラム見直しの背景、新カリキュラムの構造、教育内容、教育方法等について教員、実習指導者や事業所等が共有すべき内容と研修の検討及び試行等に関する調査研究事業を実施しております。この事業の一環として、全国の社会福祉士・精神保健福祉士養成校にて社会福祉士、精神保健福祉士養成校で、両養成課程の実習・実習指導科目を担当している教員を対象に、実習・実習指導に関する調査を実施します。この成果は、報告書にまとめて公開し、今後の各種研修・講習会や教材の開発、教育の在り方を検討するための研究に活用いたします。

つきましては、調査の趣旨をご理解の上 2021 年 1 月 31 日（日）23：59 まで に下記 QR コードより Web サイトへアクセスの上、オンラインフォームからご回答いただきますようお願い申し上げます。

ご多忙のところ恐縮ではございますが、ご協力いただきますようお願い申し上げます。　謹白

対象　　：社会福祉士、精神保健福祉士養成校で、両養成課程の
　　実習・実習指導科目を担当している教員
回答方法：右記ＱＲコードよりアクセスいただくか、以下 URL よりアクセスし、
　　回答ください。。
https://pro.form-mailer.jp/fms/7f32a91e213948
・会員校宛メールでご案内いたしますので、ぜひご協力をお願いします。
・各課程から何名様でもご回答いただけます。お１人様１回のみご回答ください。

■ 本調査における倫理的配慮と個人情報に関する取り扱い

本調査で収集したすべての情報は、本連盟が厳重に管理を行い、本調査事業のデータとしてのみ使用します。調査の報告書等結果の公表において養成校名・個人名を特定することは一切ありません。また、利用目的を超えた使用はいたしません。

本調査への協力は任意であり、対象者の自由な意思が尊重されます。フォームに記載の本調査の趣旨をご一読いただき、同意が得られる場合のみご回答くださいますようお願い申し上げます。本調査への回答をもって調査協力への同意をいただいたものといたします。なお、同意されない場合には回答の必要はなく、いかなる不利益を受けることがないことを保障いたします。

■ 本事業の協力団体　（順不同）

全国社会福祉法人経営者協議会・全国社会福祉協議会
日本社会福祉士会・日本医療社会福祉協会・日本精神保健福祉士協会

■ 本調査の内容・倫理・配布・回収に関するお問い合わせ先

一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟　事務局（担当：早坂）
〒108-0075　東京都港区港南 4-7-8　都漁連水産会館 5 階
TEL：03-5495-7242　FAX：03-5495-7219　E-mail：2020suishin @jaswe.jp

社会・精神　養成課程　実習・実習指導担当教員調査

厚生労働省　令和二年度社会福祉推進事業
「新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業」への
ご協力のお願い

実施主体：日本ソーシャルワーク教育学校連盟

本連盟では、厚生労働省社会福祉推進事業による補助金を受け、『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業』に取り組んでいます。
社会福祉士及び精神保健福祉士養成カリキュラムの見直しを受け、国民の福祉に関するニーズに適切に対応し支援を行うことができる社会福祉士・精神保健福祉士を養成する観点から、全国の社会福祉士・精神保健福祉士養成校の実習・実習指導をご担当の先生方を対象に調査を実施致します。
つきましては、業務ご多忙のところ恐縮ではございますが、本件調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

・調査対象：社会福祉士、精神保健福祉士養成校で、両養成課程の実習・実習指導科目を担当している教員
・回答期限 2021 年１月 31 日（日）まで
・お１人様１回のご回答にご協力ください。

■ 本調査における倫理的配慮と個人情報に関する取り扱いについて
本調査で収集したすべての情報は、本連盟が厳重に管理を行い、本調査事業のデータとしてのみ使用します。本調査において、養成校名・個人名を回答する項目はありませんので、調査の報告書等結果の公表において養成校名・個人名を特定できるデータを公表することは一切ありません。また、利用目的を超えた使用はいたしません。
本調査への協力は任意であり、対象者の自由な意思が尊重されます。本調査の趣旨をご一読いただき、同意が得られる場合のみご送信くださいますようお願い申し上げます。本調査の回答送信をもって調査協力への同意をいただいたものといたします。なお、同意されない場合には提出の必要はなく、いかなる不利益を受けることがないことを保障いたします。

問1　養成校での実習指導（社会福祉士あるいは精神保健福祉士）の経験年数をお答えください。
【ＦＡ】
年数でお答えください。おおよそで結構です。

問1-2　あなたが担当している実習科目を教えてください。
【ＭＡ】
１　相談援助実習指導
２　相談援助実習
３　精神保健福祉援助実習指導
４　精神保健福祉援助実習

問2　現在、あなたが担当している講義科目にチェックを入れてください（科目責任者、科目担当者として担当している科目のみ）（選択肢は現行の指定科目名です）。
【ＭＡ】

問２－（１）人体の構造と機能及び疾病
問２－（２）心理学理論と心理的支援
問２－（３）社会理論と社会システム
問２－（４）現代社会と福祉
問２－（５）社会調査の基礎
問２－（６）相談援助の基盤と専門職
問２－（７）相談援助の理論と方法
問２－（８）地域福祉の理論と方法
問２－（９）福祉行財政と福祉計画
問２－（１０）福祉サービスの組織と経営
問２－（１１）社会保障
問２－（１２）高齢者に対する支援と介護保険制度
問２－（１３）障害者に対する支援と障害者自立支援制度
問２－（１４）児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度
問２－（１５）低所得者に対する支援と生活保護
問２－（１６）保健医療サービス
問２－（１７）就労支援サービス
問２－（１８）権利擁護と成年後見制度
問２－（１９）更生保護制度
問２－（２０）精神疾患とその治療
問２－（２１）精神保健の課題と支援
問２－（２２）精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）
問２－（２３）精神保健福祉相談援助の基盤（専門）
問２－（２４）精神保健福祉の理論と相談援助の展開
問２－（２５）精神保健福祉に関する制度とサービス
問２－（２６）精神障害者の生活支援システム
問２－（２７）該当なし

問3　以下の各項目について、あなたのお考えに近いものにチェックを入れてください。（業務として積極的に取り組むべき事項かどうかを率直にお答えください）
【テキスト】

問3-（1）ソーシャルワーク教育
【ＳＡ】
１　積極的にとりくむべきこと
２　積極的にとりくむべきことではない（消極的な位置づけ）
３　どちらとも言えない

問3-（2）実習・実習指導
【ＳＡ】
１　積極的にとりくむべきこと
２　積極的にとりくむべきことではない（消極的な位置づけ）
３　どちらとも言えない

問3-（3）福祉人材養成
【ＳＡ】
１　積極的にとりくむべきこと
２　積極的にとりくむべきことではない（消極的な位置づけ）

3　どちらとも言えない

問3-(4)福祉系職能団体との連携
【ＳＡ】
1　積極的にとりくむべきこと
2　積極的にとりくむべきことではない（消極的な位置づけ）
3　どちらとも言えない

問3-(5)研究
【ＳＡ】
1　積極的にとりくむべきこと
2　積極的にとりくむべきことではない（消極的な位置づけ）
3　どちらとも言えない

問4．あなたは以下の各設問の内容について、「実習指導」の授業の中で教えることができますか。教えることができる場合は「できる」に、教えることが難しい場合は「できない」に、判断困難な場合は「どちらともいえない」にチェックを入れてください。
【テキスト】

問4-(1)個別支援から地域支援の展開を教えられる。
【ＳＡ】
1　できる
2　できない
3　どちらともいえない

問4-(2)問題解決の過程において，多様な連携・協働の方法を教えられる。
【ＳＡ】
1　できる
2　できない
3　どちらともいえない

問4-(3)福祉系事業所・機関とそれ以外の業界との協働の方法を教えられる。
【ＳＡ】
1　できる
2　できない
3　どちらともいえない

問4-(4)総合的・包括的支援を形成するための地域づくりの方法を教えられる。
【ＳＡ】
1　できる
2　できない
3　どちらともいえない

問4-(5)福祉系事業所・機関以外の地域資源を活用する視点を獲得する方法を教えられる。
【ＳＡ】
1　できる
2　できない

3　どちらともいえない

問4-（6）ファシリテーションの方法を教えられる。
【ＳＡ】
1　できる
2　できない
3　どちらともいえない

問4-（7）ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発の方法を教えられる。
【ＳＡ】
1　できる
2　できない
3　どちらともいえない

問4-（8）コーディネーションの方法を教えられる。
【ＳＡ】
1　できる
2　できない
3　どちらともいえない

問4-（9）ネゴシエーションの方法を教えられる。
【ＳＡ】
1　できる
2　できない
3　どちらともいえない

問4-（10）プレゼンテーションの方法を教えられる。
【ＳＡ】
1　できる
2　できない
3　どちらともいえない

問4-（11）ソーシャルアクションの方法を教えられる。
【ＳＡ】
1　できる
2　できない
3　どちらともいえない

問5　新カリキュラムでは、講義―演習―実習の教育内容の循環が重視されます。このことに関連して、あなたは各「指定科目」の教育内容を、どの程度理解していると思いますか。（＊所属校で設置して いない科目についても回答してください）
【テキスト】

問5-（1）人体の構造と機能及び疾病
【ＳＡ】
1　十分理解している
2　まあ理解している

3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-(2)心理学理論と心理的支援
【ＳＡ】

1　十分理解している
2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-(3)社会理論と社会システム
【ＳＡ】
1　十分理解している
2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-(4)現代社会と福祉
【ＳＡ】
1　十分理解している
2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-(5)社会調査の基礎
【ＳＡ】
1　十分理解している
2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-(6)相談援助の基盤と専門職
【ＳＡ】
1　十分理解している
2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-(7)相談援助の理論と方法
【ＳＡ】
1　十分理解している

2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-(8)地域福祉の理論と方法
【ＳＡ】
1　十分理解している
2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-(9)福祉行財政と福祉計画
【ＳＡ】
1　十分理解している
2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-(10)福祉サービスの組織と経営
【ＳＡ】
1　十分理解している
2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-(11)社会保障
【ＳＡ】
1　十分理解している
2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-(12)高齢者に対する支援と介護保険制度
【ＳＡ】
1　十分理解している
2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-(13)障害者に対する支援と障害者自立支援制度
【ＳＡ】
1　十分理解している

2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-（14）児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度
【ＳＡ】
1　十分理解している
2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-（15）低所得者に対する支援と生活保護
【ＳＡ】
1　十分理解している
2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-（16）保健医療サービス
【ＳＡ】
1　十分理解している
2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-（17）就労支援サービス
【ＳＡ】
1　十分理解している
2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-（18）権利擁護と成年後見制度
【ＳＡ】
1　十分理解している
2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-（19）更生保護制度
【ＳＡ】
1　十分理解している

2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-(20)精神疾患とその治療
【ＳＡ】
1　十分理解している
2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-(21)精神保健の課題と支援
【ＳＡ】
1　十分理解している
2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-(22)精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)
【ＳＡ】
1　十分理解している
2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-(23)精神保健福祉相談援助の基盤(専門)
【ＳＡ】
1　十分理解している
2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-(24)精神保健福祉の理論と相談援助の展開
【ＳＡ】
1　十分理解している
2　まあ理解している
3　どちらともいえない
4　あまり理解していない
5　理解していない

問5-(25)精神保健福祉に関する制度とサービス
【ＳＡ】
1　十分理解している

２　まあ理解している
３　どちらともいえない
４　あまり理解していない
５　理解していない

問5-（26）精神障害者の生活支援システム
【ＳＡ】
１　十分理解している
２　まあ理解している
３　どちらともいえない
４　あまり理解していない
５　理解していない

問6　あなたは、現在のカリキュラムにおいて、実習現場の実習指導者と以下のような個別の連絡調整を実施したことはありますか。実施したことがあるもの全てにチェックを入れてください。
【ＭＡ】
１　実習生へのスーパービジョン
２　実習評価の方法
３　実習記録作成指導について
４　実習プログラムについて
５　実習において配慮が必要な学生への対応について
６　実習施設側からみた実習受入れの課題の共有
７　実習施設から養成校への要望
８　感染症対策
９　その他

問7　実習指導において取り組んでいるものを、全てにチェックを入れてください。
【ＭＡ】
１　具体的な内容を踏まえた実習計画書作成の指導をする
２　実習先と実習内容について事前に協議をおこなう
３　先輩から実習内容を聞く機会を設ける
４　実習計画書の報告会を実施する
５　ミクロ、メゾ、マクロを意識した実習ができるように学生に実習指導をおこなう
６　ミクロ、メゾ、マクロを意識した実習プログラムになるよう実習施設に働きかける
７　地域を意識した実習となるように実習施設に働きかける
８　見学、レクチャー、体験・実践の割合に配慮するよう実習施設に働きかける
９　観察・体験の整理ツールを準備する
１０　計画書を参考に実習プログラムを立ててもらうよう実習施設に働きかける
１１　教員・学生・指導者と協議しプログラムを作成する
１２　職場・職種・ソーシャルワーク実習、計画書を参考に実習プログラムを立ててもらうよう実習施設に働きかける
１３　実習指導ガイドラインを参考に実習プログラムを立ててもらうよう実習施設に働きかける
１４　実習中に実習計画書を用いて進捗状況、達成状況を学生と確認する
１５　現場実習終了後、実習生に対してミクロ、メゾ、マクロを意識した実習スーパービジョンをおこなう
１６　ミクロ・メゾ・マクロを意識した実習プログラムになるよう、実習先に働きかける
１７　実習終了後の訪問を受け入れてくれるように依頼する

１８　該当なし

問8　あなたはどのようなソーシャルワーカーを養成したいと考えていますか。ご自由にお書きください。
【ＦＡ】

問9　実習指導における Web 会議システム（例：ZOOM、Meet、Skype 等）の活用についてお聞きします。
【テキスト】

問9-1　実習生の事前訪問やオリエンテーションを、Web 会議システムによって実施しましたか。
【ＳＡ】
１ 実施した
２ 実施していない
あてはまるほうにチェックを入れてください。

問9-1-1　問9-1で「1 実施した」と回答した人のみご回答ください。Web 会議システムによる事前訪問等を実施した学生に対する教育効果について、あてはまるもの1つを選んでください。
【ＳＡ】
１ 対面実施より著しく効果が劣る
２ 対面実施より効果は劣るが許容範囲内である
３ 対面実施と同等程度の効果がある
４ 対面実施以上の効果がある

問9-1-2　問9-1で「1 実施した」と回答した人のみご回答ください。Web 会議システムの効率性や効果を勘案した場合、今後も事前訪問やオリエンテーションの実施に Web 会議システムを活用することについて、あなたの考えとしてあてはまるもの1つを選んでください。
【ＳＡ】
１ 今後も積極的に活用したい
２ 今後も必要に応じて活用したい
３ 今後は最低限の活用にとどめたい
４ 今後は活用したくない

問9-2　実習中の巡回指導を、Web 会議システムによって実施しましたか。
【ＳＡ】
１ 実施した
２ 実施していない

問9-2-1　問9-2で「1 実施した」と回答した人のみご回答ください。Web 会議システムによる巡回指導を実施した学生に対する教育効果について、あてはまるもの1つを選んでください。
【ＳＡ】
１ 対面実施より著しく効果が劣る
２ 対面実施より効果は劣るが許容範囲内である
３ 対面実施と同等程度の効果がある
４ 対面実施以上の効果がある

問9-2-2　問9-2で「1 実施した」と回答した人のみご回答ください。Web 会議システムの効率性や効果を勘案した場合、今後も巡回指導の実施に Web 会議システムを活用することについて、あなたの考えとしてあてはまるもの1つを選んでください。
【ＳＡ】

1 今後も積極的に活用したい
2 今後も必要に応じて活用したい
3 今後は最低限の活用にとどめたい
4 今後は活用したくない

問9-3 学生への帰校日指導を、Web 会議システムによって実施しましたか。
【ＳＡ】
1 実施した
2 実施していない

問9-3-1 問9-3で「1 実施した」と回答した人のみご回答ください。「1 実施した」と回答した人のみご回答ください。Web 会議システムによる帰校日指導を実施した学生に対する教育効果について、あてはまるもの1つを選んでください。
【ＳＡ】
1 対面実施より著しく効果が劣る
2 対面実施より効果は劣るが許容範囲内である
3 対面実施と同等程度の効果がある
4 対面実施以上の効果がある

問9-3-2 問9-3で「1 実施した」と回答した人のみご回答ください。Web 会議システムの効率性や効果を勘案した場合、今後も帰校日指導の実施に Web 会議システムを活用することについて、あなたの考えとしてあてはまるもの1つを選んでください。
【ＳＡ】
1 今後も積極的に活用したい
2 今後も必要に応じて活用したい
3 今後は最低限の活用にとどめたい
4 今後は活用したくない

問9-4 問9-1～3で Web 会議システムによる指導等を「実施した」「参加した」と1回でも回答した人にお聞きします。Web 会議システムに対応するための Web 環境を職場（養成校）に構築することにどのくらい負担がありましたか。あてはまるもの 1 つを選んでください。
【ＳＡ】
0 以前より構築されていた
1 ほとんど負担ではなかった
2 少し負担であった
3 まあまあ負担であった
4 かなり負担であった
5 個人で対応した（自宅 PC 等）

問10 今年度はコロナウイルス（COVID-19）感染症予防の観点から、臨時的に実習指導への Web 会議システム活用が認められました。コロナに関わらず今後も Web 会議システムを用いた実習指導を行うことが認められることになった場合を想定して、以下の質問にお答えください。
【テキスト】

問10-1 実習指導に Web 会議システムを活用すること（例：Web 会議システムによる巡回指導の実施など）についてどのような意向をお持ちですか。あてはまるもの 1 つを選んでください。
【ＳＡ】
1 全ての場面で積極的に活用したい

２ 場面や必要性に応じて活用したい
３ 最低限の活用にとどめたい
４ 活用したくない
５ 何とも言えない

問10-2 あなたの所属している養成校は Web 会議システムに対応した Web 環境を構築することは可能ですか。あてはまるもの 1 つを選んでください
【ＳＡ】
１ すでに構築している
２ まだ構築していないが十分に可能である
３ まだ構築しておらず構築は難しい
４ 何とも言えない

以上で調査項目は終了です。
本件回答内容を自動返信メールで受信したい方は
以下の欄にメールアドレスを記入してください。
受信不要の方は入力は必要ありません。

メールアドレス
info@example.com
この調査について、ソ教連ではご本人確認ができないため、メールアドレスの記入が間違っている場合の再送信**等は出来かねますので、ご承知おきください。**

２０２１ 年 １ 月

社会福祉士 実習指導者講習会
修 了 者 各 位

（一社）日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会 長　　白 澤 政 和

厚生労働省　令和二年度社会福祉推進事業
「新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業」の
アンケート回答の協力について（ご依頼）

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび、(一社) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟では、厚生労働省社会福祉推進事業による補助金を受け、『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業』に取り組んでいます。社会福祉士及び精神保健福祉士養成カリキュラムの見直しが行われ、令和三年度より新たなカリキュラムによる養成が実施されます。本事業は、国民の福祉に関するニーズに適切に対応し支援を行うことができるソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士を養成する観点から、養成カリキュラム見直しの背景をはじめ、新カリキュラムの構造、教育内容、教育方法等について教員、実習指導者や事業所等が共有すべき内容と研修の検討及び試行等に関する調査研究を実施するものです。この事業の一環として、全国の社会福祉士 実習指導者講習会の修了者を対象に、『社会福祉士実習指導者による今後の実習指導のあり方に関する調査』を実施することとなりましたため、ご協力いただきますようお願い申し上げます。この成果は、今後の各種研修・講習会や教材の開発、教育の在り方を検討するための研究に活用いたします。

調査の趣旨をご理解の上、ご協力いただけます際は、調査票に記入の上 **2021 年 1 月 31 日(日)（消印有効）まで** に同封の返信用封筒にてご返送いただきますようお願い申し上げます。

調査票の記入は、社会福祉士 実習指導者講習会を修了された実習指導者の方にお願いいたします。貴施設・機関において現在「実習指導者」がご不在の場合はアンケート用紙をそのまま破棄ください。

調査票は 2 部同封しております。この 5 年間（2016 年度～2020 年度）のうちに実習指導者として実習指導を担当された方に優先的にお渡し頂けますと幸甚です。実習指導未経験の場合や上記期間での実習受入が 0 名の場合でも、実習指導者講習会 修了者として回答にご協力いただけますと幸いです。調査票が不足した場合はお送り致しますので、お手数ですが問い合わせ先へご連絡ください。

日頃ソーシャルワーク専門職教育を担われている皆様のご意見をいただき、今後の養成教育に反映させていきたいと考えております。ご多忙のところ恐縮ではございますが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。　　謹白

■ 本調査における倫理的配慮と個人情報に関する取り扱い

本調査で収集したすべての情報は、(一社) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟が厳重に管理を行い、本調査事業のデータとして同目的の範囲内でのみ使用します。調査の報告書等結果の公表において団体名・個人名を特定することは一切ありません。また、利用目的を超えた使用はいたしません。

本調査への協力は任意であり、対象者の自由な意思が尊重されます。本調査の趣旨をご一読いただき、同意が得られる場合のみご返送くださいますようお願い申し上げます。本調査票の返送をもって調査協力への同意をいただいたものといたします。なお、同意されない場合には提出の必要はなく、いかなる不利益を受けることがないことを保障いたします。

■ 本調査実施団体

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟　会長　白澤　政和（国際医療福祉大学大学院）

■ 本事業協力団体 （順不同）

全国社会福祉法人経営者協議会・全国社会福祉協議会
日本社会福祉士会・日本医療社会福祉協会・日本精神保健福祉士協会

■ 本調査の内容・倫理・配布・回収に関するお問い合わせ先

一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟　事務局（担当：早坂）
〒108-0075　東京都港区港南 4-7-8　都漁連水産会館 5 階
TEL：03-5495-7242　FAX：03-5495-7219　E-mail：2020suishin @jaswe.jp

『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける研修のあり方に関する調査研究事業』

令和２年度厚生労働省　社会福祉推進事業

社会福祉士実習指導者による今後の実習指導のあり方に関する調査

2021 年 1 月

一般社団法人　日本ソーシャルワーク教育学校連盟

＜ご記入にあたって＞

1．ご記入は、黒または青のボールペン・サインペン等でお願いします。

2．調査対象者ご本人様がご自分の考えをご回答くださいますようお願いいたします。

3．本調査票への回答をもって、ご協力について同意いただいたものとさせていただきます。

4．ご記入後は、無記名のままご提出ください。

5．調査へのご協力は任意です。協力しない場合にも一切不利益を受けることはありません。

Ⅰ　あなた自身のことについてお聞きします。

問１．性別についてあてはまるもの**１つに○**をつけてください。

1 女性　　2 男性　　3 その他　　4 答えたくない

問２．年齢を教えてください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿歳

問３．社会福祉士の登録年（社会福祉士登録証に記載された登録年）を教えてください。

（※試験合格年ではなく登録年をご記入ください）

昭和・平成・令和＿＿＿＿＿＿＿＿年

問４．社会福祉士受験資格を取得した養成校についてあてはまるもの**１つに○**をつけてください。

1 四年制大学　　2 短期大学　　3 一般養成施設　　4 短期養成施設

問５．これまで相談援助に関する仕事に従事してきた年数を教えてください。

（※従事している時の社会福祉士の有無は問いません）。

通算＿＿＿＿年＿＿＿＿か月（2021 年 1 月時点）

問６．現在所属している職能団体についてあてはまるもの**全てに○**をしてください。

1 社会福祉士会　　2 精神保健福祉士協会　　3 医療ソーシャルワーカー協会

4 いずれにも加入していない

問７．社会福祉士実習指導者講習会を受講した年を教えてください。

昭和・平成・令和＿＿＿＿＿＿年

問８．これまで実習指導者として担当した社会福祉士実習生の人数（2007 年以前の旧カリキュラムの実習生も含む）を教えてください。

通算＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿人

※１ 資格要件を満たすための相談援助実習として 120 時間以上指導を担当した学生を対象とします。
（旧カリキュラムの実習生に関しては養成校から依頼があった実習期間全体を通して指導を担当）
※２ 現在所属している職場に限定せず、これまで着任してきた全職場での通算の人数をお答えください。
※３ 一人も実習指導を行ったことがない場合には**０人とご記入**ください。

問９．これまで所属してきた機関・事業所のうち、社会福祉士の実習指導をしたことがある領域について、あてはまるもの**全てに○**をつけてください。

１ 行政領域　２ 地域領域　３ 医療領域　４ 高齢者領域　５ 障害者領域
６ 障害児領域　７ 児童領域　８ 独立型社会福祉士事務所　９ その他（＿＿＿＿＿＿＿＿）

問 10．次のうち、あなたが社会福祉士の実習指導を行う目的としてあてはまるもの**３つまで○**をつけてください。

１．社会福祉士の後進育成
２．自分自身の指導能力の向上
３．自分自身のソーシャルワークの振り返り
４．養成校（教員）との関係形成・強化
５．所属組織の職員確保（実習生の就職）
６．実習指導料の確保
７．所属組織内の社会福祉士への理解促進
８．養成校や学生に対する所属組織・領域の周知
９．自分の目的はない（養成校から依頼があるため受けている）
10．その他（　　）
11．いずれもあてはまらない

問 11．次のうち、あなたがこれまで社会福祉士の実習指導を行ったことによって、実際に生じたメリットについてあてはまるもの**すべてに○**をつけてください。

１．自分自身の指導能力が向上した
２．ソーシャルワークに対する理解が深まった
３．新たなソーシャルワークを実践できた
４．養成校（教員）と関係形成・強化ができた
５．実習生が就職して人材確保につながった
６．実習指導料によって社会福祉士やその実習受入への組織からの評価が高まった
７．所属組織における社会福祉士への理解が深まった
８．その他（　　）
９．いずれもあてはまらない

問 12．実習指導以外に社会福祉士養成校での社会福祉士養成教育に関与した経験（非常勤講師、ゲストスピーカー、外部評価者、パネリスト等）について、あてはまるもの**１つに○**をしてください。

１ よくある　２ まあまあある　３ 少しある　４ ない

II　実習遂行のための Web 会議システム（例：ZOOM、Google Meet、Skype 等）の活用について お聞きします。

問 13. **2020 年度に社会福祉士の実習指導を行った人**にお聞きします。それ以外の方は**問 14（P.5）**へ進んでください。

問 13－1　実習生の事前訪問やオリエンテーションを、Web 会議システムによって実施しましたか。

1 実施した　　2 実施していない（養成校より提案はあったが対応できないと断った）
3 実施していない（養成校よりそのような提案はなかった）

13－1－①　**「1 実施した」と回答した人のみ**ご回答ください。Web 会議システムによる事前訪問等を実施した学生に対する教育効果について、あてはまるもの**1つに○**をつけてください。

1 対面実施より著しく効果が劣る　　2 対面実施より効果は劣るが許容範囲内である
3 対面実施と同等程度の効果がある　　4 対面実施以上の効果がある

13－1－②　**「1 実施した」と回答した人のみ**ご回答ください。Web 会議システムの効率性や効果を勘案した場合、今後も事前訪問やオリエンテーションの実施に Web 会議システムを活用することについて、あなたの考えとしてあてはまるもの**1つに○**をつけてください。

1 今後も積極的に活用したい　　2 今後も必要に応じて活用したい
3 今後は最小限の活用にとどめたい　　4 今後は活用したくない

問 13－2　実習中の養成校教員の巡回指導を、Web 会議システムによって実施しましたか。

1 実施した　　2 実施していない（養成校より提案はあったが対応できないと断った）
3 実施していない（養成校よりそのような提案はなかった）

13－2－①　**「1 実施した」と回答した人のみ**ご回答ください。Web 会議システムによる巡回指導を実施した学生に対する教育効果について、あてはまるもの**1つに○**をつけてください。

1 対面実施より著しく効果が劣る　　2 対面実施より効果は劣るが許容範囲内である
3 対面実施と同等程度の効果がある　　4 対面実施以上の効果がある

13－2－②　**「1 実施した」と回答した人のみ**ご回答ください。Web 会議システムの効率性や効果を勘案した場合、今後も巡回指導の実施に Web 会議システムを活用することについて、あなたの考えとしてあてはまるもの**1つに○**をつけてください。

1 今後も積極的に活用したい　　2 今後も必要に応じて活用したい
3 今後は最小限の活用にとどめたい　　4 今後は活用したくない

問 13－3　養成校教員が学生への帰校日指導を、Web 会議システムによって実施しましたか。

1 実施した	2 実施していない	3 把握していない

13－3－①　**「1 実施した」と回答した人のみ**ご回答ください。Web 会議システムによる帰校日指導を実施した学生に対する教育効果について、あてはまるもの**1つに○**をつけてください。

1 対面実施より著しく効果が劣る	2 対面実施より効果は劣るが許容範囲内である
3 対面実施と同等程度の効果がある	4 対面実施以上の効果がある

13－3－②　**「1 実施した」と回答した人のみ**ご回答ください。Web 会議システムの効率性や効果を勘案した場合、今後も帰校日指導の実施に Web 会議システムを活用することについて、あなたの考えとしてあてはまるもの**1つに○**をつけてください。

1 今後も積極的に活用して問題ない	2 今後も必要に応じて活用して問題ない
3 今後は最小限の活用にとどめる必要がある	4 今後は活用してほしくない

問 13－4　実習後、養成校が開催する実習報告会に Web 会議システムでオンライン参加しましたか。

1 オンライン参加した	2 オンライン参加しなかった（養成校はオンライン配信していた）	
	3 オンライン参加しなかった（養成校がオンライン配信しなかった）	

13－4－①　**「1 オンライン参加した」と回答した人のみ**ご回答ください。実習報告会へのオンライン参加による学生に対する教育効果について、あてはまるもの**1つに○**をつけてください。

1 対面参加より著しく効果が劣る	2 対面参加より効果は劣るが許容範囲内である
3 対面参加と同等程度の効果がある	4 対面参加以上の効果がある

13－4－②　**「1 オンライン参加した」と回答した人のみ**ご回答ください。Web 会議システムの効率性や効果を勘案して、今後も Web 会議システムによって実習報告会にオンラインで参加することについて、あなたの考えとしてあてはまるもの**1つに○**をつけてください。

1 今後も積極的にオンラインで参加したい	2 今後も必要に応じてオンラインで参加したい
3 今後は最小限のオンライン参加にとどめたい	4 今後はオンラインでは参加したくない

問 13－5　上記 13－1～13－4 で Web 会議システムによる指導等を「実施した」「参加した」と 1 回でも回答した人にお聞きします。Web 会議システムに対応するための Web 環境を職場に構築することにどのくらい負担がありましたか。あてはまるもの**1つに○**をしてください。

0 以前より構築されていた	1 ほとんど負担ではなかった	2 少し負担であった
5 個人で対応した（自宅 PC 等）	3 まあまあ負担であった	4 かなり負担であった

問 14. 今年度はコロナウイルス（COVID-19）感染症予防の観点から、臨時的に実習指導への Web 会議システム活用が認められました。コロナに関わらず今後も Web 会議システムを用いた実習指導を行うことが認められることになった場合を想定して、以下の質問にお答えください。

問 14－1　実習指導に Web 会議システムを活用すること（例：Web 会議システムによる巡回指導の実施など）についてどのような意向をお持ちですか。あてはまるもの**1 つに○**をしてください。

1 全ての場面で積極的に活用したい	2 場面や必要性に応じて活用したい	
3 最小限の活用にとどめたい	4 活用したくない	5 何とも言えない

問 14－2　あなたの所属組織は Web 会議システムに対応した Web 環境を構築することは可能ですか。あてはまるもの**1 つに○**をしてください。

1 すでに構築している	2 まだ構築していないが十分に可能である
3 まだ構築しておらず構築は難しい	4 何とも言えない

III　社会福祉士の実習指導者の養成や資質向上に関するあなたの考えをお聞きします。

問 15. 以前受講された社会福祉士**実習指導者講習会**に関する以下の質問についてお答えください。

問 15－1　研修期間（2 日間 14 時間）は学ぶ内容に対して適切だったと思いますか。あてはまるもの**1 つに○**をしてください。

1 とても過剰である	2 少し過剰である	3 適切	4 少し足りない	5 全然足りない

問 15－2　研修実施時期について、あなたが受講した月をご記入いただき、その時期の参加のしやすさについてあてはまるもの**1 つに○**をしてください。

＿＿＿＿月 →

1 とても参加しやすい時期だった	2 まあまあ参加しやすい時期だった
3 少し参加しづらい時期だった	4 とても参加しづらい時期だった

問 15－3　研修には社会福祉士の実習・実習指導に必要な内容が十分に含まれていたと思いますか。あてはまるもの**1 つに○**をしてください。

1 必要な内容が網羅されている	2 必要な内容が少し不足している
3 必要な内容がかなり不足している	4 覚えていない

問 15－4　研修には社会福祉士の実習・実習指導に必要ではない内容が含まれていたと思いますか。あてはまるもの**1 つに○**をしてください。

1 必要ではない内容は含まれていない	2 必要ではない内容が少し含まれている
3 必要ではない内容がかなり含まれている	4 覚えていない

問 15－5　全体を通した研修の分かりやすさについて、あてはまるもの**1 つに○**をしてください。

1 とても分かりやすかった	2 まあ分かりやすかった	3 どちらともいえない	
4 少しわかりにくかった	5 とても分かりにくかった	6 覚えていない	

→ 15－5－① **4 か 5 に○をした方**は、その理由について教えてください。

分かりにくかった理由：

問 16. 社会福祉士の実習生を受け入れて指導する際、どのような場面で実習指導者としてさらに学びを深める必要があると感じられますか。それぞれの場面についてあてはまるもの**1つに○**をつけてください。

		回答				
		とても感じる	まあ感じる	少し感じる	感じない	取り組んでない
①	所属組織全体の実習受け入れ体制を整備する場面	1	2	3	4	5
②	実習生が所属する養成校との事務的な手続きを遂行する場面	1	2	3	4	5
③	実習生を受け入れるにあたり想定されるリスクを事前に確認し、具体的対応方法を検討する場面	1	2	3	4	5
④	利用者やクライエントの個人情報保護に配慮した実習生の関りを検討する場面	1	2	3	4	5
⑤	実習受け入れマニュアルを作成したり、見直したりする場面	1	2	3	4	5
⑥	組織・機関のソーシャルワークを伝えるための基本的実習プログラムを作成する場面	1	2	3	4	5
⑦	実習生の力量や関心を踏まえたうえで個別実習プログラムを作成する場面	1	2	3	4	5
⑧	実施した基本的実習プログラムおよび個別実習プログラムの評価・見直しを行う場面	1	2	3	4	5
⑨	実習生が観察・体験したソーシャルワーク実践を理論や概念と関連付けて説明する場面	1	2	3	4	5
⑩	実習生の気付きや成長を最大化するためのスーパービジョンを実施する場面	1	2	3	4	5
⑪	実習終了後に実習生の評定を行う場面	1	2	3	4	5
⑫	実習において配慮が必要な学生への対応を検討する場面	1	2	3	4	5

問 17. 2019 年に社会福祉士養成課程のカリキュラムが改正され 2021 年度より施行されます。新カリキュラムでは実習で学ぶべき内容が見直されましたが（別紙参照）、このカリキュラム改正についてどの程度把握していたか、あてはまるもの**１つに○**をしてください。

1 改正内容まで十分に把握していた　　2 改正されることは把握していたが内容の把握は不十分 3 改正されることは把握していたが内容は全然知らない　　4 改正されることを知らなかった

問 18. 新カリキュラムで実習の学ぶべき内容に含まれる以下の実践について、現在の職場の業務としてどの程度実施しているか（**現職場での実施度**）、また現在の職場に限らず職能団体等の他組織での実践や以前の職場における実践も含めたときにどの程度実践の経験があるのか（**社会福祉士としての実践経験**）について、**それぞれあてはまるもの１つに○**をしてください。

		回答							
		現職場での実施度				**社会福祉士としての実践経験**			
		十分実施している	まあ実施している	少し実施している	全く実施していない	十分な実践経験がある	まあまあ実践経験がある	あまり実践経験はない	全く実践経験がない
①	施設・機関が所在する地域社会への具体的な働きかけ	1	2	3	4	1	2	3	4
②	地域における分野横断的・業種横断的な関係形成	1	2	3	4	1	2	3	4
③	地域における社会資源の開発	1	2	3	4	1	2	3	4
④	施設・機関の経営やサービス管理	1	2	3	4	1	2	3	4
⑤	アウトリーチ	1	2	3	4	1	2	3	4
⑥	ネットワーキング	1	2	3	4	1	2	3	4
⑦	コーディネーション	1	2	3	4	1	2	3	4
⑧	ネゴシエーション	1	2	3	4	1	2	3	4
⑨	ファシリテーション	1	2	3	4	1	2	3	4
⑩	プレゼンテーション	1	2	3	4	1	2	3	4
⑪	ソーシャルアクション	1	2	3	4	1	2	3	4

問 19. 新カリキュラムで実習の学ぶべき内容に含まれる以下の実践について、現在の職場で実習生を受け入れた場合、どの程度指導することができるのかお伺いします。**実践場面の提示**と**理論的指導**について、**それぞれ最もあてはまるもの１つに○**をしてください。

		回答							
		実践場面の提示				**理論的指導**			
		自身の業務・実践において実践場面を提示できる	関連機関等との連携で実践場面を提示できる	自身の経験から終了している事例を提示できる	現在の実践、終了事例いずれも提示できない	十分理論的な指導ができる	まあまあ理論的な指導ができる	あまり理論的な指導はできない	全く理論的な指導はできない
①	施設・機関が所在する地域社会への具体的な働きかけ	1	2	3	4	1	2	3	4
②	地域における分野横断的・業種横断的な関係形成	1	2	3	4	1	2	3	4
③	地域における社会資源の開発	1	2	3	4	1	2	3	4
④	施設・機関の経営やサービス管理	1	2	3	4	1	2	3	4
⑤	アウトリーチ	1	2	3	4	1	2	3	4
⑥	ネットワーキング	1	2	3	4	1	2	3	4
⑦	コーディネーション	1	2	3	4	1	2	3	4
⑧	ネゴシエーション	1	2	3	4	1	2	3	4
⑨	ファシリテーション	1	2	3	4	1	2	3	4
⑩	プレゼンテーション	1	2	3	4	1	2	3	4
⑪	ソーシャルアクション	1	2	3	4	1	2	3	4

Ⅳ　現在あなたが所属している組織に関する各項目について、あなた自身の考えをお聞きします。

問 20. あなたが所属する組織の法人について、あてはまるもの**１つに○**をつけてください。

1 社会福祉法人（社会福祉協議会以外）　2 社会福祉協議会　3 医療法人
4 地方公共団体（都道府県）　5 地方公共団体（市町村）
6 特定非営利活動法人・一般社団法人　7 その他（　　）

20－1 **「1 社会福祉法人」「2 社会福祉協議会」と回答した人のみ**ご回答ください。貴法人での地域公益**事業**の実施状況について、あてはまるもの**１つに○**をつけてください。

1 充実残額があり実施している　2 充実残額はあるが実施していない
3 充実残額はないが実施している　4 充実残額はなく実施していない　5 分からない

20－2 **「1 社会福祉法人」「2 社会福祉協議会」と回答した人のみ**ご回答ください。貴法人での地域公益**的取組**の実施状況について、あてはまるもの**１つに○**をつけてください。

1 とても活発に実施している　2 まあまあ活発に実施している
3 あまり活発に実施していない　4 ほとんど実施していない　5 分からない

問 21. あなたが配属されている施設・機関・事業所についてあてはまるもの**１つに○**をつけてください。

行政領域	1 福祉事務所　2 児童相談所　3 その他
地域領域	1 社会福祉協議会　2 地域包括支援センター　3 その他
医療領域	1 病院　2 診療所　3 その他
高齢者領域	1 特別養護老人ホーム　2 老人保健施設　3 通所介護事業所　4 その他
障害児/者領域	1 障害者支援施設　2 障害者生活介護　3 障害者就労支援 4 相談支援事業所　5 障害児通所支援事業所　6 障害児入所施設　7 その他
児童領域	1 児童養護施設　2 母子家庭支援施設　3 児童自立支援施設　4 その他
その他	1 独立型社会福祉士事務所　2 その他（　　）

問 22. 現在あなたが配属されている施設・機関・事業所が所在する都道府県を教えてください。

問 23. 現在あなたが配属されている施設・機関・事業所から社会福祉士養成校までの距離について、あてはまるもの**1つに○**をつけてください（選択肢の（）内の時間は車・公共交通機関であなたの職場から最も近い養成校への移動に要するおおよその時間を表します）。

1 とても近い（30 分以内）	2 まあまあ近い（1時間程度）
3 少し遠い（1時間 30 分程度）	4 まあまあ遠い（2時間程度）
5 とても遠い（3時間以上）	6 分からない

問 24. 現在あなたが配属されている施設・機関・事業所では、社会福祉士の実習受入・指導はどのように位置付けられていますか。あてはまるもの**1つに○**をしてください。

1 組織の正式な業務に位置づけられている
2 どちらかというと組織の正式な業務に位置づけられている
3 どちらかというと組織の正式な業務ではなく、実習指導者個人の取組として位置づけられている
4 組織の正式な業務ではなく、実習指導者個人の取組として位置づけられている

24－1 **「1 組織の正式な業務に位置づけられている」「2 どちらかというと組織の正式な業務に位置づけられている」と回答した人のみ**ご回答ください。実習指導者に対して組織的にどのようなバックアップがありますか。以下の欄に記述してください。

実習指導者へのバックアップ内容：

問 25. 現在あなたが配属されている施設・機関・事業所では、この 5 年間（2016 年度～2020 年度）で受け入れた社会福祉士実習生の全人数を教えてください。また、そのうち貴組織の法人に就職した実習生がいれば、その人数も教えてください。

受け入れ人数：　　人	法人に就職した実習生の人数：　　人

※ 上記期間に受け入れた実習生や就職した実習生がいない場合には**それぞれ0人とご記入**ください。

問 26. あなたが配属されている施設・機関・事業所における社会福祉士の実習生を受け入れることへの意向について、あてはまるもの**1つに○**をしてください。

1 積極的である	2 どちらかというと積極的である	3 どちらともいえない
4 どちらかというと消極的である	5 消極的である	

問 27. あなたが配属されている施設・機関・事業所は、あなたが社会福祉士の実習指導者としての資質向上を目的とした研修を受けることに対してどのような意向をお持ちですか。あてはまるもの**1つに○**をしてください。

1 肯定的である	2 どちらかというと肯定的である	3 どちらともいえない
4 どちらかというと否定的である	5 否定的である	6 特に組織の意向はない

問 28. 社会福祉士の実習指導にＷｅｂ会議システムなどのＩＣＴ（情報通信技術）を活用する場合、ＩＣＴ活用に向けた不安や（実際に今年度活用された方は）活用して難しかった点等について、あなたのご意見を自由に記述してください。

問 29. 実習指導における教育効果や教育の質を担保するために、ＩＣＴ（情報通信技術）の活用の問題点や導入の課題と考える点等について、あなたのご意見を自由に記述してください。

問 30. 現在、社会福祉士 実習指導者講習会は基本的に都道府県社会福祉士会が実施されていますが、事業者・事業者団体（各種法人や社会福祉法人経営者協議会など）や養成校・養成校団体（各養成校や日本ソーシャルワーク教育学校連盟各ブロックなど）が参画して協働実施することを想定した場合、その実施方法に対するあなたのご意見を教えてください。

問 31. その他、社会福祉士養成に関してご意見がありましたら、ご自由にお書きください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について（（最終改正）元文科高第1122号社援発0306第23号令和２年３月６日）

別紙

厚生労働省ホームページ『令和元年度社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて』より演習・実習指導・実習部分の新旧対照表を抜粋

https://www.mhlw.go.jp/content/000604913.pdf

別表１

新

科目名	教育内容	
	ねらい	教育に含むべき事項
ソーシャルワーク演習	①　ソーシャルワークの知識と技術に係る他の科目との関連性を踏まえ、社会福祉士及び精神保健福祉士として求められる基礎的な能力を涵養する。 ②　ソーシャルワークの価値規範と倫理を実践的に理解する。 ③　ソーシャルワークの実践に必要なコミュニケーション能力を養う。 ④　ソーシャルワークの展開過程において用いられる、知識と技術を実践的に理解する。	個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレーイング等）を中心とする演習形態により行うこと。 ①　自己覚知 ・自己理解と他者理解 ②　基本的なコミュニケーション技術 ・言語的技術（質問、促し、言い換え、感情の反映、繰り返し、要約等） ・非言語技術（表情、態度、身振り、位置取り等） ③　基本的な面接技術 ・面接の構造化 ・場の設定（面接室、生活場面、自宅等） ・ツールの活用（電話、e-mail 等） ④　ソーシャルワークの展開過程 事例を用いて、次に掲げる具体的なソーシャルワークの場面と過程を想定した実技指導を行うこと。 ・ケースの発見 ・インテーク ・アセスメント ・プランニング ・支援の実施 ・モニタリング ・支援の終結と事後評価 ・アフターケア ⑤　ソーシャルワークの記録 ・支援経過の把握と管理 ⑥　グループダイナミクスの活用 ・グループワークの構成（グループリーダー・コリーダー・グループメンバー） ・グループワークの展開過程（準備期・開始期・作業期・終結期） ⑦　プレゼンテーション技術 ・個人プレゼンテーション ・グループプレゼンテーション

別表１

旧

科目名	教育内容	
	ねらい	教育に含むべき事項
相談援助演習	相談援助の知識と技術に係る他の科目との関連性も視野に入れつつ、社会福祉士に求められる相談援助に係る知識と技術について、次に掲げる方法を用いて、実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。 ①　総合的かつ包括的な援助及び地域福祉の基盤整備と開発に係る具体的な相談援助事例を体系的にとりあげること。 ②　個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレーイング等）を中心とする演習形態により行うこと。	①　以下の内容については相談援助実習を行う前に学習を開始し、十分な学習をしておくこと ア　自己覚知 イ　基本的なコミュニケーション技術の習得 ウ　基本的な面接技術の習得 エ　次に掲げる具体的な課題別の相談援助事例等（集団に対する相談援助事例を含む。）を活用し、総合的かつ包括的な援助について実践的に習得すること。 （ア）社会的排除 （イ）虐待（児童・高齢者） （ウ）家庭内暴力（D.V） （エ）低所得者 （オ）ホームレス （カ）その他の危機状態にある相談援助事例（権利擁護活動を含む。） オ　エに掲げる事例等を題材として、次に掲げる具体的な相談援助場面及び相談援助の過程を想定した実技指導を行うこと。 （ア）インテーク （イ）アセスメント （ウ）プランニング （エ）支援の実施 （オ）モニタリング （カ）効果測定 （キ）終結とアフターケア カ　オの実技指導に当たっては、次に掲げる内容を含めること。 （ア）アウトリーチ （イ）チームアプローチ （ウ）ネットワーキング （エ）社会資源の活用・調整・開発 キ　地域福祉の基盤整備と開発に係る事例を活用し、次に揚げる事項について実技指導を行うこと。 （ア）地域住民に対するアウトリーチ

					とニーズ把握 （イ）地域福祉の計画 （ウ）ネットワーキング （エ）社会資源の活用・調整・開発 （オ）サービスの評価 ②　相談援助実習後に行うこと。 相談援助に係る知識と技術について個別的な体験を一般化し、実践的な知識と技術として習得できるように、相談援助実習における学生の個別的な体験も視野に入れつつ、集団指導並びに個別指導による実技指導を行うこと。
ソーシャルワーク演習（専門）	①　ソーシャルワークの実践に必要な知識と技術の統合を行い、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を習得する。 ②　社会福祉士に求められるソーシャルワークの価値規範を理解し、倫理的な判断能力を養う。 ③　支援を必要とする人を中心とした分野横断的な総合的かつ包括的な支援について実践的に理解する。 ④　地域の特性や課題を把握し解決するための、地域アセスメントや評価等の仕組みを実践的に理解する。 ⑤　ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークの対象と展開過程、実践モデルとアプローチについて実践的に理解する。 ⑥　実習を通じて体験した事例について、事例検討や事例研究を実際に行い、その意義や方法を具体的に理解する。 ⑦　実践の質の向上を図るため、スーパービジョンについて体験的に理解する。	＜ソーシャルワーク実習前に行うこと＞ 個別指導並びに集団指導を通して、実技指導（ロールプレーイング等）を中心とする演習形態により行うこと。 ①　次に掲げる具体的な事例等（集団に対する事例含む。）を活用し、支援を必要とする人が抱える複合的な課題に対する総合的かつ包括的な支援について実践的に習得すること。 ・虐待（児童・障害者・高齢者等） ・ひきこもり ・貧困 ・認知症 ・終末期ケア ・災害時 ・その他の危機状態にある事例 ②　①に掲げた事例等を題材として、次に掲げる具体的なソーシャルワークの場面及び過程を想定した実技指導を行うこと。 ・ケースの発見 ・インテーク ・アセスメント ・プランニング ・支援の実施 ・モニタリング ・支援の集結と事後評価 ・アフターケア ③　②の実技指導に当たっては、次に掲げる内容を含めること。	（新規）		

		・アウトリーチ ・チームアプローチ ・ネットワーキング ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション ④　地域福祉の基盤整備と開発に係る事例を活用し、次に掲げる事項について実技指導を行うこと。 ・地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握 ・地域アセスメント ・地域福祉の計画 ・組織化 ・社会資源の活用・調整・開発 ・サービスの評価 ＜ソーシャルワーク実習後に行うこと＞ ソーシャルワークに係る知識と技術について個別的な体験を一般化し、実践的かつ学術的な知識及び技術として習得できるよう、集団指導並びに個別指導による実技指導を行うこと。 ①　事例研究、事例検討 ②　スーパービジョン
ソーシャルワーク実習指導	①　ソーシャルワーク実習の意義について理解する。 ②　社会福祉士として求められる役割を理解し、価値と倫理に基づく専門職としての姿勢を養う。 ③　ソーシャルワークに係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し、ソーシャルワーク機能を発揮するための基礎的な能力を習得する。 ④　実習を振り返り、実習で得た具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる総合的な能力を涵養する。	次に掲げる事項について個別指導及び集団指導を行うものとする。 ①　実習及び実習指導の意義（スーパービジョン含む。） ②　多様な施設や事業所における現場体験学習や見学実習 ③　実際に実習を行う実習分野（利用者理解含む。）と施設・機関、地域社会等に関する基本的な理解 ④　実習先で関わる他の職種の専門性や業務に関する基本的な理解 ⑤　実習先で必要とされるソーシャルワークの価値規範と倫理・知識及び技術に関する理解 ⑥　実習における個人のプライバシーの保護と守秘義務等の理解

相談援助実習指導	①　相談援助実習の意義について理解する。 ②　相談援助実習に係る個別指導並びに集団指導を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際的に理解し実践的な技術等を体得する。 ③　社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。 ④　具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。	次に掲げる事項について個別指導及び集団指導を行うものとする。 ①　相談援助実習と相談援助実習指導における個別指導及び集団指導の意義 ②　実際に実習を行う実習分野（利用者理解含む。）と施設・事業者・機関・団体・地域社会等に関する基本的な理解 ③　実習先で行われる介護や保育等の関連業務に関する基本的な理解 ④　現場体験学習及び見学実習（実際の介護サービスの理解や各種サービスの利用体験等を含む。） ⑤　実習先で必要とされる相談援助に係る知識と技術に関する理解 ⑥　実習における個人のプライバシーの保護と守秘義務等の理解（個人情報保護法の理解を含む。）

		⑦　実習記録への記録内容及び記録方法に関する理解 ⑧　実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成及び実習後の評価 ⑨　巡回指導 ⑩　実習体験や実習記録を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成 ⑪　実習の評価及び全体総括会
ソーシャルワーク実習	①　ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。 ②　支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。 ③　生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。 ④　施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。 ⑤　総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。	実習生は次に掲げる事項について実習指導者による指導を受けるものとする。 ①　利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成 ②　利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成 ③　利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価 ④　多職種連携及びチームアプローチの実践的理解 ⑤　当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ ⑥　地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解 ⑦　施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む。） ⑧　社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解 ⑨　ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解 ・アウトリーチ ・ネットワーキング ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション

		⑦　「実習記録ノート」への記録内容及び記録方法に関する理解 ⑧　実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成 ⑨　巡回指導 ⑩　実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成 ⑪　実習の評価全体総括会
相談援助実習	①　相談援助実習を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際的に理解し実践的な技術等を体得する。 ②　社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。 ③　関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。	①　学生は次に掲げる事項について実習指導者による指導を受けるものとする。 ②　相談援助実習指導担当教員は巡回指導等を通して、次に掲げる事項について学生及び実習指導者との連絡調整を密に行い、学生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。 ア　利用者やその関係者、施設・事業者・機関・団体等の職員、地域住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成 イ　利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成 ウ　利用者やその関係者（家族・親族・友人等）との援助関係の形成 エ　利用者やその関係者（家族・親族・友人等）への権利擁護及び支援（エンパワメントを含む。）とその評価 オ　多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際 カ　社会福祉士としての職業倫理、施設・事業者・機関・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解 キ　施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際 ク　当該実習先が地域社会の中の設・事業者・機関・団体等であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワークキング、社会資源の活用・

		ソーシャルワーク実習指導担当教員は巡回指導等を通して実習生及び実習指導者との連絡調整を密に行い、実習生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。

（削除）

		調整・開発に関する理解

備考

１　人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムについては、社会福祉士に必要な内容となるよう留意すること。

２　相談援助演習のねらいにおける「相談援助の知識と技術に係る科目」とは、主に「相談援助の基盤と専門職」、「相談援助の理論と方法」、「地域福祉の理論と方法」、「福祉行財政と福祉計画」、「福祉サービスの組織と経営」 、「相談援助実習」、「相談援助実習指導」等の科目であること。

これ以降はアンケートの質問紙です。
試験中は開かないでください。
試験終了後、試験官の指示に従って回答してください。

〈実施するアンケート〉

A. 模擬試験難易度アンケート

あなたが受験した科目に関して、それぞれあなたの印象に最も近い評価の数字をマークシートに従って塗りつぶしてください。なお、受験していない科目は、空欄で構いません。

本アンケートの回答内容は、12 月上旬に郵送するあなたの成績表に記載されます。本アンケートに回答いただくことで、科目毎にあなたの解いたときの難易度の印象と、あなたの成績結果の比較をすることができます。問題の難易度の感触と得点の実態を把握して、国家試験に向けた試験対策にお役立てください。

なお、本アンケートへの回答は、任意です。回答の有無あるいは内容によって、あなたに不利益が生じることはありません。本アンケートへの回答をもって、趣旨への同意を得られたものとさせていただきます。

B. 進路意向（就労状況）等アンケート

【アンケートの目的およびアンケート実施主体】

本アンケートは、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟が、養成校在校者及び既卒者の進路意向及び就労の状況を把握し、今後の福祉人材確保対策推進及び社会福祉分野への進学推進の参考資料、今後のソーシャルワーク教育の充実のための参考資料とすること、また厚生労働省：令和２年度社会福祉推進事業「新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業」の調査報告書掲載を目的として、実施するものです。なお、本調査で得たデータは、統計的処理をしたうえで、報告書等で公表します。個人が特定できる形式での公表はいたしません。

【アンケート対象】

アンケート対象は、日本ソーシャルワーク教育学校連盟が実施する「2020 年度社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験」の受験者とし、マークシート形式のアンケート用紙に回答いただくものとします。回答はすべて統計的に処理しますので、個別の氏名、学校名、受験番号、各自の模擬試験の得点、問題の解答番号等が明らかになることは一切ありません。また、上記目的以外に使用することも一切ありません。

なお、本アンケートへの回答は、任意です。回答の有無あるいは内容によって、あなたに不利益が生じることはありません。本アンケートへの回答をもって、趣旨への同意を得られたものとさせていただきます。

（注）上記アンケートＡ及びＢの回答マークシートは１枚にまとまっています。
続けて回答してください。

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

A. 模擬試験難易度アンケート

あなたが受験した以下の[1]～[25]の科目に関して、それぞれあなたの印象(簡単か・難しいか)に最も近い評価の数字をマークシートに従って塗りつぶしてください。

[1] 人体の構造と機能及び疾病	[14] 相談援助の理論と方法
[2] 心理学理論と心理的支援	[15] 福祉サービスの組織と経営
[3] 社会理論と社会システム	[16] 高齢者に対する支援と介護保険制度
[4] 現代社会と福祉	[17] 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度
[5] 地域福祉の理論と方法	[18] 就労支援サービス
[6] 福祉行財政と福祉計画	[19] 更生保護制度
[7] 社会保障	[20] 精神疾患とその治療
[8] 障害者に対する支援と障害者自立支援制度	[21] 精神保健の課題と支援
[9] 低所得者に対する支援と生活保護制度	[22] 精神保健福祉相談援助の基盤
[10] 保健医療サービス	[23] 精神保健福祉の理論と相談援助の展開
[11] 権利擁護と成年後見制度	[24] 精神保健福祉に関する制度とサービス
[12] 社会調査の基礎	[25] 精神障害者の生活支援システム
[13] 相談援助の基盤と専門職	

B. 進路意向（就労状況）等アンケート

Q1 あなたの年齢(年代)を選んでください。

1. 20 代　2. 30 代　3. 40 代　4. 50 代　5. 60 代　6. 70 代以上

Q2 国家試験の受験予定について、当てはまるものを 1 つ選んでください。

1 来年（2021 年）2 月の国家試験を受験する　2 再来年（2022 年）以降の国家試験を受験する
3 国家試験を受験する予定はない

Q3 上記 Q2 で 1 又は 2 を選んだ方にお伺いします。受験予定の国家試験を選んでください。(複数回答可)

1 社会福祉士国家試験　2 精神保健福祉士国家試験

【実習に関する質問】

Q4 あなたは学校(養成校)で実習(社会福祉士・精神保健福祉士の受験資格を得るために必要な「相談援助実習」)を行いましたか？または新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、代替実習(「相談援助実習」を現場の施設以外で実施)を行いましたか？当てはまるものを 1 つ選んでください。

1 実習に行った・実習中である → Q5 に進む　2 代替実習を行った・代替実習中である → Q5 に進む
3 実習に行き、一部が代替実習だった → Q5 に進む　4 行っていない（実習免除など）→ Q9 に進む

Q5 あなたが学校(養成校)で実習を行った分野(代替実習の場合はプログラム)をすべて選んでください。(複数回答可)

1 高齢者福祉関係　2 障害者福祉関係　3 児童・母子福祉関係　4 生活保護関係　5 地域福祉関係
6 医療関係（精神科以外）　7 行政相談所関係　8 精神保健福祉関係（精神科医療機関を含む）　9 その他

Q6 上記 Q4 で 1、3 を選択した方(施設・機関に実習に行った方)にお伺いします。実習が就職予定先・就職活動先(就労されている方は現在勤務先)の選択にあたり、与えた影響について、当てはまるもの1つ選んでください。

1 肯定的な影響を受けた　2 どちらかというと肯定的な影響を受けた
3 どちらかというと否定的な影響を受けた　4 否定的な影響を受けた　5 特に影響を受けなかった

Q7 上記 Q6 で 1、2、3、4(5 以外)を選択した方にお伺いします。誰または何から影響を受けたかについて当てはまるものを選んでください。(複数回答可)

1 実習を行った施設・機関に影響を受けた　2 実習先の実習指導者に影響を受けた
3 実習先の職員（実習指導者以外）に影響を受けた　4 実習教育を担当する教員の影響を受けた
5 実習先の利用者等に影響を受けた　6 実習先が立地する地域に影響を受けた

Q8 上記 Q6 で 1 または 2 を選択した方にお伺いします。就職予定先・就職活動先(就労されている方は現在勤務先)の選択に関して、当てはまるもの1つ選んでください。

1 実習を行った施設・機関に就職したいと考えている　2 実習を行った施設・機関に就職した（内定含む）
3 実習に行った施設・機関に影響は受けたが、その施設・機関に就職したいとは思わない　4 その他

【学校（養成校）、進路選択に関する質問】

Q9 あなたが社会福祉分野の学校(養成校)で学ぶことを目指した(意識した)年代を 1 つ選んでください。

1 小学生以下　2 中学生　3 高校生　4 大学生　5 社会人　6 その他

Q10 あなたが社会福祉分野の学校(養成校)で学ぶことを目指した理由を選んでください。(複数回答可)

1 人の役に立ちたいから　2 人と関わるのが好きだから　3 社会で重要な仕事だと思ったから
4 自分や身近な人が福祉の支援を受けたことがあるから　5 親族・友人等が福祉の仕事をしているから
6 安定している分野だと思ったから　7 親族に勧められたから　8 学校の先生に勧められたから
9 先輩に勧められたから・誘われたから　10 国家資格を取得したいから
11 福祉に関する作品（小説・映画等）に影響を受けたから　12 その他

Q11 あなたが社会福祉分野への就労を目指した(意識した)年代を 1 つ選んでください。

1 小学生以下　2 中学生　3 高校生　4 大学生　5 社会人　6 その他

Q12 あなたが社会福祉分野での就労を目指した理由を選んでください。(複数回答可)

1 人の役に立ちたいから　2 人と関わるのが好きだから　3 社会で重要な仕事だと思ったから
4 自分や身近な人が福祉の支援を受けたことがあるから　5 親族・友人等が福祉の仕事をしているから
6 安定している分野だと思ったから　7 親族に勧められたから　8 学校の先生に勧められたから
9 先輩に勧められたから・誘われたから　10 国家資格を取得したいから
11 福祉に関する作品（小説・映画等）に影響を受けたから　12 その他

Q13 あなたが社会福祉分野への就労や学校(養成校)を目指した際、周囲に否定的な反応を示した方はいましたか。当てはまる人を選んでください。(複数回答可)

1 親族が否定的だった　2 高校の先生が否定的だった　3 友人・知人が否定的だった
4 実習先の職員が否定的だった　5 特に否定的な反応を示した人はいなかった

【就職、就職活動に関する質問】

Q14 あなたの現在の就職、就職活動の状況を 1 つ選んでください。

1 既に就労中　2 内定　3 就職活動中　4 これから就職活動をする　5 進学（大学院等）　6 その他

Q15 上記 Q14 で 2 を選択した方にお伺いします。本年度に内定が出た時期を 1 つ選んでください。

1. 4 月～5 月頃　2. 6 月頃　3. 7 月頃　4. 8 月頃　5. 9 月頃　6. 10 月頃　7. その他

Q16 上記 Q14 で 1 または 2 を選択した方にお伺いします。就労形態を 1 つ選んでください。

1 常勤（正職員）　2 非常勤　3 内定中で国家試験の合否等で変わる　4 その他

Q17 あなたの就職予定先・就職活動先（就労されている方は現在勤務先）の分野を選んでください。（複数回答可）

1 高齢者福祉関係　2 障害者福祉関係　3 児童・母子福祉関係　4 生活保護関係　5 地域福祉関係
6 医療関係（精神科以外）　7 行政相談所関係　8 精神保健福祉関係（精神科医療機関を含む）　9 その他

Q18 あなたの就職予定先・就職活動先（就労されている方は現在勤務先）の運営主体を 1 つ選んでください。

1 社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）　2 医療法人（病院等）　3 国・地方公共団体
4 特定非営利活動法人（NPO 法人）　5 社会福祉協議会　6 福祉に関係する一般企業　7 一般企業　8 その他

Q19 あなたが就職予定先・就職活動先（就労されている方は現在勤務先）を選ぶにあたって、影響のあった学校（養成校）の在学中の体験等のうち、当てはまるもの 3 つまで選んでください。

1 学校（養成校）で履修した座学の授業の内容　2 学校（養成校）で履修した実習
3 学校（養成校）で履修した演習科目　4 ゼミ教育　5 ボランティア活動　6 アルバイト経験
7 部活・サークル活動　8 就職活動　9 その他

Q20 あなたが就職予定先・就職活動先（就労されている方は現在勤務先）を選ぶにあたって、学校（養成校）の在学中に影響を受けた人のうち、当てはまるもの 3 つまで選んでください。

1 実習先の実習指導者　2 実習先の職員　3 ボランティア先の職員　4 アルバイト先の職員
5 実習先やボランティア先の利用者　6 学校（養成校）の先生
7 学校（養成校）の就職をサポートする職員　8 友人・同級生・同僚　9 先輩　10 親族　11 その他

Q21 あなたが就職予定先・就職活動先（就労されている方は現在勤務先）を選ぶ上で重視することについて、当てはまるもの 5 つまで選んでください。

1 仕事のやりがいがある　2 給料・賃金が高い　3 労働時間や休日の取得が希望に沿う
4 職場の環境（建物・立地等）が良い　5 自宅から通勤が可能
6 就職後のキャリアアップが用意されている　7 職場の人間関係が良好　8 雇用が安定している
9 実施事業や業務内容が魅力的である　10 地域に密着した活動を行っている
11 社会的に評価されている

Q22 就職（就労されている方は転職）に関する情報をどこから得ていますか。（複数回答可）

1 学校（養成校）の求人情報　2 求人情報会社のウェブサイト、SNS
3 就職予定先・就職活動先の法人等のウェブサイト、SNS　4 都道府県別の福祉人材センター
5 全社協の福祉のお仕事　6 ハローワーク　7 インターンシップ　8 専門職団体のウェブサイト
9 就職説明会（合同含む）　10 教員　11 先輩や卒業生　12 その他

【新型コロナウイルス感染症の拡大下の養成教育に関する質問】（該当する学校（養成校）の在学生のみ回答）

Q23 2020 年度、学校（養成校）で相談援助実習指導、精神保健福祉援助実習指導の科目で遠隔授業を経験された方にお伺いします。遠隔授業を受講した感想等を教えてください。（複数回答可）

1 通常の授業と遜色がなく分かりやすかった・通常授業より良かった
2 遠隔授業で自分の時間が有効に使えた　3 授業を受けるためのシステムの操作が難しかった
4 遠隔授業を理解するのが難しかった　5 長時間、PC 等を使用することの疲労感、負担感があった
6 グループワークやディスカッションが難しかった　7 担当する先生の操作や進行が不慣れだった
8 履修登録や出席確認、レポート提出など授業以外の操作や手続きが難しかった
9 先生や同級生とコミュニケーションが取りにくかった　10 当てはまるものはない

Q24 2020 年度、学校（養成校）で相談援助演習、精神保健福祉援助演習の科目で遠隔授業を経験された方にお伺いします。遠隔授業を受講した感想等を教えてください。（複数回答可）

1 通常の授業と遜色がなく分かりやすかった・通常授業より良かった
2 遠隔授業で自分の時間が有効に使えた　3 授業を受けるためのシステムの操作が難しかった
4 遠隔授業を理解するのが難しかった　5 長時間、PC 等を使用することの疲労感、負担感があった
6 グループワークやディスカッションが難しかった　7 担当する先生の操作や進行が不慣れだった
8 履修登録や出席確認、レポート提出など授業以外の操作や手続きが難しかった
9 先生や同級生とコミュニケーションが取りにくかった　10 当てはまるものはない

Q25 2020 年度、学校（養成校）で代替実習（「相談援助実習」を現場の施設以外で実施）を経験された方にお伺いします。代替実習の感想等を教えてください。（複数回答可）

1 通常の実習と遜色がなく分かりやすかった・通常の実習より良かった
2 実習指導者の指導が一切受けられなかった　3 利用者に直接関わることが一切できなかった
4 実習先の施設に行けなかった　5 代替のプログラムがよくなかった（わかりにくかった）
6 実習報告会などで体験を共有できなかった　7 担当する先生の説明や進行、指導が不慣れだった
8 実習に行かず資格を取ることが不安だ　9 当てはまるものはない

Q26 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、学業・生活を行う上で、経済的な負担がありますか？当てはまるもの 1 つ選んでください。

1 特に問題はない　2 負担が増えたが、なんとかやっていける　3 負担が増え、やや厳しい
4 かなり厳しい　5 限界が来て経済的に困難な状況

Q27 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、就職活動の負担が増えましたか？当てはまるもの 1 つ選んでください。

1 特に問題はない・既に内定している　2 変更等が生じているが、なんとかやっていける
3 変更等が増え、やや厳しい　4 変更等が増えて、かなり厳しい
5 就職活動を実施または継続することが困難な状況　6 もともと就職する予定はない（進学等）

令和３年１月

ご担当者様

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会　長　　白　澤　政　和

厚生労働省　令和２年度社会福祉推進事業
「新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業」
にかかる調査への協力について（ご依頼）

謹啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび、日本ソーシャルワーク教育学校連盟では、厚生労働省社会福祉推進事業の補助金を受け、『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業』に取り組んでおります。

一昨年６月に社会福祉士及び精神保健福祉士養成カリキュラムの見直しが行われ、両資格ともに令和３年度より新たなカリキュラムによる養成が実施されます。

本事業では、地域において住民のニーズに適切に対応し、支援を行うことができる社会福祉士・精神保健福祉士を養成するため、新たなカリキュラムによる教育方法等について調査研究を実施するもので、全国の自治体を対象に、市区町村「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」に関する調査を実施することといたしました。

つきましては、調査の趣旨をご理解いただき、本調査票に記入の上　**令和３年１月３１日（日）まで（消印有効）　に同封の返信用封筒にて**ご返送いただきますようお願い申し上げます。

なお、**調査票への記入は、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業　ご担当者様に回答を**お願い申し上げます。

ご多忙のところ恐縮に存じますが、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

謹白

■ 本調査における倫理的配慮と個人情報に関する取り扱い

本調査で収集したすべての情報は、本連盟が厳重に管理を行い、本調査事業のデータとしてのみ使用します。調査の報告書等結果の公表において都道府県・市区町村・個人名を特定することは一切ありません。また、利用目的を超えた使用はいたしません。

本調査への協力は任意であり、対象者の自由な意思が尊重されます。本調査の趣旨をご一読いただき、同意が得られる場合のみご返送くださいますようお願い申し上げます。本調査票の返送をもって調査協力への同意をいただいたものといたします。なお、同意されない場合には提出の必要はなく、いかなる不利益を受けることがないことを保障いたします。

■ 本事業の協力団体　（順不同）

全国社会福祉法人経営者協議会・全国社会福祉協議会
日本社会福祉士会・日本医療社会福祉協会・日本精神保健福祉士協会

■ 本調査の内容・倫理・配布・回収に関するお問い合わせ先

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟　事務局（担当：早坂）
〒108-0075　東京都港区港南 4-7-8　都漁連水産会館５階
TEL：03-5495-7242　FAX：03-5495-7219　E-mail：jimukyoku@jaswe.jp

『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける研修のあり方に関する調査研究事業』

厚生労働省令和２年度　社会福祉推進事業

市区町村「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」に関する調査

2020年1月

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

調査票番号	M−473812

←番号は記入不要です

《　調査へのご協力のお願い　》

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業　ご担当者様へ

この調査は、市区町村の「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」についての実態をお伺いし、今後の福祉・介護人材確保を進めていく上で参考となるデータを収集することを目的としております。

つきましては、お忙しいところ誠に恐れ入りますが、何卒、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、この調査は、厚生労働省令和２年度社会福祉推進費補助金により実施するものです。

令和３年１月

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

会　長　　白澤　政和

キリトリ

＊＊

《　ご記入にあたって　》

◎　回答のご記入は、**地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業担当者様**にお願いいたします。

◎　回答は、該当する番号に○をつけて下さい。なお、一部必要事項を数字、言葉でご記入していただく場合がありますが、その場合には、所定の位置に記入して下さい。

◎　回答を記入する際には、**黒色または青色の筆記具**ではっきりとお書き下さい。

◎　ご回答いただきました調査票は、**2020年１月31日（日）までに同封の返信用封筒にて切手を貼らずに**郵便ポストへ投函して下さい。

◎　調査票について、ご不明の点がございましたら下記までお問い合せください。

◎　回答について、わからない場合は、関係部局等に問合わせの上ご回答ください。

＊＊

〈お問い合わせ先〉

日本ソーシャルワーク教育学校連盟　事務局

〒108-0075　東京都港区港南4-7-8　都漁連水産会館５階

TEL：03-5495-7242　FAX：03-5495-7219　E-mail：2020suishin @jaswe.jp

担当：小森(こもり)、杉本（すぎもと)、早坂（はやさか)

Ⅰ　貴自治体のことについてお聞きします。

問１．あなたの自治体は何都道府県にありますか。あてはまるものに○をつけてください。

1　北海道	13　東京都	25　滋賀県	37　香川県
2　青森県	14　神奈川県	26　京都府	38　愛媛県
3　岩手県	15　新潟県	27　大阪府	39　高知県
4　宮城県	16　富山県	28　兵庫県	40　福岡県
5　秋田県	17　石川県	29　奈良県	41　佐賀県
6　山形県	18　福井県	30　和歌山県	42　長崎県
7　福島県	19　山梨県	31　鳥取県	43　熊本県
8　茨城県	20　長野県	32　島根県	44　大分県
9　栃木県	21　岐阜県	33　岡山県	45　宮崎県
10　群馬県	22　静岡県	34　広島県	46　鹿児島県
11　埼玉県	23　愛知県	35　山口県	47　沖縄県
12　千葉県	24　三重県	36　徳島県	

問２．あなたの自治体の種別について、あてはまるものに○をつけてください。

1　政令市　　2　中核市　　3　政令市及び中核市以外の市　　4　区　　5　町　　6　村

問３．あなたの自治体の人口についてご記入ください。

令和２年８月末現在：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿人

問４．あなたの自治体の令和２年４月１日現在の全職員数及び民生部門の職員数ついて、総務省の地方公共団体定員管理調査の数字をご記入ください。

全職員数	＿＿＿＿＿＿＿＿人	民生部門職員	＿＿＿＿＿＿＿＿人

問５．あなたの自治体の、「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（以下、モデル事業）」の２つの事業（地域力強化推進事業と多機関の協働による包括的支援体制構築事業）の実施状況をお答え下さい（実施している箇所に○印をご記入ください）

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
地域力強化推進事業					
多機関の協働による包括的支援体制構築事業					

II　あなたの自治体の、今年度（2020 年度）のモデル事業の委託の状況をお答え下さい。

問６−１．地域力強化推進事業の実施についてお答え下さい。

１　委託していない（自治体直営で実施している）　　２　委託している → 副問へ

副問　委託先で該当するものに〇印をつけて下さい（複数の場合はすべて）。

１　社会福祉協議会	２　社会福祉法人（社会福祉協議会以外）	
３　医療法人	４　NPO 法人	５その他

問６−２　多機関の協働による包括的支援体制構築事業の実施についてお答え下さい。

１　委託していない（自治体直営で実施している）　　２　委託している → 副問へ

副問　委託先で該当するものに〇印をつけて下さい（複数の場合はすべて）。

１　社会福祉協議会	２　社会福祉法人（社会福祉協議会以外）	
３　医療法人	４　NPO 法人	５その他

III　今年度（2020 年度）モデル事業の地域力強化推進事業についてお聞きします。

今年度地域力強化推進事業を実施していない場合は、問９にお進み下さい。

問7. 地域力強化推進事業における「地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援」において、支援の対象となっている者には、どのような者を想定されていますか。下記の当てはまるものすべてに〇印をつけて下さい。

１　相談支援包括化推進員	２　社会福祉協議会の職員	３　生活支援コーディネーター
４　民生・児童委員	５　ボランティアコーディネーター	６　コミュニティソーシャルワーカー
７　地域住民	８　その他	

問8. 地域力強化推進事業における「地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備」において、「相談を受け止める人」としては、どのような者を想定されていますか。下記の当てはまるものすべてに〇印をつけて下さい。

１　相談支援包括化推進員	２　社会福祉士	３　精神保健福祉士	４　介護支援専門員
５　相談支援専門員	６　介護福祉士	７　看護師	８　保健師
９　その他			

Ⅳ　今年度(2020 年度)モデル事業の多機関の協働による包括的支援体制構築事業についてお聞きします。

今年度多機関の協働による包括的支援体制構築事業を実施していない場合は、問 14 にお進み下さい。

問9. 相談支援包括化推進員の配置形態とそれぞれの配置人数をお答え下さい。

専任・専従　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿人（配置していない場合は0 を記入して下さい）

兼任　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿人（配置していない場合は0 を記入して下さい）

問 10. 相談支援包括化推進員の配雇用形態とそれぞれの配置人数をお答え下さい。

常勤正規職員　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿人（配置していない場合は0 を記入して下さい）

常勤臨時職員　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿人（配置していない場合は0 を記入して下さい）

非常勤・嘱託職員　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿人（配置していない場合は0 を記入して下さい）

問 11. 相談支援包括化推進員を配置している機関をお答え下さい。下記の当てはまるものすべてに〇印をつけて下さい。

1　自治体内の相談窓口（福祉課、保健課など）　　2　社会福祉協議会内の相談窓口

3　地域包括支援センター　　4　生活困窮者自立支援制度の自立相談窓口

5　地区センター（公民館）　6　その他

問 12. 相談支援包括化推進員が保有している資格をお答え下さい。下記の当てはまるものすべてに〇印をつけて下さい。

1　相談支援包括化推進員　　2　社会福祉士　　3　精神保健福祉士　　4　介護支援専門員

5　相談支援専門員　　6　介護福祉士　　7　看護師　　8　保健師　　9　その他

問 13. 今年度（2020年度）のモデル事業の実施において、社会福祉士あるいは精神保健福祉士の資格保有者を積極的に活用されていますか。下記の当てはまるものに〇印をつけた上で、副問にてその理由をお聞かせください。

1　積極的に活用している　　2　まあ活用している　　3　とくに活用していない

副問　ご回答の理由をお聞かせください。

問 14. 次年度（2021年度）から実施される予定の「重層的支援体制整備事業」の実施の意向をお答え下さい。

1　実施する予定である　　2　実施の予定はない　　3　現時点ではどちらともいえない

問 15. 仮に、次年度（2021年度）以降に「重層的支援体制整備事業」を実施することになった場合、どのような形態で実施する意向をお持ちですか。下記の当てはまるものに〇印をつけて下さい。

1　自治体直営で実施する予定（委託は行わない）

2　委託して実施する予定

→ 委託先として予定しているもので、該当するものに〇印をつけて下さい。（いくつでも）

1　社会福祉協議会　　2　社会福祉法人（社会福祉協議会以外）　　3　医療法人

4　NPO 法人　　5　その他

問 16. 仮に、次年度（2021年度）以降に「重層的支援体制整備事業」を実施することになった場合、当該事業を実施するためにソーシャルワーカー（社会福祉士あるいは精神保健福祉士）を採用する意向をお持ちですか。下記の当てはまるものをいくつでも〇印をつけて下さい。

1　自治体所属のソーシャルワーカーを配置転換して採用する

2　自治体所属の社会福祉主事を配置転換して採用する

3　新規の正職員（臨時雇用正職員含む）のソーシャルワーカーを採用する

4　新規の非常勤職員（嘱託職員含む）のソーシャルワーカーを採用する

5　特にソーシャルワーカーの採用は考えていない

Ⅴ　令和２年６月４日付け参議院厚生労働委員会の地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議において、次のように決議されました。

「重層的支援体制整備事業について、同事業が介護、障害、子ども及び生活困窮の相談支援等に加え、伴走支援、多機関協働、アウトリーチ支援等の新たな機能を担うことを踏まえ、同事業がより多くの市町村において円滑に実施されるよう、裁量的経費を含めて必要な予算を安定的に確保するとともに、既存の各種事業の継続的な相談支援の実施に十分留意し、その実施体制や専門性の確保・向上に向けた施策を含め、市町村への一層の支援を行うこと。また、同事業を実施するに当たっては、社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること」

問 17. この附帯決議についてご存知でしたか。

1　承知していた　　2　はじめて知った

問 18. 上記の附帯決議における社会福祉主事及び精神保健福祉士の活用について、あなたご自身の意見で結構ですので、下記の当てはまるものに〇印をつけた上で、副問にてその理由をお聞かせください。

1　大いに活用すべきだと思う	2　できれば活用すべきだと思う
3　活用すべきだとはあまり思わない	4　活用すべきだとはまったく思わない

副問　ご回答の理由をお聞かせください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

令和３年１月

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会　長　　白　澤　政　和

厚生労働省　令和２年度社会福祉推進事業
「新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業」
にかかる調査への協力について（ご依頼）

謹啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび、日本ソーシャルワーク教育学校連盟では、厚生労働省社会福祉推進事業の補助金を受け、『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業』に取り組んでおります。

一昨年６月に社会福祉士及び精神保健福祉士養成カリキュラムの見直しが行われ、両資格ともに令和３年度より新たなカリキュラムによる養成が実施されます。

本事業では、地域において住民のニーズに適切に対応し、支援を行うことができる社会福祉士・精神保健福祉士を養成するため、新たなカリキュラムによる教育方法等について調査研究を実施するもので、全国の自治体を対象に、市区町村における「まち・ひと・しごと創生（地方創生）」及び社会福祉法改正による「重層的支援体制整備」における福祉専門職の活用等に関する調査を実施することといたしました。

つきましては、調査の趣旨をご理解いただき、本調査票に記入の上　**令和３年１月３１日（日）まで（消印有効）　に同封の返信用封筒にて**ご返送いただきますようお願い申し上げます。

なお、**調査票への記入は、首長様もしくは首長様のご意向を確認できる方に回答を**お願い申し上げます。

ご多忙のところ恐縮に存じますが、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

謹白

■ 本調査における倫理的配慮と個人情報に関する取り扱い

本調査で収集したすべての情報は、本連盟が厳重に管理を行い、本調査事業のデータとしてのみ使用します。調査の報告書等結果の公表において都道府県・市区町村・個人名を特定することは一切ありません。また、利用目的を超えた使用はいたしません。

本調査への協力は任意であり、対象者の自由な意思が尊重されます。本調査の趣旨をご一読いただき、同意が得られる場合のみご返送くださいますようお願い申し上げます。本調査票の返送をもって調査協力への同意をいただいたものといたします。なお、同意されない場合には提出の必要はなく、いかなる不利益を受けることがないことを保障いたします。

■ 本事業の協力団体　（順不同）

全国社会福祉法人経営者協議会・全国社会福祉協議会
日本社会福祉士会・日本医療社会福祉協会・日本精神保健福祉士協会

■ 本調査の内容・倫理・配布・回収に関するお問い合わせ先

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟　事務局（担当：早坂）
〒108-0075　東京都港区港南 4-7-8　都漁連水産会館５階
TEL：03-5495-7242　FAX：03-5495-7219　E-mail：jimukyoku@jaswe.jp

キリトリ

市区町村における「まち・ひと・しごと創生（地方創生）」及び社会福祉法改正による「重層的支援体制整備」における福祉専門職の活用等に関する調査

令和３年１月
一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

調査票番号	G-012106

←番号は記入不要です

《　調査へのご協力のお願い　》

市区町村長　　各位

この調査は、市区町村の首長様を対象に、各市区町村における地方創生に向けた取り組み・考え方と、地域共生社会の実現に向けた福祉専門職（社会福祉士・精神保健福祉士）の活用等についてお伺いし、今後の福祉・介護人材確保を進めていく上で参考となるデータを収集することを目的として実施するものです。

つきましては、お忙しいところ誠に恐れ入りますが、何卒、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、この調査は、「厚生労働省令和２年度社会福祉推進事業補助金」により実施するものです。

令和３年１月
一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会　長　　白　澤　　政　和

＊＊

《　ご記入にあたって　》

◎　回答のご記入は、首長様もしくは首長様のご意向を確認できる方にお願いいたします。
◎　回答は、該当する番号に○をつけて下さい。なお、一部必要事項を数字、言葉でご記入していただく場合がありますが、その場合には、所定の位置に記入して下さい。
◎　回答を記入する際には、**黒色または青色の筆記具**ではっきりとお書き下さい。
◎　ご回答いただきました調査票は、**令和３年１月３１日（日）までに同封の返信用封筒にて切手を貼らずに**郵便ポストへ投函して下さい。
◎　調査票について、ご不明の点がございましたら下記までお問い合せください。

＊＊

〈お問い合わせ先〉

一般社団法人　日本ソーシャルワーク教育学校連盟
TEL：03-5495-7242　FAX：03-5495-7219
Eメール：2020suishin@jaswe.jp
担当：小森(こもり)、杉本(すぎもと)、早坂（はやさか）

Ⅰ．基本属性

問１．あなたの市区町村はどの都道府県にありますか。あてはまるものに○をつけてください。

１　北海道	13　東京都	25　滋賀県	37　香川県
２　青森県	14　神奈川県	26　京都府	38　愛媛県
３　岩手県	15　新潟県	27　大阪府	39　高知県
４　宮城県	16　富山県	28　兵庫県	40　福岡県
５　秋田県	17　石川県	29　奈良県	41　佐賀県
６　山形県	18　福井県	30　和歌山県	42　長崎県
７　福島県	19　山梨県	31　鳥取県	43　熊本県
８　茨城県	20　長野県	32　島根県	44　大分県
９　栃木県	21　岐阜県	33　岡山県	45　宮崎県
10　群馬県	22　静岡県	34　広島県	46　鹿児島県
11　埼玉県	23　愛知県	35　山口県	47　沖縄県
12　千葉県	24　三重県	36　徳島県	

問２．あなたの市区町村の種別について、あてはまるものに○をつけてください。

１．都道府県　２．政令市　３．中核市　４．政令市及び中核市以外の市　５．特別区　６．町　７．村

問３．あなたの市区町村名をご記入ください。

区 市
町 村

問４．令和２年１１月末現在の、あなたの市区町村の人口、そのうち高齢者（65 歳以上）人口及び高齢化率についてご記入ください。

問４－１：総人口	問４－２：うち 65 歳以上人口	問４－３：高齢化率
人	人	%

問５．あなたの市区町村の人口動態について、ここ５年間であてはまるものに○をつけてください。

	かなり減少している	少し減少している	変わらない	少し増加している	かなり増加している
１．総人口について	１	２	３	４	５
２．若年層（15～34 歳）人口について	１	２	３	４	５

問６．あなたの市区町村の 2020 年４月１日現在の職員数及び社会福祉士・精神保健福祉士有資格者数をご記入ください。

区分		うち社会福祉士有資格者	うち精神保健福祉士有資格者
総務・企画・財政	人	人	人
産業振興	人	人	人
民政・教育	人	人	人
全職員数（合計）	人	人	人

問７．あなたのお名前と役職をご記入ください。

お名前	役職

Ⅱ．「まち・ひと・しごと創生」（地方創生）について

問８．あなたの市区町村は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（地方創生）第 2 期の基本目標についてどのようにお考えですか。重要度を５段階で表したとき、あてはまる箇所に〇をつけてください。また、各項目について、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士への期待について、あてはまる箇所に〇をつけてください。

内容 ※各項目については、別添の参考資料をご参照ください。	あなたの自治体における重要度 低い ←――→ 高い					社会福祉士・精神保健福祉士への期待			
						かなり期待する	まあ期待する	あまり期待しない	全く期待しない
1-1：地域資源・産業を生かした地域の競争力強化	1	2	3	4	5	1	2	3	4
1-2：専門人材の確保・育成	1	2	3	4	5	1	2	3	4
1-3：働きやすい魅力的な就業環境と担い手の確保	1	2	3	4	5	1	2	3	4
2-1：地方移住の推進	1	2	3	4	5	1	2	3	4
2-2：若者の修学・就業による地方への定着推進	1	2	3	4	5	1	2	3	4
2-3：関係人口の創出・拡大	1	2	3	4	5	1	2	3	4
2-4：地方への資金の流れの創出・拡大	1	2	3	4	5	1	2	3	4
3-1：結婚・出産・子育ての支援	1	2	3	4	5	1	2	3	4
3-2：仕事と子育ての両立	1	2	3	4	5	1	2	3	4
3-3：地域の実情に応じた取組（地域アプローチ）の推進	1	2	3	4	5	1	2	3	4
4-1：質の高い暮らしのための街の機能の充実	1	2	3	4	5	1	2	3	4
4-2：地域資源を活かした個性あふれる地域の形成	1	2	3	4	5	1	2	3	4
4-3：安心して暮らすことができるまちづくり	1	2	3	4	5	1	2	3	4
5-1：一人ひとりが魅力づくりの担い手となる地方創生	1	2	3	4	5	1	2	3	4
5-2：地方公共団体等における多様な人材の確保	1	2	3	4	5	1	2	3	4
5-3：地域コミュニティの維持・強化	1	2	3	4	5	1	2	3	4
5-4：誰もが居場所と役割を持つ地域社会の実現	1	2	3	4	5	1	2	3	4
5-5：地域における多文化共生の推進	1	2	3	4	5	1	2	3	4
6-1：地域における情報通信基盤等の環境整備	1	2	3	4	5	1	2	3	4
6-2：未来技術の活用による地域課題の解決、地域の魅力向上	1	2	3	4	5	1	2	3	4
6-3：地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり	1	2	3	4	5	1	2	3	4

問９．あなたの市区町村では、地方創生を進めていく上で、住民の生活を支えるために福祉の充実が必要だと思いますか。あてはまるものに○をつけてください。

１．とても必要　　２．まあ必要　　３．あまり必要でない　　４．まったく必要でない

問 10. あなたの市区町村の状況について、あてはまるものに○をつけてください。

	かなり該当	まあ該当	あまり該当しない	まったく該当しない
１．福祉サービスを提供する事業所（社会福祉法人等）が不足している	１	２	３	４
２．介護や保育等福祉の人材が不足している	１	２	３	４
３．地域のコミュニティづくり等地域福祉を担う人材（専門職）が不足している	１	２	３	４
４．市区町村職員の採用に、新卒者の応募が少ない	１	２	３	４
５．地域づくりや地域おこしなどの企画力のある市区町村職員が不足している	１	２	３	４
６．福祉に関する計画を作成する職員が不足している	１	２	３	４

問 11. 令和２年６月、地域共生社会の実現に向けて社会福祉法が改正され、社会福祉士・精神保健福祉士の活用が努力義務化されました。あなたの市区町村では、社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有する者を採用したいと思いますか。あてはまるものに○をつけてください。

１．ぜひ採用したい　　２．まあ採用したい　　３．あまり採用したくない　　４．まったく採用したくない

問 12. 社会福祉士と精神保健福祉士は、全国約 300 校の福祉系大学等で養成されていますが、あなたの市区町村の福祉施策・福祉計画やまちづくりを企画する上で、あなたの市区町村近くの大学等との連携や協力を希望しますか。あてはまるものに○をつけてください。

１．希望する　　２．まあ希望する　　３．あまり希望しない　　４．まったく希望しない

→【副問】問 12 で「１．希望する」及び「２．まあ希望する」と回答した方にお伺いします。あなたの市区町村は、具体的にどのようなことで福祉系大学等との連携や協力を希望しますか。あてはまるものに○をつけてください。

	かなり希望する	まあ希望する	あまり希望しない	まったく希望しない
１．福祉系大学等と包括連携協定を締結する	１	２	３	４
２．社会福祉士や精神保健福祉士を目指す学生を自治体のインターンシップとして受入れる	１	２	３	４
３．社会福祉士・精神保健福祉士養成に係る実習生を受入れる	１	２	３	４
４．社会福祉士・精神保健福祉士養成に係る実習先を自治体で斡旋する				
５．社会福祉士や精神保健福祉士を目指す学生が、あなたの市区町村の地域住民との交流や、まちづくりの企画に参加する	１	２	３	４
６．空き家等を活用した社会福祉士や精神保健福祉士の地域滞在実習を実施する	１	２	３	４

	かなり希望する	まあ希望する	あまり希望しない	まったく希望しな
7．出身地である自治体に戻って就職することを条件に、大学等への就学に係る奨学金を支給する	1	2	3	4
8．都市部の卒業生に、出身地ではない自治体への移住を支援する	1	2	3	4
9．その他　※自由記述				

問 13. 令和元年度に、本連盟が社会福祉士・精神保健福祉士を養成する大学等の卒業年次生 7,000 人に調査したところ、社会福祉士・精神保健福祉士の実習（福祉施設・機関や地域での実習）での経験が就職先・場所の選定へ影響を及ぼしていることがわかりました。あなたの市区町村として、社会福祉士と精神保健福祉士の実習に協力したいですか。

1．ぜひ協力したい　2．まあ協力したい　3．あまり協力したくない　4．まったく協力したくない

Ⅲ．あなたの市区町村における社会福祉士・精神保健福祉士への期待について

問 14. 来年度（令和３年度）から始まる『重層的支援体制整備事業』について、あなたの市区町村において、下記のような複合化・複雑化した問題への対応の必要性と社会福祉士・精神保健福祉士への期待はどの程度ありますか？それぞれの項目について、あてはまるものに○をつけてください。（それぞれ○は１つずつ）
※別添資料をご参照ください　https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/000564530.pdf

	必要性				期待			
	とても必要だと思う	ある程度必要だと思う	あまり必要だと思わない	まったく必要だと思わない	とても期待している	ある程度期待している	あまり期待していない	まったく期待していない
1．8050 世帯など、相談者本人が属する世帯の中に、課題を抱える者が複数人存在する世帯	1	2	3	4	1	2	3	4
2．介護と育児のダブルケアなど、相談者本人が複数の課題を抱えている世帯	1	2	3	4	1	2	3	4
3．いわゆる『ゴミ屋敷』など、世帯全体が地域から孤立している状態の状況	1	2	3	4	1	2	3	4
4．引きこもりなど、支援のニーズの表明ができない人に支援を届ける状況	1	2	3	4	1	2	3	4
5．既存の事業・制度では対応することが難しく、新たに事業・制度化が求められる状況	1	2	3	4	1	2	3	4
6．地域の多様な関係者による会議体の形成・運営が求められる状況	1	2	3	4	1	2	3	4
7．横断的な対応（「縦割り」ではない対応）をするため、様々な分野の事業や機関の調整機能が求められる	1	2	3	4	1	2	3	4

問 15. 令和２年６月、国会で改正社会福祉法案を採決する際、参議院の付帯決議で、『重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること』と決議されています。この付帯決議に対して、あなたの市区町村では何か対応されていますか。あてはまるものに○をつけてください。（複数回答可）

項目	対応している	対応していない
１．自治体所属のソーシャルワーカーを配置転換して採用する	1	2
２．自治体所属の社会福祉主事を配置転換して採用する	1	2
３．新規の正職員（臨時雇用正職員含む）のソーシャルワーカーを採用する	1	2
４．新規の非常勤職員（嘱託職員含む）のソーシャルワーカーを採用する	1	2
５．特にソーシャルワーカーの採用は考えていない	1	2
６．その他（　　）	1	2

問 16. 来年度（令和3年度）から実施される予定の「重層的支援体制整備事業」のモデル事業の実施の意向をお答え下さい。

１．実施する予定である　　２．実施の予定はない　　３．現時点ではわからない

問 17. 仮に、来年度（令和３年度）から重層的支援体制整備事業を実施することになった場合に、あなたの市区町村では、「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の整備のための実施体制構築における支援拠点はどのようなものを想定していますか。あてはまるものに○をつけてください。

事業・拠点のタイプ	箇所数	
１．基本型事業・拠点	箇所	
２．統合型事業・拠点	箇所	統合分野：（　　）
３．地域型事業・拠点	箇所	
４．その他	箇所	

問 18. 仮に、来年度（令和３年度）から重層的支援体制整備事業を実施することになった場合に、あなたの市区町村では、「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の整備のための実施体制構築における支援拠点の運営形態はどのようなものを想定していますか。あてはまるもの１つに○をつけてください。

１．市区町村直営
２．外部委託（委託先→　　イ．社会福祉協議会　　ロ．社会福祉法人（社会福祉協議会以外）　　ハ．医療法人　　ニ．NPO 法人）
３．その他（　　）

問 19. 社会福祉士・精神保健福祉士に関する認識や行政における採用等に関して、ご感想、ご意見、ご提案など何でも結構ですから自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました
同封の返信用封筒にて、１月３１日（日）までにご投函ください。

参考資料

まち・ひと・しごと創生基本方針２０２０（案）

（概要）

令和２年７月

１．地方創生の政策の方向（１）

○　新型コロナウイルス感染症により、地域の経済・生活に影響が生じ、また、デジタル化の遅れなども顕在化している。
○　このため、雇用の維持と事業の継続、経済活動の回復を図るとともに、感染症克服と経済活性化の両立の視点を取り入れ、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進しつつ、東京圏への一極集中、人口減少・少子高齢化という大きな課題に対し、取組を強化する。

雇用の維持と事業の継続
～暮らしを支え守る～

経済活動の回復
～地域経済の立て直し～

強靱な経済構造の構築
～危機に強い地域経済～

＜感染症への緊急対応＞

○地域経済・生活の再興

- ・雇用の維持と事業の継続
- ・交流、賑わいの再活性化
- ・感染症の克服と危機に強い地域経済の構築（地方創生臨時交付金）

＜感染症克服と経済活性化の両立＞

○新たな日常に対応した地域経済の構築と東京圏への一極集中の是正

- ・感染症の克服と危機に強い地域経済の構築
  （地方創生臨時交付金）
- ・地方への移住・定着の推進
  －地方大学の産学連携強化と体制充実
  －リモートワーク推進等による移住等の推進

○結婚・出産・子育てしやすい環境の整備

- ・結婚・出産・子育ての支援

1．地方創生の政策の方向（２）

○ 地方における、医療、福祉、教育など社会全体の未来技術の実装を推進することを通じて、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を強力に支援

➢デジタル・トランスフォーメーション

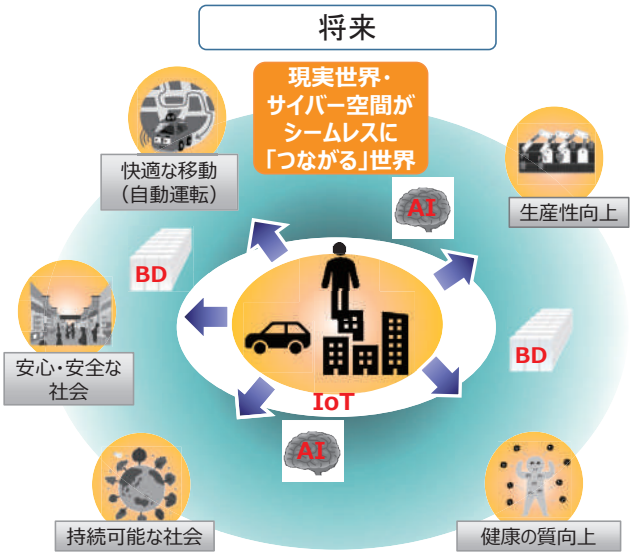

出典：平成30年版情報通信白書（総務省）

キャッシュレス、行政IT化、防災IT化、「コロナ対応型スーパーシティ」等を推進

➢デジタル・トランスフォーメーションの推進に向けた主要な支援策

５Ｇ等の情報通信基盤の早期整備

５Ｇ基地局や光ファイバ等の情報通信インフラの整備を**地方部と都市部の隔たりなく加速**させるとともに、５Ｇのユースケース構築・拡大策も一体的に推進

デジタル人材の育成・確保

DXなどにも対応できる民間のデジタル専門人材の市町村への派遣等を着実に推進

地方創生推進交付金　Society5.0タイプ

令和2年度よりSociety5.0タイプを新設し、全国的モデルとなる新たな社会システムづくりを支援

2．感染症の克服と危機に強い地域経済の構築（地方創生臨時交付金）（１）

○ 地方創生臨時交付金（3兆円）を活用し、感染拡大の防止や雇用維持・事業継続を後押しするとともに、「新たな日常」に向け、強靱かつ自律的な地域経済の構築を支援。

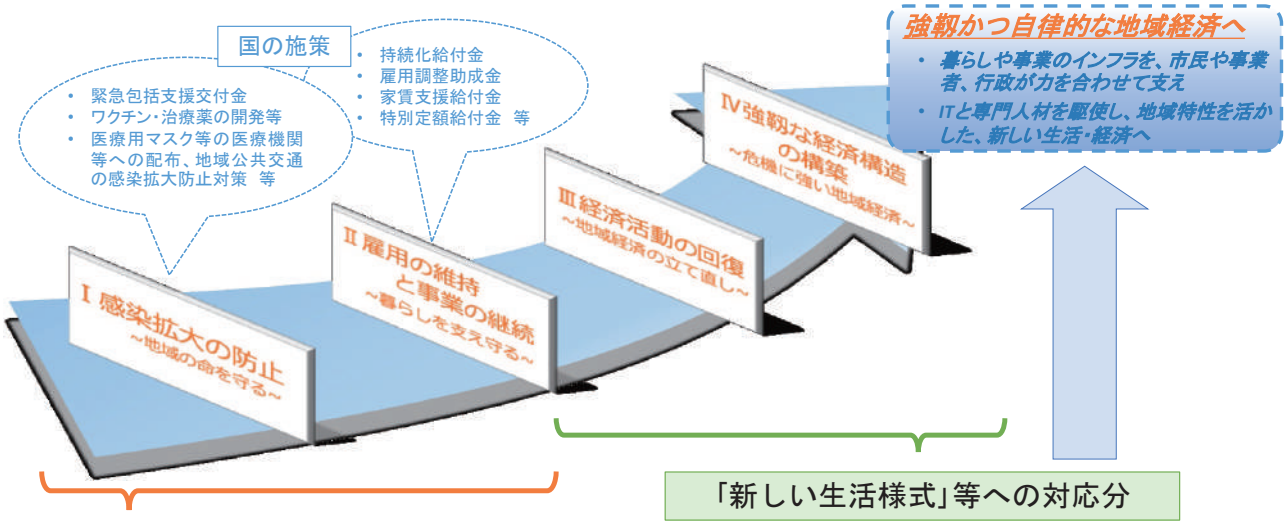

事業継続等への対応分

■ *地域ならではのきめ細かな対策を充実*
- ➢ *感染拡大防止体制の充実*
- ➢ *家賃等固定費対策等の充実*
- ➢ *きめ細かな雇用対策　…*

感染拡大対策から強靱かつ自律的な地域経済の構築へ

「新しい生活様式」等への対応分

■ *新たな日常に向けた強靱かつ自律的な地域経済の構築*

＜地域未来構想 20 など＞
- ➢ *社会的環境の整備*
- ➢ *新たな暮らしのスタイルの確立*
- ➢ *新たな付加価値を生み出す消費・投資の促進*

2．感染症の克服と危機に強い地域経済の構築（地方創生臨時交付金）（２）

○ 「コロナに強い社会環境整備」、「新たな暮らしのスタイルの確立」、「新たな付加価値を生み出す消費・投資の促進」の3つの角度から、必要な取組を重点的かつ複合的に展開し、「新しい生活様式」とそれを支える強靱かつ自律的な地域経済を構築。

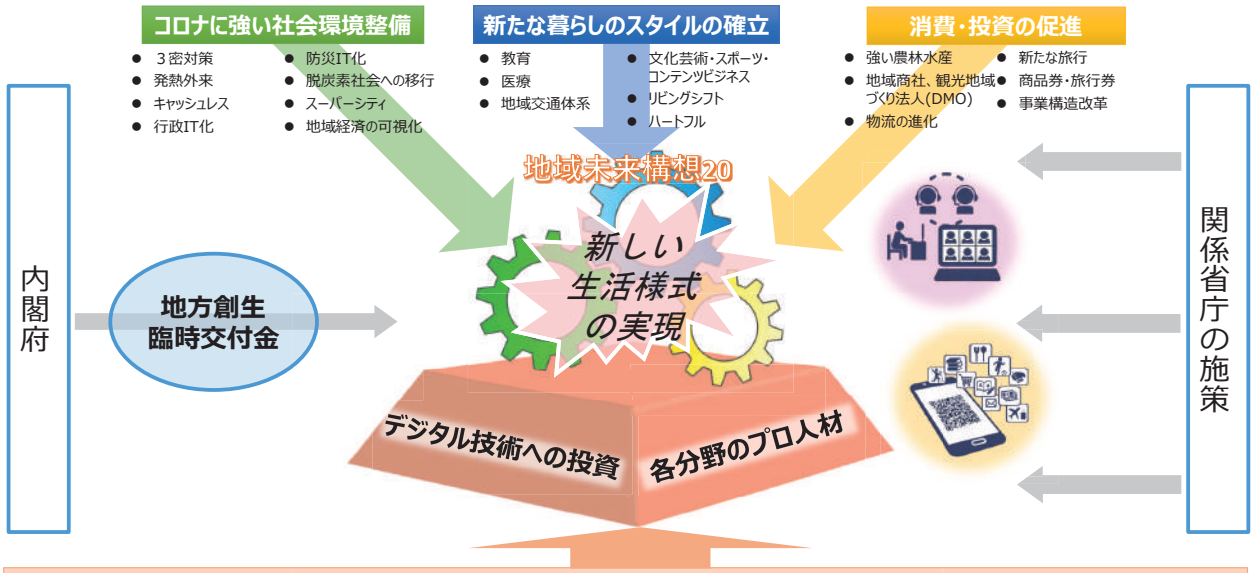

- リモート対応や分野間連携をはじめデジタル技術の力を徹底的に活用し、新たな地域経済づくりに取り組む（地域経済のデジタル・トランスフォーメーション（DX））
- デジタル技術の活用も含め、それぞれの分野に通じたプロ人材の力を徹底的に活用
- 異なる分野の間の相乗効果を追求し、取組の成果を最大限に発揮

4

3．地方への移住・定着の推進－地方大学の産学連携強化と体制充実－

○ 魅力的な地方大学の実現、地域の雇用の創出・拡充により、若者の地方への定着を推進するため、地域の特色・ニーズ等を踏まえ、STEAM人材等の育成等に必要な地方国立大学の定員増も含めた大胆な改革等に取り組む。

魅力的な地方大学の実現、地域の雇用の創出・拡充により、若者の地方への定着を推進

➢**改革パッケージ**を早急に取りまとめ、大学改革を実施

＜改革パッケージの具体例＞
・地域の特色・ニーズ等を踏まえた、STEAM人材等の育成等に必要な地方国立大学の定員増

・地域の雇用の創出・拡充に向けた、
地方公共団体や地元産業界との恒常的な連携体制の構築

・オンライン教育を活用した国内外の大学との連携

（参考）大学入学定員（令和元年）
東京圏の大学：248,165人（国立：15,530人）、地方の大学：366,003人（国立：80,125人）



➢**地方大学・地域産業創生交付金**により、地域の中核的産業の振興に向けた研究開発や人材育成の取組を重点的に支援

➢地方への**サテライトキャンパス**の設置を促進

5

４．地方への移住・定着の推進－リモートワーク推進等による移住等の推進－

○　経済団体、東京の大企業等との連携の下、①地方、②東京に立地する企業、③働き手、にとってメリットのある**リモートワークやサテライトオフィスの在り方を検討**するとともに、**政府関係機関におけるリモートワークの方向性についての調査検討**を進め、**しごとの地方移転と社員等の地方移住を推進。**

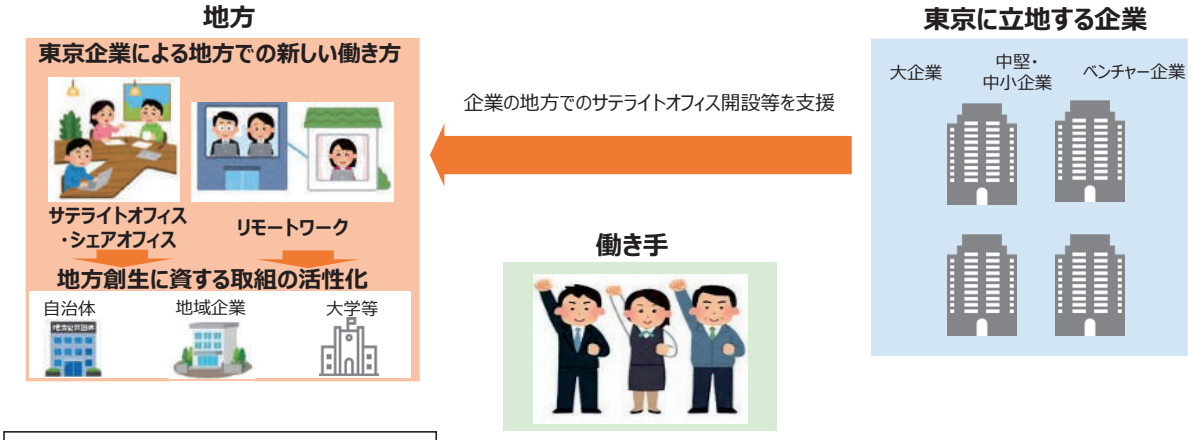

【地方創生に資するリモートワークの例】

➢ ワーケーション型



➢ 機能分散型



「テレワーク実施状況」

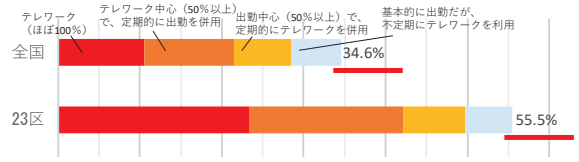

（出典）内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」

５．結婚・出産・子育ての支援

○　子ども・子育て本部等とまち・ひと・しごと創生本部が一体となって実効性のある少子化対策を総合的に推進する。

○　具体的には、結婚支援、妊娠・出産への支援、仕事と子育ての両立など、総合的な少子化対策を推進する。地方創生の観点からも、地域ごとの課題を踏まえた「地域アプローチ」による少子化対策に取り組む地方公共団体をモデル事業として支援するなど、地域の実情に応じた取組を推進する。

少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）に基づく総合的な少子化対策の推進

「希望出生率1.8」の実現に向け、5つの基本的な考え方に基づき、ライフステージに応じた総合的な少子化対策に取り組む。

①結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる
②多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える
③地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める
④結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会をつくる
⑤科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する



「地域アプローチ」による少子化対策

結婚、妊娠・出産、子育てに関わる地域ごとの課題を明確化し、それに応じたオーダーメイド型の取組を分野横断的に推進する

（参考１）まち・ひと・しごと創生基本方針2020（案）の構成

【地方創生の現状】
○ 地域経済の現状
　・ 感染症による地域経済への影響等
○ 人口等の状況
　・ 人口減少・少子高齢化の現状
　・ 東京圏への転出入の現状

【基本方針2020の主要事項】
○ 地域経済・生活の再興
　・ 雇用の維持と事業の継続
　・ 交流、賑わいの再活性化

○ 新たな日常に対応した地域経済の構築と東京圏への一極集中の是正
　新たな日常に対応するため、ICTを活用し、しごと、住宅、医療・福祉、教育など生活に不可欠な機能を確保しながら、以下に取り組む。

　①感染症の克服と危機に強い地域経済の構築（地方創生臨時交付金）
　②地方への移住・定着の推進
　　・ 地方大学の産学連携強化と体制充実
　　・ リモートワーク等の推進による移住等の推進　等
　③地域とのつながりの構築
　　・ 関係人口の創出・拡大　等

○ 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備
　・ 結婚・出産・子育ての支援　等

○ 総合性のある具体事例の創出
　・ 具体的な事例を創出するモデル事業の実施

○ 地域の実情に応じた取組に対する国の支援等
　・ 財政支援
　（地方創生推進交付金、地方財政措置）
　・ 政策間連携の推進
　（規制改革、国家戦略特区、地方分権等）

【第２期「総合戦略」の基本目標等の各分野の政策の推進】
○ 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする
○ 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
○ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
○ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる
○ 多様な人材の活躍を推進する
○ 新しい時代の流れを力にする

（参考２）第２期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の政策体系

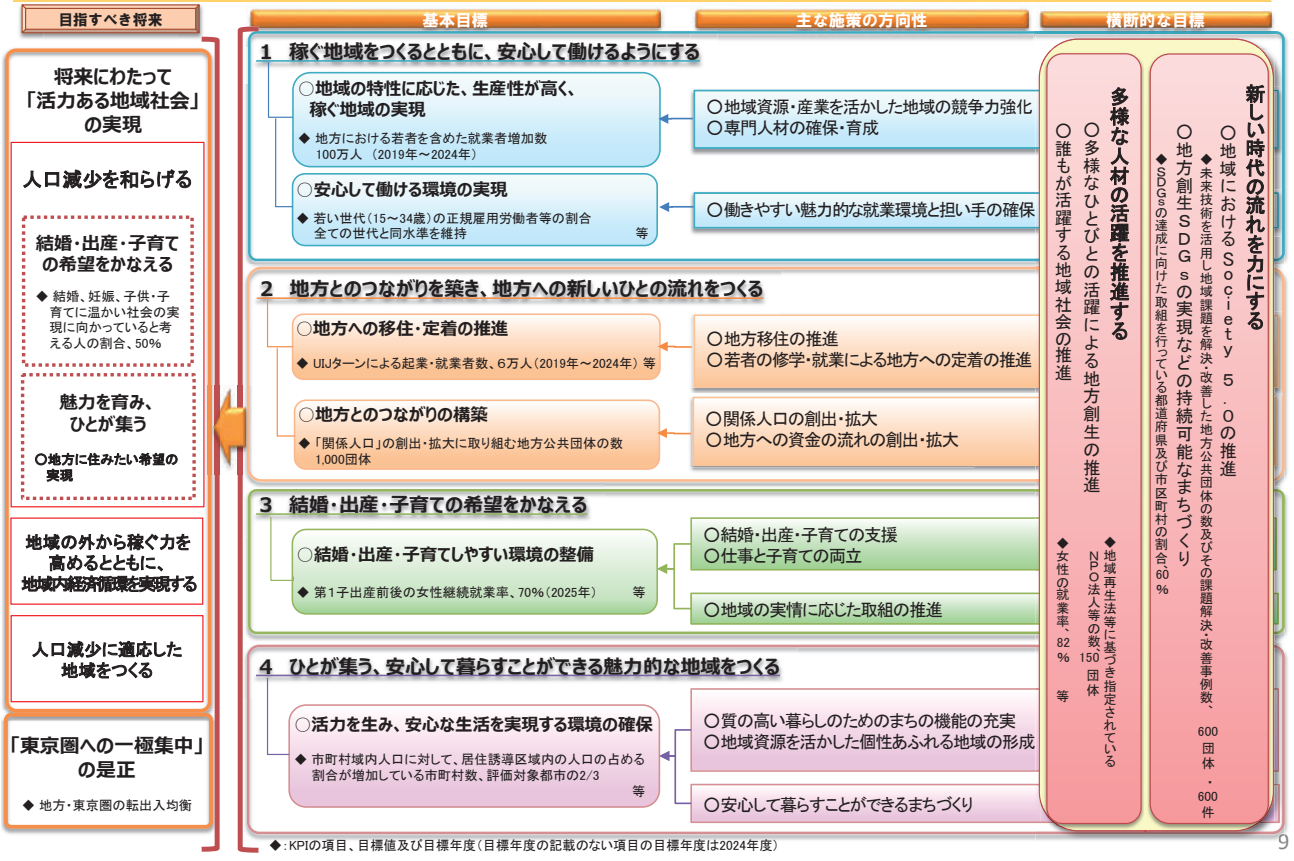

参考資料

重層的支援体制整備事業における体制構築

※ 本資料については、担当部局における現時点の検討内容等について整理したものであり、内容については今後変更等があり得るので留意されたい。

重層的支援体制整備事業の実施にむけた体制構築の基本的な考え方

◆ 体制構築を進めるうえでの前提条件

○ 重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めることをめざすもの。

○ 既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かす体制とする。

○ 社会福祉法第106条の４第2項に規定される事業全てを実施する。

・各事業の実施要件（人員配置、設備基準）は引き続き適用される。

○ 各事業は委託による実施も可能。

・同じ事業を、直接実施と委託を組み合わせて実施する体制も含め、各自治体の実情に応じた体制の整備が必要。

◆体制整備に向けたプロセスも重要

- どのような体制を構築を目指していくか、また、そのためにどのように取り組みを進めていくかなど、整備する体制そのものに加え、その構築の過程も重要である。
- 庁内の関係部局のみならず、支援関係機関をはじめとする庁外の関係者とも議論を積み重ねること等を通じて、目指すべき体制やそれに向けてどのように進めるか等について、意識の共有を図りながら体制の構築をすすめていくことが必要。

重層的支援体制整備事業の実施体制・拠点の類型（例）

○　重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めることをめざすものであり、個々の支援拠点の具体的な設置形態については、
・既存の各分野の拠点のまま他の分野の関係機関と連携して対応する形態や、
・いわゆるワンストップの総合窓口を設けるもの
など様々な形態が想定される。

○　設置形態の類型化すると以下のとおりであるが、どのような実施体制とするか、既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かす体制を、各市町村がそれぞれ地域の状況や関係者との意見を踏まえて検討いただくもの。

類型	内容
基本型事業・拠点	○単一の既存事業の委託を受け支援を実施する形態。従来の機能をベースとしつつも、複合的な課題を抱えた者の相談の受けとめや、他の支援機関へのつなぎなど市町村の体制・チームの一員として、住民の様々なニーズに対応する。単一の事業の人員配置基準を満たす。
統合型事業・拠点	○複数分野（最大４分野）における既存の各事業の委託を受け、集約して支援を実施する形態。複数事業の人員配置基準をそれぞれ満たす。 ※　介護と障害のみ等、４分野のうち特定の複数分野に限り行う場合も含む。
地域型事業・拠点	○　地域住民に身近な場所等で相談等に応じる形態。住民自身も担い手となることも想定。活動は、改正社会福祉法に基づく事業実施計画や支援会議の仕組みを通じ、専門的バックアップを受けて実施。

3

拠点の類型を組み合わせた相談支援体制の整備例

既存の拠点の設置形態（基本型）は変更せず各支援機関間の連携を図る場合の例

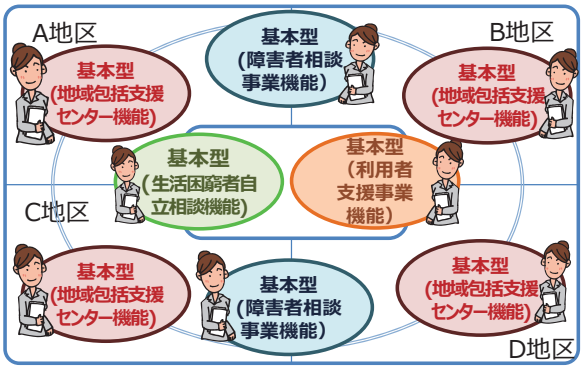

既存の拠点をまとめた統合型拠点を設置するとともに、住民身近な地域において地域型拠点を設ける場合の例

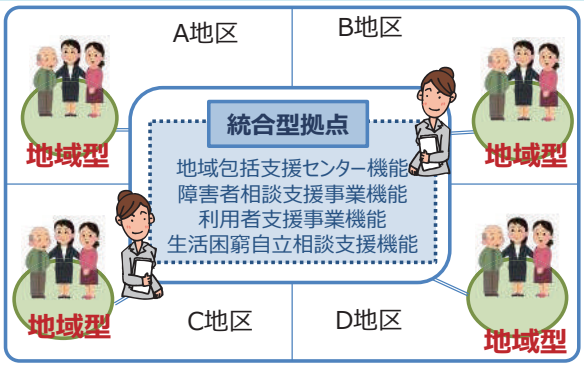

※　これら既存の関係機関による支援体制の整備に加えて、「参加支援」、「アウトリーチ支援」、「多機関協働」といった既存の事業を支えて支援体制の強化を図る新たな機能を追加

一部の拠点を統合型拠点とする場合の例

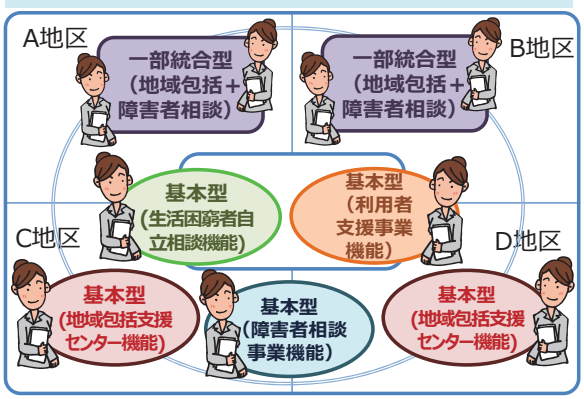

4

重層的支援体制整備事業の実施にむけた体制構築

◆ 体制構築の進め方：各自治体の実情に応じて構築する

○ 各市町村において、どのような体制を構築を目指していくか、また、そのためにどのように取り組みを進めていくかなど、整備する体制そのものに加え、その構築の過程も重要である。

○ 事業実施にあたっては、庁内の関係部局とこれまで以上に連携するとともに、支援関係機関をはじめとする庁外の関係者とも議論を積み重ねること等を通じて、目指すべき体制やそれに向けてどのように進めるか等について、意識の共有を図ることが求められる。

○ そのため、体制構築に関する基本的な考え方や進め方を以下で整理している。

○ 体制については全国で同一の体制を整備するのではなく、地域の実情に応じて構築されるべきものであり、この資料で整理している具体的な進め方や体制の事例はあくまで一例であり、関係者が意見交換を進め、納得しながら、取組を進めることが重要である。

5

重層的支援体制整備事業の実施に係る体制構築

体制構築の考え方

【重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討】

□ 事業実施体制について、行政機構内の体制、支援関係機関による支援体制、住民や関係機関との連携体制を、それぞれの関係者と協議・議論を行い検討して決定する。

- 庁内の重層的支援体制整備事業に関係する高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、生活困窮者支援に関わる部課内での議論、関係部課間での議論、関係部課と所管する支援関係機関との議論、分野を超えた関係機関等との議論などを組み合わせ、繰り返しながら検討を進める。
- 庁内関係部課との協議のうえ「重層的支援体制整備事業実施計画」（以下、実施計画）の「案」を作成し、その案を土台に関係機関との議論を踏まえ成案としていくなど、実施計画の策定過程を活用して検討を進めることが有効と考えられる。

【重層的支援体制整備事業実施後のチェックと見直し】

□ 事業の実施状況を把握し、より効果的に各事業が実施できる体制を検討し、適宜見直し、再編する。

- 事業実施後も、実施計画に定めた事業目標や評価指標に基づき、事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、必要に応じて体制の見直しも行う必要がある。
- 地域福祉計画の策定・見直しサイクルと同様に、年に１度以上は実施計画に基づき、事業の実施状況を把握・評価し、体制の再構築の要否を含めて検討するなどの方法が考えられる。
- 実施状況の評価においては、地域生活課題への対応が適切に行われているかという観点から、例えば、包括的な支援が円滑に提供されているか、一つの相談機関等に過剰な負担が生じていないか、既存の事業の推進を妨げていないか、一体的になされた財政支援が適切に配分されているかなどの実態を把握したうえで、幅広い観点について議論を行い体制を含む事業の実施について検討を行う。

重層的支援体制整備事業の実施に係る体制構築の進め方の例

※ 共通して必要と考えられる体制構築の過程を例示したものであり、検討の順番、内容については各地域の実情に応じて取り組むよう留意する。

1. 庁内の関係部局による協議

- 重層的支援体制整備事業を所管する部課において、事業実施に向けた検討体制の案を作成。
- 庁内の関係課（重層的支援体制整備事業に包含される事業を所管する高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、生活困窮者支援の担当課）と検討体制について検討。
- 各課で把握している地域生活課題に対する認識、支援関係機関の配置状況、各分野における課題を共有し、包括的な支援体制の整備に関する考え方を共有。（実施計画①基本方針の案を作成する）
- 重層的支援体制整備事業の実施体制（実施計画②）の案を作成する。
- 地域住民や関係機関等と議論する場の構成、設定方法について定める。

2. 事業委託を想定する機関等との協議

- 重層的支援体制整備事業の各事業の委託先として想定される支援関係機関など、事業実施に直接関わる関係機関等と事業実施の基本方針、具体的な事業実施体制について検討を行う。

3. 地域住民や関係機関等との協議

- 地域の現状と課題を共有し、協議・議論を行いながら包括的な支援体制の整備についての方針を定める。（実施計画の①基本方針を確定）
- 地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握・見える化し、分析を行い、重層的支援体制整備事業全体および各支援事業における事業目標と実施体制を検討する。（実施計画の③目標、②実施体制を作成）
  - ✓ その際、支援関係機関や住民主体の活動など、既存の社会資源を活かした実施体制となるよう留意し、特に、地域づくりに向けた支援については、既存の地域のつながりや支え合う関係性を十分理解した上で、地域住民の主体性を中心に置いた体制とすることを基本とする。

4. 実施計画の策定（庁内関係部局との協議）

- 関係機関等との協議を踏まえ、評価指標を設定する。（実施計画③）
- 各事業を担う支援関係機関を支え、また支援や活動を活性化し、各支援が相乗効果を発揮し効果的に展開されるよう、各関係機関間の連携するための体制を検討する。（実施計画の④一体的な連携に関する事項）

包括的な支援体制の整備例（三重県名張市）

○ 地域における支え合い活動や教育との連携など、地域の自主的な活動を支援するため、「地域づくり組織」を基盤とした各施策を推進。
○ 身近な距離で分野を超えた総合相談を行い、地域をバックアップする「まちの保健室」の整備と体制強化。
○ 「エリアディレクター」による多機関協働の取組で、エリアネットワークを強化し、地域の課題解決能力を向上。

★エリアディレクターの業務

地域づくり組織、まちの保健室と協力し、把握した個別のケースについては、高齢、障害、児童、困窮、教育の各分野で任命された５名のエリアディレクターが支援を組み立て、エリア会議を通じて関係者（関係機関）の連携調整を行う。
縦割りの関係者から一歩踏み出した支援を引き出し、それらを積み重ね、地域の課題解決能力を高める。（1+1を3にしていく）

自治体概要※

人口　78,896人
面積　129.77 ㎢
※人口１人あたり面積　0.164 ㎢
小学校数　14
中学校数　5

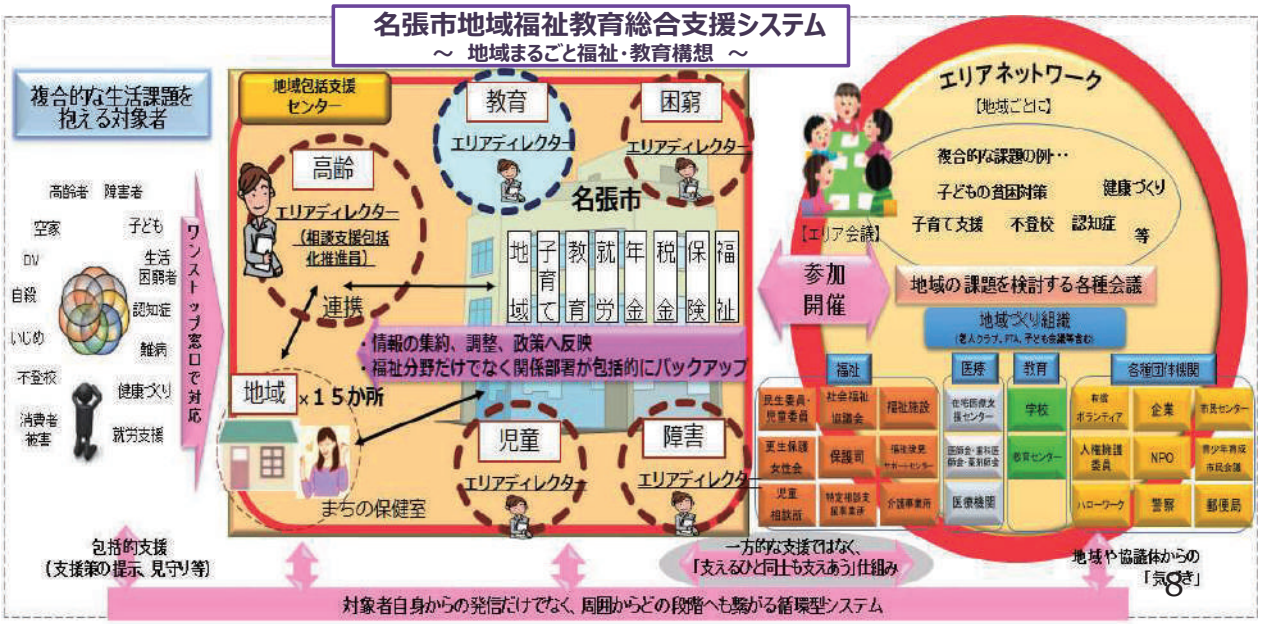

包括的な支援体制の整備例（茨城県東海村）

住民と専門職との連携・協働により、地域での相談支援力を強化

○ さまざまな生活課題を抱える住民を地域で早期発見し，専門職と連携・協働しながら，地域の中で支え合える仕組みを構築。

○ 地域での支え合いの中では解決が困難な場合、適切に専門機関につながり解決に向かうよう、専門職同士のネットワークを構築。行政各課を含む専門職は、“待ち”の姿勢ではなく、自ら積極的に支援が必要な方にアプローチするアウトリーチの姿勢で対応。

自治体概要※

人口 38,373 人
面積 38.00 ㎢
※人口１人あたり面積
0.099 ㎢
小学校数 6
中学校数 2

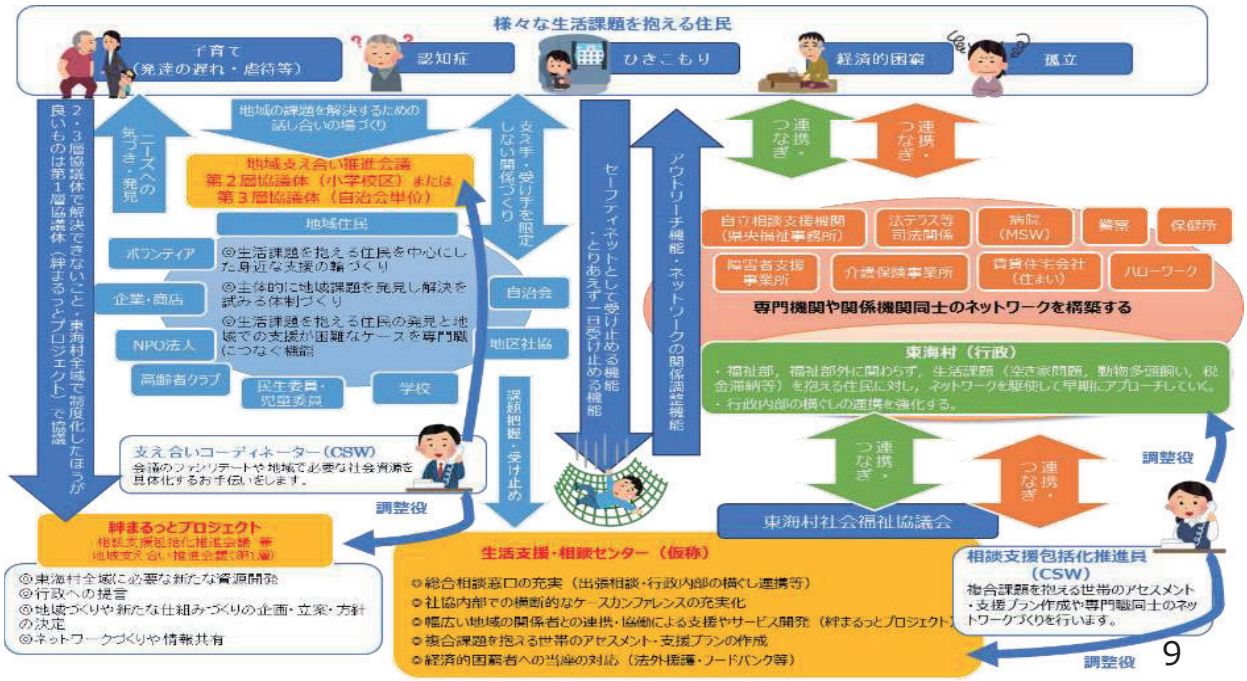

包括的な支援体制の整備例（兵庫県芦屋市）

総合相談を中心とした連携体制と庁内連携のためのトータルサポート機能を整備

○「総合相談窓口」を中心に各専門相談窓口、市役所各課、地域組織が連携して地域生活課題を把握し、対応。

○ 庁内にトータルサポート機能を担う保健師をトータルサポート係（現・地域福祉係）として配置。連携のためのツール(相談をつなぐ様式）を整備し、個別支援を行う各担当部署・相談機関をサポート。

自治体概要※

人口 96,020 人
面積 18.47 ㎢
※人口１人あたり面積
0.019 ㎢
小学校数 8
中学校数 3

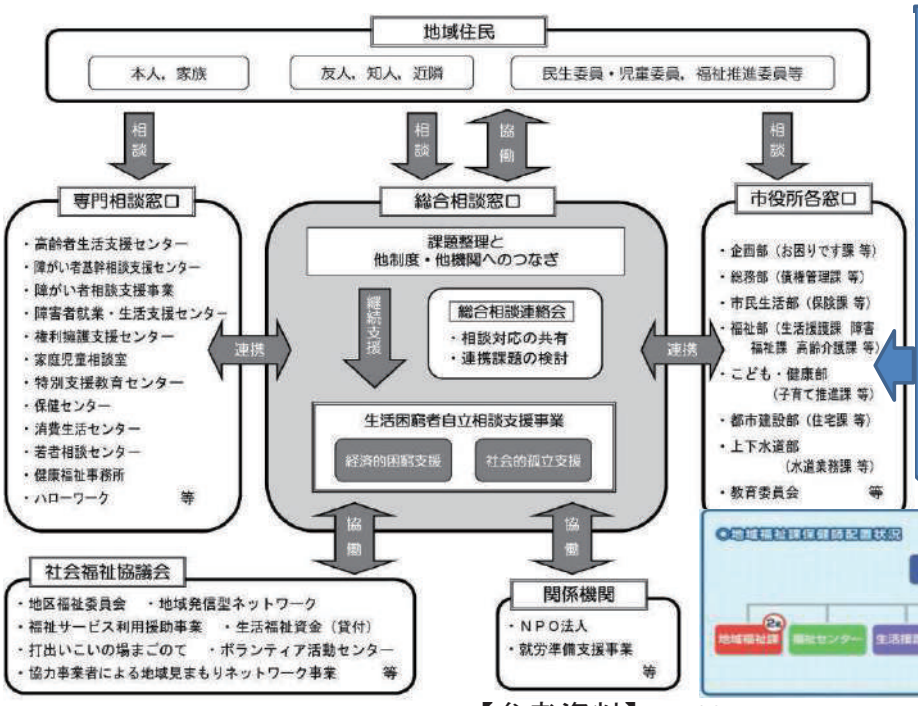

トータルサポート機能

○トータルサポート係の設置（平成23年４月）

- 令和元年度：保健師７名配置（専任２・兼務５）
- 保健師４名は地区を担当し，他機関からの相談や要請に応じて，面談や訪問等に同行
- 部署横断的対応・制度の狭間支援を行う
- 保健師の専門性を活かし，個別支援，組織支援を行う

○連携のためのツールを作成・周知

- Maybe-Sheet（虐待疑い相談シート）
- Feedback-Sheet
- Joint-Sheet（自立相談支援機関紹介シート）



包括的な支援体制の整備例（長崎県長崎市）

ワンストップ相談窓口を設置

○市内20か所中2か所の地域包括支援センターに「多機関型地域包括支援センター」を併設。
（地域包括支援センター運営法人に委託）
○高齢、障害、子育て、生活困窮など多分野・多機関に渡る 福祉分野に関連する相談に、ワンストップで対応するための相談窓口として設置し、相談支援包括化推進員各３名を配置。
○相談の受けとめ、課題の把握・整理、支援機関の調整・コーディネート、継続的な支援を実施

自治体概要　（R2.5月末現在）
人口 413,483人　（※人口１人あたり面積　405.86㎡　面積　00.01 ㎢）
小学校数　78
中学校数　41

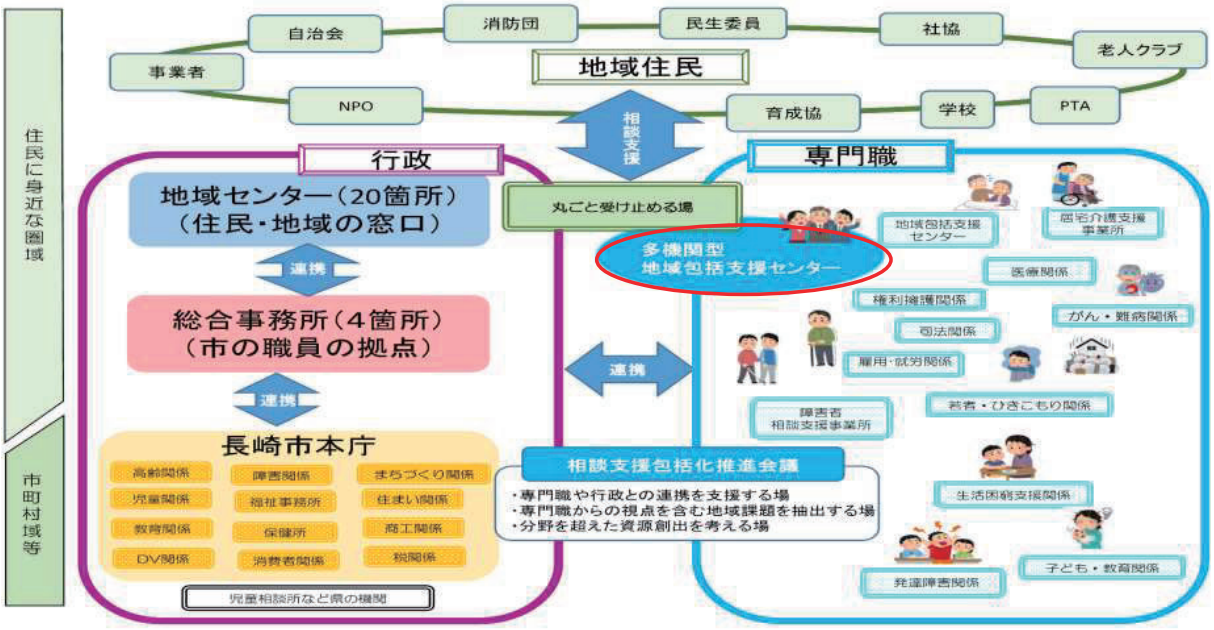

包括的な支援体制の整備における体制の変化と、体制課題の継続的な検証（福井県坂井市）

○（当初）各相談支援機関で対応できない**複合的な課題を抱える相談**、他分野他施策との調整を要する相談は、相談支援包括化推進員が受付け、**ワンストップで対応**する体制だったが、相談支援包括化推進員の業務が過多となった。
○　高齢・障害・子ども・生活困窮の4分野による事務局（以下「４分野事務局」という。）によるWG及び相談支援包括化推進会議を設置し、相談支援包括化推進員の役割、既存の相談支援機関との関係などを検討し、（現在）相談支援包括化推進員は、直接相談ケースには対応せず、複合的な課題への対応を協議する「さかまる会議」（相談支援包括化個別会議）のコーディネーターに位置付け、**連携して支援方針を検討、対応**する体制に変更。
○（体制変更後）方針が決まったため4分野事務局を生活困窮のみの事務局に変更したところ、「関係課の意見が反映しにくくなる」、「関係課内での意識浸透がしにくくなる」など、事務局と関係課との間で、全庁的な相談体制のイメージに齟齬（ズレ）が生じるようになった。4分野事務局WGを再開させ各担当課が合同で継続して検討・検証していくこととした。

自治体概要※
人口　92,004 人
面積　209.67 ㎢
※人口１人あたり面積　0.228 ㎢
小学校数　19
中学校数　5

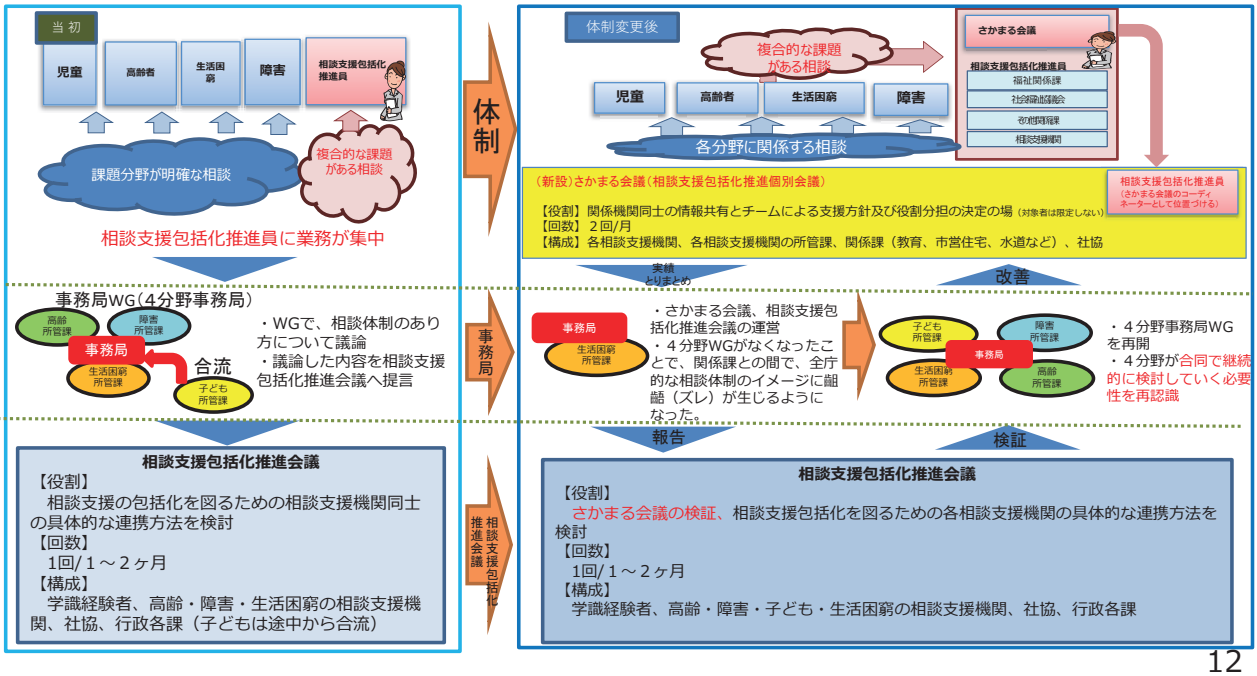

包括的な支援体制の整備における体制変化

①三重県 名張市

○当初：住民に身近な「まちの保健室」等からあがってきた相談を各部署で受け付け、地域包括支援センターに配置したエリアディレクター（相談支援包括化推進員）が連携をコーディネートする体制を構築。
→　複合的な課題はエリアディレクター任せになりがちとなり、連携がうまくいかなくなっていった。

○現在：各部署にエリアディレクターを配置。各分野の相談として受けた相談については、それぞれが対応することを基本とし、複合的な課題など他分野とともに対応する必要性がある場合には、各エリアディレクターが中心となって分野横断の支援関係機関が集め、支援方針を協議しながら対応する体制に変更。

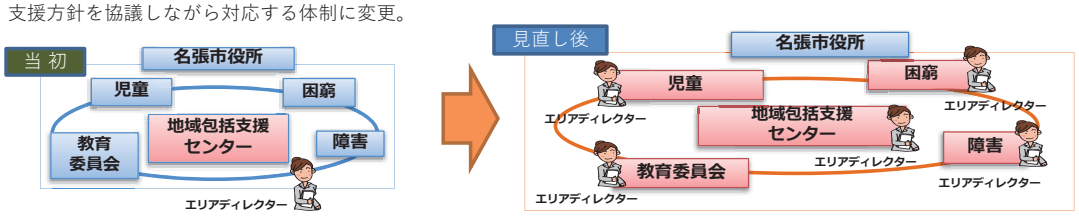

②福井県坂井市

○当初：各相談支援機関で対応できない**複合的な課題を抱える相談**、他分野他施策との調整を要する相談は、相談支援包括化推進員が受け付け、**ワンストップで対応**する体制

○現在：相談支援包括化推進員は、直接相談ケースには対応せず、複合的な課題への対応を協議する「さかまる会議」（相談支援包括化推進会議のコーディネーターに位置付け、**連携して支援方針を検討、対応**する体制。

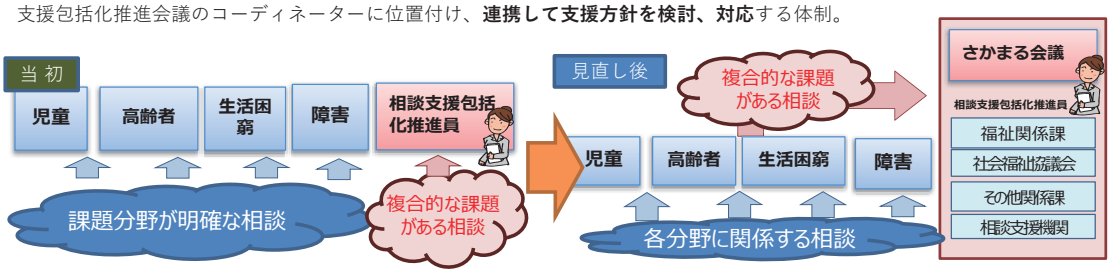

13

参考資料

包括的支援体制の構築に向けた基本的な考え方

第７回地域共生社会推進検討会 令和元年10月31日	資料１－１

これまでの議論の整理

新たな包括的な支援の機能等について

令和元年10月15日「第6回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料

◆ 市町村がそれぞれの実情に応じて包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
①断らない相談支援
②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）
③地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援

◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。

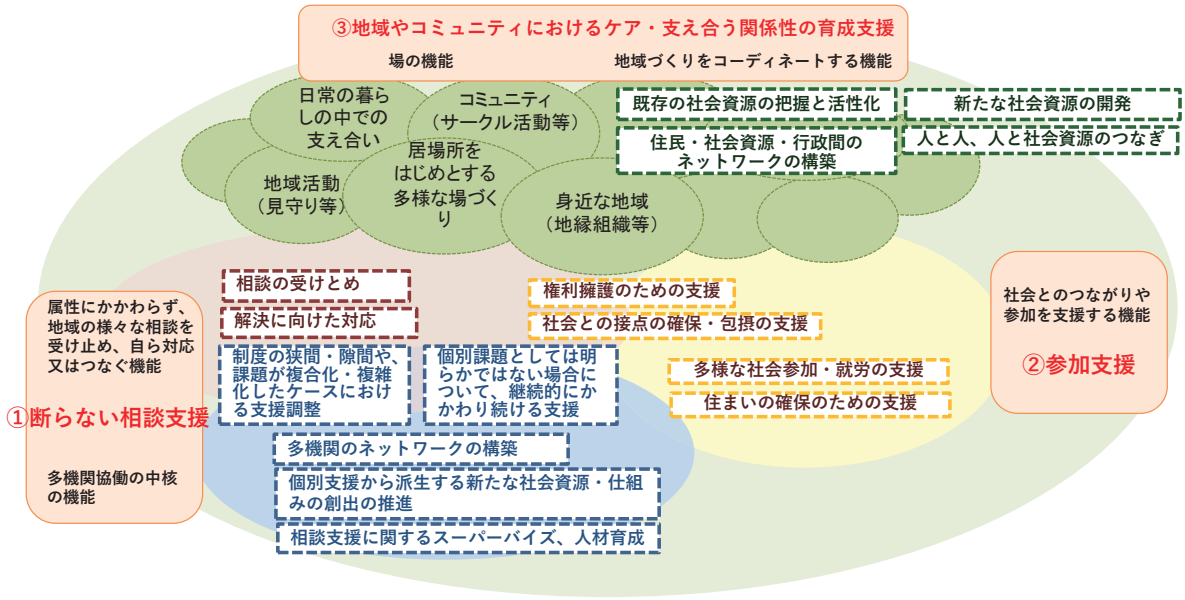

2

市町村の包括的支援体制の構築

令和元年10月15日「第6回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料

新たな事業の枠組み

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①「断らない相談支援」、②参加支援と③地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援を一体的に実施する新たな事業を創設
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 新たな事業の実施に要する費用に係る市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設
- 国の補助については、新たな事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進

【新たな事業の内容（①～③を一体的に実施）】

①断らない相談支援

- 介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、断らない相談支援の実施

②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）

- 「断らない相談支援」と一体的に行う、就労支援、居住支援、居場所機能の提供など、多様な社会参加に向けた支援の実施

③地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援

- 地域において多様なつながりが育つことを支援するために、
①ケア・支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能
②住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保を行う事業を実施

（市町村が取組を進めるに当たって留意すべき点）

- 新たな事業を行うに当たっては、市町村は、地域住民のニーズや資源の状況に合わせ、域内における包括的な支援体制の整備方針について、検討を行う。
- 特に、地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援については、既存の地域のつながりや支え合う関係性を十分理解した上で、行政からのお仕着せにならないように、地域住民の主体性を中心に置き、活動を応援することを基本とする。
- 一度整備した体制についても、関係者間で振り返りや議論を行うことで、柔軟に見直し、試行錯誤しながら改善していく。

3

新たな事業について（イメージ）

令和元年10月15日「第6回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料

○新たな事業を実施する市町村は、ニーズと資源の状況を勘案し、管轄域内全体で断らない包括的な支援体制を整備する方策を検討する。
○断らない相談支援の機能に繋がった本人・世帯について、複雑・複合的な課題が存在している場合には、新たに整備する多機関協働の中核の機能が複数支援者間を調整するとともに、地域とのつながりを構築する参加支援へのつなぎを行う。
○また、支援ニーズが明らかでない本人・世帯については、断らない相談支援の機能に位置づけるアウトリーチによる支援など継続的につながり続ける伴走の機能により、関係性を保つ。
○このような地域への包摂に向けた伴走型支援を行う一方で、地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援を行うことにより、地域において、誰もが多様な経路でつながり、参加することのできる環境を広げる。

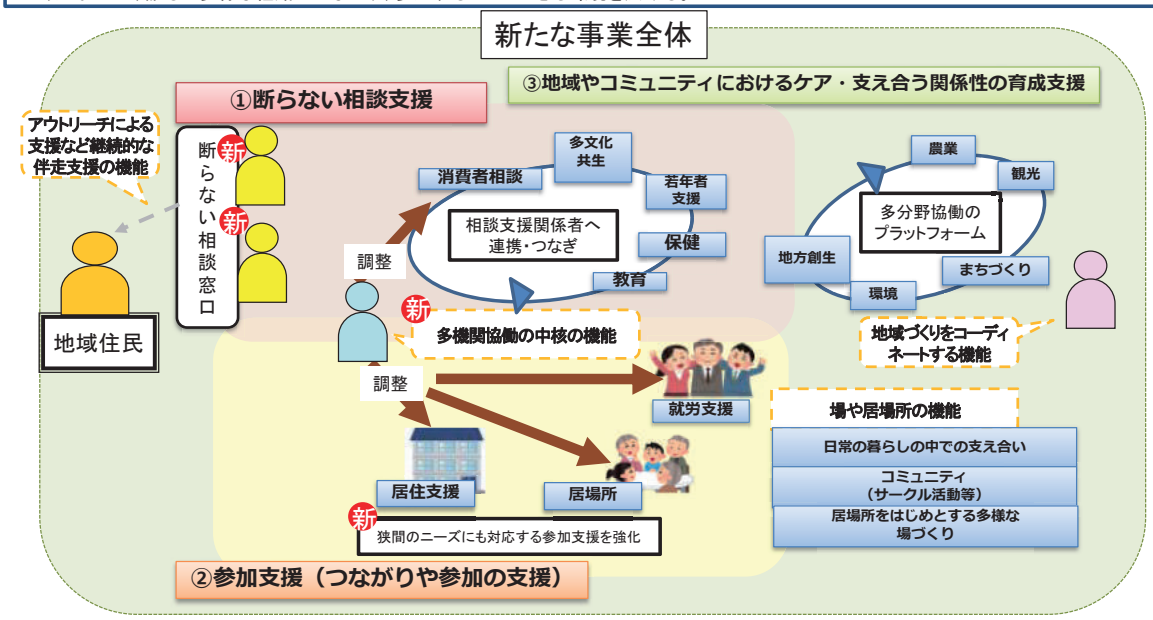

※①断らない相談支援、②参加支援（つながりや参加の支援）、③地域やコミュニティにおけるケア支え合う関係性の育成支援それぞれの概要については、P3参照

4

新たな事業と既存事業の関係

令和元年10月15日「第6回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料

①断らない相談

【強化が求められる機能】
○ 対応が難しい事例、支援に時間を要する事例への対応を可能にする機能

現行の仕組み
- 高齢分野の相談
- 障害分野の相談
- 子ども分野の相談
- 困窮分野の相談

断らない相談支援
- 属性や世代を問わない相談
- 新 多機関連携強化
- 新 専門職による伴走支援

②参加支援

【強化が求められる機能】
○ 断らない相談と一体的かつ縦割りを克服した多様な参加支援の機能

現行の仕組み
- 困窮分野の任意事業（就労準備支援、家計改善支援等）
- ○○（各分野の事業）
- ○○（各分野の事業）
- ○○（各分野の事業）
- ⋮

参加支援
- 困窮分野の任意事業（就労準備支援、家計改善支援等）
- 新 制度の狭間を埋める参加支援

＋ 連携

- ○○（各分野の事業）
- ○○（各分野の事業）
- ○○（各分野の事業）
- ⋮

※ 各制度における既存の事業を活用しつつ、生活困窮者自立支援制度の任意事業に加え、制度の狭間にある方への参加支援のための事業を新たに創設する。

③地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援

【強化が求められる機能】
①ケア・支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能
②住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保

現行の仕組み
- 高齢分野の居場所や参加の場を生み出す事業
- 障害分野の居場所や参加の場を生み出す事業
- 子ども分野の居場所や参加の場を生み出す事業
- 困窮分野の居場所や参加の場を生み出す事業

ケア・支え合う関係性の育成支援
- 交流や参加の機会を創り出すコーディネート機能
- 地域住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所の確保

5

今回ご議論いただきたい点

【論点】
●今般、市町村による包括的支援体制の構築の一手法として新たな事業の創設を検討しているが、その実施方法はどうあるべきか。

【概要】
○新たな事業は、個人や世帯が抱える課題が複合・複雑化した場合を含め、地域住民一人ひとりの異なるニーズに応え、生きていく力を高めながら支えていくため、市町村が包括的支援体制を構築する際の手法の一つとして、①断らない相談支援、②参加支援、③地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援を一体的に実施し、それに対する国の財政支援の仕組みも見直すもの。

○市町村が新たな事業を実施するに当たっては、既存の取組や機関等を活かしながら進めていくが、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、圏域の設定や、会議体の設置等は、市町村が裁量を発揮しやすい仕組みとする必要がある。
※例えば、交付金等の交付の基準として、一定の圏域等を国が示すことは想定されるが、その際も上記の考え方に十分配慮する必要がある。

○市町村は、地域福祉計画策定の枠組み等も有効に活用しながら、地域住民や関係機関等との意見交換などプロセスを重視して、新たな事業の実施を通じた包括的支援体制の構築を進めることが求められる。その際、これまでにモデル事業を活用しつつ一定の成果を上げている市町村があり、こうした市町村の取組について、その内容だけでなくプロセス等も他の市町村が参考にできるようにすることが必要。これらを踏まえつつ、新たな事業を実施する市町村に向け、国として、念頭に置くべき基本的な考え方や踏むべきプロセス等を示す必要がある。

○さらに、これらの市町村の取組を後押しする観点から、様々な対人支援・政策領域における取組との連携が進むような方策を新たな事業において位置づけるとともに、地域福祉計画等の位置づけや広域自治体である都道府県の役割を明確化する。

6

新たな事業の実施方法等の詳細

7

「断らない相談支援」について

事業スキーム（第６回検討会資料より）

市町村が「断らない相談支援」を実施する際の体制の要件として、以下を求める。具体的な相談支援体制は、自治体の実情に応じて柔軟に設計可能。

ア　介護、障害、子ども、困窮の相談支援に係る事業を一体的に実施すること
イ　①「属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又は関係機関につなぐ機能」
　　②「世帯全体を見渡し、世帯を取り巻く支援関係者間を総合調整する機能（多機関協働の中核の機能）」
　　③「個別制度につなぎにくい課題等に関して、継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能」
　　の３つの機能を有すること
ウ　住民の視点から見た相談しやすさの観点から、市町村内に最低１箇所の「断らない相談支援」を行う場を明示すること

１．基本的な考え方

○「断らない相談支援」の具体的な体制の設計に当たっては、以下の基本的な考え方を踏まえることが求められる。

・市町村として、介護、障害、子ども、困窮の相談支援に係る事業を一体的に実施し、属性にかかわらず、制度の狭間や世帯の課題などの複合的、分野横断的な課題も含めて包括的に受け止める
・市町村内の各相談機関は相談を受け止め、自ら対応できない相談は関係機関につなぐ役割を有することが前提であり、特定の相談機関や窓口が全てを丸抱えするのではなく、適切に多機関協働を進め、市町村全体でチームによる支援を行う
・自ら相談に来られない人も想定し積極的にアウトリーチを行う
・生活困窮者自立支援制度の自立支援計画（プラン）も参考に、本人や支援関係者等で今後の目標や支援内容・方針等を共有しながら、チームによる包括的な支援を提供する

※事業を実施した後も、例えば、特定の相談窓口に業務が集中し、多機関協働が機能していない場合等については、市町村全体で断らない相談支援が機能するように、柔軟に体制を見直すなど改善していく。

8

２．圏域について

○「断らない相談支援」を行う場として明示するところも含め、市町村域全体で「断らない相談支援」の体制を確保することを念頭に、既存の機関も活用しつつ、地域の実情に応じて市町村において検討を行う必要がある。

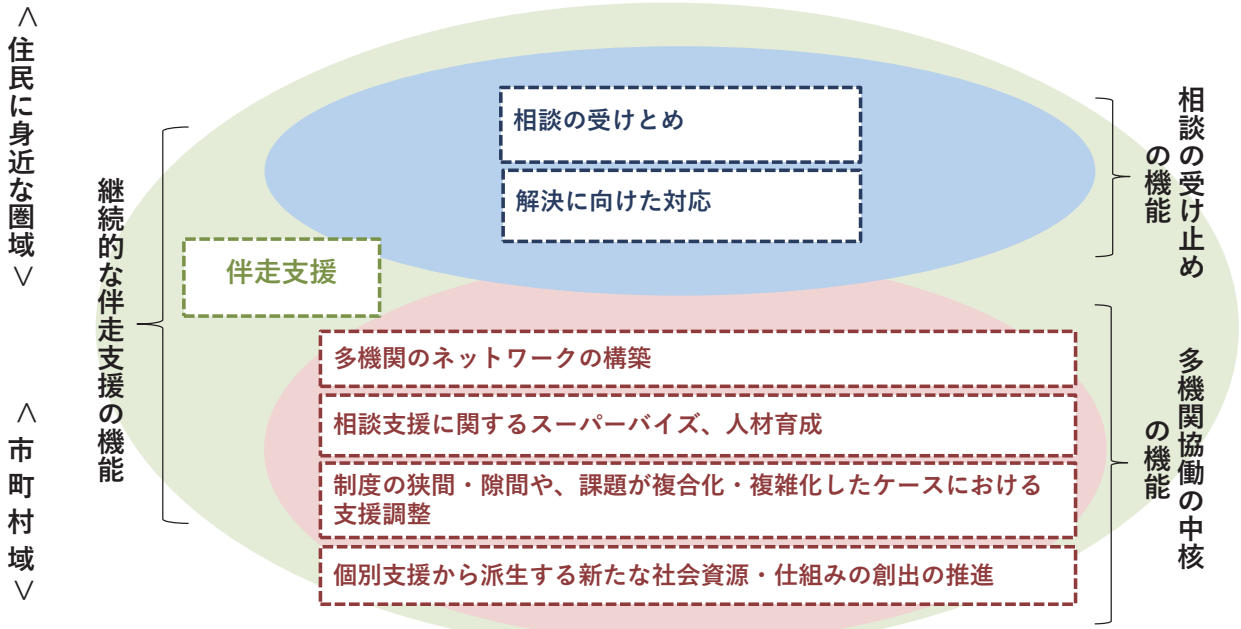

※　都道府県は、DVや刑務所出所者など、地域からの排除や偏見の対象に陥る可能性があるために住民に身近な圏域で対応しがたい場合や、専門的な相談が求められる場合に対して、広域的な観点からバックアップ等を行う必要がある。
※　介護、障害、子ども、困窮のそれぞれの圏域の違いに留意する必要がある。

9

3．会議体について

○包括的支援体制の構築に向けては、多職種による連携や多機関の協働が重要な基盤となる。これが充実するためには、多職種、多機関が集い情報共有や協議を行う場（会議体）が重要。

○既存の属性別の制度等による多職種間のネットワークや会議体があることに十分に留意し、これらを有効活用し、包括的な支援の提供に向け個別事例の検討等を行うこと等が望ましい。

【参考】既存の属性別制度等の会議体
・地域ケア会議（介護）　・支援会議、支援調整会議（困窮）　・自立支援協議会（障害）
・要保護児童対策地域協議会（子ども）　・自殺対策に関する連絡協議会（自殺対策）

※　地域ケア会議（介護）、支援会議（困窮）、要保護児童対策地域協議会（子ども）は、各法律で構成員に守秘義務が課されており、関係者で個人情報を共有しながら個別事例の検討を行う場としての活用も可能。

※　「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」でも地域づくりを進める観点から既存の会議体が設置されているところ、市町村はそれも合わせて会議体の全体のあり方について検討を進めることが必要。

4．人員配置、資格要件について

○市町村域全体として「断らない相談支援」に必要な機能を確保するため、「断らない相談支援」を担う各相談支援機関における人員配置については、それぞれの機関が担う機能や現在の配置状況等を踏まえ、市町村において検討を行う。その際、既存事業の人員配置基準・配置人員の資格要件等や各相談支援機関に求められる機能を適切に確保すること等に留意が必要である。

10

「参加支援」について

事業スキーム（第６回検討会資料より）

◆ 参加支援は個別性が高く、現行制度においても、対象者の属性ごとに様々なメニューが準備されている。「断らない相談支援」において受け止め、本人や世帯全体が感じている困難を整理することで、本人や世帯の課題が明らかとなる場合も多く、このような場合には、属性ごとに準備されている支援メニューへつなぐことで足りるため、参加支援に関する属性ごとの既存補助金等の一体的交付は行わない。

◆他方、相談支援から浮かび上がった参加支援のニーズに関し、既存制度では利用できる資源が存在しない狭間のニーズ（※）が想定されるため、これらに対応する参加支援の機能を新たに整備する必要。
（※）8050世帯の50代の子ども、長期のひきこもり状態にある者など

◆具体的には生活困窮者自立支援制度における任意事業のメニューを念頭に、それら事業を狭間のニーズにも対応できるものとして新たな法定事業の一部として規定する方向で検討。
（※）生活困窮者自立支援制度の任意事業
・就労準備支援事業　・一時生活支援事業
・家計改善支援事業　・子どもに対する学習・生活支援事業

1．基本的な考え方

○「参加支援」については、社会参加・就労支援、見守り等居住支援など多様な支援が本人や家族のニーズに合わせてきめ細かく提供されることが重要であり、市町村が地域の状況や資源等を踏まえ既存制度の支援メニューを活用しつつ、既存制度では利用できる資源が存在しない狭間のニーズに対して、事業を柔軟に組み立て、実施することが求められる。

（事業の実施方法の例）
市町村が必要と判断するメニューについて、生活困窮者自立支援制度の任意事業の対象者を拡大する形で実施

○なお、小規模市町村については、既存制度の支援メニューや地域資源が十分にないこと等が想定されるため、都道府県や他市町村とも連携するといったことも含めて検討を進めることが必要である。

11

「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」について

事業スキーム（第６回検討会資料より）

①ケア・支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能

※アとイが相互に密接に関係しながら、地域の活動を高める（地域のエンパワーメント）

ア．個別の活動や人のコーディネート

既存の地域活動や日常の支え合いの把握と、実践者への支援による地域活動の活性化
住民の「やりたい」という思いを軸とした新たな地域活動の創出
顔の見える関係性に基づく、地域の人と人、人と居場所や参加の機会とのつなぎ
イのプラットフォームをコーディネート・活性化する役割

イ．地域のプラットフォーム

アのコーディネート機能と一体となって、地域において多様な参加の機会と居場所を発見し、生み出すため、

・地域をよく知る住民
・多様な参加の機会や居場所を生み出す資源を有する地域関係者（商工会、生協、観光、信金など）
・相互調整や情報提供、公的サービスへのつなぎを行う行政

などがその都度集い相談、協議する場
アのコーディネート機能を支え、活性化する役割

②住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保

以下のような視点を踏まえた、多様な居場所や参加の場の創出

・世代や属性を超えた関わりを通じ、幼少期からの地域への意識と、暮らしや文化、価値観の多様性を認め合う意識を育む
・「支える」「支えられる」という関係性を超えて、多様な役割と参加の機会や地域での助け合いを生み出す
・住民と専門職が協働すること等を通じて、地域に開かれた福祉の実践を展開することにより、包摂的な地域文化を醸成する

12

１．ケア・支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能

○地域の個別の活動や人を詳細に把握してつなげていく機能であり、住民に身近な圏域での活動が必要と考えられる。あわせて、個別の活動や人のつなぎを広げるためには、住民に身近な圏域よりも大きな範囲（市町村等）で様々な活動を把握し、交流を生み出す視点も必要と考えられる。

○介護保険の生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーター及び協議体は、圏域については市町村圏域（第１層）と日常生活圏域（第２層）の双方を射程に入れ、重層的に取組を進める考え方となっており、これらの既存の取組にも十分に留意する必要がある。

○一方で、このような役割は、福祉に関する専門的な知識等が必ずしも求められるものではなく、地域のことをよく知っている住民などが担うことも考えられる。あわせて、他省庁の人材関連施策との連携や重層化といった視点も重要である。

２．住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保

○既存の場や居場所を活用しつつ、世代や属性を超えて住民同士が交流できる場や居場所がこれまで以上に生み出されることが望ましい。

○一方で、同世代、同じ属性の住民が交流することを目的とした場や居場所は、似た状況にあったり同じ悩みを抱える住民同士が交流できることを重視したりするものがあり、こうした機能も一定確保する必要がある。

13

市町村が包括的な支援体制を構築する際のプロセス等

1．構築に向けたプロセス等

○市町村は、地域住民のニーズや資源を十分に把握した上で、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方等を共有しつつ、包括的支援体制の構築に向けた検討を進める。

○その際、地域づくりは、既存の地域のつながりや支え合う関係性、それを支援する活動や場などを十分把握するとともに、その役割を理解した上で、地域住民の主体性を中心に置き、活動を応援することを基本とする。

○これらの点については、後述する地域福祉計画の策定プロセスとして、社会福祉法で地域住民等の意見を反映させるよう努める旨が規定されていることから、こうした機会も活用。

○検討の結果、地域づくりについて福祉以外の他分野と連携して進めたり、多機関の連携が円滑に進むよう庁内の組織体制の見直しが必要となる場合等もあるため、庁内全体で検討を行うことも必要。その際には、例えば、プロジェクトチームを立ち上げて、職員同士が日々の業務の困難さなども共有しつつ、その解決に向けて分野横断的な議論を行う等、職員一人ひとりの意識を高めて、内発的に包括的支援体制の構築に向けた検討に加わるようにする工夫も必要。

○なお、特に、小規模市町村については、「参加支援」など支援体制の構築等につき都道府県や他市町村とも連携するといった視点をもって検討を進めることが重要である。

2．事業実施後の対応等

○市町村は、新しい事業を開始した後も、地域住民や関係機関等の意見を聞きながら、定期的に事業の実施状況等の分析・評価等を進め、改善を行う必要がある。

○特に、地域づくりについては、必ずしも行政主導で計画的に進むものではないことに留意して、地域住民や関係機関等の意見も十分に聞きながら、長期的な視点で確認していく。

○一度整備した庁内の組織体制についても、事業の実施状況や地域住民のニーズの変化等も踏まえて、柔軟に見直していく。

14

様々な対人支援･政策領域における取組との連携の視点

1．個別支援の観点

○個人や世帯が抱える複雑化・多様化した課題を制度の狭間に落とさず、多機関が連携して支援するためには、分野を超えた連携を図り相互理解を深める必要がある。そのためには、目指す方向性や情報を共有したり役割分担等を調整するための環境の整備（人と場）が重要となる。

○対人支援においては、保健、医療、福祉、教育等の各分野の専門職との連携をはかり多職種連携による幅広いネットワークを構築していくことが求められる。

○これらの分野においては、既存施策として、ネットワークの構築を目指したものが複数見られるところであり、互いの政策効果の向上や、既存資源の有効活用といった観点から、こうした他の政策分野との連携が必要である。

○具体的には、例えば、自殺対策、居住支援、成年後見等の権利擁護などの分野が挙げられる。会議体への参画や共通ツールの活用等を通じて、支援者同士の顔の見える関係性を構築していくことが必要である。

15

２．地域づくりの観点

○地域の実践では、社会福祉法人の地域における公益的な取組による事業の一環として、法人の運営する事業の資源の一部を活用して、地域の子どもの学習面・生活面での支援や、相談支援から浮かび上がってきたニーズに対してシェルターの提供や緊急物資支援など様々な取組が行われている（第６回検討会におけるヒアリングから）。また、医療法人や協同組合でも同様の取組を行っている事例もある。

○多様な主体による取組が面的に推進されるよう、新たな事業において、このような取組を推進し、地域の多様な主体から成るプラットフォームの構築を促進し活性化するための方策を検討する。

○さらに、地域づくりの関係では、地方創生、まちづくり、住宅施策、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域との連携と重層化を進めることが重要である。具体的には、例えば、地方創生、コンパクト・プラス・ネットワーク、地域循環共生圏などの取組が進められている。また、地域には、地域住民やNPO等が主体的に行う多様な取組が存在している。

○上記のプラットフォームの構築と活性化に当たっては、他の政策領域を含め幅広い主体や住民が参画できる仕組みとすることが必要である。このような観点を踏まえて、今後、新たな事業におけるプラットフォームの機能や位置づけ等について、具体化を検討する。

地域福祉計画・地域福祉支援計画における位置づけ

１．現行の取扱い

○2017年（平成29年）の社会福祉法改正で、地域福祉計画については、市町村に策定の努力義務が課されるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づけられた。また、市町村が包括的な支援体制の整備を進める場合には、地域福祉計画に記載することとされている（都道府県が策定する地域福祉支援計画も同様）。

２．新たな事業創設後の取扱い

○今般、市町村が新たな事業を実施する場合にも、地域福祉計画の記載事項とする。
これを通じて、市町村が、住民や関係者・関係機関との意見交換等を重ね、新たな事業に関する共通認識を醸成しつつ、新たな事業の全体像を計画に位置づけることを推進する。また、定期的に事業の実施状況等の分析・評価等を進める。

○都道府県においても、市町村の事業実施を支援することをはじめ、包括的支援体制の構築における役割について、地域福祉支援計画の記載事項とする。

○地域福祉計画の記載事項とする際には、介護保険事業計画など他の分野の計画との記載の整合を図る必要がある。

○なお、地域共生社会の推進については、地域福祉計画だけでなく、自治体の最上位計画である総合計画にも記載する自治体もある。総合計画に位置づけ、福祉部局だけでなく、自治体全体で地域共生社会を推進することは重要であることから、そのような取組を好事例として積極的に周知していくことも考えられる。

包括的支援体制構築における都道府県の役割

１．基本的な考え方

○都道府県は、
（１）市町村における包括的支援体制の構築の取組の支援
（２）市町村域を超える広域での人材育成やネットワークづくり
（３）広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応
等の役割を担うことが考えられる。

○特に、小規模な自治体や自立相談支援機関を有しない町村に対しては、きめ細かな支援が必要。
「参加支援」などについては、当該市町村と意見交換しながら、事業の共同実施の調整、都道府県に対する事業実施の委託の調整等、サポートを積極的に行う必要がある。

２．具体的な役割の例

（１）市町村における包括的支援体制の構築の取組の支援
・管内自治体の実態を把握した上での広域実施や他の事業との一体的実施などに向けた支援
・管内自治体における先駆的取組やノウハウ等の情報収集及びそれらの情報の発信

（２）市町村域を超える広域での人材育成やネットワークづくり
・包括的支援体制構築に係る人材の育成に向けた研修の開催や、支援員同士のネットワークづくり
・管内自治体相互のネットワークをつくり、広域での地域づくりや参加支援等のバックアップを行うこと

（※）人材育成については、市町村の手挙げによる事業実施であること等を踏まえると、国の果たすべき役割についても検討を行っていく必要がある。

（３）広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応

(例)DVや刑務所出所者など、地域からの排除や偏見の対象に陥る可能性があるために住民の身近な圏域で対応しがたい場合や、より専門的な支援が求められる場合等

参考資料

包括的な支援体制の整備例（１）①

- モデル事業においては、「まるごと相談窓口」として分野を包括した専門職による相談支援窓口や、住民に身近な地域で相談を受けとめる窓口が配置されている。
- モデル事業における包括的な支援を実現するための体制については、相談窓口の配置、専門職の配置、またそれぞれの機関、人がカバーする圏域の範囲など、具体的な整備のあり方は多様であり、自治体の人口規模や広さ、地域資源の状況等に応じて創意工夫しながら取り組んでいる。

			三重県 名張市	福井県　坂井市	茨城県東海村	愛知県 豊田市
人口			78,553人	91,638人	37,611人	425,340人
面積			129.77㎢	209.67㎢	38.00㎢	918.32 ㎢
小／中学校数			14校／5校	19校／5校	6校／2校	77校／28校
地域力強化の体制	環境整備、体制の構築		まちづくり協議会（小学校区）で、一括交付金を活用し、地区ごとに創意工夫をして事業実施	「ふくしの会」が主体的に課題を把握して課題解決を試みる体制となるよう市と社協が協働して後方支援を実施。 ※37地区のうちモデル4地区で実施。	第2層協議体（小学校区）または第3層協議体（自治会単位）・地区社協ごとの「ふれあい協力員」	社協ＣＳＷと地域包括支援センター、障害者相談支援事業所が連携し、地域づくりの調整機能を担う。
	住民に身近な相談窓口	開設場所	15か所(まちの保健室) ※ 地域包括支援センターのブランチ	市社協、市役所、地域包括支援センター、障がい者相談事業所	ふれあい協力員の見守り活動、サロン･食事会等を活用したニーズ収集	健康と福祉の相談窓口（4～5中学校区ごとの地区） ※現時点ではモデル2地区に設置するとともに、市役所所在地区は、本庁･社協本部として設置
		対応者	市職員	社協職員、市職員、地域包括支援センターや障がい相談事業所	ふれあい協力員、村社協コミュニティワーカー	市職員、市社協職員

包括的な支援体制の整備例（１）②

			三重県･名張市	福井県･坂井市	茨城県東海村	愛知県･豊田市
多機関協働の体制	相談支援包括化推進員の配置 ※いずれも財源は混在		５名 市役所の各課・相談窓口にエリアディレクター（相談支援包括化推進員）を配置。	２名 （専任／市職員）	２名（正規職員１名、臨時職員１名）	23名　（市職員15名[事務職、事務職有福祉資格者、保健師が兼務]、市社協職員８名[有福祉資格者がCSW･困窮相談支援員と兼務]） 市内支所に配置
	包括化推進員の役割		所属する各相談支援機関の相談ケースを担当しつつ、他部課・機関との連携を調整	・各相談支援機関からの複合課題事例について多機関での情報共有・支援方針の決定の支援を行う。 ・各相談支援機関や市各課の連携方法について調整を図る。	生活支援コーディネーターとの連携により、地域をフィールドとして、子ども、高齢者、生活困窮者など縦割りを排した支援対象者の把握を行う	所属する機関で相談ケースを担当しつつ、必要に応じて複合課題事例について他機関とのつなぎ・連携を行う。
	包括化推進会議		ケース検討：随時 ﾈｯﾄﾜｰｸ構築：２か月に１回程度	ケース検討：定例(月２回) ﾈｯﾄﾜｰｸ構築：３か月に１回程度	ケース検討：月１回 事例検討　年３回以上 ﾈｯﾄﾜｰｸ構築：２か月に１回程度 （協議体も兼ねる）	ケース検討：随時 地域ケア会議等も活用 ﾈｯﾄﾜｰｸ構築：２か月に１回程度
	相談を受け止める機能	総合相談窓口	ー	市役所福祉総合相談室、各市民窓口担当課、市社協、地域包括支援センター、障がい相談事業所	社協･総合相談窓口	上記と同列で設置。(市役所福祉総合相談課、市福祉センター(市社協)、コミュニティセンター)
		対応者	ー	上記各機関の職員	社協職員(CSW)	市職員、市社協職員

既存の相談支援機関の人員配置基準・資格要件等

○ 各分野において設置された既存の相談支援機関は、それぞれ対象、事業内容や機能に応じた人員配置基準や実施主体が設定されている。

分野	機関名	必須／任意	設置の根拠	人員配置基準	実施主体	対象	事業概要／機能等
介護	地域包括支援センター	必須	介護保険法第115条の46	原則、担当区域における第一号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、以下の職員を常勤専従で配置する。 ○保健師 ○社会福祉士 ○主任介護支援専門員 ※1 それぞれの職種に準ずる者の規程がある。 ※2 上記とは別途、小規模区域等における例外基準がある。	市町村（委託可）	高齢者を主とした地域住民	・総合相談支援業務 ・権利擁護業務 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ・介護予防ケアマネジメント
困窮	自立相談支援機関	必須	局長通知	法令上の基準は設けられていないが、３職種の支援員（人員）の配置（小規模自治体等において兼務は可能）	福祉事務所設置自治体	生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者	・プラン案の適切性の協議 ・支援提供者によるプランの共有 ・プラン終結時等の評価 ・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
障害	障害者相談支援事業所（市町村地域生活支援事業）	必須	障害者総合支援法第77条第1項第3号	法令上の基準は設けられていないが、委託する場合、常勤の相談支援専門員の配置が必要。	市町村（委託可、複数市町村による共同実施可）	障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者	・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ・社会資源を活用するための支援 ・社会生活力を高めるための支援 ・ピアカウンセリング ・権利擁護のために必要な援助 ・専門機関の紹介　等
	基幹相談支援センター	任意	障害者総合支援法第77条の2第2項	法令上の基準は設けられていないが、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要になる人員の配置（主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）	市町村（委託可、複数市町村による設置可）	障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者 地域の相談支援事業者	・総合的・専門的な相談支援の実施 ・地域の相談支援体制の強化の取組 ・地域移行・地域定着の促進の取組 ・権利擁護・虐待の防止
子ども	利用者支援事業所（利用者支援事業）	任意	子ども・子育て支援法第59条第1号	法令上の基準は設けられていないが、利用者支援専門員（専任職員）を1名以上配置	市町村（委託可）	子ども及びその保護者等	・子育て家庭等からの相談 ・子育て支援に関する情報の収集・提供 ・子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援 ・地域の関係機関との連絡調整　等
	子育て世代包括支援センター（法律上の名称：母子健康包括支援センター）	任意（努力義務）	母子保健法第22条	法令上の基準は設けられていないが、保健師等を1名以上配置	市町村（委託可）	母性並びに乳児及び幼児	・母子保健に関する各種の相談対応、支援に必要な実情の把握、保健指導の実施など、包括的な支援を行う

22

「断らない相談支援」に必要な機能

機能	内容
相談の受け止め	○多様な相談が寄せられることが想定されるが、まずは相談の入口として一旦、包括的に受け止めることが求められる。
解決に向けた対応	○個人、世帯の状況を包括的に把握するために情報収集をしたり、対応すべき課題を明らかにして、解決の方向性を検討する。 ○また、課題の内容に応じて、専門的な機関につないだり、関係者、関係機関と連携する。
制度の狭間・隙間や、課題が複合化・複雑化したケースにおける支援調整	○複合的な課題を抱えているために、丁寧なアセスメントや、複数の支援機関による支援が求められる等の困難な事例に対して、支援の方向性を整理したり関係者の役割分担をする等の総合調整を担う。
多機関のネットワークの構築	○地域の関係機関や専門職、自治体等による多様なネットワークを構築したり、支援に関わるチーム全体の総合調整を行う。
個別支援から派生する新たな社会資源・仕組みの創出の推進	○個別支援を通じて既存の社会資源を見つけたり、不足している場合には新たに創造するなど、支援を通じて新たな支援を作ったり、支援体制を充実させる。
相談支援に関するスーパーバイズ、人材育成	○支援者に対して個別のスーパーバイズを行ったり、ケース会議等でグループスーパービジョンを行う。 ○また、研修会等において、支援の知識や技術の向上に向けた働きかけを行う。
継続的な伴走支援	○伴走支援には、「地域にある様々な居場所や地域活動等の暮らしの中で行う、支え合いや緩やかな見守り」と「専門職による課題の解きほぐし（時間をかけたアセスメント）や本人の状態の変化に寄り添う継続的な支援」の２つが想定される。「断らない相談支援」においては、後者の伴走支援を想定。 ○また、これらの支援は「参加支援」と一体的に進めていくことが求められる。 ○伴走支援の終結の考え方としては、 ・本人の状態が改善し、一定程度、課題の解決が図られた時 ・適切に専門の支援機関につながった時 ・全ての課題は解決していないものの、地域や関係機関の関わりや見守りの体制が整備された時 等とする。

23

複合的な課題を抱える家族への支援事例

家族構成

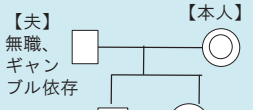

＜本人＞
Bさん(女性)45歳

＜家族構成＞
夫47歳、息子22歳、
娘14歳

支援のきっかけ

○ 娘（14歳）が学校を休みがちとなっていたことから、担任教諭が母（本人）に連絡。
○ 担任教諭が母（本人）と面談を行ったところ、「娘の素行が乱れ夜に遊びに出掛けたり、不登校気味であることを心配している。また、夫や息子のことにも悩んでいる。」とのこと。
○ 話しを聞いた担任教諭は、母（本人）の困りごとが多岐にわたるため、どこに相談に行ったら良いか分からず「断らない相談窓口」に連絡。

支援内容

＜支援開始＞

■ 連携担当職員が本人や娘、息子と時間をかけてアセスメントを行い、家族一人一人の課題やニーズを明らかにする。



＜家族が抱える多様な課題を時間をかけて解きほぐす＞

■ 初回の面談では、課題が複合的であるため、本人自身混乱していた。その後、連携担当職員が本人の心の揺らぎに寄り添いながら、時間をかけて家族の状況を丁寧にひも解く中で、下記のような多様な課題が明らかになる。

（本人） 家計を支えるためにパートを掛け持ち、夫への不満が募っている。各種滞納があるものの、家計の状況は把握できていない。
（夫） 飲食店を経営していたが、不況のあおりを受けて倒産し目標を失う。昼から飲酒し、パチンコに通う生活が続いている。
（息子） 高校を卒業後、短い期間に何回も転職を繰り返しており自信を失っている。障害の疑いがある。
（娘） 父親の店の倒産を同級生からからかわれ、現在は不登校気味。生活のリズムが乱れ、授業にもついていけない。
（地域との関係性） 夫が無精ひげを生やして昼からお酒を飲んで歩いたり、夫婦喧嘩が絶えないため、近隣の人から疎まれ地域から孤立。

＜多機関との連携による支援＞

■ 連携担当職員が関係者の総合調整役を担い、学校やハローワーク、自立相談支援機関、地域住民等の関係者が連携を図りながら、家族への個別の支援を行う。

効果

➢ **本人に寄り添いながら丁寧に伴走支援をする**ことにより、**世帯全体の複合的な課題を整理することができ、**今後の支援の方向性を具体的に組み立てていけるようになった。
➢ 複合的な課題を整理したことにより、今後は適切に**多機関と連携を図り、世帯全体を支援する体制を整えることができるようになった**。

24

※モデル事業の支援事例を一部参考にして、事例を作成。

ひきこもりの相談支援事例

家族構成

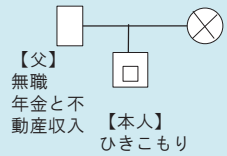

＜本人＞
Aさん(男性)51歳

＜家族構成＞
父79歳

支援のきっかけ

● 地域包括支援センターのケアマネジャーが、断らない相談窓口に連絡。「父親の担当をしているが、ひきこもっているAさんの存在も気になっている」とのこと。
● ケアマネジャーは、父の体調が悪く近く入院する予定であるため、Aさんのことをどうしたら良いか心配になったとのこと。
● Aさんは無職であるが、父は年金の他に不動産収入があり経済的には困っていない。



支援内容

＜支援開始＞

■ 連携担当職員が、父と面接。また、ケアマネジャーやヘルパーなどから聞き取りを行い、Aさんの状況確認を行う。包括化推進会議に諮りAさんや父へのアプローチ方法を検討。
⇒ 自立相談支援機関がAさんの自宅を定期的に訪問しながら、接点を作ることになる。

＜Aさんへの支援＞

■ 最初、自立相談支援機関の支援員は、Aさんと会うことが出来ず、部屋の前に手紙を置いたり、イベントのチラシを置くなどして関わりを継続し、時間をかけて関係性を構築。その後、父親の体調が悪化し、入院することがきっかけとなり、Aさんから自立相談支援機関に連絡が入る。
■ 自立相談支援機関で面接を行ったところ、Aさんは働きたいという希望はあるものの、長くひきこもっていたため自信が持てないとのこと。そこで、就労準備支援事業を利用し、生活の立て直しから始めることとなる。



＜父親の支援（医療ソーシャルワーカーとの連携）＞

■ 父親の退院を見据え、病院の医療ソーシャルワーカーと連携しながら在宅療養の準備を進める。

効果

➢ 断らない相談窓口が関わったことにより、**世代や属性が異なる高齢の父とひきこもりのＡさんの課題を包括的に受け止められた。**
➢ ケアマネジャーは、数年前から自室に閉じこもるAさんの存在に気付いていたが、どのように対応したら良いか分からず長期にわたり困っていた。**連携担当職員が関わったことにより、多機関の関係者が連携を図るための総合調整がなされ**Aさんと父親の支援が円滑に進んだ。

25

※モデル事業の支援事例を一部参考にして、事例を作成。

参加支援の取組（鳥取県における学習支援事業）

鳥取県

＜基本データ＞
人　口：55万6，549人
世帯数：21万8，952世帯
保護率：1．26%
面　積：3，507km2
小学校区：122
中学校区：59　平成31年4月1日時点



地図データ：Google

取組のポイント

● **学習支援に係る単県事業（学習支援充実事業）の実施**
⇒子どもの生活・学習支援事業における国庫補助事業の対象外経費を補助（※）
※地域未来塾や放課後児童クラブも補助対象
●「子どもの学びの環境等低所得者対策連絡会議」を設置。
⇒県内における子どもの生活・学習支援の実施を推し進めるため、県の教育委員会と福祉部局が連携し、県内各自治体をサポート。

実施内容

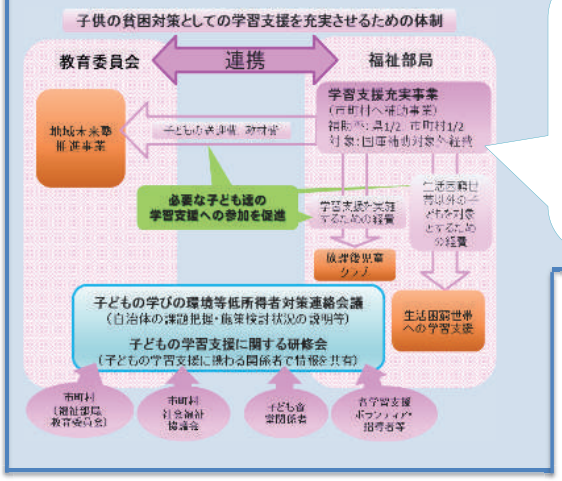

学習支援充実事業について
【目的】 学習支援の充実を図るため、国庫補助事業の対象外の取組について県独自の補助を実施
【対象経費】国庫補助対象外となる経費
◆ 生活困窮世帯の学習支援事業
生活困窮世帯以外の子どもも対象とするための経費
◆ 地域未来塾推進事業
子どもの送迎費、教材費等の必要経費
◆ 放課後児童クラブ
放課後児童クラブで学習支援を実施するための経費
【補 助 率】県1/2、市町村1/2

作成：厚生労働省

効果

◆ 子どもの生活・学習支援事業における国庫補助事業の対象外経費を補助することで、一般世帯も広く利用できる場となった。
◆ それにより、生活困窮世帯や生活保護世帯の子どものプライバシーを保護することができ、支援を要する子どもが幅広く利用できている。

26

「多世代交流スペース宮ノ前テラス」を軸にした住民活動の展開（神奈川県横浜市）

● 地域住民の想いを知った区役所の担当者が、人と人をつなぎ、地域住民の力で多世代交流サロンが実現。
● NPO法人として、2018年10月から「多世代交流スペース宮ノ前テラス」の運営をスタート。

○地元の野菜や果物を活用した地産地消のテラスカフェ・子ども食堂、子育て支援（ベビーマッサージ、親子リトミック等）、住民主体による高齢者の通所サービス等の多彩な取組。
○地元の小学生から、若者、年配者まで、担い手も多世代。「年代性別関係なく、誰でも活躍できるアンチエイジングからエンジョイエイジングへ」を合い言葉に活動。


定年退職後に何かできないか、と想いを持つ居場所の開設者


引きこもりがちなお年寄りを心配している民生委員


地域に役立つ場所を建てたい地主

バックアップ

人


地域住民によるサロン立ち上げに向けた活動がスタート
（総合事業の補助金を活用するために法人格を取得）

場

【宮ノ前テラス】





コーディネーター的な役割







・人をつなぎ、活動のきっかけを作る
・関連情報等を提供

【行政によるバックアップ】
● 区役所が同じような思いを持つ地域住民をつなぎ、サロン立ち上げに向けた話し合いの“場”を設定。住民が最初の一歩を踏み出すきっかけを作った。
● ハード面の整備費用として「ヨコハマ市民まち普請事業」、活動の資金として「横浜市介護予防・日常生活支援総合事業（サービスB）」の補助金の活用を提案。補助金を活用した拠点の整備・運営につながった。

27

作成：厚生労働省

「くらしのサポートセンターサンクス」を拠点にした住民活動の展開（福岡県福津市）

- 熱意ある地域住民が、地域の有志を巻き込みながら、活動拠点として「くらしのサポートセンターサンクス」を設立。
- 楽しみながら、多世代や地域がつながっていくためのスペースとして運営。



○地場企業が所有する元保養所を提供。毎週土日は20人を超える有志が集まり、草刈りから壁の色塗りや内装まで自分たちの手で改修を行った。

○熱意ある地域住民は、後に生活支援コーディネーターに就任。サンクスを設立した経験を活かし、「行政任せではなく、自分たちの手で」と地域への働きかけを続けている。

【行政によるバックアップ】

- 平成27年12月から「協議体準備会」を始め、話し合いや視察等を通じ、市役所と熱意ある住民がつながった。
- 住民の声を集めるためのプラットフォームとして、介護保険制度の地域支援事業（生活支援体制整備事業）を利活用し、平成28年10月に「福津市ささえ合い協議体」を設置。

28

作成：厚生労働省

地域力強化をとりまく様々な資源と地域における協議の場

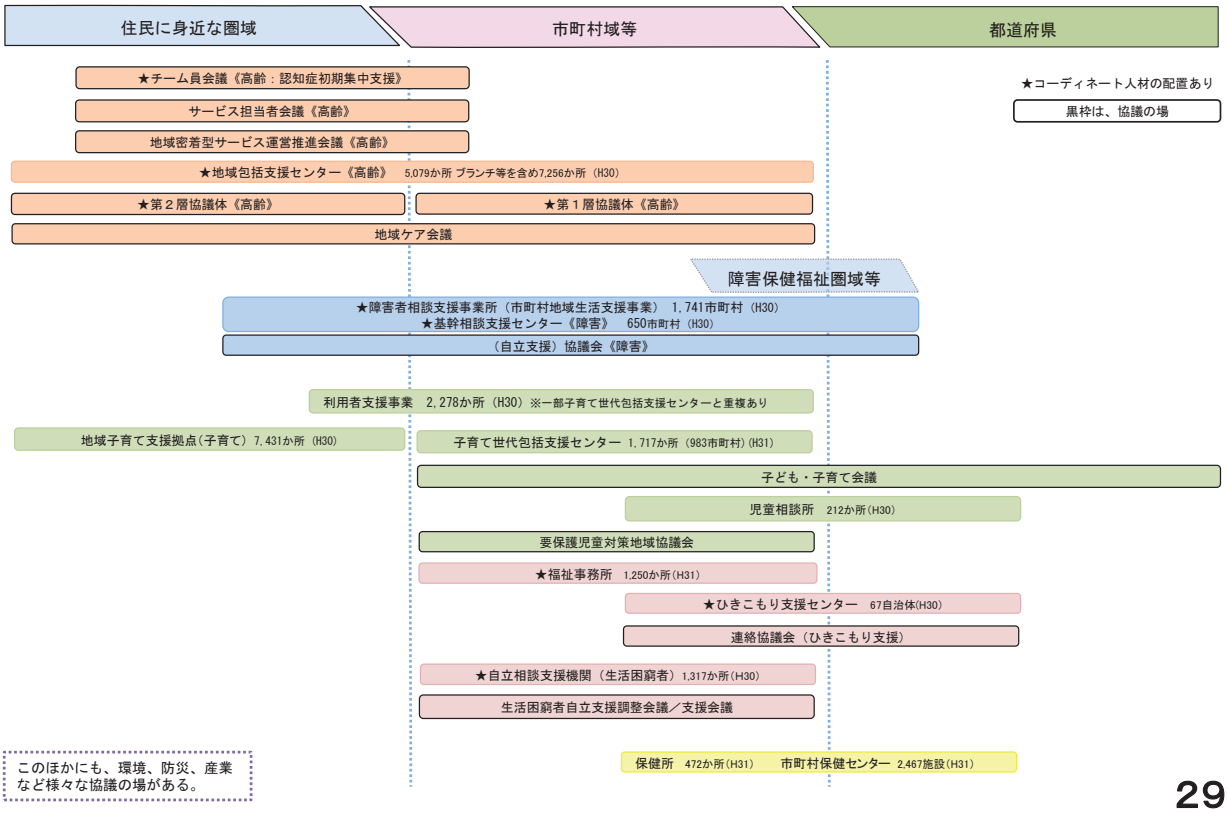

このほかにも、環境、防災、産業など様々な協議の場がある。

29

地域福祉計画・地域福祉支援計画について（社会福祉法の規定）

（市町村地域福祉計画）

第107条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
五　前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2　市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3　市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条　都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
二　市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
三　社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
四　福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
五　市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

2　都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3　都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

30

包括的支援体制の整備に関する地域福祉計画の規定～告示、通知

「包括的な支援体制の整備に関する指針」（大臣告示）「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（局長通知）

社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（厚生労働省告示第355号）（抄）

市町村における包括的な支援体制の整備については、地域の関係者が話し合い、共通認識を持ちながら計画的に推進していくことが求められるが、その際、市町村地域福祉計画の策定過程を活用することも有効な方策の一つである。

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（子ども家庭局長／社会・援護局長／老健局長　連名通知）（抄）

第一　社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）**改正の趣旨について**

⑺　法第107条、法第108条関係

（略）今般の改正では、法第106条の３第１項で定める体制整備を促進する観点からも、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下「地域福祉（支援）計画」という。）の策定について、任意とされていたものを努力義務とするとともに、策定に際しては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けている。また、第106条の３第１項各号で規定する包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項についても記載事項として追加している。

あわせて、策定した地域福祉（支援）計画については、定期的に調査、分析及び評価の手続きを行い、必要に応じて見直しを行うよう努めることとされている。

第二　市町村における包括的な支援体制の整備について

法第106条の３第１項は、「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（第1号）、「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（第２号）、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築（第３号）の３つの事業の実施等を通じ、包括的な支援体制を整備することを市町村の新たな努力義務としている。

（中略）

市町村が、地域福祉計画の策定プロセスなども活用しながら、３つの機能・取組を担うべき主体とともに、どのように支援体制を整備していくかを考え、関係者の総意と創意工夫により具体化し、展開していくことが期待される。なお、包括的な支援体制の整備に向けては、これら３つの機能・取組について、個々に「点」として実施するのではなく、互いに連携・協働し、「面」として実施していくことが求められていることに留意する必要がある。

31

「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画策定ガイドライン」（局長通知）

第三　市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン

1　市町村地域福祉計画

（1）　市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に盛り込むべき事項としては、法上、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、**⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の３第１項各号に掲げる事業を実施する場合）**の５つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものである。市町村においては、主体的にこれら５つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある。

⑤　包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の３第１項各号に掲げる事業を実施する場合）

「第二　市町村における包括的な支援体制の整備について」を参考にする。

ア　「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（法第106条の３第１項第１号関係）　(1の(1)の④と一体的に策定して差し支えない。)

(ｱ)　地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
(ｲ)　地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
(ｳ)　地域住民等に対する研修の実施

イ　「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（法第106条の３第１項第２号関係）

(ｱ)　地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備
(ｲ)　地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知
(ｳ)　地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握
(ｴ)　地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築

ウ　多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（法第106条の３第１項第３号関係）

(ｱ)　支援関係機関によるチーム支援
(ｲ)　協働の中核を担う機能
(ｳ)　支援に関する協議及び検討の場
(ｴ)　支援を必要とする者の早期把握
(ｵ)　地域住民等との連携

「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画策定ガイドライン」（局長通知）

第三　市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン

2　都道府県地域福祉支援計画

（1）　都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項

都道府県地域福祉支援計画（以下「支援計画」という。）に盛り込むべき事項としては、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項、③社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項、④福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項、**⑤市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項**の５つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の支援計画としては認められないものである。都道府県においては、主体的にこれら５つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともにその他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある。

⑤　市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項

ア　単独の市町村では解決が難しい地域生活課題に対する支援体制の構築
イ　都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案
ウ　住民が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことができる地域づくりを進めていくための人材育成、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言
エ　その他必要な事項

既存事業における都道府県の役割

▶モデル事業
- 単独の市町村では解決が難しく専門的な支援を必要とする者に対する支援体制を市町村と連携して構築
- 都道府県と市町村、市町村間の情報共有や技術的助言
- 相談支援包括化推進員等の人材養成

▶地域生活支援事業（障害）※都道府県事業として位置づけ
- 特に専門性の高い相談への対応
- 相談支援体制整備事業（相談支援アドバイザーの配置等）
- 相談支援従事者等研修　　等

▶自立相談支援事業（生活困窮者） ※都道府県事業として位置づけ
- 管内自治体に対する任意事業の実施に向けた働きかけ、広域での共同実施に向けた調整等
- 各事業の従事者に対する人材養成
- 地域ごとの関係機関のネットワークづくり
- 都道府県が持つ広域行政としてのノウハウ（産業雇用部門、住宅部門）等を生かしたバックアップ

▶保険者機能強化推進交付金（都道府県分）に係る評価指標（高齢者）
- 管内の市町村の介護保険事業に係るデータ分析等を踏まえた地域課題の把握と支援計画
- 自立支援・重度化防止等、保険給付の適正化事業等に係る保険者支援の事業内容
  （１）保険者による地域分析、介護保険事業計画の策定（２）地域ケア会議・介護予防（３）生活支援体制整備等（４）自立支援・重度化防止等に向けたリハビリテーション専門職等の活用（５）在宅医療・介護連携（６）認知症総合支援（７）介護給付の適正化（８）介護人材の確保（９）その他の自立支援・重度化防止等に向けた各種取組への支援事業

▶利用者支援事業（子ども・子育て）
- 本事業は市町村が実施主体
- 利用者支援事業の専任職員への研修の実施　等

34

地域における自殺対策の推進について

自殺対策における地方公共団体の役割　⇒　地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進

- 国と協力し、地域の状況に応じた施策を策定・実施
- 地域自殺対策推進センターの設置（都道府県・指定都市）
- 都道府県・市町村自殺対策計画の策定
- 自殺者の親族等への相談体制の充実
- 関係者の連携協力、調査研究等の推進、人材の確保、研修・啓発の推進
- 医療提供体制や様々な分野の相談機関につなげる他機関連携体制の整備
- 医療機関と連携した自殺未遂者支援の推進
- 民間団体の活動の支援

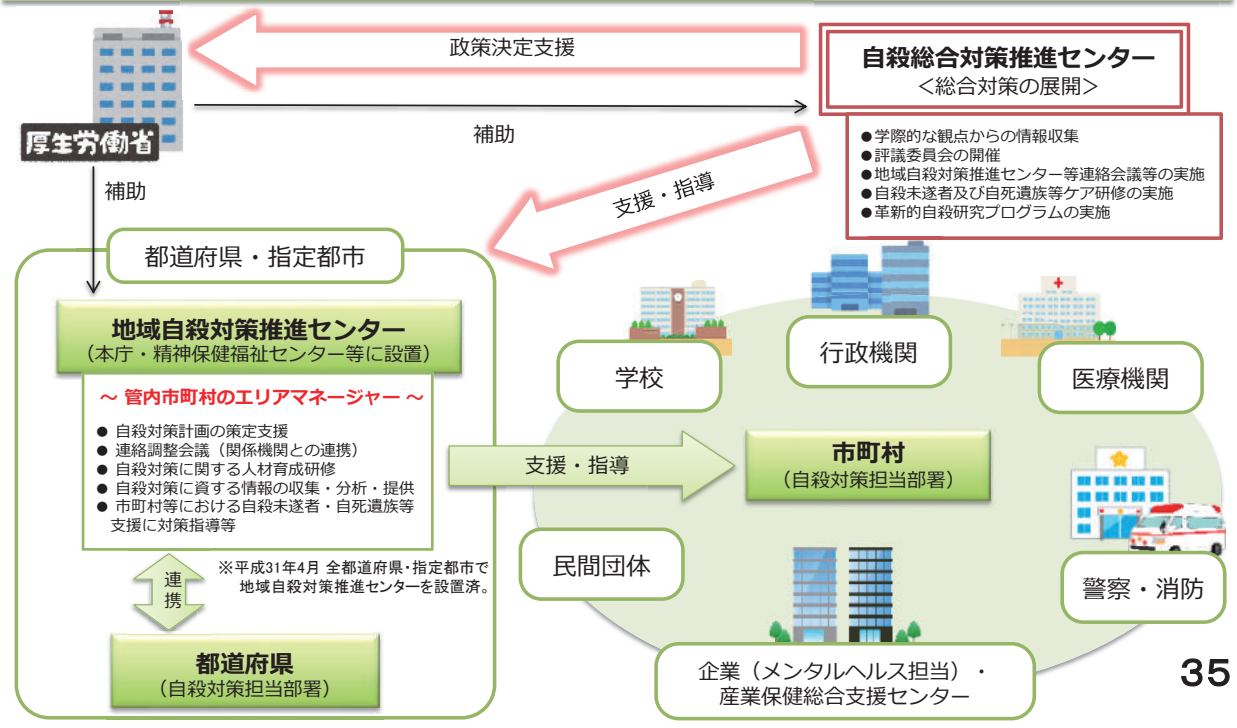

35

各制度等における複合的課題等
（自殺対策（自殺既遂者））

○民間団体が自殺で亡くなった方の遺族の協力を得て行った調査によれば、
- 潜在的な自殺の危機要因となり得るものは69個
- 自殺で亡くなった人が抱えていた危機要因の平均個数が3.9個
- 最初の危機要因の発現から自殺で亡くなるまでの期間の中央値は5.0年、平均値は7.5年
- 亡くなる前に、行政や医療等の何らかの専門機関に相談していた方が約70%

等といった結果が示されている。

○ こうした調査結果からは、自殺に至るまでのプロセスにおいて、様々な危機要因（課題）が複合的に絡み合い、経時的に変化・複雑化している状況が見られるとともに、個々の課題に対応するための支援とあわせて、本人に継続的に関わり続けるための支援の必要性が示唆されていると考えられる。

自殺の危機経路

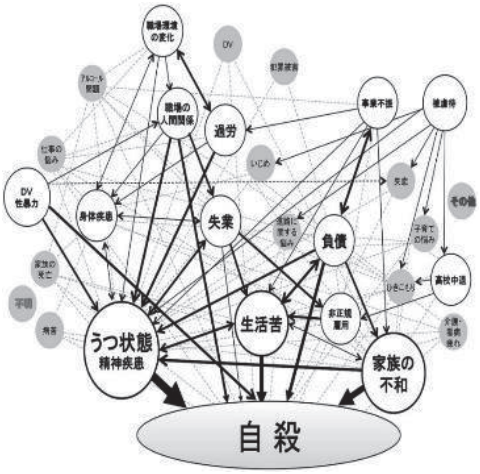

自殺の危機要因となり得るもの

健康問題（531）
身体疾患（腰痛）（18）、身体疾患（その他）（88）、うつ病（274）、統合失調症等（97）、アルコール問題（34）、病苦（17）、認知症（2）、出産（1）

経済・生活問題（414）
倒産（11）、事業不振（60）、失業（57）、就職失敗（23）、生活苦（66）、負債（多重債務）（82）、負債（住宅ローン）（10）、負債（その他）（31）、借金の取り立て苦（26）、連帯保証（20）、経営の悩み（6）

家庭問題（354）
家族間の不和（親子）（71）、家族間の不和（夫婦）（76）、家族間の不和（その他）（17）、家族との死別（自殺）（22）、家族との死別（その他）（30）、家族の将来悲観（6）、離婚の悩み（47）、被虐待（当時）（4）、DV 被害（19）、育児の悩み（30）、介護・看病疲れ（24）、親の不仲・離婚（6）、妊娠・不妊の悩み（1）

勤務問題（366）
仕事の失敗（39）、職場の人間関係（95）、職場環境の変化（配置転換）（43）、職場環境の変化（昇進）（17）、職場環境の変化（降格）（6）、職番環境の変化（転職）（19）、休職（13）、過労（69）、職場のいじめ（11）、仕事の悩み（51）、定年退職（3）

学校問題（95）
進路の悩み（入試）（7）、進路の悩み（その他）（22）、学業不振（8）、いじめ（4）、教師との関係（15）、他生徒との関係（15）、ひきこもり（16）、不登校（6）、教師からの叱責（1）

男女問題（37）
結婚をめぐる悩み（6）、失恋（16）、不倫の悩み（13）、恋人の自殺（1）、性同一性障害（1）

その他
犯罪発覚（3）、犯罪被害（7）、後追い（1）、心中（8）、近隣関係（15）、将来生活への不安（29）、単身赴任（2）、災害（その他）（3）、親への家庭内暴力（2）、高校中退（5）、事故（7）、同業者・同僚の自殺（1）、配偶者への暴力（4）、その他（73）

出典：『自殺実態白書2013（NPO法人ライフリンク）』

36

足立区における自殺対策と生活困窮者自立支援の連携

＜足立区の概要＞
- 人口　685，447人（平成30年1月1日現在）
- 生活保護受給率　3.63%
- 面積53，25㎢



＜概要＞

生活困窮者自立支援制度
- ○ 自立相談支援機関　：　直営＋委託（NPO法人）
- ○ 任意事業　：　家計相談支援事業、就労準備支援事業、学習支援事業、一時生活支援事業（都区共同事業として東京都が実施）を実施

連携体制の構築
- ・庁外の関係者を含めた「こころといのちの相談支援ネットワーク」を設置。
- ・様々な相談窓口に来た相談者を総合的に支援するため、庁内の関係部署の連携体制も整備。各相談窓口がつなぎ先の対応に迷った際には、「こころといのち支援係」が相談に乗り、調整を図っている。
- ・また、支援調整会議においても、自殺対策の担当が参加している。



連携に向けた取組①

「相談者への対応が一目でわかるフローチャート」活用による早期支援
- ○ 相談機関に来た相談者のうち、自殺対策担当部署等につなぐ判断を補助するための「チェックポイント」や「フローチャート」を作成。
- ○ 「チェックポイント」は、相談者自身の訴えからは表面化しづらい課題についても、本人の様子や振る舞いなどから察知するためのツールとして、ゲートキーパー手帳に盛り込み、ゲートキーパー研修会を通じて共有している。
- ○ アセスメントの抜け漏れを防ぎ、早期に支援が可能になる。

連携に向けた取組②

総合相談会によるアウトリーチ活動
- ○ 自立相談支援機関とともに、自殺対策担当部署等や保健師、ひきこもり支援担当、弁護士等と一緒にワンストップ型の出張相談会を（年5回×6日間）実施。

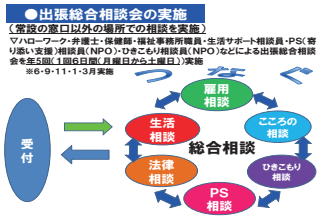

連携に向けた取組③

つなぐシートの活用
- ○ 複数の機関で連携して支援するため、段階に応じた途切れない確実な「つなぎ」を目指している。
  - ① 次の窓口を紹介する。
  - ② 紹介状「つなぐシート」でつなぐ
  - ③ 精神保健福祉士等の資格を持つパーソナル・サポーターでつなぐ。



※「つなぐシート」は、次の窓口につなぐ際に情報が共有できるほか、経過を関係者にフィードバックする仕組みを設けることで、多機関の連携が有効であることを実感することにもつながっている。

連携に向けた取組④

「生きていていんだ」と思える居場所の創出
- ○「課題解決志向の個別支援」と連動して行っている「存在肯定志向の居場所創出活動」。課題が解決しても居場所には継続参加可。
- ○相談者が、グループでの人とのつながりを通して、他者承認と自己確認を図る（人間関係のリハビリを行う）ことがねらい。
- ○支援者にとっては、相談者とフラットな関係を築く場に。また、組織等の枠を超えて、支援者同士が相談者を支える機会にも。

37

江戸川区における自殺対策と生活困窮者自立支援の連携

＜江戸川区の概要＞
・人口　697,801人
（平成31年4月1日現在）
・生活保護受給率2.915％
・面積49.09㎢

連携に向けた取組①

シート等のツールの活用

○ 生活保護受給者や生活困窮者自立支援制度の利用者を関係機関が連携して支援していくため、複数の関係機関の支援状況や、相談者のやり取りの情報を共有。

○ 複数の関係機関間での連携を円滑に行うことができる。

連携に向けた取組②

総合相談会によるアウトリーチ活動

○ 自殺の社会的要因である失業、多重債務をはじめ、個人が抱える生活上の様々な問題に対して、各分野の専門家が相談に応じるワンストップサービス

○ 月1回、健康サポートセンターで開催

○ 自立相談支援機関とともに、弁護士、ハローワーク職員、消費生活相談員、保健師などが相談に応じている。

＜概要＞

生活困窮者自立支援制度

○ 自立相談支援機関　：　委託（くらしごと相談室）
○ 任意事業　：　家計改善、就労準備支援、次世代育成等

「なごみの家」を核とした包括的な支援体制

○高齢者だけでなく、全世代を対象として、包括的な支援を行うことができるよう、①相談機能、②居場所機能、③ネットワークづくりの機能を有する「なごみの家」を区内9か所に設置している。（最終的に15か所の整備を計画）
○住民の悩みや課題を速やかに察知・把握できる機能として、住民の暮らしの中に「なごみの家」を設けるとともに、「なごみの家」を入口として、区内の様々な専門相談等に必要に応じたつなぎを行う。
○自殺防止連絡協議会や、くらしごと相談室（生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関）をはじめとした区の相談支援機関と協働している。

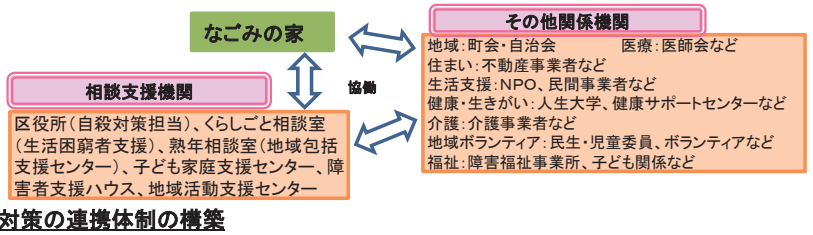

自殺対策の連携体制の構築

「自殺対策戦略会議」（年1回開催）
・区長が長を務め、自殺対策に関連の深い関係部局の長で構成

「自殺防止連絡協議会」（年2回開催）
・関係機関及び民間団体等の相互の密接な連携確保、区における自殺対策を総合的かつ効率的に推進

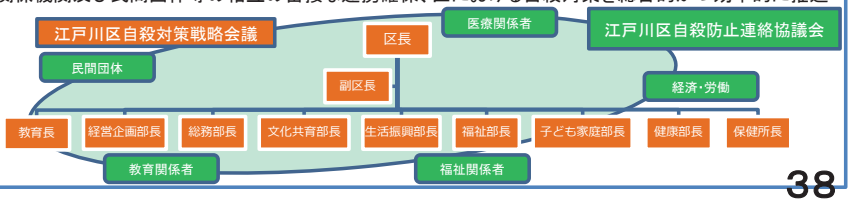

野洲市における自殺対策と生活困窮者自立支援の連携

＜野洲市の概要＞
・人口　51,357人（令和元年9月1日現在）
・生活保護受給率　0.41%
・面積80.15㎢



＜概要＞

○ 野洲市においては、生活困窮者自立支援は市民生活相談課が担当。市民生活相談課では、多重債務相談や専門相談（法律相談、税務相談等）、消費者相談を担当するほか、問い合わせ先がわからない等の苦情や問い合わせを受け付けて所管課につなぐなど、市民生活にかかわる総合的な相談窓口を担う。

○ 関係機関間の連携体制を構築するほか、自殺対策に関する課題や現状を分析・評価し施策展開するために設置した「野洲市市民生活総合支援推進委員会自殺対策連絡部会」の事務局を市民生活相談課と健康推進課が担当。

○ 「いのち支える野洲市自殺対策計画」において、現状の分析を踏まえ、重点施策の柱として高齢者、若年層への支援強化、心の健康づくりとともに「生活困窮者への支援の拡充」を位置づけ。

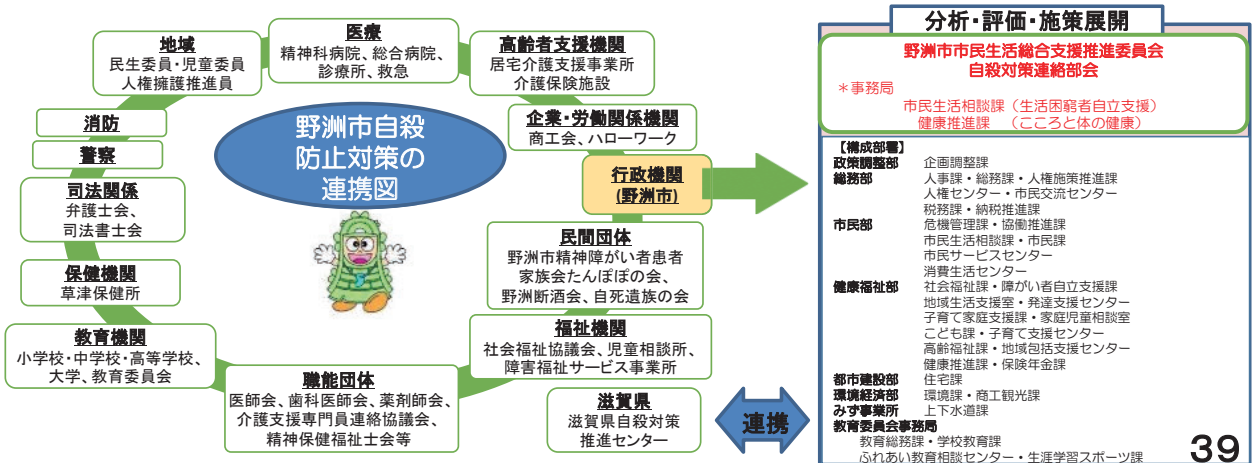

都道府県及び市町村自殺対策計画策定の手引について（局長通知）

○平成29年７月25日に閣議決定された「自殺総合対策大綱」において、国は、都道府県自殺対策計画及び市町村自殺対策計画の円滑な策定に資するよう、地域自殺対策計画策定ガイドラインを策定することとされている。
○このため、都道府県及び市町村自殺対策計画の策定に関する標準的な手順と留意点等を取りまとめ、平成29年11月に都道府県及び市町村に対して「自殺対策計画策定の手引き」を示した。
○手引きのうち、「Ⅲ自殺対策計画策定の流れ」の中で、計画の策定に当たっては、意思決定の体制づくり、関係者間の認識共有、地域の社会資源の把握等、地域共生社会の実現のための包括的支援体制の構築に当たっても重要となる要素が記載されている。

Ⅰ 自殺対策計画策定の背景
Ⅱ 自殺対策計画策定の意義
Ⅲ 自殺対策計画策定の流れ
Ⅳ 計画に盛り込む内容の決定
　Ⅳ－１ 計画の名称を決める
　Ⅳ－２ 計画の構成を決める
　Ⅳ－３ 評価指標等を盛り込む
　《数値目標》
　　１）自殺対策の数値目標について
　《評価指標》
　　１）基本施策「市町村等への支援の強化」について
　　２）基本施策「自殺対策を支える人材の育成」について
　　３）基本施策「住民への啓発と周知」について
　　４）基本施策「児童生徒のSOS の出し方に関する教育」について
　　５）重点施策＝地域自殺対策「重点パッケージ」について
　《実施の有無／実施内容の記録》
　　１）基本施策「地域におけるネットワークの強化」について
　　２）基本施策「生きることの促進要因への支援」について
　　３）生きる支援関連施策について
Ⅴ 計画の推進、推進状況の確認等

Ⅲ－１　意思決定の体制をつくる
１）行政トップが責任者となる
２）庁内横断的な体制を整える
３）広く住民の参加を得る
４）自殺対策連絡協議会の参加を得る
５）市町村の参加を得る

Ⅲ－２　関係者間で認識を共有する
１）地域の自殺実態を共有する
２）自殺対策の理念等を共有する
３）自殺対策の目標を共有する

Ⅲ－３　地域の社会資源を把握する
１）庁内の関連事業を把握する
（いわゆる「事業の棚卸し」）
２）地域の様々な活動を把握する

Ⅲ－４　自殺対策計画を決定する
１）計画の全体構成を考える
２）各事業の担当及び実施時期を明確にする
３）検証可能な指標や目標を定める

40

自殺対策計画策定の手引きにおける「庁内の関連事業の把握（事業の棚卸し）」について

○　自殺対策計画の策定に当たっては、自殺対策とは「生きることの包括的な支援」であるとの視点から、各自治体で既に取り組まれている既存事業を最大限に活かし、計画に盛り込むべく、庁内の関連事業を広く把握することが重要である。
○　その際に有効な手法が「事業の棚卸し」であり、関連事業の把握作業を実施することにより、庁内関係者と分野を超えた「顔の見える連携関係」の再構築・再強化にもつながるものである。
○　また、庁内の多様な事業を「生きることを支える支援」と位置づけ、幅広く計画に盛り込むことにより、包括的・全庁的に自殺対策を進めることができる。

＜棚卸しの進め方＞
①「●●年度 主要施策の概要」や「●●年度 主要施策の成果」等の予算・決算に関する資料を使って、自治体（庁内）における全事業リストを作成する。
②「事業の棚卸し事例集」を参考にしながら、全事業リストの中から「生きる支援」に関連する・関連し得る（関連しないもの以外の）全ての事業を洗い出す。
③ 洗い出した事業に自殺対策の視点を加えた「事業案」を検討し、各事業の担当と協議のうえ、計画に盛り込む。

【事業案の例】

1. 滞納税の徴収事業
自殺の背景には生活苦や借金等の経済的な問題が潜んでいる場合があり、税を滞納している人の中にはそうした問題を抱えて自殺リスクを背負っている可能性がある。
税の徴収員が、滞納者がそうした状況にあるかもしれないとの視点を持つことで、必要に応じて住民に相談会等の情報を伝えることが有効となり得るため、徴収員に自殺対策の研修会を受講してもらう。

2. 図書館の管理事業
図書館は普段から活字に親しんでいる地域住民が集まる場であるため、ポスターやパネル等を展示して自殺対策や相談会等の広報啓発の場として有効である。また、自殺対策に資する「居場所（とりわけ子どもを対象とした）」としての機能を持てる場合もある。

3. 葬祭費の支給
葬祭費の申請を行う方の中には、大切な方との死別のみならず、費用の支払いや死後の手続き面などで様々な問題を抱えて、自殺リスクの高まっている方もいる可能性がある。そのため、抱えている問題に応じて、そうした方を支援機関へとつなぐ機会として活用し得る。
また、亡くなった方の中には自殺によるケースも想定されるため、遺族に対して相談先等の情報を掲載したリーフレットを配布することにより、葬祭費の支給機会を遺族への情報提供の機会として活用できる。

41

居住支援協議会の概要

国土交通省資料

○ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
○ 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく協議会

概要

（1）設立状況 92協議会が設立（令和元年10月15日時点）
○ 都道府県（全都道府県）
○ 区市町（45市区町）
北海道本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、文京区、台東区、江東区、豊島区、北区、杉並区、板橋区、大田区、世田谷区、練馬区、葛飾区、江戸川区、八王子市、調布市、町田市、日野市、狛江市、多摩市、川崎市、横浜市、鎌倉市、岐阜市、名古屋市、岡崎市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、東みよし町、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、熊本市

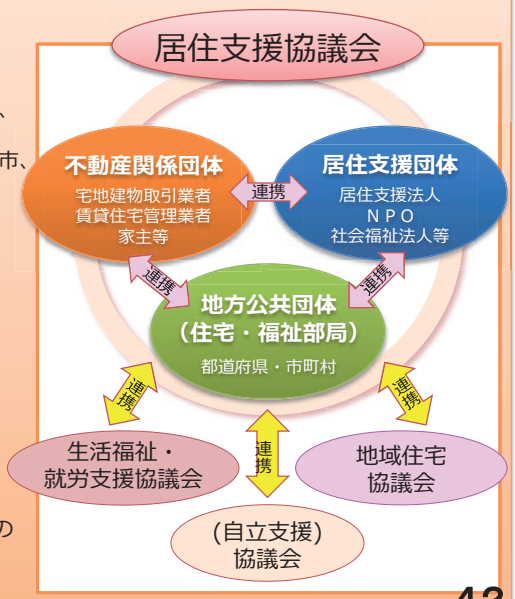

（2）居住支援協議会による主な活動内容
・メンバー間の意見・情報交換
・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
・住宅相談サービスの実施
（住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等）
・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

（3）支援
居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援
〔令和元年度予算〕
重層的住宅セーフティネット構築支援事業（9.3億円）の内数

42

権利擁護支援の地域連携ネットワークと中核機関

○ 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。
※協議会･･･法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体
※チーム･･･本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。

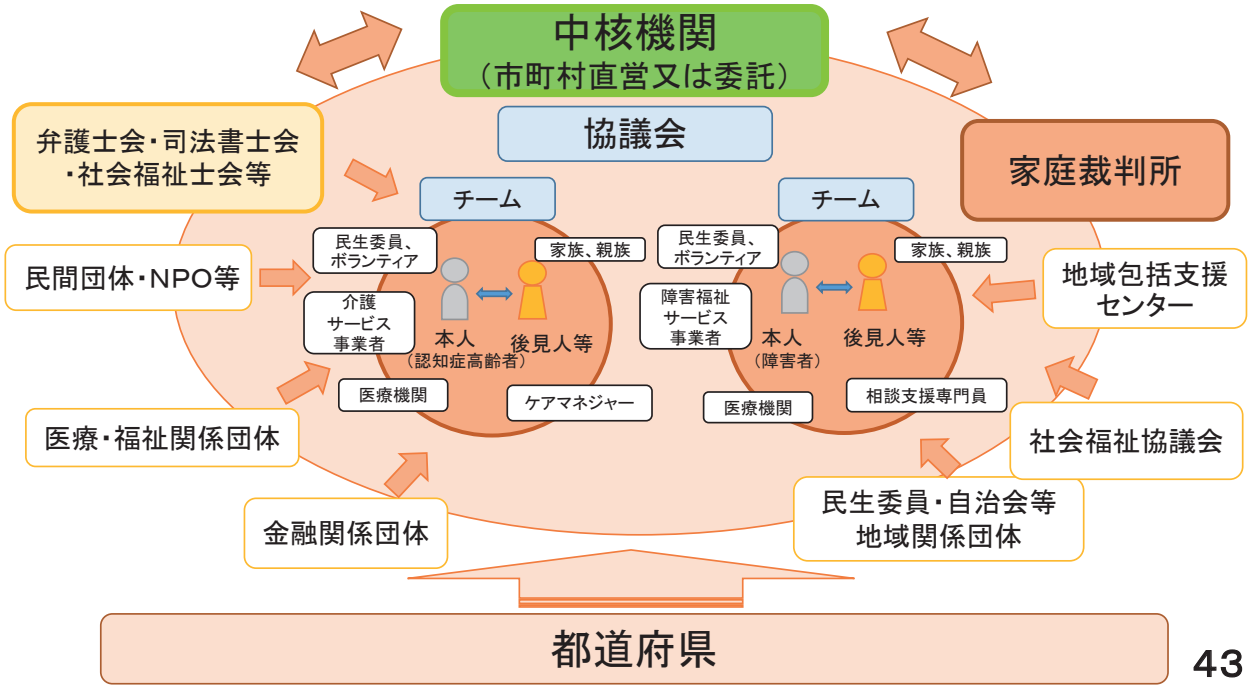

43

社会福祉法人による地域における公益的な取組について

○ 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

（参考）社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）
第24条 （略）
2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

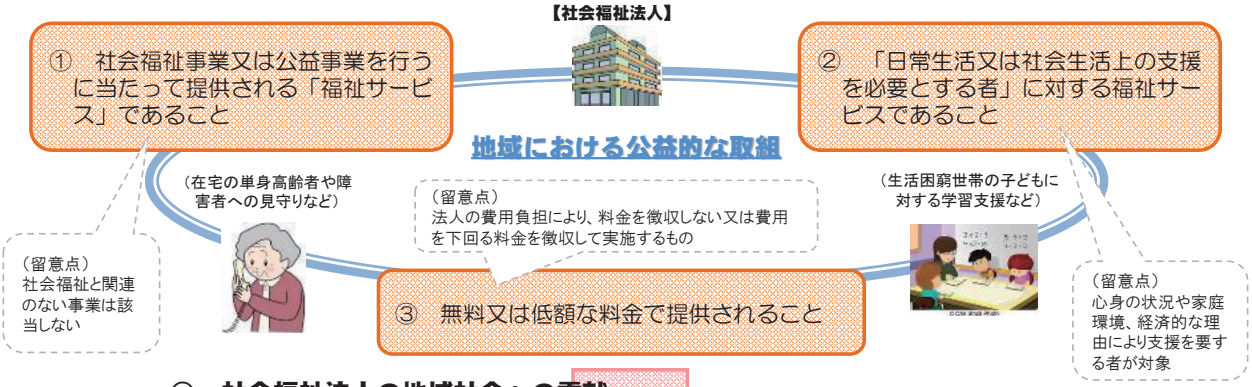

○ **社会福祉法人の地域社会への貢献**
⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

44

「新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける
教員研修のあり方に関する調査研究事業」

厚生労働省令和二年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
社会福祉推進事業

2021年3月31日発行

一般社団法人　日本ソーシャルワーク教育学校連盟

〒108-0075　東京都港区港南４－７－８　都漁連水産会館5階
電話：03－5495－7242　FAX：03－5494－7219
E-mail：jimukyoku@jaswe.jp　　Website：socialworker.jp